（漢籍國字解全書）

大正六年一月二十五日印刷
大正六年一月二十八日發行

不許複製
早稻田大學出版部

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番
早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

と稱して隋の政令を奉ずる者稀なるに至つたので、帝も北の方長安に歸らんとするの心が無くなつた、されど扈從の面面は關中の人多く、皆長安に歸らんと欲して居るので遂に帝に向つて謀反を起すに至り、許公宇文化及といふ者を主謀者と爲し、夜中に兵を引いて在宮に入り、宇文化及の黨人の斐虔通といふ者が遂に煬帝を縊り殺し、隋の宗室の老幼は殘らず

皆此處にて戰死した、惟秦王の浩といふ者のみを助けて之を立て、化及は自ら大丞相と爲り、兵衆を率ゐて西の方關中に歸つたのである、梁の蕭銑は前に王と稱せしが、是に至つて帝號を江陵に稱した、隋帝侑は位に卽いて半年目に位を唐の李淵に禪つた、さて隋の高祖より侑の唐に禪るまで三世を經て凡そ三十八年目に亡んだのである、

十八史略國字解上　終

て江南に根據を構へた、又杜伏威といふ者が歴陽に據つて吳國を建てた、又竇建德といふ者が長樂王と稱して夏國と稱した、又馬邑郡の校尉の劉武周と朔方の郎將梁師都は各、其の郡に據つて兵を起した、又李密は興洛倉に據つて河南の諸郡を略取して魏公と稱した、又突厥は劉武周を立て、定陽可汗といふ夷の酋長と爲し、樓煩定襄雁門などの諸郡を奪ひ取つた、又梁師都は雕陰、弘化、延安などの諸郡を取つて自ら梁帝と稱した、又金城の校尉の薛擧といふ者は兵を隴西に起し自ら西秦の霸王と稱した、又武威郡の司馬李軌は兵を河西に起し自ら涼王と稱した、又薛擧は霸王を改め自ら秦帝と稱し、徙つて天水郡に據つた、又蕭銑といふ者は兵を巴陵郡に起し、自ら梁王と稱した、又唐公の李淵は兵を太原郡に起し諸郡に克つて長安の都に入つた、時に隋の大業十二年で帝は江都に巡遊して居つた、よつて淵は長安より遙に帝を尊んで太上皇と爲して隱居させ、代りに代王を立てた、是が恭皇帝といふのである、

○恭皇帝名侑、煬帝之孫也、年十三、爲李淵所立、改大業十三年爲義寧、淵爲大丞相、封唐王、煬帝在江都、淫虐日甚、酒巵不離口、見中原已亂無心北歸、從駕多關中人、思歸遂謀叛、以許公宇文化及爲主、夜引兵入宮、縊殺煬帝、宗室無少長皆死、惟存秦王浩、立之、而自爲大丞相、擁衆而西、梁蕭銑稱帝於江陵、隋帝侑卽位半年、禪于唐、隋自高祖至是三世、凡三十七年而亡、

【字解】煬帝之孫、煬の子の元德太子の子、淫虐、淫亂にして暴虐なること、酒巵、巵は音シ、酒盃に同じ、北歸、江都より西北の方長安に歸ること、許公宇文化及、許は國の名、公は爵の名、宇文は二字の姓、化及は名、後周の一族である、浩、煬帝の弟の重後の子、自爲大丞相、宇文化及が自ら大丞相と爲つたこと、三十七年、七の字は八の字の誤、

【解釋】恭皇帝、名は侑といふ、煬帝の子元德太子の子である、年十三にして李淵のために立てられ、大業十三年に年號を義寧と改め、淵は大丞相と爲り唐王に封ぜられた、さて此の時煬帝はまだ江都に在つて淫亂暴虐日日に甚しく、酒盃を口より離さず、日夜酒宴を續けて耽樂して居つた、されど天下は段段擾亂に化し諸郡の豪傑處處に兵を起して自ら帝王

約說すると、李氏の子の李密は、ひそかに亂を起さんと謀つて居るが、隋帝は之を知らず、日夜苑囿中で游樂に耽つて居る、而して憐れなことには、今に密の爲めに滅されるであらうといふ意である、かくて密は群盜の翟讓等と共に兵を起し、滎陽を攻めて之を下した、爾後大將の旗を建て、所部卽ち部下の兵を統べた、それから西に行き、諸城を說いて之を降し、大に郡縣を獲得した、

鄱陽賊帥林士弘、稱楚帝、據江南、杜伏威據歷陽、竇建德稱長樂王、馬邑校尉劉武周、朔方郞將梁師都、各據郡起兵、李密據興洛倉、略取河南諸郡、稱魏公、突厥立劉武周、爲定陽可汗、取樓煩定襄雁門諸郡、梁師都取雕陰弘化延安等郡、自稱梁帝、金城校尉薛擧起兵隴西、自稱西秦霸王、武威司馬李軌、起兵河西、自稱涼王、薛擧自稱秦帝、徙據天水、蕭銑起兵巴陵、自稱梁王、唐公李淵起兵太原、克諸郡、入長安、時隋大業十二年、帝在江都、淵遙尊爲太上皇、而立代王、是爲恭皇帝、

【字解】 鄱陽、郡の名、揚州に屬す、今の江西省の饒州府に當る、歷陽、郡の名、揚州に屬す、今の安徽省の和州府に當る、馬邑、郡の名、冀州に屬す、今の山西省の朔平府朔州に當る、朔方、郡の名、雍州に屬す、今の陝西省の楡林府懷遠縣の西に當る、樓煩、郡の名、冀州に屬す、今の山西省の忻州靜樂縣に當る、定襄、郡の名、冀州に屬す、今の山西省朔平府平魯縣の西北に當る、雁門、郡の名、冀州に屬す、今の山西省の代州に當る、雕陰、郡の名、雍州に屬す、今の陝西省の綏德州に當る、弘化、郡の名、雍州に屬す、今の甘肅省の慶陽府安化縣に當る、延安、郡の名、雍州に屬す、今の陝西省の延安府膚施縣の東に當る、金城、郡の名、雍州に屬す、今の甘肅省の蘭州府皐蘭縣に當る、隴西、郡の名、雍州に屬す、今の甘肅省の鞏昌府隴西縣の西南に當る、武威、郡の名、雍州に屬す、今の甘肅省の涼州府武威縣に當る、天水、郡の名、雍州に屬す、今の甘肅省の秦州の西南に當る、巴陵、郡の名、荊州に屬す、今の湖南省の岳州府に當る、太原、郡の名、冀州に屬す、今の山西省の太原府に當る、遙尊、李淵は長安に居り煬帝は江都に在り、故に長安より遙なる江都の帝を尊ぶとの意、

【解釋】 鄱陽郡の群賊の頭の林士弘といふ者が楚帝と稱し

のである、是によつて帝は又涿郡に如き高麗を伐つた、高麗も亦困斃立つ能はず遂に使を遣して降參せんことを請うた、故に帝は長安の都に還つた、がく天下一先づ平安に赴きしを以て、帝は又洛陽に如き汾陽に如き江都に如きなどして毎年〳〵巡遊して樂んで居つたのである、

蒲山公李密兵起、密少有才略、志氣雄遠、輕財好士、嘗乘黃牛、以漢書掛牛角讀之、楚公揚素遇而奇之、由是與素子玄感游、初從玄感起兵、玄感敗、密變姓名亡匿、時人皆云、楊氏將滅、李氏將興、又有民謠、歌曰、桃李子、皇后走揚州、宛轉花園裏、勿浪語、誰道許、謂桃李子者、逃亡李氏子也、莫浪語誰道許者密也、密遂與群盜翟讓等、起攻滎陽下之、建牙統所部西行、說下諸城大獲、

【字解】蒲山公、蒲山は縣の名であるが、それが何處であるか分らぬ、李密の父は嘗て蒲山公の爵に封ぜられた、故に密又之を襲うて蒲山公と稱したのである、才略、才智と謀略、雄遠、雄壯にして遠大、楚公揚素、楊素初め越國公に封ぜられ、後改めて楚に徙る、故に楚公と謂ふ、亡匿、逃げ隱れる、民謠、民間のはやり歌、皇后、皇も后も皆君で、天子に喩ふ、揚州、隋の離宮のある所、卽ち江都、宛轉、遊宴流連の狀を謂ふ、花園裏、花木珍石を置いてある園の中、道許、許は斯くと同じ、卽ち斯く言ふの意、建牙、牙は大將軍の旗、

【解釋】蒲山公李密は兵を起して隋に叛した、さて李密は少年の時から才略があり、且つ志氣雄遠にして、財寶を輕んじ、好んで天下の賢士と交際を結んだ、嘗て黃色の牛に乘り、漢書をその角に掛け、行く〳〵これを讀んだ、楚公の楊素が途中で之に遭ひ、見て之を奇とした、密は之によつて素の子玄感と交を結んだ、初め李密は玄感に從つて兵を起したが、玄感が敗軍した爲めに、姓名を變へて逃げ亡せた、此の時世人が評して曰ふのには、楊氏卽ち楊玄感の家は將さに滅亡せんとし、李氏卽ち李密の家は將さに興らんとすと、又民謠があつて、歌つて曰ふのには、桃李の子がある、皇后は楊州に走り、花園の中で遊びに耽つて居る、之をみだりに話してはならぬ、誰れがかくいふのであるかと、此の桃李の子といふは、逃亡した李子が子といふ意で、みだりに話してはならぬ、誰れがかくいふのであるかといふは、秘密の意である、今之を

となつて高麗を撃たんとて天下の兵を徴して涿郡に勢揃をし、河南淮南江南の三地方に敕して兵車五萬輛を造らしめ、其に戎衣甲冑等の武器を供へ載せ、又河北の人夫を徴發して軍中の雜役に從事せしめ、江淮以南の人民は水夫に適するを以て船にて黎陽及び洛口の諸倉の米を運ばしめた、其船の多きこと船の前後相續きて千里に連り、往還する者が常に數十萬人あつて晝夜絶ゆること無く、死人の多きこと相重るやうである、よつて天下騷しく動搖し、百姓は大いに困窮し、止むを得ず始めて相聚つて盜を爲すやうに至つたのである、

漳南竇建德兵起、帝所徴四方兵皆集涿郡、一百一十三萬、餽運者倍之、首尾亙千餘里、帝至遼東、攻城不克、諸軍大敗而還、明年再徴兵、自將擊之、

【字解】漳南、縣の名、冀州清河郡に屬す、今の山東省の東昌府恩縣の西北に當る、餽運、音キウン、兵糧を運輸すること、

【解釋】大業七年十月に漳南の竇建が兵起つて掠奪を始めた、此の時王薄張金稱高士達などの群盜が遼東方面に蜂起したのである、さて煬帝の徴したる天下の諸兵は皆涿郡に集まつた、其の數一百十三萬人に及び、兵食を運輸する者は之に倍し、行軍の首尾一千餘里に亙つた、帝自ら將として遼東に至り、城を攻めたが克つ能はず、諸軍大いに敗れて京師に還つた、其の明年再び兵を徴して又自ら將となつて之を擊つたのである、

楚公楊玄感、見朝政日紊、潛謀作亂、至是督運黎陽、遂反、帝引軍還、遣將擊之、玄感自洛陽引兵趨潼關、兵敗走死、帝又如涿郡、伐高麗、高麗遣使請降、帝還長安、已而如洛陽、如汾陽、如江都、巡遊仍無虛歲、

【字解】督運、兵粮の運輸を監督すること、遣將、將は宇文述屈突通などを指す、

【解釋】楚公の楊玄感は朝政の日日に亂るゝを見て心私に謀叛を起さんと謀つて居た、大業九年六月に至り、黎陽に兵粮を運輸する役を勤むるに際し、遂に反旗を飜したのである、よつて帝は遼東より諸軍を引いて還り、宇文述屈突通等の諸將を遣して之を擊たしめた、玄感は之に敵する能はず洛陽より兵を引いて潼關まで落ち延び、遂に兵敗れて戰死した

【解釋】 通濟渠を開いて後、大業四年正月に又永濟渠を開いた、此の運河は沁水を引いて黄河に達せしめ、又それより北の方涿郡に至るまで通じたので其全長實に二千餘里に及んだといふ、煬帝は又汾陽宮を汾州の北に造營し、又江南河を穿ちて京口から餘杭に至るまで八百餘里の運河を開いたのである、帝又洛口倉といふ穀倉を鞏縣の東南の原上に設置し、其の城の周圍は二十餘里あつて、三千箇の地藏を穿ち、又興洛倉といふ穀倉を洛陽の北方に設置し、其の城の周圍は十里あつて三百箇の地藏を穿ちて、地藏毎に皆八千石を蓄へ容るゝことを得るのである、かく帝は土木建築を起すのみならず、好んで天下を巡遊した、卽ち或は洛陽に如き、或は江都に如き、或は北方に巡りて楡林金河に至り、或は五原に如き、長城を巡り、或は黄河の北方を巡るなど、其の營造巡遊することは毎年〳〵休むこと無き有樣である、又狩獵をなさんとて天下の鷹師を徵したら、來り聚まる者萬餘人もあり、又天下の散樂する者を徵したら、此も亦來る者萬を踰えた、大業六年正月に諸の蕃夷が來朝したりし時に、百戲を宮城の正門に陳べて蕃夷の使者に見物させた、其の絲竹管絃を取つて囃方をする者さへ一萬八千人もあり、其の聲數十里の外にまで聞え、昏より旦に至るまで燈火を點じて演奏し、正月の十五日より打ち續け、其の月末に至つて漸く罷め、其の費用は巨萬なりしといふ、是より歲歲常例となつて此の百戲を演じたのである、

徵高麗王入朝、不至、大業七年帝自將擊高麗、徵天下兵會涿郡、敕河南淮南江南造戎車五萬乘、供載衣甲等、發河南河北民夫供軍須、江淮以南民夫、船運黎陽及洛口諸倉米、舳艫千里往還常數十萬人、晝夜不絕、死者相枕、天下騷動、百姓窮困、始相聚爲盜、

【字解】 河南、郡の名、豫州に屬す、今の河南府に當る、淮南、郡の名、揚州に屬す、今の安徽省の鳳陽府に當る、江南、長江以南の地、戎車、兵車に同じ、軍須、軍中に必要なる雜務、黎陽、縣の名、冀州汲郡に屬す、今の安徽省の徽州府休寧縣の東南に當る、舳艫千里、舳は船の後、艫は船の前、船のともとへとが相銜みて其の長さ千里に續くといふとで兵船の多きをいふ、死者相枕、死者の相連なることで、死者の多きをいふ、

【解釋】 大業六年十二月に高麗王を徵して入朝せしめんとしたが遂に入朝せなかつた、よつて翌七年二月に帝自ら大將

り、或はその花が時を經て落ちたりした時には、五色の絹を剪んで花や葉を造り、之を樹木に結び付け、又沼池の中にも、五色の絹で造つた、荷芰菱芡の類を浮べ、春夏秋冬常に眼を樂ませた、又此等の造り花や葉が、若し其色が變つたならば必ず新らしいものを造つて取り替へさせた、かくの如くして豪奢の極を盡した、特に好んで明月の夜游を試みたが、此の場合には、三千の宮女を馬に乘せて扈從せしめ、以て此の西苑内を悠悠として逍遙し、且つ清夜游の歌曲を作り、此等馬上の宮女をして高らかに朗唱せしめ、以て長夜の歡樂を恣にした、

後又開永濟渠、引沁水、南達于河、北通涿郡、又營汾陽宮、又穿江南河、自京口至餘杭、八百里、置洛口倉於鞏東南原上、城周二十餘里、穿三千窖、置興洛倉於洛陽北、城周十里、穿三百窖、窖皆容八千石、帝或如洛陽、或如江都、或北巡至楡林金河、或如五原、巡長城、或巡河右、營造巡遊無虛歲、徵天下鷹師、至者萬餘人、徵天下散樂、諸蕃來朝、陳百戲於端門、執絲竹者萬八千人、終月而罷、費巨萬、歲以爲常、

【字解】永濟渠、運河の名、長さ二千餘里あり、大業四　正月に詔して河北の諸軍百餘萬人を發して穿ちたるもの、沁水、源を上黨の穀遠縣の羊頭山より發せる川、穀遠は今の山西省の沁州沁源縣に當る、涿郡、郡の名、冀州に屬す、今の直隷省の順天府に當る、汾陽宮、汾州の北に在る宮殿の名、江南河、運河の名、長さ八百餘里あり、大業六年十二月に穿ちたるもの、今の浙西の運河で杭州より鎭江府に達して楊子江に注げる大江をいふ、京口、今の江蘇省の鎭江のこと、餘杭、縣の名、揚州餘抗郡に屬す、今は浙江省の杭州府餘杭縣治に屬す、鞏、縣の名、豫州河南郡に屬す、今は河南省の河南府鞏縣治に屬す、窖、音カウ、あなぐら、楡林、縣の名、雍州楡林郡に屬す、今は陝西省の楡林府楡林縣治に屬す、金河、縣の名、雍州楡林郡に屬す、今の陝西省の歸化城の南に當る、五原、縣の名、雍州鹽川郡に屬す、今の甘肅省の寧夏府靈縣の東南に當る、河右、黃河の地方、營造、普請、無虛歲、毎歲〳〵休むと無きと、鷹師、狩獵に鷹を使ふ者、たかじやう、散樂、俗樂、舞踊手品などの如く雅樂にあらざるもの、百戲、魚龍、曼衍、俳優、侏儒、山車、巨象、板井、種瓜などの奇術演藝をいふ、端門、皇宮の正門、執絲竹者、絲は琴瑟の類、竹は笛簫の族、即ち百戲を演ずる囃方をいふ、

れは今の運河のことで、之を堀り開いて游樂の往來に便したのである、發民、發は徴發、人民を徴發して使役すること、邗溝、運河の名、御道、天子専用の道路、龍舟、天子の乘る舟で、その高さは四十五尺、長さは二百丈あつたといふことである、臺觀、樓閣に同じ、これはこゝに登つて遠望を恣にする爲めである、羅絡、羅列して、それが連絡して居ること、縈紆、ウネ〳〵と廻りくねつて居ること、剪綵、剪は鋏で剪ること、綵は彩文の絹、荷芰、荷は蓮、芰は菱の類で、四角形をなして居るもの、菱芡、菱は二角の菱、芡は鷄頭といふ水草、和名ミヅブキ、又はオニバス、渝、カハルと訓む、變也、清夜游曲、魏の曹植が清夜西園に游んだ詩を取り、之を歌ふて曲の名としたのである、

【解釋】煬皇帝は名を廣といひ、文帝の開皇年代の末に、立つて太子と爲つた、而して太子となつたその當日に天下に大地震があつたから、人人は皆何等かの妖兆でありやせぬかと思つた、かくていよ〳〵皇帝の位に卽いてから、盛んに土木建築の工を起した、先づ洛陽の地を相して、眞先に顯仁宮を造營した、而してその材料には、江嶺の地から珍奇な木材や、奇異の石類を徴發した、又あまねく海内の嘉木異草を求めて之を宮庭に植ゑ、又珍らしい鳥や、奇妙な獸などを捜して、之を宮囿に養ひ、以て心目を樂ませた、又通濟渠を開鑿して、巡游往來の便に供した、卽ち都の長安にある西の苑から穀水と洛水とを引き來つて河水に達せしめ、更らに又河水を引いて汴水に入れ、又た汴水を引いて泗水に入れ、以て之を淮水に達せしめた、これは長安から洛陽に往來する爲めに設けたのである、又た人民を徴發して之を使役し、以て邗溝を開鑿した、この運河は江水に連絡してあつて、これは長安と揚州府江都縣の間の巡遊に便にしたのである、此の運河の旁には別に天子専用の御道を築き、又その御道の側には、柳を植ゑて風致を添へた、且つその間、四十餘ケ所には、離宮を造營して安息游樂の所となした、又侍臣を江南に遣はし、龍舟及び種種の雜船數萬艘を造らせた、これは彼の運河に棹して遊幸するの用に當てる爲めである、又長安の西の苑庭は周廻二百里あつて、その中に湖を造つたが、その周廻は十餘里で、其廣いことは、恰も渺茫たる海の樣である、而してその中に蓬萊、方丈、瀛州と名づくる三の島の山を築き、その高さは百餘丈あつた、これは海中の三神山に象つたのである、又その山の頂上に多くの臺觀宮殿を建築し、それを三山の間に羅列し連結した、これは神仙の都、上帝游息の所に擬し、且つ親ら登覽の觀を專にする爲めであつた、又此の海の北に溝を堀り、これが迂餘曲折して海に注ぐ樣になつて居て、如何にも面白く出來て居る、その上、その渠に添ふて所所に十六の院殿を造り、又その殿門の影は渠水に映つて居るから、いよいよ景色がよい、特に臺觀宮殿といひ、院殿門樓といひ、金錢を惜まず、天下のあらゆる贅を盡し、あらゆる華を極め、丁度我が日光の靈屋の樣に作られたのであるから、その華麗は繪にも畫けないのである、又宮庭の樹木が霜に遇ふてしぼんだ

で、廣は之を聞き此くては一大事と右庶子の張衡といふ者をして殿中に入つて帝の病牀に侍べらしめ、隙を見計ひて帝を弑し又人を遣して勇を縊り殺したのである、さて文帝は性質嚴重にして政事を勤め、法令を出せば令行はれ、法禁を布けば犯す者無く、貨財を嗇むと雖功を賞する時には決して之を吝まず、百姓を可愛がり養ひ、農業養蠶を勸めわりあて、徭役を輕くし賦稅を薄くし、自身に關ることは儉約にした、是に於て天下の者皆之に同化し、後周の禪を受けし初めは民の戶數僅四百萬に足らざりしが、帝の末年には八百萬を踰ゆるに至つた、然れども帝は自ら詐力を以て天下を得、又邪念深くして人をそねみ、苛酷にして人の過失を責め立て、讒言を信じて其れを眞に受けた、よつて功臣故舊の者は始より終まで身を全うせし者が無かつたのである、帝、位に在ること二十四年で、號を改めたことが二つで、開皇仁壽といふ、太子廣が立つた、是が煬皇帝といふのである、

○煬皇帝名廣、開皇末立爲太子、是日天下地震、卽位首營洛陽顯仁宮、發江嶺奇材異石、又求海內嘉木異草珍禽奇獸、以實苑囿、又開通濟渠、自長安西苑、引穀洛水、達于河、引河入汴、引汴入泗、以達于淮、又發民開邗溝入江、旁築御道、樹以柳、自長安至江都、置離宮四十餘所、遣人往江南、造龍舟及雜船數萬艘、以備遊幸之用、西苑周二百里、其內爲海、周十餘里、爲蓬萊方丈瀛州諸山、高百餘尺、臺觀宮殿、羅絡山上、海北有渠、縈紆注海、緣渠作十六院、門皆臨渠、窮極華麗、宮樹凋落、翦綵爲花葉綴之、沼內亦翦綵爲荷芰菱芡、色渝則易新者、好以月夜、從宮女數千騎、遊西苑、作淸夜遊曲、馬上奏之、

【字解】首、眞先の意、江嶺、大江以南の五嶺、五嶺とは、大庾、始安、臨賀、桂陽、揭陽で、これは西の方、衡山の南に連續起伏して居る、海內、支那國中の意、嘉木、よい香のする木又は珍らしい木、苑囿、苑は花樹を植ゑてある所、囿は鳥獸を飼養してある所、通濟渠、渠の名、こ

畜生、何足付大事、獨孤誤我、將召故太子勇、廣聞之、令右庶子張衡入侍疾、因弑帝、遣人縊殺勇、帝性嚴重、勤於政事、令行禁止、雖嗇於財、賞功不吝、愛養百姓、勸課農桑、輕徭薄賦、自奉儉薄、天下化之、受禪之初、民戶不滿四百萬、末年踰八百萬、然自以詐力得天下、猜忌苛察、信受讒言、功臣故舊、無終始保全者、在位二十四年、改元者二、曰開皇、仁壽、太子立、是爲煬皇帝、

【字解】不豫、尙書の金縢に、王有病弗豫、とあつて弗豫は不豫に同じく不快のことで病氣づくこと、預擬帝不諱後事、擬は度で前以て此くなるべきと推し度ること、不諱は死で死は人の常なれば諱ますといふ、太子が預め高祖の死後の事を計畫するをいふ、宮人、宮女、更衣、衣を著更ふること、古は便所に行くには必ず衣を更へ改めしといふ、泫然、サメ〴〵と泣く貌、抵、擊つこと、畜生、太子を罵る言葉、禽獸は父子兄弟と雖其の牝牡を共にす、太子は今父の妃を汚さんとしたから此くいふ、大事、帝業を指す、獨孤誤我、獨孤皇后が帝に勸めて廣を太子と爲したることをいふ、右庶子、東宮の官の名、右左中の三等あり、輕徭薄賦、徭役を輕くし、賦稅を薄くすること、自奉儉薄、凡て自身に關ることは儉約にすること、猜忌苛察、邪念深くして人をそねみ、苛酷にして人の過失を容赦なく責め立つること、無終始保全者、仕官の初めより終まで無難に過ぐる者無く、大抵は殺戮に遇ふか、閉門黜陟の憂目に罹ること、

【解釋】仁壽四年に文帝が病氣づいたので、太子の廣を召して殿中に居らしめた、太子は帝が間も無く死ぬるであらうと思ひ、前以て帝の死後の事を推し度り、其の事を書に認めて僕射の楊素に問うて其の返事を得た、ところが其の返書を宮女が誤つて帝の所に送つたので、帝は之を披き覽て大いに恚つた、又帝の寵愛する所の陳夫人が便所に行かんとて衣裳を改めつゝあつた時に、太子の爲に挑まれたが、漸く之を拒んで汚さるゝことを免れた、帝は其の驚き憂ふる顏色のたゞ事ならざるを怪みて、其の故を問ふたら夫人はサメ〴〵と涕を流して泣いて太子の無禮なることを曰ふた、帝は之を聞いて又又恚つて牀を擊ち罵つて曰ふに、畜生メ朕が愛する所の夫人を汚さんとするやうな人非人ではとても此の大事なる帝業を委托することが出來やうぞ、彼の獨孤は我を誤らしたと殘念がつた、それより將に故の太子勇を召さんとしたの

る評判であつては我が大望の妨げともならんと思ひ、それより深く自ら才力を發揮せず、包み隱して人に知らしめざるやうにした、さて楊堅の女は周の宣帝の后と爲り、周の靜帝が立つてからは太后の父なりといふ所から專ら政事を執り、遂に周の帝位を移して自ら位に卽いたのである、其の後九年目に陳を平げて天下始めて一統となつた、開皇二十年十月に太子の勇を廢して庶人と爲した、初め帝は勇をして政事に與かり決斷せしめたことがあつたが、時としては政令の削るべきは削り、增すべきは增しなどして政務を助けたることもあつた、又其の性質はおほまかにして親切で、手輕にサツパリとして見え飾りの無き人であつた、ところが帝の性質は非常なる節儉家であるのに、其の後勇は衣服調度に至るまで贅澤を極むるやうになつた爲に、帝の恩寵は始めて衰へて愛されなくなつた、且つ勇には寵妾多きが爲に、妃は寵なくして死し、從つて庶子が多かつた、よつて獨孤皇后は深く勇を惡んで居た、一方晉王廣は其の矯飾益〻甚しかつたが、勉めて帝の氣に入らんと欲し、帝の其の第に幸せし時などは、美姬は悉く別室に隱し置き、老いたる醜婦に粗末なる衣服を著せて帝の左右に侍べらしめ、又樂器などの影をも見せず、又、室內は塵埃を拂はず其のまゝになして帝の歡心を買ひ、以て自ら太子たらんと謀つたのである、よつて后は帝を助けて勇を廢し、十一月遂に廣を立てゝ太子となしたのである、

龍門王通、詣闕獻太平十二策、帝不能用、罷歸、敎授於河汾之間、弟子自遠至者甚衆、

【字解】龍門、縣の名、冀州河東郡に屬す、今の山西省の絳州府河津縣の西に當る、王通、隋の有名なる學者で初唐の房元齡魏徵等は此人の門人である、沒後門人私に諡して文中子と曰ふ、著書に文中子（一名中說）あり、汾、川の名、

【解釋】龍門の王通は宮闕に至りて太平策十二箇條を獻じたが、文帝は之を用ゐることが出來なかつた、よつて皇城より罷り歸つて河汾の間に敎授し、弟子遠方より來つて敎を請ふ者が甚だ衆かつた、

仁壽四年、帝不豫、召太子入居殿中、太子預擬帝不諱後事、爲書問僕射楊素、得報、宮人誤送帝所、帝覽之大恚、帝所寵陳夫人出更衣、爲太子所逼、拒之得免、帝怪其神色有異、問故、夫人泫然曰、太子無禮、帝恚抵床曰、

異、周人嘗告武帝、普六茹堅有反相、堅聞之深自晦匿、女爲周宣帝后、周靜帝立、堅以太后父秉政、遂移周祚、卽位九年、平陳天下爲一、開皇二十年、廢太子勇爲庶人、初帝使勇參決政事、時有損益、勇姓寬厚、率意無矯飾、帝性節儉、勇服用侈、恩寵始衰、勇多內寵、妃無寵死、而多庶子、獨孤皇后深惡之、晉王廣彌自矯飾、爲奪嫡計、后贊帝廢勇、而立廣爲太子、

【字解】 弘農、郡の名、豫州に屬す、今の河南省の陝州靈寶縣の南に當る、東漢大尉震之後、楊震十二世の孫、卽ち楊震四世の孫、孚—渠—鉉—元壽—惠假—烈—禎—忠—堅、有異、不思議のこと有りしをいふ、卽ち紫氣庭に充ち、文の掌中に有りしこと、鞠、音キク、養ふこと、角出鱗起、頭上に角生じ、皮膚に鱗の起ること、心動、むなさわぎすること、相表奇異、人相の常に異なることで、堅の眼光の星の如く、額上に肉角五柱あつて頂に達するをいふ、周人、王軌といふ者のこと、普六茹堅、普六茹は三字姓で本姓は楊氏である、此の三字姓は魏の恭帝の賜はりしもの、反相、謀反する人相、晦匿、才力を包み隱して人に知らしめざること、參決政事、政に與かりて決斷せしむること、時有損益、時に削るべきは削り、增すべきは增して政事を助けしこともあつたといふ意、寬厚、心ゆるやかにして親切なること、率意無矯飾、手輕にサツパリして見え飾りの無きこと、服用侈、衣服調度の華美なること、獨孤、二字の姓、

【解釋】 隋の高祖文皇帝、姓は楊氏、名は堅といふ、弘農の人である、相傳へて東漢の太尉の楊震の第十二世の孫なりといふ、父の忠は魏及び周に仕へ軍功を以て隋公に封ぜられた、其の後堅は父の爵を襲うて隋公と爲つた、さて堅の誕生の時には紫の瑞氣が庭に充ち、又其の掌中に文ありて常人の出生と異なつて居た、又宅の旁に尼寺があつて其の寺の尼が抱き歸つて堅を養うて居た、或る日尼が他出するので其の母に托して堅を抱かしめた、ところが堅の頭上に角が生じ又皮膚に鱗が起つたので實母は大いに驚いて堅を地上に墜した、此の時尼は他處にて非常に胸擾ぎがする故に急ぎ還つて見ると此の始末である、よつて尼は可愛い我が兒を驚かしたが爲に晩く天下を取らしむることゝなつたと曰ふた、成長するに及んで果して其の人相が常人と異なつて、眼光は星の如く燿き、額上の肉角は五柱あつて頂に達するといふ有樣である、よつて王軌といふ者は、或る時に周の武帝に普六茹堅は謀反の人相があると告げたことがある、堅は之を聞いてか、

る、臣は毎に官等の卑きを患ひつゝあつたから、今若し隋兵が江を渡らば、大いに之を撃ち敗つて大功を立て、、武職の長たる大尉公と爲つて平生の望を達せんと思ふと意氣込んだ、よつて陳主も其の言を然りとして安心し、女樂を奏し、縱に酒を飲み、詩歌を作ることを輟めず、上下悉く敵兵已に眼前に在ることを知らざる如き有樣であつた、さて隋の賀若弼の軍兵は廣漢より江を渡り、韓擒虎の軍隊は横江より夜陰に乘じて采石に濟つた、一方陳の守備兵は皆酒に醉うて如何ともする能はないのである、擒虎は遂に新林浦より進んで宮禁の朱雀門に攻め入つた、そこで陳主は自ら景陽の井の中に身を隱したが、隋の軍人井の中を窺うて將に石を投げ入れんとしたので、中より叫んで救を求めた、よつて繩を下して陳主と張麗華と孔貴嬪とを同體に束ねて之を引き上げ、俘として率ゐ歸つた、後主位に在ること七年で、年號を改めたことが二つで、「至德禎明」といふ、陳の高祖武帝より是に至るまで五世を經て、凡て二十二年目に亡んだのである、

隋

隋の高祖文皇帝楊堅は後漢の太尉楊震の後裔で、後周に仕へて相國隨王と爲り、尋いで後周の禪を受け、皇帝の位に卽いて國號を隋と稱し、都を長安に定めたのである、さて此の隋の字は本は隨の字に書して春秋時代の隨國のことである、隨は楚に滅されて縣となり、秦漢の時には南陽郡に屬し、晉には義陽郡に屬し、後分れて隨郡となり、梁には隨州といひ、其の後西魏の領分となり、後周に至り堅の父の楊忠といふ者が太祖に從うて軍功を立て隨國公に封ぜられ、後堅が其の爵を襲うて隨王と爲り、尋いで後周の禪を受くるに至つたのである、かく古は隨の字を用ゐ來りしが楊堅は周齊兩朝の間に於て東西に奔走して寧處に遑なく、且つ隨の字は辵に從つて奔走の意に近きを忌み嫌ひ、辵を去つて隋の字に改めたのである、さて隋の存續は高祖が陳の大建十三年に國を建てから唐の高祖に禪るまで三世を經て三十八年目に亡んだのである、（紀元一二四一—一二七八 西紀五八一—六一八）

○隋高祖文皇帝、姓楊氏、名堅、弘農人也、相傳爲東漢太尉震之後、父忠仕魏及周、以功封隋公、堅襲爵、堅生而有異、宅旁有尼寺、一尼抱歸自鞠之、一日尼出、付其母自抱、角出鱗起、母大驚墜之地、尼心動、亟還見之曰、驚我兒、致令晩得天下、及長相表奇

醉、擒虎遂自新林進、直入朱雀門、陳主自投景陽井中、軍人窺井將下石、乃叫、以繩引之、與張麗華孔貴嬪同束而上、俘以歸、後主在位七年、改元者二、曰至德、曰禎明、陳自高祖武帝至是五世、凡三十二年而亡、

【字解】晉王廣、隋の文帝の第三子、元帥、帥は音スヰ、元帥は軍の總指揮官、賀若弼、賀若は二字の姓、弼は名、江東可克乎、江東は陳を指す、陳は建康に都し、建康は長江の東方に在り、故に陳を指して江東といふ、陳を滅すことが出來るか否かとの意である、郭璞言、晉の郭璞は數理に長じたる人で晉が東方に分れた時に、下の如く言うたことがある、さて元帝は江東に分れて建康に都を定めて王となつたが、凡そ三百年後には再び中國と合同して天下一統とならんと、此數將周、元帝の建康に都を定めたりし歳は丁丑で、今年陳を滅さんとする歳は戊申で、凡てゞ二百七十二年になる、よつて此の數は郭璞の言はれた數に殆んど近しとの意である、王氣在此、昔し楚の威王は此の地に帝王の運氣のありしを見て黃金を埋めて金陵と名けたりしことあり、よつて今此くいふのである、天塹、塹は城を圍む濠で天塹とは天然の要害地といふに同じ、虜若渡江定作大尉公矣、虜は隋兵を指す、隋兵若し長江を渡つて建康に攻め來らば、我能く之を擊ち卻けて軍功を立て、以て武職の長たる大尉公とならんと希望の言である、奏伎、伎は女樂のこと、橫江、采石の對岸、采石、山の名、新林、浦の名、朱雀門、宮禁の南門、

【解釋】禎明二年十月に、隋は晉王廣を軍の總指揮官とし、軍隊を率て陳を伐たしめた、よつて其の部下の楊素と韓擒虎と賀若弼とは各〻道を分つて三方より出で、陳に攻め寄つた、時に高熲といふ者元帥の長史と爲り、戰の前途を心配し、薛道衡に問うて此度の戰は江東に克ちて陳を滅すことが出來るか否かと曰ふた、そこで道衡は對へて曰ふに其は心配に及ばぬ必ず陳に打ち克つであらう、何となれば昔し郭璞の言に晉の元帝は分れて江東に都を定めたが凡て三百年後には必ず中國と合同するであらうと曰はれたることがある、さて元帝の江東に分れたりし歳は丁丑で、今江東を滅さんとする歳は戊申で、凡て二百七十二年になる、此の數は郭璞の言はれた三百年といふ數に殆ど近いのであるから、吾は此の時期に於て天下一統となるであらうと確信して居ると勵ました、此くて軍隊は陳の國境に迫り將に江を渡らんとして居るので、陳主は隋の軍兵の攻め來るを聞き、近臣に謂つて曰ふに、由來此の地には王氣あり、彼等は何者ぞ懼るゝに足らざる輩であると、孔範も亦曰ふに、此長江は天然の城濠であるによつて如何に隋兵が勇猛なりとも、何として能く此の要害を飛び渡ることが出來やうぞ、決して渡ることが出來ないのであ

やうにして居る、さて陳主は江總を宰輔と爲して國政を任せ、親らは政事に關與せず、日日孔範王瑳等と三閣の後庭に酒宴を開いて傲遊し、此等の酒宴に侍べる者を狎客と稱し、諸の貴嬪をして此の狎客と詩歌を唱和せしめ、其の樂曲に玉樹だの後庭花だのあり、君も臣も飲みつ歌ひつ、朝から晩まで、夕から旦まで、唯もう現をぬかして歡樂に醉うて居るといふ有様である、かゝる有様なれば宦官も近習も內臣も外官も皆各相結託し、帝室も外戚もほしいまゝに我儘を爲し、賄賂は公然と行はれ、又、孔範は貴嬪と約束して兄弟と爲りて權力を振ひ、範は自ら文武の才能に於ては朝廷中我に及ぶ者無しと謂ひ、若し將帥に僅の過失があつても直に其の兵權を奪ひ取るといふやうな振舞をした、そこで文官も武官も皆狎客貴嬪等に憚られ、誰一人として帝室に忠義を竭すといふ者も無く、人心爲に乖離して遂に陳の國家も顚覆するに至つたのである、

後梁主巋殂、太子琮立、隋主廢而滅之、自詧稱帝於江陵、臣西魏周隋、所統數郡而已、凡三十三年而亡、

【字解】後梁亡、梁の敬帝の紹泰元年に梁王詧が帝と稱してから陳の後主の禎明元年に至るまで、三世を經て三十三年目に亡んだのである、（紀元一二一五――一二四七）（西紀五五五――五八七）

【解釋】陳の至德三年五月に、後梁主の巋が殂んだので、太子の琮が立つた、後二年を經て禎明元年に隋主は琮を廢して後梁を滅した、さて梁王の詧は江陵に於て帝と稱してから其の子孫は西魏及び周隋に臣と爲り、其の領分は僅に五六郡のみであつた、是に至り三世を經て三十三年目に亡んだのである、

隋以晉王廣爲元帥、帥師伐陳、揚素、韓擒虎、賀若弼、分道而出、高熲爲元帥長史、問薛道衡、江東可克乎、對曰、克之、郭璞言江東分王三百年與中國合、此數將周、陳主聞有隋兵、謂近臣曰、王氣在此、彼何爲者、孔範曰、長江天塹、豈能飛渡、臣每患官卑、虜若渡江、定作大尉公矣、陳主以謂然、奏伎縱酒賦詩不輟、賀若弼自廣漢濟江、韓擒虎自橫江宵濟采石、守者皆

爲之飾、珠簾寶帳、服玩瑰麗、近古未有、其下積石爲山、引水爲池、雜植花卉、陳主居臨春閣、貴妃張麗華居結綺、龔孔二貴嬪居望仙、複道往來、江總爲宰輔、不親政事、日與孔範等文士、侍宴後庭、謂之狎客、使諸貴嬪與客唱和、其曲有玉樹後庭花等、君臣酣歌、自夕達旦、宦官近習內外連結、宗戚縱橫、貨賂公行、孔範與貴嬪結爲兄弟、範自謂文武才能、擧朝莫及、將帥微有過失、卽奪兵權、由是文武解體、以至覆滅、

【字解】 詹事、詹は音セン、詹事とは皇太子附の役の名、長夜之飲、韓非子說林篇に、紂爲長夜之飲、懼以失日、問其左右、盡不知也、云云とあつて夜已に明くるも尙窗戸を閉ぢて燭を點して酒宴を張ることで、卽ち晝夜飲みつゞけることをいふ、臨春、結綺、望仙、皆樓閣の名、沈檀、皆香木の名で沈香檀香の木材をいふ、珠翠、珍しき珠と翡翠の羽毛とをいふ、珠簾、珠を連ね飾りたるみす、服玩、衣服玩物のこと、瑰麗、音クワイレイ、美麗なること、卉、音キ、百花の總稱、貴妃、女官の名で梁陳の制に貴妃貴嬪貴姬を三夫人と稱して特に寵遇を受けたるものである、龔、音キヤウ、貴嬪の姓、複道、詳解は秦の條に見ゆ、宰輔、宰相に同じ、狎客、カウカク天子に狎れ親む客といふ意、玉樹後庭花、樂章の名、其樂府の中に妖姬臉似花含露、玉樹流光照後庭、の句あり、よつて其の樂章の名とす、酣歌、酒を飲みつゞけて歌ふこと、宗戚、宗は帝の一族、戚は外戚をいふ、縱橫、ほしいまゝに振舞ふこと、貨賂公行、公然とまひなひを使ふこと、文武解體、文武百官皆狎客等に忌憚せられ帝室に忠を盡す者無きに至りしをいふ、覆滅、國家の滅亡すること、

【解釋】 後主長城煬公名は叔寶といふ、太子であつた時から我儘で、詹事の江總と長夜の酒宴を張つて逸樂に耽つて居た、位に卽くと間も無く、臨春結綺望仙の三樓閣を起し、其の高さ各五六十丈あり、其の連なり延びたる長さは數十間に亙り、皆沈香檀香の名木の材を以て造り、黃金や寶玉や珍珠や翡翠で飾を附け、珠の簾や寶の帳や衣服玩物に至るまで皆結構美麗を極め、近世では未だ嘗て見ざる普請であつた、其の高樓より下を見ると庭には石を積んで築山と爲し、水を引いて池と爲し、珍らしき花木を植ゑ込んである、而して陳主は臨春閣に居り、貴妃の張麗華は結綺閣に居り、龔氏孔氏の二人の貴嬪は望仙閣に居り、互に二重廊下より各閣に往來する

自爲太子時、好昵近小人、立未一年、傳位於子闡、自稱天元皇帝、驕侈彌甚、未一年而殂、諡曰宣皇帝、楊堅自爲大丞相、進相國隋王、加九錫、未幾、周主闡禪位于隋、尋被弑、隋主盡滅宇文氏之族、周自稱帝、至是五世、二十五年而亡、

【字解】深沈、奥ゆかしくして落付のあること、遠識、將來のことを見透す才識、嚴明、おごそかで曖昧ならざること、昵近、親み狎る〻こと、贇、音イン、闡、音セン、周亡、後周の滅亡をいふ、卽ち陳の武帝の永定元年に孝閔帝が國を建て〻から五世を經て宣帝の大建十三年に至るまで二十五年目に亡んだのである、(紀元一二一七―一二四一 西紀五五七―五八一)

【解釋】周主の邕は性落付きて奥ゆかしく、將來の事を見透す才識ありて、其の政事はおごそかにして明かである、よつて此の時代の者は賢主と稱して居た、邕は北齊を滅して一年の後に殂んだ、壽は僅三十六であつた、諡して武皇帝と曰ふ、太子の贇が代り立つて、皇后楊氏を立てた、后の父の隋公楊堅が政事を執りて權を擅にし、上柱國太司馬となつた、さて贇は太子であつた時より好んで小人を親み近づけ、位に卽いても政を楊堅に一任するといふ有樣であるから、立つて未だ一年も立たざるに位を子の闡に傳へ、自ら天元皇帝と稱して隱居し、驕り高ぶること益〻甚しかつた、其の後大建十二年五月に殂んだ、諡して宣皇帝と曰ふ、同年十二月に楊堅は自ら大丞相と爲り、尋いで相國隋王に進み九錫を加へられた、其の後幾も無く十三年二月に、周主の闡は位を隋王に禪り、間も無く弑せられた、そこで隋主は宇文氏の一族を滅した、後周は帝と稱してから五世を經て二十五年目に亡んだのである、

陳主在位十四年、改元者一、曰大建、殂、太子立、是爲後主長城煬公、

【解釋】陳主の頊が殂んだ、位に在ること十四年で、年號を改めたことが一つで大建といふ、太子が立つた、是が後主長城煬公といふのである、

○後主長城煬公、名叔寶、自爲太子、與詹事江總、爲長夜之飲、卽位未幾、起臨春結綺望仙閣、各高數十丈、連延數十間、皆以沈檀爲之、金玉珠翠

齊上皇湛殂、謚曰武成皇帝、陳安成王自立、是爲高宗宣皇帝、

【字解】 灮大、灮は古文の光の字、

【解釋】 廢帝臨海王、名は伯宗といふ、位に在ると二年、年號を改めたことが一つて光大といふ、光大二年十一月に安成王の頊のために廢せられて臨海王と爲つたのである、北齊の上皇湛が殂んだので謚して武成皇帝と曰ふ、陳の安成王頊は伯宗を廢して臨海王と爲して自立した、是が高祖宣皇帝といふのである、

○宣皇帝、名頊、初陷入長安、文帝時周人送頊還陳、至是卽位、周主邕誅宇文護、始親政、

【解釋】 宣皇帝、名は頊といふ、初め梁の江陵が陷つた時に、昌と共に西魏に降り長安に沒入して居たが、文帝の時に至り、西魏は已に亡び周の世と爲りしを以て、周人は頊を送つて陳に還らしめたのである、其の後伯宗を廢するに及んで位に卽いた、大建四年に周主の邕は其の太師の宇文護を討つて之を殺し、始めて親ら政を行ふやうになつた、

北齊後主緯、多嬖寵、政亂、周伐齊入鄴、執緯歸殺之、夷其族、北齊建國五世、三十年而亡、

【字解】 嬖寵、氣に入りの小人、此處では陸令、萱穆、提婆等の群小を指す、北齊建國五世三十年而亡、通鑑の註及び紀年に據るに、五世の五の字は六の字に、三十年は二十八年に作るべきである、卽ち梁の簡文帝の大寶元年庚午の歲に文宣帝洋が國を建て北齊と稱してから、廢帝殷、孝昭帝演、武成帝湛、後主緯、幼主恒の六代を經て陳の宣帝の大建九年に至るまで二十八年目に亡んだのである、（紀元一二一〇——一二三七 西紀五五〇——五七七）

【解釋】 北齊の後主緯は氣に入りの小人陸令、萱穆、提婆などを寵遇したので、其の政事は次第に亂脈に陷つた、陳の大建九年正月に緯は位を太子の恒に傳へたが、此の時後周は北齊を伐つて其の都の鄴に入り緯を執へて後周に歸つて之を殺し、又、其の一族を殘らず平げた、是に至り北齊は國を建てゝから六世を經て二十八年目に亡んだのである、

周主邕、深沈有遠識、政事嚴明、稱爲賢主、滅齊一年而殂、壽三十六、謚曰武皇帝、太子贇立、立皇后楊氏、后父隋公楊堅用事、爲上柱國大司馬、贇

した、其の數凡て七百二十一人なりしといふ、洋が殂んだ、謚して文宣皇帝といふ、

周宇文護、憚周帝明敏有識量、進毒弑之、謚曰明皇帝、毓弟邕立、北齊文宣帝之母弟、常山王演、廢其主殷而自立、尋弑殷、演立一年而殂、謚曰孝昭皇帝、母弟長廣王湛、又廢演子百年而自立、後殺百年、後梁主詧殂、太子巋立、北齊主湛、傳位於太子緯、自稱太上皇帝、

【字解】 明敏、理に明かに事にさときこと、識量、分別あつて度胸の大きなこと、母弟、母方の弟、卽ち母の弟にして舅のことで、此處にては同母弟の意にあらず、百年、人の名、

【解釋】 陳の天嘉元年四月に、周の宇文護は周帝毓が理に明かにして事に敏く且つ識量あるを憚り、毒を進めて之を殺した、謚して明皇帝といふ、毓の弟の邕が立つた、北齊の文宣帝の母弟の常山王演は其の主の殷を廢して自立し、間も無く殷を殺した、演立つて一年目卽ち陳の天嘉六年十一月に殂んだ、謚して孝昭皇帝と曰ふ、演の母弟の長廣王湛は又演の子の百年といふ者を廢して自立し、後に百年を殺した、天嘉六年四月に、後梁主の詧が殂んで太子の巋が立つた、北齊主の湛は位を太子の緯に傳へて自ら太上皇帝と稱したのである、

陳主起自囏難、知民疾苦、性明察儉勤、在位八年殂、改元者二、曰天嘉曰天康、太子立、是爲廢帝臨海王、

【字解】 囏難、囏は艱の字に同じ、陳主の文皇帝は其の若かつた時に武帝の營中に在つて、侯景の亂を平ぐるに、非常なる艱難を嘗めたりしことをいふ、臨海、郡の名、揚州に屬す、今は浙江省の台州府臨海縣治に屬す、

【解釋】 陳主の蒨は艱難より起りたる人であるから、能く民の苦痛を知つて居た、又其の性は物事を明かに察し、事務に精出して儉約である、位に在ること八年で殂んだ、年號を改めたことが二つで、天嘉天康といふ、太子の伯宗が立つた、是が廢帝臨海王といふのである、

○廢帝臨海王、名伯宗、在位三年、改元者一、曰光大、爲安成王頊所廢、北

遂爲將相於梁、以至受禪、卽位三年殂、改元者一、曰永定、子二人昌項、皆以江陵陷時、沒入長安、臨川王立、是爲世祖文皇帝、

【字解】呉興、郡の名、揚州に屬す、今は浙江省の湖州府烏程縣治に屬す、廣州、州の名、今の廣東省の肇慶府に當る、高要、郡の名、廣州に屬す、今は廣東省の肇慶府高要縣治に屬す、始興、郡の名、湘州に屬す、今は廣東省の韶州府曲江縣治に屬す、昌項、二人の名、項は音キヨク、武帝の兄の昭烈王の第二子で文帝の弟である、武帝之を養ふ、故に子といふ、後に宣皇帝となりし人、江陵陷時、梁の元帝が其都を西魏の于謹に圍まれ圖書十四萬卷を焚きし時をいふ、沒入長安、長安は西魏の都で、沒入とは籍沒闕所と同意で、西魏に降參すること、

【解釋】陳の高祖武皇帝、姓は陳、名は霸先といふ、呉興の人である、梁の武帝の大同年中廣州の參軍となりし時に、廣州に亂があつたので討つて之を平げ、其の軍功によつて將軍となつた、間も無く交州の司馬、西江の都護、高要の太守と爲り、又、七郡の諸軍事を督べ、屢〻寇亂を平げた、侯景が臺城を陷れた時には霸先は始興郡に太守となりし時で、侯景を討たんとて先づ郡中の豪傑に交際を結びて氣脈を通じ、後兵を起して景を討たんとした、先づ江州を取り、其の州の刺史と爲り、兵士を率ゐて諸軍を驅り集め、それより大軍を擁して卒に景を平げ、遂に梁國の大將宰相と爲り、尋いで梁の禪を受くるに至つたのである、武帝位に在ること三年にして殂んだ、年號を改めたことが一つで永定と曰ふ、子二人あり昌、項といふ、此の二人は皆江陵の陷落せし時に梁より籍沒して長安に入り西魏に降參したので、已むを得ず兄の子の臨川王が立つた、是が世祖文皇帝といふのである、

○文皇帝、名蒨、武帝之兄子也、在武帝平梁亂時、已有功、至是卽位、

【解釋】文皇帝、名は蒨といふ、武帝の兄の昭烈王の子である、武帝が梁の亂を平ぐる時から已に軍功があつたので武帝の沒後位に卽いたのである、

周王毓稱帝、北齊主洋盡滅元氏之族、洋殂、謚曰文宣皇帝、

【字解】元氏、魏の姓、周王稱帝北齊滅元氏之族、此の二事は武帝の永定三年に屬すれども、文帝は此事ありし前卽ち永定三年六月に已に位に卽いて居たから本文に於て皇帝の條に記載してあるのである、年表などに武帝の條に記入してあるは强ち間違といふことは出來ぬ、

【解釋】陳の永定三年八月に、周王の毓は始めて皇帝の稱號を用ゐた、是れより前北齊主の洋は盡く元氏の一族を滅

【字解】宇文護、宇文覺の從兄、周、後周のこと、西魏亡、梁の武帝の中大通六年に西魏の文帝が長安に都を定めてから永定元年に至るまで四世を經て二十四年目に亡んだのである、（紀元一一九四—一二一七）（西紀五三四—五五七）

【解釋】太平元年十月に西魏の太師大冢宰の安定公宇文泰が卒し、世子の覺が嗣いだ、覺は年十五の幼年なるを以て從兄の宇文護といふ者が之を輔佐し、間も無く覺を以て周公としたのである、太平二年正月に魏主の廓は位を周に禪り、後、廓は弑せられた、謚して恭皇帝といふ、西魏は國を建ててより四世を經て二十四年目に亡んだのである、周公覺は自ら周の天王と稱へた、性剛毅果斷にして從兄の護の專橫を惡んで居たので、護は之を弑し、後に謚して孝閔皇帝と曰ふた、護は又宇文泰の長子の毓を立てたのである、

梁丞相陳霸先、爲相國、封陳公、加九錫、尋進爵爲王、梁主改元者二、曰紹泰、曰太平、尸位未三年、而禪于陳、尋遇弑、梁自高祖武帝至是四世、凡五十六年而亡、

【解釋】梁の丞相の陳霸先は相國と爲り、後、陳王に封ぜられ、又九錫を加へられ、間も無く爵を進められて王と爲つた、梁王敬帝は年號を改めたことが二つで紹泰太平といふ、尸位を守ることまだ三年ならざるに遂に位を陳王霸先に禪り、尋いで弑せられた、梁は高祖武帝より敬帝の陳に禪るまで凡て四世を經て五十六年目に亡んだのである、

陳

陳の高祖の陳霸先は漢の太丘の長の陳寔の子孫であつて、霸先が梁に事へ陳王に封ぜられ、それより梁の禪を受けて國を建てたによつて國號を陳と稱したのである、都を建康に奠めた、後五世を經て二十三年目に亡んだ、（紀元一二一七—一二三八）（西紀五五七—五七八）

〇陳高祖武皇帝、姓陳、名霸先、呉興人也、梁武帝大同中、爲廣州參軍、廣有亂、討平之、以功爲將軍、尋爲交州司馬西江都護、高要太守、督七郡諸軍、屢平寇亂、侯景陷臺城、霸先時守始興、結軍中豪傑、起兵討景、先取廣州、爲州刺史、引兵會諸軍、卒以平景、

降參した、或る人が何の理で書籍を焚き盡したるかと問うたら其の答に、假令書萬卷を讀むとも猶今日の如き憂き目に遇ふから書物を藏め置くとも何の益も無きことであると曰ふた、尋いで遂に殺されたのである、位に在ること三年で年號を改めたことが一つで承聖と曰ふ、

西魏取襄陽、徙梁王詧于江陵、使稱帝、屯兵守之、是爲後梁、臣于西魏、王僧辯、陳霸先、奉晉安王稱制于建康、貞陽侯淵明、先是爲北齊所獲、至是以兵納之、王僧辯奉歸建康稱帝、陳霸先殺僧辯廢淵明、立晉安王、是爲敬皇帝、

【字解】襄陽、解は前に見ゆ、淵明、武帝の兄の長沙王懿の子、

【解釋】承聖三年の末、西魏は梁の襄陽を取り、梁王詧を江陵に徙して帝と稱へしめ、魏兵を駐屯せしめて之を守らしむ、是が後梁といふのである、此く帝と稱ふるとも實は西魏に臣事して居るである、時に王僧辯と陳霸先とは晉安王を奉じて建康にて命令を發して政事を執り行うて居たが、武帝の甥の貞陽侯の淵明といふ者是より先き太淸中に北齊の容慕紹宗の爲に捕はれたが、紹泰元年正月に兵を率ゐて梁に歸つたのである、よつて王僧辯は又淵明を奉じて建康に歸つて帝と稱せしめた、是に於て梁主が二人となりしを以て、陳霸先は僧辯を殺し淵明を廢して、己が前に奉じたる晉安王を立てた、是が敬皇帝といふのである、

○敬皇帝名方智、元帝子也、年十三卽位、陳霸先爲丞相、

【解釋】敬皇帝、名は方智といふ、元帝の子である、年十三歳にして位に卽き、陳霸先が丞相と爲つて之を輔佐したのである、

西魏太師大冢宰、安定公、宇文泰卒、世子覺嗣、年十五、宇文護輔之、未幾、以覺爲周公、西魏主廓禪于周、廓遇弒、後諡曰恭皇帝、西魏建國四世、二十四年而亡、覺稱周天王、性剛果惡護之專、護弒之、後諡曰孝閔皇帝、立泰之長子毓、

りし時江陵を鎭め、尋いで江陵にて位に卽いた、さて侯景の亂から梁の州郡の大半は西魏に降り、蜀も亦魏のために占有せられ、梁は唯巴陵から建康に至るまでの土地を領し長江を以て限りとして其の以南を治むるのみである、

突厥攻柔然、北齊擊突厥、遷柔然、是時柔然衰、突厥初强大、

【字解】突厥、漢書音義に、夏曰獯鬻、殷曰鬼方、周曰玁狁、漢曰匈奴、魏曰突厥、世居金山之陽、とあつて、古の匈奴の北部の稱で今の土耳古族である、又、此の一族に柔然族あり、金山は今の阿爾泰山である、突厥は梁末陳初に於て其領土を張り、東は今の滿洲より西は阿拉海に近く、北は貝加爾湖より南は青海邊まで併合して國勢大いに振つたが、後、唐初に至りて唐に歸服したのである、柔然、其種族は突厥に同じ、初め木骨閭といふ者あり、其の子が車鹿會といふ所に至つて始めて柔然と號したのである、一に蠕蠕國とも云ふ、南史夷貊傳に見ゆ、

【解釋】突厥が嘗て婚を柔然に求めたが、許されなかつたので遂に柔然を攻め敗つたのである、時に北齊が突厥を擊ち、又柔然を遷した、元帝の時は柔然の勢力は衰微して突厥始めて强大となり、北方の諸部落は大概其の有に歸したのである、

西魏宇文泰廢其主欽、而立其弟廓、欽遇弑、

【解釋】梁の承聖三年正月に西魏の宇文泰は其の主の欽を廢して其の弟の廓を立てた、欽は間もなく泰のために弑せられたのである、

西魏遣柱國于謹伐梁、入江陵、梁主焚古今圖書十四萬卷、歎曰、文武之道今夜盡矣、乃出降、或問何意焚書曰、讀書萬卷、猶有今日、尋被殺、在位三年、改元者一、曰承聖、

【字解】柱國、國の柱石棟梁といふ意で輔弼の臣をいふ、文武之道、通鑑には卷の字の下に以寶劍擊柱折之の七字あり、故に此の文武の道とは文事武備の道であつて論語の子張篇にある文武之道の義と相異るのである、

【解釋】西魏は梁の承聖三年十月に柱國の于謹を遣し梁を伐つて江陵に攻め入らしめた、此の時梁主繹は尙群臣を聚めて老子を講じ、詩歌を作りなどして居たので、忽ち包圍せられて落城したのである、よつて梁主は古今の圖書十四萬卷を焚き、寶劍を柱に打ち付けて之を折り、歎息して曰ふには文武の道は今夜限り盡き果てたと、そこで自ら出で、魏軍に

章王棟、已而簒位、先是始興太守陳霸先、起兵討景、湘東王遣王僧辯討景、景簒數月而爲僧辯霸先所敗、亡走呉、欲入海、爲其下所斬、送尸建康、傳首江陵、截其手足送於北齊、湘東王立、是爲元皇帝、

【字解】　廢梁主、大寶二年十月に梁王綱を廢して晉安王と爲し、尋いで之を弑したると、尸位、尸は祭祀のかたしろである、梁主は上に在れども政事は皆景の爲すがまヽに任しあるを以て恰も尸主の如きをいふ、棟、昭明太子の長孫、始興、南齊の郡の名、湘州に屬す、今の廣東省の南雍州始興縣の西北に當る、其下、羊鵾といふ者、傳首江陵、此の時湘東王は江陵を鎭撫して居つたので首を江陵に送つたのである、送於北齊、景は元魏の人で東魏に叛いて西魏に奔り、其の後梁に降つて暴威を振ひし者である、而るに此の時東魏は已に亡んで北齊の世となつて居たので之を北齊に送つたのである、

【解釋】　大寶元年九月に、侯景は自立して漢王と爲り、二年十月に梁主の綱を廢して之を弑した、梁主綱は尸位に居ること三年に及ばずして殂し、謚して簡文皇帝と曰ふ、年號を改めたことが一つで大寶と曰ふ、景は豫章王棟を立て間も無く之が位を簒うた、是より先き始興の大守の陳霸先といふ者は兵を起して景を討ち、又湘東王は王僧辯を遣して景を討たしめた、景は梁の位を簒うて數月の後僧辯と霸先との軍に敗られたので、亡げて呉に走り、海島に逃れんと欲したが、其の部下の羊鵾といふ者のために斬られた、そこで尸を梁の都の建康に送り、首を湘東王の鎭撫せる江陵に傳へ、其の手足を截つて北齊に送つた、是れ景が飛揚跋扈の志があつて朝に魏に事へ夕に梁に服し、一定の主義方針なく、至る所民に禍害を及ぼしたので、南北の兩朝に忌憚され士民に嫌惡されて、此く身首處を異にしたのである、湘東王が立つた、是が元皇帝といふのである、

○元皇帝名繹、一目眇、性殘忍、即位于江陵、自侯景之亂、州郡太半入西魏、蜀亦爲魏有、梁自巴陵以下至建康、以長江爲限、

【字解】　一目眇、眇は音べウ、説文に眇、一目少也とあつて片目常の如くならざるもので、すがめのこと、殘忍、人に危害を加へ不仁なること、江陵、南齊の縣の名、荊州南部に屬す、今は湖北省の荊州府江陵縣治に屬す、巴陵、南齊の郡の名、郢州に屬す、今は湖南省の岳州府巴陵縣治に屬す、

【解釋】　元皇帝、名は繹といふ、すがめで性質殘忍にして人を殺すことを好み、至つて良らぬ人となりである、湘東王た

【字解】 繹、武帝の第三子、江陵、南齊の縣の名、荊州南郡に屬す、今は湖北省の荊州府江陵縣治に屬す、假黃鉞大都督、黃鉞とは黃金にて飾りたる大斧で帝王の儀仗に用ゐるものである、大都督には之を用ゐること能はざれども時として君主より之を假し與へて其の威を重くすることあり、假黃鉞とは卽ち此場合に於ける大都督の稱號である、承制、君主の詔を受けて命令を發すること、詧、古文の察の字、襄陽、南齊の郡の名、雍州に屬す、今は湖北省の襄陽府襄陽縣治に屬す、

【解釋】 簡文皇帝、名は綱といふ、武帝の第三子であるが嫡子の昭明太子の歿後代つて嗣子となつた、其の東宮に在ることと十八年にして侯景の亂に遇ひ、父の武帝が景のために殺されて後に帝位に立つたのである、帝は既に位に卽いたが相變らず景のために左右せられて惟尸位を守るのみである、時に湘東王繹は江陵を鎭め、自ら假黃鉞大都督中外諸軍承制と稱し、又一方の岳陽王詧は昭明太子統の第三子で襄陽を鎭め、繹と反目嫉視して互に相攻伐しつゝあつたが、詧は敵する能はず、使を遣し西魏に降りて加勢を求めたのである、

東魏、大將軍渤海王澄、先是爲其下所殺、弟洋爲丞相、封齊王、逼東魏主禪位、尋弑之、諡曰孝靜皇帝、東魏建國一十七年而亡、

【字解】 澄、音チヨウ、高歡の子、禪位、東魏の位を北齊に禪らしむること、北齊の號は此の時(梁の大寶元年)より始まる、東魏亡、梁の中大通六年に清河王の善見が洛陽に帝位に卽き、其れより鄴に遷つて東魏と稱してから、梁の大寶元年に至るまで十七年目に亡んだのである、(紀元一一九四──一二一〇)(西紀五三四──五五〇)

【解釋】 東魏の大將軍の渤海王澄は簡文帝の位に卽くより先き、大淸三年七月に、其の部下の蘭京といふ者のために殺されたので、其の弟の洋が丞相と爲つて齊王に封ぜられた、其の後、梁の大寶元年五月に、齊王高洋は東魏の主に逼つて位を憚らしめ、之を中山王と爲し尋いで之を弑し、諡して孝靜皇帝と曰ふ、さて東魏は善見が國を建てゝから十七年目に亡んだのである、

西魏立梁蕭詧爲梁王、西魏主寶炬殂、諡曰文皇帝、太子欽立、

【解釋】 梁の蕭詧は前に西魏に降つて加勢を求めたりしことありしを以て、西魏は梁の大寶元年に蕭詧を立てゝ梁王と爲したのである、其の明年春三月に西魏の主寶炬が殂んだので諡して文皇帝と曰ふ、太子の欽が立つた、

侯景自立爲漢王、廢梁主弑之、尸位不及三年、改元者一、曰大寶、景立豫

帝が位に卽いてから以來、長江より南方は久しく無事泰平で、武帝の普通元年に西域より達磨大師が渡來してから佛法益〻盛んとなり、帝は惟之をのみ崇め信じて、屢〻同泰寺に幸し、御服を脫して法衣を被ひ、身を僧侶の羣に捨てゝ、宮中に還ることを忘るゝといふ位であつたのである、よつて上下皆之に化して兵事などを顧みる者無きに至つた、故に景が宮禁に逼るに及び援兵至ると雖、訓練なき兵士なれば皆景の軍に敗られたのである、是に於て武帝は軍使を遣して景と盟を立て景を以て大丞相を爲した、さて宮禁の圍を受くること五箇月で大淸三年三月に至り遂に陷つた、景は宮城に入つて武帝に見えたので、帝は盟の如く之を引いて三公の位に就かしめた、武帝は神心顏色常と變らず、景に謂つて曰ふには、足下は久しく軍中に在つて苦勞なことが無かつたか、定めて骨折が多かつたことであらうと、宮禁を圍まれたる怨みをも含まず丁寧に勞苦を慰めたのであつた、よつて景は敢て仰ぎ視ることもなさず、汗を流して對ふることも出來なかつた、景は宮中より退き人に謂つて曰ふに、吾は常に馬に乘り敵陣に對して戰爭最中と雖、竟に怖ることが無かつたが、今日宮中にて蕭公に見えたるに人をして自然と慴を懷かしめた、何と天子の威光といふ者は犯し難きものではないか、吾は復び此の人を見ることが出來ぬと、景は此く恐怖を懷いて內內帝を排抑せんと謀つた、かくて梁主は景のために何事によらず制限を定められ、飮食までも亦其の量を減ぜられたので、憂ひ憤りて疾を發し、口中に熱を持ちて蜂蜜を求むれども得られぬといふ位に虐待せられたのである、故に帝は苦悶に苦悶を重ね詰責せんとすれども咽喉渴きて音聲を發すること能はず唯再び荷荷と曰ふたのみで其のまゝ殂んだのである、帝位に在ること四十八年、年號を改めたことが七つで天監、普通、大通、中大通、大同、中大同、大淸と曰ふ、壽八十六歲であつた、帝が殂ぬる前中大通三年に太子統は卒した、統は世に名高き文學者の昭明太子のとで、性仁德あつて聰明に、孝行にして儉素で、學を好んで文に長じた人である、東宮に在ること三十年にして世を去つたのである、太子卒して武帝は嫡孫を捨て庶子を立てゝ太子と定めた、武帝の殂するに及び位に卽いた、是が大宗簡文皇帝といふのである、

〇簡文皇帝、名綱、在東宮十八年、而後遇侯景之亂、既立受制於景而已、湘東王繹鎭江陵、自稱假黃鉞大都督、中外諸軍承制、岳陽王詧、昭明太子統之第三子也、鎭襄陽、與繹相攻、詧遣使降西魏以求援、

の時代には禁中のことを臺と稱したので臺城とは宮城といふに同じ、神色不變、神心顏色共に常と異ならざること、毋乃爲勞、毋乃は無寧と同意で骨折りではなかりしか定めし骨折であつたであらうとの義、矢石交下、箭や弩石の連りに下るとて戰爭の酣なること、自惜、自然とおそれうつぶすこと、裁損、節減に同じで、分量をへらすこと、索蜜、口中熱して苦きが故に蜂蜜を求むること、曰荷荷、呵呵に同じ、怨み怒りて詰責せんとすれども咽喉喝きて音聲を發すること能はず、唯カヽとのみいふ、別子、庶子のこと、正嫡に別なりとの意、

【解釋】 魏がまだ東西に分れぬ前に、熒惑といふ惡星が南極星の星座の中に入つたことがあつた、それで梁の武帝の曰ふには古の諺に熒惑星が南極星の星座に入りし年は天子が宮殿より下りて出で走るといふてある、よつて是は多分我身に禍の降り懸ることであらう、されば今の內に其の呪をして之を豫め防ぎ置かなければならぬと、直に跣で殿上より飛び下りて出奔する眞似をして此の禍を禳ふたのである、然るに中大通六年に魏主の脩が長安に出奔したりしことを聞き及び、前に自ら兒戲のやうな眞似をなしゝを慙ぢて曰ふに、天文の象應は中國のみに在るべしと思ひしに、外虜にも亦天象の應を承くるものなるかと、さて脩は長安に至り、凡そ半年を踰えたる時分大丞相の宇文泰と間隙があつたので、其の年の十二月に泰の爲に毒殺せられた、後謚して孝武皇帝と曰ふ、孝武帝は既に泰に弑せられたので、泰は南陽王寶炬を立てた、かくて魏は東西に分れてより東魏の高歡と西魏の宇文泰とは每年相攻戰して互に勝負が附かなかつた、其の後梁の大淸元年正月に高歡は遂に卒した、其の臨終に遺言して其の子の澄に言ひ含ますに、彼の侯景(魏)は鷹隼の飛揚するが如く、鯨鯢の跋扈するが如く、天下を橫行せんとするの志があつて、とても汝の能く制馭すべき人物ではない、此の侯景に比敵すべき者は惟東魏の慕容紹宗ばかりであると曰ふた、さて景は果して歡の言ひし如く、大淸元年正月に河南を以て西魏に降り、未だ幾ならざるに(翌月)又梁に歸服したのである、そこで梁は景を封じて河南王と爲した、或る時景の使者が梁に來た、ところが梁の羣臣は皆之を梁の都に納るゝことを欲せない、梁主武帝も亦自ら謂ふに、我が國家は黃金の椀の如く今迄は一點の傷缺も無く、無事太平に過ぎ來りたる國柄である、然るに今景を納れては之が原因となりて、東西の魏より種種の口實を以て事を惹き起すかも知れずと心配した、されど惟朱异のみは力めて帝に勸めて景を納れたのである、是に於て東魏は大淸二年正月に慕容紹宗をして景を擊たしめた、景敗れて南方に走り、梁の壽春を襲うて之を破り、此處に立て籠つて梁の命令を待つた、よつて梁は己を得す南豫州の牧と爲した、同年二月に東魏は和睦を梁に求めて成立した、其の實は景を得んと欲したのである、景は梁が東魏と通じたのを知つて之を恨み、八月に至り遂に壽陽に於て謀反を起し、兵を引いて南の方江を渡りて建康を圍んだ、さて梁の武

魏、遂反壽陽、引兵南渡、圍建康、梁主自即位以來、江左久無事、惟崇佛法、屢捨身佛寺、上下化之、及景逼臺城、援兵至者爲景所敗、梁主遣人與景盟、以爲大丞相、臺城受圍五月而陷、景入見、引就三公位、梁主神色不變、謂景曰、卿在軍中久、毋乃爲勞、景不敢仰視、流汗不能對、景退謂人曰、吾常跨鞍對陳、矢石交下、了無怖心、今見蕭公、使人自慴、豈非天威難犯、吾不可以復見此人、梁主爲景所制、飮膳亦被裁損、憂憤成疾、口苦索蜜不得、再曰荷荷、遂殂、在位四十八年、改元者七、曰天監、普通、大通、中大通、大同、中大同、太清、壽八十六、先是太子統、仁明孝儉、好學有文、在東宮三十年而終、梁主舍嫡孫而立別子、至是即位、是爲太宗簡文皇帝、

【字解】熒惑入南斗、熒惑は音ケイコク、妖星の名、南斗は南極星のこと、禳、ハラフと訓む、不祥を祓ひ除くこと、寶炬、孝文帝の孫で京兆王愉の子、囑、言ひ含ますこと、飛揚跋扈之志、飛揚はとび上ることで鷹隼などの鷙鳥に比べ、跋扈ははれまはることで鯨鯢などの大魚に譬ふ、卽ち天下を横行するの志をいふ、御、馭に同じ、とりしづむること、河南、北魏の郡の名、洛州に屬す、今の河南省の河南府洛陽縣の西北に當る、如金甌、甌は音オウ、椀の小さき者、金甌は黄金の椀で帝の座右に置て完美無缺の名器である、之を以て梁の未だ内亂も起らず、外侮も受けざることに比す、納景以生事、侯景を梁に納るゝことに因つて東西の兩魏に恨を受くることあらんとの意、壽春、縣の名、揚州淮南郡に屬す、今は安徽省の鳳陽府壽州治に屬す、南豫州、壽春の改稱、壽陽、疑らくは壽春の誤には非ざるか、歷代地理志韻編今釋に、壽陽、南齊、郡梁州、今闕、按當在四川境とあれども、本文に引兵南渡圍健康とあれば四川省の境にあらざること明かで、必ず今の揚子江以北の盧州鳳陽地方であらねばならぬと思ふ、求成、和睦を求むること、捨身佛寺、中大通元年九月、同泰寺に幸し、袞衣を脫して僧服を被ひ、親しく僧侶と共に涅槃經を講じたりしこと、臺城、晉梁

らんとしたので子攸は伏兵を設けて之を撃ち、手ら榮を刺し通して誅戮を加へたのである、此の變事に榮の一族の爾朱世隆は逃げ走りて河陰に屯し、汾州の刺史の爾朱兆と共に反旗を翻し、長廣王曄を立てゝ、洛陽に攻め入り、魏主子攸を晉陽に遷して之を弑したのである、後に謚して孝莊皇帝といふ、世隆は曄が魏の太武の玄孫であつて血統の餘り遠き廉を以て之を廢し、孝文帝の姪の廣陵王恭を立てた、其の後高歡は兵を起して爾朱氏を誅し、洛陽に入り、恭を廢して孝文の孫の平陽王脩を立てた、中大通三年に脩は恭を弑し、謚して節閔皇帝と曰ふ、高歡は大丞相と爲り府を晉陽に建てゝ、其處に居る、魏主の脩は歡は自分の恩人ではあるが其の勢力の餘に盛んなるに畏れ、晉陽を伐たんと謀つたが、歡は反對に兵衆を率ゐて洛陽に攻め入つたので、魏主は遂に西の方長安に出奔し、關西大都督の宇文泰に身を託し、泰を以て大丞相と爲した、是より之を西魏といふ、歡は脩を追ひかけたが追ひ附かず、遂に清河王の世子の善見を洛陽に立て、其れより都を鄴に遷した、是より之を東魏といふ、さて魏は道武より是に至るまで十三世を經て一百四十九年目に東魏と西魏との二つに分れたのである、

先是熒惑入南斗、梁主曰、熒惑入南斗、天子下殿走、乃跣下殿禳之、及聞脩出奔、慙曰、虜亦應天象邪、脩至長安、踰半年、又與泰有隙、泰鴆之、後謚曰孝武皇帝、孝武既遇弑、泰立南陽王寶炬、歡與泰連年相攻戰、互有勝負、歡卒、遺言囑其子澄曰、侯景有飛揚跋扈之志、非汝所能御、堪敵景者、惟慕容紹宗、景果以河南降西魏、未幾、復附于梁、梁封景爲河南王、景使至梁、梁群臣皆不欲納、梁王亦自謂、我國家如金甌、無一傷缺、恐納景因以生事、惟朱异力勸納之、東魏遣慕容紹宗擊景、景敗南走、襲梁壽春據之、請命、梁就以爲南豫州牧、既而東魏求成於梁、意欲得景、景恨梁通東

に、封疆日蹙、國境の日々に狹くなること、壅蔽、塞ぎ隱して知らしめざること、嫌隙、仲の惡しきこと、秀容、北魏の郡の名、肆州に屬す、今の山東省の忻州の西北に當る、六州、竝、肆、汾、廣、恒、雲の六州をいふ、爾朱榮、爾朱は姓で榮は名である、其の先は契胡部落の人で爾朱川といふ處に居たから氏とす、淸帝側、帝の左右に居る奸佞の人を排斥すること、子攸、彭城王勰の子、太原、北魏の郡の名、并州に屬す、今は山西省の太原府太原縣治に屬す、晉陽、北魏の縣の名、竝州太原郡に屬す、今の地名は前に見ゆ、北海王顥、顥の音はカウ、魏の宗室の子、遣將送入洛陽、將とは陳慶之をいふ、陳氏が兵に將として出發せしは魏の永安元年で其の洛陽に入りしは永安二年である、天柱、舊註に、天文、柱二公位、一曰、天三台六星也とあつて天體の主要の位に屬す、よつて大將軍の名とす、手刺之、手はテツカラと訓む、魏主自ら榮を刺し殺したること、曄、太武の玄孫、恭、廣陵王脩の子、脩、廣平王懷の子、魏主奔長安、魏主の脩は長安に出奔して都を其處に遷す、西魏の號此の時より始まる、鄴、東魏の都、今の河南省の彰德府臨漳縣に當る、東魏の號此の時より始まる。

【解釋】　梁の天監十四年に魏主の恪が死んで胡太后が朝に臨んでから以來、胡后の身持惡しきため、其の氣入りの奸人共が國事を掌り、政事は次第にゆるびてしまりなく、其處にも此處にも盜賊が蜂の如くに群り起り、人民を苦め土地を掠め、國境は日々に狹くなり行くといふ有樣である、是れ皆胡后の不行跡に基因したことで、胡后も魏主の尙幼少なる中は、誰憚る所無く振舞ひしなれども、魏主の次第に成長するに從つて太后も自ら其の爲す所の不行跡を知り、務めて之を魏主に知れざるやう隱し立てをするやうになり、自然と母と子との間に牆壁の横はれるが如くなりて、其の仲の惡しきこと日日段段深くなり行くのみである、時に六州の大都督で秀容の酋長をも兼ねたる爾朱榮といふ者があつて、其の兵力甚だ盛んであつた、故に懷朔鎭の函使の高歡は榮に見え、兵を擧げて君側の奸人を排斥すべしと勸めた、時に(梁の大通二年)魏主翊が殂んだ、此は實は胡太后が毒殺したのである、後諡して孝明皇帝と曰ふた、よつて榮は遂に兵を擧げて河陽に至り孝文帝の姪の長樂王子攸を立て、太后胡氏及び幼主の釗を河に沈め、王公以下二千人を殺し、自ら都督中外諸軍事と爲り、太原王に封ぜられて晉陽に歸つた、梁の大通二年の末に北海王の顥が梁に出奔したので、梁は之を魏主と爲し陳慶之をして大將軍として兵を率ゐて魏に納れしめ、翌年(梁の中大通元年魏の永安二年)遂に送りて洛陽(魏都)に入り滎城を拔いて皇帝と稱した、時に爾朱榮の立てたりし魏主の子攸は已を得ず都を出奔した、よつて爾朱榮は晉陽より援兵を率ゐ河を渡りて來り救うた、是に於て顥は亦敗走して戰死を遂げた、そこで子攸が元通り都に還つて榮に天柱大將軍を加へた、ところが此の爾朱榮は以前から謀叛の下心があつたので子攸は兼てより之を知り、陰に之を誅せんと考へて居たのである、會、梁の中大通二年九月に榮が外藩(晉陽)より洛陽に入

からであると曰ふた、さて歡は先代より法に罪せられて北方に徙され遂に鮮卑の風俗に習ひ、沈著にして大志あり、侯景等と仲善しの友である、又をとこぎを以て村中第一と稱せられ居る人物である、

魏胡太后臨朝以來、嬖倖用事、政事縱弛、盜賊蠭起、封疆日蹙、魏主詡寖長、太后自知所爲不謹、務爲壅蔽、母子嫌隙日深、時六州大都督秀容酋長爾朱榮兵强、高歡見榮、即勸擧兵淸帝側、會魏主殂、胡太后鴆之也、後謚曰孝明皇帝、爾朱榮擧兵、立孝文之姪長樂王子攸、沈胡后于河、封榮太原王、還晉陽、北海王顥奔梁、梁立之、遣將送入洛陽、子攸出奔、爾朱榮渡河來救、顥走死、子攸歸、加榮天柱大將軍、榮蓄不臣之志、魏主陰謀誅榮、榮入手刺之、爾朱世隆與爾朱兆、立宗室長廣王曄、入洛陽、子攸遇弑、後謚曰孝莊皇帝、世隆又以曄疎遠廢之、立孝文之姪廣陵王恭、高歡起兵誅爾朱氏、入洛陽、廢恭而立孝文之孫平陽王脩、脩弑恭、後謚曰節閔皇帝、高歡爲大丞相、建府於晉陽居之、魏主畏歡、謀伐晉陽、歡擁兵來、魏主奔長安、依關西大都督宇文泰、以泰爲大丞相、歡追魏主不及、遂立淸河王世子善見於洛陽、遷于鄴、魏自道武至是十二世、一百四十九年、而分爲東魏西魏、

【字解】 縱弛、音はシヨウシ、ゆるびてしまりなきこと、蠭起、蠭の字は蜂に同じ、蜂の如く羣り起つこと、寖、ヤウヤクと訓む、だんだん

おさへつくること、喧譊、やかましくそしること、此處にては武人が擾ぐをいふ、榜、たてふだ、刻期、月日を定むること、屠其家、張氏の一家族を殺し盡さんとすること、羽林虎賁、近衞兵の隊の名、羽林とは羽の疾きが如く林の多きが如しといふ意で、虎賁は虎の賁怒して獸を逐ふが如く其の勇猛なるに譬へて名となす、詬罵、いかりのゝしること、慴懼、音はセフグ、おそるゝこと、毆擊、音はオウゲキ、毆はうつ、たゝくと訓す、往往毆毆に誤り書す、毆は古文の驅の字にして歐は吐き出すと訓す、別字なり、されど歐は毆に通じ用ゐることあれども例外である、震駭、おどろきわなゝくこと、懷朔鎭、朔州に同じ、魏は懷朔鎭といふ、函使、函は文箱で函使とは文箱を持ちて京師に詣る使者をいふ、傾貲、家資財産を費消すること、宿衞、とのゐの武士、事可知、國家の事推し量るべしとのこと、任俠、をとこぎのこと、

【解釋】　魏主の恪が殂んだので謚して宣武皇帝といひ、廟を世宗と號し、其の子の詡が立つた、詡は歲僅に六歲の幼主であるが故に、母の胡氏が國政を總べて制令を出しつゝあつた、詡は次第に成長するに從つて馬を馳せて狩獵することを好み、一向に朝政を親ら視ることをなさず、加之母の胡氏は淫亂なるが故に宮中の亂れ方は想像以上である、よつて太平であつた魏の國も漸く亂れ出したのである、又將軍張彝の子の仲瑀といふ者が封事を上つて武人を排斥抑壓したので武人の喧しくそしる聲が道路一杯に盈ち滿ち、木表を繁華なる巷に建て、何月何日には武人の大衆は此處にて勢揃をなし張氏の家の一族を平げに行かんと書き立てた、されど此の如く武人の反感を買ひたる張氏父子は、さして心配の樣子も無かつた、是に於て羽林虎賁二隊の千人餘の近衞兵は相率ゐて尙書省に押し寄せ、口口に怒りのゝしり、瓦石を打ち投げて省門を打ち破つた、そこで朝廷も民間も大いに恐れ、當局者は手の附けやう無く、袖手旁觀の體で敢て之を禁止し討伐することも出來なかつたのである、此くて武人の大衆は遂に彝の第宅を取り卷き其舍宅に火を放ち焚打に致し、張氏父子を曳き出し打ちたゝきて火中に投げ入れた、子の仲瑀は重傷を負ひたれども漸くにして走り出でゝ免れた、されど父の彝は老人の事なれば遂に火中にて燒死したのである、此の擾亂に遠近震ひおそれ、胡后も其の張本人の凶惡なる者八人を捕へて之を斬りたれども、餘は格別糾彈もせず、大目に見て之を赦し、民意を安んじたのである、時に懷朔鎭の函使の高歡といふ者が魏の都の洛陽に至りて此の擾亂の跡を見て家に還り、大いに悟を開き、家財を盡く費ひ果して客を招きて歡待して居つた、或る人不思議に思うて其の譯を問ふ、ところが歡の答に、そも〳〵宮禁を守るへき近衞兵が相率ゐて大臣の第宅を焚打にし、朝廷之を懼れて如何ともすることが出來ず、彼等の爲すがまゝに任すといふやうな政事の執り方では此の魏の國の前途も大概見え透いて寒心の至りである、よつて我等は財産を永久に持續せんと思ふは大いなる間違であると思ふ、何となれば何日暴臣のために掠奪せらるか圖られない

振して衍が生れたのである、衍は其の性英才達識で且つ文學にも長じて居た、齊の東昏の初め頃、衍は襄陽の刺史となつて鎭撫して居たが、齊の將に亂れんとするを知つて、密に武具を修め武勇の士卒を集め、其の衆も萬を以て數ふる位の大衆となつた、又材木を伐採して檀溪といふ谷間に沈め置き、又茅を岡阜の如くに深山に積み蓄へて戰爭の準備をさ〳〵怠りなかつたのである、時に兄の懿が齊のために殺されたので衍は兄の仇を報ゆる旁〻天下を席巻して我が有に歸せんとて大將の旗を牙城に建て兵衆を驅り集め、檀溪に沈め置きし竹木を採り出して兵船を裝ひ、茅を以て船の屋根を葺などして戰備忽ちにして出來上つた、故に兵を起してから一年餘にして遂に建康を包圍して入城し、其の年の四月に齊王の禪を受けて帝位に卽いたのである、

魏主恪殂、謚曰宣武皇帝、廟號世宗、子詡立、甫六歲、母胡氏稱制、及魏主既長、好遊騁、不親視朝、而胡后方淫亂、魏政始亂、將軍張彝之子仲瑀、上封事、排抑武人、喧謗盈路、立榜大巷、刻期會集、屠其家、彝父子不以爲意、至是羽林虎賁近千人、相率至尚書省、詬罵、以瓦石擊省門、上下懾懼、不敢禁討、遂至彝第、焚其舍、曳彝父子、毆擊投火中、仲瑀重傷走免、彝死、遠近震駭、胡后收其凶強八人斬之、餘不復治、大赦以安之、懷朔鎭函使高歡、至洛陽、見張彝之死、還家傾貲、以結客、或問其故、歡曰、宿衞相率焚大臣之第、朝廷懼而不問、爲政如此、事可知矣、財物豈可常守邪、歡自先世坐法徙北邊、遂習鮮卑之俗、沈深有大志、與侯景等相友善、以任俠雄鄕里、

【字解】遊騁、馬に乘り馳せ廻つて狩獵すること、封事、意見を封書にして上申すること、他に漏るゝ恐あるを以て此くす、排抑、拒ひ去り

孰詔禪乎梁、即位僅一年被弑、齊自高帝至是七世、凡二十三年而亡、

【字解】寶融、廢帝東昏侯の弟で即ち明帝の第八子である、江陵、南齊の縣の名、荊州の南郡に屬す、今は湖北省の荊州府江陵縣治に屬す、東歸、東の方建康に歸るをいふ、九錫、解は前に見ゆ、

【解釋】　和皇帝、名は寶融といふ、廢帝東昏侯の末つ頃、寶融兵を江陵に起し、已にして帝と稱し、年號を改めて中興といふた、其の未だ東の方建康に歸らざる間に、齊の太后は制令を下して政を總べ、蕭衍を相國と爲し、梁公に封じ、九錫を加へた、其の後尋いで爵を進めて王と爲した、此の時齊主は姑孰に至り、詔を下して位を梁王に禪つたのである、帝、位に即いて僅に一年にして弑せられた、齊は高帝より是に至るまで七世を經て二十四年目に亡んだのである、

梁

梁の高祖蕭衍の遠祖は齊と同じく漢の蕭何である、衍が齊に事へて梁王に封ぜられてから齊の禪を受け國を建たので、其の國號を梁といふたのである、其の後四世を經て五十六年目に亡んだのである、（紀元一一六二——一二一七）（西紀五〇二——五五七）

○梁高祖武皇帝、姓蕭氏、名衍、齊疎族也、母張氏、見菖蒲生花、旁人皆不見、呑之、既而生衍、衍英達有文學、東昏初衍鎭襄陽、知齊將亂、乃密修武備、聚驍勇以萬數、伐材沈檀溪、積茆如岡阜、兄懿死、衍建牙集衆、出檀溪竹木裝艦、葺之以茆、事皆立辨、兵起一年餘、遂入建康、受禪即帝位、

【字解】齊之疎族、齊の遠緣の一族といふこと、梁と齊とは其の先祖は共に漢の蕭何である、蕭何より二十世の孫を整といふ、整の子に儁と鎋との二子あり、分れて梁齊の宗となる、即ち儁は齊の太祖の曾祖父に當り、鎋は梁の高祖の高祖父に當る、其系譜次の如し、蕭何二十世の孫整—鎋—副子—道賜—順之—衍、英達、才智の秀でてさときこと、驍勇、武く勇ましきこと、檀溪、襄陽に在る谷の名、茆、茅に同じちがやのこと、建牙、牙は將軍の旗で之を牙城に建つること、立辨、タチドコロにベンズと訓む、即時に準備の出來上ること、

【解釋】　梁の高祖武皇帝、姓は蕭氏で名は衍といふ、齊の遠緣の一族であつて同じく漢の宰相の蕭何の末裔である、さて衍は不思議の因縁によりて生れた、それは母の張氏が嘗て菖蒲の花の生ずるを見たが、旁に居た人人は之を見つけなかつたので張氏は之を採つて呑み込んだ、しかるに之の時より姙

幸潘妃、此の四字は下文の使歩之の使の字の下に移すべきものである、帖地上、帖は貼に同じ、地上に貼り附くること、歩歩生蓮花、美人なるが故に歩む毎に足下より蓮花が生ずるといふこと、此は佛說に極樂世界に於て蓮花が歩歩に出ずるといふ說あり、當時佛敎盛んに傳播し、齊帝も亦大いに之を信じたりしが故に、此の戲をなしたのである、左右用事、近侍の小臣の國政を弄ぶこと、賊虐、物を殘ひ人をしひたぐること、建康、齊の都、今の地名は前に見ゆ、叛州、叛きたる諸州、南豫州、晉の歴陽に同じ、南齊之を改めて南豫州といふ、今は安徽省の和州治に屬す、南雍州、晉の襄陽に同じ、梁之を改めて南雍州といふ、今の湖北省の襄陽府に當る、伊霍故事、殷の伊尹が太甲を放ち、漢の霍光が昌邑を廢したりし故事、

【解釋】 齊の廢帝東昏侯は昏愚にして淫亂、狂氣にして我儘である、例へば芳樂玉壽等の宮殿を興し、麝香を壁に塗り込み、又其に畫を刻して裝飾し結構綺麗を極め、又後宮の衣服には珍貴なるものを選び、又黃金を以て蓮花を作つて地上に貼附し置き、嬖妃の潘氏をして其の上を歩ましめ、而して曰ふには、此れ佛說に謂へる歩歩蓮花を生ずるとは此の事なりと打ち興じたりしが如きである、此の如き有樣なれば左右の小臣共は勝手に國政を掌り、物を殘ひ人を虐げなどすること日に益〻甚しし、此の如く朝廷の內部より亂れ始まりしより大尉の陳顯達は先づ兵を擧げて謀反を起し、建康の都の不意擊をなした、しかし顯達は敗れて戰死した、時に將軍の崔慧景といふ者、命を承けて叛きし諸州の討伐に出で向ひたりしが、中途志を變じて叛旗を翻し、途中より引き還して又々建康に逼つた、其の時南豫州の刺史の蕭懿といふ者が兵に將として都の近在に居たりしを以て、齊主は急に之を召して都に入つて援けしめた、よつて慧景も亦大敗して戰死を遂げたのである、故に懿は此の大功を以て尙書となつた、さて懿の弟に南雍州の刺史の衍といふ者があつて、使者を遣し兄の懿に勸めて曰ふには、天下の事此の好期を失ふべからず、宜しく伊尹霍光の故事に效うて速に帝を廢すべし、若しそれが出來ざれば速に歴陽に歸らなければ御身は危かるべしと注意した、然るに兄の懿は弟の言を用ゐるとが能はなかつた、めに衍の言の如く竟に都に於て殺された、是に於て衍は兵を襄陽に起し、手兵を率ゐて東の方建康を圍んだ、時に齊の國民は齊主の虐政に久しく苦みしを以て、其の主を殺して衍を迎へたのであつた、齊主位に在ること三年、年號を改めたことが一つで永元と曰ふ、時に南康王が先に已に自立して居つた、是が和皇帝といふのである、

○和皇帝、名寶融、東昏末、寶融起兵於江陵、已而稱帝、改元曰中興、未及東歸、齊太后稱制、以蕭衍爲相國、封梁公、加九錫、尋進爵爲王、齊主至姑

く、惟左右に侍べれる氣に入りの小人共を親しく信じ、屢〻故なくして大臣を誅殺したのである、

魏主宏殂、在位二十七年、仁孝恭儉、制禮作樂、蔚然有太平之風、禁胡服胡語、改姓元氏、遷都洛陽、爲魏盛德之主、謚曰孝文皇帝、廟號高祖、太子恪立、

【字解】二十七年、七の字は八の誤である、卽ち宋の景和泰初七年に位に卽いてから齊の永元元年に殂んだのであるから足掛二十九年目になるのである、恭儉、つゝしみ深くして儉約なること、蔚然、草木の盛んに繁茂せる貌、次第に盛大になること、改姓元氏、永明二十年（齊の建武三年）に詔勅を發して姓を改めた、其の詔に、魏之先、出於黃帝、以土德王、夫土者黃中之色、萬物之元也、宜改姓元氏、とある、是が改姓の理由である、

【解釋】　魏主の宏が殂んだ、位に在ること二十八年間であつた、性、惠み深くして能く親に事へ、つゝしみうやうやしくして儉約である、朝に立て禮文を制定し、音樂を興起し、大いに國政に力を盡したので、國家安泰、百姓寧靜、蔚然として大平の氣象が漲り渡つた、又、胡の衣服言語を禁んじ、姓を元氏と改め、都を洛陽に遷した、宏は此の如き明主であるが故に魏の君主中にては先づ盛德の君主と稱することを得るのである、故に謚して孝文皇帝と曰ひ、廟を高祖と號した、太子の恪が代り立つた、

齊主昏淫狂恣、所幸潘妃、以金爲蓮花、帖地上、使步之曰、此步步生蓮花也、左右用事、賊虐日甚、大尉陳顯達、先舉兵襲建康、敗死、將軍崔慧景受命出討叛州、還兵逼建康、時南豫州刺史蕭懿、將兵在近、齊主急召入援、慧景敗死、以懿爲尚書、懿弟南雍州刺史衍、使人勸懿、行伊霍故事、不爾函還歷陽、懿不能用、竟賜死、衍起兵襄陽、引而東圍建康、齊人弑主而迎衍、主在位三年、改元者一、曰永元、時南康王先已自立、是爲和皇帝、

【字解】昏淫、愚者にして淫亂なること、狂恣、狂氣で我儘なること、所

安縣の西に當る、海陵、南齊の郡の名、兗州に屬す、今は江蘇省の揚州府に屬す、

【解釋】 廢帝鬱林王、名は昭業といふ、位に卽いて一年の後に年號を改めて隆昌と曰ふ、西昌侯の鸞といふ者太后の令を以て帝を廢して鬱林王と爲し次で之を弑した、よつて新安王が立つた、是が廢帝海陵王といふのである、

○廢帝海陵王、名昭文、爲鸞所立、改元延興、鸞自爲宣城王、帝卽位未四月、廢而弑之、宣城王自立、是爲高宗明皇帝、

【字解】昭文、鬱林王の弟、宣城、南齊の郡の名、豫州に屬す、今は安徽省の寧國府宣城縣治に屬す、

【解釋】 廢帝海陵王、名は昭文といふ、帝は西昌侯鸞のために立てられたのである、年號を延興と改む、鸞自ら宣城王と爲り、帝の位に卽いて未だ四箇月ならざるに廢して之を弑し、宣城王自ら帝位に卽いた、是が高宗明皇帝といふのである、

○明皇帝、名鸞、高帝之兄子也、高帝愛之過於己子、而武帝之太子長懋最惡之、及得志、殺高武子孫、無遺類、卽位五年殂、改元者二、曰建武、永泰、太子立、是爲廢帝東昏侯、

【字解】高武、高帝と武帝とをいふ、

【解釋】 明皇帝、名は鸞といふ、高帝の兄の始安貞王の子である、高帝は此の甥を愛すること己が實子より甚しかつたので武帝の太子の長懋は最も鸞を惡んで居たのである、故に鸞は志を得て帝位に卽いてからは高帝武帝の子孫を殺して遺類無きに至らしめた、位に卽いて五年目に殂んだ、年號を改めたことが二つで建武永泰といふ、太子が立つた、是が廢帝東昏侯といふのである、

○廢帝東昏侯、名寶卷、自在東宮、不好學、嬉戲無度、既卽位、不接朝士、惟親信嬖倖、屢誅大臣、

【字解】東昏侯、明帝の第三子、不接朝士、大臣諸士等に接見せざること、嬖倖、左右に侍べる氣に入りの小人、

【解釋】 廢帝東昏侯、名は寶卷といふ、東宮に在つた頃から學問を好まず、嬉しく戲むるにも度外れの事のみ多く、既にして位に卽いても朝士に面接して國政を見るといふこと無

同土價、在位四年殂、改元者一、曰建元、太子立、是爲世祖武皇帝、

【解字】蘭陵、古の齊の地で北魏の縣の名、徐州蘭陵郡に屬す、今の山東省の兗州府嶧縣の東に當る、漢相國何之後、漢の宰相蕭何の二十四世の孫に當る、其の系譜次の如し、蕭何―則―彪―章―仰―皓―望之―育―紹―閎―闡―冰―苞―周―蟜―逵―休―豹―裔―整―儁―樂子―承之―道成、深沈、おちつきて深き考のあること、赤誌、誌の字は痣の字と通ず、赤きあざのこと、異相、人並勝れてことなる人相、清儉心潔白にして儉約なること、當使黃金同土價、世の中泰平となり人皆廉恥を知り黃金を用ゐること無きより、自ら土塊同樣の直段となるをいふ、

【解釋】　齊の太祖高皇帝、姓は蕭氏で名は道成といふ、齊の蘭陵の人である、相傳へて漢の宰相の蕭何の二十四世の孫なりと曰ふ、其の性おちつきて大なる度量あり、博く學問に涉りて上手に文章を作る、其の人相は常人と違ひ肩に赤き痣ありて日月の狀を爲す、宋に事へて軍中に在ること久しかりしが民間の或る人が其の異相あることを云ひ觸したので朝廷に於ても之を疑ひ、徵して黃門侍郎と爲し之を殺さんとしたりしかど、太祖は之を知つて行かざりしかば、官之を殺すことが出來なかつた、斯くて竟に宋に代つて帝位に昇つたのである、太祖の性質は淸廉なる上に儉約であつたがために常に下の如き抱負を持つて居つた、其は若し我をして十年間天下を治めしむれば、天下の黃金を土塊の直段と均しうせしめんと曰はれたことである、是は世治まりて泰平と爲り、上の好む所下之に效ひ、上下皆淸廉潔白にして儉約となり、黃金の必用無きに至るべしとの意である、帝位に在ること四年にして殂んだ、年號を改めたことが一つで建元と曰ふ、太子が立つた、是が世祖武皇帝といふのである、

○武皇帝、名賾、卽位十一年殂、改元者一、曰永明、太子長懋已卒、太孫立、是爲廢帝鬱林王、

【字解】太孫、皇孫にして皇嗣となる故に太孫といふ、

【解釋】　武皇帝、名は賾といふ、位に卽いて十一年目に殂んだ、年號を改めたことが一つで永明と曰ふ、太子の長懋は帝より先に卒したので太孫が立つた、是が廢帝鬱林王といふのである、

○廢帝鬱林王、名昭業、卽位一年改元、曰隆昌、西昌侯鸞弑之、新安王立、是爲廢帝海陵王、

【字解】鬱林、南齊の郡の名、廣州に屬す、今の廣西省の潯州府桂平縣の東に當る、新安、南齊の郡の名、揚州に屬す、今の浙江省の嚴州府淳

であるとの意である、此の語は城と生とに韻(八庚)を踏んである、江陵、南宋の縣の名で荊州南郡に屬す、今は湖北省の荊州府江陵縣治に屬す、彈指、指をはじき鳴らすことで悵恨の狀である、後身、佛家の謂ふ後生と同じ、

【解釋】　順皇帝、名は準といふ、桂陽王の休範の子で、明帝に養はれて其の子と爲り、後廢帝の蕭道成褚淵に弑せらるゝに及んで位に卽いた、さて後廢帝を廢し且つ之を弑するに就いて袁粲は大いに之に反對したるに、蕭道成と褚淵とは遂に之を敢行したるを以て、袁粲は蕭道成を誅せんと謀つた、しかるに褚淵は之を知つて其の謀を道成に告げたのである、故に粲の父子は捕へられて倶に石頭城に殺された、よつて百姓共は粲の父子の死を哀んで、アヽ可哀さうじや彼の石頭城の露と消えた粲の父子は何といふ殘虐な目に遇ふたことであらうぞ、しかし人臣としてはいつそ袁粲の如くに君の爲に死すべきものである、何ぞ彼の褚淵の如くに君を廢し且つ之を弑することを手傳うておめ〳〵と生存するやうではならぬのであると曰ふた、又沈攸之といふ者も亦兵を江陵に擧げて道成の討伐に出向つたが、其の軍大敗して走つて自ら縊れ死んたのである、是に於て道成は相國齊公と爲り、九錫を加へられ、其の後爵を進められて王と爲り、遂に宋の禪を受けて齊の國を建てたのである、宋主位に在ること三年で年號を改めたことが一つで昇明と曰ふ、位を齊王に禪つた、其の時指を彈いて悵歎して曰ふには、ドウゾ後世に生れ變はることがあつても代代決して二度と天王の家に生るゝことの無きやうにとサメ〴〵と泣いた、齊遂に宋主を殺し且つ其の一族を滅した、宋の高祖から是に至るまで八世を經て五十九年目に亡んだのである、

齊

齊の太祖蕭道成は蘭陵(古の齊の地)の人で、初め宋に事へて大功あり右衛將軍中領事等を經て後相國齊公と爲り又齊王に陞り、遂に宋の禪を受け都を建康に定めたのである、其の生地が古の齊の地で、又齊王と爲りしより其の國號を齊と稱したのである、而して其の存續は太祖より七世を經て二十四年目に亡んだ、(紀元一一三九——一一六二)(西紀四七九——五〇二)

○齊太祖高皇帝、姓蕭氏、名道成、蘭陵人也、相傳爲漢相國何之後、深沈有大量、博學能文、肩有赤誌、如日月狀、宋時在軍中久、民間或言其有異相、宋疑之、而不能殺也、竟代宋、性淸儉、每曰使我治天下十年、當使黃金

し、しかるに黄帝や老子やの學及び佛道をも好んだがために、か丶る英邁の資質でありながら、常に隠居して氣樂に此の世を過さんとするの心があつたのである、其の後承明元年に至り、太上の母の馮太后の氣入り李奕といふ者が太上皇帝のために誅せられたので、馮太后は大いに怒つて遂に太上皇帝を弑して自ら政を聽くことになつたのである、

宋主驕恣嗜ㇾ殺、中外憂惶、蕭道成與ニ袁粲、褚淵ニ謀ニ廢立ー、粲不ㇾ可、淵贊ㇾ之、遂弑ㇾ之、在位六年、改元者一、曰元徽、安成王立、是爲ニ順皇帝ー、

【字解】驕恣嗜殺、通鑑綱目に、宋主鍼椎鑿鋸、不ㇾ離ニ左右ー、一日不ㇾ殺、則慘然不ㇾ樂、食息不ㇾ保、とあつて甚しき我儘で人を殺すことを面白がること、憂惶、うれひおそるゝこと、

【解釋】　宋主の昱は甚しき我儘で人を殺すことを面白がり、一日の中に人を殺さゞれば樂まずといふ暴虐の君主であつたので、國の中外皆之を憂ひ惶れて居たのである、朝廷に於ても大いに之を心配し、蕭道成は袁粲、褚淵と共に帝の廢立を謀つたが、袁粲は之に同意せず、褚淵は之に贊成した、よつて遂に之を殺したのである、帝、位に在ること六年で年號を改めたことが一つで元徽といふ、安成王が立つた、是が順皇帝といふのである、

○順皇帝、名準、桂陽王休範子也、明帝子ㇾ之、至ㇾ是卽ㇾ位、宋袁粲謀ㇾ誅ニ蕭道成ー、褚淵以ニ其謀ー告ニ道成ー、粲父子倶被ㇾ殺ニ石頭城ー、百姓哀ㇾ之曰、可ㇾ憐石頭城、寧爲ニ袁粲之死ー、不ㇾ作ニ褚淵生ー、沈攸之亦擧ニ兵江陵ー討ニ道成ー、軍潰、走而縊死、道成爲ニ相國齊公ー、加ニ九錫ー、已而進ㇾ爵爲ㇾ王、宋主在位三年、改元者一、曰昇明、禪ニ于齊ー、泣而彈指曰、願後身世世勿ㇾ復生ニ天王家ー、齊弑ㇾ之而滅ニ其族ー、自ニ宋高祖ー至ㇾ是八世、凡五十九年亡、

【字解】石頭城、解は前に出づ、可憐石頭城寧爲袁粲死不作褚淵生、可哀さうに、袁粲父子は石頭城の露と消え失せたが、臣下としてはいつそ袁粲の如くに君の爲に死すべき者である、何ぞ褚淵の如くに君を廢し且つ之を弑する手傳をしてまでも生存を願ふやうではならぬの

皇帝の殂落するに及び褚淵に薦められて右衛將軍と爲り、顧命の大臣と共に國家の大政に參與する樣になつたのである、太子が立つた、是か後廢帝といふのである、

○後廢帝、名昱、明帝無子、昱實嬖人李道兒之子也、明帝子之、殺諸王十五六人、惟恐昱之不立、十歲卽位、桂陽王休範擧兵反、攻建康、蕭道成擊斬之、道成爲中領軍、

【字解】嬖人朱道兒之子也、明皇帝は嘗て宮女の陳氏といふ者を御氣に入りの李道兒に賜ひ、後再び陳氏を召し還したのである、其の時陳氏は已に道兒の胤を孕んで居たのである、故に李道兒の子なりといふ、殺諸王、諸弟に死を賜ひたること、唯桂陽王の休範のみは凡愚なりとて免れた、桂陽、南宋の郡の名で湘州に屬す、今は湖南省の郴州府に屬す、

【解釋】 後廢帝、名は昱といふ、父の明帝には子が無かつたので帝は實は父の嬖人李道兒といふ者の子である、されど明帝は之を我が子となした、もと明帝は病身であり、又太子の昱は尚幼少であるより諸弟の跋扈を憚りて十五六人の諸王を殺した、是は唯太子の昱が帝位に登り能はざるかを恐るゝの餘り此く殘酷の所置に出でたのみである、かくて明帝が殂んで昱は僅十歲の年に位に卽いた、時に諸弟の中にて殺し洩されたる桂陽王の休範といふ者、兵を擧け謀反を起して建康を攻めた、ところが蕭道成は直に之を擊ちて斬り殺したのである、そこで道成は其の功によりて中領軍となつた、

先是魏獻文帝弘、傳位於太子宏、自稱太上皇帝、以宏幼、仍總萬機、太上聰睿夙成、剛毅有斷、而好黃老浮屠之學、故常有遺世之意、其母馮太后有所幸李奕、爲太上所誅、馮大后怒遂弑之而稱制、

【字解】總萬機、國政を殘らず聽くこと、聰睿夙成、みゝさとくして才智あり、幼少より大人の德の備はれること、剛毅有斷、武く勇ましくして決斷力の強きこと、黃老、黃帝老子の學、浮屠、佛のこと、遺世之意、隱居せんとする心、

【解釋】 後廢帝の位に卽くより前二年に、魏の獻文帝弘は位を太子の宏に傳へ、自ら太上皇帝と稱した、されど宏が尚幼少であるから太上皇帝はやはり國家の政務を總覽して居たのである、さて此の太上皇帝は性質耳敏くして才智人に勝れ幼少から大人の德を備へ、且つ武く勇ましくして決斷力强

〔字解〕經營四方、兵馬を出して四方を征服すること、虛耗、費ひ果して空しくなること、懷集中外、國內は勿論國外までの人心をなづくこと、

【解釋】　魏の和平六年（宋の景和泰初元年）に魏帝の濬が殂んだので、謚して文成皇帝と曰ひ、廟を高宗と號した、初め太武帝は四方を征服したがため國家の財寶を費ひ果して國力が空となつた、されど文成帝は其の後を嗣いで擾亂を鎭め靜にし、國の中外の人心をなつけ從へたので、再び安靜に歸したのである、明年子の弘が立つた、

宋主畏忌諸父湘東王等、幽於殿內、捶曳、爲復人理、恣爲不道、中外騷然、宋人弒之、在位二年、改元者一、曰景和、湘東王立、是爲太宗明皇帝、

〔字解〕捶曳、捶は擊つこと、曳は引き廻すこと、無人理、人たるの道を行はざるをいふ、宋人弒之、之を弒したる者は壽寂之といふ者なれども、帝を弒せんと欲する者は一國の輿論であつたのである、故に宋人といふ、

【解釋】　宋主の子業は諸叔父の湘東王等を忌み畏れて之等を建業に召し集めて殿內に幽閉し、又之を笞にて擊ち毆き引き廻しなどして、人たるの道を行はず、恣に不道を爲したので國內も國外も一時に騷しく動搖した、よつて宋人は之を弒したのである、帝位に在ること二年で、年號を改めたことが一つで景和といふ、湘東王が立つた、是が太宗明皇帝といふのである、

○明皇帝、名彧、卽位八年殂、改元者一、曰泰始、自帝之初、蕭道成將兵、征討有功、尋鎭淮陰、收養豪俊、賓客始盛、已而爲南兗州刺史、至是褚淵薦爲右衞將軍、與顧命大臣共掌機事、太子立是爲後廢帝、

〔字解〕淮陰、南宋の縣の名で徐州臨淮郡に屬す、今の江蘇省の淮南府清河縣の東南に當る、南兗州、兗の音エン、晉の楊州の廣陵の改稱、顧命大臣、先帝の遺命を承け、幼帝を輔佐する大臣をいふ、機事、政事の機密、大政のこと、

【解釋】　明皇帝、名は彧といふ、位に卽いてから八年目に殂んだ、年號を改めたことが一つで泰始といふ、帝の初めより蕭道成は兵を率ゐて四方を征討して功あり、尋いで淮陰を鎭め、豪俊を收め養ひしより四方の豪傑集ひ來り、其の配下の衆は始めて盛大となつた、已にして南兗州の刺史となり、明

る、

宋太子劭、巫蠱呪詛、事覺、宋主擬廢之、劭弑主而自立、主在位三十年、改元者一、曰元嘉、武陵王擧兵誅劭、王立是爲世祖孝武皇帝、

【字解】巫蠱、説文に、巫祝也、女能事無形、以舞降神者也とあり、又左傳昭公元年に於文皿蟲爲蠱註に、皿器也、器受蟲害者爲蠱、とあつて巫祝をして邪神を祭り人に禍害を及ぼす術をいふ、呪詛、音はシウソ神に告げて人に殃を加ふること、のろひ、通鑑に、初劭多過失、數爲上所詰責、遂與吳興巫嚴道育共爲巫蠱、琢玉爲上形像、埋於含章殿前、陳慶乃具以白上、上驚即收劭、得劭呪詛巫蠱之書、とあり、擬、説文に度也とあり、はかること、

【解釋】元嘉三十年に、宋の太子の劭は吳興の巫の嚴道育といふ者と共に邪神を祭りて人に禍害を加ふるのろひを爲して帝を殺さんと謀りしに、其の事發見して捕へられた、よつて宋主は太子劭を廢せんと度つたが、劭は之を先づ知つて反つて宋主を弑して自立した、文帝位に在ること三十年、年號を改めたことが一つで元嘉といふ、同年四月に武陵王が兵を擧げて劭を誅して王位に立つた、是が世祖孝武皇帝といふのである、

○孝武皇帝、名駿、即位十二年殂、改元者二、曰孝建、曰大明、太子立、是爲廢帝、

【解釋】孝武皇帝、名は駿といふ、位に即いて十二年目に殂んだ、年號を改めたことが二つで孝建大明といふ、太子立つ是が廢帝といふのである、

○廢帝、名子業、即位、居喪傲惰無戚容、孝武疎忌骨肉、多誅殺、至是尤甚、

【字解】傲惰、おごりたかぶりてなまけること、疎忌骨肉、兄弟を忌み嫌うて疎外すること、

【解釋】廢帝、名は子業といふ、位に即いて孝武帝の喪に居ながら、おごりたかぶりてなまけ、些の愁傷の樣子が見えなかつた、さて先主の孝武皇帝は兄弟を忌み嫌うて之をうとんじ、又多く之を誅殺したが、廢帝に至つて先主よりも多く誅戮を行うたのである、

魏帝濬殂、謚曰文成皇帝、廟號高宗、初太武經營四方、國頗虚耗、文成嗣以鎭靜、懷集中外、人心復安、子弘立、

のは、丁度汝自ら汝の城壁たる萬里の長城を壞つと同じことで、實に愚の極であると罵倒した、かくて道濟は誅せられた、魏人は之を聞いて喜んで曰ふのには、是れから後は、彼の吳子の輩卽ち宋人は、復た懼るゝに足らないと、これは魏人は常に謀臣道濟を恐れて居たが、今その誅せられたのを見、且つ亦一人も道濟の如き謀臣が居ないのを知つたからである、魏はかく宋の恐るゝに足らざるを知つたから、今度の戰爭に於ても長驅して宋に攻め入ることが出來た次第で、果して宋軍にはよく之を防ぐ者が無かつた、さて宋の軍では敗戰の責を玄謨の失計に歸し、之を斬らんとした、沈慶之は之を止めて曰ふのには、彼の魏主佛狸は、兵力旺盛で、その威天下に震ひ、弓を引く兵は百萬人もある、此の强大に對しては玄謨の如き輩は、固より敵對することは出來ぬのである、故に玄謨は殺してもよい樣である、然し我が軍今日の場合に於ては、一人でも戰將の多いのを要する時であるから、玄謨を殺すのは、自らその勢力を弱らせるもので、決して策の得たるもので無いと、かく曰うて之を止めた、さて魏は大勝を得て凱旋したが、此の時魏軍は虐殺と掠奪とを數へきれぬ程行つた、卽ち宋人の壯者は之を斬り殺し、幼者は鎗に刺し、高く擧げて盤舞した、故に魏軍の通過した土地は、空しく赤地となり、春燕歸來して巢を造るのにも、林の木に造る有樣であつた、これは家は皆破壞されて一軒も殘つて居なかつたからである、さて宋主は位に卽いてから、此の戰爭迄二十八年間を經過し、その間やゝ安寧を得たと稱せられて居たが、今度の兵亂で、里邑は荒廢し、蕭條として物さびしく、殆んど無人の荒野と化し、文皇帝の元嘉の政治も、遂に衰亡に傾いた、因に、元嘉は文皇帝の年號で、前後三十年間續き、比較的永續したから爲二小康一と曰うたのである、

魏中常侍宗愛譖東宮官屬、多坐誅死、太子晃以憂卒、魏主追悼不已、愛懼弑主、後諡曰太武皇帝、廟號世祖、晃之子濬立、討愛誅之、

【字解】東宮、太子の宮をいふ、易說に東は震で、震は長男である、故に太子の府を東宮といふ、

【解釋】　魏の中常侍の宗愛といふ者が東宮の官吏を譖言したので、官吏の多くは罪に處せられて誅戮せられた、それで太子の晃は此のことを心配して病を發し遂に卒したのである、魏主は大いに太子の死を殘念がりて悼み悲みて已まなかつた、よつて宗愛は君の此く悼惜するやうでは或は吾身に禍の及ぼすこともあらんかと懼れて、遂に其の主を殺した、後に諡して太武皇帝と曰ひ、廟を世祖と號した、太子の晃の子の濬が立ち、祖皇の仇たる愛を討伐して之を誅殺したのであ

ば破る、汝は宋主文皇帝を指す、萬里長城は道濟自らに比す、言ふは我が一身は、大敵を防ぐこと猶萬里の長城の如し、然るに今汝は我を殺す、是れ汝は自ら汝の堅壘たる萬里の長城を破るもので愚の極であると之を譏つたのである、吳子輩、宋の都の建康は吳の地である、故に宋を指して吳子と謂ふ、長驅、無人の境を行くが如く禦ぐ者無きこと、控弦、弓を引く兵、斬截、斬り殺す、嬰兒、子供、梁上、鎗の上、盤舞、ぐる〳〵廻はして弄ぶ、赤地、赤は物皆盡きて空と爲ることで、即ち魏兵の掠殺の甚だしかつた結果である、小康、やゝ安寧、兵革、戰爭蕭條、寂寥の貌、ひつそりとして物さびしきこと。

【解釋】　南朝の宋と北朝の魏とは、何年も續いて互に相侵し相伐ち、征戰止む時が無かつた、而して宋の王玄謨は宋主文皇帝に、大擧して魏を伐つことを勸めた、沈慶之は之を諫めて曰ふのには、凡そ農畊の事は、必ずその專門の奴僕に問ふべき筈であり、機を織ることは必ず下婢に問ふべき筈である、此れと同じく軍事はその事務の臣と謀るべき筈である、然るに今陛下は、何故に彼の白面の書生玄謨と共に之を謀るのであるか、彼の如きは、實に門外漢で軍事の知識は毫も無いのであると、然るに宋主は遂に玄謨の說に從ひ、玄謨を將とし、兵を出して魏を伐たせた、かくて玄謨は魏の碻磝城を奪取し、進んで滑臺州を圍んだ、是より以前に、魏主太武皇帝は、宋がその領土河南を取つたことを聞き、大に怒つて曰ふのには、我は既に生れぬ前から、河南は我が領地であることを聞いて居た、即ち河南は始めから我が有であつたのである、然るに之を宋に取られたのは如何にも心外である、今や時候はまだ暑くて兵を動かすに適しないから、我は暫く我が戍兵を聚めて北に歸り、河北が結氷する嚴寒の候を待つて兵を起し、我が鐵騎をして之を踏ませ、一擧に之を擊滅せんと思ふと、かくて冬に至り、魏主は自ら將と爲つて兵を指揮し、堅氷を踏んで河を渡つた、而して虛勢を張つて兵數百萬人と號したが、その刀の鞘の音や大鼓は天地を震ひ動かし、實に沖天の勢であつた、宋の玄謨は懼れて逃げ出した、魏主は之を追擊したから、玄謨は敗走した、依て魏は勝に乘じ、兵を率ゐて南の方江東に攻め入り、直ちに瓜步山に至つた、而して言ひふらして曰ふのには、我れは直ちに江水を渡つて、宋を衝かんとするのであると、宋の都の建康の人人は之を聞いて震ひ懼れ、皆家財を擔うて避難した、此の時宋主文皇帝は石頭城に登つて、北の方魏軍を望み、歎じて曰ふのには、嗚呼、若し檀道濟がまだ生存して居たならば、豈彼の胡馬をして、かく侵入させなかつたであらうにと、深く道濟を誅したのを悔いた、さて此の道濟は、前代の宋主に仕へて大功を立てた人で、兵を用ゐるに老練であつた、然るに今度魏と戰はない前に、讒言に遭うて、捕へられて誅せられた、而してその誅せらるゝに當り、憤怒の極、目をいからして宋主をにらんだが、その光は炬火の如く實にすさまじかつた、且つ被つて居る頭巾を取つて之を地に投げ付けて曰ふのには、宋主よ、汝が我を殺す

したのである、

宋魏連年互相侵伐、王玄謨勸宋大擧、沈慶之諫曰、耕當問奴、織當問婢、今欲伐國、奈何與白面書生謀之、宋竟遣玄謨出師、取碻磝進圍滑臺、先是魏主聞宋取河南、怒曰、我生髮未燥、已聞河南是我地、今天時尚熱、歛戍北歸、俟河氷合、以鐵騎蹂之、至冬魏主自將渡河、衆號百萬、鞞鼓之聲震天地、玄謨懼走、魏人追擊、玄謨敗走、魏主引兵南下、直至瓜步、聲言欲渡江、建康震懼、民皆荷擔而立、宋主登石頭城北望、歎曰、檀道濟若在、豈使胡馬至此、道濟立功前朝、老於用兵、先是以讒被收、目光如炬、脫幘投地曰、乃壞汝萬里長城、既誅、魏人聞之喜曰、吳子輩不足復憚、至是長驅、無能禦者、宋人或欲斬玄謨、沈慶之止之曰、佛狸威震天下、控弦百萬、豈玄謨所能當、殺戰將以自弱、非計也、魏師還、殺掠不可勝計、丁壯者斬截、嬰兒貫槊上盤舞、所過赤地、春燕歸巢於林木、自宋主即位二十八年間、號爲小康、至是兵革之後、邑里蕭條、元嘉之政衰矣、

【字解】奴、奴僕、婢、下婢、白面書生、顏の生白い若者の意で人を賤んだ辭、魏主、姓は拓跋名は燾、字は佛狸、卽ち世祖太武皇帝、我生髮未燥、小兒が初めて生れた時は、胎髮卽ち產毛は乾かぬものである、故に此の句は未だ生れない前からの意、姑、暫く、歛戍、戍兵を引き聚める、鐵騎、その騎士精銳にして鐵の如きをいふ、蹂、フムと訓む、蹂躙すること、號、虛聲を張つて威力を示すこと、鞞鼓、鞞は刀室、卽ち刀の鞘、鼓は大鼓、荷擔、家財道具を擔ひかつぐこと、胡馬、北胡の馬で、魏の騎士を指す、收、捕ふ、幘、頭にかぶる物、頭巾、壞汝萬里長城、壞

る、

魏伐レ涼、姑臧潰、牧犍降、後被レ殺、北涼亡、

【字解】北涼亡、北涼の沮渠蒙遜が晉の安帝の隆安五年に僭號してから宋の文帝の元嘉十六年まで二世を經て三十九年目に亡んだのである、（紀元一〇六一――一〇九九）（西紀四〇一――四三九）

【解釋】　元嘉十六年に魏が涼を伐つたので姑臧城は潰へて涼主の牧犍は魏に降つた、其の後殺されて北涼は遂に亡んだ、此にて天下は全く宋と魏との南北に分れたのである、

魏殺二其司徒崔浩一、浩自二明元時一、已爲二魏主謀臣一、輙有レ功、信二道士寇謙之一、勸二魏主一崇二奉立二天師道場一、而最惡二佛法一、誅二沙門一、毀二佛像佛書一、魏主命レ浩、修二國史一、書二先世事一、皆詳實、刊レ石立二之衢路一、北人忿恚、譖三浩暴二揚國惡一、魏帝大怒、遂案二誅之一、夷二其族一、

【字解】明元、魏の太宗明元皇帝のこと、寇謙之、後漢の道士張道陵の道を修得して穀食を辟け身體を輕くする仙術に達したる者、魏主、太武帝のこと、天師道場、天師は道教の教師で道場は道教を修むる場所で佛家の寺院と同意である、沙門、僧侶のこと、四十二章經に、佛言、辭レ親出家、識心達レ本、解二無爲法一、名曰二沙門一とあつて沙門那の略語である、沙門那とは梵語の舍羅摩拏の訛轉で漢譯して勤息といふ、卽ち出家して佛道を勤修し、意を息め欲を去るといふの意である、衢路、爾雅の釋宮に、四達謂二之衢一とあつて四通の道路をいふ、ちまた、忿恚、怒ること、暴揚、暴は暴露の暴で音バクと讀む、事實を隱さずありのまゝをあらはすこと、夷其族、其の一族を殺し盡くすこと、

【解釋】　魏は太平眞君十一年（宋の元嘉二十七年）に其の司徒の崔浩を殺した、初め浩は太宗明元皇帝の時から已に國政を謀る大臣となつて大いに國家に功績があつた、又太武帝の時にも權勢を振ひ、寵遇を縱にし、旁ゝ道士の寇謙之といふ者を信じて道教を信仰し、太武帝にも勸めて之を崇奉せしめ、道教を修むる道場を建て、最も佛法を惡みて僧侶を誅し、佛像を毀ち佛書を焚きなどして自分の好む所を以て天下に臨んだのである、又魏主が浩に命じて國史を編修せしめたが、浩は魏の先代の事跡を書するに皆事實を曲げず有りのまゝに記錄して之を石に刻みて路傍に建て、憚る所がなかつた、それで魏の人民共は其の記錄の餘りに直筆に過ぎたるを憤り、浩が遠慮無く國家の惡事を暴露發揚したりしことを魏主に譖言したので、太武帝は大いに之を怒り、遂に其事實を案問調査して之を誅殺し、且つ其の一族の者をも殘さず殺し盡

北涼沮渠蒙遜卒、子牧犍立、宋謝靈運以罪誅、靈運好爲山澤之遊、從者數百人、伐木開徑、百姓驚擾、或表其有異志、爲臨川内史、有司糺之、被收、靈運興兵逃逸、作詩曰、韓亡子房奮、秦帝魯連耻、追討擒之、徙廣州、已而棄市、

【字解】驚擾キヤウゼウと讀む、おどろきさわぐこと、臨川、南宋の郡の名で江州に屬す、今の江西省の撫州府臨川縣の西に當る、糺之、とりたゞすこと、此處では謝靈運の一擧一動に注意して探偵すること、逃逸、のがれかくること、韓亡子房奮秦帝魯連耻、靈運は晉の遺臣であるから今の宋に事ふることを肯ぜない、故に晉を韓に、宋を秦に自分を張子房や魯仲連に比べて宋朝を諷刺したる詩である、子房と魯連との事跡は卷二の秦と趙との條に見ゆ、廣州、南宋の縣の名で、今の廣東省の廣州府南海縣治に屬す、棄市、市中にて斬罪に處せらるゝこと、

【解釋】元嘉十年に北涼の沮渠蒙遜が卒したので子の牧犍が立つた、同年に宋の謝靈運が罪を以て誅戮せられた、さて靈運は元晉の遺臣で今の宋朝に事ふることを快しとせず、常に好んで山澤に出で、遊獵を事とし、從者數百人を引き連れ林木を伐採して徑を開きなどして至る所人民の防害を爲して憚る所がなかつた、よつて百姓は驚きさわぎ、會稽の太守の孟顗は靈運の謀反の下心あることを上表した、かくて靈運も打ち捨て置けず朝廷に詣りて異志無きことを陳辯した、されど帝は之を臨川の内史と爲した、臨川の内史となしゝのみならず常に有司をして其の動靜に注意して探偵の目を緩めなかつた、遂に異志ありと認められて捕へられた、されど靈運は兵を興して逃れ隱れ、詩を作つて曰ふには昔し韓が滅亡したるときに張子房は奮ひ起つて仇敵を擊つたではないか、又秦が天子となつたときに魯仲連は之を天子と尊ぶことを恥ぢたではないかと、己れも晉の遺臣であるからは何條仇敵たる宋朝の祿を食まんやとの意である、官軍之を追討して生捕とし廣州に徙す、靈運は間も無く市中にて斬罪に處せられたのである、

魏伐燕、馮弘奔高麗、而被殺、燕亡、

【字解】高麗、國の名、今の盛京吉林一帶の地を占有し、朝鮮の句驪をも併呑したりし國、燕亡、北燕の馮跋が晉の安帝の義熙五年に僭號してから宋の文帝の元嘉十三年まで二世を經て二十八年目に亡んだのである、(紀元一〇六九——一〇九六)(西紀四〇九——四三六)

【解釋】元嘉十三年に魏が燕を伐つたので燕主の馮弘は高麗まで出奔した、其の年殺されて燕は遂に滅亡したのであ

を有つて居た、嘗て彭澤縣の令となつたが、令となつて八十日程を過ぎて、郡の督郵が政務の視察に來た、而してその屬吏が潛に謂つて曰ふのには、必ず禮服を著て督郵に面會せねばならぬと、潛は之を聞いて歎息して曰ふのには、我は豈によく五斗米の月俸を得る爲めに、田舍の小僧輩に向ひ、腰を折つて拜することをしようぞ、かゝる不見識の事は馬鹿氣て出來ないと曰うて、すぐ縣令の印綬を解いて辭職した、そして歸去來の賦を作つて感慨を咏じ、又自ら五柳先生の傳を著して其志を述べた、その後晉帝の召命があつたけれども辭して應じなかつた、淵明は自ら先祖が晉の臣であつたから、固く臣節を守り、宋の高祖の王業が次第に隆昌になつてからも、敢て復た仕官せず世外に超然として居た、かくて宋の文帝の世に至り、天壽を以て死んだ、靖節先生と號した、

魏數與夏戰、至是執其主昌以歸、夏赫連定稱帝於平涼、西秦主乞伏熾盤卒、子暮木立、

【字解】平涼、北魏の郡の名、涇州に屬す、今の甘肅省の平涼府平涼縣の西南に當る、

【解釋】魏は數、夏と戰ひ神䴥元年（宋の元嘉五年）に至り夏主の昌を捕へて率ゐ歸つた、夏は魏に敗られ其の主昌を失ひしより、明年赫連定が自ら帝を平涼に稱した、同年に西秦の主の乞伏熾盤が卒して子の暮木が立つたのである、

北燕馮跋殂、弟弘立、夏主擊西秦、以暮木歸、殺之、西秦亡、定又擊北涼、欲奪其地、吐谷渾襲其軍、執定送魏、夏亡、吐谷渾者、慕容氏之別種也、

【字解】西秦亡、西秦の乞伏國仁が晉の孝武帝の太元十年に僭號してから南宋の文帝の元嘉八年まで四世を經て四十七年目に亡んだのである（紀元一〇四五――一〇九一）（西紀三八五――四三一）、吐谷渾、夷の名で慕容氏の別種族である、谷の音は夷の名の時はヨクと讀む、夏亡、夏の赫連勃勃が晉の安帝の義熙三年に僭號してから南宋の文帝の元嘉八年まで三世を經て二十五年目に滅亡したのである、（紀元一〇六七――一〇九一）（西紀四〇八――四三一）

【解釋】元嘉八年に北燕の主の馮跋が殂んで弟の弘が立つた、同年に夏主の定は西秦を擊ち、秦主の暮木を率ゐて歸り之を殺した、是に於て西秦は遂に亡んだ、同年に定又北涼を擊つて其の地を奪はんと欲して軍を進めた、時に吐谷渾が夏軍を襲うて定を生捕り魏に送つたので、夏は遂に西秦と同年に滅亡したのである、さて吐谷渾とは慕容氏の別種族の夷の名である、

る、

○文皇帝、名義隆、素有令望、少帝廢迎入卽位、

【解釋】文皇帝、名は義隆といふ、幼時より善き評判があつたので、小帝が廢せらるゝと迎へ入れられ帝位に卽かしめられたのである、

夏主勃勃殂、子昌立、

【解釋】夏主の赫連勃勃が殂したので、其の子の昌が立つた、

晉徵士陶潛卒、潛字淵明、潯陽人、侃之曾孫也、少有高趣、嘗爲彭澤令、八十日郡督郵至、吏曰、應束帶見之、潛歎曰、我豈能爲五斗米折腰向鄕里小兒、卽日解印綬去、賦歸去來辭、著五柳先生傳、徵不就、自以先世爲晉臣、自宋高祖王業漸隆、不復肯仕、至是終世、號靖節先生、

【字解】晉徵士、徵士とは聞達あるも仕へざる士のことで、處士に同じ、而して特に晉の徵士と書いたのは、陶潛は晉の臣なるがため、節を守つて宋に屈せなかつたからである、因に晉は宋の劉裕に滅されたのである、曾孫、ひまご、孫の子、高趣、崇高なる思想、督郵、巡察官、地方官の政事の得失を調べ巡る役人、束帶、禮服、五斗米、縣令の月俸は米十五石で、一日は五斗である、こゝは縣令の月俸の意に用ふ、折腰、腰を屈めて禮拜すること、小兒、督郵を指す、卽日、その日、督郵が來た日、歸去來辭、これは淵明が鄕里へ歸り去るの意を述べたもので、その辭の崇高たること古今に冠絕し、よく人口に膾炙して居る、五柳先生、淵明が自ら名けし號、門前に五本の柳があつたから之を取つて號としたのであるといふ、先世、先祖、宋高祖、宋の劉裕、茲に南北朝の事を述べんに、晉はその臣劉裕に滅された、而して劉裕は自立して國を宋と號したが八世の後、齊に滅され、齊は梁に梁は陳に傳へた、此の期間を南朝と曰うた、又彼の十六國は各々興敗があつたが、遂に魏に併合せられた、時に宋の元嘉十六年であつた、その後魏は分れて西魏東魏となり、東魏は北齊に傳へ、西魏は後周に傳へた、而して後周は又北齊を滅して北方を統一したが、後之を隋に傳へた、此の期間を北朝と曰うた、而して隋は南朝の陳を滅して遂に統一した、さて此の宋から隋迄の間を南北朝と曰ふのである、至是、宋の文皇帝の世を指す、終世、死んだこと、

【解釋】晉の處士陶潛が死んだ、陶潛は字を淵明と曰ひ、潯陽郡の人で、陶侃の曾孫であつた、少壯の時から高尙な思想

たことが二十餘年も續き、就中桓玄を誅し、孫恩盧循を平げ、南燕後秦を滅したなどは其の功勳の著大なるものである、遂に晉の禪を受けて帝位に卽いたのである、

西涼李暠卒、謚曰武昌王、子歆立、數年、至是爲北涼沮渠蒙遜誘、與戰殺之、西涼亡、

【字解】西涼亡、李暠が晉の安帝の隆安四年に國を建て、より宋の武帝の永初二年まで二世を經て二十二年目に亡んだのである、
(紀元一〇六〇——一〇八一)
(西紀四〇〇——四二一)

【解釋】 西涼の李暠が卒したので、謚して武昭王といふ、子の歆が立つた、數年を經て北涼の沮渠蒙遜のためにあざむかれ、與に戰うて討死した、是にて西涼は遂に滅亡に歸したのである、

宋主在位三年、改元者一、曰永初、殂、太子立、是爲廢帝滎陽王、

【字解】滎陽、一に營陽に作る、

【解釋】 宋主の劉裕帝位に在りしこと三年、年號を改めたことが一で永初といふ、永初三年五月に裕が殂したので太子が立つた、是が廢帝滎陽王といふのである、

○廢帝滎陽王、名義符、年十七卽位、居喪無禮、遊戲無度、

【解釋】 廢帝滎陽王、名は義符といふ、年十七の時に父の後を承けて位に卽いた、父の喪に居て禮義なく、又遊び戲むるにも節度無く、實に暗愚の君主であつたのである、故に在位僅一年にして傳亮等に廢せられたのである、

魏主嗣殂、謚明元皇帝、廟號太宗、子燾立、

【解釋】 廢帝の景平元年十一月に魏主の嗣が殂したので明元皇帝と謚し、廟を太宗と號した、子の燾が立つた、

宋主在位三年、改元者一、曰景平、徐羨之、傅亮、謝晦、廢而弑之、宜都王立、是爲太宗文皇帝、

【字解】太宗文皇帝、通鑑には太祖文皇帝に作りあれば宗は祖の誤字ならん、

【解釋】 宋主の廢帝は在位僅に三年、年號を改めたことが一で景平といふ、徐羨之、傅亮、謝晦等帝を廢して之を弑した、其の後に宜都王が立つた、是が太宗文皇帝といふのであ

初、參劉牢之軍事、嘗遣覘賊、遇賊數千人、裕奮長刀獨驅之、諸軍因乘勢進擊大破之、裕由是知名、其後爲將相二十餘年、誅桓玄、平孫恩盧循、滅南燕後秦、卒受晉禪、

【字解】交之後、世紀に、交十六世生靖、靖生翹、翹生裕とあり、即ち交の十九世の孫に當る、僑居、偶居に同じ、かりずまゐ、京口、解は前に出づ、從母、母の姉妹をいふ、をば、即ち劉懷敬の母を指す、擣藥、擣はウスツクと訓む、即ち藥を臼に入れ杵にてつくこと、寄奴王者不死、寄奴は劉裕の字、劉裕は王者の威靈あれば之を殺すこと能はずとの意、受晉禪、初め裕は晉の禪を受けんと思ひしも、如何にも言ひ出し難ければ、或る時酒宴を張りて群臣を集め、其の席上で今上は此の如き有樣なれは、拙者ば王爵を奉還して京師に歸り、老後を安靜に暮さんと思ふと曰ふた、そこで中書令の傳亮が獨り其の意を悟り、都に還つて裕を徵して朝に入れて政を輔けしめた、次いで裕は帝に禪位の詔書を書かしめた、帝は欣然として筆を操り左右を顧みて曰ふに、桓玄の叛きし時には晉室已に危かりしを劉裕の功によりて今迄引き延びたのである、よつて今日の禪位の事は素より覺悟して居たのであると、遂に赤紙に禪位の詔を書かれたのである、其後帝は裕に弑せられたのである、

【解釋】宋の高祖武皇帝、姓は劉といひ名は裕といふ、彭城の人である、言ひ傳では漢の世の楚の元王交の十九世の孫であるといふ、さて裕は生れ落つると母親に死なれたので、父の手一つでは養育もなり難く、京口に偶居して居るときは將に裕を弃てんとまで困窮した、故に從母が救うて之に乳を飮ませて慈育したのである、成人するにつれて次第に勇健にして大志があつた、別に學問も無く僅に字を識つて居る位のことである、幼名は寄奴といふ、或る時道で大蛇に出遇ひたれば擊つて之を傷けた、其の後に蛇を傷けたりし所に至つて見しに、多勢の小兒が藥を臼中に入れて杵にてつくのを見た、よつて裕は其藥を何にするかと問ふた、ところが小兒達の答に吾が王は劉寄奴といふもの、爲に傷けられたによつて、此の藥を以て療治せんとて此く擣くのであると曰ふた、裕は又何せ其の劉寄奴といふ者を殺さないかと問ふた、小兒達の答に彼の寄奴といふ者は天下に王たるべき英傑であるから中中殺すことは六ヶ敷いとのことであると曰ふた、そこで裕が之を叱り附けたれば、何處にか散じて見えずになつたといふことがある、初め劉牢之の軍事に參謀となつた時、敵情偵察に出掛けたが、折悪しく賊徒數千人に出遇うたので、裕は長刀を奮つて唯獨り之を逐ひ驅けて進擊した、因つて衆軍勢を得て進み擊つて大いに之を破つたことがあつた、此の時から裕の名は世間に知らるゝやうになつた、其の大將宰相と爲つ

四年目に亡び、西晉東晉を通算すれば一百五十六年目に滅亡したのである、

○南北朝

南朝、自晉以傳之宋、宋傳之齊、齊傳梁、梁傳陳、北朝、自諸國併於魏、魏後分爲西魏東魏、東魏傳北齊、西魏傳後周、後周併北齊、而傳之隋、隋滅陳、然後南北混爲一、今以南爲提頭、而附北於其間、

【字解】提頭、首に揭げて書き出すこと、卽ち南朝の諸國を首に出して書き北朝を其の間に附記することをいふ、

【解釋】　南朝は晉より宋に傳へ、宋は齊に傳へ、齊は梁に傳へ、梁は陳に傳へたる南方の四箇國をいひ、北朝は北方の諸國が魏に併合せられてより魏は後に西魏東魏と分れ、東魏は北齊に傳へ、西魏は後周に傳へたる三代をいふ、而して後周は北齊を併せて之を隋に傳へ、隋は南朝の陳を滅し、然る後に南北混同して一統の天下と爲つたのである、さて此の南北朝の事蹟を記すに、何れも正統に非ざれども先づ南朝を首に揭げて書き出し、而して北朝を其の間に附記することゝしたのである、

宋

宋の高祖劉裕は彭城の人で、初め晉に事へて太尉と爲り、次いで宋王に封ぜられ、後に晉祚の禪を受けて國を建てたのである、さて彭城は春秋時代の宋の地であり、又宋王より起りたるを以て其の國號を宋と稱したのである、而して其存續は高祖より八世を經て五十九年目に亡んだのである、（紀元一〇八〇——一一三八）（西紀四二〇——四七八）

○宋高祖武皇帝、姓劉氏、名裕、彭城人也、相傳爲漢楚元王交之後、裕生而母死、父僑居京口、將棄之、從母救而乳之、及長勇健有大志、僅識字、小字寄奴、嘗行遇大蛇、擊傷之、後至其所見有群兒擣藥、裕問何爲、答曰、吾王爲劉寄奴所傷、裕曰、何不殺之、兒曰、寄奴王者不死、裕叱之、卽散不見、

ちは、其の門に詣つて涕を流して曰ふに、永永戰爭の爲に擊ち洩らされし人民共は晉朝の恩澤に霑はざること茲に百年計りにもなつたが、今年始めて衣冠を著けたる人を見るにつけ、モウ夷狄の殘虐を蒙ることも無きものと、人人相賀して打ち悅び居たりしに、情なや公は今此處を捨て、何處に行かんとし給ふぞと、裕の還りを惜んだのである、しかし裕は其の子の義眞を留めて彭城に還つた、そこで勃勃は案の如く長安を攻めて之を陷れ、自ら帝と稱し、統萬に歸つたのである、

晉以裕爲相國宋公、加九錫、裕以讖云昌明之後尙有二帝、乃使人縊晉帝弑之、帝在位二十三年、改元者二、曰隆安、義熙、義熙元年至十四年、則劉裕爲政之日也、弟瑯琊王立、是爲恭皇帝、

【字解】昌明、孝武帝の名、使人、王韶之をいふ、

【解釋】晉は劉裕の功績を嘉みして相國宋公と爲し、九錫を加へた、裕は未來記に孝武帝の後に尙二帝あるといふ記事を信じて、今の安帝と今一人の帝とを廢せねばならぬと考へ、王韶之に命じて安帝の首を縊りて之を弑せしめた、帝位に在りしこと二十三年、年號を改めたことが二つで隆安義熙といふ、而して義熙元年から十四年までの間は劉裕が政を爲したる時であつた、帝の弟の瑯琊王が立つた、是が恭皇帝といふのである、

○恭皇帝、名德文、卽位之明年、劉裕進爵爲宋王、自彭城移鎭壽陽、又明年、裕還建康、帝在位改元者一、曰元熙、禪位于裕、已而被弑、東晉自元皇帝至是凡十一世、一百四年、西晉東晉、通一百五十六年而亡、

【字解】壽陽、縣の名、幷州樂平郡に屬し、今は山西省平定州壽陽縣治に屬す、東晉、元皇帝より恭皇帝まで十一世を經て一百四年目に亡んだのである、(紀元九七七――一〇八〇　西紀三一七――四二〇)

【解釋】恭皇帝、名は德文といふ、位に卽いた翌年に劉裕は爵を進められて宋王と爲り、彭城から移つて壽陽を鎭撫し、又明年に建康に還つた、帝は位に在つて年號を改めたことが一つで、元熙といふ、位を裕に禪り、間も無く弑せられた、是に於て東晉は元皇帝から恭皇帝まで凡て十一世を經て一百

年に至るまで三世を經て十八年目に亡んだのである、（紀元一〇五七——一〇七四）（西紀三九七——四一四）

【解釋】　義熙十年に西秦の乞伏氏は南涼の不意を襲うて之を滅した、是より先き南涼主の禿髮烏孤が卒して、其の弟の利鹿孤が立つたが、是れも亦間も無く卒した、よつて又其の弟の傉檀が立つた、是の時に西秦の乞伏熾盤の爲に襲擊せられて大敗した、故に西秦の兵は傉檀を率ゐて都に歸り之を殺した、是にて南涼は遂に滅亡したのである、

後秦主姚興卒、子泓立、晉大尉劉裕伐之、發彭城、由洛城、道武關潼關入長安、泓敗出降、送建康斬之、後秦亡、

【字解】　彭城、國の名、徐州に屬し今は江蘇省徐州府銅山縣に屬す、武關潼關、洛陽より長安に至る間に在る地名で、司州弘農郡華陰縣に屬し、今の陝西省漢中府南鄭縣地方に當る、後秦亡、姚萇が武帝の太元九年に僭號してより義熙十三年に至るまで三世を經て二十四年目に亡んだのである、（紀元一〇四四——一〇七七）（西紀三八四——四一七）

【解釋】　後秦の主の姚興が卒して子の泓が立つた、義熙十三年に晉の大尉の劉裕は西秦を伐たんとて、彭城を出發し、洛陽より武關潼關の道を過ぎて長安に攻め入つた、秦兵大いに敗れ姚泓出で丶降參した、よつて之を建康に送りて斬つた是にて後秦が滅亡したのである、

夏主勃勃、聞裕伐秦曰、裕必取關中、然不能久留、若以子弟諸將守之、吾取之如拾芥耳、至是、三秦父老、聞裕將還、詣門流涕曰、殘民不霑王化、於今百年、始覩衣冠、人人相賀、公捨此欲何之乎、裕還彭城、勃勃陷長安稱帝、歸統萬、

【字解】　關中、函谷關より中といふ意で、長安一帶の地方を指す、如拾芥、ちりあくたを拾ふ如く容易なることの喩、殘民、戰亂に生き殘りたる人民のこと、不霑王化、王者の恩澤を承けざることで、卽ち久しく夷狄の殘虐に遭ひ晉の善政に預からざるをいふ、統萬、大夏の都、夏州に在り、今の甘肅省寧夏府の地方に當る、始覩衣冠、始めて衣冠を著けたる人を見ることで、卽ち久久にて泰平の世となり晉朝の人人に逢ふといふ意、

【解釋】　夏主の勃勃は劉裕が秦を伐つと聞いて、裕は必ず關中の地を取るであらう、然かし關中に久しく留ることは致すまい、若し子弟又は諸將をして之を守らしめたならば吾れ之を略取せんことは塵芥を拾ふ如く容易なる業であると曰ふた、さて裕が晉に還らんとする時に至つて、三秦の年寄た

【解釋】魏主の珪は人の夫を殺して其の妻を妃とし、二人の中に子の紹を生んだ、此の紹は性質凶惡にして心ねぢけ、我儘にしてあばれものであつて、父の珪を弑した、そこで齊王の嗣といふ者紹を殺して立ち、珪を道武皇帝と諡し其の廟を烈祖と號したのである、

晉劉裕拔廣固、執慕容超、送建康斬之、南燕亡、

【字解】南燕亡、慕容德が安帝の隆安二年に僭號してより義熙六年に至るまで二世を經て十三年目に亡んだのである、（紀元一〇五八―一〇七〇）（西紀三九八―四一〇）

【解釋】義熙六年に晉の劉裕が南燕の都の廣固を拔き、慕容超を生捕つて建康に送り、之を斬つた、是にて南燕は遂に滅亡したのである、

盧循乘劉裕北伐、出自番禺、直下襲建康、劉裕被徵急還、諸軍力戰、循乃退、裕追破之、循走交州、爲刺史所敗、斬首送建康、

【字解】番禺、縣の名、廣州南海郡に屬し、今は廣東省廣州府南海縣治に屬す、交州、州の名、今の廣西省地方に當る、刺史、杜慶廣をいふ、

【解釋】義熙六年に盧循は劉裕が北伐のひまに附入つて、番禺より出で直に船にて長江を下り晉都の建康を襲撃した、よつて晉は急使を以て劉裕を北方より呼び戻した、劉裕は變を聞き大急に都に還り、諸軍共に力戰したるを以て循の軍は都を退却した、そこで裕は之を追擊して破つた、循はこは叶はじと南方の交州を指して遠く逃げ延びた、然るに又もや交州の刺史の杜慶廣の爲に敗られ、首を斬られ、建康まで送り屆けられたのである、

西秦乞伏韓歸爲其下所弑、子熾盤立、

【字解】韓歸、乾歸の誤り、

【解釋】西秦の乾歸が其の臣下の爲に弑せられ、子の熾盤が立つた、

西秦襲滅南涼、先是南涼主禿髮烏孤卒、弟利鹿孤立、卒、弟傉檀立、至是爲乞伏熾盤所襲、以傉檀歸殺之、南涼亡、

【字解】南涼亡、禿髮烏孤が安帝の隆安元年に僭號してより義熙十

た、其の後江州の刺史と爲り、間も無く荊江等の八州の軍事を都督して江陵を根據とし、太元十七年に至り兵を擧げて建康に攻め入り、攝政の會稽王元顯を殺し、又其の父の道子を殺し、自ら相國と爲り、楚王に封ぜられ、又九錫を加へらる、已にして帝に迫つて位を禪らしめたが、時に劉裕兵を京口に起して玄を討ち取らんとし、玄の兵と戰うて大いに之を敗つた、玄出で、走つたが遂に運盡きて首を江陵に斬られた、そこで帝は位に復り、劉裕は京口を鎭撫したのである、

秦赫連勃勃、叛秦據朔方、自稱大夏天王、勃勃故匈奴劉衞辰之子也、

【字解】赫連勃勃、赫連は姓、勃勃は名、冒頓から二十一代目の孫に當る人、

【解釋】秦の赫連勃勃が秦に叛いて朔方に據り、自ら大夏天王と稱した、さて勃勃は故の匈奴の劉衞辰の子である、

晉伐南燕、先是南燕主慕容德卒、兄子超立、侵晉邊、劉裕抗表伐之、

【字解】抗表、抗とは擧ぐることで上表といふに同じ、

【解釋】義熙五年に晉軍南燕を伐つた、是より先き南燕の主の慕容德が卒して兄の子の超が立つた、此の超といふ者晉の國境を侵略せしを以て、劉裕が上表して之を伐つたのである、

北燕爲其臣馮跋所滅、先是北燕主盛爲其下所弑、叔父熙立、跋得罪於熙、弑之而立熙之養子高雲、未幾又弑雲而自立、

【字解】北燕、一に後燕ともいふ、後燕の慕容垂が武帝の太元八年に僭號してより安帝の義熙四年に至る迄五世を經て二十六年目に亡んだのである、（紀元一〇四三——一〇六八）（西紀三八三——四〇八）

【解釋】義熙四年に北燕は其の臣下の馮跋のために滅された、是より先き北燕の主の慕容盛が其の臣のために弑せられたので、叔父の熙が立つた、或る時馮跋は熙に罪を得たので之を殺して熙の養子の高雲を立てた、間も無く又雲を弑して自立したのである、

魏主殺人之夫、而納其妻、與之生子紹、兇狠無賴、弑珪、齊王嗣殺紹而立、珪謚道武皇帝、廟號烈祖、

【字解】其妻、賀太后の妹をいふ、兇狠、凶惡にしてねぢけたる性質、無賴、生業を顧みず法律を畏れざることで、つまりあばれもの、こと、

柔然起於漠北、奪高車之地而居之、吞併諸部、士馬繁盛、雄於北方、其地西至焉耆、東接朝鮮、南臨大漠、旁小國皆羈屬、與魏爲敵、

【字解】柔然、北狄の別種族の名、漠北、戈壁の沙漠の北、高車、赤狄の種族、焉耆、西域の國名、大漠、代北の地名、羈屬、牛馬の絆さる丶如く牽掣せられて服從すること、

【解釋】北狄の柔然は漠北より起つて高車の地を奪ひ、其の地に據つて諸部落を併呑し、其の士卒牛馬の衆多にして盛大なること北方第一である、其の領域は西は焉耆國に至り、東は朝鮮に接し、南は大漠に臨み、近旁の小國は皆牽掣せられて服從し、恰も屬國の如きである、此の如く國勢盛んであるが故に魏と好き敵である、

晉盗孫恩、數爲劉裕等所敗、赴海死、其黨盧循、徐道覆復起、

【解釋】晉の妖賊の孫恩は數〻劉裕等のために敗られたので海島に赴いて死んだが、其の與黨の盧循と徐道覆との二人が復兵を起した、

晉桓玄反、初玄嗣父溫爲南郡公、負其才地以雄豪自處、嘗守義興、歎曰、父爲九州伯、兒爲五湖長、棄官歸國、後爲江州刺史、尋都督荊江等八州軍事、據江陵、至是擧兵、入建康、殺元顯、又殺道子、玄爲相國、封楚王、加九錫、已而迫帝禪位、劉裕起兵於京口、討玄、與玄兵戰、大破之、玄出奔、斬首於江陵、帝復位、劉裕鎭京口、

【字解】南郡、江陵のこと、才地、才能と門地とをいふ、義興、縣の名、五湖、方五百里ある湖の名、義興は五湖の邊に在るを以てかくいふ、江州、縣の名、梁州巴郡に屬し、今の四川省重慶府巴縣の西に當る、江陵、縣の名、荊州南郡に屬し、今は湖北省荊州府江陵縣治に屬す、

【解釋】晉の桓玄が謀反を起した、初め玄は父の溫に嗣いで南郡公となり、自ら其の才能と門地とを自慢し、又英雄豪傑を以て自ら許して人を輕んじて居た、或る時義興縣の守護となつて大いに歎きて曰ふに、父は九州の長と爲り、子は五湖の長と爲ると、是は其の官の餘りに卑うして父と大懸隔あることを嗟いたのである、故に直に其の官を弃て丶國に歸つ

【解釋】魏王の拓跋珪は毎歳燕を攻め、進んで燕の都の中山を圍んだ、そこで燕主の慕容寶は都を出奔し、後其の部下の加難といふ者の爲に弑せられた、燕の慕容祥が自ら帝と稱したが、慕容麟は祥の不意を襲ひ撃ちて祥を殺し又自ら立つた、時に魏王の珪は麟を破つて之を走らしたので、麟は慕容德に奔つて之に身を寄せた、ところが德は麟を殺し、廣固といふ處に據つて後に帝と稱した、是が南燕といふのである、又一方に燕の慕容盛といふ者があつて龍城といふ處で帝と稱した、是が北燕といふのである、魏主の珪は其の都平城に於て帝と稱した、涼の段業といふ者は涼王と稱して張掖に據つた、是が北涼といふのである、

晉會稽王道子、專以政事委世子元顯、晉政亂、東土囂然、妖賊孫恩、因民心騷動、自海島出作亂、劉裕因討恩有功而起、

【字解】囂然、江東の地方のさはがしきこと、

【解釋】晉の會稽王の道子は初め安帝の太傅となりて政を輔けて居たりしが、其の後政事を專ら世子の元顯といふ者に打ち任せたので、晉の政事が亂れ、江東の地方はさはがしくなつたのである、此の時に名も知れぬ賊徒の孫恩といふ者が民心の騷動するに附け込んで、海島から出で來つて亂を起した、そこで劉裕は孫恩を討ち平げ、其の功績ありしに因つて初めて勢威が盛んになつたのである、

北涼沮渠蒙遜、弑段業而自立、蒙遜匈奴之種也、後遷姑臧、涼王呂光卒、子紹立、庶兄纂弑而代之、呂超又弑纂而立其兄隆、隆後降秦、而涼亡、隴西李暠據燉煌、是爲西涼、後徙酒泉、

【字解】涼亡、呂光が武帝の太元十一年に僭號して涼天王と爲りてより安帝の元興二年に至るまで四世を經て十八年目に亡んだのである、（紀元一〇四六—一〇六三）（西紀三八六—四〇三）燉煌、郡の名、涼州に屬し、今は甘肅省安西府敦煌縣治に屬す、酒泉、郡の名、涼州に屬し、今は甘肅省肅州治に屬す、

【解釋】北涼の沮渠蒙遜が段業を弑して自立して、蒙遜は匈奴の種族である、其の後姑臧に遷つた、後涼王の呂光が卒して子の紹が立つた、妾腹の兄の纂といふ者が紹を弑して之に代つた、時に呂超が又纂を弑して其の兄の隆を立てた、此の隆は其の後に秦に降つたので後涼は遂に滅亡したのである、隴西の李暠が燉煌に據つて王と稱した、是が西涼といふのである、後に酒泉郡に徙つた、

面而弒之、在位十五年、改元者一、曰寧康太元、太子立、是爲安皇帝、

【字解】張貴人、妃の名、汝以年亦當廢矣、通鑑にては廢矣の下に、吾意更屬少者、の六字あり、汝も已に三十歳なれば年から云へば當に廢すべき頃である、吾は更に年若き者を望んで居るとの意である、

【解釋】張貴人といふ妃は年三十にして武帝の寵を得ると後宮第一であつた、或る時帝は醉中に之に戲れて汝も已に三十歳なれば當に廢すべき頃である、吾は更に他の年若き者を望んで居ると曰ふた、ところが妃は此の笑談を眞實なりと思ひ違ひ、嫉妬の念禁ずる能はず、遂に婢をして覆面させて帝を弒せしめたのである、帝位に在りしこと十五年で、年號を改めたことが二つ、寧康太元と曰ふ、太子が立つた、是が安皇帝といふのである、

○安皇帝名德宗、幼不慧、口不能言、寒暑饑飽不辨、飮食寢興、皆非己出、旣卽位、會稽王以太傅輔政、

【字解】不慧、白痴と同じで智慧の足らざること、おろかもの、

【解釋】安皇帝、名は德宗といふ、幼より愚者にして且つ物言ふことも出來ず、寒さも暑さもひもじきもくひすぎも自分で分からず、又飮み食ひねおきも皆己れの意思より出でず、悉く人の世話に任かすといふ樣な念入りの馬鹿であつた、されど父の崩御のために位に卽いた、そこで會稽王の道子は太傅といふ守り役になつて此の暗主を輔けて國政を治むることゝなつたのである、

魏王拓跋珪、連歲攻燕、進圍中山、燕主慕容寶出奔、後爲其下所弒、燕慕容詳稱帝、慕容麟襲殺詳而自立、魏主珪破麟走之、麟奔慕容德、爲德所殺、德往據廣固、後稱帝、是爲南燕、燕慕容盛、稱帝於龍城、是爲北燕、魏王珪稱帝、都平城、涼段業稱涼王、據張掖、是爲北涼、

【字解】中山、解は前に出づ、其下、蘭汗の弟の加難をいふ、慕容德、慕容垂の弟、廣固、南燕の都、兗州に在り、今の山東省青州府內に當る、龍城所在詳ならず、北燕、或は後燕と稱す、平城、後魏の都、幷州鴈門郡に在り、今の山西省大同府大同縣內に當る、張掖 北涼の都、涼州に在り、今の甘肅省甘州府張掖縣內に當る、

【解釋】 燕主の垂は西燕を撃つて長子を拔き、西燕の主の永を殺した、燕主の垂が卒して子の寶が立つたのである、

自苻堅之敗、中原大亂、其大者、慕容氏、姚氏、迭擧大號、其乘時而起、如秦故臣呂光、據涼州稱涼天王、鮮卑乞伏國仁、據隴右稱西秦王、國仁卒、弟乾歸繼之、後又有鮮卑禿髮烏孤、起河西、號南涼、

【字解】 大號、帝王の稱號をいふ、乞伏國仁、乞伏は姓で國仁は名である、禿髮烏孤、禿髮は姓で烏孤は名である、河西、郡の名、晉州に屬し、今の山西省平陽府臨汾縣の地方に當る、

【解釋】 太元八年に秦の苻堅が淝水に於て大敗せしより天下大いに亂れた、其の僭僞の中にて大いなる者は慕容氏(後燕)と姚氏(後秦)とで、二氏共に迭に帝王の稱號を擧げたのである、又其の亂に乘じて新に起りたる者が二三ある、卽ち秦の故き臣の呂光といふ者の如きは涼州に據つて涼天王と稱し、鮮卑の乞伏國仁といふ者は隴右に據つて西秦王と稱した、さて此の國仁の卒後は其の弟の乾歸が其の後を繼いだ、其の後又鮮卑の禿髮烏孤といふ者があつて河西に起り南涼と稱したのである、

晉自敗秦以後、江左無事、會稽王道子爲政、帝嗜酒流連而已、長星見、帝擧酒向之曰、長星勸汝一杯酒、世豈有萬年天子邪、

【字解】 道子、晉の孝武帝の弟、帝、孝武帝、流連、酒を飮んで歸るを忘れ、遊蕩にふけること、長星、妖星なり、その芒長く、兵亂の兆として之を忌む、

【解釋】 晉は秦を淝水に敗つてから、江左卽ちその都して居る江東は無事であつた、而して政事は會稽王の道子が專ら掌つて居た、晉帝は酒が好きで日夜流連して杯を手から放さなかつた、時に長星が天に見はれ、人人は兵亂の象であるとして之を懼れた、然るに帝は一向平氣で、酒を擧げて長星に向つて曰ふのには、長星よ、朕は汝に一杯の酒を勸めるから、まあ、飮み玉へ、世の中には、豈に萬年も續く天子があらうか、萬年も續く天子は無いのであるから、須らく酒を飮んで愉快に一生を送る方がましであると、

張貴人年三十、寵冠後宮、醉中戲之曰、汝以年亦當廢矣、貴人使婢蒙其

よつて庫仁の弟の頭眷といふ者代つて其の衆を領有した、ところが庫仁の子の顯といふ者は頭眷を殺して自立し、又舊主の珪をも殺さんとしたので、珪は出奔して賀蘭部に至り身を其の舅の賀納の家に託した、そこで諸部の酋長は珪を推して主と爲し、遂に代の王位に卽いたのである、よつて徙つて盛樂に居り、後に代を改めて魏と稱したのである、

燕王垂稱帝于中山、西燕人殺其主沖立段隨、又殺隨立慕容忠、又殺忠立慕容永、永擊秦主苻丕、丕敗南走、爲晉將軍邀擊殺之、慕容永稱帝於長子、

【字解】　中山、國の名、冀州に屬し、今は直隸省定州治に屬す、西燕人、左將軍の韓延のこと、晉將軍、馮該を指す、長子、縣の名、幷州上黨郡に屬し、今の山西省晉安府長子縣の西に當る、

【解釋】　太元九年に燕王の垂が中山に於て自ら帝と稱した、西燕の左將軍韓延といふ者其の主の慕容沖を殺して段隨を立つ、又隨を殺して慕容忠を立つ、又忠を殺して慕容永を立てた、永が秦主の段丕を擊つたので、丕は敗れて南に出奔して晉に入つた、ところが晉の將軍の馮該といふ者丕を邀へ擊ちて之を殺した、そこで慕容永は長子といふ處にて帝と稱したのである、

秦疏族苻登、稱帝於南安、後秦姚萇、先是已入長安稱帝、苻登引兵數與後秦戰、互有勝負、後秦主姚萇卒、子興立、擊登殺之、

【字解】　南安、縣の名、益州犍爲郡に屬し、今の四川省嘉定府夾江縣の西北に當る、擊登殺之、前秦の滅亡をいふ、前秦の苻犍が穆帝の永和七年に秦天王と稱してから武帝の太元十九年まで六主を經て四十四年目に亡んだのである、（紀元一〇一一——一〇五四）（西紀三五一——三九四）

【解釋】　秦主の遠緣の一族なる苻登といふ者南安に於て自ら帝と稱した、後秦の姚萇は是より先き卽ち太元九年に已に長安に入つて帝と稱して居たが、苻登が帝と稱してより兵を引いて數〻後秦と戰うた、ところが互に勝負あつて雌雄を決することが出來なかつた、其の後後秦の主の姚萇が卒したので子の興が立つた、此の興といふ者登を擊つて遂に之を殺した、是に於て前秦は滅亡したのである、

燕主垂擊西燕、拔長子、殺西燕主永、

燕主垂卒、子寶立、

齒折、其矯情鎭物如此、

【字解】太保、官の名、三公の一、文雅、起居動作の上品にして優雅なること、震動、恐れて震ひ動く、夷然、平安の貌、平氣で居ること、墅、別莊、捷書、敵に勝つた知らせの手紙、寘、置く、屐、下駄、矯、詐る、心中思ふ所あるも、強ひて之を抑へて顏色に現はさざること、鎭物、事件に對して平靜に落着拂つて居ること、

【解釋】晉の太保の謝安が死んだ、さて謝安はその起居の文雅は遙に王導に過ぎ、且つ事物を思慮する德も亦深かつた、嘗て秦の寇兵が攻め入つて來た時に、朝廷の人も人民も皆身の毛を立て、震ひ懼れた、然るに安のみは獨り平氣で碁を打つて居、特に別莊を賭けて熱心に勝負を爭ひ外寇などは殆んど意に介しなかつた、これは安は心中秦の寇を懼れて居たのであるが、太保たる自らが懼れた風を示したならば、國民の意氣はいよ〳〵消沈すると思つたからわざと平靜を裝つたので、卽ち思慮が深かつたのである、その後秦兵を擊滅した捷報が屆いた、安は此の時も亦客と碁を打つて居たが、この捷書を見て之を座の側に置き、別段に喜ぶ色が無かつた、かくて碁がすんでから、客がその書の何であるかを問うた、安は徐に答へて曰ふのには、あれは我が小僧等が、とうとう賊を擊ち破つた知らせであると、これも安が喜怒を色に現はさゞるの量を示したので、卽ち思慮の深かつたのである、かくて安は客の歸るのを送つて門に至り、反つて室に入るや否や、戰捷を喜ぶこと甚だしく、歡喜の餘り躍りはね、下駄の齒の折れたのも知らぬ程であつた、さて謝安が心情を矯め平靜を裝ひ、以て天下の重を爲したるは此の通りで、此の一事でもその性格を知ることが出來る、

秦主苻堅之子丕、稱帝于晉陽、

【字解】晉陽、縣の名、幷州太原郡に屬し、今は山西省太原府太原縣治に屬す、

【解釋】秦主の苻堅は後秦の姚萇の爲に殺されたるを以て、其の子の丕は晉陽に於て帝と稱した、

拓跋珪復立爲代王、先是劉庫仁爲其下所殺、弟頭眷代領其衆、庫仁之子顯、殺頭眷而自立、又欲殺珪、珪奔賀蘭部、依其舅、諸部大人、推珪爲主、遂卽王位、徙居盛樂、後改稱魏、

【字解】賀蘭部、狄の別種族の名、大人、酋長のこと、盛樂、代の都、雲州に屬し、今の山西省太原府祁縣の東に當る、

【解釋】拓跋珪が復立つて代王となつた、是より先き珪は幼少の時其の臣劉庫仁に身を寄せて保護を受けつゝありしが、劉氏の家に內訌あつて庫仁は其の部下の爲に殺された、

であると誤認した、依て晉兵の强衆に驚き、憮然として懼るゝ色があつた、かゝる間に秦の兵は肥水といふ川の邊迄進み、そこに陣を構へた、晉の謝玄は一策を案じ、人をして苻堅に謂はしめて曰ふのには現狀では勝負を決することが出來ないから、貴軍は少し退却し、我が軍をして渡らせて下さい、我が軍が川を渡つて後、一戰して勝負を決することは、如何でござるかと、これは謝玄は秦の兵の退却に乘じて之を伐たんと企てたのである、而して苻堅は亦晉の兵が半ば川を渡つた頃を以て、急に之を擊たんと謀り、玄の提議を承諾し、兵を麾いて退却した、さて秦はその兵を退却させたが、都合よい處で停止させようとしても停止することが出來ず、陣形の混亂を來した、此の時、前に秦兵に捕へられた朱序が、秦軍の後方に在つて、大聲を發し、秦兵は敗走したと叫んだ、秦兵は之を聞き戰はずして潰走した、謝玄等は此の機に乘じて追擊したから、秦兵は大に敗れて逃げ走つた、而して此等の敗兵は恐怖の餘り、風の音や鶴の鳴き聲を聞いても、それが晉兵の追擊するのであると思ひ、先を爭うて逃げ失せた、かくて秦王はその計畫、水泡に歸し、大敗の餘り狼狽して長安に還つた、

慕容垂叛秦、起於河內、自稱燕王、姚萇叛秦、起於北地、自稱秦王、是爲後秦、慕容沖叛秦、起兵平陽、稱帝、是爲西燕、攻長安、秦主苻堅出奔、後秦主萇執而殺之、

【字解】河南、郡の名、司州に屬し、今は河南省懷慶府河內縣に屬す、北地、郡の名、雍州に屬し、今の陝西省漢中府南鄭縣の地に當る、平陽、郡の名、司州に屬し、今は山東省兗州府鄒縣治に屬す、

【解釋】慕容垂が秦に叛いて河內に起り、自ら燕王と稱した、姚萇が秦に叛いて北地に起り、自ら秦王と稱した、是が後秦といふのである、慕容沖が秦に叛き兵を平陽に起して帝と稱した、是が西燕といふのである、西燕兵を進めて秦の長安を攻めたが、秦主の苻堅は出奔した、ところが後秦の主の姚萇は堅を執へて之を殺したのである、

晉太保謝安卒、安文雅過王導、有德量、方秦寇至、朝野震動、安夷然圍碁賭墅、捷書至、安方與客碁、覽畢寘坐側、無喜色、碁罷、客問之、徐曰、小兒輩已遂破賊、客去、安入戶、喜甚、不覺屐

督衆八萬拒之、劉牢之帥精兵五千趨洛澗、直渡水擊秦前鋒梁成、斬之、石等水陸繼進、堅登壽陽城望見晉兵部陣嚴整、又望見八公山草木、皆以爲晉兵、憮然有懼色、秦兵逼肥水而陣、玄使人謂曰、移陣小卻、使我兵得渡、以決勝負、可乎、堅欲聽晉兵半渡蹙之、麾兵使卻、秦兵退、不可復止、朱序在陣後呼曰、秦兵敗矣、遂潰、玄等乘勝追擊、秦兵大敗、走者聞風聲鶴唳、皆以爲晉兵至、堅狼狽還長安、

【字解】 秦、十六國の一、始祖を苻洪といひ、氐の種族、長安に都す、執、捕へる、以、ヒキテと訓む、共に連れて行く、堅、秦主の名、拒、フセグと訓む、防ぐ、帥、率ゐる、八公山、山の名、憮然、憂愁の貌、卻、退く、聽、承諾する、蹙、急に攻める、麾、サシマネクと訓む、旗を以て軍衆を指揮し、その向ふ所を示すこと、鶴唳、唳は鶴の鳴く聲、狼狽、あわてる、

【解釋】 秦は兵を遣り、道を分けて晉に攻め入り、晉の諸郡を陥れ、遂に襄陽府の刺史朱序を捕へて連れ歸つた、さて秦主はかくも大勝を得たから、いよ／＼大兵を起し、一擧に晉を滅ぼさんと決心した、此の時或る臣は諫めて曰ふのには、晉には長江の險阻があるから、之を伐つは不可であると、然るに秦主堅は此の諫を却けて曰ふのには、吾が大兵を以て晉を攻めたならば、馬の鞭を江中に投げても、その流を遮斷することが出來るのであるから、何の恐れがあらうぞと、かく豪語した、此の時内廷の臣も共に晉を擊つを不可として之を諫めた、獨り慕容垂と姚萇は秦の空虛に乘じて叛せんと欲し、堅に勸めて南の方晉を伐たせた、かくて秦主は遂に長安の守備兵六十餘萬人、騎兵二十七萬人を發し、大擧して晉に攻め入つた、そこで晉は謝石を以て征討大都督と爲し、謝玄を先鋒都督と爲し、衆八萬を出して之を防いだ、又劉牢之は別働隊と爲り、精兵五千人を率ゐて洛水澗水の方面に向つた、而して牢之は直ちに洛澗を渡り、秦の前鋒梁成を擊つて之を斬つた、此の機に乘じて謝石謝玄等は、水上陸上の二方面から相竝び進んだ、此の時苻堅は壽陽郡に在つたが、その城頭に登つて晉軍を望見し、其部署陣形、嚴正にして整頓し、威容堂堂たるを見、又八公山の草木を望見し、それが皆晉兵

て恩愛を傾け又篤實を以て事へ、代の廢興に拘はらず心を二三にすること無く忠實に舊主に事へたのである、

晉以秦人强盛爲憂、詔求良將可鎭禦北方者、謝安以兄子玄應詔、郗超歎之曰、安之明、乃能違衆擧親、玄才不負所擧、吾嘗見其使才、雖屐履間未嘗不得其任、玄鎭廣陵、得劉牢之等爲參軍、戰無不捷、號北府兵、敵人畏之、

【字解】　違衆擧親、衆人の情は親戚に人才ありとも嫌を避けて之を擧げず。先づ他人を推すものなれども、謝安は之と違うて人才登用を主義として世の評判などに頓著せず親戚の才物を推擧したるをいふ、屐履之間、通鑑には履屐之間に作り、其の註に、履以木爲之、屐以木爲之とあり、又綱鑑の註には周旋行歩之間、皆得其道也、とあつて何れも匆卒の間といふ意である、廣陵、郡の名で徐州に屬し、今の江蘇省淮南府淸河縣の東南に當る、北府兵、通鑑の註に晉人謂京口爲北府、謝安破俱難等、始兼領徐州とあつて京口は建業の東に位する地で徐州に屬す、故に謝氏の兵を北府の兵と稱するのである、

【解釋】　晉朝は秦人の强く盛んにして晉國に攻め入らんとするを心配し、詔して良將の能く北方の强秦を鎭め禦ぐべき者を求めた、時に謝安は兄の子の玄を推擧して詔に應じた、そこで郗超は歎じて安の聰明なるは衆人と其の趣を異にして其の親戚の者を推薦したるは感服の至りである、彼の玄の才は必ず安の擧げたる所に負かずして成功するであらう、何となれば吾れ或る時桓公の府にて玄が其の才を使ひしを見しことありしに、匆卒の閒と雖未だ嘗て其の任務を誤りたることがなかつたからであると曰ふた、さて玄は廣陵を鎭め劉牢之等を得て參軍と爲し、北方の諸軍と戰うて捷たざることがなかつた、時に北府の兵と號して敵人は大いに之を畏れたといふことである、

秦遣兵分道寇晉、陷諸郡、執襄陽刺史朱序以還、已而議大擧、或謂、晉有長江之險、堅曰、以吾之衆投鞭於江、可斷其流、時中外皆諫、惟慕容垂、姚萇、欲乘其釁、勸之南伐、堅遂發長安戍卒六十餘萬、騎二十七萬、晉以謝石爲征討大都督、謝玄爲前鋒都督、

涼降于秦、先是張玄靚之叔父天錫、殺玄靚而自立、天錫荒于酒色、政亂、秦伐之、兵至姑臧、天錫面縛出、送長安、

【字解】涼降于秦、涼の張軌が愍帝の建興二年に僭號してより武帝の太元元年に秦に降参するまで九世を經て六十三年目に亡んだのである、（紀元九七四—一〇三六）（西紀三一四—三七六）荒、スサムと訓む、度を過ごすこと、姑臧、涼の都、涼州武威郡に在り、今の甘肅省涼州府武威縣内に當る、面縛、解は前に出づ、長安、秦の都、雍州京兆郡に在り、今の陝西省西安府長安縣の西北に當る、

【解釋】太元元年に涼が秦に降つた、是より先き張玄靚の叔父たる天錫は玄靚を殺して自立した、さて此の天錫は酒や女色に荒み溺れて國事を顧ざるを以て國政大に亂れたのである、よつて秦は之を伐ち、秦兵は進んで涼の都の姑臧に浸入したので、天錫は面縛して降参し、出で、秦都の長安に護送せられたのである、

代王拓跋什翼犍世子寔早卒、繼嗣未定、庶長子遂殺其諸弟、并殺什翼犍、會秦兵擊代、部衆逃潰、國中大亂、秦主苻堅分代爲二部、自河以東、屬代南部大人劉庫仁、自河以西、屬匈奴劉衛辰、使統其衆、代世子寔之子珪、尚幼、母賀氏以珪走依賀訥、已而依庫仁、庫仁奉珪恩勤、不以廢興易意、

【字解】繼嗣、よつぎ、あととり、庶長子、第一の庶子名は寔君といふ、舊註に下文の遂の字を名とせるは非である、逃潰、ちり〳〵ににぐること、恩勤、詩の鴟鴞に、恩斯勤斯、鬻子之閔斯、とあつて愛情を傾けて篤實に事ふること、

【解釋】代王の拓跋什翼犍の世子の寔が先達て卒した、然るに其の跡繼が未だ定まつて居ないので、第一の庶子の寔君は遂に其の諸弟を殺し、又什翼犍をも併せ殺した、時に秦兵の代を擊つに會うて代の部下の衆は皆ちり〳〵に逃げ迷ひ、國中大いに亂れた、そこで秦主の苻堅は代を分ちて二部と爲し、河より東を代の南部大人の劉庫仁に屬し、河より以西を匈奴の劉衛辰に屬して、其の衆を統べしめた、代の世子寔の子の珪といふもの尚幼少であつたので、母の賀氏は珪を抱き走つて賀訥に依頼し、後に庫仁にたよつた、庫仁は珪を奉じ

に護衛兵を附くるのであるぞと曰ふた、それで溫も聊か恥ぢて笑ひながらイヤどうも我我如き薄德の者は自然とかやうに護衛を附けねばならぬのであると曰ふた、かく挨拶したもの、遂に命じて其の護衛を解かしめた、よつて安と談笑して日の暮るゝ頃迄居たりしが、兼ねてより郗超は帳中に臥して二人の對談を洩なく聽き取つて居たのである、ところが丁度風が吹いて帳がサツと開いて郗超の姿が見えたので、安は笑うて郗生は入幕の賓であると曰ふた、入幕の賓とは朝廷の近侍といふことで、溫が叛心あることを知つて居るから此く態と之を諷したのである、其の後溫は疾を得て姑孰に還り、容態益危篤に陥つたので譬言を以て九錫を朝廷に求めた、併し安と坦之とは態と其の事を引き延ばして溫の卒去を待つて居たが、其の後間も無く卒したのである、

秦丞相王猛卒、秦主堅哭之曰、天不欲使吾平一六合邪、何奪吾景畧之速也、猛臨終謂堅曰、晉雖僻處江南、然正朔相承、上下安和、臣沒之後、願勿以晉爲圖、鮮卑西羌我之仇敵、終爲人患、宜漸除之、以安社稷、

【字解】六合、初學記に、天地四方謂之六合とあつて天下といふこと、景畧、王猛の字、僻處、邊鄙にかたよりて居ること、江南、長江以南の地方で卽ち東晉の領域をいふ、正朔相承、正は年の初、朔は月の初よつて正朔とは曆數といふこと、さて王者の革命後には、必ず先朝の曆を改めて普く天下に行はしむるものなれば、亦天下を統治する權力の意にも用ゐる、此處は晉の蜀漢の正統を承けたるをいふ、鮮卑西羌、解は前に出づ、

【解釋】秦の丞相の王猛が卒した、秦主の苻堅之を哭して曰ふに、吾は天下を一統せんとする志ありて、王猛を得たる時は、丁度玄德の孔明を得たる時の如く非常に悅んで、一歲に五度も官を遷したることもあつて、實に股とも肱とも賴んで居たりしに、今其の大業の半をも成さゞるに此の不幸に遭逢したるは、是れ正に天が吾をして天下を一統せしむることを欲せないのであらうか、何と吾が王猛を奪ひ去りしとの迅速なること悲歎した、さて猛は臨終の時に堅に謂ふた、晉は長江の南の邊鄙にかたより居るとも、しかも其の統治の權は蜀漢より相承けて正しく、且つ朝廷も人民も共に安寧和睦して居るが故に、臣が沒したる後はドウゾ晉を攻略せんとする計畫を運らしてはなりませぬ、之に反して鮮卑西羌は我が年來の仇敵でもあり、また彼等は畢竟人民の憂患となるべき者でもある故に、宜しく漸漸に之を除去して此の秦の國家を安んぜんとする方針に出でられんことを願ふと曰ふたのである、

都下洶洶、云欲誅王謝、因移晉祚、坦之甚懼、安神色不變、溫既至、百官拜于道側、溫大陳兵衛、延見朝士、坦之流汗沾衣、倒執手板、安從容就席、謂溫曰、安聞諸侯有道、守在四隣、明公何須壁後置人邪、溫笑曰、正自不能不爾、遂命撤之、與安笑語移日、郗超臥帳中聽其言、風動帳開、安笑曰、郗生可謂入幕之賓矣、溫有疾、還姑孰、疾篤、諷求九錫、安坦之故緩其事、尋卒、

【字解】 新亭、詳ならず、洶洶、驚き懼れてどよめく貌、通鑑に恟懼に作つてある、移晉祚、祚は天子の位で、晉の帝位を奪ひて天下を取ること、神色不變、精神顏色の常と變らざること、手板、笏のこと、晉宋より以來笏を手板といふ、從容、おちついてゆつたりとして居る貌、諸侯有道守在四鄰、左傳昭公二十三年に、沈尹戌曰、古者天子守在四夷、天子卑守在諸侯、諸侯守在四鄰、諸侯卑守在四竟、とあつて諸侯に德政あれば四隣の諸侯互に相援け合うて、別に大兵を擁する必要が無いといふことで、凡て令德ある者には嚴重なる護衛兵を附けずとも自然に安泰であるとの意である、壁後置人、壁の後に人を置くことで、つまり護衛の嚴しきをいふ、不能不爾、護衛を附けずには居られぬとの意、移日、日影の移ること、入幕之賓、朝廷の近侍の臣といふことで、安は溫の謀叛の下心あることを知つて居るから態と此く諷したのである、故緩其事、態と九錫を下すことを引き延ぶるをいふ、

【解釋】 寧康元年二月に大司馬の桓溫が姑孰より來つて參內せしかば、帝は謝安と王坦之との二人に詔して新亭に迎へしめた、時に都の民衆は懼れどよめきて桓溫の此度の來朝は定めて王坦之と謝安とを誅戮してそれより晉の帝位を奪ひ天下を取らんとするのであらうと云ひ觸らした、そこで坦之は此評判を聞いて非常に懼れたが謝安は之に反して精神顏色常と變ることなく平氣の樣子であつた、間も無く桓溫が參內したので百官之を道の兩側で拜謁した、時に溫は大いに兵衛を列ね警護を嚴しくして朝士を延き見たので、坦之は懼れて汗を流して衣を沾し周章狼狽して倒に手板を持つたりしたのである、併し安はおちついてゆつくり席に就いた、そして溫に對ひ私は聞き及んで居る、それは古の諸侯の令德ある者は特に大兵を擁せずとも四鄰の諸侯が皆其の國の守備であると、しかるに明公は何が故に壁後に人を置く如く、此く嚴重

て大威を樹てよと曰ふた、それで溫は遂に超の言を納れ、參內して太后に白し、帝を廢して東海王と爲した、帝位に在ること六年で年號を改めたことが一つで大和といふ、會稽王を迎へ立てた、是が簡文皇帝といふのである、

○簡文皇帝、名昱、元帝子也、淸虛寡欲、尤善玄言、桓溫迎卽位、九閱月而不豫、急召桓溫入輔、如諸葛武侯、王丞相故事、溫望帝臨終禪位、否卽居攝、不副所望、時謝安、王坦之在朝、溫疑坦之安沮其事、心甚銜之、帝在位改元者一、曰咸安、太子立、是爲烈宗孝武皇帝、

【字解】淸虛、心のさつぱりとしてわだかまりなきこと、玄言、老莊の言で所謂淸談に同じ、不豫、不快に同じ、諸葛武侯王丞相故事、武侯は蜀の諸葛孔明の諡で、王丞相は東晉の王導のこと、武侯の幼年の後主を輔け王導の五歲の成帝を佐けたる故き例をいふ、不副所望、副はカナフと訓む、欲する通に協はぬといふこと、銜之、恨みに思ふこと、

【解釋】簡文帝、名は昱といふ、元帝の子である、性質はさつぱりとしてわだかまりなく且つ慾心少く、尤も老莊の言を善くした、故に桓溫は己の非望を成さんとてかゝる政務に疎き人を迎へて位に卽かしめたのである、卽位の後九ヶ月にして疾病に罹つたので急に桓溫を召して朝に入つて政を輔けしめ。蜀の諸葛武侯の後主を輔け、王導の成帝を佐けたる故事の如くにした、ところが溫は臣下でありながら帝の臨終に際して位を禪らんことを望み、若し其れが成らずんば攝政の役に居らんと請ふた、併し事皆己れの希望の通りに協はなんだ、時に謝安と王坦之とが朝に在つて萬事裁斷して居たので、溫の希望の容れられざりしも多くは此の二人の意見で其の事を沮害して居たので、溫は此事をそれと疑ひ、心中大いに此の二人を恨んだのである、帝位に在つて年號を改めたことが一つで咸和といふ、太子が立つた、是が烈宗孝武皇帝といふのである、

○烈宗孝武皇帝、名昌明、年十歲卽位、

【解釋】烈宗孝武皇帝、名は昌明といふ、年十歲で位に卽いた、

桓溫來朝、詔謝安王坦之迎于新亭、

んとて枋頭に戰つた、一方燕は慕容垂をして大軍に將たらしめ、又救を秦に求めて其の兵を借り以て晉軍に對したのである、故に晉軍利あらず遂に大敗して還つた、燕の慕容垂は既に枋頭に於て晉軍を打ち破り、其の勢威名望は日に盛んになつた、餘り威名の輝くにつけ燕王が之を忌み嫌ひ出した、故に垂は秦に出奔したのである、

秦王猛督諸軍伐燕、遂圍鄴、秦主苻堅入鄴、執燕王慕容暐以歸、

【字解】鄴、燕の第二の都で司州魏郡に在り、今の河南省彰德府臨漳縣の西南に當る、執燕王慕容暐以歸、燕王の慕容暐を生捕にして秦に引き連れ歸りたること、即ち燕の滅亡をいふ、燕は成帝の咸康三年に慕容皝が王と稱してより大和五年まで凡て三世を經て三十四年目に亡んだ、(九九七——一〇三〇)(三三七——三七〇)

【解釋】太和五年に秦の王猛は諸軍を指揮して燕を伐ち、遂に鄴都を包圍した、續いて秦主の苻堅は鄴に入城し燕王の慕容暐を生捕つて引き連れ歸つた、是にて燕は三世三十四年にして滅亡したのである、

晉桓溫陰蓄不臣之志、嘗撫枕歎曰、男子不能流芳百世、亦當遺臭萬年、欲先立功還受九錫、及枋頭之敗、威名頓挫、郗超勸溫行伊霍之事、以立大威權、溫遂入朝、白太后廢帝、在位六年、改元者一、曰太和、會稽王立、是爲簡文皇帝、

【字解】流芳百世、美名を後世に傳ふること、遺臭萬年、惡名を後世に殘すこと、九錫、漢書武帝紀の九錫の註に、一曰車馬、二曰衣服、三曰樂器、四曰朱戶、五曰納陛、六曰虎賁百人、七曰鈇鉞、八曰弓矢、九曰秬鬯、とあつて大勳功ある者に限り賜はる九種の品物をいふ、伊霍之事、伊尹と霍光との故事で即ち殷の伊尹は其の君の太甲を放ち、漢の霍光は其主の昌邑を廢したることをいふ、廢帝、帝を廢して東海王と爲し尋いで河南縣公と爲したるをいふ、

【解釋】晉の桓溫は陰に人臣にあるまじき謀叛心を蓄へ、天子の位を簒はんとして居た、或る時枕を撫で歎息して男子と生れたる上は自分の美名を後世に傳ふることが協はずば寧ろ惡名を後世に殘さねばならぬと曰ふた、故に先づ外征にて大功を立て還つて九錫を受けんと心掛けた、ところが征燕の時適、枋頭の戰敗あるに及んで、其の勢威名聞は頓に挫けて朝權も左右すること能はざる程に衰へた、よつて郗超は溫に勸め殷の伊尹漢の霍光などの故事に倣うて帝を廢立し以

王が立つた、是が哀皇帝といふのである、

○哀皇帝、名丕、即位二年而寢疾、又一年而崩、改元者二、曰隆和、興寧、弟瑯琊王立、是爲帝奕、

【解釋】哀皇帝、名は丕といふ、位に卽いて二年目に疾に罹りて寢に臥し、其の明年遂に崩じた、年號を改めたことが二つで隆和、興寧といふ、弟の瑯琊王が立つた、是が帝奕といふのである、

○帝奕、名奕、成帝之幼子也、既即位、以會稽王昱爲丞相、

【解釋】帝奕、名は奕といふ、成帝の末の子である、既に位に卽いて會稽王の昱を以て丞相と爲した、

桓溫自哀帝時、爲大司馬、都督中外諸軍事、錄尚書事、加揚州牧、移鎭姑孰、以郗超爲參軍、王珣爲主簿、人語曰、髯參軍、短主簿、能令公喜、能令公怒、

【字解】髯參軍、郗超の綽號で、郗超は美髯多きよりかくいふ、短主簿、王珣の綽號で、王珣は軀幹短きよりかくいふ、能令公喜能令公怒、桓溫は何事によらず此の二人に相談するによつて、此の二人は自由に溫の心を左右し得て、或は喜ばす時もあり、或は怒らす時もあるといふこと、さて此の語は第二句(簿)と第四句(怒)とに通韻を踏ませてある、

【解釋】桓溫は哀帝の時から大司馬と爲つて中外の諸軍事を都督し、尚書省の事務をも掌り、且つ揚州の牧をも加へられた、後に移つて姑孰を鎭撫した、其の時に郗超を參軍と爲し、王珣を主簿と爲して何事によらず此の二人に相談して政を行ひつゝあつた、故に時人は語つて美髯の參軍(郗超)と短身の主簿(王珣)とは能く公の心を左右して或は喜ばせたり或は怒らせたりすると曰ふた、

燕人攻陷洛陽、戍將死之、溫帥師伐燕、戰于枋頭、大敗而還、燕慕容垂既擊破晉軍、威名日盛、燕王忌之、垂奔秦、

【解釋】燕人が洛陽を攻め陷れたので洛陽の守將は戰死を遂げた、よつて桓溫は大和四年九月に師を帥ゐて燕軍を伐た

薦王猛於堅者、一見如舊、自謂如玄德之於孔明、一歳中五遷官、擧異才、修廢職、課農桑、恤困窮、秦民大悦、

【字解】一見如舊、初對面の時から舊き知り合ひの如く馴れ〳〵しきこと、如玄德之於孔明、蜀志諸葛亮傳に、先主曰孤之有孔明、猶魚之有水、とあつて蜀帝玄德が諸葛孔明を得たる如く良臣に遭ひしを悦びたること、異才、人に勝れたる才能、

【解釋】升平元年に秦の苻堅は其の君の生を殺し自立して秦天王と稱した、或る時王猛を薦むる者あつて最初の謁見をせしに、初對面の時から舊き友人の如く馴れ〳〵しく談論したので堅は心中非常に悦んで、これは良き家來を得たるものである、丁度蜀の先主玄德が諸葛孔明を得たりしと同樣であると思ふた、故に之を優遇して一歳の中に五度も官を陞し遷したといふ有樣である、それより施政にも改良を加へ、任官には異才ある者を擧げ、制度には廢れたる職務を修め、百姓には農業養蠶を割り付け、凡て困窮したる者には救恤を加へなどしたので、秦の人民は大いに之を悦んだのである、

燕主慕容儁卒、子暐立、

【解釋】燕王の慕容儁が卒して子の暐が立つた、

晉桓溫以謝安爲征西司馬、安少有重名、前後徵辟皆不就、士大夫相謂曰、安石不出、如蒼生何、年四十餘乃出、

【字解】重名、世に重ぜらる名望、よき評判、徵辟、召し出さるゝこと、安石、謝安の字、蒼生、人民、詳解は前に出づ、

【解釋】晉の桓溫は謝安を以て征西司馬と爲した、さて謝安は少き時から世に名高き評判があつた爲に幾度となく朝廷より召し出されても其の度毎に皆斷つて官途に就かなんだ、それで士大夫等が談し合うて今の時世に安石が出でなければ此の塗炭に苦んで居る人民を如何せんと曰ふた、故に安石は年四十餘で始めて官に出で征西司馬となつたのである、

帝在位十七年崩、改元者二、曰永和升平、無嗣、成帝子瑯琊王立、是爲哀皇帝、

【解釋】懷帝は位に在ること十七年で崩じた、年號を改めたことが二度で永和升平といふ、嗣が無き爲め成帝の子の瑯琊

糧に缺乏を告げて此く散散に敗戰したのである、そこで溫は猛に高官を授け倶に晉に還らんとしたが、猛は辭して從はなかつたのである、

秦主健卒、子生立、

【解釋】 秦王の健が卒して其の子の生が立つた、

涼張祚淫虐被弒、子玄靚立、

【解釋】 涼の張祚は酒色に耽り且つ臣下を虐待するを以て遂に其の臣下に弑せられた、子の玄靚が立つた、

姚襄降于燕、北據許昌、又攻洛陽、桓溫督諸軍討襄、進至河上、與寮屬登平乘樓、北望中原歎曰、使神州陸沈、百年、王夷甫諸人、不得不任其責、至伊水、襄戰連敗而走、溫屯金墉、謁諸陵、置鎭戍而還、襄將西圖關中、秦遣兵拒擊斬襄、襄弟萇以衆降秦、

【字解】 許昌、縣の名、豫州潁川郡に屬し、今の河南許州の東北に當ろ、寮屬、屬官といふに同じ、平乘樓、軍艦の高樓、神州、中國のこと、陸沈、陸地が沈み陷ること、中國の夷狄に略奪せられたることの喩、王夷甫諸人不得不任其責、夷甫は王衍の字である、西晉の王衍等が清談を事として國事を憂へざりしより此く今日の如く中國が夷狄に亂されたのであるから其の罪は王衍等にあるとの意、伊水、川の名、金墉城、城の名、洛陽の西に在り、謁諸陵、西晉の代代の墳墓に參詣すること、鎭戍、鎭臺の衞兵、

【解釋】 趙の姚襄は燕に降つて北の方許昌に據り、又洛陽を攻めた、永和十二年正月に桓溫は征討大都督と爲り、諸軍を指揮して姚襄の討伐に差し向つた、先づ黃河のほとりに至り屬僚共と軍艦の高樓に登り北の方中原を望み歎じて曰ふには中國の夷狄の爲に亂さるゝと玆に百年許である、是れ一に彼の王衍等が唯清談のみを事として王事を圖らざりし結果に外ならぬのである、故に王衍等の諸人は此の大責任を負はねばならぬのであると、それより黃河を遡りて伊水に至り姚襄と會戰した、襄は連りに敗北して逃れ去つた、かくて溫は金墉城に駐屯して西晉の代代の墳墓に參詣し、鎭臺を設け衞兵を置いて還つた、翌升平元年に襄は將に西の方關中の地を略取せんと計つたが、秦は直に兵を遣して之を拒ぎ擊ち襄を斬り殺した、そこで襄の弟の萇は襄の衆を率ゐて遂に秦に降つたのである、

秦苻堅弒其君生、自立爲秦天王、有

り、三輔、京兆、左馮翊、右扶風の三郡をいふ、今の陝西省西安府に屬す、安堵、史記高祖紀に、諸吏民皆安堵如レ故とあつて、堵は牆で民皆牆内に安んじ危きこと無きの意、耆老、耆は説文には、老也とあり、釋名には六十曰レ耆耆指也、不レ從ニ力役一指レ事使レ人とあつて何れも老年のことである、北海、漢代の國名、今の山東省青州府壽光縣の東南に當る、倜儻、説文に倜儻不羈也とあつて、器量の衆人に勝れ出でゝ人の差圖などを受けざること、華陰、縣の名、司州弘農郡に屬し、今の陝西省同州府華陰縣の東南に當る、褐、賤夫の衣服短き毛布をいふ、捫虱、シラミチヒネルと訓む、殘賊、人民を殘ひ害する賊徒、即ち秦を指していふ、三秦、廢丘、櫟陽、高奴の三縣今の陝西省西安府延安府の地方に當る、咫尺、咫は説文に、周制寸尺咫尋皆以ニ人之體一爲レ法中婦人手長八寸謂ニ之咫一周尺也、又尺は説文に十寸也とあつて八寸と一尺とで即ち僅の距離といふこと、白鹿原、地の名、所在詳ならず、清野、田野の穀物を芟り取つて敵に糧食を得しめざるやうにすること、

【解釋】 永和十年、桓溫師を帥ゐて秦を伐ち大いに秦兵を藍田に敗り、先から先へと戰ひ行きて灞水のほとりまで至つた、時に秦主の苻堅は長安の小城に閉ぢ籠つて自ら守備して居たが、三輔の兵衆は悉く來り降つた、故に溫は此等の人民を撫で諭して各〻其の所を得しめて安堵させた、よつて人民は先を爭つて牛を牽き酒を載せなどして兵士を迎ひ勞うた、又老若男女皆道路の兩旁に出でゝ晉兵の軍容を見物し、年老いたる者の中にはアヽ年久しく艱苦を嘗めたことである、今日再び官軍を覩たる上はモウ秦兵の略奪に遭ふこともあるまい實に思ひかけなき有り難きことであると涙を流して曰ふた者もあつた、さて北海の王猛字は景略といふ者は、其の人と爲り器量衆人に勝れ且つ大志ある者なれど、此迄は華陰といふ所に隱れて居たのである、時に桓溫が兵を進めて關中に入つたと聞いて、賤夫の著る褐衣を被て溫に謁見し、虱を捫りながら當世の事務を談論して丁度旁に誰も居ないやうな振舞である、それで溫は猛を不思議なる人物と見込み、猛に問うて吾は天子の命を承けて精兵十萬を率ゐ百姓の爲に殘賊を除いたが、まだ三秦の豪傑共が一人も降服して來ないのは如何なる譯かと曰ふた、そこで猛の答へには公は晉都より數千里を遠しともせず、深く敵地に入り而してモウ秦の都の長安も眼前に見えて居る位まで進んでは居るが、しかしまだ灞水を渡つて長安に入らないのである、故に長安の人民共は未だ公の心中を知らないから從つて豪傑共も降服しないのであると曰ふた、これは桓溫が唯功名のみを望んで眞に境土を恢復するの勇氣がなかつた事を王猛に見拔かれたのである、故に溫は默然として此の答に應ずることが出來なかつた、かくて秦兵と白鹿原にて戰うたが遂に利あらず、非常に多くの戰死者を出したのである、それは初め秦の麥を芟り奪ひて兵糧に當てんと計りしに、秦兵は之を知つて先きに麥を芟り取りて田野に一物をも殘さなかつたので官軍は忽ち食

は初め桓溫の權勢が盛んにして朝權は殆ど一人にて擅にするより、皆之を忌み憚つて居たのである、時に幸にも殷浩の盛名が次第に顯著となり來るより、厚く之を遇して顯官を授け以て溫に對抗せしめ、而して朝權を兩分にしたることがあつたのである、故に溫は浩を斥けんと欲し、常に浩の失敗を望んで居る矢先に討襄の敗戰があつたので、之を理由として浩の排斥に著手したのである、ところが其の望の通りに浩は遂に廢せられた、故に此より内外の大權は復一に溫の掌中に歸したのである、さて浩は配所に在つて心中に怨み愁ふると雖、決してそれを言語や顏色に見はさず、家人と雖之を知らざる位に謹愼して居たのである、唯嘗て空中に向つて咄咄怪事の四字を書く眞似をしたのみである、其の後久しうして郗超といふ者が溫に勸めて浩を召し出し尙書令の僕射といふ職に就けんことを薦めたので、溫も之を許し先づ書を以て其の旨を告げた、ところが浩は大いに悅んで、答書に誤があつてならぬと文箱に入れては又取り出して讀み直し、又文箱に入れなどして餘りに念を入れ過ぎてつい誤つて空の文箱を送り届けたのである、そこで溫は大いに立腹して遂に任官の思を絶ち再び之を用ゐなかつた、其の後浩は配所にて卒したのである、

桓溫帥師伐秦、大敗秦兵于藍田、轉戰至灞上、秦主苻堅、閉長安小城自守、三輔皆來降、溫撫諭居民、使安堵、民爭持牛酒迎勞、男女夾路觀之、耆老有垂泣者、曰、不圖今日復覩官軍、北海王猛字景略、倜儻有大志、隱居華陰、聞溫入關、被褐詣之、捫虱而談當世之務、旁若無人、溫異之、問猛曰、吾奉命除殘賊、而三秦豪傑未有至者、何也、猛曰、公不遠數千里、深入敵境、今長安咫尺、而不渡灞水、百姓未知公心、所以不至、溫默然無以應、溫與秦兵戰白鹿原、不利、秦人淸野、溫軍乏食、欲與猛俱還、猛不就、

【字解】藍田、縣の名、雍州京兆郡に屬し、今の陝西省西安府藍田縣の西方に當る、轉戰、先から先へと戰ひ行くこと、灞上、灞水のほと

らんとして將を遣して其の不意を襲はしめた、ところが却つて襄の爲に斬られたのである、さて是より先き朝廷は中原の諸僭國の大いに亂るゝことを聞いて復軍を進めて之を取り戻さんと謀り、殷浩をして此の大任に當らしめたのである、然るに浩は命を受けて連年北伐すれども一向に其の功績を擧げなかつたが、是に至り襄の强大なるを聞き之を討ち取らんとして諸軍を率ゐて再擧したのである、ところが襄は豫め之を知つて表面不備の狀を見せ、實は甲兵を伏せて浩の軍の來るのを待ち迎へて居たのである、浩はそれとも知らず山桑といふ處に進んだ、襄は機を視て伏兵を放ち之を擊つたので、浩の軍は散散に敗北したのである、

涼張重華卒、子曜靈立、其下廢之而立張祚、

【字解】張祚、張重華の弟、

【解釋】涼の張重華が卒して子の曜靈が立つた、しかるに其の部下の者ば、曜靈を廢して重華の弟の張祚を立てた、

晉桓溫因殷浩之敗、請廢浩免爲庶人、朝廷初以浩抗溫、浩廢、自此內外大權一歸溫矣、浩雖愁怨不形辭色、嘗書空作咄咄怪事字、久之郗超勸溫處浩令僕、以書告之、浩欣然答書慮有誤、開閉十數、竟達空函、溫大怒、遂絕、卒於謫所、

【字解】庶人、無位無官のもの、平民、以浩抗溫、殷浩の盛名を以て桓溫の權勢に對抗せしむること、卽ち桓溫の權勢盛んにして朝權一に溫の左右する所となつて居たので、朝廷の大官等は溫を忌み憚つて居つたのである、處へ殷浩が段段勢力を得て盛名を著して來たので、朝廷大いに之を任用して桓溫に對抗せしめ以て朝權を兩分したのである、書空、空中に向つて字を書く眞似をすること、咄咄怪事、晉書殷浩傳に、浩被黜、談詠不輟、雖家人不見其有流放之慼、但終日書空、作咄咄怪事四字而已、とあつて咄咄とは驚き怪む時に發する聲で、怪事とは浩が黜けられたる不遇を指すので、つまり免官となりたるは實に驚くべき奇怪の事であるとの意、令僕、尙書令の僕射の職、達空函、からの文箱を屆けたること、此は返書を認めて文箱に入れ、又取り出しては之を讀み直し、又文箱に入れなどして、餘りに念を入れ過ぎてつい誤つて入れ忘れ、空の文箱と氣附かずして之を溫に送り屆けたのである、謫所、配所に同じ、

【解釋】晉の桓溫は曩に殷浩が姚襄を討ちて却つて襄に敗られしことを口實として、帝に請うて殷を廢し都督の官を免して庶人となさんとしたのである、さて是より先き朝廷にて

燕王儁稱レ帝、

【解釋】　元和元年に燕王の慕容儁は自ら帝と稱した、

趙姚襄歸レ晉、而復叛、襄父弋仲、南安赤亭羌酋也、懷帝末、戎夏襁負隨レ之者數萬、自稱二扶風公一、其後服二於前趙劉曜一、又事二後趙石勒石虎一、虎甚重レ之、以爲二冠軍大將軍一、虎死、趙亂、至二冉閔滅一レ趙、弋仲遣レ使降レ晉、弋仲卒、襄率二其衆一來、晉詔レ襄屯二譙城一、後屯二歷陽一、揚豫州都督殷浩、在二壽春一、惡二襄強盛一、遣レ將襲レ之、爲レ襄所レ斬、先レ是朝廷聞二中原大亂一、復謀二進取一、浩受レ任、連年北伐無レ功、至レ是率二諸軍一再擧、襄伏レ甲邀レ之、浩至二山桑一、襄縱擊、浩大敗走、

【字解】　南安、縣の名、益州犍爲郡に屬し、今の四川省嘉定府夾江縣の西北に當る、赤亭、地の名、赤水の谷あるより名とす、羌酋、羌夷の酋長、戎夏、戎狄と中國と、襁負、幼者は襁褓にて抱き老者は脊に負ふ、つまり老幼を引き連れ行くこと、譙城、譙は郡の名、豫州に屬し、今の安徽省潁州府亳州治に屬す、歷陽、縣の名、揚州淮南郡に屬し、今は安徽省和州治に屬す、揚豫、共に州の名、揚は今の安徽省鳳陽府壽州治に屬す、豫は安徽省潁州府の地方に當る、壽春、縣の名、揚州淮南郡に屬し、今は安徽省鳳陽府壽州治に屬す、伏甲、甲兵を伏せ置くこと、ふせぜい、至是、襄の兵力の強大となつて殷浩が之を惡んだる時をいふ、山桑、縣の名、豫州譙郡に屬し、今の安徽省潁州府蒙城縣の北方に當る、縱擊、甲兵を放つて攻擊すること、

【解釋】　趙の姚襄は晉に歸服しながら其の後再び謀叛を起した、さて襄の父の弋仲といふ者は南安の赤亭の近傍に棲む羌夷の酋長であつて、西晉の懷帝の末頃には其の勢威漸く強大となつて、戎狄や中國の者共が老幼を引き連れて弋仲に從ふ者が五六萬人の衆に及んだので、自ら扶風公と稱した、其の後に前趙の劉曜に服し、又後趙の石勒石虎にも事へたので ある、就中石虎は甚だ之を重んじて冠軍大將軍と爲した、其の後虎が死して趙國亂れ、冉閔が石氏の一族を殘らず殺して からは冉閔に事ふることを肯せず使を遣して晉室に降つた、弋仲が卒した、それで其の子の襄は父の兵衆を率ゐて晉に投降した、そこで晉は襄に詔して譙城に屯在せしめ、後に歷陽に駐屯せしめた、時に揚豫二州の都督の殷浩は壽春といふ處に在つて姚襄の兵力の強く盛んなることを惡み、之を討ち取

とを請ふたのである、駿卒して子の重華が立つた、是に於て晋は前の修好あるを以て使を遣し重華を西平公に拜して父の駿の請を納れた、併し重華は西平公にては滿足出來ず遂に自ら王となつたのである、

後趙石鑑弑其主遵而自立、石閔又幽鑑殺之而自立、改國號曰魏、殺虎三十八孫、盡滅石氏、閔姓冉、爲石氏所養、至是復其姓、後爲燕所破、執而殺之、

【字解】三十八孫、名字詳ならず、滅石氏、後趙を亡したること、石勒が元帝の大興元年に自ら趙王と稱してより、穆帝の永和七年に至るまで勒、弘、虎、導、鑑、閔の六世を經て二十四年目に亡んだ、（九七八——一〇一一）（三一八——三五一）

【解釋】後趙の石鑑は其の主の導を殺して自立した、ところが石閔は又鑑を幽囚して之を殺して自立し、且つ國號を改めて魏と稱し、石虎の孫三十八人を殺し、石氏の一族を殘らず殺し盡した、さて此の石閔といふ者は冉氏の生れで石氏の養子となつたるものである、故に此く石氏を亡したる上は石氏を名乘る必要も無く再び原姓に復つて冉閔と名乘つた、其の後燕の爲に破られた、燕は冉閔を殺した、

蒲洪自稱三秦王、改姓苻、洪先擒趙將麻秋、不殺而用其言、因宴爲秋所鴆、子健斬秋、代領洪衆、健入長安、自稱秦天王、已而稱帝、

【字解】三秦王、其の地は秦の降將三人の封ぜられたる地域なるにより此く名づけたのである、改姓苻、晋書載記苻洪傳に、其先蓋有扈之苗裔、始其家池中蒲生、長五丈、五節如竹形、因以爲氏、後洪以讖文有草付應王又孫堅背有草付字、遂改姓苻氏とあつて、初めの蒲氏を改めて未來記及び孫の背文によつて艸冠の苻字を採つて氏となし王と爲るべき祥瑞としたのである、

【解釋】後趙の蒲洪は枋頭に歸つて晋に通じ、其の後未來記及び其の孫の背文によつて蒲氏を苻氏と改め以て王となるべき祥瑞とし、自ら三秦王と稱したのである、さて洪は先に趙將麻秋といふ者を擒にし、之を殺さず却つて其の言を用ゐつゝありしが、或る酒宴の時此の秋の爲に毒殺せられた、よつて子の健は秋を斬つて父の讎を報じ、洪の兵衆を領有した、後長安に入り自ら秦天王と稱し、間も無く自ら帝と稱した、

水、東入白溝、以通漕運、因號其處曰枋頭とある、今の河南省の衛輝府に在る、

【解釋】　永和五年四月に趙の蒲洪が使を遣して晉に降つて來た、さて洪は代代趙に事へたりし譜代の臣であつたが、永和五年頃に至つて石閔が趙主の遵に謂つて曰ふには、蒲洪は近頃珍しき英傑である、今は關中を鎭めて居るが、次第に勢力が增すに從つて秦と雍とは吾が趙の領有であるまい、必ず洪に奪はるゝであらうと申した、それで遵は洪の都督を罷免したのである、そこで洪は何の過失も無きに免官となつたので非常に怒り、遂に枋頭といふ處に歸つて趙を去り、晉に內通することゝなつたのである、

涼州張重華自稱涼王、初惠帝之世、張軌爲涼州刺史、威著西土、懷帝陷沒、軌遣兵助愍帝於長安、帝以軌爲涼州牧西平公、軌卒、子寔立、寔爲妖賊所殺、弟茂立、趙主劉曜擊茂、茂降趙、茂卒、寔之子駿立、茂臨終語駿、必奉晉、不可失、駿雖復臣於後趙石勒恥之、成帝時假道於蜀、以通於晉、駿卒、子重華立、晉遣使、仍拜西平公、重華自爲王、

[字解]　涼州、州の名、今の甘肅省涼州府武威縣地方に當る、陷沒、おちいりほろぶること、即ち永嘉六年に劉聰が洛陽を陷れて懷帝を生捕り、明年平陽にて弑したることをいふ、妖賊、怪しき賊徒、即ち孫弘を指す、必奉晉不可失、必ず晉室を奉戴せよ、決して其の機會を取り外すなとの意、

【解釋】　永和元年に涼州の張重華が自ら涼王と稱した、初め西晉の惠帝の世に、其の曾祖父の張軌が涼州刺史と爲つた時には、其の勢威は非常なもので西土一面に鳴り響いて居た、それで永嘉六年に劉聰が洛陽を陷れ明年懷帝を平陽に弑したる時には、此の軌は其の勢力を以て兵衆を遣し愍帝を長安に助けたのである、それで帝は軌を涼州の牧、西平公として其の功を顯した、其の後軌卒して子の寔が立つたが、妖賊孫弘の爲に殺されたので弟の茂か立つた、時に趙主の劉曜は茂を擊つたので茂は敗戰して趙に降り間も無く卒した、故に寔の子の駿が立つた、さて茂の臨終に甥の駿に語るやう、必ず晉室を奉戴せよ決して其の機會を失ふなと諭した、よつて駿は再び後趙の石勒の臣となり居れども、大いに之を恥辱と思ひ、成帝の時に道を蜀に假つて晉に好を通じ且つ臣たらんこ

成都に進軍した、不意を撃たれたる漢軍は戰利あらず、明年三月漢主は遂に降參して晉の建康に護送された、漢は是に於て遂に滅亡したのである、

燕王慕容皝卒、子儁立、

【解釋】 燕王の慕容皝が卒して其の子の儁が立つた、

趙天王石虎稱帝、尋卒、子世立、其兄遵弑之而自立、趙亂、晉征討都督褚裒、表請伐趙、朝野以爲、中原指期可復、蔡謨獨以爲、莫若度德量力、經營分表、恐憂及朝廷、裒遣將、果敗沒、

【字解】 指期可復、日限を定めて中國を取り戻すことが出來るといふこと、中國を克復するの容易なるをいふ、度德量力、左傳隱公十一年に、度德而處之、量力而行之、とあつて、事を成さんと思へば、先つ自分の德行力量を考へ、同時に相手の德行力量を調査し然る後に著手せねばならぬもので、つまり雙方の得失を計るといふ事である、分表、分外といふに同じ、遣將、將とは王龕李邁の二將軍をいふ、

【解釋】 永和四年に趙の天王石虎が自ら帝と稱したが、其年に卒した、子の世といふ者が立つた、處が其の兄の遵が弟の世を殺して自立した、此の如く趙の國内は大分擾亂に傾いた、それで此の期に乘じて晉の征討都督の褚裒は上表して趙を伐たんことを請ふた、此の時朝廷も民間も皆趙の內亂を知つて居るから、日限を定めて中原を克復することが出來るものと信じて居たのである、併し蔡謨のみは唯獨り反對の意見を懷いて居た、それは凡て何事を成すにも雙方の得失及び實力を調査して始めて取り掛るに越したことは無いので、今遽に趙を討たんとした所で、未だ嘗て趙の實力を調査したる事も無きに分外の望を致さんとすることは實に危きことである、或は後患の朝廷に及ばんことを恐るゝのであると曰ふた、されど裒は自分の考へ通りに王龕李邁の兩將を遣して趙を攻めしめた、ところが果して蔡謨の曰ふた通り戰敗れて多くは討死したのである、

趙蒲洪遣使降晉、洪事趙累世、至是石閔言於趙主遵曰、蒲洪人傑也、今鎭關中、恐秦雍非國家有、遵罷洪都督、洪怒歸枋頭、遂通于晉、

【字解】 累世、累は重ねて代代といふこと、石閔、本姓は冉、石虎の養子となる、後、石氏を滅す、人傑、人中の豪傑、秦雍非國家有、國家は趙を指す、秦と雍との地は吾が趙の領有に非ず、必ず蒲洪の爲に奪はるゝならんとの意、枋頭、通鑑の駐に、曹操於洪水下大枋木、以遏洪

【解釋】孝宗穆皇帝、名は聃といふ、三歳で位に即いた、まだ幼少なるを以て會稽王の昱が攝政となつて政を輔けた、

庾翼卒、以桓溫都督荊梁等州軍事、翼初表其子領荊州、何充曰、荊楚國之西門、豈可以白面少年當之、桓溫英略過人、西任無出溫者、丹陽尹劉惔知溫有不臣之志、謂昱曰、溫不可使居形勝地、昱不聽、竟以溫代翼、

【字解】表其子、上表して其の子を推薦すること、白面少年、年若くして學問も無く又事務に熟せざるもの、俗に青二才といふに同じ、英略過人、英雄で其の謀略も人に過ぎたること、西任、西夏を討伐するの大任、不臣之志、謀叛の下心、形勝地、要害の場所、

【解釋】庾翼の卒後、桓溫を其の後任として荊梁等の諸州の軍事を都督せしめた、さて翼は初め上表して其の子を推薦して荊州を領せしめてあつたが、翼の卒した後で荊梁等の諸州の軍事を都督する後任の選擇に付いて種種の議論があつた、何充の曰ふには荊といふ處は楚國の西門に當つて尤も重要なる土地である、ナント彼の青二才輩で此の大切なる土地を任されうぞ、駄目な事である、それよりは桓溫の人物は英雄で其の謀略も亦人に過ぎて居るから、西夏を討伐するの大任は此の溫の右に出づる者はあるまいと、頻に溫を薦めたのである、ところが丹陽の尹の劉惔は溫が謀叛の下心のあることを知つて居る所から、何充の說に反對して攝政の會稽王に告げて曰ふには、溫は成程英雄である、英雄なるが故に尙更要害の地に據らしめては後の禍を招くかも知れませぬと忠告した、併し昱は劉惔の說を聽かず、何充の說を採用して溫を翼の後任者と決したのである、

漢主李勢、驕淫不恤國事、桓溫帥師伐漢、拜表卽行、進至成都、勢降、送建康、漢亡、

【字解】驕淫、奢りたかぶりて酒色に耽ること、拜表卽行、惟表を上つた丈で詔命を待たずして直に出陣すること、建康、建業に同じ、詳解前に出づ、漢亡、李雄が惠帝の永興元年に國を起して成と號し、後に漢と改め、穆帝の永和三年に至つて滅亡した、此の間五世を經て四十四年目に亡んだのである、（九六四──一〇〇七）（三〇四──三四七）

【解釋】漢主の李勢はおごりたかぶつて酒色に耽り、一向に國事を心配しなかつた、そこで桓溫は永和二年の十一月に軍を率ゐて漢を伐ちに向つた、さて師を出すには先づ上表し、次に上表に對する詔命を得なければならぬ筈である、しかるに溫は表を上つた丈で詔命を待たず急いで漢の國都の

む、待つ、擬、比較する、淵源、殷浩の字、蒼生、黎民に同じ、天下の人民、王夷甫、夷甫は衍の字、王衍の事は既に講ぜり、豪爽、豪邁にして雄爽、風槩、氣概に同じ、薦、人を官に推薦すること、方召、方叔と召伯、此の二人は周の宣王を佐けて中興の偉業を爲した賢臣、

【解釋】　荊州江州等の諸軍事に都督たる庾翼は、庾亮の弟である、その人と爲りは、慷慨にして功業名聲を立てることを好み、老莊浮華の談を爲すことを好まなかつた、此の頃殷浩といふ人があつたが、その才名は一世に冠絕し、何人も之に及ぶ者が無かつた、然し庾翼は獨り之を尊重せずして曰ふのに、此の殷浩等の如き徒は、宜しく之を一束として高い棚の上に載せて置き、天下の太平に治まるを待つて、そろ〳〵とその任官の事を議すべきもので、現今の時局に於ては何等用ゐる所が無い人物であると、痛く之れを排斥した、然し當時の人は反て殷浩を重じ、之を管仲や諸葛孔明に比し、浩が出で、官に就くか、退いて家に居るか、卽ちその出所進退を見て、晉室の興亡をトするといふ有樣であつた、從て淵源が出て官に仕へなければ、當さに我我蒼生を如何にしてくれる積であるかと曰うて居た、これは百姓が深く殷浩に信賴して居たからである、そこで庾翼も民望に從ひ、晉帝に請うて浩を司馬の官に任じた、然るに浩は高く自ら標して應じなかつたから、翼は浩を王夷甫に比して之を嘲り、淸談の雄は無用の長物で遂に王夷甫の如く非命に斃れるというて之を譏つた、此の時に、瑯琊郡人で、內史の宮をして居る桓溫といふ者があつたが、此の人は豪爽にして氣概があつた、庾翼は嘗て之を朝廷に推薦して曰ふのには、桓溫は英雄の才があるから、宜しく之に委任するに、方叔召伯等が周の宣王を佐けて中興の業を建てた任務を以てしてもらひたいものであると、かくて翼は胡卽ち後趙の石勒を滅し蜀卽ち李壽を攻略するを以て己の任務と爲し、悉く衆兵を出して北伐せんと欲した、依て便宜上襄陽に移つて之を鎭撫した、後晉帝は庾翼に詔して征討の諸軍を都督せしめ、桓溫を以て前鋒の都督となした、

漢主李壽卒、子勢立、

【解釋】　漢主の李壽が卒し、子の勢が代つて立つた、

帝在位三年、崩、改元者一、曰建元、太子立、是爲孝宗穆皇帝、

【解釋】　康帝の在位は僅に三年で建元三年の九月に崩じた、年號を改めたことが一つで建元といふ、太子立つ、是が孝宗穆皇帝といふのである、

○孝宗穆皇帝、名聃、三藏卽位、會稽王昱輔政、

皝の父の廆が遼東王となつてから既に皝を立て、世子と定めてあつたのである、皝の性は英雄豪毅の氣象があつて權變謀略に富んで居り、且つ學問好であつた、父の廆が卒したので皝は其の後を承けて立つた、其の部下の者共が皆王と稱せんことを勸めたので、皝は其の事を晉に請はしめた、ところが晉は遂に其の請を容れて之を燕王に封じたのである、

帝在位十八年、頗有勤儉之德、改元者二、曰咸和、咸康、崩、二子丕、奕在襁褓、帝母弟瑯琊王立、是爲康皇帝、

【字解】勤儉、勤は精を出して事をつとむること、儉は冗費を省いて儉約にすること、母弟、同母弟のこと、

【解釋】成帝の在位は十八箇年で、其の間餘程勤儉の美德があつた、年號を改めたことが二つで咸和咸康と曰ふ、帝は咸康八年の六月に崩御したのである、此の時二子の丕と奕とはまだ幼少で襁褓の中に在る有様で、とても帝位に卽くとは六ケ敷ので、同母弟の瑯琊王が立つた、是が康皇帝といふのである、

○康皇帝名嶽、成帝臨崩、以嶽爲嗣、遂卽位、

【解釋】康皇帝、名は嶽といふ、成帝の崩御の時、其の二子が尚幼少なるが故に、此の同母弟の嶽を以て嗣としたのである、遂に位に卽いた、

都督荊江等州軍事庾翼、爲人慷慨、喜功名、不尚浮華、殷浩才名冠世、翼弗之重、曰此輩宜束之高閣、俟天下太平、徐議其任耳、時人擬浩管葛、伺其出處以卜興亡、曰、淵源不出、當如蒼生何、翼請浩爲司馬、不應、翼以王夷甫嘲之、瑯琊內史桓溫、豪爽有風槩、翼嘗薦之曰、英雄之才、宜委以方召之任、至是翼以滅胡取蜀爲己任、欲悉衆北伐、移鎭襄陽、詔翼都督征討諸軍、翼以溫爲前鋒督、

【字解】浮華、浮は輕浮、華は華奢、これは老子莊子の學を尊び、玄虛を談ずることを指す、束、一たばに束ねる、高閣、高い棚、俟、マツと訓

不能以大江禦蘇峻、安能以沔水禦石虎、乃詔亮不聽移鎭、至是卒于武昌、

【字解】 亮激之、激ははげましおこすこと、卽ち曩に亮が建請して峻を徵して大司農に任ぜんとして却つて其の亂を引き起したりしことをいふ、泥首、泥を首に塗つて囚人の眞似をなすのである、求外鎭自效、內官から地方官に移り功を樹て、前の罪を償はんとすること、辟、メスと訓む、召聘に同じ、識度淸遠、才識度量が淸潔深遠にして常人の及び難きこと、老易、老子と周易と、風流、淸談家をいふ、當時は老莊の虛無を唱ふる人を風流の人士と稱したのである、開復、開拓し又克復すること、通鑑には開拓に作つてある、石城、縣の名、揚州宣城郡に屬し、今の安徽省池州府池縣の西に當る地、江沔、江は漢江、沔は沔水にして漢江の上流の稱、

【解釋】 咸康五年に司空の庾亮が卒した、初め蘇峻の叛したるは亮が衆議を排して峻を大司農に任ぜんとして之を唆かしたる嫌があつたのである、故に其の亂の平定したる後に亮は申譯なしと首に泥を塗つて囚人の狀をなし其の罪を謝し、又內官から地方官に轉じて大いなる功績を著はし前の失敗を償はんとしたのである、故に其の後、江荊等の諸州の軍事を都督することゝなつた、其の時に殷浩といふ者を召して參軍とした、さて此の殷浩と今一人褚裒といふ者とは皆才識度量が淸潔深遠で、善く老子や周易を談じ、其の名望の高きこと江東中に知らざる者なき程である、そうして就中浩は尤も淸談家に尊ばるゝ人であつたのである、其の後亮は中原を開拓し又克復せんと思うて上疏した、其謀は大軍を率ゐ移つて石城を鎭め、それより諸軍を遣して漢江沔水に羅列布陣せしめて趙の石虎を伐ち平げんとするに在つた、ところが蔡謨の進言に大江の要害を利用しても蘇峻を禦ぐことの出來なかつた者が、安ぞ能く沔水位の小河を盾にして石虎の强敵を防禦することが出來やうぞ、これは兎ても成算の立たざる計畫であると曰ふたので、亮に詔して石城に鎭を移すことを許さなかつた、かくして亮は其の目的を達せず遂に武昌に卒したのである、

晉封慕容皝爲燕王、自皝父爲遼東公、立皝爲世子、雄毅多權略、喜經術、廆卒、皝立、其下勸稱王、皝使請于晉、遂封之、

【字解】 雄毅多權略、英雄豪毅の氣象あつて、權變謀略に富んで居ること、經術、經學と六藝と、學問といふに同じ、

【解釋】 咸康三年に晉は慕容皝を封じて燕王とした、さて

曰ふが、彼は決して愚者で無いと、當時導の勢力は上下を壓し、其一言一句は善惡に係らず、之れを聞いた列座の人人は、唯唯として贊歎したのであつた、然るに獨り述は顏色を正して導に曰ふのには、凡そ人は堯舜の如き大聖で無い以上は、總ての事に於て、善を盡し美を盡し、完全無缺といふことは出來ない、必ず過失があるものである、故に座中の人が皆讃賞したからとて、それを以て滿足することは出來ないと、導は此の忠言を聽き、亦容を改めて之を謝した、かくの如く述は直言を好む賢士で、導も亦人言を容るゝ寛厚の君子であつた、さて導は寛大溫厚の長者であつたが、その政務を委任した諸將は、皆導の德に狎れ、法令規律を守らない者が多くなつた、依て大臣等は大に之を心配した、その結果庾亮といふ將は、兵を起して導を攻め、その官職を奪はんと謀つた、或る人が竊かに之を導に告げ之に對する準備をすることを勸めた、導が曰ふのに、我は庾亮と國家の休戚を共にし、共に國事に盡力して居るのである、故に若し庾亮が、我を以て國家に不忠なりとして攻めて來たならば、我はいさぎよく官を辭して家に歸り、閑雲野鶴を友とするばかりである、何も彼を懼れることは無いと、自若として懼れる色が無かつた、此の庾亮は武昌城に居り、强兵を擁して居たから、その勢力は旺盛で、外鎭に居るに係はらず、遙かに朝政に干涉した、故に勢權に阿る輩は、多く亮に歸した、依て流石溫厚の導も不平であつた、嘗て外出し、西風か起つて塵灰面を吹くに出遇うた時、自ら扇を以て顏を蔽うた、そして徐に曰ふのには、庾亮が塵は實に人を汚すことがあると、これは風塵に託して、亮の横暴を嘲けつたのである、さて王導は性簡易を貴び、且つ清廉で慾心が無かつた、又事件に遇ふも、よく之を處理し勳功を建てた、而してその財務を處置するに於ては、簡易を貴ぶ所から、毎日〳〵の利益を計り考へなかつたが、然かもその歲計には餘裕があつた、かくて王導は三代の朝に事へ、丞相と爲つて王事に盡した、而して自らの倉には貯藏した米が無く、又平日は絹を著なかつた、これ等を見ても、導の清廉と質素とを知ることが出來る、

晉司空庾亮卒、初蘇峻之亂、亮激之也、峻平、亮泥首謝罪、求外鎭自效、後都督江荊等州諸軍事、辟殷浩參軍、浩與褚裒、皆識度淸遠、善談老易、擅名江東、而浩尤爲風流所宗、亮欲開復中原、上疏請率大衆移鎭石城、遣諸軍羅布江沔、爲伐趙之規、蔡謨曰、

晉丞相王導卒、初成帝卽位沖幼、每見導必拜、旣冠猶然、委政於導、導以門地王述爲掾、述未知名、人謂之痴、旣見問江東米價、述張目不答、導曰、王掾不痴、導每發言、一坐莫不贊歎、述正色曰、人非堯舜、何得每事盡善、導改容謝之、導性寬厚、所委任諸將多不奉法、大臣患之、庾亮欲起兵廢導、或勸導密備、導曰、吾與元規休戚是同、元規若來、吾便角巾歸第、復何懼哉、亮雖居外鎭、而遙執朝權、據上流擁强兵、趨勢者多歸之、導內不能平、嘗遇西風塵起、擧扇自蔽、徐曰、元規塵汚人、導簡素寡欲、善因事就功、雖無日用之益、而歲計有餘、輔相三世、倉無儲穀、衣不重帛、

【字解】　沖、沖も幼に同じ、見供、冠、年十五になつて元服すること、門地、門閥或は家柄、痴、馬鹿者、王掾、王は王述、掾は官の名、王述は掾と爲れり故に云ふ、元規、庾亮の字、休戚、休は慶、戚は憂、角巾歸第、角巾は隱者の被る頭巾、第は屋敷邸宅、卽ち官を辭して邸內に隱居する意、外鎭、朝廷の外に在つて州群を鎭撫するを、時に亮は武昌城の鎭撫使であつた、上流、武昌城を指す、此の城は江水の上流に在り、故に云ふ、趨勢、勢力ある人に阿諛すること、簡素、簡易質素、三世、元帝、明帝、成帝の三代、儲穀、貯藏の米穀、帛、蠶の絲で織つた織物、絹、

【解釋】　晉の宰相の王導が死んだ、初め成帝は、位に卽いた時は、まだ幼少であつたから、王導を見るごとに、必ず拜して敬意を表した、而して旣に冠して後も尙拜して居た、かく成帝は王導を尊敬して居たから、政事は一切王導に委任した、さて王導は王述が門閥家で、ある所から、之を屬官に任じた、此の述は當時まだその名が世間に知られなかつたから、世人は之を馬鹿者であると思つて居た、依て王導は述の賢愚を試みんと欲し、述が來て面會した時に、突然述に江東の米の相場を尋ねた、然るに述は只眼を張つて導を見つめて居るばかりで、之に對して一言も答へなかつた、これは述の志が遠大で、米價を知るが如き俗吏でなかつたからである、そこで導は述の賢なるを知つて喜んで曰ふのに、世人は述を馬鹿者と

なつた、さて初め李雄は兄の子の班を太子と定めてあつたので、雄が世を去ると直に班が後を續いだ、ところが雄には實子が幾人もあつたので、班が立つと雄の子の越が班を殺して其の弟の期を立てた、時に父の弟の漢王壽の勢威名望あるを忌み嫌ひ、之を都より出して地方に駐屯せしめてあつたが、咸康四年に至りて壽が地方より還り期を襲ひ殺して自ら立つて、成の國號を改めて漢と稱したのである、

代王什翼犍立、先是代王賀傉卒、弟紇那嗣、紇那出奔、鬱律子翳槐立、紇那復還、翳槐奔趙、趙納翳槐于代、翳槐臨卒、命諸大人立弟什翼犍、自猗盧死國多内難、部落離散、什翼犍雄勇有智略、能脩祖業、始制百官、號令明白、政事清簡、百姓安之、於是東自濊貊、西及破落那、南距陰山、北盡沙漠、率皆歸服、有衆數十萬人、拓跋氏自是愈大、

【字解】諸大人、諸酋長のこと、命、此處では遺言すること、祖業、祖先の大業、號令、命令といふに同じ、清簡、さつぱりして煩雜ならざること、濊貊、朝鮮の東に在る夷の名、破落那、天山の西北に在る戎の名、大宛の後裔なりといふ、距、去る、陰山、縣の名、荊州湘東郡に屬し、今の湖南省長沙府攸縣の西北に當る地、

【解釋】代王の什翼犍が立つた、是より先き代王の賀傉が卒して、其の弟の紇那が嗣いで王となつた、間も無く此の紇那は他國へ出奔したので、鬱律の子の翳槐が其の後を襲ひ立つた、ところが先に出奔した紇那が再び還つて來たので、此度は翳槐が亦趙に出奔した、是は趙の後援を借りに行つたのである、故に趙は翳槐を援けて代に歸らしめ再び納れて王となした、翳槐は臨終に際して諸酋長に遺言して弟の什翼犍を立てよと命じた、故に什翼犍が立つたのである、さて猗盧が死んでから代國には內亂の絶ゆる間が無く、村村はちり〴〵ばら〳〵となつて甚しく亂れたのである、ところが此度立つた什翼犍は豪雄勇壯で智謀權略あつて、能く祖先の大業を修めて益々之を擴充し、始めて百官の制度を設けて後世に範を垂れ、命令は明白に、政事は清簡に、凡て民福を謀るを以て主旨としたるを以て、百姓は大に之に安堵して明主を得たることを悦んだ、此の如き有様であるから東は濊貊から西は破落那に及ぶまで、南は陰山から北は戈壁の沙漠までの間の民衆は皆代王に歸服した、且つ兵衆は五六十萬人の多きに達したので、拓拔氏は是の時より益々强大となつたのである、

晉大尉陶侃卒、侃都督八州、威名赫然、或謂、侃嘗夢生八翼、上天門、至八重、折左翼而下、力能跋扈、毎思折翼之夢、輒自制、在軍四十一年、明毅善斷、人不能欺、自南陵至白帝數千里、路不拾遺、

【字解】八州、明帝の時に荊、湘、雍、梁の四州、成帝の時に交、廣、荊、江の四州に都督となつた八つの州をいふ、威名赫然、勢威名望の盛んなるさま、八重、天門は九重なり、八重に至れば餘す所僅に一重のみである、自制、自分に自分の心を抑ふること、明毅善斷、精神健かにして事理に明達し、物事を躊躇なく決斷すること、南陵、縣の名、交州九徳郡に屬し、今の安南國境に當る、白帝、城の名、今の四川省夔州府に在りといふ、

【解釋】成和九年に、晉の太尉陶侃が卒した、初め侃は八ケ州の都督を務めて、其の勢威名望の盛んなることは非常なものであつた、或る人の說に侃は或る時夢に八翼を生じて天門に上り、八重の雲楷まで至つて左翼を折つて殘る一重に上ること能はずして下つたと謂ふことであるが、此の夢物語は眞實と見えて、其の後權威次第に進み、誰憚る所なく跋扈し得る時と雖、此の翼を折りし夢を思ひ出して自ら心を抑制して其の權力を擅にせなかつたのである、軍中に在ること前後四十一年間で、其の間能く事理に明かに何事も速決斷行せしを以て、人人が如何に企圖するとも陶侃を欺くことが出來なかつたのである、又南陵より白帝城まで五六千里の間は路に遺失物が有つても之を拾ふ者が無かつたといふ位能く治まつたのである、

後趙石虎、殺其主弘、而自立爲趙天王、殺勒種無遺、

【解釋】後趙の石虎といふ者、其の主の石弘を殺して自立して趙の大王と爲り、石勒の子孫を遺す所無く殺した、

成改國號曰漢、李雄以兄子班爲太子、雄卒、班立、雄子越弑班而立、其弟期、期忌雄弟漢王壽威名、使出屯于外、壽還襲弑期而自立、

【字解】成、西晉の惠帝光熙元年に、成都王の李雄が立てたる國號、期、雄の第四子、

【解釋】西晉の世に李雄の立てたる成國も、三十四年を經たる東晉の咸康四年に至つて遂に國號を漢と改むることに

主に仕へるものである、故に北面は臣下の意、踐、帝位に喩ふ、磊磊、礌は磊に通ず、心が明白にして細事に拘泥せざること、落落、礌礌と同じ意、皎然、明白なる貌、孤兒、みなしご、幼にして父母なきもの、寡婦、ごけ、夫の無き婦、狐媚、老狐は能く變化して人を惑はす、故に欺き惑はすを狐媚と云ふ、漢書、本の名、後漢の班固之を選す、賴、サイハヒと訓む、幸なり、

【解釋】　後趙の石勒は自ら天王と稱し、尋いで帝と稱した、嘗て大に群臣を集めて之を饗應した、その時群臣に問うて曰ふのには、朕は古の何れの君主に比べてよからうかと、一人の臣が阿諛して曰ふのには、陛下は前漢の高祖よりも優れて居ると、石勒は笑つて曰ふのには、凡そ人たるものは、豈どうして自ら自分の力量を知らぬものがあらうか、大概は知つて居るのである、故に今汝が朕を以て高祖以上の人となすのは甚だ譽め過ぎて當らない、朕が若し高祖の如き大人物に出遇うたならば、必ず臣下の禮を取り、北面して之に臣事しなければならぬのである、故に朕は高祖とは比較することが出來ない、反てその臣下の韓信や彭越の輩と肩を比ぶべきものである、然も又後漢の光武帝に出遇うたならば、朕は當さに彼と馬を竝べて中原を馳け廻はり、共に天下を爭ふのであつて、未だ帝位が誰の手に歸するか分らぬので、恐くは帝位は朕の有に歸したかも知れぬ、故に朕は光武と同等の人物であると思ふ、兎に角大丈夫たるものが事を行ふ場合には當さに礌礌落落として彼の日月の皎然たるが如く、公明正大でなければならぬ、彼の魏の曹孟德や晉の司馬仲達等が如く、人の孤兒や寡婦を欺き、狐媚して天下を取つた樣なのは、實に卑怯醜劣の極で、朕は斷じて此の輩の行に效ふことを欲しないと、かく曰うてその抱負を示した、さて勒は學問をしなかつたけれども、好んで人をして書物を讀ませて之を聽き、時時その書中の事に就き、利害得失を評論した、而してこの評論は正鵠を得て居たから、之を聞く人は、皆其卓識に感服した、嘗て人に漢書を讀ませて之を聽いて居た、而して書中酈食其が漢王に齊楚燕韓魏趙の六國の後を立てよと勸めた條に至り、大に驚いて曰ふのに、此の酈生が說く所の法に從へば、漢王は當さに天下を失ふべき筈である、然るに高祖はどうして遂に天下を得たのであらうかと、それから又讀み來つて、張良が漢王に謁して酈生の說を駁し、その採用すべからざるを極諫した條を聽くに及び、乃ち喜んで曰ふのには、幸に此の諫あるにより、高祖は遂に天下を得たのであると、石勒はかく卓越せる見識を有して居た、

後遣使修好于晉、晉焚其幣、勒卒、子弘立、

【解釋】　其後使を晉に遣して好を修めしめたが、晉は石勒が遣つたる幣物を焚いて國交斷絕の意を表した、咸和八年石勒が卒したので、其の子の弘が立つた、

爲に生捕られた、かくて石勒は凱歌を奏し、歸つて曜を殺した、是に於て前趙は遂に亡んだのである、

晉驃騎將軍溫嶠卒、嶠初爲劉琨所遣、使江東、母不欲、嶠絕裾而去、既至不復得歸北、終身以爲恨、嶠盡心晉室、敦峻之平、皆嶠力、

【字解】 絕裾而去、母が嶠の衣の裾を執つて江東に遣らじと止めたれども、嶠は之を振ぎ放ちて使に出でたりしこと、敦峻 王敦と蘇峻と、

【解釋】 咸和四年に晉の驃騎將軍溫嶠が卒した、嶠初め劉琨が爲に使して江東に遣られた、其の出發に際して、母は嶠の江東に行くを欲せず、嶠の衣の裾を執り押へて引き止めたれども、嶠は功名を博せんとて母に對する孝道を打忘れ、執られし裾を振き放ちて出立したのである、既にして江東に至り、復故鄕に歸ることが出來なかつたので、一生涯此の事を恨んだといふことである、さて嶠は江東に在つて心を晉の王室に盡し、王敦蘇峻等の謀反人の速かに平ぎしも、皆嶠が力與つて大いなるものであつたのである、

後趙石勒稱天王、尋稱帝、嘗大饗群臣、問曰、朕可方古何主、或曰、過於漢高、勒笑曰、人豈不自知、卿言太過、若遇高帝、當北面事之、與韓彭比肩耳、若遇光武、當並驅中原、未知鹿死誰手、大丈夫行事、當礌礌落落如日月皎然、終不效曹孟德、司馬仲達等欺人孤兒寡婦、狐媚以取天下也、勒雖不學、好使人讀書而聽之、時以其意論得失、聞者悅服、嘗聽讀漢書、至酈食其勸立六國後、驚曰、此法當失、何以遂得天下、及聞張良諫、乃曰賴有此耳、

【字解】 後趙、晉の世、天下漸く亂れ、匈奴、鮮卑、羯などの種族等、中國に侵入して各方隅に割據し、以て國を建てたもの十六の多きに及んだ、而して後趙もその一で、羯人石勒が建設したのである、卿、汝の意、北面、凡そ君主は南方に面して朝政を聽き、臣下は北に面して、君

外黃ことあつて、亡は逃亡で、命は名なり、即ち名籍を脫け出でて外國に逃亡すること、かけおち、かけおちもの、建請、衆議を排して唯獨り奏請すること、姑孰、詳ならず、

【解釋】　歷陽の內史の蘇峻といふものが謀反を起した、さてこの峻といふは前に臨淮の太守となつて居たが、王敦の再度の禁中攻め入りの時には、逸早く宮中に驅け附けて之を守護し、大いに軍功を奏し、威勢名望二つながらだん／＼世間に知れ渡つたのである、其の後歷陽に轉任してよりは其の部下の士卒は強く銳く、兵器は立派で充分の準備も整ふるやうに成つた所から、自然と朝廷を輕んずるやうになり、又亡命の客を招き寄せて密かに畫策に餘念がなかつた、それで庾亮は大いに心配して石頭城を修覆して之に備へ、又、峻の心を試さんとて、衆議を排して唯獨り奏請して峻を徵して大司農といふ勘定奉行に任じたが、果して峻は命に應ぜず、却つて兵を發し叛旗を翻し、遂に姑孰といふ處を陷れた、それで尚書令の卞壼は諸軍を督して峻の兵と力戰したが、遂に敵せずして討死をした、此の戰に壼の二子も父の後に隨うて敵陣に攻め入り適なる戰死を遂げた、後其の母は此の屍を撫で、、ア、父は國事の爲に忠臣となり、子は父の後を慕ひて孝子となつた、親といひ子といひマァ何たる立派な最後を遂げて與れたのであらうぞ、妾は此の上何が不足で何を恨みやんと曰ふた、かくて庾亮は大敗して出奔し、峻の兵は遂に宮禁に攻め入つた、そこで陶侃と溫嶠とが禁門に入つて峻を討伐し之を斬り平げたのである、

後趙主石勒、大破趙兵、獲趙主劉曜、曜與勒連攻戰、互勝負、曜攻後趙金墉城、勒自將救之、大戰于洛陽、趙兵大潰、曜醉墮馬、爲勒獲、歸殺之、前趙亡、

【字解】　後趙、晉の將石勒の僭稱したる國號、後とは劉氏の趙（前趙）に別けていふ、金墉城、洛陽の西北に在り、今尚其の城趾ありといふ、前趙亡、石勒の後趙に別ちて前趙といふ、趙とは初め劉淵が西晉の惠帝永興元年に自ら大單于と稱し、續いで漢王と僭稱し大興元年に劉曜が簒立して漢王となり、明年漢を改めて趙と稱したる國號である、而して永興元年より成和四年に至るまで三世を經て二十六年目に亡んだのである、（九六四―九八九）（三〇四―三二九）

【解釋】　後趙主の石勒は大いに趙の兵を破つて趙主劉曜を生捕とした、さて曜と勒とは以前から連りに攻め戰ひて常に互に勝つたり負けたりしたる好敵であつた、其の後成和四年に至つて劉曜は後趙の金墉城を攻め落さうとした、それで石勒自ら諸兵を指揮して之を救ひ、大いに洛陽に戰うた、ところが趙兵大いに敗戰し、曜は酒に醉うて馬より落ち、石勒の

侃はその飲器や博奕の賽やごばんなどを取つて、江水に投棄して曰ふのには、凡そ博奕は牧猪奴の如き下賤の徒のする戲であつて、斷じて士大夫の爲すべきもので無いと、又嘗て船を造つたが、その用材の殘りの竹頭や木屑は、屬官に命じて明細に之を帳面に記入して保管させた、その後正會の節に、雪が晴れて廳前の泥濘甚しかつたから、侃は前に保管させて置いた木屑を以て、之を地上に布いたので路がすつかり直つた、その後又蜀郡を征する軍が起つたが、その時侃が保管して置いた竹頭を以て釘を作り、その釘を用ゐて船を修繕した、さて陶侃の用意周到なることは此の通りで、此の例を以て見てもその萬事を推察することが出來る、

帝崩、在位三年、改元者一、曰太寧、太子立、是爲顯宗成皇帝、

【解釋】 明帝崩ず、在位僅に三年、其の間年號を改めたことが一つで、太寧と曰ふ、太子が後を嗣いで立つた、是が顯宗成皇帝と曰ふのである、

○顯宗成皇帝、名衍、母庾氏、五歲卽位、司徒導與帝舅中書令庾亮輔政、太后臨朝、

【解釋】 顯宗皇帝、名は衍といふ、母は庾氏の出である、帝は僅五歲で父の後を承けて位に卽いた、時に司徒の王導と帝の舅の中書令庾亮とが政事を輔佐し、太后庾氏は帝に代つて朝に臨んで政を聽いたのである、

歷陽內史蘇峻反、峻前守臨淮、於王敦再犯闕時、入衞有功、威望漸著、及在歷陽、卒銳器精、志輕朝廷、招納亡命、庾亮修石頭城以備之、建請徵峻爲大司農、峻擧兵陷姑孰、尙書令卞壼督軍、與峻力戰死、二子隨之、亦赴敵死、母撫其屍曰、父爲忠臣、子爲孝子、何恨、庾亮出奔、峻兵犯闕、陶侃溫嶠入討峻斬之、

【字解】 歷陽、縣の名、揚州淮南郡に屬し、今は安徽省和州治に屬す、臨淮、郡の名、徐州に屬し、今は安徽省泗州盱眙縣治に屬す、犯闕、闕は宮門をいふ、禁中に攻め入ること、威望、勢威と名望と、卒銳器精、士卒の強く兵器の立派なること、亡命、史記張耳傳に、少時嘗亡命游

齋外、暮運於齋內、人問其故、答曰、吾方致力中原、故習勞耳、至是復鎭荊州、士女相慶、侃性聰敏恭勤、嘗曰、大禹聖人、乃惜寸陰、衆人當惜分陰、取諸參佐酒器蒱博具、悉投於江、曰、樗蒱者牧猪奴戲耳、嘗造船、籍竹頭木屑、而掌之、後正會雪霽地濕、以木屑布地、及後有征蜀之師、得侃竹頭、作釘裝船、其綜理微密類此、

【字解】　左遷、凡そ朝列は右を貴ぶ、故に官位を貶して下官と爲し、遠方に遷すを左遷と謂ふ、百甓、甓は瓶にて、シキガハラなり、百は大數をいふ、齋、歐陽修が文に、即其東偏之室治爲私之居、名曰畫舫齋とある、然しこゝは刺史の官舍の意に用ゐたのである、至是、初の以陶侃都督荊湘等州諸軍事の事を指す、復、侃初め荊州の刺史と爲る、今又荊州の軍事を都督す、故に復と云ふ、寸陰、一寸の光陰なり、淮南子に、聖人不貴尺之璧而重寸之陰とある、衆人、凡人、參佐、署事に參佐する人、即ち州の屬官、蒱博、蒱は賭具、錢物を賭けて勝負を爭ふ具、簺、博は博局、即ちごばん、樗蒱、簺を以て勝負を爭ふ戲で、即ちばくち、或は賭博、博奕、牧猪奴、猪は豚なり、豚を牧畜する者は下賤の奴輩なり、以て博打する者に譬ふ、竹頭、竹の切屑、木屑、鋸の木屑、掌、保管させること、正會、正月元日の朝會、朝會は役人が朝廷に參內することであるが、こゝは刺史の役所の意に用ふ、裝、修繕する、綜理、綜はスブル、統、理はオサメル、治、事物を綿密に統べ治むること、

【解釋】　晉帝は陶侃を以て荆州湘州の諸軍事を都督することを命じた、さて陶侃は初め江夏郡の太守と爲り、尋いで荆州の刺史と爲つた、然るに王敦は之を惡んで侃を廣州の刺史に左遷した、侃は任地廣州に在つて每朝多くの甓を官舍の外に運び出し、晩に又之を官舍の內へ運び入れた、或る人が之を見てその理由を問うた、侃が曰ふのには、我は方に力を中原に致し、劉聰等の賊を討滅し、以て中原を囘復せんと欲するのである、それには多大の苦勞を要するから、今この準備としてかく練習するのであると、侃はかく忠誠の心があつたから、今度晉帝は侃に荆州湘州の諸軍事を都督させたのである、依て侃は再び荆州を統治することになつた、そこで荆州の士女等は前から侃の德に服して居たから、相慶して良吏を得たことを喜んだ、侃は天性聰明で敏捷で、恭謙で勤勉で、何事にも多大の注意を拂つた、嘗て曰ふのには、昔の大禹は大聖人でありながら、猶一寸の光陰を惜んで勉强した、故に我我の如き凡人は、當さに一分の光陰を惜み、奮勵せねばならぬと、而して屬官等の中で卒談戲技に耽る者があつたから、

示すこと、困乏、氣力の竭き果つること、以大義滅親、左傳隱公四年に、九月衞人使右宰醜涖殺州吁于濮、石碏使其宰獳羊肩涖殺石厚于陳、君子曰、石碏純臣也、惡州吁而厚與焉、大義滅親、其是之謂乎、とあつて石碏が其の子の厚の虐臣州吁に與みしたるの罪あるを以て、大義の爲に之を殺したのである、卽ち國君の爲には場合によりては親しき者をも滅さねばならぬといふことである、十世宥之、左傳襄公二十一年に、夫謀而鮮過、惠訓不倦者叔向有焉、社稷之固也、猶將十世宥之以勸能者、とある、つまり其の身に大功あれば、十代の後までも死罪を赦すべきものであるとのこと、

【解釋】　大寧二年六月、王導を司徒とし、且つ大都督を加へて諸軍を總べ、王敦を討たしめた、さて王敦が再び叛いて兵を起すとき、病を發して思ふ樣に指揮することが叶はなんだ、で郭璞に吉凶を筮はしめたところが、璞の曰ふには甚以て不吉で御座る、明公若し事を起さば禍必ず久しからずして御身に及びませうと、敦大いに怒つて、それは怪しからぬことである、卿の云ふ如く左樣に未來の事が適確に判ることなれば、卿の壽命は幾歲まで生き延ぶるであらうぞと問ひ詰めた、そこで璞は直に答へて私の命は今日の日中に盡きませうと曰ふた、それで敦は卽座に之を斬つたのである、さて明帝は微服して親ら出で、王敦の軍營を蕪湖といふ處に覘ふた、時に敦は晝寢をして居たが、夢に日輪が其の軍營を環つたと見たので、驚き悟めて之は不思議な事である、或は明帝の來たりしには非ざるかと思うて黃鬚の生えたる鮮卑の兒が來たりはせぬかと曰ふた、此の意味は帝の母の荀氏は鮮卑の生れであるから此く云ふたのである、よつて速かに人を遣して之を追はしめたが、遂に及ばなかつた、帝は諸軍を帥ゐて出で、南皇堂といふ地に屯營し、夜中勇壯なる士卒を募り擇びて川を渡り、敦の兄の王含の軍を掩ひて大いに之を擊ち破つた、敦は之を聞いてアヽ我が兄は丁度老いたる下婢の如きもので、更に何の役にも立たず、實に賴み甲斐のなき者である、最早我が家門の勢力が此やうに次第に衰微し、世事一切去つて我が意の如くならぬやうになつたのであるかと歎息した、因つて無理に元氣を附け、起つて自ら行かんとしたが病衰の結果、氣力憊れて復打ち臥れ、間もなく卒した、是に於て敦が徒黨は悉く平定したのである、さて世靜まつて賞罰を行ふ段に、先づ敦が屍を掘り出して之を斬つた、次に有司等は王氏の兄弟を殘らず罪に問はんと奏聞した、併し帝は優詔を下して王氏の中にても司徒の導の如きは大義の爲に其の親族を滅したる大功臣である、是は罪に問ふ所ではない、宜しく將に十代の後までも死罪を赦して然るべきものである、又其の他の者も問ふ所の限りでないと宣はれたのである、

以陶侃都督荊湘等州諸軍事、初侃自江夏太守爲荊州刺史、王敦疾之、左遷廣州刺史、侃在州、朝運百甓於

その後元帝は群臣と閑談した序に、此紹と問答した事を話した、そして又紹に日輪と長安と何れが近いかを問うた、紹が對へて曰ふのに、それは日輪の方が近いと、元帝は愕然として驚いて曰ふのには、汝が今の答は先日の答と異つて居るでは無いかと、紹が曰ふのには、今頭を擧げて上を見ると、日輪は見えるが長安は見えない故に日輪が近いのであると、元帝は益〻その答を奇として之を愛した、此の如く紹は幼少の時から智恵があつた、而して成長するに從つて仁慈にして孝行であつた、且つ文學を好み、武藝にも上達した、特に賢者を好み、材能の士を尊び、又臣下の諫言は喜んで之を受けた、かく聰明の人であつたから庾亮溫嶠等の如き賢士と布衣の交を爲した、此時王敦は石頭城に在つたが、紹の勇武にして大略あるを忌み、紹の太子の位を廢せんと欲し、不孝者であると謂うて之を誣ひた、然し嶠を始め衆人の反對により、その姦計は沮止された、かくて紹は王敦の姦計を沮止することが出來たから、遂に皇帝の位に卽いた、然るに王敦は、あく迄紹の皇位を奪はんと謀り、屯所を姑熟といふ所に移し、且つ自ら揚州の長官と爲つて之を統治し、ひたすら時機の到來を待つて居た、

以王導爲司徒、加大都督、督諸軍、討敦、敦復反、發兵而病、使郭璞筮之、璞曰、明公起事、禍必不久、敦大怒曰、卿壽幾何、璞曰、命盡今日日中、敦斬之、帝自出覘敦軍、敦晝夢日環其營、驚悟曰、黃鬚鮮卑兒來邪、帝母鮮卑出也、亟遣人追之、不及、帝帥諸軍出屯南皇堂、夜募壯士、渡水掩敦兄王含軍、大破之、敦聞含敗曰、我兄老婢耳、門戶衰世事去矣、因作勢起欲自行、困乏復臥、尋卒、敦黨悉平、發敦屍斬之、有司奏罪王氏兄弟、詔曰、司徒導以大義滅親、將十世宥之、悉無所問、

【字解】明公、王敦を指す、黃鬚鮮卑兒、肅宗明皇帝を嘲りたる綽號、帝の母の荀氏は燕人で鮮卑に屬す、鮮卑の人種は滿人種と異つて多くは黃色の鬚が生ふる故に此くいふたのであろ、出、生れといふに同じ、南皇堂、地の名、江寧縣に屬し、今は江蘇省江寧府江寧縣に屬す、老婢、年寄つたる下女、物の役に立たぬものとて、兄の含を嘲つたる語、門戶衰、家門の衰微したること、作勢、病苦を推して無理に元氣を

吳れたに、吾は之を知らず、あからさまに恩を報ずる機會もなく、遂に此の良友に負いたことであると曰ふて悲んだ、敦は遂に朝せずして去つて武昌に還つたのである、

帝憂憤而成疾而崩、在位六年、改元者三、曰建武、太興、永昌、太子立、是爲肅宗明皇帝、

【解釋】 元帝は王敦に凌辱せられたるを憂ひいきどほりて疾を成して崩じた、位に在つたことが六年、元を改めたことが三つで建武、大興、永昌といふ、太子の紹が代つて立つた、是が肅宗明皇帝といふのである、

○肅宗明皇帝名紹、幼而聰慧、嘗有使者、從長安來、元帝問紹曰、長安近歟、日近歟、紹曰、長安近、但聞人從長安來、不聞人從日邊來、元帝奇其對、一日與群臣語及之、復以問紹、紹曰、日近、元帝愕然曰、何異間者之言邪、紹曰、擧頭見日、不見長安、元帝益奇之、及長仁孝、喜文辭、善武藝、好賢禮士、受規諫、與庾亮溫嶠等爲布衣之交、敦在石頭、以其有勇略、欲誣以不孝而廢之、賴溫嶠等衆論、沮其謀、至是即位、敦謀簒位、移屯姑熟、自領揚州牧、

【字解】 聰慧、聰明にして敏慧、愕然、驚く貌、間者、コノゴロと訓む、先日の意、喜、コノムと訓む、好むこと、規諫、規は戒なり、身の戒となるべき諫言、布衣之交、布衣は無位無官の者の著る衣服、紹は皇太子であるが、臣下との交情は至極親密なる結果、上下の禮節を棄て、己れも亦無位無官の者として交つた、卽ち高貴の人が、その身分に拘泥せず、卑賤な者と交るを爲布衣之交と謂ふのである、誣、無きを有りとし、有るを無しとし、僞り構ふること、沮、ハバムと訓む、拒ぎて爲さしめず、その氣勢を摧くこと、領、統治する、牧、長官、

【解釋】 肅宗明皇帝は名を紹と曰ひ、幼少の時から聰慧であつた、その一例を擧げると、嘗て使者が長安から來た時に、元帝は紹に向ひ、長安と日輪と何れが近いかと問うた、紹が對へて曰ふのには、それは長安の方が近い、何ぜなれば、唯今人が長安から來たことを聞いたが、まだ人が日輪の邊から來たことを聞かないからであると、元帝はこの對を奇とした、

と刁協との二人は帝に勸めて盡く王氏の一族を誅戮せんと請ふたが、帝は之を許さなかつた、時に王導は其の一族の重なる者を引き連れて、毎朝御史の府に至つて自分等の罪科を處決せられんことを待つて居た、或る朝周顗が將に參內せんとするので、導は顗を呼び留めて、伯仁よ吾は我が一族を率ゐて此の如く罪を待つものである、定めて早晩死を賜ふことであらうが、後に殘りし妻や子は嘸途方に暮れることならん、冀くは卿の力で家族の面倒を見て吳れまいかと折り入つて賴んだ、併し顗は導と私交上の關係から命乞の相談をして居ると人から疑はれはすまいかと恐れて、態と振り向きもせなんだ、而るに宮中に入つて元帝に見えては頻に導が忠誠なることを申し上げ、王導に於ては王敦の謀反に一向關係なく、且つ毎朝御史の府に來て罪を待ちつゝある有樣なれば、何卒彼の無實の罪を御赦しになつて、却つて大いに拔擢なされた方が宜しからんと力を盡し導の爲に命乞をした、ところが帝は顗の言ふことを尤として之を聽き入れた、顗は帝の嘉納せられしを悅びて宮中にて酒を飲み、醉ひながら退出した、此の時導は尙顗の親切なる心を知らず、又顗を呼び留めた、併し顗は態と聞えぬ振りをして共に言葉を交はさず、左右の者を顧みて、今年は諸の賊奴を討ち殺して、黃金の枡の如き大いさの列侯の印を賜はりて脇下に佩びんと曰ひつゝ罷り出でたのである、此く表面は王氏を討たんとすれども、又內內表を上つて王導の罪無きことを明かにして導を救ふた、されど導は顗が此の如く己が爲に盡力して吳れて居ることを知らずして反つて之を恨んで居たのである、間も無く帝は顗の言を納れて導を召し出し謁見を申し附けた、導が稽首して曰ふには、亂臣賊子は何れの代にもあることなれど、只今我が一族の者からかゝる亂臣賊子が出でやうとは夢にも思はないことで、誠に恐懼の至りに存ずる、と其の罪を謝した、ところが帝は履もはかず跣で走り出で導の手を執つて、茂弘よ心配致すな、朕は方に一國の政事を卿に託せんと思つて居るのである、と曰ふて、前鋒大都督と爲した、時に王敦は建業の西なる石頭城に來つて其處に籠城し、吾は導等の如く復た盛德の事を爲すことが出來ぬから寧ろ甘んじて暴舉を企てんと曰ふた、そこで協隗等は道を分ちて出でて戰ふたが、大敗して退き還つた、帝は百官をして石頭城に至り敦に見えしめたが、其の時周顗は敦に捕へられて遂に殺された、この顗が殺さるゝ時に王導は側に在つて充分救はるゝ餘地が有つたにも拘はらず、前に恨があつた爲に之を救はなかつたのである、其の後王導は中書省の故き典例を取り檢ぶるとき、顗が上表文を見て己れの爲に力を盡して帝に罪を謝したりしことを知り、表文を執り上げて潸然と涕を流して、アゝ吾れは手づから伯仁を殺さなかつたが伯仁は我れの救はざるに因つて死んだ、かく伯仁は人知れず吾が爲に骨を折つて

詣石頭見敦、敦殺周顗、導不救、後料檢中書故事、見顗表、執之流涕曰、吾雖不殺伯仁、伯仁由我而死、幽冥之間、負此良友、敦不朝而去、還武昌、

【字解】推心任之、推の字の上に帝亦の二字を置いて讀めば意味が自然と明かになる、卽ち帝も亦赤心を打ち明けて之に任ずとの意、布列顯要、顯貴の位に列し、樞要の政事に與ること、王與馬、王は王敦王導等の王氏で、馬は司馬氏卽ち元帝をいふ、腹心、詩經の周南兎罝篇に、赳赳武夫、公侯腹心とあつて、己れの身とも恃める大切なる臣下のこと、疎外、うとんじとほざくること、凶狡、凶姦狡猾で、わるがしこきこと、臺、御史の府のことで裁判所といふに同じ、伯仁、周顗の字、以百口累卿、口は人の意で百口とは家族といふこと、累はワヅラハスと訓んで面倒を掛くること、卽ち吾が家族の後始末の面倒を卿に賴むとのこと、金印如斗大、金印は黃金の印で列侯の佩ぶるもの、斗は枡のことで、卽ち諸侯の印の枡のやうな大いなるものをいふ、肘後、肘は臂の節で脇の下をいふ、茂弘、王導の字、百里之命、論語泰伯篇に、曾子曰、可以託六尺之孤、可以寄百里之命とあつて百里は諸侯の國で、命は民の命である、卽ち一國の政事といふこと、石頭城、近く建業の西方に在る城、導不救、曩に周顗が表面導の請を容れなかつた爲に、導は之を怨みて今顗の殺さるゝのを見て救はぬこと、通鑑、晉紀十四に、敦問王導曰、周戴南北之望、當登三司、無疑也、導不答、又曰、若不三司止應令僕邪、又不答、敦曰若不爾、正當誅爾、又不答、とある、中書故事、中書省の故き典例をいふ、幽冥之間、人の知らざる間をいふ、

【解釋】晉の荊州の刺史の王敦が謀反を起した、最初元帝の始めて江東を鎭定せし時に、敦は從弟の王導と心を同じくして元帝を補翼奉戴し、帝も亦心を打ち明けて此の二人に國事を任かせたのであつた、それで敦は征伐の事を總べ、導は政事の樞機を掌り、又王氏の多くの一族共は夫夫顯貴の位に列り、樞要の政事に與ることになつた、そこで當時の人は相語つて王氏と司馬氏とが共同で天下を治めて居ると曰ふた位に、王氏の勢力は盛んであつた、敦は先づ揚州の刺史と爲り、征討諸軍を統べ治め、進んで鎭東大將軍と爲り、江、揚、荊、湘、交、廣の六州の諸軍事を總べ治め、江州の刺史と爲り、幾もなく荊州を領有するに至つた、かく勢威が加ふるに附け自分の功を恃んで驕り高ぶりて放縱となつた、それで元帝がこれを畏れ惡みて劉隗や刁協などを引き入れて己れの身とも恃める大切なる臣下と爲し、段段王氏の權力を抑へ附け、王導も亦段段うとんぜらるゝやうになつた、是より先き敦の參軍の錢鳳等は性質の凶姦狡猾なる者で早くも敦が叛意有ることを知つて、こつそりと敦の爲に謀略を運らしつゝあつたが、王氏が帝に疎外せらるゝに至つて敦は遂に劉隗や刁協などを誅するといふ名目の下に兵を武昌に擧げた、よつて劉隗

爲に弑せられたのである、時に猗㐌の子の普根といふ者が六脩を討ち滅して自立した、間も無く普根が卒したので、國人は猗盧の弟の子の鬱律を立てた、元帝の世に至り猗㐌の妻は鬱律を殺して其の子の賀傉を立てたのである、さて此の擾亂に鬱律の子の什翼犍はまだ乳飲兒であつたが、母親が之を跨の下に匿して居たによつて殺されずに助かつたのである、

晉荊州刺史王敦反、初帝之始鎭江東也、敦與從弟導、同心翼戴、推心任之、敦聽征討、導專機政、群從子弟布列顯要、時人語曰、王與馬共天下、敦先領揚州刺史、都督征討諸軍、進爲鎭東大將軍都督江、揚、荊、湘、交、廣六州諸軍事、江州刺史、尋領荊州、恃功驕恣、帝畏惡之、乃引劉隗、刁協爲腹心、稍抑損王氏權、導亦漸見疎外、敦參軍錢鳳等凶狡、知敦有異志、陰爲畫策、至是敦遂擧兵武昌、以誅劉隗、刁協爲名、隗、協勸帝盡誅王氏、帝不許、導率宗族、毎日詣臺待罪、周顗將入、導呼之曰、伯仁以百口累卿、顗不顧、入見帝、言導忠誠、申救甚至、帝納其言、顗醉而出、導又呼、顗不與言、顧左右曰、今年殺諸賊奴、取金印如斗大繫肘後、既出、又上表明導無罪、導不知恨之、帝召見導、導稽首曰、亂臣賊子何代無之、不意今者近出臣族、帝跣而執其手曰、茂弘、方寄卿以百里之命、以爲前鋒大都督、敦至石頭城據之、曰、吾不復得爲盛德事矣、協、隗等分道出戰、大敗而還、帝令百官

與以陘北之地、由是益盛、嘗爲琨援、大敗劉曜之兵於晉陽、猗盧城成樂爲北都、平城爲南都、愍帝進猗盧爵爲王、置官屬、食代、常山二郡、猗盧愛少子、欲立爲嗣、而出其長子六脩、使六脩拜其弟、不從而去、大怒討之、兵敗而遇弑、猗㐌之子普根討滅六脩而自立、尋卒、國人立猗盧弟之子鬱律、至是猗㐌之妻、殺鬱律而立其子賀傉、鬱律之子什翼犍在襁褓、母匿之袴下、得不殺、

【字解】三部、鮮卑の索頭を三つの部落に分ちたるもので、西晉の孝懷帝の末條に詳記してある、大單于、匈奴の大酋長のこと、雲中、縣の名、幷州新興郡に屬し、今の山西省代州崞縣の西南に當る、雁門、郡の名、幷州に屬し、今の山西省代州の西に當る、陘、井陘と曰ふに同じで縣の名、冀州常山郡に屬し、今は直隸省正定府井陘縣治に屬す、晉陽、縣の名、幷州太原國に屬し、今は山西省太原府太原縣治に屬す、成樂、縣の名、幷州雲中郡に屬し、今は歸化城土默特の南に位す、平城、縣の名、幷州雁門郡に屬し、今の山西省大同府大同縣の東に當る、代、郡の名、幽州に屬し、今の直隸省宣化府蔚州の東に當る、常山、郡の名、冀州に屬し、今の直隸省正定府正定縣の南に當る、少子、末子のこと、出、黜に同じで廢嫡すること、襁褓、襁はぼろを織つて作りたるせおひおびで、博物志に襁織縷爲之、廣八寸、長丈二、以約小兒於背とある、褓は小兒のむつきで、漢書宣帝紀に、曾孫雖在襁褓、猶坐收繫郡獄とある李奇の註に、褓小兒之大藉也とあり、又孟康の註に、褓小兒之被とある、

【解釋】初め拓跋の悉祿官が死んだので、甥の猗盧が索頭の三部落を總べ主ることになつた、時に劉琨と猗盧とは義兄弟の約を結んで互に力を盡すことになり、懷帝の時に琨は上表して猗盧を大單于と爲し、代公に封じ、又猗盧が其の部落の衆を帥ゐて雲中から雁門に入つた時にも、琨は之に陘北の地を與へたので、是から猗盧の勢力は益ゝ盛んとなつたのである、或る時琨の援軍となつて大いに劉曜の兵を晉陽縣に敗つた、そこで猗盧は成樂に城を築いて北都となし、平城を南都と定めた、愍帝は猗盧の位を進めて王と爲し、其の屬官等を置き、又代と常山との二郡を食ましめたのである、さて猗盧は末子を愛して之を相續人となさんと思ひ、因つて其の長子の六脩を廢嫡し、六脩をして其の弟を拜せしめた、ところが六脩は之に從はずして出で去つた、故に父の猗盧は大いに怒つて六脩を討ち取りに向つたが、其軍敗れて却つて六脩の

以戴淵爲將軍、來督諸軍事、逖以己剪荊棘收河南地、而淵雍容一旦來統之、意甚怏怏、又聞王敦與朝廷搆隙、將有內難、知大功不遂、感激發病卒、豫州士女若喪父母、

【字解】譙、縣の名、豫州譙郡に屬し、今は安徽省潁川府亳州治に屬す、雍丘、縣の名、兗州陳留郡に屬し、今の安徽省和州の南方に當る、鎭戍、しづめまもる兵卒、同甘苦、苦樂を共にすること、剪荊棘、いばらを伐り開くことで擾亂を平ぐることの喩、雍容、從容と同じ意で、苦勞せず唯落附いて居る貌、怏怏、意に滿たざる貌、搆隙、仲惡しくなること、

【解釋】晉の豫州の刺史の祖逖が卒した、初め逖は譙の城を攻め取り、進んで雍丘に駐屯して居たが、後趙の鎭め守る兵卒どもの逖に歸服する者が非常に多かつた、かく勢威の加はるに附け、逖は將士と苦樂を共にし、又それ〴〵兵士に勸めて農作養蠶の業を割附けて勵せ、又新に附き從へる者共を手なづけて可愛がりなどして恩德を布きつゝあつた、ところが帝は戴淵を將軍と爲し、逖の陣屋に來つて諸軍事を統べ司らしめた、それで逖はムッとして自分は荊棘を剪るが如く苦心して擾亂を平げ此の河南の地を收め得たるに、彼の將軍となつて來た淵は何の軍功もなく從容として一寸來つて、此の我が軍事を統べ司るといふことは、何たる不公平なことであらうと、心中大いに不滿であつた、又王敦と朝廷との間に間隙を生じ內訌の生ぜんとすることを聞いて、是は兎ても行く先き大功を樹てゝ目的を成し遂ぐることは六ケ敷いことであると知つて、憤激の餘り病を發して卒したのである、時に豫州の士女は丁度自分の父母を喪する如くに大いに悲んだといふことである、

鮮卑慕容廆、先是嘗遣使于晉、受帝命、爲平州刺史、至是以爲平州牧遼東公、

【字解】平州、縣の名、梁州巴西郡に屬し、今の四川省保寧府閬中縣の西に當る、

【解釋】鮮卑の慕容廆は西晉時代に、嘗て使を晉に差し遣して帝の命を受けて平州の刺史と爲つたが、東晉となつて元帝は之を平州の牧遼東公としたのである、

初拓跋祿官死、猗盧總攝三部、劉琨與猗盧結爲兄弟、懷帝時表爲大單于、封代公、帥部落、自雲中入雁門、琨

漢主劉聰卒、子粲立、其臣靳準弑而代レ之、石勒討レ準、劉曜自立、封レ勒爲二趙公一、曜疑、勒自稱二趙王一、曜亦改レ號爲レ趙、勒爲二後趙一、

【字解】 改號、國號を改めたことで漢を趙に改めたろをいふ、曜疑、劉曜が石勒を疑ひしこと、通鑑晉紀十三に、石勒遣三左長史王修獻二捷於漢一、漢主曜、授二勒太宰一領二大將軍一、進二爵趙王一、加二殊禮一、修舍人曹平樂、從レ修至二粟邑一、因留仕レ漢、言二於曜一曰、大司馬遣二修等來一、外表二至誠一、內覘二大駕彊弱一、俟二其復命一、將レ襲二乘輿一、時漢兵實疲弊、曜信レ之、乃斬二修於市一、勒大怒曰、孤事二劉氏一、於二人臣之職一有レ加矣、彼之基業、皆孤所レ爲、今既得レ志、還欲二相圖一、趙王趙帝孤自爲レ之、何待二於彼一邪、とあつて曜が曹平樂の言を信じて勒の反心を疑つたのである、

【解釋】 漢主の劉聰が卒し、子の粲が代つて立つた、ところが其臣の靳準といふ者が粲を弑して之に代つて劉氏の男女は少長となく東市に斬り、且つ淵聰の二廟を發き、自ら大將軍漢天王と稱したのである、そこで石勒は準を討ち取りに向ひ、遂に準を平げた、さて劉曜は自ら立つて漢王と爲り、石勒の功を稱して趙公に封じたが、曹平樂の言を信じて勒の反心を疑つた、よつて勒は怒つて自ら僭して趙王と稱するに至つたのである、曜も亦漢の國號を改めて趙と爲した、是にて二つの趙が出來たので石勒の方を後趙と稱するのである、

畧陽臨渭氐酋蒲洪、驍勇多二權畧一、群氐畏服レ之、劉聰嘗拜爲二將軍一、不レ受、在二懷帝世一、自稱二畧陽公一、至レ是降二于趙主曜一、

【字解】 畧陽、縣の名、秦州畧陽郡に屬し、今の甘肅省秦州府秦安縣の東北に當る、臨渭、縣の名、秦州畧陽郡に屬し、今の甘肅省秦州府秦安縣の東南に當る、氐、音テイ、羌胡の別種で、漢の代に秦隴の西に住んで居た蠻族、

【解釋】 畧陽及び臨渭の地方に住んで居る氐羌の胡の酋長の蒲洪は、非常に勇武で且つ權謀策略が多かつた、故に群氐は畏れて之に服從し、劉聰も其の驍勇を聞いて將軍に拜したけれども、蒲洪は之を受けなかつた、されど懷帝の世に至つて自ら畧陽公と稱し、元帝の世になつて趙王の曜に降服したのである、

晉豫州刺史祖逖卒、初逖取二譙城一、進屯二雍丘一、後趙鎭戍歸レ逖者甚衆、逖與二將士一同二甘苦一、勸二課農桑一、撫二納新附一、帝

び返らざるが如く唯死するのみである、決して再び渡らないと、これは逖が決死の覺悟を示して將士を勵ましたのである、晉の愍帝は叉睿を丞相と爲して中外の諸軍を都督させた、かゝる內に愍帝の都した長安は賊の爲めに攻められて陷落した、睿は之を聞き兵を出して露營し、檄を四方に飛ばして將士を募集し、以て北征の師を起した、然してこれは表面だけて、實は北征しなかつたのである、かくて睿の群臣は睿に勸めて晉王の位に卽かせた、そこで睿はその翌年に皇帝の位に建業に卽いた、これが卽ち東晉の元皇帝である、

太尉劉琨死、初琨與祖逖齊名、琨謂人曰、常恐祖生先吾著鞭、懷愍時爲幷州刺史、琨出軍、長史叛降石勒、幽州刺史段匹磾、時在薊城、遣人邀琨、琨率衆奔薊、與匹磾歃血同盟、翼戴晉室、有欲襲取薊者、遺書請琨爲內應、書爲邏騎所獲、而琨實不知也、竟爲匹磾所縊、

【字解】先吾著鞭、綱鑑の註に、謂先取功名也、とあつて、馬を馳せさきがけすることを以て早く功名を立つることに譬へたのである、長史、郡守の助役をいふ、翼戴、補翼奉戴の義でたすけいたゞくこと、有欲襲取薊者、段末柸といふ者を指す、薊、縣の名、幽州燕國に屬し、今の直隸省順天府大興縣の西南に當る、邏騎、巡廻して探偵する騎兵のことで、此は匹磾方の邏騎である、縊、音イ、クビルと訓んで、首を絞め殺すこと、

【解釋】　太尉の劉琨が死んだ、實は段匹磾の爲に絞め殺されたのである、初め琨は祖逖と世間の評判が同等であつた爲に、琨は常に人に談じて吾は祖生が吾より先に功名を立てはせぬかと其れのみ心配して居ると曰ふたことがあつた、其の後懷帝愍帝の時に幷州の刺史と爲つて、軍勢を出したことがあつたが、其長史が叛て石勒に降參したので士氣が大に沮喪した、時に幽州の刺史の段匹磾といふ者が薊城に在つて人を遣して琨を邀へしめたので、琨は其の部下を率ゐて薊に出奔し、匹磾と血を歃つて同盟し、共々に晉の王室を補翼奉戴せんことを誓ふたのである、ところが段末柸といふ者があつて薊を襲ひ取らんと欲し、密書を遣して琨に城內から竊に內應をして吳れと賴んだ、さて此の密書は琨の子の群が或る時段末柸に捕はれて人質となつて居たので、末柸は內應を請ふの書簡を群に書かせたのである、ところが其の密書は匹磾方の巡廻する騎兵の爲に押收せられた、而るに琨は初から此の內應云云の事件には一切關係が無いのであつた、されど末柸と內應したものと見做されて竟に匹磾の爲に首を絞め殺されたのである、

の人は、初めは親附しなかつた、依て王導は睿に勸めて多くの俊傑を任用させた、之は導は睿に俊傑の士の輔佐によつて善政を施し、吳人の人望を得させ樣としたりである、そこで睿は顧榮、賀循、紀瞻等の名士を用ゐて掾や屬の官と爲し、以て新附の人や舊來より附從せし人を撫で安ぜしめたから、江東の人は漸く睿に心服する樣になつた、その後又庾亮、卞壼等百六人の名士を登用して掾屬と爲したから、當時の人は之を百六掾と謂うて歡迎した、此の時桓彝は兵亂を避けて江東に來り、睿の勢力の微弱なるを見て之を憂へた、後王導に面會してその人物に服し、退いて周顗に謂うて曰ふのには、我が江左には、管夷吾の如き人傑があつて睿を輔佐して居るから、我は毫も憂ふることは無いと、此の頃多くの名士、卽ち睿の諸臣は、新亭で宴を張り、一日の歡を盡したが、宴酣なる頃に顗は慨然として歎じて曰ふのには、此の新亭の風光は、我が舊都洛陽の江濱と同じであるが、目を擧げてよく見ると、江河の形は自ら異なる所があると、これは舊都の山河は空しく夷虜の蹂躪する所と爲つて居るのを慨したのである、依て諸臣は相見て淚を流し、共に悲憤の袖をしぼつた、時に王導が曰ふのに、今我等の任務は互に力を併せて王室に盡し、醜虜を平定し、以て神州を回復すべき一事である、どうして捕虜と爲つて敵國に送られ、相對して泣き悲むが如き醜を演じようか、我等は斷斷乎として戎虜を征服せねばならぬと、かく曰うて諸名士を勵ました、其の後晉の愍帝は睿を以て左丞相と爲した、此の頃洛陽の人に祖逖といふ者があつたが、此の人は壯年の時から大志を懷き、天下に功名を立てんと希望して居た、嘗て劉琨と共に同じ夜具の中で寢たが、夜半に鷄の鳴き聲を聞き、琨を蹴つてその眠を覺し、起つて琨に謂うて曰ふのには、彼の鷄の聲は、世人の所謂惡聲では無いか、然し此の惡聲は我等に取りては吉聲である、我等は平生の希望を達する時機が到來したのであると、因て喜の餘り起つて舞うた、これは當時の人は鷄が夜半に鳴くと、事變が起る前兆であるとして之を惡んだのである、然し事變は英雄が功名を立つるよい機會であるから、逖は之を平生の望を遂ぐることが出來ると思ひ、さてこそ喜んで舞うたのである、さて祖逖はひたすら變亂の起るのを待つて居たが今晉は劉聰等に攻められ、晉帝は睿を以て左丞相と爲して軍事を都督させたのを聞き、南の方楚江を渡つて建業に來り、睿に見えて兵を請ひ、北伐せんことを申し込んだ、然し睿は初めから北伐の心が無かつたから、逖を以て豫州の刺史と爲し、僅に千人の兵を與へ、且つ戰爭に必要なる鎧仗は給與しなかつた、然し逖は楚江を渡つて北伐の途に就いた、そして江の中流に至つた時、船をやる楫を擊つて將士に誓つて曰ふのには、若し此の祖逖が不幸にして中原を平定することが出來ずして再び此の江を渡る樣な場合に至つたならば、我は此の江の水が流れて再

起舞、及是南渡、請兵於睿、睿素無北伐之志、以逖爲豫州刺史、與兵千人、不給鎧仗、逖渡江、中流擊楫而誓曰、祖逖不能清中原而復濟者、有如此江、愍帝又以睿爲丞相、都督中外諸軍事、長安陷、睿出師露次、移檄北征、實不行、群臣勸卽晉王位、明年遂卽皇帝位、

【字解】建業、古へ吳の都した所、謀主、相談がしら、卽ち參謀長、名論、名望と物論、物論とは評判の意、吳人、建業の人、建業は古へ吳の地、故に吳人と曰ふ、名勝、名譽優勝にして群を出づる人、卽ち俊傑の士、撫綏、なで安んずる、江東、楚江の東にて卽ち建業の地を指す、過江、江東に來たこと、江左、江の左卽ち江東、管夷吾、古へ齊の桓公を輔けて諸侯の霸王とした名臣、新亭、建業にある樓の名、此の亭は江渚に臨み、風景佳絕の所、中坐、坐中の意、風景不殊擧目有江河之異、晉は武帝より懷帝に至る迄三世は洛陽に都せしが、洛陽は漢主劉聰の爲めに攻略せられたる故、愍帝に至りて長安に遷れり、而して長安亦劉聰の爲めに陷れられし故、元帝卽ち睿は建業に都した、今此の風景不殊云云は、周顗が新亭の風景を見て、故都洛陽の己に陷りしを傷んだのである、卽ち昔諸名士が洛陽に在つた時、遊宴せし所は、多く江濱山水の景を恣にした所であつた、而して今江東の遊宴に於ても亦其の例に倣ひ、江渚の景に富む新亭に於て催されたから、其の江渚の風景の大樣は洛陽の江濱と異なる所が無い、然し既に土地異なる爲めに、密に觀察すると、江河の形態は自ら洛陽のそれと異つて居るといふ意で、眼前の風景を見て深く舊都の陷落したのを傷み歎いたのである、涕、涙、勠、合なり、倂なり、王室、晉を指す、神州、中國を指す、中國は王者の居る所の吉土なり、故に神州と曰ふ、復、恢復すること、今や中國は夷狄劉聰等に占領せられ、晉帝は建業に蒙塵せり、故に復と曰ふ、楚囚、捕虜の意、これは楚の鍾儀の故事で、左傳に晉侯觀於軍府、見鍾儀問之曰、南冠而摯者誰也、有司答曰、鄭人所獻楚囚也とある、今之を借用したのである、中夜、夜半に同じ、夜中、北伐之志、洛陽は建業の北に當る、而して洛陽には劉聰等割據せり、故に北伐之志とは劉聰等を討伐する志のこと、鎧仗、鎧は甲冑、仗は劍戟、中流、川の中程、中原、中國に同じ、清、平定の意、濟、渡る、露次、露は猶ほ暴露の如く、次は猶ほ止舍の如し、言ふは軍を原野に駐め、露營せしむること、移檄、檄は回文なり、卽ち檄文を飛ばして士卒を募集すること、

【解釋】西晉の懷帝の時に、睿は安東將軍と爲つて揚州の諸軍を都督し、且つ建業を鎭撫して之を治めた、此の時睿は王導を以て相談相手と爲し、萬事之に問うて後決行した、さて此睿は晉の瑯琊王の孫であるが、其名望と評判とは固より甚だ輕くあつて、餘り尊重されなかつたから、吳人卽ち建業

○中宗元皇帝、名睿、瑯琊王伷之孫也、宣帝懿生伷、伷生覲、或曰、睿母實與瑯琊小吏牛金通而生睿、嗣覲爲王、於惠懷爲再從兄弟、

【字解】 於惠懷爲再從兄弟、惠懷とは西晉の孝惠帝と孝懷帝とをいふ、再從兄弟とは曾祖を同じくする者で、ふたいとこ、又、またいとこ、のことで、大明會典に、再從兄弟及再從姉妹、謂同曾祖兄弟とある、さて元帝と惠帝懷帝との親族關係を圖にて示すと次の如くである、

宣帝懿 ─┬─ 文帝昭 ── 武帝炎 ─┬─ 孝惠帝衷
　　　　│（兄弟）　　（從兄弟）　└─ 孝懷帝熾
　　　　└─ 瑯琊王伷 ── 瑯琊王覲 ── 元帝睿（再從兄弟）

【解釋】 中宗元皇帝の名は睿といふ、瑯琊王の伷の孫で、宣帝懿が伷を生み、伷が覲を生み、覲が睿を生んだのである、ところが或る人の說に睿の母は實は瑯琊の小吏の牛金といふ者と密通して睿を生んだので、睿の實の姓は司馬氏ではなく牛氏である、故に時人は牛が馬の後を繼ぐのであると云ふて誹つたといふことであるといふた、しかし兎にかく表面は覲の子であるから覲に嗣いで王と爲つた、又西晉の孝惠帝及び孝懷帝に於ても再從兄弟の間柄であるのである、

懷帝時、睿爲安東將軍、都督揚州諸軍、鎭建業、睿以王導爲謀主、每事咨焉、睿名論素輕、吳人初不附、導勸用諸名勝、顧榮、賀循、紀瞻等爲掾屬、撫綏新舊、江東歸心焉、後又得庾亮卞壼等百餘人、謂之百六掾、桓彝避亂過江、見睿微弱、憂之、既而見導、退謂周顗曰、江左有管夷吾、吾無憂矣、諸名士遊宴新亭、顗中坐而歎曰、風景不殊、擧目有江河之異、因相視流涕、導曰、當勠力王室、共復神州、何至作楚囚對泣邪、愍帝以睿爲左丞相、洛陽祖逖少有大志、嘗與劉琨同寢、中夜聞鷄聲、蹴琨起曰、此非惡聲也、因

【解釋】石勒は次男の石虎を遣して鄴を攻めさせて之を陷れ、遂に其處を根據地としたのである。

漢屢寇長安、麴允索綝屢敗之、未幾漢兵連陷諸郡、逼長安、先陷外城、麴允索綝退守小城、内外斷絕、城中饑甚、帝出降、漢將劉曜送平陽、聰享群臣、命帝著青衣行酒洗爵、又使執蓋、後遇害、帝在位四年、改元者一、曰建興、西晉自武帝至是凡四世、五十二年、瑯琊王立於建業、是爲中宗元皇帝、

【字解】青衣、賤者の著る衣服、行酒、酒の酌をなすこと、洗爵、爵は杯のことで杯を洗ふをいふ、執蓋、蓋はきぬがさで蓋を持つて翳すこと、

【解釋】漢の軍勢は屢長安の都へ攻め入つて寇をするによつて、麴允と索綝とが屢之を打ち敗つた、其の後間も無く漢兵は連りに諸郡を陷れ、追追長安に逼り來り、先づ外城を陷れたのである、そこで麴允と索綝とは退いて少城を守ることに爲つたが、城の内外の連絡が斷絕したので、忽ち糧食に缺乏を生じ、城中は甚しく饑えて一日も支ふることが出來ず、帝は堪へ兼ねて城外に出て遂に降參したのである、よつて漢將の劉曜は帝を平陽に送り遣した、かくて漢王の聰は光極殿に於て羣臣を饗應し、其の席上にて帝に命じて賤者の著る青衣を著せ、酒の酌をさせ杯を洗はせ、又聰が出づる時は蓋を持たせて翳さしめなどして之を辱かしめたのである、其の後帝は遂に害に遇ふて殺された、帝の位に在つたこと四年で、改元すること一つ、建興といふ、さて西晉は武帝から此の愍帝に至る迄で凡て四代で五十二年にして東晉となつたのである、此の年瑯琊王の睿が建業に立つた、是が東晉の中宗元皇帝といふのである、

卷四

東晉

元帝が江東の建業(一に建康といふは愍帝の名の業を諱みて康と改めたのである)に都を奠めたが故に東晉といふのでこの詳解は前の西晉の條に說いてあるから此處には略く、さて元帝から恭帝まで凡て十一君一百零三年にして亡びたのである、(紀元九七八——一〇七九、西紀三一八——四一九)

劣な者を見たことはない、しかし亦此の輩の如き容儀の立派なる者も見たことはない、よつて活かして置かうかと思ふが如何であらうかと問ふた、ところが孔萇の曰ふに彼等は皆晉の王公であるが故に、終には吾が用に立ちさうにも無いから、切り殺した方が宜からうと答へたので、勒は然しながら滅多に鋒刃を加へてはならぬと曰ふて、夜中人をして土塀を推し倒して之を壓し殺さしめたのである、

漢主聰遣呼延晏將兵攻洛陽、劉曜、王彌、石勒皆會、遂陷洛陽、執帝送平陽、尋被殺、

【解釋】漢の聰は呼延晏を遣し兵に將として洛陽を攻めしめた、時に劉曜や王彌や石勒やの諸將が皆相會して力を協せ、遂に洛陽を陷れ、帝を捕へて漢の都の平陽に送つた、間も無く帝は殺されたのである、

帝在位六年、改元者一、曰永嘉、秦王立於長安、是爲孝愍皇帝、

【解釋】懷帝の位に在つたこと六年で、改元すること一つ、永嘉といふ、秦王の業が長安に立つた、是が孝愍皇帝といふのである、

○孝愍皇帝、名業、吳王晏之子、武帝孫也、封秦王、洛陽既陷、荀藩奉王趨許昌、時年十二、已而索綝迎入雍州、刺史賈疋等、奉爲皇太子、建行臺、盜殺疋、麴允領雍州、懷帝凶問至、王卽位於長安、

【字解】業、通鑑には鄴となつて居る、雍、州の名、今は陝西省西安府長安縣治に屬す、行臺、行在所といふに同じ、凶問、訃音のことで死去の通知をいふ、

【解釋】孝愍皇帝、名は業といふ、吳王晏の子で武帝の孫である、秦王に封ぜられた、洛陽が已に漢軍の爲に陷れられたが故に、荀藩は王を奉じて許昌に逃げ趨つた、この時王は年僅に十二歲の少年であつた、間も無く索綝が王を迎へて雍州に入り、刺史の賈疋等は之を奉じて皇太子と爲し、行在所を建てゝ時機の來るを待つて居たのである、ところが盜あつて賈疋を殺したので一頓挫を來したが、其の後麴允といふ者が雍州を領することゝなつた時に、懷帝の殺されたる通知が達したので、秦王が遂に長安で位に卽いたのである、

石勒遣石虎攻鄴、陷而據之、

に都し、其の子の聰及び石勒等を遣して晉の内郡を攻め進んで洛陽に至らしめた、さて此の勒といふは武鄕に住める匈奴の別部の人である、是より以前或る時に洛陽に至り上東門に倚りかゝりて長く口笛を吹いて居たことがあつた、其の時王衍が之を見て此の者必ず叛意があつて天下を擾すであらうといふことを識つた、其の後、案の如く晉に寇を爲し、又間も無く漢に從つて洛陽に攻め入つたのである、

漢主淵卒、子和立、聰弑而代之、

【解釋】漢主の淵が卒して子の和が立つた、和の弟の聰は兄の和を弑して之に代つたのである、

太傅東海王越、遣兵入宿衞、仍遣使以羽檄徵天下兵入援、越自帥兵討石勒、卒于軍、勒兵敗越軍、執太尉王衍等、衍自言、少無宦情、不豫世事、勒曰、吾行天下多矣、未嘗見此輩人、尚可存乎、或曰、彼皆晉之王公、終不爲吾用、勒曰、雖然要不可加以鋒刃、夜使人排墻殺之、

【字解】羽檄、檄は檄文で廻狀をいふ、火急を要する時は鳥羽を檄文に挿んで遣すので羽檄といふ、宦情、仕官を求むる心、未嘗見此輩人尚可存乎、通鑑の註に、勒欲存之、以諸人儀觀之清楚耳とあつて、未だ嘗て衍等の如き卑怯なる者を見たことがない、しかし亦此の如き容儀の立派なる者も見たことがないから、之を活かさんと思ふとの意である、或人、孔萇のこと、要、必に同じで、此處では滅多にといふ意、排墻、排は推すことで土塀を推し倒すをいふ、

【解釋】大傅の東海王の越は兵を遣し洛陽に入つて宮禁を宿衞せしめた、時に石勒等が洛陽に攻め入らんとして居る、よつて使を遣し急ぎの廻狀を飛ばして天下の兵を徵し、入つて宮掖を援けしめ、越は自ら軍兵を率ゐて石勒を討ちに向つたが、不幸にして戰死したので、石勒の兵は勢に乘じて越の軍を散散に敗つて大尉の王衍等を捕へたのである、そこで衍が自ら言ふには吾は幼少から仕官する心がなく、又世事には一切無頓著であるから、此度の戰爭も一向吾の與り知らざる事である、故に、ドウゾ命を助けて呉れと歎願に及んだ、ところが勒の曰ふには君は幼少から朝に登りて其名は已に四海に知れ渡り、且つ身は大尉といふ重き官に居ながら宦情なしなどゝ、能くも言へたものである、此度天下を破壞したのも皆君の仕業であると叱り付け、孔萇を顧みて曰ふには、吾は是まで天下を弘く行き巡つたが、未だ此の輩の如き心事の卑

皇帝、

【字解】 改元者五、舊註に、五當作八とあるは、元康の上に太煕永煕を補ひ、永唐の下に永寧を補ふことならむが、通鑑を案ずるに、太煕は武帝の在世中正月に改元したるもので、其の年の三月に至り惠帝が位に卽いて永煕と改めたのである、故につまり太煕と永煕とは同一年中の二つの年號で、一は武帝に屬し、一は惠帝に屬して居る、又永寧も永康二年四月に改元したるものであるから、惠帝の改元の數は實際七である、舊註の如く八とし太煕を加ふるも、本文の如く五として永煕永寧を削るのも共に當を得て居ないやうに思ふ、

【解釋】 惠帝は位に在つたこと十七年で、其の開年號を改めたことが五度で、卽ち元康、永康、太安、永興、光煕と曰ふ、太弟の豫章王の熾が代つて帝位に立つた、是が孝懷皇帝といふのである、

○孝懷皇帝、名熾、當惠帝之十五年、武帝子二十五人、兄弟相屠之餘、存者三人而已、熾其一也、素好學、故立爲太弟、至是卽位、

【字解】 相屠、戰爭して互に相切り殺すこと、三人、穎と熾と晏とをいふ、

【解釋】 孝懷皇帝 名は熾といふ、惠帝の十五年(永興元年)に當つて、武帝の子が二十五人あつたが、戰爭をして同士打の結果、生存する者が僅に三人ばかりとなつた、熾は卽ち其の一人である、素から學問好きであつたが爲に、河間王の顒が立てゝ太弟と爲した、惠帝が崩じて遂に位に卽いたのである、

成都王李雄稱帝、國號成、

【解釋】 成都王の李雄は自ら帝と稱し、國號を成と曰ふたのである、

漢主劉淵稱帝、徙都平陽、遣其子聰及石勒等、攻晉內郡、以至洛陽、勒武鄕羯人也、先是嘗至洛陽、倚上東門長嘯、王衍識其有異、後爲寇、已而從漢、

【字解】 平陽、郡の名、司州に屬し、今の山西省平陽府臨汾縣の西南に當る、武鄕、縣の名、并州上黨郡に屬し、今の山西省遼州楡社縣の西北に當る、羯、音ケツ、匈奴の別部の號で武鄕の羯室といふ處に住んで居たからかく名づけたのである、長嘯、嘯は口笛を吹くことで長くうそぶくをいふ、有異、異志あることで、卽ち謀反の下心あるをいふ、

【解釋】 漢主の劉淵自ら帝と稱し、左國城から徙つて平陽

武帝遣歸、既而拓跋力微、又遣其子入貢、力微死、子悉祿官立、及帝世、索頭分國爲三部、一居上谷之北、祿官自統之、一居代郡參合陂之北、使兄子猗㐌統之、一居定襄之盛樂故城、使猗㐌弟猗盧統之、晉人附者稍衆、猗㐌渡漠北巡、西略諸國、降附者三十餘國、拓跋氏之盛始於此、夷狄亂華之禍、皆萌蘖於漢魏晉間、至帝之世、乘中國大亂、始四起、

【字解】　索頭、鮮卑の別部の名、其の俗に索で頭髮を編む風習があるからかく名づけたのである、拓跋、北史に、魏之先出自黃帝、黃帝之子昌意少子受封北國、有大鮮卑國、以爲號、黃帝以土德王、北俗謂土爲拓、謂后爲跋、故因以拓跋爲氏也とありて、鮮卑の索頭の姓で、其の先は黃帝から出で、其の後は魏となつたのである、質子、音チシ、人質のこと、上谷、郡の名、幽州に屬し、今の直隸省宣化府懷來縣の南に當る、代郡、郡の名、幽州に屬し、今の直隸省宣化府蔚州の東に當る、參合陂、代郡の參合縣に在り、定襄、縣の名、幷州新興郡に屬し、今は山西省忻州定襄縣治に屬す、漠、沙漠のことで今の戈壁沙漠をいふ、華、中華のことで中國といふに同じ、萌蘖、萌は草木の芽、蘖は切株から生ずる芽ひこばへで、草木の芽の出づるが如く物事のきざすことをいふ、四起、四方に起ることで、此の時鮮卑、匈奴、氐、羌、羯の五胡が相繼いで中國を擾したことをいふ、

【解釋】　鮮卑の索頭拓跋氏は惠帝の代より以前に已に人質を晉に遣してあつたが、武帝は之を鮮卑へ還り歸した、其の後拓跋力微といふ者が又其の子をして入貢せしめた、力微が死ぬると、其の子の悉祿官が繼いで立つた、惠帝の世になつて元康五年に索頭は國を分つて三部とした、一は上谷の地に居り、祿官自ら之を統べ治め、一は代郡の參合陂に居り、祿官の兄の子の猗㐌をして之を統べ治めしめ、一は定襄の成樂の故城に居り、猗㐌の弟の猗盧をして之を統べ治めしめた、かくて晉人の之に附き從ふ者が稍〻多くなり、猗㐌は沙漠を渡つて北に巡り、又西方の諸國を攻め掠めて降し附けたる國が三十餘國もあつたといふ有樣で、拓跋氏の盛んになつたのは此の時に始まつたのである、さて夷狄が中國を亂すの禍は漢魏晉の頃からきざし、惠帝の時に至り、中國の大亂に附け入つて四方に起つたのである、

帝在位十七年、改元者五、曰元康、永康、太安、永興、光熙、太弟立、是爲孝懷

を興さんとしたのであつて、間もなく左國城に據つたから、從祖の宣等は淵を推して遂に大單于と爲し、二十日程の間に五萬の衆に達し、都を離石といふ處に奠めた、かくて胡晉の淵に歸順する者が愈〻多くなつた、そこで國號を建てゝ漢と曰ひ、淵を漢王と稱したのである、淵の從兄弟の子に曜といふ者がある、此の者は生れ落つると眉が白く、目に赤き光があつて、幼少から人なみ秀で、賢く、心が大きく度量が弘く、亦好んで書を讀み善く文を作り、弓を射れば七寸の鐵をも射通すといふ剛力であつた、かゝる英雄であるから淵が漢王と爲つて其の大將となつたのである、

巴西氐李特、初以流民入蜀、旬月衆二萬、據廣漢、進攻成都、爲刺史羅尚所敗、斬其首、弟流代領其衆、勢復盛、流死、弟雄代、攻走羅尚、入成都、至是自稱成都王、

【字解】巴西、郡の名、梁州に屬し、今の四川省保寧府閬中縣の西方に當る、氐、西南の夷の名、流民、浮浪の人民、廣漢、郡の名、梁州に屬し、今の四川省潼州府遂寧縣の東北に當る、成都、縣の名、益州蜀郡に屬し、今は四川省成都府成都縣治に屬す、雄、李特の第三子、

【解釋】巴西郡に住める西南夷の李特といふ者は、最初流浪の人民を率ゐて蜀に攻め入り、十日か三十日かの間に其の軍勢が二萬人に達し、廣漢郡を根據地として進んで成都を攻めた、ところが成都の刺史の羅尚の爲に敗られ、其の首を斬られた、そこで特の弟の流といふ者が代つて其軍兵を指揮して勢復た盛んとなつた、かくて流も戰死したので、特の第三子の雄が代つて羅尚を攻めて敗走させ、遂に成都に入つた、是から雄自ら成都王と稱したのである、

鮮卑慕容廆、自武帝時已爲寇、既而降、以爲鮮卑都督、廆生皝、自遼東徙居徒河、又徙大棘城、及帝世、慕容部愈盛、

【字解】慕容廆、慕容は姓、廆は名、音クワイ、遼東、國の名、平州に屬し、今の盛京省奉天府遼陽州の北に當る、徒河、所在詳かならず、大棘城、遼東に在る城の名、

【解釋】鮮卑の慕容廆は武帝の時から已に度度寇を爲したが、其の後遂に晉に降參した、よつて之を鮮卑の都督と爲したのである、廆の子の皝は遼東から徙つて徒河といふ處に居り、又大棘城に徙つたが、惠帝の世に及んで慕容の一族の勢が益〻盛んとなつたのである、

鮮卑索頭拓跋氏、先是有質子在晉、

十六兩爲レ斤、三十斤爲レ鈞 四鈞爲レ石とある、即ち三百斤は二石二鈞の重さである、從祖、祖父母の兄弟をいふ、編戸、漢書高帝記に、諸將故與レ帝爲ニ編戸民一の顔註に、編戸者言レ列ニ次名籍一とあつて、民の戸籍に編入するといふ意で民のことである、奄、忽然といふに同じで、ウカ〳〵と日を過す貌をいふ、鼎沸、鼎の湯の沸き立つが如く世の中の亂ること、離石、縣の名、并州西河郡に屬し、今は山西省汾州府永寧州治に屬す、族子、從父兄弟の子、洞鐵、鐵を射通すこと、

【解釋】　劉淵は左國城に據つて兵を興した、此の劉淵は故の南匈奴の末裔で冒頭の十九世の孫に當る人である、さて匈奴は漢魏の頃から中國に降つて臣從し、其の先代は漢の甥といふ所から漢姓を冒して劉氏と名乘つて居たのである、父の豹は左部の帥と爲た人で、一子淵を生んだ、この淵は幼少から人に勝ぐれて居て、博く經書や歴史を習ひ修めた、或る時吾は漢の隨河や陸賈の二人が武勇が無かつた爲に高帝に遇ひながら大名に取り立てゝ貰へなく、又絳侯に封ぜられた周勃や灌嬰の二子が文教の素養が爲かつた爲に文帝に遇ひながら學校の教育を振ひ興すことが出來なかつたことを深く耻と思ふて居る、何んと惜いことではあるまいかと曰ふた、淵は此の如き考を有つて居るが故に、經史を修得すると共に武事をも兼ね學んだのである、又容貌も人なみ勝れて長大である、初め人質と爲つて洛陽に在つたが、父の豹が死んだので、武帝が淵を五部の帥と爲し、間も無く北部の都尉と爲つた、ところが曩に率ゐて居た五部の豪傑共が皆淵に歸從したのである、後、惠帝の世となつて淵を五部の大都督と爲し、次いで成都王の穎が上表して左賢王と爲した、又或る時兵に將として鄴に駐屯せしめたとがある、淵の子の聰も亦人に過ぎたる武勇で、弘く經書や歴史に詳しく、文章を善く作り、且つ力強くして三百斤の弓を引くといふ豪傑であつた、かく父子共に英邁の人物であつたが爲に此處に其の勃興が萠したのである、或る時淵の從祖父の宣といへる人の曰ふには、漢が亡んでから我が單于は徒らに虛名のみあつて實權が無く、且つ復一尺許の僅の土地も所有して居ない、其の他の王も侯も晉に降つて平民の籍に入れられ居るといふ有樣である、今吾が衆が衰微したとは雖、猶二萬人位はあるのであらう、此の輿黨の衆をナンデ手を引き込まして成すこともなく、徒らに晉の使役を受け、ウカ〳〵と無益に百年の歳月を過されやうか、現今司馬氏の兄弟は相互に殘滅し合ひ、四海は鼎の沸くが如くに亂れて居る時である、幸に我が左賢王の淵は英邁武勇なること世に比無い故に、呼韓邪單于の事業を復興せんことは、今の世を措いて他日に求められぬことであると激勵した、そこで輿衆の面面相與に相談して淵を推し立てたのである、時に成都王の穎は長沙王の乂と戰爭を開いて居たので、淵は穎に說いて、歸つて五部の衆を率ゐて來り助けんと請ふた、其の實は來り助くるといふことに託して謀反

幻而雋異、博習經史、嘗曰、吾恥隨陸無武、遇高帝而不能建封侯之業、絳灌無文、遇文帝而不能興庠序之敎、豈不惜哉、於是兼學武事、姿貌魁偉、初爲侍子在洛、豹死、武帝以淵代爲五部帥、既而爲北部都尉、五部豪傑多歸之、及帝世、以爲五部大都督、成都王穎表爲左賢王、嘗使將兵在鄴、淵子聰、亦驍勇絶人、博涉經史、善屬文、彎弓三百斤、淵從祖宣曰、漢亡以來、我單于徒有虛號、無復尺土、自餘王侯、降同編戶、今吾衆雖衰、猶二萬、奈何斂手受役、奄過百年、司馬氏骨肉相殘、四海鼎沸、左賢王英武超世、復呼韓邪之業、此其時也、乃相與謀推之、淵說穎、請歸帥五部來助、既至左國城、宣等推爲大單于、二旬間衆五萬、都離石、胡晉歸之者愈衆、乃建國號曰漢、稱漢王、淵有族子曜、生而眉白、目有赤光、幼聰慧、有膽量、亦好讀書屬文、射能洞鐵七寸、至是爲淵將、

【字解】 左國城、所在詳かならず、南匈奴之後、冒頭十九世の孫に當る、雋異、雋は音シユン、智慧の千人に秀でたる者の稱で、人なみ勝れたること、隨陸、漢の隨何と陸賈との二人、封侯之事、大名に取り立てらるゝこと、絳灌、漢の絳侯の周勃と灌嬰との二人、庠序、學校の名で、殷には庠といひ、周には序といふ、魁偉、人なみ勝れて大いなる容貌、侍子、漢書光武帝紀に、凡十八國遣子入侍、願得漢都護、上厚賜遣還其侍子、とあつて人質となつて君の左右に侍べる兒童をいふ、驍勇、武勇の人に過ぎたること、彎弓三百斤、彎は弓を引くことで、三百斤は二石二鈞の重量である 古は弓を引く力を量るに石斤の重量を以てしたもので、三百斤といへば普通の弓の二倍の弓である、漢書律曆志に、一龠容千二百黍、重十二銖、兩之爲兩、二十四銖爲兩、

の馮嵩といふ者の爲に執へられたのである、時に范陽王の虓が潁の故の采地の鄴に據つて居たから、潁を虓の許に送り遣つたが、間も無く虓の長史の劉輿の爲に殺されたのである、

帝食麵中毒而崩、或曰、東海王越鴆之也、帝昏愚、天下大饑、帝曰、何不食肉糜、華林園聞蛙鳴、帝曰、彼鳴者、爲官乎、爲私乎、左右戲之曰、在官地者爲官、在私地者爲私、方賈氏專政、時人知將亂、索靖指洛陽宮門銅駝歎曰、會見汝在荊棘中耳、趙王倫亂後、諸王迭相殘滅、天下大亂、

【字解】麵、正字は麪に作る、音メン、麥の粉末のこと、通鑑には餅に作る、中毒、中は中風中暑の中でアタルと訓む、卽ち毒にあたつて傷められること、鴆、毒害すること、詳解は前に出づ、肉糜、糜は音ビ、肉の粥、銅駝、洛陽記に、洛陽有銅駝街、漢鑄銅駝三枚、在宮西四會道、相對、俗語曰、金馬門外集衆賢、銅駝陌上集少年、とあつて銅にて鑄たる駱駝をいふ、會、カナラズと訓むで決定の意を表す詞、汝、銅鑄の駱駝を指す、荊棘、いばらのこと、殘滅、そこなひほろぼすこと、

【解釋】光熙元年十一月に、帝は麥粉を食ひ其の毒に中つて崩御した、一説に東海王の越が之を毒害したのであるといふとである、さて帝は性質極めて昏愚である、或る歳天下大いに饑饉して百姓共は食ふに穀物が無くて非常に困難して居た、帝之を聞いて穀物が無ければナゼ肉を粥にして食はぬであらうと曰ふた、又洛陽の華林園に蛙の鳴く聲を聞き、近侍の者に問ふて、彼の鳴くものは官の爲に鳴くか、又私の爲に鳴くかと曰ふた、そこで左右の者は之に戯れて官地に在つて鳴くものは官の爲にし、私地に在つて鳴くものは私の爲にするのであると答へた、かゝる馬鹿氣たる言を發する位の君主であるから、賈氏が政權を專らにする時に當つて、時人は天下の將に亂れんとすることを知つて居たのである、例へば索靖が洛陽宮門の銅像の駱駝を指し歎じて、必ず汝が荊棘の中に在るを見んのみと曰ふたが如きである、これは必ず天下が亂れて此の立派な宮殿が破壞し、銅の駱駝は荊棘の茂生せる中に在るのを見るやうになるであらうとの意である、かく時人が豫言したる如く、趙王倫が亂を起してから諸王たちが迭に相そこない滅し合ひて天下が大いに亂れたのである、

劉淵興于左國城、淵故南匈奴之後、匈奴由漢魏以來臣中國、其先世自以漢甥冒漢姓、父豹爲左部帥、生淵

正月に倫自ら九錫を加へ、無理に帝に迫つて位を禪らしめて、自ら皇帝と稱し、帝を金墉城に遷したのである、かくて其の黨與の者も皆それ〴〵卿相の高官と爲り、又奴卒廝役の如き下司下郎に至るまで皆爵位を加へられたので、朝廷に出勤する毎に貂蟬の冠を戴いたる高位高官が廟堂の坐に盈つるといふ有樣であつたのである、よつて時の人が語り合ふて貂が足らずして狗の尾が續くと曰ふた、これは狗尾を小人に譬へて奴卒廝役の如き小人輩が朝廷に滿ちて居ることを誹つたのである、當時齊王の冏は許昌を鎭め、成都王の穎は鄴を鎭め、河間王の顒は關中を鎭めて居たが、三月各〻兵を擧げて倫を伐つて之を誅した、そこで冏が大司馬と爲つて政を輔け、穎と顒とは各〻其の任地に還つたのである、さて冏が志を得ると復二代目の倫が出來たと同樣で、甚しく奢りたかぶりて政權を一人で擅にして居た、故に河間王の顒は長沙王の乂をして冏を殺さしめたのである、又成都王の穎は曩に倫を討ち取つたといふ功を恃んで亦驕奢を縱にして居たが、其の後永寧二年八月に至り顒と共に兵を擧げて謀反を企てた、故に長沙王乂は帝を奉じて穎軍と建春門に戰ふたが、此の時穎の前鋒都督であつた陸機の軍が散散に大敗した、機は此の如く大敗したる罪を以て遂に穎の爲に捕はれて軍法に問はれたのである、そこで機は歎息して華亭の鶴の鳴き聲は再び聞くことが出來ぬと曰ふた、これは今戰爭に敗北して捕へられた以上はモウ前日の如く再び華亭の釆地で安居することが六ヶ敷いとの意である、間も無く弟の雲と共に穎の爲に殺された、時に兄の機は四十三で弟の雲は四十二であつた、さて此の兄弟は皆陸抗の子で二陸と曰ふて世に名高き文學者であつたのである、其の後穎は兵を進めて京師に入り、永興元年正月に自ら丞相と爲り、尋いで鄴に還つた、そこで顒は穎を表して皇太弟と爲し、自ら太宰雍州ノ牧となつた、時に東海王の越は帝の命を奉じて穎を征伐したが、穎が軍勢を遣して蕩陰といふ處で拒ぎ戰ふたから、天子の軍は進むことを得ず遂に敗績したのである、此の時侍中の嵆紹は己れの身を以て帝を掩ひ衞つて居たので遂に殺されて其の血潮がほとばしつて帝の衣に濺ぎかゝつた、尋いで穎が帝を奉迎して鄴に入つた時、左右の者が帝の衣を洗はんとしたが、帝の曰ふには之は嵆侍中の血で朕を救はんとして彼は自ら害せられた貴い血潮であるとて洗はせなかつた、それから穎は帝を奉じて洛陽に還つたが、顒の將の張方が洛陽に在つて又帝を奉じて長安に遷つた、そこで顒は太弟穎を廢して更に豫章王熾を立てゝ太弟と爲した、二年七月に東海王の越は兵を發して西の方長安に入り、又帝を奉迎して洛陽に還つたので、越をして國政を輔けしめた、是れより先き成都王の穎は洛陽に據つて居たが、已にして長安に出奔し、又武關から新野に奔り、遂に北の方河を渡つて故の將士を呼び集めつゝあつたが、頓丘

遂北濟レ河、收二故將士一、爲二頓丘太守所一レ執、時范陽王虓據レ鄴、送二穎於虓一、未レ幾被レ殺、

【字解】 遹、音イツ、倫、宣帝の第九子で武帝の叔父、允、武帝の子、衞尉、九卿の一で宮禁を守護することを主る官、收、捕ふること、貂蟬、貂は音テウ、鼬鼠の類で、尾の長大なるもの、てん、通鑑の註に、貂內勁悍、而外溫潤、蟬居レ高清潔、口在二腋下一、因レ物生レ義、以爲二冠飾一とあつて、貂の尾を飾とし、蟬を附けて文となしたる冠で、侍中中常侍の戴く冠である、貂不足狗尾續、奴卒厮役の者共に至るまでに爵位を授けたから、貂の尾に不足を生じ、止むを得ず狗の尾を以て一時の間に合せに爲したことで、つまり狗尾を小人に譬へていふたので奴卒の如き小人輩が朝廷に參內して居るのを誹つたのである、冏、音ケイ、文帝の次子の齊王攸の子、許昌、縣の名、豫州潁水郡に屬し、今の河南省許州の東北の地に當る、穎、武帝の子、鄴、縣の名、司州魏郡に屬し、今の河南省彰德府臨漳縣の西南の地に當る、顒、宣帝の弟の安平獻王孚の孫に當る太平烈王瓌の子、乂、武帝の子、華亭鶴唳、華亭は縣の名、今は甘肅省平涼府華亭縣に屬する地で、陸機の采地であつて、鶴の多く產したる土地である、鶴唳は鶴鳴といふに同じ、蕩陰、縣の名、司州魏郡に屬し、今は河南省彰德府湯陰縣治に屬す、乘輿、天子の乘りものであるが此處では天子の軍勢の意である、浣、洗ひそゝぐこと、洛、洛陽に同じ、侍中、侍從といふに同じで、天子の左右に侍べりて庶事を主り、出御の時は乘輿に參乘する官、新野、縣の名、荊州義陽郡に屬し、今の河南省南陽府新野縣の南の地に當る、頓丘、丘は丘に同じ、郡の名、司州に屬し、今の直隸省大名府淸豐縣の西南の地に當る、虓、音カウ、宗室の子、

【解釋】 太子の遹は帝がまだ太子たりし時に妃の謝玖に生まれたる子で、賈后の子ではなかつた、そこで皇后は惡計を以て帝に迫りて太子を許昌に幽閉し、永康元年の三月に之を殺したのである、此の變に乘じて征西大將軍趙王の倫は、詔を矯め詐り軍兵を引き連れて宮中に乘り込み、皇后を廢して之を殺し、又司空の張華、僕射の裴頠などの諸賢臣をも殺して、倫自ら相國と爲つたのである、八月に至り武帝の子の淮南王の允が兵を率ゐて倫を討つたけれども克たずして死んだ、其の後倫は衞尉の石崇を殺した、さて此の石崇には愛妾の綠珠といふ美人があつたが、倫の嬖人で孫秀といふ者が此の綠珠の美貌に懸想して崇に强て求めたけれども、崇は之を惜みて與へなかつた、そこで秀は其の意趣返に石崇は此の頃淮南王允を奉じて謀反をせんとして居ると倫に誣ひたのであつたから、石崇は捕へられたのである、其時崇は奴僕のやつらは吾が財寶を欲して盜みに來たのであらうといふた、ところが召し捕りに來た者は財寶の其の身に禍たることを知つて居るなれば何ぜ早く之を散財せざりしかと曰ふたので、崇は答ふることが出來なかつた、崇は遂に殺され、妾の綠珠は樓上から飛び下りて自殺したといふことである、永寧元年

等は、老莊虛無の學を崇拜し、禮法を輕蔑し、縱酒昏酣して世事を賤んだ、世之を竹林の七賢と號した、

太子遹非賈后所生、后廢殺之、征西大將軍趙王倫、矯詔勒兵入宮、廢后殺之、殺張華裴頠、倫爲相國、淮南王允率兵討倫、不克死、倫殺衞尉石崇、崇有愛妾綠珠、倫嬖人孫秀求之、不與、秀誣崇奉允爲亂、收之、崇曰、奴輩利吾財耳、收者曰、知財爲禍、何不早散之、遂被殺、倫自加九錫、逼帝禪位、黨與皆爲卿相、奴卒亦加爵位、每朝會、貂蟬盈坐、時人語曰、貂不足狗尾續、齊王冏鎭許昌、成都王穎鎭鄴、河閒王顒鎭關中、各舉兵討倫、倫伏誅、冏輔政、驕奢擅權、顒使長沙王乂殺之、穎亦恃功驕奢、已而與顒舉兵反、乂奉帝及穎戰、穎將陸機戰敗、被收、歎曰、華亭鶴唳可復聞乎、與弟雲皆爲穎所殺、機雲皆陸抗子也、穎進兵入京師、爲丞相、已而還鄴、顒表穎爲皇太弟、東海王越、奉帝命征穎、穎遣兵拒戰于蕩陰、乘輿敗績、侍中嵆紹、以身衞帝、被殺、血濺帝衣、穎迎帝入鄴、左右欲浣帝衣、帝曰、嵆侍中血勿浣也、穎奉帝還洛、顒將張方在洛、遷帝於長安、顒廢太弟穎、更立豫章王熾爲太弟、東海王越發兵、西入長安、奉帝還洛、以越輔政、成都王穎、先據洛陽、已而奔長安、又自武關奔新野、

輔之、謝鯤、畢卓等皆以任放爲達、醉裸不以爲非、比舍郎釀熟、卓夜至甕間盜飮、爲守者所縛、旦視之畢吏部也、樂廣聞而笑之曰、名教中自有樂地、何必乃爾、初魏時何晏等立論、以天地萬物皆以無爲本、衍等愛重之、裴頠著崇有論、不能救、

【字解】名教、聖人の教は皆必ず名を立つ、卽ち君臣、父子、仁義、禮智の如き類、各名ありて亂るべからず、故に名教と曰ふ、老莊、老子と莊子、明自然、老莊の道は皆清濟にして虛無、無爲を貴ぶ、故に自然と曰ふ、將無同、猶同じと曰ふが如し、三語掾、掾は屬官の稱、三語は將無同の三語、瞻將無同の三語に依つて掾と爲る、故に云ふ、寧馨兒、寧は猶此と謂ふが如し、馨は香なり、卽ち此の如きの香好兒といふ意、香好兒とは猶ほ才子と謂ふが如し、蒼生、人民、任放、縱意放誕、卽ち勝手氣儘、比舍、隣の家、釀、酒、乃爾、猶ほ乃ち此の如しと謂ふが如し、

【解釋】阮咸の子の瞻は嘗て王戎に面會した、戎が問うて曰ふのに、聖人は名教を貴び之が實行を期し、老莊は自然を貴び無爲を主とする、此の二說の旨趣は、異なりや同じきやと、瞻が曰ふのに同じであると、戎はその才に驚き、感嘆すること久うし、遂に之を召して屬官とした、時人之を見て、瞻を三語掾と號した、此の時、王衍や樂廣は皆老莊の學に心醉し、清談に耽つた、特に王衍は精神思想、聰明にして俊秀であつた、衍の若き時、山濤といふ人が、衍を見て嘆じて曰ふのに、何物の老婆が此の才子を生んだのか、實に稀代の俊才である、然し天下の人民を誤り、之を邪道に陷るものは必ず此の人であらうと、王衍の弟澄、及び阮咸や、阮咸の甥阮修、胡毋輔之、謝鯤、畢卓等は、皆任放の行を以て闊達であると主張した、故に酒に醉ひて裸體になつても、それが非禮でなく闊達の行であると信じた、又畢卓は隣家の郎官某の家の酒が熟したのを見、夜竊かにかめの間に忍び入り、盜んで飮んだ、ところが番人に見付けられて縛られたが、翌朝に至りその盜人は吏部の官の畢卓であつたから、郎官も大に驚きあきれた、かく畢卓等は極端に任放を爲したから、流石の同志の樂廣も、之を聞きて笑つて曰ふのに、名教中には自ら樂むべきものがある、何も此の樣に、酒を盜んで飮む樣なことをせぬともよからうと、初め魏の時に、何晏等は天地萬物は皆無を以て根本とすると立論した、王衍等は此の說を愛重して、盛んに鼓吹した、然し裴頠は之に反し、崇有論、卽ち有を崇ぶといふ論を唱へて之を反駁した、然し遂に王衍等任放の弊を救ふことが出來なかつた、因に山濤、嵇康、阮籍、阮咸、向秀、王戎、劉伶

外の人を頼んで件の難問題の解答の下書を作らしめ、太子をして此の答案を自分に清書せしめたのである、そこで此の答案を見た帝はこは見事である、此の六ヶ敷問題を自分で判決し得らる、位なれば充分であると大いに悦んだ、故に太子は妃の權詐によつて廢せられざることを得たのである、帝が崩御の後、太子は位に卽き、賈氏は皇后となつた、さて新帝は此の如く暗愚で皇后は此の如く權詐であるから、從つて皇后は國政に參與するといふことになつたのである、かく政權を握らんとすれば先づ反對黨を排斥せねばならぬので、其の第一に災に遇ふたのが楊氏父子である、さてこの皇太后楊氏といふは乃ち帝の實母の楊后の從妹に當る人で楊駿の女である、當時父の楊駿は太傅の官に居て相當に權力があつたわけである、ところが皇后賈氏は第一に此の楊駿を殺し、且つ其の女たる皇太后をも廢したのである、それから引き續いて武帝の子の太宰の汝南王亮を殺し、又太保の衞瓘を殺し、又武帝の子の楚王瑋を殺して反對黨の勢力を殺いだのである、かくて衆人の望を以て張華と裴頠と王戎とを用ゐて機密肝要の國政を司らしめた、ところが張華は能く忠を帝室に盡すものであるから、皇后が隨分凶悍姦邪の人であるけれども、猶ほ此の張華を敬ひ重んずることを知つて居た、且つ裴頠と心を同じくして國政を輔佐したから、五六年の間は暗愚の天子が上に在つたけれども、朝廷も民間も至極平安であつた、此の如く張華と裴頠とは王室に忠を盡すと雖、王戎は時世の成行に任じて王室を正し救ふといふやうな事をしなかつた、又其の性質が慾張りで吝嗇で財寶を多く貯ふることを業として居るから、田園は天下中に散在して居たといふ有樣である、其の平生は算盤を手から離さず晝夜金錢の勘定のみをして居る、又家に好き李の樹があつて其の果實を賣るにも他人が其の種を取りて植ゑんことを心配して必ず其の核を刺し碎いて芽の生えぬやうにしたといふことである、又凡て王戎が賞揚拔擢する方針は、實務實行が無くとも唯虛名空論に長けたる者を以て第一の條件とし其他には餘り重きを置かなかつたのである、

阮咸之子瞻見王戎、戎問曰、聖人貴名教、老莊明自然、其旨異同、瞻曰、將無同、戎咨嗟良久、遂辟之、時號三語掾、是時王衍、樂廣皆善清談、衍神情明秀、少時、山濤見之曰、何物老嫗生寧馨兒、然誤天下蒼生者、未必非此人也、衍弟澄、及阮咸、咸從子修、胡母

位、賈氏爲皇后、預政、皇太后楊氏、乃帝母楊后之從妹、父駿爲太傅、賈后殺駿而廢太后、殺太宰汝南王亮、殺太保衞瓘、殺楚王瑋、以衆望用張華、裴頠、王戎、管機要、華盡忠帝室、后雖凶險、猶知敬重、與頠同心輔政、數年之間、雖暗主在上、而朝野安靜、戎與時浮沈、無所匡救、性復貪吝、田園遍天下、執牙籌晝夜會計、家有好李、恐人得其種、常鑽其核、凡所賞拔、專事虛名、

【字解】不慧、智慧なきことでおろかなるをいふ、權詐、惡智慧を運らし種種の手段を構へて人をたぶらかし欺くこと、陽醉、陽は佯に同じてアラハニと訓み、實はそうでなくとも外面にのみ裝ひ飾ることで、酒に醉へるふりをなすをいふ、此座可惜、此の座とは天子の位を指したので、太子の暗愚にして天子の位に卽くに足らざることの意、疑事、裁決し難きこと、倩、ヤトヒテと訓んで賴み來ること、具草、草は草稿草案の草で下書のこと、卽ち下書を作るを云ふ、皇太后楊氏、初め武皇帝の太子であつた時に、楊文宗の女を納れて太子妃となし、後に皇后となした、間も無く皇后が崩じたから、楊文宗の弟の駿の女を納れて皇后としたのである、ところが武帝が崩じて惠帝の代となつたから、此の母の從妹なる楊氏を尊んで皇太后と稱したのである、管機要、機密肝要なる國務を司ること、凶險、凶悍險猜のことで、わるがしこく邪なるをいふ、與時浮沈、世の成行に任すこと、牙籌、算盤のこと、鑽核、鑽はキルと訓んで刺し碎くこと、核は果物の實で、卽ち果物の實を刺し碎いて再び芽の生へぬやうにすること、

【解釋】孝惠皇帝、名は衷といふ、性質は愚鈍で、まだ太子であつた時に、賈充の女を納れて太子の妃と爲した、此の賈充の女の性質は惡智慧が多くて種種の手段を用ゐて詐り欺くことをするといふ人であつた、或る時衞瓘が武帝に侍べりて酒に醉つたふりをして帝の前に跪き、手で帝の牀を撫でゝ、此の座は惜いことで御座りますと曰ふた、これは太子が愚者であるから、此の貴い天子の位に在らしむることは實に惜いことであるとの意であつたのである、帝はこの衞瓘の言葉を聞いて、さては太子はかほどの馬鹿であつたのかと始めて氣が附いたのである、そこで一つ試して見んと思ふて、尙書省にても容易に裁決の出來ない難問題を人知れず封じ込んで、太子をして之を決了せしめんとしたのである、ところが妃の賈氏は之を見て、こは容易ならぬ事で若し太子にして解決が出來ぬならば或は不幸を見るかも計られずと大いに心配して、

【解釋】晉の司馬炎が魏の禪を受けて帝と稱した年に、已に呉を滅ほさんと思ひ立つた、それから十六年を經て太康元年に至つて始めて其の目的を達することが出來て、呉を滅したのである、其の後又十年を過ぎて帝は崩御したのである、さてこの世祖武皇帝が初め位に卽いた時には能く意を國政に用ゐたもので、或る時の如きは臣下より獻上したる雉の頭の毛で飾つたる皮衣の非常に華麗なるものを惜氣もなく太極殿の前で焚き棄て丶、儉約にすべきことを官民に諭し示した位であつた、而るに間もなく奢侈放縱となつて、後宮の女官の數が四五千人の衆に達し、常に羊車に乘つて後宮を乘り廻して宴遊するといふ樣になつたのである、ところで後宮の數が多い爲に容易に寵遇を得られないので、後宮の人人は先づ羊を誘はんとして羊の好む所の竹葉を門に挿んだり、鹽汁を地にそ丶いだりして帝の遊行を待つのである、かくて羊車の至る所を其の日の宴遊場と定め、其處に留まつて酒宴を開き、飮めや歌えと騒ぐのである、か丶る有樣であるから羣臣と物語をするにも、未だ嘗て國家を經營する深遠な謀を諮問せられたことは一度も無いのである、其の後呉が滅亡してからは晉に敵對する國も無いから、天下は極めて無事平穩なりと思ふて、盡く州郡の武備を取り去つた、ところが獨り山濤のみ此の事を心配したのである、さて又漢魏以來、西方及び蒙古地方の戎どもの降りし者は、多く國境内の諸郡に雜居して居たのであるが、どうも中國の民を害してならぬによつて、郭欽は此の事に關して嘗て上疏した、其の旨は只今呉を平げた威光を以て漸次に國内諸郡に雜居せる戎どもを國外の邊地に徙し、四夷と中國との出入する境の防備を嚴重にし、先王が五服の制を定めて戎どもを五服の最も外部なる荒服の地に住はしめたる制度の通りに致されては如何なもので御座らうといふに在つた、されど帝は毎日唯酒色にのみ耽けつてか丶る經國の政策などには耳を借さなかつたのである、よつて其の後に至り山濤郭欽等が心配した通り、卒に天下の大患を惹き起す樣になつたのである、帝が位に在つたこと二十六年で、其の開元を改めたことが三つで、卽ち泰始と咸寧と太康といふ、太子の衷が代つて帝位を踐んだ、是が孝惠皇帝といふのである、

○孝惠皇帝、名衷、性不慧、爲太子時、納妃賈氏、充之女也、多權詐、衞瓘嘗侍武帝、陽醉跪于前、以手撫牀曰、此座可惜、武帝悟、密封尚書疑事、令太子決之、賈氏大懼、倩外人具草代對、令太子自寫、武帝悅、得不廢、至是卽

の陸兵に合せんとして船を竝ぶること百里ほども連ねて、皆帆を擧げて、直に建業の都を衝いたのである、かくて水陸相呼應して鼓を打ち鳴らし譟ぎ立てゝ、遂に石頭城に打ち入つたのである、これはつまり吳の宮城まで攻め入つたのであるから吳軍は見る影もないことは明かである、かくて吳主の皓は止を得ず降參をせなければならない仕末となつたので、遂に面縛し輿櫬して軍門に降つたのである、晉は之に爵を賜ひて歸命侯に封じた、是に於て遂に十六年前に術士が筮して庚子の歳に靑蓋將に洛に入るべしと答へた豫言に符合したのである、さて吳の大帝から皓に至るまで四代帝と稱へたることが五十二年にして亡んだ、又さきに孫策が江東を定めてから通算してみると八十餘年になるのである、

晉代レ魏十有六年、至二太康元年一而滅レ吳、又十年帝崩、帝初卽レ位、嘗焚二雉頭裘於太極殿前一以示レ儉、既而侈縱、後宮數千、常乘二羊車一、宮人挿二竹葉于門一、洒レ鹽以待レ之、羊車所レ至、卽留酣宴、與二羣臣一語、未三嘗有二經國遠謀一、自二吳既平一、謂二天下無事一、盡去二州郡武備一、山濤獨憂レ之、漢魏以來、羌胡鮮卑降者、多處二塞內諸郡一、郭欽嘗上疏謂、宜下及二平レ吳之威一、漸徙二內郡雜胡於邊地一、峻二四夷出入之防一、明中先王荒服之制上、帝不レ聽、卒爲二天下患一、帝在レ位改レ元者三、曰二泰始、咸寧、太康一、太子立、是爲二孝惠皇帝一、

【字解】雉頭裘、雉の頭の毛で飾りたる皮衣で、晉書の武帝紀に、咸寧四年、太醫司馬程據獻二雉頭裘一、帝以二奇技異服典禮所一レ禁、焚二之於殿前一とある、挿竹葉于門洒鹽以待之、竹葉と鹽汁とは羊の好むものであるから、竹葉を門にさしはさみ、鹽汁を地にそゝいで、羊を誘いて羊車の入らんことを願ふたのである、羌胡鮮卑、羌音キヤウ、羌胡は西方の戎で、常に羊を飼ひ水草のある處に隨つて移轉する野蠻民族である、後漢書に西羌傳があつて詳述してある、鮮卑は東胡の支族で、今の東蒙古邊に當る地方の民族の集團で、其處に鮮卑山といふ山があるから此の民族の名としたのである、これも後漢書に傳がある、塞內、國境內のこと、雜胡、羌胡鮮卑などの民族の國境內の諸郡に雜居せる者をいふ、峻、嚴酷の意で、きびしくすること、荒服、尙書の禹貢に、五百里荒服、三百里蠻、二百里流、とあつて、甸、侯、綏、要、荒の五服の最も外に在る戎狄の區域で、卽ち要服の外の周圍五百里の蠻地を指す、

すと、左傳僖公六年に許男面縛銜レ璧とあつて、其杜註に、縛ニ手於後一惟見ニ其面一とある、輿櫬、櫬は棺で、車に棺を載せて死罪を示すの意である、左傳僖公六年に、大夫衰絰士輿櫬とあつて、前の面縛と共に降伏するときの禮である、符、わりふの如くぴたりと合ふこと、讖、音シン、未來の効驗で今の豫言といふに同じである、遡、サキニと訓む、

【解釋】　咸寧五年十一月に、晉は大いに兵を發し、水陸道を分つて呉を伐ちに向つた、杜預は陸軍を率ゐて荊州の江陵から出で、王濬は水軍を率ゐて巴蜀から揚子江を下つた、かくて太康元年(庚子)二月には諸軍竝び進んで呉の境にまで迴まつたのである、よつて呉軍は晉軍を阻止せんと思つて、江中の石原の要害なる場處に、それ〳〵鐵製の鎖を江に橫へて船行を斷ち、又鐵の錐の一丈餘もあるものを作つて竊に江中の程よき處に置いて、軍艦を迎へ拒むやうに、戰鬪の準備をさ〳〵怠りなかつたのであつた、ところが大艦隊を率ゐる所の王濬は、預めかくあらんことを察し、大いなる筏を作つて水練の達者なる者を乘せ、艦隊に先だつて流下せしめ、錐に出遇へば其度毎に筏を著け置きて鐵錐の目的を無効ならしめ、又大いなる炬火を作つて之に麻油を注ぎかけ、鎖に出遇へば必ず之を燒かしめた、ところがさしもの鐵鎖も暫くの間に鎔解して斷ち切れたのである、かやうにして敵の計略を打破し盡したから、江中全く安全となつて、大船隊の流下するには些の障碍する所もなくなつたのである、よつて先づ川上の西陵、荊門、夷道などの諸郡を切り從へた、又一方陸軍の方は、杜預が其部下の周旨等に命じて奇兵隊を率ゐる夜間に乘じて江を渡らしめ樂鄕の不意を襲はしめたのである、ところが呉の都督の孫歆は非常に懼れて、北方から來た敵の諸軍は如何にして江を渡たつのであらう、江には鐵鎖鐵錐の設備が嚴重であるから決して渡れる筈がないのである、これは定めて江水を飛び超えて來たのであらうと曰ふた、此の時孫歆は直に周旨等に捕はれて虜となつたのである、それから杜預は進んで江陵に克ち、遂に兵を分けて王濬の軍と共に力を協せて武昌を攻め忽にして之を降伏せしめた、此の時杜預は軍の方略を定めんが爲に、幕僚を招いて會議を開いた、ところが或る者が、今は春の半である、これから必ず江水が漲りて此の武昌の地に久しく駐屯するとは不可能のことであらうから、來る冬期を俟つて再び大擧した方が宜しからうと思ふと曰ふたのである、ところが杜預は大反對で、イヤそうではない、今我が兵威の盛んなることは譬へば竹を破るが如きで、二節三節を破りたる後は刄を迎てトン〳〵拍子に裂け行くと同一で、復た手を著ける必要がないといふやうな、非常なる旺盛なる兵威であるから、此の最も大切なる時機を逸してはならぬのであると曰ふて、遂に羣帥たちに諸般の方略を授け示したのであつた、さる程に二月も過ぎて三月に至り預の兵は徑ちに呉の都たる建業に殺到し、濬の戎卒八萬ばかりも杜預

然と奏上推薦するのである、之を時人が稱して山公の啓事といふたのである、

晉大擧伐呉、杜預出江陵、王濬下巴蜀、呉人於江磧要害處、竝以鐵鎖横截之、又作鐵錐長丈餘、暗置江中、逆拒舟艦、濬作大筏、令善水者以筏先行、遇錐輒著筏而去、又作大炬、灌以麻油、遇鎖燒之、須臾融液斷絶、於是船無所礙、遂先克上流諸郡、預遣人率奇兵夜渡、呉將懼曰、北來諸軍、乃飛渡江也、預分兵與濬合、攻武昌降之、預謂、兵威已振、譬如破竹、數節之後、迎刃而解、無復著手處也、遂指授羣帥方略、徑造建業、濬戎卒八萬、方舟百里、擧帆直指建業、鼓譟入石頭城、呉主皓面縛輿櫬降、封歸命侯、遂符庚子入洛之讖、自大帝至是四世、稱帝者凡五十二年而亡、遡孫策定江東以來、通八十餘年、

【字解】江陵、縣の名、荊州南郡に屬す、今の湖北省荊州府江陵縣治に屬す、王濬、濬音シュン、人の名、巴蜀、共に郡の名、巴は梁州に屬す、今の四川省重慶府巴縣の西方に當る、蜀は益州に屬す、今の四川省成都府成都縣治に屬す、皆楊子江上流の地域、磧、水邊の小石ある處、かはら、鐵鎖・鐵製のくさり、鐵錐、鐵製のきり、筏、竹木を編みて水上に浮ぶもの、いかだ、善水者、水練に達したる者、炬、本は苣に作る、葦などを束ねて火を燃やし夜を照すもの、かがりび、たいまつ、融液、固形物の鎔解して流動物體となること、礙、ササハルと訓む、邪魔になること、遣人、人とは周旨等をいふ、呉將、呉の都督の孫歆、奇兵、敵の備へざる所を襲ふ軍隊、武昌、郡の名、荊州に屬す、今の湖北省武昌府武昌縣治に屬す、迎刃而解、竹を破る初は、刃物を打ち込んで力を入るゝけれども、既に二ふし三ふしを破れば、其後は勢に乘じてトン／＼拍子に裂け行くものである、所謂破竹の勢で兵威の非常に盛んなることの喩である、方舟、爾雅釋水に大夫方舟、士特舟とあつて、其李註に併兩船曰方舟とある、よつて舟を竝べ行ることである、鼓譟、大鼓を打ち鳴らして羣がり呼ぶこと、石頭城、建業に在る城、面縛、反縛と曰ふと同じで、手を身後にしばりて惟面のみを見は

籍、籍兄子咸、向秀、王戎、劉伶相友、號竹林七賢、皆崇尚老莊虛無之學、輕蔑禮法、縱酒昏酣、遺落世事、士大夫皆慕效之、謂之放達、惟濤仍留意世事、至是典選、甄拔人物、各爲題目而奏之、時人稱之爲山公啓事、

【字解】　自非聖人外寧必有內憂吳爲外懼豈非算乎、左傳成公十六年に、惟聖人能外無憂、自非聖人外寧必有內憂、とある、此の山濤の語は、左傳の范文子の語を借りて來たので、內外同時に安寧なることは聖人より以外は求め得らるべきものでないといふ意である、そこで此の際いつそ吳を伐つことを棄て外の患と爲し、其間に於て國內の上下の心を一致せしめて內部の結束を固めた方が遙に策の得たるものではあるまいかとの意である、放達、氣まゝに振舞ひて其成行に任すことが自然の大道に到達することであるといふこと、甄別、甄は明かなること、又は察することで、明察分別することをいふ、題目、箇條書、こゝにては選拔すべき人物の長所を箇條書にしたるもの、

【解釋】　時に山濤朝廷から退出して人に告げて曰ふには、聖人でない以上は、外に心配がないときは必ず內に苦勞があるであらう、內外同時に平安といふことは餘程六ケ敷いことである、よつて先づ當分の內は吳を伐つことを放棄して外部の患と爲し、其間に於て國內の上下の人心を一致せしめて內部の結束を固めた方が遙に策の得たるものではあるまいかと、此の山濤の意見も餘程內訌の勃發を懼れたものらしい、さてこの山濤は當時吏部尙書の重職を奉じて居つたが、そのむかし魏晉交代の間に在つて嵇康、阮籍、籍の兄の子の阮咸、向秀、王戎、劉伶などと最も仲よしの友人で、この七人は常に竹林の中に會合して淸談を事として居つたから、世人は之を竹林の七賢と號して居た、この七人は皆老子や莊子やの自然を主とする虛無の學を崇め尙んで、禮義作法などを輕蔑し、年中酒に醉ひつぶれ、世の中の事を忘れてしまふのを以て能事として居た、かく相當の學識ある人人がかやうな無責任なことを爲しはじめたから、士大夫は皆この風を慕ひ效ふて、これは好いことである、誰にも拘束を受けず、氣隨氣儘で人生の自然に適合するわけであると悅んで、之を稱して氣まゝにすれば大道に到達することが出來ると謂ふて居る、しかるに七人の中に惟一人この山濤のみは尙意を世事に留め、政事にも與かりて吏部尙書といふ大官にまで爲つて選擧を司り人物を明察拔擢して居る、さて其人物を選拔するに甲の長所は學問にありとか、乙の長所は事務に長けたりとか、各其人物の長所を箇條書にして內奏し、帝の內諾を得て後、之を公

六年の後)の年に青蓋車に乘つて洛陽の都に御入りになるでありませうと言上した、さてこの青蓋車といふのは、皇子の王となりしときに乘るべき車であるから、つまり呉主が晉に降參して王に封ぜられ青蓋車に乘つて洛陽の宮中に參内するでありませうとの意味である、ところが孫皓はこの意味を悟らないで、車駕洛陽に親臨するものと誤解したのである、よつて孫皓の志は愈々放縱となつて荐りに諸將の謀を用ゐ、しば／＼晉の邊境を侵盜した、サアこうなつてみると良將の聞えある陸抗は默つて居られないから、主君の仕打を數々諫めたけれども一向に聞き入れない、かくて泰始十年(呉の鳳凰三年)に陸抗が病んで沒したから、咸寧二年(呉の天璽元年)に至り羊祜は上疏して呉を伐たんことを奏請した、其主旨は敵國の失政を指摘し、此際晉の大軍を以て之に臨まば、一擧にして四海を平定すべしといふのであつた、ところが賈充等一派のものは多くは之に贊同しなかつた、そこで祜は歎息して世の中の事といふものは常に十中の七八は思ふやうにはならぬものである、今天の與ふる所のものを取らずして後に悔ゆとも追附くものではないといふた、其時羣臣中に惟杜預と張華とのみ祜の計に贊同の意を表した、かくて咸寧四年(呉の天紀二年)に至り羊祜は病に罹つたけれども、呉を伐たんとするの志は益々壯んである、よつて參内して御前に於て呉を征伐するの方略を奏聞せんことを請ふた、帝は之を嘉みし祜をして車上に臥しても宜いから出陣して諸將を統率せしめやうとなされた、ところが祜が曰ふには、呉を伐ち取らんとするには何人を御遣しになつてもよろし、あながち臣が出征致すには及びませんが、惟一つ心配でならぬのは、呉を平げて後に聖慮を煩すべきことが出來はせぬかと思ふのであると、これは呉を滅して後に晉國に内亂の生ぜんことを前知して居たからである、此の年に羊祜は遂に卒した、そこで杜預を鎭南大將軍と爲して荊州の軍事を都督せしめた、この時呉主の孫皓は、日日宴飲沈醉して或は人面を剝ぎ或は人眼を穿つなど、其淫虐日に甚しい、從つて上下心を離ち力を盡すものがない有樣である、之を知つた杜預は時の乘ずべきことを察し、上表して速に呉を征伐せんことを請ふた、其表が荊州から京師に達したとき、張華はたま／＼帝と碁を圍ん居たが、表を見るや直に碁盤を推しのけて碁の手を止め、呉主は此くばかり淫虐にして賢能を誅戮して居る、今之を討たば勞せずして天下を平定することが出來るとて、帝に卽決せんことを勸めた、ところが帝は直に之を許した、

山濤告ゲテ人ニ曰ク、自リ非ザル聖人ニ、外寧ケレバ必ズ有ラン内憂、釋テテ呉ヲ爲サバ外ノ懼ト、豈非ズヤ算ニ乎、時ニ濤爲タリ吏部尚書、濤昔在リシ魏晉之間ニ、與ニ嵆康阮

時刻を定めて正々堂々と戰ひ、決して抗が不備をおそふやうな事はしなかつた、又一方抗に於ても亦自ら統率する邊戍の士卒に告げていふには、晉の羊祜は此の如く專ら德政を布きつゝある時に當つて、我が軍が縱に暴行をなすならば、それこそ我が人民は戰はずして自ら彼の仁義の軍に服從してしまふであらう、故に雙方持前の境界を保ちて之を失はざるやうにし、目前の細利を求むる爲めに侵掠などをしてはならぬと諭した、

時吳主皓、不修德政、而欲兼幷、使術士筮取天下、對曰、庚子歲、青蓋當入洛陽、蓋謂銜璧之事、而皓不悟、用諸將謀、數侵盜晉邊、抗諫不聽、抗卒、祜請伐吳、議者多不同、祜歎曰、天下不如意事、十常七八、惟杜預張華、贊其計、祜病、求入朝面陳、晉帝欲使祜臥護諸將、祜曰、取吳不必臣行、但平吳之後、當勞聖慮耳、祜卒、以杜預爲鎭南大將軍、督荊州軍事、吳主皓淫虐日甚、預表請速征之、表至、張華適與帝棊、即推枰斂手、贊其決、帝許之、

【字解】 術士、方術の士、神仙の術を行ふ人、青蓋當入洛陽、青蓋は青蓋車のことで、皇子の王となるときに下し賜はる青き日よけのある車である、此の車が洛陽に入るであらうといふことは、吳主が晉に降參して王に封ぜられ、青蓋車に乘つて洛陽の宮中に參內することであらうといふのである、それを明らかにいはないで、かく婉曲にいふたのである、銜璧、降參すること、左傳僖公六年に、許男面縛銜璧とあつて、其杜註に、縛手於後、唯見其面、以璧爲贄、手縛、故銜之とある、國君の降參するときは、敵國の君主に進物として璧を獻ずることが禮である、ところが面縛せられて手を後にしばられて居るから、手にて捧ぐることが出來ない、止を得ず璧を口にくはへて差し出さなければならぬのである、一說に、銜璧は含玉のことで、周禮天官大宰に大喪贊贈玉含玉とありて、喪禮に玉を死者の口中に納ることがある、そこで降參するもの璧を含むことは、罪ありて當に死すべきことを示す意であるといふのであつたが、余は前說をとる、斂、ヲサムと訓む、棊を打つことを止むること、

【解釋】 時に吳主の孫、皓は一向に德政を修めもせぬ身を以て反つて天下を兼ね幷さんと思ひ立ち、方術の士に命じて天下を取るべき時期を筮せしめた、ところが其答に、庚子（十

而已、毋求細利、

【字解】河内、郡の名、今の河内省懷慶府河内縣一帶の地、世子、王侯の嗣子、議者、賈充等一派の者を指す、委地、委は委頓の委で垂れ下ることで、垂れて地に著くの意、都督、總督といふに同じで、統べ治むること、荊州、州の名、今の湖北省荊州府江陵縣近傍の地で、吳と相接したる樞要の土地である、事、軍事、使命、使を以て命を通ずることで、音信をいふ、遺、オクルと訓む、贈に同じ、成藥、調合したる藥劑、酖人、酖は酒に耽けるといふときには音タン、鴆と通ずるときには音チン、此處にては音チンと讀む、さて鴆は毒鳥で其羽に劇しい毒があり、其羽を酒に浸して飮めば忽ち死ぬるといふから、之を人を毒害するといふ意に用ゐたのである、羊叔子、叔子は羊祜の字、刻日、豫め日限を定め置くこと、掩襲、掩は備へざるに乘じて覆ふことで、不意を擊つこと、

【解釋】西晉の世祖武皇帝は、姓を司馬、名を炎といふ、河南の人、魏の臣の司馬昭の長男で、懿の孫に當る人である、父の昭が晉王となつて世子を定むるときに、議論が二派に分れた、それは炎の弟に攸といふものがあつたが、父の昭はこの攸を非常に可愛がつて居たために、この攸に相續させやうとしたのである、ところが其臣の賈充等は、兄の炎が髮長くして立てば地に著き、手を垂るれば膝から下がるといふやうな人並勝れた容貌を備へて居つて、とても人臣の相貌でないといふことを主張した、而して此の議論が勝を制して、遂に炎を立てゝ世子としたのである、そこで炎は父の後を嗣いで晉王となり、後に魏主の奐に迫つて其禪を受け、遂に皇帝の位に卽いたのである、時に丁度我が神功皇后の六十五年に相當する、炎はかくて皇帝の位に卽いたから、祖父の懿を追尊して宣皇帝と爲し、伯父の師を景皇帝と爲し、父の昭を文皇帝と爲した、それから魏の孤立であつた弊に懲りて、大に一族の者を封じ、各〻重職を授けた、時に魏は已に亡んだが、吳は未だ亡びずに居たから、晉は之を滅ぼさんとするの志があつた、それで羊祜をして荊州の軍事を統べしめた、この荊州は晉と吳との國境で、軍事上最も樞要なる地點であるから、之に向はしめたのである、かくて吳の方でも之に對抗するために、陸抗をして諸軍を都督せしめて晉軍に向はせた、ところが此の晉將の羊祜と吳將の陸抗とは互に劣らぬ良將であつたがために、雙方共に兵を傷めず百姓を撫し、德を以て徐に敵を屈伏せんとして居る、であるから對陣をしながら每に使者を往復せしめて音信を通じて居るといふ有樣である、或る時抗が祜に酒を贈れば祜之を飮んで少しも疑はず、又抗の病氣の時、祜が之に調合せる藥を與ふれば、抗の幕僚どもは之を疑つて飮んではならぬと諫めたけれども、抗は之を聞き入れず藥を飮んで、ナアニ人を毒害するやうな卑劣な羊叔子ではないといふて少も疑はなかつた、さて祜は務めて德政を修めて吳の人民を懷け、且つ抗と兵を交ふる時にも必ず豫め

【解釋】 魏は曹丕が帝位を僭してから、この奐に至る迄、凡そ五世四十六年にして亡んだのである、

自漢亡後、又歴甲申、闕正統一年、

【字解】 甲申この歳は癸未の翌年である、

【解釋】 漢が癸未の歳に亡んでから後、次の甲申の歳一ケ年は正統の天子を闕いた、即ち此の一年間は支那には正統の天子が無かつたのである、而して正統の天子が出來たのは、その翌年の乙酉の歳に、晉の司馬炎が皇帝と爲つたのである、

西晉

司馬炎が父の爵を襲いで晉王となり、其後、魏の禪を受けて洛陽に都してから國號を晉といふたのである、故に初めは單に晉とのみいふて西晉とはいはなかつた、其西晉といふに至つたのは、惠、懷、愍の三帝を歴て元帝に至り都を建業に遷して東晉といふてから、之に對して西晉といふたのである、さて洛陽は今の河南省の河南府洛陽縣に屬する地で、建業は今の江蘇省の江寧府上元縣に屬する地であるから、洛陽は無論建業の西に當つて居る、故に愍帝以前の洛陽に都したる代を西晉といふに至つたのである、これは丁度漢の高祖の時は、單に漢とのみ稱へたのであつたが、光武皇帝が洛陽に都してから西漢(前漢)東漢(後漢)の稱が出來たのと同じことである、さて炎が帝位に卽いてから四君五十二年にして東晉となつたのである、(紀元九二五―九七七 西紀二六五―三一七)

○西晉世祖武皇帝、姓司馬、名炎、河内人、昭之子、懿之孫也、昭爲晉王、議立世子、議者以炎髮立委地、手垂過膝、非人臣之相、遂立、已而嗣爲王、卽帝位、追尊懿爲宣皇帝、師爲景皇帝、昭爲文皇帝、大封宗室、晉有滅呉之志、以羊祜都督荊州事、呉以陸抗都督諸軍、祜與抗對境、使命常通、抗遺祜酒、祜飮之不疑、抗疾、祜與之成藥、抗卽服之曰、豈有酖人羊叔子哉、祜務修德政、以懷呉人、毎交兵、刻日方戰、不掩襲、抗亦告其邊戍、各保分界、

而して漢帝は乃ち使者を魏將鄧艾が營に遣り、その有する所の璽綬を奉らしめ、以て降伏の意を致した、この時北地國に封ぜられた皇子の名は諶といふ者が怒つて曰ふのに、若し勢窮つて伸ぶべきなく、力屈して敵すべきなく、災禍敗亡將さに及ばんとするに至つたならば、その時こそ我が君臣父子は一致團結して力戰し、城を枕にして同じく社稷の爲めに死し、以て先帝昭烈皇帝に地下に見ゆるだけで、それが尤も名譽ある處置である、然るを如何んぞ降伏して恥を後世に遺すことが出來やうぞ、今日の場合は只討死するのみであると、力諫したが、帝は承知しなかつた、依て諶は昭烈皇帝の廟に詣で、號哭し、最後の訣別をなして後、先づ妻子を殺し、而して後自殺した、これは生きて恥を受けるよりも、寧ろ潔く死んだ方がよいと覺悟したからである、かくて魏の將鄧艾は、漢の成都に至つたから、漢帝は出で、降伏した、依て魏は帝を封じて安樂公と爲した、さて帝は在位四十一年間で、改元したことが四、建興、延熙、景耀、炎興といふた、右に於て漢は西漢の高帝が、帝位に卽いた元年卽ち乙未の歲から、この後皇帝が降伏した炎興元年卽ち癸未の歲に至る迄、二十六帝、通じて四百六十九年で滅んだのである、

吳主休殂、諡曰景皇帝、兄子烏程侯皓立、

【字解】烏程、縣の名、今の浙江省、湖州府烏程縣治、

【解釋】吳主の休が死んだ、諡して景皇帝と曰ふた、而して吳人は帝の兄の子で、烏程縣に封ぜられた名は皓といふ者を立て、後嗣とした、これは吳人は蜀の亡んだのを見て大に恐怖し、才德の秀でた長君を得て、國家の存立を期したから、太子蕈を舍いてこの皓を立てたのである、

魏司馬昭、先是已受九錫、已而進爵爲晉王、昭卒、子炎嗣、魏主奐僭位六年、改元二、曰景元、咸熙、炎迫魏主禪位、封爲陳留王、後卒、晉人諡之曰元、

【解釋】魏の大將軍司馬昭は、是より先き、既に魏主から九錫を受け、その後又爵を進めて晉王と爲つた、而して、その明年に死んだから、子の炎が立つて晉王の位を嗣いた、さて魏主奐は僭位六年で、改元をしたことが二、景元、咸熙と曰ふた、かくて司馬炎は魏主に迫つて帝位を讓らせ、之を封じて陳留王と爲した、その後奐は死んだから晉人は之を諡して元と曰ふた、

魏自曹丕至是凡五世、四十六年而亡、

ら、士卒も猶豫せず或は木に攀ぢたり、或は崖にすがりついたりして、恰かも魚を串に差し貫いた樣に、一列になつて勇み進んだ、かくして艾は此の天險を踏破して江油府に至つた、而して書を漢の將諸葛瞻に送り、之を誘ふて降伏を勸めた、然し瞻は忠臣亮の血を受けた人であつたから、斷乎として之を拒み、その使者を斬つて味方の士氣を鼓舞し、進んで陣を綿竹縣に布いて艾が來るのを待つて居、一戰して之を粉碎せんと期したが、反つて艾の爲めに破られ、瞻は遂に戰死した、是に於て瞻の子尚は眥を決して憤りて曰のに、我等父子は國家の重恩を荷ひ、無限の寵幸を受けたものである、然るに早く佞臣黃皓を斬らなかつた爲めに、今は國家を傾敗し、民庶を殄滅さする悲境に立ち至つた、さればこの上生きても何をか爲すことが出來やうぞ、我が朝廷には既に佞臣が滿ちて居るから國家を恢復することも絕望であると、遂に馬に鞭つて敵陣に攻め入り、縱橫に戰うて死んだ、蓋し黃皓は姦佞なる宦官であるに係はらず、漢帝は特に之を寵して中常侍と爲し、政權を擅にさせ、一面諸葛瞻等の如き忠誠の臣を疎んじ、その計を用ゐなかつた、故に尚は之を慨し、今日の敗戰は早く此の佞臣黃皓を斬殺しなかつた爲めであると爲し、身國家の重恩を受けながら、この姦臣を排除し、災禍を未然に防ぎ得なかつたのを悲んだのである、

漢人不意、魏兵卒至、不爲城守、乃遣使奉璽綬、詣艾降、皇子北地王諶怒曰、若理窮力屈、禍敗將及、便當父子君臣、背城一戰、同死社稷、以見先帝可也、奈何降乎、帝不聽、諶哭於昭烈之廟、先殺妻子、而後自殺、艾至成都、帝出降、魏封爲安樂公、帝在位四十一年、改元者四、曰建興、延熙、景耀、炎興、右自高帝元年乙未、至後帝禪炎興癸未、凡二十六帝、通四百六十九年而漢亡、

【字解】 卒、ニハカと訓む、俄也、璽綬、天子の印綬、詣、イタルと訓む、至也、北地、國の名、今の甘肅省慶陽府環縣の東南の地、理窮、窮はキハマルと訓む、極也、勢既に盡き、理伸ぶべき手段なきこと、便、スナハチと訓む、乃に同じ、背城、城を枕にして討死すること、死社稷、禮記國君死社稷とある、國家の爲めに命を捨てること、

【解釋】 漢人の不意に魏兵が俄かに攻め入つたから、漢人は大に狼狽し、城を固守して飽く迄戰ふことをしなかつた、

中還、艾追躡之、大戰、維敗走、還守劍閣以拒會、艾進至陰平、行無人之地七百里、鑿山通道、造作橋閣、山高谷深、艾以氈自裹、推轉而下、將士皆攀木緣崖、魚貫而進、至江油、以書誘漢將諸葛瞻、瞻斬其使、列陣綿竹以待、敗績、漢將軍諸葛瞻死之、瞻子尙曰、父子荷國重恩、不早斬黃皓、使敗國殄民、用生何爲、策馬冒陣而死、

【字解】斜谷、斜谷口に同じ、駱谷、地名、今の陝西省漢中府詳縣の北に在る、子午谷、これも地名で、今の陝西省漢中府詳縣治に在る、この所は路が南北に連なつて居る、而して北は子で南は午、故に子午谷と名づく、箋蹄に、南北相當、故曰子午、自杜陵直絶南山、徑漢中とある、この杜陵は今の陝西省西安府咸寧縣の東南で、漢中は今の陝西省漢中府南鄭縣治である、狄道、縣の名、今の甘肅省蘭州府狄道州治、趨、オモムクと訓む、赴也、甘松、地名、狄道の西南に在る、沓中、胡三省の說に、沓中在諸羌中、卽沙漒之地とある、今の甘肅省蘭州府、綴、その軍を牽制すること、追躡、後から追擊すること、劍閣、地名今の四川省保寧府劍州の東北に在る、こゝは兩崖が峻拔で石を鑿り、閣を架して、棧道を爲つたから劍閣といふたのである、陰平、郡の名、今の甘肅省階州文縣及び四川省龍安府の北境、鑿、ウガツと訓む、切り開くこと、造作橋閣、棧道を作つたこと、この棧道が有名な蜀の棧道である、裹、ツヽムと訓む、包也、魚貫而進、柳條に魚を貫くが如く、單行して相繼ぎて進むこと、卽ち峻崖絶壁の間の狹隘な道であるから、一列となつて進んだこと、江油、郡の名、今の四川省龍安府江油縣治、綿竹、縣の名、今の四川省綿州治、諸葛瞻、亮の子、

【解釋】漢の姜維は、屢〻出で、魏を伐つたから、魏の司馬昭は大に之を患ひ、鄧艾と鍾會とをして、兵に將として蜀に入寇させた、是に於て鍾會は斜谷、駱谷、子午谷から、漢中郡に赴いて正面から攻め、鄧艾は甘松沓中に赴き、側面から攻めて姜維が軍を牽制した、この時姜維は鍾會の軍が既に漢中郡に攻め入つたことを聞き、兵を引いて沓中から還らんとしたところが、艾は諜して之を知り、姜を追躡した、依て姜は大に戰つたが不幸にして敗れて走り還り、劍閣の天險に據つて鍾會を防いだ、かくて鄧艾は進んで陰平郡に至り、人の住んで居ない無人の地七百里を行いたが、この間山を切り下げて道を通じ、以て棧道を作成して進軍し、或は又山が高く、谷が深くて、到底棧道さへ造ることが出來ない險阻に遇ふたときは、艾は柔かき毛氈を以て自ら其の身を包み、人に推させて轉び下りたりなどした、大將既に此の如き意氣を以て突進したか

ら、綝を以て丞相と爲したが、綝は又新君休に對しても無禮であつたから、遂に休の爲めに誅せられた、

魏主髦見威權日去、不勝其忿、曰、司馬昭之心、路人所知也、率殿中宿衛蒼頭官僮、鼓譟出、欲誅昭、昭之黨賈充、入與魏主戰、成濟抽戈、刺魏主髦、殞于車下、追廢爲庶人、僭位七年、改元者二、曰、正元、甘露、司馬昭迎立常道郷公璜、是爲魏元皇帝、常道郷公元皇帝、初名璜、燕王宇之子、操之孫也、年十五卽位、改名奐、

【字解】 宿衛、宿直護衛の士、蒼頭、僕隷のこと、この僕は蒼巾を被り、普通の人と異つた風をして居た、故に蒼頭といふ、官僮、官奴なり、又僕隷の類、成濟、成は姓濟は名、抽、ヌクト訓む、引き抜くこと、殞、オツと訓む、落也、追廢、魏主は車から落ちて死んだ、而して死んだ後で帝位を廢したから、之を追廢といふたのである、追は追贈追懷のこと、

【解釋】 魏主髦は、司馬昭に制せられて、己の權威が日に減じ去るのを見、憤怒に堪へなかつた、そして曰ふのに、彼の司馬昭が我が位を簒はんとする野心あることは路を往く人でも亦よく之を知つて居る、故に彼をこの儘にして置くことは出來ぬのであると、そこで殿中の宿直護衛の士を始めとし、蒼頭官僮の奴輩を率ゐ、鐘、太鼓を叩き威勢を示して殿中を出で、以て昭を誅せんとした、この時昭の徒黨の賈充といふ者が、馳せ入つて魏主と戰ひ、又昭の黨の成濟といふ者が、戈を抜いて魏主髦を刺したから、魏主は深手を負ひ、遂に車から落ちて死んだ、依て昭は之を追廢して庶人と爲した、さて髦は僭位すること七年で、改元するもの二、正元、甘露といふた、かくて司馬昭は常道郷公名は璜を迎立した、これが魏の元皇帝である、さて又此の常道郷公卽ち元皇帝は初の名を璜と曰ひ、燕王名は宇の子で、曹操の孫である、而して年十五歳にして帝位に卽き、名を奐と改めた、

漢姜維屢伐魏、司馬昭患之、遣鄧艾鍾會將兵入寇、會從斜谷駱谷子午谷趨漢中、艾自狄道趨甘松沓中、以綴姜維、維聞會已入漢中、引兵從沓

因大笑曰、若矢先在蜜中、中外倶濕、今外濕內燥、必黃門所爲也、詰之、果服、左右驚慄、大將軍孫綝、以其多所難問、稱疾不朝、以兵圍宮、廢亮爲會稽王、迎立瑯琊王休、休立以綝爲丞相、綝又無禮於新君、遂被誅、

【字解】 太帝、吳主權の諡、索、モトムと訓む、求也、鼠矢、矢は糞なり、黃門、宦官のこと、從爾、從はヨルと訓む、依也、爾は汝也、向、サキニと訓む、先也、濡也、燥、カハクと訓む、乾也、驚慄、太だ甚しく畏怖すること、難問、政事上につき種種難問せられたこと、

【解釋】 吳主亮は、帝位を嗣してから親ら政事を執り、屢、中書省に出で、太皇帝の時に施行した故事舊記を取り調べ、以て政治の參考とした、亮は嘗て生梅を食ひて、その酸を厭ひ、宦官に命じ、中藏に至りて甘き蜜を求めさせた、然るにその蜜中に鼠の糞があつた、これは是より先きこの宦官は竊かに藏吏に蜜を求めたが、剛直な藏吏は之を與へなかつたから宦官は之を怨み、今亮が求めたら、蜜中に故意に鼠の糞を入れ、以て藏吏を罪に陷れ、曩きの怨を報ぜんとたくらんだのである、而して亮は早く既に此の間の消息を覺り、藏吏を召して問ふて曰ふのに、宦官は今より前に、竊かに汝に蜜を求めたことがありはせぬかと、藏吏が曰ふのに、前日來て求めたけれども、臣は敢て與へませんでしたと、そこで亮は鼠の糞はいよいよ宦官の所爲なることを信じ、直ちに宦官を召して責めて曰ふのに、嚮きに汝が持つて來た蜜中の鼠の糞は、汝が入れたのであらうと、宦官は敢て白狀せず、飽く迄も知らぬ存ぜぬと對へた、亮は依て侍臣をして鼠の糞を二つに破らせ、その中を見たところが、糞の中は乾いて居た、依て亮は大に笑つて曰ふのに、若しこの糞が始めから蜜の中に在つたならば、中も外も共に濕ふて居なければならぬ筈である、然るに今この糞は外面だけが濕つて居て、內面は乾いて居る、これは糞が始めから蜜中に無かつた證據である、故に此の糞は汝が故意に入れたのであると、かくいふて嚴重に詰り責めたところが、流石姦惡の宦官も包みきれず、果して自らの所爲なることを白狀し、その罪に伏した、亮は此の如くよく奸曲を看破する明があつたから、左右の臣は深く驚慄し、これから後敢て姦邪を爲す者が無かつた、さて亮の聰明機智は此の如く鋭かつたから、政治に就いても亦頗る綿密で、大將軍孫綝は常に多く難問せられたのである、而して綝はいつもその答辯に窮したから、病と稱して參朝せず、憤怨の極兵を以て亮の宮殿を圍んだ、かくて亮を廢して會稽王と爲し、その庶兄の瑯琊王名は休を迎立した、さて休は帝位に卽いてか

元者二、曰、正始、嘉平、師迎立高貴鄕公、是爲廢帝、名髦文帝之孫、明帝之姪、年十四卽位、

【字解】 高貴鄕公、魏の文帝は、黃初三年に制令を發した、それは王の庶子は之を封じて鄕公と爲し、嗣王の庶子は之を侯と爲し、公侯の庶子は之を亭伯と爲すとであつた、高貴鄕は、邑の名で、今の直隷省大名府大名縣治、文帝、曹丕の諡、明帝、丕の子叡の諡、

【解釋】 魏の李豐は屢、魏主に召されて密議に參した、而して司馬師は、豐が己れの事を誹議して居ることを探知し、遂に之を殺した、是に於て魏主は師を惡み、心甚だ平でなかつた、依て左右の臣は魏主に師を誅せんことを勸めたが、魏主は猶豫して未だ之を斷行しなかつた、その內に、師は魏主を廢した、さて魏主は帝位を僭したことが十六年間で、改元することが二、正始、嘉平と曰ふた、かくて師は、高貴鄕公名は髦を迎立した、これが後の廢帝である、この髦は文帝の孫で、明帝の姪に當り、年十四にして位に卽いたのである、

楊州都督毌丘儉、刺史文欽起兵、討司馬師、師擊敗之、師卒、弟昭爲大將軍、錄尙書事、已而爲大都督、假黃鉞、楊州都督諸葛誕起兵討昭、昭攻殺之、昭爲相國、封晉公、加九錫、不受、

【字解】 毌丘儉、毌丘は姓、儉は名、假黃鉞、鉞は大斧で黃金を以て飾と爲し、天子の杖つく所のもの、昭都督と爲つて之を用ひたから、故に假といふたのである、

【解釋】 魏の楊州の都督の毌丘儉と刺史の文欽とが、兵を起して司馬師を討じた、これは師が魏主を廢したのを憤ふたからである、而して師は擊つて儉等を破つた、その後師が死んだから弟の昭が代つて大將軍と爲り、兼ねて尙書の事を掌り、幾何も無くして更らに大都督と爲り、僭越にも天子の持つ所の黃鉞を借りて、賞罰を擅にした、是に於て、毌丘儉の後任なる楊州の都督諸葛誕も、亦兵を起して昭を討じ以てその不臣を責めたから、昭は之を攻め殺した、かくて昭は魏の相國と爲り晉公に封ぜられ、同時に九錫を加へられたが、昭はこの九錫だけは、固辭して受けなかつた、

吳主亮親政、數出中書、視太帝時舊事、嘗食生梅、索蜜、蜜中有鼠矢、召藏吏問曰、黃門從爾求蜜邪、吏曰、向求不敢與、黃門不服、令破鼠矢、矢中燥、

等、すべて魏主に擬したから、司馬懿は之を惡んで、遂に爽を殺し、自ら代つて丞相と爲つた、依て魏主は懿に九錫を加へて之を尊重したが、懿は固辭して受けなかつた、かくて曹爽の黨の夏侯名は霸といふ者は爽が殺されたから、禍の身に及ばんことを恐れ、蜀に來奔した、是に於て蜀の將軍姜維は、之に問ふのに、司馬懿は既に魏の政權を握つたことであるが、復た四方を征伐する心があるかどうかと、霸が曰ふのに司馬懿は、己れが一家を營立し、之をしていよ／＼繁昌に赴かしむることにのみ汲汲とし、又魏主に對して忠を盡し、以て他國を征伐する暇が無いのである、即ち懿は君國の大事を顧ないで一家一門の私事の爲めに腐心してゐるから、斷じて四方を征伐する心は無いのである、然し魏には鍾士季といふ豪傑があつて、まだ壯年であるが、その器は極めて大きい、故に若し此の人が魏の政治を執つたならば、實に吳蜀の爲めには一大憂事であると、かく答へて魏の隱事を話した、

魏司馬懿卒、以其子師爲撫軍大將軍、錄尚書事、

【字解】撫軍大將軍、官の名、撫軍とは一軍を愛撫都督する意、錄、掌ると、

【解釋】魏の司馬懿が死んだ、依て魏主は、その子名は師といふ者を以て撫軍大將軍と爲し、兼ねて尚書の事を掌らせた、蓋し尚書の事を掌れば、即ち朝政を專にするのである、

吳主殂、謚曰太皇帝、子亮立、

【解釋】吳王權が死んだ、謚して太皇帝と曰ひ、その子の亮が立つて位を繼いだ、

漢費禕、汎愛不疑、降人刺殺之、姜維用事、數出兵攻魏、

【字解】汎愛、汎は博也、博く人を愛すること、降人刺殺之、降人は魏の郭循を指す、初め姜維、魏の西平を攻めて、中郎將郭循を獲、その罪を許して之を重用し、左將軍と爲した、循その恩に感ぜす、反つて蜀帝を殺さんとしたが、近づくことが出來なかつた、その後費禕諸將と會宴し、大に沈醉した時、循は坐に在つたから、遂に起つて之を刺し殺したのである、

【解釋】漢の大將軍費禕は博愛にして人を疑ふ心無く、新に降伏した人でも舊來の友の如く待遇した、その爲めに遂に降人の郭循の爲めに刺し殺された、依て姜維が代つて事を掌り、屢々兵を出して魏を攻めた、

魏李豐數爲魏主所召、司馬師知其議己殺之、魏主不平、左右勸誅師、魏主不敢發、師廢魏主、僭位十六年、改

【解釋】魏主は病に罹つたから、大將軍司馬懿を長安から召して入朝せしめ以て後事を託し、又曹爽を以て大將軍と爲した、かくて魏主の叡は死んだ、帝位を僭したことが十四年間で、改元すること三、太和、靑龍、景初と曰ふた、子の芳が立つて帝位を繼いだ、これが後の廢帝で、卽ち帝位を廢せられてから、邵陵に封ぜられた厲公である、初めこの芳は八歲にして位に卽いたから、司馬懿と、曹爽とは、遺詔を受けて政を輔けた、而して懿は太傅と爲つた、

漢自丞相亮既亡、蔣琬爲政、楊敏毀琬曰、作事憒憒、不及前人、或請推治敏、琬曰、吾實不如前人、無可推、琬卒、費禕董允爲政、公亮盡忠、允卒、姜維與費禕並爲政、

【字解】毀、ソシルと訓む、誹也、憒憒、心の亂れたこと、前人、諸葛亮を指す、推治、長官を誹つた罪を彈糾すること、公亮、公明にして貞亮、貞亮は正しく誠なること、

【解釋】漢は丞相の亮が既に死んでから、蔣琬が大司馬となつて政を執つた、この頃楊敏といふ者が琬を誹つて曰ふのに、琬が政事を行ふを見ると、事每に理に叛むき、憒憒として何事も行き屆かない、實に前人諸葛亮に及ばないこと甚だ遠いのであると、或る人が之を聞いて、琬に敏が罪を糾治せんことを請ふた、琬が曰ふのに、吾は實に前人諸葛亮に及ばないので、楊敏の言は眞實であるから、之を糾治するには及ばぬのであると、敢て之を罪せなかつた、琬は實に溫厚の長者であつたのである、かくて琬が死んでから、費禕と、董允とが政治を執つたが、共に公亮にして忠誠を盡し、帝業を興隆するを以て任とした、その後董允が死んでから姜維が費禕と共に政を爲した、

魏曹爽驕奢無度、司馬懿殺之、懿爲魏丞相、加九錫不受、爽之黨夏侯霸奔蜀、姜維問之曰、懿得政、復有征伐之志否、霸曰、彼營立家門、未遑外事、有鍾士季者、雖少若管朝政、吳蜀之憂也、

【字解】九錫、西漢の孝平皇帝の條を見よ、遑、イトマと訓む、暇也、鍾士季、鍾は姓、士季は字、この人は名を會といひ、後司馬昭の爲めに、蜀を伐つた、管、アヅカルと訓む、預也、執り行ふ意、

【解釋】魏の大將軍の曹爽は、驕奢その度を過ぎ、飮食衣服

帛あり、外に餘財を貯へ、以て陛下寄託の明に背く樣なことはし無いと、かく上奏して固く私利を營まないことを誓つた、此の稀世の英傑も今や陣中に歿したが、嘗て上奏せし如く、家に餘帛餘財は無かつた、忠武と謚した、

魏主性好土功、先是既治許昌宮、後又作洛陽宮、徙長安鐘簴、橐駝、銅人、承露盤於洛陽、盤折、聲聞數十里、銅人重不可致、乃大發銅鑄銅人二、列坐於司馬門外、號曰翁仲、起土山於芳林園、植雜木善草、捕禽獸致其中、諫者、皆不納、

【字解】　土功、普請のこと、許昌、邑の名、今の河南省許州の東北、鐘簴、鐘鐻に同じ、解は秦の始皇帝の條に出づ、橐駝、獸の名、牛身にして羊首、始皇その形を鑄、鐘簴と共に咸陽に安置したもの、銅人、金人に同じ、始皇帝の條を見よ、承露盤、漢の武帝が作つたもので、所謂仙人掌である、その解は武帝の條を見よ、

【解釋】　魏主は性土木を好み、常に宮殿などを建築した、是より先き、旣に許昌宮を許昌に造り、後又洛陽に造營した、同時に、昔し秦の始皇帝が鑄造して長安に建てた、鐘簴、橐駝、銅人及び、漢の武帝が鑄た承露盤を、長安から洛陽に徙した、この時、承露盤が折れて大地に落ちたが、その響きは數十里の遠くへ聞へたといふことである、而して此等は運搬することが出來たが、然し銅人のみは、目方が重くて、どうしても運ぶことが出來なかつたから、之を運ぶことを中止し、別に大に銅を徵發し、新たに銅人二體を鑄造し、之を洛陽城の司馬門外に列坐せしめ、之を翁仲と號した、これは始皇の舊に倣つたのである、又土を高く築いて、築山を洛陽城の芳林園に起し、雜木や珍草を植ゑ、又は珍獸異禽を捕へてその中に放ち飼ひ以て耳目の歡を恣にした、かくして工役は連年已むことが無かつたから、人民は大に苦み、臣下は之を諫止したが、帝は毫も採用せず、依然として逸樂に耽つて居た、

魏主有疾、召司馬懿入朝、以曹爽爲大將軍、魏主叡殂、僭位十四年、改元者三、曰太和、青龍、景初、子芳立、是爲廢帝邵陵厲公、芳八歲卽位、司馬懿、曹爽、受遺詔輔政、懿爲大傅、

【字解】　邵陵厲公、邵陵は西晉の司馬炎が帝を封じた地、厲公はその諡、

龍虎鳥蛇を四奇となし、所謂八門に陣立を作り、變化を自在ならしめ、敵をして窺ふことが出來ぬ樣にする陣法である、而して司馬懿は、今や亮の死により、その陣跡を占領した爲めに、その陣營壘壁を巡視し、痛くその巧妙に驚き、眞に天下の奇材であると讃嘆した、

亮爲政無私、馬謖素爲亮所知、及敗軍流涕斬之、而卹其後、李平廖立、皆爲亮所廢、及聞亮之喪、皆歎息流涕、卒至發病死、史稱、亮開誠心布公道、刑政雖峻而無怨者、眞識治之良材也、而謂其材長於治國、將略非所長、則非也、初丞相亮嘗表於帝曰、臣成都有桑八百株、薄田十五頃、子孫衣食自有餘、不別治生以長尺寸、臣死之日、不使內有餘帛、外有贏財以負陛下、於是卒、如其言、謚忠武、

【字解】史、陳壽が著した蜀志、十五頃、百畝を一頃と爲す、薄田、瘠田、餘帛、澤山の衣服、贏財、殘れる財産、負陛下、家に餘帛贏財あるは、私欲を謀つて公務を盡さないからである、而して私欲を謀つて公務を盡さぬのは、主君依託の明に背く不忠の臣であるといふ意、

【解釋】諸葛亮は政治を爲すに當り、公平にして私心を挾まない、馬謖といふ者は素より亮の知遇を辱うした者であるが、嘗て亮の節度に違ひ敗軍した爲めに、亮は之を軍律に照らし、斷然私情を去り、涙を流して之を斬つたが、一面その子を卹んで厚く世話をした、又李平廖立の二人は皆亮の爲めに廢せられたが、毫も怨みず、亮の死を聞くに及び、反て歎息して涙を流し、特に李平の如きは、悲痛の極病を起して死んだ程であつた、これを見ても亮が如何に德望があつたかが分る、陳壽はその著蜀志に評して曰ふのに、亮は誠心を開いて事に當り、以て公平に政道を布いた、而してその刑罰政令は峻嚴であつたけれども、一人として之を怨む者は無かつた、眞に國家統治の術を知つた偉人であると、然かも亮の材は、國家を治むに長じ、將帥の智略は、その長ずる所で無いと謂ふのは當らない、亮は實に文武兼備の英傑であつた、初め丞相亮は帝に上奏して曰ふのに、臣は成都に桑八百株と、薄田十五頃あるから、子弟の衣食には自ら餘りがある、故に臣は別に生産を治め子孫の爲めに尺寸の富、即ち僅かの財を殖すことをしない、從て臣が死するの日に於ても、決して家に餘

及事煩簡、而不及戎事、使者曰、諸葛公夙興夜寐、罰二十以上皆親覽、所噉食不至數升、懿告人曰、食少事煩、其能久乎、亮病篤、有大星赤而芒、墜亮營中、未幾、亮卒、長史楊儀、整軍還、百姓奔告懿、懿追之、姜維令儀反旗鳴鼓、若將向懿、懿不敢逼、百姓爲之諺曰、死諸葛走生仲達、懿笑曰、吾能料生、不能料死、亮嘗推演兵法、作八陣圖、於是懿案行其營壘、歎曰、天下奇材也、

【字解】遺、贈、巾幗、幗は婦人の首飾、戎事、軍戰の事、噉食、食すること、升、日本の約九勺に當る、芒、光芒、光の尾、墜、落、仲達、懿の字、料、推量、推演、推し廣める、營壘、陣營、

【解釋】諸葛亮は屢〻司馬懿に戰を挑んだが、懿は畏れて、出で丶應戰しなかつた、そこで亮は懿に婦人の用る巾幗を贈つた、これは懿に大丈夫の勇無きを諷して之を辱め、その心を怒らして挑戰せんとしたのである、此の時亮の使者が懿の軍に至つた、懿は使者に、亮が平生の寢食の模樣を問ひ、又事務の繁多か、閑散かを問ひ、毫も軍戰の事を問はなかつた、使者が曰ふのに、諸葛公は朝に早く起き、夜は遲く寢ね、而して罰杖二十以上に當るものは、皆自ら判決する、又毎日の食料は數升に過ぎないと、懿之を聞いて人に謂つて曰ふのに、孔明は食事少くして事務が多い、それでは身體がつゞかないから、必ず長生しないであらうと、心中大に喜んだ、果してその豫言の如く、亮は病氣に罹り、危篤に陷つた、此の時天に赤くして光りある大星が現はれ、俄に亮の陣中に落ちた、その後幾日も經ぬ内に、亮は死んだ、依て長史の楊儀が代つて軍を統べ、之を整へて蜀へ歸つた、或る百姓が走つて懿の軍に至り、懿に亮が死んだことを告げた、懿は急に之を追撃した、姜維といふ者が、楊儀をして旗を反して鼓を鳴らし、將に懿に向つて應戰する如く見せかけさせた、懿は大に畏れて敢て迫らなかつた、依て百姓は懿の怯を笑ひ、諺を爲つて曰ふのに、死んだ諸葛が、生きて居る仲達を走らせたと、懿之を聞て笑つて曰ふのに、我は彼れが生きて居る間は之を料り知ることが出來たが、死んだ後迄は、料り知ることが出來ないと、苦しい辯解をした、亮は嘗て兵法を推演して、八陣圖といふ者を案出した、これは戰地に於て、天地風雲を以て四正と爲し、

安堵、軍無レ私焉、

【字解】蜀漢、この二字恐らくは衍、刪るを可とす、逆戰、逆はムカヘルと訓む、迎也、伏弩、伏藏してある弓弩、卽ち豫め兵士に弓弩を持たせて隱して置いたと、木牛流馬、木牛も流馬も共に兵糧を運送する車で、その形が牛や馬に似て居るものである、舊註に、亮與二杜叡胡忠一作レ之、象二牛馬狀一、貯二米於其中一、而機巧使レ可二行以運一レ糧とある、又事物紀原に、亮始造二木牛流馬一、以運レ餉、蓋巴蜀道阻、便二登陟一故耳・木牛卽今小車之有二前轅一者、流馬卽今獨推者是也ある、尙その詳しい製法は載せて通典にある、治邸閣、邸閣は倉廒の異名で、軍糧を藏儲する倉庫、治はこの倉庫を輔修すること、悉ツクスと訓む、悉く出すこと、斜谷口、地名、今の陝西省漢中府褒城縣の北に在る、前者、サキニと訓む、先也、數、シバ〳〵と訓む、屢也、安堵、堵は墻なり、民が安然として動かないことは、猶堵墻の動かない樣であるといふ意から作つた熟字で、卽ち民が安んじて動搖しないといふ義である、

【解釋】丞相の亮は、又魏を伐つて祁山を圍んだから、魏は大將軍司馬懿をして諸軍を都督して、亮を防がせた、然し懿は亮を恐れて敢て戰はなかつたから、部將の賈翊等が懿に忠告して曰ふのに、公は蜀を畏れて居ること恰も虎の樣であるが、それでは天下の笑を如何にする積りであるかと、之は天下の人から怯懦と嘲けられても、甘んじて之を受けるかといふ意で、懿を激勵したのである、そこで懿は已むを得ず、張郃をして亮に向はしめたから、亮は迎へて之れと戰ひ、大に魏軍を破つた、但し亮は軍糧が缺乏したのを以て軍を退ぞけ、そろ〳〵と退却を始めた、ところが、張郃は之を追擊して亮と接戰したが、遂に亮の伏せ置いた弩弓に中つて死んだ、かくて亮は國に還つてから、專ら農事を奬勵し、武備を講習したり、又木牛や流馬の如き軍粮を運送する車を創作したり、或は邸閣を修補して充分に糧食を貯へたり、又民力を休養し、士卒を休息せしめて他日奮鬪の資を造つたりして、孜孜として戰備を整へたことが三年間であつた、かくて三年の後悉く之を用ゐ、十萬の大軍を盡して又斜谷口から魏を伐ち、進んで渭水の南に軍した、是に於て魏の大將軍司馬懿は、兵を引いて城を出で拒ぎ守つた、さて亮は是まで、屢〻出陣したが皆兵糧の運送が續かなかつた爲めに、自らの志を充分に伸べ振ふことが出來なかつた苦い經驗に懲り、今度は兵を分けて屯田し、以てその缺陷を補ひ、充分に目的を達し、魏軍を粉碎せんと意氣組んだ、かくてこの策を實施し、兵の耕す者は渭水の沿岸に住する人民の間に雜居したが、軍令が嚴肅であつたから、一人として軍律を犯して掠奪などをする者が無つた、故に渭濱の百姓は大に安堵し、平生の通り各〻その職業に勉めて居た、

亮數挑二懿戰一、懿不レ出、乃遺以二巾幗婦人之服一、亮使者至二懿軍一、懿問二其寢食

於ては、響の物を震すが如く動搖し、擧朝色を失ふた次第であつた、かくて魏主は親ら長安に行き、張郃をして亮が軍を防がせた、さて又亮は馬謖をして諸軍を督せしめ、街亭に於て戰ふことを命じたが、馬謖は亮の指揮命令に從はなかつた爲めに、張郃の乘ずる所と爲り、大に郃の爲めに破られた、依て亮は軍を引いて漢中に還つた、既にして亮は又帝に上疏して曰ふのに、我が漢と賊の魏とは、斷じて兩立するを許さない、又帝王の事業は、我が益州の如き一地方に片寄り、そこに安んずべき者で無い、故に必ず魏を滅ぼして天下を統一し、以て王業を天下の中央に樹てねばならぬのである、而して今臣はこの大願を果す爲めに鞠躬して心力を盡し、斃れて後止む覺悟で出で、戰ふのである、然しその事業の成ると成らざると、及び軍陣の勝つと負けるとの如きは、臣の無識、よく豫め知り得ることが出來ないのである、臣は唯成敗利鈍に頓著せず、その大願とする所の者に向つて猛進するのみであると、かく上疏し、遂に兵を引いて散關を出で、陳倉を圍んだが、不幸にして勝利を得ることが出來なかつた、因にこの漢賊不兩立云云の上疏は、亮が後出師表を摘拔したものである、

吳王孫權自稱皇帝於武昌、追尊父堅、爲武烈皇帝、兄策爲長沙桓王、已遷都建業、

【解釋】吳王孫權は武昌郡に於て自ら皇帝と稱した、同時に、父の堅を追尊して武烈皇帝と爲し、兄の策を追尊して長沙桓王と爲した、その後都を建業に遷し、帝業を築いた、

蜀漢丞相亮、又伐魏、圍祁山、魏遣司馬懿督諸軍拒亮、懿不肯戰、賈詡等曰、公畏蜀如虎、奈天下笑何、懿乃使張郃向亮、亮逆戰、魏兵大敗、亮以糧盡退軍、郃追之、與亮戰、中伏弩而死、亮還勸農講武、作木牛流馬、治邸閣、息民休士、三年而後用之、悉衆十萬、又由斜谷口伐魏、進軍渭南、魏大將軍司馬懿、引兵拒守、亮以前者數出、皆運糧不繼、使己志不伸、乃分兵屯田、耕者雜於渭濱居民之間、而百姓

當然の職務であるのである、これ臣がこの度諸軍を率ゐて北伐する所以であると、亮はかく上疏し、遂に進んで漢中郡に屯營した、因に諸葛亮は、古來忠臣の摸範で、その精忠は赫赫として靑史に輝き、千載の下、人をして感奮興起させるのである、而してその出師表は、その心血を傾倒し赤誠を披瀝したものであるから、之を讀んで泣かない者は忠臣で無いと迄稱されたのである、

明年、率大軍攻祁山、戎陣整齊、號令明肅、始魏以昭烈既崩、數歲寂然無聞、略無所備、猝聞亮出、朝野恐懼、於是天水安定等郡、皆應亮、關中響震、魏主如長安、遣張郃拒之、亮使馬謖督諸軍、戰于街亭、謖違亮節度、郃大破之、亮乃還漢中、已而復言於漢帝曰、漢賊不兩立、王業不偏安、臣鞠躬盡力、死而後已、至於成敗利鈍、非臣所能逆覩也、引兵出散關、圍陳倉、不克、

【字解】祁山、地名、今の甘肅省鞏昌府西和縣の北に在る、戎陣、兵戎軍陣の義で、つまり隊伍のこと、整齊、整然として亂れず、よく齊ひ揃ふこと、寂然、ひつそりとして聲無き貌、略、ホヾと訓む、殆也、猝、ニワカと訓む、俄也、天水、郡の名、今の甘肅省秦州治、安定、郡の名、今の甘肅省涇州治、響震、響の物に震ふが如く、激しく動搖すること、如、ユクと訓む、往也、街亭、地名、今の甘肅省、秦州秦安縣の東、節度、節制法度のことであるが、約言すれば指揮命令の意、漢帝、漢の字、恐らくは、衍删るを可とす、漢賊、賊は魏を指す、偏安、一方に片寄りて安んずること、成敗、王業の成ると成らざること、即ち成否、利鈍、兵戰の勝敗のこと、逆覩、逆はアラカジメと訓む、豫也、覩はミルと訓む、見也、事を爲さぬ前に、豫めその事の成否を知る意、散關、今の陝西省漢中府鳳縣治、陳倉、邑の名、今の陝西省鳳翔府寶雞縣治、

【解釋】その明年に、亮は大軍を率ゐて祁山を攻めた、この時亮の軍隊は、隊伍整然として齊ひ、號令肅然として明かで、威風堂堂として押し寄せた、是れより先き、魏は、蜀では昭烈が既に崩じてから以來數年の間、寂然として聲無きを見、又蜀に就いては、何等の情報をも聞かなかつたから、頗る安心し、蜀に對しては、その境界の防禦なども自然忽にして置いたのである、然るを今俄かに亮が、出陣したことを聞いたから、朝廷の役人も國民も皆驚倒恐懼した、しかのみならず、天水安定等の諸郡は皆亮に應じて蜂起したから、關中即ち魏に

つに分れ、而して我が益州は尤も疲弊して居る、これ我が蜀は誠に危急存亡の時で、君臣共に奮勵努力せねばならぬのである、故に陛下に於かせられても、宜しく聖聴を開張し、大に謇謇の忠言を納れらるべく、決して精忠直諫の路を塞いではならぬのである。又宮中の臣も府中の役人も、共に一體と爲り、善は陞せて之を賞し、惡は退けて之を罰し、斷じて私心をその間に挾み、別異輕重の處置をしてはならぬのである、故に若し姦邪を爲し、或は罪科を犯した者や、或は忠貞善良の者があつたならば、宜しく之をそれぐ\擔當の役人に申し付けて、その刑賞を愼重審議せしめ、以て陛下の公平正明の政治を明にし、天下の人民をして信頼歸服せしめなければならぬ、凡そ賢臣を親んで之を重用し、小人を疎じて之を遠くるのは、これ政治の要道であつて、先漢の勃興隆起したのは、職としてこの要道に從つたからである、又小人を親みて之を用ゐ、賢臣を疎んじて之を退けることは、國家滅亡の基で、彼の後漢が傾覆頽廢したのは、職として之に因由したのである、故に陛下はよくこの邊の事を察せられ、深く御注意あらせらるゝことを希望するのである、さて臣は本と無位無官の一匹夫で、躬から南陽に耕し、纔かに己れの一命を亂世の間に全くすることを得るを以て滿足とし、敢て諸侯に事へて、名聞利達を求むる心は無かつたのである、然るに先帝に於かせられては、臣が卑鄙なるをも厭はせられず、猥りに親ら駕を枉げ、高貴の身を屈して、臣が草廬を三度も御訪ね下さり、臣に尋ねらるゝに當世の急務を以てせられたのである、臣はこの先帝の無限の知遇に感激し、先帝の爲めに一身を捧げて働らかんことを期し、遂に先帝に許るすに兵馬の間に周旋驅馳することを以てし、爾來滿腔の熱血を注いで努力した次第である、而して先帝に於かせられても、亦よく臣が謹直にして愼率なることを知られ、崩御される時に、臣に國家の大事を委任されたのである、故に臣は依託の命を受けてから、日夜恐懼憂慮し、如何せば先帝の命を果すことが出來るかを思ひ、又常に付託の功果を奏することが出來ず、以て先帝が臣を知つてくれた明察の德を傷けんことを恐れたのである、さて臣は、先帝の知遇に酬い以て付託の功果を樹てることを畢世の任務として居るのであるから、去る建興三年の五月には瀘水を渡つて深く不毛の南地に攻め入り、蠻煙瘴雨を犯し、數多の醜虜を打ち破つたことである、而して今はこの南方は已に平定して我が有に歸し、何等顧慮する所も無く、特に我が劍戟甲仗の兵器は、十分の準備が出來、餘裕綽綽たる次第であるから、臣は此の機會に於て必ず我が三軍を獎勵引率し、以て北の方魏を攻めて之を滅ぼさなければならぬのである、臣は漢室を興復して都を舊都の長安に還へすことが、臣の終世の任務で、この任務を遂行するのは、これ臣が先帝の知遇と依託とに報い、且つ陛下に忠誠を盡す所以で、即ち臣が爲すべき

臣本布衣、躬畊南陽、苟全性命於亂世、不求聞達於諸侯、先帝不以臣卑鄙、猥自枉屈、三顧臣於草廬之中、諮臣以當世之事、由是感激、許先帝以驅馳、先帝知臣謹愼、臨崩寄以大事、受命以來、夙夜憂懼、恐付託不效、以傷先帝之明、故五月渡濾、深入不毛、今南方已定、兵甲已足、當獎率三軍、北定中原、興復漢室、還于舊都、此臣所以報先帝、而忠陛下之職分也、遂屯漢中、

【字解】 上疏、この上疏文は卽ち出師の表で、こゝはその尤も緊要な所を摘拔したのである、天下三分、天下は魏吳漢に三分されたこと、その內魏は十三州九十一郡を有し、吳は五州四十三郡を有し、蜀漢は三州二十二郡を領有した、而してその三州は益州、梁州、交州である、下文に益州疲弊とある益州は卽ち蜀の領域である、秋、トキと訓む、時也、聖聽、天子の耳、宮中府中、宮中は宦官女子の居る所で、卽ち禁中、府中は大臣宰相の居る所で、卽ち丞相の府、倶、トモニと訓む、共也、陟罰、陟は官を陞せ進めること、罰は官を降して罪すること、臧否、臧は善也、否は惡也、作姦、作はナスと訓む、爲也、姦は姦惡也、平明之治、公平にして正明なる政治、先漢、專ら西漢の文帝武帝の時を指す、後漢、東漢の桓帝、靈帝の時を指す、卑鄙、微賤野鄙、苟全性命、苟は纔にの意、性命は、單に命の意で、性の字は添へ字で意味は無い、枉屈、高貴の身分を屈して訪れ問ふこと、枉は枉駕など、熟字する字で、マゲルと訓む、戰國策に、聶政曰、仲子不遠千里、枉車騎而交臣とある、草廬、草葺の家で、賤者の住む所、三顧、三度訪れ問ふこと、諮、トフと訓む、問也、寄以大事、寄は依托也、付託也、大事は天下を統一して漢の帝業を興復すること、後皇帝の條に昭烈臨終謂亮曰君才十倍曹丕、必能安國家、終定大事、嗣子可輔輔之、如其不可君可自取とあるを指す、付託、嗣子を輔け漢室を興復するの大事を謂ふ、託は論語の可以託六尺之孤の託也、效、功果、若しくは功績の意、傷、キヅツクと訓む、違背してその德を傷けること、明、明察也、不毛、草木が生じない土地、定中原、天下を平定する意、然しこゝは專ら魏を征して之を滅すことに用ゆ、舊都、長安洛陽の地を指す、蜀漢は今蜀の成都を以て都と爲して居る、故に天下を平定して都を舊都長安洛陽に徙したいといふ意、而して長安洛陽は、西漢以來の舊都であるから、かくいふたのである、

【解釋】 漢の丞相の諸葛亮は、諸軍を率ゐて北の方魏を伐つた、さて亮は出發の際に、上疏して曰ふのに、今や天下は三

爲レ嗣、卽レ位、

【字解】殂、命數盡きて徂き去る義で、死ぬること、こゝに崩と曰はないで殂といふたのは、正統を避けたので、猶ほ帝と曰はないで主といふと同じ意である、以下殂の場合皆同じ、被誅、黃初二年に、叡の母甄氏は、郭貴嬪に譖せられて、死を賜はられたことを指す、惻然、同情を寄せて痛愴する貌、

【解釋】魏主の曹丕が死だ、さて丕は帝位を僭したことが七年で、改元したことが一、黃初と曰ひ、文皇帝と諡された、子の叡が立つて帝位を僭した、これが明帝である、是より先き丕は叡の母に死を賜ふたが、その後叡と共に出でゝ獵した、此の時丕は親鹿と子鹿とを見付けたから、直ちに矢を放つてその親鹿を射殺し、更らに叡に命じてその子鹿を射殺させた、叡が泣いて曰ふのに、陛下は已にその母鹿を射殺したのであるから、臣は又その子鹿を殺すことは不憫で、實に爲すに忍びないのであると、丕は之を聞き、爲めに惻然として歎息した、これは叡は子母の鹿を以て己と母とに比し、以て暗に生母が誅せられたのを悲んだのである、而して丕も亦之を覺つたから、爲めに惻然として同情の涙を注いだのである、かくて丕は病んで危篤に陷つた時叡を立てゝ後嗣と爲したから、叡は是に至つて帝位に卽いたのである、

處士管寧、字幼安、自二東漢末一避二地遼東一三十七年、魏徵レ之、乃浮レ海西歸、拜レ官不レ受、

【解釋】處士の管寧は、字を幼安と曰ひ、東漢の末から、亂を避けて、遼東の地に隱棲して居たことが三十七年間であつた、而して魏主の丕が、未だ殂せなんだ時、禮を以て之を徵したところが、乃ち之に應じ、海に浮んで西の方魏に歸つた、丕は大に喜び、大中太夫の官を拜したが、寧は固辭して受けなかつた、

漢丞相亮、率二諸軍一北伐レ魏、臨レ發上レ疏曰、今天下三分、益州疲弊、此危急存亡之秋也、宜レ開二張聖聽一、不レ宜レ塞二忠諫之路一、宮中府中、俱爲二一體一、陟二罰臧否一、不レ宜二異同一、若有下作レ姦犯レ科、及忠善者上、宜下付二有司一論二其刑賞一、以昭中平明之治上、親二賢臣一遠二小人一、此先漢所二以興隆一也、親二小人一遠二賢臣一、此後漢所二以傾頽一也、

素爲夷漢所服、亮生致獲、使觀營陣、縱使更戰、七縱七禽、猶遣獲、獲不去曰、公天威也、南人不復反矣、

【字解】吽、ソムクと訓む、叛也、生致、生擒に同じ、縱、ユルスと訓む、放ち許すこと、禽、擒に同じ、公、閣下の意、亮を指す、

【解釋】南方の夷が叛いたから、漢の丞相の亮は、往いて之を平定した、時に夷の軍中に姓は孟名は獲といふ者があつた、此の人は南夷は勿論、漢人迄も、固からその勇猛に恐れ服して居た、而して亮は此の戰に於て、此の猛者を生擒したから、特に之を案内して、我が兵營陣伍を觀せた後、改めて許してその陣營に歸らせ、再び戰はせた、蓋し普通の人は、敵の勇者を生擒した場合には、必ず之を殺し、以てその勢力を削ぐことに力めるのであるが、亮は啻に之を許したばかりで無く、自分の陣中の秘密をも觀せたなどは、實に稀有のことで、その襟度の大なるを想像されるのである、かくて亮は獲と戰ふて再び之を生擒したが、又放つて戰せた、而してかくすること七度に及んだ、即ち亮は七度び獲を放ち、七度び獲を捕へたのであるが、亮は更らに八度び獲を許して還さんとした、この時獲は去らないで曰ふのに、公は天稟の武將で、その武威の偉大なることは、實に古今無雙で、畏敬すべき名將であると、深く心服した、是れから南夷の人は復た叛亂を起さなかつた、

魏主又以舟師臨吳、見波濤洶湧歎曰、嗟乎、固天所以限南北也、

【字解】洶湧、大濤の湧きあがる貌、即ち水の勢のすさまじきこと、固、マコトニと訓む、誠也、實也、限南北、魏と吳との間には、大江が橫つて居て兩國を南北に兩斷して居る、故に南北を限るといふ、

【解釋】魏主丕は又舟師を率ゐて吳を攻めんと欲し、來りて大江を臨んで相對した、而して魏主は大江に波浪が洶湧して天に漲するを見、又嘆息して曰ふのに、嗚呼此の大江の水は、誠に盛んなことで、これ實に、天が北魏南吳を中斷する爲めに、特に設けたのであらう、天の爲す所には抗することが出來ないと、遂に亦戰はないで師を還へした、

魏主丕殂、僭位七年、改元者一、曰黃初、謚曰文皇帝、子叡立、是爲明帝、叡母被誅、丕嘗與叡出獵、見子母鹿、既射其母、使叡射其子、叡泣曰、陛下已殺其母、臣不忍殺其子、丕惻然、及是

る、年十七にして皇帝の位に卽き、建興と改元した、而して丞相諸葛亮は、昭烈皇帝の遺詔を受けて政務を輔佐した、初め昭烈皇帝は、その臨終に際し、亮に謂うて曰ふのに、君の才能は魏主曹丕より十倍も勝れて居るから、必ずよく我が國家を安んじ、終に天下統一の大業を定めることが出來ると信ずる、而して朕が嗣子禪は、之を輔けて輔け甲斐があれば、輔けてくれよ、若し輔ても、その甲斐が無ければ、君自ら帝位に卽き我が遺業を繼がれよと、亮之を聞いて感激し、涙を流して曰ふのに、臣は陛下の信任を辱うして居る以上は、此の知遇に報ゆる爲めに、股肱の力を盡し忠義貞節の誠を致し、之に繼ぐに死を以て勤勞し、誓つて遺託に背かざらんことを期す、願くは宸襟を安ぜられよと、かくて亮は後皇帝を輔導し、先づ官職を省約して冗費を省き、法律制度を改廢して冗員を淘汰し、所謂行政整理を斷行し、且つ訓令を發して曰ふのに、凡そ參署の官は、衆人の心思を聚めて之を參酌し、衆民を忠義に誘導し、公益を廣むるを以てその職責と爲す者である、故に各員とも、苟も阿諛すること無く、常に正義を持し、しかも協心同力せざるべからす、然るに同僚相和せずして小疑惑に迷ひ、互に辯問反覆して相警告することを憚つたならば、天下の政務は曠廢闕失し、國家に損あつて益が無い、故に各員とも、各々その所見を吐露し相與に朝政を輔翼せられたしと、かくて亮は鋭意内政の振興を謀り、一面外交にも焦心した、卽ち鄧芝を吳に遣して好を修めた、此の時、芝は吳王に見えて曰ふのに、我が蜀には重險の固めがあり、貴國には三江の固がある、而して此の兩國互に相倚りて脣齒の親みを結んだならば、進では天下を兼併することが出來、退ては貴國と弊國と魏と對立し、以て鼎足の勢を爲すことが出來ると、吳王はその說に從ひ、魏と絕交して專ら漢と連和した、

魏主以舟師擊吳、吳列艦于江、江水盛長、魏主臨望歎曰、我雖有武夫千群、無所施也、於是還師、

【字解】以舟師、以はヒキヰテと訓む、率也、舟師は今の海軍で、卽ち軍艦を率ゐて征伐したこと、盛長、水が氾濫して、その流れの盛んなること、千群、千の團體、還、カヘスト訓む、返也、

【解釋】魏主は舟師を率ゐて吳を擊つた、そこで吳は軍艦を江水に布列して之を防いだ、時に江水は氾濫して波濤が湧湃して居たから、流石の舟師も渡ることが出來なかつた、魏主は此の光景を臨望して、嘆息して曰ふのに、我が魏には武夫の團體が千百あるが、然かも此の江水に對しては、何等の權威無く、施し用ゐることが出來ないと、遂に空しく師を返した、

南夷畔漢、丞相亮往平之、有孟獲者、

一、曰章武、謚曰照烈皇帝、太子禪卽位、封亮爲武鄕侯、太子旣立、是爲後皇帝、

【字解】照烈皇帝、謚法に、德を明にし勞有るを昭と曰ひ、功有りて民を安ずるを烈と曰ふとある、後皇帝、あとの皇帝といふ意、帝は魏に降伏したから、謚號が無かつた、故に單に後皇帝と稱したのである、

【解釋】章武三年夏四月に、帝は崩御した、在位三年で改元したことが一、章武と曰ふた、而して帝は昭烈皇帝と謚された、太子名は禪が位に卽き、諸葛亮を封じて武鄕侯と爲し、以て王業の發展を圖つた、かくして太子は旣に立つて政治を執つた、これが後皇帝である、

○後皇帝名禪、字公嗣、昭烈皇帝子也、年十七卽位、改元建興、丞相諸葛亮、受遺詔、輔政、昭烈臨終、謂亮曰、君才十倍曹丕、必能安國家、終定大事、嗣子可輔輔之、如其不可、君可自取、亮涕泣曰、臣敢不竭股肱之力、效忠貞之節、繼之以死、亮乃約官職、修法制、下教曰、夫參署者、集衆思廣忠益也、若遠小嫌、難相違覆、曠闕損矣、亮乃遣鄧芝、使吳修好、芝見吳王曰、蜀有重險之固、吳有三江之阻、共爲脣齒、進可兼幷天下、退可鼎足而立、吳遂絕魏專與漢和、

【字解】竭、盡す、效、致す、下敎、敎は令なり、訓令を發すること、參署、官の名、遠小嫌、嫌は疑なり、遠は忌なり、難、肯ぜざること、違覆、違は辨問、覆は反覆警告、重險之固、外には針谷、銘谷、子午谷の險あり、內には劍閣の險あり、內外二重の要害あり、故に重險と云ふ、三江之阻、婁江、東江、松江の三江の險阻、脣齒、親密の意、諺に、脣破るれば齒寒しとあり、脣と齒とは互に相依てその用を爲すものであるから、之を親密に喩へたのである、鼎足、鼎は三足のある器、カナヘ、三人若は三國對立するに喩ふ、漢、蜀帝昭烈は漢の裔、故に蜀を漢と謂ふ、

【解釋】漢の後皇帝名は禪、字は公嗣、昭烈皇帝の子であ

時魏主丕は呉の使者咨に問ふて曰ふのに、卿の君呉王は學問が好きであるかと、咨が曰ふのに、臣の主呉王は、賢能の士を登用して之れに國政を委任し、常に天下國家を經略するを以て志願として居る、而して政務の餘暇があると、博く古今の書史を讀むけれども、これも彼の書生輩が、章を尋ね句を摘むが如き、所謂章句の末に拘泥する樣な眞似はせぬので、唯文義に通じ、古今治亂の得失を知るに止まるのみであると、これは、當時魏主は文章を好み、大に天狗であつたから、趙咨は特にこの言を爲して之を譏つたのである、そこで魏主が又曰ふのに、呉王は我が魏國を恐れ憚つて居るかと、咨が曰ふのに、呉には、帶甲の士が百萬人もあり、その上は江水漢水の二大河を以て城池と爲して居るから、決して魏を恐れて居ないのであると、魏主が曰ふのに、呉には、卿の如き賢士は幾人あるかと、咨が曰ふのに、聰明特達の英傑は、八九十人の多きに達し、臣の如き者は、車に載せて之を積み、更らに之を桝に入れて量り數へても、數へきれぬ程澤山あるのであると、咨はかく大言壯語して魏主の荒膽を奪ばつた、因に車に載せ斗を以て量るといふことは人の多いのを形容した詞である、

帝自巫峽至夷陵、立數十屯、與呉軍相拒累月、呉將陸遜、連破其四十餘營、帝夜遁、

【字解】巫峽、地名、今の四川省夔州府巫山縣の東に在る、夷陵、地名、今の湖北省宜昌府、東湖縣治、拒、フセグと訓む、防也、連、シキリニと訓む、頻也、

【解釋】昭烈皇帝は巫峽から夷陵に至る迄の間に於て、數十の屯營を設け、以て呉軍と相對し、防戰に勉めたことが數ケ月であつた、かゝる内に、呉の將陸遜は、蜀軍の疲れたのに乘じ、火攻の計を以て、頻りに攻め、遂にその四十餘營を破つたから、帝は夜遁て白帝城に入つた、

魏主責呉侍子、不至、怒伐之、呉王改元黃武、臨江拒守、

【字解】侍子、猶ほ質子といふが如し、是より先き、孫權既に魏に降り、その信を證する爲め、その子を質と爲し、以て魏主の左右に侍せしむることを約した、故に侍子といふ、

【解釋】魏主は呉王に向ひ、豫ての約の如く、質子を入れることを責め促したが、呉王は約に背き、質子は遂に魏に至らなかつたから、魏主は大に怒り、將軍曹休等を遣はして呉を伐たせた、是に於て呉は全く魏に背いて自立し、元を黃武と改め、大江に臨んで魏軍を拒ぎ、且つ守つた、

三年、夏四月、帝崩、在位三年、改元者

郡皆置九品中正、區別人物、第其高下、丕既簒漢自立爲帝、追尊操爲太祖武皇帝、改元黃初、

【字解】譙、縣の名、今の安徽省潁州府、亳州治、九品、官を九等に區別すること、卽ち上の上、上の中、上の下、中の上、中の中、中の下、下の上、下の中、下の下で、階級を九等に別けたこと、中正、官の名、これは九品の官を銓考することを掌る官である、首、ハジメテと訓む、始也、第、ワカツと訓む、別也、追尊、死んでから後に尊號を奉ること、

【解釋】魏王丕は、姓を曹と曰ひ、沛國の譙縣の人である、父の操は魏主と爲つたから、丕は その王位を繼ぎ、初めて九品を以て人を官吏にする方法を創設した、卽ち各州各郡に九品を銓考する中正の官を置き、以て人物の優劣を區別し、その高下を分ちて之を登用したのである、かくて丕は旣に東漢の帝位を奪つて自立して帝と爲り、父の操を追尊して太祖武皇帝と爲し、又年號を黃初と改めた、因に魏主といふて魏帝といはないのは、之に正統を與へないからである、以下もこれに同じである、

帝恥關羽之沒、自將伐孫權、權求和、不許、權遣使於魏、魏封權爲吳王、魏主問吳使趙咨曰、吳王頗知學乎、咨曰、吳王任賢使能、志存經畧、雖有餘閑、博觀書史、不效書生尋章摘句、魏主曰、吳難魏乎、咨曰、帶甲百萬、江漢爲池、何難之有、曰、吳如大夫者幾人、咨曰、聰明特達者、八九十人、如臣之比、車載斗量、不可勝數、

【字解】沒、敗戰して死んだこと、經略、國家を經理し、天下を謀略することで、つまり天下を統一すること、尋章摘句、一章の意を尋ね求め、一句の意を摘み取ることで、文義に拘泥すること、難、ハバカルと訓む、憚也、畏也、大夫、足下の意、趙咨を指す、特達、特に時務に達し、天下經綸の才を有する人、臣之比、比はタグヒと訓む、儔也、私の樣な者といふ意、勝、アゲテと訓む、一ツ一ツ擧げて數へること、

【解釋】昭烈皇帝は、曩きに關羽が、吳の襲擊を受けて戰沒したことを、深く耻ぢ且つ憤り、自ら將として孫權を伐つた、この時孫權は帝に講和を求めたが、帝は許さなかつた、依て孫權は使者を魏に遣はし、臣と稱して その救援を求めた、是に於て魏主はその請を容れ孫權を封じて吳王と爲したから、孫權は更らに趙咨といふ者を遣つて魏主に謝せしめた、この

【解釋】　昭烈皇帝は諱を備、字を玄德と曰ひ、西漢の景帝の子で中山に封ぜられた靖王名は勝の後裔である、幼少の時から、大なる希望を抱き、天下を統一し漢業を興隆することを以て己の任とした、而して平常言語少なく、必要のことの外は決して口を開かない、又喜ぶ時も怒る時も、共に之を顏色に現はさなかつた、又その容貌は魁偉で、身の丈けは七尺五寸あり、特に手は長くて、之を垂れると膝の下迄屆き、又耳は格別に大きくて、顧ると自ら之を見ることが出來る程であつた、此の如く昭烈皇帝は、容貌から性格迄常人と異り、自然に偉人の風格を備へて居た、

蜀中傳へ言フ、曹丕篡立シ、帝已ニ遇フト害ニ、於テ是ニ漢中王發シ喪ヲ制シ服ヲ、諡シテ曰フ孝愍皇帝ト、夏四月、卽ク帝位ニ於武擔之南ニ、大赦シ、改ム元ヲ章武ト、

【字解】　漢中王、劉備を指す、劉備は初め蜀から漢中を取り、自立して漢中王と爲つた、武擔、山の名、成都の西北に在る、

【解釋】　蜀中の人人が相傳へて曰ふのに、魏の曹丕は漢の帝位を奪つて自ら天子と爲り、漢帝は已に害に遇ふて殺されたと、是に於て漢中王の劉備は、漢の天子の爲めに喪を國中に布告し、且つ自ら喪服を制して之を著用し、又遙かに漢帝を諡して孝愍皇帝と曰ふた、かくてその歲の夏四月に自ら皇帝の位に武擔山の南に於て卽き、天下に大赦して大小の囚徒を赦し、元を武章と改めた、これは劉備は漢室の後裔であつたからである、

以テ諸葛亮ヲ爲シ丞相ト、許靖ヲ爲ス司徒ト、

【解釋】　帝は諸葛亮字は孔明を以て丞相と爲し、許靖を以て司徒と爲した、

立テ宗廟ヲ、祫ニ祭ス高皇帝以下ヲ、

【字解】　祫祭、各廟の主が、皆升つて太祖に合食することで、卽ち各廟の主を一廟に合せて祭ることである、續漢書に、三年一祫合、以テ冬十月五穀成ルヲ、故骨肉合シ、飲ニ食スル於太祖ニ也とある、

【解釋】　帝は又新たに先祖代代の爲めに一の廟を設け、西漢の太祖皇帝以下歷代の天子を合祭した、これは祖宗の鴻業を承繼して天下を統一することを明にする爲めである、

立テ夫人吳氏ヲ爲シ皇后ト、子禪ヲ爲ス皇太子ト、

【解釋】　帝は又夫人吳氏を立てゝ皇后と爲し、子の禪を立てゝ皇太子と爲した、

魏主丕、姓曹氏、沛國譙ノ人也、父操爲ル魏王ト、丕嗣グ位ヲ、首メテ立テ九品官人之法ヲ、州

くといふ義、陳壽之舊、陳壽は西晉の人で、三國志を撰した、而して此の書には魏を以て正統の帝と爲し、漢と吳を附記してある、舊とは舊例で、卽ち魏を帝と爲し、漢吳を附記したことを指す、剡、明の劉剡のこと、朱子の綱目、宋の朱熹が書いた資治通鑑綱目といふ本のこと、義例、朱子の綱目には、漢の照烈皇帝を以て東漢獻帝の後を承け、正統を紹いだ天子としてある、而してこれは春秋の義に取り、正論を天下後世に示したのであるから、之を義例といふたのである、少微通鑑、本の名、別に通鑑節要といふ、この本は宋の江贄が、撰したのである、江贄は學德勝れた人で、三たび殊禮を以て聘せられたけれども、遂に應じなかつた人である、而して當時たま／＼少微星といふ瑞星が見はれたから、帝は之は江贄の德が天に感じたのであるとなし、贄に少微先生の號を賜ふた、而して此の人が通鑑節要を著はしたから、その賜號に因んで別に其の本を少微通鑑と稱したのである、

【解釋】 劉剡が按ずるのに、曾先之が曰ふのに、天下が分裂して、一統せぬ時代のことを編纂する場合に於ては、本來各、別々に、卽ち一國一國に編纂すべき筈である、然し一國／＼に編纂すると、又始めて歷史を學ぶ所の人が、その時代の先後に於て、或は迷ひはすまいかを恐れるのである、故に余は（曾先之）今此の迷を避ける爲めに、但一國の本源末流が相接續する國を以て提頭と爲し、而して同時代の國を、その間に附記することにしたのであると、さて曾先之は、此の旨趣によりその選した十八史略に於ても、嘗て陳壽が定めた舊例に從ひ、魏を以て正統の帝と爲し、漢と吳を以て、其間に附記したのである、然し余が（剡）思ふには、これでは、逆賊亂臣の曹魏を以て天子と爲し、劉氏の眞の後裔たる蜀漢を以て、僭越と爲したものであつて、實に大義名分を誤つて居ると思ふ、故に余は（剡）既に宋の朱子が作つた通鑑綱目の義例に從ひ、蜀漢を以て帝と爲し、又宋の江贄が、選した少微通鑑をも改正し、蜀を以て正統としたことである、而して今復た此の曾氏が選した十八史略を改正し、蜀漢を以て東漢の皇統を繼ぐやうにしたのであると、以上は劉剡の說である、これに據つて見ると、今本の十八史略に於て、蜀漢を以て帝としてあるのは、これは劉剡が改めたのである、

○昭烈皇帝、諱備、字玄德、漢景帝子中山靖王勝之後、有二大志一、少二言語一、喜怒不ㇾ形、身長七尺五寸、垂ㇾ手下ㇾ膝、顧自見二其耳一、

【字解】 諱、イミナと訓む、凡そ死者には諱と曰ひ、生者には名といふ、左傳桓公六年傳に、周人以ㇾ諱事ㇾ神とある、疏に自ㇾ殷以往、未ㇾ有二諱法一、諱法始二於周一とある、不形、現はし見せないこと、

て帝と爲つて然るべしであると、依て丕はその言に從ひ、遂に漢帝に迫つて帝位を讓らせ、帝を以て山陽縣に封じ、山陽侯と稱した、さて帝は在位中改元する者三、初平、興平、建安と曰ふた、而して卽位の元年から二十五年に至る迄は、皆曹操が政を恣にした時である、又卽位から禪位までは三十一年間で、禪位の後又十四年にして崩じた、漢は高祖の元年に高祖が王と爲り、同五年に帝と爲つてから、この獻帝に至るまで、すべて二十四世、四百二十六年にして滅んだのである、

○三國

三國とは漢魏吳の三國である、この三國は天下を三分して各〻その一方に割據し、以てその領土を統治したのである、而して漢は一に蜀若くは蜀漢と號し、蜀の成都に都し、劉備を以て始祖と爲し、凡そ二世四十三年で滅んだ、魏は曹丕を以て祖とし、初め鄴に都し、後洛陽に遷り、凡そ五世四十六年で滅び、吳は孫權を以て祖とし都を建業に定め、後武昌に徙り、凡そ四世五十二年で滅んだのである、而して當時この漢魏吳は、恰かも鼎足の有樣を爲して居たから、史家は之を三國の世と稱したのである、

漢、附魏吳二僭國、

蜀漢の劉備は漢の景帝の後裔であるから、帝號を稱して天下に號令しても、それは決して僭越の行で無いのである、然し魏の曹丕や吳の孫權は、漢の帝室に何等の關係が無いのであるから、これ等の人が帝號を稱したのは、これは僭越である、故に玆に特に漢と題したのは、漢は東漢の統を繼ぐ正統の天子であるから、之を提頭としたのである、又附二魏吳二僭國一と書いた、この魏吳二國は僭越の國であるが、漢と同時代であつたから、之を附記したのである、而してこの意味の詳細は次の劉剡の按曾氏云云の文によつて明である、

按曾氏云、天下非二一統一者、本可二各自一國編集一、又恐三初學讀者、迷二其時代之先後一、今但以二一國源流相接者一爲二提頭一、而附二同時之國於其間一、而曾氏仍二陳壽之舊一、以レ魏稱レ帝、而附二漢吳一、剡既遵二朱子綱目義例一、而改二正少微通鑑一矣、今復正二此書一、以レ漢接レ統云、

【字解】按、明の劉剡が按じたのである、編集、編輯に同じ、源流、本源と末流、提頭、提は擧也、頭は首也、故に提頭とは首に擧げて書

くすれば羽の精鋭は自ら挫けるのであると、これは孫權に向つて、君を江南の地に封ずるから、その代りに我に味方し、關羽を尾撃してくれまいかと、交渉して見よといふ意である、そこで曹操は司馬懿の意見に從つて之を實行した、是より先き、魯肅は孫權に勸めるのに、よく關羽を遇し、以て曹操を制することを以てしたが、この時魯肅は既に死し、呂蒙が之に代つてその事務を執つて居た、而して蒙は頗る魯肅と意見を異にし、魯肅の政策を棄て、權に勸めて關羽を圖り撃たんことを以てした、かくて曹操が軍が、樊城の急を救ふに當り、孫權の將の陸遜は、之に應じて關羽の後を撃つたから、羽は前後に敵を受け、玆に進退に窮し、周章狼狽して走り還らんとした、而して權が軍は之を要撃し、遂に羽を生擒して之を斬つた、是に於て權は荊州を定め、多年の宿望を果した、

初曹操自兗州牧、入爲丞相、領冀州牧、封魏公、作銅雀臺於鄴、已而進爵爲王、用天子車服、出入警蹕、以子丕爲王太子、操卒、丕立、自爲丞相冀州牧、魏群臣言、魏當代漢、丕遂迫帝禪位、以帝無山陽公、帝在位改元者三、曰初平、興平、建安、元年至二十五年、則皆曹操爲政時也、共三十一年、禪位又十四年而卒、漢自高祖元年爲王、五年爲帝、至是二十四世、四百二十六年、

【字解】 銅雀臺、銅で雀を鑄、それを樓臺の頂に置いたから、これに因で、其樓を銅雀臺と名づけたのである、鄴、縣の名、今の河南省彰德府、警蹕、通行人を遮斷して道を淸めること、警は戒、蹕は止也、天子の出入には、衞士行人を警蹕す、漢官儀に、皇帝輦左右、侍帷幄者稱警、出殿則傳蹕とある、禪位、禪はユヅルと訓む、讓也、位は皇帝の位也、山陽公、山陽縣に封じたこと、山陽縣は今の河南省懷慶府修武縣治、

【解釋】 是より先き、曹操は兗州の牧から入つて丞相と爲り、兼ねて冀州の牧を管領し、更らに魏公に封ぜられた、當時操は既に銅雀臺を鄴に建造して王者の居に擬した、それから爵を進められて王と爲り、天子の制と同一なる冠服車馬を用ゐる、又出づる時は警を傳へ、入る時は蹕を稱した、又子の丕を以て王太子と爲し、殆んど天子の位を僭した、かくて曹操が死んだから、丕は代つて立ち、自ら丞相兼冀州の牧と爲つた、この時魏の群臣は丕に謂ふて曰ふのに、魏は當さに漢に代つ

屬、生レ子、或欠二二足一、欲レ行則必兩狽相附而後動、如失二其一一、則其一不レ能レ行、故謂二猝遽失レ措、曰二狼狽一、一說狽前二足短、駕レ狼而行、失レ狼則不レ能レ動也、未レ詳二孰是一とある、今此の說を意譯すると、狽は狼の種屬であつて、子を產むと、偶には足が二本無い子が生れることがある、而して此の子が步行せんとするときは、必ず二匹の狼が互に相引き附いて後に始めて、動くことが出來るので、若しその一匹を失つた場合には、他の一匹は行くことが出來ないのである、故に人があわてふためいてその居措を失ふことを狼狽といふのであると、又一說には、狽は前方の二足が短いから、步く時は狼の背に乘つて行くのである、故にこの狼を失ふと動くことが出來ない、是を以て人があわて驚くことに喩へたのであると、而して此の二說は何れが正しきかはよく分らないといふ意である、要するにその出典は兎に角としてあわてさわぐことを狼狽といふのである、

【解釋】　劉備は初め龐統を用ゐて耒陽縣の令と爲したが、一向に治績が擧らなかつた、そこで魯肅といふ者が手紙を備に送つて曰ふのに、彼の龐士元の才能は百里の小地方を治める縣令などには適して居ないのである、彼は治中別駕の官と爲し、幕下に置いてその機務に參與させると、始めてその天賦の大才を發揮することが出來るのである、彼を耒陽縣の令と爲したのは、是れ適材を適所に置ぬものであるから、その功績の擧らぬのは尤であると、そこで劉備は大に之を然りと爲し、卽日統を用ゐて治中別駕の官と爲し之を信任した、かくて龐統は、備に勸めて益州を取ることを以てしたから、備は之に從ひ、乃ち關羽を留めて荊州を守らせ、自ら將として流れに遡り、巴郡から蜀郡に攻め入り、劉璋を襲ふて成都に入り、自ら益州の牧と爲つて之を管領した、この時孫權は諸葛瑾といふ者をして劉備の許にやり、荊州を返還されんことを請求した、しかも備は之を承諾せず、斷然拒絕し遂に孫權と爭ひ戰ふた、その後備は孫權と和を講じ、荊州を兩分して各その半を領有することにした、かくて劉備は蜀郡から進んで漢中郡を取り、自立して漢中王と爲り、成都に都した、時に漢中郡の將關羽は劉備の爲めに、江陵縣から出て、曹操が守つて居る樊城を攻め、進んで襄陽郡を取り、その勢破竹の如くであつたから、許州から以南の地の豪傑は往往遙に關羽に應じた、是に於て關羽の威名は赫赫として全中國に輝き、諸豪をして懼然として恐れしめた、彼の曹操の如き姦雄も遂に許都を遷して、以て羽の銳鋒を避けんかと評議するに至つた位である、以て如何に羽の勢力が盛んであつたかは、想像することが出來るのである、この時曹操の部將で姓は司馬名は懿といふ者が曰ふのに、彼の劉備と孫權とは、外面は相親んで居る樣であるが、その內心は互に馬鹿にし合ふて居るのである、故に劉備の味方なる關羽が志を得ることは、孫權の爲めには利益で無いから、權は決して之を欲しないのである、されば今人を權の許にやり、之に啗はしむるに海南に封ずることを以てし、羽の背後を尾擊することを勸める方がよろしい、か

その後魯肅は呂蒙と議論したが、蒙の學問識見の高きに驚き、蒙に謂つて曰ふのに、君は復昔の呉下の阿蒙で無く、天下の偉人であると嘆じた、蒙が曰ふのに、凡そ士たるものは、別れて後三日を經ば、當に刮目して之を待つて居るべき筈である、何となれば必ず發展して舊觀を改むるからである、故に余の今日あるは、敢て怪むに足らぬのであると、大氣焰を吐いた、

劉備初用龐統、爲耒陽令、不治、魯肅遺備書曰、士元非百里才、使爲治中別駕、乃得展其驥足耳、備用之、勸取益州、備留關羽、守荊州、引兵泝流、自巴入蜀、襲劉璋、入成都、備既得益州、孫權使人從備求荊州、備不肯還、遂爭之、已而分荊州、備自蜀取漢中、自立爲漢中王、漢中將關羽、自江陵出、攻樊城、取襄陽、自許以南、往往遙應羽、威震華夏、曹操至議徙許都以避其鋒、司馬懿曰、備權外親內疎、關羽得志、權必不願也、可遣人勸權躡其後、許割江南、以封權、操從之、時魯肅已死、呂蒙代之、亦勸權圖羽、操師救樊、權將陸遜、又襲羽後、羽狼狽走還、權軍獲羽斬之、遂定荊州、

【字解】 耒陽、縣の名、今の湖南省衡州府耒陽縣治、士元、龐統の字、百里才、百里は縣の地、百里才とは縣令の如き小器で無いといふ意、治中別駕、官の名、漢の制に、治中の官は刺史に從つて郡内を巡り、別に一乘の傳車に乘ず、故に別駕といふとある、展驥足、展はノブと訓む、伸也、驥は一日に千里を行く駿馬、これは人の材力に喩へたので、驥足を展ばすとは、その材能を充分に見はすことである、泝、サカノボルと訓む、遡也、下流より上流に向つて上ること、使人、舊註に、諸葛瑾とある、この人は孔明の兄である、江陵、縣の名、今の湖北省荊州府江陵縣治、樊城、今の湖北省襄陽府襄陽縣の東に在る地、襄陽、今の湖北省襄陽府襄陽縣治、華夏、支那人は自らその國を稱して中夏又は中華と曰ひ、以て夷狄と別てり、華は文華盛んなる義、夏は大の意、故に華夏とは文明の中國は文華粲然たる大國であると自慢して名づけたのである、躡其後、躡はフムと訓む、後より襲ひ撃つこと、狼狽、事件が突發して、うろたへさわぐことで、俗に食沫といふ、舊註に、狼

十艘の船に火を放つたから、火は焰々として燃え上り、且つ風も猛烈であつたから、船は矢の如く走り、火は見る〳〵敵船に延燒し、盡く之を燒き、煙焰は高く天に漲り、人馬の溺死する者燒死する者甚だ多かつた、此の機に乘じ、周瑜自ら輕銳を率ゐてその後に繼ぎ、鼓聲雷の如く、盛に突擊した、北軍は大に壞れ、流石の曹操も遂に敗走した、その後操は屢ゝ兵を以て權を攻めたが、いつも擊退されて、目的を達することが出來なかつた、そこで操は嘆息して曰ふに、子を生むならばまさに孫權の如き英雄を生みたいものである、彼の劉表が子琮の如き徒は、豚犬に類せる馬鹿息子であると、これは有名なる赤壁の戰である、

劉備徇荊州江南諸郡、周瑜上疏於權曰、備有梟雄之姿、而有關羽張飛熊虎之將、聚此三人在疆場、恐蛟龍得雲雨、終非池中物也、宜徙備置吳、權不從、瑜方議圖北方、會病卒、魯肅代領其兵、肅勸權以荊州借劉備、權從之、權將呂蒙、初不學、權勸蒙讀書、魯肅後與蒙論議、大驚曰、卿非復吳下阿蒙、蒙曰、士別三日、卽當刮目相待、

【字解】狥、兵を以て攻略すること、上疏、上書に同じ、梟雄之姿、姿は資なり、天資勇武にして姦智あること、疆場、邊境、蛟龍、龍の屬にして角なきもの、劉備に比す、阿蒙、阿は親狎の稱、蒙は呂蒙、吳下、吳國、刮目、目を拭ふに同じ、

【解釋】劉備は兵を以て荊州及び江南の諸郡を攻略した、周瑜は之を忌み、孫權に上書して曰ふのに、彼の劉備は、天資梟雄で、且つ臣下に關羽張飛の如き熊や虎に比すべき猛將がある、而して今君は、此の三人を聚めて邊境に在らせて居る、臣の愚考に彼の蛟龍は、雲雨を得ると、直ちに上天して終に池中の物にあらざるが如く、劉備も亦一朝時運を得て奮起せば遂に制することが出來なくなると思ふ、故に今の內に、之を近き吳に徙し、以て之を監視するがよいと、然し權は此の說には從はなかつた、其後周瑜は北の中原を攻擊する計謀を凝らしたが、不幸にして病を得て死んだ、依て魯肅といふ者が、代つてその軍兵を統領した、此の魯肅は曾て孫權に勸め、荊州を以て劉備に貸し、共に同盟して曹操を防がんことを以てした、權は之に從つた、さて孫權の將に呂蒙といふ者があつたが、初め學問しなかつたから、權は之に書を讀むことを勸めた、

犬耳、

【字解】治、統御監督する、會獵、これは言を獵に託したので會戰の意、斫、斬、奏案、表奏の書を陳べる机、逆、迎に同じ、迎撃、蒙衝、狹くして長い船、帷幔、共に幕、走舸、飛ぶが如く走ることの早い船、此の船には勇氣絶倫の兵を載す、靈鼓、激しく大鼓を叩くこと、輕鋭、擧動敏捷して勇猛なる兵、仲謀、孫權の字、

【解釋】曹操は劉表を撃つた、此の時劉表は病死し、その子劉琮が代つて軍を指揮したが、何等の抵抗もせず、荊州の地全部を擧げて操に降服した、當時劉備は劉表の許に寄寓して居たが、琮が曹操に降つた爲めに、逃げて江陵府に走つた、操は之を追撃した、備は更らに夏口に走つた、操は益〻軍を江陵に進め、遂に江に沿うて東に下り、あく迄備を攻めた、此に於て諸葛亮は備に向ひ、救を孫將軍に求めたいと請うた、備は之を然りとした、依て亮は自ら使者と爲つて孫權の軍に至り、權に見えて備さに利害を說き、劉備を救援せられんことを賴んだ、權は大に喜び之を快諾した、たま〳〵曹操は書を孫權に送つて曰ふに、我は今水軍八十萬の兵を統率して居るから、之を以て將軍と吳に會戰し、一擧に雌雄を決せんと欲すと、權は之を群臣に示した、群臣皆大に驚き、一人として色を失はない者は無かつた、而して張昭の如きは尤も軟論を唱へ、操の軍を歡迎すべきことを主張した、魯肅は獨り之を不可とし、且つ權に勸め、謀臣周瑜を召して策を圖らせた、權之を許し瑜を召した、瑜は權の軍門に至つて曰ふのに、臣に數萬の兵を與へられたならば、臣は直に夏口に行き、將軍の爲めに曹操を破ることを保證すると、權之を聞いて斷乎として決意し、刀を拔いて前に在りたる奏案を斬つて曰ふのには、諸〻の將吏にして、苟も敢て曹操を迎へように曰ふ者は、此の几案の如く、一刀兩斷の刑に處すると宣し、周瑜に三萬人を與へた、そこで瑜は之を督し、劉備と力を併せて曹操を迎へ撃ち、進んで赤壁に於て大會戰を試みた、此の時瑜の一部將に黃蓋といふ者あり、周瑜に謂つて曰ふに、臣今操が軍を見るに、その船艦は首尾相連り、進退の自由を缺いて居る、故に火攻の計を取つたならば、一擧に燒き盡し、之を敗走させることが出來ると、瑜は之を是とした、そこで蓋は蒙衝と戰艦と併せて十艘を連結し、それに乾いた荻と枯れた薪とを積み、且つ油を注いで燃え易くし、又各船とも幕を以をその上部を包み、且つ旗を其上に建てた、又豫め走舸を備へてその最尾に繋ぎ、攻撃の準備を整へた、そこで先づ書を曹操に送り詐つて降服すると申し込んだ、此の時東南の風激しく起り、攻撃には絶好の日であつた、蓋は彼の荻薪を裝置してある十艘を以て最も前に著け、江の中程に至つて帆を擧げ、他の諸船は次第〳〵に進んだ、操が軍之を見て皆指示し、黃蓋が降服すると曰うて狂喜した、かくて蓋は敵に充分の油斷を與へ、敵船を去ること二里の近距離に進んだ時、一時に彼の

を迎へるであらうと、劉備が曰ふに、君の策は誠に我が意を得て居ると、かくて劉備は亮と意氣投合し、交情は日に〳〵親密になつた、そして曰ふのに、余の孔明あるは、猶魚の水あるが如く、離るゝことが出來ないのであると、さて龐士元は名を統と曰ひ、龐德公が甥である、而して此の德公は固より名望があり、鄕黨を壓するの偉人であつたから、亮は之を景慕し、獨り牀下に拜して之を尊敬した、獨拜するとは主人が答禮せぬからである、

曹操擊劉表、表卒、子琮擧荊州降操、劉備奔江陵、操追之、備走夏口、操進軍江陵、遂東下、亮謂備曰、請求救於孫將軍、亮見權說之、權大悅、操遺權書曰、今治水軍八十萬衆、與將軍會獵於吳、權以示群下、莫不失色、張昭請迎之、魯肅以爲不可、勸權召周瑜、瑜至、曰請得數萬精兵、進往夏口、保爲將軍破之、權拔刀斫前奏案曰、諸將吏敢言迎操者、與此案同、遂以瑜督三萬人、與備並力逆操、進遇於赤壁、瑜部將黃蓋曰、操軍方連船艦、首尾相接、可燒而走也、乃取蒙衝鬪艦十艘、載燥荻枯柴、灌油其中、裹帷幔、上建旌旗、豫備走舸、繫於其尾、先以書遺操、詐爲欲降、時東南風急、蓋以十艘最著前、中江擧帆、餘船以次俱進、操軍皆指言、蓋降、去二里餘、同時發火、火烈風猛、船往如箭、燒盡北船、烟焰漲天、人馬溺燒、死者甚衆、瑜等率輕銳、雷鼓大進、北軍大壞、操走還、後屢加兵於權、不得志、操歎息曰、生子當如孫仲謀、向者劉景昇兒子豚

天下有變、荊州之軍向宛洛、益州之衆出秦川、孰不簞食壺漿以迎將軍乎、備曰、善、與亮情好日密、曰、孤之有孔明、猶魚之有水也、士元名統、龐德公從子也、德公素有重名、亮每至其家、獨拜床下、

【字解】訪、問ふ、伏龍、臥龍に同じ、未だ風雲を得ずして深淵に潜で居る龍、孔明に比す、鳳鶵、鳳凰の乳子、能く成長すれば善く群禽を服するに足る鳥、士元に比す、險塞、四方皆險阻を以て圍まれて居る、沃野、五穀がよく實る土地、天府之土、沃饒にして物産豐富なる天與の土地、秦川、川の名、簞食、簞は竹で造つた器、食は飯、壺漿、壺はツボ、漿は飲み物、孤、王侯自ら謙稱して孤と曰ふ、從子、兄弟姉妹の子、男を甥と云ひ、女を姪と云ふ、

【解釋】さて又瑯琊郡に、姓は諸葛、名は亮、字は孔明といふ英雄あり、郡下襄陽縣の隆中といふ所に寓居し、常に自ら昔の偉人管仲や樂毅を氣取り、超然として一世を睥睨して居た、或る日劉備は司馬徽に向ひ當代の名士は誰なりやと問うた、徽が曰ふに、凡そ時勢に對する務を知る者は、俊傑の士である、卽ち俊傑の士は時勢に對して執るべき策を知つて居るのである、而して此の附近に、自ら伏龍鳳鶵の如き偉人があるが、若し名君があつて之を用ゐたならば、彼等は震天動地の偉業を建てることは疑ひない、而してその人は諸葛孔明と龐士元であると、蓋し龍は九淵に潛むも、一旦風雲を得ば天に朝するの勢を有し、鳳鶵は成長すれば、群禽を壓する威力があるものであるから、共に時務を知る俊傑に喩へたのである、徐庶も亦劉備に謂つて曰ふに、諸葛孔明は臥龍であるから、起てば必ず世を驚かすの事業を爲すであらうと、そこで劉備は亮が草廬を訪問すること三度にして、漸く面會することが出來、遂に亮に天下統一の策を問うた、亮が曰ふに、今や彼の曹操は百萬の軍を擁し、天子を奉戴して諸侯に號令して居る、故に此の人を敵として戰爭するのは不得策である、又吳の孫權は江東に割據し、その國は險阻で要害よく、その人民はよく心服して居り、誠に堂堂たる豪傑であるから、此の人は互に味方として決して之が侵略を企圖してはならぬ、又荊州は軍を動かすに適當な國であり、益州は天險を以て四方を取り圍まれ、且つ沃野は千里に連り、實に天府の地である、故に將軍は先づ此の荊益二州を併有し、その嶮險を保ち、こゝを根據地とする方が善い、而して若し天下に戰爭が起つたならば、荊州の軍を宛縣洛縣に向け、益州の兵は秦川に出で、次で天下に號令したならば、天下の人民は、誰か簞食壺漿の用意をして、將軍を歡迎せぬ者があらうか、皆喜んで將軍

らぬのであると、これは曹操は常に劉備を恐れて居たから、今ことさらにかくいふて、その氣を試みたのである、是に於て劉備は曹操が己れを圖らんことを恐れ、胸中頗る安からず思つた、而して時恰かも曹操と會食中であつたから、思はず手に持つて居た匕筋を落した、然し又その落した時、丁度迅雷響き風烈凄まじかつたから、備は之を利用し僞つて曰ふのに、昔し聖人孔夫子は、迅雷風烈には、必ず容を變じて恐れたといふことであるが、これは如何にも理由のあることで、今私もこの迅雷風烈で、思はず威儀を失ひ匕筋を落したことであると、かくいふてことさらに僞つて怯惰の狀を示し、以てその場をごまかした、かくて劉備は董承等と謀を通じ、操を誅するの機會が到來するのを待つて居たが、たまたま操は備を遣して、袁術を迎へ撃たせたから、備はこの時を以て遂に事を擧げ、徐州に行つて兵を起し、曹操を討じた、是に於て曹操は大に怒り、自ら將として備を擊ち、之を破つた、依て備は先づ冀州に奔り、その兵を領して汝南郡に至り、それから荊州に奔り、遂に劉表に歸した、或る時劉備は劉表と同席して居たが、急に坐を立つて便所に行つた、そして坐に還つてから、慨然として涙を流したから、表は之を不審に思ひ、その理由を尋ねた、備が曰ふのに、我れは常に馬に乘つて戰場を驅け廻り、嘗て鞍から離れたことが無かつたから、股の肉は悉く消脱したが、爾後屢〻失敗して今や公の食客と爲り、復た馬を飛ばして三軍を叱咤することが出來ない境遇に陷つた、而して今便所に行つて自ら股の裏に肉が生じたのを見た次第であるが、これを見るにつけても、日月の過ぎ行くことは水の流るゝが如く早く、從つて我身も漸く老境に至らんとするを覺へ、機會は旣に去つて功名事業は遂に建てることが出來なからうと思ふた、是の故に悲んだのであると、かく答へて胸中の鬱を漏らした、

琅琊諸葛亮、寓居襄陽隆中、每自比管仲樂毅、備訪士於司馬徽、徽曰、識時務者在俊傑、此間自有伏龍鳳鶵、諸葛孔明、龐士元也、徐庶亦謂備曰、諸葛孔明臥龍也、備三往乃得見亮、問策、亮曰、操擁百萬之衆、挾天子令諸侯、此誠不可與爭鋒、孫權據有江東、國險而民附、可與爲援、而不可圖、荊州用武之國也、益州險塞、沃野千里、天府之土、若跨有荊益、保其巖阻、

授といふ者が、諫めて曰ふのに、彼の曹操は天子を擁戴して天下に號令して居る、故に今兵を擧げて南の方許に向つて之を攻めるのは、これ天子に向つて弓を引くことになり、大義名分に違ひ亂臣賊子の汚名を蒙るであらう、これ私が公の爲めに氣遣ふ所であると、然るに紹は之を聽かず、遂に大擧して許に向つた、依て操は兵を出して紹と官渡で戰ひ、互に防戰に力めた、而して操は紹の不意を襲ふて其の輜重を破つたから紹が軍は大に敗れた、是に於て紹は始めて沮授の諫を用ゐなかつたことを耻ぢ、且つ敗戰を憤り、遂に血を吐いて悶死した、

車騎將軍董承、稱受密詔、與劉備誅曹操、操一日從容謂備曰、今天下英雄、唯使君與操耳、備方食失匕筯、値雷震、詭曰、聖人云、迅雷風烈必變、良有以也、備既被遣邀袁術、因之徐州、起兵討操、操擊之、備先奔冀州、領兵至汝南、自汝南奔荊州、歸劉表、嘗於表坐、起至廁、還慨然流涕、表怪問之、備曰、常時身不離鞍、髀肉皆消、今不復騎、髀裏肉生、日月如流、老將至、功業不建、是以悲耳、

【字解】 使君、州牧の稱で、猶ほ足下といふが如く同輩相敬するの稱、方食、丁度食事の時といふ意、匕筯、匕は匙と同じく、さじ、筯は箸と同じくはし、則ち食器のこと、値、アフと訓む、遇也、詭、イツハルと訓む、僞也、聖人云迅雷風烈必變、迅雷風烈必變の句は、論語鄕黨篇にある詞で、これは孔子の容を記したので、孔子の言では無い、然るに今こゝには聖人云と書いて、之を孔子の言としたのは誤りである、孔子は雷鳴烈しく、風強きときは、必ず容色を變へて憂へたといふことで、その憂へたのは農作物を害し、人畜を損ふことを憂へたので、迅雷風烈そのものを懼れたのでは無いのである、然し今劉備が之を引いたのは孔子が迅雷風烈を懼れたとして、自分の態度をごまかしたのである、良有以也、良はマコトと訓む、誠也、以はユヱと訓む、故なり、理由の意、起至廁、起は立也、廁は便所也、涕、ナミダと訓む、涙也、髀肉、髀は股也、

【解釋】 車騎將軍の董承は、帝から祕密の詔を受けたと稱し、劉備と同盟して曹操を誅せんことを謀り企てた、而して曹操は劉備にかゝる計畫があるとも知らず、寄寓を許して居た、而して一日從容として、劉備に謂ふて曰ふのに、方今天下の英雄は只足下と操とのみで、彼の袁紹の徒は數ふるに足

孫策既定江東、欲襲許、未發、故所殺吳郡守、許貢之奴、因其出獵、伏而射之、創甚、呼弟權、代領其衆曰、舉江東之衆、決機於兩陳之間、與天下爭衡、卿不如我、任賢使能、各盡其心、以保江東、我不如卿、卒、年二十六、

【字解】吳郡、今の江蘇省蘇州府吳縣治、創、キヅと訓む、瘡也、決機、爭鬪して勝敗の機を決すること、兩陳、敵と味方の陣、蓋し戰爭は彼此相對して戰ふものである、故に兩陣といふ、爭衡、衡は物の輕重をはかる秤である、戰爭として何れが强、何れが弱を爭ふは、恰かも秤を以て物の輕重をはかるが樣である、故に爭衡とは强弱を爭ふこと、不如卿、卿は汝の意、お前に及ばぬといふ意、

【解釋】孫策は既に江東を平定したから、更らに曹操が據る所の許を襲擊せんとしたが、未だ兵を發しない內に、嘗て殺した所の吳郡の太守許貢が家奴の爲めに、出獵の際射られた、卽ち策は嘗て吳郡の太守を殺した爲めに、その家奴から復讎されたのである、而して策はその創が重くして、再び起つことが出來ないことを知つたから、弟の權を枕頭に呼で自分に代つて江東の衆を總領せしめ、且つ遺言して曰ふのに、江東の衆を擧げて勝敗の機を敵味方の間に決し、天下の群雄と强弱を爭ふことは、汝は我に及ばぬ、然し賢者に任じ、能者を使ひそれをして各その心を盡さしめ、以て江東を保持することは、我は汝に及ばない、故に汝は益〻努力して我が兵威を發揮せよと、かくいひ終つて死んだ、時に年二十六であつた、

袁紹、據冀州、簡精兵十萬騎一萬、欲攻許、沮授諫曰、曹操奉天子、以令天下、今舉兵南向、於義則違、竊爲公懼之、紹不聽、操與紹相拒於官渡、襲破紹輜重、紹軍大潰、慚憤歐血死、

【字解】簡、エラブと訓む、擇也、南向、袁紹の居る冀州から、曹操の居る許州は南方に當つて居る、故に操を攻むることを南向といふ、向は兵を向けて攻めること、官渡、地名、今の河南省懷慶府陽武縣の東南にある、拒、フセグと訓む、防也、潰、散也、亂也、全軍の大敗をいふ、慚憤、慚は耻ぢることで、卽ち沮授が諫を用ゐなかつたことを耻ぢたのである、憤は戰爭に負けたことを憤ふつたのである、

【解釋】袁紹は冀州に據り、精銳の步兵十萬人、騎兵一萬人を選拔して曹操の居る許州を攻めんとした、時に姓は沮名は

である、然らば象魏の闕とは如何なるものであるかといふに、之は周禮にある、周禮の天官太宰に、正月之吉、乃縣治象之法于象魏、使萬民觀治象、とある、又同じ周禮の大司徒に、正月之吉、始和布敎于邦國都鄙、乃縣治象之法于象魏、使萬民觀敎象、とある、其註に象魏闕也、治象所以重治法新王事也、とある、又敎象の註に、司徒以布五敎、至正歲、又書敎法縣焉とある、又蘇珦が、懸法象魏賦に、或以理象爲理人之規、或以敎象爲敎人之術とある、この闕とは樓門のことで、中央が闕て道と爲つて居るものであつて、これを、この樓門に書き付け、人民をしてこの樓門を通る時に、仰いで之を見せしめ以て國家を治むるの一助としたのである、故に象魏とは門の名で、象魏の闕とは象魏門といふことである、韻會にこの義を詳說して、爲二臺于門外、作樓觀於上、上圓下方、以其懸法謂之象魏、象治象也、魏者言其狀魏魏然高大也、使民觀之、故爲之觀とある、卽ち象魏とは、治象若くは敎象の象と、魏魏然として高大なる魏の字を取つて名づけたのである、而して此の門とは前に述べた通り、人民の爲めに法規若くは訓諭を高く書いてあつて、人民はこゝを通行する每に、仰いで之を見るのであるから、卽ちこの門は路に當つて高いのである、換言すれば高く道路の上に當つて居るのである、又當時曹操は魏公に封ぜられ爵を進めて王と爲つたが、その子曹丕は遂に漢の帝位を簒ひ國を魏と號した、故に象魏門の魏は、魏公の魏で、卽ち曹氏に當るのである、註に魏當代漢と說いたのはこの理由である、要するにこの讖言は、漢に代る者は、路に當つて高い者である、路に當つて高い者は象魏門である、而して象魏門の魏は、魏公の魏と同じである、故に漢に代る者は魏公であるといふ意である、名字應之、名と字とがこの讖言に相當つて居るといふ意、卽ち、袁術は字を公路といふたから、讖言の路に應じて居る、又その名の術は、說文に術邑中道也、从行朮聲とあり、又史記袁盎鼂錯傳の索隱に、或人云、術道路也とあり、又漢書の刑法志に、園囿術路とある註に、如淳云、術大道也とある、故に術の字も亦讖言の路に應じて居るのである、これ袁術が讖言を以て己れが兆とした所以である、還、壽春郡に歸つたこと。

【解釋】　袁術は始め南陽郡に據り、その後壽春郡に據りて攻戰に從事した、此の時一の圖讖を得たがその文に、漢に代る者は塗に當つて高いとあつた、因て袁術が思ふのに、我が名は術で字は公路である、而して路は塗で術も亦道中の道であるから、この讖は正しく我れに當つて居る、卽ち我が名字は共に此の讖文に當つて居るから、これは我れが天下を掌握する前兆であると、かく曲解して大に得意となり、遂に自ら帝と稱し、淫亂奢侈甚だしく、金銀財寶を湯水の如く費つたから、幾何も無くして資產が空虛と爲り、自立することも六ケ敷なつた、そこで窮迫の餘り從兄の袁紹が許に奔り、之に寄らんとした、この時曹操は劉備をして之を迎へ擊たしめたから、術は敗走して壽春に歸り、悲憤の極道に血を吐いて死んだ、

から出奔して袁術が營に來り、後去つて袁紹に歸したが、更らに又袁紹を辭し去つた、兎角する內に曹操に攻められたから、遂に走つて劉備が軍に投じた、それから程なく劉備に反し、その不意を襲擊し、自ら下邳に割據した、是に於て劉備は敗戰し、走つて曹操が軍に投じたから、曹操は備を遣はして沛郡に駐屯せしめた、その時呂布は陳登を使者として曹操が許に遣り、操に見へて徐州の牧たらんことを求めさせたが、操は之を許さなかつた、依て陳登は還つて呂布に謂ふて曰ふのに、私は曹公に見へて說いて曰ふのに、呂將軍を養ふことは、喩へば虎を養ふと同じてあつて、充分肉食に飽かせねばならぬ、若し肉食に飽かせない時は、必ず人を噬むのであると、操公が曰ふのに、否否、呂將軍を養ふは、喩へば鷹を養ふと同じである、餓れば人に就いて用を爲すが、飽くと直ぐ揚り去るのであるから、之を養ふは無益であると、かくいふて遂に將軍の希望を容れなかつたと、これは陳登は若し呂布の請求を容れなければ、呂布はその敵となるばかりであるといふて曹操を威赫したのである、而して曹操は呂布の去就常なきを知つて居たから、斷乎として之を斥けたのである、かくて呂布は復た劉備を攻めたから、備は又敗走して、曹操が軍に歸した、依て曹操は劉備の爲めに呂布を擊ち、その本營なる下邳を突いた、この間呂布は屢、防戰したが皆敗れ、遂に困苦窮迫して操に降伏した、依て曹操は呂布を縛して曰ふのに、虎を縛するには急速にせねばならぬと、遂に之を縊り殺した、蓋し曹操が布を縛する時特に虎を縛するといふたのは、曩きに陳登が虎を以て呂布に比したから、之に眞似したので、幾分が嘲笑輕侮の意があるのである、かくて劉備は曹操に從つて許州に還つた、時恰かも建安三年であつた、

袁術初據南陽、已而據壽春、以讖言代漢者當塗高、自云、名字應之、遂稱帝、淫侈甚、既而貲實空虛、不能自立、欲奔袁紹、操遣劉備邀之、術走還、歐血死、

【字解】壽春、郡の名、今の安徽省鳳陽府壽州治、讖、圖讖なり、將來の興廢徵兆などを書いてある書、符讖に同じ、代漢者當塗高、塗は人馬の往來する所、卽ち道路なり、これは漢に代つて天下を取る者は、路に當つて高い者であるといふことである、而してこの路に當つて高い者といふことは、丁度謎の樣なものであるから、之を解いて判斷せねばならぬのである、舊註に箋蹄云、當塗而高、象魏闕也、言魏當代漢云云とあるは、この謎を正解したものである、この意は路に當つて高いといふことは、象魏の闕といふことであつて、之は魏の曹氏が必す漢に代つて帝と爲るといふことを示したものであるといふ意

程であつた、卽ち策は所謂泣き兒も止まる位に恐れられて居たのである、然し策は單に戰鬪に强いのみで、至る所人民の雞犬野菜などは一も掠奪しなかつたから、民は始めて大に安堵し、爭ふて牛酒を以つて之を勞つた、

初曹操自討卓時、戰于滎陽、還屯河內、尋領東郡太守、治東武陽、已而入兗州、據之自領刺史、遣使上書、以爲兗州牧、上還洛陽、操入朝、遷上於許、

【字解】治東武陽、東郡の屬邑、治は治所で役所を設けること、兗州、九州の一、今は山東省に屬す、許、州の名、今の河南省許州治、

【解釋】是より先き曹操は董卓を討ずる時から、卓と滎陽に戰ひ、還つて河內郡に屯し、尋ぎて東郡の太守の職を管領し、郡の屬邑東武陽に役所を置いてそこに居つた、その後又兗州に攻め入つて之に據り、自らその刺史の職を管領した、この操は使を漢に送つて上書し、始めて漢室に通じたから、帝は詔して操を兗州の牧と爲した、その後帝は長安から洛陽に還つたから、操も亦入朝して帝に謁したが、此の時の操の勢は强かつたから遂に帝を許州に遷し、自ら大將軍と爲つて兵馬の權を掌握して是れより政は曹氏に歸し、天子は單に虛器を擁するのみであつた、

操擊殺呂布、初布自關中、出奔袁術、又歸袁紹、已而又去、爲操所攻、走歸劉備、尋又襲備、據下邳、備走歸操、操遣備屯沛、布使陳登見操、求爲徐州牧、不得、登還謂布曰、登見曹公言、養將軍如養虎、當飽其肉、不飽則噬人、公曰、不然、譬如養鷹、饑則附人、飽則颺去、布復攻備、備走復歸操、操擊布至下邳、布屢戰皆敗、困迫降、操縛之曰、縛虎不得不急、卒縊殺之、備從操還許、

【字解】下邳、昔張良が黃石公と會した所、噬、カムと訓む、噬み食ふこと、颺、アガルと訓む、高く飛び揚ること、縊殺、麻繩で首を縛り、その繩の兩端を取り、之を締めつゝ殺すこと、

【解釋】曹操は呂布を擊つて之を殺した、初め呂布は關中

怒不形於色、河東關羽、涿郡張飛、與備相善、備起、二人從之、

【字解】涿郡、今の直隷省順天府涿州治、形、アラハスと訓む、現也、露也、河東、郡の名今の山西省蒲州府永濟縣治、

【解釋】涿郡の人劉備は、字を玄徳と曰ひ、その遠祖は西漢の景帝から出た、卽ち景帝の第六子で、中山國に封ぜられ、謚は靖王、名は勝の後胤である、その志氣は遠大にして言語少なく、決して無用の辭を吐かなかつた、又喜ぶ時も喜ばない樣に見せ、怒る時も怒らない樣に見せ、すべて心に思ひ考へて居ることは、決して外面に現はさなかつた、劉備は此の如く古今に稀なる性質の人であつた、此の頃河東郡の人に關羽、涿郡の人に張飛といふ者があつたが、此の二人は劉備と甚だ親しかつた、故に備が兵を起すに及び、共に之に從つて勇戰畫策した、

孫堅之子策、與弟權留富春、遷于舒、堅死、策年十七、往見袁術、得其父餘兵、策十餘歲時、已交結知名、舒人周瑜、與策同年、亦英達夙成、至是從策起、策東渡江轉鬪、所向無敢當其鋒者、百姓聞孫郎至、皆失魂魄、所至一無所犯、民皆大悅、

【字解】舒、縣の名、今の安徽省安慶府潛山縣治、孫郎、郞は男子の稱、策年少にして位號あるも、吳人皆之を孫郎と謂ふた、失魂魄、舊註に游氣爲魂、精爽爲魄とある、つまりたましひのことで、魂魄を失ふとは、驚怖して死せんとする意で、その驚怖の甚だしいのを形容したのである、

【解釋】孫堅の子策は、父堅が兵を起した時、弟の權と共に富春縣に留つて居つたが、その後舒縣に遷つた、而して父堅が荊州で戰死した時、年僅に十七歲であつたが、天資英傑であつたから、自ら往つて袁術に面會し、父の餘兵を貰ひ受けてその將と爲つた、是より先き、策は年十餘歲の時、已に當時の豪傑と交を結び、その名を知られて居た、故に袁術が、策にその父の餘兵を與へたのも、この事情があつたからである、又當時舒縣に周瑜といふ人があつた、この人は策と同年で、亦英達の氣象に富み夙にその名聲を響かし、策と肝膽相照して居たから、是に至つて策に從ふて屈起した、かくて策は東の方江水を渡つて處處に轉戰したが、向ふ所破竹の如く、誰れも敢てその鋭鋒に當り敵する者が無く、威風四隣を壓した、故に百性は孫郎が來ると聞くと、皆驚怖して魂魄を失ふ

擧兵犯闕殺王允、呂布走、

【字解】 膂力、膂は脊骨、膂力とは腕力體力共に强きこと、手戟、小さい戟、これは人を刺し殺すに便なる武器、擲、ナゲウツと訓む抛也、物を人に打ち付けること、北掖門、皇居の正門の旁の小門、墮、オツと訓む、落也、趣、スミヤカと訓む、速也、鴻、小障、即ち小さい土手のこと、一説に庫域又は營居とある、庫城とは小さい城で、營居とは壘壁のこと、何れにても通す、郿、邑の名、今の陝西省鳳翔府郿縣治、儲、兵糧のこと、丘山、大陵を丘といふ、暴、サラスと訓む、曝也、大炷、炷は燈炷で、油の中に入れて火を燈す燈心のこと、大炷とは大きい燈心、然之、然はヤクと訓む、燒也、犯闕、禁闕を攻むること、

【解釋】 司徒の官の王允等は、密かに謀を廻らして董卓を誅した、初め中郎將の呂布は、膂力の人に優れた勇者であつたから、董卓は常に之を信じ之を愛した、然るに或る日、呂布は少しく卓が機嫌を損したことがあつた爲めに、卓は大に怒り、直ちに手戟を以て呂布に抛け付けた、この時呂布は、手早く身をかはして之を避けた爲めに、僅かにその危難を免れることが出來た、是れから呂布は大に卓を怨み、之を仇敵と爲すに至つた、而して王允を訪ねて卓の無狀を話したから、允は布に卓を殺す謀を告げ、共に結んで內應することを約した、さて董卓は呂布等が、かゝる計謀を企たることを知らず、一日布を從へて參朝し、北掖門から入らんとした、この時豫ねて王允が伏せ置いた十餘人の勇士が、門下から躍り出で、俄に卓を刺したから、卓は車から墜落し、大に呂布を呼んで救を求めた、呂布は聲に應じて曰ふのに、今詔が有つて賊臣の汝を討つのであると、矛を持つて卓を刺し、速に之を斬つた、是より先き卓は小城を郿に築き、多く穀を積み入れて三十年間を支へる兵糧の用意を爲し、且つ金銀を始め、綺羅錦繡奇品珍玩等を、丘山の如く蓄へた、そして自ら揚言して曰ふのに、若し目的の事業が成就せば、天下に據りて四海を我が家とするのみであるが、萬一成就せぬ時は、この塲を守つて安樂に老を養ふのであると、しかもこの希望は一場の夢と化し、是に至つて呂布等の爲めに殺され、且つその屍を市に曝らされたのである、卓は素から肥滿して居て脂肪が多くあつたから、吏は大なる燈心を爲つてその臍の中に置き、每夕火を點じて之を燒いたが、その燈光夜明け迄達したことが、數日間續いたといふことである、これは卓の脂肪を以て油と爲し臍を以て油皿に代へたので、卓を惡む餘り、かゝる殘酷なことをしたのであるが、亦如何に卓の身體に脂肪があつたかを知ることが出來る、かくて卓の徒黨は大に怒り兵を擧げて宮闕に攻め入り、王允を殺したから、呂布は恐れて出奔し、袁術が軍に投じた、

涿郡劉備字玄德、其先出於景帝、中山靖王勝之後也、有大志、少語言、喜

因て按ずるに、四世とは袁安を一世と爲し、安の二子敞と京とを合せて一世と爲し、京の子湯を一世と爲し、湯の子逢を一世と爲す、故に合せて四世となる、及この安、敞、京、湯、逢の五人は、皆三公と爲つたから五公といふたので、これは五人の三公といふ意である、輻湊、聚合する意、輻は車の矢、湊は集なり、車の矢が轂に集まり向ふが如く、四方の人士が來歸すること、

【解釋】　孝獻皇帝は名を協と曰ひ、歳九歳にして董卓が爲めに擁立せられた、是より卓は功を恃んで奢侈放縱であつたから、關谷關以東の州郡では大に不平を抱き、皆兵を起して卓を討じ、袁紹を推し立て、同盟の宗主と爲した、此の間に於て卓は洛陽の宮殿廟舍を燒き、都を長安に遷し、將さに漢位を奪はんとした、是に於て富春縣の人で、出で、長沙郡の太守と爲つて居た孫堅といふ者は、兵を起して卓を討じ、南陽郡迄攻め入つた、而してその兵衆は數萬人であつたが、當時同じく兵を起した袁術と同盟して兵を合せた、この袁術は袁紹と祖先を同じくし、皆故の大尉の官をした袁安の玄孫である、さて又この袁氏は四世の間に五公を出し、その門地と富貴とは他の公家の及ぶ所で無かつた、之に加ふるに、袁紹は、身體壯健にして容貌魁偉、凜乎として威嚴があり、且つ好んで士を愛したから、天下の士は皆その門に輻湊し、爭ふて之れが用を爲さんことを樂んだ、又袁術も平素任俠の風骨があり、よく然諾を重じた人であつたから、是れ又天下の士の人望を博した、袁氏は此の如く衆望を擔ふて居たから、是に至つて皆兵を起して卓を討じたのである、かくて孫堅は擊つて董卓が兵を敗つたから、袁術は更らに孫堅を荊州に遣はし、その地を手に入れんことを圖らせた、しかも堅は武運つたなく、劉表が部將にして、黄祖が旗下の歩兵に射殺された、因に劉表は彼の八及の一人で、當時荊州の刺史であつたのである、

司徒王允等、密謀誅卓、中郎將呂布、膂力過人、卓信愛之、嘗小失卓意、卓手戟擲布、布避得免、允結布爲內應、卓入朝、伏勇士於北掖門刺之、卓墮車、大呼呂布、布曰、有詔討賊臣、應聲持矛刺卓、趣斬之、先是卓築塢于郿、積穀爲三十年儲、金銀綺錦奇玩積如丘山、自云、事成據天下、不成守此以老、至是暴屍於市、卓素肥、吏爲大炷、置臍中、然之、光達曙者數日、卓黨

【字解】 勒兵、兵を提げる意、無鬚誤死、凡そ宦者は鬚無きを例とす、故に宦者で無くとも、鬚の無い爲に、宦者と誤られて殺されたこと、死は殺の意、不可、承知せぬこと、

【解釋】 上が崩じた、在位二十二年で改元する者四、建寧、熹平、光和、中平、といふた、子の辨が立つて皇帝と爲り、同時に靈帝の皇后であつた何太后が朝に臨んで政を聽き、又太后の兄なる大將軍の何進が尙書の省事を總領した、此の時袁紹といふ者が、何進に宦官を誅戮せよと勸めたから、進は之を太后に申したが、太后は之を承知しなかつた、そこで袁紹等は自ら策を立て、四方の猛將勇士を召き、自ら之に將として京師に向ひ以て太后を威赫し、宦者を殺させんとした、又一方には將軍董卓が兵を召徵し、萬一の用意に備へた、然るに卓が未だ到らない前に、何進は宦者の爲めに殺された、是に於て袁紹は斷乎として事を擧げ、自ら兵を提げて諸の宦者を捕收し、幼者老者の別無く之を殺し、その數凡そ二千餘人に及び或は鬚の無い爲め宦者と誤認せられて殺された者もあつた、以て袁紹が如何に宦者を殺すに急であつたかが分るのである、かくて董卓も京師に到著し、帝辨に謁して變亂の由て起る所以を尋ねた、時に帝は年既に十四歲であつたが、言語應對が不明で、その言ふ所了解し難かつたから、卓は更らにその異母弟なる陳留王に問ふた、而して陳留王は、逐一詳細に說明して遺漏が無つたから、卓はその賢なることを知り、遂に辨を廢して陳留王を立てんとした、然し袁紹は之を贊成しなかつたから、卓は大に怒り劍を按して紹を叱した、そこで紹は出で、冀州に出奔した、是に於て卓は遂に辨を廢し、陳留王を立てた、これが孝獻皇帝である、

○孝獻皇帝、名協、九歲爲董卓所立、關東州郡起兵討卓、推袁紹爲盟主、卓燒洛陽宮廟、遷都長安、長沙太守富春孫堅、起兵討卓、至南陽、衆數萬、與袁術合兵、術與紹同祖、皆故大尉袁安之玄孫也、袁氏四世五公、富貴異於佗公族、紹壯健有威容、愛士、士輻湊、術亦俠氣、至是皆起、堅擊敗卓兵、術遣堅圖荊州、爲劉表將黃祖步兵所射死、

【字解】 長沙、郡の名、今の湖南省長沙縣治、富春、縣の名、今の浙江省杭州府富陽縣治、四世五公、後漢書袁術の傳に、吾家四世公輔とある註に、袁安爲司空、子敞及京、京子湯、湯子逢、並爲司空とある、

改めて、かはる〳〵之を評した、卽ち前月不肖の目に入れて評した者も、その人進歩すれば極めて聰明の目に收め、前月文弱の目に入れて評した者も、その人進歩すれば改めて武勇の目に入れるなど、すべて一月間の言行事業につきて、之を褒貶抑揚し、之を以て平日の樂事と爲して居た、而して此のことが、いつしかその土地の人に感染して一の風俗と爲り、遂に汝南郡の俗に人物の月旦評があるに至つた、卽ち汝南の人は月の朔日には業をやすみ、許家二賢の人物評を聞くことを樂む樣になつたのである、而して彼の曹操は遙にこの事を聞いて汝南に至り、許邵に見へて問ふて曰ふのに、聞く先生は人物の鑑識に長じて居るといふことであるから、願くは予の如何なる人物であるかを詳にせられよと、然るに劭は之を鄙んで答へなかつたから、操は大に怒り白刃を拔いて之を脅し、強いて評せよと迫つた、是に於て、劭は評して曰ふのに、君は天下の治平な時は、その才能を盡して働き、當世の能臣たるに過ぎぬが、一旦天下が亂れた時は、その才能を縱橫に振つて、姦猾の英雄と爲るに足る人物であると、操は之を聞いて大に自得する所あり、快心の笑を泄らし、喜んで辭し去つた、かくて操は今年に至り黃巾の賊を討ずる爲めに屈起したのである、

皇甫嵩討張角、角死、嵩與其弟戰破斬之、

【解釋】皇甫嵩は張角を討じたから、角は破れて戰死した、嵩は又角の弟張梁と戰ひ、破つて之を斬つた、

上崩、在位二十二年、改元者四、曰建寧、熹平、光和、中平、子辨立、何太后臨朝、后兄大將軍何進、錄尙書事、袁紹勸進誅宦官、太后未肯、紹等畫策、召四方猛將、引兵向京、以脅太后、遂召將軍董卓之兵、卓未至、進爲宦官所殺、紹勒兵捕諸宦官、無少長皆殺之、凡二千餘人、有無鬚而誤死者、卓至問亂由、辨年十四、語不可了、陳留王答無遺、卓欲廢立、紹不可、卓怒、紹出奔、卓遂廢辨、陳留王立、是爲孝獻皇帝、

月旦評、操往問劭曰、我如何人、劭不答、刼之、乃曰、子治世之能臣、亂世之姦雄、操喜而去、至是以討賊起、

【字解】轉、ウタタと訓む、甲から乙、乙から丙と相及ぼすこと、妖術、怪異の魔術、符水、呪の水、療病、療は治也、病氣を癒すこと、誑誘、誑は欺也、誘は導也、三十六方、方は團隊の意、大方、大團隊のことで、今の我が大隊の如きもの、小方、小團隊で、今の我が聯隊の如きもの、渠帥、渠魁大帥で、卽ち首領若くは隊長、燔劫、燔はヤクと訓む、家を燒くこと、劫はオビヤカスと訓み、兵器を以て、斬とか殺すとかいふて、威嚇すること、養子、人に貰らはれてその人の子と爲ること、機警、機は變也、警は寤也、早く敵の變を悟つて之に應ずると、權數、權謀術數、卽ち怒る時は反つて笑ひ、喜ぶ時は反て泣き人の意表に出づる行動をすること、任俠、任はその氣力を任使すること、俠は權力を以て人を俠輔すること、所謂男達で、弱きを扶け、強きを挫く義氣あること、更其題品、更は改也、題品とは、題は題名、品は品目、その人の行爲につき、文弱とか武勇とか、若くは聰明とか頑愚とかの名をつけること、月旦評、毎月朔旦、卽ち一日に、人物の批評をし、之を書きつけて品定めをすること、毎月の月と、朔旦の旦を取つて名づけたのである、刼、刀を以て人を脅すこと、

【解釋】鉅鹿郡の張角といふ者は、妖怪不思議の術を以て門弟子に教授し、その術を太平道と名づけ、符水を以て病人を治療した、蓋し太平道とは、天下を太平にする道術といふ意で天下を欺く爲めに名づけたのである、かくて張角は弟子を四方に派遣し、それからそれへとその術を普及し、以て愚民を誑誘し、之を自分の黨に加入させた、而して十餘年間絕へず運動して居たから、その徒衆は遂に數十萬人の多きに達した、是に於て之を大小三十六團隊に分ち、その大團隊には、一萬餘人を屬し、小團隊には、六七千人を屬し、又各團隊には各首領元帥を立て之を統御させた、かくて此の各團隊は今年に至つて一齊に蜂起し掠奪を恣にした、しかも皆黃色の頭巾を被つて同類の目標としたから、世人は之を黃巾の賊と稱した、而して此の賊徒は、到る處に於て燔劫を恣にしたから、僅か十日か一ケ月を經ぬ間に、天下の人は響の音に應ずるが如く、之に從ひ、その勢力破竹の有樣であつた、是に於て朝廷では、皇甫嵩等を遣して此の賊を討伐させた、依て皇甫嵩は沛國の人、曹操といふ者と軍兵を合せ、共に協力して賊徒を破つた、さてこの曹操の父の曹嵩は、宦者曹騰の養子と爲つて曹氏を冒した者であるが、その所生は詳で無い、或は夏侯氏の子であるとも稱せられた、而して操は少壯の時から機敏にして權數を有し、又任俠にして義氣あり、放蕩にして家の生產を顧みず、自ら英雄の素質を備へて居つた、又當時汝南郡の許邵といふ者と、その從兄の靖といふ者は、共は高名あり、常に鄉黨の人物を審覈評論し、毎月朔旦にその題目を

程のやくざものといふ義で之を鄙しんだのである、

【解釋】　上は文學を好み、書生の文章を善くし、詞賦に巧な者を召し出し、共に鴻都門下で詔を待つて居らせた、これは上が、特に諸生を敎養する爲めに設けたので、從前の大學とは別の者である、然しこゝに集つた書生は、皆揃ひも揃ふた斗筲の小人で、共に談ずるに足る者は一人も無かつたから、當時心ある君子は、皆之れと比肩することを耻ぢた、

開西邸賣官、各有賈、崔烈以五百萬得司徒、問其子以外議如何、子曰、人嫌其銅臭耳、

【字解】　有賈、賈は價に同じ、通鑑に、二千石、二千萬、四百石、四百萬とある、卽ち二千石の官は錢二千萬で賣り、四百石の官は錢四百萬で賣つたのである、此の外各官に於てその價に差等があつたのは勿論である、嫌銅臭、嫌は心でいやに思ふことで俗に「キライ」である、銅臭は銅貨の臭氣で、言ふは錢を以て、買つた官爵であるから、人は銅貨の臭がすると謂ふて之を嫌つて居るといふ意、

【解釋】　洛陽の西園の中に邸舍を開設し、之を西邸と名づけ、市街の店の如く、一般に官爵を賣り出し、その價格は官の上下によつて各差等があつた、時に崔烈といふ人は、五百萬錢を以て司徒の官を買ひ得た、而して嘗てその子の崔鈞に尋ねて曰ふのに、我が官を買つたことにつき、世上の評判は如何であるかと、その子が曰ふのに、別に悪評は無いが、世間の人は、唯その銅臭があるといふて嫌つて居るばかりであると、これは實に痛快なる皮肉で、後世賄賂を貪る下劣な人を稱して銅臭紛々などいふて、之を擯斥するのはこゝが出典である、

鉅鹿張角、以妖術敎授、號太平道、符水療病、遣弟子遊四方、轉相誑誘、十餘年間、徒衆數十萬、置三十六方、大方萬餘、小方六七千、各立渠帥、一時俱起、皆著黃巾、所在燔刧、旬月之間、天下響應、遣皇甫嵩等討黃巾、嵩與沛國曹操、合軍破賊、操父嵩爲宦者曹騰養子、或云夏侯氏子也、操少機警、有權數、任俠放蕩、不治行業、汝南許劭、與從兄靖有高名、共覈論鄕黨人物、每月輒更其題品、故汝南俗、有

爲せよ、惡を爲して一時の安を貪つてはならぬと、要するに志士の本領は善を爲して斃るゝも悔ゆる事無きに在るので、禍の如きは敢て關する所で無いといふことを諭したのである、故に之を聞いた者は、皆流涕してこの意氣に感激したといふことである、かくて正義の黨人で、死んだ者か一百餘人に及び、その他高士にして宦者の爲めに殺された者、或は邊土に徙された者、又は廢錮せられた者が、又六七百人の多きに上つた、かゝる有樣であつたから、郭泰は私かに痛嘆して曰ふのに、詩經に、賢人君子が死に絕へるときは、その邦國は衰滅すると書いてあるが、今や我が漢室に於ては、天下の名士を悉く殺し盡したから、遠からず衰滅することであらう、然し又同じ詩經に彼の烏を見るに、食を求めて猶ほ玆に止まつて居るが、必ず後で飛び去つて何人の屋根にか移るであらうとある如く、我が漢室の政柄は將來何人の手に歸するであらうか、今より逆睹することが出來ぬが、兎に角、浩嘆に堪へぬことであると、いたく嘆息したのである、これは烏を以て漢室に喩へ、烏が飛んで他の屋根に移ることを以て、漢室が他人の手に歸することに喩へたのである、さて郭泰は好んで時事の得失や人物の邪正を批評したけれども、然かも敢て危言覈論せず、よくその言辭を愼んだから、かゝる亂濁の世に處しても、獨りよく災禍を免れることが出來たのである、

詔諸儒、正五經文字、命蔡邕、爲古文篆隷三體書之、刻石立太學門外、

【字解】 五經、詩經、書經、易經、儀禮、春秋をいふ、然し後世に至り禮に代ふるに禮記を以てした、古文、太古蒼頡が作つた所の鳥跡の文字をいふ、篆隷三體、篆は篆體の字で、これには大篆小篆の二體がある、而して大篆は周の史籀が作り、小篆は秦の程邈が作つたのである、隷は隷書で、この文字も亦程邈が作つたと傳へられて居る、

【解釋】 諸の儒者に詔して五經の文字の異同を訂正させた、而して別に蔡邕といふ者に命じ、その訂正した五經の文を、古文體、篆體、隷書の三體を以て書かせ、之を石に彫刻して、洛陽城の南堂の前に在る太學校の門の外に立てた、これは後の學者をして正を此に取らせる爲めであつたのである、而して當時之を觀覽模寫する者が四方から來集し、每日車乘一千餘輛の多きに及んだといふことである、後世漢の石經といふて傳稱するものは卽ちこれである、

上好文學、引諸生能文賦者、並待制鴻都門下、置立太學、諸生皆斗筲小人、君子恥之、

【字解】 待制、待詔に同じ、卽ち詔を待つこと、鴻都、門の名、帝の時太學を鴻都門内に置き以て諸生を養成したのである、斗筲小人、斗筲は竹で造つた器で、一斗二升を容る、斗筲の小人とは、桝を以て量る

皆その守る所の道を高しとして之を尊重し、反つて朝廷をば汚穢として之れを悪んだ、これは朝廷では、宦官等小人が、事を專にして居たからである、而して彼の天下の士大夫は、かはる〴〵その名望ある賢士を稱揚して、別に一の稱號を爲つた、卽ち竇武、陳蕃、劉淑の三人を以て三君と爲した、君とは一世の人が仰いで宗とする所といふ義から名づけたのである、又李膺、荀昱、杜密、王暢、劉祐、魏朗、趙典、朱寓の八人を以て八俊と爲した、俊とは人中の英俊といふ義から名づけたのである、又郭泰、范滂、尹勳、巴肅、宗慈、夏馥、蔡衍、羊陟の八人を八顧と稱した、顧とは人を眷顧して棄てず、又能く德行を以て人を導く義から名づけたのである、又張儉、翟超、岑晊、苑康、劉表、陳翔、孔昱、檀敷の八人を八及と稱した、及とはよく人を敎導し、人から追隨宗仰せらるゝ義から名づけたのである、又度尙、張邈、王孝、劉儒、胡母班、秦周、蕃嚮、王章の八人を八廚と稱した、廚とは能く財貨を以て人の困難を救ふ義から名づけたのである、此の如く天下の士大夫は、各〻その欲する所の賢士を崇拜し、その人格に相當した稱號を撰び、以て進退を共にした、かくて陳蕃と竇武とが朝廷に立つに及び、復た李膺等を廢錮より選擧拔擢して用ゐたのである、然し間も無くして、陳蕃と竇武とが、宦者の爲めに殺された爲めに、李膺等は又再び廢錮せらるゝの厄に遇ふたのである、この時宦官の曹節は有司に諷し、諸の黨人を捕へて誅せんことを奏せしめた、而して上は之を許した爲めに、李膺は獄に繫がれ、無慘にも拷問を受けて死んだ、同時に范滂も亦捕縛されて獄に繫がれた、是に於て滂が母は滂の生還せざるを知り、相與に訣別して滂に謂ふて曰ふのに、汝は今李膺杜密等の賢士と聲名を齊しくすることを得たのであるから、死ぬのは滿足で、決して遺憾は無からうと、これは汝は正義を守つた爲めに死ぬのであるから、母に於ても滿足であるといふ意で、つまり我が子を褒めて之を激勵したのである、滂は跪いて此の敎言を受け、再拜して感謝の意を表し、母と別れたが、亦自分の子を顧みて之を誡めて曰ふのに、我は汝をして惡を爲さしめて、一時の福利を得せしめたく思つたが、惡を爲すは、これ惡事であるから、汝は決して惡を爲してはならぬ、又我は汝をして善を爲さしめたいと思つたが爲めに、我は惡を爲さずして善を爲し、以て汝に模範を示したのであると、これ今の時節は、小人が進み、君子が退けられる時であるから、我は汝をして小人に黨して惡を爲させ、以て一時の福利を得させたいと思つたが、然し人間たるものは假令殺されても惡は決して爲すべき者で無いから、我は之を汝に勸めぬのである、之に反して我は汝に善を爲さしめたいと思つたから、我は決して小人に黨して惡を爲さず、その爲めにこの慘禍に遇ふたのであるが、これは固より覺悟の前で、大に名譽とする所である、故に汝は我に傚ひ、假令殺されても善を

苑康、劉表、陳翔、孔昱、檀敷、爲八及、言能導人追宗也、度尙、張邈、王孝、劉儒、胡母班、秦周、蕃嚮、王章、爲八廚、言能以利救人也、及陳蕃竇武用事、復擧拔膺等、陳竇死、膺等復廢錮、曹節諷有司奏諸鉤黨、膺詣詔獄考死、滂就捕、母與訣曰、汝今得與李杜齊名、死亦何憾、滂跪受教、再拜而辭、顧其子曰、使汝爲惡、惡不可爲、使汝爲善、我不爲惡、聞者爲之流涕、黨人死者百人、其死徒廢錮者、又六七百人、郭泰私痛曰、詩云、人之云亡、邦國殄瘁、漢室滅矣、但未知瞻烏爰止、于誰之屋、耳、泰雖好臧否、而不爲危言覈論、故處濁世、而禍不及焉、

【字解】　廢錮、その官を廢して禁錮すること、標榜、表を立てゝ人に示すを標と云ひ、書を掲げて人に示すを榜といふ、標榜は猶ほ表揭といふが如し、これは胡三省の說である、一說に標榜は猶ほ稱揚といふが如しと、何れにても通ず、追宗、人をして追蹤して之を仰宗せしむること、蕃嚮、蕃は姓の時は音ヒである、鈎黨、相鈎援して黨を爲す所から名けたので、黨人のこと、詣詔獄、詣はイタルと訓む、至也、詔獄は單に獄といふに同じ、凡そ訟獄の事は有司その罪を斷じ、詔を待ちて之を決行するものである、故に詔獄といふ、考死、考は拷と通す、拷は擊也、拷治せられて死んだこと、拷治とは拷問に遇ふて激しく擊たれて罪を調べられること、訣、死者と辭別することで、卽ち別れの辭、齊名、齊はヒトシフスと訓む、相竝んでその名を稱讃されること、憾、ウラムと訓む、恨也、死徒、殺されたり、流罪にされたりすること、徒は音シ、移也、私、ヒソカと訓む、竊也、詩云、詩は詩經の大雅瞻仰の篇、人之云亡、云はコヽと訓む、爰也、玆也、亡は滅亡なり、殄瘁、殄は盡也、瘁は病也、猶ほ衰滅といふが如し、左傳襄公二十六年傳に、蔡聲子曰、無善人、則國從之、詩曰、人之云亡、邦國殄瘁、無善人之謂也とある、瞻烏爰止云云、これは詩經の小雅正月の篇の句である、瞻はミルと訓む、見也、于誰之屋、于はオイテと訓む、於に同じ、屋は屋根の上、危言、峻刻の言、覈論、事實を推究して嚴しく論ずること、覈は究也、濁世、正道の行はれない混濁の世の中、

【解釋】　李膺等正義の士は、遂に宦官の爲めに殺された、初め李膺はその終身を廢錮されたけれども、天下の士大夫は、

逆、先執陳蕃殺之、武自殺、梟首都亭、遷太后於南宮、

【字解】玄孫、章帝開を生み、開淑を生み、淑萇を生み、萇靈帝を生む、故に玄孫といふ、操弄、執り弄ぶ、泄、モルと訓む、人に知れること、詔板、詔書なり、凡そ詔書は、木の札を以て造る、故に詔板と云ふ、執、トラヘルと訓む、捕也、梟首、斬つた首を木の先きに付け、之を衆人に示すことで、卽ち獄門にかけること、

【解釋】孝靈皇帝は名を宏と曰ひ、章帝の玄孫である、桓帝には子が無かつたから、立つて太子と爲り、年十二にして位に卽いた、この時竇太后が朝に臨んで政を聽き、又太后の父竇武が大將軍と爲り、陳蕃が大傅と爲つた、而して竇武と陳蕃とは心を同じくし力を協せて王室を輔翼し、遍ねく天下の名士賢者を召し寄せた、是に於て先帝の朝に終身を禁錮せられた李膺杜密等の賢士は、再び朝廷に列する樣になつたから、天下の人は皆國家が太平になり、漢業が隆興するだらうと想望して居た、然るに宦者の曹節と王甫等が、相與に結托して姦を謀つたから、陳蕃と竇武とは相議して曰ふのに、彼の宦官は國家の權柄を擅にして之を弄び以て四海を濁し亂さんと企て〻居るから、今の內に之を誅せねばならぬと、乃ち竇太后に奏して曹節と王甫等を誅せんことを請ふた、然るに太后が猶豫して居た爲めに、その謀計が外間に泄れ、遂に宦者の耳に入つた、是に於て宦者は大に驚き、卽夜、所親の人を急集し、血を歃つて共に竇武等を誅せんことを盟つた、而して一方帝に請ふて前殿に臨御して貰ひ、立ろに詔板を作り、王甫を黃門令に拜した、これは宦者が帝に强請し、無理に詔書を作つたのである、かくて宦者等は自分の黨派の者を使者として、之れに勅命の節旗を持たせ、馳せ行いて竇武等を收捕せしめ、誣ゆるに大逆無道の罪名を以てし、先づ陳蕃を捕へて之を殺した、是に於て竇武は自殺した、實に宦者の機敏なる行動は電光の如く、よく敵の機先を制して勝を得たことは、惡人とはいへ驚嘆に値するものがある、かくて宦者は竇武陳蕃等の首を、洛陽城內の都亭といふ所に晒して公衆に示し、又太后を南宮に遷して、こ〻に幽閉した、これから宦者はいよ〳〵橫暴を擅にするに至つたのである、

李膺初雖廢錮、士大夫皆高其道、而汚穢朝廷、更相標榜、爲稱號、以竇武、陳蕃、劉淑、爲三君、言一世之所宗也、李膺、荀昱、杜密、王暢、劉祐、魏朗、趙典、朱寓、爲八俊、言人英也、郭泰、范滂、尹勳、巴肅、宗慈、夏馥、蔡衍、羊陟、爲八顧、言能以德行引人也、張儉、翟超、岑晊、

つた、是に於て上はいよ〳〵怒り、遂に李膺等を捕へて北寺の獄に下し、宦者をして之を訊問させた、これは上が宦者に私し、宦者を保護し、李膺等を罰せんとした爲めである、かくて審問の結果、その口供は杜密、陳寔、范滂等正義の士二百餘人に連及したから、之を追捕する使者が四方に出かけた、是に於て陳蕃は又その不條理なることを極諫して已まなかつたから、上は遂に策して蕃の官爵を褫奪した、是に於て滿朝の群臣は、戰慄震懼し、敢て又黨人の爲めにその寃を諫爭する者が無きに至つた、此の時曩きに大學の書生が推賞した賈彪は、その鄕里なる潁川郡に在つたが、京師の騷動を聞いて曰ふのに、我れ今西行して之が爲めに盡力しなければ、この困難なる問題は遂に解決されないであらうと、乃ち洛陽に行き、皇后の父なる竇武に謁して說く所があつた、是に於て竇武は彪の言に聽き、乃ち箇條書の意見書を上り、李膺等の寃を解くことに奔走した、又一方に於て、李膺等が獄辭、卽ち法廷の口供は、多く宦官の子弟が、橫暴なることを引合に出してあつたから、宦者は大に懼れ、卽ち上に建白して黨人二百餘人を赦して その鄕里に歸し、その姓名を三公の府に留め置き、以て終身仕途に就くことを禁ぜんことを請ふた、而して上は此の建白に從つて、その通り處分したから、流石の紛爭も茲に一段落が著いたのであるが、惜むらくは正義の黨人は遂に朝廷から排除されたのである、

上在位二十一年、改元者七、曰建和、和平、元嘉、永興、永壽、延熹、永康、崩、竇皇后迎立解瀆亭侯、是爲孝靈皇帝、

【字解】一 解瀆亭侯、解瀆亭といふ所に封ぜられたから、解瀆亭侯といふたのである、通鑑の註に解瀆亭は在安平とある、安平は今の直隷省深川安平縣治、

【解釋】 上は在位二十一年で、改元する者七、建和、和平、元嘉、永興、永壽、延熹、永康といふた、崩して太子が無かつたから、竇皇后は解瀆亭侯を迎立した、これが孝靈皇帝である、

(一)孝靈皇帝、名宏、章帝玄孫也、年十二卽位、竇太后臨朝、竇武爲大將軍、陳蕃爲太傅、徵天下名賢、李膺、杜密等、皆列于朝、天下想望太平、蕃、武共議、以宦官操弄國柄、濁亂海內、奏誅曹節王甫等、謀泄、宦官夜召所親歃血共盟、請帝御前殿、作詔板、拜王甫黃門令、使其黨持節收武等、誣以大

二百餘人、皆歸田里、書名三府、禁錮終身、

【字解】　於赦後殺宦官之黨、赦は大赦也、南陽郡の宛縣の張汎といふ富賈は、宦者と結托し、その勢を恃んで放縱であつたから、太守の成瑨は之を收捕案驗した、その後大赦に遇ひ、囚人を釋すべき特令があつたに係はらず、瑨は之を殺した、又宦者の趙津といふ者が、太原郡に在つて、放恣であつたから、太守の劉瓆は之を案驗し、亦大赦の後に於て之を殺したことを指す、山陽、郡の名、今の江蘇省淮安府山陽縣治、督郵、官の名、主簿に同じ、踰制、踰コユと訓む、越に同じ、制は制度なり、宦官家屬、宦者徐璜が兄の子の名は宣を指す、教人、敎はシテと訓む、使レ人に同じ、遊士、遊學の士、誹訕、誹も訕も共に人の德をそこなひ毀るとて、譏謗に同じ、案經三府、案は勅書の文案、三府は三公の役所、졻、シリゾクと訓む、退也、不肯署、肯はアヘテと訓む、敢に同じ、署は書するなり、姓名を勅書の終りに書かないで不贊成を表したこと、北寺獄、宦官が置いた獄舍、卽ち宦官に專屬して居る獄舍、逮捕、逮とは、その人在つて、直ぐに之を捕へるを、捕は、その人亡げて在らざる者を追ふて之を捕へるを、一說に逮は追ふなり、甲より乙、乙より丙と、段々にその口供を追ふて捕へ調べることであると、亦通ず、策免、策書を與へて官を免ずること、通鑑に、詔シテ免二其官一とある、西行、洛陽は潁川郡の西に當つて居る、而して賈彪は潁川の人である、故に潁川から洛陽に行くを西行といふ、田里、鄕里に同じ、禁錮、之を束拘して長く仕ふるを得ざらしむるとで、つまり仕官の途をふさぎ止めること、

【解解】　たまたま南陽郡の太守成瑨と、太原郡の太守劉瓆とは、大赦に遇ふた宦官の黨を捕へ、案驗して之を殺した、これは成瑨と劉瓆とが惡黨なる宦者の徒を疾んだからである、是に於て殺された宦者の一族は之を訴へたから、上は大に怒り、成瑨劉瓆の二人を召して獄に下し、之を棄市の刑に處せんとした、時に山陽郡の太守翟超は張儉といふ人を以て督郵と爲し、宦者が制度を越へ、身分不相應なる塚と、家宅とを造つたのを怒り、之を破毀させた、又東海王の宰相なる黃浮も、亦宦者の家族の法を犯した者を捕へて之を殺した、是に於て宦者等は大に怨み、その寃罪を訴へて黃超と黃浮とを譖した、而して上は之を信じたから、この二人も皆罪を得た、さて此の如く正義の黨人は、皆罪を得たから、朝廷に在る太尉の陳蕃は大に憂ひ、屢、成瑨劉瓆翟超黃浮等の爲めに、その罪の無いことを述べて、之を諫爭したが、上は斷じてこの言に從はなかつた、此の機會に於て、宦者は陳蕃李膺等を疾むこと甚だしく、遂に人をして上書して李膺を讒せさせて曰ふのに、彼の李膺は大學の遊士を養成し、相共に部類黨派を結び、以て朝廷を誹謗し、風俗を惑亂させて居ると、上は大に震怒し、直ちに令を郡國に下し、普ねく天下の正義の黨人を捕縛せしめんと欲した、而してその勅書の文案を三公の府に回送し、その署名を求めたから、陳蕃は之を拒み、敢て署名しなか

のある人であるからである、然るにも係はらず二郡の民が之を譏つたのは、功曹の范滂と岑晊とが餘り嚴格で、よく細微の點迄注意したから、民は之を窮屈に思つた結果である、又當時大學の書生は、三萬餘人の多きに達したが、郭泰と賈彪の二人が、之が領袖と爲り、牛耳を執つて居た、而して朝廷には、陳蕃李膺の二賢士が在つて諸政を總理して居たから、郭泰等はこの二賢士と意氣相投合し、かはる〴〵互に推讓敬重した、卽ち郭泰賈彪が、陳蕃李膺を褒めると、陳蕃李膺等も、亦郭泰賈彪等を褒めたのである、是に於て大學の書生等は、互に又語を爲して曰ふのに、天下の模楷たる人は李元禮で、强禦を畏れない者は、陳仲擧であると、これは天下の人の手本と爲るべき人は司隷校尉の李膺で、强者を畏れずその威を挫く者は太尉の陳蕃である、而して此の二人は我々の望を屬する名士であるといふ意である、これから中外の群臣は皆その風を承け、競ふて人の善惡邪正を褒貶することを貴ぶ樣になつた、從つて公卿以下は皆その貶議にこれやすまいかと思ふて、大に畏れを懷く樣になつた、

以上は正義黨の人が相提携し、所謂黨人の團結を形成したことを書いたのである、以下禁錮終身迄は、黨人が遂に宦者に壓迫せられ、終身禁錮せられたことを書いたのである、

會成瑨與太原守劉瓆、於赦後案殺宦官之黨、徵下獄、將棄市、山陽守翟超、以張儉爲督郵、破宦官踰制冢宅、東海相黃浮、亦收宦官家屬犯法者、殺之、宦官訴冤、皆得罪、蕃屢爭之、上不聽、宦官敎人上書、告李膺、養太學遊士、共爲部黨、誹訕朝廷、疑亂風俗、上震怒、下郡國、逮捕黨人、案經三府、蕃卻不肯署、上愈怒、下膺等北寺獄、辭連杜密、陳寔、范滂等二百餘人、使者追捕四出、蕃又極諫、上策免之、朝廷震慄、莫敢復爲黨人言者、賈彪曰、吾不西行、大難不解、乃入洛陽、說皇后父竇武、上疏解之、膺等獄辭、又多引宦官子弟、宦官乃懼、白上赦黨人

るが、出で、汝南郡の太守と爲つたのである、主畫諾、畫諾とは一の諾の字を書くことで、これは漢の時、長官が屬官の差し出す文書に批答するの制である、故に主畫諾とは、何事にても諾の字を書き認可の指令を爲すことである、岑公孝、公孝は岑晊の字、弘農成瑨、成瑨は弘農郡の人であるが、出で、南陽郡の太守と爲つたのである、但坐嘯、但は唯也、嘯は吟也、唯坐して文學に吟嘯し、郡事に預らないこと、冠、首領又は領袖の意、模楷、模範若くは法式の意、李元禮、元禮は李膺の字、不畏強禦、これは詩經の大雅烝民の篇の語で、強禦とは強梁にして善を禦ぐことである、故に不畏強禦とは、俗に手ごはい惡人を畏れない勇者のこと、陳仲擧、仲擧は陳蕃の字、承風、承はウクと訓む、受也、臧否、褒貶に同じ、凡そ人の善を曰ふを臧といひ、惡を曰ふを否といふ、

【解釋】　是より先き、上は蠡吾侯であつた時、甘陵縣の周福を侍講とし、學業を受けた、而して此の因緣から、皇位に即くに及び、周福を擢で、尙書と爲した、當時周福と同郡に、姓は房名は植といふ名望家があつたが、立派な才學を有しながら、何等の役にも登用せられなかつたから、その鄕人ば謠ふて曰ふに、天下の規矩と爲るべき人は房伯武で、侍講たるによつて尙書の印綬を得た者は周仲進であると、これは學德共に高く、天下の木鐸と爲るべき房植は用ゐられないで、不才無學なる周福が、嘗て上の師たる緣故によつて尙書と爲つたのは、如何にも不當であるといふて、之を嘲つたのである、是に於て周福房植二家の賓客は、互に相反目し、各〻の輕重を度つて相譏り合ひ、遂に甘陵縣には、南部北部の黨派が出來た、而して東漢の世、黨人が縱横に議論を鬪はす樣になつたのは、實にこれから始まつたのである、卽ち房周の二家は漢の世の黨人の元祖である、又當時、汝南部の太守の宗資は、范滂といふ人を以て功曹の官と爲し、南陽郡の太守の成瑨は、岑晊といふ者を以て功曹と爲し、共に皆、政を委して二人に任せ、善を褒め惡を糾す賞罰の權を托した、是に於て范滂も岑晊も共によくこの任務を盡し、寄托の任に叛かなかつた、特に范滂は尤も剛正勁直で、惡を疾むことは恰かも仇敵の如くで、最も人を嚴罰に處した、依て二郡の人は謠ふて曰ふのに、汝南郡の太守は范孟博で、彼の南陽郡の出身たる宗資は、畫諾を主るのみである、又南陽郡の太守は岑公孝で、彼の弘農郡の出身なる成瑨は、但た坐嘯するのみであると、これは、汝南郡の太守は南陽郡の人の宗資であるが、萬事功曹の范滂に委任し、一の諾の字を書きて之を認可するのみであるから、太守の實權は宗資に在らずして范滂に在るのである、又南陽郡の太守は弘農郡の人成瑨であるが、萬事功曹の岑晊に委任し、自分は一切の事務に預からず、唯日日坐して文學を吟嘯するのみであるから、太守の實權は成瑨に在らずして岑晊に在るといふて譏つたのである、然しこれは二郡の民の誤りで、決して譏るに及ばぬのである、何となれば宗資と成瑨とは適任者を得て之に政治を委ねたので太守たるの度量

人士は皆之を仰敬し、爭ふてその知遇を得んことを冀ひ、一たびその容接を被る者があれば、之を名づけ登龍門といひ、以て無上の光榮としたことである、

以劉寛爲尙書令、寛嘗歷典三郡、多仁恕、吏民有過、以蒲鞭罰之、

【字解】歷典三郡、歷典は、閱歷典掌すること、寛は司州の內史から、東海郡の太守と爲り、又南陽郡の太守と爲つた、故に三郡を歷典すといふ、蒲鞭、蒲といふ草で造つた鞭、古者罪人を懲らす時、固い皮の鞭を用ゐたが、寛は之を用ゐないで柔らかな蒲の鞭を用ゐたのである、

【解釋】劉寛を以て尙書令と爲した、寛は嘗て三郡を歷典し仁恕の政を施した、その一例を擧げると、吏民に於て若し過があると、蒲の鞭で之を笞つた、これは古制の如く皮の鞭で笞つと、往往身體を毀傷して不具となる者があるから、寛は之を憐み、代ふるに蒲鞭を以てし、唯この辱を示すのみで、苦痛を加へなかつたのである、而してその苦痛を加へなかつたところに仁恕の德があつたのである、

初上爲侯時、受學於甘陵周福、及卽位、擢爲尙書、時同郡房植有名、鄕人謠曰、天下規矩房伯武、因師獲印周仲進、二家賓客、互相譏揣、成隙、由是有甘陵南北部、黨人之議始此、汝南太守宗資、以范滂爲功曹、南陽太守成瑨、以岑晊爲功曹、皆褒善糾違、滂尤剛勁、疾惡如讎、二郡謠曰、汝南太守范孟博、南陽宗資主畫諾、南陽太守岑公孝、弘農成瑨但坐嘯、太學諸生三萬餘人、郭泰賈彪爲之冠、與陳蕃李膺更相推重、學中語曰、天下模楷李元禮、不畏强禦陳仲擧、於是中外承風、競以臧否相尙、

【字解】初、是より先きの意、こゝは黨人と宦官の爭ひの顚末を書いたのであるから、初めといふてこの原因に遡つたのである、甘陵、縣の名、今の山東省東昌府淸平縣、謠、ウタフと訓む、歌ふなり、房伯武、伯武は房植の字、周仲進、仲進は周福の字、譏揣、揣は度るなり、その輕重長短を度量して、譏ること、黨人、同志の者相集りて一の團體を結ぶこと、范孟博、孟博は范滂の字、南陽宗資、宗資は南陽郡の人であ

弛、膺獨持風裁、以聲名自尙、士有被其容接者、名爲登龍門云、

【字解】老叟、老人、又は老爺の意、賚、モタラスと訓む、齎に同じ、明府、大守の稱、猶は賢明の府君といふが如し、下車、來任の意、扶、タスクと訓む、助也、公言、公はお前の意、言は曰ふ所の詞、忤、サカラフと訓む、逆也、鞠躬、身を屈して、小さくなるを、屏氣、息をころして縮み上ることで、これは懼れることの甚だしいのを形容したのである、綱紀、法律制度、頽弛、頽は墜也、弛は放也、卽ちなげやりになつて締のなきこと、風裁、風儀體裁、尙、タツトブと訓む、尊也、被其容接、その溫容に接し、交際するを得ること、登龍門、光榮名譽とするの意に喩ふ、三秦記に、河津一名龍門、水險不通、大魚集其下、不得登、登則爲龍とある、龍門を登り得た魚が靈龍と爲る如く、李膺の容接を得た者は衆人から羨望せられ、殊に名譽であるといふ意に喩へたのである、

【解釋】黄瓊が大尉と爲つてから後、楊秉、劉寵等が相繼いで三公と爲り、皆德望があつた、是より先き劉寵は會稽郡の太守と爲り、郡中大に治まつたから、その功に因つて京師に召され、三公に列せられた、而していよ〳〵京師に行かんとした時、五六人の老爺が、山谷の間から出て來り、各〻百錢を賚らし、之を寵に贈つて曰ふのに、明府が辱なく我が郡に御出になつてから以來、善政を施された爲めに、盜賊の警が無くなつたから、狗が夜吠ゆるなくなり、又徵求の擾が無かつたから、民は官吏の影だも見ない様になり、實に我々は無上の幸福を受け得たから、常に感謝しつゝあつたのである、然るに我等は今明府は我等を棄てゝ京師へ去らるゝといふことを聞いたから、別離の情に堪へず、且つ年來の御鴻恩を謝する爲めに、各〻自ら相助けてこゝに來り御見送り申す次第であると、寵が曰ふのに、我が施した政は、どうしてお前等のいふ如きものがあらうぞ、お前等のいふ所は誠に過分の褒詞である、又今日は遠路の處わざ〳〵の見送りで、如何にも御苦勞を懸けた、就ては折角の芳志に叛いては我が本懷で無いから、各〻方の餞別は辱なく受納するといふて、遂に一人每に大錢一個づゝを選び取り、その餘は悉く返しやつた、かくて寵は京師に入り司空の官と爲つたのである、又楊秉の人と爲りは淸白寡欲であつたから、朝廷に立つて三公と爲つても、方正嚴格であつた、秉は、是より先き河南の尹と爲つた時、嘗て宦者に逆ふた爲めに罪を得たが、その後太尉と爲り、遂にその官を以て卒した、その後陳蕃は秉に繼ぎて大尉と爲つた、而して屢〻李膺の用ゐるに足る人物であることを上奏し、遂に膺を以て司隷校尉の官と爲した、是に於て宦者は大に懼れ、皆鞠躬屏息し、敢て役所から出なかつた、而して當時朝廷は諂佞風を爲し、綱紀頽弛して、實に混亂の有樣であつたのに係はらず、李膺は獨り巍然として見識を立て、凜乎として名節を重んじ、肯て妄りに人に許さなかつた、故に當時の

た時、陳元の過失を罰しないで之を感化したことは、極めて美事であるが、然し少しく鷹鸇の志を缺くことはなからうかと、これは王奐の意は、凡そ人の臣と爲りて忠ならず、人の子と爲なりて孝ならざる者があると、彼の鷹鸇が鳥雀を逐ふて一攫するが如く、之を嚴罰に處すべきもので、陳元の處置は少し手ぬるい樣であるといふ意見で、暗に此の手ぎはでは縣治の非違を嚴重に糾彈すべき主簿の任は、如何であらうかと諷したのである、香が曰ふのに、鷹鸇の鷙猛は衆鳥の畏れる所であるが、しかも鸞鳳の慈仁にして群禽を服するには及ばぬのであると、これは法を以て罰するより、德を以て化する方がよいから、自分は敢て陳元を罰しなかつたのであるといふ意である、そこで王奐は深く謝して曰ふのに、彼の枳棘の如き惡木は、鸞鳳の如き瑞鳥の栖むべき所で無いと同じく、地方百里の小縣地は太賢人の居るべき場所無でいのであると、これは、足下の如き雅量ある賢者は、此の考城縣の主簿の如き小官にして置くべきもので無いといふ意である、かくて王奐は香の人物を見拔き、爲めに學資を與へて大學に入らせた、これは成業の後顯職に就き、以てその天職の大才を發揮することを望んだのである、さて香は王奐の爲めに大學に入ることが出來たから、いよ／＼學業を勵み、常に自ら身を守り、聞達を求めなかつた、當時彼の郭泰が、香を大學に訪ひ、學中の旁舍で面謁した時、起つ香を床下に拜して曰ふのに、貴下は眞に私の先生であつて、決して友達では無いのであると、これは泰は香の人物に推服して居たからである、かくて香は學成りて鄕里に歸り朝廷郡國から召命があつても之に應じないで卒去した、これは時事の非なるを知つて居たからである、

自黃瓊以來、三公如楊秉、劉寵、皆人望、寵嘗守會稽、郡大治、被徵、有五六老叟、自山谷間出、人賫百錢送之曰、明府下車以來、狗不夜吠、民不見吏、今聞當見棄去、故自扶奉送、寵曰、吾政何能及公言邪、勤苦父老、爲人選一大錢受之、後入爲司空、秉立朝正直、爲河南尹時、嘗以忤宦官得罪、後爲太尉以卒、陳蕃繼秉爲太尉、數言李膺、以爲司隸校尉、宦官畏之、皆鞠躬屏氣、不敢出宮省、時朝廷綱紀頹

その理由を尋ねた、敏が曰ふのは、甑は既に破れ碎けたのであるから、之を見ても何の益は無いのであると、泰はその答への奇にして且つその決斷の速なるを賞し、亦勸めて學ばさせた、この外泰の眼識にかない、その奬勵引進によりて名を成し功を遂げた者が甚だ多くあつた、泰は嘗て有道の科に擧げられたが、之に應じないで曰ふのに、我れ夜は乾象を見、晝は人事を察し、竊かに天の廢する所は、能く支へられないものであることを知つたと、これは當時の時勢非にして、正道が行はれない、即ち天の廢する所であるから、我が徒が出で、仕へても、この頽勢を挽囘することが出來ない、即ち支へられないといふ意を諷したのである、

陳留仇香名覽、年四十、爲蒲亭長、民有陳元、母告元不孝、香親到其家、爲陳人倫、感悟卒爲孝子、考城令王奐、署香爲主簿、謂曰、陳元不罰而化之、得無少鷹鸇之志邪、香曰、以爲鷹鸇不若鸞鳳、奐曰、枳棘非鸞鳳所栖、百里非大賢之路、乃資香入太學、常自守、泰就房見之、起拜牀下曰、君泰之師也、不應徵辟而卒、

【字解】陳留、郡の名、今の河南省開封府陳留縣治、蒲亭、蒲は邑の名、今の河南省開封府祥符縣治、漢は秦の舊制に從ひ、十里に一亭を設け、亭に長を置いてその土地を取締らせた、卒、ツイニと訓む、終也、考城、縣の名、今の河南省衞輝府考城縣、署、除也、即ち故官を徐去して新官に就かせること、主簿、官の名、縣治の非違を糾正することを掌る、少鷹鸇之志、少はカクと訓む、缺也、鷹は和名タカ、鸇はハヤブサ、共に猛鳥で、鳥雀を搏撃して之を食ふもの、故に鷹鸇之志とは、人の勇氣あつて嚴猛なるに喩へたのである、鸞鳳、鸞は鳳凰の一種、鳳は鳳凰、共に仁鳥で、之を德化に喩へたのである、枳棘、針のある木で、和名カラタチ、栖、スムと訓む、棲也、百里、縣地をいふ、漢の百官表、縣大率百里とある、資、その費用を補助すること、

【解釋】陳留郡の人で、姓は仇名は香といふ者は、一の名を覽といひ、年四十歳にして始めて蒲亭の長と爲つた、而して赴任してから間も無く、その土地の陳元といふ者の母が、香の役所に來て、我が子元の不孝なることを訴へた、依て香は親らその家に行き、元に人倫の人道を說き聞かせ、人の子たるものは必ず父母に孝なるべきことを懇諭したところが、元は大に悔悟し、遂に孝子となつた、時に考城縣の令に王奐といふ者があつたが、之を聞き、香を除して主簿の官と爲した、一日從容として香に謂つて曰ふのに、足下曩きに蒲亭に在つ

衆賓望之者、如神仙焉、容年四十餘畊於野、遇雨避樹下、衆皆箕踞、容獨危坐愈恭、泰見而異之、遂勸令學、鉅鹿孟敏、荷甑墮地、不顧而去、泰見問之、曰、甑已破矣、視之何益、泰亦勸令學、自餘因泰獎進成名者甚衆、泰擧有道不就、曰、吾夜觀乾象、晝察人事、天之所廢、不可支也、

【字解】 膺嘗歸鄕里送車數千輛、膺惟與泰同船而濟、後漢書郭泰の傳によりて見ると、此の文の膺嘗の膺の字は衍で、膺惟與泰の膺と泰の二字の位置を換へ、泰惟與膺と改むる方が合理である、即ち後漢書に郭太字林宗云云、乃游洛陽、始見河南尹李膺、膺大奇之、遂相友善、於是名震京師、後歸鄕里、衣冠諸儒、送至河上、車數千兩、林宗唯與李膺同舟而濟とある、故に鄕里に歸るは、膺で無くて郭泰であるから、此の文の膺嘗の膺の字は衍とせねばならぬのである、從つて文法上泰は主で膺は客であるから、この二字の位置を換へ後漢書の如くせねばならぬのである、故に余は此の意味を以て、後漢書に從つて解釋することにする、濟、ワタルと訓む、渡也、箕踞、兩足を舒展して坐ることで、俗にあぐらをくむこと、危坐、正坐することで、即ち尻をかかとにつけてかしこまること、荷、ニナフと訓む、負也、甑、音ソウ、飯を炊ぐ器、獎進、褒勸に同じ、乾象、乾は天なり、天文のこと、不就、應じないこと、

【解釋】 郭泰が初め洛陽に遊んだ時、之を識る者が無かつたが、獨り河南の尹李膺は、一見して大に之を奇とし、遂に親交を結んだ、これから泰の名聲は一時に喧傳した、その後泰が鄕里に歸る時、衣冠束帶の諸儒、送つて河水の邊に至り、その車の多きこと數千輛であつたが、泰は獨り李膺と船を同ふして渡つた、而して岸頭に餞する多くの賓客は、遙に之を望見して曰ふのに、二公の風采の莊重なること神仙の如く、俗士の比倫すべき所で無いと、かくいふて嘆稱した、以て當時の名士が、如何に泰膺二賢を仰慕したかを知ることが出來る、又郭泰は人物を鑑識し好んで之を褒勸した、今その一例を擧げると、彼の陳留の茅容は年四十餘歲の頃迄田野で耕作して居た人であつた、嘗て例の通り耕して居た時雨に遇ふたから大樹の下に避けた、この時同じく雨を避けた人は多くあつたが、皆無作法に箕踞して居た、然るに唯容のみは、獨り端然として正坐し、いよ〱益ゝ恭くして居た、泰は之を見て、その尋常の器で無いことを見抜き、遂に容に勸めて學問させたのであるが、果して成功して能辯善談の才士と爲つた、又鉅鹿郡に孟敏といふ者があつたが、嘗て甑を負ひ、誤つて地に墮したが、後をも見ないで過ぎ去つた、泰は此の樣を見て

【字解】　爵、酒器、卽ちさかづきのこと、生芻、刈りたての草、詩經の小雅白駒の篇に生芻一束其人如玉とある、南州、徐穉の鄕里なる豫章郡は揚州に屬し、揚州は支那の南方に當つて居る、故に南州といふ、其愚不可及也、これは論語公冶長篇に、子曰甯武子、邦有道則知、邦無道則愚、其知可及也、其愚不可及也とあるを引用したので、徐孺子を以て甯武士に比したのである、論語の大意は、孔子が曰ふのに衞人甯武子は國有道にして正理が行はるゝ時は、自分も器量を見はし、智者ともいふべき人である、然るに國無道にして正理が行はれない時は、自分の智を隱くし、愚なる振をして居る、而してその智は我も及ぶことが出來るが、その愚になつて居る點は及ぶことは出來ぬと、痛く武子の賢を稱したのである、

【解釋】　太尉黃瓊が卒去した時、天下四方の名士が來りて會葬するもの、七千人の多きに及んだ、此の時徐穉も亦例の笈を負ふて會葬し、酒を杯に注ぎて之を墓前に進め、哀哭して去つた、諸名士は之を見て曰ふのに、この人は必ず、南州の高士徐孺子であらうから、留めて事務を尋ねたいものであると、そこで辯舌の巧なる陳留郡の茅容をして之を追はしめた、かくて茅容は徐穉に追ひ付き、先づ國家の急務を尋ねた、然かも穉は之に答へないで別れ去つた、依て容は歸つて之を諸名士に告げたところが、大原郡の郭泰がいふのに、彼の徐孺子が國事を答へない愚なるが如き點は、これその智の勝れたるが爲めで、到底我が徒の及ぶべからざることであると、大にその賢を稱した、蓋し武子は國家無道の際によく沈晦して愚なるが如くし、以てその患を免れた人である、而して武子が愚なるが如くしたのは、當時智を用ゆれば、患を免れぬことを知つた爲めであつて、卽ち時運を達觀するに足る大智があつたからである、故にその愚なるが如きは、卽ち大智のある所以である、今孺子も當時の形勢の非なるを看破し、妄りに時事を談ずるの、反て一身の災となることを知つたから、遂に茅容の問に答へなかつたのである、郭泰はよく此の間の消息を知り、深くその見識の卓異なるに敬服し、孔子の言を借りて之を賞讃したのである、因に、後漢書徐穉が傳に、穉嘗爲大尉黃瓊所辟、不就、及瓊卒歸葬、穉乃負糧徒步、到江夏赴之、設雞酒薄祭、哭畢而去、不告姓名、時會者四方名士郭林宗(泰)等數十人、聞之疑其穉也、乃選能言語生茅容、輕騎追之云云、及林宗有母憂、穉往弔之、置生芻一束於廬前而去、衆怪不知其故、林宗曰、此必南州高士徐孺子也、詩不云乎、生芻一束、其人如玉、吾無德以堪之とある、これに依ると徐穉が生芻を置いたのは、郭泰の廬前で、黃瓊の墓前では無い、又此必南州高士徐孺子也は郭泰の語で諸名士の語で無いのである、曾先之は杜撰の責は免れないと思ふが、今は本文の儘に講じて置く、

泰初游洛陽、李膺與爲友、膺嘗歸鄕里、送車數千兩、膺惟與泰同舟而濟、

て之を葬ること、但しこゝは二字で壙墓のこと、外、ホトリと訓む、傍の意、白茆藉飯、茆は茅に同じ、藉はシクと訓む、敷也、白茅を以て敷くは、之を清潔にする爲めである、謁、名刺也、行、サルと訓む、歸り去ること、釋、ユルスと訓む、宥也、

【解釋】 尙書令の陳蕃は、處士の徐穉と姜肱等を朝廷に推薦した、さて徐穉は字を孺子と曰ひ、豫章郡の人である、嘗て陳蕃は豫章郡の太守であつた時、餘り賓客に應接しなかつたが、唯徐穉のみは之を尊重した、卽ち穉の專用として特に一榻を設けて之を厚遇し、穉が辭し去つた後は、之を壁間に懸け置き、決して穉以外の人の爲めに使用しなかつた、蓋しこれは穉の人格に推服し之を殊遇したからである、かくて穉は遠近の諸公から、屢〻召命を受けたが、皆辭して應じなかつた、然し一たび自分を召致せんとした諸公が死去したことを聞いた時は、必ず聞く度毎に、笈を負ふて赴き弔ふた、此の場合には豫じめ、一羽の雞を炙り、又別に酒を綿に漬し、之を日光に晒して乾した後、この綿の中に彼の炙つた雞を包み、それを笈の中に入れて負ふて行くのである、而して墓の傍に至り、彼の綿を水に漬して酒氣を生ぜしめ、又白き茅を地に藉いて、その上に飯を置き、又雞を以てその前に置き、酒肉飯の三品を備へたる意志を表明し、心靜かに墓前に拜してその靈を祭るのである、かくて祭ることが終ると、一枚の名刺を留め、喪主に面會しないで辭し去るのである、これは禮記の所謂死を知つて生を知らず傷んで而して弔せざるの意に從つたのである、徐穉は此の如く禮を守る賢者であつた、又姜肱は彭城郡の人で、仲海季江の二人の弟と共に、親には孝養を盡し、兄弟の間は互に友愛の情が濃かであるといふ聞えが高かつた、此の三人は常に一個の寢具を共にして起臥し、その睦まじいことは同身一體の樣であつた、肱は嘗て末弟季江と共に郡衙に行つたとき、その途中で强盗に遇ひ、殆んど殺されんとした、この時兄弟は互に死を爭ひ、麗しい友情を發揮したから、流石の强盗も之を見て大に感激し、慚愧し二人を皆宥したといふことである、姜肱も此の如き人格の高い人であつた、而して陳蕃は夙に此の二處士に推服して居たから、是に至つて之を朝廷に推薦したのであるが皆辭して行かなかつた、卽ち二人は、陳蕃の薦により今年に至つて朝廷から召されたのであるが固辭して行かなかつたのである、

黃璚卒、四方名士會葬者七千人、穉至、進醊哀哭、置生芻墓前而去、諸名士曰、此必南州高士徐孺子也、使陳留茆容追之、問國事、不答、太原郭泰曰、孺子不答國事、是其愚不可及也、

られなかつた、

梁冀凶恣日積、以外戚用事者二十年、威行内外、天子拱手而已、上與宦者單超等謀、勒兵收冀印綬、冀自殺、梁氏無少長皆棄市、超等五人皆侯、自冀誅、天下想望異政、黃瓊首爲大尉、

【字解】拱手、手出しをせぬこと、超等五人、單超、徐璜、貝瑗、左悺、唐衡の五人、

【解釋】梁冀は凶悪暴恣日に積り、外戚を以て政を執ること二十餘年の久しきに及び、威は内外に行はれ、百僚敢て命に逆ふ者無く、天子は己れを恭しくして一言も發することを得ず、唯手を拱して坐すのみであつた、故に上の積忿は遂に震怒と爲り、親信する所の宦者單超等と謀り、兵を勒して冀が第を圍み、大將軍の印綬を取り上げた、依て流石の冀も遂に自殺したから、上は悉く梁氏の一門を捕へ、老少の別なく皆之を棄市の刑に處し、又單超等五人の功を賞し皆之を列侯に封じた、かくて冀が誅せられてから、天下は新異の政令を要望したから、上は之に應ずる爲め、黃瓊を首として大尉と爲し、以て州郡の貪汚をしりぞけたから、天下の政治は大に面目を改めた、

陳蕃薦處士徐穉、姜肱等、穉字孺子、豫章人、陳蕃爲守時、特設一榻以待穉、去則縣之、穉不應諸公之辟、然聞其死、輒負笈赴弔、豫炙一雞、以酒漬綿、暴乾裹之、到冢隧外、以水漬綿、白茆藉飯、以雞置前、祭畢留謁、不見喪主而行、肱彭城人、與二弟仲海季江、俱孝友、常共被、嘗遇盜、兄弟爭死、盜兩釋之、穉肱被徵、皆不至、

【字解】榻、牀の細長いもの、但し下文に去則縣之とあるから、折り疊む樣に出來て居るものと思ふ、縣、懸に同じ、辟、メスと訓む、招聘すること、笈、書籍箱、然し之れは背中に負ふ樣に出來て居るもの、暴乾、日に晒して之を乾すこと、凡そ暴の字は、暴虐暴風の如く、嵐又は俄の場合には音バウ、日に晒す場合には音ボクとなる、又乾の字は乾坤などの方角の時には音ケン、かはく、かはかすの義には音カンとなる、裹、ツツムと訓む、包也、冢隧、冢は塚也、隧は地を堀り横道を作つ

金の縷を以て縫ふた玉衣、便蒙に、玉匣、金縷玉衣也とある。又杜氏通典に、漢舊儀、帝崩含以珠、纒以緹繒十二重、以玉爲襦、如鎧狀連縫之以黄金爲縷、腰以下以玉爲札、長尺、廣二寸半、爲柙、下至足、亦縫以黄金縷、縫諸衣衿斂之、則其狀如鎧甲、故謂之玉匣、甲或作匣、或作柙、古字不必拘偏傍、借同聲用之とある、剖、サクと訓む、裂き破ること、詣、致也、中官、宦官のこと、宦者は宮中に奉任す、故にいふ、王爵、王侯の爵位、天憲、天子の憲法、卽ち王法のこと、銜、フクムと訓む、王法がその口から出づること、亢然、屈服せざる貌、不省、報答の無きこと、顧られないこと、

【解釋】　この歳朱穆を以て冀州の刺史と爲した、これは永興元年に冀州は水害を被り、飢民四方に流亡すること數十萬であつたが、縣令邑長は之を賑恤せず、その窮狀京師に聞へたから、上は特に朱穆を擢んでて刺史に任じたのである、さて冀州の府令邑長は、豫てから朱穆の人と爲りは嚴正であることを聞いて居たが、今その人が新らたに刺史として來任することを知つて大に恐れ、穆が未だ到著しない前に、既に印綬を解いてその官を辭したものが四十餘人の多きに上つた、かくて朱穆は任所に到著したが、先づ官吏の所爲を糺明し、賄賂を貪つて品行の汚れたる者を奏劾し、皆之を嚴罰に處した、當時宦者に趙忠といふ者があつたが、父が京都で死んだ爲め、その喪を送つてその鄕里の冀州に歸り、天子の崩御に用ゐる金縷の玉衣を製し、之を其遺骸にかけて葬つた、朱穆は自分の任地に於てかゝる僭越の非行の宦者があつたことを聞き、その地の郡守に驗案せしめて、その墓を發掘し、棺を打ち破つて玉衣を取り出ださしめた、上は之を聞いて大に怒り、穆を召還して廷尉の官に下し、その罪を糺問させた、これは上は寵臣趙忠の愛に溺れて居たからである、是に於て大學生劉陶等數千人穆が爲めに上書してその無辜の罪なることを訴へて曰ふのに、方今中官の輩は、國家の權柄を盜み、手に王侯の爵を握り、口に天憲を銜み實に不臣の極を盡して居る、卽ち彼等の手には爵位を予奪する權があり彼等の口には人を生殺するの自由を有して居る、故に一たび彼等に佞すれば、彼等は忽ち顯爵を授け、一たび彼等に抗すれば、彼等は忽ち嚴刑を加へるのである、かゝる次第であるから滿朝の臣僚は皆彼等を懼れ、彼等に阿諛して居る、然るに朱穆のみは獨り亢然として屈せず、一身の危害を顧ないで、專ら天子の爲めに心を盡し、憂を懷き、極力彼等が朝威を凌辱して居るのを詰責せんとし深く工夫を凝らして居る大忠臣である、而して陛下は之を察せず、故なく此の大忠臣を殺さんとして居られる、故に臣等は、願くは社稷の爲め、穆に代つて刑を受けたいものであると、かく上書した所が、上は乃ち穆の罪を許した、其後劉陶等は又上疏して、朱穆と李膺との二人を登用し、以て王室輔位の重任を托せられんことを請ふた、是は穆と膺とは、中興の良佐、國家の柱石と爲るに足る人物であつたからである、而して此の上疏は、遂に何等の報答に接せず、採用せ

なる梁肉を用ひないで、藥石を用ひると同じである、凡そ梁肉藥石は、互にその用法を誤ると害があつて功がなく、損があつて益が無いのである、而して德敎の刑罰に於けるも亦然りである、今や我が朝廷は、數世の祖より以來、優柔不斷にして恩貸の政多く、皇威爲めに地に墜ち、國家の衰運言ふに忍びざるものがある、之を譬へて言へば、御者がその轡を棄てた爲めに、馬はその銜を脫じ、四牡が横道に走り込み、天子の大輅は將さに傾覆せんとする程に危險なる場合と爲つて居ると同じである、而して此の場合に於て、此の危難を救はんとするには、必ず方さに手綱を取り直し、轅を引き締めるより外に、應急の手段は無いのである、どうして晏然として和と鑾との鈴を鳴らし以てその音の調子を淸くする暇があらうか、そんな優長なことをすると遂に傾覆の災に遇ふのみであるから、そんなことは決して出來ないのである、さて今の時は殆んどこれによく類して居るから、宜しくその優柔不斷の政を改め、法律刑罰を嚴にし、罪ある者は必ず誅し、惡ある者は必ず戮し、以て朝廷の威信を明にすべきである、昔文帝は身體を毀損する肉刑を除いたけれども、尙ほ右の足を斬るべき罪の者も、之を斬首の嚴刑に處し、笞刑に處する罪の者も、往往に死刑に處した、これ文帝は嚴を以て太平を致されたので、決して寛を以て太平を致されたのでは無いのであると、蓋し以上論ずる所は、專ら時弊を矯救すべき大策で、特に四牡の喩は、政を爲す者が既に之を寛に失すれば、嚴を以て之を濟ふべきことを論じたものである、さて仲長統といふ者が、この書を見て歎じて曰ふのに、これは實に明論卓說であるから、凡そ人君たらん者は、宜しく此の一通を寫し、之を玉座の左右に置き、以て施政の參考に供すべきものであると深く感服した、

朱穆爲冀州刺史、令長望風解印去者數十人、及到奏劾貪汚、有宦者歸葬父用玉匣、穆案驗剖其棺出之、上聞大怒、徵穆詣廷尉、太學生劉陶等數千人、上書訟穆、謂中官竊持國柄、手握玉爵、口銜天憲、穆獨亢然不顧、竭心懷憂、爲上深計、臣願代穆罪、上赦之、陶又上疏、乞以穆及李膺輔王室、書奏不省、

【字解】奏劾貪汚、貪官汚吏の罪を推窮して之を奏問すること、貪は廉の反對で、物を欲すること、汚は淸の反對で、行の濁ること、玉匣、

族が來朝したとある、平城之圍、高帝が匈奴の爲めに平城で包圍されたことを指す、藥石、藥は良藥、石は鍼すること、粱肉、粱は美穀、肉は鳥獸魚介の肉、殘、惡也、恩貸、嬖臣を恩寵し、罪があつても之を不問に附すること、馭委轡、馬駘銜、馭は御と同じ御者のこと、委はスツと訓む、棄也、轡は手綱なり、駘は外也、脫也、銜は馬の口鐵也、孔子家語に、古者天子、以二德法一爲二銜勒一、以二百官一爲二轡策一、故善馭レ馬者、正二銜勒一、齊二轡策一、善馭レ人者、一二其德法一、正二其百官一也とある、こゝはこの意を引用したのである、四牡橫犇、四牡は四頭の牡馬で、天子の車につけるもの、犇は奔に同じくハシルと訓む、走也、橫犇とは亂れ行くこと、皇路、大輅也、大輅とは天子の車をいふ、一說に王路也と、險傾、危險にして傾覆せんとすること、一說に平坦ならざる意であると、揁勒鞬輈、揁は持也、勒は轡と同じく馬の手綱、鞬は束也、輈は車の轅也、和鑾、和も鑾も皆車につける鈴の名、而して之を車につけるは、運轉の調子を取る爲めである、而して和鈴は軾の上につけ、鑾鈴は衡の上につけるのである、右趾、右の足、仲長統、仲長は姓、統は名、

【解釋】　天下の州郡に詔して獨行の名士を推擧させた、時に涿郡の崔寔といふ者、選に當つて公車の府まで來たが、俄に病と稱して策問に對へず、その儘退いて政論一篇を著はし、以て天下に公にした、さてその文の大略に曰ふのに、凡そ聖人は物に凝滯せず、能く世の中の形勢に從つて推し移り、その時時の宜しきに從つて之れが措置を施すものであるが、凡俗の士は融通の才に乏しいから、只心を苦ましむるのみで時の變遷を覺知することが出來ない、故に常に迂說腐談を吐いて、國家を誤るのである、而して彼等凡俗の士は以爲へらく、古昔の結繩の約束は、復た亂秦の政緒を治むべく、干羽の舞は以て高帝平城の圍みを解くことが出來ると、これ何たる妄信迂愚の說であるか、由來上代は人情が質朴で、物事が簡易であつたから、繩を結んで萬事を約束をしても、誰れも相欺くことは無かつたのである、然し秦の亂世に至つては人心狡猾にして詐僞百出、到底繩を結ぶの約束を以て、萬事を處理することが出來ないのである、又舜は禹をして有苗を征せしめ、その服せざるを見て、樂人をして干羽を執つて舞はしめたところが、有苗氏はその文德に感じて來服した、これは古史に明らかなことで疑ひなき事實であるが、然し高帝が平城に於て匈奴四十萬の大軍に圍まれた時、復た之に倣ふて干羽の舞の如き優長なることをなし、以て粗暴の單于を服せしむることが出來ないのは明らかな事である、何となればこれは時勢が變化したからである、然るに俗士は之を洞察することが出來ないで、此の如き迂遠なる妄說を、平然として吐いて居るのは、實に慨嘆の至りである、抑、法律刑罰は、國家の紛亂を治むる藥石であつて、道德文教は、天下の太平を興すの粱肉である、然るに之れが方法を誤り、德教を以て殘賊を除かんと欲するは、これ病を治療するに、適切なる藥石を用ゐないで、粱肉を用ひると同じいのである、又刑罰を以て太平の治を興さんと欲するは、これ身體を營養するに尤も必要

道の君子が一堂に相會して歡談をしたから、此の象忽ち天文に現はれ、是の日洛陽の太史官は、上に奏聞して曰ふのに、今日天に德星が見はれた、これは必ず京都を距ること五百里以内の地に於て、賢人君子が聚り會して居るであらうと、陳寔は嘗て大丘の邑長と爲り、己れが德を修めて自らその節操を高潔にし、以て政を爲したから、邑里よく治まり、誠に清淨簡潔であつた、故に、寔が去つて後も、吏民はその德を追慕した、嘗て紀の子と諶の子とが、各、その父の優劣を論爭し遂に之を祖父なる寔に問ふた、寔が曰ふのに、人倫の順序では元方は兄で、季方は弟である、然しその人物に於ては、元方必ずしも季方の上に出でず、季方必ずしも元方の下に在らず、二人とも同等で、優劣をつけ難いのであると、かく諭したといふことである、さて桓帝の世には、此の如き有道の君子もあつたのである、

詔舉獨行之士、涿郡崔寔至公車、不對策退、而著政論、略曰、聖人能與世推移、俗士苦不知變、以爲結繩之約、可復治亂秦之緒、干羽之舞、可以解平城之圍、夫刑罰者治亂之藥石也、德教者興平之梁肉也、以德教除殘、是以梁肉治疾也、以刑罰治平、是以藥石供養也、自數世以來、政多恩貸、馭委其轡、馬駘其銜、四牡橫奔、皇路險傾、方將拑勒鞬輈以救之、豈暇鳴和鑾清節奏哉、昔文帝雖除肉刑、當斬右趾棄市、笞者往往至死、是文帝以嚴致平、非以寬致平也、仲長統見其書曰、凡爲人主、宜寫一通置之坐側、

【字解】 獨行之士、正義を守り、人に阿依せざる卓異の行ある人、涿郡、今の直隷省順天府涿州治、公車、官署の名、この署は吏民の上書を受け、及び徵召者のことを掌る、對策、卷二の董仲舒の條を見よ、結繩之約、上古の政事は簡單で、唯繩を結んで事を約束したことを指す、干羽之舞、干は盾なり、羽は翳なり、翳とは鳥の羽の際翳すべきもので、舞ふ者には必ず此の二者を持たせるのである、故に干羽の舞といふ、書經に、昔禹王は此の舞を南階に於て舞はせたところが、有苗の蠻

清淨、吏民追思之、紀謂之子、問其父優劣於其祖、寔曰、元方難爲兄、季方難爲弟、

【字解】 朗陵、邑の名、今の河南省汝寧府確山縣の西南に在る、神君、神の如き明智ある宰相、高陽里、昔し顓頊高陽氏に才子が八人あつて、之を八凱と稱し、舜帝の時に重用せられた、今縣令は此の故事に因んで之をその里に命じ、以て八子を旌表したのである、御、御者となること、詣、至也、迭、タカヒニと訓む、互也、德星、景星也、史記天官書に天精而見景星、景星者、德星也、其狀無常、出於有道之國とある、正義に之を說いて、景星狀如半月、生於晦朔、助月爲明、見則人君有德、明聖之慶也とある、つまり世の中に有德の君子が居ると現はれる星である、大丘、邑の名、今の安徽省潁州府亳州治、

【解釋】 前の朗陵侯の相國であつた潁川郡の荀淑は、年若くして學問博く、よく古今の書に通じ、且つ崇高なる人格を備へ、品行は卓然として超越して居たから、李固や李膺の諸名士は、皆之を師とし宗として尊重した、嘗て朗陵侯に宰相と爲つて居たときも、その政治は公正であつたから、時人之を神君と稱して推尊した、さて荀淑には八人の男子があつて、皆聰明であつたから、當時の人は、之を龍に比し、荀氏の八龍と稱した、而してその第六子は名を爽、字を慈明と曰ひ、才識學問共に他の兄弟より秀で丶居たから、或る人は之を評して、荀先生の八龍中、慈明は無雙の高士であると曰ふた、當時荀淑は潁陰縣に住んで居つたが、その縣令は、淑の八子皆秀才であることを珍とし、之を古の顓頊の子に比し、その里を新に高陽里と命じ、以て荀氏の德を旌表した、爽は嘗て李膺に謁し、因つて李膺の爲めにその馬車に御して外に出た、既にして家に歸つてから、喜んで曰ふのに、予は今日李君の御者と爲ることが出來、誠に光榮であつたと、蓋し李膺は當時の德望家で、且つ理想識見共に高く、猥りに人に交らなかつた人であつた、而して今爽は此の人の爲めに御者と爲つたことを喜ぶのは、獨り李膺の人格の高きを慕ふのみならず、又自らも德操があつて李膺等と周旋するに足る人物であることを證することが出來るのである、さて爽の優れた人物であることは此の如しであるが、當時又同郡に陳寔といふ人があつて、其の名は荀淑と竝び稱せられ、頗る名望があつた、この人が嘗て荀淑の家を訪問した、この時、寔の長男で名は紀、字は元方といふ者が御者と爲り、次男の名は諶、字は季方といふ者が驂乘した、而して孫の名は群、字は長文といふ者は尙ほ幼少であつたから、車中に於て寔に抱かれ共に輿に淑の家に至つた、そこで荀淑は大に歡待し、彼の八龍は更〳〵互に寔等父子の左右に侍し、接伴甚だ努めた、この時荀淑の孫で名は或字は文若といふ者は、寔の孫と同じく亦幼若であつたから、淑に抱かれてその膝の上に在つた、かく陳荀二家の有

八歳にして位に卽いた、帝は幼少の時から聰明で、嘗て廟堂に於て、公卿百官を朝會した時、梁冀を目し、之を指して曰ふのに、これは跋扈將軍であると、滿坐の中で、臆面も無く罵つた、これは帝の聰明なる早く既に冀の凶惡を知つて居たからである、是れから冀は深く帝を惡み、遂に左右の近臣をして鴆毒を餅中に入れて進めさせたから、帝は遂にその毒に中つて崩じた、位に在ること一年有半、改元するもの一、本初といふた、かくて梁冀は、蠡吾侯に封ぜられた名は志といふ人を迎立した、これが孝桓皇帝である、

○孝桓皇帝、名志、章帝曾孫也、年十五卽位、梁冀以定策功益封、又封其子弟皆侯、李固杜喬欲立清河王蒜、至是蒜貶爲侯自殺、固喬下獄死、

【字解】皆侯、冀が弟不疑は潁陽侯に、その弟蒙は西平侯に、冀の子胤は襄邑侯に封ぜられたことを指す、

【解釋】孝桓皇帝は名を志と曰ひ、章帝の曾孫で、年十五にして位に卽いた、而して梁冀は帝を迎立する策を定めた功を以て、その封邑を增加せられ、又その子弟は諸侯に封ぜられ、各萬戸を賜はられた、是より先き、李固と杜喬との二人は、清河王名は蒜を立てんと欲したが、その策が成功しないで、遂に志が立つ樣になつたから、是の爲めに、蒜はその爵を貶せられて諸侯にされたから、幽憤の極自殺した、又李固と杜喬の二人は、獄に投ぜられ、遂に牢死した、これは冀に讒せられた爲めである、

前朗陵侯相潁川荀淑、少博學有高行、李固李膺等、皆師宗之、相朗陵、治稱神君、子八人、時人稱爲八龍、其六曰爽、字慈明、人言、荀氏八龍、慈明無雙、縣令命其里曰高陽里、爽嘗謁李膺、因爲之御、既還喜曰、今日乃得御李君矣、同郡陳寔、與淑齊名、嘗詣淑、長子紀字元方、御車、次子諶字季方、驂乘、孫群字長文、尚幼、抱車中、至淑家、八龍更迭侍左右、淑孫彧字文若、尚幼、抱置膝上、太史奏、德星見、五百里內有賢人聚、寔嘗爲大丘長、修德

部、郡邑を巡察すること、姦贓之罪、カンザウノツミ、姦曲にして賄賂を納れたる罪、

【解釋】 時に郡守州牧に政を能くする者數多し、今其の一例を擧げんに、冀州の刺史の蘇章といふ者あり、其の故き友人に淸河郡の太守を務むる者があつたが、章が州郡を巡察する時に會〻淸河郡に至つたので、其の郡守は爲に酒宴を張つて甚だ章を歡待して喜んで曰ふに、人は皆一つの天恩を戴けども我は獨り二つの天恩を戴くことが出來る、卽ち故人の州牧が巡察に來たので、總て大目に見て吳る、ならんとの意である、よつて章は色を正して曰ふに、今日此の蘇孺文（孺文は章の字）が舊友と酒を飮むは、是れ一の私恩である、明日は冀州の刺史の資格で、其の事を案じ察するは是れ天下の公法であると、遂に其の姦曲にして賄賂を納れたる罪を取り糺して正規の法に處したのである、上位に在ること二十年にして崩じた、年號を改めたことが五つで、永建、陽嘉、永和、漢安、建康と曰ふ、太子が立つた、是が孝沖皇帝といふのである、

○孝沖皇帝、名炳、年二歲卽位、三閱月而崩、改元者一、曰永嘉、梁太后迎立渤海孝王之子、是爲孝質皇帝、

【解釋】 孝沖皇帝は名を炳と曰ひ、年二歲にして位に卽いたが、僅かに三ケ月を經て崩じた、改元すること一、永嘉といふた、梁太后は渤海に封ぜられた孝王の子を迎へ、之を立て、後嗣とした、これが孝質皇帝である、

○孝質皇帝、名纘、章帝曾孫也、年八歲卽位、少而聰慧、嘗因朝會、目梁冀曰、此跋扈將軍也、冀深惡之、使左右於餅中進毒、遂崩、在位一年有半、改元者一、曰本初、冀迎立蠡吾侯、是爲孝桓皇帝、

【字解】 曾孫、これは玄孫の誤である、漢の系統を案ずるに、章帝伉を産み、伉寵を生み、寵鴻を生み、鴻質帝を生んだのである、少、ワカシと訓む、幼少のこと、跋扈、凶横自ら恣にして人を凌ぐこと、通鑑の註に、跋跳也、扈竹籠也、謂水居者、於水未至作竹籠以候魚入、水退小魚獨留、大者跋扈而出、故以爲喩とある、又一說に、跋扈猶強梁也、爾雅山卑大曰扈、言強梁之人、行不由正路、卑大之山、欲跋而踰之也とある、今案ずるに、二說その說く所を異にするも、凶横人を凌ぎ、傍若無人の意たるとは同じである、餅、舊註に麪食とある、麥粉を以て製した食物、蠡吾、國の名、今の直隷省保定府博野縣の西南の地、

【解釋】 孝質皇帝は名を纘と曰ひ、章帝の玄孫で、年僅かに

嬰等爲之制服行喪、

【字解】河南尹、河南は帝都のある郡、今の河南省の河南府に當る、尹は長官の義、豺狼、梁冀と梁不疑との兄弟に譬ふ、狐狸、州郡の官吏に譬ふ、劾奏、罪ある者を推し窮めて奏聞すること、中傷、人の行爲を強いて惡しざまに作り、其の名譽を傷くること、揚徐、揚は州の名、今の江蘇省の揚州府江都縣に當る、徐も州の名、今の安徽省の泗州盱眙縣の西北に當る、譬曉、譬喩を引いて得心さすること、晏然、やすらかなる貌、

【解釋】皇后の父の梁商を以て大將と爲した、其後商が死んだので、其の子冀を大將軍と爲し、冀の弟の不疑を河南尹と爲した、漢安元年八月に、杜喬、周擧、周栩、馮羨、欒巴、張綱、郭遵、劉班の八人を使者として天下の州郡に分ち遣して其の地方の官吏の正邪得失を按檢せしめた、然るに張綱のみは其の車輪を洛陽の都亭の土中に埋めて、州郡に出張せざる決心をなして曰ふに、豺狼の如き梁氏兄弟が道に當つて居る世の中に、なんで狐狸の如き州郡の官吏の得失を問はれうぞと、遂に冀と不疑とが君を無き者にせんとする心のあること十五箇條を推し窮めて奏上した、上は綱の直言なることを知つては居るが、之を用ゐることが出來なかつた、而るに梁冀は反つて之を中傷せんと欲したが、折しも廣陵の賊の張嬰といふ者が揚徐兩州の閒を寇し亂して十餘年を經ても平定せないので、綱を以て廣陵の太守と爲して其の失敗を希望して居たのである、しかるに綱はたゞ一輛の車に乘つて徑に張嬰の壘門に至り、先づ文書で會見を請ひ、其より面會して懇切に譬喩を引いて說諭したので嬰等一萬餘人の者が降參した、よつて綱は賊の壘に入つて酒宴を開き、其の降りし衆を思ひ〳〵に散じ遣りて往き度き方面に往かしたので、民心大に從服し、南方の揚州は太平となつた、綱は郡に在ること一年にして卒した、嬰等五百餘人之が爲に喪服を制し、鄭重に葬ひたりといふことである、

時二千石長吏、有能政者、冀州刺史蘇章、有故人爲淸河太守、章行部、爲設酒甚歡、守喜曰、人皆有一天、我獨有二天、章曰、今日蘇孺文與故人飮者私恩也、明日冀州刺史案事者公法也、遂擧正其姦贓之罪、上在位二十年、崩、改元者五、曰、永建、陽嘉、永和、漢安、建康、太子立、是爲孝冲皇帝、

【字解】二千石長吏、郡守といふに同じ、其の年俸二千石なるよりいふ、我國の縣知事に相當す、刺史、一州の長官、州牧といふに同じ、行

川李膺、下邳陳球等、三十餘人、得拜郎中、

【字解】章句、經書の一章一句の義、牋奏、牋は皇后皇太子王府に上ろ書、奏は天子に申し上ぐろ表文、子奇、齊の尹吉甫の子の名孝行の聞えありし人、

【解釋】孝順皇帝、名は保といふ、宦官孫程等に迎へられて立つたのである、故に宦官は其の功を以て侯爵に封ぜられたる者が十九人あつた、孫程、王康、王國、黄龍、彭愷、孟叔、李建、王成、張賢、史梁、馬國、王道、李元、陽佗、陳予、趙封、李剛、魏猛、苗光である、尚書令の左雄といふ者が、上奏したるによつて、上其の論を用ひ郡國をして孝廉を擧げしめ、其の年齢は四十以上の者に限り、諸生の經書の章句の義に通じ、文吏の牋奏建白に通達する者は、此の選に應ずことを得しめ、又特別の俊才あつて古の顏淵子奇などの如き者あれば、年齢に拘はらず選に應じて然るべしと布告せられた、さて此の左雄は公明正直にして治道に通じ吏事に明かに、能く人物の眞僞を審覈し、志を決し斷行するといふ質である、或る時廣陵郡から擧げたる孝廉の徐淑といふ者は其の年まだ四十歳に足らないから、掛りの役人之を拒みて選に應ぜしめなかつた、ところが其の徐淑は詔書に茂才異等ありて顏淵子寄の若くなれば四十に滿たずとも應試すべしとあると抗辯したので、雄は叔を呼び附けて曰ふに、顏回は一を聞いて十を知りし人である、孝廉（淑を指す）は一を聞いて幾何を知るかと詰問したので、淑は答ふることが出來なかつた、よつて之を罷め郤け且つ之を擧げたる郡守を免官とした、暫くして中外の諸官孝廉の選擧の謬によつて官を免ぜられたる者十餘人もあつた、惟汝南の陳蕃潁川の李膺下邳の陳球等三十餘人のみ選に應じて合格し、郎中に拜せらるゝことを得たのである、

以皇后父梁商爲大將軍、商死、以其子冀爲大將軍、不疑爲河南尹、遣使者八人、分行州郡、張綱獨埋其車輪於洛陽都亭曰、豺狼當道、安問狐狸、劾奏冀不疑無君之心、十五事、上知綱言直、而不能用、冀欲中傷之、廣陵賊張嬰、寇亂揚徐間、十餘年、乃以綱爲廣陵太守、綱單車徑詣嬰壘門、請與相見譬曉之、嬰等萬餘人降、綱入壘宴、散遣任所之、南州晏然、在郡卒、

極め、且つ震に請託して仕官を求めたが、震は嘗に之を謝絶せしのみならず、屢〻親狎の宦官を屏棄せんことを上奏した、宦官等は之を見て大に震を怨み、相共に事を揑造して震を讒した、帝はその讒を信じ、策書を與へて震が大尉の官を免じた、是に於て震は自殺したのである、さて震の葬式の日には、天下の名士畢く會葬し、又大さ一丈餘の鳥があつて墓前に飛び來り、俯仰徘徊涕泣して去つた、これは震の德が獨り人間のみならず、禽獸迄及んだからである、

上少號聰明、既即位多失德、在位十九年崩、改元者、五、曰、永初、元初、永寧、建光、延光、太子先爲近習所譖、坐廢爲濟陰王、閻皇后臨朝、與閻顯迎章帝孫、北鄕侯懿嗣位、宦者孫程等誅顯、遷閻后、迎立濟陰王、是爲孝順皇帝、

【字解】濟陰、郡の名、兗州に屬す、今の山東省の曹州府定陶縣の西北に當る、

【解釋】帝の幼少なる時は聰明なりとの評判であつたが、位に卽いてから君德を失ふことが多かつた、位に在ること十九年間で、年號を改めたことが五つで、永初、元初、永寧、建光、延光といふ、皇太子は先きに近習の江京等に譖せられ、事に坐して廢せられて濟陰王と爲つた、よつて閻皇后朝に臨んで政を聞き、后の兄の閻顯と共に相談して章帝の孫の北鄕侯の懿を迎へて位を嗣かしめた、在位僅に八ケ月にて薨じたので、顯は復諸王子を選ばんとしたが、宦者の孫程等は顯を誅し、閻皇后を宮中より離宮に遷し、濟陰王を迎へ立てた、是が孝順皇帝といふのである、

○孝順皇帝、名保、爲孫程等所立、宦官以功封侯者十九人、尙書令左雄、奏令郡國擧孝廉、限年四十以上、諸生通章句、文吏能牋奏、乃得應選、其有茂材異等、若顏淵子奇、不拘年齒、雄公直精明、能審覈眞僞、決志行之、有擧少年至者、雄詰之曰、顏回聞一知十、孝廉聞一知幾邪、頃之中外坐謬擧黜免者十餘人、惟汝南陳蕃、潁

が如く、之を澄せども淸まず、之をみだせども濁らず、實は奧底の量られない大人物である、故に此の大人物の許に逗留して遊ぶのであると曰ふた、又憲初め孝廉に擧げられ、又郡守の公府に辟された時、或人仕官を勸めたが、憲は之を拒まず暫く京師に逗留して居て、何か心に思ふ子細あつて鄕里に還つた、其の後延光元年に壽四十八にして死んだ、

大尉楊震自殺、震關西人、時人稱之曰、關西孔子楊伯起、教授生徒、堂下得三鱣、都講以爲、有三公之象、取以進曰、先生自此升矣、後嘗爲郡守、屬邑令、有懷金遺之者、曰、暮夜無知者、震曰、天知、地知、子知、我知、何謂無知、令慚而退、及爲三公、時宦者及上乳母王聖用事、皆有請託、震不從、又數以近習爲言、共構之、策收印綬、遂死、葬之日、名士皆來會、有大鳥高丈餘、至墓前、俯仰流涕而去、

【字解】 楊伯起、伯起は震の字、三鱣、鱣は蛇に似た魚で、全身黄色にして黑の斑點あるもの、此の三鱣は鸛雀が口に啣んで震が講堂の前に持つて來たものである、都講、學舍の長、卽ち塾長、三公之象、蛇鱣は卿大夫の服象で、それが三尾であるから三公の象である、郡守、楊震嘗て東萊郡の大守となつた、屬邑令、昌邑縣の令王密、昌邑縣は東萊郡の管下に屬す、遺、贈る、請託、親族故舊の緣に託し、竊かに役人に採用せらるゝことを賴むこと、數、屢、策收印綬、策は大臣を任免する辭令書、收はとりあげる、印綬は官印とその印紐で、以つて夫夫の官職を示すもの、こゝにては大尉の官を指す、

【解釋】 大尉楊震が自殺した、その謂れを聞くに楊震は關西の產で、學德の高い人であつたから、當時の人は、關西の孔子は楊伯起であると曰うて之を褒めた、從來楊震は生徒を集めて教授して居た、嘗て一羽の鳥が、三鱣を啣へて校堂の前に下つた怪事があつた、塾長は之を見て、師楊震が三公となる瑞兆であると爲し、之を楊震に進めて曰ふに、先生は是から高官に昇るならんと、その後震は東萊郡の大守と爲つた、管下に昌邑縣あり、その縣令王密といふ者、深夜金を懷にして震の邸に至り、之を震に贈賄して曰ふのに、深夜誰も知る者が無いから受け取られよと、震が曰ふに否、天之を知り、地之を知り、君も知り、我も知つて居る、何んぞ知る者無しと曰はれようぞと、斷乎として退けたから、令は大に耻ぢて退出した、その後震は三鱣の兆の如く、大尉と爲つて三公の位に列した、此の時宦官及び皇帝の乳母王聖といふ者等が專橫を

陳蕃等相謂曰、時月之閒不見黃生、鄙吝之萌、復存乎心矣、太原郭泰、過閬不宿、從憲累日、曰、奉高之器、譬之氿濫、雖清而易挹、叔度汪汪、若千頃波、澄之不清、撓之不濁、不可量也、憲初擧孝廉、又辟公府、人勸其仕、暫到京師、卽還、年四十八而終、

【字解】汝南、郡の名、豫州に屬す、今の河南省の汝寧府汝陽縣の東南に當る、功曹、郡の錄事、逆旅、逆は迎ふ、旅は旅人、旅人を迎ふるの義で旅館といふに同じ、竦然、音ショウゼン、畏れ敬む貌、顏子、孔子の第一の弟子の顏回のこと、黃憲を顏回に譬へて顏子といふ、惘然、ぼんやりして居る貌、時月之閒、時は三ヶ月、月は三十日、卽ち一二ヶ月、若しくは二三ヶ月の閒といふに同じ、鄙吝、賤しむべき根性、氿濫、キカン、氿は泉の橫穴より涌き出づること、濫は泉の地底より眞直に涌き出づること、特に音カンと讀む、氿濫は小泉の涌き出づること、挹、酌むこと、汪汪、水の深うして廣き貌、撓之、撓は擾でゝみだすこと、

【解釋】建光元年二月に鄧太后病んで崩じた、同年に鄧隲罷められて自殺した、汝南郡の太守王龔は、才能ある人を好み學識ある士を愛し、郡人の袁閬を擧げて錄事としたので、閬は同郡の黃憲陳蕃等を推薦したが、憲は辭して屈せず、蕃は應じて就いた、さて憲の父は貧にして牛醫を事として居る、憲年十四の時、潁川の荀叔といふ者始めて旅館にて憲に遇ひ、種種談話の末憲が幼年なるに拘はらず其の人物の大にして高きに畏敬して之を異常とし、子は吾が師範儀表たるべき人なりと曰ふた、其の後袁閬に面會して子の國には顏子があると曰うて閬に當てさせたら、閬の曰ふには然か云はるゝは吾が郡の黃叔度に面會せられてのことならん、此の郡には叔度以外には顏子に比すべき人物は無い筈であるといふた、時に同郡に戴良といふ人があつて才能はあつたがちと高慢であつた、しかし憲に面會して歸る每にぼんやりとして自失するが如き態度である、よつて其の母親の曰ふに、汝は今日も復彼の牛醫の兒に從うて遊んで來たかと問ふ位であつた、又陳蕃等は常に相共に語り合うて曰ふに、一二ヶ月閒も黃生を見なければ何時しか賤しむべき根性が心に存するやうになると、深く其の德を崇んだ、又太原郡の郭泰は汝南郡に行きて袁閬の許を過ぎりて訪づぬるも、閬の宅には一宿もせずして憲の宅に何日も宿り込んで遊んで來るのである、或人其の理を問へば其の答に、奉高(閬の字)の器量は小さくして之を小泉の湧き出づるに譬ふべく、假令其の水は清くとも或は淺くして酌み易し、叔度の器量は大いにして大海の深く廣き

を請うてから出發せんと宣言したので、羌は之を聞いて援兵の來るまではまだ時日もあらんと心を弛べ、分れ〳〵になつて近縣を掠め荒した、詡は其の散ずるに附け込んで、日夜道を進めて通り抜け、又一つの方略を考へ出し、軍士に命じて各〻二つの竈を作らしめ、其の翌日には各〻四つ竈を作らしめ、かく毎日竈の數を倍增にしたので、或人は之を怪みて曰ふに、昔齊の孫臏は毎日竈を減じたといふことである、而るに君は之を增すのは如何なる理由なるか、又兵法に行軍は毎日三十里に過ぎずとある、而るに今毎日行くこと且に二百里ならんとするは如何なる兵法なるかと問ふた、詡の曰ふに、虜の兵數は衆多である、吾が軍卒は小勢である、小勢のものが徐に行かば衆多のものは追い附き易し、小勢のものが速に進まば衆多のものは氣附き難し、故に日に二百里近くの行軍をするのである、又虜が吾が竈の日に增加するを見れば已に郡兵來り迎ふるがために此くの如く竈を增すことならんと謂ふであらう、又衆多にして行くこと速ならば必ず我を追擊することを憚るであらう、彼の孫臏は弱を見し、吾は今强を示したので、其の勢が同一でないのであるからと答へた、既にして郡に到れば郡兵は僅に三千、而るに羌は一萬餘ありて赤亭城を攻め圍むこと數十日に及んだ、詡は命じて强き弩を發たしめず、潛に小き弱き弩を發射させたので、羌は郡兵力弱くして我が陣地にまで矢を達せしむること能はざるものと輕蔑し、諸兵を合併して急に城に攻め寄せた、詡は得たりと二十張の强き弩を一齊に發射せしめ、一人發射すれば敵に中らずといふことがなかつたので、流石の羌も大いに驚いた、詡は其の虛に附け入らんと城を出で、奮擊した、又其の翌日は其の兵士を行列させて東郭門から出で、北郭門に入らしめ、其の一回毎に兵士の衣服を著更へさせ、幾回も〳〵繰り返して敵兵に見せたので、羌は城中の兵士の數の幾何なるかを知らず、相共に恐れて動搖した、詡は又潛に淺瀨に伏兵を設けて羌の走路を候うて居たが、羌果して大いに逃奔したので、こゝぞと不意擊をして大いに之を破つた、是にて羌は遂に敗れてちり〳〵になつたのである、

太后崩、鄧隲罷自殺、汝南太守王龔、好才愛士、以袁閬爲功曹、引進黃憲陳蕃等、憲父爲牛醫、憲年十四、潁川荀淑遇於逆旅、竦然異之、曰、子吾之師表也、見閬曰、子國有顏子、閬曰、見吾叔度邪、戴良才高、毎見憲歸、惘然若自失、其母曰、汝復從牛醫兒來邪、

此の安帝は二十三歳の時に位に卽いたのであるから此迄冠禮を行はなかつたと見ゆる、朝歌、縣の名、司隷河南郡に屬す、今の安徽省の鳳陽府の東に當る、盤根錯節、蟠りたる根と入り組みたる木の節と、世の中の艱難の喩、攻劫、音コウガフ、せめおびやかすこと、偸盜、音トウタウ、偸も亦盜に同じくぬすむこと、傭作、賃錢を受けて勞作すること、綵綫、いろいと、武都、郡の名、涼州に屬す、今の甘肅省の階州成縣の西に當る、分鈔、手分けして掠め取ること、孫臏、齊の名高き兵法家、貿易衣服、衣服を著更へさすること、數周、幾度となく繰り返すこと、

【解釋】　孝安皇帝、名は祜といふ、淸河王慶の子で章帝の孫である、まだ加冠の禮を行はざるに迎へられて位に卽いた、鄧后なほ朝に臨みて政を聽き、鄧隲は大將軍と爲つた、時に西北の邊軍多事にして幷州涼州は已に叛羌のために殘破せられた、よつて鄧隲は國費の足らないのを憂ひ、涼州を放棄して力を北邊の幷州に致さんと欲した、而るに郎中の虞詡は之を不可として曰ふに、諺に函谷關より西は將軍たるべき人物を出し、關より東は宰相たるべき人物を出すと云うて、烈士武夫は古より多く關西の涼州より出で居る、しかるに今此の涼州を羌胡に委ねんとするは策の得たるものでないと反對したので、衆皆詡の議論に從つた、よつて隲は詡を惡んで何日か罪に陷れんと思うて居る折柄、朝歌縣の賊が其の郡の長吏を攻め殺して暴威を振ひ、州郡之を取り鎭むると能はざる狀態に會ふたので、隲は詡を朝歌縣の長吏と爲し、速に行いて賊を平げよと命じた、よつて詡の故舊朋友は皆詡が任地にて戰死するものと思うて之を弔ふた、しかるに詡は笑うてナニ大丈夫である、凡て世の中の事は艱難に出會はないと其の大人物たることを發揮せないもので、恰も蟠りたる樹根又は入り組みたる木の節に出遇はないと斧斤の切れ味の良否を別つことが出來ないと同樣であると曰うて其の成算あることを示た、かくして朝歌縣に到達すると直に壯士を募集した、其の募集の方法は城を攻め人をおびやかす者を上等とし、人を傷け盜賊を爲す者を中等とし、放蕩にして家業を事とせざる者を下等とし、凡て百餘人を收め得た、而して皆其の前科を赦して之を賊の隊中に混入せしめ、表面賊徒の如く裝ひ、賊を誘うて人を刧し物を掠めなどせしめて、充分賊に油斷せしめ、豫め牒し合せたる場所へおびき出し、兼て設けたる伏兵を以て賊徒數百人を殺した、又貧人の能く裁縫する者を賊の隊中に遣して、賃錢を受けて、賊の衣服を仕立て、色絲を以て其の裾を縫はしめて目印とし、賊徒の此の衣服を著して市里に出づる者あれば、目印によつて直に之を擒にした、是にて賊徒は駭き畏れてちり〴〵に逃走し、さしもに擾れた朝歌縣も隅から隅まで悉く平定したのである、太后は詡が此の如く將帥の才略あるを知つて武都郡の太守と爲したが、詡は任地に赴かんとしたが、叛羌數千人が詡を道に遮つて通さない、よつて詡は其の處に停つて進まず、朝廷に援兵

會朝歌賊攻殺長吏、州郡不能禁、以詡爲朝歌長、故舊皆弔之、詡曰、不遇盤根錯節、無以別利器、及到官、募壯士、攻劫者爲上、傷人偸盜者次之、收得百餘人、使入賊中、誘令劫掠、伏兵殺數百人、又潛遣貧人能縫者、傭作賊衣、以綵線縫其裾、有出市里者、輒禽之、賊駭散、縣境皆平、太后知詡有將帥之畧、以爲武都太守、叛羌數千遮詡、詡停不進、宣言請兵須到乃發、羌聞之分鈔傍縣、詡因其散、日夜進道、令軍士各作兩竈、日增倍之、或曰、孫臏減竈、而君增之、兵法日行不過三十里、而今日且二百里、何也、詡曰、虜衆多、吾兵少、徐行易爲所及、速進、則彼不測、虜見吾竈日增、謂郡兵來迎、衆多行速、必憚追我、孫臏見弱、吾今示強、勢不同也、既到、郡兵三千、而羌萬餘攻圍赤亭數十日、詡命強弩勿發、潛發小弩、羌謂力弱不能至、幷兵急攻、於是使二十強弩、共射一人、發無不中、羌大驚、詡因出城奮擊、明日悉陳其兵、令從東郭門出、北郭門入、貿易衣服、回轉數周、羌不知其數、相恐動、詡潛於淺水設伏、候其走路、羌果大奔、因掩擊大破之、賊由是敗散、

【字解】 未冠、まだ冠を加ふるの禮を行はざること、禮に男子は二十歳で冠を加へて一人前となるとあり、我國の元服の如くである、但し

以て定遠侯に封ぜられ、年來の目的を達した、此の時に當つて、超は既に老年になつたから、京師に還らんことを請願して曰ふに、臣願はくは、生きて再び玉門關に入ることを得ば大幸であると、蓋し玉門關は西域の境上にある漢の關所で、超が再び此の關に入らんと請うたのは、漢が戀しくなつたからである、孝和皇帝は超の願を許可して京師に還らせ、任尙を以て其の後任とした、さて任尙は西域統治策に就いて超に問うた、超が曰ふのに君の性質は嚴にして且つ早急であるが、之は大に注意すべきことである、由來水の淸冽な所には大魚は住まず、苛政の下には人和の無き者である、故に君はこの性を矯め、宜しく寬厚の德を以て之に臨むことが必要であると戒めた、尙は退いて私に人に話して曰ふに、我は班君が必ず西域策につき、奇策妙計を持つて居ると信じて居たが、今の言ふ所を見れば、平平凡凡、すべて取るに足らぬ愚論であると、かくて尙は西域に赴任したが、餘り嚴密にした爲めに、超の言ふ如く、果して邊境の人和を害し、民望を失つた、

上在位十八年、崩、改元者二、曰、永元元興、太子立、是爲孝殤皇帝、

【解釋】　帝位に在ること十八年で崩じた、年號を改めたことが二つで永元元興といふ、太子が立つた、是が孝殤皇帝といふのである、

○孝殤皇帝、名隆、生百餘日卽位、改元延平、在位八閱月而崩、時皇太后鄧氏、臨朝與鄧隲定策、立嗣、是爲孝安皇帝、

【字解】　八閱月、閱は越に同じ、こゆと訓む、八ヶ月を經ること、

【解釋】　孝殤皇帝は隆といふ、生れて百餘日にして位に卽き、年號を延平と改めた、位に在ること八ヶ月を經て崩じた、時に皇太后の鄧氏が朝に臨んで政を聽いて居たので、其の兄の鄧隲と策文を定めて嗣を立てた、是が孝安皇帝といふのである、

○孝安皇帝、名祜、淸河王慶之子、章帝孫也、未冠迎卽位、鄧后仍臨朝、鄧隲爲大將軍、時邊軍多事、鄧隲欲棄涼州幷力北邊、郞中虞詡以爲不可、曰、關西出將、關東出相、烈士武夫、多出涼州、衆皆從詡議、隲惡詡欲陷之、

た、宦官の朝權を專らにすること此の時から始まつたのである、是より先き、漢兵が北單于を擊つたので、北單于は逃走して死んだ、故に漢は其の弟を立てゝ北單于と爲した、而るに其の後漢に叛いたので追擊て斬つて之を滅した、さて東夷の鮮卑は從つて北匈奴の地に根據を定め帝の世より漸く盛んとなつたのである、

徵班超還京師、卒、超起自書生、投筆有封侯萬里外之志、有相者、謂曰、生燕頷虎頭、飛而食肉、萬里侯相也、自假司馬入西域、章帝時、爲西域將兵長史、至上、以超爲西域都護騎都尉、平定諸國、在西域三十年、以功封定遠侯、至是以年老乞歸、願生入玉門關、上許之、任尙代爲都護、請教、超曰、君性嚴急、水清無大魚、宜蕩佚簡易、尙私謂人曰、我以班君當有奇策、今所言平平耳、尙後果失邊和、如超言、

【字解】　投筆云云班超、は家貧しくして官の爲めに傭書す、嘗て筆を投じて嘆じて曰はく、大夫當さに功を異域に立て、以て封侯を取るべし、安んぞよく久しく筆墨の間を事とせんやと、投筆とは卽ち筆耕を罷めること、生、君の意、燕頷虎頭、頷は下顎、超の下顎は燕に似、其頭は虎に似て居ると云ふこと、燕に似て居るは能く空中を飛行する相、虎に似て居るは勇猛の相で、共に立身出世する相、蕩佚、蕩は寬大、佚は緩和、水清無大魚、孔子家語に、孔子曰く、水至清なれば則ち魚無く人至察なれば則ち徒無しとあり、これは政治は餘り嚴重にすると民心離散し、失敗を招くといふ意である、

【解釋】　班超を西域から呼び寄せて京師に還らせたが、超は歸來幾何もなくして死んだ、さて班超は書生から起つた人であるが、その始めに當り、斷然筆を投じ、萬里の異域に行き、偉勳を奏して封侯と爲らんとの大望を起した、此の時人相を見る人があり、超を見て、超に謂つて曰ふに、君の頷は燕の如く、君の頭は虎の如くであるから、君は燕の如く飛び上り、虎の如く猛烈に突進する、卽ち君は將來萬里の外に侯たるべき相を備へて居ると、超は之を聞いて益〻自信の念を高めた、かくて超は假司馬の役に任ぜられて、始めて西域に入つた、章帝の時、西域將兵の長史と爲つた、而して孝和帝は、特に超を以て西域都護騎都尉の官に任じた、是より超は西域諸國を平定し、西域に居ること三十年の久しい間で、遂に功を

火を嚴禁しないから反つて火災少く、民は安心して作業に從事することが出來る、昔は晝間のみの働であつたため一枚の襦袢も無かつたに、今は五枚の股引もあるやうになつたと、廉范の德に悅服したのである、又當時は朝廷でも地方でも徭役を公平にし、賦稅を手輕にし、誠心あり思ひやりある長者の人人が政事を行つたので帝の世を終るまで、天下の人民皆其のお蔭を蒙つたのである、太子が立つた、是が孝和皇帝といふのである。

○孝和皇帝、名肇、母梁氏、竇皇后子之、年十歲卽位、竇后臨朝、竇憲以外戚侍中、用事、有罪、求出擊北匈奴以自贖、后從之、大破匈奴、登燕然山、刻石勒功而還、入爲大將軍、四年、父子兄弟、並爲卿校、充滿朝廷、有逆謀、上知之、遂與宦者鄭衆定議、勒兵收憲印綬、迫令自殺、以衆爲大長秋、常與議政、宦官用權自此始、先是漢兵擊北單于、走死、漢立其弟、後叛、追斬滅之、鮮卑徙據北匈奴地、自此漸盛、

【字解】 竇憲、竇融の曾孫で太后の兄、有罪、憲が都鄕侯の暢を殺したることをいふ、大長秋、長秋は當時皇后の居られし宮殿の名、大長秋とは皇后宮の卿で我國の皇后宮大夫といふに同じ、

【解釋】 孝和皇帝、名は肇といふ、母は梁氏で竇皇后之を養うて子とした、年十歲にて位に卽いたが、其のまだ幼少なるの故を以て竇太后朝に臨んで政事を聽き、竇憲は外戚といふのを以て宮中に入つて侍中と爲り內政を專にして居つた、時に都鄕侯の暢の入朝して太后の信任を得んとせるを以て、憲は之を惡みて刺客をして殺さしめた、此の事何日しか太后の耳に入つたので、憲は誅せられんことを恐れ、出で丶北匈奴を擊つて以て自ら罪を贖はんことを求めた、太后は之を允したので憲は直に北伐して匈奴を破り、燕然山に登り石に刻みて其の軍功をきりつけて還り、京に入つて大將軍と爲つた、永元四年に至り竇氏の父子兄弟は夫夫九卿將校と爲つて朝廷に充滿し、追追に權勢の盛んなるに增長して謀叛を企つること丶なつた、帝之を知つて遂に宦者の鄭衆と密かに議して近衛の兵を以て先づ嚴重に宮禁を護らしめ置き、而して憲の大將軍の印綬を奉還せしめ、又使者を遣して迫つて自殺せしめた、是にて衆を以て皇后宮の卿と爲し、常に政事を相談し

歌レ之曰、廉叔度、來何暮、不レ禁レ火、民安作、昔無レ襦、今五袴、當時皆以平レ徭簡レ賦、忠恕長者爲レ政、終二上之世一民賴二其慶一、太子立、是爲二孝和皇帝一

【字解】察察、微細なることを根掘り葉掘りして明かに取り調ぶること、苛切、政のくだ〱しくして嚴しきこと、貢擧法、地方の人才を試驗して貢ぎ擧ぐる法、廬江、郡の名、揚州に屬す、今の安徽省の盧州府盧江縣の西に當る、安陽、縣の名、益州漢中郡に屬す、今の陝西省の漢中府城固縣の東に當る、徵辟、徵は天子のお召し、辟は州縣よりの招きをいふ、

【解釋】帝崩じた、位に在ること十三年、年號を改めたことが三つで建初元和章和といふ、壽は三十一であつた、帝は明帝の餘り微細なることまでも取り調ぶるといふ政事の仕方の後を承け繼ぎ、人民が其のくだ〱しくして嚴しきことを厭うて居ることを知つて居るから、事每に皆寛厚に從ひ、禮義音樂を修めて教育に留意し、又或る時は地方より人才を貢ぎ擧ぐる法を議した、其の時大鴻臚の韋彪といふ者之を議して曰ふに、國家の要務は先づ賢者を擇ぶことである、其の賢者の第一の行は孝行である、親に孝なる者は必ず君に忠である、故に忠臣は必ず孝子の門より求めねばならぬのであると述べたので、帝之に同意せられた、時に廬江郡の毛義といふ人は德行節義ありとて鄕黨の評判となつて居た、よつて南陽郡の張奉といふ人が毛義を訪問して挨拶半に適〻政府の召狀が達して義を安陽縣の縣令にするとのことであつた、ところが義は其の召狀を捧げて内に入りて母親に視せ、其の包み切れない喜は顏色を動かして居た、そこで奉は聞きしに違うて義が利祿を貪る心あるを賤みて、つまらぬ者を遙〻訪問したことじやと後悔した、而るに其の後義の母が死ぬると、義は職を辭し、天子又は州府よりの度度のおめしにも皆辭して至らなかつた、此の事を聞いたる張奉は歎じて曰ふに、往日の喜びは母親の心を悅ばしめんために身を屈して仕官し、其の本心からの喜びでなかつたのであると、深く之に感服した、帝之を聞いて毛義に米千斛を下して褒寵せられたといふことである、又當時の州郡の牧守は各〻皆其の人を得て太平を致したのである、其の一例を擧げんに、廉范といふ人の蜀郡の太守であつた時の如きである、此の蜀郡の舊制には、火の用心のために夜業を禁じてあつたが、民は皆隱れて夜業をする故に、反つて火災が頻頻とあつたのである、ところが廉范は任地に赴くと、早早其の禁制を解き、木を畜へしめて公然と夜業をさせたので、反つて火災が起らなかつた、民は此の制度を便として非常に悅び歌うて曰ふに、廉叔度の此の蜀郡に來ることのどうして晩かつたことであるぞ、昔のやうに

之、北匈奴五十八部、來降、時北匈奴衰耗、黨衆離畔、南部攻其前、丁零寇其後、鮮卑擊其左、西域攻其右、不復自立、乃遠引而去、鮮卑擊斬北單于、故部衆有來降者、

【字解】五十八部、名號詳でない、南部、南匈奴の都落、丁零、西域の國名、

【解釋】孝章皇帝、名は炟といふ、母は賈氏であるが馬皇后が養ひ育てた、立つて太子と爲り、先帝崩じて位に卽いた、西域は都護を攻めて之を殺し、北匈奴は己校尉を圍み、又戊校尉の耿恭を圍んだので、詔して兵を遣して之を援けた、建初元年に都護及び戊校尉の官を罷めた、よつて班超も徵されて京に還らんとせしが、疏勒(西域の國名)の都尉の黎弇は超去らば龜玆のため滅さるゝとて自刎し、又竄の王侯は號泣して超の馬脚を抱いて行かしめなかつた、是に於て超は上疏して兵を請ひ遂に西域を平げんと欲した、帝は其の功の成就すべきを知つて之に從つた、北匈奴の五十八部落が來り降つた、此の時は北匈奴の衰へて虛耗なること絕頂に達し、其の黨衆は思ひ〳〵に離れ畔き、南匈奴の一部落は其の前面(南方)を攻め、丁零は其の後(北方)に寇し、鮮卑は其の左(東方)を擊ち、西域は其の右(西方)を攻めたので、再び自立すことが出來ずして遠く引き去つたが、鮮卑は之を追擊して北單于を斬つた、故に其の主を失つたる部衆が此く來降したのである、

上崩、在位十三年、改元者三、曰、建初、元和、章和、壽三十一、上繼明帝察察之後、知人厭苛切、事從寬厚、文之以禮樂、嘗議貢擧法、韋彪議曰、國以簡賢爲務、賢以孝行爲首、求忠臣必於孝子之門、上然之、廬江毛義、以行義稱、張奉侯之、府檄適至、以義守安陽令、義捧檄入、喜動顏色、奉心賤之、後義母死、徵辟皆不至、奉乃歎曰、往日之喜、爲親屈也、上下詔褒寵之、州郡得人、如廉范在蜀郡、弛禁以便民、民

館陶公主、爲子求郎、上曰、郎官上應列宿、出宰百里、苟非其人、民受其殃、不許、當時吏得其人、民樂其業、遠近畏服、戸口滋殖焉、太子立、是爲肅宗孝章皇帝、

【字解】 褊察、心狹くしてこせ〳〵すること、以耳目隱發爲明、耳目は探偵といふに同じ、探偵を放ちて人の内證事をあばき出してそれを明察なりと思ふこと、提曳、宙にひつさげ地にひきづること、郎藥崧、郎は官の名、藥は姓崧は名、穆穆皇皇、穆穆は奥床しき貌、皇皇は敬み畏るゝ貌、遵奉、ジユンホウ、したがひ守ること、館陶公主、光武帝の第二女、爲子求郎、子とは公主の子で名は德といふ、郎は縣令のこと、出宰百里、百里は一縣の稱、地方に出でゝ一縣令となること、

【解釋】 帝が崩御した、位に在ること十八年で、年號を改めたことが一で永平といふ、壽四十八であつた、帝の性質は心狹くしてこせ〳〵し、好んで探偵を放つて人の内證事をあばいて目きゝなりと思ひ、公卿大臣も數〻探偵の口さきに乘つて詆毀せられ、近臣及び尚書以下の諸官は時に帝に叱かられて或は提げられ或は曳きづられなどせられた、或る時郎官の藥崧といふ者帝に杖にて撞かれたので、床下に逃げ込んだ、帝は甚しく腹を立て、口早に郎出でよと曰ふた、郎は床下で天子といふ者は敬み深いと聞いて居る、昔から人君が自ら起つて郎を撞くといふことを聞かぬと曰ふたので、帝は之を赦した、かく氣短かの性質ではあるが、建武中興の制度は順ひ守つて更え改めなかつた、又后妃の一門は侯に封ぜられず、政に參與することも出來ぬやうにした、又館陶公主が其の子の德のために縣令を求めたが、帝の曰ふに、郎官といふ者は天に在つては列宿の格に應じ、地方に出でゝは縣令となるべき者であるから、苟も其の適任者でなければ、其の民は非常の迷惑を受くること〻なると、遂に許されなかつた、かく任命に心を注いだので、當時の官吏は皆其の人を得て、政事向は公正であつた、故に民は其の家業を樂み、遠き夷も近き人民も皆朝威に畏れ從ひ、戸數人口は次第に繁殖して國運が隆盛になつたのである、太子が立つた、是が肅宗孝章皇帝といふのである、

○孝章皇帝名炟、母賈氏、馬皇后養之、立爲太子、至是卽位、西域攻沒都護、北匈奴、圍己校尉、又圍耿恭、詔遣兵、罷都護及戊己校尉官、惟班超上疏請兵、欲遂平西域、上知功可成從

五原以防之、已而漢伐北匈奴、北匈奴亦寇邊、至是攻恭於金蒲城、恭以毒藥傅矢、語匈奴曰、漢家箭神、中者有異、虜視創皆沸、大驚、恭乘暴風雨擊之、殺傷甚衆、匈奴震怖曰、漢兵神、眞可畏也、乃解去、

【字解】度遼將軍、度遼とは遼水を渡つて東夷までも征伐するといふ意、遼水は高句麗の遼山より出でゝ遼東郡の望平縣を經て安市縣に至り海に入れる川。金蒲城、西域に在る城の名、傅矢、傅は附に同じ、矢に附くること、

【解釋】十八年に、北匈奴が戊校尉の耿恭を攻めた、初め帝の位に即いた其の翌年に、南單于の比が死んで弟の莫が立つたので、帝は使者を遣して南單于の印綬を莫に授けしめた、永平五年に至り北匈奴が五原雲中の二郡に入寇したので南單于は漢のために之を擊ち卻けた、しかるに七年に至り漢は北匈奴に使を遣して交を結んだので、南單于は之を怨んで漢に畔かんとし、密に人を北匈奴に遣して共〻に氣脈を通じて漢と絕たんとした、漢よつて度遼將軍を五原に置いて之を防いだ、其の後漢は北匈奴を伐ち、北匈奴も亦中國の北邊に寇し來り、十八年に至り戊校尉の耿恭を金蒲城に攻擊した、よつて恭は毒藥を鏃に附け、且つ匈奴に語つて曰ふに、漢家の用ゐる矢は夷狄の用ゐる矢と違つて不思議なるほど有效であつて、中る者は必ず常の創と異るであらうと、かくて一齊に矢を發つたので、匈奴の矢に中れる者の創口を見るに熱血沸き上がりて普通の創と異つて居たので、一同大いに驚いた、恭はこゝぞと暴風雨を幸と之を擊ち、或は殺し或は傷け、其の數非常に衆かつた、是に於て匈奴は震ひ怖れて曰ふに、漢兵の進退出沒は神の如くで眞に畏るべき軍隊であると、そこで圍を解いて引き去つたのである、

上崩、在位十八年、改元者一、曰永平、壽四十八、上性褊察、好以耳目隱發爲明、公卿大臣數被詆毀、近臣尚書以下、至見提曳、嘗怒郎藥崧、以杖撞之、崧走入牀下、上怒甚、疾言曰、郎出郎出、崧曰天子穆穆、諸侯皇皇、未聞人君自起撞郎、乃赦之、上遵奉建武制度、無更變、后妃家不得封侯預政、

急にぞんざいになつたこと、寘、音テン、西域の國の名、

【解釋】 西漢の宣帝の時に西域都護を置き、元帝の時に戊己校尉を置いて西域と交通して居たが、王莽の亂より其好み絕え、永平十七年に至り復此の官を置いたのである、初め僕射の耿秉上書して匈奴を伐たんことを請ふた、其の主旨は今の匈奴を制せんと思はゞ先づ西域を手に附けんことが肝要である、それは昔し武帝が西域に通じて匈奴の右の臂を斷つたやうにすれば、自然に匈奴の勢力は消殺せられて、中國に反抗することなからんとの意であつた、よつて上は之に從つて先づ西域に通ぜんとて秉と竇固とを都尉として出でて涼州に屯せしめた、そこで固は假司馬の班超をして先づ西域に遣して其の樣子を伺はしめた、超は西域の鄯善國に至つたが、其の王の超等を待遇すること甚だ鄭重である、ところが會、匈奴より此の國に使者が來てからといふものは、其の待遇が頓に變りて以前と雲泥の差あるぞんざいさである、よつて超は從へ來つたる吏士三十六人を集めて曰ふに、足下等は吾と共に此の絕域に來た以上は、國家に對して一の功名を立てねばならぬのである、而るに今此の國に匈奴の使者が來ると、我等に對する待遇は掌を反すが如き有樣である、かゝる匈奴の勢力なれば或は我等一行を捕へて匈奴に送らぬとも限られず、さすれば我等が命は旦夕に迫つて居ると同然である、諺に虎の穴に入らなければ虎の子を得ないと云うてある通り、今となつては彼の匈奴の使者を殺して鄯善を畏れしむるの計より外にあるまいと思ふと相談したので、一同之に從ひ、夜中虜(匈奴の使者)の營に奔りて火を放ち、其の使者及び從士三十餘人の首を斬つた、是に於て鄯善の一國震ひ怖れて是より匈奴との交を絕ち漢に從はんと願ひ出でたので、超は鄯善の王に告ぐるに漢の威德を以てし、爾來再び匈奴と通ずること相成らぬと申し渡した、超復た寘といふ西域の一國に使したが、其の王も漢の威光を怖れて匈奴の使者を斬つて漢に降伏した、これで西域諸國は皆其の子を洛陽に遣して宮に入て帝の左右に侍らしめた、かくて王莽の亂より久しく絕えたる西域との間柄も、復た通ずることゝなつたのである、十七年に至り竇固等は車師といふ國を擊つて還り、奏上して陳睦を都護とし、又耿恭を戊校尉と爲し、關寵を己校尉と爲し、分ちて西域に屯せしめたのである、

十八年、北匈奴攻戊校尉耿恭、初上卽位之明年、南單于比死、弟莫立、上遣使授璽綬、北匈奴寇邊、南單于擊卻之、漢與北匈奴交使、南單于怨欲畔、密使人與交通、漢置度遼將軍於

に加へなかつたのである、

十一年、東平王蒼來朝、蒼自上即位初、爲驃騎將軍、五年而歸國、至是入朝、上問處家何以爲樂、蒼曰、爲善最樂、

【字解】東平、國の名、兗州に屬す、今の山東省の泰安府東平州の西北に當る、蒼、光武帝の第三子、

【解釋】永平十一年に、東平王の蒼が來朝した、是より先き蒼は上が位に即いた當時から驃騎將軍となつて居て、五年に東平國に歸り、十一年に入朝したのである、そこで上は汝は家に居て何が一番樂みかと問ふた、蒼の曰ふに善事を爲すが最も樂みであると對へた、

十七年、復置西域都護戊己校尉、初耿秉請伐匈奴、謂宜如武帝通西域、斷匈奴右臂、上從之、以秉與竇固爲都尉、屯涼州、固使假司馬班超使西域、超至鄯善、其王禮之甚備、匈奴使來、頓疎懈、超會吏士三十六人曰、不入虎穴、不得虎子、奔虜營、斬其使及從士三十餘級、鄯善一國震怖、超告以威德、使勿復與虜通、超復使于寘、其王亦斬虜使以降、於是諸國皆遣子入侍、西域復通、至是竇固等擊車師而還、以陳睦爲都護、及以耿恭爲戊校尉、關寵爲己校尉、分屯西域、

【字解】戊己校尉、西域を鎭撫する官の名、戊己は十干のつちのえつちのとで、十干を方位に配すると甲乙は東方に、丙丁は南方に、庚辛は西方に、壬癸は北方に當り、戊己は中央に當る、よつて西域の中央に居て四方を鎭撫するといふ官名となす、一說に、甲乙は木にて春に、丙丁は火にて夏に、庚辛は金にて秋に、壬癸は水にて北に屬し、戊己は土にて一定の正位なく、四季に分屬して土用を生ず、よつて西域の擾亂を平定するに陣屋を一定の場處に定めず機宜に應じて處處に變更するといふ意味に於て其の官名となすと、何れの說にても通ず、匈奴右臂、西域は匈奴の西南に在り、匈奴の國にて南面すると西域は其の右臂となる、よつて匈奴の右臂とは西域のこと、假司馬、副司馬といふに同じ、頓疎懈、懈は怠ること、遽にふあつかひになつたこと、

るもの、饋は音キ、食物を進むること、爵、儀式に用ゐるさかずき、上に兩柱ありて飲み過さぬやうに作りたるもの、凡そ一斤(我が國の一合)を受く、酳、音イン、禮記樂記の執爵而酳の疏に、謂食訖天子親執爵酳口也、とあり、又儀禮士昏禮の贊洗爵酌酳主人の註に、酳漱也、とあつて、食し了つて酒にて口を漱ぐこと、問難、疑はしく解し難き義理を問ひ糺すこと、搢紳、音シンシン、搢は笏を帶に挿むことで、臣の君前に出づるには必ず笏を帶に挿む、若し君之に命ずることあらば、笏を取り出し書して之を忘れざるやうにし、又上申の折手眞似に之を指畫することあり、紳は大帶で、之を束ねて餘りたるものを裝束の飾とす、是等は皆位階身分ある人の裝束である、故に搢紳とは身分ある人といふに同じ、橋門、辟雍の四面に架けたる橋より入る門、

【解釋】　永平二年に上は大學に臨幸して養老の禮を行ひ、天下に孝道を教へられた、此の時は李躬を三公の年長者とし、桓榮を卿大夫の年長者とし、三老は東に向ひ、五更は南に向はしめ、上親ら左の肩を脫いで牛羊豕の牲を割き、ひしほを取つて牲肉に副へて二人の年長者の前に進め、老人食ひ了れば又上自ら酒盃を取つて老人の口を漱ぎて口中を淸らかにした、かくて養老の禮が終ると榮及び其の弟子を率ゐて堂上に計らしめ、其の前にて諸儒が各經書を手に執つて疑はしき難解を問答するのを天覽になつた、此の時朝野の身分ある人士は禮服を著用して辟雍(大學)の四面の橋門に群集し、此の養老の禮を観たり經書の講義を聽いたりする者は無慮億萬ばかりもあつたといふことである、

三年、圖畫中興功臣、二十八將於南宮雲臺、應二十八宿、鄧禹爲首、次馬成、吳漢、王梁、賈復、陳俊、耿弇、杜茂、寇恂、傅俊、岑彭、堅鐔、馮異、王霸、朱祐、任光、祭遵、李忠、景丹、萬脩、蓋延、邳彤、銚期、劉植、耿純、臧宮、馬武、劉隆、惟馬援以皇后之父不與焉、

【字解】　南宮、洛陽に在る宮殿の名、二十八宿、天の星座を二十八に區分したるもの〻稱、四方各七宿づ〻あり、東方は、角、亢、氐、房、心、尾、箕、北方は、斗、牛、女、虛、危、室、壁、西方は、奎、婁、胃、昴、畢、觜、參、南方は、井、鬼、柳、星、張、翼、軫をいふ、銚期、音エウキ、

【解釋】　永平三年に、上、中興の功臣二十八將の勳功を思ひ、其の肖像を南宮に設けた雲臺に掲げて天の二十八宿に象つた、先づ鄧禹を首とし、其の次には馬成、吳漢、王梁、賈復、陳俊、耿弇、杜茂、寇恂、傅俊、岑彭、堅鐔、馮異、王霸、朱祐、任光、祭遵、李忠、景丹、萬脩、蓋延、邳彤、銚期、劉植、耿純、臧宮、馬武、劉隆である、惟馬援のみは皇后の父といふので此の列

で、此の陽が生れたのである、さて此の陽は幼少の頃から人に秀でてさとき性質であつた、光武が建武十五年に州郡に詔して各〻其の州郡の墾田の廣狹、戸數の多寡、人口の增減などを詳細に調査せしめたので、諸郡は各〻吏人を遣して其の調査書を差し出して上申せしめた、而るに陳留郡の吏の差し出したる書狀を見るに、其の上面に何やら文字が書いてある、能く〳〵之を視るに潁川弘農の兩郡は調査し得れども、河南南陽の二郡は調査し難かるべしとある、よつて光武帝は之を怪みて吏に此の文句の故を詰り問ふたが、吏は其の實を言はず、但だ此の文字は長壽街のほとりにて道行く人の話をそのまゝに書き附けたるばかりであると答へたので、光武帝は其の答の不得要領なるに大いに腹を立てた、時に陽はまだ十二歲の少年であつたが、帝の幄後に在つて此の言を聞き、進んで曰ふに、此の陳留の吏は其の郡守の敎戒を受けて上洛したる者であるから、輕くは其の實を吐くまい、熟〻此の文句の意を考ふるに、此れは今囘の各郡の調査を尤も公平にして互に其の開墾の廣狹を比較して裁き度き所存ならんと思ふ、何ぜといふに第一句の潁川弘農可レ問とあるは、此の二郡は陳留と同樣に宗室近臣に關係少く、從つて其の調査も嚴酷に取り扱はるとの意である、第二句の河南郡は帝城の在る地で近臣の食邑多く、又南陽郡は上の故鄕で近親の封土が多いため、此の二郡の田地宅地は皆其の制規の範圍を踰えて私に所有して居る者も多からんと思ふ、かゝる有樣であるから地方官も自然權門に諂うて嚴格に調査することを得ず、從つて正格の調書を作成すること六箇敷からん、よつて此の二郡は他郡と同一の標準で律することが出來ぬとの意であると思ふと理を分けて說明したので、此の言の如く陳留の吏を詰問したるに、案の如く前に隱匿して居たることを陳べて其の罪に服したといふことである、光武帝は大いに太子の理解力の强きを奇として末賴もしく思つた、郭皇后が廢せられ、陰貴人が后に爲つたので、陽が皇太子となり、名を莊と改め、光武帝が崩じたので位に卽いたのである、

永平二年、臨二辟雍一、行二養老禮一、以二李躬一爲二三老一、桓榮爲二五更一、三老東面、五更南面、上親袒二割牲一、執レ醬而饋、執レ爵而酳、禮畢引二榮及弟子一升レ堂、諸儒執レ經問難、冠帶搢紳之人、圜二橋門一而觀聽者、億萬計、

【字解】三老五更、三公中の年長者で三才の事に通ずる者、五更は卿大夫中の年長者で五行の事を知れる者、袒割牲、袒は左の肩をぬぐこと、牲は牛羊豕のいけにへ、執醬而饋、醬はひしほで食味の主とな

して而る後に罷め、其れより公卿郎將等の文武百官を集めて經書の義理を講論し、夜半に至つて御寢に就くといふ精勵であつたので、皇太子は上の身を大いに心配して或る時間を伺うて諫めて、陛下は古の夏の禹王殷の湯王のやうな明德はあれども、黃帝老子のやうな性を養ひ身を保つといふ道を疎にせらるゝ傾ありと曰ふたので、上の答に我は自ら此くすることを樂みに思ふから之を以て苦しいとか疲れたとかの感じは一向に覺えぬと曰はれた、帝位に在ること三十三年で、其の身一代の間は太平を致した、年號を改めたことが二つで建武中元といふ、壽は六十二歲であつた、太子が立つた、是が顯宗明皇帝といふのである、

○孝明皇帝、初名陽、母陰氏、光武微時嘗曰、仕宦當作執金吾、娶妻當得陰麗華、後竟得之、生陽、幼穎悟、光武詔州郡檢覈墾田戶口、諸郡各遣人奏事、見陳留吏牘上有書、視之云、穎川弘農可問、河南南陽不可問、光武詰吏由、祇言於街上得之、光武怒、陽年十二、在幄後曰、吏受郡敕、欲以墾田相方耳、河南帝城、多近臣、南陽帝鄉多近親、田宅踰制、不可爲準、以詰吏、首服、光武大奇之、郭皇后廢、陰貴人立爲后、陽爲皇太子、改名莊、至是卽位、

【字解】 仕宦、宦は說文に仕也とあつて宮仕すること、穎悟、穎は禾の末端の稱でひいづること、人と爲り秀でてさときをいふ、檢覈、ケンカク、事實を取り調ぶること、墾田戶口、墾田は開墾したる田地、戶は戶數、口は人口、陳留、郡の名、兗州に屬す、今の河南省の開封府陳留縣に當る、牘、竹木の簡札、今の書狀に同じ、書、文字に同じ、祇言、陳殷の音釋に、祇但也とあつて、ばかりといふ義に同じ、祇言とは云云とばかり言ふとの意、郡敕、敕は敎戒の義で上下に通じて用ゐ、必ず天子のみことのりのみに限るのではない、郡の太守の言ひ附けといふこと、首服、自ら其の匿しゝ事を陳べて其の罪に服すること、

【解釋】 孝明皇帝、名は陽といふ、母は陰氏の女である、光武帝のまだ微賤であつた時に、或る時人に語つて若し宮仕するならば執金吾となり、妻を娶るならば陰氏の女の麗華を得たきものであると曰ふたが、其の後其の言の通りに陰麗華を得て後宮に召し貴人といへる女官の列に置いて寵愛したの

應じて朝廷に至つた、然かも光武の威に屈せず巍然として守る所があつた、光武は嚴光を見て大に喜び、留めて宮中に宿せしめ、昔同遊した時の如く、室を同じくして共に寢た、而して嚴光の眼中には舊友あつて帝王無く、足を帝の腹の上に載せた、翌日太史が奏して曰ふに、昨夜客星あり、甚だしく御座を犯したから、御警戒を乞ふと、これは太史が嚴光の放逸なる動作を惡み、天文に托して之を諷したのである、光武は史官の意中を覺り、笑つて曰ふに、朕は昨夜舊友の嚴子陵と共に臥たので別に不思議にすることは無いと、かくて光武は嚴光を諫議大夫に拜し、政治の得失を議せしめんと欲したが、嚴光は絕對に之を謝絕し、遂に辭して野に歸り、田を耕し魚を釣り、悠悠として自適し、最後に富春山に隱棲し、天壽を以つて終つた、漢の時代に節操の高い人の多かつたのは、此の時から始つたのである、

方天下未平、上已有志文治、首起大學、稽式古典、修明禮樂、晚歲起明堂靈臺辟雍、粲然文物可述、毎旦視朝、日昃乃罷、引公卿郎將、講論經理、夜分乃寐、皇太子乘閒諫曰、陛下有禹湯之明、而失黃老養性之道、上曰、我自樂此、不爲疲也、在位三十三年、身致太平、改元者二、曰建武、中元、壽六十二、太子立、是爲顯宗明皇帝、

【字解】 稽式、考へ法ること、古典、上古の帝王の典籍、晚歲、晚年に同じ、老後のこと、明堂、王者の政を布き上帝を祀る所、靈臺、天文を觀測し、災祥を望察し、時に觀遊して勞苦を噐する所、辟雍、天子の學宮で大射を行ふ所、諸侯は之を頖宮といふ、粲然、あざやかなる貌、昃、ショク、日の西に傾くこと、夜分、夜半に同じ、子の刻をいふ、今の午後十二時に當る、壽六十二、光武の崩じたる年は中元二年丁巳で、其の壽六十二歲とすれば、其の生年は西漢の建平二年丙辰に在り、而して其の兵を起しゝは新の地皇三年壬午にして其の時の齡は二十七歲に當り、位に卽いたる建武元年乙酉は其の齡三十に相當することゝなる、されば上文の上起兵時、二十八、卽位年三十一とあるは二十七と三十との誤である、

【解釋】 天下の未だ平かにならない中に、上は已に文德の治政を布かんと思うて、位に卽くと第一に大學を起して、古の帝王の典籍を考へ法り、弛み廢れたる禮法音樂を修め明かにし、老後になつて明堂、靈臺、辟雍などを建てゝ、其の文物の粲然として盛んなること實に後代に述べ傳ふべきであつた、又毎旦朝政を視るに早朝より日影の西に傾くる頃まで親裁

議にも風の方向が更はつて火事が熄まつたといふことである、其の後弘農の郡守となつた時、山林政事に意を留めたので、逭の猛虎も棲む處なく、北の方河を渡つて他郷に遁れ走つたことがある、上之を聞いて如何なる德政を施して猛虎までも畏れしめたのかと問ふた、ところが昆の曰ふには、是は何の理由もありませぬ、唯自然に虎が逃れたのでありますと、己れの功を衒ふ態度の少しも表れなかつたので、上大いに之に感心し、此の一語は實に有德者の言葉であると曰うて、命じて此の事を記錄に書かしめた、

尤重高節、徵處士周黨、至不屈、伏而不謁、或奏詆之、上曰、自古明王聖主、必有不賓之士、賜帛罷之、

［字解］ 處士、道德藝能ある士の官に仕へざる者の稱、伏而不謁、惟うつぶすのみにて拜謁せざること、卽ち拜稽首して姓名を奏せざるをいふ、凡そ朝見するには君主の前で拜稽首して姓名を奏するが法である、或人、博士の范升といふ人、詆、音テイ、そしること、不賓、賓服せざること、

【解釋】 光武帝は又尤も節操の高潔なる人を重んずる性質である、或る時太原の處士の周黨を徵し出したが、黨は朝廷に至つても上に屈服せず、惟うつぶしたるのみで拜謁の禮を行はなかつた、よつて博士の范升は上奏して其の無禮を毀つた、然るに上の曰ふには、古より明王聖主の下には必ず賓服せざる名士があるものである、卽ち周の武王の下には伯夷叔齊あつて遂に周に屈服せなかつた類であると、格別氣に留めず、反つて帛を賜うて之を還したのである、

處士嚴光與上嘗同游學、物色得之齊國、披羊裘釣澤中、徵至亦不屈、上與光同臥、以足加帝腹、明日太史奏、客星犯御座甚急、上曰朕與故人嚴子陵共臥耳、拜諫議太夫不肯受、去畊釣隱富春山中、終漢世多清節士自此始、

［字解］ 處士、有道の士にして朝に仕へず、家居する者の稱、物色、其人物顏色を畫きて、之を搜索すること、卽ち人相書を回して人を尋ねること、披、被に同じ、著ること、太史、天文を掌る役人、客星、慧星の變名、嚴光に比す、御座、北極星の座、光武帝に比す、子陵、嚴光の字、

【解釋】 處士嚴光は少時光武帝と共に遊學し、所謂竹馬の友であつた、而して光武は帝位に卽くに及び、深く嚴光の賢を愛し、之を重用せんと欲し、物色して齊國で得た、此の時嚴光は羊の皮の服を著、大澤中で釣をして居たが、光武の徵に

ある、而るに今僕奴の人を殺す者あるを縱して何んで天下を治むることが出來ませうぞ、臣はむちうたるゝを待たず自ら死んとて、直ぐに頭を簷端の柱に打ち付け血を流して顏面に注いだ、上よつて小黄門をして宣の體を押へ付けさせ、公主に向つて叩頭して不敬の罪を謝せしめんとしたが、宣は兩手を地に突つぱりて終に叩頭せなかつたので、上も仕方無く此の頭を下げざる强情なる役人め疾く〳〵出でよと敕げて、錢三十萬を賜ひ、其の剛直なる性質を賞めたのである、

當時州牧郡守縣令、皆良吏、郭伋守潁川、近帝城、上勞之曰、河潤九里、京師蒙福、杜詩守南陽、郡人爲之語曰、前有召父、後有杜母、張堪守漁陽、人爲之語曰、桑無附枝、麥穗兩岐、張堪爲政、樂不可支、劉昆爲令江陵、有火、叩頭向之、反風滅火、後守弘農、虎北渡河、上問行何德政而至是、昆曰、偶然耳、上曰、長者之言也、命書之策、

【字解】召父杜母、召父は宣帝の時の召信臣のこと、杜母は杜詩のこと、此の二人は能く仁慈を以て民を治めたので、民は之を父母の如くに思ひ召父杜母といふたのである、附枝、他の木に寄つて生ずる寓木、卽ち寄生木のこと、古說に政事其の節を失へば木に寄生木生ずといへり、兩岐、一莖に兩穗のさくこと、不可支、支はハカルと訓む、江陵、縣の名、荊州南郡に屬す、今の湖北省の荊州府江陵縣に當る、弘農、郡の名、司隸に屬す、今の河南省の陝州靈寶縣の南に當る、策、記錄に同じ、

【解釋】當時の州牧、郡守、縣令には循良の吏が多かつた、今其の一二の例を舉げて見んに、先づ郭伋といふ人は潁川郡の太守で、潁川は帝城に近く非常に能く治まつた郡である、上其の治績を嘉みし且つ之を勞うて郭伋が郡守となつてより黄河の隄防に決潰の患なく、其の下流の地域は水漑の利を得て、五穀豐饒し、京師ために其の幸福を蒙つた譯であると曰ふた、又杜詩といふ人は南陽郡の太守となつて民を我が子の如く慈んだので、郡中の民は杜詩のために語り合うて、前には召信臣の父あり、後には杜詩の母ありと曰うて郡守を父母の如くに慕うたのである、又張堪といふ人は漁陽郡の太守となつて是亦非常の治績を舉げたので、郡民之がために語り合うて、桑の木に寄生木が生ぜず、麥の莖に穗に穗がさいた、張堪が政を爲す間は安樂なること度られずと曰うて有難く謝した、又劉昆といふ人は江陵の縣令となつて火災に逢つた時、火の方に向つて頭を地に叩き付けて頓首したので、不思

【解釋】光武皇帝は收賄罪に對しては、一歩も假借せず、斷乎として嚴罰に處した、嘗て大司徒歐陽歙が贓を犯し、それが發覺して獄に下された時、歙に尙書を敎授された弟子千餘人は、宮闕の門に停留し、歙の爲めに赦免を哀願したが、遂に聽許されず、歙は獄中で死んだ、かく上は嚴正な人であつたから、特に重く用ゐて居る宋弘を始め、群臣は、皆愼重篤厚で、且つ嚴正廉直であつた、帝の姉に湖陽公主といふ人があつた、此の人は良人に死に別れた爲めに、寡居して寂しく暮して居たが、心ひそかに弘に嫁せんと欲し、その意を帝に話した、たま／＼謁見した時、帝は公主を屛風の蔭に居らせ、弘の言動を窺はせた、かくて帝は弘に謂うて曰ふのに、諺に富んだならば交際する人を易へ、貴くなつたならば妻を易へるとあるが、是れは人情であるかと、弘が曰ふのに、貧賤の時、交際した友人の情味は、忘んとしても忘るゝことが出來ず、又糟糠を食うて艱難を共にした妻は、之を堂より下すことが出來ぬ程、其愛情は濃なものであるから、古諺は人情に反して居ると、帝は弘が退出して後、公主を顧みて曰ふのに、姉上の希望は叶はないから、斷念しなさいと、

主有蒼頭殺人、匿主家、吏不能得、洛陽令董宣、候主出行、奴驂乘、叱下車、格殺之、主入訴、上大怒、召宣欲捶殺之、宣曰、縱奴殺人、何以治天下、臣不須捶、請自殺、卽以頭叩楹、流血被面、上令小黃門持之、使叩頭謝主、宣兩手據地、終不肯、上敕强項令出、賜錢三十萬、

【字解】蒼頭、下部のこと、奴僕は頭に靑巾をまとふより此くいふ、驂乘、そへのりすること、格殺、拳で打ち殺すこと、捶殺、杖で打ち殺すこと、縱、ユルスと訓む、叩楹、ハシラヲタヽクと訓む、簷端の柱に打ちつくること、强項令、强項とは强情で頭を下げざること、令は洛陽令の令で此の頭を下げざる强情なる役人めがと詰り戯れて剛直を賞めたる語、

【解釋】さて又湖陽公主の下僕が白晝一人を殺して主の家に匿れ込んだ、警吏も之を捕ふることが出來なかつたので、洛陽の令の董宣は公主の外出を待ち構へて其の樣子を偵ひしに、果して人殺をしたる下僕が公主に添乘して出で來つたので、宣は直ぐ叱り付けて車より引き下し、物をも言はせず、拳を固めて之を毆り殺したのである、かくて公主は驚いて宮に入り、帝にしか／＼かく／＼と訴へたので、上大いに怒り、宣を召し出して之を杖で敲き殺さんとした、よつて宣の曰ふに臣死に臨んで一言申し上げん、陛下の聖德なる政事文辭で

【字解】壺頭、山の名、荊州武陵郡沅陵縣の東に在り、沅陵縣は今の湖南省の辰州沅陵縣の西南に當る、新息、縣の名、豫州汝南郡に屬す、今の河南省の光州息縣に當る、交趾、郡の名、交州に屬す、今の安南國交州府の西に當る、薏苡、ヨクイ、イイの兩音あり、藥草の名、春叢生して高さ四五尺となり、葉は互生して川穀に似、夏の頃葉間に實を結ぶ、其の大さは川穀の實よりも小さく、其の上に花を有す、熟すれば褐色に黑みを帶ぶ、實に穴ありて絲を通ずべく、其の仁は藥用ともなる、古くはづゝだまといへり、文犀、白縷の上端まで通ずる犀角、通天犀のこと、

【解釋】さて季良とは杜保のことである、其の後杜保に怨みある者が上書して保を譖るに、前述の馬援の書狀を以て證據としたので、上は直に之を信じた、よつて保は其の事に坐して本官の越騎司馬を免ぜられた、又上の婿の梁松は嘗て保と交遊して居たといふ廉を以て、危くも連累の罪を得んとしたので、以前に增して益〻援を恨み、何日か之が返報をなさんと考へ居たりし折柄、建武二十四年七月、馬援が武陵蠻を征して其の軍勢が壺頭山に大敗し、援が軍中に卒したので、松は此處で日頃の恨を霽さんとて、事を構へて援を罪に陷れた、よつて上之を信じて大いに怒り、直に新息侯の印綬を取り返したのである、又是より前、援が交趾に在つた時、常に薏苡といふ藥草の實を食ひしに、之を服用すると身體を輕快にして瘴氣に打ち勝ちて實に良い藥であることを知つたが爲に軍を率ゐて還るとき、此の薏苡を一輛の車に載せて持ち歸つたことがあつた、其の後に援の卒後援を譖する者あつて援の家には交趾より持ち還つたる明珠と通天犀とを私有して居ると曰ふたので、上益〻怒つて之を處分せんとしたが、前の雲陽縣令の朱勃といふ者上書して其の無實の罪なることを訟へたので、上の意が少しく和らいだのである、

上於贓罪無所貸、大司徒歐陽歙嘗犯贓、歙所授尚書弟子千餘人、守闕求哀、竟不免、死於獄、所用群臣如宋弘等、皆重厚正直、上姉湖陽公主、嘗寡居、意在弘、弘入見、主坐屏後、上曰、諺言、富易交、貴易妻、人情乎、弘曰、貧賤之交不可忘、糟糠之妻不下堂、上顧主曰、事不諧、

【字解】贓罪、收賄罪、所謂コムミッション罪、無所貸、斷然罪に處して少しも寬假しないこと、守闕、闕門に停留して去らず、恰も闕を守るが如し、故に守闕と曰ふ、公主、皇室の女、卽ち皇女、寡居、ヤモメで居ること、糟糠之妻、糟はカス、糠はヌカ、此二者は貧者の食ふ者、故に糟糠之妻とは共に貧賤艱苦を共にした妻の意、

用ふるに足ることを示した、光武帝は之を見て微笑し、此の老爺は、矍鑠として强壯であることよと曰うて、之を許した、馬援は嘗て交趾に在つた時、手紙をその兄の子、馬嚴馬敦の二人に與へて之を戒めて曰ふのに、我は汝輩が、人の過失を聞くこと、父母の名を聞くが如くせんことを欲するのである、何となれば、人が己の父母の名を言ふ場合には、己は之を耳で聞くことは出來るが己れ自ら父母の名を曰ふことが出來ない如く、人の過失は聞いてもよいが、決して之を曰うてはならぬ、又好んで人の長短を議論し、國家の政治法律を是非批評する如きことは、我が惡む所であるから、我は我が子孫に、此の如き行のあることを願はない、彼の龍氏字は伯高は資性敦厚にして周密愼重、且つ謙遜にして節儉で、實に溫厚の君子であるから、我は常に之を信愛し之を尊重して居る、故に我は汝等が、此の人を模範として、その德を磨くことを願ふのである、又杜氏字は季良は、豪勇にして義俠心に富み、人の憂を見ては、我が身の憂の如く之を憂ひ、又人の樂を見ては、我が身の樂の如く之を樂み、如何にも節義の高い人であるから、常に民望を博して居る、その證據には嘗て其の父が死んだ時、之を遠近の賓客に通知したところが、數郡の人畢く至り、敬弔の意を表した程である、故に我れ又之を親愛し、之を尊重して居る、然し我は汝等に、此の人を模範とすることは願はない、何となれば、龍伯高に效うて假令その通りに出來なくとも、猶謹直の人と爲ることが出來、古諺の所謂鵠を刻して出來ざるも、尙鶩に似るが如く、伯高の性格に似た人と爲る、然るに若し季良に效うてその通りに出來なければ、彼の輕薄の才子と爲り、所謂虎を畫いて出來ない時は、反て狗に類する如く、甚だしく性格の相違した人と爲り、天下の笑を招くからであると、これは溫厚篤實の人を模範とすれば假令失敗しても謹厚の人と爲つて、人から非難せられないが、豪俠の人を模範として失敗すれば、輕薄な人と爲つて世人の指彈を受くる、つまりハデな人を模範とするよりも、ジミな人を模範とする方か利であることを諭したのである、

季良者、杜保、保仇人上書、告保以援書爲證、保坐免官、松坐與保游、幾得罪、愈恨援、至是援軍至壺頭、不利、卒軍中、松構陷之、收新息侯印綬、援前在交趾、常餌薏苡、以輕身勝瘴氣、軍還載之一車、後有追譖之者、以爲明珠文犀、上益怒、得朱勃上書訟其寃、乃稍解、

【解釋】光武帝の群臣を愛撫することは上述の如くであつたが、唯獨り馬援の臨終の日に、上の恩惠の意の甚しく全からざりしは遺憾の極であつた、

援嘗曰、大丈夫當下以二馬革一裹上レ屍、安能死二兒女手一、交趾反、援以二伏波將軍一討二平之一、武陵蠻反、援又請レ行、帝愍二其老一、援被レ甲上レ馬、據レ鞍顧眄、以示レ可レ用、上笑曰、矍鑠哉是翁、乃遣レ之、援在二交趾一、嘗遺レ書戒二其兒子一曰、吾欲下汝曹聞二人過一、如上レ聞二父母名一、耳可レ聞、口不レ可レ言、好議二論人長短一、是二非政法一、不レ願二子孫有一レ此行一也、龍伯高敦厚周愼、謙約節儉、吾愛レ之重レ之、願汝曹效レ之、杜季良豪俠好レ義、憂二人之憂一、樂二人之樂一、父喪致レ客、數郡畢至、吾愛レ之重レ之、不レ願二汝曹效一レ之也、效二伯高一不レ得、猶爲二謹敕之士一、所謂刻レ鵠不レ成、尙類レ鶩也、效二季良一不レ得、陷爲二天下輕薄子一、所謂畫レ虎不レ成、反類レ狗也、

【字解】伏波將軍、爵の名、顧眄、かへりみる、矍鑠、老いて益々壯なる貌、汝曹、汝輩に同じ、口不可言、子たるもの父母の名を曰はざるは支那の禮なり、長短、長は美能、短は過失、謹敕、謹愼して高慢ならざること、刻鵠類鶩、鵠は一種の水鳥にして雁よりも大、鶩、アヒル、家鴨、鵠を刻んで不出來でも尙鵠に似た鶩が出來るから甚だしく人に非難せられぬといふ意、畫虎類狗、虎と狗とは形甚だ異つて居る、而して虎を畫き、その畫き樣が惡くて狗に似ると、それは甚しく異つて居るから人に嘲笑侮辱せらるゝといふ意、

【解釋】馬援が嘗て曰ふのに、大丈夫は當に戰場に於て討死し、屍を馬の革に包んで葬られるのが本懷である、安んぞ兒女子の看護を受け疊の上で死すべきものならんやと、これは武將の本領を發揮した詞である、交趾が反した時、馬援は伏波將軍の官爵を帶び、討ちて之を平げた、その後武陵郡の土蠻が反した時、援は又出征せんことを請うたが、光武帝は援の老人であるのを憐み、之を許さなかつた、援は甲冑を著て馬に乗り、意氣昂然として帝を顧み、以て身未だ衰へず、尙

りし者に打ち勝つことあらん、況んや今中國善政なく災變息まず、百姓恐懼して人常に自ら保たざる時である、とても外征などを企つる時ではないと諭したので、是れから諸將は口を拊みて復た敢て兵事を言ふ者が無くなつた、そこで玉門關を閉して西域諸國との交通を杜絕し、創業以來の元老ともいはるゝ功臣を保全して各〻將軍の印綬を奉還せしめ、復び兵馬の事に任ぜず、それ〴〵非職の列侯に封じて其の第宅に就かしめ、又特に爵位を加へて特に朝參せしめ、凡ての政務は新任の三公の責任とし、卽ち大尉は四方の兵革を掌り、司徒は人民の教育を掌り、司空は土木造營の事を掌りなどして、亦功臣には一切の吏事に與からしめなかつたので、諸將は皆功成り名遂げ、一生涯富貴安樂に身を終へたのである、さて其の功臣の中にても氣の毒なるは祭遵である、遵は諸將に先ち建武九年正月に軍中に卒したので、帝は朝會する每に之を悼みて曰ふに、國を憂へ公に奉ずること祭征虜の如き者はもう再び得られまいと甚しく惜んだのである、又來歙岑彭の二將軍は建武十一年の征蜀の役に、共に公孫述の刺客のために刺し殺されたので、上亦之を恤むこと甚しかつた、又吳漢と賈復とは帝の在世中に死んだのである、卽ち漢は建武二十二年に、復は三十年に卒した、さて漢は戰爭中に味方の軍勢或は敗るゝとも、其の意氣自若として少しも衰へず、平氣で士卒を激勵するといふ名將であつた、故に上歎じて曰ふに、吳公は甚以て人意を強くする將軍である、其の落著いて動かざる處は恰も一の敵國の如くであると深く之を嘉賞した、又師を出す每に朝に詔を受くれば夕には必ず道に就いて出發するといふ機敏家であつた、其の卒する時に上其の第に臨んで言ひ遺すことあらば何なりと述べよと言ひしに、漢の曰ふに、臣愚にして何事も知らざれど、唯一事申し遺し度きことあり、そはドウゾ陛下よ愼んで大赦を行はないやうにして欲い、これ許りで御坐ると、大赦の弊害を言ひ遺して瞑目した、又賈復は帝が兵を起しゝ時よりの軍の督を務めて居たのであつて、至る所戰功があつた、よつて上の曰ふに、賈督は衝車を千里の外に擊退するの威勢ありと賞揚した、或る時戰場にて手傷を蒙つたので、上大いに驚いて曰ふに、吾れ兼ねてより敵を輕んじてはならぬと戒めてあつたのに、勇に任かして深入りをしたがために果して此く手傷を負うたのである、アヽ一名將を失はんとするのであるか、傷の淺深は如何であるか、若し萬が一生命に拘るゝやうの事があるならば、彼が妻は此頃懷胎して居るとやら聞き及べるが、若し男子を生まば我が女を嫁がしめん、若し女子を生まば我が子をして之を娶らしめんと、復が死後に至るまで此く弘大なる恩惠を加へんとしたのである、以上述べたるが如く其の群臣を愛撫することと每に此の如くである、

惟馬援死之日、恩意頗不終焉、

公、大尉と司徒と司空との稱、死鋒鏑、鋒は刀のきつさき、鏑は矢のほさき、鋒鏑に死すとは敵手にかゝりて死ぬるを、隱若一敵國、陰は殷に同じ盛んなる貌、一人の武威の盛大なるをは恰も一敵國の如しといふこと、折衝千里、衝は敵陣を突き破るに用ゐる兵車の名で、衝を千里に折くとは敵の衝車を千里の外に擊退するといふこと、一說に衝は突き破ることで、千里の外に突き破ることの意なりと、二說何れにても通ず、

【解釋】　中元二年に光武皇帝が崩じた、帝が始めて兵を起したりし時が二十八歲の年で皇帝の位に卽いたのが三十一歲の年であつた、其の間兵革を事とし、東征西伐して群雄を平定し、位に卽いてよりも、尙干戈を休めずして中國を平げ夷蠻を服し、其の版圖の大いなる實に西漢にも讓らざる位であつた、此の如き大業を成就せしも一に光武帝の聖德を備へたりし賜ものである、卽位の初め京兆の掾の第五倫といふ者が帝の詔書を讀む每に歎息して曰ふに、アヽ此れ實に聖主である、吾れ今京兆の掾にて位卑うして謁見することは協はねども、若し一たび拜謁することを得て政道を論じたらば、此の聖主は直に明決して吾が政見を採用せらるゝことゝならんと、聖明の天子を得たることを悅んだ、後果して此の言の如くであつたといふことである、又帝は手ら書簡を認めて四方の諸國に賜うに一札を必ず十行にし、細書して文章を成し、又政事の本體を明かに愼み、天下を治むる大權大綱をしめくゝつて之を人に委ぬることを爲さず、時の形勢を量り物の力量を度り、夫夫機に臨み變に應じて事を施すによつて、一擧一動少しの障礙過失なく、行ふ所悉く成就せないものはないのである、或る時に南陽に行幸した時に、一族の者を集めて酒宴を開いた、其の時伯母叔母が語り合うて曰うに、文叔(光武帝の字)は平生人と交はつても格別もてなしぶりをするでもなく、惟だ正直で溫柔なるのみであつたのに、今日の如く天下に君臨することになつたのである、實に人は外見に依らぬものであると賞めた、帝は傍に在つて之を聞いて笑うて、吾が天下を理むるのも亦此の柔順なる道を以て行はんと思ふと曰ふた、又帝は久しく戰場に在つたので段段兵馬の事を厭ひ、蜀の公孫述を平げてより後は、事變の急にして止むを得ざる事以外には、決して軍旅の事を言ひ出さなかつた、建武二十七年に、北匈奴は大饑饉に會うて其の國力が衰困したので、臧宮馬武などいふ猛將は此の好期逸すべからずとして、上書して北匈奴を滅さんと請ひ、劍を鳴らし手を拍ちて勇み立ち、身は中國に在りながら其の志は伊吾の北に馳せ、いざといはゞ直に飛び出さんず勢である、此の時帝は詔書を下して黃石公の著したる包桑記の言を引用して臧宮馬武の二將に告げて曰ふに、柔き者は能く剛き者に勝ち、弱き者は能く強き者に勝つと、實に此の言の如くで、今中國は剛強なり北匈奴は柔弱なりと思へば、剛強なる者は其處に油斷を生じ、柔弱なる者は其處に奮勵を起し、柔弱なりし者反つて剛強な

曰、與人不欵曲、惟直柔耳、乃能如此、上聞之笑曰、吾理天下、亦欲以柔道行之、上在兵間、久厭武事、蜀平後、非警急、未嘗言軍旅、北匈奴衰困、臧宮馬武、上書請攻滅之、鳴劍抵掌、馳志於伊吾之北矣、上報書、告以黃石公包桑記、曰、柔能勝剛、弱能勝强、自是諸將莫敢言兵、閉玉門關、謝絕西域、保全功臣、不復任以兵事、皆以列侯就第、以吏事責三公、亦不以功臣任吏事、諸將皆以功名自終、祭遵先死、上念之不已、來歙、岑彭死鋒鏑、卹之甚厚、吳漢賈復、終於帝世、漢在軍、或戰不利、意氣自若、上歎曰、吳公差强人意、隱若一敵國矣、每出師、朝受詔、夕就道、及卒、上臨問所欲言、漢曰、臣愚願陛下愼無赦而已、復自起兵時爲督、上曰、賈督有折衝千里之威、嘗戰被傷、上驚曰、吾嘗戒其輕敵、果然、失吾名將、聞其婦有孕、生子邪、我女嫁之、生女邪、我子娶之、其撫群臣每如此、

【字解】第五倫、五は複姓、倫は名、一見決矣、若し一たび謁見して政道を論ずれば聖主は直に明決して吾が言を用ゐるならんとの意、總攬權綱、天下を治むる大權大綱をしめくゝりて之を臣下に委ねざること、諸母、伯叔母のこと、欵曲、師古の註に、欵曲周旋貌、とあつて、人と交はるに殊更に待遇ぶること、直柔、正直にして溫柔なること、警急、警は事變の報せ、急は打ち捨て難き事件、抵掌、拍手に同じ、伊吾、縣の名、涼州敦煌郡に屬す、今の甘肅省の安西州の北に當る、包桑記、黃石公の著書の名、包は苞に通じ用て草木の叢生する貌、さて桑の木の叢生するが如く、凡て物事の根本が堅牢であれば、其の枝葉は從つて繁榮するものであるとの意を寓したる書篇、玉門關、一に陽關ともいふ、縣の名、涼洲酒泉郡に屬す、今の甘肅省の安西州玉門縣の東に當る、三

れてあつたが、其の後五十餘國に分裂した、今の新疆地方に當る土地である、請都護、都護の出張して鎭撫せんことを願ひ出でしこと、莎車鄯善、共に西域の國の名、日逐王、匈奴の貴族の號、南單于南匈奴の王といふに同じ、漢塞、漢の五原に設けてあるとりで、貊、東夷の國名、立南單于庭、南匈奴の王庭を五原西部の塞を去る八十里の地に設けしをいふ、使匈奴中郞將、後漢書百官志に據るに、其資格は二千石と同等で南單于を衞護する職、西河、郡の名、幷州に屬す、今の山西省の汾州府永寧州に當る、美稷、縣の名、西河郡に屬す、今の山西省汾州府汾陽縣の西北に當る、

【解釋】　建武二十一年の冬に、西域の十八箇國が各其の子を漢朝に遣はして近侍たらしめ、且つ都護の出張して鎭撫せられんことを請うたが、朝廷之を許さなかつたので、遂に其の鄰國の匈奴に附いた、さて是より先き西域の莎車王の賢と鄯善王の安とが、各使を漢に遣して物產を獻上し、とりわけ賢の使は二度まで入朝したので、帝は賢に都護の印綬を賜うた、よつて邊郡の太守は上言して、西域の諸王に假すに都護の如き大權を以てしてはならぬと諫めたので、帝は詔して都護の印綬を取り戾し、更に大將軍の印を賜うた、賢は之を恨んで猶詐つて大都護なりと稱したので、西域の諸國は悉く賢に服屬したのである、しかるに賢は至つて驕り高ぶつて我儘なる性質である所から、西域全部を兼ね竝さんと欲したので、諸國は之を懼れ、凡て十八箇國打揃うて其の子を洛陽に遣して帝の左右に侍らしめて人質とし、且つ漢の都護たらんことを願うた、しかるに帝は厚く物を賜うて其の侍子を還さしめたのである、其の後今年に至つて復請うて來たのであるが、帝復之を却けた、建武二十四年に、匈奴の南邊の八部落が日逐王といふ貴族の比といふ者を立て、南匈奴の天子と爲し、漢の五原に設けたる要塞まで來つて其の門を欵いて漢に內附して來たのである、是に於て匈奴は分れて南北の二つとなつたのである、其の明年に、貊人と鮮卑と烏桓との夷が同時に入朝して來た、二十六年に、南單于の王庭を五原西部の塞を去る八十里の地に立て、始めて使匈奴中郞將といふ官を置いて南匈奴を衞らしめた、其の後南單于を徙して西河郡の美稷縣に居らしめたのである、二十七年に、北匈奴も亦使を遣して和親を求め、其の明年又請うて來たので遂に之を許した、

中元二年、上崩、上起兵時、年二十八、卽位年三十一、第五倫每讀詔書、歎曰、此聖主也、一見決矣、手書賜方國、一札十行、細書成文、明愼政體、總攬權綱、量時度力、擧無過事、嘗幸南陽、置酒會宗室、諸母相與語曰、文叔平

刺殺彭、吳漢繼進、至成都、擊殺述、蜀地悉平、

【字解】茂陵、縣の名、司隸右扶風郡に屬す、今の陝西省の西安府興縣の東北に當る、荊門、州の名、今の湖北省の荊門州に當る、成都、縣の名、益州蜀郡に屬す、今の四川省の成都府成都縣に當る、

【解釋】建武十二年に蜀の公孫述が亡んだ、述は茂陵の人で更始の時から蜀に籠つて自ら帝と稱し、其の國を成と號して居た、建武十年に光武は已に隴右を平げて曰ふに、人といふ者は常に滿つるを知らざるが故に、いつも其の足らざることを苦に病んで居る、朕も既に隴を得たが、復蜀郡を平げ度く思ふと、よつて大司馬の吳漢等を遣して兵に將たらしめ、征南大將軍の岑彭が率ゐる軍勢と會して共々に蜀を伐たしめた、さて岑彭は荊門に在つて長江に戰船を裝ひ、水軍を以て直に蜀の成都を衝かんとしたが、吳漢は此の策を不可なりとして之を罷めとん欲した、しかるに彭は水軍が得意なるを以て之をきかず、遂に書を洛陽に上つて聖斷を請ふに至つた、ところが帝は彭に答へて曰ふに、大司馬(吳漢)は陸上に步騎を用ゐることを習うて水軍を曉らないから、水戰を不安のやうに考へて居るのである、荊門水戰の事は一に惟征南公の責任として其の計畫通りに取り計らうて然るべしとあつたので、彭は直に水軍に令して出發せしめ、其の戰艦並び進んで向ふ所敵する者が無かつた、是に於て述は大いに懼れて竊に刺客をして詐りて彭に降らしめ、夜陰に乘じて彭を刺さしめた、時に吳漢繼いで進み來り、進んで成都に攻め入り擊つて述を殺した、これにて蜀地は悉く平定したのである、

涼州牧竇融、率河西武威、張掖、酒泉、燉煌、金城、五郡太守入朝、融自建武初、據河西、後遣使奉書、上以爲牧、賜璽書曰、議者必有任囂敎尉佗制七郡之計、書至、河西皆驚、以爲天子明見萬里之外、上征隗囂、融率五郡兵、與大軍會、蜀平、奉詔歸朝、拜冀州牧、

【字解】涼、州の名、今の甘肅省の涼州府に當る、河西、武威、張掖、酒泉、燉煌、金城などの諸郡の總稱、武威酒泉金城此の解は前に見ゆ、張掖、郡の名、涼州に屬す、今の甘肅省の甘州府張掖縣に當る、燉煌、トンクワウ、郡の名、涼州に屬す、今の甘肅省の西州府燉煌縣に當る、議者、隗囂が竇融に說いて、今足下と公孫述と自分とが河西蜀隴西に據りて合從して漢に對すれば、運よくば戰國時代の六國のやうになり、それまで行かずとも尉佗たるを失はないと勸めたことをいふ、任囂敎尉佗制七郡之計、尉佗は趙佗といふ者で任囂と共に秦の二世時代

無く、氣宇弘大にして大いなる度量あり、ほゞ高祖皇帝に酷似して居る、又博く先賢の經學を修め、政事は文ありて明かで、實に前世に比なき天子であると賞めた、囂の曰ふに、卿は頻りに光武を稱揚するが、しかれば高帝と何れが立ち勝つて居るかと問ふた、援の曰ふに、そりや高帝には及ぶまい、高帝は是非の批評を加ふる餘地が無いのである、今上は吏事を好み、一擧一動皆法度に循ひ、又酒を飲むことを喜ばず、實に嚴格なる君主であると、又光武の人と爲りをほめた、援が餘り光武を賞むるので、囂は之を懌ばずして曰ふに、卿の言ふ所によれば光武は反つて更に高帝より勝つて居るといふことになるではないかと、かくて囂はとても光武に打ち勝つこと六箇敷からんと考へて、其の實子の恂といふ者を洛陽に遣して光武の左右に侍らしめた、しかるに囂は其の國の天險あるを恃み、未だ漢に服従することを肯せず、間も無く反旗を翻したのである、又或る時囂は班彪に戰國時代の合從連横の事を問うて、折好くば彼の戰國末の如く天下を一統せんとの大望を抱いて居たのである、然るに彪は王命論といふ論文を作つて、王者は天の命ずる所で人力の能ふ所に非らざることを論じて、囂を諷したのである、然るに囂は之を聽かず遂に漢と戰端を開くことに立ち至つた、時に光武の軍は已に京師を出發して居たので、馬援は行在所に詣つて謁見した、上よつて援をして復び囂に說いて歸順を勸めしめ、仍ほ自ら書簡を認めて囂に賜ふたのである、しかるに囂は漢に從はずして公孫述に臣となつた、述は囂を立てゝ朔寧王と爲した、是に於て上は愈〻囂を征伐することに決して其の準備に取りかゝつた、馬援は上の前に出で、米を聚めて山谷の形を爲り、隴右の地勢を一々指し示して軍の前進する近道を教へたので、上の曰ふに、かく地形が充分明かになりし上は、彼の囂等は君が目中に在るのと同樣なりとて打ち喜び、遂に大軍を進めた、よつて囂は西城に奔り飢餓に病み、恚り憤りて卒した、其の子の純は遂に漢に降つた、是にて隴右の地方を悉く平定したのである、

十二年、公孫述亡、述茂陵人、自更始時據蜀稱帝、國號成、上既平隴右曰、人苦不自足、既得隴復望蜀、遣大司馬吳漢等將兵、會征南大將軍岑彭伐蜀、彭在荊門裝戰船、漢欲罷之、彭不可、上報彭曰、大司馬習用步騎、不曉水戰、荊門之事、一惟征南公爲重而已、彭戰船竝進、所向無前、述使盜

ふに、只今天下反覆して綱紀紊亂僭號して帝王の名稱を盜む者數へきれぬ程澤山あるが、皆平平凡凡百年の計を樹つると いふやうな大人物には未だ嘗て見當らなかつた、しかるに今陛下を見るに其の人物の大いなること其の度胸の弘きこと、恰も高祖皇帝と一枚の符を合したるが如く、何方がそれなるか見分けの附かざる位である、よつて始めて合點が行きました、天下に帝王となるべき人は自然と眞の德と才とがあつて凡人の及ぶべからざる特質を具備して居らるゝ、といふことをと、光武の人と爲りと公孫述の人物との大差あることを說いて光武を激賞したのである、

援歸、囂問東方事、援曰、上才明勇略、非人敵也、且開心見誠、無所隱伏、闊達多大節、畧與高祖同、經學博覽、政事文辯、前世無比、囂曰、卿謂何如高帝、援曰、不如也、高帝無可無不可、今上好吏事、動如法度、又不喜飲酒、囂不懌曰、如卿言、反復勝乎、遣子入侍、未幾反、復嘗問班彪以戰國從橫之事、彪作王命論諷之、囂不聽、馬援詣行在、上復使游說、仍自賜囂書、囂竟臣於公孫述、述立囂爲朔寧王、上征囂、馬援在上前、聚米爲山谷、指畫形勢、開示軍所從徑道、上曰、虜在吾目中矣、遂進軍、囂奔西城、病餓恚憤而卒、子純降、隴右悉平、

【字解】東方之事、光武帝の樣子、闊達、度量の弘大なること、文辯、文あつて明かなること、無可無不可、是非の批評を加ふべき餘地無きこと、反復勝乎、反つて更に高帝に勝れるかとの意、指畫、地圖を分畫して一一指し示すこと、西城、縣の名、益州漢中郡に屬す、今の陝西省の興安府安康縣の西北に當る、隴右、隴は縣の名、天水郡に屬す、今の甘肅省の秦州府淸水縣の北に當る、隴右とは天水平襄西城の諸郡縣を指す、

【解釋】　かくて馬援は洛陽より隴右に歸つたので、囂は東方光武帝の樣子如何にと問ふた、援の曰ふに、光武帝は才智明かに武勇ありて謀略に長けたる人で、とても現今の人の能く敵すべき人物ではない、且つ其の人と爲りはあつさりとして心を推し開きて誠心を見はし、少しも隱し立てをすること

す、同縣、共に茂陵縣の生れなること、陛戟、衛兵が戟を持つて陛の兩側に居並べること、盜名字、僭號して帝又は王と稱すること、恢廓大度、恢も廓も共に大いなること、度量の大いなること、帝王自有眞也、帝王となるべき人は自然に眞の仁德天才あつて凡人の及ぶべからざる特質を具有して居るものであると、光武を激賞せし語である、

【解釋】 建武九年に隗囂が死んで其の子の純が立つた、囂は更始の初年より兵を起し建武の初めに至るまで天水郡に據つて自ら西州の上將軍と稱し、其の後或る時馬援を遣して蜀の成都に往かしめ公孫述の樣子を觀察させたことがあつた、さて此の馬援と公孫述とは共に茂陵の人で幼少の時から親しき仲であつたので、定めて成都に至らば久し振りに面會したとて互に手を握り合ひ、其の親密なること平生の如くするであらうと思ひしに、述は帝と稱して已に四箇年を經て居たので、援が成都に至るも昔時の如く親しまず、盛んに儀衛の兵士を殿階に列べて餘所〳〵しく援を延見したのである、よつて援は其の從者に話して曰ふに、只今は天下の雌雄未だ定まらざる時期である、故に天下に事を成さんと欲する者は、多く豪傑と交はり、若し賓客の訪づねる者あらば食事中と雖哺を吐いて國士を迎ふべき筈である、しかるに公孫子は哺を吐いて國士を迎へざるのみならず、反つて要らざる外見の修飾を事として居る、其の愚なること木偶人の形の如きである、かやうの有樣では何で久しく天下の士を留むることが出來うぞと、述の爲すに足らざることを歎じた、因つて成都を辭して歸り、囂に謂つて曰ふに、子陽は井中の蛙と同然で、世間の事情に暗く、妄に自ら尊大にして居る、實に與に語るに足らざる人物である、いつそ今日より意を東方(洛陽)に專らにして劉氏と親しむには若かずと勸めたので、囂はそこで書を認めて援を使者として洛陽に奉げしめた、初め洛陽に到り良、あつて宮殿に引入れられ、帝に謁見仰せ付けられた、此度は公孫述と異つて、上は殿の囘廊の下に在りて冠も戴かず額を見はし髮包にて一寸髮を覆ひたるのみで、至極手輕に援を迎へ、笑うて曰ふに、卿は隗囂公孫述の二帝の間に遨遊して居ると聞き及んで居たが、今日卿を見るに、人をして慚ぢしむる程の相貌を備へて居ると賞めた、そこで援は頓首して曰ふに、只今の時節は但だ君が臣を擇ぶといふのみならず、臣も亦君を擇ぶといふ傾向に相成つたのである、さて又臣は公孫述と共に茂陵の生れで幼少から仲善しの友人でありました、しかるに臣前日蜀に至つて久方振りに彼に面會せしに、何事ぞ殿中の陛階には儀衛の兵士に戟を持たせて私を延見したのでありました、臣今日洛陽に來つて謁見を願ひしに、陛下は何で臣を刺客姦人で無いといふとを御知りになつて、而かもかく手輕に延見し賜ひしぞと、光武の度量の恢大なるに感心した、帝は之を聞いて笑うて曰ふに、卿は刺客ではない、顧ふに卿は諸國を遊說する說客であらうと、援の曰

は其の前鋒となつて馬前に軍功を樹てんと、恂は上を勸めて親ら潁川を征せしめたので、群賊は悉く降つた、而るに恂は竟に郡守に拜せず帝に從つて京師に凱旋せんとしたので、百姓等は其の行列の道を遮つて曰ふに、陛下願くは寇君を此の潁川郡に留めて治めしむること僅に一箇年ならしめよと切に請ふたので、恂を留めて此處を鎭撫せしめた、かくて大軍は戰はずして芽出度く京師に還つたのである、

建武九年、隗囂死、囂自更始初年起兵、至建武初、據天水、自稱西州上將軍、後嘗遣馬援往成都、觀公孫述、援與述舊、謂當握手歡如平生、時述已稱帝四年矣、援既至、盛陳陛衞以延援、援謂其屬曰、天下雌雄未定、公孫不吐哺迎國士、反修飾邊幅、如偶人形、此何足久稽天下士乎、因辭歸、謂囂曰、子陽井底蛙耳、而妄自尊大、不如專意東方、囂乃使援奉書雒陽、初到、良久卽引入、上自殿廡下、岸幘迎笑曰、卿遨遊二帝間、今見卿使人大慚、援頓首曰、當今非但君擇臣、臣亦擇君、臣與公孫述同縣、少相善、臣前至蜀、述陛戟而後進臣、臣今遠來、陛下何知非刺客姦人、而簡易若是、帝笑曰、卿非刺客、顧說客耳、援曰、天下反覆、盜名字者不可勝數、今見陛下、恢廓大度、同符高祖、乃知帝王自有眞也、

【字解】天水、郡の名、今の甘肅省の鞏昌府通渭縣の西南に當る、修飾邊幅、邊幅は布帛の緣のこと、粗末なる布帛の緣のみを飾るといふことで、公孫述が徒に外飾をのみ務めて其の實の副はざることの喩、稽、トゞムと訓む、子陽、公孫述の字、井底蛙、莊子篇に、井蛙不可以語於海者、とあつて世間見ずの獨りえらがりのこと、殿廡、廡は堂下四周に在る冏廊のこと、岸幘、ガンサク、岸は額を見すこと、幘は冠せざるときに髮を包むもの、かんづゝみ、二帝、隗囂と公孫述とを指

て一日諸將に謂つて曰ふに、當分は此の二人は勘定外に置いて兵士の休養を專らにし、他日の用を待つべしとて、それより、公孫述に書簡を送つて歸順を勸めたのである、

馮異自長安入朝、上謂公卿曰、是我起兵時主簿也、爲我披荊棘定關中、詔勞異曰、倉卒蕪蔞亭豆粥、滹沱河麥飯、厚意久不報、

【字解】披荊棘、ケイキヨクチヒラクと訓む、いばらを伐り開くこと、擾亂を平ぐることの喩、倉卒、にはかなる貌、光武帝が薊城より晝夜兼行で南方に走りしときのことをいふ、

【解釋】建武六年正月に馮異が長安より洛陽に入朝した、上公卿に謂つて曰ふに、是の人は朕が兵を起しゝ時は記錄を主る卑き役であつたが、其の後朕がためには大恩人となつた、卽ち彼の亂れに亂れたりし關中を短日月の間に平定したる大功ある人である、又詔して異を勞うて曰ふに、昔時朕が薊城より急遽逃げ出して取り敢ず蕪蔞亭に入りし時には豆粥を炊ぎて進め、又滹沱河の邊にては麥飯を炊ぎて朕の飢を救ひ呉れたことがあつたが、其の厚意に報ゆる返禮を今日に至るまで久しく報ぜなかつたとて、珍寶錢帛の類を多く賜はつたのである、

建武八年、上自將征隗囂、潁川盜起、上還、謂執金吾寇恂曰、潁川迫近京師、獨卿能平之耳、從九卿復出可也、恂勸上親征、賊悉降、恂竟不拜郡、百姓遮道曰、願借寇君一年、乃留恂鎭撫、大軍不戰而還、

【字解】潁川、郡の名、豫州に屬す、今の河南省の開封府禹縣に當る、從九卿復出可也、此の時恂は執金吾であつて九卿の中には列せざれども、九卿の待遇は受けて居たのである、故に九卿より復び出でて地方官になるといふのである、可也とは可乎といふに同じ、

【解釋】建武八年四月、上自ら大將となつて隗囂を征討した、時に潁川の群盜蜂起したので帝は京師に引き返し、執金吾の寇恂に謂つて曰ふに、潁川郡は京師近在である、しかるに之を鎭むるには惟獨り卿あるのみである、今卿は九卿の格より出でて復郡守となるは好ましからぬかは知らねども、國家の急場を助くると思うて承諾しても良らんと請ふたので、恂は對へて曰ふに、陛下前に隴西を征せんとせしを潁川の群盜が聞き知つて蜂起したのであるから、今日若し潁川に親征すると聞かば定めて群盜は平ぐであらうと思ふ、故に臣

劉永所立齊王張步降、上初以步爲東萊太守、已而受永命王齊、將軍耿弇屢戰大破之、拔祝阿、齊南、臨菑、車駕至臨菑勞軍、謂弇曰、將軍前在南陽建大策、嘗以爲落落難合、有志者事竟成也、步敗、齊地悉平、

【字解】東萊、郡の名、青州に屬す、今の山東省の登州府蓬萊縣に當る、祝阿、縣の名、青州平原郡に屬す、今の山東省の濟南府長淸縣の東地に當る、齊南、通鑑に濟南に作る、郡の名で青州に屬す、今の山東省の濟南府歷城縣の東に當る、臨菑、菑は淄に同じ、縣の名、青州齊國に屬す、今の山東省の青州府臨菑縣に當る、大策、大いなるはかりごと、建武三年に弇自ら齊を平げんことを請ひしをいふ、落落難合、落落は硌硌に同じく石の堅く角ばりて相合はざる貌で、其の志の大に過ぎて人と相合はざるをいふ、

【解釋】建武五年に劉永が前に立てし所の齊王の張步が降參して來た、上初め張步を以て東萊の太守としてあつたが、間も無く劉永の命を受けて齊國に王となつた、よつて將軍耿弇は屢〻張步と戰爭して大いに之を破り、建武五年十月に至り、祝阿濟南臨菑の各地を略取したのである、此の時帝の車駕臨菑に至つて軍をねぎらひ弇に謂つて曰ふに、將軍は前に南陽に在つた時齊を平げんといふ大策を建てたことがあつたが、其の當時は其事が餘り大仕掛で石の堅く角ばりて合はざるが如く、我等の考と合はず、とても目的通りに成就せんことは六ケ敷からんと思ひたりしに、今日此く齊の各地を略取して初めの大策の通りに成功した事は、實に天晴なる手腕である、志ある者は事竟に成るとは卿のことであると賞揚した、かくて張步は程無く敗れて齊の地は殘らず平定したのである、

將軍吳漢等、擊斬劉永所立海西王董憲及叛將龐萌等、江淮山東悉平、時惟隗囂、公孫述未平、上積苦兵間、謂諸將曰、且當置此兩子於度外耳、

【字解】兩子、隗囂と公孫述との二人を指す、子は男子の通稱である、度外、勘定外といふに同じ、

【解釋】建武六年正月、將軍吳漢等は劉永の立てし海西王董憲及び叛將の龐萌等を擊つて之を斬り殺した、これによつて江淮山東方面悉く平定したので、殘る所は惟隗囂公孫述の二人の未だ平かざるのみである、されど帝は此まで永年困苦を兵間に過し來つて居るから、モウ戰爭は欲せざる所なりと

つて慈悲深き母親に歸するが如き思が致します、何で降りたることを悔むことがありませうぞ、實に此の上も無き歡喜でありますと、恐れ入つたのである、此の宣の口上を聞いて上の曰ふには、卿は諺に鐵の中にても微しく剛利なる者凡庸の中にても稍氣の利きたる者といへるに類する者であると嘲りを含めて其の利口を賞めた、夫より降りたる一同にそれぞれ洛陽に於て田園第宅を賜ひ、盆子を上の叔父たる趙王の近侍と爲したのである、

睢陽人斬劉永降、劉永在更始時、立爲梁王、更始亡、永稱帝、至是敗、漁陽太守彭寵奴、斬寵以降、初上討王郎、寵發突騎、轉粮不絶、自負其功、意望甚高、不能滿、幽州牧朱浮、與書曰、遼東有豕、生子白頭、將獻之、道遇群豕、皆白、以子之功論於朝廷、遼東豕也、上徵寵、寵自疑遂反、至是敗、

【字解】一　睢陽、縣の名、豫州梁國に屬す、今の河南省の歸德府商邱縣の南に當る、奴、下男のこと子密を指す、突騎、勢鋭くして敵を突破する騎兵、

【解釋】睢陽の人慶吾といふ者劉永を斬つて降つた、此の劉永といふ者は更始の時に立つて梁王と爲り、更始が亡んでから、永は自ら帝と稱して居たが、是に至つて遂に敗れたのである、漁陽の太守の彭寵の下男の子密といふ者が、其の主の寵を斬つて降つて來た、初め上が邯鄲を攻めて王郎を征討した時、寵は精鋭の騎兵を放ち粮食を轉輸して輜重を全うせしめたので、自ら其の軍功をたのみて、心中の希望は中中高かつたのである、しかるに其の恩賞は自分の意に滿たなかつたので怏怏として樂まなかつた、そこで幽州の牧の朱浮は書を寵に與へて之を論じて曰ふに、昔時遼東に白頭の豕が生れたので、其の牧場の主人はこは珍らし之を天子に獻上すれば莫大の褒美に與からんと打ち喜び、此の白頭の豕を引いて京師に向つたが、或る地方に到つて見れば、其處の豕は悉く皆白頭であつたといふことである、今汝の軍功を朝廷に於て論じたならば、恰も此の遼東の豕と同樣である、故に世間見ずの己惚れ者は、一寸の功あればとて餘り大したる恩賞を望むべきものでないと敎へた、ところが寵は此の書面を見て大いに怒り、兵を發して朱浮を攻め敗らんとした、たま〱上が寵を朝廷に徵されたが、寵は反つて自ら之を疑ひ、遂に朝廷に向つて謀叛を起すこと、なつて、遂に其の奴のために敗られたのである、

を垂れたので、老幼の別なく皆鄧禹の車下に集ひ滿ちて感謝せない者は無いといふ有樣で、其の評判の高きこと頓に關西まで擴がつた、よつて諸將は皆禹に勸めて此の勢に乘じて直に長安に攻め入つては如何にと謀つたが、禹は之に反對で、一先づ右扶風の栒邑に退いて能く兵を休養させ、又赤眉の疲敝を見計らうて攻め入らんとて兵を進めなかつた、ところが案の如く、赤眉は段段と糧食に缺乏を生じ掠奪しつゝ、討つて出でたので、禹は此の好期逸すべからずと栒邑より長安に入つた、しかるに赤眉も亦禹に長安を渡さじと復長安に立ち歸り、此處にて兩軍の大會戰となつて、禹の軍は散散に敗北して逃走つた、此報洛陽に達したので、禹を徵して京師に還らしめ其の代として馮異を關に入らしめた、禹は何の功も無く京師に還ることを慚ぢ、馮異の關中に向ふ道中に、之を迎へ、又共ゝに赤眉を攻めて大いに回溪に戰ふた、しかるに此の戰にも亦大敗したので、此ではならぬと、散亂したる兵卒をかり集め城壁を堅くして守備し、其の後三年正月に至り大いに赤眉の軍を崤山の麓にて破つた、よつて帝は大いに之を嘉して璽書を馮異に賜うて之をねぎらうて曰ふに、始め翅を回溪に垂れて戰に敗れたが、終に翼を澠池に奮ふて勝ち軍となつた、實に之を朝に失ふて之を晚に得たと謂ふことであると異の軍功を激賞したのである、

赤眉餘衆、東向宜陽、上勒軍待之、樊崇以劉盆子、丞相徐宣等、肉袒降、上陳軍馬令盆子君臣觀之、謂曰、得無悔降乎、宣叩頭曰、去虎口歸慈母、誠歡誠喜無限、上曰、卿所謂鐵中錚錚、庸中佼佼者也、各賜田宅、

【字解】 宜陽、縣の名、司隸弘農郡に屬す、今の河南省の河南府宜陽縣の西に當る、肉袒、上衣を脫いで肉體を見すこと、鐵中錚錚庸中佼佼、錚は金の鳴る聲、庸は傭に同じ、佼は好き貌、鐵中の錚錚とは鐵の中にても微しく剛利なる者をいひ庸中の佼佼とは凡傭の中にても稍好き者をいふ、卽ち普通の者より稍利口であるとの意、

【解釋】 かくて赤眉の敗殘者十餘萬人は、東の方宜陽に向つて洛陽に迫らんとしたので、帝自ら六軍に將として京師を發し、赤眉來らば要え擊たんと待ち構へた、之を見たる赤眉の樊崇はこはとても敵し難しとて劉盆子及び丞相の徐宣等を率ゐて肉袒して降參した、上よつて六軍の兵馬を陣列させ赤眉の君臣をして之を觀せしめ、先づ彼等の膽を潰し置き、而して謂ふに、汝等は今日我が軍兵の有樣を見て、此しきの軍隊ならば一合戰に、及ぶべき筈であつたのにと、降參の早計を悔いはせぬかと曰ふたので、宣は頭を地に叩き附けて曰ふに、イヤ今日降參を御許し下さつたのは、恰も虎の口を去

不レ拾レ遺、上卽レ位、先訪二求茂一、以爲二太傅一、封二褒德侯一、車駕入二洛陽一、遂都レ之、

【字解】 賊、赤眉を指す、帝、光武を指す、密、縣の名、司隸河南尹に屬す、今の河南省の開封府密縣の東南に當る、

【解釋】 建武元年九月に、赤眉が長安に攻め入つたので更始は走つて高陵に逃れた、よつて光武帝は詔を下して更始を淮陽王となした、宛の人の卓茂といふ者、密の縣令と爲つて其の敎化大いに行はれ、百姓は道に遺れたる物あるとも拾はざるまで廉潔になつた、此の如き治績があつた、めに、光武帝の位に卽くに及んで、先づ卓茂を訪ね出して太傅の官に爲し褒德侯に封じたのである、十年十月に帝洛陽に入つて遂に此處に都を奠めた、

關中未レ定、鄧禹引レ衆而西、號二百萬一、所レ至停レ車駐レ節、勞二來百姓一、垂髫戴白滿二車下一、名震二關西一、至二栒邑一、久不レ進、兵、赤眉大掠而出、禹乃入二長安一、赤眉復入、禹戰不レ利走、徵還二京師一、遣二馮異一入レ關、禹慚レ無レ功、要レ異共攻二赤眉一、大戰二於回溪一、敗績、收二散卒一堅レ壁、已而大破二赤眉於崤底一、璽書勞レ異曰、始雖レ垂二翅回溪一、終能奮二翼澠池一、可レ謂下失二之東隅一、收中之桑楡上、

【字解】 勞來、孟子滕文公篇に、放勳曰、勞レ之來レ之とあつて慰めねぎらうことを勞といひ、至れる者を撫するを來といふ、垂髫戴白、髫は音テウ、小兒の垂髪のこと、戴白は白髪のこと、卽ち小兒と老人とをいふ、栒邑、縣の名、司隸右扶風郡に屬す、今の陝西省の邠州三水縣の東北に當る、要異、要は邀に同じで迎ふること、回溪、溪の名、嵩州に在り、今の河南省の河南府嵩縣に當る、崤底、崤は山の名、底は陵で、崤山の麓といふ義、崤山は弘農郡の澠池に在り、澠池、縣の名、司隸弘農郡に屬す、今は河南省の河南府澠池縣治に屬す、垂翅、敗戰の喩、奮翼、勝軍の喩、東隅桑楡、通鑑の註に、賢曰、淮南子曰、至二於衡陽一、是謂二隅中一、又前書谷永曰、太白出二西方一、六十日、法當レ參レ天、今已過レ期、尙在二桑楡閒一、桑楡晚也、余按淮南子曰、西日垂レ景在二樹端一、謂二之桑楡一とあつて、東隅は日の出づる方角なるによつて早朝に喩へ、桑楡は日の沒する西方なるによつて晩に喩へたのである、

【解釋】 光武帝の卽位の年には、關中はまだ平定して居ないのであるから、鄧禹は、大軍を引いて關西に打ち向つた、其の軍勢は一百萬といふふれだしで、至る所の郡縣で車を停め漢のわりふを駐めて、百姓の歸服する者を慰めねぎらひ恩惠

前將軍に拜し、手勢の二萬人を中分して關中に入りて赤眉に當らしめた、しかるに新に取りたる河内に守備が必用なるを以て禹は冠恂を守備の大將に推薦した、此の恂は文武兼備の良將で民を治め衆を統ぶる才能あるを以て、河内を守らしめた、そこで王は自ら兵を引いて北の方燕趙を徇へ、尤來大槍などの諸賊を擊つて之を破り、還つて中山に至つたる頃諸將は天子の尊號を上つたが、王は未だ之を許さず、南平棘に至りし時にも固く請ふたが、王又之を許さなかつた、よつて耿純の曰ふには、さて我れ等士大夫の親兄弟を振り棄て、遠く生れ故鄕を離れ、大王に戰場に從つて矢石の飛び來るのをも事とせず、此く軍功を樹つるといふものは、固より大王の御身に近づきて平生の望を達せんと願ふのみである、しかるに今の好時期を利用せずして止め置き、衆人の望に逆ひなば、臣は衆の望絕え計窮まつて大王を去りて故鄕に歸りはせぬかと心配するのである、此の大衆が一たび大王を去りて四方へ散りぐに離るれば、復び之を統べんとするも難き事ならむと思ふと、赤誠を罩めて告げたので、馮異も亦大王に衆議に從うて尊號を許すべしと言ふた、時に王の同舍生であつた儒生の强華といふ者が關中より赤伏符を奉げて來つた、其の文に劉秀は兵を起して不道の者を捕へ、群盜は四方に割據して戰爭して居るが、四七の際卽ち高祖より二百二十八年目に、火德を以て王たりし漢の子孫の劉秀が再び天下を一統するであらうと記してあつた、此の未來記の文に據るも、秀は天子たる資格があるので、群臣は之に因つて復天位に卽けと請ふた、そこで秀は遂に乙酉の六月に皇帝の位に鄗の南に卽いて年號を建武と改めたのである、

赤眉樊崇等、立宗室劉盆子、爲帝、年十五、時在軍中主牧羊、被髮徒跣、敝衣赭汗、見衆拜恐畏欲啼、

【字解】被髮徒跣、被髮は常に髮を束ねず櫛らずしてぶつかぶりなること、徒はかち、あるき、跣ははだし、共に蠻夷の風俗、赭汗、音シャカン、赭は赤色、面を赤くして汗を流すことで、惶懼の貌をいふ、舊註に汗は汚の字の誤なりといへども汗にても意通ず、

【解釋】建武元年六月に赤眉の樊崇等は漢の宗室の子孫たる劉盆子を立て、帝と稱した、さて此の盆子といへるは城陽王萌の子で、是より先き赤眉に捕はれ、軍中に在つて羊を牧ふことを主りて居つたので、此に至つて帝位に卽いた、時に年十五で其の頭は髮を被り、足はすあしで、敝れたる衣を著け、面を赤くして汗を流し、諸將軍の拜するのを見て恐れこはがつて啼き出しそうであつた、

賊入長安、更始走、帝下詔、封爲淮陽王、宛人卓茂、嘗爲密令、敎化大行、道

の古の大業を興したる人を見るに、皆其の徳の厚薄に在つて土地の大小に因らなかつたのであるから、君は今一郡しか得ないとて悲観し給ふなよ、其の徳を修めて民を悦ばしめさへすれば、天下は翕然として從つて來るのであると曰ふた、是の時耿弇は上谷漁陽の兵を率ゐて行く〳〵郡縣を定め、秀に廣阿に會し、進んで邯鄲を攻め取りて王郎を斬り殺した、其の節邯鄲の吏民が王郎と交りし文書數十通を手に入れたので、秀は之を讀みもせず、諸將を會めて之を燒き棄て、彼の王郎と共に我に反したる者共をして自ら安堵をさせるのであると曰ふた、是の如くして秀は其の度量の弘大なることを將士に示したのである、又秀が吏卒をそれ〳〵の部署に分てば皆口々に大樹將軍の部下に附かんと言うて願ひ出でた、さて此大樹將軍とは馮異の綽名で、それは馮異の人と爲りより起つた稱である、馮異の性は遠慮深うして功名にほこらず、諸將が頻に戰功を論ずる時には、異は常に樹下に退いて少しも口を入れ無かつたので此の稱號を得たのである、さて秀は王郎を斬つて邯鄲を定めてより其の威名次第に海内に遍くなつたので、更始は使者を立て、秀を蕭王と爲し兵を罷めて諸將と共に行在所に至らしめんとした、然るに耿弇は王(劉秀)に說いて曰ふに、王の吏士の死傷せし者已に多いから先づ上谷に歸つて兵力を益しては如何と、王の曰ふのに、王郎は已に亡んだから復兵を益す必用もなからんと、弇の曰ふに、たとへ王郎は已に敗れればとて天下の兵革は此から始まるのである、今日長安より使者あつて兵革を罷めよとの上意なれども、彼の銅馬赤眉なんどの數十輩の賊徒輩は每に數十百萬人もあり、又更始は今は天子と爲るとも民心已に離れて居るから、久しからずして敗れんこと明かである、されば此の好時期に際して義を以て天下に臨まば、之を取らんと容易である、決して他姓をして之を取らしてはならぬ、是非王自ら之を取らるべしと懇々と說き勸めたので、秀は始めて心を決し、使者に復命さするに、河北の地未だ平定せざるが故に今頓に兵を罷むると能はざるを以てし、遂に其の召しに從はなかつたのである、更始二年秋蕭王は銅馬の諸賊を擊つて悉く之を降した、しかるに諸將は未だ降れる者を信ぜず、降れる者も亦自ら落ち附かず、互に相疑ひつゝあつたので、王は降れる者に敕けて各其の本營に歸らしめて各自の兵を取り締らしめ、王自ら輕疾の一騎に乘つて銅馬の諸部を見廻つて彼等を慰めたのである、されば諸部の降れる者は相語つて曰ふに、蕭王は自己の誠心を推し出して人の腹の中に置き、少しも降者の心を疑はない、實に度胸のすわつたる德の高き人である、かゝる人の爲には安ぞ一命を拋たずに居られうぞと、是れより心を落ち附けて疑はなかつたので、悉く諸將の部下に分配し、それより南の方の河内を巡りて說き下したのである、時に赤眉の賊が長安を攻めたので、王は將軍鄧禹をして

鳳翼、以成其所志耳、今留時逆衆、恐望絶計窮、則有去歸之思、大衆一散、難可復合、馮異亦言、宜從衆議、會儒生彊華、自關中奉赤伏符來、曰、劉秀發兵捕不道、四夷雲集龍鬬野、四七之際火爲主、群臣因復請、乃卽皇帝位于鄗南、改元建武、

【字解】 輿地圖、地圖といふに同じ、大地は萬物を載せて恰も車輿の物を載するに均し、故にいふ、殽亂、說文に、殽相雜錯也とあつて、混雜して亂れ合ふこと、漁陽、郡の名、幽州に屬す、今の直隷省の順天府密雲縣の西南に當る、反側子、王郎と共に劉秀に反ける徒黨をいふ、不伐、ホコラズと訓む、自己の功名を吹聽せざること、勒兵、勒は音ロク、抑へ付けて取りしづむることで、兵士を率ゐしづむるをいふ、輕騎、能く走る騎馬、案行、見迴ること、河內、郡の名、今の河南省の懷慶府武涉縣の西南に當る、牧民御衆、牧は治むること、御は統ぶること、中山、國の名、冀州に屬す、今の直隷省の定州に當る、南平棘、縣の名、冀州常山郡に屬す、今は直隷省の趙州治に屬す、矢石之閒、戰場といふに同じ、攀龍鱗附鳳翼、龍と鳳とは各四靈の一で共に天子の事に譬へていふ、卽ち陛下に附隨するといふこと、赤伏符、赤伏は符の名で符は未來記である、此の符は漢の再び起つて天子となるといふ未來記であるから赤伏と名づけたのである、なぜ赤伏と名づけたといふに、漢はもと火德を以て王となりし國で、火の色は赤し、伏は藏むることで、漢德を藏めたる未來記といふ意を含まするために名づけたのである、劉秀發兵云云、此の七言三句は未來記の全文で、第二句の意は、今しも群雄は中原に雲の如く衆く集りて相鬬ふさまは龍の野に戰ふやうであるとの意、第三句の四七之際とは漢書の師古の註に、四七二十八、謂自高祖至光武初起合二百二十八年也、とあつて高祖より二百二十八年目に漢が再び中國に主たるべしとの意である、一說に四七の際とは光武二十八才で兵を起すことであると、又一說に光武の二十八將軍の數なりといふ二說あれども、余は前の師古の說に從ふ、鄗、縣の名、常山郡に屬す、今の直隷省の趙州府柏鄉縣の北に當る、

【解釋】 更始二年二月に劉秀は廣阿を平げて一先づ安心し、一日地圖を披いて鄧禹に指し示して曰ふのに、天下の郡縣はかやうに廣いではないか、然るに今漸く始めて其の一郡を我が有に歸したるのみである、此やうの有樣ではなか〳〵天下を一統することは六ケ敷いことである、しかるに前年卿は英雄を延攬し務めて民心を悅ばしめば天下は定むるに足らず、自然に歸服するといふたが、ドウモ合點がゆかぬと問ふたので、禹が答に、さやうではござらぬ、方今四海の內は麻の如く亂れて居るから、人民は皆明君の出でんとを望んで居ることは、恰も赤子の慈母を慕ふと同然である、彼

秀の主従も光も彤も皆ともぐに力を得て、近在諸縣の兵を徴發して精兵四千餘人を得、檄文を飛ばして邯鄲を攻めて王郎を討つた、そこで前に王郎に降りし郡縣の吏民も復又響の聲に應ずるが如く劉秀に歸服し來つた、よつて秀は兵を引いて鉅鹿郡の廣阿を討ち取りて、漸く其の勢力を張つたのである、

披輿地圖、指示鄧禹曰、天下郡縣如是、今始得其一、子前言不足定何也、禹曰、方今海內殽亂、人思明君、猶赤子慕慈母、古之興者、在德厚薄、不在大小也、耿弇以上谷漁陽兵、行定郡縣、會秀於廣阿、進拔邯鄲、斬王郎、得吏民與郎交書數千章、秀會諸將燒之曰、令反側子自安、秀部分吏卒、皆言願屬大樹將軍、謂馮異也、爲人謙退不伐、諸將每論功、異常獨屛樹下、故有此號、更始遣使、立秀爲蕭王、令罷兵、耿弇說王、辭以河北未平、不就徵、王擊銅馬諸賊、悉破降之、諸將未信降者、降者亦不自安、王敕各歸營勒兵、自乘輕騎、案行諸部、降者相語曰、蕭王推赤心、置人腹中、安得不效死乎、悉以分配諸將、南徇河內、赤眉西攻長安、王遣將軍鄧禹等兵入關、禹薦寇恂、文武備具、有牧民御衆之才、使守河內、王自引兵、徇燕趙、擊尤來大槍等諸賊、盡破之、王還至中山、諸將上尊號、不許、至南平棘、固請、又不許、耿純曰、士大夫捐親戚、棄土壤、從大王於矢石之間、固望攀龍鱗附

と、還つて卽ち詭りて氷は張り詰めて堅く、充分兵馬を渡さるべしと曰ふたので、秀はさもあらんと遂に前進して河岸に至つた、時に霸の詭りしことが事實となりて氷は堅く河に張りつめてあつたので、天の祐けと悅び勇んで河を渡り、まだ殿軍の數騎の渡り畢らぬに氷が解けたのである、

至南宮、遇大風雨、入道傍空舍、馮異抱薪、鄧禹爇火、秀對竈燎衣、異復進麥飯、至下博城西、惶惑不知所之、有白衣老人、指曰、努力信都爲長安城守、去此八十里、秀卽馳赴之、時郡縣皆已降王郞、獨信都太守任光和戎太守邳彤、不肯、光出聞秀至大喜、彤亦來會、發旁縣得精兵、移檄討王郞、郡縣復響應、秀引兵拔廣阿、

【字解】 南宮、縣の名、冀州安平國に屬す、今の直隸省の冀州南宮縣の西北に當る、下博、縣の名、冀州安平國に屬す、今の直隸省の深州の南に當る、努力、つとめはげむこと、信都、縣の名、冀州安平國に屬す、今は直隸省の冀州に屬す、爲長安、漢のためといふに同じ、長安は漢の都であつたからかくいふ、和戎、通鑑の註に、東觀記曰、王莽分信都爲和戎、居下曲陽、邳彤傳作和成、成字爲是とあつて和戎は和成に作るべきである、光出、出の字は大喜の字の下に在るべきである、廣阿、縣の名、鉅鹿郡に屬す、今の直隸省の趙州隆平縣に當る、

【解釋】 かくて秀は滹沱河を渡り、進んで冀州の南宮まで至つたが、又もや此處にて大風雨に出會ひたれば、道傍の空屋に入り、馮異は近傍より薪を抱き來り、鄧禹は之に火を點じて爇き、秀は竈に對ひて濡れたる衣服を燎り乾し、異は復麥飯を炊ぎて秀に進めなどして雨宿をなして空腹を凌ぎ、それより下博城の西方に至つたが、度度の困難に勇氣も挫け、惶れ惑うて方角を見失ひ、何處に前進してよきか途方に暮れて居たのである、時に不思議にも白衣を著たる老人あつて指して曰ふに、汝等努力せよ、信都の太守等は彼の王郞に降らず、漢のために籠城して死守して居るぞ、其の城は此處を去ること凡そ八十里ばかりの近くに在るぞと敎へたので、秀は大いに力を得て、衆を勵まし、馳せて信都郡に走り著いた、時に他の郡府は大抵已に王郞に服從して居たが、惟獨り信都の太守の任光と和戎の太守の邳彤とは肯て王郞に降らず、漢に心を寄せて孤城を守つて居たのである、其の處へ大司馬の劉秀が來つたといふのを聞いたので任光は大いに喜んで城を出で、之を迎へ、彤も亦之を聞いて來り會したのである、此に於て

【字解】　邯鄲、縣の名、冀州趙國に屬す、今の直隸省の廣平府邯鄲縣の西南に當る、幽冀、共に州の名、幽州は今の直隸省の順天府に、冀州は今の直隸省の廣平府に當る、薊、音　イ、縣の名、幽州廣陽郡に屬す、今の直隸省の順天府大興縣の西南に當る、上谷、郡の名、幽州に屬す、今の山西省の大同府廣靈縣の西に當る、盧奴、縣の名、冀州中山國に屬す、今の直隸省の定州府に當る、北道主人、北伐する案内者のこと、蕪蔞亭、音ブルテイ、驛の名、饒陽の東に在り、饒陽、音ジヤウヤウ、縣の名、冀州安平國に屬す、今の直隸省の深州饒陽縣の東に當る、下曲陽、縣の名、冀州鉅鹿郡に屬す、今の直隸省の正定府晉州の西に當る、滹沱河、音コダカ、代郡の鹵城より東流して易水と合し、文安縣を經て海に注げる川の名、文安縣は冀州河間郡に屬し、今の直隸省の順天府文安縣の東に當る、而して光武軍の渡河せし場所は今の祁州あたりである、候吏、斥候に同じ、軍中の物見役、流澌、澌は音シ、說文に流氷也とあり、氷の解けかけて水に流るゝをいふ、

【解釋】　王莽の時に自ら成帝の子の子輿なりと稱する者があつたので、王莽は之を殺したが、此の時(更始元年十二月)邯鄲の賣卜者の王郎といふ者又詐つて眞の成帝の子の子輿なりと稱し、邯鄲城に入つて自ら帝と號し、幽州冀州に人を派遣して歸服を說き勸めたので、州郡の豪傑及び百姓は之を眞の子輿なりと思ひ、響の聲に應ずる如く來り集まつた、此の時秀は北の方薊縣を徇へつゝあつたが、又之と同時に上谷郡の太守の耿況の子の弇といふ者が父の命によつて長安に詣らんとする途中、宋子縣にて王郎の起りしを聞き、其の從者は皆劉子輿は成帝の正統であるから此に歸服して長安まで行くに及ばぬと勸めた、然るに弇は劍を按じてナアニ彼の子輿は物の數にもならぬ小賊であると曰ふて取り合はなかつた、弇は大司馬秀の盧奴に在ることを知つて、馳せて之に至り、秀に謁見して意中を明かしたので、秀は大いに喜んで是れは我が北伐の好き道案内であると曰ふた、然るに前に徇へた薊縣が何時の間にか反して、王郎に裏切つて居るので、此は大變なりとて秀は駕を馳せて城を飛び出で、夜となく晝となく南の方に奔逃して漸く蕪蔞亭といふ驛まで落ち延びた、時に天寒烈にして腹又空し、よつて馮異は豆の粥を煮て秀に進め、辛じて饒陽まで辿り著いた、此の時には從者の面面も既に空腹となつたから、秀は紿いて邯鄲の使なりと稱し、傳舍に入つて食を求め、主從一同始めて蘇生の思ひをしたのである、然るに傳吏に其の僞を悟られ、又此處を逃れて晝夜兼行、霜雪を犯して下曲陽に至つた、此の時兵士の顏面は、空腹と嚴寒とのために皆破裂して居つたといふことである、此くて下曲陽に著いたが、王郎の軍隊が已に其の背後に在るといふことを聞いて、又もや滹沱河の邊にまで走り、斥候をして渡河の樣子を見せしめたが、其の注進に、河氷は已に解けて流れ、船無くしてはとても渡るべからずと曰ふた、よつて秀は念のために王霸をして視せしめたが、霸は其の流凘を見て思ふに、還つて此の實景を語らばさぞや一同落膽するであらう

效其尺寸、垂功名於竹帛耳、更始常才、帝王大業、非所任、明公莫如延攬英雄務悦民心、立高祖之業、救萬民之命、天下不足定也、秀大悦、令禹常宿止於中、與定計議、

【字解】明公、明德のある君主の意で、劉秀を指す、效、致す、盡す、尺寸、己の才能の短なるを謙遜していふ、垂、遺す、竹帛、昔は紙なし、故に書册は多く竹簡を以て編み、或は縑帛を用ゐて之を作る故に竹帛といふ、延攬、延は引、攬は取る、中、幕府の中、

【解釋】南陽縣の鄧禹といふ者、馬策を持つて劉秀の跡を追ひ來り、遂に鄴で面會した、劉秀が曰ふのに、我は今人を王公に封じ、或は大將に拜するの專權を得て居るのである、然して今君は我を追うて來たのは、是れ我に仕へんと欲するのであるかと、禹が曰ふのに、私はかゝる事を願ふ者では無い、唯私の願ひは、明君の威德が天下四海に加はり、聊か微才を盡し、功名を竹帛に遺さんと欲するのである、さて彼の更始は普通人で、決して英雄では無い、而して帝王の業は極めて重大であるから、彼れ更始が輩には、企及することが出來ないのである、故に此際明公の爲めに計れば、明公は宜しく天下の英雄を取り入れて之を味方と爲し、又務めて民心を悦ばせ、昔西漢の高祖が樹てた帝業を再び建設し、以て虐政に苦んで居る萬民の命を救ふことが肝要である、果して然らば、天下は定むるに足らず、容易に統一することが出來るのであると、劉秀は大に喜び、爾後禹を幕營中に止め、共に天下統一の謀議を定めた、

邯鄲卜者王郎、詐稱成帝子子輿、入邯鄲稱帝、徇下幽冀、州郡響應、秀北徇薊、上谷大守耿況子弇、馳至盧奴上謁、秀曰、是我北道主人也、薊城反應王郎、秀趣出城、晨夜南馳、至蕪蔞亭、馮異上豆粥、至饒陽乏食、至下曲陽、聞王郎兵在後、至滹沱河、候吏還白、河水流澌、無船不可濟、秀使王霸視之、霸恐驚衆、還卽詭曰、冰堅可渡、遂前至河、冰亦合、乃渡、未畢數騎而冰解、

つて昆陽に入り、ちり〳〵に散り去らんと欲したりしが、劉秀のみは此の頽勢を事ともせず郾と定陵とに至つて悉く諸營の兵を發せしめ、又自ら步兵騎兵合して一千餘人の將となつて、諸營の兵の前鋒と爲り新軍に突擊したので、新の王尋王邑も之に對抗せしめん爲に五六千人の兵を遣して合戰せしめた、ところが秀は忽ちの間に之を奔らし、敵の首を斬つたとが五六十であつたので、諸將は驚いて曰ふに、劉將軍は平生は小敵を見ても怯れて退きしに、今日大敵を見て此く勇壯に軍功を立つることはちと合點のゆかぬことであると評した位である。此くて尋と邑との兵は退去したので、諸部の將士は共に秀の勝に乘じて連戰連勝して遂にひたおしにおし進み、味方の一人は敵の百人に當らぬはなしといふ勢であつた、秀は此の好機を外づしてはならぬと決死隊三千人を率ゐて横合より敵の中堅を衝いたので、尋邑の陣は散散に亂れ立つた、漢兵すかさず其の鋭き鋒先を以て之を前後左右より總崩しに突き崩し、遂に王尋を昆陽城下に殺した、時に城中の守備隊も亦鼓を打ち鳴らして譟ぎ出で城の中と外とに勢を合せて其の呼び叫ぶ聲は天地を動かすばかりであるから、王莽の兵は大水の決潰するが如く總崩れに潰れて、亡げ走る者は重なり合ひ、戰死したる伏屍は相連つて百餘里に亙るといふ大敗であつた、しかのみならず折りしも大雷風に出會ひ、屋根の瓦は風に飛ばされて空中に舞ひ、雨の降ることは盆の水を覆す如くにふりしきるといふ有樣なれば、折角の催の虎豹も四足をふるはしてわななき、皆何の役にも立たず、滍川といふ川に溺れ死する者は萬を以て數ふる位である、よつて新の都の近在なる關中の人人は此の戰敗を聞いて震ひ上がつて恐れ、海內の豪傑共は新に望を斷ちて漢に從ふこと響の聲に應ずるが如くである、故に皆王莽の味方なる地方官を殺し、自ら將軍と稱して漢の年號を用ゐ、十箇月位に天下皆漢に服從すること、なつた、そこで縯が兄弟の威名は日日に盛んとなつた、ところが新市平林の諸將及び更始は之を忌んで遂に縯を殺した、時に弟の秀は父城といふ處に居たが、兄の死を聞いて馳せ來り、更始に見えてその過を謝しわざと兄の喪に服せず、飲食談笑平生の如くによそほひ、惟夜閒寢室にて涕泣して兄の死を傷み悲んで居つたのである、さすがの更始も之を聞いて自ら慙ぢ、秀を大將軍に拜し武信侯に封じた、其の後間もなく秀をして大司馬の事を行はしめ、又遣はして河北を說き巡らしめたが、秀の過ぐる所は皆王莽の布いた苛政を除いたのである、

南陽ノ鄧禹杖レ策、追ニ劉秀ニ及ニ於鄴ニ、秀曰ク、

我得レ專ニ封拜ヲ、生遠ク來ル、寧ロ欲レ仕ヘント乎、禹曰ク、

不レ願ハ也、但願クハ明公威德加ハリ四海ニ、禹得テ

今見大敵勇、甚可怪也、尋邑兵却、諸部共乘之、連勝遂前、無不一當百、秀與敢死者三千人、衝其中堅、尋邑陣亂、漢兵乘銳崩之、遂殺尋、昆陽城中守者亦鼓譟出、中外合勢、呼聲動天地、莽兵大潰、走者相踐、伏尸百餘里、會大雷風、屋瓦皆飛、雨下如注、虎豹皆股戰、溺死滍川者萬數、關中聞之震恐、海內豪傑響應、皆殺莽牧守、自稱將軍、用漢年號、旬月偏天下、縯兄弟威名日盛、更始殺縯、秀不敢服喪、飲食言笑、惟枕席有涕泣處、更始慙拜秀大將軍、封武信侯、未幾以秀行大司馬事、遣徇河北、所過除莽苛政、

【字解】定陵、縣の名、豫州潁川郡に屬す、今の河南省南陽府舞陽の地に當る、郾、縣の名、潁川郡に屬す、今は河南省の許州府郾城縣治に屬す、長人、身の丈の高き人、斬首數十級、級は本等級のこと、然るに秦の軍令に戰場にて敵の首一つを斬つたる者には其の賞として位一級を賜ふといふことあり、よつて斬首の數を數ふるに級と稱するに至つたのである、敢死、戰死を懼れざる人、中堅、本陣のこと、大將の本陣は常に中軍に在つて其の兵力尤も精銳なるよりいふ、鼓譟、つゞみ太鼓を鳴らしてさわぎたつること、潰、音クワイ、みだるゝこと、股戰、足のふるひわなゝくこと、滍水、滍の音はチ、南陽より東流して海に注げる川の名、牧守、地方官の郡守縣令のこと、旬月、十日を旬といふ、旬月とは十箇月のこと　言笑　議論談笑の平常に異ならざること、苛政、禮檀弓に苛政猛於虎とあつて、政事の煩細にして寬大ならざること、

【解釋】　更始元年三月、秀は潁川郡の昆陽、定陵、郾の三縣を說き勸めて皆之を下して其の配下に從へたので、王莽は大いに怒つて王邑王尋の二大將をして兵を發して山東を平定せしめんとした、時に長人の巨無霸といふ者あり、身の長け一丈太さ十圍あつて車馬も能く之を載すると能はずと云ふ巨人である、此の巨人を召して壘尉といふ官に任じ、又虎豹犀象などの猛獸を深山幽谷より捕へ來つて之を軍陣の前に驅り出して其の軍勢の士氣を助け、又其の兵數百餘萬と評判を立て、其の旌旗は一千里の長さに互つて絕えなかつた、漢の諸將は此の新兵の盛なるを見て、コハとても叶はじと皆走

の河南省の南陽府南陽縣に當る、慷慨、意氣壯んにして振ひ興り、なげきかなしむこと、大節、大いなる氣節、憤憤、いきどほる貌、絳衣大冠、絳衣は赤き衣裝で將軍の服、大冠は武官の冠、殺我、伯升は必ず戰に敗れて我等をして死地に就かしむるであらうとの意、部署、それぞれの役目、更始、更始將軍劉玄のこと、

【解釋】新の地皇三年の秋に、新市平林の兵が起るに及んで、南陽一帶上を下へと騷動したので、宛の人の李通といふ者は秀を迎へて兵を白水鄉(舂陵)に起した、さて秀の兄に縯といふ者がある、字は伯升といふ、性質が至つて物に感動し易く意氣壯にして大いなる氣節あり、常に世の中の事に付いて不滿足に思ひ、元の漢の社稷に復さんとして、平居一家の生計產業などに目も吳れず、一身を天下の事に傾け、財產のあらん限りを蒔き散して、天下の英雄豪傑に交際を結びて、一朝事ある時の準備をなしつゝあつた、時に新市平林の兵が起つたので親しき賓客を各處に分遣して諸縣の兵を發せしめた、縯は自ら舂陵の子弟七八千人を引き連れて戰場に向はんとしたが、皆恐懼して亡げ匿れ、伯升の平常は餘り磊落であるから戰爭しても必ず敗北して我我一同を死地に陷るであらうと曰ふた、しかるに弟の秀が將軍の著る赤き衣服に武官のかむる大冠を戴いて出陣せんとするを見て、皆大いに驚いて曰ふに、アノ謹み深い劉秀でさへも今日の場合亦復此の如く出征せんとするかと、一同漸く安心して戰場に向ふことゝなつた、よつて縯は賓客をそれぐ\の役目にわりあて、諸處に在る將軍を說き勸めて招き寄せたので、新市平林下江の諸兵悉く來り會した、しかるに其の兵數雲霞の如くで、誰として之を統一する者がない、故に各軍皆劉氏の子孫を立てゝ衆人の望に從はんと言ひ出したが、さて劉氏の子孫と云うても亦其の人選に迷ふた、よつて下江の將の王常は劉氏の兄弟の中にても其の兄たる縯を立つるが至當ならんと主張した、ところが新市平林の將帥たちは縯の威權あつて物を察するに餘り明であるのを憚つて、遂に更始將軍の劉玄を立て、縯を大司徒と爲し、秀を將軍と爲したのである、

秀徇昆陽定陵郾、皆下之、莽遣王邑王尋大發兵平山東、以長人巨無霸爲壘尉、驅虎豹犀象之屬、以助兵勢、號百餘萬、旌旗千里不絕、諸將見兵盛、皆走入昆陽、欲散去、秀至郾定陵、悉發諸營兵、自將步騎千餘、爲前鋒、尋邑遣兵數千合戰、秀奔之、斬首數十級、諸將曰、劉將軍平生見小敵怯、

に秀と名つけたのである、秀とは禾の華を吐くといふ字で誠に目出度き名である、又是より先き世の中の氣を望む者があつて、舂陵の方の雲氣を望み見て曰ふに、アヽ佳い氣が立つた、何んとマアアノ佳氣のむく〳〵と立ち上ることよと歎賞した事があつたいふことである、又新の王莽が新錢を鑄て貨泉と名づけたが、時の人誰れ云ふと無く、錢面の貨泉といふ文字を讀んで白水眞人といふた、此は泉の字を分てば白水となり、貨の字を分ては眞人となるより、白水より起る天子といふ意味で、劉秀の白水鄕より、起つて天下を一統するといふ瑞象である、此の讖言が前兆となつたと見え、秀は竟に白水より兵を起したのである、此の劉秀には嘉禾の瑞祥といひ、佳氣の昇騰といひ、貨泉の前兆といひ、眞に凡人に秀でたる天稟を有して居たのである、又其れのみならず、其の人相は鼻高くして額骨隆起して天子の相あり、其の學問に於ても亦人と異にして初め師に就いて書經を學びし時の如き、文字に重きを置かず其の大體の義理に通じたといふことである、又其の抱負も大である、或る時蔡少公の許に至つて四方山の談をしつゝあつたが、此の少公といふ者は兼ねてより未來のことを言ひ當つる圖讖の學を心得て居る人で、誰に言ふとなく劉秀は當に天子となるべしと語つた、そこで其の席に居た或る人はまさか此の席に居る劉秀ではあるまいと思うて國師公の劉秀が天子となるかと尋ねた、よつて秀は之に戲れて曰ふには、貴殿は如何なる理由によつて拙者が天子に爲れざることを知られしやと詰問に及んだといふことである、

及二新市平林兵起一、南陽騷動、宛人李通、迎レ秀起レ兵、秀兄縯字伯升、慷慨有二大節一、常憤憤欲レ復二社稷一、平居不レ事二家人生業一、傾レ身破レ產、交二結天下雄俊一、至レ是分二遣親客一、發二諸縣兵一、縯自發二舂陵子弟一、皆恐懼亡匿、曰、伯升殺レ我、及レ見二秀絳衣大冠一、驚曰、謹厚者亦復爲レ之、乃自安、部二署賓客一、招二說諸帥一、新市平林下江兵、皆來會、兵多無レ所二統一一、欲下立二劉氏一從中人望上、下江將王常欲レ立レ縯、新市平林將帥憚二其威明一、遂立二更始一、以レ縯爲二大司徒一、秀爲二將軍一、

【字解】新市平林、解は前に見ゆ、宛、縣の名、荊州南陽郡に屬す、今

○世祖光武皇帝、名秀、字文叔、長沙定王發之後也、景帝生發、發生春陵節侯買、侯再三世、徙封以南陽白水鄕、爲春陵、宗族往家焉、買少子外、外生囘、囘生南頓令欽、欽生秀於南頓、有嘉禾一莖九穗之瑞、故名、先是、有望氣者、望春陵曰、氣佳哉、鬱鬱葱葱然、王莽改貨、曰貨泉、人以其字爲白水眞人、秀竟從白水起、隆準日角、受尙書通大義、嘗過蔡少公、少公學圖讖、言劉秀當爲天子、或曰、國師公劉秀乎、秀戲曰、何由知非僕邪、

【字解】定王發之後、發は漢の景帝の第十子である、發の四世の孫の南頓王欽が三子を生む、光武帝は其の第二子である、春陵、解は前に見ゆ、再三世徙封、長沙定王發が春陵節侯買を生み、買が戴侯熊渠を生み、熊渠が考侯仁を生む、此の仁といふ人が南方(湖南の春陵)の地の卑濕なるを忌みて河南の白水鄕に移封したことをいふ、南陽、東漢の郡の名で荊州に屬す、今の河南省の南陽府に當る、南頓、縣の名、豫州海南郡に屬す、今の河南省の陳州府項城縣に當る、嘉禾、穗に穗が咲いたるよき稻、鬱鬱葱葱然、佳氣のむく〳〵と立ち上る貌、貨泉、新國の新に鑄たる貨錢の名、其の錢面に貨泉の二字あるもの、白水眞人、泉の字を分てば白水となり、貨の字を分てば眞人となる、貨泉とは白水より起る天子といふ意で、劉秀の白水鄕より起つて天下を一統するといふ瑞象が已に新國の貨錢の錢面に表れて居るといふ讖言である、隆準日角、準は音セツ、ジユンと讀むべからず、解は漢の高祖の條に見ゆ、日角は額の中央の骨の隆起したる相をいふ、尙書、書經のこと、大義、大體の義理、圖讖、未來記のこと、未來のことをはかるを圖といひ未來のことを定むるを讖といふ、我國の御鬮の如きもの、國師公劉秀、漢の劉向の子の歆のこと、歆、新に事へて國師となり名を秀と改めた、故にいふ、

【解釋】世祖光武皇帝、名は秀字文叔といふ、長沙の定王發の後裔である、さて發は漢の景帝の第十子で、發は春陵節侯買を生み、買は戴侯熊渠を生み、熊渠は考侯仁を生んだ、かく侯たること再三世にして考侯仁の時に至り、南方春陵の土地の卑くして濕り氣多きを忌み南陽の白水鄕に移つて其の處を春陵と改名し、宗族の者共を引きまとめて其の處に永住すること〻なつた、又買の末つ子の外といふ者が囘を生み、囘は南頓の令の欽を生み、欽は秀を南頓に生だ、時に南頓に一莖に九つの穗のさいたる嘉禾の瑞祥があつたので、欽は我子

萬民を主宰すべき盛德を附與されたのであるから、漢の兵等はどうして我に手向ふことが出來やうぞ、我には天の保護があるから彼等は決して我を攻め亡ぼすことは出來ぬのであると、これは昔春秋の世、孔子が、弟子と共に禮を大樹の下で習つて居た時、宋の司馬桓魋といふ者孔子を殺さんとしたから、孔子は天德を予に生ず桓魋それ予を如何んといふて之を退けたことがあつた、今莽は之を眞似をしてかく力んだのである、然し固より之を以て漢兵を禦ぐことが出來る筈のもので無かつたから、漢兵は用捨無く莽を捕へ、首を漸臺といふ宮殿に於て斬つた、而して漢兵はその身體を節解し、その上之れが肉を段段に切り取り、積年の宿怨を心ゆく迄報いた、かくて王莽滅亡したのである、さて王莽は漢の帝位を奪つてから滅亡するに至る迄、改元したことが三度で、卽ち始建國、天鳳、地皇といひ、凡そ十五年間であつた、漢兵は莽の首を傳へて更始が都して居る宛に送致した、是に於て更始は宛から洛陽に遷り、皇帝と爲つて天下に號令した、この時洛陽の父老は漢の司隸校尉の官屬が隊伍を整へ、肅肅として入り來るを見涕泣して曰ふのに、我等は今日復び漢廷の官吏の立派なる威儀を見やうとは實に思ひがけなかつたのであるが、今計らずもこの盛容を見ることを得たのは、誠に嬉しいことであると、歡喜抃躍したことである、

更始元年、遷都長安、

【釋解】更始元年に、劉玄は都を洛陽から長安に遷した、

赤眉攻長安、明年赤眉入、更始出奔已而降赤眉、爲所殺、自立至亡、凡三年、前數月、大司馬秀已卽位於河北、是爲世祖光武皇帝、

【字解】河北、今の山西省解州芮城縣治、

【解釋】樊崇が赤眉の兵は、更始が都して居る長安を攻め、明年遂に城内に侵入した、依て更始は防ぐことが出來ず、遂に都から逃げ出した、その後間も無くして赤眉に降服し遂にその爲めに殺された、さて更始は立つて天子と爲つてから、亡ぶる迄凡そ三ヶ年であつた、而して更始が殺される數月前に、大司馬の劉秀は、已に河北に於て帝位に卽いた、これが後漢の世祖光武皇帝である、

卷三

東漢

東漢の解は已に西漢の條に說明してある、

更始自宛遷都洛陽、父老見司隷校尉官屬、或垂涕曰、不圖今日復見漢官威儀、

【字解】 貨布、貨泉、共に錢の名、その民間に布くを以て布といひ、その流行泉の如くなるを以て泉といふ、陷犯鑄錢法、鑄錢の法規に觸れて罪を犯し、刑に陷ゐるとて、卽ち盜鑄して罪に陷ること、檻車、枚を以て四方を圍んである車で、專ら罪人を載せるもの、鎖頸、鎖で頸を繫ぐこと、卽ち首枷、傳詣、詣はイタルと訓む、至也、之を驛傳遞送すること、囂然、やかましく叫ぶこと、通鑑の註に、衆口愁聲とある、卽ち多數の民衆が愁ひ病んで叫ぶこと、謳吟、童謠俚歌のことで、少童の唱ふはやり歌、蝗、害蟲、和名イナムシ、威斗、威は威力の威、斗は北斗星の斗、五色の藥石及び銅を以て造つた北斗星の如きもので、これを以て群雄を禦ぐ威力があると爲し、之に因んで名けたのである、厭勝、厭は壓なり伏なり、勝はかつなり、妖を壓伏して之に勝つこと、負、背に負ふこと、旋席、旋は廻也、席は居る坐席なり、卽ち坐席を移して逃げ廻ること、軍人、兵士のこと、節解、身體を節々から切り取ること、臠、肉を切ること、涕、ナミダと訓む、涙也、不圖、俗に思ひがけ無くの意、

【解釋】 王莽は民が苦んで市道に涕泣して居るのも顧みず、その後大小の二錢を罷めて、更らに貨布貨泉の二種に改鑄した、莽は居攝以來この歳迄八年間に於て、貨錢を改めたことが四度であつた、而して一たび錢を易ふる毎に、人民は鑄錢の法に觸れ、罪を陷犯して鎖頸せられ、檻車にて長安に遞送せられた者が、十數萬人の多きに上り、その中で死刑に處せられたものが、十人の中六七人迄あつた、其他百般の制度を改定し、政事法律極めて煩多になつたから、天下囂然として騷動し、謳吟して漢の昔時を追慕すると實に久しい間であつた、且つ歳大に旱魃し、蝗の如き害蟲が發生し、五穀爲めに實らなかつたから、人民は饑餓に泣き、遂に相互に殺してその肉を食ふ樣になつた、更らに又遠近に兵亂が起り、天下鼎沸して騷亂は抵止する所が無きに至つた、莽は此の光景を見、到底己れが力では、民心を制禦し難きことを知り、一策を案じ、五色の藥石と銅とを以て北斗星の如きものを鑄、之を名けて威斗と曰ひ、その靈威によつて衆兵を壓伏し以て之に打ち勝たんとした、これは北斗星の第一星をけんさき星といひ、このけんさきに向ふものは、大害を被るといふことを當時一般の人民は信して居つたので莽も亦その一人であつた、故に之を製して、以て民心を鎭撫せんとしたのである、かくて莽は出るにも入るにも必ず之を人に背負はせて隨行させたが、一向にその效力無く、漢の兵は遂に莽の宮殿に侵入するに至つた、依て莽は坐席を移して逃げ廻つたが、迷夢尙ほ覺めず、彼の威斗の柄、卽ち北斗星のけんさきを漢の兵に向け、自分はその柄の傍に坐して叫んで曰ふのに、上天は予に

とが出來ない樣にした、又一家に於て、男子の數が八人に滿たないで一井以上の田地を所有して居るものがあれば、其一井以外の田地は、之を九族若くは鄕里の人に分ち與へる樣にした、卽ち男子八人以下の家では、九百畝以上の田地を所有することを禁じ、九百畝を以て限度としたのである、かゝる次第であるから、是れまで少しも田地を所有しない者でも、新らたに田地を無償で受くることを得るに至つたのである、又洛陽、邯鄲、臨淄、宛、成都に五均、司市、錢府の官を新設し、物價の平均を圖つたり或は錢を貸して利息を取ることをしたりした、又人民をして租稅は、各、その家業とする所のものを以て納付する樣にした、卽ち農者は穀類、工者は什器、商者は貨物を以てすることにしたのである、又貨幣を改鑄し、金銀貨、龜貨、貝貨、錢貨、布貨等五物六名二十八品の種類を發行したから、百姓の混雜迷惑は言ふばかり無く、水のつひゆるが如く亂れ騷ぎ、其極折角改鑄した新貨も流通使用さるゝに至らなかつた、そこで王莽は又之を改めて小錢大錢の二種を發行した、然し餘り屢、改め易へた爲めに、人民の信用は地に墜ち、眞面目に之を信ずる者が無い樣になつた、その結果之を僞造する者が續出し、殆んど制すべからざるの勢を呈するに至つた、依て又嚴令を布告し、猥りに通貨を僞造するものは五家之に坐し、沒して官の奴婢と爲すと令した、そこで人民は漢の五銖錢を使用したところが、莽は又竊かに五銖錢を所藏する者は罪に當するといふ令を發し、嚴に之を實施した、是に於て農も商も共に產業を失ひ、五穀を作る者無く、物品を賣る者無く、貨幣の通用全く停止し、人民は市街道路に群集し、唯涕泣するのみであつて、誠に慘憺たる有樣に陷つた、

後又改貨布貨泉、每一易錢、民又大陷犯鑄錢法、檻車鎖頸、傳詣長安者、以十萬數、死什六七、改易制度、政令煩多、四方囂然、謳吟、思漢久矣、歲旱蝗、人相食、遠近兵起、莽以五石銅鑄威斗、如北斗狀、欲以厭勝衆兵、出入使人負之以行、至漢兵入宮、猶旋席隨斗柄而坐、曰、天生德於予、漢兵其如予何、斬首於漸臺、軍人分其身、節解臠之、自簒至亡、改元者三、曰始建國、天鳳、地皇、凡十五年、莽傳首至宛、

で剛卯の字には關係が無い、つまり此の意は剛卯の印章を佩ぶるを禁じ、金刀を利用するとを禁じたのである、一説に剛は强の義で、卯金刀は劉の字である、故に禁剛卯金刀とは劉氏を强くするといふ意義のある印章を用ゐることを禁じたのであると、按ずるにこの兩説は何れが是なるやは今詳にするとが出來ないが、要するに、漢代に於て、人民は正月に印章を佩用したことは疑が無いのである、服虔が説に、正月卯日作、長三寸、廣一寸、或玉、或金、或桃、著革帶佩之、銘其一面云、正月剛卯、佩以辟邪とある、五銖錢、錢の名、武帝が鑄造したもの、盈、ミツと訓む、滿也、一井、九百畝の田、九族、高祖、曾祖、祖、父、己、子、孫、曾孫、玄孫をいふ、一説に父の族四、母の族三、妻の族二であると、鄕里、五家を隣とし、五鄕を里となし、一萬二千五百家を鄕といふ、五均、司市、錢府、共に官の名、卽ち司市の官は毎年春夏秋冬の四時の仲月に、例へば春ならば二月、夏ならば五月、秋ならば八月、冬ならば十一月に、物價の一般的標準を定むる爲めに、各〻市を爲して之を平均するとを掌るもの、又五均の官は、若し人民が物を賣りて賣れなければ、その値段の高いか安いかを考驗し、以て實際に其價の平均を得せしむるとを掌るもの、錢府の官は、若し民が物を買ふ時、錢が無い時は、錢府の官は之に貸し付け、毎月百錢につき三錢の利を取ることを掌るもの、筌蹄に、司市者、常以四時仲月定物價、各爲其市平之、民賣物貨不佳、均官考驗其價之貴賤、使得其平、錢府者、民有乏絶欲賒貨者、錢府與之、毎月百錢、官取三錢とある、寶貨、流通の貨幣、五物、金銀貨、龜貨、貝貨、錢貨、布貨をいふ、龜と貝とは共に海中の產物で、古は之を金銀の如く珍重したのである、六名、五物に金を加へていふ、二十八品、二十八種類のこと、卽ち錢貨は六品、銀貨は二品、金貨一品、龜貨は四品、貝貨は五品、布貨は十品、合せて二十八種の通貨があつたのである、抵、アタルと訓む、當也、食貨、食は五穀を作ること、貨は貨幣、

【解釋】　更始卽ち劉玄は、將を遣つて王莽を討じ、長安の南に在る武關を攻め之を破つた、時に析の人の鄧曄といふ者、兵を起して劉玄に應じ、玄が討莽軍を迎へて共に長安に攻入つた、かくて衆兵は王莽を誅し、その首を傳へて、更始の陣へ送致した、是れより先き、王莽は未だ漢の帝位を奪はなかつた時、百官の名稱と漢土全國を大別する十二州の經界を改め定めだ、しかも或は之を罷めて見たり、或は之を置いて見たりして、徒らに改易を事としたから、天下は多事であつた、之に加ふるに新たに錯刀、契刀、大錢等の通貨を改鑄した、かくて莽は既に帝位を奪つて眞皇帝と爲つてから、痛く漢を慊ひ漢の姓の劉の字は、卯金刀の三字から成り立つて居るから、遂に此の三字をも忌み、人民に令し、毎年正月の習慣なる剛卯の印章を佩用することを禁じ、且つ金刀の利用を禁じ、之を行ふことが出來ない樣にし、尋ぎて錯刀契刀五銖錢を罷めて之を鑄潰した、これは剛卯の卯の字と、金刀錯刀契刀の刀の字は、共に漢の姓なる劉の字に關係があるからである、又五銖は刀を以て名としないが、これは漢の武帝が鑄たのであるから、亦漢を慊ふ意味から之を罷めたのである、又天下の田地を改め名づけて王田と稱し、人民をして竊かに賣買する

【解釋】成紀縣の隗囂の兵が起つた、卽ち隗囂は討莽軍を成紀縣に起したのである、

公孫述起兵成都、

【字解】成都、府の名、今の四川省成都府成都縣治、

【解釋】公孫述が兵を成都に起した、

更始遣將破武關、析人鄧曄起兵、迎入長安、衆兵誅莽、傳首詣更始、莽未簒時、更定官名及十二州界、罷置改易、天下多事、更造錯刀契刀大錢等貨、既簒位、以劉字卯金刀也、禁剛卯金刀之利、不得行、罷錯刀契刀五銖錢等、更名天下田曰王田、不得買賣、男口不盈八、而田過一井、分餘田予九族鄕里、故無田者受田、立五均司市錢府官、令民各以所業爲貢、更作寶貨、有金錢龜貝錢布五物六名二十八品、百姓潰亂、寶貨不行、乃行小錢大錢、數更變不信、盜鑄及私挾五銖錢者抵罪、於是農商失業、食貨俱廢、民至涕泣市道、

【字解】析、邑の名、今の河南省南陽府内鄕縣治、傳首、遞傳して首を送ること、詣、イタスと訓む、致也、送致の意、更造、改造に同じ、錯刀、錢の名、錯は塗の義で、卽ち黃金にて「一刀直五千」といふ文字を塗り書し、その形は刀の如きものであつたといふことである、凡そ漢にて錢の名に刀の字を用ゐたのは、刀の利は物を斷ち、錢の利は民をうるほすもので、利に於て同じである、故に此の意味から、刀の字を以て錢の名に用ゐたのである、契刀、亦錢の名、形は刀の如くして長さ二寸、本に環があつて、その大さ錢の樣で、「錯刀直五百」といふ文を書いてあるもの、大錢、これも亦錢の名、直徑が一寸二分あつて、「大錢直五十」といふ文を書いてあるもの、劉字金卯刀、劉の字を分析すると、卯の字の下に金の字があつて偏となり、刀を造りとしておる、故に劉の字は、金卯刀の三字から成り立つて居るのである、但しりの字は刀に同じである、禁剛卯金刀之利、剛卯とは印章の名である、漢の時には、正月の卯の日に、此の印章を佩ぶる習慣であつた、これは之を佩ぶると、邪厲の氣を拂ひ碎くと信じて居たからで、つまり呪であつたのである、又金刀は王莽が鑄造した錯刀契刀などの錢の總稱である、而して利は利用で、この字は單に金刀の字を承けたの

諸將貪其懦弱立之、南面立朝群臣、以手刮席、羞愧流汗、不能言、大赦改元更始、都于宛、

【字解】宗室、一族のこと、舂陵、縣の名、今の湖北省襄陽府棗陽縣治、戴侯買、戴侯は節侯の誤り、東漢の世祖光武帝の條に、發生舂陵節侯買とある是なり、同高祖、四世の祖を高祖といふ、今劉玄の略譜を示せば、─景皇帝、─長沙定王發、─舂陵節侯買、─戴侯熊渠─蒼梧太守利─子張─劉玄となる、又縯と秀の略譜を示せば、舂陵節侯買─少子外─回─欽─秀(縯)となる、卽ち玄と縯及び秀とは高祖を同じくして居るのである、更始將軍、更始とは大業を改め創める義で、之を以て將軍の號としたのである、因に下文の更始の年號も亦之に因んだのである、貪其懦弱、貪はムサボルと訓む、自ら多く利益を取る義である、懦は怯、臆病なこと、弱は柔弱で、俗に役に立たぬこと、諸將は玄の懦弱は、自らの利益便利になるから、之を幸としたのである、故に特に貪といふのである、刮席、刮はナヅと訓む、摩也、坐席をなでさすること、羞愧、羞愧も共に耻ぢ入る義、大赦、大小の囚徒を盡く放免すること、宛、縣の名、今の河南省、南陽府南陽縣治、

【解釋】漢の宗室の劉縯と、その弟の劉秀とが、兵を舂陵の地に起した、而して前に兵を起した、新市平林の兵は皆之に附き從ふた、その明年に諸侯は相共に議し、劉玄を立てゝ皇帝と爲した、これは當時漢兵は既に十餘萬人の多きに及んだたら、諸將は劉氏を立てゝ民望に從ひ、且つ一軍を統一せんとした爲めである、この評議の時に、南陽の豪傑は、劉縯を立てんと欲したが、新市平林の諸將は、縯の威を憚かり、玄の懦弱を幸とし、先づ共に策を定めて玄を立てたのである、さて劉玄は舂陵の節侯名は買といふ人の後裔で、劉演劉秀等と高祖を同じくし、當時平林の軍中に在つて、更始將軍と號して居たのである、然しその人と爲りは懦弱で、意氣地無しで、俗にお人よしであつたから、諸將は之を幸とし、立てゝ皇帝としたのである、これは諸侯は玄を看版にして自分の利益を貪らんと謀つたからである、かくて劉玄は南面して皇帝の位に立ち、群臣を朝見せしめたが、その時玄は羞耻慚愧し、手を以て席上をなでさすり、その極言語を發して宣することが出來ず、冷汗を流して戰慄し、實に見苦しい態度であつた、しかし兎に角皇帝の位に卽いて朝見の式も濟んだことであるから、天下に大赦し、年號を更始と改め、宛縣に都した、

更始元年、劉秀大破莽兵於昆陽、

【字解】昆陽、縣の名、今の河南省南陽府葉縣治、

【解釋】更始元年に劉秀は大に王莽の兵を昆陽縣に破つた、

成紀隗囂兵起、

【字解】成紀、縣の名、今の甘肅省秦州秦安縣治、

を貶したのである、さて雄は字は子雲と曰ひ、初め成帝の世に賦を作つて之を奏し、それが帝の氣に入つた爲めに、擢でられて郎官に任ぜられ、黄門に給事と爲つた、かくて成帝哀帝平帝の三世まで官を徙されなかつたが、莽が帝位を奪ふに及び、年功により始めて轉じて大夫と爲つた、是に於て雄は大に莽の德に感激し、嘗て易に擬して太玄といふ書を著はし、論語に倣ふて法言といふ書を作り、その末章に於て、莽が功德を頌し、之を古の殷の伊尹、周の周公旦に比した、その後又劇秦美新の文を作り、痛く秦の暴虐非道を譏り、新室王莽の德を頌贊した、雄は此の如く王莽に推服し之を尊重したのである、當時劉棻といふ者があつたが、嘗て雄に從ふて奇字を學んだ、而して棻は罪があつて誅せられ、その審問の口供は、雄に連及した、依て莽は雄を疑ふて之を捕縛することを命じた、時に雄は天祿閣上で書物の校訂をして居たが、莽の捕吏が來たのを見て、罪を免れることが出來ないと思ひ、忽ち身を躍らして閣上から飛び下り、殆んど死せんとした、その後莽は雄が棻に關係が無いことを知り、詔して再び問ふことの無い樣にした、かくて雄は今年に至り、病を以て死んだのである、

琅琊樊崇、東海刁子都等兵起、

【解釋】琅琊郡の姓は樊名は崇といふ者と、東海郡の姓は刁名は子都といふ者等が、兵を起して王莽に叛いた、

地皇三年、崇兵自號赤眉、

【解釋】地皇三年に、樊崇の兵は自ら赤眉と號した、これはその兵が、皆眉を朱くしたからである、而して兵が眉を赤くしたのは莽の兵と相識別する爲めであつたのである、

綠林兵、分爲下江新市兵、

【解釋】綠林山中の兵は、分れて下江新市の二軍と爲つた、而して下江の兵は王常之を率ゐ、新市の兵は王匡が之を率ゐた、

荆州平林兵起、

【字解】平林、地名、今の湖北省德安府隨州に在る、

【解釋】荆州平林の兵が起つた、因に此の兵の大將は、平林の人陳牧と廖湛の二人で、新市の兵に應じたのである、

漢宗室劉縯、及弟秀、起兵春陵、新市平林兵皆附之、明年、諸將共立劉玄爲皇帝、玄春陵戴侯買之後、與縯秀同高祖、時在平林軍中、號更始將軍、

【解釋】始建國元年に、王莽は孺子嬰を廢して定安公と爲した、因に後世權臣命を擅し、人主を降謫したことは、實に王莽から始まつたのである、

二年、漢太皇太后王氏崩、

【解釋】二年に、漢の太皇太后即ち新室の文母太皇太后の王氏が崩じた、

天鳳四年、荊州盜起、新市人王匡爲之帥、馬武、王常、成丹往從之、藏於綠林山中、

【字解】荊州、今の湖北省荊州府、新市、邑の名、今の湖北省安陸府京山縣、綠林、山の名、今の湖北省安陸府當陽縣に在る、藏、カクルと訓む、隱也、

【解釋】天鳳四年に、荊州に盜賊が起つた、而して州の新市の人で王匡といふ者が、之れに總帥であつた、時に馬武、王常、成丹の三人は、往きて王匡に從ひ、共に州の綠林山中に藏れ掠奪を事とした、

五年、莽大夫揚雄死、雄字子雲、成帝之世、以奏賦爲郎、給事黃門、三世不徙官、及莽簒、以耆老久次、轉爲大夫、嘗作太玄、法言、卒章稱莽功德比伊周、後又作劇秦美新之文以頌莽、劉棻嘗從雄學奇字、棻坐事誅、辭連及雄、時雄校書天祿閣上、使者來欲收之、雄從閣上自投下、莽詔勿問、至是死、

【字解】賦、古詩の六義の中から變化し、漢代に創始せる一種の詞體、耆老久次、齡八十を耆と曰ひ、六十を老といふ、故に耆老とは老年の意、久次とは、久しくその席次に在つて轉官せざること、劇秦美新、劇は甚也、秦の虐政を甚言し、新莽を稱美すること、奇字、書法の六書の一、六書は一に古文、二に奇字、三に篆書、四に佐書、五に繆篆、六に鳥蟲といふ、一説に文字の奇古なることで、即ち法の字を灋と爲し、風の字を飌と爲す類であると、亦通ず、辭連及、辭は本人の口供で、連及とは引き合になること、校書、書籍を訂正すること、天祿閣、漢の典籍を藏してある所で、西安に在る、

【解釋】五年に王莽の大夫揚雄が死んだ、但し特に書して莽が大夫と曰ふたのは、莽に隨ひ漢に不忠であつたから、之

操愈謙、虛譽隆洽、傾二其諸父一、遂得二漢政一、哀帝崩、迎二立平帝一、五年而弑レ帝、攝レ位三年、竟簒レ位、國號レ新、

【字解】新室、新らしき皇室の意、五侯、王商、王譚、王立、王根、王逢時を指す、孤、ミナシゴと訓む、幼にして父無き兒の稱、侈靡、奢侈、淫靡、輿馬、車に馬をつけたことで、今の馬車に同じ、佚游、佚は逸と通ず、安逸にして游びに耽ること、高、タカブルと訓む、鼻を高くして人に驕ること、折節、節は肢體のふしなり、卽ち腰を折り、膝を折り、禮儀を丁寧にして長者に事へること、鮑彪が說に、屈二折肢節一以服事也とある、虛譽隆洽、隆は盛也、洽は周也、その實は然らざるも、表面虛飾の名譽は、世間に盛んに周く行き亙ること、諸父、父の兄弟、卽ち伯父叔父のこと、簒、ウバフと訓む、奪也、

【解釋】初始元年に、王莽は假皇帝より遂に眞天子の位に卽き、國號を新と號した、これは前きに初めて新都侯に封ぜられたから、それに因んで名づけたのである、又漢の太皇太后王氏を改め號して新室の文母太皇太后といふた、さて王莽は、孝元皇后卽ち假の太皇太后、新室の文母太皇太后の弟なる王曼の子である、初め孝元皇后の兄弟は、王鳳、王曼、王音及び五侯の八人あつたが、獨り王曼のみは早く死んだから、諸侯にも封ぜられず、遺子王莽は、幼弱の孤兒として獨り取り殘されたのである、而して當時太后の兄弟は皆將軍と爲り、特に五侯の子弟、卽ち莽の從兄弟等は、一門の侈靡に乘じ、輿馬に鞭ち揚揚として驅け廻り、或は聲樂女色に耽つて、長夜の歡樂を恣にし、すべて安逸に遊び暮すことを以て互に自慢し、人に誇つて居た、此の時に當つて王莽のみは、節を折つて長者に敬事し、恭敬と節約とを以て願目と爲し、日夜身力を勤め勵まし、博く古今の事歷を學び、又その著物の如きも、儒者書生と同じき物を纏ひ、決して當時の貴公の眞似をしなかつた、又外にしては天下の英俊傑士と交り、內にしては諸父に敬事し、萬事萬端禮を以て接し、拔け目なく巧みに立ち廻つたから、大に信用を博し、成帝の時遂に新都侯に封ぜられたのである、かくて莽は爵位益〻尊きを加ふるに從ひ、その節操はいよいよ益〻謙讓であつた、蓋し莽が此の如く謹直に眞面目にして居たのは、漢室を奪はんとする大野心があつたからで所謂猫を被つて居たのである、而して天下の人は一人として莽の心事を知らなかつたから、皆擧つて莽を稱讃した、故に莽の虛名は一世に洽ねく高く、その權勢は、諸父を淩ぐに至つた、莽はかくして遂に漢の政權を掌握したのである、その後哀帝が崩じたから、莽は孝平皇帝を迎立したが、五年にして之を弑し、遂に自ら帝位を奪ひ、國號を新と稱したのである、これが莽が天下を奪ふた顚末である、

始建國元年、廢二孺子嬰一爲二定安公一、

の、玄孫、三世の孫を玄孫といふ、孺子、幼少の稱で、稚子といふに同じ、これは尙書金縢篇に、武王既喪、管叔及其群弟、乃流言於國、曰、公將不利於孺子、周公乃告二公曰、我之弗辟、我無以告我先王とあるに本づく、踐祚、祚は帝位、帝位に登るも未だ卽位の禮を行はざるを踐祚といふ、贊、郊外で天地を祀り、宗廟で祖宗を祀る時の辭、

【解釋】　臘日に、王莽は椒酒に毒を入れ、之を帝に獻上した、而して帝は之を飮んだ爲め、その毒に中つて遂に崩じた、在位六年で、改元すること一、元始といふた、是に於て太皇太后は詔を下し、宣帝の玄孫名は嬰といふ者を召して皇太子と爲し、號して孺子嬰と曰うた、これは莽を以て周公に比し嬰を以て成王に比したのである、かくて莽は攝政の地位に居つたが、遂に僭して皇帝の位を踐んだ、然し大義名分を恐れて、敢て眞天子の稱號を用ゐなかつた、故に莽自ら天地宗廟を祀るときは假皇帝の名を用ゐ、臣民及び百官は之を攝皇帝と稱した、

○孺子嬰、爲嗣之初、是爲王莽居攝元年、劉崇起兵討莽、不克死、

【字解】　居攝、天子の職を兼攝する地位に居るといふ義で、直ちに之を取つて年號と爲したのである、不克、戰に勝利を得ないこと、

【解釋】　孺子嬰が漢の後嗣と爲つた初めは、卽ち王莽の居攝元年である、この歲漢の宗室劉崇といふ者が、王莽の踐祚を憤り、兵を起して莽を討伐したが、戰利あらずして死んだ、

二年、東郡太守翟義、故丞相方進子也、起兵討莽、不克死、

【字解】　東郡、今の山東省東昌府聊城縣治、

【解釋】　居攝二年に、東郡の太守翟義といふ人が、兵を起して王莽を討じたが、勝たずして死んだ、此の翟義は前の丞相翟方進が子である、

初始元年、莽卽眞天子位、國號新、更號漢太皇太后、曰新室文母太皇太后、王莽者、王曼之子也、孝元皇后兄弟八人、獨曼早死不侯、莽幼孤、群兄弟皆將軍五侯子、乘時侈靡、以輿馬聲色佚游相高、莽折節爲恭儉、勤身博學、被服如儒生、外交英俊、內事諸父、曲有禮意、封新都侯、爵位益尊、節

山に封ぜられた孝王名は興の子で、元帝の孫である、哀帝が崩じてから、立ちて後嗣と爲り、皇帝の位に卽いた、然し太皇太后の王氏が朝に臨んで政を攝し、又大司馬王莽が政柄を執り、朝廷の百官は、悉く自分の職を總べ治めて王莽の命令を聽き、之に盲從して居たから、帝は唯虛器を擁するのみであつた、かくて元始元年に至り、帝は王莽を封じて、安漢公と爲した、これは漢を安んずるといふ義から取つて名けたので、つまり王莽を尊んだのである、因に王莽は漢を安んぜずして反て之を亡ぼした者であるから、之を亡國公と稱するのが適當であつたのである、

四年、聘二莽女一爲二皇后一、加二安漢公號一宰衡一、位二諸侯王上一、

【字解】聘、娶ること、宰衡、周の周公は太宰と爲り、殷の伊尹は阿衡と爲り、共に天下を泰平にした賢者である、今帝は此の兩賢の號を併せ采つて、王莽を尊んだのである、

【解釋】四年に上は王莽の女を納れて皇后と爲した、同時に安漢公王莽に宰衡といふ美號を加へ、且つ諸侯王の上に位させた、これも亦莽を尊んだのである、

五年、太師孔光卒、成哀以來、光等爲二三公一、養二成漢禍一、諂佞成レ風上書頌レ莽者、至二四十八萬人一、加二莽九錫一、

【字解】頌、その德を頌し褒めること、九錫、錫は賜也、九品の賜のこと、九品とは、輿馬、衣服、樂則、朱戶、納陛、虎賁、弓矢、鈇鉞、秬鬯である、

【解釋】五年に太師の孔光が死んだ、さて孔光等は成帝哀帝の時代から、三公の顯官に昇つて居たが、唯王氏に阿諛してその權力を助成することにのみ努め、爲めに漢室の禍根を養成した、由來上の好む所は下之に傚ふものであるから、當時諂諛便佞の惡風は滔々として天下を風靡し、媚を王莽に寄せ、上書してその功德を頌する者が、四十八萬人の多きに達した、而して帝も亦之に眩し、莽に九品を下賜していよ／＼尊重した、

臘日莽上二椒酒於帝一、置レ毒、帝崩、在位六年、改元者一、曰二元始一、太皇太后、詔徵二宣帝玄孫嬰一、爲二皇太子一、號曰二孺子嬰一、莽居レ攝踐レ祚、贊曰二假皇帝一、民臣謂二之攝皇帝一、

【字解】臘日、漢は大寒後の戌の日を以て臘と爲す、此の日椒酒を飮むと瘟疫を避け免れると傳へられて居る、椒酒、今の屠蘇酒の如きも

初、更號陳聖劉太平皇帝、尋罷改元更號事、誅夏賀良等、

【字解】 漢歷、歷は歷數で帝王相繼ぐの次第である、故に漢歷とは猶ほ漢の世といふに同じ。更、アラタムと訓む、改也、

【解釋】 建平元年に、上は姓は夏名は賀良といふ者の建言を採用した、而してその建言の旨趣に曰ふのに、漢室は既に中世を過ぎて衰微したから、之を回復するには、必ず新たに天命を改め受けなければならぬ、而して天命を改め受くる手段は、是非急に年號を改め、帝號を改易する外は無いのであると、是より先帝は病氣であつたかち、喜んでその言を信じ、乃ち年號を太初と改め、帝號を陳聖劉太平皇帝と改めた、その後一ケ月を經るも、帝の病氣は依然として舊の通りであつたから、帝はその非を悟り、斷然改元更號の事を罷めて、再び舊の名稱に改め、夏賀良等を誅した、

帝幸董賢、

【解釋】 帝は董賢といふ人を特に寵愛した、

元壽元年、以賢爲大司馬、二年、帝崩、賢自殺、

【解釋】 元壽元年に、帝は董賢を以て大司馬と爲した、而して翌二年に帝は崩じ、賢は自殺した、これは、賢は王莽の爲めに大司馬の印綬を奪はれたのを憤つたからである、

帝在位七年、改元者二、曰建平、元壽、太皇太后、以王莽爲大司馬、領尚書事、迎中山王即位、是爲孝平皇帝、

【字解】 太皇太后、孝元皇帝の皇后王氏、

【解釋】 帝は在位僅かに七年にして崩じ、改元すること二、建平、元壽といふた、是に於て、太皇太后は、王莽を以て大司馬と爲し、尚書の事を管領させた、而して帝には子が無かつたから、太皇太后は中山王を迎へて帝位に即かせた、これが孝平皇帝である、

○孝平皇帝、名箕子、後更名衎、中山孝王興之子、元帝孫也、哀帝崩、立爲嗣、太皇太后臨朝、太司馬莽秉政、百官總己以聽、元始元年、莽爲安漢公、

【字解】 秉、トルと訓む、執也、總己、總はスブと訓む、己れの職掌を總べ治むること、

【解釋】 孝平皇帝は名を箕子と曰ひ、後に衎と改名した、中

臣朱雲が折つた紀念であるから、他の木と取り換へて造つてはならぬと、そこでその折れた木を集め之を合せて修繕し、以て永く直臣の名を表旌したことである、

綏和元年、王根病免、王莽爲大司馬、

【解釋】 綏和元年に、王根は病氣の爲めに大司馬の官を罷めたから、王莽が代つて大司馬と爲つた、

二年、帝崩、在位二十六年、改元者七、曰建始、河平、陽朔、鴻嘉、永始、元延、綏和、帝有威儀、臨朝若神、然荒于酒色、政在外家、張禹、薛宣、翟方進、爲相、漢業愈衰焉、太子卽位、是爲孝哀皇帝、

【字解】 若神、容儀の尊嚴なるを神樣の樣であること、荒、スサムと訓む、耽溺すること、外家、外戚に同じ、王氏を指す、

【解釋】 綏和二年に帝が崩じた、在位二十六年で、改元することが七度、建始、河平、陽朔、鴻嘉、永始、元延、綏和という た、帝は善く、容儀を修め、嚴然として朝廷に出たから、その崇嚴なることは、恰かも神樣の樣であつた、然し酒と女に耽溺し、政治を顧みなかつたから、政權は外戚王氏の手に歸した、而して此の間張禹、薛宣、翟進方等が宰相と爲つたが、一向に功績が無く、漢家の政業はいよ／＼衰運に傾いた、太子が位に卽いた、これが孝哀皇帝である、

○孝哀皇帝、名欣、定陶恭王康之子、元帝之孫也、祖母傅氏、母丁氏、成帝無子、故立爲太子、至是卽位、丁傅用事、罷大司馬莽就第、

【字解】 丁傅、丁は孝哀帝の母丁氏の兄丁明といふ人、傅は祖母の從弟傅晏といふ人、

【解釋】 孝哀皇帝は名を欣といひ、定陶に封ぜられた恭王名は康の子で、元帝の孫である、而して祖母は傅氏、母は丁氏で、當時の權力家王氏とは何等の因緣も無つたが、成帝は子が無かつたから立つて太子と爲り、是に至つて、遂に帝位に卽いたのである、この時外戚の丁氏と傅氏は、共に列侯に封ぜられて政事を執行し、同時に大司馬王莽を罷免して、その私邸に歸らせた、これは王氏の權を抑へる爲めであつたのである、

建平元年、用夏賀良言、漢歷中衰、當更受天命、宜急改元易號、乃改元太

斬馬劍、斷佞臣一人頭、以厲其餘、上問誰也、對曰、安昌侯張禹、上大怒曰、小臣居下、廷辱師傅、罪死不赦、御史將雲下、雲攀殿檻、檻折、雲呼曰、臣得下從龍逢、比干、遊於地下足矣、未知聖朝何如耳、左將軍辛慶忌、叩頭流血爭之、上意乃解、及當治檻、上曰、勿易、因而輯之、以旌直臣、

【字解】 槐里、邑の名、今の陝西省西安府興平縣の東南の地、尙方、供御の器物を監掌する官、斬馬劍、劍の銳利なること馬を斬ることが出來るから之を以て劍の名としたのである、而して尙方の官は、此の斬馬の劍を保監して居るのである、廷辱、朝廷の上で辱めること、赦、ユルスと訓む、赦免也、將、ヒクと訓む引也、俗に引ずり下すこと、殿檻、殿上の欄檻、龍逢、夏の桀王の臣で、忠諫を以て殺された人、比干、殷の紂王の臣で、忠諫を以て殺された人、聖朝、漢室を指す、治、修繕すること、易、カフルと訓む、代也、換也、輯、アツメルと訓む、集也、集めて補合すること、旌直臣、旌は表也、表彰すること、直臣は忠直の臣、

【解釋】 前に槐里の令であつた朱雲といふ者が、上書して拜謁せんことを求めたから、上は之を許して殿上に召し入れた、依て朱雲は上に請うて曰ふのに、臣願くは、尙方の官が保監して居る斬馬の劍を拜借し、以て佞臣一人の頭を斬り、以て他の者の見せしめにしたいものであると、これは朱雲は張禹の附甲斐なきを憤り、之を誅せんとしたので、その斬馬の劍を請うたのは、禹を賤んで馬に比したからである、上が曰ふのに、汝のいふ所の佞臣とは誰のことであるかと、朱雲が對へて曰ふのに、それは安昌侯張禹であると、上は大に怒つて曰ふのに、汝小臣は下位に居りながら、苟も朕の師傅なる人を朝廷に於て侮辱するとは何事であるか、汝の罪は死刑に當るから斷じて容赦せぬと之を吏に下した、そこで御史の役人は朱雲を引き立てゝ殿を下らんとしたが、朱雲は殿上の欄檻に攀ぢ、それを固く握つて承知しなかつたから、欄檻は遂に折れた、この時朱雲は大に叫んで曰ふのに、臣は死して黃泉に行き、龍逢比干の輩と相携へて地下で遊ぶことが出來れば滿足である、然し唯憂ふる所は、我が聖明なる朝廷が將來如何に成り行くかの一事であると、これには朝廷には王氏が跋扈して居るから、或は夏殷の如く滅亡するであらうといふ意である、この時左將軍の辛慶忌が之に感激し、頭を床上に叩いて血を流し、熱誠を籠めて朱雲を誅するの非を諫めたから、上の意も乃ち漸く解け和ぎ遂にその罪を許した、その後役人が、此の欄檻を修繕する時、上が曰ふのに、この欄檻は忠

相殺、夷狄侵中國、災變之意、深遠難見、故聖人罕言命、不語怪神、性與天道、自子貢之屬不得聞、何況淺見鄙儒之所言、新學小生亂道誤人、宜無信用、上雅信愛禹、由是不疑王氏、

【字解】 大政、國家の大事件、與定議、與はアヅカルと訓む、參與すること、定議は評議相談のこと、辟、サケルと訓む、避け退けること、罕言命、罕はマレと訓む、稀也、命は天命なり、論語子罕篇に子罕言利與命與仁とある、不語怪神、怪神は怪力亂神で怪しき不思議なこと、論語述而篇に子不語怪力亂神とある、性與天道自子貢之屬不得聞、性は人の天より稟け得たる性、天道は天が人に吉凶禍福を下すこと、子貢は孔子の門人で十哲の一人、論語公冶長篇に、子貢曰、夫子之文章可得而聞也、夫子之言性與天道、不可得而聞也とある、新學小生、初學の書生の意で之を卑んだこと、雅、マサニと訓む、正也、

【解釋】 安昌侯張禹は、上を師導する師傅の官であるといふ理由を以て、政治上大事變が起ると、必ず大臣の列に入り、その評定謀議に參與した、而して當時官吏や人民は多く上書して曰ふのに、近年天災變異が頻發するのは、これ王氏が政治を專にする爲めであるから、斷然之を抑制して貰ひたいものであると、そこで上は或る日此等の上書を携へ、親ら張禹の屋敷へ行き、左右の人を退け、以て張禹に上書を示した、これは上は吏民の上書に對し禹の進言を聞いて之を裁斷せんとした爲めである、然るに張禹は、自分は既に年老い、且つ子孫は孤立して、緣戚の少ないのを顧慮し、同時に直言すれば、王氏に怨まれることを恐れた、依て僞り奏して曰ふのに、昔春秋の時代に、日食地震等があつたのは、これは當時諸侯が、戰爭をして日日相ひ殺し合ひ、或は夷狄が中國を侵伐した爲めであらうと思ふ、然し天が災禍異變を下す眞意は深遠にして常人には知り難いものである、故に聖人たる孔子ですらも、天命を曰ふことは稀で、同時に怪力亂神をも話さなかつた、又人の性と天道とは子貢の如き學問に精通した輩でも、之を孔子から聞くとが出來なかつた、卽ち孔子は性と天道とも多く語らなかつたのである、然るに況んや聖人で無い淺學寡聞の鄙儒などが、どうして之を口にすべきものであらうか決して口にすべき筈のもので無いのである、且つこの吏民の上書は、これ初學の書生の意見で、天下の大道を亂り、天下の政道を誤るものであるから、必ず信用されてはならぬと、張禹は王氏を恐れて、かく强辯した、此の時上は正に張禹を信愛して居たのであるから、今その說を聞いて大に安心し、復た王氏の爲す所を疑はなかつたから、王氏はいよ／＼專橫を恣にした、

故槐里令朱雲、上書求見、願賜尚方

【解釋】二年に、王音が卒したから、王商が代つて大司馬と爲つた、

故南昌尉梅福、上書曰、方今君命犯而主威奪、外戚之權、日以益盛、陛下不察其形、願察其景、建始以來、日食地震、三倍春秋、水災無與比數、陰盛陽微、金鐵爲飛、此何景也、書上、不報、

【字解】故、モトと訓む、以前の意、南昌、縣の名、今の江西省南昌府南昌縣治、景、カゲと訓む、影に同じ、災異の影況のこと、比數、他と比校して數へ難き程極めて多くあるを、金鐵爲飛、漢書に、河平二年、沛縣ノ鐵官、鑄鐵、如星飛上去とあることを指す、即ち沛縣で鐵を鑄ることを掌る官吏が、鐵を鑄た所が、其鐵が星の如くに飛び去つたことである、鐵は金屬で、金屬は陰である、而して君の象は陽で、臣の象は陰、故に鐵が飛び去つたのは、陰氣が陽氣を壓することで、即ち權臣が事を專にする兆であるのである、不報、應じないとで、所謂握り潰しの意、三倍春秋、春秋二百四十二年の間に於て、日食三十六回、地震五回あつたが、今日食地震は此の數に三倍して居るといふこと、

【解釋】前の南昌縣の尉官であつた梅福といふ者が上書して曰ふのに、方今君の命令は犯され、君の威光は奪はれ、外戚の權力は日に益々盛んになりつゝある、而かも陛下に於かせられては、その專横の形を察せられずば、願くは之に因つて起つた災異の影況を察らるゝことを望むのである、即ち建始元年以來日食地震の多いとは、春秋の世に三倍し、水難災異の多いとは、前代何れの世にも比して數へ難き程澤山あるのである、特に沛縣に於ては、金鐵飛んで天に上つたことがあるが、これ抑々何の影況であるか、言ふ迄も無く、これは陰氣が盛んで陽氣が衰へ、外戚王氏が專權であるから、天か之を憤つて此の災變を下し、以て陛下の注意を促したのであると、梅福はかく熱誠を吐露して諫めたが、その上書は遂に握り潰されて、何等の反應も無かつた、

四年、王商卒、王根爲大司馬、

【解釋】四年に王商が死んだから、王根が代つて大司馬と爲つた、因に根は商の弟である、

安昌侯張禹、以帝師傅、每有大政、必與定議、時吏民多上書、言災異王氏專政所致、上至禹第、辟左右親以示禹、禹自見年老子孫弱、恐爲王氏所怨、謂上曰、春秋日食地震、或爲諸侯

封舅王崇爲安成侯、賜譚商立根逢時爵關內侯、黃霧四塞、

【字解】 譚、商、立、根、逢時、この五人は皆太后の兄弟で、上の舅である、而して上は王譚に平阿侯、王商に成都侯、王立に紅陽侯、王根に曲陽侯、王逢時に高平侯といふ關內侯の爵を賜うたので當時之を王氏の五侯というた、黃霧四塞、黃色の霧が四方に塞がつたこと、舊註に、楊興曰、高帝之約非功不侯、今王氏皆以無功爲侯、故天爲見異也とある、

【解釋】 上は舅の王崇を封じて安成侯と爲した、同時に王譚、王商、王立、王根、王逢時に關內侯の爵を賜うた、この日太陽光を失ひ、黃色の霧か四方に塞がり、天地闇憺呎尺を辨ぜざるに至つた、識者は之を以て、王氏の一門が、功無くして侯と爲つたから、天爲めに此の異變を見はしたのであると評した、

河平二年、悉封諸舅爲列侯、

【解釋】 河平二年に、上は悉く諸舅を封じて列侯と爲した、

陽朔三年、王鳳卒、王音爲大司馬、王譚領城門兵、

【字解】 王音、王鳳の弟、城門兵、王城を守衛する軍隊、

【解釋】 陽朔三年に、王鳳が卒した、而して王音は大司馬と爲り、王譚は城門の兵を管領した、是に至つて兵馬の權は全く王氏に歸したのである、

鴻嘉四年、王譚卒、王商領城門兵、

【解釋】 鴻嘉四年に、王譚が卒したから、王商が代つて城門の兵を領した、

永始元年、封太后弟之子莽爲新都侯、

【解釋】 永始元年に、上は太后の弟王曼の子で、名は莽といふ者を封じて新都侯と爲した、

立皇后趙氏、名飛燕、女弟合德爲婕妤、

【字解】 女弟、妹也、婕妤、女官の名、婕は上に接幸せらるゝの義、妤は婦人の美稱、

【解釋】 趙氏を立てゝ皇后とした、この人は名を飛燕といふた、卽ち上は趙の姓で名は飛燕といふ人を立てゝ皇后としたのである、同時に又その妹の合德といふ者を婕妤と爲して之を近けた、

二年、王音卒、王商爲大司馬、

匡衡爲相、無相業、帝徒優游不斷、漢業衰焉、太子卽位、是爲孝成皇帝、

【字解】 喜、コノムと訓む、好也、優游不斷、優游は柔和にして氣力なきこと、不斷は、物事に對して決斷力の無きこと、

【解釋】 帝が崩じた、在位十六年、改元するもの四、初元、永光、建昭、竟寧といふた、帝は儒學を好み、韋玄成と匡衡とを得て宰相を爲したけれども、この二人は一向に宰相たるの功業を樹ることが出來なかつた、殊に帝は優柔不斷で、はき／＼と決裁するの勇氣が無かつたから、豫て宣帝の先見の如く漢家の王業は漸く衰へた、太子が位に卽いた、これが孝成皇帝である、

○孝成皇帝、名驁、母王氏、生帝於甲觀、少好經書、其後幸酒樂燕樂、元帝時爲太子幾廢、賴史丹伏青蒲涕泣諫止、至是卽位、尊王氏爲皇太后、以元舅王鳳爲大司馬大將軍領尚書事、

【字解】 甲觀、觀は高い樓で、物見櫓のことである、甲は甲乙丙丁の甲で、猶ほ第一第二第三などといふに同じく符號である、故に甲觀とは太子の宮殿にある第一號の物見櫓のこと、經書、四書五經の書で卽ち儒學のこと、幸酒、酒を嗜み好むこと、幾、ホトンドと訓む、殆也、青蒲、青は青い色、蒲は草の名で、和名をガマ又はカバといふ、青蒲とは青い緣りをつけたがまむしろで、帝の寢室に敷いてあるものである、從つてこれを敷いてある所は、皇后の外、臣下の進み入り難い處である、元舅、元は大なり、長なり、舅は母の兄弟、故に元舅とは第一の舅のこと、王鳳、この人は太后の同母弟である、

【解釋】 孝成皇帝は名を驁といひ、母は王氏で、帝を甲觀に生んだ、帝は幼少の時から經學を好んだが、その後飲酒音樂を嗜み、日夜酒宴游樂に耽つた、故に元帝の時太子と爲つたが、殆んど廢せられんとしたのである、然し史高の子史丹といふ者が、元帝の寢室に入り、そこに敷いてある青蒲に伏し、涕泣して之を極諫した爲めに、その議止み、僅かに免れることが出來た、かくて元帝が崩じたから遂に帝位に卽いたのである、而して母の王氏を尊んで皇太后と爲し、第一の叔父の王鳳を以て大司馬大將軍と爲し、尚書の事を管領させた、

建始元年、石顯以罪免歸、道死、

【解釋】 建始元年に、石顯は罪を以て中書令の官を免ぜられて鄕里に歸つたが、その歸る途中で死んだ、これは丞相御史から、その舊惡を彈劾されたからである、

都護甘延壽、襲撃郅支單于於康居、斬之、四年春、傳首至京、縣藁街十日、

【字解】副校尉、校尉を補佐する官、矯制、矯はタムと訓む、僞ること、制は制勅、詔のこと、卽ち天子の詔であると僞ること、都護、西域を監護することを掌る役で、今我が國の都督、若くは總督の如き官、藁街、京都に於て蠻夷だけが居住して居る所で、今の居留地の如きもの、街は市街なり、縣、カクと訓む、懸也、

【解釋】三年に、西域の事を取り締る副校尉の官の陳湯といふ者が、天子の制書なりと僞はつて兵を發し、都護の姓は甘名は延壽といふ者を說き、共に郅支單于を康居に襲撃して之を斬つた、而して翌四年の春に、その首が傳へ送られて京都に著いたから、之を十日間藁街に懸け、以て蠻夷に示した、これは蠻夷に、漢に叛くとかく嚴刑に處するぞといふことを見せたのである、

竟寧元年、呼韓邪單于來朝、願壻漢、以後宮王嬙字昭君賜之、

【字解】壻漢、漢の皇女と結婚し、漢王のムコとなりたいといふ意、後宮、天子の妾、

【解釋】竟寧元年に、呼韓邪單于が來朝していふのに、願くは漢の皇女を得て妻となしたいものであると、これは呼韓邪單于は、郅支單于が誅せられたことを聞き、他日自分も亦殺されんことを懼れ、漢と緣戚を結んで、この禍を免れんとした爲めである、依て上はその請を許し、姓は王、名は嬙、字は昭君といふ後宮の婦人を以て之に賜うた、因に之れに就いて面白い話がある、由來元帝には後宮が多く、常に見ることが出來なかつたから、畫工に命じ、後宮の容貌を畫かせ、その美なるものを召して之を寵愛したから、後宮等は爭うて畫工に金を賄ひ美人に畫かんことを求めた、然るに昭君のみ獨り賄ひを贈らなかつたから、極めて醜婦に畫かれた爲に、帝に見ゆることが出來なかつた、かくて匈奴の單于が漢の壻たらんことを求むるに及び、帝は畫を案じ尤も醜婦なる昭君を遣はすことにした、而して昭君がいよ〳〵出立するに及び、始めて召見したところが、豈に圖らん後宮第一の佳人であるのみならず、擧止閑雅であつたから、帝は大に之を悔いた、然し今更之を換へるのは、信を外國に失ふ所以であると思ひ、遂に之を與へた、同時に帝は何故にかゝる美女を醜く畫いたかを取り調べたところが、初めて畫工が金を貪つて實を僞つたことを知り、大に怒つて此等の畫工を棄市の刑に處した、これは西京雜誌といふ本に書いてある、

帝崩、在位十六年、改元者四、初元、永光、建昭、竟寧、帝雖喜儒術、得韋玄成

【解釋】　建昭二年に、魏郡の太守姓は京名は房といふ者を殺した、初め京房は占易の術を、姓は焦名は延壽といふ人に學び、その蘊奥を究めたが、當時延壽は豫言して曰ふのに、我が易道を學び得て、それが爲めに身を滅す者は京生であらう、卽ち京生は將來易の爲めに殺されるであらうと、かくて京房は朝廷に事へて郎官と爲り、屢〻天災地變を上言し、占驗があつから、上は大に之を寵愛した、その後京房は上の宴席に入つて或る事を奏上したが、これは石顯に關することであつた、卽ち京房は石顯の專恣につき、暗に諷諫したのである、而して上は豫てから京房の占驗を信じて居たから、この奏上についても、深く悟る所があつたのである、その後石顯は之を聞いて房を疾み、朝廷から出し遠ざけんと欲し、遂に建言して魏郡の太守としたが、尙ほ是れに滿足せず、幾何も無くして徵し寄せて獄に下し、棄市の刑に處した、實に京房は延壽の豫言の通り、果して占易が因を爲して身を滅したのである、

顯威權日盛、與中書僕射牢梁、少府五鹿充宗、結爲黨友、諸附倚者得寵位、民歌之曰、牢邪石邪、五鹿客邪、印何纍纍、綬若若邪、

【字解】　少府、營繕のことを掌る官、附倚、阿諛して倚り從ふこと、印纍纍、官には各〻印綬がある、纍纍は重なる貌、印が重なるとは、官を兼ぬること多いことをいふたのである、綬若若、綬は印につけた紐、若若は長く垂れる貌、綬が長く垂れるとは、官の高いことをいふたのである、凡そ高官は印綬が長いものであつて、應劭が漢官儀に、御史大夫以上、金印、二千石、銀印、千石至二四百石一皆銅印也、綬長一丈二尺、法二十二月一、闊三尺、法二天地人一、此佩印の組也とある、

【解釋】　石顯の權威は日增に盛んになつた、而して顯は中書僕射の官に在る姓は牢、名は梁、少府の官に在る姓は五鹿、名は充宗といふ者等と、相結んで黨友となり、いよ〳〵政權を擅にした、而して此の三人に阿付した者どもは、顯の推薦により皆上の寵幸を蒙り、高位顯官を得たから、當時の人は之を歌うて曰ふのに、牢か、石か、五鹿の客か、印何ぞ纍纍たる、綬何ぞ、若若たると、かくいうて之を譏つた、これはあの役人は牢梁の食客か、石顯の食客か、將た五鹿充宗の食客であるか、その臂にかけた印は、纍纍として重なり合ひ、その綬は若若として長く垂れて居るが、何んであの樣に高官に昇り諸役を兼ねてあるのであるか、それは多分牢等三人に庇護せられた爲めであらうといふ意である、之に因つて見ても顯等が朝權を專らにし、百官を手の中に入れ、我儘勝手にふるまつたことを想像することが出來るのである、

三年、西域副校尉陳湯、矯制發兵、與

で、至つて輕微なものであるから、彼は陛下の召しを受けたならば必ず安心して來るであらう、故に陛下に於かせられても、敢て憂ふるに及ばないのであると、詞巧みにいひくるめたから、上は遂にその奏を許し、謁者をして望之を召させた、恭顯等は我が事成れりと爲して大に喜び、急に執金吾の騎兵を發し、馳せ行いて望之の邸宅を圍ませた、是に於て望之は讒に因つて牢獄に投ぜらるゝことを知り、遂に鴆を飲で自殺した、因に二年下蕭望之周堪劉更生獄からこゝ迄は、蕭望之等君子黨が、恭顯等小人黨に陷れられた顛末を書いたのである、

弘恭死、石顯爲中書令、

【解釋】この歲に弘恭が死んだから、石顯が代つて中書と爲つた、

五年、匈奴郅支單于、殺漢使者、西走康居、

【字解】康居、西域の國名、

【解釋】五年に匈奴の郅支單于が漢の使者を殺し、西の方康居に走つた、

永光元年、匈奴呼韓邪單于北歸庭、

【字解】北歸庭、匈奴は支那の北に位す、庭は漢の朝廷、歸は來朝すること、

【解釋】永光元年に、匈奴の呼韓邪單于が、北の方から來朝し敬意を表した、

建昭二年、殺魏郡太守京房、房學易於焦延壽、延壽嘗曰、得我道以亡身者京生也、爲郎屢言災異、有驗、嘗宴見言事、意指石顯、顯奏出之、尋徵下獄棄市、

【字解】魏郡、今の直隷省大名府元城縣治、亡、ホロボスと訓む、滅也、京生、京房を指す、凡そ師その弟子を稱して生といふ、宴見、宴樂の時入つて見ゆること、意指石顯、意は、コヽロと訓む、意中の義、漢書京房傳に、房曰、陛下視今、爲治邪亂邪、上曰、亦極亂耳、尙何道、房曰、今所任用者誰與、上曰、然幸其瘉彼、又以爲不在此人也、房曰、前世君亦然矣、臣恐後之視今、猶今之視前也、上良久迺曰、今爲亂者誰哉、房曰、明主宜自知之、上曰不知也、若知何故用之、房曰、上最所信任、與圖事帷幄之中、進退天下之士者是矣、房指謂石顯、上亦知之、謂房曰、已諭之云云とある、意指石顯とはこのことをいふたのである、徵、メスと訓む、召也、

之爲相、恭顯許史皆側目、知望之素高節不詘辱、建白、望之不悔過服罪、深懷怨望、自以託師傅、終不坐、非頗屈望之於獄、塞其怏々心、則聖朝無以施恩厚、上曰、太傅素剛、安肯就吏、顯等曰、人命至重、望之所坐、語言薄過、必無所憂、令謁者召望之、因急發執金吾軍騎、馳圍其第、望之飲鴆自殺、

【字解】 徵、メスと訓む、召也、側目、側はソバダツと訓む、怖れ畏れて正視しないこと、詘辱、詘は屈也、節を屈して敢て辱められざること、頗、是非希望するの意、屈、抑へ付けること、怏々、不平不滿の貌、就吏、召に應じて吏と共に來ること、安肯、イヅクンゾアヘテと訓む、どうしての意、語言薄過、過は罪也、即ち言語上の薄い罪といふこと、漢書蕭望之傳に、天子方倚欲爲丞相、會望之子、散騎中郎伋上書、訟望之前事、事下有司復奏、望之前所坐明白無譖訴者、而教子上書、稱引亡辜之詩、失大臣之體、不敬、請逮捕云云とある、語言薄過とは之を指したのである、執金吾、軍衙の官名である、執は手に持つこと、金は兵器、吾は禦ぐことで、常に兵器を執て非常を禦ぐ所から、取つて官衙の名としたのである、第、ダイと訓む、邸宅のこと、

【解釋】 その後上は復た、堪と更生とを召して中郎の官と爲した、而して更らに蕭望之を以て宰相と爲さんと欲した、是に於て弘恭、石顯、許延壽、史高の四人は、目を側て〻畏れたが、固より姦惡の徒輩であるから、直ぐ之を妨げんとした、かくて恭顯等は望之が平素から節操高くして、甘じて猥りに詘辱を受けない剛直の氣象を知つて居るから、此の點を利用して讒言して曰ふのに、彼の望之は剛腹な男で、自らその過失を悔悟して罪に服せず、反て深く朝廷を怨望して居る、特に彼は自ら陛下の師傅であつたことを信條とし、遂に陛下の咎を得て、罪に連坐することは無いと曰うて居る、望之は此の如く剛腹な男であるから、之を嚴罰して、獄舍に抑留し以てその不平滿滿たる心を塞ぎ挫かなければ、則ち陛下の聖明なる朝廷は、厚き恩惠を天下に施すことが出來ないのであると、上は此の奏言を信じて望之を罪に坐せしめんとしたが、望之が吏の召しに應じて來らないことを憂ひて曰ふのに、彼の蕭望之は素より剛直な人であるから、決して獄吏の手に捕へらる〻ことを承知せぬであらうと、顯等が曰ふのに、凡そ人の生命は至つて貴重なものであるから、些少の罪に依て殺すべきもので無いことは、望之も夙に承知して居ることである、而して今望之が咎を蒙つて坐する所の罪は、語言の過失

を得て居た、從つてその內心は陰險にして底意地惡るく、好んで詭辨を弄して人を中傷し、中々の姦物であつた、而して彼の尙書の事を領する史高と謀を合せ、內外相應じて私利私慾を行つた、卽ち史高は朝廷の外に居り、石顯は朝廷の內に在り、恰かも衣服に表裏あるが如くに、又た影の形に從ふが如くに、互に氣脈を通じて惡事を爲したのである、是に於て蕭望之等は、帝の母方の一族なる許延壽及び史高の放恣縱橫、我儘勝手なるを患へ、又弘恭石顯等が、政權を擅にして居るのを疾み、彈劾的建白を爲して曰ふのに、凡そ中書の官は、政治の根本で、國家の樞機である、故に宜しく事理に通じ形勢を明にし、至公至正なる人を以て之に處らしめなければならぬのである、而してこの中書は、昔し武帝が後宮の庭中で遊樂飮燕し、朝政を與り聽かなかつた爲めに、始めて新設し、宦官を以て之を掌らしめたのに基因するので、決して古の制度では無いのである、故に宜しく中書の宦官を罷め、以て古の世刑人を近づけなかつた趣意に從はれたいものであると、これは禮記に刑人は君側に在らしめずとあるを盾として、石顯等を退けることを忠諫したものである、然るに上はこの議に從ふことが出來ず、その儘に打ち棄てゝ置いた、さて又弘恭石顯は蕭望之等がかゝる建白をしたことを聞いて大に恐れ、俄に上奏して曰ふのに、彼の蕭望之、周堪、劉更生等の徒は、私黨を結びて相稱譽し、又屢ゝ大臣を譏つて僞り訴へ、或は公室の親戚を毀つて不和を起させ、以て專ら權勢を擅にし、不忠を爲さんとして居る、凡そ望之等のこの行動は、上の聰明を惑はすもので、不臣是より大なるものは無いのである、故に願くは謁者を遣はし、彼等を召して之を捕へ、以て廷尉の官に引き渡したいものであると、これは恭顯等が、望之周堪等を殺さなければ枕を高くして眠ることが出來ないと思つたから、かく讒言したのである、時に上は帝位に卽いてから日猶は淺く、未だ百官の職掌の性質を詳に知らなかつた、從つて召して廷尉に引き渡すとは、獄舍に送ることであるといふことに氣が付かなかつたのである、故に何心なく之を許可した、依て三人は獄に繋がれたのである、その後上は周堪と劉更生の二人を召したから、石顯等は奏して曰ふのに、堪と更生との二人は、命に依つて旣に獄に投ぜられて居るのであると、上は大に驚いて曰ふのに、汝等が前きに之を廷尉に下さんと請ふたのは、唯廷尉に下して訊問するのでは無かつたか、然るに獄に繋ぐとは何事であるかと、乃て命じて獄を出し、舊の如く政事を取り扱ひすることにした、その後弘恭石顯等は再び史高をして上に說かしめ、遂に蕭望之、周堪、劉更生の官を罷免した、これは恭顯等は堪等が再び朝廷に出ることは、自分等の爲めに不利益であるから、之を讒言して退けたのである、

後上復徵二堪更生一爲二中郎一、且欲下以二望

かくて此蕭望之、周堪、劉更生、金敞の四人は心を同じくして諸政を謀議し以て之を取り計らつたから、尙書を管領する上官の史高は、單に その位に充つるのみで、所謂伴食大臣と爲り甚だ不滿を抱き、遂に 蕭望之と仲違ひをするに至つた、さて又中書令の官の弘恭と、僕射の官の 石顯とは、宣帝の時から久しく天下の樞機を掌つて居た、而して 元帝は位に卽くに及びて多病な所から、彼の石顯が 中人の出身で外朝に與黨がないから、政事を委任しても、朋黨を作る 恐れが無いと信じ、遂に萬機を悉ね、天下の事は 大小と無く、すべて 石顯の 手を經て 奏白 決斷 させた、この故に 石顯が高貴にして 寵幸せらるゝことは、恰かも 滿朝の 人を推し 退くばかりで、その勢威は實に赫赫たるに 至つた、故に 朝廷の 百官は、皆顯に阿諛して之に敬事し、唯命これ從つた、

顯巧慧習事、能深得人主微指、內深賊持詭辯、以中傷人、與高表裏、望之等患外戚許史放縱、又疾恭顯擅權、建白、以爲中書政本、國家樞機、宜以通明公正處之、武帝遊宴後廷、故用宦者、非古制也、宜罷中書宦官、應古之不近刑人之義、上不能從、恭顯奏、望之、堪、更生、朋黨相稱譽、數譖詐大臣、毀離親戚、欲以專擅權勢、爲不忠、誣上不道、請謁者召致廷尉、時上初卽位、不省召致廷尉爲送獄、可其奏、後上召堪、更生、曰、繫獄、上大驚曰、非但廷尉問邪、令出視事、恭顯使高說上、竟罷免、

【字解】 深得人主微指、深は漢書に探に作る、今之に從ふ、人主は人君に同じ、微指は隱微の旨なり、深賊、猶ほ陰險といふに同じ、詭辯、變詐の辯舌、中傷、人をそしりて之を害すること、與高表裏、顯、高と內外相應ずること、猶ほ衣の表裏あるが如きことをいふ、疾、ニクムと訓む、惡也、建白、意見を具して之を上ること、刑人、宦官は五刑の一なる宮刑を受けた人である、故に刑人といふ、譖詐、詐は訴の誤、譖は僞ること、不省、悟り察せざることで、俗に氣が付かぬ意、

【解釋】 石顯の人と爲りは、巧なる才智があつて、且つ能く事務に習熟して居た、而して、尤もよく 深く 人君の 隱微なる考へ迄も探り得て、甘くその意に迎合して 取り入ることに妙

母なる許氏は、曩きに霍氏の爲めに毒殺されたこともあつたから、宣帝は太子を疎んじて居るもの丶情宜上遂に之を廢するに忍びなかつたのである、か丶る内に宣帝は崩去されたから、太子は遂に帝位に卽いたのである、

初元元年、立皇后王氏、

【解釋】 初元元年に帝は王氏を立て丶皇后とした、因に皇后は王莽の姑に當る人で、王莽が後に禍亂を起したのは實にこ丶に萌したのである、

二年、下蕭望之、周堪、及宗正劉更正獄、皆免爲庶人、時史高以外屬領尚書事、望之、堪副之、二人帝師傅、數言治亂、陳正事、選更生給事中、與侍中金敞拾遺左右、四人同心謀議、史高充位而已、由是與望之有隙、中書令弘恭、僕射石顯、自宣帝時、久典樞機、及帝卽位多疾、以顯中人無外黨、遂委以政事、事無大小、因顯白決、貴幸傾朝、百僚皆敬事顯、

【字解】 宗正、公族の事を掌る官、劉更生、劉は姓更生は名、此の人は漢の公族で後に名を向と改め、說苑新序などを著はした、庶人、無位無官の一匹夫、外屬、外戚に同じ、祖母、母、妻の一族の總稱、正事、綱目及び蕭望之傳には王事に作る、今之に從うて解す、給事中、上の左右に在つて顧問、又は應對を掌る官、この官は常は殿中に於て事を爲すから、給事中といふたのである、侍中、上の左右に侍つて雜用を承る官、拾遺、上の缺失を補ふこと、中書令、上書などの事を掌り、政治の樞機を總ぶる官、僕射、宰相のこと、典、ツカサドルと訓む、掌也、中人、宦官のこと、外黨、骨肉の親少く婚戚の家無きこと、百僚、百官に同じ、白決、奏上によつて斷決すること、白は建白の白、

【解釋】 二年に蕭望之、周堪、及び宗正の官の劉更生を捕へて獄に下し、皆その官を免じて庶人と爲した、初め宣帝の母黨にて姓は史名は高といふ者があつたが、帝の祖母方の一族であるといふを以て、當時尙書の事務を取扱つて居た、而して蕭望之と周堪の二人は之に副官と爲つた、さて此の蕭望之と周堪とは嘗て帝の太師太傅の官を勤めたことがあつたから、今尙書の副に爲つて居ても屢〻帝に拜謁して天下の治亂興敗の理を說き、以て王者の事業を陳べ明にした、又此の二人は更生を推薦して給事中の官と爲し、侍中の金敞といふ者と共に帝の左右に侍し、帝を輔佐してその遺失を補はせた、

儒生、宣帝作レ色曰、漢家自有二制度一、本以二覇王道一雜レ之、奈何純任二德敎一、用二周政一乎、且俗儒不レ達二時宜一、好是レ古非レ今、使下人眩二於名實一、不上レ知レ所レ守、何足二委任一、乃歎曰、亂二我家一者太子也、宣帝少依二太子母家許氏一、許后以二霍氏毒一死、故弗レ忍レ廢二太子一、至レ是卽位、

【字解】文法吏、法を持する峻刻の吏、所謂酷吏、刑名、黄老刑名の學、繩、タヾスと訓む、糾也、燕、宴に同じ、太、ハナハダと訓む、甚也、作色、作はオコスと訓む、色は顏の色、卽ち勃然として怒ることで、俗にムツトすること、霸王之道、霸者と王者の道、霸者とは齊の桓公晉の文公を指し、王者とは禹王湯王文王武王などを指す、純、モツパラと訓む、事也、眩、心目を眩惑すること、委任、共にマカセル意、天下の政務を委任すること、

【解釋】孝元皇帝は名を奭といふた、初め太子であつた時、溫柔にして且つ慈仁あり、頗る儒者の道を好だ、而して宣帝が平生任用して居る役人は、多く文法の酷吏で、皆刑名を以て下民を彈糾したのであるから、太子は之を見て、快としなかつたのである、故に嘗て宣帝の酒宴に侍して閑談した時、從容として諫めていふのに、陛下は刑法を持し、之を施行すること甚だ深刻であるから、百姓はその政に懷き難いのである、故に宜しく聖人の道を講ずる儒者を採用し、仁義の政治を施しては如何であるかと、然るに宣帝は勃然として顏色を變へて曰ふのに、我が漢家には、自ら漢家の制度がある、それは覇者の道と王者の道とを調和し、之を實行することである、どうして純然たる德政に任じ、周代の政道のみを用ゐやうぞ、決して此等をのみ採用することを許さない、且つ當世の俗儒は、頑迷固陋で時務の宜しき見て之を適用することを知らず、唯己れの修む所のみを以て善いとして居る、從つて古昔の道のみを是なりとして、當代の事はすべて非なりとして之を斥けて居る、つまり政治は時世の變遷に從つて宜しきを制すべきものであることを知らぬものである、而して彼等は人民をして仁義の名と實とに眩惑せしめ、反つて人民が、今日必ず當さに守らなければならぬ所の、肝要の道を知らせない樣にするものである、かゝる迂愚の腐儒輩に、どうして天下の大政を委任せられやうか、決して委任することが出來ぬのであると、宣帝はかくいふて太子の諫めを峻拒したが、乃ち又嘆じて曰ふのに、將來我が漢家を亂すものは必ず太子であらう、實に困つた者であると、痛く嘆息し、それからは甚だ太子を疎んじた、然し宣帝は幼少の時、此の太子の母の家なる許氏に依りて世を忍び難を避けた恩義があり、且つ太子の

よく公平に審理されるからである、而して我と共に此の重任を共にし、よく之を遂行するものは、それ唯賢良なる郡守のみであるか、實に賢良なる郡守であると、帝は此の見地からして刺史や郡守などを任命する時には、親ら之を引見して政治の要を問ひ、共に之れを研究せれたのである、但しここには獨り郡守のみを曰ふて、刺史と相とに及ばないのは、刺史は時に命を奉じて國郡を巡察するが、これは間接の關係で直接の關係は無いのである、又相は諸侯王の國のみに置れてある者で、一般的で無い、獨り郡守は天下到る處に置かれ、實に吏民の根本ともいふべき重要なる職責を有し、その關係する所極めて緊切であるからである、帝は又常に思ふのに、凡そ郡の太守は官吏及び人民の根本である、然るにか丶はらず、屢、之を變易し交迭させると、人民は安心しないのであるから、之を任命するにはよくその人を選擇し容易に之を代へない様にせねばならぬと、帝はかく心を民政に用るたから、若し太守の職に在る者で、民を治め訟を理するに於て、顯著なる効績があれば、その度毎に御璽の褒狀を授けて之を勸奬し、或は秩祿を增與し、或は金幣を下賜して恩賞を施した、故に三公九卿中で缺員が出來るときは、その補缺は則ち曩きに諸の功績を表彰した所の郡守から選び、次第を以て順次に之を補任した、帝は此の如く尤も郡守を重視、寵用したから、郡守も亦感激奮勵して實効を立てんことを期し、精勵して治を計つた、故に漢の治世に於て善良なる役人は此の宣帝の時に於て尤も盛であると稱せられたのである、帝は又萬事公平を旨として事を處理したから、功ある者は之を信じて後に賞し罪ある者は之を審にして後に罰し、何事も名と實とを參酌綜核し、名は實に稱ひ、實は名に稱ふ様にし、決して虚名無實のことが無い様にした、故に政事の士、文學の士、法理の士などは皆その長ずる所を專門に研究して、日に精しく月に進み、又官吏は各、その本職に稱ふて任務を盡し、人民も亦各、その本業に安んじ、樂んで日月を迎へ、天下擧つて太平を謳歌したことであつた、特に此時代に於ては匈奴の衰亂に遭遇したから、帝は此の機を利用しその無道なる國は之を討滅し、有道の國は之を保護し、漢の威力を夷狄に伸べ振ふた、そこで匈奴の單于は、帝の恩義と影慕し、稽首して藩臣と稱し、朝貢するに至つた、さて帝の功業不績は此の如くで、その高きことは、祖宗に迄光り輝き、その盛んなることは、後世子孫に迄垂れ傳ふべきもので、帝は實に漢の中興の英主である、而してその德は之を殷の高祖や周の宣王と比肩するに足るのである、太子が位に卽いた、これが孝元皇帝である、

○孝元皇帝、名奭、初爲太子、柔仁好儒、見宣帝所用、多文法吏、以刑名繩下、嘗燕從容言、陛下持刑太深、宜用

咸精其能、吏稱其職、民安其業、遭値匈奴衰亂、推亡固存、信威北夷、單于慕義、稽首稱藩、功光祖宗、業垂後裔、可謂中興侔德高宗周宣矣、太子卽位、是爲孝元皇帝、

【字解】李陵、陵の名今の陝西省西安府咸寧縣に在る、興於閭閻、閻は閭と同じく里中の門、故に閭閻より興るとは、卑賤の間から出で天位に登つたこと、厲精、精力を振ひ勵ますこと、樞機、樞は戸の「クルヽ」で、戸は之によりて開閉するもの、機は弩弓の「ハジキ」にて之によりて發射するもの、二者共に大切なものであるから、之を政事の要に喩へたのである、周密、用意周到で萬遺算無きこと、品式、品は次第、式は法式、刺史、詔命を奉じて州郡を視察する官、守、郡の太守、相、諸侯王の宰相、良二千石、良は賢良、二千石は、郡守の秩祿、卽ち賢良なる郡守のこと、今我が國で縣知事の事を二千石といふのはこゝが出典である、璽書、帝璽を押した書、璽は帝者の印、所表、嘗て秩を增し、金を賜ふて旌表した所の人をいふ、信賞必罰、必は審也、信して後に賞し、審して後に罰し、刑賞を忽にせぬこと、綜核名實、綜は總也、核は覈也、事實を考驗して明にすること、卽ち彼れ是れをすべて兼ね明にし、名實相反せぬ樣にすること、例へば功罪は實にして、賞罰は名なり、一功一罪各事實を精査し、一賞一罰各其當を得る樣にすること、法理、刑名の學、咸、ミナと訓む、皆也、稱、カナフと訓む、叶也、よくその職に適當すること、遭値、共に「アフ」と訓む、丁度その場合に出會ふたこと、推亡固存、亡は道を失ふた者、存は道を存するもの、卽ち無道の國は推し退けて之を滅し、有道の國を輔け起して之を固くすること、固くすることは保護する意、伸、ノブと訓む、伸也、猶布くといふが如し、稽首、頭を地に付く迄にして敬禮すること、光、テルと訓む、照り輝くこと、後裔、子孫也、中興、皇業の衰微を恢興して、再び之を盛にすること、高祖、殷の天子高祖、周宣、周の天子宣王、侔、ヒトシクスと訓む、齊也、齊一にして肩を比ぶること、

【解釋】宣帝は在位の間に於て七たび改元した、卽ち本始、地節、元康、神爵、五鳳、甘露、黃龍である、而して帝位に在ることすべて二十五年にして崩じ、杜陵に葬つた、さて帝は生れてから數月で巫蠱の事に出遭ひ、獄を出てから民間に成長した、故によく閭里の事情に通じ、且つ艱難をも承知せられた、されば、帝位に卽いて後は、民に福利を與へんと欲し專ら精力を勵まして善政を爲した、故に政道の樞機は、周到綿密で些の拔け目無く、品第法式卽ち制度文物は完備してあまねく具はり、一として缺くる所が無かつた、又刺史や郡守及び諸侯王の宰相を任命する場合には、その度每に親しく召見して政道を咨問された、帝は常に曰れるのに、凡そ民がその田園鄕里に安んじ、而して何等の嘆息も爲さず、何等の愁苦怨恨の聲を發しないのは、畢竟するに政道が公平で、訴訟などが

待遇し、諸侯王の上位に在らせた、

上以戎狄賓服、思股肱之美、乃圖畫其人於麒麟閣、惟霍光不名、曰大司馬大將軍博陸侯姓霍氏、其次張安世、韓增、趙充國、魏相、丙吉、杜延年、劉德、梁丘賀、蕭望之、蘇武、凡十一人、皆有功德、知名當世、

【字解】 賓服、德に懷いて服從すること、股肱之美、股肱は天子を輔佐した忠良の名臣、美はその功業の美德、麒麟閣、漢の未央宮の中にある宮殿の名で、秘書を藏してある所で、蕭何が造營したものである、一說に、武帝が麒麟を得た時、紀念としてこの閣を造り、その像を閣上に畫いたから、遂に之を以て名稱としたのであると、亦通ず、

【解釋】 上は西戎北狄が來賓服從したのを悅び、これ畢竟朕が股肱の良臣等が、精忠を勵げんだ結果であるから、その美德は永く忘れてはならぬと爲した、依て之を表彰する爲めに畫工に命じ、これ等功臣の肖像を麒麟閣上に圖畫せしめ、各〻その官爵姓名を署させた、而してその筆頭は霍光であつたが、上は特に尊んで名を署せず、大司馬大將軍、博陸侯姓は霍氏とのみ書いた、其次は張安世、又其次は韓增から、趙充國、魏相、丙吉、杜延年、劉德、梁丘駕、蕭望之、蘇武等すべて十一人であつた、而して此等の人人は、皆功業懿德があつて、名を當世に知られた巨人であつたのである、

帝在位改元者七、曰本始、地節、元康、神爵、五鳳、甘露、黃龍、凡二十五年、崩、葬杜陵、帝興於閭閻、知民事之艱難、厲精爲治、樞機周密品式備具、拜刺史守相、輒親見問、常曰、民所以安其田里、而無歎息愁恨之聲者、政平訟理也、與我共此者、其惟良二千石乎、以爲太守吏民之本、數變易則民不安、故二千石有治理之效、輒以璽書、勉厲、增秩、賜金、公卿缺則選諸所表、以次用之、漢世良吏、於是爲盛、信賞必罰、綜核名實、政事文學法理之士、

ら上は切に張敞の才能を思ひ出し、使者をその家に遣はし復た召して之を任用した、

黃霸卒、于定國爲丞相、定國父于公、初爲獄吏、治獄有陰德、令高大門閭容駟馬車、曰、吾後世必有興者、于定國以地節元年爲廷尉、朝廷稱之曰、張釋之爲廷尉、天下無冤民、于定國爲廷尉、民自以不冤、至是由御史大夫代霸、

【字解】陰德、人に知れぬ樣にして德を施すこと、門閭、門は自分の門、閭は村里の入口の門、然しこゝでは單に自分の門の意に用ふ、駟車、四頭立の馬、冤、無實の罪、

【解釋】丞相の黃霸が死んだ爲めに、于定國が代つて丞相と爲つた、さて于定國の父于公は、初め獄吏と爲り、陰德を積んだ、此の于公は嘗て駟馬の車を入れることが出來る高大なる門を造つた、そして曰ふのに、我が後世子孫には、必ず大臣宰相と爲る賢者が興るであらうから、我はその時の用意に、かく門を高大にしたのであると、是れは、于公は自分が陰德を積んだから、必ず陽報があつて、子孫に賢者が興ると信じたからである、さて于定國は地節元年を以て廷尉と爲つた、此の時朝廷では之を稱美して曰ふのに、昔張釋之廷尉と爲つた時、天下に冤罪を蒙つた人民が無つた、今于定國が廷尉と爲つたから、民は自分で冤罪を受けることが無いと確信して居ると、かく曰うて定國を推賞した、其後定國は廷尉より御史大夫に轉じたが、此度黃霸が死んだ爲めに、代つて丞相と爲つた、卽ちこれ于公の豫言が適中したのである、

匈奴亂、五單于爭立、呼韓邪單于上書、願款塞稱藩臣、甘露三年來朝、詔以客禮待之、位諸侯王上、

【字解】五單于、五人の單于、卽ち居耆單于、呼韓邪單于、呼揭單于、車犂單于、烏藉單于である、款塞、款はタヽクと訓む、叩也、塞は此邊の城塞、これは塞門を叩き、來つて服從すること、藩臣、藩は藩籬の義、卽ち家に藩籬ある如く、天子の藩屛の臣と爲り國家を鎭護したいといふ義、

【解釋】匈奴が大に亂れ、五人の單于は各立つてその領土を統治せんことを爭ふた、而してその中の呼韓邪單于は、漢の援助を得て目的を達せんと思ひ、上書して曰ふのに、願くは漢に服從して藩臣と爲りたいものであると、かくて甘露三年に至つて來朝した、そこで上は詔して賓客の禮を以て之を

ぶることが出來ない、これは實に無念至極であるといふ意を寓したのがある、且つ人生行樂耳、須富貴何時の二句は、滿腔の不平遣る方なく、眦を決した悲憤の情を天に訴へたものである、かくて惲は常に此の詩を高らかに吟じ、淫荒度なく、遂に自暴自棄に陷り、自ら其行動の過激なることに心付かなかつた、依て或る人は上書して惲の行狀を訴へて曰ふのに、惲は前非を悔いずいよ〳〵驕奢を恣にし、惡聲を放つて居ると、そこで帝は直ぐに廷尉に命じて惲を彈糾させたから、廷尉は遂に惲が嘗て孫會宗に與へた所の手紙を案得し、之を帝に奏した、帝は之を見て大に怒り、惲を以て大逆無道の行ある者と爲し、之を腰斬の刑に處した、

甘露元年、公卿奏、京兆尹張敞、惲之黨友、不宜處位、上惜敞材、寢其奏、敞使掾絮舜有所案驗、舜私歸曰、五日京兆耳、安能復案事、敞聞舜語、卽收繫獄、竟致其死、後爲舜家所告、敞上書從闕下亡命歲餘、京師枹鼓數警、上思敞能、復召用之、

【字解】 惜、チシムと訓む、愛惜すること、寢、ヤムと訓む、止也、その奏を公卿に下して審儀させないこと、案驗、推究考覈すること、私、ヒソカと訓む、竊也、人に分らぬ樣にすること、亡命、命は名也、その名籍を脫して逃亡すること、枹鼓、枹は鼓を擊つ杖、杖は撥のこと、盜賊が屢襲來するから、鼓を擊つて相警戒すること、

【解釋】 甘露元年に、三公九卿が連署して奏聞して曰ふのに、京兆の尹の張敞は、楊惲の朋黨交友であるから、現在の官職に置いてはならぬ、宜しく速に罷免すべきものであると、然るに上は張敞の才能を愛し、之を惜んでその奏を握り潰し、之を吏に下して議せしめなかつた、さて敞は嘗て掾吏の絮舜といふ者に命じ、或る事を案驗せしめたところが、舜は其事の取り調べを終らないで、私かに自分の家に歸つて來た、而して人に語つて曰ふのに、彼の張敞は既に公卿から彈劾せられて居るのであるから、乃ち五日間の京兆の尹である、故に何も勉めて事務を執るに及ばぬのであると、これは我が長官は長いことは無いから、そんなに熱心に仕事をする必要は無いといふ意である、其後張敞はこの語を聞いて大に怒り、舜を捕へて獄に投じ、之を死刑に處した爲めに、舜の家人から怨まれ、遂に告訴された、依て張敞は上書して京兆の印綬を返し、直ちに闕門の下を辭して亡命し、凡そ一ヶ年以上を過ぎた、此の間に於て、京兆では盜賊が橫行したから、京師では鼓を鳴らして屢非常を警戒した、かゝる次第であるか

の楊惲は彼の有名なる司馬遷の外孫であつて、其性質は清廉にして潔白、毫も私曲の行が無つた、從つて人の惡を惡むことも甚だしかつたから、怨恨を受けたことも少くなかつた、嘗て太僕の官の戴長樂といふ者が上書して、楊惲は妖惡の言を爲して庶民を唆し、政道を亂して居ると報告した、これは長樂は楊惲を恨んだ一人であつたから、其復讎の爲めに之を讒したのである、是に於て帝は其奏言を信じ、楊惲の官職を免じて庶人と爲した、依て惲は怏怏として樂まず、家に歸つて農桑に從事し、獨自ら産業を治めることを以て樂みとして居た、當時惲の友人に孫會宗といふ者があつたが、一書を惲に送つて忠告して曰ふのに、凡そ大臣にして廢退せられたならば、宜しく屏居して謹愼惶懼すべき筈である、決して産を治めて自ら娯むべきもので無いと、そこで惲は返事を書いて之を謝して曰ふのに、我は在官中、大なる過失あり、且つ公私の行狀には、缺點が多かつたから、斷然將來仕官の希望を擲ち、專ら其罪滅しの爲めに、當さに農夫と爲つて一生涯を送らんと決心して居るのであるから、之に優る謹愼は他に無いと思ふのであると、然し惲のこの返書は、否味たつぷりで、自ら過大にして行斷くと曰ふたところなどは、如何にも不平の寓意が潛んで居るのである、さて又田舍に居て農耕に從事し、日に勞働に苦む者は、歳時及び伏臘の日には、業を休み、羊を烹たり或は小羊を炙たりして、之を肴に斗酒を傾けて以て一年中の骨折休めをするのが、その習慣であるのである、而して惲も亦此の習慣に從ひ、一日酒を飮んで徐に元氣を養ひ、そろそろ耳が熱くなつて醉が廻つて來た、そこで例の不平が勃發して抑へることが出來ず、忽ち缶を拍つて調子を取り、天を仰いで大に叫び、嗚嗚の曲を歌ひ、更らに節面白く詩を歌ふて曰ふのに、我は彼の南山に於て農耕に從事したが、その地は惡草が蔓延して荒蕪甚しく、一向によく耕すことが出來ない、然しドウナリ、コウナリ一頃程を耕し、そこに豆を蒔いたが、一拉も實らず、皆落ちて萁の枝となつてしまつた、嗚呼人生はつまらぬものである、精出して働いても、收獲を得ることで出來ないのであるから、セッセと働くのは馬鹿げたことがある、何でも人間は氣樂に寢て居るに限る、富貴を求め顯達を願ふても、それは何時の代に叶へられやうか、それは丁度百年河淸を待つと同じく、到底望むことが出來ないのであるから、まあまあ大に飮んで喰つて寢てゐるのに限るよと萬丈の氣焰を吐いて、盛んに滿を引いた、これは南山を以て朝廷に喩へ、蕪穢不治を以て、朝廷の奸人の爲めに荒亂されて居ること、草がはびこつて手がつけられない如くであるのに喩へ、又種二一頃豆一落而爲レ萁を以て、己れが放棄せられて庶人と爲つたのに喩へたので、その心は我れ君にへ事て忠誠を致さんと欲したが、朝廷は奸人の巢窟と化し、爲めに我が正言は用ゐられず、剰へ廢退せられて我が志は長に伸

四年、太司農耿壽昌白、令邊郡皆築倉、穀賤增價而糴、以利農、穀貴減價而糶、以利民、名曰常平倉、

【字解】糴、米を買入るゝこと、糶、米を賣出すこと、常平倉、常に價を平にする倉庫、

【釋解】解釋を要せず、

殺前光祿勳楊惲、惲廉潔無私、人上書告惲爲妖惡言、免爲庶人、惲家居、治產自娛、其友孫會宗戒之、惲報曰、過大行虧、當爲農夫以沒世、田家作苦、歲時伏臘、烹羊炰羔、斗酒自勞、酒後耳熱、仰天拊缶、而呼嗚嗚、其詩曰、田彼南山、蕪穢不治、種一頃豆、落而爲萁、人生行樂耳、須富貴何時、淫荒無度、不知其不可也、人上書、告惲驕奢不悔、不廷尉案、得所與會宗書、帝見而惡之、以大逆無道要斬、

【字解】光祿勳、九卿の一であつて、宮掖に宿衞するのが其職掌である、初め光祿卿と稱したのであるが、武帝が之を改めて光祿勳といふたのである、廉潔、清廉潔白、斷乎として請托などを斥け、決して不正の金錢を受けないこと、妖惡之言、上を誹り、政道を亂すの惡言、娛、タノシムと訓む樂むこと、虧、カクと訓む、缺點のあること、沒世、沒は終也、一生を終ること、田家、田舍の農家の意、歲時、一年中の安息日のことで俗にいふ物日、伏臘、伏は伏日のことで、これは東方朔の條に說明した、臘は冬至の後第三の戌の日のことである、當時この伏臘の日は、農民が骨休みをする唯一の日であつたから、皆羊を烹羔を炙り、以て、斗酒を傾けたものである、炰羔、炰はアブルと訓む、炙り燒くこと、羔は小羊、拊缶、拊はウツと訓む、拍に同じ、缶は腹が太く、口がつぼんだ瓦器、此の器を拍つて調子を取り、嗚嗚の聲を出して歌ふたのである、これはもと秦の曲であつたのである、漢の時に至つても、まだ此の風習は關中に殘つて居たものと見へる、嗚嗚の聲とは先づ歌ふ時に發する調曲の聲である、田、タツクルと訓む、耕すこと、蕪穢、蕪は荒れること、穢は惡草、種、ウヱルと訓む、植ゑ作ること、萁、音キ、豆の實を取つた莖枝のこと、俗にマメガラといふもの、案得、案は獄案の案、卽ち裁判の調べのこと、故に案得とは、糾彈して後、探し得たこと、要斬、腰から眞二つに斬ること、

【解釋】以前光祿勳の官職に居つた楊惲を殺した、さて此

者耳、霸以外寛内明、得吏民心、治爲天下第一、至是代吉、霸材長於治民、及爲相、功名損治郡時、

【字解】長史、郡の太守を輔佐する官、聾、耳の聞へぬ病、督郵、郡吏の施政を糾察することを掌る官、何傷、何にも妨げとならぬといふ意、數、シバ〳〵と訓む、屢也、易、カヘルと訓む、代也、簿書、政府の帳簿、費耗、耗は減也、卽ち徒費減耗のこと、

【解釋】三年に丞相の丙吉が薨じたから、黄霸といふ者が代つて丞相と爲つた、さて此の黄霸は、嘗て潁川郡の太守と爲つたが、當時その郡の吏民は、黄霸を評して、その智は神の如く明であるから之を欺くことが出來ないと爲し、互に相戒めた、蓋し黄霸は、德を以て民を教化することを第一の方針と爲し、誅罸の如き威壓的の事は、之を後にした、今黄霸が爲した施政の一端を述べんに、嘗て長史の許丞といふ者が、老年の爲めに、耳が聞へなくなつた、そこで督郵が黄霸に上申し、之を逐ひ退けんことを請ふた、然るに黄霸は之を拒んで曰ふに、彼の許丞は廉潔の良吏である、故に假令老年でも、尙よく拜することや、起つことが自由であれば差支が無いのである、耳の悪い爲めに、一事を二三遍繰り返して聽いても、それは何の妨と爲るものでも無いのである、故に彼を罷免することは絕對に不同意である、且つ又屢〻長史を代へると、故の官吏を送つて新任の人を迎へる費用を要する、その上姦邪なる役人等は、其交代するに因緣して、在來の簿書を絕ち棄て、或は官の財物を盜んだりして、私腹を肥やすこともあらう、然るときは公私の費用は、共に莫大の損耗である、唯にこれのみならず、代つた所の新任の役人は、又必ずしも賢明といへないで、或はその故の役人に及ばないこともあらうと思ふ、然るときは罷免された故の役人は憤激して上を侮り、治められた人民も又不滿を抱いて上を怨むに至り、その結果徒らに事の紛糾を益し、遂に亂を爲さないとも限らないのである、凡そ政治の要道は、唯その太甚だしき者、卽ち尤も甚だしく害を爲すべきものを除き去れば、それで充分である、彼の許丞の聾の如きは決して甚だしき害と認められてゐないのである、故に何れの方面から考へても、許丞を退けることは斷じて許さないのであると、かくいふて斷然として督郵の言を退けたことがあつた、さて黄霸は此の如き主義の人で、且つその性格は、外貌は寛大溫厚で、内心は事理に明白であつたから、頗る官吏人民の尊敬を得、其治績は天下第一等と稱せられた、かくて今年に及んで丙吉が薨じたから、遂に代つて丞相と爲つたのである、然し黄霸の才能は、狹き郡民を淸むることにのみ長じて居たから、丞相と爲つて天子を輔佐し、廣き天下を治むるに及びては、その功業と名聲とは、共に郡を治めた時よりも、減損したといふことである、

民有昆弟相訟、延壽閉閤思過、訟者各悔、不復爭、郡中翕然相敕厲、恩信周偏、莫復有詞訟、民吏推其至誠、不忍欺給、至是坐事棄市、百姓莫不流涕、

【字解】古教化、昔五帝三王などが民を治めた仕方のこと、昆弟、兄弟、閤、門のこと、翕然、翕は合ふなり、互に一致する貌、或は盛なる貌と爲すも亦通ず、敕厲、敕は戒也厲は勵也、人人互に相敕戒し相勉勵すること、周偏、偏に周く行き互ること、欺給、二字共に欺くこと、

【解釋】五鳳元年に、三輔の一なる左馮翊の太守韓延壽を殺した、初め延壽は吏と爲りて古の敎化を好み、自らも亦之に倣はんことを冀ひ、力めて德を以て民を導いた、これによりて潁川郡の太守から、拔んでられて左馮翊の太守に任ぜられた、さて延壽が左馮翊の太守と爲つた時、郡内に於て兄弟が田を爭ふて訴訟を起した者があつた、延壽は大に之を傷み、これ畢竟自分が敎化を明にすることが出來ない不德の過であると爲し、小閤中に閉ぢ籠つて外に出でず、深く自ら反省した、是に於て訴訟を起した彼の兄弟の者は之を見て痛く後悔し、互にその田を讓り合ひ、延壽に對し終身敢て復た爭はないことを誓ふて退いた、延壽は此の如く專ら德を以て民を化したから、郡中之を傳聞し、翕然として心を一にし、相戒飾し相勉勵し、敢て法を犯す者が無きに至つた、特に延壽の恩威と信義とは一郡に周偏したから、人民中復た訴訟を起す者無く、人民も官吏も皆自分の至誠と親切とを外に推し及ぼし、苟くも人を欺給することを忍ぶことが無きに至つた、卽ち郡民は悉く延壽の德風に化せられ、一人として惡心を以て人を害せる者が無い樣になつたのである、さて延壽は此の如き良吏であつたのに係はらず、この年に至つて或る事に連坐して死罪に處せされ、城外に於て棄市さられたから、百姓は皆涕を流して痛み悲まない者は無かつた、

三年、丙吉薨、黃霸爲丞相、霸嘗爲潁川太守、吏民稱神明不可欺、力敎化後誅罰、長史許丞、老病聾、督郵白欲逐之、霸曰、許丞廉吏、雖老尙能拜起、重聽何傷、數易長史、送故迎新之費、及姦吏因緣、絕簿書盜財物、公私費耗甚多、所易新吏、又未必賢、或不如其故、徒相益爲亂、凡治道去其太甚

の太守が之を上申せないことがあつても、夙に之を知つて奏言し、その善後の策を講じた、魏相は此の如く忠實に丞相の責任を盡し、且つ御史大夫の丙吉と心を同じくして政事を輔佐した、故に上は特に此の兩人を重んじ、之を信任した、かくて今年に至り魏相は薨去したから丙吉が代つて丞相と爲つた、

吉尙寛大好禮讓、

【解釋】丙吉の人と爲りは、寛大を尙びて小事に齷齪せず、禮讓を好んで人に倨傲で無かつた、

嘗出、逢群鬪死傷、不問、逢牛喘、使問逐牛行幾里矣、或譏吉失問、吉曰、民鬪京兆所當禁、宰相不親細事、非所當問也、方春未可熱、恐牛暑故喘、此時氣失節、三公調陰陽、職當憂、人以爲知大體、

【字解】喘、呼吸をせはしくする、三公、漢の初には丞相、太尉、御史大夫を三公と稱した、後哀帝の時、丞相を改めて大司徒となし、武帝の時太尉を罷めて大司馬となし、成帝の時、御史大夫を改めて大司空となし、之を三公と稱するに至つた、

【解釋】丙吉が丞相と爲つた、嘗て外出した時、人が群を爲して爭鬪し、多くの死傷者を出したのに出逢うたが、何も問はずして行き過ぎた、それから又牛の喘ぎつゝ來るのに出逢うた、そこで吉は人をしてその牛飼に就き、「牛を逐うて何里程步いたか」と問はしめた、或る人は之を見て譏つて曰ふのに、「丙吉は宰相でありながら、人の死傷事件を問はないで牛の喘ぐのを問うた、是れ人と獸の輕重を知らない者で、その問は甚しく誤つて居ると、丙吉が曰ふのに、人民の爭鬪に就ては、京兆の尹が之を禁ずべき者で、苟も天下の宰相は、かゝる小事を親らすべき者で無い、從つて之を路上に於て問ふべからざることは明かである、今や季節は春であるから、未だ熱すべき時で無い、然るに牛は其行くこと遠からざるに係はらず、かく喘ぐのは、時候がその節を失つて暑いからであらう、凡そ三公は、善政を施して陰陽を調和し、萬民の福利を計るものである、故に時候の節を失ふのは、我が職務として正に憂ふべき事であるから、我は之を問うたのであると、之を聞いた人は、丙吉は天下に相たるの大體を知るとし、之に敬服した、

五鳳元年、殺左馮翊韓延壽、延壽爲吏、好古教化、由潁川太守、入爲馮翊、

來、便宜行事、及賢臣賈誼晁錯董仲舒等所言、請施行之、敕掾史、案事郡國、及休告從家還至府、輒白四方異聞、或有逆賊風雨災異、郡不上、相輒奏言之、與御史大夫丙吉、同心輔政、上皆重之、至是吉代爲丞相、

【字解】故事、故は古に通ず、古きしきたりにて、卽ち舊制先例のこと、二封、同じ書を二通作ること、署、封書の上に表し題することで、こゝでは副の字を書くこと、領尙書、領は統理すること、尙書は上書を取り次ぐ官、屛去、退け去ること、防雍蔽、言路の壅塞を防ぐこと、卽ち下の言が上に通ぜないことを防ぎ、之を通ずる樣にすること、觀、觀察すること、章奏、上書建白の類、晁錯、晁は前には鼂に作つてあつたが、これは晁も鼂も共に古の朝の字で同じであるからである、掾史、官府の屬官、異聞、聞く所の怪異の事、

【解釋】三年に、丞相の魏相が薨去した、さて漢の先例舊制に於ては、凡そ上書して事を言はんと欲する者は、皆同一のことを二通認め、その一通には面に副の字を書き、他と一通と共に之を上らせたのである、而して尙書を總理する役人は、先づその副の字を題してある一封を發き見、若しその言ふ所の事が善くないと認めたならば、之を上聞に達せず、その上書は、その儘直ちに屛け去り、所謂握り潰したので、之れが漢の舊制であつたのである、蓋し副封を上つることは甚だ鄭重の樣であるが、然し之を檢閱する役人の意見によつて、或は上奏せられ、或は屛去せられ其間に於て公明正大を缺き、或は役人の私心に因て言路を壅塞せらるゝ恐があつたのである、依て丞相の霍光が薨じ、夫子親ら政を聽くに及び、魏相は乃ち建白して副封の制を罷め、上書は必ず一通にすることにし、以て言路が壅塞し、折角の上書もその効力を失ふの害を防いだ、其後魏相は丞相に榮進してから、好んで漢室の舊制と、及び前代に於て、事の便宜を謀つて建白した章奏とを取り調べ、又漢が興つてから以來、時に便利であつた行事、及び賢臣の賈誼、晁錯、董仲舒等が建言した事に於て、現代に適用すべき者を調査選擇し、之を箇條書にして上つり、且つ請ふて之を施行した、又官府の屬官に命じて各郡各國に派遣させ、以て地方の政治の得失を巡按視察せしめ、その報告を徵して、自分の參考とした、又これ等の屬官が休暇を賜はられて故鄕に歸り、それが再び官府に歸還した場合には、必ず宰相の府に至らせ、其故鄕の事は勿論、道中にて見聞した所の四方の異聞を話させた、此の如く魏相は深き心掛けを以て勉めて天下の事を注意したから、身は朝廷に坐しながらよく海內の事情を知ることが出來た、從つて魏相は地方に於て逆賊が橫行し、或は風雨の災害異變などがあり、而してそれを郡

老臣に踰ゆる者は無いから、願くは私を任用して下さいと、上は重ねて復問はしめて曰ふのに、將事が彼の羌虜を征伐するに於て、之を計る手段は如何であるか、又兵數は當さに幾人を用ゐて然るべきや、これ等に對する將軍の意見を聞きたいものであると、充國が對へて曰ふのに、凡そ兵事は實地を檢分しないで遙かに遠方から計り難いものである、故に臣願くば羌に近接せる金城郡に至り、その形勢を視察した後、之を圖に寫し取り、併せて攻略の方策をも獻上いたしたいものであると、かくて上は之を許したから、充國は乃ち金城郡に至り、審かに敵地の形勢を察し、遂に屯田の奏書を上つた、而してその旨意は、願くは騎兵を罷めて歩兵一萬餘人を留め置き、之を要害の地に分遣して屯させたいといふのであつた、かくて充國は、特に兵を出すに及ばず、兵を留めて田を耕すの便宜なること十二個條を疏錄して之を上つた、而して上は充國の奏書が獻上せらるゝ毎に、乃ち之を三公九卿に下して、その利害得失を審議させた、此の時初めの程は、その計を是なりと爲した者が僅かに十中の三人であつたが、中程には十中の五人と爲り、最後には十中の八人まで贊成した、特に丞相の魏相は、奏して充國の計策は必ず用ゐても大丈夫で、斷じて失敗は無いことを保證した、依て上は充國の策に從ひ、充國を留めて屯田せしめた、

二年、司隷校尉蓋寬饒、奏二封事一、上以爲二怨謗一、下レ吏、寬饒自剄、

【字解】司隷校尉、河南、河内、右扶風、馮翊、京兆、河東、弘農の七郡の政を總轄することを掌る官、封事、密奏なり、卽ち建白すべき事が、他に泄れんことを恐れ、固く上包を封じて上る書狀、自剄、自ら刀を拔いて頸を截ること、

【解釋】二年に、司隷校尉の官の、姓は蓋名は寬饒といふ人が封事を奏した、上は之を以て已れを怨み謗る者であると爲し、其書を吏に下して議せしめた、これはその封事の中に、五帝は天下を官にし、三王は天下を家にす、家にすとは以て子孫に傳ふるなり、官にすとは以て聖賢に傳ふるなりといふ事が書いてあつたから、上は此の點から見て、寬饒は自分を怨謗したものであると爲したのである、かくて吏はその封事を審議したが、遂に之を大逆無道なりと議決し、その旨を奏した、依て寬饒はその無實の罪なることを恨み遂に自剄した、

三年、丞相魏相薨、故事、上書者、皆爲二二封一、署二其一一曰レ副、領二尚書一者、先發二副封一、所レ言不レ善、屛去不レ奏、自二霍光薨一後、相卽白去二副封一、以防二壅蔽一、及レ爲レ相、好觀二漢故事、及便宜章奏一、數條二漢興以

東門外に集り、二人の爲めに道祖神を祭つてその行の安全を祈り、且つ送別の宴を開いた、而して宴終つて後、見送人の車は百臺の多きに及び、中中の盛會であつたから、之を道路で見て居た人は、皆口口に「賢なる哉二大夫」と曰ふてこれを賞讃した、さて二人は既に故郷に歸り、日に恩賜の金で酒肴を買ひ、一族を始め友人賓客などを招待し、與に娛樂にふけり、子孫の爲めに財産を殘すことをしなかつた、常に曰ふのに、多くの財産があると、たとひ賢人でもその財産を賴りとして修養せず、遂にその志を損するものである、又愚人であつたならば、益〻放佚に流れ、いよ〳〵その過を益す者である、且つ富は衆人から怨みを受くるものであるから、財産は子孫の爲めには無い方がよいのである、我が子孫をしてその志を損し、その過を益し、且つ衆人から怨を受けさせたく無いのである、故にかく毎日娛樂して金を費すのであると、

神爵元年、先零與諸羌畔、上使問後將軍趙充國、誰可將者、充國年七十餘、對曰、無踰老臣、復問、將軍度羌虜何如、當用幾人、充國曰、兵難遙度、願至金城圖上方略、乃詣金城、上屯田奏、願罷騎兵、留歩兵萬餘、分屯要害處、條不出兵留田便宜十二事、奏每上、輒下公卿議、初是其計者什三、中什五、最後什八、魏相任其計可必用、上從之、

【字解】　先零、零は音レン、先零は西夷の國、諸羌、羌は說文に、西方羊を牧する人なりとある、故に羌は西夷の別名である、而してその羌族は百五十四の種族があるから、之を諸羌といふたのである、畔、ソムクと訓む、背也、老臣、年寄の臣といふ義で、充國自らを指す、將軍、充國を指す、羌虜、虜は俘虜の義である、而して之を特に羌に用ゐて羌虜といふたのは、之を卑んだのである、度、ハカルと訓む、計也、金城、郡の名、今の甘肅省蘭州府皐蘭縣、方略、討伐の計略、詣、イタルと訓む、至也、屯田、兵を要地に留め、事ある時は則ち戰ひ、事無き時は耕作に從事するをいふ、罷、ヤムと訓む、止也、條、事を一一箇條書にして上ること、輒、スナハチと訓む、乃也、什、十の字と相通ず、任、保證すること、

【解釋】　神爵元年に、西羌の一種族なる先零が、諸羌と共に漢に叛いた、依て上は旨を後將軍趙充國に傳へしめ、諸羌を征するには、誰れを大將に任じて宜しきやと問はせた、時に充國は齡既に七十以上であつたが、對へて曰ふのに、それは

國家の大を恃み、己が人民の衆を誇り、威力を敵に示さんが爲めに起す兵は、之を名けて驕兵といふのである、而して兵に驕る性のあるもの、卽ち驕の爲めに起す兵は、亦必ず俄に滅亡するものである、今匈奴は未だ我が邊境を犯したのでは無いのである、然るに上は兵を興して其の地に攻め入らんとせらるゝことは、臣愚にして、此の兵は何の名目があるかを知るに苦むので、それが忿兵か貪兵で無ければ、幸である、凡そ天下を治めるには、先づ内を顧みて後に外を制すべき筈である、臣試みに今年一歳の事を計り調べて見るに、人の子でその父を殺し、人の弟でその兄を殺し、人の妻でその夫を殺した者が、二百二十人の多數に上つて居る、これは國家風敎の衰微した證據で、實に小事變では無いのである、然るに左右の臣は之を憂ふることをせずして、反つて兵を出し、纖芥の忿を遠き蠻夷に報いんとするは何事であるか、此の如きは孔子の所謂、吾れ恐らくは季孫の憂は顓臾にあらずして蕭墻の内に在らんといはれたと殆んど同じことで、臣も亦帝室の危きに至らんことを恐れるのである、故に陛下は斷然匈奴の遠征を中止し、專ら國家の風敎を匡救振作するに盡力せられんことを望むのであると、魏相はかく奏したところが、上は之を然りとし、その言に從ふて、匈奴討伐の計を中止した、

三年太子太傅疏廣、與兄子太子少傅疏受、上疏乞骸骨、許之、加賜黄金、公卿故人設祖道、供張東門外、送者車數百兩、道路觀者皆曰、賢哉二大夫、既歸日賣金共具、請族人故舊賓客相與娛樂、不爲子孫立産業、曰、賢而多財則損其志、愚而多財則益其過、且夫富者衆之怨也、吾不欲益其過而生怨、

【字解】　太傅、少傅、共に官名、乞骸骨、骸骨をして鄕土に歸葬せしめたいといふ意で、卽ち官を罷めたいと願ふこと、故人、友人、知己、祖道、古へは旅行する時には、必ず道祖神を祭り、道中の安全を祈つた、而して祭畢ると、その側で飮み、卽ち別宴を開いて然る後出發したのである、供張、酒食を供へて宴を張る、共具、酒肴を供へる、故舊、故人に同じ、

【解釋】　元康三年に、太子の太傅、姓は疏名は廣といふ者が、その兄の子で、太子の少傅疏受と共に、上表して骸骨を乞うた、帝は之を許し、且つ在官中の功を嘉し、多分の金を與へた、さて二人が出發するに及び公卿及び其友人等は、京師の

堅固で、且つ季氏の領土なる費といふ所に近いのである、故に今に於て之を取らなければ、後世に至り、彼は必ず季氏の子孫の憂を爲すのであると、孔子が曰ふのに求よ、凡そ君子なる者は、夫の心に於て或る事を爲さんと欲して居ながら、却つて之を明言せず、別に辭柄を設けて人を欺く者を惡むものである、今汝の如きはそれで、我は甚だ之を欲せないのであると、これは冉有が、前には夫子欲レ之、吾二臣者皆不レ欲也と言ひながら、玆に至つて季氏の擧を贊したから、孔子は痛くその詭言を叱したのである、而して孔子は更らに語を續けて曰ふのに、我は豫てから此の如きことを聞いて居る、それは諸侯卿大夫はその土地人民の寡少なることを患へないで、政治の公平で無いかを憂ひ、國家の貧弱なるを患へないで、人民の安堵せないかを憂ふといふとである、これは爲政者としては尤もよき心掛けである、何となれば政が均平であれば、民の貧富は、その懸隔が甚だしきに至らないのである、又上下が相和睦すれば、人民は爭を起さないのである、又國民が安堵すれば國家を愛すの心が深くなるから、永く傾覆の患が無いのである、夫れ此の如くなれば、則ち内治大に脩まるものである、内治が大に脩まれば則ち遠人が歸服するのである、若し不幸にして歸服せないければ、これ自らの德の足らない爲であると反省し、いよ〳〵教化を布き、信義を明にし、文德を修めて之を懷け來たす樣にし、決して干戈を動　之を威壓してはならぬのである、かくして後、遠人が歸來すれば卽ち之を安心させてやるのである、これ國家を安定するの秘訣である、然るに今由と求との二人は、季氏を相けて、遠人を懷け來すことが出來ず、又邦は分崩離析しても復た之を會聚することを許らず、而して却つて干戈を封域の中に動かさんとして居る、これは施政の根本を誤つて居て甚だ心得違いなことである、今求は顓臾は季氏の子孫の憂を爲さんと言ふが、吾は季氏の憂はこゝに在らずして、反つて手近き蕭牆の内に在らんことを恐れるのであると懇懇として訓諭した、その後果して季氏の家臣陽虎といふ者が季桓子を囚へた事件が起つた、今魏相はこの故事を引き來つて、遠き匈奴は憂ふに足らず、憂ふべきは、近き國内に於て子弟が父兄を殺し、妻が夫を殺す如き風敎壞亂のことであつて、之をこのまゝにして置くと、帝室も自ら危きに至らんとの意を諷したのである、

【解釋】　二年に上は匈奴の兵威の衰弱を聞き、此の機に乘じてその西方の地を伐ち、復た匈奴をして西域を亂さざらしめんとした、この時丞相の姓は魏名は相といふ者が諫めて曰ふのに、凡そ國難を救ひ、暴逆を誅する爲めに起す兵は、之を名けて義兵といふのである、而して兵に義の性質のある者、卽ち義の爲めに起す兵は、天下に王となることが出來るのである、又敵から兵を加へて攻めらるゝに因り、已むを得ずして起す兵は、之を名けて應兵といふのである、而して兵に應ずる性のある者、卽ち應ずる爲めに起す兵は、必ず勝つのである、又細少なる事件を爭ひ、憤怒を忍ばないで起す兵は、之を名けて忿兵といふのである、而して兵に怒る性のある者、卽ち怒る爲めに起す兵は、いつとなく敗れるものである、又人の土地や貨寶に目をつけ、之を奪ふ爲めに起す兵は、之を名けて貪兵といふのである、而して兵に貪る性のある者、卽ち貪る爲めに起す兵は、必ず急激に破れるものである、又己が

由來西域の地は支那の版圖以外であるから、匈奴が之を使したとても、支那は深く怒るべき理由は無いと、魏相は思つたのである、故に特に纖芥の怒といふたのである、吾恐季孫之憂不在顓臾而在蕭牆之內、これは孔子の言で、その次第は論語季子第十七に書いてある、曰く、季氏將伐顓臾、冉有季路見於孔子曰、季氏將有事於顓臾、孔子曰、求無乃爾是過與、夫顓臾、昔者先王以爲東蒙主、且在邦域之中矣、是社稷之臣也、何以伐爲、冉有曰、夫子（季孫氏を指す）欲之、吾二臣者皆不欲也、孔子曰、求、周任有言曰、陳力就列、不能者止、危而不持、顚而不扶、則將焉用彼相矣、且爾言過矣、虎兕出於柙、龜玉毀於櫝中、是誰之過與、冉有曰、今夫顓臾固而近於費、今不取後世必爲子孫憂、孔子曰、求、君子疾夫舍曰欲之而必爲之辭、丘也聞、有國有家者、不患寡而患不均、不患貧而患不安、蓋均無貧、和無寡、安無傾、夫如是、故遠人不服則脩文德以來之、既來之則安之、今由與求也、相夫子、遠人不服而不能來也、邦分崩離析而不能守也、而謀動干戈於邦內、吾恐季孫之憂、不在顓臾、而在蕭牆之內也、とある、季孫は卽ち季氏の魯國の三桓中、最も勢力の强盛な王族である、顓臾は孔子の言の通り、魯の先王が東蒙の主と爲したもので、魯に臣屬して居る國である、蕭牆は、蕭の言たる肅で、牆は屛である、凡そ君臣相見ゆるの禮は、屛に至つて肅敬を加へるものである、是の故にその屛を蕭牆と謂ふのである、故に蕭牆之內とは屛の內のことで、猶ほ家の內といふに同じである、此の論語の大意は、季氏は魯に臣屬せる顓臾の國を以て、己が有と爲さんと欲し、將さに兵を動かして之を伐たんとした、當時孔子の門人冉有と季路とは、季氏に仕へてその家臣と爲つて居たが、二人共に孔子に見えて曰ふのに、季氏は顓臾を伐たんとして居ると、そこて孔子は冉有の字を呼んで曰ふのに求よ、汝は季氏が顓臾を伐たんとするを止めないところを觀ると、汝も亦之を不可でないとして居る樣であるが、これは過つて居るでは無いが、夫れ顓臾は昔先王が東蒙の主と爲されし國で、且つ魯の封域內に在り、共に存亡興廢を與にする社稷の臣であるから、季氏の伐つべき筋のもので無いと、冉有が曰ふに、これは我が主季氏の希望する所で、吾と由との二臣は、皆之を欲せないのであると、孔子が曰ふのに、求よ、周任が曰つたことがある、才力の有らん限りを盡して官職に就く、若しその力で爲すことが出來なければ、責を引いてその官職を止むべき筈であると、此の言は誠に服膺すべき金言である、又若し瞽者を扶けてその危きを支へる責任のある相が、瞽者の傾危顚仆を見ても之を扶け起さなければ、どうして、相を用ゐる必要があらうぞ、誠に此の如く人の輔相たる者は當さに能く危を扶け顚を起さればならぬのである、今汝等は既に顓臾を伐つを欲せなければ必ず之を諫止すべき筈である、而して諫止して聽かれなければ、當さにその職を去るべき筈である、然し今我はこの諫止のことは姑く置いて論ぜないにしても、汝の言は過つて居る、例へば茲に、虎や兕の如き猛獸が、檻を破つて外に逃げ出し、又は櫃の中に藏めて置いた龜甲や珠玉が毀れたならば、これは誰れの過であるか、卽ち之は之を監守せる者の罪では無いか、これと同じく今汝等はその位に居つて去らなければ、季氏の惡は、己れその責に任せなければならぬので、斷じてその咎を季氏に歸してはならぬのであると、冉有が曰ふのに、今夫れ顓臾はその城郭が

はその食客に話して曰ふのに、彼の翁歸は實に賢明の將であるから、汝は假令此の人に屬して役人と爲つたとても、到底その任務に堪へることが出來ないのである、且つ此の翁歸の人と爲りを察するに、公正無私で、特に人を曲庇する樣なことをせぬ人であるから、斷じて私情を以て求めることは出來ないのである、これ余が汝の一身を賴まない次第であると、かくて翁歸は東海郡に赴任したが、その性格は于定國が評した樣であつたから、郡に在つても、果して大に治績を擧げ、その治め方は天下第一等であるといふ高評を博した、而してこの事遂に上聞に達した爲めに、今回召されて右扶風の太守と爲り、之を治めることになつたのであるが、この右扶風でも翁歸の治績は常に三輔の最上であつた、

二年、上欲因匈奴衰弱、出兵擊其右地、使不復擾西域、魏相諫曰、救亂誅暴、謂之義兵、兵義者王、敵加於己、不得已而起者、謂之應兵、兵應者勝、爭恨小故、不忍憤怒者、謂之忿兵、兵忿者敗、利人土地貨寶者、謂之貪兵、兵貪者破、恃國家之大、矜人民之衆、欲見威於敵者、謂之驕兵、兵驕者滅、匈奴未有犯於邊境、今欲興兵入其地、臣愚不知此兵何名者也、今年計、子弟殺父兄、妻殺夫者、二百二十二人、此非小變、左右不憂、乃欲發兵報纖芥之忿於遠夷、殆孔子所謂、吾恐季孫之憂、不在顓臾、而在蕭墻之內、上從相言、

【字解】右地、匈奴の右地で、卽ち匈奴の西方の土地のこと、凡そ支那に於て、古來地理を講ずる場合には、南に向ひ、而して左方を東とし、右方を西としたのである、擾、ミダスと訓む、亂すこと、不得已、據り處無く、又は致し方なしの意、小故、些細の事、忿、イカルと訓む、怒也、敗、物の腐敗する如く、いつとなしに敗れること、破、ガラスなどの破壞するが如く、一時に破れる事、恃、タノムと訓む、賴也、矜、ホコルと訓む、誇る也、滅、ホロブと訓む、火に水を注ぐ如く火急に亡ぶこと、纖芥之忿、微少の怒り、卽ち些少の遺恨の意、こは當時匈奴が西域の車師といふ國を攻めた時、漢の鄭吉といふ者が、屯田兵に將として之を救つたが、反つて匈奴に反擊せられ、援兵を請ふたに因り、上は之を許し、大兵を發して匈奴を擊たんとしたことを指したのである、

ら、その功によつて拔擢を蒙り、京兆の尹に任せられたのである、この廣漢は尤もよく隱事を鈎り出すことに妙を得た人であつたから、京兆の尹と爲つてからも、よく民間の事情を探り得たのである、卽ち閭里に於て、些少の姦惡でも皆よく之を知り、又惡事を爲して隱匿して居ても必す之を摘み出し、その手段の巧妙なることは、恰かも神の如くで到底人間業と思はれぬ程であつた、故に京兆の郡の政治は淸明で、一人として惡事を企てる者が無かつた、因て郡中の古老は互に語り傳へて曰ふのに、漢が興つてから今日に至る迄、京兆を治めた者が多くあつたが、未だよく廣漢に及ぶ者が無かつた、廣漢は實に空前の好尹であると嘆美した、然るに元康元年に至り、或る人が上書して、廣漢を譏して曰ふのに、廣漢は私の怨を以て無辜の人を法に陷れ、その罪を論じて死刑に處したと、上は之を信じ、廷尉に下して之を取り調べさせた、此の時京兆の官吏と人民とは、闕下に至り、廣漢の爲めに哀訴嘆願して去らなかつた者が數萬人あつた、然し廣漢は遂に上書された事に坐して要斬された、由來廣漢は資性廉潔で聰明で、又よく豪强の輩を威壓し、之を制御したから、人民は大に安堵し、各〻その職を得て働くことが出來た、然るに係はらず殺されたから、京兆の人民はその德を思ふて之を追慕し、爲めに歌を作つてその死を悲んだ、

以尹翁歸爲右扶風、翁歸初爲東海太守、過辭廷尉于定國、定國欲託邑子、語終日、竟不敢見、曰、此賢將、汝不任事也、又不可干以私、以治郡高第、遂入治、常爲三輔最、

【字解】　右扶風、三輔の一、今の陝西省鳳翔府扶風縣治、過、ヨギルと訓む、訪問するを、辭、暇乞をするを、于定國、于は姓、定國は名、邑子、同じ村の子弟、是賢將、是は尹翁歸を指す、凡そ漢の制、郡の太守は武事を兼掌した、故に翁歸を指して賢將といふたのである、賢將とは賢き大將の意、任事、任はタヘルと訓む、堪へること、事は任務、干、チカスと訓む、强いて求め賴むること、高第、高は上なり第は次第なり、卽ち上等といふ意、三輔最、三輔は京兆、左馮翊、右扶風をいふ、最は最上の功の意、

【解釋】　元康元年に、姓は尹名は翁歸といふ人を以て右扶風の太守と爲した、さて此の翁歸は、初め東海郡の太守と爲つた時、廷尉の官なる于定國の家を訪問し、任國に赴く暇乞の挨拶を述べた、元來此の于定國は東海郡の出身の人で、當時は其同鄕の子弟が、自分の家に食客と爲つて居た者があつた、依て定國は翁歸の來訪を幸とし、心竊かに此の食客を翁歸に托し以て郡の役人に登庸して貰いたいことと望んで居た、然し定國は翁歸と對話すること終日であつたが、遂にその食客を翁歸に紹介しなかつた、かくして翁歸が辭去した後、定國

姦黨散落、盜賊不得發、由是入爲京兆尹、尤善爲鉤距、以得其情、閭里銖兩之姦皆知、發姦擿伏如神、京兆政淸、長老傳、自漢興、治京兆者、莫能及、至是人上書言、廣漢以私怨論殺人、下廷尉、吏民守闕號泣者數萬人、竟坐要斬、廣漢廉明、威制豪强、小民得職、百姓追思歌之、

【字解】 京兆尹、京兆は三輔の一で、天子の關下、所謂オヒザ下であろ、故にその長官は之を太守といはないで、特に尹といふたのである、尹は官の名で、正と同じ、潁川、郡の名、今の河南省許州治、朋黨、黨を結んで惡事を爲すこと、缿項筩、缿は瓦器で、筩は竹の筒で共に器の名である、而して項の字は缿の字の音として嵌めたのを誤つて、本文としたのである、故に缿筩が本當で、缿項筩は誤りである、さて缿も筩も、皆小さい孔があつて、それに物を入れると、出すことが出來ない樣に造つてあるものである、顏師古が註に、若今盛錢藏瓶、爲小孔、可入而不可出、用受書令投於中とある、告訐、訐は論語の註に、訐謂攻發人之陰私とある、故に告訐とは告發に同じ、散落、その聚を解いて離散し流落すること、發、惡事を爲すこと、爲鉤距、鉤距は魚を釣る針のあごのことである、凡そ鉤距は、之を呑むときは順であるが、之を吐くときは逆ふものである、これと同じく、人をして容易にその術中に入りて出づることが出來ない樣にし、以てその陰事を索め得ることで、つまり種種の方便を設けて詐僞姦曲を擿發し、犯罪人をして遂に白狀せざるを得ない樣にすること、銖兩之姦、銖も兩も共に目方のことで、一銖は黍百粒の目方、一兩は二十四銖である、つまり些細な惡事のこと、發姦擿伏、姦は惡事、伏は隱匿、惡事を爲して隱匿する者を擿發して露見せしめること、擿は發に同じ、守闕、守は待つて居て立ち去らないこと、卽ち禁闕に至つて哀訴嘆願して敢て去らず、恰かも門を守るが如きをいふ、

【解釋】 元康元年に京兆の尹趙廣漢を殺した、初め廣漢は潁川郡の太守となつたが、此の潁川郡は、風俗が甚だ惡く、土地の豪傑等は、互に朋黨を結んで良民を苦しめ、或は太守の命令に反抗などして、仲仲治め難い所であつたのである、そこで廣漢は此の輩を鎭壓する手段として、先づ缿と筩とを製し、之を太守の府及び所屬の各縣に置き、以て官吏と人民とをして、その中に自由に投書させることを命じた、卽ち若し不正なことがあると、某村の某はしかじかの惡事をした、某鄕の某は、これこれの不正を行ふたと、すべて互に相告發し密訴させ、而して太守はそれに因つて機宜の處置をしたから、姦黨は大に懼れて解散流落し、盜賊は大に驚いて屛息し、敢て惡事を爲すことが出來なくなつたから郡中は始めてよく始まつた、さて廣漢はかくして難治の潁川郡を治めたか

慈母の赤子を愛するが如し、故に民を赤子と曰ふ、潢池、潢は水溜り、即ち小い水溜りの池、潢池は小兒の遊ぶ所で、之を以て渤海郡に喩へたのである、拘、拘束、拘引して束縛する、文法、法律、移書、文書を管下の屬縣に送る、同章に同じ、單車、車騎を從へずして獨で行く、犢、小牛、勞來、百姓を勸勉招懷する、即ち勞者はその勤勞を恤み、來者は恩を以て招來すること、

【解釋】　渤海郡の太守龔遂は、朝廷に入りて、上苑を掌る水衡都尉の官と爲つた、是より先き、渤海郡は饑饉で、その上盜賊が四方に起り、尤も治め難くなつた、そこで朝廷では龔遂を選拔して太守とした、此の時孝宣皇帝は親ら龔遂を召して曰ふのに、汝は如何なる手段を以て盜賊を治め鎭めるかと、遂が曰ふに、渤海は僻遠の海濱で、陛下の德化に沾ふことが出來ず、且つその人民は饑寒に苦んで居る、然るに役人は之が救濟の手段を講じない、其爲めに、遂に陛下の赤子をして小なる渤海郡で兵器を弄して掠奪を事とする樣にしたので、これは畢竟役人が惡い爲めである、今陛下は臣をして渤海の太守に任じたのは、臣をして武力を以て此等赤子を討滅させ樣とするのであるかと、上が曰ふのに、我は賢良なる者を選んで太守にするのは、固より人民を安堵させる爲めであると、遂が曰ふのに、凡そ亂民を治めるのは、恰も紛糾して居る繩を解くと同じであつて、急いではならない、故に願くは臣を拘束するに法律を以てせず、一切の事を委任され、臣をして便宜に從ひ、臨機の處置をすることを許して下さいと、上は之を許した、そこで遂は驛馬に乘りて赴任し、渤海の界迄行つた、郡吏は之を聞き、敬意を表する爲めに、軍隊を出して之を迎へた、遂は之を辭して皆歸らせた、かくて遂は郡に入り、一面には、文書を管下の諸縣に送つて、盜を捕へることを中止させ、一面には人民に布告し、耕作の器を持つて居る者は良民、武器を持つて居る者は盜賊と見做すといふことを達した、それから單車にて太守の官廳に入つた、盜賊等は太守が單車で來た威風に恐れ、立ろに解散して逃れ隱れた、其後遂は人民の中で、刀劍を持つて居る者があると、之に諭して、その劍を賣つて牛を買ひ、刀を賣つて犢を買はせた、そして曰ふのに、汝は百姓であるに、どうして刀を帶び劍を佩ぶる必要があらうか、それよりは、刀劍の代りに牛を帶び、耕作の道に盡力せよと諭した、かくて遂は百姓を勞して勤勉せしめ、又之を懷け來ず爲めに郡內を巡視した、此の如く遂は熱心に善政を施したから、郡中大に治り、人民は財を積む樣になり、從つて風俗も篤厚になつたから、獄訟の事も止んだ、さて遂は渤海郡に於て、かく好成績を擧げたから、皇帝は其勞を嘉し、遂を召して水衡都尉に任じたのである、

元康元年、殺京兆尹趙廣漢、初廣漢爲潁川太守、潁川俗、豪傑相朋黨、廣漢爲缿筩、受吏民投書、使相告訐、

の當を失して居ることを諷諫したのである、そこで上は大に悟り、徐福に帛を賜ひ、且つ郎の官に任じた、抑も帝が始め高祖の廟に謁した時、霍光は驂乘した、此時上は霍光を痛く憚かり怖れ、恰かも芒や刺が背中に在るが如き思をした、その後張安世が霍光に代つて驂乘した時には、上は何等憚る所が無かつたから、從容として身體が甚だしく安く、安世を近けた、故に當時の人が傳へて曰ふのに、霍氏が三族を夷せられた禍は、遠く霍光が驂乘した時に萌したのであると、因に上は霍光を憚かつてけむたく思つた結果、その子孫を惡み、之を誅せんと思つたのである、而してこの手段として、その子孫を驕奢に陷らせたのである、故に上が徐福の上疏を用ゐなかつたのは自ら理由があつたのである、

北海太守朱邑、以治行第一、入爲大司農、

【字解】 北海、郡の名、今の山東省華州府濰縣治、朱邑、姓は朱名は邑、

【解釋】 北海郡の太守であつた朱邑は、その治績德行が、天下第一等であるといふ所から、拔擢されて朝廷に入り、九卿の一なる大司農の官に任ぜられた、

渤海太守龔遂入爲水衡都尉、先是渤海歲饑、盜起、選遂爲太守、召見問、何以治盜、遂對曰、海濱遐遠不霑聖化、其民飢寒、而吏不恤、使陛下赤子盜弄兵於潢池中耳、今欲使臣勝之邪、將安之也、上曰、選用賢良、固欲安之、遂曰、治亂民如治亂繩、不可急也、願無拘臣以文法、得便宜從事、上許焉、乘傳至渤海界、郡發兵迎、遂皆遣還、移書罷捕、諸持田器者爲良民、持兵者乃爲盜、遂單車至府、盜聞卽時解散、民有持刀劍者、使賣劍買牛賣刀買犢、曰、何爲帶牛佩犢、勞來巡行、郡中皆有蓄積、獄訟止息、至是召入、

【字解】 渤海、郡の名、今の山東省武定府濱州治、遐遠、遙にして遠い、恤、恩惠、赤子、天子は萬民の父母となりて、之を保護愛撫す、恰も

し、且つその三族は皆殺された、而して霍氏の反を密告した者は皆賞を以て列侯に封ぜられた、初め霍光が死んでから、その一門の人人は、尙ほ勢力を恃み、驕奢放縱であつた、そこで茂陵の人徐福は之を患ひ、上疏して曰ふのに、陛下は宜しく時機を見て霍氏の權勢を制抑し、その一族をして滅亡することが無い樣にしてもらいたいものであると、これは徐福が霍氏の放縱を見て、若しその儘にして置いたならば、必ず滅亡することと疑ひ無く、然るときは名臣の子孫は遂に賊名を蒙むるに至るから、今の內に之を匡救したいものであるといふ老婆心から起つたので、つまり名家を永く保存したい爲めであつたのである、かくて徐福は此の事を三度上疏したが、上は遂に聽き入れなかつた、故に遂に難に及び、霍氏の三族を誅するに至つたのである、さて上は、霍氏の亂を密告した者を賞して列侯と爲したが、之を未發に防ぐ爲めに上疏した徐福に對しては、何等の恩典が無かつた、そこで或る人は徐福の爲めに上書して曰ふのに、玆に一人の客があつて或る人の家を訪ねて、その主人に面會した、この時その客は、主人の家の竈の口が眞直で、その傍に多くの薪が積んであるのを見、火事の起ることを患へ、主人に注意して曰ふのに、竈の口の眞直なのは危險であるから、之を曲に改造して萬一の災を除き、且つ速かにその傍にある薪を他に移す方が宜しからうと、然るに主人は之に從はず、依然として舊の儘にして置いた爲めに、果して俄に火を失し、火事が起つた、然し村里の人人が早く馳けつけて、共に之を消し止めた爲めに、幸に大事に至らず、家も燒かないで濟んだ、そこでその主人は大に喜び、牛を殺し、酒を置いて村の人人に謝し、働いて灼爛燒炙した者を上坐に延き、厚く饗應した、是に於て或る人が主人に謂ふて曰ふのに、貴下は曩きに或る客の警告に從つたならば、火事の災難が無く、從つて牛酒の費用も要しなかつたのである、然るに今火事の功を論じて之を賞するに當り、前きの竈の口を曲げて薪を移せと警告した客に對しては、何等の恩澤無く、火事が起つてから、之を消す爲めに働いて、頭を燋がし、額を爛らした者を賞して上客と爲したのは、至當の處置であるかと詰り問ふたといふことである、さて近頃下民の間に、此の如き事件がありましたが、陛下は此の主人の處置を以て、如何に思し召さるゝかと、これは或る人が一例を假設して上の反省を求めたのである、卽ち客が主人に向つて竈の口を改造し薪を他に移すことを警告したのを以て、徐福が上に上疏して霍氏の勢權を制抑せよといふたのに喩へ、主人が客の言を聽かなかつた爲めに火を失したのを以て、上が徐福の上疏を聽かないで霍氏の反を招いたことに喩へ、主人が焦頭爛額の者を上坐に延いて饗應した事を以て、上が霍氏の亂を密告した者を賞して列侯としたことに喩へたのである、つまり客を以て徐福に喩へ、主人を以て上に喩へ、以て授賞

地である、故に關内侯は、尤も名譽なる爵位で、當時此れを授けられた者は、無上の光榮であつたのである、

【解釋】 膠東王の宰相の王成といふ者は、善く百姓を勞來し、不斷の精力を以てその國を治め、大に特異なる好治績を擧げたから、帝は之に關内侯の爵を賜ひ、以てその功勞を表彰した、

魏相爲丞相、丙吉爲御史大夫、

【解釋】 此の歳に、姓は魏名は相といふ者が丞相となり、丙吉が御史大夫と爲り、二人心を合せて上を輔佐した、

四年、霍氏謀反伏誅、夷其族、告者皆封列侯、初霍氏奢縱、茂陵徐福上疏言、宜以時抑制無使至亡、書三上、不聽、至是人爲徐生上書曰、客有過主人、見其竈直突傍有積薪、謂主人、更爲曲突、速徙其薪、不應、俄失火、鄕里共救之、幸而得息、殺牛置酒、謝其鄕人、人謂主人曰、鄕使聽客之言、不費牛酒、終無火患、今論功而賞、曲突徙薪無恩澤、焦頭爛額爲上客邪、上乃賜福帛、以爲郎、帝初立謁高廟、霍光驂乘上嚴憚之、若有芒刺在背、後張安世代光參驂、上從容肆體甚安近焉、故俗傳、霍氏之禍、萌於驂乘、

【字解】 直突、突は竈の口なり、凡そ竈の口が直であると、火を藏することが出來ないから、火災の患があるのである、曲突、竈の口が曲て居ると、火を蓄へることが出來、從つてその火は外に洩れないから、火災の患は無いのである、息、消して止めること、徙、ウツスと訓む、移也、更、アラタムと訓む、改造すること、焦、燋に同じ火に傷くこと、俗にヤケド、爛、火傷して傷口がたゞれること、驂乘、凡そ漢代に於て車に乘るの制は、尊き者左に居り、御者中に居り、又一人は右に居るのである、而して右に居るのは車が傾かない樣にするためである、之を參乘と曰ふのである、驂は參で、三に同じ、三人車を同じくすれば驂乘といひ、四人車を同ふすれば駟乘といふのである、芒刺、芒は禾の穎で、卽ち麥の穗のぎ、刺はとげ、從容、その容止を矜莊せず、ゆつたりとすること、肆體、肆は舒放也、身體をほしいまゝにすること、

【解釋】 四年に霍光の一族が反を謀り、事露はれて誅に伏

地節三年、路溫舒上書言、秦有十失、其一尙存、治獄之吏是也、俗語曰、畫地爲獄、議不入、刻木爲吏、期不對、此悲痛之辭、願省法制寬刑罪、則太平可興、上爲置廷尉平、獄刑號爲平矣、

【字解】 路溫舒、路は姓、溫路は名、秦有十失、昔秦の政治には、十ヶ條の過失があつたといふこと、十ヶ條の過失とは、一、文學を羞ぢたこと、二、武勇を好んだこと、三、仁義の士を賤んだこと、四、治獄の吏を貴んだこと、五、正言すれば、之を誹謗と爲したこと、六、過を過れば、之を妖言と爲したこと、七、先王の法服を用ゐなかつたこと、八、忠良の切言は皆胸中に鬱したこと、九、譽諛の聲日に耳に滿ちたこと、十、虛美心に熏し、實行立たざること等である、議、議決の意で固く心に決すること、期、必ずの意、省、ハブクと訓む、省略すること、寬、寬大なり、廷尉平、刑獄を公平にすることを掌る官で、つまり獄吏を取り締り、それをして法を枉げることが出來ない樣にし、嚴重に之を監督する官、

【解釋】 地節三年に、路溫舒が上書して曰ふのに、昔秦の政治には十失があつたが、現代に於てもその內の一ヶ條は尙存して居る、それは卽ち治獄の吏である、世俗の語に、地上を指畫して獄舍と爲すも、人は之に入らざらんと議し、又木を彫刻して獄吏と爲すも、人は之に對せざらんことを期すとある、これは眞の獄で無くとも、入らないのを以て幸とし、眞の吏で無くとも、對しないのを以て幸とするの意で、實にこの語は刑戮の慘を畏れ、獄吏の酷を惡み怖れた悲痛の辭である、故に願くは法制を省略し、刑罰を寬大にしたいものである、凡そ法制を省略し、刑罰を寬大にすると、卽ち下民は始めて手足を安んずることを得るのであるから、從つて太平の風は自然に興起するのであると、上は其言を嘉みし、爲めに廷尉平といふ官を置き、以て獄事を平にすることを掌らせた、これから以後は、酷吏は法を枉げて無辜を罪することが無かつたから天下の獄刑は至極公平であると稱讚し、太平の裏に歲月を送つた、

膠東相王成、勞來不怠、治有異績、賜爵關內侯、

【字解】 膠東相、膠東王の宰相、膠東王は景帝の第九子で、名は寄といふた、勞來、勞は愛恤の義、卽ち百姓の勤勉を愛し勞作を恤ること、來は、招來の義、恩德を以て百姓を我が方に招き寄せること、賜爵關內侯、爵を賜ふとは、但その爵のみを賜ふことで、實に之に土地を與へたのでは無い、これは我が幕府の時、幕下の士に、或は甲斐守、或は越前守など、單にその格式のみを與へ、實にその國を與へなかつたと同じである、故に關內侯に封ずとはいはないで、爵關內侯を賜ふといふたのである、關內は函谷關以內の土地の稱で、卽ち京都に近い土

き弱を助けることで、所謂をとこだて、喜、コノムと訓む、好也、閭里、閭は村里の門、故に閭里とは村里のこと、僵樹、僵はタヲルと訓む、倒也、樹は木也、蚕、蟲の字の誤ならん、因に今の世蚕を以て蠶の字の略と爲すは非、蠶は音サン、蚕は音テン、自ら異なつて居る、

【解釋】　孝宣皇帝は、初めの名を病已といひ、後に改めて詢と名けた、武帝の曾孫である、さて帝が帝位に卽いた由來を尋ねると、初め武帝の太子名は據、謚して戾といふ人は、史姓の女を納れて良娣の官と爲し、史皇孫進を生んだ、而して此の進は亦病已を生んだ、さて病已は生れてから未だ數月を經ぬ内に、巫蠱の事に出遭ひ、父進と共に、巫蠱の張本人の子孫であるといふ理由で、皆長安の獄に繫がれた、此の時、雲氣を望んで、事の禍福或は吉凶を豫言する者があつたが、その人が武帝に申し上げて曰ふのに、長安の獄中には天子の氣分があると、そこで武帝は、使者を遣はして、盡く獄中の人を殺させた、これは武帝が雲氣を望む者の言を信じ、將來己れに代つて天子に爲るものが獄中に在ると思ひ、その極、之を殺して後患を斷たんとしたのである、時に丙吉といふ者が長安の獄の典獄であつたが、職權を以て上の使者を拒み、獄舍内に納れないで曰ふのに、假令普通の人であつても罪ないものは、尙ほ之を殺すことは出來ないのである、況んや罪無き皇孫に於てをや、斷じて殺してはならぬと、使者は已むを得ず還つて之を復命した、武帝が曰ふのに、朕が長安獄舍の人を殺すことが出來ないのは、これは多分天命の然らしむる所であらうと、遂に之を殺すことを止めた、かくて病已は丙吉の爲めに生命を拾ひ、成長するに及んで才氣高く秀で、又深く學問を好んだ、亦游俠の風を好み、よく人の爲めに心を盡し、從つて閭里の間に出入したから、よく閭里の小民の姦佞邪智を知り、官吏の爲す政治の得失を知り、所謂下情に精通せられた、かくて昭帝の元鳳年中に至り、泰山に於ては、大石が自然に起き上つて直立した怪事があり、又上林苑に於ては、仆れたる大樹が自然に復び起き上つて新芽を出し、而して蟲がその葉を食つたが、その食つた跡に、公孫病已立の五字が現はれて居た、卽ち蟲の食た葉には、公孫病已立つの五文字を爲して居たのである、凡そこれ等のことは皆病已が立つて天子と爲るべき吉兆であると、當時の人は信じたのである、かゝる内に、昌邑王賀が皇位を廢せられた事件があつたが、此の時病已は年既に十八歲であつた、大將軍霍光等は豫て病已の賢を知つて居たから、之を皇太后に奏して曰ふのに、病已は躬親ら節儉を守り、且つ慈仁にして人を愛し、天下に王者たるの德があるから以て孝昭皇帝の後嗣とせられたいものであると、皇太后は之を許聽した、そこで光等は病已を迎へ入れて皇帝の位に卽かせた、病已は此の如き徑路を經て位に卽いたのであるが、既に立つて六年にして霍光が卒したから、それから以後は、始めて親ら政治を執るに至つた、

孝宣皇帝、

【字解】 休息、民を休め、民を安んずること、卽ち租稅を薄くし、徭役を省き、以て人民を休息させること、無度、程度なく、極端に走ること、曾孫、孫の子、ひいまご、

【解釋】 天平元年に、帝は僅かに二十一歲を以て崩じた、在位は十四年間で、元を改めたことが三度、卽ち始元、元鳳、元平である、帝の時は大將軍霍光が遺詔を奉じて、政を爲し、善政を施し、人民と休息を共にした、故に天下は太平無事で、よく治まつた、さて昌邑王名は賀は哀王名は髆の子で、武帝の孫であつた、そこで霍光は賀を迎へ、入りて帝位に卽かせた、而して昭帝の皇后を尊んで皇太后と爲した、然るに賀は淫亂に耽けり、遊戲を事とし、極端に走つて程度が無かつたから、光は皇太后に奏して之を廢し、更らに武帝の曾孫名は詢といふ者を迎立した、之れが中宗孝宣皇帝である、

○孝宣皇帝、初名病已、後改名詢、武帝之曾孫也、初戾太子據、納史良娣、生史皇孫進、進生病已、數月遭巫蠱事、皆繫獄、望氣者言、長安獄中、有天子氣、武帝遣使、令盡殺獄中人、丙吉時治獄、拒不納、曰、他人無辜、尙不可、況皇曾孫乎、使者還報、武帝曰、天也、及長、高材好學、亦喜游俠、具知閭里姦邪、吏治得失、昭帝元鳳中、泰山有大石自起立、上林有僵樹復起、蟲食其葉、曰、公孫病已立、及賀廢、病已年十八矣、光等奏、病已躬節儉、慈仁愛人、可以嗣孝昭後、迎入卽位、立六年、霍光卒、始親政、

【字解】 病已、已は止るなり、其多病の故を以て之に名づけたので、これは病を止め、以て速かに癒ることを望む爲であつたのである、戾太子、太子胡に死し、戾と諡せられた、故に戾太子といふ、史良娣、史は姓、良娣は女官の名、漢の時、太子には妃、良娣、孺子の三等の女官があつた、史皇孫進、皇孫は皇帝の孫、卽ち武帝の孫で、進はその名である、而して之を史皇孫といふたのは、母が史姓の人であつたからである、遭、オフと訓む、逢也、會也、巫蠱事、孝武帝の條を見よ、治獄、獄の長の意、今の典獄の如き官、無辜、辜は罪なり、凡そ罪なきものを無辜の民といふ、不可、敢て殺すべきもので無いといふ意、遊俠、强を挫

を逮捕すること頗る急であつた、是に於て事件を企てた張本人の、上官桀等は大に懼れ、若しこの人が逮捕せられたならば、罪が自分の身に及ぶこと必然であるから、之を揉み消さんと思ひ、上に申していふのに、此の事は誠に些少な事件であるから、左迄嚴重に取り調ぶるに足らないのであると、然し上は決して之を聽き入れず、いよ／＼益、之を精察することを命じた、その後又桀が徒黨の者が、霍光を讒言したところが、上は輙ち怒つて曰ふのに、大將軍霍光は實に忠義の臣で、先帝が選拔して朕に殘し與へられた人である、それ故彼は寢食を忘れて朕が身を輔佐してくれて居る、然るに飽く迄之を毀る者があれば、之を捕へ殘らずその罪に連坐させるのであると、上はかく嚴命を下して之を取り上げなかつたから、是から後は、敢て復た光を讒言する者が無い樣になつた、然し桀等は是非とも霍光を殺さんと欲し、相謀つて一計を案出した、それは蓋長公主をして酒宴を開いて光を招待せしめ、因て兵を伏して之を格殺し、併せて帝を廢し燕王旦を立てんとしたのである、而して安は更らに別に、燕王旦を誘ふて招き寄せ、至らば之を誅し、更らに帝を廢し、その父桀を立て、帝と爲さんと企てた、偶、此の密謀を知る者があつて、帝にかくと上奏したから、帝は直ちに桀、安、弘羊等を捕へ、且つその一族をも併せて盡く之を誅した、是に於て蓋長公主と燕王旦とは皆自殺した、これ全く孝昭帝の至明よく姦を照した結果である、

四年、傳介子使西域、誘樓蘭王刺殺之、馳傳詣闕、以其爲匈奴反間也、

【字解】馳傳、傳は驛傳也、驛傳の馬車は急遽の事件を報ずる爲めに用ゐるものである、詣闕、詣はイタルと訓む、至也、闕は禁門、即ち宮中、

【解釋】四年に、姓は傳名は介子といふ者が、西域に使し、樓蘭王を誘ふて之を刺し殺した、而して驛の馬車を馳しらせ、闕に至つて之を奏した、さて傳介子が樓蘭王を誘殺したのは、樓蘭王が匈奴の手先となり、反間を爲して匈奴を助けたからである、介子は此の功に因り、義陽侯に封ぜられた、

元平元年、帝年二十一而崩、在位十四年、改元者三、曰、始元、元鳳、元平、霍光爲政、與民休息、天下無事、昌邑王賀、哀王髆之子、武帝孫也、光迎賀入卽位、尊皇后爲皇太后、賀淫戲無度、光奏廢之、迎立武帝曾孫、是爲中宗

く霍光を怨望して居た、さて此の如く、桀、安、蓋長公主、燕王旦、桑弘羊等は皆日頃から霍光を怨望し、兼ねて幼帝を呪咀して居つたから、是に至つて皆旦と謀計を通じ先づ霍光排斥の運動を始めたのである、卽ち桀等五人は事實を詐り、人をして燕王旦の爲めに、次の事を上書せしめることにした、それは霍光は朝廷の外に出で、郎羽林の兵を都肄して居る、又外出した時は天子に擬し、道上に於て蹕を稱して居る、且つ、勝手に幕府の校尉の官を調選し、或は之を增益して居る、霍光は此の如く政權を專らにし氣隨氣儘な行動をなし、特に天子に擬する如き僭越なことをして居るが、此等の點から考察すると、彼れは天子を侮り非常の大事を企圖して居る樣に思はれるから、今の內に斷乎たる處置をせねばならぬと、而して此の上書を霍光が休暇を得、朝廷に出勤しない日を伺ふて、奏進することに定めた、勿論これは無根の事を捏造して、霍光を讒せんとたくらんだのである、而して上官桀は、宮中に在つて、その上奏があつたならば、直ちに之を公卿に下し、以て光の罪を論斷することを約し、又桑弘羊は、此の場合には、當さに必ず他の大臣と與に、「上奏の事は疑ひ無き事實であること」を極力主張し、以て霍光を退くることに努力することを約した、さて桀等五人は以上の約束を爲し、萬事手違いの無い樣にと、よく〱打ち合せを爲し、然る後にその書を光が沐浴の日を伺ふて奏聞した、然るに帝はその書をその儘手元に留め置き、敢て之を公卿に下して議論させなかつた、一方霍光は翌朝早旦に及んで此の事を聞き、大に驚き、獨り畫室の中に止まり、敢て入つて謁見しなかつた、これは光は武帝の遺詔を奉じ、赤誠を致して輔佐して居るといふ意を明にする爲めであつたのである、かくて上は霍光が平日の通り入見しないのを訝り、左右の人に問ふて曰ふのに、大將軍は何處に居るかと、桀が對へて曰ふのに、光は昨日燕王がその罪を上書したことを知り、恐れて敢て入見しないのであると、帝は依て特に詔して大將軍を召させた、そこで霍光は入見し、冠を脫いで頓首し、恐懼してその罪を謝した、上が曰ふのに、將軍が廣明亭に行き、郎官に調練を試たのは、つい此頃の事である、又校尉の官を調選してから未だ十日をも經過しないのである、然るに遙か遠方に隔居せる燕王は、何を以て之を知ることが出來やうか、且つ將軍が果して非望を企て、不軌を謀るならば、必ず天下の人傑を引き入れ決して校尉などの如き小官を用ゐないのである、故に此の上書は將軍を讒する爲めに、ことさらに捏造した詐りであつて、朕は斷じて之を信ぜぬのであると、是の時元鳳元年で帝は僅かに十四歲の少年であつたのである、而して其聰明な事は、此の如くであつたから、この上書を取り次いだ尙書の官人は勿論、左右の近臣は、皆舌を卷いて驚いた、而して曩きに上書したものは、これを聞き、果して何れにか逃走したから、上は吏に命じ、之

知其謀者、以聞、捕桀安弘羊等、幷宗族盡誅之、蓋主與旦皆自殺、

【字解】　上官桀、上官は姓、桀は名、婿、女の婿　不若、若はシタガウと訓む、順の意、故に不若とは言ふことを聽かぬこと、外祖　母方の祖父、鄂國　今の湖北省武昌府武昌縣治　蓋長公主　蓋は鄂侯の名、長公主とは、長公主が蓋侯の妻となつたからかく名けたのである、丁外人、丁は姓、外人は名、都肄、都は試なり、肄は習ふなり、卽ち兵を調練して武術を試み習ふこと、郎、羽林、郎は禁中を待衛する官、羽林も亦宿衛の官で、天子の親軍、我が近衛兵の如きもの、之を羽林といふは、その動作の疾きこと、羽の如く、その多きこと林の如き處から取つたのである、稱蹕　蹕は君王が出で行く時、道路を警戒し、往來する者を止めることで、卽ち先拂　擅、ホシイマヽと訓む、恣也自由勝手の意、莫府　莫は幕と通ず、幕府とは大將軍の役所である、武帝嘗て衛青をして匈奴を伐たせ大に勝つた時、卽日幕中に於て之を大將軍に拜した、これから大將軍の府を幕府といふ樣になつたのである、候、ウカガウと訓む、伺ふなり、出沐日、休日の事、平日官に在つて沐浴の暇がない爲め、特に休日を賜ひ、出でゝ沐浴させたので、今の日曜の如きもの、共執、奏する所の事は事實であると固く主張する事、肯、アエテと訓む、敢也、畫室、彩畫の室で卽ち武帝が霍光に賜はつた周公が成王を負ふて居る圖を奉安してある室、廣明、亭の名、この亭は長安城の東の門外に在る、之、ユクと訓む、往也、屬、コノゴロと訓む、順也、近日の意、但し過去を指す、須、モチイルと訓む、用也、尙書、王命を出納し、萬機を敷奏することを掌る官、不足遂、遂は強いて遂行すること、卽ち小事であるから、強いて取り調べぬでもよいといふ意、譖、音シン、讒毀すること、所屬、屬は音ゾク、殘して與へられたといふ意、毀、ソシルと訓む、譏也、置酒、酒宴を開くこと、格殺、毆り殺すこと、擊殺に同じ、會、タマ〳〵と訓む、偶然也、以聞、その事を以て之を奏聞すること、宗族、同姓の一族、

【解釋】　左將軍の官に在る上官桀が子に、安といふ者があつた、此の安の子は大將軍霍光が女婿となり、女兒を生んだ、而して此の女兒は後に立つて孝昭皇帝の皇后と爲つた、故に皇后の爲めには、桀は祖父で、安は父、而して霍光は外祖に當るのである、從つて桀と安とは、皇后の祖父である爲めに、當時霍光が外祖を以て朝廷の政事を專制して居ることを忌み、之に服從しなかつた、その結果、桀と光とは常に政權を爭ふて居たのである、此の頃鄂國の王の蓋侯といふ人の妻に、蓋長公主といふ者があつた、此の人は帝の姉である所から、帝に向ひ、自分の愛して居る丁外人を王侯に封ぜられんことを要求した、然し帝は情實の爲めに天下の公器を私せず、斷乎として之を許さなかつた、そこで蓋長公主は是を以て霍光の取り計ひであると邪推し、痛く霍光を怨んで居た、又燕王旦は自ら帝の兄たるに係はらず、帝位に卽くことが出來なかつたのは、霍光の所存であると考へ、これ又常に霍光を怨望して居た、又御史大夫の官に居る桑弘羊は、己れの子弟の爲めに官を求めたが、之を得ることが出來なかつたから、亦同じ

が出來ず、遂に武をして漢に歸らせた、さて武は匈奴に留つて居たことが十九年間で、始め漢を出る時は、强健なる壯者であつたが、今歸る時は髮も、ひげも盡く白くなつてしまつた、かくして漢帝は蘇武を典屬國の官に任じた、これは武が永く外國に在つて、邊境の事情を知つて居たからである、

左將軍上官桀子安、爲霍光婿、生女立爲皇后、桀與安自以后之祖父、乃不若光以外祖專制朝事、桀與光爭權、時鄂國蓋長公主、爲所愛丁外人、求封侯、不許、怨光、燕王旦自以帝兄、常怨望、御史大夫桑弘羊、爲子弟求官、不得、亦怨望、於是皆與旦通謀、詐令人爲旦上書、言光出都肄郎羽林、道上稱蹕、擅調益莫府校尉、專權自恣、疑有非常、候光出沐日奏之、桀欲從中下其事、弘羊當與大臣共執退

光、書奏、帝不肯下、明旦光聞之、止畫室中不入、上問、大將軍安在、桀曰、以燕王告其罪、不敢入、詔召大將軍、光入、免冠頓首謝、上曰、將軍之廣明都郎屬耳、調校尉以來、未能十日、燕王何以得知之、且將軍爲非、不須校尉是時元鳳元年、帝年十四、尚書左右皆驚、而上書者果亡、捕之甚急、桀等懼白上、小事不足遂、上不聽、後桀黨有譖光者、上輒怒曰、大將軍忠臣、先帝所屬以輔朕身、敢有毀者坐之、自是無敢復言、桀等謀令長公主置酒請光、伏兵格殺之、因廢帝而立旦、安又謀誘旦至誅之、廢帝而立桀、會有

であるに係はらず、帝位に卽くことが出來なかつたのを憤り、不平の極遂に反亂を謀つた、然し帝は之を赦してその罪を正さず、只其黨與のみを誅した、これは帝が反亂の事情を斟酌し、骨肉の愛を思ふたからである、

始元六年、蘇武還自匈奴、武初徙北海上、堀野鼠去草實而食之、臥起持漢節、李陵謂武曰、人生如朝露、何自苦如此、陵與衞律降匈奴、皆富貴、律亦屢勸武降、終不肯、漢使者至匈奴、匈奴詭言、武已死、漢使知之、言、天子射上林中、得鴈、足有帛書、云、武在大澤中、匈奴不能隱、乃遣武還、武留匈奴十九年、始以强壯出、及還、須髮盡白、拜爲典屬國、

【字解】 匈奴、北方にある夷狄の國、初徙北海上、蘇武は天漢元年に匈奴に使した、匈奴は武を捕へて北海上の無人の處に徙した、堀野鼠、支那の北方には野鼠が多い、野鼠は穴居するが故に、堀りて之を捕へて喰うたのである、去草實、漢書意義に、去藏也とある、卽ち草の實を貯藏して之を喰うたのである、節、符節使者の持つて行くてがた、朝露、朝露は日が出るとすぐに消える、故に之を人生の短きに喩へたのである、不肯、承諾しない、詭、いつはる、詐、上林、苑の名、須、鬚に同じ、あごひげ、典屬國、多くの屬國の事を掌る官、

【解釋】 始元六年に蘇武が匈奴から還つて來た、初め蘇武は匈奴に使し、捕へられて北海の上に遷された、この北海の上は食物の無い處であつたから、武は野鼠を掘つたり、草實を貯へたりして之を喰ひ、僅に露命を繫いで居た、しかも武は此の困苦の中に於ても、固く臣節を持し、漢の符節は、臥す時にも、起きて居る時にも、放さずに持つて居た、此の間に、李陵が蘇武に謂うて曰ふのに、人生は朝露の如く短いものであるから、安樂に暮すのが第一である、然るに貴下は何故にかく自ら苦むことがあるか、宜しく匈奴に降つて此の苦をのがれなさいと勸めた、此の李陵は、初め漢の臣下であつたが、衞律と共に匈奴に降り、共に富貴に暮して居る者である、而して衞律も亦屢〻蘇武に匈奴に降ることを勸めた、然し武は終に承諾せず、固く臣節を守つた、其後漢の使節が匈奴に行つた、匈奴は詐つて曰ふのに、蘇武は既に死んだと、漢の使者はその詐言なることを知り、匈奴に謂うて曰ふのに、我が天子は上林苑中で弓を射て鴈を捕へた、その鴈の足に帛に書いた書付が結び付けられてあつた、而してその書付に「蘇武は大澤の中に在る」と書いてあつたと、そこで匈奴は隱すこと

譴責鈎弋夫人賜死、曰、古國家所以亂、由主少母壯、驕淫自恣也、明年武帝崩、遂卽位、燕王旦以長不得立、謀反、赦弗治、黨與伏誅、

【字解】鈎弋夫人、鈎弋は宮殿の名、夫人は此の宮殿に居たから、之に因んでその名に冠したのである、堯母門、昔堯の母は娠んで十四ヶ月で堯を生んだ、今鈎弋夫人も亦娠んで十四ヶ月にして皇子を生んだから、武帝は之を瑞祥とし、堯母門と名けたのである、多知、知は智に同じ、智慧の勝れたこと、黄門、宦者の稱、凡そ禁門黄闥は之を黄門といふた、而して宦者は之を主つたから之に因んでその名に冠したのである、周公負成王朝諸侯、負はオフと訓む、後にする意、周公は周の成王の叔父、今此の句を文面の通りに解するときは、周公が成王をせおひたる様に見ゆるが、通鑑に、周公南面負扆以朝諸侯とあるから、此の方が本當である様である、昔し周の世では、天子が南面して諸侯を見るときは、玉座の後に扆といふ者を立てたのである、此の扆は形屏風の如きもので、絳で張り、高さ八尺ある、周は武王が崩じて成王が猶幼弱であつたから、周公は之を輔佐して、政を聽き、假りに扆を負ひ南面し、以て諸侯を朝見したのである、今武帝が霍光に賜ふた圖は、卽ち此の故事を畫いたものである、一說にこれは矢張り字面の通り、周公が成王を抱いて諸侯を朝見したのであると、繪畫としては後說の方が適切である樣である、譴責、一身の行動の不都合を責めること、驕淫自恣、驕侈淫亂放縱なること、黨與、關係した仲間、

【解釋】孝昭皇帝は武帝の少子で、名を弗陵と云ひ、母は鈎弋夫人である、此の夫人は姓を趙氏と曰ひ、懷姙してから十四ヶ月目で帝を生んだ、此の事は昔堯帝の母が堯帝を生んだ故事に似て居るから、武帝は大に喜び、夫人の居る鈎弋宮の門を名けて堯母門と曰ふた、これは瑞祥を紀念とする爲めと、且つは皇子が之にあやかつて堯の如き聖君と爲ることを願ふたからである、さて帝は年が七歳になつた時、身體は壯大で、知識は優れて居たから、武帝はいよ〳〵之を愛し、立てゝ太子と爲さんとした、而して群臣中之を寄托すべき人物を物色したが、獨り霍光のみは、忠誠謹厚であるから此の大事卽ち弗陵を帝王とすることを托するに足る人物であると思つた、そこで黄門の官に在る某氏に命じ、周公が成王を負ひ、諸侯を朝見して居る故事を繪に畫かせ、之を霍光に賜ふた、かくて數日の後、武帝は太子の生母鈎弋夫人を譴責して死を賜ふて曰ふのに、古しから國家が亂る、所以は、人主が年少で、その母が壯年で、驕淫自ら恣にする爲めであると、これは武帝が呂太后の例をよく知つて居り、その轍を踏まない樣にする爲めに、周到なる注意を拂ふたので、所謂小の蟲を殺して大の蟲を生かす爲めであつたのである、その明年に武帝は遂に崩じたから、太子弗陵は位に卽いた、此の歳武帝の第三子で、帝の兄に當る、燕王名は旦といふ者が、自分は弗陵より年長

漢興、雖自惠帝已除挾書之禁、文帝已廣遊學之路、然儒學終未盡盛、至帝世、董仲舒、公孫弘、皆以春秋進、兒寬亦以經術飾吏事、後又有孔安國等出、表章六經、實自帝始、數獲祥瑞、白麟、朱鴈、芝房、寶鼎、皆爲樂章、薦之郊廟、文章亦至帝世始盛、人以爲有三代之風焉、帝壽七十而崩、葬茂陵、太子立、是爲孝昭皇帝、

【字解】 挾書、藏書に同じ、卽ち詩書百家の書を藏すること、兒寬、兒は姓、音ゲイ、寬は名、六經、詩、書、易、春秋、禮、樂、表章、表異して之を顯彰すること、薦、ス、ムと訓む、進獻也、茂陵、陵の名、今の陝西省西安府興平縣治に在る、

【解釋】 漢が興つて後孝惠皇帝の時から、既に秦の始皇帝が定めた、藏書の禁を解き、以て天下の人をして隨意に書を讀むことが出來るやうにし、次ぎに孝文皇帝の時に及び、亦既に天下の人をして四方に遊歷して學問修業することが出來る路を廣めたが、然かも儒學は終に未だ盡く盛んに至らなかつた、而して帝の時代に至つて董仲舒、公孫弘の徒は、皆春秋の科を以て官に進み、兒寬も亦仁義道德の經術を以て、吏務を修飾した、故に儒學は大に光輝を發するに至つた、その後、又孔安國等の如き經學者が出で益〻之を鼓吹した、故に六經を表異章顯したのは實に帝の時に始まつたのである、又帝の時には、屢〻吉祥嘉瑞を得た、卽ち嘗て五畤に祠つたとき、白色の麟を獲、東海に幸した時、赤色の雁を獲、甘泉宮に幸した時、九莖連葉の靈芝が宮房に生じ、汾陰に幸した時、一の寶鼎を得たのである、そこで帝は之を紀念とする爲めに、白麟、朱雁、芝房、寶鼎の歌を作り、皆之を樂章と爲し、以て郊外で天を祭り、宗廟で祖先を祭る時、伶人をして之を絃歌せしめ、神に進獻した、又文章も亦帝の世に至つて始めて盛んになつた、故に世人は、帝の世を以て夏殷周三代の風があると稱し、之を讚嘆した、帝は寶壽七十歲で崩じ、茂陵に葬つた、太子が立つた、是れが孝昭皇帝である、

○孝昭皇帝、名弗陵、母鉤弋夫人、趙氏、娠十四月而生、武帝命其門曰堯母門、年七歲、體壯大多知、武帝欲立之、察群臣、惟霍光忠厚、可任大事、使黃門畫周公負成王朝諸侯以賜光、

つた、そこで朔は先づ劍を拔いて肉を切り、之を持つて家に歸つた、上は怒つて朔を召し、問ふて自らその身の罪を責めさせた、そこで朔は自ら責めて曰ふのに、恩賜を受けたのに詔を待たないのは實に無禮千萬なことである、然し劍を拔いて肉を切つたのは、誠に勇壯なことでは無いか、又肉を切るに當り、餘り多く取らなかつたのは、豈淸廉なことでは無いか、しかも亦家に歸つて之を細君に贈つたなどは、何ぞ仁愛なることでは無いかと、かく滑稽的に對へたから、上も苦笑して之を咎めなかつたといふことである、さて東方朔はかく戯言滑稽を以て仕へたが、しかも時には君顏を犯して直諫し、以て上の過失を補益したことも多くあつた、因に朔の性行は詳かに史記滑稽傳に書いてある、

自李少君以來、求神仙不已、文成誅而五利至、五利以文成爲言、上曰、文成食馬肝死耳、及五利又誅、公孫卿等尤見聽信、末年、帝乃悟曰、天下豈有仙人、盡妖妄耳、節食服藥、差可少病而已、

【字解】以文成物言、文成が誅せられたことを以て口實とし、神仙の術を語らないこと、初め五利は大言して云ふのに、臣の師曰く、術を以て之を爲せば黃金成るべく、河の決せしも塞ぐべく、不死の藥も得べく、仙人致すべしと、臣此の秘術を傳承す、然れども臣文成に效ひて誅せらるれば、天下の方士皆口を掩ふて復たいふものなからんことを恐る、故に臣敢て奇方妙術を說かないのであると、これが五利の口實である、馬肝、馬の肝、差、ヤヽと訓む、稍也、多少の意、

【解釋】上は方士李少君を寵して文成將軍に任じてから以來、益神仙を求めて止まなかつた、而して文成將軍が誅せられてから、五利將軍欒大が來朝した、然し五利將軍は文成將軍が誅せられたことを口實として、敢て仙術を說かなかつた、これは自らも亦誅せらるゝことを恐れたからである、そこで上は之を諭して曰ふのに、文成は誤つて馬の肝を食ひ、その毒に中つて死んだのである、之を誅したのでは無いと、これは上は五利が誅を恐れ、その仙術を盡さないことを憂ひ、故らに虛言を以て五利を欺いたのである、かくて五利將軍が又誅せられてから、公孫卿等、尤も信用せられ、その言はよく聽用せられた、然し帝は末年に至つて悟つて曰ふのに、世に豈に仙人といふものがあらうか、かゝるものは盡く妖怪妄誕の說で、斷じて無いのである、而して人は平生食物を節し、藥餌を飲んで身體を養へば、多少病を少くすることが出來、從つて長壽を保つことが出來るのであると、かくいふて深く既往の迷蒙を悔いた、

晏、朔先斫肉持歸、上召問、令自責、朔曰、受賜不待詔、何無禮也、拔劍斫肉、何壯也、斫之不多、何廉也、歸遺細君、又何仁也、然朔亦時直諫、有所補益。

【字解】 竈用、寵幸して重用したこと、莊助、莊は姓助は名、朱買臣、朱は姓買臣は名、吾丘壽王、吾丘は姓、壽王は名、司馬相如、司馬は姓、相如は名 東方朔、東方は姓朔は名、枚皐、枚は姓、皐は名、終軍、終は姓軍は名、詞賦、詞は文章、賦は詩、不根持論、持論とは確乎たる見識を以て、己れの意見を定め、固く之を執つて動かないこと、根とは樹木の根柢の義、故に不根持論とは、議論時に隨つて變じ、確平としてその正を持すること能はず、恰かも樹木の根柢無きが如きをいふ、詼諧、詼は謔なり嘲なり、戲なり、諧は皆なり、言淺くして皆悅び笑ふ意、故に詼諧とは俗にワルジャレといふに同じ、俳優、芝居を演ずる者、俳は戲也、優は倡也、役者、畜、ヤシナフと訓む、養也、侏儒、俳優の徒、必ずしも眞の短少の人でない、晏、オソシと訓む、遲也、伏日、三伏の日なり、三伏とは大陰曆夏至の後第三日の庚の日を初伏と爲し、第四の庚の日を中伏と爲し、立秋の後第一の庚の日を末伏といふ、而して之を伏といふは、金氣地下に伏藏するの義に取つたのである、又漢の時代には此の日には百官に肉を賜ふたのである、而して今茲に伏日とあるは、初中末何れの伏日なるかは分らない、斫、キルと訓む、切也、遺細君、遺はオクルと訓む、贈也、細君とは自分の妻のこと、但し細は小の義で、古へ諸侯は、その夫人を稱して小君と曰ふたのである、而して今東方朔は滑稽家であるから、君の前を憚らず、自ら諸侯に比し、その妻を細君といふたのである、

【解釋】 上は天下の雄材にして智略ある者、俊異にして異才ある士を招き、之れにそれ〴〵適役を選んで授け與へ、以て之を寵川した、是に於て莊助、朱買臣、吾丘壽王、司馬相如、東方朔、枚皐、終軍等は、擢川せられて上の左右に仕へた、特に司馬相如は詞賦に巧であつたから、此の點から寵幸を得た、又東方朔と枚皐とは、己れの持論とてはなく、時に從つて變說改論し、又好んで諧謔の言を弄し、人をして抱腹絕倒せしめたから、上は此の二人を遇するに俳優を以てし、祿を與へて養ふた、今東方朔が滑稽の一例を擧げると、朔は嘗て上の前に居た侏儒に戲れて曰ふのに、上は汝を殺さんとして居られると、侏儒は之を信じ、泣いて上に、一命を助けて下されと請ふた、上はおかしい事に思ひ、之を朔に問ふた、朔が對へて曰ふのに、彼の侏儒は恩賜の厚きに飽き、その爲めに食べ過ぎて死せんとして居るから、之を助けて下さいといふたのである、故に今後は餘り物を與へない方がよいのである、これに反し臣朔は、恩賜薄き爲めに、將さに死せんとして居る有樣であるからどうぞ何分の聖慮を煩はしたいものであると、かく奇答を以て上を笑はせた、又伏日には、百官に肉を賜ふの制であつたが、嘗てその日に當り、肉を賜ふことが遲か

有り、侍御の臣にあらざれは、妄りに入ることを得ず、故に宮中を禁中といふ、闥は禁門、漢の世禁門を稱して黄闥といふた、故に禁闥とは宮中の意、補過拾遺、上の過鈌を補ひ、其遺失を拾ふことで、つまり諫官の列に備はらんと欲するの意、吾今召君、吾は後から君を呼返さんといふ意で、一時の氣息めの爲めにする詞、踞廁、廁は床也、踞は腰を掛けること、古者天子大臣を御座に引見するときは、爲めに床を起つので、これは大臣を重ずるからである、今床に踞するとは之を輕んじたからである、

【解釋】淮南王の安が、反亂を企てたとき、汲黯を畏れて曰ふのに、漢の大臣は多くあるが、皆取るに足らぬ人物である、獨り汲黯のみは、直諫を好み、且つ節義の爲めに死を恐れざる傑士である、彼の丞相の公孫弘等が如きは、之を說き伏せて我が手に入れることの易いことは、丁度蒙を發いて直ちにその物を取るが如く、何の苦勞も無いものであると、汲黯は嘗て淮陽郡の太守に拜せられたとき、辭して曰ふのに、臣は病氣であるから、到底郡守となつて事務を見ることは出來ない、故に願くは郎中の官と爲り、宮中に出入し、以て陛下の過鈌を補ひ遺失を拾ひたいものであると、暗に諫官たらんことを請ふた、上は固から汲黯を憚つて居たから、諫官に任ずることを好まず、之を遮つて曰ふのに、君は淮陽の郡守を以て役不足と爲すのであるか、若し果して然らば、吾れは今直きに君を召し返すから、それ迄暫らく我慢して居て貰いたい、惟ふに淮陽郡は、官吏と人民の間がよく調和せず、常に動搖して居る樣であるから、朕は君の德望の重きに信賴し、特に出馬を煩すのである、故に君は病を養ひつゝ、臥て居ながら、之を治めんことを望むのであると、如何にも辭令を巧にして黯の願を退けたから、黯は遂に命を拜して淮陽に至つた、而して郡に在ること十歲の久しきに及び、遂に任所で死んだ、汲黯は甚だ上の爲めに尊重せられた、その一例を舉げると、大將軍の重職に在る衞青は、位人臣を極め、貴い身分であるに係はらず、上は之を輕んじ、床に腰を掛けて引見したた、汲黯だけは、衣冠を著けなければ、決して見なかつた、以て汲黯が如何に禮容を重んじ節義を尊んだ士で且つ上の爲めに畏敬せられたかを知ることが出來る、

上招選天下材智士俊異者寵用之、莊助、朱買臣、吾丘壽王、司馬相如、東方朔、枚皐、終軍等、在左右、相如特以詞賦得幸、朔皐不根持論、好詼諧、上以俳優畜之、朔嘗語上前侏儒、以爲上欲殺之、侏儒泣請命、上問朔、朔曰、侏儒飽欲死、臣朔饑欲死、伏日賜肉

は鯁直を以て自ら任し、屢、君威を冒して切諫し、嚴正にして毫も君意を迎合しなかつたから、大に上に忌み憚られ、遂に朝廷に留まることが出來なかつた、

爲東海守、好清淨、臥閤內不出、而郡中大治、入爲九卿、上方招文學、嘗曰、吾欲云云、黯曰、陛下內多欲、而外施仁義、奈何欲效唐虞之治乎、上怒罷朝、曰甚矣黯之戇也、他日又曰、古有社稷臣、黯近之矣、

【字解】閤內、室內、云云、猶「此の如く」、「此の如し」と言ふに同じ、效、習ふ、戇、愚直、社稷臣、國家と休戚存亡を同じくする臣、即ち忠誠を致して身命を國家に捧ぐる臣、

【解釋】 汲黯は東海郡の大守に爲つた、黯は天性淸淨潔白を好んだ、而して東海郡に在る時は、常に室內にのみ居つて、一度も郡內を巡視しなかつた、然も郡中はよく始まつた、その後九卿に任ぜられて京師へ歸つた、此の時孝武皇帝は方に四方から文士を招き、盛んに國家經綸の道を講じた、嘗て汲黯に謂うて曰ふのに、我は云云の事を爲さんと思ふが汝は如何に思ふかと、黯が曰ふのに、陛下は內心多慾でありながら、外觀だけ仁義を施さんとして居る、故にどうして堯舜の治道に效ふことが出來ようか、到底出來ないことであると直言した、帝は大に怒り、直ぐ朝政を聽くことを罷めて曰ふのに、甚だしいことである、彼の汲黯の愚直なことはと、然し帝も黯の忠誠を知り之を褒めて曰ふのに、昔社稷の臣があつたが今我が汲黯は之に近い、彼は我が國柱石の臣であると、

淮南王安謀反、曰、漢廷大臣、獨汲黯好直諫、守節死義、如丞相弘等、說之如發蒙耳、黯嘗拜淮陽守、曰、臣病、不能任郡事、願爲郎中、出入禁闥、補過拾遺、上曰、君薄淮陽邪、吾今召君矣、顧淮陽吏民不相得、徒得君之重、臥而治之、至淮陽、十歲竟卒、黯甚爲上所重、大將軍衞青雖貴、上或踞廁見之、知黯不冠不見也、

【字解】 發蒙、蒙は物の上に覆ひたる蒙、發は取り除くこと、淮陽、郡の名、今の河南省陳州府淮寧縣治、禁闥、天子の居る所の門閤には禁

出ず、益〻內外の功役を事としたならば、漢は幾んど秦の轍をふみ、滅亡を免れなかつたのである、然し幸に帝は反省せられ、輪臺の一詔を發して休民の意を明にしたから、僅に滅亡を免れたのである、

所用丞相、初惟田蚡稍專、上嘗謂蚡曰、卿除吏盡未、吾亦欲除吏、後皆充位而已、公孫弘後、國家多事、丞相連以誅死、公孫賀拜相、至涕泣不肯拜、亦卒以罪死、酷吏張湯、趙禹、杜周、義縱、王溫舒之徒、皆嘗峻用刑法、然湯等有罪、亦不貸也、其間卜式兒寬之屬、亦以長者見用、

【字解】除、官を授くることで敍に同じ、連、シキリニと訓む、頻也、卒、ツイニと訓む、終也、峻用、刑法を嚴酷に適用したこと、不貸、寬假せずして罪につけること、

【解釋】帝は又自ら權綱を攬り、毫も臣下に假借しなかつた、その一例を擧げると、當時田蚡といふ宰相があつたが、此の人は初めの間は稍政柄を專らにしたから、上は之を不快に思つた、一日田蚡に謂ふて曰ふのに、卿は今日迄すべて官吏を任命し盡したか、或は未だ任命しない人もあるか、朕も亦官吏を任命したいから尋ねるのであると、これは暗に田蚡に權勢を與へないといふ意を諷したのでなる、此の如く帝はその干涉が甚だしかつたから、田蚡から後の丞相は、皆その位に充ち員に備はるのみであつた、かくて公孫弘が宰相と爲つてから後は、國家は多事多端であつたに係はらず、上獨り政權を恣したから、宰相は頻りに事に坐して誅せられた、故に群臣皆恐怖し、公孫賀の如きは宰相に爲れと命ぜられた時、誅死を恐れ、涕泣して敢て拜受しなかつた程であつた、而して上が激怒せられた爲め、已むを得ずその職に就いたが、果して罪を以て遂に誅せられた、又酷吏の張湯、趙禹、杜周、義縱、王溫舒の徒は嘗て刑法を峻用し、以て上の施政の旨に添ふたから大に寵幸せられた、然し張湯等でも罪があると、上は亦少しも寬假せず、どし〳〵と罪に處した、此の間に於て、卜式と兒寬等も亦朝廷に列したが、獨り寬厚の長者であるとして用ゐられ、餘り上の干涉を受けず、亦誅死を免れたのは、殆んど不思議な位であつた、實に上は、天下の事萬事萬端、皆一人で切り廻はす性格の人であつたのである、

汲黯獨以嚴見憚、數切諫不得留內、

【解釋】上は既に自ら事を用ゐる人であつたから、百官皆其威を懼れ、敢て直言する者が無かつた、然し獨り汲黯のみ

である、佐、タスクと訓む、助也、鹽官、鹽の專賣を掌る官、支那は海に遠いから、食鹽は甚だ高い、故に鹽は政府の專賣として、一切人民の私賣を許さず、官自らその利益を收めたのである、算舟車、元光六年の條を見よ、造緡錢、緡は、錢の孔を通す繩、ぜにさし、故に緡錢とはさしに貫いた貨錢のこと、漢の制、一千錢を一緡と定め、毎緡二十錢の税を課したので、筌蹄に、千錢出算二十、蓋一緡則取ニ税二十一也とある、蕭然、騷然に同じ、微、ナカツセバと訓む、若し無かつたならばの意で、假定の時に用ゐる字である、輪臺一詔、上文に罷レ議ニ輪臺屯田一、示レ詔深陳ニ既往之悔一とあるを指す、

【解釋】　又西域を征服し、西南の夷を降服し、共に漢の屬國として交通せしめた、又東の方朝鮮を伐ち、南の方南城を征伐した、かゝる有樣であつたから、軍旅は毎歲起つた、又國內に於ては土木を起し建築を營んだ、卽ち或は上苑を築いて南山に連屬し、或は柏梁台を長安城中に造營し、或は承露銅盤を甘泉宮の通天莖臺上に作つた、而して其承露銅盤の高さは二十丈で、その金莖の太さは七圍もあつた、又その盤上に仙人の像を安置し、その掌上には玉盃をさゝげさせた、之は天の淸露を取り、之に玉屑を和して飮むと長生するといふ方士の言を信じたからである、又方士の公孫卿といふ者が、神仙は高い樓臺の上に居ることを好むといふたから、之に從つて蜚廉閣、桂館閣、通天莖臺などの高樓を建築した、特に通天莖臺には前に述べた通り、承露銅盤を築き、その盤上に仙人の像を置いたのである、又首山宮を龍首山に營み、建章宮を安西に造り、其の他、千の門を建て、萬の家を造つた、又建章宮の內には、東には鳳閣があり、西には虎圈があり、北には太液の大池があり、南には玉を鏤めた堂、璧で飾つた門があつた、而してその太液の池の中には、漸臺があり、又蓬萊、方丈、瀛州、壺梁などの島があつた、これは海中の神島に擬したのである、その他神明臺を建て、明光宮を造つたが、此等の建築は皆悉く華美を盡し、侈靡を極め、實に天下の財を傾けて造營したのである、それのみならず、又屢〻郡國を巡幸して祠祀を尊崇し、封禪を修めた、此の如く帝は外に在ては連年征戰を事とし、內に於ては土木を起し建築を營み、祠祀封禪を修め、殆んど寧日が無かつたから、國用多端なることは言ふ迄も無く、流石文景豐富の後を承けても、財力は大に窮乏し、收支相償ふことが出來なくなつた、そこで之を救濟する爲めに、武功の爵級を賣り、或は鹿皮の幣、白金の貨などを造つた、當時桑弘羊は大農中丞と爲り、孔僅は大農令であつたが、亦財政を豐にする爲めに、均輸の法、平準の法などを制定し、以て官の爲めに利益を興して國費を助けた、又鹽官を置いて鹽專賣を實施し、或は舟車を算して租税を徵し、又緡錢を造つて、之れからも税金を取つた、此の如く百方徵税の方を講じて、人民を誅求したから、天下大に疲弊し、騷然として不平の聲を放つに至つた、特に末年に於ては盜賊四方に起り、守令も之を制することが出來なくなつて來た、故に若し輪臺の一詔が

起して征戰を事とすることに用ゆ、柏梁臺、長安城中に在る臺、此の臺は柏といふ香木で造つたから、之に因んで臺の名に冠したのである、承露銅盤、露を承るかなだらひ、䀁は拱なり、一かゝへ、仙人掌、仙人の像を鑄造し、その掌に玉の盃を置いてあるもの、これは雲表の淸露を取り、これに玉屑を和して飮むと長生をするといふ方士の說を信した爲めである、蜚廉、樓の名、此の樓上に蜚廉といふ神禽の像を置いたから、之に因んでその樓の名に冠したのである、桂館、桂といふ香木を以て造つたから、亦之に因んで館の名としたのである、通天莖臺、承露銅盤を置いてある臺、此の臺はその高さが百餘丈あつて、恰も天と通ずる樣である、又莖は承露銅盤の金莖である、莖の本義は草木の本幹であるがこゝは之を轉用して承露銅盤のさゝへばしら卽ち支柱の意に用ゐたのである、而して此支柱は勿論銅で造つたものである、故に通天莖臺とは、その臺が高くして天に通じ、且つ承露盤の支柱が草木の莖の樣である所から名けたのである、鳳闕、上に鳳凰の像を安置してある闕で、その高さ二十餘丈あつたといふ、虎圈、虎を畜ふ圈、圈は圍をしてあるもので、今の動物園の如きもの、廣さ數十里あつたといふ、太液、池の名、これは天地陰陽の津液を湛へる考から穿つたのである、漸臺、臺の名、此の臺は池の中に建てゝ在つて水が出ると臺は漸漸浸されるから、之に因て名けたのである、不給、不足窮乏、賣武功爵級、漢の制、武勳のある者に與へる爵が十七級あつたが、今財政窮乏の爲め之を賣り、武勳戰功無き者も、錢を出して之を買ふことが出來る樣にしたのである、通鑑に元朔六年六月、詔令シ民得レ買レ爵、及贖ニ禁錮一、免ニ贓罪一、置ニ賞官一、名曰ニ武功爵一、級十七凡直三千餘萬金とある、又便蒙に、武功爵十七、初一級錢十七萬、

自レ此以上毎級而增、凡直三千餘萬金とある、これに因て見ると最下の十七級は直十七萬錢で最上の第一級は三千餘萬錢で買ふことが出來たのである、鹿皮幣白金、白い鹿の皮を製して通貨と爲し、又銀錫を以て白金の貨幣を造つたこと、漢書食貨志に、是時禁苑有ニ白鹿一、而小府多ニ銀錫一、乃以ニ白鹿皮方尺一、緣以レ績、爲ニ皮幣一、又造ニ銀錫一爲ニ白金一三品、大者其文龍、直三千、次者其文馬、直五百、小者其文龜、直三百とある、方尺とは一尺四方のことで、緣以績とは、皮の緣を績といふ繪絹で縫ふたことである、均輸平準法、均輸は物價を均くし、輸送を普くする方法である、その法は均輸官を郡國に置き、之を大農の官に專屬せしめ、甲郡に有る所の物を、乙郡の無い所に轉輸せしめ、互に有無相通し、共同の利益を得る樣にするのである、例へば、東國が豐年で西國が凶年である時は、東國人民は米が多くてその價が安いのに苦しみ、之に反して西國は米が少くして價が高いのに苦むものである、此の時東國の均輸官は、人民の請求を容れ、その米穀を西國の均輸官に輸送すると、西國の均輸官は之を受け取つて、その地の人民に賣り渡すのである、かくすると東國は米價高騰し、西國は下落し、兩國の人民は茲に始めて便益を得るのである、而して官に於ても亦許多の手數料を收め得らるゝから亦利益を受けるのである、又平準とは貨物をして偏高偏安ならしめざる方である、その法は平準官を京都に置き、亦大農の官に屬せしめ、天下の貨物が安い時には之を買ひ入れ、高い時には之を賣り出し、官に於て多少の利益を得大商人をして巨利を壟斷させない樣にする方法で、つまり物價の平均を計る法であつたのである、之を要するに、均輸は專ら運送の便を開きて官民を利し、平準は官自ら萬物を賣買して商賈の利を收むる方法

即いて八年、遂に紀侯を伐つてその仇を復した、これを指す、數、シバ〳〵と訓む、屢也、幕南、幕は漠に同じ沙漠なり、支那の北邊萬里の長城の外には、一の大沙漠がある、故に漠南とは沙漠の南、長城の北の地で、即ち長城と沙漠の間である、王庭、匈奴王の居住する家の意、匈奴には城郭なく、唯穹廬を築いて之に住んだ、而してその前面の地は平坦にして庭の樣であるから之を庭といふたのである、斥、ヒラクと訓む、開也、開墾すること、受降城、この城で匈奴の來降を受けたから之を城の名としたのである、

【解釋】　上は天資雄材にして大略があつた、而して文帝景帝が、多年蓄積した豐富の財力を承け、天子と爲つたのである、即ち上は總帥に必要なる雄材大略があつた上に、戰爭に缺くべからざる財力を持つて居たから、思ふ儘に征戰に從事することが出來たのである、上は嘗て思ふのに、我が先祖高帝は、平城に於て匈奴に圍まれた事は、獨り高帝が痛恨せられたばかりで無く、實に漢家百年の恨である、故に朕は昔齊の襄公がその九世の祖の仇を復した如く、匈奴を伐つて高帝の仇を報じたいものであると、是を以て屢匈奴を征し、漢の兵勢を盡して之を討伐した、是に於て匈奴はその鋭鋒に當り難く遠く沙漠の北に遁れ去り、沙漠の南即ち長城の北には、絶へて匈奴の王庭が無きに至つた、そこで上はその土地を開墾して郡縣を置き、又受降城を設け、以て來降者を受け取らせた、上が滿腔の喜び察すべしである、

通西域、通西南夷、東撃朝鮮、南伐粤、軍旅歲起、內事土木、築上苑、屬南山、建柏梁臺、作承露銅盤、高二十丈、大七圍、上有仙人掌、以方士公孫卿言、神仙好樓居、作蜚廉、桂館、通天莖臺、作首山宮、作建章宮、千門萬戶、東鳳闕、西虎圈、北太液池、中有漸臺、蓬萊、方丈、瀛洲、壺梁、南玉堂璧門、立神明臺、作明光宮、皆極侈靡、數巡幸崇祠祀、修封禪、國用不給、賣武功爵級、造鹿皮幣白金、桑弘羊、孔僅之徒、作均輸平準法、興利以佐費、置鹽官、算舟車、造緡錢、天下蕭然、末年盜起、徵輪臺一詔、漢幾不免爲秦、

【字解】　通、征服して後交通すること、粤、音エツ、南越なり、軍旅、凡そ一萬二千五百人を軍となし、五百人を旅と爲す、然しこゝは、軍を

屯田、下詔深陳既往之悔、

【字解】輪臺、西域に在る國の名、屯田、兵卒をその地に移し、事なき時は田を耕し、事ある時は軍に從はしむるもの、既往之悔、既往は昔日に同じ、悔とは後悔すること、帝前に有司人民の賦稅を增して邊陲の費に當て、以て天下の人民を困めたが、今その非を悟つて後悔したことを指す、

【解釋】此の歲帝は高廟の寢郎、田千秋を擢拔して宰相と爲し、富民侯に封じた、これは曩きに、直言を以て諫めたことを嘉したからである、又西域の輪臺國の沃野に、兵を移して屯田せしめるの議を中止した、蓋し輪臺國へ屯田兵を移すの一事は、夙に桑弘羊が建議したことで、その旨意は西域を威赫するに在つたのである、然し上は當時既に休息養民の意があつたから、此の議を中止したのである、且つ詔を下して、深く既往の悔を陳べ、將來かゝることを再び爲せざるの意を明にした、

後元二年、上幸五柞宮、病篤、以霍光爲大司馬大將軍、受遺詔輔太子、上在位五十四年、改元者十有一、曰建元、元光、元朔、元狩、元鼎、元封、太初、天漢、太始、征和、後元、

【字解】五柞宮、宮殿の名、その處に五本の柞の木があつたから、之を取つて宮殿の名としたのである、此の宮殿は扶風郡に在つた、即ち今の陝西省西安府盩厔縣治である、

【解釋】後元二年に、上は五柞宮に行幸し、遂に病を得て危篤に陷つた、此の時上は霍光を召して大司馬大將軍と爲し、遺詔を受けて太子を輔佐することを命じ、遂に崩じた、上は在位實に五十四年の久しきに亙り、その間元を改めたことが十一であつた、即ち建元、元光、元朔、元狩、元鼎、元封、太初、天漢、太始、征和、後元である、

上雄材大略、承文景豐富之後、究極武事、嘗謂、高帝遺平城之憂、思如齊襄公復九世之讎、數征匈奴、盡漢兵勢、匈奴遠遁、幕南無王庭、斥地立郡、置受降城、

【字解】雄材大略、資性雄武の上、兼ねて才力と大略とがあつたこと、豐富、國家富みて財力豐なること、究極、極端に武事を好み、戰爭をしたこと、齊襄公復九世之讎、齊の襄公の九世の祖たる哀公は、嘗て紀侯に讒せられ、周に於て戮せられた、襄公は深く之を怨み、位に

河南省陝州閿郷縣、自經、經は縊也、自ら繩を以て其首を縊ること、寢郎、官の名、高帝の廟を掌る、笞、鞭で打つ刑、歸來望思之臺、太子の魂魄の歸り來るを望み待つ爲に造つた臺、

【解釋】 征和二年に巫蠱の事件が起つた、初め帝は甘泉宮に行幸し、江充を使者として巫蠱の疑獄を取り調べさせ、且つ之を裁斷することを命じた、是に於て充は太子を讒して曰ふのに、太子の宮に於て、木偶人を得ること尤も多しと、太子之を聞いて禍の身に及ばんことを恐れ、遂に客をして詐つて帝の使者であると稱せしめ、充を捕へ、收めて之を斬つた、而して母の衞皇后に告げ、中廐の馬を出して之に車を繫ぎ、以て弓術の上手な士を載せ、又武庫の兵器を出し、之を長樂宮の護衞兵に授け、以て急に戰爭の準備を整へた、かくて上は甘泉宮に在つて之を知り、大に激怒し、卽日甘泉宮から還幸し詔して三輔の兵を發して太子を伐たせた、此の時丞相の劉屈氂が總師であつた、太子も亦上の詔であると詐はり、豫て用意してある兵を發し、丞相が軍と相遭遇し、合戰すること五日間であつたから、兩軍の死する者は合せて數萬人あつた、而して太子の軍は遂に敗れ、衞皇后は自殺し、太子も亦逃げて湖縣に走り、自經して死んだ、此の時寢郎の官の田千秋といふ者が上書して曰ふのに、白髮の老翁が來て臣に敎へて曰ふのに、凡そ人の子たるものが、父の兵を弄する時は、その罪は笞刑に當るので、死罪では無いと、これは田千秋が帝が太子を攻めたことの不當を老翁の言に托して諫めたのである、そこで帝は大にその非を感悟し、千秋に謂ふて曰ふのに、これ高祖の神靈が公をして我れに警告させたのであらう、朕も今に於て太子の罪無きことを知つたのであると、そこで太子の爲めに、特に歸來望思の臺を湖縣に建立し、太子が再び此の世に歸り來らんことを望み思ふの情を明にした、依て天下の人は之を聞いて深く悲んだ、これは人民が上父子の心情に同情したからである、

三年匈奴寇五原、酒泉、遣李廣利擊之、廣利降匈奴、

【字解】 五原、郡の名、今の山西省平定州壽陽縣の北境、

【解釋】 三年に匈奴が五原酒泉の二郡に入寇したから、上は李廣利をして之を討伐させた、然るに廣利は匈奴に降服した、

四年、罷方士候神人者、

【解釋】 四年に、道術を以て仙人を招く方外の士を、悉く罷免し、朝廷外に放逐した、これは帝が神仙の說に迷ふた非を悟つたからである、神人は仙人、候は、伺望することで、卽ち神降することである、

以田千秋爲相、封富民侯、罷議輪臺

也、知太子無罪、作歸來望思之臺於湖、天下聞而悲之、

【字解】巫蠱事作、巫はみこ、かんなぎの類で、神事を談じ、みだりに吉凶禍福等をいふて人を惑はす者、蠱は、蟲が皿について、何時となく之を損傷するが如く、人を惑はし害し、兼れて政道を亂すこと、作は、オコルと訓む、起ること、故に巫蠱とは、みこかんなぎ若くは方士の徒が、妄誕の言を放つて邪術を行ひ、人を惑し人を魅した事で、作るとはこの事から或る重大事件が突發したといふことである、而して方士等が人を惑はしたことは、木偶人を床下に埋めて祀らせたことを指す、治巫蠱獄、治は取り調べて罪を斷ずること、巫蠱獄は巫獄即ち木偶人を床下に埋めて祀つたことに關する疑獄である、然しこの疑獄は嫌疑の意、然らば如何にして巫蠱に關する疑獄が起つたかといへば、初め帝の皇后衛氏は太子名は據といふ者を産んだから、帝は大に喜び甚た之を寵愛した、その後太子が長ずるに及び、帝は太子の性格が已れの意に滿たない點がある と爲し、漸く之を嫌ふ樣になつた、從つて皇后も餘り寵幸せられなくなつて來た、そこで太子及び衛皇后は頗る自ら安んせざるの意があつた、當時帝は務めて法制を嚴にし、多く酷吏を任用した、而して太子は寛厚仁恕の人であつたから、大に百姓の心を得た、然るに朝廷の大臣酷吏等は之を見て甚だ悅はず、常に太子の過を拾ひ、之を誇大にして帝に奏したから、帝はいよ〳〵太子を惡む樣になつた、是の時方士及び諸の巫等は、多く京師に聚まり、特に女の巫は、宮中に出入し、邪術を以て女官等をたぶらかした、その一例を擧ぐると、木で造つた人形を床下に埋め、之を祭祀すると、身の危難を免れるといふのであつたから、多くの女官等は之を迷信し、各〻其室の床下に木偶人卽ち木で造つた人形を埋め、每日祭祀した、然るに此のことにつき後宮に種種の噂が起り、木偶人を埋めて祭るのは、上の無道殘酷なることを呪咀するものであるといふ說を唱へたものがあつた、而して此の噂が帝の耳に入つたから、帝は少なからす疑惑し、心甚だ平で無かつた、かゝる內に、帝は或る日晝寢したが、その時夢に數千の木偶人が、杖を持つて己を擊たんとしたことを見、覺めて後、いよ〳〵平日の噂を信じ遂に病氣になつて甘泉宮に閉居した、時に江充といふ者があつたが、此の人は太子と仲が惡かつたから、帝の間に乘じて太子を讒して曰ふに、上の病氣は巫蠱の祟であると、巫蠱の祟とは木偶人を床下に埋めて祭つたことを指したのである、そこで上は充に巫蠱の疑獄を取り調ぶることを命じたから、充は又太子を讒して曰ふのに木偶人は太子の宮殿から尤も多く得たと、太子之を聞いて大に懼れ、遂に王充を殺し、自から亦自經し衛皇后も自殺したのである、これが巫蠱の事の大略である、之を要するに女巫方士等の妄誕の邪說は、太子及び衛皇后を殺した、卽ち蠱毒したから之を巫蠱獄といふたのである、木人、木で造つた人形、卽ち木偶人、詳、イツハルと訓む詐也、白、ツグと訓む告也、中廐、宮中にある廐、廐は馬舍なり、三輔、漢は京兆扶風、馮翊の三郡を三輔といふた、京兆は長安の市內にして其左に馮翊、右に扶風があり、皆都の周圍の地なるが故に、他の郡縣より重じたのである、武庫兵、武庫は武器を藏してある庫、兵は武器、刀劍鎗斧の類、矯制、矯はタムルと訓む、詐也、制は天子の命、亡、ニグと訓む、逃也、湖、縣の名、今の

を持たせたのは、その專斷を許したので亦法制を好んだ結果である、

四年、李廣利伐匈奴、不利、

【解釋】四年に、李廣利が匈奴を擊つたが、戰利あらずして退却した、

太始三年、帝東巡琅琊、浮海而還、

【字解】琅琊、郡の名、今の山東省沂州蘭山縣治、

【解釋】太始三年に、帝は東の方琅琊郡を巡狩し、遂に東海に浮んで歸つた、これも亦神仙を求むる爲めであつたのである、

四年、東巡、祀明堂、修封禪、

【字解】明堂、樓の名、泰山の麓に在る、泰山は、今の山東省泰安府泰安縣の西南に在る山で、昔し周の天子が茲に明堂を建て巡狩して天下の諸侯を朝會した處である、

【解釋】四年に帝は東方を巡狩し、明堂に於て上帝を祀り、且つ封禪して山川の神を祭つた、さて武帝が明堂を再び建立したのは元封三年に奉高(今の山東省泰安府泰安縣)を巡狩した時に始まつたのである、史記武帝本紀に元封三年四月中至奉高、修封焉、初天子封泰山、泰山東北趾、古時有明堂處、處險不敞、上欲治明堂奉高旁、未曉其制度、濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖、明堂圖、中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水圜宮垣、爲複道、上有樓、從西南入、命曰昆侖、天子從之入、以拜祠上帝焉、於是上令奉高作明堂汶上、如帶圖、及五年修封、則祠泰一五帝於明堂上坐云云とある、

征和二年、巫蠱事作、帝如甘泉、以江充爲使者、治巫蠱獄、掘太子宮、云得木人尤多、太子懼、使客佯爲使者、收捕充斬之、白母衞皇后、發中廐車、載射士、出武庫兵、發長樂宮衞卒、上從甘泉來、詔發三輔兵、丞相劉屈氂將之、太子亦矯制發兵、逢丞相軍、兵合戰五日、死者數萬、皇后自殺、太子亡、至湖自經死、後有高廟寢郎田千秋、上書言、有白頭翁、教臣云、子弄父兵、罪當笞、上悟曰、此高廟神靈告我

于欲降之、幽武置大窖中、絶不飲食、武齧雪與旃毛幷咽之、數日不死、匈奴以爲神、徙武北海上無人處、使牧羝、曰、羝乳乃得歸、

【字解】 大窖、窖は山腹を掘つて米穀を蓄藏した舊の穴倉である、齧、カムと訓む、噬也、旃毛、坐に敷く所の毛氈、咽、ノムと訓む、呑也、牧羝、羝は牧牛、牧は畜ふなり、乳、子を孕むこと、凡そ人畜ともに子を孕む時は必ず乳房が大きくなる、故に乳といふ、

【解釋】 天漢元年に、帝は中郎將の蘇武を遣つて匈奴に使せしめた、さて蘇武が匈奴に著いて後、單于は蘇武を降して自分の臣と爲さんとした、然し蘇武は應じなかつたから、單于は武を大窖の中に幽閉し、一切の飲食を與へなかつた、これは武をして饑死させる爲めであつたのである、此の時武は、雪と旃毛とを噬み、之を呑んで居たから、數日を經ても死ななかつた、匈奴は之を見て大に驚き武を以て神樣であると思ひ、遂に北海の附近の無人の地に遷し、其處で牡牛を畜はさせた、そして曰ふのに、此の牡牛が孕んで子を産んだならば、汝を漢に歸してやらうと、蓋し牡牛は雄であるから何年經つても子を産むことが無いのである、故にこれは蘇武に對し永久に漢に歸さない意を嘲り諷したのである、因に此の語は、昔し戰國の世、秦が燕の太子丹を捕へたとき、丹に向つて、馬が角を生ずる時に釋さんといふたのと同じである、

二年、遣李廣利、擊匈奴、別將李陵敗降虜、

【解釋】 二年に、李廣利を遣はして匈奴を擊たせた、此の時、別軍の將李陵といふ者が、敗戰して匈奴に降服した、

上以法制御下、好尊用酷吏、東方盜賊滋起、遣使者衣繡衣持斧督捕、得斬二千石以下、

【字解】 酷吏、法令を執行し、嚴酷にして涙無きの官吏、滋、シゲクと訓む、繁也、繡衣、錦を以て縫取りをした美麗な衣服、

【解釋】 上は法律制度のみを以て下民を統御し、絶へて德政を施かなかつた、故に好んで酷吏を尊信し任用した、この時東方に盜賊が起り、盛んに橫行したから、上は之を鎭定する爲めに使者を送つたが、その使者には特に錦繡の衣服を著、大斧を持たせ、所在の吏民を監督捕縛させ、且つ二千石郎ち大守以下の官吏にして、惡を爲す者があつたならば、上の許可を得ず、勝手に斬ることの出來る權を授けた、蓋し上が使者に錦繡を著せたのは、特に之を寵幸した爲めであつて、斧

【字解】昆明、西夷の一種族の名、

【解釋】六年に昆明の蠻族を討伐した、因に昆明には滇といふ地があつてその廣さは方三百里程ある、帝が嘗て長安に一大池を穿ち、之を混明池と名づけ、士卒をして水戰を練習させたのは、此の歳に昆明を擊つ準備をしたのである、

太初元年、帝如泰山、十一月甲子、朔旦冬至、作太初曆、以正月爲歳首、

【字解】如、ユクと訓む、行也、甲子、曆日の名、朔旦、月の初めの日、俗にツイタチ、冬至、トウジと訓む、一年に於て尤も日が短くて夜の長い日、而して朔日が冬至に當ると之を朔旦冬至といふて祥瑞としたのである、歳首、歳の初め、即ち元日、

【解釋】太初元年に帝は泰山に行つて天を祭つた、さて此の歳の十一月の甲子の日は、丁度朔日で、又冬至に當り、祥瑞日であつたから、帝は玆に曆法を改定し、始めて太初曆を作つた、而して此の十一月を改めて正月と爲し、朔日を以て歳首と爲した、即ち十一月一日を改めて太初元年正月一日と爲したのである、因に漢は是の時迄十月を以て歳首として居たが、こゝに至つて十一月に改めたのである、

遣李廣利伐大宛、不克、

【解釋】此の歳に、將軍姓は李名は廣利を遣し西域の大宛國を討伐させたが、勝利を得なかつた、

遣趙破奴擊匈奴、敗沒、

【解釋】此の歳に、又姓は趙名は破奴を遣はして匈奴を擊たせたが、勝利を得ることが出來ず、且つ破奴は陣死した、

三年、匈奴大入、破塞外城障、

【字解】城障、漢の制では各塞の要處に、別に城を築き、人を置いて之を守らせ。之を侯城と謂ふた、故に城障とは此の侯城のことである、

【解釋】三年に、匈奴が大擧して入寇し、塞外に在る城障を破つた、

大發兵、從李廣利伐宛、宛降、得善馬數十匹、

【解釋】此の歳に、大に兵を發して李廣利に屬せしめ、大宛を征伐した、而して大宛は降服し、李廣利は駿馬數十頭を得て凱旋した、

四年、匈奴單于使使來獻、

【解釋】四年に、匈奴の單于が、使者を遣して寶物を獻じた、これは和親の意を表したのである、

天漢元年、遣中郎將蘇武、使匈奴、單

や南越王の首級は既に我が宮殿の正門に懸つて居る、卽ち南越王は既に漢に降服したことで、漢の兵威は實に盛んである、今單于其方は漢に降服するの意なく、よく漢と一戰を交へたいと思ふならば、天子自ら將として相手となり、國境に待つて居るから、早く出で戰へよと、これは帝が匈奴を威赫して降服を勸めたのである、然し單于は大に怒つて之に應じなかつた、

帝如緱氏、登中嶽、遂東巡海上、求神仙、封泰山、禪肅然、復東北至碣石還、

【字解】如、ユクと訓む、行也、緱氏、縣の名、今の河南省河南府偃師縣の南、中嶽、嵩山なり、今の河南省河南府登封縣に在る、肅然、泰山の下にある小山の名、碣石、山の名、今の直隸省平灤府驪城縣の西南に在る、

【解釋】此の歲に、帝は緱氏縣に行き、嵩山に登つて封禪し、遂に東の方東海上に浮んで神仙を求めた、それから更らに泰山に登つて天を祭り、肅然山に登つて地を祭り、復た更らに北に巡行して碣石山に至り、天地の神を封禪して還幸した、

滇王降、置益州郡、

【字解】益州郡、今の四川省成都府都縣治、

【解釋】此の歲に滇國の王が降服した、依て其地に益州郡を置いた、

三年、擊樓蘭虜其王、擊車師破之、

【字解】樓蘭、車師、共に西域の國名、

【解釋】三年に、帝は樓蘭國を擊つてその王を虜にした、又車師國を擊つて之を破つた、

朝鮮降、置樂浪、臨屯、玄菟、眞番郡、

【字解】樂浪、今の平壤の地、臨屯、今の京城の西南の地、玄菟、今の咸興府、眞番、今の京城の西の地、

【解釋】朝鮮王が降服した、依て其地に樂浪、臨屯、玄菟、眞番の四郡を置いた、

匈奴寇邊、遣兵屯朔方、

【解釋】匈奴が邊境に入寇した、依て兵を遣はし、朔方郡に屯營して之を防がせた、

五年、南巡江漢、至泰山增封、

【解釋】五年に、帝は南の方、江水漢水の流域の地を巡狩し、遂に泰山に登り、元年に築いた壇を增築して、復た天を祭り福祉を祈つた、

六年擊昆明、

降を僞り、牛の腹中の書を僞つた爲めに誅せられたのである、

西域始通、置酒泉武威郡、

【字解】酒泉、郡の名、今の甘肅省肅州治、武威、郡の名、今の甘肅省永昌府、

【解釋】此の年に、西方の夷が始めて漢と交通をした、これは實に張騫が西域に使してから十年目である、依て上は酒泉武威の二郡を置いて之を治めた、

五年、遣將軍路博德等、擊南越、

【解釋】五年に、姓は路名は博德といふ將軍を遣し、南越の國を擊たせた、これは南越王が反したからである、

方士五利將軍欒大、以詐誅、

【字解】五利將軍、文成將軍と同じ性質の官名、史記孝武本紀に天子及見欒大、大悅、大爲人、長美、言多方略、而敢爲大言云云、上乃拜大爲五利將軍とある、

【解釋】此の年に、嘗て五利將軍の官を授けられた方士、姓は欒名は大といふ者が、曩きの文成將軍と同じく、詐りをいふた罪により、誅せられた、史記孝武本紀に、五利治裝行、東入海、求其師云云、而五利將軍使不敢入海、之泰山祠、上使人微隨驗、實無所見、五利妄言、見其師、其方盡多不讎、上乃誅五利とある、卽ち五利將軍は、海に入つて、その師を求めると妄言した罪により、誅せられたのである、

六年、討西羌平之、

【解釋】六年に西羌國が反したから、討伐して之を平定した、後漢書西羌傳に、羌出三苗、舜竄之三危、河關西南羌是也とある、河關は今の甘肅省蘭州府河州の西に在る地である、

南越平、置九郡、

【解釋】此の歲に南越を平定し、新に南海、蒼梧、鬱林、合浦、交趾、九眞、日南、珠厓、儋耳の九郡を置いた、

元封元年、帝出長城、登單于臺、遣使告單于曰、南越王頭、已懸於漢北闕下、今單于能戰、天子自將待邊、

【字解】單于臺、匈奴の單于が築いた臺であるから、單于臺といふ、北闕、未央宮の北の門、顏師古が說に、北闕未央宮北闕也、未央殿、雖南嚮、而以北闕爲正門、又有東門東闕、至西南兩面無門闕矣とある、

【解釋】元封元年に、帝親ら萬里の長城を出で、單于臺に登つた、而して使を匈奴に遣はして單于に告げて曰ふのに、今

奴、過焉支、祁連山而還、匈奴渾邪王降、置五屬國、以處其衆、

【字解】驃騎將軍、驃は勁疾の貌、故に驃騎とは馬に乘つて疾風の如く走る騎兵のことである、而して驃騎將軍とは、大將軍と同等の官である、焉支、西域に在る山の名、祁連山、天山なり、匈奴は天を稱して祁連と曰ふから、從つて天山を別に祈連山といふたのである、

【解釋】二年に、上は姓は霍名は去病といふ者を以て驃騎將軍と爲し、匈奴を擊たせた、因て去病は進んで匈奴を敗り、焉支祈連の二山を占領し大勝を得て歸還した、此の年匈奴の一種族渾邪王が降服した、依て五の屬國を置いてその降民を處置した、五屬國を置くとは來降した民を隴西、北地、上郡、朔方、雲中の五郡に徙し置き、各〻その本國卽ち匈奴の風俗習慣を改めず、そのまゝにして漢に屬せしめたのである、而して之を郡といはないで屬國といふたのは、中國の郡縣と區別したのである、因に西河舊事に、焉支山水草茂美、宜畜牧、與祁連同、匈奴失此二山、歌曰、亡我祈連山、使我六畜不蕃息、失我焉支山、使我婦女無顏色とある、

三年、匈奴入右北平定襄、

【解釋】三年に匈奴が右北平郡と定襄郡に來寇した、右北平郡は今の甘肅省平凉府平凉縣治、定襄郡は今の山西省忻州定襄縣治、一說に定襄は當に定西に作るべしとしてある、定西は今の甘肅省鞏昌府安定縣治である、

四年、遣衛青霍去病、擊匈奴、去病封狼居胥山而還、

【字解】狼居胥山、奴匈に在る山、

【解釋】四年に、上は大將軍衛青と、驃騎將軍霍去病とを遣して匈奴を擊たせた、此の時霍去病は狼居胥山に登り、土を築いて壇を造り、天を祭つて凱旋した、

元鼎二年、方士文成將軍李少翁、以詐誅、

【字解】文成將軍、武官で無い者に授ける一種の官名である、史記武帝本紀に齊人少翁、以鬼神方見上、上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方術、蓋夜致王夫人及竈鬼之貌云、天子自帷中望見焉、於是乃拜少翁爲文成將軍、賞賜甚多、以客禮禮之とある、

【解釋】元鼎二年に、嘗て文成將軍の官を授けられた方士、姓は李名は少翁といふ者が、上を詐はつた罪により、誅せられた、史記孝武本紀に之を書して、文成又作甘泉宮、中爲臺室、畫天地泰一諸神、而置祭具、以致天神、居歲餘、其方益衰、神不至、乃爲帛書、以飯牛、詳弗知也、言此腹中有奇、殺而視之得書、書言甚怪、天子疑之、有識其手書、問之人、果僞書、於是誅文成將軍とある、卽ち少翁は天神の來

を置いて之を統治した、

五年、公孫弘爲丞相、封平津侯、上方興功業、弘於是開東閤、以延賢人、

【字解】平津侯、平津の邑に封ぜられたこと、平津は今の直隷省順天府霸州治、東閤、閤は小い門、此の門は東向に建てられてあるから東閤といふたのである、

【解釋】五年に公孫弘が丞相と爲り、且つ平津侯に封ぜられた、當時上は方さに功業を興して、漢室の威を天下に輝さんとして居る最中であつたから、弘も亦此の方針を翼賛する爲めに、特に東閤を開いて天下の賢者を延いた、これは賢士をして謀議に參與せしめる爲めであつたのである、因に賢者を東閤から入れたのは、特に之を尊んで、掾吏などの屬官と區別したのである、

匈奴寇朔方、遣衞青率六將軍擊之、還、以青爲大將軍、

【字解】六將軍、蘇建、李沮、公孫賀、李蔡、李息、張次公、

【解釋】此の年に匈奴が朔方郡に入寇したから、上は將軍衞青を遣し、六將軍を率ゐて之を擊たせた、かくて衞青は匈奴を擊退して凱旋したから、上はその功を嘉し、衞青を以て大將軍と爲した、通鑑に之を書して、得裨王十餘、男女萬五千餘、畜數十百萬とあるから衞青は實に大勝を博したのである、

匈奴入代、

【解釋】此の年に匈奴が代郡に入寇した、

六年、春遣衞青等六將、擊匈奴、夏再遣、

【字解】六將軍、中將軍公孫敖、左將軍公孫賀、前將軍趙信、右將軍蘇建、後將軍李廣、强弩將軍李沮、

【解釋】朔元六年の春に、上は大將軍衞青及び六將軍を遣はし匈奴を擊たせた、又此の年の夏にも、再び此等の將軍を遣はして匈奴を伐たせた、

元狩元年、遣博望侯張騫、使西域、通滇國、

【字解】滇、西夷に在る國、春秋の時楚の莊王の弟莊蹻が始めて都した處である、

【解釋】元狩元年に、上は博望侯張騫を遣はし、西域即ち西方の蠻夷に使せしめた、そこで張騫は滇國を說き、之と交通することを約束した、

二年、以霍去病爲驃騎將軍、擊敗匈

之に事へ、此の翁に對しては正面から仰ぎ見ることが出來なかつた、一日此の老翁は弘を訓戒して曰ふのには、公孫子よ、君は正しき學藝を務め、常に之に基いて言論を爲せよと、これは學者たるものは常に廉直にして名節を重じ、決して不正の學術を爲して世人に阿詔してはならぬといふことを言ふたのである、

六年、初算商車、

【解釋】六年に、初めて商人の有する船と車との數を調査し、車一輛に若干金、船一艘に若干金の税を課した、これが船車から税を取つた始めである、

匈奴寇上谷、遣將軍衛青等擊却之、

【字解】上谷、古の幽州の西北に在つた地で、今の直隸省宣化府懷來縣の南、

【解釋】匈奴が上谷に入寇して來たから、上は將軍衛青等を遣はし、擊つて之を退けた、

元朔元年、主父偃上書、諫伐匈奴、嚴安亦上書、及徐樂亦上書云、陛下何威而不成、何征而不服、書奏、上召見、曰、公等皆安在、何相見之晚也、皆拜郎中、是秋、匈奴入寇、二年、又入寇、遣衛青等擊之、遂取河南地、置朔方郡、

【字解】威、オドスと訓む、威を示して恐怖させることで、即ち威赫すること、安、イヅクニカと訓む、何處也、晚、オソシと訓む、遲也、朔方郡、今の陝西省楡林府懷遠縣の西、

【解釋】文朔元年に、姓は主父名は偃といふ者が上書して、匈奴を伐つことの無謀なるを諫め、之を止めんことを乞ふた、又嚴安といふ者も上書して、匈奴を伐つの非なることを諫めた、又徐樂といふ者も上書して諫めて曰ふのに、陛下の威光を以てすれば何を威しても成らないことは無く、何を征しても服しないものは無い、即ち陛下の威權を以てすれば天下何物も意のまゝに成し遂げられるのである、然し兵は民命の繫はる所であるから、輕しく起すべきもので無いと、かくて上は此等の人を召し見て曰ふのに、貴公等は今迄何處に居つたのであるか、朕は何ぞ相見るの遲いことであるかと、これは上が主父等が諫めを嘉納し、且つ痛くその人物を褒め、早く面會して意見を聞かなかつたことを遺憾に思つたからである、かくて上は主父以下三人を皆郎中の官に擢拔した、是の歲の秋、匈奴は再び入寇し、二年に至つて又入寇した、是に於て、上は已むを得ずして兵を動かし、將軍衛青等をして之を討伐させた、而して遂に河南の地を取り、新たに朔方郡

をいふ、縣次續食、縣は承け次ぐことで、郡縣の縣でない、續は接續、食は飲食、言ふは次（ツギ）を承けて次第に接續して飲食を供給せしめること、計、計簿を朝廷に上る使、漢の代に於ては、各郡國から毎年此の計使を遣はして計簿を朝廷に上つたのである、偕、トモニと訓む、倶也、供也、菑川、郡の名、今の山東省般陽府、和德、中和の德、即ち渾然として明玉の如き德のこと、氣、意志、即ち心から發する喜怒哀樂の情をいふ、金馬門、門の名、一に魯班門といふ、當時馬の善惡良否を相する人に東門京といふ者があつた、此の人銅を以て馬を鑄造し、之を上に獻じた、上は之を魯班門に立てさせた、因て魯班門を改めて金馬門と名げたのである、仄目、仄はソバダツと訓む、恐懼して正視せざること、公孫子、子は君（クン）の意、敬語、曲學、曲りたる不正の學問、阿世、阿は阿（オモネ）り諂ふこと、士たる者の本義を忘れ、世間の風潮に迎合して虛名を得んとすること、

【解釋】　上は官吏と人民の中に於て、當代の事務を明かに知り、兼ねて先聖の學術に習熟して居る者が有れば、直ちに之を京都に召し寄せた、而してその之を召し寄せる方法は、各郡國をして次第に相接續して、徵士に飲食を給與せしめ、毎年計簿を上る使者と共に入京させたのである、即ち各郡國では、毎年一回、その一歲に要した會計を記載してある計簿を、朝廷に上る爲めに、計使を上京させるのであるから、彼の徵士は此の計使と共に上京する樣にさせたのである、而して此の場合には徵士の飲食は、徵士が通過する沿道の各郡國をして給與させ、次第に連續して京都に至らせたのであるから、徵士は公費を以て京都に來ることが出來たのである、此の時菑川郡の人で、姓は公孫名は弘といふ者が、召に應じて京都に來り、策問に對へて曰ふのに、凡そ上に在る人君たる者が天に順ひ、心に中和の德があれば、下に在る百姓は、自然その感化を受けて相和合し、以て平和の惠澤に浴し、太平を樂むに至るものである、故に人君の心の中和は、國家治道の源泉である、さて此の心が中和であれば、之から發する意志も亦中和である、而して意志が中和であれば、之が形に現はれ、その人の容貌は中和である、而して容貌が中和であれば、その人の發する聲色も亦中和である、さて此の如く身心共に中和であれば、則ち玆に始めて天地の中和と相應じ、天人一體となるのであるから、陰陽相和し風雨時に來り、天下治まらざらんことを望んでも、得べからざるに至るのであると、弘は、かく對策して之を奏した、時に弘と同じく對策した者が百餘人あつたが、上は弘が對へを以て、擢でゝ第一等と爲し、金馬門に待詔せしめた、待詔とは天子の詔命を待つ義である、凡そ才藝を以て徵召せられて、その選に當つた者は、未だ正官が無いから、之を待詔と稱し、金馬門に居て、正官に任命せられる詔の降るのを待つて居たのである、さて又當時齊國の人で、姓は轅名は固といふ人があつたが、その齡は旣に九十歲以上であつた、而して此の老翁も亦公孫弘と同じく賢良の科目を以て徵召されたのである、然し公孫弘は畏敬して

覺り、兵を引いて塞外に去つた、是れから匈奴は漢の不信を憤り、從來の和親を絶つて絶交し、屢、漢の當路の堡塞を攻め、邊民を苦めた、因に上は計畫の不成功を怒り、王恢を廷尉に下して自殺させた、

唐蒙上書、請通南夷、拜蒙中郎將、將千人入夜郎、夜郎侯聽約、以爲犍爲郡、又拜司馬相如爲中郎將、通西夷、邛筰冉駹置郡縣、西至沬若水、南至牂牁爲徼、

【字解】夜郎、國の名、今の貴州省遵義府遵義縣、邛、西夷の國名、武帝之を開いて、越巂郡と爲す、筰、西夷の國名、武帝之を開いて沉黎郡と爲す、冉駹、共に西南の二蠻族の領土、武帝之を開いて汶山郡と爲す、沬若水、沬水と若水、牂牁、西南夷の國名、徼、邊塞なり、凡そ西南の國境を徼といひ、東北の國境を塞といふ、

【解釋】唐蒙といふ者が上書して、南方の蠻夷に通じ以て漢の屬郡と爲さんことを請ふた、上は之を許し蒙を中郎將と爲し、兵千人を率ゐて夜郎國に攻め入らせた、夜郎國の王は大に驚き、唐蒙の命に從ひ、漢の約束政令を奉ずることを承諾した、依て上はその國を以て犍爲郡と爲した、上は又姓は司馬名は相如といふ者を以て中郎將と爲し、西方の蠻夷に遣つて其要求を許し、その國邛、筰、冉、駹に郡縣を置いて之を統轄させた、而して西は沬水若水に至り、南は牂牁に至りて徼を造り、以て中國と西夷との國境を定めた、因に上が司馬相如を遣して西夷に通ぜしめたのは、西夷の王等の要求を容れたからである、初め西夷の王等は南夷の夜郎國が漢の命を奉じて多く賞を得たことを聞き、之を羨み、自分等も之を得んと欲し、さてこそ漢の遣使を請求したのである、

徵吏民有明當世之務、習先聖之術者、縣次續食、令與計偕、菑川公孫弘、對策曰、人主和德於上、百姓和合於下、故心和則氣和、氣和則形和、形和則聲和、聲和則天地之和應矣、策奏、擢爲第一、待詔金馬門、齊人轅固、年九十餘、亦以賢良徵、弘仄目事之、固曰、公孫子、務正學以言、無曲學以阿世、

【字解】徵、メスと訓む、召し集めること、先聖之術、堯舜孔孟の學術

レ死、上信レ之、始親祠レ竈、遣ニ方士、人レ海求ニ蓬萊安期生之屬、海上燕齊迂怪之士、多更來言ニ神事一矣、

【字解】 巧發奇中、巧みに詭異の言を發し、それが不思議にも、上の意に思つて居ることに適中したこと、致物、祥瑞の物現はれ出づること、丹砂、土中より產する藥の名、之を細末として飮むと、强壯劑になるといふことである、化爲黃金、丹砂が化して金となること、大洞鍊が眞經に、丹砂鍊レ之一返 而成ニ白銀一、二返 而爲ニ黃金一也とある、安期生、古の仙人で、蓬萊島に住んで居たと傳へられた人、

【解釋】 二年に、方士の李少君といふ者が上に見へ、巧發奇中の言を爲したから、上は之を奇とし、深く尊信した、さて此の李少君が曰ふのに、竈の神を祀るときは、藥物瑞祥等、何んでも欲する所の物が見はれ出るから、之を求め得ることが出來るのである、卽ち黃金を得んと欲して竈の神を祀り、その前で丹砂を鍊ると、すぐ之を化して黃金とすることが出來る、又その黃金を以て飮器を作り、之を以て酒を飮めば、以て海中に在る蓬萊島の仙人を坐ながら見ることが出來る、又その仙人を見たならば、封禪して之に敬事すると、その利益に依つて、死ぬることは無いのであると、如何にも辯巧みに述べ立てたから、上はいよ〳〵之を妄信し、始めて親ら竈を祀り、又方外の士を海に遣りて、蓬萊島に在る仙人安期生などの輩を求めさせた、かくて上が方士の言を信ずることが遠近に聞へたから、東海に濱する燕齊諸國の迂遠、怪誕の士が、爭ふて京都に來り、神仙の事を言ひ、以て己れを利せんとを謀つた、史記孝武本紀に、少君言ニ於上一曰、祠レ竈則致レ物、致レ物而丹砂可レ化ニ爲黃金一、黃金成以爲ニ飮食器一則益レ壽、益レ壽而海中蓬萊僊者可レ見、見レ之以封禪 則不レ死、黃帝是也 云云とある、

上用ニ大行王恢議一、遣ニ恢等、將レ兵匿ニ馬邑旁谷中一、陰使下聶壹誘ニ匈奴一、入レ塞而擊上レ之、單于覺而去、自レ是絕ニ和親一、攻ニ當路塞一、

【字解】 大行、官の名、通事舍人の官の如きもの、馬邑、郡の名、今の山西省朔平府朔州の東北に在る、匿、カクルと訓む、隱也、當路塞、直ちに匈奴の通路に當る堡塞、

【解釋】 上は大行の官に在る王恢が建議を用ゐ、王恢等を遣はして匈奴を擊たせた、此の時上は王恢等に下の如き計を授けた、それは王恢等をして馬邑の傍なる谷の中に匿れて居らせ、一面には陰かに聶壹をして匈奴を欺き、之を誘ひ出して邊塞に入れ、然る後に之を擊つことを以てした、因て王恢等は此の策戰を實施したが、匈奴の單于は事を以て此の計を

だ至らざる內に、閩越は兵を引いて去つた、かくて東甌は、その國を擧げて內地に徙らんことを請ふたから、上は乃ち之を許し、その衆を江水淮水の間に遷した、

帝始爲微行、起上林苑、

【字解】微行、微賤の者が著る著物を著王者たることを知らせぬ樣にして隱れ行くこと、上林苑、天子の園囿、起、修營すること、

【解釋】帝は始めて微行して上林苑に行き、親ら監督して苑の修營を起した、この上林苑は高帝の時蕭何の請に因りて、人民をして耕して田と爲したものであるが、是に至り又修めて官苑としたのである、

五年、置五經博士、

【解釋】五年に五經博士の官を置いた、五經は詩經、書經、易經、禮記、春秋で、博士は各〻一經を專門に修むる官である、故に武帝は始めて詩博士、書博士、易博士、禮博士、春秋博士の官を置き、各博士をしてその專門の經を研究させたのである、因に六經の內、樂は已に滅びて傳はらなかつたから、五經といふたのである、曩きに董仲舒が對策に、六藝といふたのは、樂は唯名だけであつたのである、

六年、閩越擊南越、遣王恢等擊之、

【字解】南越、南越は南粤で、今の雲南省曲靖府南寧縣の東南の地、

【解釋】六年に閩越が南越を擊つたから、帝は王恢等を遣はして閩越を擊たせた、

元光元年、初令郡國擧孝廉各一人、

【字解】孝廉、孝はよく父母に事へるものを謂ひ、廉は利慾の爲めに行を汚さざる清廉潔白の人をいふ、

【解釋】元光元年に、初めて天下の郡國に令し、各郡各國から、孝行の者一人、清廉の者一人を選んで京都に進貢させた、これは董仲舒が建言に從つたのである、さて郡は天子の公領で、國は諸侯王の私領である、周の時は、諸侯王をして、各〻その國を治めさせたが、漢に於ては之を改め、郡には守を置き、國には相を置き、而して此等の郡守は中央政府に於て之を統轄し諸侯王をして自ら政事に與らしめなかつたのである、彼の董仲舒が江都王の相と爲つたのも、天子から江都の地を治むることを命ぜられたのであるから、江都國の政權は董仲舒に在つて江都王には無かつたのである、卽ち王は坐して邑の收入を受くる迄であつたのである、故に漢代に於ては天下の郡國は盡く天子の政治が行はれたのである、

二年、方士李少君見上、善爲巧發奇中、言祠竈則致物、而丹砂可化爲黃金、蓬萊仙者可見、見之以封禪則不

る、何となれば、今や天下に於ては師たるものは、皆各〻その道を異にし、人人は皆各〻その議論を異にし、百家の說、紛紛然として興起して居る、故に愚昧なる臣の意見にては、諸の六藝の科目、卽ち孔子の學術で無いものは、皆その道を禁絕し、その邪說を灰滅したいものである、かくして邪說を滅絕すると、聖朝の統ぶる紀綱は一となるべく、國家の法度は明になるべく、從つて天下の人民は、その適從する所を知るに至るのである、故に現今の急務は邪說を禁絕して、學制を統一し、以ていよ〳〵孔子六藝の學を奬勵するに在るのであると、蓋し當時黃帝老子の道學、申子韓非子の刑名學などが盛んに世に行はれて居たから、董仲舒は之を切言してその禁絕を叫び、儒學の振興を鼓吹したのである、かくて上は董仲舒の對策を褒めて善しと稱し、江都王の相國と爲して その功に酬ひた、

上使使者奉安車蒲輪束帛加璧、迎魯申公、既至、問治亂之事、公年八十餘、對曰、爲治不在多言、顧力行何如耳、

【字解】 安車、高祖末年の條を見よ、蒲輪、蒲といふ草を以て車の輪を包み、以てその動搖を防いである車、今のゴム輪の車の如きもの、束帛加璧、下に束帛をしきて上に璧を加ふることで、德のある人を美なる玉に比し、之を尊ぶ時の禮法である、束帛とは十反の帛を一束となしたるもの、顧、顧念すること、力行、力は勉め勵むこと、卽ち努力、行は實踐躬行すること、

【解釋】 上は使者をして安車蒲輪を奉じ、且つ十反の帛に美玉を添へて魯に至らせ、老儒申公を招聘させた、既にして申公は京都に來たから、上は之を引見して治亂の分るゝ所以を問ふた、時に申公は歲八十以上の老翁であつたが、對へて曰ふのに、凡そ政を爲し、天下を太平に治むるの要道祕訣は、口舌を以て多く議論するに在るのではない、只努力實行するや否やを顧念するに在るのであると、これは實行が必要であつて、議論は無用であるといふ意である、當時上は文詞を好んで實行を顧なかつた弊があつたから、申公の對を聞き、默然として言が無かつたといふことである、

三年、閩越擊東甌、遣使發兵救之、徙其衆江淮間、

【字解】 閩越、國の名、その王嘗て百越の兵を帥ゐて高帝を助けた、今の福建省の地方にあつた國、東甌、國の名、今の浙江省處州府麗水縣、

【解釋】 三年に閩越が東甌を擊つたから、東甌は救を漢に求めた、依て上は使を遣はし、兵を發して之を救はせたが、未

【字解】大學、天子直轄の學校、所關、關はヨルと訓む、由也、由て出づる所の意、明師、聰明博識の先生、

【解釋】董仲舒は又策問に對へて曰ふのに、凡そ天下の賢士を養成するには、大學より大なるものは無い、大學は實に賢士の由て輩出する所で、又眞に教化の本源である、故に願くは大學校を興し、明師を置き、以て天下の賢士を養いたいものであると、因に賢士は國民を教化指導するものである、而して此の賢士は大學で養成するのであるから、之を喩へて曰へば大學は河水の源の如きものである、これ大學を以て教化の本原なりといふ所以である、

又曰、郡守縣令、民之師帥、所使承流而宣化也、宜使列侯郡守各擇其吏民之賢者、歲貢各三人、

【字解】師帥、之に教ふるを以て師と曰ひ、之に長たるを以て帥といふ、貢、ミツグと訓む、進貢すること、

【解釋】董仲舒は又策問に對へて曰ふのに、凡そ郡の守、縣の令は、民に教へ、民に長たるべき者で、卽ち上の流風を承けて教化を下に宣傳する所のものである、故に宜しく列侯郡守をして、各その治下の官吏若くは人民の賢なる者を選び、毎年一地方につき三人づゝを京都に進貢せしめたいものである、かくすると、郡守縣令は心を賢を求むに用る、從つて教化を振興するといふ大主意をよく下に宣傳することに盡す樣になるのであると、

又曰、春秋大一統者、天地之常經、古今之通誼也、今師異道、人異論、臣愚以爲、諸不在六藝之科、孔子之術者、皆絕其道、然後統紀可一、法度可明、而民知所從矣、上善其對、以爲江都相、

【字解】大一統、孔子の書いた春秋經には、元年春王正月と書し、正を周室に歸して之を尊崇してある、これは王者が天下を一統するの名分を光明にし且つ正大にしたものであるといふ意、常經、確定して動すべからざるすぢ道といふ義、常道に同じ、通誼、義なり、古今を通じて悖らざる義理といふ義、六藝、六經なり、卽ち詩經、書經、易經、禮記、春秋經、樂をいふ、江都、國の名、今の江蘇省楊州府江都縣、

【解釋】董仲舒は又策問に對へて曰ふのに、孔子の書いた春秋の書は、王者が天下を一統することを公明正大にしたものであつて、これは天地の常經、古今の通義である、而して今我が學統に於ても、春秋に倣ひ之を統一せねばならぬのであ

の心を正しくすることが出來る、朝廷に在る公卿大夫がその心を正しくすれば、以て天下百官の心を正しくすることが出來る、天下百官がその心を正しくすれば、以て天下萬民の心を正しくすることが出來る、天子萬民がその心を正しくすれば、以て四夷の蠻族の心を正しくすることが出來る、かくて四夷の蠻族が皆その心を正しくすると、玆に始めて、近く在朝の群臣より、遠く四夷の蠻族に至る迄、皆悉く一正に歸するのである、卽ち天下擧つて唯一の正しき心になるのである、既に天下を擧げて一の正しき心になれば、玆に始めて天地の心と同體になるのであるから、決して邪氣などが、その間を犯し亂すことが無いのである、既に邪氣がその間を犯し亂すことがないから、玆に陰陽相調和し、寒暑順に來り、風雨その時に順ひ、許多の生靈は相和らぎ、幾億の人民は相蕃殖し、諸の幸福は之を招き寄せることが出來、諸の瑞祥は悉く至らぬことは無い樣になり、玆に天下は太平無事になるのである、さて此の如くなつて始めて天下に帝王たる者の道は完全に成就したので、堯舜の治も之に過ぎないのである、今陛下は、德行高くして恩澤は厚く、智は聰明にして心は美しく、分けて天下の民を愛撫し、天下の賢才を好愛せられ、その己れの心を正しくするの道は至れり盡せりである、然るに教化の道未だ立たず、萬民の心未だ正しからざるは何故であるか、臣愚の察する所によれば、これ舊弊を棄て新法を行はない、卽ち民を改め化することをしないからであると思ふ、凡そ治道の要は喩へば琴瑟を鼓すると同じである、琴を彈ずるに當り、その調子が甚だそろはない時は、必ずその舊い絃を解き棄て、更らに新らしい絃を張り更へるのである、かくして彈ずる時は始めて調子がそろうものである、政治の要も亦之と同じく、その政が甚だしく行はれない時は、必ずその方法を變じ、新らしき手段を以て之を教化すると、始めて治めることが出來るのである、卽ち舊弊を去つて新法を行へば、それで宜しいのである、抑、漢が天下を保有してから、常に天下の能く治まらんことを欲し、鋭意治道を謀つたが、今に至る迄能く治むることが出來ない所以は、これ是非改め化すべき事があるのに係はらず、之を改め化せず、依然として舊法を墨守したからである、今陛下は、既にその心を正ふせられて居られるのであるから、よく思をこゝに潛め、一段の精勵を出たされたならば、在廷の臣は勿論遠き夷狄迄正一に歸し王道を全ふすることは、期して待つべきであると、董仲舒はかく對策した、

又曰、養士莫大乎太學、太學者、賢士之所關也、教化之本原也、願興太學、置明師、以養天下之士、

【字解】 賢良、才德あつて賢きこと、方正、品行言語の正しきこと、直言、權貴に媚びずして正しく議論すること、極諫、君に對して飽く迄諫めること、策問、策は竹の札を編んだもの、問は政治の得失や經籍の意義などを問ふこと、卽ち學士書生に對して、政治經學に就いて或る問題を與へ、彼等をして各その意見を此の竹の札に書して對へさせ、以てその學識の優劣、文辭の高下を判定したことで、當時の文官登庸試驗の如きものである、因に昔紙が無かつた時代には竹の札に字を書いたのである、廣川、邑の名、今の山東省青州府臨淄縣の地、

【解釋】 帝位に卽くの初めに、賢良、方正、直言、極諫の四科目を設け、以て各科の名士を召し帝親ら之が策問を試みた、時に廣川の邑の董仲舒といふ者が策問に預つたが、その對へに曰ふのに、凡そ事の成功は勉強に在るのである、勉強して學問する時は、耳に聞き目に見る所のもの博くなるから、智識は益〻明になるのである、又勉強して人倫の道を行へば、德風日に起りて、大に治世に功益を與へるのである、さて治世に功益を與へ、智識益〻明になるのは、これ卽ち成功であつて、その基く所は勉強に在るのであるから、すべて事は勉強を以て第一とすべきものであると、

又曰、人君者正心以正朝廷、正朝廷以正百官、正百官以正萬民、正萬民、以正四方、四方正、遠近莫不一於正、而無邪氣奸其間、是以陰陽調、風雨時、群生和、萬民殖、諸福之物、可致之、祥莫不畢至、而王道終矣、陛下行高而恩厚、知明而意美、愛民而好士、然而教化不立、萬民不正、譬琴瑟不調甚者、必解而更張之、乃可鼓也、爲政而不行甚者、必變而更化之、乃可理也、漢得天下以來、常欲治而至今、不可善治者、當更化而不更化也、

【字解】 四方、四裔なり、猶は四夷といふが如し、奸、オカスと訓む、犯也、邪氣、惡い氣、卽ち氣候の不順や天變地異などをいふ、群生、萬民に同じ、殖、多く生れて成育すること、畢、悉くなり、知明、知は智に同じ、智慧があつて聰明なること、意、コヽロと訓む、心也、可鼓、彈ずることが出來る意、理、オサムと訓む、治也、更化、更は改なり、化は敎化なり、

【解釋】 董仲舒は又策問に對へて曰ふのに、人君たる者は、先づ第一に自分の心を正しくすることが肝要である、凡そ人君が先づ自分の心を正しくすれば、以て朝廷に在る公卿大夫

【解釋】 漢興りて天下を統治して以來、法令の繁苛を掃除して民に便利を與へ、民と共に泰平を樂んだ、その上孝文皇帝は恭敬儉約を以て民を遵へた、而して孝景皇帝が帝業を繼ぐに至るまで、凡そ五六十年の間は、惡しき風俗は之を改良して善良にした、故に人民は皆醇厚にして國家は太平無事、人人給し家家足り、都の米倉も田舍の米倉にも、米が充實した、又政府の倉には金が溢れ、特に京師の金は、幾億萬を累ね、遂にその差し繩が腐つて、錢がゴッチャになり、計算することが出來なくなつた、又未央宮にある大倉にも米が充滿し、陳陳として相因り、下積の米はいつ迄も下に在つて代ることが無い、かくの如く米は倉内に充溢して遂に外に露積し、それが腐敗して紅色を帶び、食することが出來なくなつた、又官吏と爲つた者は、その食祿によりて子孫を成長せしめ、且つその職を世襲する樣になつた、その結果官の名を以て自分の家の名と爲し、倉氏、庫氏といふ姓も出來た、これ等は倉庫吏の子孫である、此の時に於ては、人民は自ら其の身を大切にし、一人として國法を犯す者が無い、故に法律は自然に疏略になつた、しかも人民は益富みて驕侈に流れた、又鄉曲にある富豪は、擅に武斷を事とし、無遠慮に威福を弄した、又漢の宗室にして土地を分けられた者を始め、三公九卿は勿論、其以下の大夫は奢侈度なく、勝手氣儘な佚樂に耽つた、さて凡そ物は盛であれば必ず衰へるのは天地自然の勢である、故に漢の國も此の孝景皇帝の後は段段と衰運に傾いた、

帝崩、在位一十七年、有中元、後元、太子立、是爲世宗孝武皇帝、

【解釋】 帝が崩じた、位に在ることが十七年で、その間元を改めたことが二び、中元後元の稱があつた、太子が立つた、これが世宗孝武皇帝である、

○孝武皇帝、名徹、卽位之元年、始改元曰建元、年有號始此、

【解釋】 孝武皇帝は孝景の中子で名を徹といひ、卽位の元年に、始めて元と改めて建元といふた、さて支那に於て、年に號のあるのは、これから始まつたのである、卽ち年號は武帝の時から始まつたのである、

擧賢良方正直言極諫之士、親策問之、廣川董仲舒對曰、事在强勉而已矣、强勉學問、則聞見博而智益明、强勉行道、則德日起而大有功、

石一世を驚かした反亂も、皆平定した、因に此の反亂に關しては史記呉王列傳、鼂錯袁盎列傳、周勃世家等を見らるべし、

亞夫後爲相、封條侯、以諫、忤上意、罷、上曰、此鞅鞅非少主臣、卒爲人誣告、下獄、歐血死、

【字解】忤、サカラウと訓む、意に逆ふこと、罷、宰相を罷免せられたこと、鞅鞅、怨望不滿の貌、誣告、寃罪を以て上告されたこと、歐、ハクと訓む、吐也、

【解釋】周亞夫は後に宰相と爲り、條侯に封ぜられたが、嘗て直諫を以て上の意に逆ふた爲めに、宰相を罷めた、その後上は亞夫を譏つて曰ふのに、彼れはこれ鞅鞅として不滿の色がある、これは朕の如き若年の君主の臣と爲ることを屑とせないからであると、亞夫はかくしていよ〳〵惡まれたが、遂に人の爲めに誣告せられて獄に下り、幽憤の極、血を吐いて死んだ、史記周勃世家に、景帝居禁中、召條侯、賜食、獨置大胾、無切肉、又不置櫡、條侯心不平、顧謂尚席、取櫡、景帝視笑曰、此不足君所乎、條侯免冠謝、上起、條侯因趨出、景帝以目送之曰、此怏怏者也、非少主臣也とある、

自漢興、掃除繁苛、與民休息、孝文加以恭儉、至帝遵業、五六十載之間、移風易俗、黎民醇厚、國家無事、人給家足、都鄙廩庾皆滿、而府庫餘貲財、京師之錢累鉅萬、貫朽而不可校、大倉之粟、陳陳相因、充溢露積於外、紅腐不可勝食、爲吏者長子孫、居官者以爲姓號、故有倉氏、庫氏、人人自愛、而重犯法、然罔疏民富、或至驕溢、兼竝之徒、武斷鄕曲、宗室有土、公卿以下、奢侈無度、物盛而衰、固其變也、

【字解】繁苛、繁雜にして苛酷、遵業、遵は從ふなり、繼なり、業は帝業、載、年に同じ、黎民、人民、醇厚、醇朴篤厚、廩庾、廩は邸内にある米倉、庾は野外にある米倉、貲材、金錢、貲は財、累、增し重なる、貫、錢を差し通す繩、校、計算、陳陳、舊くなる、露積、野に暴露して積む、罔、法網、兼竝之徒、豪富の徒に同じ、武斷鄕曲、鄕曲は鄕里に同じ、鄕里の豪富その威力を恃み、擅に是非曲直を斷じて賞罰を行ふ、これを武斷と云ふ、

決議に從ひ、吳王の封土會稽豫章の二郡を削り、その命令書を吳に傳送した、而して吳王はその書を得るに及び、果して遂に反した、是より先き、膠西、膠東、菑川、濟南、楚、趙の六王は、既に吳と力を合せて共に反することを約束して置いたから、今吳王が反するに及んで一齊に起つて同じく反した、然し齊王だけは一旦反亂に加盟したが、後にその非を悔い、約に背いて自殺した、因に高帝は夙に吳王濞に反心があることを觀破し、之に訓誡したことがある、史記吳王列傳に、高帝召濞相之、謂曰、若狀有反相、心獨悔、業已拜、因拊其背、告曰、漢後五十年東南有亂者、豈若邪、然天下同姓爲一家也、愼無反、濞頓首曰、不敢とある、

初文帝且崩、戒太子曰、卽有緩急、周亞夫眞可任將、及七國反、拜亞夫太尉、將三十六將軍、往擊吳楚、鼂錯素與袁盎不善、盎言、獨有斬錯復諸侯故地、兵可無血刃而罷、錯於是要斬東市、父母妻子同產、無少長皆棄市、周亞夫大破吳楚、諸反皆平、

【字解】 卽有緩急、卽はモシと訓む、若也、緩はゆるやか、急は速、二字その意相反するも、然し之を連れて熟字とすれば、緩の字は客で急の字が主となり、急難の意と爲るので、國家危急存亡の場合に用ゐる、故地、舊領土のこと、卽ち削減された封土を指す、同產、兄弟也、東市、城門の東にて人の往來の繁き街、

【解釋】 さて吳楚七國が反したから、帝は周亞夫を以て大將として之を討伐させた、初め孝文皇帝が將さに崩ぜんとした時、太子を召して之を誡めて曰ふのに、若し我が國家に急難が起つたならば、周亞夫を以て大將とせよ、彼れは眞に此の國難に當り得る人物であると、今や七國が反したから、帝は先帝の遺誡に從ひ、周亞夫を以て大尉と爲し、三十六將軍に將とし、往いて吳楚を擊たせた、當時袁盎といふ者があつたが、此の人は元吳王の相國であつた、而して鼂錯は初めから此の袁盎と仲が惡るかつた、是に於て袁盎は鼂錯を陷んとして上に讒言して曰ふのに、彼の吳楚七國の諸王は、鼂錯を惡んだ結果、遂に反したのである、故に獨り鼂錯を斬り、且つ諸侯の故地を復して再び與へたならば、陛下の軍兵は、未だ刀に血を染めることが無くして、反亂を罷めることが出來るのであると、上は此言に從ひ、鼂錯を欺いて之を捕へ、東市に於て腰斬した、且つ錯の父母、妻子兄弟は、年の老幼に關せず悉く捕へて之を棄市した、かゝる內に、周亞夫は大に吳楚の兵を破つたから、諸國の反した者は風を望んで降服し、流

郿縣治、有罪、史記吳王列傳に、楚王戊、往年爲ニ薄太后一服、私姦ニ服舍一とある、卽ち喪中にかゝはらず、宮中で姦婬したと、削一郡、楚は東海郡、趙は常山郡を削られたこと、東海郡は今の江蘇省海州治、常山郡は今の直隷省正定府正定縣治、膠西、膠西王卭なり、此の人は高祖の子で齊に封ぜられた齊王名は肥の第五子であつて、密州高密縣に都した、高密縣は今の、山東省萊州府高密縣治、有姦、姦は姦計、史記吳王列傳に、膠西王卭以レ賣レ爵有レ姦、削ニ其六縣一とある、會稽、郡の名、今の浙江省紹興府會稽縣、豫章、郡の名、今の江西省南昌府武寧縣、膠東、膠東王雄渠也、此の人は齊王肥の第六子で、卽ち膠西王卭の弟である、密州膠水縣に都した、今の山東省萊州府平度縣治　菑川、菑川王賢なり、此の人は齊王肥の第四子で卽ち膠西王の兄である、劇に都した、今の山東省青州府壽光縣の東南、濟南、濟南王辟光なり、此の人は齊王肥の第三子で菑川王の兄である、濟南に都した、今の山東省濟南府歷城縣治、齊王、齊王肥の長子で名を將閭といひ、膠西、膠東、菑川、濟南諸王の兄である、臨淄に都した、今の山東省青州府臨淄縣、

【解釋】　帝の時に吳楚七國の亂があつた、初め孝文皇帝の時、吳王濞の太子が、宮中に入りて皇帝に謁見し、その序に皇太子(現皇帝孝景なり)に侍し、共に酒を飮んで樂んだが、遂に碁を圍んで烏鷺を鬪はせた、此の時、吳王濞の太子は無禮の行があつたから、皇太子は大に怒り、碁盤を擲つて太子をなぐり殺した、そこで父の濞は之を不快に思ひ、病氣であると稱して參朝しなかつた、蓋し竊かに反亂の志を起したのである、是より先き鼂錯は屢〻文帝に上書して曰ふのに、吳王の過失は重大であるから、之を嚴罰する爲めに、その封土を削減するがよいと、然し文帝は吳王と骨肉の親があつた爲めに、之を削るに忍びず、その儘にして置いた、その後孝景皇帝が位に卽くに及び、鼂錯は又上書して曰ふのに、吳王濞は天下の浪人を勸誘して自分の部下と爲し、竊かに反亂を作さんことを企てゝ居る、故に今その封土を削減しても亦反し、削減しなくとも亦必ず反するのであるから、寧ろ今之を削つた方が宜しからうと思ふ、何となれば、今之を削つたならば、彼は大に怒り準備の充實を待たないで速かに反するから、その禍は極めて僅少で、之を討滅することは容易である、之に反して若し削らなかつたならは、彼の反期は遲くなるから從つて彼に充分の準備を與へる次第であるから、從つてその災禍は過大で、之を討滅することは中中困難であると、そこで上は之を三公九卿列侯、宗室の各重臣に下し、その利害得失を討議させたが、敢て一人として鼂錯の說に異議を立てる者が無かつた、卽ち滿朝舉つて討伐するを是としたのである、かくて鼂錯は又奏上して曰ふのに、楚王と趙王とは、共に罪があるから、その封土を削るべしと勸めた、そこで上は楚王の東海郡を削り、趙王の常山郡を削つた鼂錯は又上奏して、膠西王も姦計を企で居るから、その領土を削るべしと勸めたから、上はその六縣を削つた、かくて上は前きに滿廷の臣僚の

問言事、輒聽、寵傾九卿、法令多所更定、

【字解】家令、東宮の官名、智囊、智慧の袋、これはその智多くして窮らざること、恰かも物を囊中に取るが如き處から、智の多いことを形容した辭である、內史、官の名、爵祿の廢置、生殺與奪の法を掌る、閒、閑暇なり、九卿、九の卿、卽ち太常、光祿、衞尉、太僕、太理、鴻臚、宗正、司農、太府の九卿、

【解釋】帝が先きに皇太子であつたとき、鼂錯は之に仕へてその家令と爲り、甚だ寵幸を得た、而してその才智は衆人に卓越して居たから、太子の家では之を智囊といふて、いよいよ重用した、その後帝が位に卽いてから、鼂錯は內史と爲り、帝の閑暇を見て、しばしば事時を奏上したが、奏上する每に之を採用せられた、かくて鼂錯は寵幸せらるゝことの厚きことは、九卿も及ばざる有樣であつた、然しその建白したことは時弊を匡正することがあつたから、法律政令は、爲めに改め定められたものが多くあつた、故に鼂錯は必ずしも宦者の流亞で無がつたのである、

初孝文時、吳王濞太子入見、得侍皇太子飲博、爭道不恭、皇太子引博局提殺之、濞稱疾不朝、錯數言吳過可削、文帝不忍、及帝卽位、錯曰、吳王誘天下亡人、謀作亂、今削之亦反、不削亦反、削之反亟禍小、不削反遲禍大、上令公卿列侯宗室雜議、莫敢難、鼂錯又言、楚趙有罪、削一郡、膠西有姦、削六縣、及削吳會稽豫章、書至、吳王遂反、膠西、膠東、菑川、濟南、楚、趙、皆先有吳約、至是同反、齊王先諾後悔、

【字解】吳王濞、濞は高祖の兄劉仲の子で、高祖の十二年に吳に封ぜられ、三郡五十三城に王と爲つた人、吳は今の江蘇州蘇州府吳縣治であるが、濞は實は江都卽ち今の江蘇省揚州府江都縣に都したのである、博、碁なり、爭道、道は碁道なり、つまり碁を打つて勝負を爭ふたこと、不恭、不敬に同じ、博局、碁盤、提殺、碁盤を擲つて之を殺すこと、亟、スミヤカと訓む、速也、亡人、罪を得て逃亡した者、所謂浪人、難、批難すること、楚、楚王戊なり、此の人は高帝の弟で楚に封ぜられた元王名は交の子であつて、彭城に都した、彭城は今の、江蘇省徐州府銅山縣治、趙、趙王遂也、此の人は高帝の第五子で趙に封ぜられた幽王名は友の子であつて、邯鄲に都した、邯鄲は今の直隷省廣平府邯

た、かく自ら質朴儉素を示し、以て天下人民の帥先と爲つて之を導いた、嘗て呉王濞といふ者が參朝しなかつた時に、之を咎めないで几杖を賜うて之を諷した、これは呉王の參朝せぬのは皇帝に對し不平を懷いて居たからであつて、老年の爲めでは無かつたのである、然るに皇帝はわざと几杖を賜うて之を諷し、暗にその參朝を促したので、所謂眞綿で首を締める筆法である、又張武といふ者が賄賂を取つた時にも、之を査問糾治せずして、反て更に褒美として金を賜ひ、以てその心を愧かしめた、此の如く皇帝は德を以て人民を化育したから、當時の三公九卿や大夫は、皆皇帝の風流に化せられて、篤厚の人と爲り、人の過失を言ふことを耻ぢ、上流の人も、下層の人も、共に善良なる風俗を爲した、故に天下は安寧無事で、各家とも財政は豐で各人とも滿足に生活することが出來、後世の天子は能く之に及ぶ者か無かつた、霸上の陵に葬つた、

太子卽位、是爲孝景皇帝、

【解釋】　太子が位に卽いた、是れが孝景皇帝である、

○孝景皇帝、名啓、卽位之元年、丞相申屠嘉奏、功莫大於高皇帝、宜爲帝者太祖之廟、德莫盛於孝文皇帝、宜爲帝者太宗之廟、制曰、可

【字解】　太祖、太は始めなり、祖は、一族血統の宗主、故に太祖とは始祖の意、太宗、宗は、祖先の中にて最も德の現はれたる者、禮記に、周人、祖文王、而宗武王とある、これで祖と宗との區別は明であると思ふ、廟、祖宗の神靈を祀つてある所、靈屋、

【解釋】　孝景皇帝は名を啓といふた、卽位の元年に、丞相の姓は申屠名は嘉といふ者が奏して曰ふのに、凡そ功業は高皇帝より大なる者は無いから、宜しくその廟を以て、我が漢室帝者の太祖の廟と爲して之を尊び、百世の後迄も之を祀らねばならぬ、又德澤は孝文皇帝より盛なる者は無いから、宜しくその廟を以て我が漢室帝者の太宗の廟と爲して之を尊び、亦百世の後迄も之を祀らねばならぬのであると、帝は之を允裁して曰ふのに、その儀は至極尤であると、是に於て高帝を尊んで太祖と爲し、文帝を尊んで太宗と爲し、漢家の天子をして永く祀らせることに定めた、蓋し天子は常に七廟を存して之を祀り、その餘は、古い廟から之を遷して合祀するのである、唯太祖と太宗の廟だけは、百世の後迄も遷さず、依然存置して之を祀るべきものであることは、支那古來の典制であつたのである、

帝爲太子時、鼂錯爲家令、得幸、太子家號爲智囊、帝卽位、錯爲内史、數請

於て亞夫は詔を奉じて令を軍門に傳へ、門を開いて上を入ることを命じた、かくて上は漸く軍門に入ることが出來たが、衞士は又上の車を守護する騎士に請ふて曰ふのに、我が周將軍は、豫てから軍中では驅馳してはならぬと約束してあるから、願くは驅馳せぬ樣にして貰いたいと、上は已むを得ずして之に從ひ、轡を按じ、そろ〳〵と歩いて將軍の營に至り、慰問の禮を述べて去つた、さて周亞夫の軍營は軍紀嚴肅で、天子の尊威を以てするも、之を犯すことが出來ず、一一その指揮に從はねばならなかつたから、群臣は皆その餘りの事に驚いた、然し上は反て之を賞讃して曰ふのに、さて〳〵此の周亞夫こそ、眞の將軍である、さきの霸上や棘門の軍は、小兒の戯の如きもので、論ずるに足らぬであると、文帝はかく硬直の將を好み、大量のある君主であつたのである、

七年帝崩、在位二十三年、宮室苑囿、車騎服御、無レ所二增益一、嘗欲レ作二露臺一、召レ匠計レ之、直百金、上曰、中人十家之產也、何以レ臺爲、身衣二弋綈一、所レ幸愼夫人、衣不レ曳レ地、示レ朴爲二天下先一、吳王不レ朝、賜以二几杖一、張武受二賂金錢一、更加二賞賜一、以愧二其心一、專以レ德化レ民、當時公卿大夫、風流篤厚、恥レ言二人過一、上下成レ俗、是以海内安寧、家給人足、後世莫二能及一、葬二霸陵一、

【字解】苑囿、苑は花卉草木を植ゑてある庭、囿は禽獸を放ち畜うてある庭、車騎、馬車、服御、衣服、露臺、臺の上に屋なきもの、臺は累ねて高く造つたもの、直、價、卽ち建築費、中人、中等社會の人民、弋綈、弋は黑色、綈は粗なる紬、先、帥先、身先の意で、自ら先に爲して人を導くこと、几杖、几と杖、几は脇息、風流篤厚、風は遺風、流は餘流で、卽ち感化を受けたこと、篤は篤實、厚は溫厚、給、供給の豐なること、霸陵、卽ち霸上である、

【解釋】七年に孝文皇帝が崩御した、帝は在位二十三年間で、その間自ら儉素を守り、宮殿、苑囿、車馬、衣服等は舊のまゝで、少しも增益しなかつた、嘗て露臺を造らんと欲し、工匠に命じて之を設計させた、ところが工匠は其築設費百圓と見積つた、皇帝が曰ふのに、百圓は中等の人民十軒分の財產に當るから、どうして露臺の如き贅澤物を造ることが出來ようぞと曰うて、之を中止した、而して自身は常に弋綈の如き經濟的の衣服を著、特に寵幸して居る愼夫人の如き者にも、その衣服を短く仕立させたから、夫人の裳は地に曳かなかつ

直馳入、大將以下騎送迎、已而之細柳、不得入、先驅曰、天子且至軍門、都尉曰、軍中聞將軍令、不聞天子詔、上乃使使持節、詔將軍亞夫、乃傳言開門、門士請車騎曰、將軍約、軍中不得驅馳、上乃按轡徐行、至營成禮而去、群臣皆驚、上曰、嗟乎、此眞將軍矣、向者霸上、棘門軍兒戲耳、

【字解】上郡、上は郡の名、今の陝西省綏德州治、雲中、郡の名、今の山西省大同府大同縣治、周亞夫、周勃の子、史記周勃世家に、文帝乃擇絳侯勃子賢者河內守亞夫、封爲條侯、續絳侯後、とある、細柳、軍營の名長安に在る、霸上、地名、長安の東十三里に在る、棘門、地名、長安の北に在る、或は曰く渭水の北十里に在ると、但し渭水は咸陽を貫通して居る川である、次、屯に同じ留まつて守備すること、勞、ネギラフと訓む、慰問すること、之、ユクと訓む、行也、且、マサニと訓む、將也、持節、節は旄牛の尾を以て作り、上下相重りて竹の節の如きものある旗、凡そ王命を以て往來する使者は之を持つて信と爲すのである、傳言、言は命令なり、命令を傳達すること、驅馳、驅け走ること、按轡、轡の繩を確と持ち、馬のかけ出さぬ樣にすること、徐行、そろそろと靜に歩くこと、嗟乎、二字でア、と訓む、感嘆の聲、成禮去、將軍に對し、慰問の禮を行つて、歸つたこと、史記周勃世家に、天子乃按轡徐行至營、將軍亞夫、持兵揖曰、介冑之士不拜、請以軍禮見、天子爲動改容式車、使人稱謝、皇帝敬勞將軍、成禮而去、とある、

【解釋】後の六年に、匈奴が上郡と雲中郡とに來寇したから、上は將軍周亞夫に詔して細柳に屯せしめ、將軍劉禮に詔して霸上に屯せしめ、將軍徐厲に詔して棘門に屯せしめ、以て胡人匈奴の侵入に備へた、かくて諸將は各、其部署に就いたが、一日上は此等諸將を慰問する爲めに、各軍營を巡行した、先づ第一に霸上の陣營に至り、次ぎに棘門に行つたが、何れも衛兵の誰何を受けず、直ちに馳せて營中に入ることが出來た、且つ大將より以下多くの將卒は大に歡喜し、盡く出でて奉迎奉送の禮を爲した、最後に細柳の陣營に行き、直ちに軍門を入らんとしたが、入ることが出來なかつた、そこで先驅の士が告げて曰ふのに、天子が將さに軍門に至らんとするのであるから、故障なく入門さすがよろしいと、都尉が曰ふのに、我が軍中では、將軍の號令を聞き、之によつて進退するばかりである、敢て天子の詔を聞かないのであると、頑として應じなかつた、先驅の士は已むを得ず之を奏上した、そこで上は使者を遣はし、節を持たせて營内に入らせ、將軍周亞夫に詔し、天子親ら軍を犒らはんとするの意を傳へた、是に

息、何其楚痛而不德也、豈稱下爲二民父母一之意上哉、其除二肉刑一とある、

是歲除二田之租稅一、

【解釋】 此の歲に田畑の租稅の全額を免除した、史記孝文本紀に、上曰、農天下之本、務莫レ大レ焉、今勤レ身從レ事而有二租稅之賦一、是爲二本末一者毋二以異一、其於二勸レ農之道一未レ備、其除二田之租稅一とある、

十六年、方士新垣平、爲二上大夫一、

【解釋】 十六年に神仙の術を修むる方術の道士姓は新名は垣平といふ者が上大夫と爲つた、これは文帝が垣平の神仙の術に心醉した結果である、

後元年、平以レ詐伏レ誅、

【字解】 後元年、顧炎武の說に、漢文帝後元年、景帝中元年後元年、當時只是改爲二元年一、後人追二紀之一、爲レ中爲レ後耳とある、卽ち文帝は當時只十七年を元年と改めた丈であつて、後の字などは無論附けなかつたのである、而して後の字は、後世の人か文帝の事歷を編する時、便宜上附けたのである、故に後の字は、ノチの意で、明治大正の如く、年號の名では無い、然らば文帝は何故に十七年を以て、特に改めて元年と爲したかといへば、これは新垣平の說に誑されたからである、初め新垣平は、玉の盃に人主延壽の四字を刻し、人をして之を闕下に獻ぜしめた、是れより前き、平は文帝に向ひ、闕下に寶玉の來る氣があると言上したから、帝は之を信じ侍臣をして之を注視させた處が、果して玉盃を獻する者があつたから、大に喜んでその獻を受け、其瑞祥を紀念する爲めに十七年を改めて元年と爲したのである、史記封禪書に、新垣平、使下人持二玉杯一、上レ書闕下獻上レ之、平言二上曰、闕下有二寶玉氣來者一、已視レ之果有下獻二玉杯一者上、刻曰、人主延壽、平又曰、臣候レ日、再中、居頃之、日卻復中、於レ是、始更以二十七年一爲二元年一、令下二天下一大酺上とある、これに依て見ると、文帝が改元したのは、單に寶玉が闕下に來た爲めのみで無く、一たび西に卻いた日輪が再び天に中した爲めであつたのである、以詐伏誅、妄誕の虛言をいふた爲めに誅せられたと、史記孝文本紀に、十七年得二玉杯一、刻曰、人主延壽、於レ是、天子始更爲二元年一、令下二天下一大酺上、其歲新垣平事覺夷二三族一とある、又封禪書に、平言曰、周鼎亡在二泗水中一、今河溢通レ泗、臣望二東北汾陰一直有二金寶氣一、意周鼎其出乎、兆見不レ迎、則不レ至、於レ是上使下使治二廟汾陰南一臨上レ河、欲二祠出一周鼎一、人有二上書告一、新垣平所レ言氣神事、皆詐也、下二平吏一治、誅二夷新垣平一、自レ是之後、文帝怠二於改二正朔服色神明之事一とある、卽ち新垣平は周鼎が泗水に在るといふ神氣說の妄誕なることが發覺して遂に誅せられたのである、

【解釋】 後の元年に新垣平は上に詐言を進めたことが覺はれ、遂に誅せられた、

六年、匈奴寇二上郡、雲中一、詔二將軍周亞夫屯二細柳一、劉禮次二霸上一、徐厲次二棘門一、以備レ胡、上自勞レ軍、至二霸上及棘門軍一、

こと、二は細小なる歡娯を翫びて大なる患の撲滅を圖らないこと、喟然長大息すべきもの六つとは、一は衣服器用が奢侈にして禮儀無きこと、二は俗吏が國家施政の大體を知らないで、經制卽ち統督の制定まらざること、三は太子を輔導して事物の取舍を審かに定めず、大臣を禮遇せざること等である、但し、他の四五六の個條は詳でないから今考へることが出來ない、尚詳しいことは通鑑綱目を見らるべし、

十年、帝舅薄昭殺漢使者、帝不忍誅、使公卿群臣往哭之、昭自殺、

【解釋】十年に帝の舅の薄昭といふ者が、漢の使者を殺した、凡そ漢の使者を殺した者は、その罪死に當するのであるから、薄昭は將さに死刑に處すべき筈である、然し帝はそれが舅である爲めに誅するに忍びず、公卿群臣をして、ことさらに喪服してその邸に行き、以て慟哭させた、これは薄昭にその罪の免るべからざることを諷し、自決させる爲めであつたのである、そこで薄昭も帝の意を覺り、遂に自殺した、

十二年賜民今年田租半、

【解釋】十二年に、詔して、今年の田畑から取る租税の半額を免除し、以て人民を賑恤した、

十三年、大倉令淳于意、有罪當刑、少女緹縈上書曰、死者不可復生、刑者不可復屬、願沒入爲官婢、以贖父刑、上憐其意、詔除肉刑、

【字解】大倉令、大倉は天子の食する米、令は長也、卽ち上供を掌る官の長、屬、連なり、再び舊の如く附け連れること、沒入爲官婢、古男女罪あると之を官に投入し、男は奴と爲し女は婢と爲した、肉刑、肉體を傷くる刑、古は墨、劓、宮、剕、大辟の五刑があつたが、漢の時には、黥、劓、剕、の三刑のみであつた、黥は顏に入れ墨をする、劓は、鼻を切る、宮は陰莖を切る、剕は足を切る、大辟は死に處する刑である、

【解釋】十三年に、大倉の長官の、姓は淳名は于意といふ者が罪があつて死刑に當した、そこで其子の緹縈といふ少女は、大に悲しみ、上書して曰ふのに、一たび死んだ者は復た再び生くることが出來ず、一たび刑せられて肢體を斷たれた者は、再び之を連絡するとは出來ないものである、今妾の父は死罪に當するといふことであるが、妾願くは、此の身を沒入して官の婢と爲り、以て父の刑を贖いたいものであるからどうぞ赦免して下さいと、上は其少女の意を憐みて その父の死罪を赦し、且つ詔して肉刑を廢した、史記孝文本紀に此の事を敍して、今人有過、教未施、而刑加焉、或欲改行爲善、而道毋由也、朕甚憐之、夫刑至斷支體、刻肌膚、終身不

死に至らしめたのは、誠に情け無きことであると、文帝は既に厲王の死を聞いて之を痛み、今又此の俚歌を聞いて大に憂い、乃ち厲王の四子を封じて侯と爲し、以て聊かその心を慰めたことである、四子とは安、勃、賜、良の四人で、安を阜陵侯に、勃を安陵侯に、賜を陽周侯に、良を東城侯に封じたのである、因に文帝が厲王長を廢徙したことを、史記袁盎列傳に次の樣に書いてある、淮南厲王朝、殺辟陽侯、居處驕甚、袁盎諫曰、諸侯大驕、必生患、可適削地、上弗用、淮南王益橫、及棘蒲侯柴武太子謀反事覺、治、連淮南王、淮南王徵、上因遷之蜀、轞車傳送、袁盎時爲中郎將、乃諫曰、陛下素驕淮南王、弗稍禁、至此、今又暴摧折之、淮南王爲人剛、如有遇霧露行道死、陛下竟爲以天下之大、弗能容、有殺弟之名、奈何、上弗聽、遂行之、淮南王至雍病死、聞、上輟食哭甚哀、云云、尚ほ詳しい事は史記淮南衡山列傳に書いてあるから就いて見らるべし、又一尺布尚可縫云云の解釋は、中井履軒の說が面白いから、參考の爲めに之を揭ぐる、曰く、尺布雖不可縫、而接他布、可以縫成衣、斗粟雖不可舂、而合他粟、可以舂成食、是布粟滅割分裂、不足憂也、若兄弟、則一喪不可復得矣、欲求接合於他人、而弗能、是所以爲比喩、

匈奴冒頓死、

【解釋】此の年に匈奴の天子冒頓單于が死んだ、

先是、上議以賈誼位公卿、大臣多短之、上以爲長沙王大傅、徙梁王大傅、上疏曰、方今事勢、可爲痛哭者一、可爲流涕者二、可爲長太息者六、

【字解】短之、その人の過失短所を擧げて之をそしること、長沙王、吳芮の玄孫名は差で長沙王と爲つた人、梁王、文帝の子懷王で梁に封ぜられた人、上疏、上書に同じ、疏は事を個條書にして陳述すること長大息、大息を吐いて嘆息すること、

【解釋】淮南厲王の事變が起らない前に、上は大臣と議し、賈誼を以て公卿の列に加へんとしたが、多くの大臣は賈誼の短所を擧げて之を譏つた、依て上は誼を長沙王の大傅と爲し、尋て梁王の大傅に徙し、之を優遇した、此の時賈誼は上書して曰ふのに、方今天下の時勢を考へるに、爲めに痛嘆號哭すべきものが一つある、爲めに流涕悲痛すべきものが二つある、爲めに喟然として長大息すべきものが六つあると、而して之を詳述して堂堂と經國の大策を獻じたから、上は之を嘉納した、蓋しその痛嘆號哭すべきものの一つとは、諸侯日に長大になつて反側制し難きこと、流涕悲痛すべきもの二つとは、一は堂堂たる朝廷にして蠻夷に奉事し輕重の體を倒置する

いのを怒つた、釋之が曰ふのに、之を法律に照せば罰金刑が正當であるから、輕くとも仕方が無い、若し之を曲げて重刑に處したならば、法律は天下の人民に信用せられなくなるのである、元來廷尉の官は、是非曲直を公平に判定する者である、卽ち天下の公平を保つ者である、然るに若し一度でも偏重偏輕に傾き、公平を失したならば、天下の法は皆これが爲めに亂れ、輕い罪も重く處せらるゝといふ失態を來す樣になる、果して然らば、天下の人民はどうして安心して手足を置く所があらうか、實に安心して生活することが出來なくなるのである、故に法は曲げることは出來ないと、皇帝は之を聞き、やゝ久しく考へて、後曰ふのに、廷尉が法律を適用することは至當であると、其後或る人が高廟の玉環を盜んだ、而して之を捕へ得たから、廷尉に下しその罪を處理させた、釋之が奏して曰ふのに、此の男は棄市の刑に當つべきものであると、皇帝は又その罪の輕いのを怒つて曰ふには、先帝の重器を盜んだ不埒な奴は、我は之を族刑に處せんと思ふのである、然るに廷尉は法律に據り、棄市の刑が正當であると曰ふのは、甚だ我が意を得ぬことである、此の如き不敬漢を此の如き輕罪に處するのは、是れ朕が先帝の廟に恭承する所以の道で無いと、釋之が曰ふのに、宗廟の器を盜んだ爲めに、之を族刑に處したならば、假令へば一の愚民があつて、先帝の陵墓を毀つた場合には、如何なる法を以て、それに刑を加へんとするか、恐らくは刑の加へ方が無いだらうと、皇帝は遂に釋之の條理ある言に從ひ、遂に釋之が奏した通りに許可した、

六年、淮南厲王長謀反、廢徙死、民有歌之者、曰、一尺布尚可縫、一斗粟尚可舂、兄弟二人不相容、帝聞而病之、後封其四子爲侯、

【字解】廢徙、王を廢し蜀に徙したこと、舂、ウスツクと訓む、玄米を搗いて精白にすること、病、ウレフと訓む、憂也、患也、心を痛めて憂ふること、

【解釋】六年に淮南の厲王名は長といふ者が反亂を謀つた、此の厲王は高祖の第四子で文帝の弟であつたが、事覺はれて捕へられ、王號を廢して蜀に徙され、遂に護送される途中で死んだ、時に民が此の事を聞いて歌ふて曰ふに、一尺の布でも、集めて之を縫へば、尙ほ共に衣て、寒を凌ぐことが出來、一斗の米でも、之を臼に入れて舂けば、尙ほ共に食して、饑を凌ぐとが出來るのである、況んや天下の廣き、尺布斗粟の比で無いのであるから、一人の弟を衣食させるのに何も難いとは無いのである、然るに今兄弟二人不和にして相容れず、遂に一人の弟を衣食させることが出來ないで、之をして

一年の中に、超遷して大中大夫と爲つた、

陳平卒、

【解釋】此の年に左丞相の陳平が卒去した、

二年賜天下今年田租之半、

【字解】賜、免ずること、

【解釋】二年に今年の田畝から取る租税の半額を免じ、以て人民を賑恤し、農業を重ずるの意を天下に示した、これは文帝が賈誼の進言を嘉納して、之を實行したのである、

三年、張釋之爲廷尉、上行中渭橋、有一人橋下走、乘輿馬驚、捕屬廷尉、釋之奏、犯蹕當罰金、上怒、釋之曰、法如是、更重之是法不信於民、廷尉天下之平也、一傾天下用法皆爲之輕重、民安所措手足乎、上良久曰、廷尉當是也、其後有盜高廟玉環、得、下廷尉治、釋之奏、當棄市、上大怒曰、人盜先帝器、吾欲致之族、而廷尉以法奏之、非吾所以共承宗廟意也、釋之曰、盜宗廟器而族之、假令愚民取長陵一抔土、何以加其法乎、帝許之、

【字解】上、孝文皇帝を指す、中渭橋、渭水に三橋を架せり、これはその中に架せし橋、犯蹕、天子の出入には、必ず先づ道を清め、通行を禁止する者なり、而して其出づるを警と稱し、入るを蹕と稱す、故に犯蹕とは還幸の通路を妨げたこと、高廟、高祖の廟、玉環、玉の環で腰に帶ぶる者、治、罪を裁判させる、棄市、殺して其屍を市に晒す罪、族、三族を誅する罪、三族とは、父母及妻の親族、共承、共は恭に同じ、恭しく奉仕する、假令、譬なり、假定の意、長陵一抔土、長陵は高祖の墓の名、抔は手で物を掬ふこと、故に一抔土は、一すくひの土、これは明かに山陵を毀撤すると曰ふことが出來ないから、一抔土を取るを以て譬と爲したのである、

【解釋】三年に張釋之が廷尉と爲つた、孝文皇帝は嘗て馬車に乘つて中渭橋を通つた、此の時一人の男が突然橋の下から走り出た、その爲めに皇帝の馬車の馬は驚き騷いだ、依て皇帝はその男を捕へ、廷尉に命じてその罪を裁斷させた、釋之が奏して曰ふのに、この男は陛下の蹕を犯したのであるから、罰金刑に當つべきものであると、皇帝はその罪が餘り輕

免、

【字解】 明習、明に知らんと欲して習ひ務むること、惶愧、惶は恐れ懼る、愧は耻ぢる、主者、主として其事を掌る者、廷尉、刑罰を掌る官、今の裁判官に同じ、治粟內史、金錢や米穀の出納を掌る官、使待罪宰相、卑下して言ふ辭、卽ち宰相の官に任じ下さつたといふ意、佐、補佐、四夷、東夷、西戎、南蠻、北狄、理陰陽云云、凡そ宰相の施政が善ければ、陰陽は調和し、四時は順當になるものであるが、之に反して施政が悪しければ、天災地變は頻繁に起るものである、

【解釋】 孝文皇帝は常に國家の政務を明習せんことを期し、勵精して治を計つた、嘗て朝廷で、右丞相の周勃に問うて曰ふのに、凡そ天下中に於て、一ヶ年に決斷する獄事は何程あるかと、周勃は謝して知りませんと對へた、帝は又問うて曰ふのに、然らば一ヶ年に於ける錢穀の收入と支出とは何程であるかと、周勃は又謝して知りませんと對へた、そして周勃は下問に奉答することが出來なかつたことを惶愧し、冷汗が背中を沾した、依つて帝は此の二事に就いて、改めて左丞相の陳平に尋ねた、陳平は答へて曰ふのに、御下問の件については、各主として掌る者がある、故に若し治獄の事を御尋ねなさりたいならば、廷尉に問うて下さい、又錢穀の事を御尋ねなさりたいならば、治粟內史に問うて下さい、さうすると直ぐに分ると、帝が曰ふのに、然らば卿の掌る職務は何であるかと、陳平は拜謝して曰ふのには、陛下は辱なくも臣を宰相に任じて下さつた、さて宰相の任務は、上は天子を輔佐して天地陰陽を調理し、春夏秋冬の四時を順當ならしめ、下は禽獸草木蟲魚の類に至る迄、すべて萬物の宜しきに從ひ、各其の生を遂げしめる者である、又之を外にしては、四夷を鎭定慰撫して悅服せしめ、之を內にしては百姓を親和附從せしめるのである、其他卿や大夫の職に在る者をして、其職を得せしめ、所謂適才を適所に置き、各才能を盡さしむる者で、これ等の事を圓滿に實行するのが宰相の任務であると、帝は此の答に滿足して嘉納した、そこで周勃は自ら才能の陳平に若かざるを知りて大に耻ぢ、病と稱して右丞相の官を退いた、

河南守吳公、治平爲二天下第一一、召爲二廷尉一、吳公薦二洛陽人賈誼一、年二十餘、一歲中、超遷爲二太中大夫一、

【字解】 河南、府の名、今の河南省河南府洛陽縣治、吳公、吳は姓、公は當時の人が吳氏を尊稱したのである、治平、政治公平にして私無きこと、超遷、急に昇進すること、凡そ段段に昇進することを累遷といふ、

【解釋】 河南府の大守吳公といふ人の政治は、公平無私で、當時天下第一等の定評があつた、そこで帝は之を召して廷尉の官を授け、以てその功勞を賞した、此の頃吳公は洛陽の人賈誼といふ者を朝廷に推薦した、當時賈誼は年齒僅かに二十一二歲の青年であつたが、學問才識共に優秀であつたから、

【解釋】元年に陳平が左丞相と爲り、周勃が右丞相と爲り、相共に皇帝を輔佐した、

時有獻千里馬者、帝曰、鸞旗在前、屬車在後、吉行日五十里、師行日三十里、朕乘千里馬、獨先安之、於是還其馬、與道里費、而下詔曰、朕不受獻也、其令四方毋來獻、

【字解】鸞旗、旗の名、その製上に鈴があつて動く毎に鳴る、そして其の響は、鸞といふ鳥が鳴く樣であるから、之を鸞旗といふのである、吉行、天子が諸侯の國を巡行すること、師行、征伐の爲めに軍を出すこと、還、カヘスと訓む、返也、毋、無に同じ、

【解釋】此の時に、一日に千里を行く駿馬を獻上した者があつた、帝は之を却けて曰ふのに、朕が外出する時は鸞旗が車の前に在り、附屬の車が後に在つて、その行列は中中大儀である、而して朕は平時吉行する時には、此の行列を以て一日に五十里行けば宜しく、戰時師行の場合には、一日に三十里行けば充分である、然るに今朕に千里の駿馬を獻じたのは、朕をして一日に、千里を行かしめたい爲めであらうか、朕は獨り千里の馬に乘つて朕の行列を打ち棄て、先づ何處に行くことが出來やうか、朕には千里の駿馬は不必要であると、かくてその馬は之を獻上した人に返へし、且つ都迄連れて來た費用を與へ、懇ろにその人を諭して歸へらせた、之れと同時に詔を有司に下して曰ふのに、朕は一切人民の獻上物は受納しないから、今から以後は、四方の國人をして來り獻ずることが無い樣にせよと、孝文皇帝は、かくして鋭意德政を人民に施した、

帝益明習國家事、朝而問右丞相周勃曰、天下一歲決獄幾何、勃謝不知、又問、一歲錢穀出入如何、勃又謝不知、惶愧汗出沾背、上問左丞相陳平、平曰、有主者、卽問決獄責廷尉、問錢穀責治粟內史、上曰、君所主者何事、平謝曰、陛下使待罪宰相、宰相者上佐天子、理陰陽、順四時、下遂萬物之宜、外鎭撫四夷、內親附百姓、使卿大夫各得其職焉、帝稱善、勃大慙、謝病

ることが出來なかつた、因て陳平と周勃は相謀り、元功十八人の一なる酈商の子酈寄をして呂祿に說き諭さしめ、將軍の印綬を解き兵を周勃に授けさせた、かくて周勃は呂祿が將たる北軍を手裏に納めることが出來たから、直ちに北軍の軍門に入り、令を全軍に傳へて曰ふのに、呂氏の爲めに力を致さんとする者は右の肩を脱げよ、劉氏の爲めに力を盡さんと思ふ者は左の肩を脱けよと、一軍の將士之を聞き、皆左の肩を脱ぎ劉氏の爲めにせんとするの意を示した、そこで周勃は高帝の第一子齊王肥の子朱虛侯劉章を召し、兵千餘人を與へ、呂產を撃たせ遂に之を殺した、同時に諸將を分部して、悉く各所にある諸呂を捕へさせ、幼と無く長と無く、すべて皆之を殺した、因に人に同意して力を盡すことを左袒といふのは、ここが出所である、

諸大臣、迎立代王恒、王西鄉讓者三、南鄉讓者再、遂卽位、誅子弘等、赦天下、是爲太宗孝文皇帝、

【字解】代王恒、高祖の中子で代に封ぜられた人で恒はその名である、西鄉南鄉、鄉は向也、凡そ支那に於て賓客と主人と相對する場合には、主人は西に居りて東に向ひ、賓客は東に居りて西に向ふのであつた、故に今代王が西に向つて讓つたのは自ら主と爲ることを辭したのである、卽ち漢の主と爲ることを辭退したのである、又支那に於て君臣相對する場合には、君は北に居つて南に面し、臣は南に居つて北に面するのである、今代王が南に向つて讓つたのは皇帝の位に推薦されてから後その君たるの位を辭したのである、

【解釋】漢の諸大臣は諸呂の亂を平定して後相謀り、高帝の中子代王名は恒を迎へ、立てゝ皇帝と爲した、此の時代王は西に向ひ、自ら主となることを辭したことが三びであつたが、群臣は強いて之を扶けて南面の位に据えた、代王は又此の位を辭したことが再度であつたが、群臣の懇請默し難く、遂に皇帝の位に卽いた、かくて帝は、呂太后が立てた弘等一類を殺して宮中を廓清し、又天下に大赦して新政を布告した、これが太宗孝文皇帝である、尚、代王恒が、皇帝の位に卽いた顚末は史記孝文本紀に書いてある、

○孝文皇帝、名恒、母薄氏、夢龍據胸、遂生帝、帝立、尊爲皇太后、

【解釋】孝文皇帝は名を恒といひ、母は薄氏であつた、薄氏は或る夜龍が己れの胸に據つた夢を見、これに感じて孕み、遂に帝を生んだのである、さて帝は立ちて後薄氏を尊んで皇太后と爲した、

元年、陳平爲左丞相、周勃爲右丞相、

時宰相の王陵が論じて曰ふのに、高帝が在世の時、白馬を殺して、誓をされて曰はれるのに、若し我が劉氏で無い者が王と爲つたならば、天下の臣民は擧つて共に之を擊滅せよとの事であつた、故に呂氏を王とするは、高帝の遺訓に叛く次第であるから、不可であると斷然反對した、然し陳平と周勃の二人は、別に見る所があつて、呂氏を王とするを可とし、これに贊成して呂太后の意を迎へた、王陵はその意見の用ゐられないを憤り、遂に宰相の官を罷めた、かくて呂太后は首尾よく目的を達し、諸の呂氏を王とした、因に呂太后が、諸呂を王としたことは通鑑本紀に詳しく書いてある、

四年、太后廢少帝幽殺之、立恒山王義爲帝、改名弘、亦名他人子、爲惠帝子者也、

【解釋】　呂太后攝政の四年に、呂太后は少帝を廢して之を一室に幽閉し、遂に之を殺して、恒山王名は義といふ人を立て、帝と爲した、此の義は後に名を弘と改めたが、亦眞に惠帝の子で無かつたのである、元は他人の子卽ち宮中の美人の子であつたのであるが、呂太后は之を取り詐りて惠帝の子であるとし、以て世人をごまかしたのである、蓋し呂太后は何故に少帝を殺したかといへば、少帝は長じて後、自分は惠帝の實子で無く、且つ愛母は呂太后の爲めに殺されたことを知り、大に呂太后を怨んだから、太后は遂に之を殺したのである、

八年、太后崩、諸呂欲爲亂、時呂祿將北軍、呂產將南軍、大尉勃不能主兵、平勃使酈寄說祿、解印以兵授勃、勃入軍門令曰、爲呂氏者右袒、爲劉氏者左袒、軍中皆左袒、召朱虛侯劉章、予卒千餘人、擊呂產殺之、分部悉捕諸呂、無少長皆斬之、

【字解】　北軍、京城を守る兵、南軍、王宮を警衛する兵、呂祿呂產、共に呂太后の兄の子、右袒、袒は衣袖を脫することで、俗に肩を脫ぐこと、故に右袒は右の肩を脫ぐこと、予、アタフト訓む與也、分部、部を分けて各其一部を擔任させること、

【解釋】　呂太后攝政の八年に、太后は遂に崩じた、此の機會に於て諸の呂氏は叛亂を起さんことを企圖した、さて此の時呂祿は北軍の將と爲り、呂產は南軍の將と爲つて居て、兵馬の權は全く呂氏の一族に歸し、大尉周勃と雖も一兵を指揮す

清淨潔白であるから、之が民たるものは一齊に安寧幸福を享けて居ることであると、かくいふて大にその施政を讚歎した、

五年、曹參卒、

【解釋】五年に相國の曹參が死んだ、

六年、王陵爲右丞相、陳平爲左丞相、

【解釋】六年に王陵が右丞相と爲り、陳平が左丞相と爲り、二人が力を合せて相國の事を行つた、これは高帝の遺訓に從つたのである、

張良卒、

【解釋】此の年に張良が死んだ、

周勃爲大尉、

【解釋】此の年に周勃が大尉の官に任ぜられた、これも亦高帝の遺言に從つたのである、因に大尉は武を掌る官で、今の陸軍大臣の如きものである、

帝在位七年崩、無子、呂大后取他人子、以爲太子、至是卽位、太后臨朝稱制、

【字解】他人子、宮中に在る美人の子、呂后は此の子を取つて惠帝の子とした、後その美人を殺し、世人の口を拑したのである、

【解釋】孝惠皇帝は在位七年で崩じた、是れより先き、帝には帝位を繼ぐべき後嗣が無かつたから、呂太后は他人の子を取りて太子と爲した、是に至つて位に卽かせ之を少帝と稱した、然し猶ほ幼少であつたから、太后自ら朝に臨んで政を聽き、制を稱した、蓋し漢の制度では、天子は制度を作るものであるから、制とは天子の言で、皇后は之を稱することが出來ないのである、然るに今太后は朝に臨んで天子の事を攝行し、萬機を裁決したから、特に玆に制を稱すと書いたのである、

元年、太后議立諸呂爲王、王陵曰、高帝刑白馬盟曰、非劉氏而王、天下共擊之、平、勃以爲可、陵罷相、遂王呂氏

【字解】刑白馬盟、刑は殺也、白馬を殺しその血を歃つて盟ふこと、血を歃るとは、口の邊に血を塗るのである、因に天子は牛馬の血を以て盟ひ、諸侯は狗、大夫以下は鷄の血である、

【解釋】呂太后攝政の元年に、呂太后は群臣に命じ、諸の呂氏を王と爲すの可否を討議させた、これは呂太后が自分の一族を王とせんことを望んで居たからであつた、此の

酒をかき廻はして人に飲ませると立ろに死ぬ、故に之を鴆殺といふ、つまり毒酒を飲ませて殺すこと、煇耳、煇は音クン、藥を以て耳をくすべて聾にすること、瘖藥、瘖は音オン、啞也、聲をからす藥を飲ませて啞とすること、廁、便所、彘、音タイ、豚也、

【解釋】　孝惠皇帝は名を盈といひ、母は呂后である、卽位の元年に呂后は、嫉戚夫人の子趙王如意を鴆殺し、且つ戚夫人の手と足とを斷ち切り、眼の球を拔き去り、その上耳を熏すべて聾と爲し、瘖藥を飲ませて啞と爲し、更に之を便所の中に置き、人をして大小便をかけさせ、之を名けて人彘といふた、これは豚は好んで人糞を食ふものである、而して戚夫人は人でありながら、豚の如く便所に居て糞をかけられるから、之を人の豚といふたのである、さて呂后は何故にかく戚夫人母子を惡み、慘酷に取扱つたかと曰へば、自分は高帝の末年に高帝から疏んぜられ、且自分の生んだ太子盈は廢せられんとした事などは、皆戚夫人の姦策であるとして、痛く之を銜んで居るのである、而して今高帝が棺を蓋ふたから、怨ちその宿怨を霽さんが爲めに、かく慘忍極まることを、戚夫人母子に加へ、思ふ存分に腹いせをしたのである、かくて呂后は孝惠皇帝を召して此の有樣を見せたところが、帝はその餘りの慘虐なるに驚き、大に號哭し、其結果神經を痛めて病氣に罹り、一年餘りも恢復しなかつた、

二年蕭何卒、齊相曹參令舍人趣爲裝、吾且入相、使者果召參、代何爲相國、一遵何約束、百姓歌之曰、蕭何爲相、較若畫一、曹參代之、守而勿失、載其淸淨、民以寧壹、

【字解】　趣、ウナガスと訓む、促也、齊、高帝第一皇子名は肥の封ぜられた國、較若畫一、較は著明の貌、畫一は齊整の貌、卽ちはつきりとして誰れにも明白に分ることが、恰かも一の字を書いた樣であるといふ意、蓋し一の字は唯一劃で眞に簡單明瞭の字であるから、之を以て政事の明らかなるに喩たのである、載、コトと訓む、事也、寧壹、寧は安寧なり、壹は一なり齊一なり、

【解釋】　二年に相國の蕭何が卒去した、此の時齊王の宰相の曹參といふ者は、その舍人を督促して旅裝をさせて曰ふのに、我は今から將さに朝廷に行き、宰相と爲るのであると、果してその言の如く、漢の使者が來て曹參を召した、そこで曹參は入朝し、蕭何に代つて相國と爲つた、さて曹參は相國と爲つてから、萬事皆蕭何の定めた約束規定に從ひ、一も改正變更しなかつた、因て百姓は之を謳歌して曰ふのに、蕭何が宰相であつたとき、法令の簡明なことは、恰かも一の字を書いた如くであつたが、今曹參が蕭何に代つてからも、能く蕭何の定めた法を守つて失はない、且つその爲す事は、總べて

次上曰、此後亦非乃所知也、

【字解】百歳後、百歳も御存命の後といふことで、死んだ後のこと、今死を諱んで敢て明らかにいはず、特に之を婉曲にいふたのである、流矢、何處からとも無く來た矢、俗にそれ矢、戇、音コウ、愚直にして智略無きこと、少文、文はカザリと訓む、辭令などに巧で無いことで、即ち質朴なこと、乃、ナンヂと訓む、汝也、呂后を指す、

【解釋】上は黥布を征伐した時、流矢に當つたが、その傷は容易に癒らず、段段重態に陷つた、因て呂后が問ふて曰ふのに、陛下が百歳の後に於て、相國蕭何か死んだならば、誰れを後任としたらよからうかと、上が曰ふに、その時は曹參を以て相國とすべきであると、呂后が曰ふのに、曹參が死んだならは、その次は誰れであるかと、上が曰ふのにその時は王陵である、然し王陵は愚直で奇略が無いから此の場合は陳平を以て之を輔佐させるがよい、その故は陳平は智略は餘りあるが、一人で天下の大事を引き受ける力が無いからである、要するに王陵の愚直と、陳平の才略と、相待つて始めて我が漢の天下は盤石の安きに置かるゝのである、又周勃は莊重溫厚の士で、辭令などに巧で無いが、確かりした國士であるから、これは太尉の官に任ずるがよろしい、將來我が劉氏の天下を安泰にすべき者は、必ず此の周勃であらうと、呂后は又その次は誰れがよからうかと問ふた、上が曰ふのに周勃以後に於ては、汝も亦死んでしまうから、汝は之を知ることはいらないのであると、因に漢皇が劉氏を安んずる者は必ず勃ならんと曰ふた豫言は、後に至つてよく適中したのである、

上崩、葬長陵、爲漢王者四年、爲帝者八年、凡十二年、太子盈立、是爲孝惠皇帝、

【解釋】上は十二年四月に遂に長樂宮に崩じた、之を咸陽城内の長陵といふ所に葬つた、上は漢王と爲たことが四年、皇帝と爲つたことが八年、すべて十二年の間、其封土及び天下を統治した、太子盈が立つた、是れが孝惠皇帝である、

○孝惠皇帝、名盈、母呂太后、即位之元年、呂后鴆殺趙王如意、斷戚夫人手足、去眼煇耳、飮瘖藥、使居厠中、命曰人彘、召帝觀之、帝驚大哭、因病、歳餘不能起、

【字解】孝惠皇帝、孝子は善く父の志を繼ぎ、よく父の事業を稱述する者である、而して漢家に於て、惠帝より以下、歷帝の諡、皆孝と稱したのは、此意味を取つたのである、鴆殺、鴆は鳥の名、此の鳥は大さ鶚の如く、常に蝮蛇を食ふ、故に全身に毒がある、而してその羽を以て

ち進んで之に對へ、各姓名を述べた、上は大に驚いて曰ふのに、吾公等を招致せんとしたことが數歳であつたが、公等は我を避けて逃け隱れたことである、然るに今何故に我か兒に從つて遊ぶのであるかと、四人が曰ふのに、陛下は士を輕んじよく罵到するから、臣等は士道を重んじ節義を守り、斷じて陛下に辱められるとを願はなかつた爲めに、出で、仕へなかつたのである、然るに今太子は民に慈仁にして、親に孝行を致し、自ら持することを恭敬にし、且つ天下の士を好愛すると聞いた、又天下の人民は皆頸を延ばして心を太子に寄せ、太子の爲めならば身命を擲つも厭ふ所で無いと爲し、悉く太子の爲めに死んことを願ふて居るいふことも聞いたのである、故に臣等はその聖德を慕ひ、來つて從游して居るのであると、上は之を聞いて曰ふのに、然らば甚だ御苦勞ながら、將來吾が兒を輔佐し、營護せられよとて、懇に依囑した、かくて宴終りて四人は退席したから、上は戚夫人を召し、四人の後姿を指して曰ふのに、我は太子を易へんと思ふたが、既に彼の四人の高士が、太子を輔けて居るから、太子には羽翼既に成りたると同じく、最早動かし難いのであると、悄然として語られた、

蕭何以長安地陋、上林中多空地棄、請令民得入田、上大怒下何廷尉械繫之數日而赦之、

【字解】陋、セマシと訓む、陝也、空地、空隙の地、俗に明地、棄、遠棄されて荒れて居ること、田、佃に同じ、耕作すること、

【解釋】蕭何は、長安の地は陝いのにかゝはらず、天子の園囿上林の中には、多くの空地があつて、それが棄てられて荒れて居るのを見、人民をして林中に入り之を耕作する樣にしたいものであると上奏した、上は大に怒り、蕭何を廷尉に下し、桎梏を施して獄中に投じた、然し數日を經て之を赦免した、因に上が蕭何を獄に投じたのは、蕭何が賈人から多く賄賂を貪つた結果、上林園を請ふたのであると邪推したからである、後に之を赦したのは、或る人の直諫により、その然らざることを知つたからであるのである、詳しいことは史記蕭相國世家に書いである、

上擊布中流矢、疾甚、呂后問、陛下百歲後蕭相國死、誰可代之、曰、曹參、其次、曰、王陵、然少戇、陳平可以助之、平智有餘、然難獨任、周勃重厚少文、可令爲大尉、安劉氏者必勃也、復問其

者輔之、羽翼已成、難動矣、

【字解】見疏、疏は疏遠なり、寵幸の衰へたること、彊、シヒテと訓む、強也、卑ヒククスと訓む、丁寧にすること、尊大の反對、安車、長者老人を乘せる車、此の車は廻轉するも、車上の人には少しも、響かぬやうに造り、乘る人、車上に座することが出來る、故に安車といふ、皓白、盡く白いこと、延頸、頸をさし延ばして仰ぎ望むことで、人心の歸向せること、卒、ツイニと訓む、終也、易、カヘルと訓む、換也、

【解釋】　上は盈太子を廢せんとしたが、之を果すことが出來なかつた、今その顚末を述べやう、初め戚姫は上に寵せられ、如意を生んだから、上は之を封じて趙王とした、此の時正夫人の呂后は疏外せられ、寵幸大に衰へた、且つ呂后の生んだ太子名は盈といふ者は、天性慈仁であつたけれども、體質が虛弱であつた爲め、是れ亦上の氣に入らなかつた、而して如意は寵姫の生んだ子であるのみならず、氣象も己れに似た點がある所から、痛く之を愛し、遂に太子盈を廢し、如意を立て、太子と爲さんとした、依て群臣はこの不可を諫め、理由を說いて論爭したけれども、皆上の意見を飜し、その意志を止めさせることが出來なかつた、そこで呂后は大に之を憂慮し、強いて張良に賴み、太子を安全にすべき計謀を尋ねた、張良が曰ふのに、此の件は口舌を以て論爭しても到底目的を達することが出來ないのである、私が思ふには、上が年來招致せんと欲しても、未だ能はざる高士が四人ある、それは東園公、綺里季、夏公、甪里先生である、此の四人の士は、上が士を慢罵侮辱するのを見て、遠く山中に逃げ匿くれ、士たる者の貴ぶべき節義を守り、漢の臣と爲らない高潔の君子である、而して上はいよ〱其見識の高いのに敬服し、今も尙之を敬慕尊重されて居る、今太子をして自ら書簡を作り、辭令を丁寧にし、決して太子であるといふ樣な風を見せず、極めて慇懃に之を遇し、且つ安車を以て迎へ、是非〱その出廬を懇請したならば、彼等はこの知遇に感激し、必ず來て仕へるであらう、而して彼等が果して來たならば、之を太子の賓客と爲し、時時に太子に隨從して入朝させ、上をして之を見させるがよろしいのである、此の如くしたならば、必ず太子を全ふすべき一助と爲るであらうと、そこで呂后はその策に從ひ、人をして太子の書簡を持つて四人の草廬を訪はせ、懇ろに出廬を促した、四人の者は、果して之を快諾し、相携へて太子の宮邸に來た、さて當時上は黥布を擊つて凱旋し、いよ〱太子を易へ、平生の希望を達せんとして居たのであるが、一日宮中に於て饗宴を催し、大に群臣を會した、此の時太子もその宴に列し、上の側に侍した、而して曩きに張良の獻策によつて招いた四人の士も、亦太子に從ふて列坐したが、その齡は既に八十有餘であつたから、鬚や眉は盡く白く、殊に衣冠を著た姿は、如何にも莊重であつた、上は之を見て甚だ不思議に思ひ、四人に向つて その姓名を尋ねた、四人の士は乃

平を抱き、や、もすれば反謀を企てんとする者があつた故に高祖は未だ枕を高くして眠ることが出來なかつた、然るに韓信は既に亡び、今や黥布も誅せられ、天下初めて鎭靜に歸したから、高祖も漸く安心することが出來たのである、此に於て錦を衣て故郷に歸り、一族故舊を集めて飮んだので、此の時萬世の英雄も一個の好々爺と化し去つたのであるが、一面には得意の情勃勃然として禁する能はず、溢れて此の一篇の歌となつたものである、此の歌は彼の項羽の垓下の詩と共に、氣格雄大にして豪壯、直ちに胸襟を披瀝して、少しの技巧修飾を加へず、自ら天籟飄發、絶妙の詩篇となつたので、天下一あつて二ある能はざる逸品である、寧可以馬上治之乎と豪語した荒武者も、文事あること此の如しで、所謂英雄欺人ものである、

初戚姫有寵、生趙王如意、呂后見疏、太子仁弱、上以如意類己、欲廢太子而立之、群臣爭之、皆不能得、呂后使人彊要張良畫計、良曰、此難以口舌爭也、顧上所不能致者四人、曰東園公、綺里季、夏黄公、甪里先生、以上嫚侮士、故逃匿山中、義不爲漢臣、上高此四人、今令太子爲書卑詞、安車固請、宜來、至以爲客、時從入朝、令上見之、則一助也、呂后使人奉太子書招之、四人至、帝擊布還、愈欲易太子、後置酒、太子侍、良所招四人者從、年皆八十餘、鬚眉皓白、衣冠甚偉、上怪問之、四人前對、各言姓名、上大驚曰、吾求公數歲、公避逃我、今何自從吾兒游乎、四人曰、陛下輕士善罵、臣等義不辱、今聞太子仁孝恭敬愛士、天下莫不延頸願爲太子死者、故臣等來耳、上曰、煩公、幸卒調護、四人出、上召戚夫人、指示之曰、我欲易之、彼四人

【解釋】淮南王黥布は、漢帝が韓信を殺し、彭越を醢にしたのを見て大に恐怖した、そして思ふのに、彼の韓信彭越は、我と共に漢の帝業を翼賛し、その勳功は三人共同一である、既に我等三人は勳功同一であるから人は三人であるが、その體は一であつて、離るべからざる深い關係があるのである、今その深い關係ある韓信と、彭越とは、既に誅せられたのであるから、早晩我にも必ず災禍の及ぶことは明であるかと、かく自ら疑ふて、遂に叛旗を飜した、依て漢帝は自ら將と爲つて之を撃つた、

十二年、帝破黥布、還過魯、以太牢祠孔子、過沛置酒、召宗室故人飲、酒酣上自歌曰、大風起兮雲飛揚、威加海内兮歸故鄕、安得猛士兮守四方、令沛中子弟習歌之、以沛爲湯沐邑、

【字解】過、往く、太牢、牛羊豕の三牲を供へたる供物、此の供物は尤も重き祀の時に用ゐるのである、宗室、一族、故人、舊い友達、大風起兮雲飛揚、これは群雄が蜂の如く起り、互に競逐して天下を爭ひ、天下大に亂れたるをいふ、李翰が風は高帝自ら喩へ、雲は亂に喩ふといへるは餘り鑿つた說である、威加海内、高帝既に反賊を平定し、威權海内を風靡したることをいふ、湯沐邑、湯沐は、ユアミ、（湯浴）、ケシヤウ、（化粧）、邑は村、その邑の賦稅を以て帝の湯沐の費用に充つること、

【解釋】十二年に漢帝高祖は、叛賊黥布を破つて之を誅し、帝都に凱旋した、此の途中故の魯國に往いて孔子の廟に詣で、太牢を供へて鄭重に之を祭つた、又故鄕の沛に行き、一族及び故舊を集めて、盛宴を張つた、宴酣なる時、高祖は感慨に堪へず、自ら歌を作つて曰ふのに、秦其政を失つて天下大に亂れ、恰も大風が吹き起つて黑雲滿天に飛揚するが如くであつた、然るに我は能く之を平定して、威權海内に加はり、今や戀しき故鄕へ歸つたことである、是れ實に快心の樂事で天下何物が此の樂に優るものがあらうぞ、眞に無限の快事である、しかし今後我が勉むべき事は、安に居つて危を忘れないことであるから、我は勇猛の壯士を得て、天下四方を守備したいものであると、かくて沛中の小年輩をして此の歌を一齊に習ひ歌はせた、又沛の邑を以て帝自らの湯沐の邑とした、これは帝は最初に沛から起つたのであるから、これを紀念とする爲めであつたのである、この歌の末句安得猛士兮守四方は、別に深い意義は無く天下已に平らぎて安心したから、是れから後は猛將を得て四方の守備でも致さんとの意で、勝つて兜の緒を緊めよといふ事と同義で、單に將來の希望を述べた迄である、

高祖は匹夫から起つて天下を統一したが、功臣宿將中には不

得天下、安事詩書、賈曰、陛下以馬上得之、寧可以馬上治之乎、文武並用長久之術也、使秦並天下、行仁義法先聖、陛下安得有之、帝曰、試爲我著書、秦所以失、吾所以得、及古成敗、賈著書十二篇、毎奏稱善、號曰新語、

【字解】 詩書、詩は詩といふ本で、此の本は孔子が殷から春秋時代に至る迄の詩を輯めたものである、此の詩は後世の詩人が、徒らに山水風月を樂んで詠じたのと其趣を異にし、當時の賢人君子が人情風俗を詠じ、或は王政の興廢盛衰を述べたものであつて、王者には尤も必要な本である、又書は書經、一に尙書といふ本で、此の本は堯舜二帝、及び夏殷周三王の政敎を記錄したもので、亦王者には尤も大切な本である、乃公、乃は汝、公は漢王自ら謂うたので、君の意卽ち汝が公といふことで、自ら己を尊稱した辭である、馬上得天下、武力を以て天下を得たこと、長久之術、天長地久の意で、何萬年の後迄も天下を維持する術、法先聖、法は手本とする、先聖は古への聖人で、卽ち堯舜及び禹王湯王文王武王等を指す、

【解釋】 陸賈は時々漢帝の前に進み出で、詩經書經の事を說いた、漢帝は之を罵つて曰ふのに、吾輩は馬上を以て天下を得たのであるから、安んぞ詩書の必要あらんや、詩書の如き文學は必要が無いと、陸賈が曰ふのに、陛下は如何にも馬上を以て天下を得たのであるが、どうして馬上を以て天下を治むることが出來ようか、馬上の武では到底天下を統治することは出來ないのである、凡そ國家長久の術は、文と武とを並び用ゐるに在るのである、彼の秦をして天下を併有した後、仁義を行ひ先王の道を手本として國家を治めさせたならば、秦の帝位は盤石の如くで縱令陛下の英武を以てしても、安んぞ之を滅して帝位を取ることが出來ようか、決して出來なかつたのである、秦が陛下に滅ほされたのは全く文を用ゐなかつた爲めで、文は必要であると述べた、漢帝が曰ふのに、汝は試に乃公の爲めに一書を著はせよ、其の主意は秦が天下を失つた所以と、乃公が天下を得た所以と、及び古へ人君が成功した理由と失敗した理由とを明かに述べよと、そこで陸賈は書十二篇を著した、そして毎篇とも出來るとすぐ奏した、漢帝はいつも善と稱して之を褒めたが、後に此の書を新語と稱した、

淮南王黥布、見帝殺韓信、醢彭越、以同功一體之人、自疑禍及、遂反、帝自將擊之、

勸めた事を以て、臣を烹殺さんとするのは何事であるか、一向理由か無い、又當時天下の人は陛下の爲した所の事、卽ち皇帝と爲らんと欲し、陛下と競爭した者が多かつたが、皆高材にあらず疾足にあらず徽力の爲めに成功しなかつたのである、故に事實をいへば陛下を敵とした者は澤山あつたのである、今陛下は臣が韓信に鹿を得よと勸めた一事を以て謀反連類者として烹るならば、此等明白に陛下を敵とした澤山の者は勿論皆捕へて之を烹るべき筈である、陛下は果しく悉く之を捕へることが出來るか、若し果して之を捕へることが出來ないで獨り臣のみを捕へて烹るのは不公平である、況んや臣の行動は決して陛下に對する謀反で無いのに於ては、尙更ら不條理であると、蒯徹はかく堂堂として、意見を述べた、そこで漢帝もその道理に服し遂に之を赦した、

梁王彭越太僕、告其將扈輒勸越反、上使人掩越囚之、反形已具、赦處蜀、呂后曰、此自遺患、遂誅之夷三族、

【字解】 太僕、九卿の一で、群僕侍御を取締る官、掩、不意を襲ふこと、具、明確なる證跡のあること、

【解釋】 梁王彭越の臣で、太僕の官に居る某は、漢王に、彭越の將扈輒といふ者、越に反逆を起すことを勸めたと密告した、因て上は人をして越の不意を襲ふて之を捕らへしめ、有司に命じてその叛跡を吟味させた、而して有司は越の反形已に具はりて充分の證據があることを復命した、然し上は之を殺すに忍びず、赦して庶人と爲し蜀に居らせた、呂后が曰ふのに彭越は壯士であるから、今之を蜀に徙すは、此れ自ら後患を殘すものである、宜しく殺すべしと述べて誅を勸めたから、上は之に從つて遂に彭越を誅し、併せて其三族を夷した、

遣陸賈、立南海尉佗、爲南粤王、佗稱臣奉漢約、賈歸報、拜太中大夫、

【解釋】 上は陸賈を南海に遣はし、故の秦の南海の尉であつた趙佗を立て、南粤王と爲した、是より先き趙佗は秦の吏を殺し、自立して南越の武王と號して居た、而して漢王が天下を統一しても尙依然として南越に割據し漢に服しなかつたのである、是に至つて詔して立て、南粤王と爲し、陸賈をしてその國に就きて王の印綬を授けたのである、因て佗は漢皇の命に從ひ、遂に北面して臣と稱し、漢の約を奉ずることを諾した、かくて陸賈は朝廷に歸つて之を復命し、その功に依つて太中大夫の官に任ぜられた、

賈時前說詩書、帝罵之曰、乃公馬上

詐、譎也、紿、欺也、兒女子、呂后を指す、

【解釋】 十年に代州の相國陳豨が反した、此の陳豨は高帝の第三子で、代州の王たる恒といふ者の相國と爲り、趙と代との邊兵を監督して居た者である、是に於て高帝は自ら將として出征し之を討伐した、此の時淮陰侯韓信の舍人の弟が上書して、韓信は陰かに陳豨と謀を通じ叛亂を企てゝ居ると密告した、これは嘗て韓信の舍人が罪を韓信に得將さに殺されしとしたことがあつから、その弟は反て韓信を怨み、之を讒して兄の仇を報ぜんとしたので事實無根であつたのである、然るに呂后は直ちに之を信じ蕭何と共に相謀り、陳豨は已に敗死したと譎り、韓信を欺いて入つて之を賀せしめた、而して韓信はかゝる計謀のあるとは知らず、宮中に入つたところが、呂后は立ろに武士をして捕縛せしめ、之を長樂宮で斬罪に處した、さて韓信は死に臨んで嘆じて曰ふのに、吾れ曩きに蒯徹が謀を用るなかつた爲めに、今は兒女子の輩に詐られ、空しく死するに至つたのは、實に殘念至極であると後悔した、かくて呂后は韓信の三族を夷し悉く之を殺した、因に蒯徹が韓信に天下三分の計を說いたことは、史記淮陰侯の傳にある、

十一年帝破ㇾ豨還、詔捕二蒯徹一、至曰、秦失二其鹿一、天下共逐、高材疾足者先得ㇾ之、當時臣獨知二韓信一、非ㇾ知二陛下一、天下欲ㇾ爲二陛下所一ㇾ爲者甚衆、力不ㇾ能耳、又不ㇾ可二盡烹一邪、帝赦ㇾ之、

【字解】 蒯徹、史記に蒯通に作る、韓信に臣事し、之に獨立を勸めた人、鹿、帝位に諭ふ、今も議員選擧界を逐鹿場裡といふ、逐、鹿であるから逐といふたので、實は帝位を得んとして之を爭うたこと、高材、高く衆に卓出した者、疾足、走るのが早く擧措の敏捷なること、不可の不の字は衍文である、無い方がよい、

【解釋】 十一年に帝は陳豨を敗つて凱旋した、漢帝高祖は、詔して韓信の臣蒯徹を捕へさせた、これは、帝は、蒯徹が嘗て韓信に謀反を勸めたことを知り、所謂謀反連類者として烹殺さんとする爲めであつたのである、さて蒯徹は漢帝の前に出で、その尋問に對へて曰ふのに、抑〻秦が帝位を失ひ、天下の英雄は皆之を得んとして互に活動した、而して此の帝位は高材にして疾足の者が先に之を得べき筈である、從て英雄が互に之を競爭して居る間は、天下には確定した君主は無かつたのであるから、英雄の逐鹿を以て謀反と爲すことは出來ない、特に秦が帝位を失つた時は、臣は、唯韓信だけあるのを知つて陛下のあることを知らなかつた、故に當時臣が韓信に鹿を得ることを勸めたのを以て、陛下に對する謀反と爲すことは出來ないのである、然るに今陛下は臣が韓信に鹿を得よと

輒益封邑、

【字解】冒頓、匈奴の天子の名、單于、匈奴の天子の號、漢書音義に、單于者、廣大之貌、言其象天單于然也とある、即ち單于の本義は天の廣大なることであるが、匈奴では其天子を天に比し、取つて其尊稱としたのである、つまり匈奴の天子は、名は冒頓、號を單于と稱したのである、代谷、代州の上谷、代州は郡の名で今の直隷省易州治、平城、縣の名、今の山西省大同府大同縣の東、白登、縣の名、今の山西省大同府陽高縣、閼氏、單于の妻、六出奇計、六たび奇策妙計を出して成功したこと、集覽に、六計謂請捐金行間一也、以惡草具進楚使二也、夜出女子二千人解滎陽圍三也、躡足請封韓信四也、請僞遊雲夢禽信五也、解白登圍六也とある、

【解釋】匈奴が北邊に攻め込んで來たから、帝は自ら將として之を擊つた、而して匈奴の天子冒頓單于が、代州の上谷の地に居ることを聞き、兵三十萬人を悉し、大擧して北に向ひ、之を逐ふて平城縣迄至つた、時に冒頓は精選した騎兵四十萬人を縱ち、帝を白登城に壓迫し、之を包圍したことが七日間であつた、是に於て帝は非常なる危險に陷つたから、遂に陳平が秘計を用ゐ、間吏を遣はして、厚く冒頓の妻閼氏に賄賂を遺り、その援助を乞ふた、而して此の策見事に成功し、冒頓は乃ち重圍を解いて去つた、陳平は帝に從つて征戰攻伐に參與し、今回の奇計を合せて凡そ六たび神策を籌し、帝を輔けて偉大なる勳功があつたから、益、封邑を加增せられ、此に至つて更らに曲逆侯に封ぜられた、因に曲逆縣は今の直隷省保定府完縣の東南に在る所で高帝が嘗て過つて激賞した繁華の地で、洛陽に次ぎての殷富の封土である、

九年、遣劉敬使匈奴和親、取家人子名公主、妻單于、

【字解】家人子、家人は庶人、即ち平民のこと、子は女なり、公主、天子の女の稱、

【解釋】九年に劉敬を匈奴に遣はし、互に和親して交際することを計らせた、この時帝は庶人の女を取つて公主と名づけ單于に妻し、以て親和の意を明にした、因に劉敬は前に遷都の議を上つた婁敬である、

十年、代相國陳豨反、帝自將擊之、淮陰侯韓信舍人弟上變、告信陰與豨謀、呂后與蕭何謀、詐稱豨已敗死、給信入賀、使武士縛之斬信、信曰、吾悔不用蒯徹之謀、乃爲兒女子所詐、遂夷信三族、

【字解】舍人、官人の卑僕、上變、上書して非常の事變を告げること、

通は書を魯の諸生に送つて之を召した、此の時魯に二人の儒生があつたが、敢て召しに應じて漢に行くを承知せずして曰ふのに、凡そ禮樂は德を積み、仁を行ふこと百年の後にして始めて興すべきもので、急速に爲すと利益は無いのであると、叔孫通はその說の迂遠なるを笑ひ、强いて之を召さず、召しに應じた者、及び上の左右の者、並に自分の門人百餘人と共に之が制定に從事し、先づ野外に緜蕝をなし、群臣朝見の禮を講習させた、

七年、長樂宮成、諸侯群臣皆朝賀、謁者治禮、引諸侯王以下至吏六百石、以次奉賀、莫不振恐肅敬、禮畢置法酒、御史執法、擧不如儀者輒引去、竟朝罷酒、無敢讙譁失禮者、上曰、吾乃今日知爲皇帝之貴也、拜通爲太常、

【字解】謁者、朝廷の儀式につき周旋する者で、今の式部官の如きもの、六百石、石は音セキ、漢の第六等の官である、史記漢書等には、吏二千石といひて、その祿數を呼びて直ちに官稱としてある、畢、ヲハルと訓む、終了也、法酒、猶ほ禮酌といふが如し、之を飲んで醉ふ迄に至らない宴、輒、乃也、竟、ヲヘルと訓む、終也、罷、ヤムと訓む、止也、太常、天神地祇を祭ることを掌る官、

【解釋】七年に長樂宮が落成したから、諸侯王を始め群臣をして皆朝會して慶賀せしめた、此の時叔孫通が定めた朝禮を實施して、群臣の膽を寒からしめた、先づ謁者をして式場を整頓せしめ、而して諸侯王以下六百石の官吏に至るまでを順次に召し出し、慶賀を奉らしめたが、其禮法如何にも莊重嚴肅であつたから、群臣皆震ひ恐れ、肅み敬はない者は無かつた、かくて拜禮の儀畢つて後、一同に法酒卽ち祝酒を賜ふたが、此の時も御史の官が禮法を司り、儀式の通りにしないものがあると、速に之を引き立て、場外に拉し去つた、故に朝會を終へ、法酒の宴を止むる迄、一人として敢て高聲で爭論し、以て禮を失する者が無かつた、卽ち從來の朝見や賜宴とは雲泥の相違があつたから、上は大に喜んで曰ふのに、吾乃ち今日に於て、始めて皇帝たることの貴いことを知つたと、そこで叔孫通を拜して太常の官と爲した、

匈奴寇邊、帝自將擊之、聞冒頓單于居代谷、悉兵三十萬北逐之、至平城、冒頓精兵四十萬騎、圍帝於白登七日、用陳平秘計、使間厚遺閼氏、冒頓乃解圍去、平從帝征伐、凡六出奇計、

て什方侯と爲し、且つ急に丞相や御史に命じ、諸將の功を定め封を行はせた、是に於て群臣皆喜んで曰ふのに、彼の雍齒の如き大惡れ者でさへ、諸侯に封ぜらたのであるから、我が徒の如きは何等誅戮を受ることは無いと、深く自ら安心し、爾後何等偶語する者が無きに至つた、かくて上は詔して大功臣十八人の位次等差を定め、丞相蕭何を第一位と爲し且つ劍を帶び履を穿つて殿に上ることを許し、同時に朝廷に入りて疾行するに及ばぬといふ特典を與へ、之を優遇した、因に秦の法では、群臣殿上に於ては尺寸の兵器を持することを得ず、又履を穿つて殿に上ることを得ず、朝廷に於ては疾走すべき規定であつて、漢の世でも亦此の法を用ゐたのである、而して今高祖は蕭何の勳功に對し、特に此の禁を許したのである、

尊二太公一爲二太上皇一、

【解釋】上は、父の太公を尊んで太上皇と爲した、さて太上とは無上の尊稱であつて、皇とはその德帝よりも大なる者の稱である、今漢皇はその父を尊ぶ爲めに、無上の尊號を上り太上皇と號したのである、

帝懲二秦苛法一、爲二簡易一、群臣飮レ酒爭レ功、醉或妄呼、拔レ劍擊レ柱、叔孫通說レ上曰、儒者難二與進取一、可二與守一レ成、願徵二魯諸生一、共起二朝儀一、上從レ之、魯有二兩生一、不レ肯レ行曰、禮樂積レ德、而後可レ興也、通與二所レ徵及上左右一、與二弟子百餘人一、爲二緜蕝野外一習レ之、

【字解】緜蕝、緜は綿索で、卽ち綿の綱であつた、これは禮を習ふ場所を定むる爲めに張り廻はすものである、又蕝は茅を剪つて地に立て天子より臣下に至る迄の位次を表はすものである、故に緜蕝は禮を講習する場所と、尊卑を定めた席次のことである、

【解釋】帝は秦の苛刻なる法律に懲り、務めて簡易なる法制を作り、禮式の如きは殆んど頓著しなかつた、その結果、群臣は放逸に流れ、動もすれば酒を飮んで功を爭ひ、或は醉ふて妄りに大聲を發し、甚だしきに至つては、劍を拔き殿中の柱を擊つ者もあつた、是に於て姓は叔孫名は通といふ者之を憂ひ、上に說いて朝制を制定することを以てして曰ふのに、凡そ儒者は與に進んで天下を取るの謀議に與ることは出來ないが、然かも天下を取つた後、之を守つて永く失はない相談に與ることは充分に出來るものである、故に臣願はくは魯の諸生を召し出し、共に與に朝廷の儀禮を作り、以て現時の弊を匡正したいものであると、上はその說に從ふて之を許した、依て

よく走獸を得た丈であつて、その功は狗である、蕭何は諸君を指揮して戰に勝たせたのであるからその功は人である、人の功は固より狗と同一にすることは出來ない、是れ蕭何の地行の、諸君より多い所以であると諭した、そこで群臣は爾來論功行賞について不平を言ふ者が無かつた、

上已封大功臣、餘爭功不決、上從複道上望見、諸將往往坐沙中相與語、上問張良、良曰、陛下以此屬取天下、今所封皆故人親愛、所誅皆平生仇怨、此屬畏不能盡封、又恐見疑平生過失及誅、故相聚謀反耳、上曰、奈何、良曰、陛下平生所憎、群臣所共知、誰最甚者、上曰、雍齒、良曰、急先封齒、於是封齒爲什方侯、而急趣丞相御史、定功行封、群臣皆喜曰、雍齒且侯、吾屬無患矣、詔定元功十八人位次、賜丞相何劍履上殿入朝不趨、

【複道】 複道、阿房宮の條を見よ、往往、處處に同じ、此屬、此の輩に同じ、趣、ウナガスと訓む、促也、元功、元は首也、大也、即ち大功臣のこと、

【解釋】 上は既に大功臣を封じて賞を行つたが、その餘の者は各〻功の大小を爭ひ、何等決する所が無かつたから、未だ封を行はなかつた、當時上は複道の上から何氣なく諸將を見たが、諸將は處處の沙上に坐して一團と爲り、何事をか相談して居るかの如き風であつた、それで上は之を張良に尋ねた、張良が曰ふのに、陛下は此の輩の力を以て天下を取つたのである、而して今陛下が封じた所の者は、皆陛下の故舊、若くは陛下が平生親愛して居た所の人人であつて、誅戮した所の者は、皆陛下が平生惡んで仇怨として居た人人である、今や此の輩は盡く封ぜらるゝことが出來ないだらうと患ひ、且つ又平生の過失を疑はれて、誅を蒙ることあらうかと恐れ、かく集合して謀叛の企を相談して居るのであると、上が曰ふのに、然らば如何にせば之を救ふことが出來やうかと、張良が曰ふのに、陛下が平生憎んで居る所の臣で、群臣皆非常によく之を熟知して居る者は誰れであるかと、上が曰ふのに、それは雍齒である、朕が雍齒を甚だしく惡んで居ることは、群臣中一人も知らぬ者は無いのであると、張良が曰ふのに、然らば急に先づ雍齒を賞して之を封じなさい、さうすると、人心は必ず平靜に歸するのであると、そこで上は雍齒を封じ

來る兵數の多少を問うた、且つ曰ふのに、我は幾何の兵に將たることが出來るかと、韓信がいふのに、陛下は十萬人に將たる人であると、漢王がいふのに、君はどうであるかと、韓信が曰ふのに、臣は兵數が多いければ多い程益、敏活に指揮辨理することが出來ると、漢王が笑つて曰ふのに、果して然らば君は我れより優れた人である、然るに何故に我れに擒にせられたのであるかと、韓信が曰ふのに、陛下は兵に將たることが出來ないが、よく將に將たる技倆がある、是れ臣が陛下の爲めに擒にされた所以である、且つ陛下は世に謂ふ所の天から授けられて人君と爲る者であつて、到底人間の力で企及することが出來ない人であると、

剖符封功臣、酇侯蕭何食邑獨多、功臣皆曰、至等被堅執銳、多者百餘戰、少者數十合、蕭何未嘗有汗馬之勞、徒持文墨議論、顧反居臣等上、何也、上曰、諸君知獵乎、逐殺獸者狗也、發縱指示者人也、諸君徒能得走獸耳、功狗也、至如蕭何功人也、群臣莫敢言、

【字解】 剖符封功臣、剖は分つ、玉篇に判也、中分爲剖とある、符は說文に信也、漢制以竹長六寸分而相合と、玉篇に符符節也、分爲兩邊、各持一以爲信とある、卽ち符は割符で、一は之を官に留め、一は之を其の人に與へ、以て他日誓約の證とするものである、故に割符は功臣に土地を與へたことを證する爲めである、曹植の詩にも、剖符受土とある、被堅、堅固な冑をかぶる、執銳、銳利な刀を持つ、數十合、合は合戰、仕合の意、汗馬之勞、汗はアセ、戰場に於て盛に馬を疾驅させすれば汗出づ、故に汗馬之勞とは戰場に於て奮戰することで、卽ち戰功といふ義、顧、念也、發縱、發はつないだ綱を解き放つ、縱はほしいまゝに放つ、指示、手で指示して使ふこと、

【解釋】 漢王は旣に天下を定めたから、符を分つて各、功臣を封じた、この時酇の邑に封ぜられた蕭何の地行は、獨り特別に多かつた、そこで群臣は皆曰ふのに、臣等は、常に堅甲をかぶり銳刀を持ち、多い者は百餘戰、少いものでも數十回の合戰をした戰功がある、然るに彼の蕭何は、未だ何等の戰功も無く、只徒に文書や筆墨を以て議論しただけである、それにも係はらず、その地行は我等より多いのは何故であるかと、漢王が曰ふのに、諸君は彼の獵を知つて居るか、獸を逐ひ廻はして殺す者は狗であるが、此の狗の首縄を解き放ち、彼の獸を逐へ、此の獸を取れと、手で指し示して使ふ者は人である、今諸君と蕭何との關係も此れと同じで、諸君は唯徒に

されること疑が無い、故に謀叛せよと勸めたことがあつた、その詳細は史記淮陰侯傳にある、狡兎、走ることの敏捷なる兎、藏、不用に爲つた爲め庫の中に入れてしまつて置かれること、狡兎云云より謀臣亡迄の語は黄石公が著した三略といふ書の中にある言である、械繫、手と足とをしばられること、

【解釋】 或る人が上書して楚王の韓信が謀反したと告げた、そこで諸將が曰ふのに、曰く兵を發して彼の小僧を生擒し、之を生埋にしてやらうと、然し漢王は重大なる事件であるから、之が策を陳平に尋ねた、陳平が曰ふのに、古へは天子が巡守して諸侯を一所に會合させたことがあつた、故に今陛下も此の故事に傚ひ、但だ雲夢に遊ぶと僞り、諸侯を陳に會合させられよ、然らば韓信も必ず來るであらうから、其時之を捕へたならば、一力士の仕事で、易く捕へることが出來ると、漢王は此の計に從ひ、諸侯に令して曰ふのに、我れ將に雲夢に遊ばんとするから、卿等は陳に會せよと、かくて漢王は陳に至つた、而して韓信は果して來て上謁したから、直ぐ武士に命じて之を捕へ、しばつて後車に載せて歸つた、韓信は大に悔ゐて曰ふに、さて〳〵果して或る人の言の通り、我は遂に殺されるのであるか、彼の黄石公の三略にも狡兎が死んでしまへば之を捕へる爲めに奔走した狗は、必要が無いから烹殺され、空を飛ぶ鳥も既に射盡してしまへは、良弓は不要の廢物となつて、倉庫にしまはれることである、これと同じく敵國が滅んでしまへば、謀臣は必要が無いから殺されると書いてあるが、實にその通りで、今は敵國も既に亡んで了つたから、臣は無用の長物と爲り當さに烹らるべき運命になつたと、かく曰うて憤慨した、漢王は韓信の手足をしばつて連れて歸つたが、後にその罪を赦して淮陰縣に封じ、淮陰侯とした、

上嘗從容問信諸將能將兵多少、上曰、如我能將幾何、信曰、陛下不過將十萬、上曰、於君何如、曰、臣多多益辨、上笑曰、多多益辨、何以爲我禽、曰、陛下不能將兵、而善將將、此信所以爲陛下禽、且陛下所謂天授、非人力也、

【字解】 從容、ゆつたりとしてくつろぐ、卽ち其容止が莊重でなくて如何にも穩かであること、辨、周禮天官の註に、辨謂辨然于事分明無有疑惑也とある、卽ち何等の疑懼する所無く、明に指揮處辨すること、天授、天が人君とする爲めに拵へたの意、

【解釋】 漢王は嘗て從容として韓信と共に諸將の人物を評し、彼れは幾何の兵に將たることが出來るか、此れは何人に將たる技倆があるかと、各將に對し、その將となることが出

たのは何故であるか、無禮至極であるから今日は敎ふることが出來ない、故に又五日目の同じ時刻に此に來いと、張良は又その時刻に行つたところが、老人は又先に來て居て、前の如く怒つて又五日を約した、そこで張良は夜半から行つたところが、今度は老人は居なかつた、かくてしばらく待つて居る内に、老人は來た、そして大に喜んで一編の書を授けて曰ふのに、此の書を精讀すると、必ず帝者の軍師と爲ることが出來るから、よく讀めよと、且つ曰ふのに、汝は異日濟北郡の穀城山の下で、黃色の石を見ることがあるであらうが、その黃石こそ我れであると、かく曰うて別れ去つた、張良は翌朝早くその本を見たところが、乃ち周の文王の軍師なる太公望が書いた兵法であつたから、大に不思議に思ひ、日夜熱心に讀み習つた、かくて張良は此の兵法を以て漢王を助けて天下を定めたのである、さて漢王は既に天下を定めて後、功臣を封ずる時に當り、特に張良の偉動に酬いる爲めに、張良をして齊の地に於ては、どこでもよいから、その好む所、三萬戸を擇び取れと命じた、張良が曰ふに、臣は初め陛下に留縣で拜謁し、それから以後陛下に臣事する樣になつたのであるから、是れ天が臣を陛下に授けたのである、故に臣は紀念の爲めに留縣を得れば充分であると、依て漢王はその言ふ通り留縣を賜ひ、留侯と稱するに至つたのである、その後張良は穀城山の下を通つたところが、昔老人の曰うた通り果して黃石があつたから、祠を建てゝ之を祀り、以てその恩德に酬いた、

六年、人有上書告楚王韓信反、諸將曰、發兵阬孺子耳、上問陳平、平危之曰、古有巡守會諸侯、陛下第出僞遊雲夢、會諸侯於陳、因禽之一力士之事耳、上從之、告諸侯會陳、吾將遊雲夢、至陳、信上謁、命武士縛信、載後車、信曰、果若人言、狡兎死走狗烹、飛鳥盡良弓藏、敵國破謀臣亡、天下已定、臣固當烹、遂械繫以歸、赦爲淮陰侯、

【字解】上書、上奏に同じ、阬、坑に同じ、穴を掘つて生き埋にすること、孺子、韓信を指す、輕侮の語、巡守、天子が諸侯の國を巡回して視察すること、書經に、五載一巡守、群后四朝とある、第、タダと訓む、何氣無き風での意、雲夢、楚の國にある二つの澤の名、禽、擒に同じ、上謁、名刺を上り謁見を請ふこと、果若人言、これは韓信が蒯徹(史記に蒯通に作る)の言を思ひ出して曰うたのである、蒯徹は嘗て韓信に說くに、野獸已盡而獵狗烹と曰ひ、今は天下既に定まつたから足下は漢王に殺

卽我也、旦視之乃太公兵法、良異之、晝夜習讀、旣佐上定天下、封功臣、使良自擇齊三萬戶、良曰、臣始與陛下遇於留、此天以臣授陛下、封留足矣、後經穀城、果得黃石焉、奉祠之、

【字解】 留侯、留は縣の名、張良は留縣に封ぜられたから留侯といふた、謝病、病と稱して引退すること。辟穀、辟は避くに同じ、穀類を食せずして神仙の術を修むること、史記留侯世家に、留侯性多病、卽導引不食穀と、註に服辟穀之藥而靜居行氣とある、導引は今の語で曰へば深呼吸法であらう、史記龜策傳に、南方老人用龜支牀足行、二十餘歲老人死、移牀龜尙生不死、龜能行氣導引、問者曰龜至神若此とある、又梁書陶弘景が傳に、善辟穀導引之法、年逾八十而有壯容とある、又行氣は導氣と同じで、論衡に、道家或以導氣養生度世而不死、以爲血脈在形體之中、不動搖屈伸、則閉塞不通、不通積聚則爲病而死とある、以上の引例で辟穀は仙術を修する意であることが分るであらう、帝者師、帝者は漢王を指し、師は軍師のこと、封萬戶侯、戶數が萬もある土地に封ぜらる、大名となつたこと、赤松子、古昔神農氏の時代の仙人の名、下邳、縣の名、圯上、圯は土橋、墮、落す、履、ハキモノ、くつ、歐、毆に同じ擊ち打く、憫、憐なり、氣の毒に思ふ、期、時刻を定めて會合を約すこと、長者、年上なる尊者、こゝは老人自ら謂ふ、後、約束した時刻に遲れること、一編書、昔は紙が無かつたから、竹簡に字を書き、之をなめし皮で編んだのである、故に一編書といふ、異日、後日、濟北、郡の名、黃石、黃色の石、異、不思議に思ふ、佐、助ける、

【解釋】 留侯張良は病氣の爲めに、穀類を食はないで仙術を修めた、そして曰ふのに我が家は代代韓の宰相であつた、而して韓は秦の爲めに滅されたから、我は漢王を助けて秦を滅し、よく韓の爲めに仇を報いた、且つ我は三寸の舌を以て帝王の軍師となり、萬戶侯に封ぜられた、是れ無位無官の我に於ては、無上の光榮である、然し久しく此の光榮に居るのは不祥であるから、願くは今から人間社會の事を棄て、仙人と爲り、彼の赤松子の仲間に入つて遊び樂みたいものであると、かくいうて遂に隱遁した、さて、張良は年若い時に、下邳縣の土橋の上で、或る老人に出遇うた、此の時老人は自分のはいて居る履を橋の下に落した、そして張良に謂つて曰ふのに、小僧よ、汝は下りて我が履を取つて來よと、張良はその無禮を怒り、之を毆打せんとしたが、その老人なるを憐み、下りて履を取つてやつた、ところが老人は、又無禮にも、足で之を受け取つた、そして曰ふのに、小僧よ、汝は敎ふべき男であるから、今日から五日目の何時に、我れと再び此に會せよと、依て張良は約束の時刻に行つたところが、老人は旣に來て居た、そして怒つて曰ふに、小僧、汝は長者と約束して後れ

左殽函、右隴蜀、阻三面而守、敬說是也、上卽日西都關中、

【字解】案、考へ據ること、搤、捉持するなり、俗におさへつけること、亢、咽喉なり、拊、ウツと訓む、撃也、これは亢を以て關中に喩へ、背を以て天下に喩へたのである、凡そ人と喧嘩した時、その喉咽をおさへつけてその背を撃てば、必ず勝つのであるから、亦之を以て天下を鎭撫するに喩へたのである、

【解釋】 齊人婁敬が上に說いて曰ふのに、今の都の洛陽は、天下の中央で、四通八達の處である、故に仁德があれば興り易く、仁德が無ければ亡び易いので、王者の都としては適當の地で無いと思ふ、而して彼の故の秦の地形は、關山が連接し、圍繞して居ることは、恰も衣を被るが如く、河川の環流して居ることは、恰も帶の如く、四方が蔽塞して自然の固めを爲し、實に要害のよい地である、故に陛下は此の秦の故地を案じて之に據れば、これ人の咽喉をおさへつけて、その背を撃つが如きもので、天下は掌を反す如く、容易に治めることが出來るのである、されば陛下は都を關中に遷す方が、子孫萬年の計であると、奏した、そこで上は、之れが可否を張良に諮問した、張良が曰ふのに洛陽は婁敬の說の如く、四面に敵を受け易く、武を用るの國で無い、之に反して秦の故地關中は、殽山と函谷とを左にし、隴州と蜀州とを右にし、三方は天險を以て阻隔し自然に固く守られ、唯東方が諸侯に通ずるのみであつて、所謂天府の國である、故に婁敬が說は、至極尤であると贊成した、依て上は卽日遷都の議を決し、西の方關中に都した、これが卽ち長安の都である、

留侯張良謝病、辟穀、曰、家世相韓、韓滅、爲韓報讎、今以三寸舌、爲帝者師、封萬戶侯、是布衣之極、願棄人間事、從赤松子遊耳、良少時、於下邳圯上遇老人、墮履圯下、謂良曰、孺子下取履、良欲毆之、憫其老、乃下取履、老人以足受之、曰、孺子可教、後五日與我期於此、良如期往、老人已先在、怒曰、與長者期後何也、復約五日、及往老人又先在、怒復約五日、良半夜往、老人至、乃喜、授以一編書、曰、讀此可爲帝者師、異日見濟北穀城山下黃石、

せんとして居るが、元來彼の季布は何の罪があるのであるか、凡そ人臣たるものは、各、その主の爲めに力を盡すのは當然のことである、彼の季布が曩きに漢王を困めたのは、これその主項羽の爲めに臣節を致したので、彼は實に一世の忠士である、而して漢に於て之を探求することが急であると、彼は必ず北の方胡に走らなければ、南の方越に走り、その國の爲めに力を盡すことは明らかである、果して然らば、これ漢は壯士を棄て、敵國を助けるもので、切に漢皇の爲めに之を悲むのであると、滕公は之を然りとし、漢皇に言上した、漢皇も亦その說を容れ、即日季布の罪を赦し、召して郎中の官を授けた、因にこれに據つて見ても漢皇が私怨を去つて賢士を遇したことを想見することが出來るのである、

丁公爲項羽將、嘗逐窘帝彭城西、短兵接、帝急、顧曰、兩賢豈相厄哉、丁公乃還、至是謁見、帝以徇軍中曰、丁公爲臣不忠、使項王失天下、遂斬之、曰、使後爲人臣無效丁公也、

【字解】丁公、季布の弟、名は固、短兵、短き刀なり、戎車相迫り、長刀は用ゐる事が出來ないから、短刀を以て相接擊すること、徇、トナヘルと訓む、一般の人に示して後を懲らす事、效、ナラウと訓む、習也、

【解釋】丁公も亦項羽の將と爲り、嘗て漢公と戰ひ、之を彭城の西に追窮し、大に帝を困め、短刀を以て接戰した、此の時漢皇は危險の境に陷つたから、顧みて丁公に謂ふて曰ふのに、我と足下とは、共に賢者であるに、なぜかく相困め合ふことであるか、今から戰は無いで、互に朋友と爲らうではないかと、丁公は此の言に感じ、乃ち漢王を逃がし、圍を解いて歸つた、かくて漢王は天子の位に即いたから、丁公は此の好みにより、高官に取り立てらるゝと思ひ、漢皇に謁見した、然るに漢皇は之を捕へ、全軍に示して曰ふのに、此の丁公は、人臣と爲つて不忠な者で、項羽をして天下を失はせた、故に之を嚴罰に處するのであると、遂に之を斬罪に處した、且つ曰ふのに、我が丁公を殺すのは、後の人臣たるものをして、丁公の如き不忠の所爲に效ふことが無い樣にする爲めであるのであると、

齊人婁敬、說上曰、洛陽天下之中、有德易以興、無德易以亡、秦地被山帶河、四塞以爲固、陛下案秦之故、此搤天下之亢而拊其背也、上問張良、良曰、洛陽四面受敵、非用武之國、關中

召して曰ふのに、田横よ、速かに來朝せよ、我れ汝を大にしては王とすべく、小にしては侯とする、兎に角王侯の間を以て待遇するから、速に我が命を奉じて來朝せよ、若し我が命を用ゐないで來朝しなかつたならば、我れ將さに兵を以て汝を誅戮せんと、依て田横は二人の客を從へ、宿次の馬に乘り、洛陽の尸鄕といふ處に來たが、急に自刎した、これは田横は、昔漢王と共に天下を爭ひ、南面して孤と稱し同輩たるに拘はらず、今は漢王は天子と爲り自分は亡虜と爲り、北面して之に事ふるは、大丈夫たるもの、屑とせざる所であると考へたからである、かくて漢王は田横を待つに王の禮を以てし、厚くその屍を葬つた、その後二人の客も亦自ら首を刎ねて田横に殉じた、而して海島に在る五百人の郞黨も、亦田横と二客とが自刎したことを聞き、悉く自殺し、敢て一人もその志を異にするものが無かつた、これは田横がよく郞黨の心を收攬し得たからである、因に海島は今の山東省萊州府即墨縣の東北二百里の海中にある一孤島で、明代には、之を田横島と名けたといふことである、

初、季布爲項羽將、數窘帝、帝滅羽、購求布、敢匿者罪三族、布乃髡鉗爲奴、自賣於魯朱家、朱家心知其布也、之洛陽見滕公曰、季布何罪、臣各爲其主耳、以布之賢、漢求之急、不北走胡、南走越耳、此棄壯士資敵國也、滕公言於上、乃赦布召拜郞中、

【字解】窘、クルシムと訓む困也、匿、カクスと訓む藏也、隱也、購求、綱鑑の註に、掛財以求也とある、即ち今の懸賞に同じ、髡鉗、髡は髮を剃ること、鉗は鐵を以て頸を束ねることで、これは當時罪有る者を罰する形であつたのである、

【解釋】初め季布は項羽の將と爲り、屢、漢王と戰ふて之を困めた、今や漢王は、既に項羽を滅して天下を統一したから、曩に自分を困めた季布を捕へんと欲し、賞を懸けて之を天下に索めた、且つ嚴令を下して曰ふのに、若し敢て季布を藏す者があつたならば、その人は勿論併せて三族を罪するのであると、是に於て季布は大に恐れ、自ら髡鉗して罪人に擬し、身を魯の朱といふ家に賣り、以てその奴隸と爲つて跡をくらました、蓋し當時の風習は輕罪の者は之を賣買して奴隸と爲したから、季布も亦この習慣に從つたのである、さて朱家の主人公は心中に奴は季布であることを知つて居たから、義俠心を出して之を救はんとした、而して親ら洛陽に行き、滕公に面會して曰ふのに、今漢は懸賞を以て季布を捕縛

韻に同ジ饋とある、饋は廣韻に、餉也とある、故に餽は餉と同意である、餉は廣雅の釋詁に、食也、正字通に今俗軍糧曰レ餉とある、故に餽餉は、軍の兵粮のことで、下句の粮道と同じ意である、而して同じ意を二句に並べたのは、塡國家撫百姓の二句に對したのである、粮道、糧食に同じ、人傑、傑然として萬人に卓出する人、禽、擒に同じ、トリコ、捕虜、

【解釋】　漢王は既に天下を平定し、國都洛陽の南宮で酒宴を開いた、時に漢王は陪宴の群臣に謂うて曰ふのに、諸侯及び諸將よ、卿等我が天下を得たわけと、項氏が天下を失つたわけとを腹藏なく述べよと、高起王陵の二人が對へて曰ふのに、陛下は人をして城や土地を攻略させ(ママ)たならば、直ぐに之をその人に與へて自分の有とせず、天下の人と共にその利益を同じくした、是れその天下を得た所以である、項羽は陛下と反對で、軍功がある者は、反て之を殺し、賢臣は反て之を疑ひ、戰爭に勝つてもその功を人に與へず、土地を攻略してもその利益を人に與へず、皆自らの有とした、是れ天下を失うた所以であると、漢王が曰ふのに、貴公等はその一を知つてまだその二を知らぬのである、さて作戰計畫を帷幄の中で運らしめ、千里の遠きに居る敵に對し、必勝を決行して誤らず、所謂參謀的技倆は我は子房に及ばない、又國家を治めて國民を愛撫し、兵粮を充分に供給して、常に絕えない樣にする、所謂內治的兵站的技倆は我は蕭何に及ばない、又百萬の大軍を連ねて之を指揮し、戰へば勝ち攻むれば必ず取る、所謂實戰的技倆は我は韓信に及ばない、而して此の子房蕭何韓信は天下の人傑である、然るに我はよく此の三傑を容れて之を用ひ、各〻その本能を遺憾なく發揮させた、是れが我が天下を得た大なる理由である、彼の項羽は一人の謀臣范增があつてもよく之を用ひることが出來なかつた、これその我が爲めに擒にされたわけであると、群臣は之を聞いて、皆成程と感心しその說に悅服した、

故齊田橫、與二其徒五百人一入二海島一、上召レ之曰、橫來、大者王、小者侯、不レ來且二舉レ兵誅一、橫與二二客一乘レ傳、至二洛陽尸鄉一、自剄、以二王禮一葬レ之、二客自剄從レ之、五百人在二島中一者、聞レ之自殺、

【字解】　海島、海中の島、傳、宿次の馬、自剄、自ら刀を以て頸を割ること、

【解釋】　故の齊の田橫は、天下の未だ定まらない時に、漢王と共に鹿を爭ひ、自立して齊王と爲つた人であるが、今漢王が皇帝と爲つたのを見て誅を畏れ、其郞黨五百餘人を引き連れて海島に走つた、漢王はその亂を爲さんことを恐れ、之を

越爲梁王、漢王卽皇帝位、

【字解】 魯、國の名、項羽が嘗て楚の懷王から封ぜられた所、爲主死節、主は項羽を指す、魯人は主君項羽の爲めに、臣節を守つて死せんとしたこと、臣節とは臣たる者の守るべき道である、

【解釋】 楚の地は悉く平定したが、獨り魯國のみは未だ降服しなかつた、そこで漢王は之を屠らんと欲し、魯の城下迄攻め寄せた、此の瞬時に於て魯人は毫も狼狽せず、泰然として絃を彈じ歌を誦して居た、特に魯は古から禮儀を守る國であるから、今度も主君項羽の爲めに臣道を守り、忠節に死せんとする氣象が見へた、故に漢王もその孤忠を嘉し、之を屠るに忍びなかつたから、特に人をして項羽の首を持たせ之を示し、此の上の戰爭は無益であるから、早く降服せよとの意を諷した、そこで魯人は遂に降參した、かくて漢王は凱旋の途次齊王韓信が城壁に馳せ入り、その軍を奪ひ取り、更めて韓信を楚に封じて楚王と爲し、彭越を梁王と爲した、さて漢王は旣に天下を統一したから、玆に始めて皇帝の位に卽いたのである、

置酒洛陽南宮、上曰、徹侯諸將皆言、吾所以得天下者何、項氏所以失天下者何、高起王陵對曰、陛下使人攻城掠地、因而與之、與天下同其利、項羽不然、有功者害之、賢者疑之、戰勝而不予人功、得地而不與人利、上曰、公知其一、未知其二、夫運籌帷幄之中、決勝千里之外、吾不如子房、塡國家、撫百姓、給餽餉、不絕粮道、吾不如蕭何、連百萬之衆、戰必勝、攻必取、吾不如韓信、此三人者皆人傑也、吾能用之、此吾所以取天下、項羽有一范增、而不能用、此其所以爲我禽也、群臣悅服、

【字解】 置酒、宴會を開くこと、南宮、宮殿の名、上、漢王を指す、徹侯、徹は列なり、並び居る多くの大名の意、掠、略なり、攻めて取る、予、與に同じ、籌、作戰の謀策、帷幄、四方に引き廻したる幕、昔は軍中幕を張つて、軍事を議した、故に作戰の計畫をする所を帷幄と謂ふ、子房、張良の字、塡、定める、鎭定、撫、カハユガル、愛撫すること、餽餉、餽は廣

に、我は兵を起してから今日に至る迄八箇年間で、此の間七十餘囘の戰爭をしたが、嘗て一度も負けたことが無かつた、然るに今かく破れて玆に困む樣になつたのは、是れは天が我を亡すのであつて、決して我が戰爭の下手な爲めでは無いのである、我は既に死を決して居るから、願くは諸君の爲めに決戰し、必ず漢軍を破つてその將を斬り、諸君をして我が今日の境遇は決して我が戰の罪で無くして、天の我を亡すのであることを知らせたいと、かくて項羽はその言の如く漢軍を破つてその將を斬つた、そして東の方烏江を渡らんとした、此の時烏江亭縣の長官が、船を用意して項羽を待つて居て曰ふのに、我が江東は小なる土地であるが、亦王と爲ることが出來る、故に將軍よ、早く渡つて江東へ行きなさいと、項羽が曰ふのに、我は初め江東の子弟八千人と共に江を渡り、西の方秦へ向つて進軍した、然るに此の子弟は皆戰死し、今は一人も歸り來る者が無い、故に縱ひ江東の父兄が、我を憐んで王としても、我は何の顏があつて、再び此の父兄を見ることが出來ようぞ、我は獨り心で恥ぢて居るから見ることが出來ないと、遂に自ら刎ねて死んだ、

これは項羽の末路である、而して其の虞兮虞兮の詩は、千古の絶唱で、人口に膾炙されて居るから、今くり返して說明をする、第一句の力拔山兮氣蓋世は、自ら其大抱負を述べたので、措辭雄豪にして、意氣天地を呑吐するの概があるが、第二句の時不利兮騅不逝は、前句の勇壯なるに似ず、意氣頓に銷沈し、深くその不運を悲んだのである、第三句の騅不逝兮可奈何は第二句の騅不逝兮の句を受け、以て自ら第四句との地を爲し、第四句の虞兮虞兮に至つては、全く絶望の嘆聲を漏らしたのである、嘗て威風堂々天下の諸侯を震慴せしめたる項羽も、今は空しく四面重圍の孤城に在り、夜色沈々として孤燈影暗き處、窈窕花よりも美なる絶世の美人と相對し、刺刺とし離別の悲をかこち、潸潸として不覺の暗涙に咽んだのである、故に一たび彼れが境遇と胸中とを察せば、人をして覺えず萬斛の涙を注がせ、勇氣絶倫の梟雄を忘れて、その不運を悲ませるのである、吾輩史を讀んで此に至る每にその史傳の域を離れて、悲愴なる詩歌の別天地に入るの感を爲し、慓悍なる英雄も、純乎たる詩人と化し去つたのを覺ゆるのである、英雄必ずしも無情の人で無く、血もあり涙もある、沈德潛が「可奈何奈若何、嗚咽纏綿從レ古眞英雄必非ニ無情者一」と評したのは如何にも我が意を得て居る、

楚地悉定、獨魯不レ下、王欲レ屠レ之、至ニ城下一、猶聞ニ絃誦之聲一、爲下其守ニ禮義一之國爲レ主死レ節、持ニ羽頭一示レ之、乃降、王還、馳入ニ齊王信壁一、奪ニ其軍一、立レ信爲ニ楚王一、彭

云、烏江亭卽和州烏江縣是也、晉初爲レ縣、注二水經一云、水又北、漢書所謂、烏江亭長艤レ船以待二項羽一、卽是也とある、故に烏江は烏江亭縣にある川の名、亭長、烏江亭縣の長官、艤、船を準備して岸に著けて待つて居ること、縱、假令に同じ「全體サウハナラヌ筈デアルガ、マア許シテサウシテ見タトコロデ」といふ意、約して曰へば「サウシタトコロデ」の意、何面目、面目は顏の意、俗に「ドノ顏ヲ以テ」或は「ドノ面ヲ下ゲテ」の意、自刎、刎はクビハネルと訓む、首を斷つこと、卽ち自刎は自分で自分の首を斬ること、

【解釋】漢王は項羽を追擊して固陵に至つた、此の時韓信と彭越の二人は此の追擊に參加する筈であつたが、約束の期日通り來なかつた、これは二人が漢王に對して不平があつたからである、そこで張良は、漢王に楚の地を以て韓信に與へ、梁の地を以て彭越に與へることを許せよと勸めた、漢王は之に從ひ、その旨を二人に傳へたところが、二人は果して兵を率ゐて來た、又黥布といふ將軍も來り會した、依て漢軍は大に振ひ、いよ〳〵項羽を擊滅せんと期した、さて項羽は退いて垓下に陣したが、此の時は既に兵數も少く、且つ兵糧も盡きて居た、而して韓信等は項羽の此の窮境に乘じて、激しく攻め寄せたから、項羽は大に敗れ、遂に城中に入つて防禦した、漢の軍は之を七重八重に取り圍んだ、かくて項羽は夜る城の四面の漢軍から盛んに楚國の歌を歌ふ聲がするのを聞き、大に驚いて曰ふのに、漢は既に楚の地を得たのであるか、何ぞその軍に楚人の多いことであるかと、これは項羽が漢軍に楚歌する者多きを見て楚人皆既に漢に歸せしを知つて運命の盡きたのを嘆息したのである、依て項羽は討死の覺悟をなし、最後の訣別をする爲めに、起つて帳中に酒宴を開いた、酒三行にして寵愛せる虞美人に命じて起つて舞はせ、自らも亦悲歌を歌つて慷慨し、血淚は雨の如く下つた、且つ歌を作つて曰ふのに、我が力は山を引き拔くに足り、我が意氣は天下を掩ふに足るのである、我れ既に此の力と此の意氣があるから、何を企て何を欲しても成就すべき筈である、然るに今は戰は敗れてかゝる悲境に陷つたのは、全く時運の我に利ならざるが爲めである、嘗て千軍萬馬を物ともせず、猛然として馳せ廻つた此の騅も、今は進まんとする勢も無い、さてさて我は此の騅の進み行かないのを如何ともすることが出來なくなつたが、尙一層殘念なことは、虞よ虞よ、我は汝を如何にしようか、如何にしても救ふことが出來ず、共に空しく死なねばならないのであると、騅とは項羽が常に戰場を乘り廻した駿馬である、此の時項羽の左右の臣は皆泣き、一人として面を上げて項羽を見る者が無かつた、かくて項羽は夜暗に乘じ、八百の騎馬武者を從へて漢軍を突破し、南の方へ進出した、そして淮水を渡らんとしたが、道に迷うて大澤の中に陷り、進退窮まつた、そこへ漢の兵が追うて來たから、又東城を指して退いた、此の時項羽に從ふ者は、僅かに二十八人の騎馬武者のみであつた、項羽は此の二十八騎に謂うて曰ふの

五年王追羽至固陵、韓信彭越期不至、張良勸王、以楚地梁地許兩人、王從之、皆引兵來、黥布亦會、羽至垓下、兵少食盡、信等乘之、羽敗入壁、圍之數重、羽夜聞漢軍四面皆楚歌、大驚曰、漢已得楚乎、何楚人多也、起飮帳中、命虞美人起舞、悲歌慷慨、泣數行下、其歌曰、力拔山兮氣蓋世、時不利兮騅不逝、騅不逝兮可奈何、虞兮虞兮奈若何、騅者羽平日所乘駿馬也、左右皆泣、莫敢仰見、羽乃夜從八百餘騎、潰圍南出、渡淮、迷失道、陷大澤中、漢追者及之、至東城、乃有二十八騎、羽謂其騎曰、吾起兵八歲、七十餘戰、未嘗敗也、今卒困此、此天亡我也、非戰之罪、今日固決死、願爲諸君決戰、必潰圍斬將、令諸君知之、皆如其言、於是欲東渡烏江、亭長艤船待曰、江東雖小、亦足以王、願急渡、羽曰、籍與江東子弟八千人、渡江而西、今無一人還、縱江東父兄、憐而王我、我何面目復見、獨不愧於心乎、乃刎而死、

【字解】漢王、沛公、垓下、邑の名、壁、トリデ、城壁、帳、張り廻したる幕、悲歌、かなしみ歌ふ、慷慨、士の志を得ずして憤激すること、慷は悲み歎く、慨は憤り激する意、泣、ナミダと訓む、涙なり、數行、行は列なり、涙が幾筋となく顔にふりかゝると、蓋世、蓋は覆也、掩也、世は天下、即ち傘を以て身を掩ふ如く廣い天下を一面に掩ふこと、時、時運、騅、釋畜に、蒼白雜毛ハ騅也とある、即ち騅は青白色の毛色の馬で、その毛色を取つて馬の名としたのである、不逝、進み行かない、駿馬、一日千里を奔る程の立派な馬、潰、亂す、敵をくづし破つて潰亂させること、烏江、史記の索隱に、烏江晉初屬臨淮と、又正義は、括地志

ち辯舌の巧なる士武渉をして韓信に說かしめた、その主意は、共に連合親和し以て天下を三分せんとするに在つたのである、即ち楚と漢と韓信と三人で天下を分割し、各〻その一方を統治するの得策なることを說かしめたのである、然るに韓信は之を拒絕して曰ふのに、漢王は我に上將軍の印綬を授けて我を信任し、又衣を解いて我に著せ、食を推して我に食はせ、我を厚遇することと至れり盡せりである、且つ我が進言は必ず之を聽許し、我が計謀は必ず之を採用し、我を親信して少しも疑は無い、さて我はかゝる待遇と信任とを辱ふして居るに係はらず、之に叛くは不祥なことで爲すに忍びないのである、故に我は假令死んでも此の志を變へず、どこ迄も漢王の爲めに盡すのであると、頑として應じなかつた、此の時蒯徹も亦韓信に說き、天下を三分して各〻その一に居るは、長久の計であることを以てしたが、韓信は遂に其說にも從はなかつた、因に、武渉と蒯徹とが韓信に說いたことは、史記淮陰侯の傳に詳しく書いてある、又韓信が解衣衣我推食食我といふたのは、漢王から諸侯に封ぜられて、封土を得たことを感謝したのである、

漢立黥布、爲淮南王、

【解釋】漢王は黥布を立て、淮南王と爲した、

項王少助食盡、韓信又進兵擊之、羽乃與漢約、中分天下、鴻溝以西爲漢、以東爲楚、歸太公呂后、解而東歸、漢王亦欲西歸、張良陳平曰、漢有天下大半、楚兵饑疲、今釋不擊、此養虎自遺患也、王從之、

【解釋】項王は兵勢漸く衰へ、且つ孤立で外援無く、糧食も既に盡きた、而して此の間に於て韓信は兵を進めて頻りに進擊して來た、依て項羽は最早漢に敵し難しと思ひ、乃ち漢王と和議を締結した、それは天下を中央から二分し、滎陽の下鴻溝といふ流れから以西を漢となし、その以東を楚と爲すこと、楚は太公と呂后とを漢に歸すこと、漢楚各〻兵を解いて國に歸ることの三ケ條であつた、かくて楚王は和議が成立したから、直ちに之を實行し、太公と呂后とを漢に返へし、自ら兵を解いて東へ歸つた、而して漢王も亦約を踏んで西に歸らんとした、然るに張良と陳平とが諫めて曰ふのに、今や漢は天下の大半を領有し、勢盛なるに係はらず、敵國楚の兵は、饑ゑ疲れて居る、故に楚を滅すには今が最好期である、若し之を釋して擊たなければ、これは丁度猛虎を養ふと同じで、自ら後患を遺すものであると、そこで漢王はその言に從ひ、約を破毀して再び楚を擊つた、

にするに足らぬのである、何となれば、彼れは、曩きに淮陰縣に在つた時、漂母に寄つて糊口を凌いだ男で、自ら獨立して一身を助け、以て生活して行くべき策を知らなかつた痴者である、特に彼れは居中の少年の胯下を潜り、大恥辱を受けた程の意氣地無しで、到底人を兼併すべき勇氣の無い人間である、故に彼れの如き人物は、敢て畏るゝに足らぬのであると、かくて軍を進め、韓信と濰水を狹んで陣を取つた、さて韓信は夜、人をして嚢に砂を入れ、之を濰水の上流に投入し、以てその流れを止めさせた、そして明日朝早く下流の水が減じたのに乘じ、兵を率ゐて之を渡り、龍且を襲撃した、しかし、詐つて、わざと負けた風に見せ掛け、再び川を渡つて走り去つた、龍且は大に喜び、果して韓信は自分が想像して居る如き怯者であると信じ、之を追撃した、此の時韓信は人をして上流の砂嚢を取り除かせたから、龍且の軍は忽ち水が深くなつて大半は渡ることが出來なかつた、韓信は此の機に乘じて急に之を攻撃し、遂に龍且を殺して大勝を博した、さて韓信は既に齊を平定したから、人をして之を漢王に報ぜしめた、又同時に、假りに齊の王と爲つて之を鎭撫せんことを請ふた、漢王は大に怒り、韓信が自立の要求は勝手氣儘のことであるとして之を罵倒した、此の時張良と陳平とは、王の足を踏んでその怒りを制し、耳に口を當てゝ、韓信の請を容れることを勸めた、漢王は大に悟つたが、又罵つて曰ふのに、大丈夫たる者、諸侯を平定せば、卽ち眞の王と爲るべき筈である、何ぞ假りの王と爲るに及ばんや、彼の韓信は實に馬鹿者であると、然し漢王は遂に韓信の請を許し、齊王の印章を刻して之を遣り、韓信を立てゝ齊王と爲し、改めて楚を擊つことを命じた、因に史記淮陰侯列傳に、信遂追レ北至ニ城陽一、皆虜ニ楚卒一、遂皆降、平レ齊、使三人言ニ漢王一曰、齊僞詐多レ變、反覆之國也、南邊レ楚、不下爲ニ假王一以鎭上レ之、其勢不レ定、願爲ニ假王一便、當ニ是時一楚方圍ニ漢王於滎陽一、韓信使者至發レ書、漢王大怒罵曰、吾困ニ於此一、旦暮望ニ若來佐一レ我、乃欲ニ自立爲一レ王、張良陳平躡ニ漢王足一、因附ニ耳曰、漢方不レ利、寧能禁ニ信之王一乎、不レ如ニ因而立善遇一レ之、使ニ自爲守一、不レ然變生、漢王亦悟云云とある、

項羽聞ニ龍且死一、大懼、使ニ武涉說一レ信、欲ニ與連和三ニ分天下一、信曰、漢王授ニ我上將軍印一、解レ衣衣レ我、推レ食食レ我、言聽計用、我倍レ之不祥、雖レ死不レ易、蒯徹亦說信、信不レ聽、

【字解】衣我、衣は著也、倍、ソムクと訓む、背く也、易、カヘルと訓む、變也、

【解釋】項羽は龍且が戰死したことを聞いて大に懼れ、乃

冠軍一而自尊、罪二、項羽已救レ趙、當ニ還報一而擅劫ニ諸侯兵一入レ關、罪三、懷王約入レ秦無ニ暴掠一、項羽燒ニ秦宮室一、掘ニ始皇帝冢一、私ニ收其財物一、罪四、又彊殺ニ秦降王子嬰一、罪五、詐阬ニ秦子弟新安二十萬一、王ニ其將一、罪六、項羽皆王ニ諸將美地一而徙ニ逐故主一、令ニ臣下爭叛逆一、罪七、項羽出ニ逐義帝彭城一自都レ之、奪ニ韓王地一、并ニ王梁楚一、多自予、罪八、項羽使ニ人陰弑ニ義帝江南一、罪九、夫爲ニ人臣一而弑ニ其主一、殺ニ已降一、爲レ政不レ平、主レ約不レ信、天下所レ不レ容、大逆無道、罪十也、吾以ニ義兵一從ニ諸侯一誅ニ殘賊一、使ニ刑餘罪人擊ニ殺項羽一、何苦乃與レ公挑戰云々とある、

【解釋】　漢王と楚王項羽とは、共に廣武城に陣し、相對峙して將さに一戰を交へんとした、此の頃項羽は高い俎を造り、その上に漢王の父太公を載せ、漢王に告げて曰ふのに、急に降伏せざれば我れ汝の父を烹殺さんと、漢王が曰ふのに我れ曩きに汝と倶に北面して懷王に臣事したとき、汝と兄弟の約を爲した、故に我の父は卽ち汝に於ても亦父である、されば汝は必ず汝が父を烹殺さんと欲するならば、兄弟の緣を以て幸に我にもその肉汁の一皿を分與せられよと、かくいふて毫も愁ふる色が無かつた、項羽は大に怒り、漢王に唯二人にて雌雄を決しやうと申し込んだ、漢王が曰ふのに、我れは寧ろ智力の優劣を鬪はすことを願ふが、腕力の强弱を鬪はすことは好まぬと、飽く迄項羽を愚弄し、最後に項羽の十罪を數へて之を罵倒した、項羽はいよ〳〵益々怒り、弩を伏せて漢王を射、その胸を傷けた、

楚使ニ龍且救一レ齊、龍且曰、韓信易レ與耳、寄ニ食於漂母一、無ニ資レ身之策一、受ニ辱於胯下一、無ニ兼レ人之勇一、進與レ信夾ニ濰水一而陣、信夜使ニ人囊レ沙壅ニ水上流一、且渡擊レ且、佯敗還走、且追レ之、信使レ決レ水、且軍大半不レ得レ渡、急擊殺レ且、信使ニ人言ニ漢王一、請爲ニ假王一以鎭レ齊、漢王大怒罵レ之、張良陳平、躡レ足附レ耳語、王悟、復罵曰、大丈夫定ニ諸侯一、卽爲ニ眞王一耳、何以レ假爲、遣レ印立レ信爲ニ齊王一、

【字解】　易與、與はクミスと訓む、易與とは相手とするに足らぬといふ意で侮蔑したこと、資、タスクと訓む、助也、壅、音ヤウ、塞也、佯、イツハルと訓む、詐也、躡足、躡はフムと訓む、踏也、足は王の足也、足を踏むとは口で言はないで意の在る所を喩すこと、附耳語、口を人の耳に附けて言ふことで、俗にナイショバナシすること、

【解釋】　楚の項羽は龍且をして齊を救はせた、此の時龍且は揚言して曰ふのに、彼の韓信は愚劣な人物であつて、相手

【字解】 間使、敵兵通路を斷つた爲めに、使者を間道から行かせるから間使といふ、然しこゝは密使の意で、酈食其を指す、伏軾、伏は憑也、軾は車の横木なり、凡そ車上に在つて禮するときは、横木に伏すのである、

【解釋】 酈食其は漢王の爲めに齊に行き、齊王田齊に說いて之を降伏させた、是に於て韓信の臣蒯徹といふ者、韓信に說いて曰ふのに、將軍既に詔を奉じて齊を擊つに當り、漢は別に間使を發して齊を降した、若しや漢王は、將軍に對し、既に齊を降したから、之を伐つことを中止せよといふ詔を下し、將軍の出陣を止めたのであるか、それとも、將軍には征伐を命じて置きながら、別に間使を發したのであるか、果して後者であるとすれば、漢王が將軍を侮辱すると、實に甚だしいと謂ふて宜しい、且つ彼の酈生は一の武器だも持たず、單に軾に伏し、僅か三寸の舌を掉つて齊の七十餘城を下した、今將軍は將たること既に數歲であるに係らず、その功反て一の小儈儒者にも及ばないのであるかを、痛く韓信を激勵したから、韓信も大に期する所があつた、因に以上は漢の三年の出來事であつたのである、

四年、信襲破齊、齊王烹食其而走、

【解釋】 漢の四年に、韓信は齊を襲擊して之を破つた、これは前年蒯徹の言に勵まされたのに基因したのである、さて齊王は此の襲擊を受けたから、酈食其を捕へて之れを烹殺し、自分は高密縣へ逃り去つた、蓋し齊王が酈食其を烹たのは、食其は己れを欺いて置いて、襲擊させたものと信じたからである、

漢與楚皆軍廣武、羽爲高俎、置太公其上、告漢王曰、不急下、吾烹太公、王曰、吾與若俱北面事懷王、約爲兄弟、吾翁卽若翁、必欲烹而翁、幸分我一杯羹、羽願與王挑戰、王曰、吾寧鬪智、不鬪力、因數羽十罪、羽大怒、伏弩射王傷胸、

【字解】 廣武、敖倉の西方に當る三皇山にある城の名、舊註に、漢楚於滎陽、築兩城相對、名爲廣武城とある、高俎、俎は和名マナイタ、物を載せて切る臺、北面、凡そ天子は南に面して政事を聽き、諸侯は北面して天子に仕へるのである、故に北面とは臣と爲るの意、若、ナンヂと訓む、汝也、翁、父のこと、周晉秦隴にては、父を謂ふて翁と稱す、挑戰、二人だけで勝負を較ぶること、十罪、項羽が犯した十の罪のこと、史記高祖本紀に漢王項羽相與臨廣武之間而語、項羽欲與漢王獨身挑戰、漢王數項羽曰、始與項羽俱受命懷王、曰、先入定關中者王之、項羽負約、王我於蜀漢、罪一、項羽矯殺卿子

になつたから、將軍の紀信といふ者が漢王に謂つて曰ふのに、事既に危急に迫り、陥落も間近くなつたから、臣願くは、一たび楚軍を欺き、大王をして圍を脱することを得せしめんと、そこで漢王の車に乘り、滎陽城の東門から出た、そして揚言して曰ふのに、城中には糧食が盡きたから、漢王は已むを得ず降伏するのであると、楚の兵之を信じ、皆城東に行きて之を見物した、漢王は此の機に乘じ、西門から出て逃げ去ることが出來た、さて項羽は後で紀信に欺かれて漢王を逸したことを知り、大に怒つて紀信を燒き殺した、

漢王軍成皐、羽圍之、王逃去、北渡河、晨入趙壁、奪韓信軍、令信收趙兵擊齊、

【字解】成皐、縣の名、今の河南省開封府汜水縣、

【解釋】漢王既に滎陽の圍を脱し新たに成皐縣に軍した、項羽は又之を攻圍したから漢王は又逃げ去り、北の方河水を渡り、早朝趙の城壁に入つた、此の趙の城壁は韓信張耳兩將の幕營であつたが、漢王が入り來つた時は、二將は未だ臥睡中であつた、そこで漢王は嘗て兩將に與へた兵符を奪ひ取り、諸將を召して自らその軍を領した、これは假令王でも、兵符が無いと、將卒はその命令に從かはないからである、しばらくして韓信張耳の二將は起き出でたが、此の樣を見て大に驚いた、かくて漢王は張耳をして趙を守らせ、韓信をして趙の兵を聚收して齊を撃たせた、

酈食其說王、收滎陽、據敖倉粟、塞成皐之險、王從之、

【解釋】酈食其は漢王に說いて曰ふのに、滎陽を攻めて之を我が手に收め、次ぎて敖倉の粟を取つて之に據り、更らに進んで成皐の天險を塞ぎ、以て諸侯に形制の勢を示すと、天下の民は大王に歸服するであらうと、漢王は之に從ひ、直ちに之を實行した、因に敖は山の名で滎陽の西北成皐縣にある、而して秦の時、此の山麓に大きな倉庫を建造したから、爾後その山を敖倉といふたのである、また楚は曩きに滎陽を拔いたが、米粟を山積してある敖倉を堅く守らなかつた、今酈食其は早く此に著眼し、漢王に勸めて此の天與の倉庫を取らせたのである、

酈食其爲漢王說齊王下之、蒯徹說韓信曰、將軍擊齊、而漢獨發間使下之、寧有詔止將軍乎、酈生伏軾、掉三寸舌、下七十餘城、將軍爲將數歲、反不如一豎儒之功乎、

業は最早これ迄にて瓦解するより外は無いのであると、漢王は愕然として驚き、俄に食事を止めて哺を吐き出し、大に食其を罵つて曰ふのに、彼の小倫儒者奴、彼れ殆んど乃公の大事を敗らんとした、眞に不埒な奴であると、速かに命じて印章を消しつぶさせた、因に「大事去らん」「乃公の事を敗らん」といふ意は、天下を統一する大事業をして水泡に歸せしむるといふことである、

楚圍漢王於滎陽、漢王謂陳平曰、天下紛紛何時定乎、平曰、項王骨鯁之臣、亞父輩數人耳、行間以疑其心、破楚必矣、王與平黄金四萬斤、不問其出入、平多縱反間、羽大疑亞父、請骸骨歸、疽發背死、

【字解】 紛紛、紛亂の貌、骨鯁之臣、堅强正直にして直言を好み、君の爲めを思ふ忠臣、四萬斤、一斤は十六兩であるから四萬斤は、六十四萬兩、行間、反間を放ち行ふこと、請骸骨、役を罷めて家に歸ることを請ふこと、凡そ臣の君に事ふるは、一身を君に委ねて我がものとしないから、かくいふのである、一説に官を罷めて去り、骸骨をして故郷に歸葬させる意であると亦通ず、疽、癰瘡の大なるもの、俗にはれもの、此の病は心中に不滿不平あると起ると傳へられて居る、

【解釋】 楚の兵は漢王を滎陽に圍んだ、漢王は重圍の内に在つて陳平に謂ふて曰ふのに、今や天下は紛紛として麻の如く亂れ、何の時平定するか分らぬ、思へば我が前途も實に遼遠であると嘆息した、陳平が曰ふのに、項王が骨鯁の臣は、僅かに亞父即ち范増の輩數人である、故に先づ反間を行つて此の數人と項王との間を離し、其君臣をして互に心を疑はしめたならば、楚を破ることは必然であると、漢王之を然りとし、即ち陳平に金六十四萬兩を與へ、其の金の支出の計算に干渉せず、一切陳平に委任した、これは陳平をして自由に手腕を揮はせる爲めであつたのである、かくて陳平は多く反間を放ち、辛辣の策を講じたから、項羽は果して亞父を疑ふた、依て亞父は骸骨を乞ふて故郷へ歸つたが、その途中疽が背に出來て死んだ、

楚圍漢王益急、紀信曰、事急矣、請誑楚、乃乘漢王車出東門、曰、食盡漢王出降、楚人皆之城東觀、漢王乃得出西門去、項羽燒殺紀信、

【字解】 誑、タブラカスと訓む、欺也、觀、見物すること、

【解釋】 楚は漢王を圍むことが益、急で、攻擊が日に激烈

曰、天下游士、離親戚、棄墳墓、從大王遊者、徒欲望尺寸之地、今復立六國後、游士各歸事其主、大王誰與取天下乎、且楚惟無彊、六國復撓而從之、大王焉得而臣之乎、誠用客謀、大事去矣、漢王輟食吐哺、罵曰、豎儒幾敗乃公事、令趣銷印、

〔字解〕趣、スミヤカニと訓む、速也、籌、ハカルと訓む、計也、撓、タワムと訓む、勢の屈すること、彊、ツヨシと訓む、强也、輟、ヤメルと訓む、止也、哺、食の口中に在るもの、豎儒、豎は豎子に同じ、儒は學者なり、小僧學者といふことで之を賤んだ辭、幾、ホトンドと訓む、殆也、乃公、乃は汝、公は君で、漢王自らの稱、卽ち汝の君といふことで、自ら己れを尊稱すること、銷、消也、

【解釋】　酈食其は漢王に説き昔の六國の後裔を求め、之を立て王とすることを勸めた、これは酈食其は、漢王が六國の後裔を立てゝ王とすると、六國の故臣及び人民は、皆漢王の德に感激し、仰ぎて臣妾たることを願ふに至るから、漢王は容易に諸侯の大權を收めることが出來ると信じたからである、漢王は食其の説を然りとして曰ふのに、速に其印章を刻せよ、我れ將さに之を封ぜんと、此の時張良が來て漢王に謁見した、漢王は丁度食事中であつたが、張良に酈食其の勸めに從ひ、六國の後を立てることを話した、張良は之を不可として曰ふのに、願くは御前の食する所の箸を拜借し、大王の爲めに其利害得失の數を指點し、以てその可否を計らんとて、箸を取つて天下の勢力を指示し、遂に八ヶ條の難問を發し、漢王の答辯を求めた、而して其第七難に曰ふのに、今や天下游説の士が、その親戚を離れ、その墳墓を棄て、決然として故鄕を出で、遠く大王に從ふて遊ぶ所以のものは、唯一尺一寸の地を得て之を己れの有とせんことを望んで居るからである、然るに今復六國の後裔を立てゝ王としたならば、此等の游士は大王の許を辭し、各〻其故國に歸り、その舊主に事へることは明らかである、果して然るときは、大王は誰と共に天下を取らんとするか、天下を取るに必要なる、謀臣勇士を失ふでは無いか、又その八難に曰ふのに、大王果して六國の後を立つれば、天下の游士を失ふことは前陣の如しである、且つ現今の勢形に於ては、天下楚より强い國は無いのである、而して六國の後を立てゝ後、是等六國の王が、復た楚に屈從したならば、大王はどうして此の六國を臣とすることが出來ようか、啻に之を臣とするとが出來ないのみならず、併せて天下を取ることも出來なくなるのである、かゝる理由であるから、大王は誠に説客酈食其の謀を用ゐたならば、大王の大事

にして陣すべきものである、然るに今回將軍は水を後にして陣を布き、兵法の示す所に反したるに關はらず、かくも大勝を得たるは、如何なる理由であるかと、韓信が曰ふのに、諸君の質問は尤なことであるが、又兵法に、先づ之れを死地に陷れて後に生かし、之を亡地に置いて後に存すといふてあるでは無いか、今回我が行つた背水の陣は、此の兵法に從つたのであると、之を聞いた諸將は、皆韓信の計策の巧妙なるに感服した、但し水を後にして陣するときは、若し逃げて退けば、唯水に溺れて死ぬばかりで、到底生きる道がないのであるから、是れを死地に置くといふのである、而して兵卒をかくの如き死地亡地に置くと、兵士は逃げても死し、戰ふても死す、寧ろ戰ふて死せんといふ決心を爲し、從つて、勇氣は日頃に百倍し、所謂殊死して戰ふから、必ず勝つのである、故に之を死地に陷れて然る後に生し之を亡地に置いて然る後に存すといふのである、さて韓信は李左車の好軍師であることを知り、戰後賞を懸けて之を尋ね、遂に之を搜し當て、その縛ばつた繩を解き、自ら弟子の禮を取つて之に師事した、而して遂にその策を用ゐ、雄辯の士を選び、之に勸降の書を持たせて燕に行かせ、燕王に說くに利害を以てさせた、是に於て燕王は漢の威風に震駭し、恰も草木が風に靡くが如く伏從した、

隨何說二九江王黥布一、畔レ楚歸レ漢、既至、漢王方踞レ床洗レ足、召レ布入見、布悔怒欲二自殺一、及レ出就レ舍、張御食飮從官、皆如二漢王居一、又大喜過レ望、

【字解】黥布、人名、本姓は英、名は布、嘗て法に坐して黥刑に遇ふたから、又之を黥布といふた、帳御、帷帳及び服御の具、帷帳とは室内に垂るゝとばり、服御は、衣服及び諸道具の類、

【解釋】隨何といふ人、九江王黥布を說き、楚に叛いて漢に歸せしめた、かくて黥布は漢に至り、漢王に面謁した、此の時漢王は、床几に踞して足を洗らはせて居たが、その儘黥布を召して面會を許した、是に於て黥布は、漢王が自分を遇すること冷淡で、且つその無禮なるを憤り、楚に叛いて來謁したことを悔い、憤怒の極自殺せんとした、然し客舍に就いて見ると、その帷幄服御の調度から、飮食の獻立や侍從の役人に至るまで、皆漢王の居住と同じであつたから、又大に喜び、己れが豫ての希望よりも優れたのに、多大の滿足を表した、蓋し黥布は王者と同樣に待遇せられたのを喜んだのである、

酈食其說二漢王一、立二六國後一、王曰、趣刻レ印、張良來謁、王方食、具告レ良、良曰、請借二前箸一、爲二大王一籌レ之、遂發二八難一、其七

じて曰ふのに、彼の井陘山の通路は甚だ狹隘で、車は軌を竝べることが出來ず、騎馬の兵は行列を爲すことが出來ない、かく細い道であるから、輜重車の通行は無論不可能である、故に、敵の軍器糧食は必ず後方に在ることは自然の勢である、依て願くは臣に奇兵を授けられよ、臣はその兵を提げて間道から漢軍を攻め、その輜重の道を絶ち切らん、而して足下は城壕を深く堀り、壘壁を高く築き、之を以て漢軍を防ぎ、決して彼と戰ふことはならぬ、かく致すと、彼れ漢軍は進でも闘ふことが出來ず、退いても還ることが出來なくなる、又一面に於て、野には食物が無いから、掠奪せんと欲するも、得る所が無いのである、故に漢軍は進退谷まつた上に、饑に迫るから、臣は今日から十日を出でざる間に、韓信張耳兩將の頭を得、之を足下の麾下に致すことが出來ると、李左車はかく秘計を進めて、その實行を希ふた、然るに陳餘は由來儒者であつたから、自ら王者を氣取り、愚にも王者の義兵は正々の戰を爲すべしと稱し、李左車の奇計を用ゐなかつた、是より先き、韓信は、間者を陳餘の軍に放つて置いたが、今間者から陳餘が李左車の計を用ゐないことを聞いて大に喜ひ、直ぐ井陘山を下り、未だその麓に至らない處で止まつた、蓋し韓信は陳餘が李左車の計を用ゐたならば、自ら非常な窮境に陷ることを知つたのである、だが幸にも陳餘はその計を用ゐなかつたから、大に喜んだのである、かくて韓信は夜中に命令を傳へ、輕裝して運動敏捷なる騎兵二千人を出發せしめ、各騎に漢の印の赤い幟を持たせ、間道を行いて趙の陣營を望見せしめた、そして特に注意を與へて曰ふのに、趙の軍は我が軍の詐り走るを見ると、必ず壘壁を空しくし、全軍を舉げて追擊するであらうから、汝等は此の機會に乘じて趙の城壁に突入し、手早く趙の幟を拔き取り、各自持つて居る漢の赤幟を立てよと、韓信はかくして輕騎二千人を間行せしめたが、之れと同時に他の一萬人をして先づ水を背にして陣取らせた、而して夜明け方になつて韓信自ら大將の旗を建て、大鼓を鳴らし、井陘の本營を出て進擊した、是に於て趙は城壁を開いて應戰し、戰闘稍〻久しきに亙つた、此の時韓信と張耳とは趙軍を欺く爲めに詐つて敗軍の風を見せ、大鼓や旗を棄て、水上の軍卽ち水を背にして陣して居る軍に走り投じた、趙の軍は、韓信が豫期の通り、果して城壁を空虛にして追擊したから、水上の軍は必死の勇を以て、防戰した、さて趙の軍は韓信等の軍が水上の軍に投じたとを知らず、その所在を見失なつてしまつたから、一先づ城内に歸らんとして軍を引き返した、然るに城中には既に漢の赤幟が林の如く立つて居たから、之を見て大に驚いて潰亂し、各〻逃げ走つた、依て漢の軍は之を挾擊して大に破り、陳餘を斬り趙王歇を生擒した、是に於て諸將爭ひ來つて戰勝を賀し、因て韓信に問ふて曰ふのに、兵法に凡そ軍は山陵を右又は後にし、川澤を左又は前

背レ水陣、平旦建二大將旗鼓一、鼓行出二井陘口一、趙開レ壁撃レ之、戰良久、信耳佯棄二鼓旗一、走二水上軍一、趙果空レ壁逐レ之、水上軍皆殊死戰、趙軍已失二信等一歸レ壁、見二赤幟一大驚、遂亂遁走、漢軍夾撃、大破レ之、斬二陳餘一禽二趙歇一、諸將賀、因問曰、兵法右二倍山陵一、前二左水澤一、今背レ水而勝何也、信曰、兵法不レ曰、陷二之死地一而後生、置二之亡地一而後存乎、諸將皆服、信募得二李左車一、解レ縛師二事之一、用二其策一、遣二辯士一奉二書於燕一、燕從レ風而靡、

【字解】井陘口、井陘は井陘縣にある山の名、井陘縣は今の直隸省正定府井陘縣治、口は麓の意、不得方軌、方はナラブと訓む、竝也、軌は戰國策及び淮南子の註に、車兩輪間爲レ軌とある、又舊註に、軌轍謂二竝行一也とある、故に不得方軌とは、輪の二つある車を並べて行くことが出來ないことであゐ、然しこの句は路の狹隘なることを形容した詞であるから、その道は必ず細くて危險なことが想像される、而して兩輪の車を二臺竝べて行くことが出來ないと曰へば一臺ならば通行の出來ることは明である、而して兩輪の車の一臺が通行が出來る道であれば、その道は左迄細くて危險とは思はれない、故に余は此の軌を單に輪の跡と解し、一輪車であると思ふ、現に支那では一輪車を使用して居るといふことであるから、かく解したならば、その道は唯一輪車ならば通行が出來、此の一輪車を二臺竝べると通行が出來ないことになり、如何にもその道が細くて險しいことを想像されることが出來るのである、列、行列なり、奇兵、正兵の反對、太史公の言に、兵以レ正合、以レ奇勝、善出レ奇者無レ窮とある、卽ち正面から攻撃しないで、不意に背面若くは側面から進撃する兵、輜重、軍器粮食を運ぶ車、漢書の註に、輜厠也 謂二軍粮什物雜厠載一レ之也、以二其累重一、故稱二輜重一とある、此の厠は多く雜の意で、便所では無い、深溝、溝は濠に同じ、高壘、高い城壁、前、スヽンデと訓む、進也、鬭、タヽカウと訓む、戰鬭、間知之、間は間諜、所謂漢探を遣つて敵の計策を知り得たること、傳發、命を傳へて出發すること、疾、ハヤクと訓む、迅速なり、平旦、明日早朝のこと、佯、イツハルと訓む、詐也、殊死、殊は絶なり、必死の覺悟を以て戰ふこと、夾、挾に同じ、倍、ソムクと訓む、背の意、山陵、山と岡、募、金を出して搜索することで、今の懸賞に同じ、靡、ナビクと訓む、草木が風に靡く如く伏從すること、

【解釋】漢の三年に、韓信張耳の二將は、兵を率ゐて趙を撃たんとし、兵を井陘山の麓に聚めそこを本營として戰鬭を開始した、是に於て趙王歇は成安君陳餘と共に之を禦いだ、此の時陳餘の軍師に、姓は李名は左車といふ人があり、策を獻

韓信、信伏兵從夏陽、以木罌渡軍、襲安邑、虜豹、信既定魏、請兵三萬人、願以北擧燕趙、東擊齊、南絕楚糧道、西與大王會於滎陽、王遣張耳與俱、

【字解】乳臭、童子の口吻、乳哺の臭氣を帶ぶる者に喩へたので、猶ほ小兒輩といふに同じ、俗に乳臭い小僧といふ意、夏陽、縣の名、今の山西省蒲州府永濟縣治、木罌、罌は腹が大きくて口が小さい瓶、夏陽の川には橋が無かつたから、大瓶と小瓶とを集め、之を木に縛り付けて水に浮べ橋の代用とし、軍兵を渡らせたのである、安邑、縣の名、今の山西省解州安邑縣治、

【解釋】魏王豹が叛したから、漢王は韓信を遣つて之を擊たしめた、豹はその臣姓は柏名は直といふ者を大將と爲し、韓信を防がせた、漢王之を聞いて曰ふのに、彼の柏直は口未だ乳臭を脫せぬ小僧であるから、どうして我が韓信に對抗することが出來ようぞ勝敗の數は既に決して居ると、かくて韓信は潛行して兵の所在を敵に分らせない樣にし、夏陽縣から進擊した、此の時夏陽縣に橋梁が無かつたから、韓信は木罌を造つて軍兵を渡し、魏の都なる安邑縣を襲擊し、遂に魏王豹を虜にした、さて韓信は既に魏の地を平定したから、更らに漢王に三萬人の兵を請ふて曰ふのに、臣願くは、此の兵を以て北の方燕趙の二國を平け、東の方齊を擊ち、南の方楚の糧食運搬の道を絕ち、然る後大王と滎陽に會合したいものであると、漢王之を許し、且つ張耳を韓信の軍に遣はし共に俱に進擊させた、

三年、信耳以兵擊趙、聚兵井陘口、趙王歇、及成安君陳餘禦之、李左車謂餘曰、井陘之道、車不得方軌、騎不得成列、其勢糧食必在後、願得奇兵、從間道絕其輜重、足下深溝高壘、勿與戰、彼前不得鬭、退不得還、野無所掠、不十日、兩將之頭、可致麾下、餘儒者、自稱義兵、不用奇計、信間知之、大喜、乃敢下、未至井陘口止、夜半傳發輕騎二千人、人持赤幟、從間道望趙軍、戒曰、趙見我走、必空壁逐我、若疾入趙壁、拔趙幟、立漢赤幟、乃使萬人先

發關中老弱悉詣滎陽、漢軍復大振、

【字解】彭城、郡の名、こゝは項羽が都した所で、今の江蘇省徐州府銅山縣治、置酒、酒宴を張ること、高會、大會に同じ、三匝、匝は周也、猶ほ三重と云ふが如し、晦、クラシと訓む、暗也、滎陽、郡の名、今の河南省開封府滎陽縣治、詣、イタルと訓む、至也、

【解釋】漢王は五諸侯の兵五十六萬人を率ゐ、楚を伐つてその都の彭城に攻め入り、城中の寶物財貨及び美人を收め取り、大酒宴を開いて諸士の勞を犒ふた、此の時項羽は親ら齊を攻擊して居る最中であつて彭城には居らなかつたが、漢王が之を蹂躪したことを聞き、自ら精兵三萬人を率ゐて還り來り、漢軍を擊つて大に之を睢水の附近に打ち破つた、而して此の戰に於て漢軍の死する者約二十萬人の多きに上り、死屍河中に重疊し、河水も爲めに流れない程であつた、かくて項羽は、漢の軍を圍むこと三重であつたから、漢王は最早逃るゝ路も無かつたのである、然るに幸にも大風が西北の方から起り、樹木を折り、家屋を飛ばし、沙や小石を吹き揚げ、天地闇憺晝猶ほ暗くあつたから、漢王は此の機會に乘じ、數十人の騎兵と共に、重圍を脫出することが出來た、此の時審食其といふ者、漢王の父太公と夫人呂氏とに隨從し、間道から逃げ出たが、遂に楚軍に遇ふて捕へられた、項羽は之を見てよき人質を得たと爲し、常に陣中に置いて漢軍の士氣を剝ぐことに力めた、さて漢王は旣に彭城の重圍から脫して、漸く滎陽郡に至り、部下の諸敗軍も、皆來り會し、蕭何も亦悉く漢中郡の老幼を徵發して滎陽に至らしめたから、漢の軍も、爲めに大に振興し士氣頓に旺盛となつた、

蕭何守關中、立宗廟社稷縣邑、事便宜施行、計關中戶口、轉漕調兵、未嘗乏絕、

【字解】轉漕、轉は物を車で運び、漕は船で運ぶこと、調兵、兵卒を徵發すること、乏絕、糧食と兵卒と絕へ乏しきこと、

【解釋】蕭何は關中に留つて之を守り、漢の宗廟、卽ち先祖代代の廟を立て、又土地五穀の祠を築き、縣や邑の制度を定め、以て專ら內政に盡瘁した、而して何事も便宜を旨とし、すべて宜しきに從つて處置した、又關中の戶數や人口を調査して米穀の數量と壯丁の人員を精查した、而して糧食は船車を以て水陸から輸送し、兵士は之を徵發して、次を以て戰場へ送り、漢の軍をして、糧食と兵卒に不足の無い樣にした、故に漢の軍は、未だ嘗て兵と食とに乏絕したことが無かつた、實に蕭何は漢の內務大臣兼兵站司令官であつたのである、

魏王豹叛、漢王遣韓信擊之、豹以柏直爲大將、王曰、是口尙乳臭、安能當

齊縣治、河南郡は、今の河南省河南府洛陽縣治、河內郡は、河南省懷慶府河內縣治、

【解釋】　漢王が洛陽に向つて進軍した時に、新城郡の三老董公といふもの、漢王の通路を遮り、漢王に謁して說いて曰ふのに、凡そ德に從つて行動するものは昌隆し、德に逆ふものは滅亡することは、これ天下古今の通義である、又兵を進めて戰を爲すに於ても、名義の無き軍、卽ち所謂無名の師を起すときは勝つことが出來ず、常に失敗するものである、又その敵が逆賊であることを明に示すときは、敵は乃ち降服するものである、今、彼の項羽は實に無道の人で、その君義帝を追放して之を弑した、この一事は、是れ天人共に容れざるの大逆賊である、故に大王は項羽と戰ふに於ては、宜しく義の爲めに戰ふこと、卽ち義軍であるといふ名義を天下に明にすることが肝要である、凡そ仁義は勇と力とを恃み、唯それを以て行ふべきもので無い、仁の仁たる所以、義の義たる所以は、君臣の道を守つて之を實行するに在るのである、今や義帝は既に項羽に弑せられたのであるから、大王は君臣の義を取り、三軍の衆兵を率ゐて項羽を伐たんとならば、宜しく義帝の爲めに素服を著、以て項羽は君を弑した逆賊であることを天下の諸侯に告げ、正正堂堂とこれを攻められよ、然るときは大王の軍は、名義正しき仁義の師であるから、天下を服從させることは疑が無いのであると、漢王は之を然りと爲し、卽ち義帝の爲めに喪を發し、諸侯に告げて曰ふのに、曩きに天下の諸侯は、相共に義帝を立て、之を推戴して君と爲したのである、然るに項羽は之を放弑した、依て寡人は義軍を起し、悉く關中の兵を發し、三河の衆士を收め、南の方、江水漢水に浮んで下るのであるが、願くは諸王侯の後に從ひ、楚の義帝を殺した逆賊を擊ちたいものであると、因に江漢に浮んで下るとは船を江漢の兩水に浮べ、流れに沿ふて攻め下ることである、又楚の義帝を弑せる者を伐たんといふたのは逆賊項羽を伐ちたいといふ意を婉曲(エンキヨク)にいふのである、而して特に諸侯王に從ふてといふたのは謙遜のことばである、

漢王率五諸侯兵五十六萬、伐楚入彭城、收其寶貨美人、置酒高會、項羽方擊齊、聞之自以精兵三萬還擊漢、大破漢軍於睢水上、死者二十萬人、水爲之不流、圍漢王三匝、會大風從西北起、折木、發屋、揚沙石、晝晦、王乃得與數十騎遁、審食其從太公呂氏間行、遇楚軍、爲楚所獲、常置軍中爲質、漢王至滎陽、諸敗軍皆會、蕭何亦

ば、彼は家に居た時、其嫂と通じて不倫の行を爲し、魏に仕へて用ゐられず、逃げて楚に行き、又用ゐられずして逃げて漢に來た次第であると、これに因て見ても彼の人物の下劣なことが分る、然るに今大王は之を知らず、彼に護軍の役を命じ、我が諸軍を監督させて居なさるが、彼は又其下劣の品性を現し諸將から賄賂を取て私腹を肥して居る、故に大王よ願くは之を察して彼を退けよと、そこで漢王は魏無知に向ひ、不良人物を推薦したことを責めた、無知が曰ふのに、臣が平を推薦して用ふべしと曰うたは、その才能の點を見込んだからである、而して大王が臣を責る點は、彼の品行である、今や漢楚兩國は天下を爭ひ、實に才能の士の必要な秋である、故に縱令尾生の如き正直者、孝己の如き親孝行があつたとても、國家盛衰の運命に益がなかつたならば、如何であるか、如何に大王は物好でも、斯る人物を用ゐる暇はありますまいと、是は今日の如き國家安危の分る、秋には、行の高き人物の必要なく、卓絶せる才智ある人が必要である、而して陳平は才能の勝れた人傑であるから、區區たる品行などは論ずるに足らぬといふ事を論じたのである、そこで漢王も無知の説を是とし、陳平を護軍中尉の官に任じ、盡く諸將を監督させた、これより以後は、諸將は敢て陳平の事を曰ふ者が無かつた、これは陳平の手腕に心服したからである、

漢王至洛陽、新城三老董公、遮說曰、順德者昌、逆德者亡、兵出無名事故不成、明其爲賊、敵乃可服、項羽無道、放弑其主、天下之賊也、夫仁不以勇、義不以力、大王宜率三軍之衆、爲之素服、以告諸侯而伐之、於是漢王爲義帝發喪、告諸侯曰、天下共立義帝、今項羽放弑之、寡人悉發關中兵、收三河之士、南浮江漢而下、願從諸侯王擊楚之弑義帝者、

【字解】 洛陽、今の河南省河南府洛陽縣治、新城、郡の名、今の河南省河南府洛陽縣の南、三老、官の名、官名集覽に、秦の法十里に一亭あり、十亭に一鄕あり、鄕に三老の官ありて、敎化を掌るとある、順、從也、昌、サカヘと訓む、盛也、放弑、他邦に放ちて弑するを、即ち項羽が義帝を郴に徙し、人をして江中に弑せしめたことを指す、三軍、周制に、天子は六軍、諸侯の大國は三軍、次國は二軍、小國は一軍とある、又周禮に五師爲軍、即萬二千五百人とある、故に三軍とは三萬七千五百人の兵である、但しこゝは大軍の意に用ふ、素服、喪服を著ること、三河、河東河南河內の三郡を指す、河東郡は、今の山西省蒲州府永

如此肉矣、初事魏王咎、不用、去事項羽、得罪亡、因魏無知求見漢王、拜爲都尉參乘典護軍、周勃言於王曰、平雖美如冠玉、其中未必有也、臣聞、平居家盜其嫂、事魏不容、亡歸楚、又不容、亡歸漢、今大王令護軍、受諸將金、願王察之、王讓魏無知、無知曰、臣所言者能也、大王所問者行也、今有尾生、孝己之行、而無益成敗之數、大王何暇用之乎、王拜平護軍中尉、盡護諸將、乃不敢復言、

【字解】里中社、二十五家ある所を里といふ、秦より以來此里に各社を建てさせた、之を里中社と謂ふ、而して里に社を建てさせた理由は、神に年の豐穰を祈り、災害を祓うて太平を樂まんが爲である、宰、庖宰にて、神に供へた肉を切つて里中に分與する役、孺子、小僧の意、陳平未だ少年なりし故、父老之を孺子と曰へり、但し此孺子は輕蔑の意でなく、寧親愛の意がある、都尉、武官の官名、參乘、君の後車に隨ふことで、今の陪乘に同じ、典護軍、典は主る、護は監督する、卽ち諸軍の監督を主ること、如冠玉、玉を以て冠を飾ると、其外見は、立派であるが、中は無で何の光りも無い、これは陳平は才能あるも德行なきに喩へたのである、盜、人目を盜んで姦通すること、嫂、兄の妻、讓、責る、詰り問ふこと、尾生、古の正直者、此の人は嘗て一女子と橋下で會合することを約束し、而して女子來らざるも猶約束を守り、大水至るも橋下を去らず、遂に橋柱を抱いて溺死した馬鹿正直な者、孝己、殷の高宗の子、親に事へて至孝な人、數、運命、

【解釋】　陽武縣の人陳平は、家が貧乏であつたが、書を讀むことが好きであつた、少時里中の社の庖宰と爲り、肉を分配することが頗る公平であつた、そこで里中の父老は褒めて曰ふのに、彼の陳孺子の庖宰は至極宜しいと、陳平は之を聞て曰ふのに、あゝ、父老等は人を知る明が無い、若し我をして天下の宰相たらしめたならば、亦此肉を分けた樣に公平に統治するのである、父老等は何故に我を以て宰相の器があると褒めないのであるかと嘆息した、偖陳平は初め魏王咎に事へたが、重用されなかつたから、去つて楚の項羽に仕へた、又罪を得た爲に逃げ去り、魏無知といふ者に依つて漢王に面謁せんことを求めた、漢王は之を引見し、直に都尉の官を與へ參乘して諸將を監督する役を命じた、時に周勃といふ者が漢王に謂つて曰ふに、彼の陳平は美男子で、例へば美しい冠玉の如くあるが、其心中には何物も無い人物である、臣の聞くによれ

して中原を定めんと欲するのである、どうして鬱々として永く此の漢中に居られようぞ、必ず東して天下を定めんと欲するのであると、蕭何が曰ふのに、果して然らば能く厚く韓信を任用せられよ、さすれば韓信は必ず大王の知遇に感じて留まらん、若し然らずして、之を遇すること薄くあつたならば、韓信は遂に逃げ去り、永久に漢に來ぬであらうと、漢王が曰ふのに、韓信といふ男は、汝が曰ふ如き大人物であるか否かは、我れ未だ之を知らない、然し汝がそれ程迄に信ずるならば、兎に角汝の顔に對して、一部の將と爲さんと、蕭何が曰ふのに、韓信は一部の將位では滿足しないから、必ず留まりますまいと、漢王が曰ふのに、然らば全軍の總大將と爲さんと、蕭何が曰ふのに、それは甚だ仕合の事である、かくして始めて韓信は留り、大王の爲めに働くことであらうから、國家の爲め慶賀の至りである、就ては玆に敢て一言して大王の反省を願ふ一事がある、元來大王は傲慢で、人に無禮を加へても平氣で居て、毫も人を尊重する心が無い、從つて新に大將の重任を授くる時にも、小兒を呼ぶが如く取り扱はれる、此の如き態度は、これ韓信が嫌惡して去る所以であるから、願くは特に御注意せられ、すべて禮を以て遇せられたいものであると、漢王は蕭何の言を納れ、新たに壇場を設けて式場を作つた、かくて大將を授くることを布告したから、一軍の諸將は、皆各思ふのに、我れこそ大將の官を拜するであらうと、心竊かに期待して居たが、いよ〳〵其の日に及び、拜する者を見ると、嘗て股下を潛り出た韓信であつたから、全軍皆その意外なるに驚いた、かくて漢王は韓信の計策を用ゐる、諸將を部署してそれ〴〵任務を擔當させた、而して特に蕭何を漢中郡に留め置いて、巴蜀二郡の租税を徴收させ、以て軍の粮食に不自由の無い様に給與させた、これは項羽と一戰を交へんとする爲めであつたのである、さて戰爭の準備が出來たから、韓信は先づ故道縣から進出して、雍王章邯を襲擊した、章邯は敗戰して死し、塞王司馬欣、翟王董翳は降伏し、所謂三秦は一擧にして漢の手に歸した、

漢二年、項籍弑義帝於江中。

【解釋】　漢の二年に項籍は人をして義帝を江水の入合の中で殺させた、史記項羽本紀に、項王出之國、使人徙義帝、曰、古之帝者地方千里、必居上游、乃使使徙義帝長沙郴縣、趣義帝行、其群臣稍々背叛之、乃陰令衡山臨江王擊殺之江中、とある、居上游とは水の上流に居ることである、故に江中は江水の入合の中であると思ふ、

初陽武人陳平、家貧好讀書、里中社、平爲宰、分肉甚均、父老曰、善、陳孺子之爲宰、平曰、嗟乎使平得宰天下、亦

求むること、治粟都尉、藏穀を治むることを掌る官、南鄭、郡の名、今は陝西省漢中府南鄭縣治、若、ナンヂと訓む、汝也、國士無雙、國士とは國中第一の名士にして國家の重責を負ふに足る大人物、無雙とは誰れも肩を比べる者が無い大豪傑、無所事信、韓信を用ゐて事を計る必要が無いといふ意、鬱鬱、志を得ないで心に大不滿を抱いて居ること、爲公、公は蕭河を指す、汝の意、致し方が無いから汝の顏に免じてといふこと、拜、朝廷で官を授けること、設壇場、顏師古が説に、築レ土爲レ壇、除レ地爲レ場とある、即ち天神地祇を祭つて告けることで禮を厚くすること、一軍、全軍なり、部署、事務を區別して各其の職に就かせること、故道、縣の名、今の陝西省漢中府鳳縣、襲、敵の不意を擊つこと、

【解釋】　其後楚の將項梁が、淮水を渡つて秦を攻めた時には、韓信は既にその臣と爲つて居たから、從ふて共に渡つたが、その軍が敗れた爲め、去つて項羽に歸し、屢、策を獻じて任用せられんことを求めた、しかも一向に用ゐられなかつたから、又去つて漢の沛公に歸し、始めて沛公から治粟都尉の官に任ぜられた、依て屢、沛公の重臣蕭何と談論するの機會を得た、蕭何は之を奇男子なりと思ひ、爾來深く交を結んだ、かゝる内に、漢王は軍を進めて南鄭郡に至つたが、此の頃は、將士皆戰に倦み、相共に望鄉の念に驅られ、各その意を歌ふて故鄉に歸らんことを冀ひ、遂に途中から亡げ去る者が多かつた、この時韓信も自ら量り考へるのに、彼の蕭何は、已に數、我を王に推薦したであらう、然るに余は未だ高官に任用されないところを見ると、漢王は余を用ゐる心が無いのであらう、故にこゝに久しく居るも無益であると、乃ち亦逃げ去つた、蕭何は韓信が逃げたことを聞いて大に驚き、之を引き留める爲めに、親ら驅け出してその後を追ふた、然るに或る人が之を見て、沛公に對し、丞相蕭何が逃げたと言上した、沛公は大に激怒し且又大に落膽した、而してその落膽の有樣は恰も左右の手を失つた如くであつた、蓋し蕭何の沛公に於ける、一刻も離るべからざる重臣であつたからである、かゝる内に蕭何は韓信を連れて歸つて來、漢王に上謁した、漢王は蕭何を罵つて曰ふのに、汝は何故に逃げたのであるかと、蕭何が曰ふのに、臣は逃げたのでは無い、韓信を引き留める爲めに追ひ驅けたのであると、漢王が曰ふのに、今や諸將の逃げたものは十人を以て數ふる程多くある、然るに汝は嘗て此等の諸將を追ふて留めたことが無い、故に韓信を追ふたといふのは詐であらうと、蕭何が曰ふのに、今迄に逃げた諸將は、皆平凡の人物で、得易き輩である、然るに韓信に至つては、實に國士無雙の大人物で、再び得易すからざる豪傑である、惟ふに大王は永く漢中に王たらんとする目的ならば、韓信を用ゐて事を圖る必要が無いのである、然し必ず天下を爭ひ、帝王の位を得んとする目的ならば、韓信を用ゐなければならぬ、韓信を措ては共に此の大事を計るに足るべき人物が無いのであると、漢王が曰ふのに、我れも亦汝と同じく、東方に進出

我を刺して見よ、若し刺すことが出來なければ我が股下をくゞれと罵つた、韓信は雋と少年等の顏を視て居たが、やがて徐に身を屈めて股下を這ひ出た、之を見て全穢多町の人等は皆韓信の臆病を嘲り笑つた、因に、韓信は漂母の一言に感奮し、功名を立んと志した、而して功名を立つるには、小忿は忍ばざるべからざることを自覺した、故に今かゝる少年の侮辱に遇ふも甘じて之を受け、平然として股下を這ひ出たのである、若し韓信にして此時之を忍ばず、少年を相手に喧嘩したならば、必らず少年の爲に殺され、漢の三傑として雄名を靑史に留むることが出來なかつたであらう、此話は韓信股くゞりと謂うて、人口に膾炙し、張良が老人の爲めに履を取つた話と共に、忍耐の好材料として例證されるのである、

項梁渡淮、信從之、又數以策干項羽、不用、亡歸漢、爲治粟都尉、數與蕭何語、何奇之、王至南鄭、將士皆謳歌、思歸、多道亡、信度何已數言王、不用、卽亡去、何自追之、人曰、丞相何亡、王怒、如失左右手、何來謁、王罵曰、若亡何也、何曰、追韓信、王曰、諸將亡以十數、公無所追、追信詐也、何曰、諸將易得耳、信國士無雙、王必欲長王漢中、無所事信、必欲爭天下、非信無可與計事者、王曰、吾亦欲東耳、安能鬱鬱久居此乎、何曰、計必東、能用信、信卽留、不然信終亡耳、王曰、吾爲公以爲將、何曰、不留也、王曰、以爲大將、何曰、幸甚、王素慢無禮、拜大將、如呼小兒、此信所以去、乃設壇場具禮、諸將皆喜、人人自以爲得大將、至拜乃韓信也、一軍皆驚、王遂用信計、部署諸將、留蕭何收巴蜀租、給軍粮食、信引兵從古道出、襲雍王章邯、邯敗死、塞王司馬欣、翟王董翳、皆降、

【字解】數、シバ／＼と訓む、屢也、干、モトムと訓む、強いて任用を

ち東井は、秦の分野なる雍州の境域に直つて居る、而して五星がこゝに集つたことを人事に當て丶見ると、巴蜀漢中の王なる沛公が、天下に勃興する兆になるのであるから、史家は特に此の一事を記し、沛公が漢の皇帝となつたのは偶然で無いことを知らせたのである、因に沛公が帝と爲つたのは秦の二世が弑せられてから第五年目である、而してその間には、天下に定主が無かつたから、その年次を繋ぐ爲めに便宜上漢の元年と書したのである、沛公が皇帝と爲つてからの元年では無い、

初淮陰韓信家貧釣城下、有漂母見信饑飯信、信曰、吾必厚報母、母怒曰、大丈夫不能自食、吾哀王孫而進食、豈望報乎、淮陰屠中少年、有侮信者、因衆辱之曰、若雖長大好帶劍、中情怯耳、能死刺我、不能出我胯下、信孰視之、俛出胯下蒲伏、一市人皆笑信怯、

【字解】 漂母、漂は廣韻、韻會共に匹妙切音剽、水中撃絮也とある、絮は綿なり、漢書文帝紀に、九十以上賜帛人二疋絮三斤と注に、絮綿也とある、又韋昭が註に、以水撃絮爲漂、故曰漂母とある、即ち漂母とは、綿を水に晒して白くすることを職業とする老媼である、哀、愍む、氣の毒に思ふ、王孫、公子と謂ふ如く、尊稱の詞、屠中、屠は獸類を屠る（殺す）こと、故に屠中とは俗に云ふ穢多村で、下等人の居住して居る所、因衆、仲間の者が多く居るのを力として威張ること、中情、心の中、怯、臆病、膽力無くして少しの事にて恐れること、胯、股、俛、俯に同じ、下に向くこと、蒲伏、匍匐に同じ、腹を下につけ手足にて行くこと、一市人、全市の人、

【解釋】 淮陰縣の人韓信は、家が貧乏な爲めに諸所を流浪し、遂に淮陰の城下に來り、そこを流れる淮水で釣をして居た、此時此淮水で綿を晒して居た漂母が、韓信の饑ゑて空腹らしいのを見て、自分の辨當を與へて食べさせた、韓信は大に喜んで曰ふに、我れ他日志を得たならば、必ず厚く今日の恩に報いませうと、漂母が怒つて曰ふのに、君は大丈夫と生れながら、自ら衣食することが出來ないとは何事であるか、我は只君の空腹を氣の毒に思つて一飯を與へたのである、決して報酬を望む爲に與へたのでは無いと、是は漂母は韓信を激勵させたのである、又淮陰城下穢多町の少年等は、韓信の身形の穢いのを見て常に馬鹿にして居た、或日此等の少年は、その仲間の多數居るのを頼りにして、韓信を辱めて曰ふに、汝は身體は巨大で、好んで長劍を差して居るが、心は至つて臆病であらう、それとも勇氣があるならばその長劍を拔いて

【字解】致命、復命すること、陽、外也、表也、俗にうわべ、郴、州の名、今の湖南省郴州治、西楚、孟康が説に彭城爲ス西楚ト とある、彭城は今の江蘇省徐州府銅山縣治、霸王、諸侯の長、巴蜀漢中、皆郡の名、巴郡は今の四川省重慶府の地名、蜀郡は四川省成都府の地方、漢中郡は陝西省漢中府の地方、距塞、距は抗なり、塞はふさぐなり、卽ち敵に對抗し、敵をして手足の出ぬ樣に防ぎ止めること、

【解釋】項羽は既に秦を滅したから、人をして之を懷王に復命させ、且つ關中に王たらんことを請求した、懷王は之を斷つて曰ふのに、前に諸將と約束した通りにせよ、關中の王は先づ第一番に關中に入つた沛公であると、項羽は大に怒つて曰ふのに、彼れ懷王は我が家の叔父、項梁が立てゝ王とした者で、敢て攻城野戰の功勳があつたのでは無い、それに何ぞ先約などを主張して我が輩に指揮命令するの權があらうか、かゝる權利は斷じて無い、故に敢てその命に從ふことはいらぬと、そこで陽に之を尊重して義帝と爲したが實はその號令を奉ぜず遂に江水の南に徙し、郴に都させた、而して羽自ら立つて西楚の霸王と爲り、天下を分ちて諸將を封じ、以て之を王とした、卽ち魏王豹を西魏王と爲し、趙王歇を代王と爲し、燕王廣を遼東王に、燕將臧荼を燕王に、齊王市を膠東王に、齊將田都を齊王に、田安を濟北王に、張耳を常山王に、英布を九江王と爲したのである、項羽が又曰ふのに、彼の巴蜀二郡も亦關中の地であるから、宜しく沛公をこゝに封ぜんと、そこで沛公を立てゝ漢王と爲し、巴蜀漢中の三郡に王たらしめた、然し特にその勢力を制御する爲めに關中を三分し秦の降將三人を封じてその王とし、以て漢王の連絡を距塞した、秦の降將は章邯、司馬欣、董翳の三人で之を三秦と號した、是に於て漢王は大に怒り、立ろに項羽を攻めんとした、謀臣蕭何が諫めて曰ふのに、願くは大王は今日の怒を忍び、漢中に赴任してその王と爲り、その民を敎養して之を愛撫し、又天下の賢者を招致して之を優遇し、且つ巴蜀の豪傑を收聚して之を用ゐ、然る後軍を霸上に還へして三秦を平定したならば、天下を圖るには容易のことであると、漢王はその言に從ひ、乃ち霸上を去つて封國に就き、蕭何を以て丞相と爲し、專ら後圖を畫策した、

漢元年、五星聚ル東井ニ、

【解釋】漢の元年に、木火土金水の五の星が東井に聚合した、さて井は星の名で、一に井經といふた、而して此の星が、西南の間なる申の方角に在る時は之を西井といひ未の方角に在る時は之を東井と稱するのである、凡そ天には東西を運行する星と、南北を運行する星がある、而して東西を運行する星を總稱して經星と曰ひ、南北を運行する星を緯星といふ、今、井星は東西を運行する星であるから、一に井經星といふのである、故に東井とは井經星が西南の間なる未の方角に在る時の稱であるのである、さて此の井經の留る所の未、卽

韓生曰、人言楚人沐猴而冠、果然、羽聞レ之烹二韓生一、

【字解】關中、秦の地、秦の地は西に隴關、東に函谷關、南に武關、北に臨晉關、西南に散關があつて、秦は其中に在る、故に關中といふ、阻、隔てる、帶、取卷く、四塞四方がふさがつて居る、此字はトリデの意に用ゐる時は先代切で音サイ、例へば要塞の類、又フサグの意に用ゐる者は悉則切で音ソク閉塞の類である、繡五彩の色で繡取をしてある麗き著物、錦繡、沐猴而冠、張晏が說に、沐猴獼猴也とある、而して師古は之を說いて、言雖レ著二人衣冠一、其心不レ類レ人也と、此說は沐猴は猿のことで、猿は人間の著る衣や冠を著ると表面は人間らしくなるが、其心は人に類せず、依然として猿であると云意である、又史記の索隱に、言獼猴不レ任二久著一冠帶一、以喩二楚人性躁暴一也とある、此の說では、猿は久しい間衣冠を著ることが出來ないから、之を以て楚人の性質の疎暴なるに喩へたのであると、然し余は前說を取る、

【解釋】韓生といふ人が項羽に說いて曰ふのに、關中は周圍に山を隔てゝ川を帶び、四塞の要地である上に、土壤は肥え物產は豐富である、故に將軍は茲に都し、以て天下の霸王と爲られよと、此時項羽は秦の宮殿のそこなひ破れた慘狀を見て、心甚だ樂まず、且つ東の方故郷へ歸らんと思ふ念が起つて居たから、其勸めに從はないで曰ふに、凡そ人は富貴になつて故郷へ歸らなければ、錦繡の美服を著て暗夜を行くと同じく、誰れも自分の榮達を知る者が無い、故に我は一先づ故郷に歸るのであると、韓生は退いて人に話して曰ふに、世間の人が楚人を批評して、猿が冠を著けた樣であると曰ふのは、如何にも道理ある批評で、余は項羽に依て、果して其事實であることを知つたと、これは項羽が自分の策を用ゐないで、關中に都せぬのは智惠の無い事で、項羽は衣冠を著た猿であると罵つたのである、項羽は之を聞いて大に怒り、韓生を捕へ之を烹殺した、

羽使三人致二命懷王一、王曰、如レ約、羽怒曰、懷王吾家所レ立耳、非レ有二功伐一、何得レ專二主約一、乃陽尊爲二義帝一、徙二江南一、都レ郴、分二天下一王二諸將一、羽自立爲二西楚霸王一、乃曰、巴蜀亦關中地、立二沛公一爲二漢王一、王二巴蜀漢中一、而三二分關中一、王二秦降將三人一、以距二塞漢路一、漢王怒欲レ攻レ羽、蕭何諫曰、願大王王二漢中一、養二其民一、以致二賢人一、收二用巴蜀一、還定二三秦一、天下可レ圖也、王乃就レ國、以レ何爲二丞相一、

のである、臣は切に將軍の爲に之を取らず、將軍のかゝる暴虐の行の無からんことを望む者であると叫んだ、項羽が曰ふに、汝は先づ〳〵坐に就けと、依て噲は張良の次席に坐つた、暫くして沛公は起つて便所に行き、因てひそかに樊噲を招いて共に逃出し、間道を奔つて霸上の軍に歸り、獨り張良を留めて項羽に謝せしめた、そこで張良が曰ふに、沛公は非常に酩酊し、將軍の相手と爲つて居ることが出來ず、且つ又暇乞を申し述べることも出來難い程である、依て聊か謝意を表する爲め臣良をして白璧一對を奉じ、再拜して將軍の足下迄獻上し、玉斗一對を奉じ、再拜して亞父范君の足下迄獻上させたことであると、項羽が曰ふのに、沛公は今何處に居るかと、張良が曰ふのに、沛公は將軍が其の過失を嚴責する思召があると聞き、恐れて獨り身を脱して歸去り、今頃は既に霸上の軍に至つたであらうと、范增は之を聞き忽ち劍を拔いて玉斗をぶち破つて曰ふのに、嗚呼〳〵殘念なり殘念なり、沛公を取逃した、彼の豎子項羽將軍は共に天下の大事を計るに足らず、項將軍の天下を奪ふ者は必ず沛公であらうと痛憤した、因にこれは鴻門の會といふて有名な話である、

沛公至軍、立誅曹無傷、居數日、羽引兵西屠咸陽、殺降王子嬰、燒秦宮室、火三月不絶、掘始皇冢、収寶貨婦女而東、秦民大失望、

【字解】立、タチドコロと訓む、直ぐの意、屠、ホフルと訓む、獸を屠殺する如く人を虐殺し、宮殿を破壞すること、冢、塚に同じ、墓の意、掘、アバクと訓む、發掘すること、

【解釋】沛公は虎口を逃れ出で、霸上の軍に還るや否や、直ぐに曹無傷を誅し、以て項羽と自分とを離間した罪に報いた、かくて霸上に滯陣して居ること數日であつた、一方項羽は兵を引いて西に向ひ、咸陽を屠つて之を蹂躪し、曾て沛公に降伏した秦王嬰を殺し且つ悉く秦の宮殿に火を放つた、流石始皇帝が建造した廣大な宮殿であつたから、その火は各所に延燒し三ヶ月間も燃えて居た、又項羽は始皇帝の墓を發掘してその屍體を辱かしめ、其他寶物財貨を奪ひ、婦人美女を捕へ、あらゆる慘虐を恣にして後關を出で、東に向つて去つた、秦の民は之を見て大に失望し、項羽の亂暴を怨んだ、因に楚は曾て秦から非常なる壓迫と迫害を受けたから、楚人は深く之を恨んで居たのである、而して今項羽が秦に對してかく殘忍な行動をしたのは、つまり昔し受けた壓迫と迫害に報いたのも其一因であると思ふ、

韓生說羽、關中阻山帶河、四塞之地肥饒、可都以霸、羽見秦殘破、且思東歸、曰、富貴不歸故鄕、如衣繡夜行耳、

故、増は之を怒つて事を解せざること小僧の如しとなし、之を罵つたのである、

【解釋】　さて沛公は項伯と約束した通り、明日自ら百餘の騎馬武者を従へて項羽を鴻門の軍營に訪ねた、そして謝して曰ふに、臣は將軍と共に力を合せて秦を攻め、將軍は河水の北に戰ひ、臣は河水の南で戰うふたことであるが、當時臣は將軍に先つて關中に入り、秦を破つて復び將軍に、此鴻門で御目にかゝらうとは思ひ設けなかつたことである、實に今日の奇遇は空前の慶事である、然るに今馬鹿者があつて臣を將軍に讒し、將軍と臣との間を割いて喧嘩させようとした、是も亦意外の恨事で、臣の預り知らざる所である、願くは將軍之を諒察せよと、平蜘蛛の樣になつて詫をした、項羽が曰ふのに、其馬鹿者の讒言とは、君の左司馬の官なる曹無傷が曰うたのである、然し君に於て異志が無ければ、我に於ても亦深く介しないと、かくて項羽は沛公を留めて共に酒宴を張つた、此時項羽の謀臣范增は、沛公を殺さんと謀り、屢項羽に目くばせして、早く殺せ〳〵と勸めたが、項羽は承知しなかつた、そこで范增は、三度も其腰に佩びて居る所の玉玦を擧げ、以て項羽に其決行を迫つたが、項羽は依然として應じなかつた、范增は殺す時機を失はんことを恐れ、宴席を起つて項莊と云ふ者を招き、沛公を刺すことを命じた、そこで項莊は直に入つて沛公の前に進み、杯を擧げて其健康を祝し、且つ項羽に向ひ劍を舞うて酒興を助けんことを請ひ、其許しを得て盛んに舞うた、これは劍舞によつて沛公を擊つ手段であつたのである、時に項伯は之を見て沛公の身上を憂ひ、自分も又起つて劍を舞ひ、常に其身を以て沛公を覆ひ防いだ、依て項莊は其の目的を果すことが出來なかつた、かくて危機いよ〳〵沛公の身に迫つて來たから、沛公の臣張良は、密かに出て勇士樊噲を呼び、沛公の危急を告げた、噲は盾を腋下に抱へ、猛然として宴席に入り、目を瞋らして項羽を睨み、滿面朱を注いで怒髮悉く上を指し、目眦亦裂けたかと疑はるゝばかり、實に物凄き勢であつた、項羽は之を見て曰ふのに、彼は快心の壯士である、彼に巵酒を與へよと、依て左右の臣は一斗もはいる大盃を持來り、それに酒をなみ〳〵と注ぎ、肴として豕の肩の肉を與へたが、しかも、それは生肉であつた、樊噲は立ちながら一氣に飲盡し、劍を拔いて肉を切つて之を食ひその態度いかにも猛烈であつた、項羽は之を見て曰ふに、汝はまだ飲むかと、噲が曰ふのに、臣は死さへ辭せぬ者であるから、區區たる此斗巵などはどうして辭退しませうぞ、多多益、飲むことが出來る、それはさておき、我が君沛公は第一に秦を破り、その國都咸陽を攻略し、千辛萬苦して大功をたてた者である、然るに將軍は此勳功に對し、未だ封土を與へ、榮爵を授けないで、反て小人の讒言を信じ之を殺さんとするのは、是れ實に暴戾の極で、彼の亡んだ秦の跡續と云べきも

伯亦拔劍起舞、常以身翼蔽沛公、莊不得擊、張良出告樊噲以事急、噲擁盾直入、瞋目視羽、頭髮上指、目眥盡裂、羽曰壯士、賜之巵酒、則與斗巵酒、賜之彘肩、則生彘肩、噲立飲、拔劍切肉啗之、羽曰能復飲乎、噲曰、臣死且不避、巵酒安足辭、沛公先破秦入咸陽、勞苦而功高如此、未有封爵之賞、而將軍聽細人之說、欲誅有功之人、此亡秦之續耳、竊爲將軍不取也、羽曰坐、噲從良坐、須臾沛公起如廁、因招噲出、間行趨霸上、留良謝羽、曰沛公不勝桮勺、不能辭、使臣良奉白璧一雙、再拜獻將軍足下、玉斗一雙、再拜奉亞父足下、羽曰、沛公安在、良曰、聞將軍有意督過之、脫身獨去、已至軍矣、亞父拔劍、撞玉斗而破之曰、唉豎子不足謀、奪將軍天下者、必沛公也、

【字解】戮、合せ、意、思ふ、豫想の意、小人、馬鹿者、隙、なかたがひ、喧嘩、曹無傷、曹は姓、無傷は名、目、メクバセ、目つきにて自分の意中を人に知らすこと、玉玦、腰に佩ぶる玉、玦は形、環の如くして缺けた所のあるもの、前、進む、翼蔽、翼は助く、蔽は防ぐ、障ふ、卽ち鳥の羽を以て蔽ふ如くに助け防ぐこと、盾、一種の武器、身を蔽ひて矢石を防ぐもの、瞋、瞋に同じ、目眥、マナヂリ、目尻、眥は史記正義に白賜反とあるから音シである、彘、豕、啗、食ふ、咸陽、秦の都の名、細人、小人に同じ、廁、便所、如、行く、桮勺、桮は盃、勺は杓と通じ、酒をくむこと、一雙、一對、足下、貴下、閣下抔と同く、人を敬ふ辭、玉斗、詩經の大雅に、酌以大斗と、疏に、大斗長三尺、謂其柄也、蓋從大器挹之於樽用此勺耳とある、思ふに玉斗は今のコーヒー茶碗の如く、兩側に手で持つ所がある盃ならん、亞父、亞は次なり、項羽は范增を尊んで父に次ぐ者と爲し、亞父と謂うた、故に張良も之を襲用したのである、督過、過失を督責する、撞、撃つなり、俗にタヽキワル、唉、痛恨悲憤して發する嘆聲、豎子、小僧の意、項羽は范增の策を用ゐざりし

の臣張良と親交があつた、而して今項羽が、明旦を期して沛公を撃たんとする計と、范增の突擊論の進言とを見て、明日の激戰を想像して懐を親友張良の身上に寄せ、夜密かに沛公の軍に至つて張良に見え、子細に事の次第を告げ、且つ共に戰爭を避けて身命を全うせんことを勸めた、張良が曰ふのに、私は沛公の臣で、常に沛公に隨從して居る身であるに係らず、今其危急の秋に當つて逃去るは、實に不臣不義である、故に遺憾ながら御忠告に從ふことが出來ないと、そしてその儘項伯を留めて置き、己は退きて沛公に見え、項羽が進擊する次第を子細に話した、そして再び出て來、强ひて項伯を連れて行つて沛公に面會させた、沛公は大に歡待し、巵酒を捧げて項伯の爲に乾杯し、其壽命の無窮を祝した、又項伯と約して婚姻を爲し、緣戚の關係を結んだ、是は皆沛公が項伯に依て明日の危難を逃れんとした手段である、且つ沛公は項伯に對して辯明して曰ふに、私は關中に入てから、財物は少しも取らず、役人と人民とは之を帳簿に記錄して之を整頓し、又秦の寶物を入れてある庫は、固く封印して何人も入る事が出來ない樣にして置き、以て項將軍の來るを待つて居た次第で、決して項將軍に叛く精神は無いのである、又關を守つて之を閉ぢた理由は、他の賊が來て關中を荒すことを恐れ、その防備をした迄であつて、決して項將軍の來るを阻だのでは無い、故に項伯よ、願くは私が項將軍の德に背かず、常に之を尊重して居ることを將軍に言上して下さいと、項伯は之を許諾して曰ふに、御依賴の條は確に承知した、然し明日は早く君自分に項王の軍門に來り、親く謝罪しなければいけぬと、斯て項伯は沛公の陣を辭し去て項羽の軍に歸り、項羽に見えて子細に沛公が關を守つた事情を話し、且つ曰ふのに、彼の沛公は關中を平定した大功のある人である、然るに之を賞せずして反つて之を伐つは不義の行である、故に此の不義を爲すよりは、彼をよく待遇して手懐けるに優つたことは無い、手懐けて心服さするのは最もよい策であると力を極めて諫言した、

沛公旦從百餘騎見羽鴻門、謝曰、臣與將軍戮力而攻秦、將軍戰河北、臣戰河南、不自意先入關破秦、得復見將軍於此、今者有小人之言、令將軍與臣有隙、羽曰、此沛公左司馬曹無傷之言、羽留沛公與飲、范增數目羽、擧所佩玉玦者三、羽不應、增出使項莊入前爲壽、請以劍舞、因擊沛公、項

關、財物無所取、婦女無所幸、此其志不在小、吾令人望其氣、皆爲龍成五采、此天子氣也、急擊勿失、羽季父項伯、素善張良、夜馳至沛公軍、告良與俱去、良曰、臣從沛公、有急亡不義、入具告、因要伯、入見沛公、奉巵酒爲壽、約爲婚姻、曰、吾入關、秋毫不敢有所近、籍吏民封府庫、而待將軍、所以守關者、備他盜也、願伯具言臣之不敢倍德、伯許諾曰、旦日不可不蚤自來謝、伯去具以告羽、且曰、人有大功、擊之不義、不如因善遇之、

【字解】沛公、漢の高祖、高祖は沛郡の人であるから、沛公と曰うだのである、旦、明朝早くの意、幸、愛する、五采、采は彩に同じ、五色、季父、父の末弟、をぢ、亡、逃ぐろ、要、無理に强ひろ、巵酒、巵は角を以て作つた杯、此杯は儀式の時に用ふ、秋毫、獸類の毛は秋になると代るものなり、その時は至て細微である、故に細末の事を秋毫といふ、言、申す、倍、背く、旦日、明日、蚤、早く、

【解釋】楚の項羽は諸侯の兵を率ゐて西の方函谷關に入らんとした、此時或る人が漢の沛公に說き、函谷關の門を閉ちて、他人の侵入を防禦すべき事を勸めた、そこで沛公は其言に從ひ、門を閉ぢた、かくて項羽は關に至つたが、其門が閉ぢて居たのを見て大に怒り、立に之を攻破り、進んで戲といふ川迄至つた、そして明日早く沛公を擊破らんと決した、此時項羽の兵は四十萬人であつたが百萬であると言ひ觸し、鴻門といふ所に陣して居り、沛公の兵は十萬人で霸上といふ所に居つた、玆に項羽の謀臣に范增といふ者があつたが、此日項羽に說いて曰ふのに、彼の沛公は山東(地名)に居た時は、財物を貪つて多く之を蓄へ、色を好んで女を愛し、その品行は甚だ下劣であつた、然し此關中(地名)に入つてからは、財物は決して取らず、婦女は決して愛せず、殆ど別人の如き方正の人と爲つた、これに依て見ると、沛公の志望は實に小でないことが分る、且つ臣は人をして沛公の居る上から立ち上る雲氣を見させたところが、皆龍と爲つて五色の色をして居る、而して此雲氣は天子の象である、沛公はかく其志望の大なる上に、又天子と爲る象がある以上は、是れ大王の大敵であるから、急に攻擊してその首を取り、決して取逃してはならぬと、玆に又項羽の季父に項伯と云者があつた、此人は古くから沛公

陳涉起、劉季亦起兵於沛、以應諸侯、旗幟皆赤、楚懷王遣沛公、破秦入關、降秦王子嬰、既定秦、還軍霸上、悉召諸縣父老豪傑、謂曰、父老苦秦苛法久矣、吾與諸侯約、先入關中者王之、吾當王關中、與父老約法三章耳、殺人者死、傷人及盜抵罪、餘悉除去秦苛法、秦民大喜、

【字解】旗幟、幟も旗の屬、のぼり、法、法律規則、三章、三條あり、抵罪、抵は當る、又は致すの意、蓋し人を傷くるに曲直あり、盜賊に大小あり、その罪名は預め定めることが出來ない、故に單に罪に當るといふたのである、

【解釋】陳涉が兵を起したとき、劉季も亦兵を沛郡に起し、以て諸侯に應じて秦を攻めた、此の時劉季は、その旗さしものは皆赤くした、これは前の赤帝の子の兆に應じたのである、かくて楚の懷王は特に沛公を遣つて秦を攻めしめた、依て沛公は命を奉じ、秦を破つて關中に入り、遂に秦王嬰を降伏せしめた、而して既によく秦を一定して後、霸上に後退して軍容を整へた、又一面には關中にある諸郡縣の父老、及び豪傑の士を悉く召し集め、之に宣言して曰ふのに、父老諸君は、久しい間、秦の苛刻なる法規に苦んだことで、誠に同情に堪へぬ次第である、さて我れが秦を攻めるに當つては豫め諸侯と約束した、その約束は先づ第一番に關中に攻め入つた者が其王と爲るべき筈であると、而して今我は第一番に關中に入つた者であるから、我は約の如く、當然關中の王であつて、諸君を統治する者である、就ては玆に諸君に對し新らたに法規三ヶ條を約したいと思ふ、その第一條は人を殺した者は死刑に處すること、第二條は人に害を加へて之を傷けたものは罪に當てること、第三條は盜賊を爲した者も亦罪に當てることである、此三ヶ條は我は嚴重に施行するが、その他の煩雜にして苛酷なる秦の法律は悉く除き去るのであると、劉季は父老豪傑に對してかく宣言したから、秦の遺民は大に喜び、深く劉季の寛仁に感服した、

項羽率諸侯兵、欲西方入關、或說沛公守關門、羽至、門閉、大怒攻破之、進至戲、期旦擊沛公、羽兵四十萬、號百萬、在鴻門、沛公兵十萬、在霸上、范增說羽曰、沛公居山東、貪財好色、今入

徑澤中、有大蛇當徑、季拔劍斬之、後人來至蛇所、有老嫗哭曰、吾子白帝子也、今者赤帝子斬之、因忽不見、後人告劉季、劉季心獨喜自負、諸從者日益畏之、

【字解】 送徒驪山、漢書の註に、秦始皇葬於驪山、故郡國送徒士往作之とある、徒は徒刑の罪人、驪山は地名、比、コロと訓む、頃也、亡、ニグと訓む、逃亡すること、度、ハカルと訓む、量り考へること、解縱、解放して散じ去らせること、逝、ユクと訓む、往也、被酒、酒を飲むこと、徑澤中、此の徑は通行する義、卽ち澤の中を通ること、當徑、此の徑は小道なり、蛇が小道に横はつて居ること、老嫗、老婆なり、嫗は老婦の稱、白帝子、秦は西方に位す、而して西方は之を五行に配すれば金に屬す、金の色は白し、故に白帝子とは秦の皇帝を指したのである、赤帝子、劉季は堯帝の後裔である、而して堯帝は火德を以て帝と爲つた、而して火の色は赤し、故は赤帝子とは劉季を指したのである、自負、負は恃むなり、劉季は天の命に應じ、秦に代つて帝と爲ることを固く信じた、從つてその事を恃みとして疑はなかつたのである、而してその恃みとして疑はなかつたのを自負といふのである、

【解釋】 秦は始皇帝を驪山に葬むるに當り、所在の郡縣から徒刑の罪人を徴發して、勞役に供した、此の時劉季は亭長の役をして居たから、職務上その縣の爲めに徒刑の囚を驪山に護送したが、その囚徒は多く途中から逃げ去つた、因て劉季は自ら量り考へるのに、かく途中から多く逃げるからにはやがて驪山に至る頃は、總べて悉く逃げてしまうであらうから之を拘束して置くのは無益である、故に今の内に悉く解放した方が得策であると、そこで豐邑の西に到つた時、そこに止まつて酒宴を催し、夜に入りて護送する所の囚人を悉く解放して曰ふのに、汝等は皆何處なりとも勝手に去れよ、我も亦これから欲する所に行くのであると、囚徒中の勇壯の士は之を聞いて劉季に從はんことを願ふたものが十餘人あつた、依て劉季は此等の徒と再び宴を張り、共に痛飮して後、夜中或る澤を過ぎ行かんとした、然るに、一の大蛇が澤の小道に横つて居たから、劉季は劍を拔いて之を斬り殺して通り過ぎた、かくて劉季に後れた人が、劉季の跡を追ひ、劉季が、蛇を殺した所に至つたとき、そこに一人の老婆が居て、泣いて哭して曰ふのに、私の子は白帝の子であるが、唯今赤帝の子の爲めに斬り殺されたと、かくいふて忽ちその姿は見へなくなつた、さて後から遲れて來た人が、劉季に追い付いて、此の怪事を話したところが、劉季は獨り心の中で大に喜び、之れが秦に代つて皇帝と爲るの前兆であると思ひ、自負して勇氣いよ／＼百倍した、此の後多くの從者は、日日益ゝ劉季を畏れて尊重した、

るが、どうぞ君の妻としたいものであるから、是非嫁つてもらひたいものであると、かくいふて遂に娘を劉季に與へた、この娘は卽ち後の呂后である、因に呂公が劉季に向つて其の字を呼び、無レ如二季相一、願季自愛といふたのは、尤も劉季を親愛したからである、凡そ親愛する人の間には、その字を呼ぶので、下文にも呂氏が劉季を呼んで、季所レ居上有二雲氣一、故從行常得レ季とあるにても判る、又妻を箕帚妾といふのはこゝが出典である、

秦始皇嘗曰、東南有二天子氣一、於レ是、東遊以厭二當之一、劉季隱二於芒碭山澤間一、呂氏與レ人俱求、常得レ之、劉季怪問レ之、呂氏曰、季所レ居上有二雲氣一、故從往常得レ季、劉季喜、沛中子弟聞レ之、多欲レ附者、爲二亭長一時、以二竹皮一爲レ冠、及レ貴常冠、所謂劉氏冠也、

【解釋】 秦の始皇帝が嘗て曰ふのに、東南の方角に當つて、天子の興るべき雲氣が立ち上つて居ると、さて劉季の居る所の豐邑は、咸陽の東南に當つて居るから、天子の雲氣は正しく劉季であつたのである、依て始皇帝は東方に巡遊して、それと目指す人を捕へ、以て之を壓し鎭めんとした、劉季は之を聞き、災禍の身に至らんとするを恐れ、竊かに豐邑を出で芒山と碭山との間にある澤の中に隱れた、此の時呂氏は從者と共に劉季の所在を求め、常に之を搜し出したから、劉季は怪んで之を尋ねた、呂氏が曰ふのに、あなたの居る所の上には、いつも雲氣が覆ふて居るから、その雲氣の在る所に從つて行きさへすれば必ず搜し得らるゝのであると、劉季は之を聞き、心竊かに喜んだ、これは蓋し天が自分を保護して天子にさせてくれるであらうと信じたからである、かくて沛郡の子弟は劉季の居る所には必ず雲氣があると聞き、劉季は凡人で無いことを知り、附き從ふて臣とならんことを乞ふ者が多かつた、さて劉季は泗上亭の長と爲つた時、竹の皮の冠を造り、常に之を被つて居たが、その後高貴の身分になつても、猶ほ常に此の竹皮の冠を被つて居た、これが世に謂ふ所の劉氏冠である、卽ち劉氏冠とは竹の皮で造つた冠のことである、

劉季爲レ縣送二徒驪山一、徒多道亡、自度比レ至盡亡レ之、到二豐西一止飮、夜乃解二縱所レ送徒一曰、公等皆去、吾亦從レ此逝矣、徒中壯士、願レ從者十餘人、季被レ酒夜

派で、顔立は龍の如く非凡で、鬚髯は極めて美しくあつた、特に左の股には七十二の黒子があり、實に凡夫と異つて居る特長があつた、而して其性質は、極めて寛大で、又慈愛心に富み、よく衆人を愛して之を容れ、胸中豁如として一點のわだかまり無く、度量は廣大にして海山を呑吐するの概があつた、而して平生は少しも家の產業を顧みず、唯天下を經營するを以て天職として居た、因に母媼が夢に神に遇ひ、又龍がその臥て居る上に居、遂に之に感じて劉季を生んだ一事は、これは劉季を偉人にする爲めの傳說に過ぎないのである、卽ち劉季は龍の化身であるとする傳說である、又母媼とある點から考へると、劉季はその父母が老年の時に設けた兒であると見へる、尙天子の顏を龍顏と稱するのはこゝが出所である、

及レ壯爲二泗上亭長一、嘗繇二役咸陽一、縱二觀秦皇帝一曰、嗟乎、大丈夫當レ如レ此矣、單父人呂公好相レ人、見二劉季狀貌一曰、吾相レ人多矣、無レ如二季相一、願季自愛、吾有二息女一、願爲二箕帚妾一、卒與二劉季一、卽呂后也、

【字解】 泗上、亭の名、秦の制に、十里に一亭があり、その亭に長を置いた、而して亭長の職務は盜賊を取締のであつた、この亭は沛公の故鄕なる江蘇省徐州府にあつた、繇役、繇は徭に同じ、夫役のことで、民が公用に使役せらるゝこと、縱觀、縱はホシイマヽと訓む、自由の意、當時、天子の車駕は、之を觀ることを禁じてあつたのであるが、此の時は特に自由に觀ることを許したのである、嗟乎、二字でアヽと訓む、嘆息の辭、大丈夫、男兒の意、單父、史記索隱に、韋昭が說を引き單父縣名、屬二山陽一とある、山陽は今の江蘇省淮安府山陽縣治、息女、息は生也、私が生む所の娘の意、箕帚妾、箕は塵を取るに用ゐる具、ちりとり、帚は塵を拂ふに用ゐる具、はうき、妾は女、これは左右に侍して掃除を掌る女といふことで、妻の意を謙遜して曰ふたのである、卒、ツイニと訓む、遂也、

【解釋】 劉季は壯年に及んで泗上亭の長と爲つた、嘗て亭の人民を率ゐて咸陽に行き、夫役を勤めたが、此の時始めて秦の皇帝の車駕を縱觀し、その莊嚴にして威儀あるに驚き嘆息して曰ふのに、さて〳〵大丈夫と生れたならば、是非此の如き身分にならねばならぬ、徒らに窮巷に老死すべきもので無いと、奮然として心に期する所があつた、此の頃單父縣に呂公といふ人があつて、人相を見ることが上手であつた、或る日劉季の容貌を見て劉季に謂ふて曰ふのに、我は人の相を見たことが多いが、未だ君の如き吉相の人を見たことは無かつた、君は私が見た人の中で、比類なき吉相の人であるから、願くは自愛して他日の成功を待つて居られよ、決して無謀の事をして身を傷けてはならぬ、就ては私に一人の娘があ

西漢

漢の沛公は始め漢中郡に封ぜられ、次ぎて項羽を滅して天下を統一し、皇帝の位に洛陽に卽き、更に都を長安に定め、崩じて太祖高皇帝と諡なされた、而して漢とは始め漢中郡に封ぜられたるに因み、遂に天下を有つの大號となしたのである、かくて子孫相繼承して十一世二百九年に至り、遂に王莽の爲めに簒せられた、是に於て漢の宗室劉秀兵を起して莽を討じ、遂に皇帝の位に卽き洛陽に都した、これが世祖光武皇帝である、而して子孫繼承して十二世百九十七年に傳へた、さて後世の史家は此の兩漢を區別する爲めに沛公卽ち太祖高皇帝以下の治世を西漢といひ、劉秀卽ち世祖光武帝以下の治世を東漢といふた、これは洛陽から長安は西に當り、長安から洛陽は東に當り、卽ち地理上から名けた名である、又時代の前後から西漢を一に前漢と曰ひ、東漢を一に後漢ともいふのである、長安は今の陝西省西安府長安縣治で、洛陽は今の河南省河南府洛陽縣治である、

○漢太祖高皇帝、堯之後、姓劉氏、名邦、字季、沛豐邑中陽里人也、母媼、息大澤之陂、夢與神遇、時大雷雨晦冥、父太公往見交龍其上、已而產劉季、隆準而龍顏、美鬚髯、左股有七十二黑子、寬仁愛人、意豁如也、有大度、不事家人生產、

【字解】太祖高皇帝、沛公の諡號、母媼、母は沛公の母、媼は老女の稱で、名では無い蓋し沛公の母の姓名は逸して傳はらなかつたから、史家は當時相呼んだ稱號を取つたのであらう、陂、音ヒ、堤なり、太公、尊稱、沛公の父は、名は煓字は執嘉といひ、沛公帝位に卽くに及び、尊んで太公と稱した、交龍、交は蛟に同じ、鱗のある龍、隆準、隆は高、準は鼻、卽ち鼻の高いこと、龍顏、龍の如き威嚴のある顏、鬚髯、頤にあるひげを鬚といひ、頰にあるひげを髯といふ、黑子、痣也、俗にいふホクロ、豁如、心がサツパリとして居て物に拘泥しないこと、家人、家の意、人は添へ字で意味は無い、

【解釋】　漢の太祖高皇帝は堯帝の後裔で、姓は劉、名は邦字は季といひ、沛郡の豐の邑の中にある中陽といふ里の人である、嘗て母媼が大なる澤の堤で休息して居たとき、不圖睡眠を催し、神と出遇ふた夢を見た、此の時天候俄に變り、大雷は鳴り響き、大雨は降りしきり、天地は眞闇で、咫尺を辨ずることも出來なくなつた、依て媼の夫太公は、媼の身を案じて尋ね行き、媼を堤上に見付け出したが、媼が打ち臥して居る上に、一の蛟龍が在るのを見た、かくて媼は懷姙して遂に劉季を產んだのである、さて劉季は長ずるに及び、鼻が高くて立

であつたから、食其は押して頼むことが出來たのである、かくて騎士は食其の依頼を諾し、之を沛公に言上したところが、流石の儒者嫌な沛公も、心動いたと見え高陽縣の傳舍に至つた時、食其に面會を許し、召して營中に入らせたから、食其は喜んで傳舍に至つた、此の時沛公は椅子に腰を掛け、兩足を差し延べ、兩人の女子に足を洗はせながら食其を見た、食其は沛公の無禮なるを憤り、故らに長揖したまゝ、禮拜しなかつた、そして曰ふのに、足下は必ず無道の秦を誅滅せんと欲するならば、宜しく倨して長者たる我が輩に面會してはならぬ、必ず相當の禮を以て待遇すべき筈であると、沛公は飜然として悟り、すぐ足を洗ふことを止め、起つて衣冠を整へて容を正し、食其を上坐に延いて深くその無禮を謝した、これは沛公が寛仁の長者であつたからである、かくて酈食其は沛公の爲めに、陳留縣の令を說いて之を降だした、而して其後は常に沛公の爲めに郡縣の豪傑を說き廻る人、卽ち說客と爲つて奔走した、

張良從沛公西、

【解釋】博浪沙で鐵椎を以て始皇を襲擊した張良は沛公の臣と爲り、沛公と共に西の方秦に攻め入つた、是より先き、張良は兵百餘人を聚め、之を率ゐて沛公に留縣に遇ひ、遂にその臣と爲り、屢〻太公望の兵法を以て說いた、沛公は大に喜び常に其策を用ゐたが、是に至つて沛公に從ふて西征の途に上つたのである、

沛公大破秦軍、入關、至霸上、秦王子嬰、素車白馬、繫頸以組、出降軹道旁、秦、自始皇二十六年併天下、二世三世而亡、稱帝、止十有五年、

【字解】入關、關は嶢關で、今の陝西省藍田縣にあつた、霸上、地名、長安の東三十里の處にある、長安は今の陝西省西安府長安縣治、子嬰、公子嬰の意、素車、白色の車、繫頸、繫はカクルと訓む、掛けること、頸は首なり、組、組は天子の紱である、紱は璽の綬、軹道、亭の名、長安の東十三里の處に在る、止、タダと訓む唯僅の意、

【解釋】沛公は大に秦の軍を敗つて關に攻め入り遂に霸上に至つた、是に是て秦王嬰は素車に白馬を繫いでそれに乘り、首に璽綬を掛けて都を出で、軹道亭の旁に於て降服したさて嬰が素車に白馬を繫いだのは葬喪の有ることを示し、首に璽綬を掛けたのは自殺の意を示しだので、つまり何等の抵抗をもせず降服するといふ意を表したのである、秦は始皇帝の二十六年に天下を併有してから二世を經、三世を以て亡びた、而してその帝と稱したのは唯十有五年の短日月であつた、

儒冠來者、沛公輙解其冠、溲溺其中、未可以儒生說也、食其令騎士第入言之曰、人皆謂食其狂生、生自謂我非狂生、沛公至高陽傳舍、召生入、沛公方踞床、使兩女子洗足而見生、生長揖不拜曰、足下必欲誅無道秦、不宜倨見長者、於是沛公輟洗、起攝衣、延生上坐謝之、生爲沛公說下陳留、後常爲說客、

【字解】高陽、郡の名、今の河南省開封府祥符縣治、麾下、麾は大將の旗なり、凡そ大將は旗を以て士卒を指揮す、故に偏將兵卒は皆麾下と稱す、つまり、從屬せる部下の士をいふ、騎士、馬に騎る卒、易人、易はアナドルと訓む、輕蔑すること、溲溺、小便を溲といひ、又溺とも曰ふ、第、タダと訓む、俗にいふ兎も角もの意、傳舍、卷一の孟嘗君の條を見よ、踞床、踞は腰を掛けて居ること、床は椅子の如きもの、長揖、兩手を組み合せ、高く差し上げて禮すること、これは支那當時の禮である、倨、踞に同じ、足下、殿下、閣下などと同じく敬語である、直ちにその人を指すは失禮に當る所から、敬しておみあしの下といふたのである、輟、ヤメルと訓む止也、攝衣、攝は幅也、衣服の前を引きしめて容を正すこと、卽ち衣服を正しく著ること、延、どうぞこれへといふて上座に案内すること、陳留、縣の名、今の河南省開封府祥符縣治、

【解釋】高陽縣の人に酈食其といふ儒者があつた、嘗て沛公の麾下の騎士に謂ふて曰ふのに、私が聞く所によると、沛公は驕慢にして人を輕蔑するが、遠大の雄圖を抱き智略多き人であるといふことである、かゝる人は、私が眞に心から從游を願ふ所である、卽ち私はかゝる人に從屬して立身し、以て名を揚げたいと思ふて居るのであるから、願くは私の爲めに照會の勞を採られ私を沛公に面會させて下さいと、騎士が曰ふのに、我が君沛公は儒者を好まない、故に賓客に於て、儒者の冠を被ぶつて來る者があると、沛公は輙ち親ら其の人の冠を解き、その中に小便して之を辱しむる次第で、實に儒者は大嫌である、從つて儒者の說も大嫌であるから、君は面會することを止めた方がよい、君の如き儒者は、到底その說を以て沛公に說いて用ゐられることは至難の事であると、酈食其は、之を承知せず、騎士をして兎に角營中に入つて次の事を沛公に言上することを賴んだ、それは世間の人は皆酈食其は氣違だ狂人だといふて居るが、食其自らは狂人で無いと主張して居る、兎に角食其は一種の變物であるから、一たび召し寄せて面會されては如何であるかと、食其はかく言上することを騎士に賴んだのである、蓋し騎士は食其の同鄉の知人

世之兄子也、嬰既立、族殺趙高、

【字解】 數、シバ〳〵と訓む、屢也、關東、關の東にある地方を指す、婿、娘の夫、望夷宮、咸陽にある宮殿の名、張晏が說に、望夷宮は、長陵の西北に在り、涇水に臨んで之を作る、北夷を望む故に望夷宮といふとある、弑、臣にして君を殺すことを弑といふ、

【解釋】 是より先き、趙高は屢〻二世に謂ふて曰ふのに、關東の盜賊は何等爲すことの出來ない無能の徒であるから、心配するに及ばないと、然るに秦の兵が屢〻大敗するに及び、趙高は二世が怒つて己れを責めんことを恐れ、遂に女婿閻樂に命じ、二世を望夷宮に弑させ、公子名は嬰を立てゝ秦王と爲した、此の嬰は二世の兄扶蘇の子である、かくて嬰は趙高の姦賊なることを知り、遂に之を殺し、併せて高の三族をも誅した、

初楚懷王與諸將約、先入定關中者王之、當時秦兵强、諸將莫利先入關、獨項羽怨秦殺項梁、奮願與沛公先入關、懷王諸老將皆曰、項羽爲人、慓悍猾賊、獨沛公寬大長者、可遣、乃遣沛公、

【字解】 關中、關中記に、東曰函關、西曰隴關、界二關之間、故曰關中とある、又徐廣が說に、東函谷、南武關、西散關、北蕭關也とある、要するに關中とは關の中に在る邦土のことで、今の陝西、甘肅、四川の三省に跨つて居たのである、慓悍猾賊、慓は急、悍は勇、猾は亂、賊は害、つまり、其氣象は短氣で强勇で、民を害し國を亂すといふことで、俗に亂暴者といふ意、

【解釋】 初め楚の懷王は諸將と約束した、それは先づ第一番に關に入り、關中を平定した者は、關中に王と爲つて宜しいと、然し當時は未だ秦の兵が强かつたから、諸將は之を畏れ、誰れも先づ關に入りて、秦と戰ふことを利益とする者が無かつた、唯獨り項羽は、曩に秦が叔父の項梁を殺したのを遺恨に思つて居たから、奮つて沛公と共に關に入り、秦を擊たんことを請ふた、懷王の諸老將は之を聞いて曰ふのに、項羽の人と爲りは、實に亂暴であるから、假令關中を平げても、人望を得ることは出來ない、之に反し獨り沛公は、心寬かに、量が大きく、眞に人の長たるの人物であるから、宜しく沛公のみを遣る方がよいと、そこで懷王は沛公を遣つて關を伐たせた、

高陽人酈食其、謁沛公麾下騎士曰、吾聞沛公慢而易人、多大略、此眞吾所願從游、騎士曰、沛公不好儒、客冠

群臣皆畏高、莫敢言其過、

【解釋】秦の宰相の趙高は、秦の政權を專にせんと欲した、然し群臣が己れの命令に服從しないことを恐れた、依て先づ自分の命に服從せざる者は、誅戮するといふ事を示さんが爲めに、一の驗證を行つた、それは鹿を獻じたことである、卽ち趙高は自ら一匹の鹿を二世皇帝に獻じ、わざとこれは馬であると曰うた、二世は笑つて曰ふに、丞相(宰相に同じ)は思違ひをして居やすまいか、鹿を指して馬と爲して居ると、そして左右の臣に向ひ、馬か鹿かの別を問うた、此時左右の臣の中には、默して答へざる者もあり、或は明白に鹿と答へた者もあつた、そこで趙高は鹿と曰うて己の意に反した者に對し、故意に他の罪名を被せ、之を法律に中(當)てヽ嚴罰に處した、これから以後は、群臣は皆な趙高を恐れ、敢てその過失を言ふ者が無かつた、

項梁與秦將章邯戰敗死、宋義先言其必敗、梁果敗、秦攻趙、楚懷王以義爲上將、項羽爲次將、救趙、義驕、羽斬之、領其兵、大破秦兵鉅鹿下、虜王離等、降秦將章邯、董翳、司馬欣、羽爲諸侯上將軍、

【字解】言其必敗、是れより先き項梁は秦軍を破つて驕る色があつたから、宋義といふ者が諫めて曰ふには、戰に勝つて將驕り、卒惰る者は必ず敗れるものであるから、將軍も反省せられたしと、然るに項梁は之を聽かず、秦軍を輕んじて遂に敗戰した、先言其必敗とはこの事を指したのである、領、部下とすること、鉅鹿、郡の名、今の直隸省順德府平鄕縣、上將軍、今の總司令官に同じ、

【解釋】楚の項梁は秦の將章邯と戰ふて敗れ、遂に戰死した、是より先き宋義といふものが、項梁は必ず敗戰するだらうといふたが、果してその言の如く梁は敗軍したのである、かくて秦は勢に乘じて趙を攻めたから、楚の懷王は之を援助する爲めに、宋義を以て上將軍と爲し、項羽を次將として趙に赴かせた、此の時宋義は慢心を起して酒宴を事とし、更に戰爭に注意しなかつたから、項羽は宋義を斬り殺し、自ら上將と爲つて全軍を指揮し、大に秦の兵を鉅鹿郡に破り、遂に王離等を捕虜とし、秦の將章邯を始め董翳、司馬欣の三將を降伏させた、かくて項羽は諸侯の上將軍と爲り、旭日東天の勢があつた、因に王離は秦の名將王翦が孫である、

先是、趙高數言、關東盜無能爲、及秦兵數敗、高恐二世怒、遂使婿閻樂弑二世於望夷宮、立公子嬰、爲秦王、二

蔡東門逐狡兎、豈可得乎、遂父子相哭、而夷三族、

【字解】有隙、隙は間隙なり、怨みあつて乖離し相一致せざること、燕樂、燕は宴に同じ、酒宴を張つて歡樂に耽ること、嘗、猶は常といふが如し、間日、閑の時、燕私、私は公の反對、私樂を催して宴を設くることで、つまり奥向の酒宴、輙、スナハチと訓む、宴を設くる度毎にの意、三川、郡の名、今の河南省汝寧府汝陽縣治、要斬、要は腰に同じ、腰を切斷して體を兩分する刑、昔は罪の重きものは腰斬し、輕きものは頸を斬つたのである、中子、次男のこと、若、ナンヂと訓む、汝也、上蔡、縣の名で、李斯の家のある所、今の河南省汝寧府上蔡縣治、狡兎、狡は疾なり、走ることの疾い兎、三族、父の一族、母の一族、妻の一族といふ、夷、悉く誅すること、

【解釋】趙高は丞相の李斯と仲が悪かつたから、李斯を排斥することに苦心した、嘗て二世に侍坐した時、二世は酒宴を開き、婦女子を前に竝べて樂んで居た、此の時趙高は人をして李斯に告げさせて曰ふのに、今は事を上奏するによい時機であるから、直ぐ參內しなされと、これは趙高が李斯を陷る手段であつたのである、依て李斯はすぐ上謁して事を奏せんとした、二世は大に怒つて曰ふのに、吾は常に閑暇の時が多いのに、丞相は更らに來ない、而して吾れが私宴を催す時にのみ來て邪魔をする、實に不埒な男であると、趙高は豫ての計略が甘く當つたから、此の機に乘じて更らに讒言して曰ふのに、丞相の長男に李由といふ者がある、此の者は、三川郡の大守と爲つて居ながら、盜と相通じて叛亂を企てゝ居る、又丞相は朝廷の外に在る時は、その權力は陛下よりも重い、かゝる次第であるから丞相は常に陛下を馬鹿にして居、その爲めに陛下の私宴をも憚らないで事を奏するのである、故に之を打ち棄てゝ置くは實に陛下の禍根であると、二世は趙高の言を尤もなりと信じ、李斯を捕へて獄吏に下し、遂に五刑を具へて之を處罰した、先づ入れ墨を爲し、次に鼻を削ぎ、次に足を切り、次に陰莖を切り、最後に咸陽の市で衆人環視の中で、腰斬した、此の日李斯は獄舍を出て刑に就くに臨み、中子を顧みて之に謂つて曰ふのに、吾は今一度汝と共に彼の黃色の犬を牽き連れ、倶に上蔡にある居宅の東門から出て以て狡兎を獵したいと思ふけれども、今日となりては最早や此の望みは實行することが出來ない、實に殘念なことであると、遂に父子相抱いて動哭した、かくて李斯は自分は腰斬に刑せられしのみならず三族も合せて悉く誅せられた、

中丞相趙高欲專秦權、恐群臣不聽、乃先設驗、持鹿獻於二世曰、馬也、二世笑曰、丞相誤邪、指鹿爲馬、問左右、或默或言、高陰中諸言鹿者以法、後

勢不長、今君起江東、楚蠭起之將、爭附君者、以君世世楚將、必能復立楚之後也、於是項梁求得楚懷王孫心、立爲楚懷王、以從民望、

【字解】居鄛、縣の名、今は安徽省廬州府巣縣治。首事、首は、ハジムと訓む、始也、兵を起したこと、蠭起、蠭は蜂に同じ、蜂の群起するが如く、その衆多を言ふたのである、

【解釋】居鄛縣の人に姓は范名は增といふ者があつた、此の人は年七十に至るも、尙矍鑠として壯者を淩ぎ、特に奇策奇計を蘊蓄して居る軍師であつた、嘗て項梁の軍門に行き、項梁に說いて曰ふのに、彼の陳勝が兵を擧げて大楚と稱したのは、その名は誠に立派であるが、その實は楚の後裔を立てゝ王としないで、自ら立つて王と爲つて居る、これは名實相叶はないものであるから、楚人は陳勝に心服して居ない、故に陳勝の勢力は到底長く續かないと思ふのである、今や君は江東から起つて天下に號令したところが、故の楚の諸將は恰も蜂が群起した如く、爭ひ起つて君に附き從ふたことである、これは楚の諸將は、君が世世楚の宿將であつたから、必ずよく楚王の後裔を立てゝ、楚國を再興するだらうと信じて居るからである、故に君は此の意を體して楚王の後を立て、以て、民心に滿足を與へなければならぬと、そこで項梁は其說に從ひ、楚の懷王の孫に當る心といふ人を求め得、立てゝ楚王とし、且つ、その祖父懷王の謚を取つて之に冠し、懷王と稱して人民の宿望に從ふた、蓋し故の楚の懷王は賢明の君であつて、人民は大に望を屬して居たが、不幸にして秦の昭王の爲めに虜にせられて、秦に客死した、故に楚人は痛く之を憐み之を憤り、如何にもしてその後胤を立てゝ、楚國を再興したいと熱望して居たのである、故に今項梁が懷王の孫を立てゝ楚王と爲したのは、即ち民望に從つた機宜の方策であつたのである、

趙高與丞相李斯有隙、高侍二世、方燕樂婦女居前、使人告丞相斯可奏事、斯上謁、二世怒曰、吾嘗多間日、丞相不來、吾方燕私、丞相輙來、高曰、丞相長男李由、爲三川守、與盜通、且丞相居外、權重於陛下、二世然之、下斯吏、具五刑、腰斬咸陽市、斯出獄、顧謂中子曰、吾欲與若復牽黃犬倶出上

いよ〳〵兵を擧げ項梁をして大將たらしめた、然るに項梁は項籍をして殷通を斬り殺させ、殷通が持つて居た印綬を奪取して自ら之を佩び、遂に吳中の兵を募集して八千人を得た、かくて項梁は自ら會稽郡の大守兼大將と爲り、項籍を副將軍とした、此の時項籍は僅かに二十四歳であつた、

齊人田儋、自立爲齊王、

【解釋】齊の人の田儋が、自ら立つて齊王と爲つた、この人は故の齊王の一族である、

趙王武臣使將韓廣略燕地、廣自立爲燕王、

【解釋】趙王の武臣は、部下の將韓廣に命じて燕の地を攻略させた、然るに韓廣は燕を略取して後、自ら立つて燕王と爲つた、

楚將周市定魏地、迎魏公子咎、立爲魏王、

【解釋】楚の將周市は魏の地を平定し、故の魏の公子咎を迎へ、立て丶魏王と爲した、因に以上の事件は皆二世皇帝の元年に起つたことである、

二年吳廣、爲其下所殺、

【解釋】始皇帝の二年に、吳廣は、この部下の爲めに殺された、

陳勝、爲其御莊賈所殺、以降秦、

【解釋】陳勝はその御者莊賈といふ者に殺された、而して莊賈は陳勝の軍兵を率ゐて秦に降つた、

秦將章邯擊魏、齊、楚、救之、齊王儋、魏王咎、與周市皆敗死、

【解釋】秦の大將の章邯が魏を伐つた、そこで齊と楚は兵を合せて之を救ふた、而して此の戰に齊王田儋、魏王咎及び楚の將周市とは、皆共に戰死した、

趙王武臣、爲其將李良所殺、張耳、陳餘、立趙歇爲王、

【解釋】趙王の武臣は、その部下の將李良の爲めに殺された、依て張耳陳餘の二人は相謀つて故の趙王の後裔の歇を立て丶趙王とした、因に陳勝吳廣一たび兵を擧げて天下に號してから、天下の豪傑は此の如く烽起し、各中原の鹿を爭ふたのである、

居鄛人范增、年七十、好奇計、往說項梁曰、陳勝首事、不立楚後而自立、其

沛人劉邦、起二於沛一、父老爭殺レ令、迎立爲二沛公一、沛邑掾主吏、蕭何、曹參、爲收二沛子弟一、得二三千人一、

【字解】沛、郡の名、今の江蘇省徐州府沛縣治、沛邑、沛郡にある或る邑、掾、主吏、共に官職の名、漢書に、參爲二獄掾一、何爲二主吏一とある、これで見ると掾は獄官の長で、主吏はその屬官であると思はれる、

【解釋】沛郡の人で、姓は劉名は邦といふ者、沛郡から起つて兵を擧げた、そこで沛郡の父老等は、郡の長官を殺し、爭ふて劉邦を迎へ、立て、沛公と爲した、此の時、沛郡の一邑に於て獄官の長をして居た蕭何と、その屬官の曹參とは、劉邦の爲めに沛郡の子弟を募集し、忽ちにして三千人を得た、劉邦は之を提げて遠近を攻略した、

項梁者楚將項燕之子也、嘗殺レ人、與二兄子籍一避二仇吳中一、籍字羽、少時學レ書、不レ成、去學レ劍、又不レ成、梁怒、籍曰、書足三以記二姓名一而已、劍一人敵也、不レ足レ學、學二萬人敵一、梁乃敎二籍兵法一、

【字解】書、字を書くこと、卽ち書道、去、スツルと訓む、棄なり、後漢書申屠剛が傳に、人所レ嗤者、天所レ去也とある、記、書き記す、

【解釋】項梁といふ人は楚の將項燕といふ者の子であるが、嘗て人を殺した爲めに、復讎せられるのを恐れ、兄の子籍と共に吳中といふ處へ遁げ隱れた、此の籍は字を羽と謂ひ、若い時に字を書くことを學んだが、上手にならなかつたから、之を棄てて劍術を學んだ、然るにこれも亦上達しなかつた、そこで叔父の項梁は怒つた、籍が曰ふのに、元來書は姓名を書き記すことが出來ればそれで充分であるから、學ぶ必要は無い、又劍術は唯一人を敵とするものであるから亦學ぶ必要は無い、私は萬人を敵とする術を學びたいものであると、梁は之を聞いてその抱負を奇とし、籍に兵法を教へた、因にこの籍は後に漢の高祖と天下を爭つた英傑である、

會稽守殷通、欲レ起レ兵應二陳涉一、使三梁爲二將一、梁使二籍斬一レ通、佩二其印綬一、遂擧二吳中兵一、得二八千人一、籍爲二裨將一、時年二十四、

【字解】會稽、郡の名、今の浙江省紹興府、會稽縣治、印綬、印は官印、綬は印を佩ぶる組み紐、凡そ官の高下はその印材の綬の色によつて分つのである、裨將、裨は副也、卽ち副將軍、

【解釋】此の時會稽郡の大守に殷通といふ人があつた、此の人は豫て兵を起して陳勝字は涉に應援せんとして居たが、

楚の將軍であるから、此の二人の名を利用すれば、人心を得て目的を果すに都合がよいから、かく僞つたのである、かくて陳勝は自ら立つて將軍と爲り、吳廣は自ら都尉の官になり、堂堂として兵勢を輝した、

大梁張耳、陳餘、詣軍門上謁、勝大喜、自立爲王、號張楚、諸郡縣、苦秦法、爭殺長吏以應涉、

【解釋】 時に故の魏の都の大梁に、張耳陳餘の二豪傑があつたが、共に陳勝の軍門に至つて面會を求めた、陳勝は大に喜んで面晤し、共に天下の事を痛論した、かくて陳勝は自ら立つて大梁の王と爲り、國號を張楚と稱し、天下に唱へた、これは楚國を張大にするといふ意を明かにしたのである、時に諸の郡縣は久しく秦の法律の苛刻なるに苦んで居た折であつたから、皆先を爭ふて郡縣の長吏、卽ち長官を殺し、以て陳勝に應じ、その配下と爲つた、

謁者從東方來、以反者聞、二世怒下之吏、後使者至、上問之、曰、群盜鼠竊狗偸、不足憂也、上悅、

【字解】 謁者、四方交通のことを掌る官、聞、奏上すること、鼠竊狗偸、竊偸共にヌスムと訓む、盜むこと、これは小盜に喩へたのである、

【解釋】 時に謁者が東方から來り、二世に上奏して曰ふのに東方に叛謀人があると、二世は大に怒り、此の謁者を獄吏に下してその罪を糾治した、その後東方から謁者が來たから、二世は又東方に謀叛人があるかと問ふた、その謁者が對へて曰ふのに、これは唯小盜の一群で、喩へば鼠が夜出て食餌を盜み、狗が垣を越えて殘飯を盜むと同じ樣なもので、敢て憂とするに足らぬのであると、二世は之を聞いて大に悅んだ、これに因て見ても、二世が暴君闇主であることが分るのである、

陳勝以所善陳人武臣爲將軍、耳餘、爲校尉、使徇趙地、至趙武臣自立爲趙王、

【字解】 所善、親友の意、武臣、武は姓、臣は名、校尉、兵事を掌る官、徇、トナヘルと訓む、攻略すること、

【解釋】 陳勝は平生親善して居る武臣を以て將軍と爲したが、此の人は陳の人であつた、又陳勝は張耳と陳餘とを校尉の官と爲し、趙の地を攻略させた、然るに武臣は陳勝の部將と爲つて居ることを屑とせず、趙に至り、自ら立つて趙王と爲つた、

せて守備すること、徒屬、徒は徒役、屬はヤカラ、卽ち徒役者、詐僞、扶蘇、秦の始皇帝の子で二世皇帝の兄、蒙恬が軍中で自殺を命ぜられた人、項燕、楚の名將で、楚人から尊信せられて居たが、その生死は分らなくなつた人、

【解釋】陽城縣の人に、姓は陳名は勝、字は渉といふ者があつた、此の人は青年の頃、他の人と共に日傭取となつて田を耕したことがあつた、ある日耕を止めて田の小高い處に行き、悵然として大息して居たが、やがて仲間の傭者に謂つて曰ふのに、若し拙者が他日富貴になつたならば、今日の親交を忘れずによく世話をしてやると、傭者は之を聞いて嘲笑して曰ふのに、お前は今人の爲めに日傭取をして居る貧乏な身では無いか、然るにどうして富貴になることが出來るものか、寢言も程があると曰うて取り合はなかつた、そこで陳勝は大息を吐いて嘆いて曰ふのに、さて／＼燕や雀の如き小鳥は、どうして鴻鵠の如き大鳥の心を知ることが出來ようかと、これは燕雀を以て傭者に喩へ、鴻鵠を以て自分に喩へ、燕雀の如き小人の傭者は、鴻鵠の如き英雄の我を知ることが出來ないと曰うたのである、かく陳勝は青年の時から大なる目的を持つて居たのであるが、いよ／＼秦の始皇帝が死し、二世皇帝が位に卽き天下が亂れて來たから、陳勝は機到れりと爲し、遂に呉廣と共に兵を蘄といふ處に起し、以て中原の鹿を得んと企てた、是より先き、秦は反徒を鎭撫する爲めに、所在から民兵を徵發した、而して今陳勝、呉廣が兵を起さんとした時も、亦所在の閭左を徵發して漁陽といふ所を守備させた、此の時陳勝、呉廣の二人はその屯の長と爲り漁陽に向つて出發したが、將に漁陽に到らんとした時、折悪しく大雨が降つて交通が杜絶し、行くことが出來なかつた、そこで二人は閭左の徒屬等を召して（集めて）曰ふのに、貴公等は既に漁陽に到著すべき期限を失ひ、軍律を亂したものであるから、之を國法に照して處分すると、斬罪に該當するのである、然し凡そ大丈夫は死なければそれ迄であるが、苟も死するならば、驚天動地の働きをし、英名を天下に擧ぐべき筈である、彼の王と爲り、侯と爲り、大將と爲り、宰相と爲りて威福を弄する人も、何んで別の種の人であらうか、決して別の種の人で無い、亦吾吾と同じ種の人間である、故に今貴公等は期限に後れて斬罪に處せられて犬死するよりは斷然反旗を飜して天下に號令し、以て王、侯、將、相、と爲る策を講じた方がよいでは無いかと、慷慨的訓示を試みた、徒屬は之れに感激し、皆一齊に贊同した、是に於て陳勝、呉廣の二人はいよ／＼兵を蘄に擧げたのである、然し兵を擧げるのには、名義が必要で、名義が無いと人心を得て人氣を集めることが出來ない、そこで二人は詐つて秦の公子扶蘇、楚の將項燕であると言觸し、國號を大楚と稱した、これは扶蘇は二世皇帝の兄であるから、當然秦皇帝となるべき資格があり、項燕は人望のあつた

子大臣多僇死、

【字解】悉、ツクスと訓む、飽く迄歡樂を極め盡すこと、窮、キワムと訓む、悉に同じ、故臣、先帝の時重用した臣、肆、ホシイマヽと訓む、恣也、自由勝手の意、僇死、僇は戮に同じ、誅戮されたこと、

【解釋】二世皇帝は名を胡亥といふた、即位の元年に東の方郡縣を巡行して民情を視察したが、都に還つてから、趙高に謂ふて曰ふのに、吾は耳には好む所の聲樂を聽き盡し、目には好む所の色を見盡し、又心に欲する所の歡樂を爲し盡し、以て一生を終りたいと思ふが、如何にせば此等の慾望を果すことが出來るだらうかと、趙高が對へて曰ふのに、陛下は果して欲する所を爲し盡さんと思ふならば、宜しく法律を嚴重にし、刑罰を苛刻にし、以て國民をして國法の峻嚴なることを知らせ、又盡く先帝以來の故臣を除き去り、更に陛下の信用し親愛する所の人を任用したならば、これ等の人は陛下の知遇に感激し粉骨碎身政治に盡瘁するのである、かく致すと陛下は始めて枕を高くして安眠することが出來、旁耳目心志の慾望を窮むることが出來るのであると、二世は之を聞いて如何にも至言なりと感じ、更に嚴重なる法律を制定し、務めて益〻苛刻慘忍の刑を行つた、かくて諸公子及び大臣等は故なく誅戮されたものが多かつた、

陽城人陳勝字渉、少與人傭畊、輟畊之隴上、悵然久之曰、苟富貴無相忘、傭者笑曰、若爲傭畊、何富貴也、勝大息曰、嗟呼燕雀安知鴻鵠之志哉、至是與呉廣起兵于蘄、時發閭左戍漁陽、勝廣爲屯長、會大雨道不通、乃召徒屬曰、公等失期、法當斬、壯士不死則已、死則擧大名、王侯將相寧有種乎、衆皆從之、乃詐稱公子扶蘇、項燕、稱大楚、勝自立爲將軍、廣爲都尉、

【字解】傭畊、傭は日傭取、畊は耕、即ち賃錢を取つて人に雇はれ田畑を耕すこと、隴上、田の中にある小高い處、之、往く、悵然、志を得ずして嘆息する貌、苟、若に同じ、若、汝、嗟呼、二字でアヽと訓む、さてさてと曰うて嘆くこと、鴻鵠、史記陳勝世家の索隱に、鴻鵠是一鳥、若鳳凰然、非鴻鴈與黃鵠也、鵠音戸酷反とある、故に鴻鵠は鳳凰に似た鳥である、又鵠の音はコクで、コウで無い、至是、秦の二世皇帝の時を指す、發閭左、閭は村、秦の法では富强の者は村の右側に居らせ、貧弱の者は左側に居らせた、今秦は國家多事にして富强の者は既に使役し盡したから、遂に貧者を徵發したのである、戍、兵を屯さ

年は祖龍が死ぬると傳言してくれよと、かくいひ終りて去つた、さて此の璧は始皇帝が嘗て江水を過ぎたとき、沈めて江の神に贈つたのであるが、江神は之を受けないで、今秦の使者に托して滈池の神に贈つたのであると傳へられて居る、因に祖龍死せんとは、始皇帝が死することを豫言したものである、

三十七年始皇出遊、丞相斯、少子胡亥、宦者趙高從、始皇崩於沙丘平臺、秘不發喪、詐爲受詔立胡亥、賜扶蘇死、載始皇轀輬車中、以一石鮑魚亂其臭、至咸陽始發喪、胡亥卽位、是爲二世皇帝、

【字解】　宦者、陰莖を切つて宮中に事へて居る近侍の臣、沙丘平臺、括地志に、沙丘臺在邢州平鄉縣東北二十里とある、邢州平鄉縣は、今の直隷省平鄉縣治である、史記の正義に、始皇崩在沙丘之宮平臺之中とあるから、沙丘には離宮があつて、その中に平臺といふ御殿があつたのであらう、轀輬車、轀は溫也、輬は涼也、車に窓があつて之を閉ぢると溫く、之を開けると涼くなるから轀輬車といふのである、一石、數十斤とい意、鮑魚、鹽漬の魚、臭、惡臭、

【解釋】　三十七年に始皇帝は出遊して東方に巡幸した、此の時丞相の李斯と、末子の胡亥と、宦者の趙高とが扈從した、かくて始皇は沙丘の離宮に至り平臺に於て崩去した、依て李斯等は相謀つて崩去のことを秘密にして發表せず、詐つて始皇の詔を受けたと爲し、胡亥を立て、太子と爲し、蒙恬が軍にある長子扶蘇に死を賜ふた、これも無論始皇の命であると詐つたのである、そして一面に於ては、始皇の屍を轀輬車に載せ、都を指して還つた、これは始皇が未だ崩去しない樣に見せかける爲めであつたのである、然し日を經ふる從ひ屍の惡臭が甚だしかつたから、一石の鮑魚を車中に置いた、これは死屍の臭氣を以て鮑魚の魚臭にまぎらはさんとした計であつたのである、かくて咸陽に歸來し、始めて喪を國中に布告した、同時に胡亥は皇帝の位に卽いた、これが二世皇帝である、

二世皇帝、名胡亥、元年、東行郡縣、謂趙高曰、吾欲悉耳目之所好、窮心志之樂、以終吾年、高曰、陛下嚴法刻刑、盡除故臣、更置所親信、則高枕肆志矣、二世然之、更爲法律、務益刻深、公

此の如きは天下に帝たるべき者の居るべき處で無い、宜しく之を擴張して外觀を莊嚴にしなければならぬと、そこで朝宮を渭水の南にある上林苑の中に建築した、さて此の朝宮を建築する前に、先づ其前殿を阿房の地に造つた、此の前殿の規模は、東西の長さが五百歩即ち三千尺、南北の長さが五百尺あつて、その殿上には一萬人を坐せしむることが出來、殿下には五丈の高さの旗を立てることが出來、非常に高層にして廣大なものであつた、又殿外には遍ねく柵木を建て廊下を造つたから、此の前殿から、直ぐに廊下傳いに南山に至ることが出來た、又その南山の頂上に門を造づて、之を表はし、南山に一層の美觀を添へたことである、又更らに複道を爲つたが、その道筋は、阿房から渭水を横斷し、之を咸陽の宮殿に連結したのである、而して之れは天極星中の閣道といふ星が、天漢即ち天の川を渡り、營室星に至るに象つたのである、さて阿房宮はかゝる大規模と大設計を以て建築されたのであつたが、始皇が在世中は、未だ落成しなかつた、而して始皇帝は之れが落成したならば、改めて適當なよき名を選び、之に命じやうとして居たが、未だ果さずして死し、間もなく秦も亦滅亡したから、此の宮殿には遂に名稱が無つた、然し世人はその地名に因んで、之を阿房宮と稱したのである、

始皇爲レ人、天性剛戾、自用、天下事無ニ大小一、皆決ニ於上一、至下以ニ衡石一量上レ書、日夜有レ程、不レ得ニ休息一、貪ニ於權勢一、至レ如レ此、

【字解】衡石、衡ははかりの天秤、石は分銅、

【解釋】始皇の人と爲りは、天性强情で暴戾で、固く己れの意見を執り、決して人の意見を用ゐない、從つて天下の政事は、大小に係はらず、皆始皇自ら裁決したことである、故に大數の文書は山の如く積り、その日〱に閲し盡すことが出來ないから、はかりを以て文書の目方を量り、毎日何貫目づゝと程度を定め、その程度だけのことを裁斷し終らないければ休息しなかつた、さて始皇帝が權威勢力を貪り、剛戾にして自ら用ゐたことは此の通であつた、

秦有ニ出使者一、還、遇ニ人持レ璧、授レ之、曰、爲レ吾遺ニ滈池君一、明年祖龍死、

【字解】滈池君、滈池は咸陽に在る池の名、君は池の神、遺、オクルと訓む、贈也、祖龍、祖は始、龍は天子の象、即ち始めの天子といふ意であるから、始皇帝を指したのである、

【解釋】秦の人で出で、他に使にいつた人があつた、此の人が咸陽に歸る途中で、一の異人が璧を持つて居たのに出會ふた、そしてその異人は持つた璧を秦の使者に授けて曰ふのに、君は吾が爲めに此の璧を滈池の神に贈つてくれよ、又來

に果して奇異の言論を爲して當世の政道を誹り、以て人民を惑亂して居る者があつた、そこで更に御史の官に命じ、全書生を總べて案問させた、是に於て諸生等はその事を傳聞して相告引し、各自ら罪を免んとしたが、案問の嚴重なる爲めに、終に國法に觸れた者、四百六十餘人を檢擧した、そこで始皇は之を嚴刑に處する爲めに、咸陽城中に大なる穴を堀り、彼の四百六十餘人の書生をば、生きながら此の穴の中に陷れて殺した、始皇はかく殘忍の刑を行つたから、長子の扶蘇が諫めて曰ふのに、彼の書生等は皆昔の聖人孔子が說かれた仁義道德を尊び、之を誦讀して居るもので、卽ち聖人の徒である、然るに今陛下は法律を重くし、彼等の罪を糾治すること頗る過酷である、私は之に依つて天下の人民が、不安の念に驅られ、遂に秦に叛きはすまいかと心配するのであるから、願くは陛下も此に注意せられ、寬大に取扱はれることを望むのであると、然るに始皇は啻に之を聽かざるのみならず、却つて大に怒り、扶蘇を都から退けて北の方上郡に遣り、以て將軍蒙恬の軍を監督することを仰せ付けた、

始皇以爲、咸陽人多、先王宮廷小、乃營作朝宮渭南上林苑中、先作前殿阿房、東西五百步、南北五十丈、上可坐萬人、下可建五丈旗、周馳爲閣道、自殿下直抵南山、表南山之顚以爲闕、爲複道、自阿房渡渭、屬之咸陽、以象天極閣道絕漢抵營室也、阿房宮未成、成欲更擇令名、天下謂之阿房宮

【字解】 朝宮、百官の參朝する宮殿、俗に云ふ大廣間に同じ、上林苑、苑は園に同じ、上林は天子の庭園の名、阿房、咸陽に在る地名、一說に阿は曲也、房は旁也、山の隈の傍といふ義であると、五百步、一步は六尺、周馳、御殿にあまねく廊下を造りて相連結せしめ、その廊下は曲折周廻して馳騁することが如き觀があるから、周馳といふたのである、抵、イタルと訓む、至ること、閣道、廊下のこと、御殿と御殿との間には、險絕の處があつて、直ちに行き難いから、そこに木を架けて棚を造り、以て通行の出來る樣にしたのである、つまりこの閣道は廊下を美しく形容した詞である、表、立派にすること、顚、巓に同じ、頂上、闕、門なり、複道、複は重也、上下二重の道を複道といふ、これは天子は上の道を行き、下民は下の道を行き相混雜させない爲めに設けたのである、屬、連結すること、擇、エラブと訓む、撰ぶこと、

【解釋】 始皇帝が思ふのに、咸陽の地は人口が甚だ多いに係はらず、先王が築造された宮殿は其規模誠に狹少である、

士官の職分で無い者が、詩經書經を始め、諸子百家の書を所藏する者があつたならば、皆之を各郡の守尉の官廳に持參させて、悉く之を燒き棄てたいものである、又相對して詩經や書經を講習し、或は談論する者があつたならば、その輩は棄市の罪を以て所斷したいものである、又古の道を正しとし、今の政を非として之を誹る者は、之を族刑に處したいものである、さて古の書は、悉く之を滅し盡したいが然し醫藥の書と卜筮及び種樹の書は、四民に必要なるものであるから、此等の書物だけは、之を保存して置きたいものである、又若し士たるものが、法律制令を學びたいならば、今の役人を師と爲せ、以て實際有用の學を修めさせたいものである、かくすれば、聊か現代の弊を救ふことが出來るのであると、李斯はかく上書した、始皇帝は、此の意見を至極尤であると爲し、制して曰ふのに、李斯の言は頗る正當であるから、その通り之を實行せよと、

三十五年、侯生盧生、相與譏議始皇、因亡去、始皇大怒曰、盧生等、吾尊賜之甚厚、今乃誹謗我、諸生在咸陽者、吾使人廉問、或爲妖言、以亂黔首、於是使御史悉案問、諸生傳相告引、乃自除、犯禁者、四百六十餘人、皆坑之咸陽、長子扶蘇諫曰、諸生皆誦法孔子、今上皆重法繩之、臣恐天下不安、始皇怒、使扶蘇北監蒙恬軍於上郡、

【字解】 亡去、亡はニゲルと訓む、逃げ去ること、廉問、察問なり、檢察すること、案問、案は考問也、罪を訊ぬるを問といふ、つまり事情を精細に取り調べることで、廉問よりも嚴重である、告引、自除、甲を取り調ぶれば罪を乙に嫁し、乙を吟味すれば、罪を丙に被ぶせ、自ら罪を他人に移して免るゝこと、上、陛下に同じ、凡そ臣子たるもの、その君を稱して上といふ、繩、タヾスと訓む、罪を糾治すること、臣、男子自ら賤稱して臣といふ、故に子父に對しても亦通じて臣と稱す、上郡、今は陝西省綏德州治、

【解釋】 三十五年に侯生と盧生とが、相共に始皇を誹議し、遂に秦を逃げ去つた、始皇は大に怒つて曰ふのに、彼の盧生等は、吾常に之を尊重し、之に物を賜ふて丁重に優遇したのであるから、人情からいふても、吾を誹ることが出來ない筈である、然るに今は却つて我を罵り誹つたことである、之に依て見ると、吾を誹るものは、獨り彼等侯生盧生のみならず、凡そ咸陽に在る書生は必ず吾を誹つて居ると思ふから、我は今から人をして都下の書生の言行を檢察させなければならぬと、かくて密使を遣はして檢索させたところが、書生中

三十四年、丞相李斯上書曰、異時諸侯竝爭、厚招遊學、今天下已定、法令出一、百姓當家、則力農工、士則學習法令、今諸生不師今而學古、以非當世、惑亂黔首、聞令下、則各以其學議之、入則心非、出則巷議、率群下以造謗、臣請史官非秦記皆燒之、非博士官所職、天下有藏詩書百家語者、皆詣守尉雜燒之、有偶語詩書者棄市、以古非今者族、所不去者、醫藥卜筮種樹之書、若有欲學法令、以吏爲師、制曰可、

【字解】異時、今より前の時の意で、卽ち往時に同じ、諸生、書生に同じ、非、ソシルと訓む、誹也、巷、チマタと訓む、閭里のこと、造謗、造はナスと訓む、爲也、謗は誹に同じ、博士官、典籍を掌る官、百家書、儒家及び諸子の書物、偶語、相對して話し合ふこと、棄市、刑の名、殺して其の屍を市に棄てること、族、其の親族を併せて之を死罪にする刑、去、ノゾクと訓む、除也、種樹之書、農耕に關する書、

【解釋】三十四年に、丞相の李斯が上書して曰ふのに、往時天下が大に亂れて、攻伐征討が止まなかつた時には、諸侯は相競ふて厚く遊學の賢士を招き、その力に依つて國家の富强を謀つたのである、今や天下は既に定まり、法律政令は一途に出づるに至つたのであるから人人は各〻其分に安んじて居らねばならぬ、卽ち百姓たる者は、家に在るときは農業を務め、工藝を勵み、士たる者は、法律政令を學習せねばならぬのである、而して現今學を修むる諸生の輩を見るに、現代の事を手本とせずして、遠き古の道を學び、以て當世の政道を誹り、人民の心を惑亂させて居る、その一例を擧ぐれば、一たび朝廷から命令の出たのを聞くと、彼等は各〻其學ぶ所の古の學を根據として勝手に之を論議して居るのである、又彼等は朝廷に入つた時は、その法令に關しては、一言も、之を口に出して言はないが、心中では之を非として誹り、又朝廷から出ると、遠慮なく巷に於て衆人と共に論評して憚からない、剩さへ幾多の門下生を率ゐて誹謗を事として居る次第で、實に不都合千萬な輩である、故に是非之を嚴重に取締らなければならぬのである、依て私は之れが取締り法として御願ひすることは、凡そ歴史官が藏する所の書物に於て秦の記錄で無いものは皆之を燒きて棄てたいものである、又天下に於て博

東遊して博浪沙に來たから、張良は豫て約束してある大勇の士に命じ、重さ百二十斤の鐵の椎を取つて始皇を打ち殺さしめたが、不幸にして誤つて副車に當り、流星の光底に長蛇を逸した、始皇は大に驚き、その近傍を捜索させて犯人を求めたけれども、捕へることが出來なかつたから、遂に天下に布告して大に之を求めた、因に此の時張良は下邳に潛匿し、徐ろに後圖を畫して居たのである、李白が下邳に遊んで張良を詠じた詩に、子房未虎嘯、破産不爲家、滄海得壯士、椎秦博浪沙、報韓雖不成、天地皆震動、潛匿遊下邳、豈曰非智勇、我來圯橋上、懷古欽英風、唯見碧水流、曾無黄石公、嘆息此人去、蕭條徐泗空とある、當時張良が滿面朱を注ぎ、始皇を椎撃した勇姿が、彷彿として目に見えるのである、

三十一年、更臘爲嘉平、

【解釋】　三十一年に、臘の祭の名稱を改めて嘉平といふた、さて臘とは年の終りに行ふ祭の名であつて、遠く三代の昔から行はれたのである、而して夏では此の祭の名を清祀といひ、殷では之を嘉平といひ、周では之を大蜡といひ、一に臘ともいふた、今始皇帝は此の名稱を嘉平と改めたのは、殷の舊稱に從つたのである、

三十二年、始皇巡北邊、方士盧生入海還、奏錄圖書曰、亡秦者胡也、始皇乃遣蒙恬、發兵三十萬人、北伐匈奴、築長城、起臨洮、至遼東、延袤萬餘里、威振匈奴、

【字解】　錄圖書、符讖のことを書いてある書、卽ち吉凶禍福をトふ本、錄は錄と同じで、墨子に、文王代殷、河出錄圖、とあると同意である、盧生、盧は姓、生は書生の生で、名では無い、延袤、延は長さのこと、南北を袤といふ、卽ち南北に亘る長さ、

【解釋】　三十二年に、始皇帝は北方の邊陲を巡行した、此の時方士の盧生といふ者、海を航して歸來し、符讖の書を獻上した、而して其書に秦を滅す者は胡であると書いてあつた、蓋し此の胡は始皇帝の長子胡亥のことであるが、始皇は之を北狄の胡と誤認し、乃ち將軍の蒙恬をして兵三十萬人に將として北の方匈奴を征伐させ、以て後患を除くことに努力した、又一面に於ては、長城を築造して此胡の襲來を防備した、而してその長城は、臨洮府を起點として遠く遼東迄及び、延長實に一萬餘里で、其威力は匈奴を震駭させたことであつた、因に臨洮府は今の甘肅省鞏昌府洮州廳治で、遼東は今の盛京省奉天府である、而して長城は所謂有名なる萬里の長城である、

む、殆也、博士、古今の事に精通して居る學者、赭、音シヤ、火を以て之を焼くこと、凡そ山に草木無きを赭山といふ、

【解釋】　二十八年に始皇帝は東の方郡縣を巡狩し、鄒嶧山に上り、石碑を山頂に立て、山祭りをしたが、その石碑には、自分が天下を統一した勳功事績を頌した文を刻した、それから泰山に上り、又石を立て、功業を紀し、壇を造つて天を祭つた、かくて祭祀の事を終へて山を下つたときに、急に疾風大雨に出會ふたから、之を或る松樹の下に避け、そこに暫時休憩した、而してその功を賞し、之を封じて五大夫の爵を與へた、それから更に梁父山に上り、地を淸めて山川を祭つた、さて始皇帝が、かく郡縣を巡狩して天地の神を祭つたのは、古へ王者の行つた禮を踏襲したのである、かくて始皇帝は遂に東海の濱に遊んだ、この時齊の人の徐市といふ方士等が上書して曰ふのに、臣等は男女の小兒を連れて海を渡り、蓬萊、方丈、瀛州の三神山に行き、そこに居る仙人を連れて歸來し、同時に不老不死の靈藥をも求め得て、之を陛下に獻じたいと、始皇帝は之を許し、必ずその言の如くせよといふて徐市等を遣はした、かくて始皇帝は東海から還つて更らに揚子江に浮び湘山に至らんとしたが、此の時大風俄に起つて殆んど渡ることが出來なかつた、依て博士に問ふて曰ふのに、湘山に祀つてある神は何といふ神であるかと、博士が答へて曰ふのに、昔の聖君堯帝の娘で、しかも聖舜の妻になつた娥黄女英の二人を奉祀したのであると、始皇帝は之を聞いて大に怒り、悉くこの山の樹を伐り拂ひ、之をあかはだかにした、蓋し、始皇帝は大風は湘山の神のしわざであると思ひ、而して湘山の神は女人であることを知り、婦女子にして天下の大皇帝の巡行を妨げたのは、不都合であると爲して怒つたのであらう、

韓人張良、以五世相韓、韓亡、欲爲報仇、始皇東遊至博浪沙中、良令力士操鐵椎擊始皇、誤中副車、始皇驚、求弗得、令天下大索、

【字解】　五世相韓、五世は五代、相は宰相、韓は戰國の時の諸侯の國名、張良の祖父開地といふ人、韓の昭侯、宣惠王、襄王の相と爲り、父の平といふ人、釐王、桓惠王の相と爲つた、故に張良の先祖は、韓の五代の君に仕へて、その宰相と爲つたのである、博浪沙、地名、今の河南省懷慶府陽武縣に在る、操、トルと訓む取也、副車、綱鑑の註に副車、從車也とある、從車は附屬の車、索、モトムと訓む、求め探すこと、

【解釋】　韓の人に張良といふ者があつた、此の人の先代は五代の韓王に事へて宰相と爲つたが、韓は遂に秦の爲めに滅ぼされたから、張良は大に之を憤慨し、韓の爲めに仇を報いたいと思ひ、時機の到來を待つて居た、折しも秦の始皇帝は

ら以後は、皇室の衆子及び勳功の群臣は、公人の租稅を以て或は褒賞し、或は恩賜したならば、それで充分であつて、且つ之を制御することも容易である、凡そ天下は、その國民が君に叛く心が無ければ、それが國家安寧の術である、つまり國家の安寧は國民の異心なきに依つて始めて得らるゝものである、而して國民として異心なき樣にするには、諸侯を置かずして、天子が直接に之を制御統治するに在るのである、彼の諸侯を置くの弊は、周の武王の例によつて明らかであるから、王綰等の上奏は不可である、諸侯を置くことは天下の統治上大なる不便であると、李斯はかく意見を開陳した、始皇帝が曰ふには、天下は數百年來分裂して、諸侯は攻略を事とし、歸一する所が無かつたが、今朕に依つて始めて平定し、朕の命を奉ぜない者は無い樣になつたのである、然るに復び諸侯の國を立てることは、これは丁度兵器を立て、戰亂を釀成すると同じであつて、どうして國家の安寧と休息とを求めることが出來やうぞ、決して國家の安寧と休息とを求めることが出來ないのである、朕は廷尉李斯の言に贊成する、廷尉の言は最も朕の意を得て居ると、かくて評議一決して王綰等の上奏を斥け、改めて天下を分ちて三十六郡と爲し、各郡に、郡守、丞尉、御史の官を置いて之を統治した、

二十八年、始皇東行ニ郡縣一、上ニ鄒嶧山一、

立レ石頌ニ功業一、上ニ泰山一、立レ石、封祠祀、既下、風雨暴至、休ニ樹下一、封ニ其松一爲ニ五大夫一、禪ニ于梁父一、遂東遊ニ海上一、方士齊人徐市等、上書請下與ニ童男女一入レ海、求中蓬萊、方丈、瀛州三神山仙人、及不死藥上、如ニ其言一、遣ニ市等一行、始皇浮レ江至ニ湘山一、大風幾不レ能レ渡、問ニ博士一曰、湘君何神、對曰、堯女、舜妻、始皇大怒、伐ニ其樹一、赭ニ其山一、

【字解】行、メグルと訓む、巡行すること、鄒嶧山、山の名、今の山東省兗州府鄒縣の南に在る、頌、盛德を稱へること、封、祭の名、即ち土を築き壇を造つて天を祭ること、暴、ニワカと訓む、遽也、休イコウと訓む、休憩すること、禪、祭の名、即ち地上を淸淨にして山川即ち地の神を祭ること、梁父、山の名、この山は泰山の下にある山で、今の山東省兗州府泗水縣の北に在る、方士、神仙の術を修むる人、所謂方術の士、徐市、徐は姓、市は名、而して市は音フツ、通雅に、徐市即徐福、市故與レ福音通とあるから、徐市と徐福とは同人である、湘山、洞庭湖の邊にある山、湘君、湘山の神といふ意、幾、ホトンドと訓

て兵器が天下に存在すると、再び叛亂の起る憂があるから、天下中にある兵器は、悉く之を取り上げて咸陽に集め、之を鑄潰して新たに鐘鼓をのせる臺と、銅人とを各十二個だけ鑄造した、而して此の鐘鼓の臺や銅人の目方は、各百二十斤あつた、

徙天下豪富於咸陽、十二萬戶、

【解釋】此の歳に天下の豪商と富民とを合せて十二萬戶を咸陽に移住させた、これは都の繁盛を計る爲めであつたのである、

丞相王綰等言、燕齊荊地遠、不置王、無以鎭之、請立諸子、始皇下其議、廷尉李斯曰、周武王所封子弟同姓甚衆、後屬疎遠、相攻擊如仇讎、今海內賴陛下神靈一統、皆爲郡縣、諸子功臣、以公賦稅賞賜之、甚足易制、天下無異意、則安寧之術也、置諸侯不便、始皇曰、天下初定、又復立國、是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉、廷尉議是、分天下爲三十六郡、置守、尉、監、

【字解】荊地、荊は元の楚國の別名、屬、音ショク、爲るの意、郡縣、釋名に、郡群也、人所群聚也、縣懸也、懸于郡也とある、又正字通に、古者郡大而縣小、自秦後、縣大而郡小とある、卽ち秦以前は、郡は縣よりも大であつたが、秦以後は縣は郡よりも大になつたのである、易制、制は制御監督すること、易は容易なること、異意、異心に同じ、叛亂を企つる心、樹兵、樹はタツルと訓む、兵は兵器、これは戰亂を釀す意に用ゆ、守、郡守、天子の爲めに封土を守り民を治むる官、尉、丞尉、郡守を輔佐する官、監、御史、郡を監察する官、

【解釋】丞相の王綰は、諸臣と共に上奏して曰ふのに、燕齊及び楚の地は、帝都を距ること極めて遠く、朝廷の命令が行き屆か無い、故に王を置かざれば、これ等の土地を鎭撫することが出來ないから、願くは陛下の諸子を此等の土地に分封して、王とせられたいものであると、始皇帝はその議を滿廷の臣僚に下して之が可否を論議させた、そこで廷尉の官の李斯が曰ふのに、昔周の武王は、同姓の子弟を各地に封じたことが、頗る多かつた、然るに後世に至り、之を制御することが出來ず、その子孫は皆疎遠に爲り、且つ相反目して互に攻伐し、恰も仇敵の如き觀を呈し、その爲めに周室の滅亡を速にしたことである、今や天下は陛下の神靈に依りて統一し、皆郡縣と爲つて太平に安んじて居ることである、されば今日か

稱曰朕、制曰、死而以行爲諡、則是子議父臣議君也、甚無謂、自今以來、除諡法、朕爲始皇帝、後世以計數、二世三世至千萬世、傳之無窮、

【字解】　幷、天下を平定して自分の有とすること、三皇、伏羲、神農、黄帝、五帝、少昊、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜、命爲制、史記の註に、制書帝者制度之命也とある、即ち帝王が法度を制定して之が執行を命ずること、令爲詔、史記の註に、詔書 謂其詔告之命也とある、即ち詔は布告の義で、帝王が事を中外に布告すること、朕、我なり、昔は貴賤を論ぜず、皆朕と稱した、秦に至り獨り天子の稱とし、庶人の使用を禁じた、諡、オクリナと訓む、死者生前の行によりて名つくる追號、無謂、道理に合はないといふ意、

【解釋】　秦王は初めて天下を平定し、支那四百餘州を併有した、依て自ら思ふに、我が德業の盛なることは古の三皇を兼ね、我が功績の大なることは五帝に過ぎ優つて居ると、そこで王を改めて自ら皇帝と稱した、これは秦王が、自分は三皇の德と五帝の功績を兼有して居るから、之を現す爲めには王の字では餘り不充分であると思ひ、遂に三皇の皇の字と五帝の帝の字を取り、皇帝と稱したのである、又秦王は既に皇帝と稱する以上は、すべての事を莊重にする必要を感じ、多くの事を改定した、即ち從來法度を制定して之が執行を命じた場合には、「命」といふたが、之を改めて「制」と稱し、從來皇帝自ら事を中外に布告した場合には、「令」といふたが、之を改めて「詔」と稱するとに定めた、又從來は誰でも自ら朕と稱したが、斷然之を禁じ、秦王一人だけの稱とし、嚴に君臣の別を裁定した、又法度を設けて曰ふのに、凡そ人が死んで後、その人の生前の行狀を考へて諡を爲るのは、是れ子にして父を批評し、臣にして君を批議するものであつて、實に道理に叛いた事である、故に今から此の諡の法を廢し、朕は第一次の皇帝であるから、朕を始皇帝と爲し後世子孫は世數を以て計りかぞへ、二世皇帝、三世皇帝と謂ひ、それから千萬世の皇帝に至り、之を無窮に傳へたいと、因に詔、皇帝、朕、などの語が天子獨占の用語となつたのは、始皇帝から始まつたのである、

收天下兵、聚咸陽、銷以爲鐘鐻金人十二、重各千石、

【字解】　收、政府に取り上げて、沒收すること、兵、兵器、銷、鎔すこと、俗に鑄潰す、鐻、鐘や鼓の臺、この臺は頭が鹿で身體は龍の形をして居る、金人、金は鑛物の汎稱で、黄金で無い、而して古の兵器は皆銅を以て造つた、故に金人は銅人で、今の銅像と同じである、石、百二十斤を石といふ、

【解釋】　始皇帝は既に六國を滅して天下を併有した、而し

ませたから、彼の樣に深くなつたのである、之と同じく國もその隆昌强大を致さんと欲せば、如何なる國の人でも用ゐなければいけないのである、特に賢者に於ては、尙更重く用ゐて厚く待遇しなければならぬのである、然るに今秦の大臣は此の道理を知らず、猥りに客を逐はんとするのは、是れ國家の本たる人民を棄て丶敵國なる諸侯を助けるものである、かかる愚なる政策は、丁度我が家に侵入して我を害せんとする仇に刄を借し、益丶其仇を助け、又我が物を奪うた盜賊に、更に糧を持たせて遣ると同じであると、かく上書して極力、逐客の不可を論じたところが、秦王も遂に李斯の言に從ひ、一旦取り上げた李斯の官を本の如く復し、且つ客を逐ふ令を除き止めた、さて此の李斯は楚の國の人で、嘗て荀卿といふ學者に就いて勉强した、而して秦は遂に李斯の謀を用ゐて支那全土を併呑した、

有韓非者、善刑名、爲韓使秦、因上書、王悅之、斯疾而間之、遂下吏、斯遺之藥令自殺、

【字解】刑名、卷一の黃老刑名の學の條を見よ、疾、ネタムと訓む、嫉也、間、毀つて離間すること、下吏、獄吏に下して罪を所斷せしむること、

【解釋】韓非といふ人は刑名の學に精通して居た、嘗て韓國の爲めに使者となつて來た、而して秦王に上書して六國の從約を破り、天下を併合せんことを說いた、秦王始皇は大に悅んで、其の說を賛成した、然るに李斯は韓非の賢を嫉み、秦王に讒し、王と韓非とを離間し、更らに韓非を罪に陷れ、獄吏に下して之を所斷させた、而して李斯は之を以て滿足せず、遂に韓非に毒藥を遣り、之を飮んで自殺させた、

十七年內史勝滅韓、十九年王翦滅趙、二十三年、王賁滅魏、二十四年王翦滅楚、二十五年王賁滅燕、二十六年王賁滅齊、

【字解】內史、官の名、爵祿、廢置、殺生、與奪の法を掌る、

【解釋】秦王政が位に卽いてから十七年目に、內史の官なる勝は、韓を征めて之を滅ぼし、其十九年に王翦が趙を滅ぼし、其二十三年に王賁が魏を滅ぼし、二十四年に王翦が楚を滅ぼし、二十五年に王賁が燕を滅ぼし、二十六年に王賁は又齊を滅ぼした、かくて秦王は天下を統一したのである、

秦王初幷天下、自以德兼三皇、功過五帝、更號曰皇帝、命爲制、令爲詔、自

欲去三桓以張公室と、注に三桓强、公室弱、故欲去之以張大公室とある、この公室は魯の王室、即ち魯王の家といふ事であるが、之を秦國の意に轉用したのである、貣、叛く、泰山、山の名、讓、コバムと訓む、管子君臣に治斧鉞者、不敢讓刑、と、註に、讓猶拒也とある、細流、小川の流、擇、エラブ、取捨する、黔首、黔は黒人の髮は黒い、故に秦は人民を呼んで黔首と曰うた、資、業、共にタスクと訓む、助けること、卻、シリゾケル、放逐の意、棄黔首資敵國、凡そ國が富み兵が强いのは、國の基礎たる國民に元氣があるからである、而して國民の元氣を鼓舞する者は客である、故に若し人君にして此の肝要なる客を放逐せば、是れ其君は國民の元氣を欲せざる者で、即ち人民を棄てる者である、又人民を棄てゝ、その元氣を失はせたならば、その國には不利であるも敵國には利益である、そして敵國に利益を與へるのは、即ち敵國を助けると同じであるといふ意である、つまり此の句は客を放逐するは人民を棄てると同じく、人民を棄てるのは敵を助けると同じである、故に客は放逐してはいけないといふ事を述べたのである、卻賓客以業諸侯、賓客とは諸侯の國から來た客、此の客を退けて用ゐなければ、客は去つて他の諸侯の國に行きて事へるのである、故に秦にて客を逐ふは、即ち諸侯を助けると同じであるといふ意である、つまり此の句は前の棄黔首云云の句の意を明白にし、以て逐客の不利を說いたのである、藉、カス、借す、寇、アダ、カタキ、仇に同じ、兵、刀劍の類、武器、齎、モタラスと訓む、持たせて遣る、齎盜糧とは、「盜人に追錢」の諺と同じ意、

【解釋】　秦の宗室即ち同族の大臣等が評議して曰ふのには、凡そ諸侯の國の人が我が秦に來て仕へるのは、その目的は我が秦の利益を計る爲めで無く、皆其舊主の爲めに遊說するのである、故に我が秦には害こそあれ利益は無いから、今から一切かゝる人を放逐したいものであると、かくて相談が一決し、大に國中を捜索して客を逐ひ出した、此の時客卿の李斯といふ者が上書して曰ふのには、昔秦國の先祖穆公は、由余といふ賢者を西の方戎の國から取つてこれを用ゐ、百里奚といふ賢者を宛の地から得て之を用ゐ、蹇叔といふ賢者を宋の國から迎へ、丕豹、公孫枝の二賢を晉の國から求めて之を用ゐた、その結果穆公は他邦を併有すること二十ヶ國の多きに及び、遂に西の方戎狄の霸者となつた、又孝公は衞國の人商鞅を任用し、その法を用ゐて富國强兵の術を講じたから、天下の諸侯は秦に親しみ服し、秦は今日に至るも國は治り兵は强いことである、又惠王は魏國の人張儀といふ智者を信任し、その計を用ゐて六國の合從を解散し、六國の君臣をして秦に臣事させた、又昭王は魏國の人范睢を得て秦國を强くした、さて此の穆公、孝公、惠王、昭王の四君は、皆他國から來た客の力に依り、かく偉績を擧げたのである、是の實例によつて見れば、客はどうして秦に叛かうか、秦に叛かないことは明かである、彼の泰山は土壤の善惡大小を拒まず、すべて之を收容したから彼の樣に高大な山になつたのである、又黃河や海は流れの大小を取捨せず、如何なる細流をも流れ込

母子の間をとりなしたから、政も其言を納れ、乃ち復び母と初めの如く交はつた、

秦宗室大臣議曰、諸侯人來仕者、皆爲其主游說耳、請一切逐之、於是大索逐客、客卿李斯上書曰、昔穆公取由余於戎、得百里奚於宛、迎蹇叔於宋、求丕豹公孫枝於晉、幷國二十、遂霸西戎、孝公用商鞅之法、諸侯親服、至今治强、惠王用張儀之計、散六國從、使之事秦、昭王得范睢、强公室、此四君者、皆以客之功、客何負於秦哉、泰山不讓土壤、故大、河海不擇細流、故深、今乃棄黔首以資敵國、郤賓客以業諸侯、所謂藉寇兵、而齎盜糧者也、王乃聽李斯、復其官、除逐客令、斯楚人也、嘗學於荀卿、秦卒用其謀、幷天下、

【字解】 游說、辯舌を飾つて時を論じ、巧に利害得失を說くこと、一切、總て皆の意、索、求なり、搜索すること、客卿、他國の人にして來りて秦に事へ、秦の卿と爲つた者、散六國從使之事秦、六國とは齊楚燕韓魏趙の六國である、此の六國は皆函谷關の東に國して居た、而して東周洛陽の人蘇秦といふ者、此の六國の間に斡旋し、六國一致團結して秦に拮抗する盟約を協定し、自ら其長となつた、この協約を合從と謂うた、それは六國の國する關東は、其地勢從に長く、且つ此の六國相合して秦に當る所から、その合と從とに因て名けたのである、此の時支那は、此の六國と秦との七ケ國に分割されて居たのである、また當時連橫といふ政策も行はれた、これは魏の人張儀といふ者が、秦の爲めに企てた策で、その目的は彼の合從を破棄し、六國をして秦に服從せしめんとするに在るので、張儀は遂に之に成功した、而して之を連橫といふは、秦は獨り函谷關の西に國し、その地勢は橫に長く、且つ關東の六國を服從させて、之をその橫に連れたから、その連と橫とに因みて名けたのである、故に「散六國從使之事秦」とは、張儀がこの連橫を策して成功した事を指したのである、霸西戎、西方の戎夷の霸者と爲つたこと、史記秦の世家に、三十七年秦用由余謀伐戎王、益國十二、開地千里、遂霸西戎、とある、又三十九年に繆公が死んだ時の事を敍して、君子曰、秦繆公廣地益國、東服彊晉、西霸戎夷、然不爲諸侯盟主、亦宜哉、とある、此の「西霸戎狄」とは、卽ち霸西戎といふ事と同じである、公室、左傳宣公十八年傳に、

【字解】　大賈、賈は商の意に用ゐる時は音コ、姓の時は音カ、大賈は大商人のこと、陽翟、縣の名、今の河南省、開封府禹州治、奇貨可居、奇貨は珍寶の義で、庶子楚に喩へたのである、居はオクと訓む、蓄積の意、不韋が思ふのに、楚は我が爲めに善き寶物であるから、之を手に入れて蓄へ置くと、他日必ず富貴を得るであらうと、不韋は商人であるから、その言ふ所も亦商人の説を用ゐたのである、適嗣、適は嫡と通ず、繼嗣のこと、納、娶ること、

【解釋】　秦の始皇帝は名を政といひ、始め趙の都の邯鄲で生れた、是より先き、秦は昭襄王の時に、孝文王名は柱が太子であつた、而して此の昭襄王には、庶子に楚といふ者があつたが、此の人は趙に人質と爲り、その都の邯鄲に居つた、此の頃陽翟縣の大商人に、姓は呂名は不韋といふ者があり、たまたま趙に行き、此の秦の質子楚を見て私にか嘆じて曰ふのに、彼は實に我が爲めには珍奇なる貨物であるから、我は之を蓄へて置くと、他日必ず富貴を得らるゝであらうと、依て深く楚と親交を結んだ、かくて呂不韋は謀を抱いて秦に行き、太子柱の妃、華陽夫人の姊に因り、その人に賴んで太子の妃に說かせ、遂に楚を立て、繼嗣とすることにした、是れより先き不韋は邯鄲の一美人を娶つて自ら妻としたが、その孕むに及んで之を楚に獻じた、かくて月滿ちて生れたのが政である、故に政は名は楚の子であるが、その實は呂氏卽ち呂不韋の子であつたのである、因に呂不韋が華陽夫人に因て太子の妃に說いたことは史記呂不韋傳に悉しく書いてある、

孝文王立、三日而薨、楚立、是爲莊襄王、四年薨、政生十三歲矣、遂立爲王、母爲太后、不韋在莊襄王時、已爲秦相國、至是封文信侯、太后復與不韋通、王既長、不韋事覺自殺、太后廢處別宮、茅焦諫、母子乃復如初、

【解釋】　昭襄王が薨じ、太子孝文王柱が位に卽いたが僅かに三日にして薨じた、是に於て楚は立つて王と爲つた、これが卽ち莊襄王である、而して此の莊襄王も又四年にして薨じたが、此の時は政は既に十三歲になつて居たから、遂に立つて王と爲り、母を尊稱して太后と爲した、さて呂不韋は莊襄王の時に、已に秦の宰相と爲つて威權を恣にしたが、政が立つて王と爲るに及び、益〻信任せられて文信侯に封ぜられ、その權威はいよ〳〵盛んで、一人として竝ぶ者が無かつた、かかる程に、太后は再び不韋と姦通し、不義の快樂に耽つて居たが、此の頃は秦王政は既に成長せられて居つた、かくて不韋は太后との姦通が發覺したから、自ら毒を飲んで死んだ、而して太后は尊號を廢せられて別の宮殿に遷され、空しく配所の月を眺めて居た、此の時茅焦といふ人が政を諫めて

無幾、戰國存者、六七、至是遂併於秦、

【字解】百里之國、四方百里ある國、即ち諸侯の國、萬區、一萬の區劃があるといふことで、即ち一萬國のこと、四裔、四方の國はずれ、攷、カンゴウと訓む、王制、禮記の篇の名、宗主於天子、王制に、比年一小聘、三年一大聘、五年一朝とあるの類、

【解釋】、黃帝軒轅氏より以來、天下に地方百里の國を列するものが一萬ヶ國もあつた、これは蓋し中國から四方の遠裔に至る迄、朝命に服從した國、即ち支那全體の諸侯の數である、而して特に中國に就いて土地の制を論ずると、禮の王制に依て知ることが出來る、即ち王制には九州の中に千七百七十三國があると書いてある、さて古の諸侯は、各その國に君と爲り、各その民を子として之を愛撫し、且つ天子を宗主大本家としたのである、然るに夏殷の世を歷て周の世に至つては、强國は弱國を併呑し、大國は小國を合併し、古の制は全く破壞されてしまつた、その結果春秋の世には、十二ヶ國の外存在して居る國は幾何も無く、戰國の時に至つては、僅かに六七ヶ國だけと爲つたが、秦王政に至つて此等六國も遂に秦に滅せられ、天下は遂に統一せらるゝに至つたのである、因に九州は地皇氏の條、十二國は春秋戰國の條を見らるべし、

卷二

秦

秦は顓頊の後裔である、初め周の孝王の時、非子といふ者、孝王に事へて邑を秦に賜はられ、その後襄公に至り、功を以て諸侯に封ぜられ、政に至つて遂に始めて天下を併有し、皇帝と稱して咸陽に都したのである、故に秦は祖先の起る所の地に因つて天下を有つの大號と爲したのである、因に咸陽は今は陝西省西安府咸陽縣治に屬して居る、

○秦始皇帝、名政、始生于邯鄲、昭襄王時、孝文王柱爲太子、有庶子楚、爲質于趙、陽翟大賈呂不韋適趙、見之曰、此奇貨可居、乃適秦、因太子妃華陽夫人之姊、以說妃、立楚爲適嗣、不韋因納邯鄲美姬、有娠而獻于楚、生政、實呂氏、

內無良將、外多強敵、唯懼、蔡澤曰、四時之序、成功者去、唯稱病、澤代之、

【字解】士伍、嘗て爵を有するも罪を得て爵を奪はれると、之を士伍といふ、士伍とは下級の兵士の伍列のと、杜郵、杜は秦の都、咸陽城の西十里にある邑の名、郵は境上の行舍、行舍は宿屋のこと、四時之序、春夏秋冬四季の順序、

【解釋】秦の大將武安君白起は、范睢と仲が惡るかつた、依て范睢は白起を將軍から貶して士伍と爲し、後遂に劍を賜ふて自殺を命じたから、白起は杜郵で死んだ、その後昭襄王は朝廷に出て政を聽くに當り、嘆息して曰ふのに、今や內には良き大將がなく、外には強い敵國が多く、實に國家多端の際である、然るに在廷の臣徒に政爭にふけつて國難を顧みないと、范睢は之を聞いて大に懼れ禍の身に及ばんとを憂へた、此の時蔡澤といふ者が范睢に謂つて曰ふのに、彼の四時の順序を見るに、春は萬物を發生するのが本分であるから、その本分を盡せば去つて夏に讓り、夏は萬物を育成するのが本分であるから、その本分を盡せば去つて秋に讓り、秋は又萬物を成熟するのが本分であるから、その本分を盡せば去つて冬に讓り、冬は又萬物を收養するものであるから、その本分を盡せば去つて春に讓り、凡そ既に功を爲し遂げた者は皆去るのは天地四時の原則である、而して人も亦此の原則に從はなければならぬから、公は宜しく宰相の位を去るべきであると、范睢は大に悟る所があり、遂に病と稱して職を辭した、依て蔡澤は之に代つて宰相と爲つた、

昭襄王薨、子孝文王柱立、薨、子襄莊王楚立、薨、嗣爲王者政也、遂幷六國、是爲秦始皇帝、

【解釋】昭襄王が薨じて子の孝文王名は柱が立ち、薨じてから、子の莊襄王名は楚が立つた、而して莊襄王が薨じて後、嗣ぎて王と爲つた者は政である、此の政は遂に六國を併呑して天下を統一し、自ら皇帝の位に卽いた、これが卽ち秦の始皇帝である、

黃帝以來、天下列百里之國萬區、蓋自中國以達于四裔、中國之制、可攷於王制者、九州、千七百七十三國、古之建侯、各君其國、各子其民、而宗主於天子、歷夏殷至周、強併弱、大吞小、春秋十二國外、存者

せられたことを宰相に通知したいと、かくいふて獨り先づ入つた、而してその儘久しく出て來なかつたから、須賈は大に怪み、門番に向ひ、前に官府に入つた范叔はどうして出て來ぬのであらうかと、門番が曰ふのに、我が官府には范叔といふ者は無い、前きに入つた人は我が秦國の宰相張君であると、是に於て須賈は始めて欺むかれたことを知り、乃ち膝行して官府に入り、范睢に對し、前年耻辱を與へた罪を謝した、范睢は高坐に居つて須賈を責めて曰ふのに、汝が嘗て我に加へた罪は萬死に當るのである、然るに今汝は我に殺されない所以は、汝は我に綈袍を贈り、戀戀として、故人を愛慕した友情があつたからである、然し我は汝から受けた辱めに對しては相當の復讐をするのであると、そこで大に酒食を供へて諸侯の賓客を招待して宴を開き、その下席に須賈を坐せしめ、之に馬の喰ふ莝豆を喰はせて、須賈を人間とせず、卑むべき動物として之を遇し、痛切に之を辱めた、且つ須賈を威嚇して曰ふのに、汝は速に魏に歸つて魏王に告げて曰へ、急に大夫魏齊の頭を斬つて持つて來い、若し持つて來ぬと、必ず將さに大梁を屠つて、汝の國を滅すばかりであると、范睢は須賈をかく辱め、かく喝して歸した、須賈は這這の體で歸り、魏王に謁して范睢に面會した始末を告げた、ところが、魏齊は大に畏れて出奔し、遂に死んだ、さて范睢は既に志を秦に得、その宰相となつて威權を專にした、而して昔し嘗て受けた一飯の小惠にも、必ず之に償ひて適當の謝禮をし、又一睚眦の小怨に對しても必ず之に返報して仇を復した、范睢はかゝる人であつたから今其須賈に馬食を喰はせたのも亦此の性格の結果である、

王既用睢策、歲加兵三晉、斬首數萬、周赧王恐、與諸侯約從、欲伐秦、秦攻周、赧王入秦、頓首請罪、盡獻其邑三十六、周亡、

【解釋】昭襄王は范睢の獻じた遠交近攻の策を用ゐ、每年每年兵を三晉に加へて之を征伐し、三晉の兵の首を斬ること數萬の多きに達した、周の赧王は之を見て大に恐れ、關東の諸侯と合從の約を結び、以て秦を伐たんとしたから、秦は反て周を攻めた、赧王は大に敗れ、自ら秦に入り、頓首して前に秦を伐たんとした罪を宥されんことを乞ひ、且つ盡くその所有する所の三十六邑を獻じた、是に於て周室は遂に滅亡してしまつたのである、

秦將武安君白起、與范睢有隙、廢爲士伍、賜劍死于杜郵、王臨朝而歎曰、

魏使須賈聘秦、睢敝衣間歩往見之、賈驚曰、范叔固無恙乎、留坐飲食、曰范叔一寒如此哉、取一綈袍贈之、遂爲賈御至相府、曰、我爲君先入通于相君、賈見其久不出、問門下、曰、無范叔、郷者吾相張君也、賈知見欺、乃膝行入謝罪、睢坐責讓之曰、爾所以得不死者、以綈袍戀戀、尚有故人之意爾、乃大供具、請諸侯賓客、置莝豆其前而馬食之、使歸告魏王、曰、速斬魏齊頭來、不然且屠大梁、賈歸告魏齊、魏齊出走而死、睢既得志于秦、一飯德必償、睚眦之怨必報、

【字解】間歩、微行に同じ、車馬に乘らず、僕從を伴はず、微賤の者の如くして獨り行くこと、范叔、叔は范睢の字、恙、病なり、綈袍、綈は厚き綿、袍は衣服、卽ち厚い綿の入つた著物で我が國のどてらに同じ、郷者、サキノモノハと訓む、前の人はの意、膝行、膝を屈して地に附けて行くことで、跪伏すること、爾、汝に同じ、故人、古き友、舊の知り人、莝豆、莝は藁を一寸程にこまかく切つたもので、之れに豆を雜へ、馬に喰せて之を飼ふもの、一飯之德、德は恩惠なり、一飯の恩惠とは極めて小なる惠のこと、睚眦之怨、睚眦は目を瞋らすこと眼を瞋らしてにらまれた怨とは極めて小なる怨のこと、

【解釋】其後魏は須賈を秦に遣はし秦王の起居を慰問させたが、此の時須賈は既に死んだと思つて居たのであるから、魏の宰相と爲つて居ることなどは、夢にも知らなかつたのである、而して范睢は須賈が秦に來たことを知り、先づ須賈に面喰はせてやらうと思ひ、わざと弊衣間歩して須賈をその旅館に訪ねた、須賈は始めて范睢の存命して居ることを知り、大に驚いて曰ふのに、范叔よ、足下は誠に無事であつたのであるか、兎に角今再會したのは喜ばしいことであると、かく喜んで范睢を留めて席に卽かせ飲食の饗應をした、此の時須賈は范睢の弊衣を著て居るのを見て、定めし貧困であると思ひ、又范睢に謂つて曰ふのに、范叔よ、足下はかく迄貧困であるのは、誠に氣の毒なことであると、直ぐ一枚の綈袍を取つて之に與へた、かくて范睢は佯りてその恩を謝し、特に須賈の爲めに御者と爲り、須賈を宰相の役所に案内したが、門外に車を駐めて曰ふのに、私は君の爲めに先づ入り、君の來訪

而代爲丞相、號應侯、

【字解】 陰事、祕密の事、拉、クヂクと訓む、摧き折ること、佯死、佯はイツハリと訓む、死んだふりをすること、溺、音ネウ、尿に同じ、小便のこと、簀、竹葦などで編んだもので、和名ス、簾の如きもの、客卿、他國から來て卿と爲つた人の稱、遠交近攻、遠交は遠い齊楚に交ること、近攻は近い三晉を攻むること、穰侯、魏冉は穰の地に封ぜられたから穰侯と號したのである、穰は今の河南省南陽府鄧州の東南にある地、應侯、范雎は、應の地に封ぜられたから應侯と號したのである、史記范雎傳の索隱に、劉氏云、河東臨晉有應亭、則秦地有應也とある、臨晉は今の山西省蒲州府臨晉縣治である、

【解釋】 武王既に薨じて弟の昭襄王名は稷が立つた、當時魏人に范雎といふ者があり、嘗てその大夫須賈に從ふて齊に使した、此の時齊王は范雎の雄辯を聞いて之を愛し、金と牛や酒などを賜ふて厚く之を待遇した、須賈は之を見て、范雎は魏國の陰事を齊に告げた爲めに、かく厚遇せられたのであると思ひ、歸つて之を魏の宰相魏齊に告げたのである、魏齊は大に怒り、范雎を捕へて苦刑に處し、且つ胸を打つてその筋骨を折り、顏を打つて齒を挫き、以て甚だしく、范雎に殘虐を加へた、依て范雎は死んだふりをしてその殘虐を免れんとしたが、魏齊は尙ほ滿足せず、更らに簾を以て范雎を卷き、之を便所の中に投げ込み、賓客の醉ふた者をして、交る〳〵之に小使をしかけさせ、以て後來國の陰事を告ぐる者を懲した、范雎は飽く迄脫出を計り、自分を監視して居る人に賴んで、首尾よく逃げ出すことが出來たから、姓名を變じて張祿と曰ひ、深く隱忍して時機の到來を待つて居た、かゝる內に秦の使者王稽といふ者が魏に來り、長祿は卽ち范雎であることを知り、人に知らぬ樣にして自分の車に載せて共に秦に歸り、昭襄王に推薦した、そこで昭襄王は客卿と爲して厚く待遇した、かくて范雎は秦王に遠交近攻の策を獻じ、秦の爲めに六國を倂吞する所以を謀つた、これは范雎は秦に近き三晉は天下の樞紐であるから、秦は先づ之を取らなければ天下を倂有することが出來ないことを知り、同時に此の近き三晉を攻むるには、先づ遠き齊楚の國と親交を結ぶ必要があることを知つたからである、卽ち秦が近い三晉を攻めても、齊楚の二國は秦と親交があると、義として三晉を救ふことが出來ないことを知つたからである、重ねていへば、秦が天下の樞紐たる三晉を攻むるに當り、齊楚が之を救はなければ、三晉は敗軍して天下の樞紐は自然に秦の手に歸するのである、既に天下の樞紐が秦の手に歸すると、今度は齊楚の諸國が秦に攻められたときは亡びざらんと欲するも能はざる形勢になるのである、范雎は此の理由で秦に遠交近攻の策を獻じたのである、此の時秦は穰侯魏冉といふ者が政事を掌つて居たが、范雎は秦王に說いて魏冉を廢し、自ら代つて丞相と爲つたが、後應の地に封ぜられ應侯と號した、

信ずるに至るを恐れるのである、又魏國の文侯は、その將樂羊をして中山を伐たせたことがあつたが、樂羊は三年の長年月を費して漸く攻め陷した、かくて都に凱旋してその戰功を論ずる日に當り、文侯は樂羊に關する謗書一箱を出して樂羊に示し、且つ曰ふのに、將軍の中山を攻むるに當り、將軍を誹謗する書面が日に來たが、我は之を信ぜないで此の箱に藏して置いたのであると、樂羊は再拜して謝して曰ふのに、中山を拔くことを得たのは、實に臣の力で無く、君が謗を信じなかつた力であると曰ふて感泣したといふことである、さて今臣は羇旅の臣で秦の世臣では無い、故に萬一樗里子公孫奭の輩が韓を保護する心を抱いて臣を王に謗つたならば、王は魏の文侯の如くせずして、必ず彼の曾參の母の如く之を信ずるに至るであらう、故に臣は宜陽の攻伐は之を辭退したいのであると、甘茂はかく例證を擧げて王に進言した、武王が曰ふのに寡人は假令將軍を謗る者があつても決して疑はないと、そこで甘茂と息壤で讒を信じないといふ盟約を結んだ、かくて甘茂は遂に宜陽を攻めたが、五ケ月を經てもまだ之を破つて取ることが出來なかつたから、彼の樗子里、公孫奭の二人は、果して王に讒言した、武王も之に惑ふて甘茂を召還し、進擊を止めんとした、そこで甘茂は王に謂ふて曰ふに、息壤は彼の所にある、王はこの盟約を變ずることが出來ぬと、王も始めて氣付き、乃ち悉く兵を起して甘茂を助け、遂に宜陽を拔いて之を取つた、

武王有力、好戲、力士任鄙、烏獲、孟說、皆至大官、王與孟說擧鼎、絕脈死、

【解釋】武王は勇力があつて、常に力戲を好み、力士任鄙、烏獲、孟說を寵し、皆大官を授けた、嘗て孟說と力を競爭して鼎を持ち擧げたが力を用ゐることが、度に過ぎた爲めに、遂に筋を絕ち切つて死んだ、

弟昭襄王稷立、有魏人范睢者、嘗從須賈使齊、齊王聞其辯口、乃賜之金及牛酒、賈疑睢以國陰事告齊、歸告魏相魏齊、魏齊怒笞擊睢、折脅拉齒、睢佯死、卷以簀置厠中、使醉客更溺之、以懲後、睢告守者得出、更姓名曰張祿、秦使者王稽至魏、潛載與歸、薦于昭襄王、以爲客卿、敎以遠交近攻之策、時穰侯魏冉用事、睢說王廢之、

疑臣者非特三人、臣恐大王之投杼也、魏文侯令樂羊伐中山、三年而後拔之、反而論功、文侯示之謗書一篋、再拜曰、非臣之功、君之力也、今臣羇旅之臣也、樗里子公孫奭挾韓而議、王必聽之、王曰、寡人弗聽、乃盟于息壤、茂伐宜陽、五月而不拔、二人果爭之、武王召茂、欲罷兵、茂曰、息壤在彼、王乃悉起兵佐茂、遂拔之、

【字解】宜陽、今の河南省河南府宜陽縣治、倍、ソムクと訓む、顧慮しないこと、曾參、曾は姓、參は名、孔子の門人、自若、平氣のこと、杼、機の緯卽ちよこ絲を持する器、和名、之をひといふ、踰、越へること、謗書、讒謗した手紙、篋、箱、羇旅、羇は寄、旅は客、甘茂は下蔡の人で、秦に來つて事へて居るのである、故に羇旅の臣といふたので、食客の意、樗里子、秦の惠王の弟で名は疾、その里に樗といふ樹があつたから、之に因んで樗里子と號したのである、挾韓、樗里子の母は、韓の女で、公孫奭は本と韓の公子であつた、故に挾韓とは、韓を保護する意を持つての意、息壤、秦の邑、佐、タスケルと訓む、助けること、

【解釋】惠文王が薨じてその子武王が立つた、武王は將軍甘茂をして韓を伐たせた、此時甘茂は王に謂うて曰ふのに、彼の韓の宜陽は實に大縣であつて、その名こそ縣であるが、その實は郡である、蓋し支那の郡は縣より大きいのである、而して今我が秦と宜陽との間は千里も離れ、且つその途中には數個處の險阻があるのである、故に此數個處の險を顧みず、特に千里の遠きを厭はないで進軍するは、多大の難事で之を攻略することは實に六ケ敷しいことである、昔し魯國に孔子の門人曾參と同姓同名の人があつて、その人が嘗て人を殺した、或る人は之を孔子の門人曾參であると思ひ、走つて之を曾參の母に告げた、その曾參の母は機を織つて居たが、之を聞いて少しも驚かず、平然として機を織ることを續けて居た、これは曾參の母が深く我が子曾參の人と爲りを知り、殺人罪を犯す人でないことを信じて居たからである、然しその後三人迄同じ事を告げたから、其の母も漸く疑を起し、遂に杼を投じ墻を越へて逃げ奔つたといふことである、さて曾參の如き賢者は人を殺すことは決して無い筈である、然し三度もその知らせが來ると、深く曾參を信じて居る母でも遂に疑を抱くに至ることは此の通りである、況んや臣の賢は參曾に及ばず、王が臣を信ずることも、亦曾參の母が曾參を信ずるに及ばないのである、その上臣を疑ふものは殊に三人のみでないから、臣は大王が臣を疑ふて、遂に杼を投じ、謗者の言を

欲反、鞅出亡、欲止客舍、舍人曰、商君之法、舍人無驗者坐之、鞅歎曰、爲法之弊、一至此哉、去之魏、魏不受、內之秦、秦人車裂以徇、鞅用法酷、步過六尺者有罰、棄灰於道者被刑、嘗臨渭論囚、渭水盡赤、

【字解】 客舍、宿屋、驗、今の旅行免狀の如きもの、弊、弊害、一、一何の意、車裂、車にて人を引き割く刑、その法は、手足と首を別々に車に繋ぎ、又その車に馬を駕し、同時に鞭を加へて之を走らせ以て五體を裂くのである、

【解釋】 孝公が薨じて惠文王が立つた、此の惠文王の傅の公子虔は、嘗て商鞅の爲めに刑せられたから、此の怨を報ぜんと思ひ、商鞅は謀反を企てゝ居ると讒した、鞅は之を聞いて誅を畏れ、秦國を逃げ出し、途中一旅宿を訪ふて宿泊を乞ふた、旅舍の主人が謝絕して曰ふのに、我が秦の相商鞅の法律では、旅行券の無い旅人を宿泊させることを禁じてある、故に若し此の法を犯せば、旅客は勿論宿泊させた者も罪を受けるのである、今君は旅券が無いから泊められぬと、商鞅は之を聞いて嘆息して曰ふのに、我が法律を作成した弊害は、何ぞ此の如く甚しいのであるか、我はその弊斯く迄甚しきことを知らなんだと、遂に宿泊することを得ずして魏に行つたが、魏に於ても亦之を惡み捕へて之を秦に送つた、秦人は之を車裂の刑に處して人民に示した、さて此の商鞅が政を執つて居た時は法を施行したことが極めて嶮酷であつた、その一例を擧げると、民の所有地を測量し、一步が六尺に過ぐると之を罰した、これは租稅を少くする姦計であるとしたからである、又灰を道路に棄てると同じく刑を受けたが、これは灰は田を肥すものであるのに、之を道路に棄てるのは惰農であるとしたからである、又嘗て渭水の濱で囚徒の罪を斷じたが、餘り囚人を腰斬の刑に處したから、渭水の水はその血の爲に盡く赤くなつた、商鞅は大なる政治家であつたが、又一面にはかく殘酷の人であつた、

惠文王薨、子武王立、武王使甘茂伐韓、茂曰、宜陽大縣、其實郡也、今倍數險、行千里、攻之難。魯人有與曾參同姓名者、殺人、人告其母、母織自若、及三人告之、母投杼下機、踰墻而走、臣賢不及曾參、王之信臣、又不如其母、

號曰商君、

【字解】 募民、民に賞を懸けること、予、與なり、黥、墨刑、其額に入墨してその罪を形はす、趨令、速に令に從うて之を守ること、井田、周の制、方里を井と爲す、井は九百畝、界して九區と爲す、中を公田と爲し、その他を私田となす、八家各一區を受け、その力を以て公田を耕す、而して私田は別に税を課せず、公田を耕すを以て税と爲す、井田の制は下圖の通りである、―公田、開阡陌、南北を阡と云ひ、東西を陌と云ふ、井田の區畫の道路、開はその道路を開拓して田地と爲すこと、

【解釋】 孝公は旣に新令を制定したが、未だ之を發布しなかつた、これは國民が未だ之を信ぜざるを恐れたからである、而して先づ三丈の木を國都の市中の南門に立て、置き、民に賞を懸けて曰ふのには、此の木を北門に遷した者には十圓を與へると、然し民は之を怪んで敢て遷す者が無つた、そこで復賞を懸けて曰ふのには、能く之を北門に遷した者には五十圓を與へると、一人があり之を北門に遷した、そこで直ぐに五十圓を與へた、これは民に令は必ず信あることを示したのである、かくて後始めて新令を公布した、然るに秦の太子が第一に法を犯した、鞅が曰ふのには、凡そ法令が一般に行はれ無いのは、上の人から之を犯すからである、今太子が法を犯したが、之は法の精神より曰へば、固より罰すべきであるが、然し君の繼嗣であるから罪することが出來ないと、そこでその輔佐役の公子虔を刑し、その師の公孫賈を墨刑に處した、これは太子が法を犯すのは、その師傅の指導が惡いからで、其責任は師傅にあるといふ理由からである、これを見て秦の民は皆法令の嚴なるに恐れ、爭うて令を奉ずる樣になつた、さて秦は新令を行ふこと十年であつたが、政令よく行き屆き、道路の遺失物も拾ふ者が無い樣になつた、又山には盜賊も居らずして至極安寧で、各家とも衣食に豐で、滿足に生活することが出來た、又國民は、國家の爲めには勇敢に奮鬪するも、私鬪には至て臆病になり、從つて村里は大に治つた、そして初めに新法の不便を言うた者も、反て新法の便利であることを頌するに至つた、鞅が之を聞いて曰ふのには、此の如き自由勝手の民が法令を亂すのであると、盡く之を邊鄙の地へ遷した、是より以後は、民は一人として法令に就いて、その是非を言ふ者が無くなつた、又秦の舊來の習慣では、父子兄弟が一家内に住んで居たが、孝公の時に至つて之を禁じ、各別に家を構へることに改めた、これは戸籍を殖やし、賦役を多くする爲であつたのである、又從來の井田の法を廢し、其縱横に通じてある道路を開拓して、耕地を多くし、改めて課税の法を制定した、さて此の新令によつて秦は富國强兵になつたから、孝公は鞅の功を賞して商於の地に封じ、尊んで商君と曰うた、

孝公薨、惠文王立、公子虔之徒、告鞅

を聞きて秦に來り、孝公の嬖臣景監といふ人を介して孝公に見えんことを求めた、かくて鞅は既に孝公に見え、先づ帝道を以て説き、更に王道に及び、三變して霸道を説き、最後に富國強兵の術を説いた、孝公は此の富國強兵の術を聞いて大に喜び、鞅を用ゐて法令を變更せんと欲した、然し國民が己れを譏らんことを恐れ、躊躇して未だ決しなかつた、鞅が曰ふのには、凡そ民は、事の創始に就いては、共に相談すべき者にあらず、只成功した後に於て、共にその成功を樂むべきものである、故に今變法についても國民の是非を顧る必要無しと、孝公は之を然りと爲し、遂に法令を變更した、さてその變更した新法は、一、民をして十軒若くは五軒を以て一の組合とし、而して此の組合に於ては、互に惡を察して官に告げしめ、若し告げざればその組合の者は、皆その罪に連坐すること、二、姦を官に告げざる者は、これを腰から斬つて誅すること、三、姦を告ぐる者は、敵の首を斬ると同じ賞を與へること、四、姦を隱匿する者は敵に降ると同じ罪につけること、五、戰爭で勳功があれば、各その差等を以て封を授けること、六、私事を以て爭鬪を爲す者は、各その事の輕重に因つて刑を被ること、七、老幼男女、共に各その力を併せ、男は田畑を耕し、女は布帛を織ることを以て本業とすること、八、米や帛を多く官に納める者は、その賦役を免除すること、九、商工の末利を事とし、及び怠つて貧乏な者は、皆之を糾擧し、その妻子を收めて官の奴婢とすること、以上は變法の重なるものであつた、

令既具未布、立三丈之木於國都市南門、募民有能徙北門者予十金、民怪之莫敢徙、復曰、能徙者予五十金、有一人徙之、輒予五十金、乃下令、太子犯法、鞅曰、法之不行自上犯之、君嗣不可施刑、刑其傅公子虔、黥其師公孫賈、秦人皆趨令、行之十年、道不拾遺、山無盜賊、家給人足、民勇於公戰、怯於私鬪、郷邑大治、初言令不便者、來言令便、鞅曰、皆亂法之民也、盡遷之邊、民莫敢議令、民父子兄弟、同室內息者爲禁、廢井田、開阡陌、更爲賦稅法、秦人富強、封鞅商於十五邑、

公、厲公、共公、躁公、懷公、靈公、簡公、惠公、出子、獻公、至孝公、河山以東强國六、小國十餘、皆以夷狄遇秦、擯不與諸侯之會盟、

【解釋】繆公が死んでから康公以下十五君を歴て孝公に至つた、當時黄河と華山以東には六强國と十餘の小國とがあつたが、皆夷狄を以て秦を遇し、共に擯斥して諸侯の會同や盟約の仲間に入れなかつた、そこで孝公は憤慨して國家を强大にして此の耻を雪がんと思ひ次の如き令を群臣に下したのである、

孝公下令、賓客群臣、有能出奇計强秦者、吾其尊官與之分土、衞公孫鞅入秦、因嬖人景監以見、說以帝道王道、三變爲霸道、而後及强國之術、公大悅、欲變法、恐天下議己、鞅曰、民不可與慮始、而可與樂成、卒定令、令民爲什伍、相收司連坐、不告姦者腰斬、告姦者與斬敵同賞、匿姦者與降敵同罰、有軍功者、各以率受爵、爲私鬪者、各以輕重被刑、大小戮力、本業耕織、致粟帛多者、復其身、事末利及怠而貧者、擧以爲收孥、

【字解】公孫は姓、鞅は名、嬖人、身分賤くして君に寵幸せらるゝ人、帝道、堯舜の道、王道、禹王、湯王、文王、武王の道、霸道、齊の桓公、晉の文公等の如く、武力を以て天下に霸者たるの道、慮、慮なり、相談すること、什伍、五家を伍と爲し、伍伍を什と爲す、即ち五軒組、十軒組と互に組合を作ること、收司、姦を察して之を官に告ぐること、連坐、若し組合に於て惡を爲す者あるも、之を官に告げざれば、その組合全體が、その罪に連り、共に處刑を受くること、爵、封なり、戮、併せる、復、除く、身、賦役のこと。賦役とは官にて人民を徵發して之を使役すること、末利、史記の註に謂商工とある、

【解釋】秦の孝公は令を下して曰ふのには、凡そ他國より來る所の賓客、及び我が群臣にして、苟も能く奇計を出して我が秦國を强くする者あれば、我はその人に官を授け、之に領土を與へて優待せんと、時に衞國の公孫鞅といふ者が、之

公以レ反、先レ是、繆公亡二善馬一、野人共得而食レ之、吏逐得、欲レ法レ之、公曰、食二善馬一不レ飲レ酒傷レ人、皆賜レ酒而赦レ之、於レ是聞二秦擊一レ晉、皆願レ從、推レ鋒爭レ死、以報レ德、

【字解】冒、突擊、以反、キテカヘルへ訓む、共に連れ歸ろ、推鋒、互に鋒を推し排けて爭ふて進む、爭死、勇戰奮鬪すること、報德、公の馬を食ふも死を赦されたるの恩惠を指す、

【解釋】秦の繆公は晉の軍に圍まれた、此の時秦軍には、嘗て岐下に於て繆公の馬を食うた者が三百人居り、此の者等が馳せて晉軍を突擊したから、晉軍は爲めに圍を解いた、依て三百人は繆公を死地より離脫させ、共に秦に歸つた、さて此の戰爭のある前に、繆公は善馬を失うた、岐下の野人等は之を得、屠つて之を食うた、これは野人等は公の馬であることを知らなかつたからである、秦の役人はその馬の跡を追うて之を搜索し、遂に岐下の野人等が食せしことを探知し、捕へ得て之を處罰せんとした、然るに繆公が曰ふのには、善馬を食うて酒を飲まなければ、その人を傷ひ、害するものであると、そして之に酒を賜うて赦した、これは繆公は、野人の罪は一時の出來心から起つたことを知り、法に處するに忍びなかつたからである、かくて野人等は痛く公の恩に感激したのである、故に今秦が晉を伐つことを聞き、皆從軍を願ひ、互に鋒を排して前に進み、死を爭うて勇戰し、よく公を死地の中から救ひ出し、以て前日の恩に報いたのである、

穆公後又送二晉文公一歸レ國、立而霸二諸侯一、晉文公卒、秦遣二孟明一襲レ鄭、因破レ滑、晉襄公敗二之殽一、繆公不レ替二孟明一、修二國政一、後伐レ晉得レ志、遂霸二西戎一、

【字解】孟明、姓は百里、名は視、字は孟明、滑、邑の名、今の江南省衛輝府滑縣治、殽、山の名、今の河南省、河南府永寧縣に在る、替、ステルと訓む、癈し斥けること、

【解釋】秦の繆公はその後又晉の文公を送つて晉國に歸へした、而して此の文公は歸國して王と爲り遂に諸侯の霸と爲つたのである、さて文公が死んで後、秦の繆公は孟明といふ者を大將とし、鄭國を襲擊させ、滑の地を奪取した、依て晉の襄公は鄭を助けて孟明を殽山に敗つた、而して繆公は孟明の敗軍を咎めないで、更らに重用して秦の國政を掌らせた、かくて後、秦は孟明の策によつて晉を伐ち、年來の希望を達し、遂に西戎の霸者と爲つた、

歷二康公、共公、桓公、景公、哀公、惠公、悼

功を賞し、土地を分與して、小城の主と爲したが、その土地は卽ち秦州であつた、その後二世を歷て秦仲に至り、始めて强大になつたのである、かくて莊公を歷て襄公に至り、犬戎が周の幽王を殺した時に、襄公は周を救ふて功があつたから、遂に封ぜられて諸侯と爲り、岐西の地を賜はられた、

歷文公、寧公、出子、武公、德公、宣公、成公、至繆公、有百里傒者、故虞大夫也、爲繆公夫人媵、亡秦走宛、楚人執之、繆公聞其賢、以五羖羊皮、贖得之、授之政、號曰五羖大夫、百里傒進其友蹇叔、以爲上大夫、

【字解】 故、モトと訓む、今は滅びて無いといふ意、虞、春秋時代の國名、今の河南省歸德府虞城縣の地、夫人媵、夫人は秦の女、媵は嫁入りに附き添ふ臣、左傳僖公五年に晉虜虞公及傒、故以傒爲媵而歸秦とある、宛、邑の名、今の河南省南陽府南陽縣治、五羖羊、羊の牡を羖といふ、卽ち五匹の羊の牡、贖得、他の物品を以てその物を受けることで、卽ち交換すること、上大夫、卿のこと、

【解釋】 襄公既に卒し、文公以下六人の君を歷て、繆公に至つた、當時百里傒といふ賢者があつた、此の人は今は滅んで無い虞國の大夫であつたが、晉の獻公の爲めに虜にせられて晉に來た、而して、晉公の女が秦の繆公の夫人と爲つて嫁入する時に、その媵と爲つて秦に行つたのである、然し百里傒は之を不滿に思ひ、秦を亡げて宛に走つたが、後に楚人の爲めに捕へられた、後で繆公は百里傒の賢者であることを聞き、五枚の牡羊の皮を楚に贈り、以て百里傒を購ひ得た、かくて繆公は一切の政務を百里傒に委囑し、號して五羖の大夫といふた、これは五羖の牡羖の皮で購ひ得たからである、さて百里傒は秦國の宰相と爲つたが、賢者を登庸する主義を以て自分の友人の蹇叔といふ賢者を推薦した、繆公は之を上大夫と爲して優遇した、

繆公送晉惠公歸晉、已而倍秦、合戰于韓、

【解釋】 是より先き晉の惠公は國亂を避けて秦に來て居たから、今や秦の繆公は之を晉に送り歸した、然るに惠公は繆公の厚誼を忘れ、秦に背き、繆公と韓國に於て合戰した、此の時繆公は晉軍に包圍された、

繆公爲晉軍所圍、岐下有嘗食公馬者三百人、馳冒晉軍、晉解圍、遂脫繆

走り去つた、さて秦の法には群臣が宮殿に侍坐する時は、一尺一寸の兵卽ち小さい刀物でも持つことが出來ないのであつた、故に今王の危難に際しても左右の臣は劍を以て之を防ぐことで出來ず、只手を以て荊軻を打ちつゝ、叫ぶばかりであつた、王よ、早く劍を負へ、劍を負へと、秦王は聲に應じて劍を負ひ、荊軻の左の股を斷つた、荊軻は倒れながらその落ちた匕首を引き寄せて秦王に擲つたが、不幸にして當らず遂に長蛇を逸したのである、かくて秦の群臣は荊軻を捕へて之を解體し以て衆人に示した、是に於て秦王は大に怒り、益〻兵を發して燕を伐つた、燕王喜は已を得ず太子丹を斬つてその首を獻じ、以て謝罪したが、その後三年にして秦は再び燕を攻めて喜を虜にし、遂に燕を滅して郡と爲した、世紀に燕は惠侯より王喜に至る凡そ三十四世とある、

荊軻が易水の一歌は、唯二句のみであるが、實に遒爽飛揚無限の感慨がある、前句は意を寫して頗る慘澹、後句は志を述べて頗る蕭殺、境情兩絕、相待つて一種いふべからざる悽愴激越の感興を發せしめるのである、孫日峯は之を評して「此只兩語却つて盡きず、慷慨激烈、壯士の心を寫し得、氣を出して一世を蓋ふ」といひ、胡應麟は「易水歌僅かに十數言にして凄惋激烈、風骨情景種種具に備はる、千載の下に亙りて復た二語せんと欲するも得べからず」といふた、讀者試に吟哦一番せんか、血沸き肉躍り、毛髮竦然、身は直ちに寒風蕭々たる易水の上にあるを覺へるであらう、

○秦之先本顓頊之裔、曰大業者、生柏翳、舜賜姓嬴氏、其後有蜚廉、蜚廉子曰女防、女防之後、有非子、好馬、爲周孝王、主馬於汧渭之間、馬大蕃息、分土爲附庸、邑之秦、閱二世至秦仲、始大、歷莊公至襄公、犬戎殺幽王、襄公救周有功、封爲諸侯、賜以岐西地、

【字解】主馬、馬の飼育を司ること、附庸、獨立しないで諸侯に附屬する小國のこと、孟子に、不能五十里、不達天子、附於諸侯曰附庸とある、秦、州の名であるが後に國名と爲つた、卽ち今の甘肅省秦州治、岐西地、岐山から西の地、

【解釋】秦の先祖は本と五帝の一なる顓頊高陽氏の後裔で、大業といふ者に至つて柏翳を生んだ、此の人は舜帝に事へ、功を以て姓を嬴氏と賜はられた、その後蜚廉と女防といふ者があり、女防の後に非子といふ者があつた、此の非子は周の孝王に事へ、馬を汧水と渭水との間に於て飼育することを掌り、馬が大に繁殖し、よい成績を擧げたから、孝王はその

ことを謀つた、此の時秦の將で姓は樊名は於期といふ者、罪を秦王に得た爲めに、逃げて燕に來たから、太子丹は之を宿泊させて、充分の保護をした、又太子丹は、衞人の荊軻が賢明の士で、用ゐるに足る人物であることを聞き、言辭を丁寧にし、幣物を手厚くして之を招請し、大切に待遇し、奉養することと至れり盡せりであつた、かくする内に丹は荊軻を秦に遣り、いよ／＼目的を遂行せんとした、荊軻がいふに、私が故なくて秦王に謁せんことを請ふも、或は六ケ敷からんと思ふ、故に願くは樊將軍の首と、燕の督亢の地圖を持つて行つて、秦王に獻ずると、秦王は必ず喜んで臣を見るであらうと、蓋し當時秦は樊將軍の首に千金を懸けて求めて居、且つ燕の督亢の地を得んことを渴望して居たからである、然し丹は樊將軍を殺すに忍びなかつたから之を躊躇して居た、依て荊軻は自ら樊將軍を訪ひ、自分の意のある所を諷し、且つ曰ふのに、臣は今太子の命を奉じて秦王を殺す爲めに出發せんとするのであるが、それについては將軍の首を得て秦王に獻じたいと思ふのである、今や秦王は將軍の首を得んことを渴望して居るから、私が之を獻じたならば秦王は喜んで臣を引見するであらう、然る時は臣は、左手を以て秦王の袖を取り、右手を以て秦王の胸を刺す考である、かくすれば將軍の仇は之を報ずることを得、燕も亦その嘗て受けた深甚なる恥を雪ぐことが出來るのである、臣は既に死を決して居るから將軍も亦幸に處決せられよと、是に於て樊將軍は慨然として遂に自刎した、太子丹は之を聞いて大に驚き、馳せて將軍の室に往き、その屍に伏して號哭したが、直ちに箱を造つてその首を入れた、又天下の鋭利なる匕首を買ひ求め、毒藥を以て之に塗り、試みに人を刺したところが、血の出づること僅か一縷の如き微傷でも、その人は立ろに死んだ、さて準備は全く出來たからいよ／＼旅裝を準へ、荊軻を秦に送ることにした、依て荊軻は之を携へて出發し、行いて易水のほとりに至つた、而して自ら歌を作つて曰ふのに、蕭々として物寂しい飈風は、易水の波を吹いて寒いことであるが、今我れは一たびこゝを去れば、再び還り來らぬのであると、これは易水の水が流れて再び還へらざる如く、自分も秦の鬼と爲つて再び燕に歸來せぬといふ決心を詠じたのである、此の時、白虹が日を貫いたから、燕人は之を不吉として甚だ畏れた、かくて荊軻は咸陽に至り、來意を通じて秦王に見へんことを請ふた、秦王は果して大に喜び、荊軻を引見したのである、乃で荊軻は恭しく進んで督亢の圖を進め、特に秦王の爲めに開きて之を說明したが、圖を見ること既に盡きて匕首が現はれた、これは荊軻が豫ねて入れて置いたのである、そこで荊軻はすぐ秦王の袖を取つて之を刺したが、未だ王の身體に及ばなかつた、秦王は大に驚き起つて逃げたが、その時衣服の袖が切れたから、荊軻は王の後を逐ひ驅け、秦王は殿上の柱をぐる／＼廻つて

而見臣、臣左手把其袖、右手揕其胸、則將軍之仇報、而燕之恥雪矣、於期慨然遂自刎、丹奔往伏哭、乃以函盛其首、又嘗求天下之利匕首、以藥焠之、以試人、血如縷立死、乃裝遣軻、行至易水、歌曰、風蕭蕭兮易水寒、壯士一去兮不復還、于時白虹貫日、燕人畏之、軻至咸陽、秦王政大喜見之、軻奉圖進、圖窮而匕首見、把王袖揕之、未及身、王驚起絕袖、軻逐之、環柱走、秦法、群臣侍殿上者、不得操尺寸兵、左右以手搏之、且曰、王負劍、遂拔劍斷其左股、軻引匕首擿王、不中、遂體解以徇、秦王大怒、益發兵伐燕、喜斬丹以獻、後三年、秦兵虜喜、遂滅燕爲郡、

【字解】亡、ニグルと訓む逃れること、舍、カクスと訓む、匿すこと、督亢、燕の膏腴の地、今の直隷省保定府定興縣の南にある、諷、譬喩也、己れの意を以て之を諷喩すること、揕、サスと訓む、刺すこと、慨然、憤ふる貌、自刎、自分で刀を以て首を截ること、利匕首、鋭利なる短刀、以藥焠、焠は染める、卽ち毒藥を以て劒の鍔を染めること、鍔は玉篇に刀刄也とある、血如縷、縷は絲、血の出ること僅かに一縷絲の如しといふことで、これはその傷が極めて小なるも、立ろに死すると いふ意である、蕭蕭、風の吹く音のさびしい貌、易水、河の名、史記の正義に易水、在幽州歸義縣界とある、此の歸義縣は、今の直隷省保定府雄縣の西北に在る、壯士、荊軻自らいふ、白虹貫日、白い虹が太陽の面を遮つて左右に弓なりを爲したこと、咸陽、秦の都した所、今の陝西省、西安府咸陽縣治、窮、キハマルと訓む盡きること、負劍、古は劍を帶ふるに上長し、之を拔くに刀鞘を出です、故に之を背に推すは、前を短くして拔き易くする爲めである、擿、ナゲウツと訓む、擲つこと、體解、四肢五體を寸斷すること、徇、トナフと訓む、衆人に偏く示して之を戒むこと、

【解釋】　惠王が死んで武成王孝王の二君を歷て王喜に至つた、此の王喜の太子は名を丹といひ、嘗て人質と爲つて秦國へ行つたが、秦王政が禮を以て待遇しなかつたのを憤慨し、怒つて秦を脫し、逸げて燕に歸來し、秦を怨んで之に報いん

て齊を伐たしめた、樂毅の兵は齊の都の臨淄に攻め入つたから、齊王は莒に出奔した、樂毅は勝に乘じ、六ヶ月の間に、齊の七十餘城を下した、此の如くにして昭王は見事先王の耻を雪いだのである、

惟莒、卽墨不下、

【解釋】唯獨り莒と卽墨とのみは降服しなかつた、

昭王卒、惠王立、惠王爲太子、已不快於毅、田單乃縱反間曰、毅與新王有隙、不敢歸、以伐齊爲名、齊人惟恐他將來卽墨殘矣、惠王果疑毅、乃使騎劫代將、而召毅、毅奔趙、田單遂得破燕、而復齊城、

【字解】不快、よき感情を持つて居ないこと、新王、惠王を指す、殘、ソコナフと訓む、毀なり壞なり、

【解釋】かくて昭王が死んで子の惠王が立つた、此の惠王は太子であつた時から、既に樂毅に對して不快の感を懷いて居たのである、田單は夙に之を知つて居たから、反間を放つて之を離間させて曰ふのに、彼の樂毅は新に王と爲つた惠王とは反目して居る、故に齊を伐つを以て名目とし、敢て燕に歸らないのである、然し齊人は此の爲めに大なる利益を得て居るのである、若し樂毅の代りに他の將が來たならば、恐らくは卽墨は必ず毀たれるのであるが、幸にも樂毅が將と爲つて居るから、先づ安心であると、惠王は此の反間を信じ、果して樂毅を疑ひ、騎劫といふ大將をして之に代らせ、樂毅を召還した、是に於て樂毅は燕軍を棄て、趙に奔つた、田單はその計畫が當り恐るべき名將樂毅を燕軍から退けたから、茲に火牛の計を用ゐて燕軍を攻め破り、再び齊の七十餘城を取り返した、

惠王後、有武成王、孝王、至王喜、喜太子丹、質於秦、秦王政不禮焉、怒而亡歸、怨秦欲報之、秦將軍樊於期、得罪亡之燕、丹受而舍之、丹聞衞人荊軻賢、卑辭厚禮請之、奉養無不至、欲遣軻、軻請得樊將軍首、及燕督亢地圖以獻秦、丹不忍殺於期、軻自以意諷之曰、願得將軍之首以獻秦王、必喜

身事之、隗曰、古之君、有以千金使涓人求千里馬者、買死馬骨五百金而返、君怒、涓人曰、死馬且買之、況生者乎、馬今至矣、不期年千里馬至者三、今王必欲致士、先從隗始、況賢於隗者、豈遠千里哉、於是昭王爲隗改築宮師事之、於是士爭趨燕、樂毅自魏往、以爲亞卿、任國政、已而使毅伐齊入臨淄、齊王出走、毅乘勝六月之間、下齊七十餘城、

【字解】 幣、進物、孤、王侯自ら謙稱して孤と曰ふ、先王之恥、昭王の父、噲が齊人に殺された恥辱を指す、涓人、洒掃を主り、君の左右に親近する人、亞卿、亞は次なり、正卿に次ぐ卿、

【解釋】 燕の人は、太子の平を立て、君と爲した、之を昭王と曰うた、さて昭王は死者は厚く弔ひ、生者は懇に恩撫して、專ら人心の收攬に力め、且つ辭を卑くし幣を厚うして四方の賢者を招いた、嘗て郭隗に問うて曰ふのには、齊の國は私の國の內亂に乘じて、私の國を襲ひ破つた、私は極めて我が燕は小國であつて、到底此の仇を報ゆることが出來ないことを知つて居る、然し誠に賢人を得て共に國政を謀り、以て富國强兵の術を講じ、一たび齊を伐つて先王が受けた恥辱を雪ぎたいことは、是れ私の平常の至願である、故に先生よ、願くは賢士を得て之を推薦してくれよ、私は之に師として事へるであらうと、郭隗が對へて曰ふには、昔或る國の君は、千圓の金を涓人に與へ、一日に千里を走る駿馬を買はせた、ところが涓人は、死馬の骨を五百圓で買うて歸つて來た、その君は大に怒つて涓人を叱つた、涓人が曰ふのには、死馬の骨すら猶買ふのであるから、況んや生馬を買ふことは明かである、故に今千里の駿馬は必ず來るであらうと、果して其の言の如く、未だ一年を經ぬ內に、千里の馬が三頭も來たと云ふことである、此の昔話と同じく、今王も必ず賢士を招致せんと欲せば、先づ第一に此の隗から任用せられよ、然らば隗より賢なる人は必ず任用せらるゝと信じ、千里の道を遠しとせず、喜んで來るであらうと、昭王は之を然りとし、そこで郭隗の爲めに新たに宮室を築いて之れに住ませ、朝夕之に師事した、是れより昭王が士を愛するの名は天下に傳はり、四方の賢士は爭うて燕に趨いた、卽ち樂毅の如き豪傑は魏から來た、そこで昭王は之を亞卿として鄭重に待遇し、之に國政を委任した、かくて時機到來し、昭王はいよ〳〵樂毅をし

以滅口、而專楚政、幽王卒、弟哀王爲楚人所弑、而立其庶兄負芻、秦王政遣將破楚、虜負芻、滅楚爲郡、

【字解】滅口、己れの陰事を知つて居る人を殺し、以て人に秘密を知られない様にすること、

【解釋】李園といふ者、その妹を春申君に獻じた、春申君は之を寵愛して妊娠させたが、後李園と相謀つて此の婦人を楚王考烈王に納れて妾とした、かくて此の妹は一男兒を生んだが、これが後の幽王で實に春申君の子であつたのである、その後李園は盜卽ち刺客をして春申君を殺させ、以て幽王は春申君の子であることが世に洩れない様にし、以て自ら楚の政を專らにした、その後幽王が死んで弟の哀王が立つたが、此の哀王は楚人に弑せられたから、李園はその庶兄の負芻を立て、王と爲した、此の時秦王政は將を遣はして楚を攻め破り、負芻を虜にし、遂に楚を滅して郡と爲した、世紀に楚は熊繹より負芻に至る迄凡そ四十一世とある、

○燕姬姓、召公奭之所封也、三十餘世至文公、嘗納蘇秦之說、約六國爲從、文公卒、易王噲立、十年、以國讓其相子之、南面行王事、而噲老不聽政、顧爲臣、國大亂、齊伐燕取之、醢子之殺噲、

【解釋】燕は周と同じく姬姓の國で、武王の弟召公奭の封ぜられた所である、三十餘代を歷て文公に至り、嘗て蘇秦の說を納れ六國の一に加はつて從約を結んだ、文公が死んで易王名は噲が立つたが、十年を經て後、燕國を以てその宰相の字は子之いふ者に讓つた、依て子之は南面して王位に卽き、國王として政事を執行したのである、而して易王噲は老衰を以て王位を去り、國政を執らず反つて子之の臣と爲つて之に甘じて居た、かくの如く燕は君臣ともその位を亂したから、國內大に亂れた、是に於て齊は、燕の國亂に乘じて之を攻略し、子之を捕へて之を醢にし、且つ燕王噲を殺した、

燕人立太子平爲君、是爲昭王、弔死問生、卑辭厚幣、以招賢者、問郭隗曰、齊因孤之國亂而襲破燕、孤極知燕小不足以報、誠得賢士與共國、以雪先王之恥、孤之願也、先生視可者、得

に遭ひ、遠く江南の地に遷された、是に於て悲憤の情禁ずることが出來ないで、遂に羅州の汨水に投じて死んだ、

秦拔郢、楚徙於陳、頃襄王卒、考烈王立、又徙於壽春、

【解釋】 其後秦は楚を攻めて都の郢を攻略したから、楚は徙つて陳に都した、それから頃襄王が死んで子の考烈王が立つたが、又秦に攻められて壽春縣に遷つた、壽春は今の安徽省鳳陽府壽州治にある、

春申君黄歇行相事、當是時、齊有孟嘗君、魏有信陵君、趙有平原君、楚有春申君、皆好客、春申君食客三千餘人、平原君使人於春申君、欲夸楚、爲玳瑁簪、刀劍室飾以珠玉、春申君上客、皆躡珠履以見之、趙使大慚、

【字解】 夸、ホコルと訓む誇なり、玳瑁簪、玳瑁は鼈甲、簪は、冠を髮に連れ之を離れぬ樣に止める者、刀劍室、室は鞘、躡、フムと訓む、足にはくこと、珠履、珠にて飾つた履物、慚、ハヅと訓む、耻ぢ入ること、

【解釋】 楚の春申君は姓は黄名を歇といひ、頃襄王に事へて宰相の事を攝行し、頗る賢能の聞へが高かかつた、此の時に齊には孟嘗君があり、楚には春申君があり、魏には信陵君があり、趙には平原君があり、皆賓客を好んで之を禮遇した、而して春申君の食客の如きは、實に三千餘人の多きに達したのであつた、嘗て趙の平原君は門下の食客を使者として春申君の處へ遣つたが、春申君に誇る爲めに、使者をして頭には珍品なる玳瑁の簪を戴かせ、佩劍の鞘には珠玉を鏤めて之を飾り、如何にも華やかに美しくし、平生の豪奢を羨望させ樣と企てたが、何ぞ圖らん春申君の上客は、皆珠玉の飾ある履物を履いて接見したから、趙の使者は大に慚ぢて歸來した、蓋し趙は珠玉を以て之を刀室に施し、楚は之を足下に施したから、趙の使者は大に慚ぢたのである、

趙人荀卿至楚、春申君以爲蘭陵令、

【字解】 荀卿、荀は姓、卿は尊稱、名は況、此の人は書三十二篇を著し、之を荀子と名け、孟子の性善說に對して性惡說を唱へた有名な學者である、蘭陵、縣の名、今の山東省兗州府嶧縣治、

【解釋】 趙の人の荀況が楚國へ來たから、春申君は之を蘭陵の令と爲した、時人之を公卿に比し、尊稱して荀卿といふた、

李園以妹獻春申君、有娠、而後納之考烈王、是生幽王、園使盜殺春申君、

王は之を知らず、愚にもその術中に陷り、勇猛の士を北の方齊に遣はし、齊王を辱かしめたから、齊王は大に怒り、楚と絶つて秦と合した、かくて楚王は齊と絶つたから、使者を秦に送り、約の如く商於の地六百里を受けんことを申し込んだ、然るに張儀が曰ふのに、私が楚王と約束したのは、某の地から某の地に至る迄廣袤六里の地であるといふた、使者は大に驚き馳て歸つて王に復命した、懷王は始めて欺かれたことを知つて大に怒り、直ちに秦を伐つたが反て大に敗軍した、

秦昭王與懷王盟于黃棘、既而遺書襄王、願與君王會武關、屈平不可、子蘭勸王行、秦人執之以歸、楚人立其子頃襄王、懷王卒於秦、楚人憐之、如悲親戚、

【字解】黃棘、房襄二州の境に在る地、房州は今の湖北省鄖陽府房縣治、襄州は今の湖北省襄陽府襄陽縣治、君王、懷王を指す、武關 今の陝西省商州商洛縣にある、屈平、屈は氏平は字名は原離騷を書いた名高い人、執、トラヘルと訓む、捕へること、

【解釋】秦の昭王は楚の懷王と黃棘の地に盟約を結んだが、既にして書を懷王に遣つて曰ふのに、願くは君王と武關に會合し、以て親交を溫めたいと、これは秦王が會合に托して懷王を捕へんとする策であつたのである、時に屈平といふ賢者が王を諫めて曰ふのに、秦は虎狼の國であるからその言は信ずることが出來ない、故に大王は出馬せぬ方がよいと、然し懷王の子の子蘭は、懷王を勸めて武關に行つて會合させた、果して屈平の言の如く、秦人は懷王を連れて秦に歸つた、依て楚人は懷王の子頃襄王を立てた、かくて懷王は秦人の不信を憤り遂に秦で悶死したから、楚人は之を憐み、親戚を失つた如く悲んだ、

初屈平爲懷王所任、以讒見疏、作離騷以自怨、至頃襄王時、又以讒遷江南、遂投汨羅以死、

【字解】離騷、離は遭ふこと、騷は擾動、卽ち擾動に遭ふたことを述べた書で、今傳ふる所の楚辭といふ本がそれである、江南 楊子江の南、汨羅、汨は川の名、此の川は羅縣にあるから汨羅といふのである、羅縣は、今の湖南省長沙府、湘陰縣の東北にある、

【解釋】初め屈平は清廉と博學とを以て懷王に信任せられたが、姦人の讒言に遭ふて王に疏んぜられた、依て退いて離騷と題する長文を作つてその身の冤罪を怨み、且つ王の反省を求めた、然もその甲斐なく、また頃襄王の時に至つて讒

【字解】樂、聲色宴遊の樂、阜、岡なり、蜚、飛なり、抽、拔なり、斷、絶なり、

【解釋】楚の莊王は位に卽いてから三ヶ年間、一の政令を出さず、日夜宴遊の樂に耽つた、そして國中に嚴令を下して曰ふのには、敢て我を諫めて我が樂を妨ぐるものは死刑に處すると、伍擧といふ臣が莊王に謂うて曰ふのには、一羽の鳥があつて岡に居たが、三年の間飛びもせず鳴きもせず、實に不思議であるが、これは抑〻如何なる鳥であらうかと、これは伍擧が鳥を以て王に喩へ、暗に王を諷したのである、莊王が曰ふのには、三年の間飛ばぬのは、他日の雄飛を養ふ爲めであつて、若し飛べば必ず高く天を衝くであらう、又三年の間鳴かぬのは、亦他日の大鳴を期する爲めで、若し鳴けば必ず人を驚すであらうと、これは王が伍擧の諷諫を覺り、暗に自己の爲す有るの志を明にしたのである、それから蘇從といふ臣も亦入つて諫めた、莊王は乃ち左の手で蘇從の手を執り、固く握つてその忠を嘉みし、右の手で刀を拔いて鐘鼓の樂器を懸ける紐を絶ち切つた、これは再び之を用ゐないことを示したのである、そして明日朝に出て政を聽き、又伍擧や蘇從の賢臣を用ゐて國政を委せたから、楚國の人は大に喜んだ、

又得孫叔敖、爲相、遂霸諸侯、

【解釋】又孫叔敖といふ賢者を得て宰相と爲し、遂に諸侯の霸者と爲つた、

歷共王、康王、郟敖、靈王、平王、昭王、惠王、簡王、聲王、悼王、肅王、宣王、威王、至懷王、秦惠王欲伐齊、患楚與從親、乃使張儀說楚王曰、王閉關而絶齊、請獻商於之地、六百里、懷王信之、使勇士北辱齊王、齊王大怒而與秦合、楚使受地於秦、儀曰、地從某至某、廣袤六里、懷王大怒伐秦大敗、

【字解】商於、二縣の名、今の陝西省商州治、廣袤、東西を廣といひ、南北を袤といふ、

【解釋】莊王から共王、康王、郟敖、靈王、平王、昭王、惠王簡王、聲王、悼王、肅王、宣王、威王を歷て懷王に至つた、此の時秦の惠王は齊を伐たんとしたが、楚が齊と合從して親和することを患へたのである、依て秦王は張儀をして楚王に說かせて曰ふのに、大王は關門を閉ぢて齊と絶交したならば、秦はその御禮として、商と於との地合せて六百里を進上せんと、これ秦王が楚王を欺く手段であつたのである、然るに楚の懷

吳回二世、有季連者、得芉姓、季連之後有鬻熊、事周文王、成王封其子熊繹於丹陽、至夷王時、楚子熊渠者、僭爲王、十一世至春秋、有曰武王、益强大、至文王始都郢、成王與齊桓公盟召陵、尋與宋襄公爭霸、後與晉文公戰城濮、

【字解】祝融、史記に甚有功能、光融天下、故名之とある、丹陽、今の安徽省寧國府宣城縣治、召陵、縣名、今の河南省許州郾城縣の東にある、城濮、今の山東省曹州府濮州治、

【解釋】楚の先祖は、五帝の一なる顓頊高陽氏から出たのである、さて顓頊の子は五帝の一なる帝嚳高辛氏に事へてその火正の官と爲り、功勞があつたから、祝融と云ふ號を賜はられた、而してその弟の吳回といふ者も、亦兄に代つて火正の職に居つた、此の吳回から二世にして季連といふ者があり、始めて芉といふ姓を得た、又此の季連の後裔に鬻熊といふ者があつて、周の文王に事へた、その後成王の時に至り、鬻熊の子の熊繹を丹陽の地に封じ、子爵を賜ふた、かくて周の夷王の時に至り、楚子卽ち子爵の楚國に熊渠といふ者があり、周室の微弱なるに乘じ、僭號して王と稱した、それから十一世にして春秋の世に入り、武王といふ者に至つたが、此の時楚の國勢は日に强大と爲り、その子文王に至り、始めて郢に都した、而してその子の成王は齊の桓公と召陵に於て盟約を結び、尋ぎて宋の襄王と諸侯の霸者と爲ることを爭ひ、又後に晉の文公と城濮に於て大會戰をした、成王はかくの如く、有名なる霸者桓公襄公文公などとを相手にして霸を爭ふた英傑であつた、

歷穆王、至莊王、

【解釋】それから穆王を歷て莊王に至つた、

卽位三年不出令、日夜爲樂、令國中、敢諫者死、伍擧曰、有鳥在阜、三年不蜚不鳴、是何鳥也、王曰、三年不飛、飛將衝天、三年不鳴、鳴將驚人、蘇從亦入諫、王乃左執從手、右抽刀以斷鐘鼓之懸、明日聽政、任伍擧蘇從、國人大悅、

者曰、君亦不仁者矣、昭侯曰、明主愛一嚬一笑、嚬有爲嚬、笑有爲笑、今袴豈特嚬笑哉、吾必待有功者、

【字解】 弊袴、破れた袴、愛、オシムと訓む、惜むこと、嚬、顏に皺を寄せて愁へること、

【解釋】 昭侯は一の弊袴を持つて居たが、左右の臣に命じて之を秘藏させ、誰れにも下賜しなかつた、そこで左右の臣は怨んで曰ふのに、吾が君は實に不仁な人である、彼の弊袴の如き微物を藏して置くと、昭侯は之を聞いて曰ふのに、凡そ賢明の君主は、一たび嚬して憂愁の狀を爲し、一たび笑つて喜悅の態を爲すさへ、之を惜んで容易に爲さないものである、何となれば君が憂愁の狀を爲すときは、臣下には君に阿諛する爲めに憂愁の狀を爲す者があり、君が喜悅の態を爲せば、臣下には亦君に阿諛して喜悅の態を爲す者が出來るからである、故に世の賢主は顏色と雖も輕輕しく動かさないものである、さて今此の弊袴は微物であるけれども、その影響することと頗る重大で、啻に一嚬一笑の比で無いのである、卽ち我れ若し之を一人に與へると之を貰つた者は得意であらうが、貰はない者は必ず不平を抱くであらう、かくては君臣の間が甚だ和合しなくなるのである故に、我は故なくして妄りに之を與へないのである、必ず我が國家に功勳を樹てた者を待ち、始めて之をその人に與へようと思ふのであると、昭侯はかく細心の注意を拂つて君臣の和合を計り、國家の隆盛を期したのであつた、

昭侯卒、子宣惠王立、三世至桓惠王、韓上黨守降趙、致趙受秦兵、而有長平之敗、又一世至王安、秦王政遣將虜安、遂滅韓爲郡、

【字解】 上黨、長平、趙の條を見よ、

【解釋】 昭侯が死んで子の宣惠王が立ち、それから三世にして桓惠王に至つた、此の時秦は韓を伐つたが、韓の上黨の守將は秦に降服しないで趙に降服した、そこで秦王は大に怒つて趙を攻めた、卽ち趙は韓の上黨の守將の降りを入れた爲めに秦兵の攻擊を受け、長平の大敗を招いたのである、かくて韓は桓惠王より一世にして王安に至つた、時に秦王政は將を遣はして安を俘虜とし、遂に韓を滅して郡と爲した、世紀に韓は景侯より王安に至る凡そ十世となる、

○楚之先、出自顓頊、顓頊之子、爲高辛火正、命曰祝融、弟吳回復居其職、

之を機會とし、黃金百鎰を贈つて政の母の壽を祝し、之に因りて政の歡心を得、因りて以て仇を報ぜんと企てたのである、聶政はその意を察し、嚴仲子に謂ふて曰ふのに、私には老母があるから、私は之を奉養する責任がある、故に老母の存命中は此の身を人に許し、以て命を擲つことが出來ぬと、かくて政の母が卒去したから、嚴仲子は乃ち政をして俠累を殺さんことを圖らせた、是より先き俠累は仇敵の襲來を恐れ、常に役所に起居し、兵士を配置して身邊を護衞することが甚だ嚴重であつた、然るに聶政は突然官府に入り、たゞ一刀の下に俠累を刺し殺し、同時に政は自ら己れの顏の皮を剝き、眼球を快り出して何人たるか分らない樣にして死んだ、これは政はその禍が一族に及ばんことを恐れたからである、かくて役所では加害者の何人であるかを調べることが嚴重であつたが、誰れも知る者が無かつた、依てその死屍を市中に暴し、懸賞を以て之を知ることを謀つたが、又誰れも能く知る者が無かつた、此の時政の姉の嫈といふ者が、その屍の傍に行き聲を出して泣いて曰ふのに、これは深井里の聶政といふ者で、妾の弟である、妾が存在する故を以て、禍が妾の身に及ばんことを恐れ、かくも重く自ら刑し、人をして何人たるかを知らざらしめ、以て捜索の手係を絕ち、妾の身を救ふたのである、然し妾は如何にして、己れの身の殺さるゝ誅罰を恐れ、終に永久に此の賢弟の名を世に知らせない樣にしてよからうか、妾は身を殺されても賢弟の名を後世に殘したいものであると、遂に聶政の屍の傍で自殺した、因に賢弟とは聶政の姉は聶の行を壯烈として、而して壯烈の行をしたから賢い者と思つた、故に特に賢弟といふたのである、

景侯四世、至二哀侯一、徙二都鄭一、哀侯一世、至二昭侯一、鄭人申不害、以二黃老刑名之學一、爲二昭侯相一、國治兵强、

【解釋】景侯から四世にして哀侯に至り、大梁から鄭に遷り、こゝに都した、それから二世にして昭侯に至つた、此の時鄭人に姓は申、名は不害といふ者があり、黃帝や老子の道を本とし名を正し實を責むるの學を以て昭侯に事へ、宰相と爲り、內は政敎を修め、外は諸侯に應じ、善政を施したから國家大に治り兵力も强盛であつた、因に刑名の學とは、韓非子に有レ言者自爲レ名、有レ事者自爲レ形、以レ名責レ實、謂二之形名一、形名卽刑名也とある、此の名とは、君臣父子等の名目で、實とは君父には君父の道あり、臣子には臣子の道あることである、故に名を正して實を責むるとは、君は君たる道を盡し臣は臣たる道を盡しその名と實と一致することをいふのである、

昭侯有二弊袴一、命藏レ之、不三以賜二左右一、侍

十八年而魏王假立、後又二年、秦王政遣兵伐魏、殺王假而滅魏爲郡、

【解釋】 その後十八年を歷て、魏は假といふ者が立つて王と爲つた、而して二年を歷て秦王名は政は、兵を遣はして魏を伐ち、魏王假を殺し、魏を滅して郡と爲した、世紀に魏は文公より王假に至る迄凡そ九世とある、

○韓之先、本與周同姓、武王子韓侯之後也、國絕、其後裔事晉爲韓氏、韓武子之三世曰厥、厥五世至康子、與趙魏共滅知氏、又二世曰景侯虔、以周威烈王命爲侯、

【解釋】 韓の先祖は本と周と同姓で、武王の子韓侯の後裔である、中世にして其の國が絕えたが、その子孫が晉に臣事して韓氏と爲つた、これが韓武子である、此の韓武子の三世の孫に厥といふ者があり、又此の厥の五世の孫に康子といふ者があり、趙氏魏氏と共に知氏を滅ぼしてその領土を分割した、それから又二世の孫に景侯名は虔といふ者があり、始めて周の威烈王の命を以て諸侯と爲つたのである、

韓相俠累、與濮陽嚴仲子有惡、仲子聞軹人聶政之勇、以黃金百鎰爲政母壽、欲因以報仇、政曰、老母在、政身未可以許人也、及母卒、仲子乃使政圖之、俠累方坐府、兵衞甚嚴、政直入刺之、因自皮面抉眼、韓人暴其尸於市、購問莫能識、姊嫈往、哭之曰、是深井里聶政也、以妾在故、重自刑以絕蹤、妾奈何畏沒身之誅、終沒賢弟之名、遂死政尸旁、

【字解】 濮陽、縣名、今の直隸省大名府開州の南、軹、縣名、今の河南省懷慶府濟源縣治、圖、ハカルと訓む、謀ること、府、相公の居る役所、暴、サラスと訓む、衆人に示すこと、購問、今の賞を懸けて物を索すに同じ、深井里軹縣にある邑、旁、傍に同じ、

【解釋】 韓の宰相の俠累は、濮陽の嚴仲子と仇敵であつた、而して嚴仲子は軹縣の人聶政の剛勇を聞き、之と交を結んで己の助けと爲んと思ひ、恰も政の母の賀壽に際會したから、

ふて之を盜ませて、それを持つて晉鄙の軍に行くがよい、又私は公子に力士の朱亥といふ者を推薦するから、公子は此の人を一處に連て行きなさいと、且つ侯嬴は重ねて公子に謂つて曰ふのに、若し晉鄙が公子と兵符を合せて之を疑ふたならば、直ちに此の朱亥に命じて晉鄙を撃ち殺させて其の全軍を奪ひ、親ら之を指揮して趙を救いなさいと、公子は大に喜び皆侯嬴の言の如くし、先づ幸姫に食はしめてその兵符を盜ませ、それを携へて朱亥と共に晉鄙の軍に赴き、之を晉鄙に示した、果して晉鄙は之を疑つたから、朱亥は直ちに晉鄙を殺し、無忌はその全軍を指揮して進撃し、大に秦の兵を破つた、そこで秦兵は邯鄲の圍を解いて退却した、かくて無忌は趙を救ふたが、兵符を盜み晉鄙を殺した罪を恐れ、敢て魏に歸らなかつた、

秦伐魏、魏患之、使人請無忌、不肯歸、客毛公薛公見曰、魏急、而公子不恤、一旦秦克大梁、夷先王宗廟、公子何面目、立於天下乎、無忌趣駕還、諸侯聞無忌爲魏將、皆遣救、無忌率五國兵、敗秦兵於河外、追至函谷關而還、無忌卒、

【字解】不恤、恤はスクゥと訓む、大梁、魏の都、一に汴梁といふ、今の河南省開封府祥符縣治、こゝは惠王名は罃が都した所である、故に孟子は之を稱して梁惠王といふたので、この事は孟子開卷第一にある、夷、コボツと訓む、毀ち滅すこと、趣、ウナガスと訓む、促すこと、

【解釋】その後秦は魏を伐つたから、魏は之を患へ、使者を遣はして救を無忌に求めた、然し無忌は之を承知しなかつたのである、此の時無忌の客の毛公と薛公との二賢士は無忌に見へて忠告して曰ふのに、今や公子の本國なる魏は危急存亡の時である、然るに公子は之を傍觀して救はないのは、甚だ其意を得ぬことである、若し一朝秦が魏を破つて大梁を屠り、先王の宗廟を毀つたならば、公子は何の顏があつて天下に立つことが出來ようか、公子は宗廟社稷を滅したといふ汚名を受け、決して天下に立つことが出來ないのであると、無忌は此の忠言を聞いて大に悔悟し、直ちに駕を命じて魏に歸つた、こゝに於て、天下の諸侯は無忌が魏の將と爲つたことを聞き、皆兵を出して魏を援助した、依て無忌は楚燕趙韓魏の五國の兵を率ゐて秦軍と戰ひ、大に秦兵を黃河の外に敗り、之を函谷關迄追撃して還つた、かくして無忌は魏に大功を樹てたが後幾何も無くして死んだ、

趙を救援する者を撃つのであると、趙王は之を聞いて大に恐れ、晉鄙に命じ、その兵を止めて鄴に屯營させ、又新垣衍といふ辯士を遣はし、趙王に說いて、共に秦を尊んで帝と爲さんことを以てした、魏王は秦の一喝に遇ひ、かくの如く意氣消沈して遂に秦に降服せんとしたのであつた、此の時齊の高士魯仲連は新垣衍の家に往き、衍に面會して曰ふのに、彼の秦は禮義を棄て、顧みず、唯戰場に於て敵の首を多く取る者を尊ぶ國で、實に野蠻の夷族である、故に若し此の蠻族が肆然として天下に帝となつたならば、此の魯仲連は、我が東海を蹈んで死するのみである、斷じて暴秦の臣と爲らぬのであると、新垣衍之を聞いて大に感動し、再拜して曰ふには、魯先生は眞に天下の名士で、その所論は實に敬服の至りである、故に余も先生の說に從ひ、今後は敢て復た秦を帝とすることを主張せぬと、かくて新垣衍も亦排秦主義の人と爲つた、

趙平原君夫人、無忌姊也、趙急、使者冠蓋相望、責救於無忌、無忌請於王、及使賓客游說萬端、王不聽、客侯嬴敎無忌、請於王幸姬、竊得晉鄙兵符、且薦力士朱亥與俱、謂晉鄙合符而疑、則擊殺而奪其軍、一如嬴言、得兵以進、大破秦兵、解邯鄲圍、而無忌不敢歸魏、

【字解】 使者冠蓋相望 冠は頭上の冠、蓋は車の蓋、これは前の使者と後の使者と相續くことを形容したもので、救を求める使者の絕え間無いことである、責、モトムと訓む、求めること、請、コフと訓む、請ひ求むること、幸姬、王の寵幸を得て居る宮女、竊、ヌスムと訓む、盜むと、兵符、信を表するわりふ、朱子の說に、符以玉爲之、篆刻文字、而中分之、彼此各藏其半、有故則合以爲信也とある、卽ち國王が兵を出す時は、此の兵符の一を大將に授け、一を王自ら持し、以て他日の信と爲すのである、薦、ススメルと訓む推薦して使はせること、

【解釋】 さて又趙の公子平原君の夫人は、實に無忌の姉である、此の關係がある爲めに、今趙の陷落が日に迫つて來たから、趙が無忌に救援を求むるの使者は、續續として魏に來り、その冠蓋は相望む程頻繁であつた、依て無忌は直接魏王に說いて救を乞ひ、又食客をして、手を換へ品をかへて色色と魏王を說かせたが、魏王は旣に秦の威嚇に懼れを懷いて居るから、承諾しなかつた、此の時無忌の賓客の侯嬴といふ名士が、無忌に謀を獻じて曰ふのに、王が晉鄙に賜ふた兵符の一は、王の臥內にあると聞いて居る、故に公子は王の幸姬に請

である、果して蘇秦の計畫の如く、張儀は秦の宰相と爲つてから、始めて蘇秦の術中に陷つたのを知り、嘆息して曰ふのに、蘇君が趙に居られる間は、儀は何ぞ敢て趙を伐つことを言はんや、決して趙を伐たぬのであると、その後蘇秦が趙を去つた爲めに、六國の合從は解けたから、張儀は專ら連橫を策し、齊楚燕韓魏趙の六國を連ねて秦に事へるやうにした、かくて秦の惠王の時、張儀は嘗て秦の兵を以て魏を伐つて一邑を得たが、復た之を魏に與へ、更らに魏を欺いて多くの地を割き以て秦に謝罪させた、それから秦に歸つて秦の宰相となり、幾何も無くして出で、魏の宰相と爲つたが、これは實は秦王の爲めに魏の地を得んとする手段であつたのである、それから魏の襄王の時に、復た歸つて秦の宰相と爲り、その後また出で、魏の宰相となつて死んだ、張儀はかく辛辣なる政治家であつた、因に張儀が魏を欺き、地を割いて秦に謝せしめたことは、史記張儀傳に、秦惠王十年、使公子華與張儀圍蒲陽、降之、儀因言秦復與魏、而使公子繇質於魏、儀因說魏王曰、秦王之遇魏甚厚、魏不可以無禮、魏因入上郡謝秦惠王とあることを指したのである、

魏安釐王立、封公子無忌爲信陵君、無忌愛人下士、食客三千人、秦攻趙、魏王使晉鄙救之、秦昭王欲移兵先擊救者、王恐止晉鄙兵壁于鄴、又使新垣衍說趙、共尊秦爲帝、魯仲連往見衍曰、彼秦者棄禮義上首功之國也、卽肆然帝天下、則連有蹈東海而死耳、衍再拜曰、先生天下士也、吾不敢復言帝秦矣、

【字解】信陵君、無忌は信陵といふ所に封ぜられたから、信陵君と號したのである、信陵は今の湖北省宜昌府歸州の東、壁鄴、壁は屯營すること、鄴は郡名で、今の河南省彰德府の地、肆然、侈然に同じ、放肆の意で、俗にいふ勝手氣儘のこと、蹈東海、魯仲連は齊の人で、齊は東海に濱して居る、故に蹈東海といふたのである、

【解釋】魏の安釐王が立つてから、公子無忌を封して信陵君と爲した、此の無忌は安釐王の異母弟で、よく人を敬愛し、尤も賢士を尊んで之に下つた、故に天下の名士は多くその門に集り、食客は常に三千人の多きに達したのである、此の時秦は趙を攻めたから、魏王は晉鄙といふ者を大將として趙を救はせた、秦の昭王は之を聞いて趙を威嚇して曰ふに、若し趙を救援するものあらば、我は趙を攻むる兵を移して、先づ

曰、蘇君之時、儀何敢言、蘇秦去趙而從解、儀專爲橫、連六國以事秦、秦惠王時、儀嘗以秦兵伐魏、得一邑、復以與魏、而欺魏割地以謝秦、歸爲秦相、已而出爲魏相、實爲秦地、襄王時復歸相秦、已而復出相魏以卒、

【字解】爲楚相所辱、これは史記張儀傳に、嘗從楚相飮、已而楚相亡璧、門下意張儀曰、儀貧無行、必此盜相君之璧、共執張儀掠笞數百不服、醳之云云とあることを指す、妻慍有語、慍はイカルと訓む、悲み憤ること、史記張儀傳に、其妻曰、嘻、士毋讀書游說、安得此辱乎とある、激儀使入秦、張儀を憤激させて遣つたこと、史記張儀傳に、蘇秦已說趙王而得相約從親、然恐秦之攻諸侯敗約後負、念莫可使用於秦者、乃使人微感張儀曰、子始與蘇秦善、今秦已當路、子何不往游以求通子之願、張儀於是之趙上謁求見蘇秦、蘇秦乃戒門下人不爲通、又使不得去者數日、已而見之坐之堂下、賜僕妾之食、因而數讓之曰、以子之材能乃自令困辱至此、吾寧不能言而富貴子、子不足收也、謝去之、張儀之來也、自以爲故人、求益反見辱、怒念諸侯莫可事、獨秦能苦趙、乃遂入秦とある、蘇君之時、儀何敢言、蘇君は蘇秦を敬していふ詞、蘇君の趙に在る時は、儀は敢て趙を伐つことを言はないといふ意、これは張儀が蘇秦に激勵されて秦に往つた結果である、史記張儀傳に、乃遂入秦、蘇秦已告其舍人曰、張儀天下賢士、吾殆弗如也、今吾幸先用、而能用秦柄者、獨張儀耳、然貧無因以進、吾恐其樂小利而不遂、故召辱之以激其意、子爲我陰奉之、乃言趙王、發金幣車馬、使人微隨張儀、與同宿舍、稍々近就之、奉以車馬金錢、所欲用爲取給、而弗告、張儀遂得以見秦惠王、惠王以爲客卿、與謀伐諸侯、蘇秦之舍人乃辭去、張儀曰、賴子得顯、方且報德、何故去也、舍人曰臣非知君、知君者蘇君、蘇君憂秦伐趙敗從約、以爲非君莫能得秦柄、故感怒君、使臣陰奉給君資、盡蘇君之計謀也、今君已用、請歸報、張儀曰、嗟乎、此吾在術中而不悟、吾不及蘇君明矣、吾又新用、安能謀趙乎、爲吾謝蘇君、蘇君之時、儀何敢言、且蘇君在、儀寧渠能乎とある、

【解釋】魏國の人に張儀といふ者があつた、此の人は蘇秦と同じく鬼谷先生に師事し、同學の友であつたのである、さて張儀は嘗て楚に遊び、楚の宰相の爲めに辱しめられ、空しく家に歸來した、その時その妻は大に怒つてその腐甲斐なきを嘆き、所謂愚痴をいふた、張儀は舌を出して妻に謂つて曰ふのに、汝吾が舌を見よ、舌尚ほ在りや否やと、これは舌が在れば游說して名譽を恢復し、楚相から受けた辱に報ひることが出來るといふ意を示したのである、その後蘇秦は合從の約を締結し、六國の相印を帶ぶに至つたが、心竊かに秦が此の合從の破毀を企てることを恐れ、之を豫防する爲めに、ことさらに張儀を奮激させて秦に入り、以て秦の宰相と爲らせたの

左孟門、右太行、恒山在其北、太河經其南、武王殺之、若不修德、舟中人皆敵國也、武侯曰、善、

【解釋】魏の文侯の子武侯は、嘗て舟を西河に浮べて下つた、そして河の中程に於て、顧みて吳起に謂うて曰ふのには、美麗では無いか此の山河の固めは、實に我が魏國の寶であると、これは武侯が山河の天險を誇り之を越えて我を侵略するもの無しと信じたのである、吳起が對へて曰ふのには、抑も國家の安きは人君の德政如何にあることで、決して山河の天險に在るのでは無い、その證據には、昔、三苗氏は洞庭の大湖を左にし、彭蠡の大澤を右に控へ、實に形勝の地であつたが、遂に夏の禹王の爲めに滅された、又夏の桀王の國は、河水濟水の二川を左にし、泰華の山を右にし、伊闕の險崖はその南に在り、羊腸の險阪はその北に在り、天險無比の國であつたが、殷の湯王の爲めに南巢に放たれた、又殷の紂王の國は、孟門山を左にし天行山を右にし恒山のその北に在り、太河の水はその南を經、これも亦天險の場であつたが、遂に周の武王の爲めに殺された、是に由つて之を觀れば、人君の恃む所の者は、天險にあらずして德政にあることが分るでありましよう、故に若し君にして德を修めなければ、今此の舟中に居る人も、皆叛いて敵國となるのであると、武侯が曰ふのには汝の言は善し、我は之を鑑としようと、

武侯卒、子惠王罃立、東敗於齊、將軍龐涓與太子申皆死、南敗於楚、西喪地於秦、乃卑辭厚幣、以招賢者、孟子至、而不用、子襄王立、孟子去之齊、

【解釋】武侯が死んで子の惠王名は罃が立つた、此の時魏は東は齊から攻擊せられて大敗し、その爲めに將軍龐涓と太子の申とが共に戰歿し、南は楚に敗られ、西は秦に攻められて領土を奪はれ、實に外寇に苦んだのである、依て魏王は辭を卑くし幣物を厚くして天下の賢士を招き、その翼贊によつて國勢を恢復せんと謀つた、此の時彼の有名なる孟子も、魏に行つて獻策したが、然かも魏王は之を用ゐなかつた、かくて惠王が死んで子の襄王が立つたが、此の王も亦孟子の說を用ゐなかつたから、孟子は遂に去つて齊へ行つた、

魏人有張儀者、與蘇秦同師、嘗遊楚、爲楚相所辱、妻慍有語、儀曰、視吾舌尙在否、蘇秦約從、時激儀使入秦、儀

【字解】殘忍薄行、殘忍は慘酷、薄行は人情の薄きこと、蓋しその妻を殺したのを指す、疽、悪症のできもの、吮、スフと訓む、口で吸ひ出すこと、不旋踵、踵はキビスと訓む、かゝとのこと、旋はメグラスと訓む、轉廻すること、これは恩に感激し、かゝとを廻らす間を待たず、敵と戰ふて戰死したこと、

【解釋】衛國の人に吳起といふ者があり、初め魯國に仕へた、當時魯國は吳起を大將として齊を伐たしめんとしたが、吳起が齊の女を娶つて妻として居たのを見、吳起を疑つて大將としなかつた、これは、魯は、吳起が妻の故を以て魯の秘密を齊に漏さんこと恐れたからである、依て吳起はその妻を殺して魯に二心無きを明にし、以て大將たらんことを求めた、そこで魯王も吳起の心事を諒し、遂に大將と爲したから、吳起は勇躍して軍に上り、大に齊軍を擊破した、その後或る人が吳起を讒罵して曰ふのに、彼は最愛の妻を殺す程の殘忍酷薄な男であるから、恐らくは魯の爲めに忠實に働らかないだらうと、吳起は之れが爲めに罪を得んことを恐れ、逃げて魏に歸した、魏の文侯は夙に吳起の盛名を聞いて居たから、直ぐに大將として秦を伐せた、そこで吳起は魏の大將と爲つて秦を伐ち、その五城を奪取した、さて吳起は常に士卒と衣服飲食を同ふし、よく難苦を共にし、努めて衆心を得ることに注意した、嘗てその部下の一兵卒に、疽を病んだものがあつた、吳起は此の卒の爲めに自らその膿を吸つて之を慰藉した、卒の母は之を聞いて大に哭して曰ふのに、前年吳公は、此の卒の父が疽を病んだ時、自らその膿を吸はれたから、父はその恩義に感激し、勇んで敵軍に肉迫し、踵を旋さずして一命を棄て以てその恩に報いたことがあつた、今吳公は又その子の膿を吸はれた由であるから、これも亦恩に感激し、吳公の爲めに一命を棄てるであらう、されば妾は此の子が何れの所に死するやを知らぬのであると、この一事を見ても、吳起が如何に將卒の心を得る術に長じて居たかを知ることが出來るのである、因にその死所を知らずとは、必ず恩に感じて討死するといふ意を強く言ひあらはした詞である、

文侯卒、子擊立、是爲武侯、

【解釋】文侯が死んで、子の擊が立つた、これが武侯である、

武侯浮西河而下、中流顧謂吳起曰、美哉山河之固、魏國之寶也、起曰、在德不在險、昔三苗氏、左洞庭、右彭蠡、禹滅之、桀之居、左河濟、右泰華、伊闕在其南、羊腸在其北、湯放之、紂之國、

則翟璜、二子何如、克曰、居視其所親、富視其所與、達視其所擧、窮視其所不爲、貧視其所不取、五者足以定之、子夏、田子方、段干木成所擧也、乃相成、

【解釋】魏の文侯が李克に謂うて曰ふのには、先生は嘗て私に、家が貧困の時は、良き妻のあらんことを思ひ、國が亂れた時は、良き宰相を得んことを思ふと敎へられたが、實に先生の言の如く、今私も國家の爲めに切に良相を得んことを希うて居る、そして私はその侯補者として、魏成か若くは翟璜に望を屬して居るが、此の二人の優劣は如何であらうか、先生の御高見を伺ひたいと、李克が曰ふのには、凡そ人物を鑑識することは五の法がある、第一は、その人が平居無事の時に於て、如何なる人と親しく交際して居るか、その親交して居る人物の善惡を視るのである、第二はその人既に富裕になりて後、如何なる所に金穀を與へて居るか、その與へる事の當否を視るのである、第三は、その人既に立身して顯官と爲つて後、如何なる人物を任用するか、その任用した人物の賢愚を視るのである、第四と第五は、その人が窮困した時に於て、非義の事を爲さぬか、非道の財を取らぬか、その爲さざる所、取らざる所を視るのである、此の五つの法は、以て宰相の適否を定むることが出來るのであると、卽ちその交る所の人物は善人、その與ふる事は道理に當り、その擧ぐる人は賢、非義の事を爲さず、非道の財を取らざれば、その人は立派な君子で大臣宰相として絕好の人であるが、之に反する者は小人で取るに足らぬのである、さて李克はかく人物を鑑定する法を對へて、直接魏成翟璜の優劣を曰はなかつた、此の時文侯の師として仰いだ子夏や、田子方や、段干木の賢者は、皆魏成が推擧した人であつたから、文侯は所謂その擧ぐる所を視て、遂に魏成を以て宰相に任じた、

有衞人吳起者、初仕魯、魯欲使起擊齊、而起娶齊女、疑之、起殺妻以求將、大破齊師、或曰、起殘忍薄行人也、起恐得罪、歸魏、文侯以爲將、拔秦五城、起與士卒同衣食、卒有病疽、起吮之、卒母聞而哭曰、往年吳公吮其父、不旋踵死敵、今又吮其子、妾不知其死所矣、

た、それから數世を經て絳といふ者があり、絳の後四世を經て桓子といふ者に至り、韓氏趙氏と共に知氏を滅してその領土を分割し、以て魏氏勃興の基を作つた、此の桓子の孫に、文侯名は斯といふ者があり、始めて周の威烈王の命を以て諸侯と爲つた、此の文侯斯は深く賢者を愛し、子夏や田子方に師事して、その德を磨き、特に段干木といふ賢者を尊崇し、外出してその里門の前を通るときは、必ず式に憑つて敬禮した、文侯は此の如く賢者を禮遇したから、四方の賢士は多く欽慕して魏に來歸した、

文侯之子擊、遇子方乎道、下車伏謁、子方不爲禮、擊怒曰、富貴者驕人乎、貧賤者驕人乎、子方曰、亦貧賤者驕人耳、富貴者安敢驕人、國君而驕人失其國、大夫而驕人失其家、夫士貧賤者、言不用行不合、則納履而去耳、安往而不得貧賤哉、擊謝之、

【字解】子方、文侯の師、田子方、伏謁、伏俯して見ゆること、これは長者に對する禮なり、納、著也、禮記玉藻に、坐左納右と、疏に、納猶著也とある、履、皮にて作りたる草履、

【解釋】魏の文侯の子の擊は、嘗て外出し、道で父の師なる田子方に出遇うたから、車から下りて丁寧に伏謁した、然るに子方は答禮しなかつた、擊は怒つて子方に謂うて曰ふのには、凡そ富貴の者が人に驕り高ぶるか、貧賤の者が人に驕り高ぶるかと、子方が曰ふのには、固より貧賤のものが人に驕るのである、富貴の者は人に驕ることが出來ない、何となれば、苟も國君にして人に驕ると、その國人は皆叛いて離散するから、遂にその國を失ふに至り、大夫にして人に驕ると、その家臣や奴僕が叛くから、遂にその家を失ふに至るのである、かくて失うた者は再び得ることが六ケ敷いから、富貴の者は、決して人に驕るもので無いのである、然し士の貧賤なるものは、自分の意見が君に用ゐられず、又自らの行が君の意に合はない時は、唯履を足に著けてその國を去るばかりである、而してその貧賤は何れの地に行つても得られぬことがあらうか、貧賤は失ふもので無いから、いつも得易いのである、故に貧賤の人にして始めて人に驕るのであると、擊は之を聞いてその說に服し、前言の失禮を謝した、

文侯謂李克曰、先生嘗敎寡人、家貧思良妻、國亂思良相、今所相、非魏成

つた、その後楚人は廉頗の英名を聞き魏から迎へて大將と爲したが、頗は一向に戰功を樹てることが出來なかつた、そして述懷して曰ふのに、我は再び趙國の將軍と爲り、趙人を用ゐて一快戰を試みたく思ふ、今楚に居るのは我が本意では無いと、その後幾何ならずして卒死した、

趙得李牧爲將、先居北邊、破匈奴、悼襄王子幽繆王遷立、秦王政遣兵攻趙、牧爲大將敗之、秦縱反間言、牧將反、遷誅之、秦兵至虜遷、趙之七大夫立趙嘉爲王、王于代、秦進攻破嘉、遂滅趙爲郡、

【字解】匈奴、北狄のこと、縱、ハナツと訓む、放つこと、代、州の名、今の山西省大同府の治、

【解釋】趙は李牧を得て大將とした、此の人は以前に北方の國境に居て、匈奴を破つた戰歷がある人であつた、かくて趙は悼襄王が死んで、その子の幽繆王名は遷が立つた、此の時秦王政は兵を遣して趙を攻めたから、李牧は趙の大將と爲つて之を擊破した、依て秦は之に苦しみ反間を放ち、李牧を趙から斥けんとして曰ふのに、牧は將さに謀反を企てゝ居ると、趙王遷は之を信じて李牧を誅した、依て秦兵は急遽趙に攻め入り、遷を俘虜とした、趙の七人の大夫は趙嘉を立てゝ主と爲し、國を代州に立てたが、秦兵はいよ〳〵進擊して趙嘉を敗り、遂に趙を滅して郡と爲した、世紀に趙は烈侯より王嘉に至る迄凡そ十一世とある、

○魏之先、本與周同姓、文王子畢公高之後也、國絕、有苗裔曰畢萬、事晉、邑于魏、數世有絳、絳後四世曰桓子、者、與韓趙共滅知氏而分之、桓子之孫曰文侯斯者、以周威烈王命爲侯、以卜子夏、田子方爲師、過段干木之閭必式、四方賢士多歸之、

【字解】魏、國の名、今の直隸省大名府の地、苗裔、子孫に同じ、段干木、段干は姓、木は名、式、車の橫木、凡そ車上に在つて敬禮を表せんとするときは、身をその橫木に倚せて首を俛し、式を撫して禮を施すのである、

【解釋】魏の先祖は本と周と同じく姬姓で、文王の子畢公高の子孫である、後世その國廢絕したが、その末胤に畢萬といふ者があつて、晉に事へ、魏の邑に封ぜられ、再び家を興し

すと、かくて共に血をすゝつて合從の約を定めたから、毛遂は左手に銅盤を持ち、右手で十九人を招き、共に血を堂下にすゝらしめて曰ふには、君等は石のごろ〱して居る如く、何の役にも立たない、世の所謂人に依て事を成す者であると、かく罵倒して前の目笑に酬いた、さて平原君は合從の約を定めて趙に歸り、毛遂を推稱して曰ふのには、毛先生が一び楚に行かれた爲めに、我が趙をして彼の九鼎大呂よりも天下に重からしめたと、遂に毛遂を以て上客とし、その勞を慰めた、

楚將春申君救趙、會魏信陵君亦來救趙、大破秦軍邯鄲下、

【解釋】　さて楚は從約の通り春申君を大將として趙を救はせた、又丁度魏の信陵君も、兵を率ゐて來り救ふてくれた、依て趙は楚魏の兵を連ねて秦と戰ひ、大に秦軍を邯鄲城下で破つた、

孝成王子、悼襄王立、思復用廉頗爲將、時頗奔在魏、使人視頗、頗之仇郭開、與使者金、令毀之、頗見使者、一飯斗米、肉十斤、被甲上馬、以示可用、使者還曰、廉將軍尚善飯、然與臣坐、頃之三遺矢矣、王以爲老、遂不召、楚人迎頗於魏、頗爲楚將、無功、曰、我思用趙人、尋卒、

【字解】　毀、ソシルと訓む、誹るなり、惡口すること、被甲、甲冑を著る、遺矢、矢は糞なり、綱鑑の註に、謂坐不久而大便不禁者三、其老病不堪用也とある、尋卒、久しからずして死せしこと、

【解釋】　孝成王の子悼襄王が立つた、此の王は復た廉頗を用ゐて大將と爲さんと思ふた、而して當時廉頗は趙を出奔して魏國に居たから、悼襄王は使者を廉頗の處に遣し、その動靜を視させた、時に廉頗の仇卽ち廉頗と仲の惡い人の郭開といふ者が之を妨害しようと思ひ、使者に多くの金を賄して廉頗を王に誹謗させた、かくて趙王の使者は廉頗の處へ行つたから、廉頗は大に喜び、一度の食事に一斗の飯と十斤の肉とを食ひ、甲冑を著て馬に乗り廻はし以て老いたるも益强壯であることを示し、暗に用ゐられんことを諷した、然し使者は郭開から金を貰つた爲めに王に復命して曰ふのに、廉將軍は善く食して至極强壯の樣であるが、臣と會談して居る時に、三度遺矢したから、餘程老衰して居ると讒誹した、趙王は此の言を信じて最早役に立たぬと思ひ、遂に召して用ゐなか

兵が趙の都の邯鄲を攻めた、そこで趙の公子平原君は救を楚の考烈王に求めんとした、此の時平原君は、その門下の食客にして、文武兼備の者二十人を從へて、共に倶に楚に行かんとし、既に十九人を選拔した、これは平原君は、此等の人をして楚王を説破せしめ、以て楚趙合從して秦を伐たしめんとする爲めである、玆に毛遂といふ食客あり、自ら推薦してその選に預らんことを求めた、平原君が曰ふのには、凡そ士の世に居るは、猶錐が嚢中に在ると同じである、錐が嚢中に在ると、その鋒尖が立ろに見るゝが如く、士も世に居れば必ず名聲を擧ぐるものである、然るに今先生は我が門下に居ること既に三年であるが、未だ嘗てその名を聞かない、故に先生は無能であるから、連れて行かれないと、毛遂が曰ふのには、私の名が見れないのは、之を見す機會が無かつたからである、若し私をして嚢中に居らせたならば、乃ちその柄と共に脱出するのである、啻にその鋒尖が見れるばかりでは無いと、平原君は之を然りとし、乃ち二十人の數に入れた、彼の十九人の人々は、毛遂のあつかましいのに呆れて皆目笑した、さて平原君はいよ〳〵楚に至り、楚王と合從の利害を論難したけれども決しない、そこで毛遂は劍を按じ、階を踏み鳴らして堂に上り、楚王に向つて曰ふのには、凡そ合從は、利か害か只此の二言の中で、容易に決する筈である、然るに今は日出から議論して、はや正午に至るも決定せぬは何故であるかと、

楚王が怒つて毛遂を叱して曰ふには、汝は何故に階を下らぬのか、我は汝の君と議論して居るのである、汝無禮者め、汝は元來何物ぞと、毛遂は毫も恐れず、益〻劍を按して楚王に近づいて曰ふのには、王が私を叱するのは、楚國の兵の多いのを恃みとして居るからであらう、然し今王と私とは十歩の近い間であるから、王は到底楚國の兵を恃むことが出來ない、王の一命は私の手の内に在つて、私は王を殺すことが出來る、抑も楚は强國で、天下誰れも及ぶ者は無い、而して彼の秦の白起は、靑二才の小僧である、然るに强國の楚と一戰してその鄢郢を拔き、再戰して夷陵を燒き、三戰して王の先人を辱めたでは無いか、卽ち楚國は白起の爲めにさん〴〵の屈辱を受けたでは無いか、是れは楚に取りては實に百代忘るべからざる怨で、又我が趙人の羞しく思うて居る所である、故に楚趙合從して秦に當るのは、楚國の爲めの利益で、我が趙の爲めの利益で無いのである、王は此の理由を知らざるかと、楚王が曰ふのには、然り然り、誠に先生の言ふ通りである、故に私は謹んで國家を奉じて以て貴說に從ひ、合從して共に秦を伐ちましようと、そこで毛遂は楚王の左右を顧みて曰ふのに、早く雞狗馬の血を持ち來れと、左右の臣はすぐ之を銅の盤に入れて持つて來た、毛遂はその盤を捧げ、恭しく跪いて楚王に謂ふて曰ふのには、王は先づ此の血をすゝつて從を定めて下さい、その次は私の君、その次は此の毛遂がすゝりま

也。楚王怒叱曰、胡不下、吾與而君言、汝何爲者、毛遂按劍而前曰、王所以叱遂以楚國之衆也、今十步之內、不得恃楚國之衆也、王之命懸於遂手、以楚之强、天下莫能當、白起小豎子耳、一戰而擧鄢郢、再戰而燒夷陵、三戰而辱王之先人、此百世之怨、趙之所羞、合從爲楚、非爲趙也、王曰、唯唯、誠若先生之言、謹奉社稷以從、遂曰、取雞狗馬之血來、棒銅盤跪進曰、王當歃血而定從、次者吾君、次者遂、左手指盤、右手招十九人、歃血於堂下、曰、公等碌碌、所謂因人成事者也、平原君定從歸、曰、毛先生一至楚、使趙重於九鼎大呂、以遂爲上客、

【字解】穎脫、穎は錐の柄、李巡來曰く、謂幷柄倶脫然而出、故云非特其末見而已、若以爲鋒穎、則與末何異と、目笑、互に目で見合せて嘲り笑ふこと、小豎子、小僧或は靑二才の意で、人を嘲り罵る辭、歷階、階段を上るに足を聚めざること、例へば左足で初段を踏めば、右足は二階を踏む類、擧鄢郢、楚の襄王二十年、秦の白起楚を伐ちて鄢縣を拔き、次年又都の郢を拔きしことを指す、夷陵、夷は陵の名、ここは楚の累世の墳塋である、辱先人、父の死後、その子父を稱して先人と曰ふ、此の時毛遂等に面接した楚王は考烈王で、考烈王の父は襄王で、襄王は秦に攻められて陳に出奔したのである、今毛遂が辱王之先人と曰うたのは此の事實を指したのである、社稷、社は土地の神、稷は五穀の神、凡そ國は土地と五穀によつて立つ、故に支那にて國を建つるには、必ず此の二神を祭れり、此の意味より、社稷を以て國家の義と爲す、鷄狗馬之血、司馬貞曰、盟之所用牲、貴賤不同、天子用牛及馬、諸侯以犬及豭、大夫以下用鷄、今此總言盟之用血、故云取雞狗馬之血來耳と、中井履軒曰く、雜三物之血而用之、蓋當時之俗云、不當拘說と、今中井氏の說に從ふ、跪、ヒザマヅクと訓む、兩膝を屈し、尻をあげ踵を尻につくること、歃、スヽルと訓む、盟約する時、血を口の傍に塗ること、碌碌、廣韻に、多石貌とある、卽ち石のごろ〳〵して居る如く、何の役にも立たないと、凡庸の義、又說文に隨從貌とある、九鼎大呂、九鼎は禹王の鑄る所、大呂は周廟の大鐘、共に邦家の寶器にして天下の均しく尊重する所のもの、

【解釋】趙の孝成王の九年、卽ち秦の昭王の五十年に、秦の

用ゐてはいけぬと切言したが、王は之を聽かないで、遂に括をして廉頗に代はらせた、さて此の趙括は幼少から兵法を學び、天下吾に及ぶ者無しと自慢して居た、又常に、その父奢と兵を談ずる時は、懸河の辯を以て滔滔と論じ、流石の父も之を論難することが出來なかつた、然し奢は之を以て滿足しなかつたから、括の母はその理由を問ふた、奢が曰ふのに、凡そ戰爭は生命を棄つるものであるから、愼重に熟慮して謀を定むべき筈である、然るに括は容易に之を論ずるは眞の兵法の意義を知らぬものである、故に他日趙が括を以て大將としたならば、趙の軍は必ず敗北するであらうと、これは以前の話であるが、今や趙括は大將と爲つて長平に行かんとしたから、その母は、夫の奢の言を思ひ、趙王に上書して、括を大將として用ゐざる樣にと曰ふた、然し趙王は之を聽かず飽く迄反間の言を信じ、括を大將として長平に赴かせた、かくて趙括は、長平に赴いて趙軍を指揮したが、果して秦の將白起の爲めに射殺され、部下四十萬の兵は皆秦軍に降伏するの已むなきに至つた、依て秦軍は此の四十萬の兵を皆谷に陷れて之を壓殺した、

趙相平原君公子勝、食客常數千人、客有公孫龍者、爲堅白同異之辯、

【字解】堅白同異之辯、黑きを白しといひ、同じきを異なりといひ、己の口舌を以て之をいひ包ゐめること、詳しいことは楊倞が荀子の註を見よ、平原君公子勝、平原君は趙の武靈王の子で、名を勝といふた、又平原郡に封ぜられたから平原君と號したのである、平原は今の山東省濟南府平原縣治、

【解釋】趙の宰相の平原君は、武靈王の公子で、名を勝といふた、此の人は常に數千人の食客を養ひ、大なる勢望があつた、而してその食客の中に、公孫龍といふ者があり、好んで堅白同異の辯を爲した、平原君はかゝる奇人をも優遇したのである、

秦攻趙邯鄲、平原君求救於楚、擇門下文武備具者二十人與之倶、得十九人、毛遂自薦、平原君曰、士處世若錐處囊中、其末立見、今先生處門下三年、未有聞、遂曰、使遂得處囊中、乃穎脫而出、非特末見而已、平原君乃以備數、十九人目笑之、至楚定從、不決、毛遂按劍歷階升曰、從之利害兩言而決耳、今日出而言、日中不決何

という熟語はこゝが出處である、

惠文王子孝成王立、秦代韓、韓上黨降於趙、秦攻趙、廉頗軍長平、堅壁不出、秦人行千金爲反間曰、秦獨畏馬服君趙奢之子括爲將耳、王使括代頗、相如曰、王以名使括、若膠柱鼓瑟耳、括徒能讀其父書、不知合變也、王不聽、括少學兵法、以天下莫能當與、父奢言、不能難、然不以爲然、括母問故、奢曰、兵死地也、而括易言之、趙若將括、必破趙軍、及括將行、其母上書言、括不可使、括至軍、果爲秦將白起所射殺、卒四十萬皆降、坑於長平。

【字解】上黨、郡の名、今の山西省潞安府長子縣の西、長平、城名、今の山西省澤州府高平縣治に屬す、馬服君、趙奢の號、若膠柱鼓瑟、柱は絃下の雁足で、これは瑟を彈ずるに當り、時時その位置を上下して聲を調へる者である、然るに若し此の柱を膠で一定の處に粘定する時は、その調子を變化することが出來ないのである、趙括の兵法も亦此の柱を膠で粘定した如く、臨機應變の活法で無く、死法であるといふことに喩へたのである、

【解釋】惠文王の子孝成王が立つに及び、秦は韓を伐ち、その上黨の地を攻めて之を奪取した、しかも上黨の人民は秦に降ないで趙に降つた、依て秦は師を轉じて趙を攻めた、此の時趙の將廉頗は長平城に軍し、固く城壁を守つて籠居し、出でゝ戰はなかつた、秦人は大に之に苦み、どうかして廉頗と趙王とを離間させようと思ひ、千金を散じて反間を放つて曰ふのに、秦は廉頗の如き平凡な將は恐れない、唯獨り馬服君趙奢の子括が大將軍と爲ることを恐れて居ると、これは廉頗の如き名將を斥け、愚將の趙括を以て之に代へ、早く上黨を拔かんとした策略であつたのである、而して趙王は秦の計略を知らず、反間を信じて廉頗を罷め趙括をして之に代らせた、そこで藺相如は趙王を諫めて曰ふに、大王が括を大將にしたのは、唯括の虛名を信じたからである、彼の括の兵法は、喩へば瑟の柱に膠して之を彈ずると同じく、少しも役に立たないのである、彼の括は幼少の時から、唯よく父趙奢が著した兵書を讀んで之を墨守するばかりで、生死の間に處し、勝負を一時に決する臨機應變の術を知らない者であるから、斷じて

下我見相如必辱之、相如聞之、毎朝常稱病、不欲與爭列、出望見、輒引車避匿、其舍人皆以爲耻、相如曰、夫以秦之威、相如廷叱之、辱其群臣、相如雖駑、獨畏廉將軍哉、顧念、强秦不敢加兵於趙者、徒以吾兩人在也、今兩虎共鬪、其勢不俱生、吾所以爲此者、先國家之急、而後私讎也、頗聞之、肉袒負荊、詣門謝罪、遂爲刎頸之交、

【字解】右、上なり、古は右を以て尊となす、列、坐席の位序、輒、その度毎にの意、舍人、近親左右の人、廷叱云云、澠池の會で秦王に缶を擊たしめたことを指す、駑、愚鈍、肉袒、衣を脫ぎて肉を露すこと、負荊、荊は、和名イバラ、イバラは罪人を笞つもの、故に負荊は、私は君に對して罪があるから、之で笞つてくれよといふ意で、謝罪する義、刎頸之交、刎はハネル、頸は首、卽ち首をはねる交、その人の爲めには我が命を捨つるも悔いないといふ極く親密な交のこと、

【解釋】趙王は澠池の會から歸り、相如を第一の卿と爲し、廉頗といふ將軍の上位に置き、以てその勳功に酬いた、廉頗が曰ふのには、我は趙の將と爲つて、城を攻めたり、野で戰つたりした功勞がある、然るに彼の相如は素と卑賤の身分で、唯口舌の辯論が巧である爲めに、我が上席と爲つた、我は實に彼の下風に立つことを耻とする、故に若し彼に遇へば、必ず之を辱めてやらうと、相如は之を聞き、朝に出づる每に常に病と稱して廉頗を避け、共に坐位を爭ふことをしなかつた、又外出した時、廉頗が來るのを望見すると、その度毎に、車を引き返して避け匿れた、相如の舍人は、相如の此の行動を以て耻辱とした、相如が曰ふのには、夫れ秦の威勢をも恐れず、我は之を朝廷で叱し、且つその群臣を辱めた、故に我は如何に愚鈍なればとて、決して彼の廉將軍位は畏れない、然し顧みて念ふに、彼の强秦が敢て兵を趙に加へないのは、唯我と廉將軍がある爲めである、然るに今我等兩人が共に喧嘩をすると、是れ兩頭の虎が相鬪ふと同じで、その勢は俱に生きることが出來ず、何れか一方が死する樣になる、果して然らば、秦は必ず趙を攻めるから、吾が兩人の爭は、是れ趙を危くするものである、故に我れが廉頗を避けるのは、國家の危難を救ふことを先にして、私の怨を後にする爲めで、決して廉將軍を畏れる爲めでないと、廉將軍は之を聞いて深くその淺慮を耻ぢ、直ぐ肉袒して荊を負ひ、相如の門に至つてその罪を謝した、これより此の兩人は、意氣相投合し、遂に刎頸の交を爲し、死生を共にせんと誓ふに至つた、因に、刎頸の交

下に立つて怒號して曰ふのに、大王强いて此の璧を取らんと思ふならば、臣が頭は此の璧と共に碎くばかりであると、これは相如が璧を碎き、身も亦死せんとする決死の勇を示したのである、かくて相如は從者に璧を授け、間行して趙に歸らせ自身は秦に留まつて秦の處分を待つて居た、然も昭王は敢て罪を相如に加へず、反て賢者なりとして之を趙に歸した、

秦王約趙王會澠池、相如從、及飮酒、秦王請趙王鼓瑟、趙王鼓之、相如復請、秦王擊缻爲秦聲、秦王不肯、相如曰、五步之內、臣得以頸血濺大王、左右欲刃之、相如叱之、皆靡、秦王爲一擊缻、秦終不能有加於趙、趙亦盛爲之備、秦不敢動、

【字解】瑟、琴の屬、二十五絃あり、鼓、ひく、彈ずる、缻、酒や醬油を入れる瓦器、秦は戎狄の國なる故、琴瑟の器無し、故に缻を叩いて歌を唱ひ、以てその調子を取つた、五步之內、其隔りの至て近き意、得以頸血濺大王、大王を殺すことが出來るとの意、頸血は首の血、濺は、注ぐ、刃、殺す、靡、威力に恐れて退却する、澠池、縣名、今の河南省河南府澠池縣治、

【解釋】秦の昭王は趙王と約束して、澠池といふ所で會合した、これは秦王は趙王を虜にせんとする策であつたのである、此の時藺相如も趙王に從つて行つた、さていよ〳〵會合して酒を飮むに及び、秦王は趙王に向つて曰ふのには願くは寡人の爲めに瑟を彈じて下さいと、これは秦王が趙王を辱しめる爲めであつた、趙王は已むを得ず、一たび琴を彈じた、そこで相如は秦王に向つて曰ふのには願くは我が君の爲めに缻を擊つて、秦の歌を唱うて下さいと、これは相如が秦王の辱に酬いん爲めであつた、然るに秦王は之を承知しなかつた、相如は色を作して曰ふのには大王にして臣の請を聽かずんば、臣は此の五步の內に於て、大王を殺すばかりであると威嚇した、秦王の左右の臣は之を見て、相如を殺さんとしたが、相如の一叱に遇うて皆辟易した、依て流石の秦王も已むを得ず、一たび缻を擊つて秦の歌を歌うた、かくて秦王は會の了る迄、終にその威力を趙に加へることが出來なかつた、趙も亦盛んに兵を備へたから、秦も敢つ兵を動さなかつた、

趙王歸、以相如爲上卿、在廉頗右、頗曰、我爲趙將、有攻城野戰之功、相如素賤人、徒以口舌居我上、吾羞爲之

伐じたから、蘇秦は大に恐れて趙を出奔した、かくて六國の從約は立ろに解散してまつた、

肅侯子武靈王、胡服招騎射、畧胡地、滅中山、欲南襲秦不果、傳子惠文王、惠文嘗得楚和氏璧、秦昭王請以十五城易之、欲不與畏秦強、欲與恐見欺、藺相如願奉璧往、城不入、則臣請完璧而歸、既至、秦王無意償城、相如乃給取璧、怒髮指冠、卻立柱下曰、臣頭與璧俱碎、遣從者懷璧間行先歸、身待命於秦、秦昭王賢而歸之、

【字解】　胡地、北方の狄を胡といふ、中山、國名、今の直隷省定州治、和氏璧、和といふ姓の人が持つて居た寶玉、韓非子に、楚人卞和、得玉璞於荊山、奉獻厲王、王使玉人相之、曰石也、王以爲和詐、刖其左足、武王卽位、又獻之、王使玉人相之、又曰石也、刖其右足、文王卽位、和抱璞哭於荊山、三日夜、泣盡繼之以血、王使人問曰、天下刖者多、子奚哭之悲、和曰、吾非悲刖也、夫以寶玉而題之曰石、貞士而名之曰詐、吾是以悲、王使人理其璞、果得玉焉、遂命名曰和氏璧、とある、易、カヘルと訓む、交換すること、償城、璧と城と交換すること、給、アザムクと訓む、欺くこと、卻立、退き立つ、間行、間道を行くこと、間道とは、正道の反對で、細い近かい路のこと、

【解釋】　肅侯の子武靈王といふ者、胡人の服を著て武藝を演習し、騎射の術に長ずる者を招集して北狄の地を取り、中山國を滅した、且つ南の方秦を攻めんとしたが、その志を果さないで死んだ、依て子の惠文王が立つた、さて此の惠文王は天下に名高い楚の卞和の璧を得た、秦の昭王は之を傳聞して、その璧を十五個の城と交換せとんを交涉して來た、趙王は此の交涉に應じ、諾して之を與へんと欲すれば、欺かれて璧を空しく取られ、十五城を得ざるとを恐れ、與へざらんと欲すれば、秦の來伐を恐れ、躊躇して決し兼ねて居た、此の時藺相如といふ臣が、王の前に進み出で曰ふのに、私が璧を持つて秦へ行きませう、そして若し十五城が我が手に入らなければ、臣は此の璧を無事に持ち歸りましようと、趙王之を可とし、乃ち相如を秦に使せしめた、かくて相如は秦に至り、秦王に謁して齎す所の璧を獻じたところが、秦王は果して十五城と交換する風が無かつた、依て相如は王を欺いて璧を取り反すや否や、大に秦王の不信を憤り、滿心の怒氣一時に勃發し、頭髮は逆立して冠を指し貫く程であつた、而して退いて殿柱の

んで鬼谷先生と號したのである、機、ハタと訓む、布帛を織る器、嫂、兄の妻、炊、カシグと訓む爨なり、烹爨して御馳走の準備をすると、輜重、荷物を載せる車、分けて曰へば、輜は衣を載せる車、重は物を載せる車、擬、如しの意、昆弟、昆は兄、兄弟のこと、側目、側はソバタツと訓む見ぬようにして竊かに見ることで、恐懼の甚だしき正視することが出來ないこと、取食、食物を捧げ進めること、倨、傲慢のこと、季子、蘇秦の字、輕易、馬鹿にし侮る、負郭田、郭は外城、負は背なり、故に城に近き地を負郭といふ、都の附近の田地のこと、頃、百畝を頃といふ、武安君、武安は地名、今の河南省彰徳府武安縣治、蘇秦は武安に封ぜられたから武安君と稱したのである、

【解釋】　蘇秦は鬼谷先生を師として學問をした、それから出て諸侯の國を游歷し、大に自説を鼓吹したが、誰れも用ゐる者が無かつた爲めに、非常に窮困に陷り、空しく零落の姿を以て家に歸來した、此の時その妻は機を織つて居たが、遂に機を下つて之を迎へず、嫂は又飯を炊いて之を歡待せず、非常に冷遇したから、蘇秦は痛く之を含んで居た、今や蘇秦は年來の目的を達し、從約の長と爲り、六國の宰相を兼任するに至つたから、之を趙王に報告する爲めに、趙へ行くの途次、故鄕の洛陽を過つて我が家門を訪ねた、これは以前妻嫂に冷遇されたから、今日の立身を彼等に見せんとしたので、所謂錦を衣て故鄕に歸つたのである、此の時蘇秦一行の車騎輜重は王者の如く、實に堂堂たるものであつたから、兄弟妻嫂は大に驚き大に恐れ、目を側て、敢て蘇秦を正視せず只俯伏して側に侍し、謹んで食事を進めるのみであつた、そこで蘇秦は笑つて曰ふに、何故に以前は倨傲であつて今は丁寧であるかと、嫂が曰ふのに季子が高位顯官に陞り、金銀財寶の多いのを見たからであると、蘇秦は之を聞いて喟然として嘆息して曰ふのに、前に困窮した蘇秦も、今の榮達した蘇秦も、同じく一身の蘇秦で、少しも變りは無い、然るに富貴であると親戚之を畏懼し、貧賤であると親戚之を輕侮する、親戚ですら此の通りであるから、況んや赤の他人では尙更らのことである、さて我が今日六國の相印を帶ぶる榮達の身と爲り、妻嫂の嘲を解くことが出來たのは、畢竟貧困に激昂して、發憤した結果である、若し當時我をして洛陽負郭の田二頃があり、衣食に不自由を感ぜしめなかつたならば、豈に能く六國の相印を佩び今日の榮譽を得ることが出來たであらうか、恐らくは出來なかつたのであらうと、蘇秦はかく述懷して以前の困窮を德とし、且つ人情の富貴にへつらふことを知つたから、遂に千金を散じて宗族朋友に賜與し、以て一代の豪奢を行つた、かくて蘇秦は既に從親の約を定めて趙に歸り、趙王に報告したから、趙王肅侯は大に喜び、遂に蘇秦を武安に封じて武安君と爲し、以てその功を賞した、その後秦は犀首といふ者をして趙を欺かせ、諸侯を離間して以て從約を破らんとした、その結果從親は見事に破れ、齊魏の二國は趙を攻

ことを强求し諸侯は大に困つて居た、當時洛陽に蘇秦といふ者があり、秦に行つてその君惠王に遊說し、登庸せられんことを求めたが、遂に用ゐられなかつた、そこで去つて燕に行きその君文侯に說き、趙と從親することを勸めたところが、文侯は之を贊成し、爲めに蘇秦に旅費を給與して趙に至らせ、趙王に說かせた、依て蘇秦は趙に至り、その君肅侯に說いて曰ふのに、方今諸侯の兵を通算するに、その數秦の兵に十倍して居る、故に若し諸侯が力を併せて西の方秦を攻めたならば、秦は必ず破れるにきまつて居る、私は大王の爲めに利害を計つて見るに、大王の國と韓魏楚燕齊の六國が合從同盟して、以て秦を擯斥するのが良策善謀であると信じて居ると、肅侯も亦此の說を納れて爲めに旅費を給與し、楚齊韓魏に歷游して以て聯盟の約を結ぶことを命じた、依て蘇秦は此の意を奉じ、鄙語を以て四國の諸侯に說いて曰ふのに、大王は寧ろ鷄の口と爲るも、牛の後と爲つてはならぬと、これは鷄の口は小いけれども上部に在て貴く、牛の後は大いけれども、下部に在つて賤しいから、寧ろ小國の君と爲るも、大國の臣と爲ること勿れといふ意に喩へのである、蘇秦はかく鷄口牛後の鄙語を以て諸侯に、國小なりと雖も自立して王と爲るは貴く、秦は大なりと雖も之に臣事するは賤し、特に各國を合するときは、その力秦を制するに足るといふことを力說し、以て諸侯を激勵したから、諸侯もその提議を納れた、是に於て趙燕齊韓魏楚の六國は從合し、秦に對抗することとなつた、

蘇秦者、師鬼谷先生、初出游、困而歸、妻不下機、嫂不爲炊、至是爲從約長、幷相六國、行過洛陽、車騎輜重、擬於王者、昆弟妻嫂側目不敢視、俯伏侍取食、蘇秦笑曰、何前倨而後恭也、嫂曰、見季子位高、金多也、秦喟然歎曰、此一人之身、富貴則親戚畏懼之、貧賤則輕易之、况衆人乎、使我有洛陽負郭田二頃、豈能佩六國相印乎、於是散千金、以賜宗族朋友、既定從約歸趙、肅侯封爲武安君、其後秦使犀首欺趙、欲敗從約、齊魏伐趙、蘇秦恐去趙、而從約解、

【字解】鬼谷、姓は王、名は詡、河南の鬼谷に居たから、その居所に因

身に漆を塗つて癩病の如くなり、又炭を呑んで聲を變へた、これは豫讓であることを人に知られない樣にする爲めである、かくて豫讓は市に行つて乞食となつたが、その容貌の餘り變つた爲めに、その妻でもその夫であることを識別することが出來なかつた、唯獨りその友人が識つて、豫讓に謂うて曰ふのには君の才智を以て彼の趙氏に事へたならば、必ず重用せられて側に近寄ることが出來るだらう、君は此の機會に於て、その目的なる襄子を殺すことを爲したならば、それこそ反て容易では無いか、然るに君は此の手段を取らず、何故にかく自ら身を苦めることであるか、君の爲す所は實に拙策であると、豫讓が曰ふのにはそれはいけない、何となれば既に質を委して臣と爲り、又ぞろその君を殺さんとするは、これ二心を抱くものである、凡そ我が爲す所は至て難事である、然し我は天下後世の人で、苟も臣となつて二心を抱く者を愧ぢしめてやりたいのである、卽ち天下後世の爲めに、人臣たる者の範を示さんとするのであると、その後襄子は外出した、是より先豫讓は豫てから或る橋の下に隱れ、襄子の通過を待つて居た、かくて襄子はその橋を渡らんとしたが、乘馬が急に跳つて行かなかつた、襄子は之を異み、その附近を索して豫讓を得、遂に之を殺した、

襄子立伯魯之孫浣、是爲獻子、獻子生烈侯籍、以周威烈王命、爲侯、歷武公敬侯成侯、至肅侯、秦人恐喝諸侯、求割地、有洛陽人蘇秦、遊說秦惠王、不用、乃往說燕文侯、與趙從親、燕資之、以至趙、說肅侯曰、諸侯之卒、十倍於秦、幷力西向、秦必破矣、爲大王計、莫若六國從親以擯秦、肅侯乃資之、以約諸侯、蘇秦以鄙諺說諸侯曰、寧爲鷄口、無爲牛後、於是六國從合、

【字解】 恐喝、恐は脅なり、おどしつける、脅迫し威壓すること、從親、合從して親密にすること、所謂、同盟の意、資之、資は旅費を給與すること、之は蘇秦を指す、擯、擯斥する、鄙諺、世間にいふ諺、鷄口、鷄の嘴、牛後、牛の臀肉、

【解釋】 襄子は伯魯の孫名は完といふ者を立て、繼嗣となし、これを獻子と稱した、この獻子は烈侯名は籍といふ者を生んだが、この籍は初めて周の威烈王の命を以て諸侯と爲つたのである、それから武侯敬侯成公を經て肅侯に至つた、此の時秦人はその强盛を待み、諸侯を恐喝して領土を分割せん

邪、何乃自苦如此、讓曰、不可、既委質爲臣、又求殺之、是二心也、凡吾所爲者極難耳、然所以爲此者、將以愧天下後世爲人臣懷二心者也、襄子出、讓伏橋下、襄子馬驚、索之得讓、遂殺之、

【字解】飲器、史記索隱に、案大宛傳云匈奴破月支王以其頭爲飲器、裴氏註云、飲器椑榼也、椑榼所以盛酒耳、非用飲者と、又正義に、酒器也每賓會設之、示恨深也とある、綱鑑の註に、飲器溲便（小便）器、蓋似之、或謂飲酒器、但死骨凶穢、又惡人之頭顱、豈俎豆所宜乎とある、中井履軒曰く、用頭爲飲器者、猶葅醢饗食之意矣、所以泄憤、然虎子說當、蓋用虎子仰置之、入溺（小便）于其口、則內廣善飲溺、故曰飲器也とある、虎子は便器のことで、西京雜記に、漢朝以玉爲虎子、以爲便器とある、按ずるに飲器には、酒器と便器の二說あるが、余は便器の說に從ふ、匕首、短刀、范中行氏、范氏と中行氏共に晉の卿、衆人、普通の人の意、國士、名聲一國を蓋ふ者、卽ち見識節操共に高く、國人仰いで師表とすべき人、厲、癩病なり、凡そ漆には毒有り、之に近けば多く瘡腫を病み、癩病の如くなる、炭、すみ、爲啞、その音聲を變ずること、梁玉繩曰く、下文豫讓與其友相問答、則不可言啞、當依策作呑炭以變其音爲是とある、委質、質は贄なり、にへ、儀禮の士冠禮に、奠贄見於君と、又孟子萬章下に、庶人不傳質爲臣とある、或は曰く、質は禮なり、その體を委任して以て君に事へるのであると、亦通ず、趙孟、趙氏は世世趙孟と稱せり、猶ほ知氏が世世智伯と稱せるが如し、

【解釋】襄子は智伯の頭に漆を塗つて便器と爲し、以てその憤恨を泄した、智伯の臣豫讓は爲めに仇を報いんと欲し、乃ち詐つて罪人と爲り、短刀を懷にして襄子の宮中に入り、便所の壁を塗つて居て襄子を狙つた、或る日襄子は、便所に入つたところが、何となく胸騷ぎがしたから、怪んでその附近を搜索して豫讓を捕へた、そこで襄子自ら詰問して曰ふのには汝は嘗て范氏と中行氏とに事へたでは無いか、而してその范氏も中行氏も、共に智伯に滅されたのに係はらず、汝は之が爲めに仇を報ずることをせずして、反て仇なる智伯の臣となり、且つ智伯が死した爲めに、獨り智伯の爲めにのみ仇を報ずること、かく迄深いのは何故であるかと、豫讓が曰ふのには彼の范氏や中行氏は、普通の人と同じき禮を以て我を待遇した、故に我も亦普通の人の所爲を以て之に報いたのである、然るに獨り智伯に至つては國士の禮を以て我を待遇した、故に我も亦國士の道を以て之に報ぜんとするのであると、襄子は之を聞いて左右の臣に謂つて曰ふのには此の人は義士であるから釋せよ、我は謹んで報復せられぬ樣に避けて居ようと、さて豫讓は赦されたが、飽く迄仇を報ぜんと欲し、

が、之を懐の中から出して進めた、かく無恤は利口であつたから、簡子は此の無恤を以て後嗣と定めた、その後簡子は尹鐸といふ家臣をして、晋陽といふ領地を統治させた、そこで尹鐸は赴任する前に、簡子に請うて曰ふには晋陽を以て繭絲の國となし、專ら賦税の徴收に力むべきか、或は保障の國とし、君が萬一の場合に、一身を託する國としようかと、簡子が曰ふのにはそれは固より保障の國とせねばならぬと、さて尹鐸は既に晋陽に至り、その戸數を減じた、これは戸數が減ずると、民は租税が輕くなつて豐になり、從て簡子の仁澤を喜び、所謂保障の國となるからである、かくして尹鐸は仁政を施したから、晋陽の民は皆簡子の爲めに死せんことを願ふ樣になつた、簡子は此の有樣を見て無恤に謂うて曰ふには他日若し晋國に兵亂が起り、我が趙が侵略を受けた時には、必ず晋陽の地に籠城し、こゝを以て托命の地とせよと、簡子が死んで無恤が立ち、これを襄子と爲した、此の頃、晋の卿に智伯といふ者があり、頗る亂暴であつた、卽ち同じ卿の韓魏の二家に向ひ、土地の割讓を迫つた、二家はその威を恐れ、之に土地を與へた、智伯は又趙に求めた、然し趙は與へなかつたから、知氏は韓魏二家の兵を率ゐて趙を攻めた、そこで襄子は父簡子の言に從ひ、晋陽に走つた、かくて智伯韓魏の三家の兵は晋陽を圍み、之に水を灌いで水攻にした、晋陽の城は水に浸らない所は僅に六尺で、竈には蛙が生れる程で、實に長い間水攻にせられた、然し晋陽の民は毫も襄子に叛く氣色は無く、益、勇氣を出して趙氏の爲めに盡した、かくする内に、襄子は陰かに韓と約して共に智伯を敗り、遂に知氏を滅してその領土を分割した、

襄子漆智伯之頭、以爲飮器、智伯之臣豫讓、欲爲之報仇、乃詐爲刑人、挾匕首入襄子宮中塗廁、襄子如廁心動、索之獲讓、問曰、子不嘗事范中行氏乎、智伯滅之、子不爲報讎、反委質於智伯、智伯死、子獨何爲報仇之深也、曰、范中行氏衆人遇我、我故衆人報之、智伯國士遇我、我故國士報之、襄子曰、義士也、舍之、謹避而已、讓漆身爲厲、呑炭爲啞、行乞於市、其妻不識也、其友識之曰、以子之才臣事趙孟、必得近幸、子乃爲所欲爲、顧不易

必以晉陽爲歸、簡子卒、無恤立、是爲襄子、智伯求地於韓魏、皆與之、求於趙、不與、率韓魏之甲、以攻趙、襄子出走晉陽、三家圍而灌之、城不浸者三板、沈竈產鼃、民無叛意、襄子陰與韓魏約、共敗智伯滅知氏、而分其地、

【字解】千羊之皮不如一狐之腋、千匹の羊の皮も、唯一匹の狐の腋下にある白毛に及ばない、これは簡子が澤山の臣があつても、皆凡庸で、一人の周舍に及ばないことに喩へて言うたのである、唯唯、はいはいと曰うて唯人の意に從ふこと、卽ち何等の意見もなく、唯人の說に盲從すること、鄂鄂、諤諤に同じ、堂堂と意見を述べ、直言して憚らざること、簡、竹のふだ、古は紙無かりし故、竹簡に字を書いた、爲、ォサムと訓す、治也、繭絲、賦稅に喩ふ、繭の絲が盡きざるが知く、人民から絕えず租稅を取り立つること、保障、藩籬に喩ふ、仁政を施して民を心服せしめ、民をして君の爲めならば、一命をも惜ませない樣にする、卽ちまがきが家を保護するが如く、一旦緩急の際、民をして君を保護する樣にさせること、晉國有難、簡子は當時晉國の卿であつた、初め趙の先祖に趙夙といふ者があつて、初めて晉に仕へ、子孫世々晉の卿と爲りて簡子に至つた、而して趙氏が諸侯と爲つたのは、簡子より三代目の籍といふ人が、始めて周の威烈王に命ぜられたのである、難、國難、兵亂のこと、簡子は既に晉の卿である、故に晉國有難と曰うたのである、智伯、姓は知、名は瑤、晉の卿、世々智伯と稱す、韓魏共に晉國の卿、後に趙氏と同じく周の威烈王の命を以て諸侯と爲つた、甲、兵也、三板、胡三省曰く、高二尺爲板と、故に三枚は六尺、沈竈產鼃、沈竈は水中に沈んだかまど、鼃は蛙なり、かまどは、常に火を燃く所なり、今此のかまどに蛙產るゝは、これ城中水に浸ることの久しいことを言うたものである、無叛意、尹鐸が保障と爲した功が顯はれたのである、晉陽、縣の名、今の山西省太原府太原縣治、

【釋解】趙の簡子の家臣に周舍といふ人があつた、此の人は直諫忠良の名臣であつたが、不幸にして死んだ、さて此の周舍が死んでから、趙の家臣中には、一人の爭臣も無かつた、依て簡子は朝に出て政を聽く每に、悅ばずして曰ふのには千羊の皮は一狐の腋に如かざる如く、多くの大夫があつても一人の周舍に及ぶ者が無い、今や我が諸大夫の朝に臨む者は、唯我が意に盲從し、我はその「はいはい」の詞を聞くのみで、彼の周舍が鄂鄂として諫爭した樣な直言を聞かないと、かく曰うて歎息した、簡子の長子を伯魯と曰ひ、次子を無恤と曰うた、嘗て簡子は、訓戒の辭を簡に書き、之を二子に授けて曰ふには汝等はよく之れを記臆して忘れるなよと、それから三年を經て、之を尋ねたところが、兄の伯魯は既に忘れてその辭を讀むことが出來なかつた、且つその授けた簡を尋ねたところが、之れも既に失つてしまつた、然し弟の無恤は之に反し、その辭をばすらすらとよく讀み、その簡を求めたところ

父無き兒、宅兒、宅は他に同じ、他人の兒、謬、イツハルと訓む、僞るなり、匿、カクルと訓む、隱れること、千金、秦は一鎰を以て一金と爲す、故に千金は千鎰なり、宣孟、宣子盾のこと、盾は字を孟といふたから宣孟といふたのである、

【解釋】 趙盾は朔を生んだ、此の時晉の大夫屠岸賈といふもの、朔及び朔の一族を殺した、此の朔に遺腹の子名は武といふ者があつたから、賈は之れを殺さんと思ひ普ねく尋ね索したが、見出すことが出來なかつた、是に於て朔が食客程嬰と公孫杵臼の二人相謀り、朔の遺兒を救輔せんことを議した、先づ杵臼が程嬰に謂つて曰ふのに、趙氏の孤兒を助けて君にするのと自分の命を棄てるのと、何れが六ケ敷しいかと、嬰が曰ふのに、自分の命を棄てるは易く、孤兒を立てるは難いことであると、杵臼が曰ふのに、然らば君は其難い方を引き受けてくれよ、余はその易い方を引き受けると、そこで杵臼は他人の兒を取つて山中に匿れた、一方程嬰は杵臼が隱れた所を見屆けてから、山を出で、僞つて曰ふに、我れに千金を與へるならば、我は趙氏の孤兒の所在を知らせると、賈は之を聞いて大に喜び、人をして嬰に隨行して山に入らせ杵臼と孤兒とを殺させた、然し趙氏の眞の孤の武は死せずに存命して居たのである、かくて程嬰は同僚の忠死によつて幼主を救ふことが出來たから、その後は專心に復讐のことを謀り、遂に武と共に屠岸賈を滅して仇怨を報し、武を立て、趙氏を再興した、然し己れはこの事を黃泉にある宣孟と知己杵臼とに知らせる爲めに自殺した、その後武が死んだから之を文子と號した、

文子生景叔、景叔生簡子鞅、

【解釋】 文子は景叔を生み、景叔は簡子鞅を生んだ、

簡子有臣曰周舍、死、簡子每聽朝不悅曰、千羊之皮不如一狐之腋、諸大夫朝、徒聞唯々、不聞周舍之鄂鄂也、簡子長子曰伯魯、幼曰無恤、書訓戒之辭於二簡、以授二子、曰、謹識之、三年而問之、伯魯不能擧其辭、求其簡、已失之矣、無恤誦其辭甚習、求其簡、出諸懷中而奏之、於是立無恤爲後、簡子使尹鐸爲晉陽、請曰、以爲繭絲乎、以爲保障乎、簡子曰、保障哉、尹鐸損其戶數、簡子謂無恤曰、晉國有難、

か、否々松にあらず栢にあらず、賓客にあらず、我が君自ら深く賓客の說を信じ、諸侯と合從しなかつた爲めであつて、つまり王自ら招いた禍であるといふ意で、王を怨んだのである、世紀に田齊は太公和命を受けてより建に至るまで、凡そ七世とある、

○趙之先、本與レ秦同姓、祖二於蜚廉一、有二子季勝一、其後有二造父者一、事二周穆王一、以レ功、封二趙城一、由レ是爲二趙氏一、春秋時、有二趙夙者一、事レ晉、夙生二成子衰一、衰生二宣子盾一、人曰、趙衰冬日之日也、趙盾夏日之日也、冬日可レ愛、夏日可レ畏、

【字解】趙、今の直隸省廣平府の地、趙城、縣名、今の山西省霍州趙城縣治、冬日可愛、趙衰の人と爲り、溫和にして人をして親愛させた、故に世人之を冬日の溫和愛すべきに喩へたのである、夏日可畏、趙盾の人と爲り、威容峻嚴にして人をして畏怖させた、故に世人之を夏日の炎威畏るべきに喩へたのである、

【解釋】趙の先祖は、本と秦と同姓で、蜚廉が先祖である、此の蜚廉に秀勝といふ男子があつた、その後裔に造父といふ者があり、周の穆王に事へ、功を以て趙城に封ぜられた、依て之に因んで姓を趙氏と號した、春秋の時に趙夙といふ者があつて晉に臣事した、此の夙は成子衰といふ者を生み、衰は又宣子盾といふ人を生んだ、而して當時の人は、此の趙衰趙盾の父子を評して曰ふのに、父の趙衰は冬の日の如く、子の趙盾は夏の日の樣である、而して冬の日は溫和にして愛すべきも夏の日は酷烈で畏ろしいと、これは趙衰は資性溫和なるも趙盾は峻嚴なりとの意を諷したのである、

盾生レ朔、大夫屠岸賈滅二朔之族一、朔有二遺腹子武一、賈索レ之不レ得、朔客程嬰、公孫杵臼、相與謀曰、立レ孤與レ死、孰難、嬰曰、死易、立レ孤難耳、杵臼曰、子爲二其難一、杵臼取二它兒一、匿二山中一、嬰出謬曰、與二我千金一吾告二趙氏孤處一、賈喜、乃使二人隨一レ嬰殺二杵臼及孤一、而趙氏眞孤在、嬰後與レ武滅レ賈、竟立レ武而自殺、以下報二宣孟及杵臼一、武卒、號二文子一、

【字解】遺腹子、父沒して後生るゝを遺腹の子といふ、孤、幼にして

不充分であつた、そこで孟嘗君は、人をして倉庫から金錢を出し、之を薛の人民に貸させた、そしてその利息を取つて食客を養ふ財源とした、然るに錢を借りた人は貧乏で、元金は勿論利息も拂はなかつたから、孟嘗君は大に之を憂へた、そこで馮驩に、薛に行き利息を督責徵收してくれと賴んだ、馮驩は之を承諾して薛へ行き、薛の民を集めた、そして實際に貧乏で、利息を拂ふことが出來ぬ人からは、その證文を取り上げ、卽座に之を燒き棄てた、さて馮驩の行爲は孟嘗君の使命と大に反したから、孟嘗君は大に怒つた、然し馮驩は自若として曰ふのには私がかく證文を燒いたのは、薛の民をして、君の仁惠に悅服し、君を親愛させしめんが爲めであると、是に於て孟嘗君は始めて馮驩の遠慮に感服した、かくて孟嘗君は薛侯と爲つて薛の民に尊敬せられ、遂に薛で死んだ、

襄王卒、子建立、母君王后賢、事秦謹、與諸侯信、君王后卒、齊客多受秦金、爲反間、勸王朝秦、不修攻戰之備、不助五國攻秦、秦王政既滅五國、兵入臨淄、王建遂降、遷于共、處之松柏之間、而死、以齊爲郡、齊人歌之曰、松邪柏邪、住建共者客邪、

【字解】　君王后、齊人が襄王の后を尊んで稱した名、反間、我が爲めに盡さないで、敵の爲めに便利を計ること、つまり表面は味方の利益を計る風をして實は味方を離間して敵に利益を與へること、共、邑の名、今の河南省衞輝府輝縣治、

【解釋】　襄王が死んで、子の建が立つた、此の建の母は賢夫人であつたから、齊人は之を母君王と稱して尊んだ、此の母君王は秦に事へてよく行き屆き、又諸侯と交るにも信義を以てしたから、齊國は外患も無くよく治まつたのである、その後母君王が死んでから、齊の賓客は多く秦の賄賂を受け、齊の秘密を探つて秦に通知し、所謂反間を事とし、且つ齊王を勸めて秦に朝し、秦王に對して殆んど臣下の禮を執らせた、かく齊の賓客は秦の爲めに謀つて齊を滅さんとし、亦攻城野戰の兵備を修めなかつたのである、從つて楚燕韓魏趙の五國が同盟して秦を攻めた時も、傍觀して居て五國を助けなかつた、かくて秦王名は政は、既に五國を滅したから、更らに兵を進めて齊に入り、都の臨淄を攻伐した、是に於て齊王建は之に對抗することが出來ず遂に降服した、依て秦王は之を共の邑に遷し、松や柏の樹が生へて居る間に置いて餓死させ、齊を廢して郡と爲した、齊人之を痛み、歌ふて曰ふのに、松か栢か建を共に住ませたのは客かと、これは我が君建を松栢の間に住ませたのは、松であるか、栢であるか、將た賓客である

つて三軍を叱咤號令したところが、狄人は立ろに降服した、

襄王既立、而孟嘗君中立爲諸侯、無所屬、王畏之、與連和、初

【解釋】齊では、既に襄王が立つて王と爲つたが、此の時彼の魏に奔つた孟嘗君は、中立して諸侯と爲り、魏齊いづれにも屬せず、隱然として一大勢力を把持して居た、依て齊の襄王は恐れて孟嘗君と好を通じ和を結んだ、是より先き、

馮驩聞孟嘗君好客、而來見、置傳舍十日、彈劍作歌、曰、長鋏歸來乎、食無魚、遷之幸舍、食有魚矣、又歌曰、長鋏歸來乎、出無輿、遷之代舍、出有輿矣、又歌曰、長鋏歸來乎、無以爲家、孟嘗君不悅、時邑入不足以奉客、使人出錢於薛、貸者多不能與息、孟嘗君乃進驩請責之、驩往、不能與者、取其券燒之、孟嘗君怒、驩曰、令薛民親君、孟嘗君竟爲薛公、終於薛、

【字解】傳舍、幸舍、代舍、上中下三等の食客を置く家の名、卽ち傳舍は下客、幸舍は中客、代舍は上客の居る所、長鋏、鋏は劍を把る所、つか、但し、これは單に長劍といふ意、歸來乎、カヘランカと訓む、食無魚、列子傳に、孟嘗君廚有三列、上客食肉、中客食魚、下客食菜とある、故に傳舍に居る下客には魚が無いのである、輿、車なり、貸、地得切、音得、借也、周禮地官泉府に、凡民之貸者、與其有司辨而授之、とある、與息、史記の註に與猶還也、息猶利也とある、券、錢を借りた證文、

【解釋】馮驩といふ人は、孟嘗君が食客を好むことを聞き、齊に來て孟嘗君を訪ねた、そこで孟嘗君は、先づ傳舍へ入れ下客として取扱うた、馮驩は之を不滿足に思ひ、傳舍に居ること十日にして、その帶ぶる所の長劍を叩き、歌うて曰ふのに、長劍よ、歸らうか、玆は食事に魚が無いからと、そこで孟嘗君は之を中客として幸舍へ遷した、此の幸舍には食事に魚がある、馮驩はまだ之を不滿足として、又歌うて曰ふのには長劍よ、歸らうか、ここには外出するに車が無いからと、孟嘗君は又上客として代舍へ遷した、此の代舍には車がある、然るに馮驩は尙不滿足として歌うて曰ふのには長劍よ、歸らうか、ここは家を持つて生計を營むことが出來ないからと、孟嘗君は之を聞いて馮驩の我儘を惡み、甚だ喜ばなかつた、當時孟嘗君は領地は薛で、その收入だけでは、食客を養ふに

くて戰鬪の準備が全く出來たから、田單は或る夜、牛の尾に火を付けて之を城穴から出し、强勇の兵をしてその後から進出させた、かくて牛は尾が燒かれて熱くなるに從ひ、怒り狂ふて燕軍に突入し、縱橫に驅り廻つたから、之に觸れた燕兵は、皆その角にある刀の爲めに斬られ、或は牛の蹄に蹂躙され、死傷するものが頗る多かつた、之の機會に乘じ城中の士卒は鼓譟して牛の後から進擊し、その突喚の聲は天地を震ひ動す程すさまじくあつた、かくて燕軍は田單の危計の爲めに大に敗走したから、齊は嘗て燕に奪取された七十餘城を、再ひ奪還することが出來た、仍て齊人は襄王を莒から都の臨淄に迎へ來り、且つ田單を封じて安平君と爲し、以てその功を賞した、

單攻狄、三月不克、魯仲連曰、將軍在即墨、曰、無可往矣、宗廟亡矣、將軍有死之心、士卒無生之氣、莫不揮泣奮臂欲戰、今將軍東有夜邑之奉、西有淄上之娛、黃金橫帶、騁乎淄澠之間、有生之樂、無死之心、故不勝也、單明日厲氣、巡城、立矢石之所、援枹鼓之、狄人乃下、

【字解】將軍、田單を指す、泣、ナミダト訓む、淚に同じ、夜邑之奉、夜は腋に同じ邑の名、奉は腋邑から取る年貢、夜邑は今の山東省萊州府掖縣治、淄上、淄水のほとり、淄澠、淄水澠水、矢石、矢は箭、石は砲、援枹、援はトルと訓む、持つこと、枹は鼓を擊つ槌、槌はバチ、

【解釋】其後田單は狄城を攻めたが、三ヶ月を越へても之を降すことが出來なかつた、之を見て魯仲連といふ賢者が田單に忠告して曰ふのに、將軍が前きに即墨城に在つた時は、慷慨して曰ふのに、我が宗廟は既に滅亡したから、我は身を托せんとしても行くべき所が無いと、此の時將軍は決死の心があり、將軍の將卒は生還の氣が無く、共に皆淚を揮ひ臂を奮ひ、一大決戰して敵を粉碎せんことを希望しないものは無かつた、これ將軍が即墨に於て大勝を博した所以である、然るに今將軍は、東方には夜邑萬戶の封土があり、西方には淄水の上に於て遊宴の樂があり、常に黃金を腰に橫へ、淄澠二水の間を勝手にかけ廻はり、快樂を恣にする身分となつた故に將軍には生きながらへて宴樂を樂む心はあるが、死して命を捨てる心が無い、これ狄城を下すことが出來ない所以であると、田單は之を聞いて大に反省し、明日自ら氣力を激勵して敵城を巡視し、遂に矢石の間に立つて戰を指揮し、枹を執

門迄迎いに出て、その門に倚りかゝつて待つて居ることである、これはつまり妾が汝を思ふ情の切なる爲めで、卽ち親子の情愛の發露である、而して人臣たるものは君王の祿を食んで居るものであるから、その君を思ふの至情は亦決して親が子を思ふの情と異なることが無い筈である、然るに今汝は君王に事へ、而して君王が逃走する危に遭ひながら、汝は君王の所在を知らないで、空しく家に歸來するとは何事であるか、汝は之を以て臣道を盡したとするのであるかと、痛く激勵した、そこで賈も非常に感激し、直ちに同志を糾合し得て淖齒を攻め殺し、湣王の子法章を索めて齊王と爲し、莒城を保守して燕軍に對抗した、

時齊城、惟莒卽墨不レ下、卽墨人推二田單一爲二將軍一、身操二版鍤一、與二士卒一分レ功、妻妾編二於行伍一、收二城中一得二牛千餘一、爲二絳繒衣一、畫二五彩龍文一、束二兵刃其角一、灌二脂束二葦於尾一、燒二其端一、鑿レ城數十穴、夜縱レ牛、壯士隨二其後一、牛尾熱、怒奔二燕軍一、所レ觸盡死傷、而城中鼓譟從レ之、聲振二天地一、燕軍敗走、七十餘城皆復爲レ齊、迎二襄王於莒一、封二單爲一安平君一、

【字解】 操版鍤、操はトルと訓む、手に携へるを、版は墻を築くに用ひる板、鍤は土を堀り起す鋤、故に操板鍤とは城の普請をすること、行伍、隊伍に同じ、絳繒衣、絳は赤色、繒は帛、卽ち赤色の著物、束、ツカネと訓む、縛り附けろ、灌脂、灌は注いで浸み込ませろ、脂は油、鑿城、城中に穴を堀ること、鼓譟、鐘や太鼓を鳴らすこと、安平君、安平は地名、今の山東省青州府臨淄縣の地、田單はこゝに封ぜられたから安平君と號したのである

【解釋】 此の時齊の城は悉く燕の攻略する所と爲つたが、唯獨り莒と卽墨の二城のみ降なかつた、而して卽墨城の將卒は田單を推して總大將と爲し、專ら防戰に力めたのである、そこで田單は先づ自ら士卒と共に版鍤を取つて城の普請を爲し、以て士卒と勞苦を共にし、又妻や妾をば、隊伍に編入して戰闘に從事させた、これは田單が士氣を鼓舞する爲めであつたのである、又田單は城中に在る牛を收めて千餘頭を得た、而して絳繒の衣を造り、それに五色の龍の繪を畫き、此の衣を牛に著せ、又刃を牛の角に縛り附け、油を注いだ葦をその尾に結びつけさせた、又城の數十個所に穴を堀らせた、これは牛の尾の葦に火をつけて穴から出し、以て敵中に亂入せさやうとする策略で、特に牛に絳繒衣を著せたのは敵をしてそれが鬼神であるかと恐怖させる爲めであつたのである、か

つた、且つ孟嘗君は、秦王が後で自分を釋したことを悔い、追捕の吏を發しやすまいかと心配して居たから、猶さら困まつた、この時又食客中に能く鷄の鳴き聲をする者があり、その人が鳴いたところが、關所の鷄は皆鳴いた、依て關吏は關を開いて車馬旅客を通した、かくて孟嘗君は危難を免れて關を出たが、出て暫くすると、果して秦の追捕の吏が來た、孟嘗君は國へ歸つてから深く秦王を怨み、韓魏の二國と共に秦を征伐し、進んで函谷關を打ち破つた、秦王は大に恐れ、都城を割讓して和を講じた、因に鷄鳴狗盗の雄といふ熟語は、こゝが出所である、

孟嘗君相齊、或毀之於王、乃出奔、

【解釋】 かくて孟嘗君は齊の宰相と爲つたが、或る人が孟嘗君を齊王に讒言したから、孟嘗君は殺されることを恐れ、乃ち魏に出奔した、

湣王滅宋而驕、燕昭王以齊嘗破燕之故、與諸侯合謀而攻齊、燕軍入臨淄、湣王走莒、楚將淖齒救齊、反殺湣王、而與燕共分齊之侵地、王孫賈從湣王於莒、而失王處、其母曰、汝朝出而晚來、吾則倚門而望、汝暮出而不還、吾則倚閭而望、汝今事王、王走、汝不知處、汝尚何歸焉、賈乃攻淖齒殺之、求湣王子法章而立之、保莒以抗燕、

【字解】 燕、國の名、今の直隷省順天府の地、臨淄、齊の都、今の山東省濟南府淄川縣治、莒、縣の名、今の山東省、沂州府莒州治、倚門、倚は物によりかゝること、門は家の門、閭、里の門、支那にては各村の入口に、皆一つの門があつた、

【解釋】 湣王は宋を滅してから、その志大に驕り、兵を放つて四隣を攻伐した、是より先き燕の昭王はその國が嘗て齊に敗られたことを遺恨に思ひ、諸侯と謀つて齊を伐ち、その都臨淄に攻め入つた、湣王は防戰したが、遂に大敗して莒に遁走した、時に楚の將淖齒といふ者、齊を救ふを名として反つて湣王を殺し、燕と共にその侵略した齊の地を分割した、玆に湣王の臣に王孫賈といふ者があつたが、湣王に從つて共に逃げた、然かも途中で湣王の所在を見失ひ、空しくその家に歸來した、その母之を責めて曰ふのに、妾は汝が朝家を出て晚に歸り來る時には、家の門に倚りかゝつて汝を望み待つて居、又汝が日暮に出でゝ歸り來らない時には、妾は翌日里の

秦藏中、取レ裘以獻レ姬、姬爲言得レ釋、卽馳去、變二姓名一、夜半至二函谷關一、關法、雞鳴方出レ客、恐二秦王後悔追一レ之、客有下能爲二雞鳴一者上、雞盡鳴、遂發レ傳、出食頃追者果至、而不レ及、孟嘗君歸、怨レ秦、與二韓魏一伐レ之、入二函谷關一、秦割レ城以和、

【字解】靖郭君田嬰、靖郭君は田嬰の諡、田は姓、嬰は名、庶弟、腹異ひの弟、食客、客と爲りて飯を食うて居る人、幸姬、師古云ふ、姬者周之姓、貴二於諸國之女一、故婦人美號皆稱レ姬、後因總謂二衆妾一爲レ姬と、故に幸姬は王の氣に入りし妾、狐白裘、狐の腋下にある白い毛を集めて作つた著物、これは美麗にして、得難い貴重な著物である、發傳、說文に、傳遽也とある、遽は、驛遞よりつぎたつる車馬人夫、驛遞は、しゆくつぎ、又禮記玉藻に、士曰二傳遽之臣一その註に、驛傳車馬所三以供二急遽之令一、士賤、而給二役使一、故自稱如レ此とある、故に傳は車馬人夫や旅客で、發は關所で許して出發させること、食頃、飯を食ふ間といふことにして、しばらくの意、薛、今の山東省兗州府の地、函谷關、陝州にある關所で今の河南省陝州府靈寶縣治にある、

【解釋】宣王六年を以て死し湣王が立つた、靖郭君田嬰は、齊の宣王の庶弟で、薛に封ぜられ、文といふ子があつた、此の文は食客が好きで常に數千人を養ひ、その名聲は諸侯の間に鳴り響き、號して孟嘗君と曰うた、秦の昭王は孟嘗君の賢なることを聞き、先自ら人質を送つて會見を申し込んだ、この人質を送ることは、當時は戰國の世で、人々は萬事に疑心を懐いて居たから、苟も他人を招かんとするには、先づ自ら己の骨肉の人を人質として先方へ送り、以て自分に貳心無きを示さなければならなかつたのである、此の理由で今昭王も人質を孟嘗君に送り、以て自分の貳心無きことを保證したのである、然し昭王の此の人質は孟嘗君を欺く手段であつたのである、さて孟嘗君は昭王の人質を得て之を信じ、秦へ行つた、ところが昭王は非道にも孟嘗君を捕へて之を殺さんとした、そこで孟嘗君は人を昭王の幸姬の處へ遣り、幸姬に己れの囚を解くことの運動をして貰ひたいと賴んだ、姬が曰ふのには、妾は願くは君が秘藏せる狐白裘をもらひたい、さうすると運動をしてやると、然し此の狐白裘は、孟嘗君がさきに昭王に獻じてしまつたので、他の狐白裘があるべき筈なく、大に困つた、此の時孟嘗君の食客中に能く狗のまねをして盜を爲す者があり、それが秦の寶藏に忍び入り、先に獻じた狐白裘を盜んで來たから、孟嘗君は之を幸姬に獻じた、幸姬は大に喜び、約束の通り昭王を說いたから、孟嘗君は遂に釋された、そこで孟嘗君は、姓名を變じ、急遽秦を去り、夜半に函谷關迄逃げて來た、この關所の規定は、鷄が鳴くと旅客を通すのであつた、故に孟嘗君は直ぐに通ることが出來ず、進退谷

魏國へ進撃したといふことを聞き、韓を伐つことを止めて魏に歸つた、かくて孫臏は魏に入つてから一計を運らした、それは齊軍の魏に入つた者をして初めの日は十萬の竈を造らせて退却せしめ、次の日は五萬の竈を造らせて退却させ、又次の日は二萬の竈を造らせて退却させたことであつた、かく漸々に竈の數を減じたのは、魏人に我が士卒が逃亡した樣に見せかけ、彼の追撃を促し、然る後之を挾撃する策略であつたのである、龐涓は此の計略を知らず、齊軍の竈が逐日減少するを見て大に喜んで曰ふのに、我は今本當に齊軍の怯懦なることを知た、彼等は我が魏に入つてから僅か三日の内に、士卒の逃亡したものが過半數以上である、故に今之を追撃すると必ず彼等を全滅して大勝を博することが出來ると、そこで晝夜兼行して孫臏を追撃した、一方孫臏は豫め龐涓が追撃して來る行程を度り、その日の暮に必ず馬陵迄來ると推定した、此の馬陵は道が狹く且つ近傍には險阻の處が多いから、伏兵を置くには、尤も適當な所であつた、依て孫臏はこゝで魏軍を撃滅せんと思ひ、大樹を削つて之を白くし、そこに「龐涓此の樹の下に死せん」と大書した、又齊の軍兵の中で射術の上手な者をして弩弓を持ち、道路を挾んで左右に隱れて居らせた、且つ是等の兵に、暮に火の影が見えたならば、一度に發射せよと命じて置いた、孫臏はかく陣地を構へて龐涓の來襲を待つて居たのである、果して龐涓は追撃して夜馬陵に來り、削つてある大樹の下に至つたが、その白い處に文字があるのを見、火を點じて之を讀んだ、一方孫臏の軍は豫ての命令の通り、火の影を見たから、萬弩を一齊に放つて之を挾撃した、魏軍は不意を撃たれて大に潰亂し、互に相見失ふて敗走した、かくて龐涓は進退玆に谷まり、遂に自刎したが、その時切齒憤慨して曰ふのに、殘念なことには、我が敗れた爲めに遂に彼の小僧孫臏をして、功名を樹てさせたと、かくて齊軍は大に魏軍を破り、魏の太子名は申といふ人を俘虜とした、

宣王卒、湣王立、

【解釋】宣王が死んで子の湣王が立つた、

靖郭君田嬰者、宣王之庶弟也、封於薛、有子曰文、食客數千人、名聲聞於諸侯、號爲孟嘗君、秦昭王聞其賢、乃先納質於齊、以求見、至則止囚欲殺之、孟嘗君使人抵昭王幸姬求解、姬曰、願得君狐白裘、蓋孟嘗君嘗以獻昭王、無他裘矣、客有能爲狗盜者、入

以救韓、魏將龐涓、嘗與孫臏同學兵法、涓爲魏將軍、自以所能不及、以法斷其兩足而黥之、齊使至魏、竊載以歸、至是臏爲齊軍師、直走魏都、涓去韓而歸、臏使齊軍入魏地者、爲十萬竈、明日爲五萬竈、又明日爲二萬竈、涓大喜曰、我固知齊軍怯、入吾地三日、士卒亡者過半矣、乃倍日幷行逐之、臏度其行、暮當至馬陵、道陿而旁多阻、可伏兵、乃斫大樹、白而書曰、龐涓死此樹下、令齊師善射者、萬弩夾道而伏、期暮見火擧而發、涓果夜至斫木下、見白書、以火燭之、萬弩倶發、魏師大亂相失、涓自剄、曰、遂成竪子之名、齊大破魏師、虜太子申、

【字解】 黥、刑の名、その額を刻し墨を以てその中に入れる刑、以歸、以はヰテと訓む、共にの意、走、オモムクト訓む、赴く、行くこと、固、マコトニと訓む、本當にの意、怯、脅なり、敵を見て恐れること、亡、ニグルと訓む、逃亡すること、倍日幷行、二日に行く里程を一日で行くこと、馬陵、地名、今の山東省曹州府濮州治、陿、セマシト訓む狹なり、斫、伐ること、萬弩、萬は多數の意、弩はいしゆみといひ、彈き金があつて矢を射る弓で尤も威力のある强い弓、自剄、刀で自らその首を斷つこと、竪子、竪は童竪、孫臏を指す、但し之を卑鄙することば、虜、生ながら之を得ること、俘虜、

【解釋】 魏が韓を伐つたから、韓は援兵を齊に求めた、依て齊は田忌を將として韓を救はせた、是より先き、魏の將龐涓は、孫と共に兵法を學び、同窓の關係があつたのである、その後龐涓は魏の將軍と爲つたが、自らその兵學の才は孫臏に及ばないのを知り、孫臏に制せられんことを恐れ之を排除しようと思ひ、無法にも法を以て孫臏の兩足を切斷し、且つその額に入れ墨をし、之を罪人に陷し入れ以てその後患を斷つた、その後齊の使者が魏の國へ來た時、孫臏が兵法に長じて居ることを聞き、竊かに車に載せて共に齊へ連れて行つたのである、さて今齊は韓の爲めに魏と戰はんとするに當り、孫臏は推されて齊の軍師卽ち參謀總長と爲り、直ちに魏都を指して進擊した、此の時龐涓は韓を攻伐中であつたが、孫臏が

た、殊に八年に至り楚は大兵を發して齊を伐つた、依て齊王は淳于髡を趙に遣はして救を求めた、此の時齊王は髡に趙に贈る進物として、黃金百斤と車に用ひる馬四十頭を授けた、髡は之を見て、唯天を仰いで大に笑つた、これはその進物が餘り輕少であつたからである、そこで齊王が曰ふのに、髡先生よ、君は此の進物を些少とするのであるかと、髡が對へて曰ふのに、私は今道の傍で田を穰し、豐熟を祈つて居る農夫を見ました、その農夫は僅か豚の蹄一個と、酒一壺とを手に持つて之を神に捧げ、祝し祈つて曰ふのに、高い所の畑にある作物は豐熟して籠に滿つる樣に、低い所の水田にある作物も亦皆豐熟して車に滿つる樣に、すべて我が田地にある五穀はよく蕃熟し、穰穰として我が家に充滿する樣にして下さいと、私は此の農夫が神に供へる物は少くて、その祈り願ふ所の事の大なるに驚いたので、今それを思ひ出して笑つたのであると、これは髡が齊王の進物を以て農夫の供物に喩へ、援兵を乞ふを以て、豐熟を祈るに喩へ、以て齊王を諷したのである、そこで齊王も大に悟り、更らに黃金を千鎰に、車馬を百駟に益し、且つ白璧十對を加へた、髡は之に滿足し、乃ち之を携へて趙に赴いた、

時齊國幾不振、王乃召卽墨大夫、語之曰、自子之居卽墨也、毀言日至、然吾使人視卽墨、田野辟、人民給、官無事、東方寧、是子不事吾左右以求助也、封之萬家、召阿大夫、語之曰、自子之守阿、譽言日至、吾使人視阿、田野不辟、人民貧餒、趙攻鄄、子不救、衞取薛陵、子不知、是子厚幣事吾左右以求譽也、是日烹阿大夫與嘗譽者、群臣聳懼、莫敢飾詐、齊大治、諸侯不敢復致兵、

【字解】 幾、ホトンドと訓む、殆なり、卽墨、邑の名、今の山東省萊州府卽墨縣治、辟、ヒラクと訓む、開墾されること、給、足なり、充分のこと、阿、邑の名、今の山東省泰安府東平州治、貧餒、餒は音タイ、饑えること、鄄、縣の名、今の山東省曹州府に屬す、薛陵、薛郡、今の山東省兗州府滕縣の地、聳懼、震ひ恐れること、

【解釋】 是の時齊國は大に衰微し、殆んど興起すべからざる有樣であつた、そこで威王は大に發憤して恢復に志し、更らに內治の改良を謀つたのである、先づその第一著手として卽墨を守つて居る大夫を召して之に語つて曰ふのに、子が卽

米を人民に貸す場合には、大きな枡で量つた、かくの如く釐子乞は齊の公米をごまかし、力めて私惠を民に行ひ、一種の陰謀的行動をしたけれども、景公は之を禁止しなかつた、此のわけで釐子乞は齊の人民の心を得、大に衆民から敬慕せられたのである、その後乞は齊の國政を專にし齊の公家を弱くして自家の勢力を張ることに腐心したのであつた、彼の晏子が晉に使し、叔向と私話したのも此の時のことである、かくて乞が死んでから、その子の成子恒が立つて國政を執り、遂にその君簡公を弑して平公を立てたが、此の時恒の食邑は、齊公の食邑よりも廣大であつた、恒が死んで襄子盤が立つた、此の盤は晉の大夫なる韓氏、趙氏、魏氏等と、互に使者を交換して懇親を結んだ、これは趙韓魏の三氏は、將さに晉の土地を横領して自分の所有と爲さんとし、田氏も亦將さに齊の地を横奪して自家の有と爲さんとし、その陰謀が一致して居た爲めであつたからである、かくて田氏は莊子白を歷て太公和、卽ち田和に至り、遂に周の安王の命を以て諸侯と爲り、その君康公を海濱に遷して姜氏の齊を滅し、玆に釐子乞以來の陰謀を果したのである、

卒、子桓公午立、卒、威王因齊立、初不治、諸侯皆來伐、八年楚大發兵加齊、齊使淳于髡請救于趙、齎金百斤、車馬十駟、髡仰天大笑、王曰、先生少之乎、髡曰、臣見道傍有禳田者、操一豚蹄、酒一盂、祝曰、甌窶滿篝、汙邪滿車、五穀蕃熟、穰穰滿家、臣見其所持者狹、所欲者奢、故笑之、王乃益黃金千鎰、白璧十雙、車馬百駟、髡乃行、

【字解】淳于髡、淳于は姓、髡は名、齎、モタラスと訓む、進物として贈ること、百斤、說苑辨物に十六兩爲一斤とある、故に百斤は一千六百兩、十駟、駟とは一乘の車に四頭つけた馬のことであるから、十駟は四十頭の馬である、禳田、禳は拂ふこと田地の變異を除き、五穀の豐穰を祈禱すること、蹄、獸の足、操、トルと訓む、手で持つこと、甌窶、高い所にある田地、卽ち畑、汙邪、低い所にある田地、卽ち水田、滿篝滿車、篝は竹の籠、高低の田、共に皆豐熟し、その穀物を車や籠に滿載すること、蕃熟、蕃は莖が茂つて株がふへること、熟は豐熟すること、穰穰、豐熟の貌、狹、少ない、奢、大きい、千鎰、一鎰は金二十四兩、故に千鎰は二萬四千兩、璧、寶玉、十雙、雙は兩、卽ち一對、故に十雙は十對で、二十個、

【解釋】　太公和が死んで、子の桓公午が立ち、午が死んで、子の威王名は因齊が立つた、此の威王が立つた時は、內政は殆んど治まらなかつたから、諸侯はその虛に乘じて來伐し

同じ、詳しいことは田氏齊の條を見よ、

【解釋】　景公は嘗て晏子を使者として晉國へ行かせた、此の時晏子は晉の大夫叔向と私語して曰ふのに、我が齊の政は、終に陳氏に歸するであらう、卽ち齊は終に陳氏に滅されるであらうと、果してその言の如く、陳氏は遂に齊を滅してその領土を保有した、景公の後五世を經て康公に至つたが、此の時卿の田和といふ者が、周の安王の命を受けて諸侯と爲つた、かくて田和は康公を海濱に遷して死に至らしめ、自ら齊の政を聽いたから、姜氏卽ち齊は遂に滅亡し、祖先の祀りを絕つに至つた、世紀に齊は太公より康公に至るまで凡そ三十世とある、

田氏齊者、本嬀姓、故陳厲公佗子完之後也、完奔齊爲陳氏、後又以陳爲田氏、完事齊桓公爲工正、卒、諡敬中、五世至釐子乞、事齊景公爲大夫、其收賦稅於民、以小斗受之、其粟予民以大斗、行私惠於民、而公弗禁、由是得齊衆、乞專政、卒、子成子恒弒簡公、立平公、封邑大於公所食、恒卒、襄子盤立、與韓趙魏通使、蓋三家且有晉、而田氏且有齊也、歷莊子白至太公和、遂以周安王命爲侯、

【字解】　田氏齊、田氏が保有した齊といふ意、これは姜氏が領有した齊と別つ爲めに名けたのである、故、昔の意、工正、官の名、百工を掌り種種の器具製造のことを監督する官、諡、オクリナと訓む、死して後、その在世中の事歷を考へて命名することで、卽ち死者に贈る名といふ義、事、ツカヘルと訓む、臣と爲ること、予、アトフと訓む、貸すこと、陰德、元來陰德とは人に知られぬ樣にして德を人に施すことであるがこゝは單に私惠の意に用ゐたのである、所食、領地に同じ、

【解釋】　姜氏齊を滅して新たに國を立てた田氏齊は、嬀姓で故の陳の厲公名は佗の子、完といふ者の後裔である、初め完は陳を出奔して齊に行き故國の名に因んで陳を以て氏と爲した、その後更らに陳を改めて田と稱した、完は齊の桓公に臣事して工正の官と爲り、卒して後、その子孫から敬仲と諡された、敬仲から五世を經て釐子乞といふ者に至り、齊の景公に事へて大夫と爲り、租稅を徵收する事を掌つた、但し昔の租稅は米を納入したのであつたから、釐子乞は人望を得んと思ひ、人民から米を取り立てる時は、小さな枡で量り、又其

待以擧火者七十餘家、晏子出、其御之妻、從門間窺、其夫擁大蓋、策駟馬、意氣揚々自得、既而歸、妻請去曰、晏子身相齊國名顯諸侯、觀其志嘗有以自下、子爲人僕御、自以爲足、妾是以求去也、御者乃自抑損、晏子怪而問之、以實對、薦爲大夫、

【字解】狐裘、狐の皮で作つた著物、これは太夫の服である、豚肩、豕の肩の肉、豆、祭に用ゐる器、擁、中井履軒の説に、擁は車蓋の側に居ることであると、大蓋、履軒曰く、車蓋なりと、車蓋とは、車の上部を被ふ母衣、駟馬、四頭立の馬車、意氣、こころもち、揚揚、自得の意とは自ら宰相の御者であることが如何にも滿足で、之を人に誇る風があること、

【解釋】齊の晏子は名は嬰、字は平仲と謂ひ、節儉にして奢らず、力行して怠らざるを以て齊國に重用せられた、今その節儉の一例を言へば、一枚の狐裘を三十年間も著、又祭に供へる豚肩も、豆を掩ふことが出來ない程小さいものを用ひた、かく自ら儉素なるに係はらず、人には仁惠を施したから、齊國の士で、その助けに依て火を擧げ、生活して居る者が七十餘家もあつた、晏子が嘗て外出した、此の時その御者の妻は、門の隙間から之をのぞき見た、ところが、自分の夫は大蓋を擁し、駟馬に鞭ち、意氣揚揚として自得し、如何にも我は宰相の御者なりと云ふ顔をして居た、既にして御者が家に歸つた、その妻は突然離縁を請うて曰ふのには、御主人の晏子は齊國の宰相でその名聲は諸侯に顯はれて居る立派な方である、然し妾は竊かに、その志す所を觀るに、嘗てこれまで驕慢の態無く、反て自ら人に下る風がある、然るに子は人の僕御たる卑しき身分に係はらず、猶之を以て得意として人に誇つて居る、これが妾が離別を請ふ所以であると、そこで御者もその言に感じ、それ以後は勉めて驕慢の心を抑へ改めた、晏子は御者の態度が急に變つたのを見て之を怪み、そのわけを尋ねた、御者は妻から忠告せられた事實を殘らず話した、晏子は大に感じ、遂に此の御者を大夫に推薦した、晏子はかく人を容れる雅量もあつた、

公使晏子之晉、與叔向私語、以爲齊政必歸陳氏、如其言、景公後五世至康公、田和受周安王命爲侯、遷康公海濱以死、姜氏遂絕不祀、

【字解】私語、密かに語し合ふこと、俗にないしよ話し、陳氏、田氏に

六十七日、尸蟲出二于戶一、

【字解】倍、ソムクと訓む、背くこと、適、カナフと訓む、君にへつらつてその心を迎へること、宮、陰莖を切られる刑、內寵、宮女を愛して之を寵幸すること、皆有子、內寵の夫人に皆子があつたこと、卽ち長衛姬は武孟を生み、少衛姬は惠公を生み、鄭姬は孝公を生み、葛嬴は昭公を生み、密姬は懿公を生み、宋華子は子雍を生んだのを指す、薨、諸侯の死を薨と云ふ、現今我が日本では三位以上の人の死を薨といふて居る、床、寢床、卽ち寢臺、殯斂 殯は死して未だ葬らず、假に棺に藏め置くことで、之を賓として遇するの義、斂は殮なり、尸卽ち死屍に衣を著せること、士喪禮に、小斂衣十九稱、大斂衣三十稱とある、又朱子家禮に古者死三日而斂、斂而後殯、殯而後葬、とある、尸蟲、死屍が腐敗して生ずる蟲、俗にウジムシ、

【解釋】管仲は病氣に罹り、頗る危篤に陷つた、此の時桓公は親ら管仲の病床を見舞ひ、且つ問ふて曰ふのに、我が群臣中、誰れを子の後繼として宰相としたらよからうか、予を以て之を見るに、彼の易牙は適任と思ふが、子の意見は如何であるかと、管仲が對へて曰ふのに、易牙は君意に迎合する爲めに、その子を殺し、人情にあるまじきことをした人であるから、此の樣な人物は決して君側に近か寄せてはいけないと、桓公がいふのに、然らば彼の開方は如何であるかと、管仲が曰ふのに、開方は親の意に背いて君意を迎へた人でこれも人情に背いて居るから、近か寄せてはいけないと、蓋し此の開方は故の衛の公子であつたが、强いて衛を出奔して齊に來て臣事したものである、桓公が曰ふのに然らば彼の豎刁は如何であるかと、管仲が曰ふのに、豎刁は自ら宮刑を行ふて宮中に出入し、以て君意を迎合し、人情に背いたことをした人であるから、これも近寄せてはいけないと、かくて管仲は死んだが、桓公は遂に管仲の言を用ゐないで三子を近けた、依て三子は各權威を専らにしたから、齊の國政は大に亂れた、又桓公は女色に耽り、宮女に於て正夫人の如き寵幸を得たものが六人あり、それには皆子が生れたのである、その後桓公は薨去したから、五人の公子は各君位に卽かんことを爭ひ、互に攻伐した、この內亂の爲めに桓公の尸は寢臺に在ること六十日間の長きに亙り、絕へて殯殮のことをしなかつたから、死屍は腐敗して蟲を生じ、その蟲は室外に這ひ出るに至つた、五霸の始祖桓公もその末路はかく悲慘であつたのである、

自二桓公一八世至二景公一、有二晏子者一、事レ之、

【解釋】桓公から八世を經て景公に至つた、此の時に晏子といふ賢者があつて、景公に事へ、よく公を輔佐した、

名嬰、字平仲、以二節儉力行一重二於齊一、一狐裘三十年、豚肩不レ掩レ豆、齊國之士、

老母一也、仲曰、生レ我者父母、知レ我者鮑子也、桓公九二合諸侯一、一二匡天下一、皆仲之謀、一則仲父、二則仲父、

【字解】賈、あきなひ、九合、何べんも會合させたこと、一説に、九は糾に通じ、督なり、正して會合させるなりと、亦通ず、一匡、統一し正す、論語の注に、桓公が周室を尊び、夷狄を攘つたことは、皆天下を正す所以であるとある、仲父、父は文公が太公望を尊んで師尚父と云うた父と同じく、父として尊敬するの意、仲は名、故にその名を配して仲父と云うたのである、

【解釋】管仲は字を夷吾と云うた、嘗て親友の鮑叔牙と共に商をした、而して其の利益を分配する時に、管仲は自ら多く取つた、然るに鮑叔は管仲を以て貪慾な人と思はなかつた、これは管仲がその當時貧乏であることを知つて居たからである、又管仲は嘗て鮑叔と共に或る一事業を企て、失敗し、非常に困難に陷つた、この時も鮑叔は管仲を愚鈍な人と思はなかつた、これはその事を爲す時に、利(運)と不利(不運)とがあることを知つて居たからである、又管仲は三度戰爭して三度とも敗走した、然るに鮑叔は又管仲を以て臆病な人と思はなかつた、これは管仲に老母があつて、管仲が戰死すると、誰れも養ふ人が無い、故に管仲が討死しなかつたのは、母を養ふ孝心の爲であることを知つて居たからである、かく鮑叔は友誼に厚く、且つよく管仲の心を知つて居たから、管仲も深くその情誼に感じて曰ふのには、我を生んでくれた者は父母で、我を知つてくれた者は唯鮑子のみであると、子は尊敬の辭である、さて又管仲は鮑叔の推薦によつて齊の桓公に用ゐられ、桓公を補佐して天下の霸者とした、故に桓公が諸侯を九合して天下を一匡した偉業は、皆管仲補佐の力であつた、されば桓公も深く管仲に信賴し、一も二も、即ち何事につけても、仲父仲父と曰うて敬重した、因に管鮑の交といふ熟語の出處は、こゝである、

仲病、桓公問、群臣誰可レ相、易牙何如、仲曰、殺レ子以食レ君、非二人情一、不レ可レ近、開方何如、曰、倍レ親以適レ君、非二人情一、不レ可レ近、蓋開方故衞公子來奔者也、豎刁何如、曰、自宮以適レ君、非二人情一、不レ可レ近、仲死、公不レ用二仲言一、卒近レ之、三子專レ權、公內寵如二夫人一者六、皆有レ子、公薨、五公子爭レ立相攻、公尸在レ床、無二殯斂一者

○齊姜姓、太公望呂尙之所封也、後世至桓公霸諸侯、五霸桓公爲始、名小白、兄襄公無道、群弟恐禍及、子糾奔魯、管仲傅之、小白奔莒、鮑叔傅之、襄公爲弟無知所弑、無知亦爲人所殺、齊人召小白於莒、而魯亦發兵送糾、管仲嘗遮莒道射小白、中帶鉤、小白先至齊而立、鮑叔牙薦管仲爲政、公置怨而用之、

【字解】齊、今の山東省青州府の地、五霸、五人の霸者、卽ち齊の桓公、晉の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王、傅、輔佐すること、莒、今の山東省沂州府莒州治、帶鉤、腰に帶びた曲つた金の環、薦、スヽメルと訓む、推薦すること、置怨、置は說文に赦也とある、卽ち桓公は嘗て管仲が自分の帶鉤を射た怨を容赦して、之を登庸したこと、

【解釋】齊は姜姓の國で太公望呂尙が封ぜられた所である、數代を經て桓公に至つて諸侯の霸王と爲つた、さて五霸は桓公が第一で、それから晉の文公以下が爲つたのである、此の桓公は名を小白といひ、襄公の弟であつた、然るに襄公は殘虐の人であつたから、群弟は災禍の身に及ばんことを恐れ、先づ子糾といふ弟は魯國へ避難し、小白は莒に奔り去つた、此の時子糾には管仲が附いて居て之を輔佐し、小白には鮑叔が附いて居て之を輔佐した、かくて襄公は弟の無知といふ者の爲めに弑せられ、無知も亦或る人の爲めに殺されたから、齊はその君を失つて混亂に陷つたのである、依て齊人は小白を立てゝ君と爲さんと思ひ、之を莒から呼び寄せた、此の時魯國も亦兵を出して子糾を齊に送つたから、こゝに端なく小白子糾の衝突戰が起り、管仲は子糾の爲めに莒の道を遮斷して、小白の入國を防ぎ、小白を射て矢をその帶鉤に當てた、然し小白は遂に子糾に先つて齊に入り、立つて齊君桓公と爲つたのである、是より先き管仲と鮑叔とは親友であつたから、鮑叔は管仲を齊君桓公に推薦し、政治を掌らせんことを申し出た、而して桓公も亦夙に管仲の賢を知つて居たから、嘗て帶鉤を射られた怨を赦して之を任用し、齊國の政治を委任した、

仲字夷吾、嘗與鮑叔賈、分利多自與、鮑叔不以爲貪、知仲貧也、嘗謀事窮困、鮑叔不以爲愚、知時有利不利也、嘗三戰三走、鮑叔不以爲怯、知仲有

也とある、卽ち家人は庶人と同じく官職なき一平民のこと、

【解釋】　文公が卒去して後も、その威權聲望は猶諸侯を壓したから、その子孫も亦世々霸王と爲つた、かくて襄公、靈公、成公、景公、厲公を歷て悼公に至り、善政を布いたから、霸業は再び盛んになつた、然し平公、昭公、頃公を歷てから、晉の公室はだん／＼衰微し、而してその六人の卿たる范氏、知氏、中行氏、趙氏、魏氏、韓氏、は皆强大となつた、それから定公を經て出公に至り、六卿は互にその權を爭ひ、遂に知氏は趙魏韓の三氏と同盟し、范氏と中行氏とを滅してその領土を分割した、出公はこれを見て大に怒り、齊魯の援を得て、知趙韓魏の四氏を伐たんとしたから、四卿は反て出公を攻めた、此の爲めに出公は遂に出奔して齊に行つたが、その途中で死んだ、依て哀公が立つて晉君と爲つた、此の時に韓趙魏の三氏は又知氏を滅してその領土を分有した、かくて哀公の子幽公が立つたが、此の時は晉の公室は全く衰へ、僅に絳と曲沃とを領有するのみで、その餘の領土は、皆韓趙魏三氏の有に歸し、三氏の勢はいよ／＼强大となつたから、當時之を三晉と號したのである、幽公が死して、その子烈公が立つた、此の時三卿の趙氏韓氏魏氏は、周の威烈王の命を以て諸侯と爲つた、又孝公を歷て靜公に至り、魏の武侯、韓の哀公、趙の敬侯は互に協議した結果、共に靜公を廢して庶人と爲し、その領土を分割した、是に至つて晉は遂に滅亡し、絕へて祖宗の祀を奉ずるもの無きに至つたのである、世紀に晉は叔虞より靜公に至るまで凡そ三十九世とある、

○陳嬀姓、虞舜之後、胡公滿之所ㇾ封也、周武王求而封ㇾ之、後世至二春秋一、有二公子完者一、出奔而仕二于齊一、陳後爲二楚惠王所一ㇾ滅、而完之後、遂大二于齊一、爲二田氏一、

【字解】　陳、今の河南省陳州府の地、虞舜、舜帝のこと、求而封之、史記列國年表に、武王克ㇾ殷、求二舜後一、得二嬀滿一、乃封二之於陳一、以奉二舜祀一、是爲二胡公一とある、

【解釋】　陳は嬀姓の國で、舜帝の後裔なる胡公名は滿といふ者が封ぜられた所である、初め周の武王は、舜帝の子孫を搜索して之を諸侯に封ぜんとして居たが、遂に此の胡公滿をさがし當てゝ之を陳に封じたのである、その後春秋の世に至り、その子孫に公子完といふ者があつたが、陳から出奔して齊に行き齊侯の臣と爲つた、その後陳は遂に楚の惠王に滅されたが、完の子孫は齊に於て盛大となり、田氏と爲つた、これが卽ち田氏齊である、世紀に陳は胡公から閔公に至る凡そ二十五世とある、

城の門に懸けて曰ふのに、或る龍があつて、其の勢矯々として強かつたが、暫くの間その居る場所を失ひ、五匹の蛇を從へて天下を周流した、此の間に龍は饑ゑて食物に乏しかつたから、一蛇は股の肉を割いて喰べさせたこともあつた、かゝる内に龍はその昔し住んで居た淵に返り、その壤土即ち土地に安んずることが出來、隨從した四蛇も各、その穴に入り居住する所が出來たが、唯一蛇のみは居る所の穴が無くて原野の中に泣いて居ると、これは龍を以て重耳に喩へ、五蛇を以て隨從した五人の臣に喩へ、特に一蛇を以て介子推に喩へ、股肉を割いて重耳に喰べさせた功があるに係はらず、獨り賞せられないで、食邑が無いといふ意を諷したのである、さて文公は之を見て嘆息して曰ふに、さて／＼これは寡人の過であると、直ちに人を四方に遣つて之を搜索させたが、遂に見出すことが出來なかつた、かくする内に、子推が綿上の山中に隱れて居ることを知り、強いて之を山から出させようとし、その山を燒いた、然し子推は遂に山を出でないで焚死した、後世の人は深く之を氣の毒に思ひ、子推の爲めに寒食して深く吊意を表した、寒食とは寒冷の飯、即ちつめたい飯を喰ふことであつて、晉人は痛く子推が火で死んだのを憐み、その死んだ日に火を焚いて炊烹するに忍びないで冷食したのである、又文公も深く子推の死を氣の毒に思ひ、綿上山の麓の周圍の田地を以て子推を追封し、永く之を祀らせ、且つ子推の姓に因んで別に綿上山を介山と號し、その功を表彰した、

文公卒、其後遂世爲覇、歷襄公、靈公、成公、景公、厲公、至悼公、覇業復盛、又歷平公、昭公、頃公、公室益弱、而六卿范氏、知氏、中行氏、趙氏、魏氏、韓氏、皆大、歷定公、至出公、知氏與趙、魏、韓氏、分范、中行氏、公怒、四卿反攻公、公出奔而死、哀公立、韓、趙、魏氏又滅知氏、而分之、幽公立、晉獨有絳、曲沃、餘皆入韓、趙、魏氏、號爲三晉、烈公立、三卿以周威烈王命爲侯、又歷孝公、至靜公、魏武侯、韓哀侯、趙敬公共廢靜公、爲家人、而分其地、晉絕不祀、

【字解】絳、州の名、今の山西省平陽府の地、曲沃、絳州にある縣名で今の山西省平陽府曲沃縣治、家人、史記の索隱に謂居家人無官職

る、それから數世を歷て文公に至り、諸侯の霸となつた、霸とは文德を主とせず、專ら武力を以て諸侯を從へ、之れが主長と爲ることで、之を霸者若くは霸王といふた、

文公、名重耳、獻公之次子也、獻公嬖於驪姬、殺太子申生、而伐重耳於蒲、重耳出奔、十九年而後反國、嘗餒於曹、介子推割股以食之、及歸賞從亡者、狐偃、趙衰、顚頡、魏犨、而不及子推、子推之從者、懸書宮門曰、有龍矯矯、頃失其所、五蛇從之、周流天下、龍饑乏食、一蛇刲股、龍返於淵、安其壤土、四蛇入穴、皆有處處、一蛇無穴、號于中野、公曰、噫、寡人之過也、使人求之、不得、隱綿上山中、焚其山、子推死焉、後人爲之寒食、文公環綿上田封之、號曰介山、

【字解】 嬖、音ヘイ、寵愛すること、蒲、重耳の食邑、今の山西省隰州蒲縣治、餒曹、餒はウヘルと訓む腹が空くこと、曹は今の山東省曹州府、矯々、勇壯の貌、頃、シバラクと訓む、刲、サクと訓む割くこと、返淵、國に返ろに喩ふ、入穴、各々邑を得て之に居ろに喩ふ、號、ナクと訓む、泣くこと、中野、原野の中、寡人、諸侯自ら稱する語で、德の寡い人といふ意、謙遜の詞、噫、アヽと訓む、恨惜の嘆聲、綿上、地名、今の山西省沁州沁源縣の東北七十里に在る、介山、介子推の名に因んで名けた山の名、

【解釋】 文公は名を重耳といひ、獻公の次子である、獻公は西戎の驪を伐ち、その女を得て歸り、之を驪姬と稱して頗る寵愛し、奚齊といふ子を產んだ、その結果奚齊を立てゝ太子と爲さんと思ひ、現太子申生といふ者を殺し、次子の重耳を蒲に於て征伐し、亦之を殺さんとしたから、重耳は翟に出奔した、かくて重耳は外に在ること十九年の後、晉國に歸來することが出來た、さて重耳が出奔して外に在つたとき、曹といふ國で饑餓に迫つた、此の時介子推といふ臣は、自ら、その股の肉を割いて重耳に喰べさせたから、重耳は漸く生命を保つことが出來た、今重耳は既に晉に歸り晉君と爲るに及び、十九年間隨從して難苦を共にした狐偃、趙衰、顚頡、魏犨等を賞し皆食邑を與へたが、獨り股肉を割いた介子推のみは賞せられなかつた、そこで子推の從者は之を憤慨し、張り札を宮

に周の司徒の官と爲つた、數代を歷て聲公に至り、子產といふ賢者を信任して宰相とした、此の子產は、鄭の公族で姓は國、名は僑といひ、孔子と肝膽相照して居た、故に孔子が鄭に行つた時には、必ず子產の家を訪ひ、その親交は兄弟の樣であつたといふことである、

穆襄以來、鄭無歲不被晉楚之兵、子產受之以禮自固、雖晉楚之暴、不能加焉、鄭至周威烈王時、君乙爲韓哀侯所滅、韓徙都之、

【字解】 以禮自固、一面には禮儀を以て諸侯に對し、一面には國力を鞏固にしたこと、

【解釋】 鄭は穆公襄公から以後は、每歲晉楚の攻伐を受けた、然るに聲公の時に至り子產は禮讓を以て是等の强國に對し、所謂外交に於てよくその侵略を防ぎ、一面內政を振興して、國力の充實を謀つた、故に晉楚の强暴を以てするも遂に兵を加へて鄭を滅すことが出來なかつた、鄭は子產の歿後 周の威烈王の時に至り、君乙といふ者が君であつたが、此の人は遂に韓の哀侯の爲めに滅ぼされた、而して韓侯は都を鄭に遷してこゝに居住した、世紀に鄭は桓公より君乙に至る凡そ三十三世とある、

○晉姬姓、成王弟唐叔虞之所封也、成王幼、與叔虞戲、削桐葉爲圭曰、以此封若、史佚請擇日、王曰、吾與之戲耳、佚曰、天子無戲言、遂封唐、後世至文公、霸諸侯、

【字解】 晉、今の山西省平陽府の地、初め成王弟叔虞を唐に封したが其子燮は唐から晉に遷つた、故に國を晉と號したのである、因に叔虞は唐へ封ぜられたから唐叔虞といふたのである、圭、瑞玉、是は諸侯を封ずる時、その信を證する爲めに賜ふものである、若、ナンジと訓む、汝なり、史佚、史は太史の官、佚は名、擇日、吉日を選擇すること、

【解釋】 晉は周と同じく姬姓で、成王の弟の唐叔虞といふ人が封ぜられた所である、初め成王が幼少の時、弟の叔虞と戲れ遊び、桐の葉を削つて圭の形と爲し、叔虞に與へて曰ふのに、之を以て汝を封ずる證とすると、時に史佚といふ者進んで曰ふのに、然らば吉日を擇びますから、どうぞ早く封じて下さいと、成王が曰ふに、我は唯叔虞と戲れたのみで、眞に封ずのではないと、史佚が曰ふのに、苟も天子たるものには決して戲言は無い筈であるから、是非封じて下さいと、成王は已むを得ず、遂に叔虞を唐に封じた、その後叔虞の子の燮といふ者 唐から晉に遷つたから、國號を晉と改めたのであ

て丶善い所を取つて用ゐるのである、故に杞や梓の良材にして、しかも連抱の大であれば、縱令數尺の朽があつても、良い大工は棄てないのである、何となればその良い所を取つて用ひるからである、今君は戰國の世に處し、大に人傑の必要ある秋に係らず、僅か二卵を徵收した位の些少の疵を以て、此の干城の將を棄て丶用ゐないのは、實に遺憾の極で、これは隣國へ聞えしめてはならぬ、若し聞えたならば、衞國の耻辱であると、かく曰うて諫めた、又當時衞國の有樣は、衞君が謀を工夫し、それが惡計であつても、群臣は誰れも諫めない、皆口を揃へて「左樣御尤」と曰ひ、それが恰も一人の口から出る樣であつた、子思は之を見て衞君に謂うて曰ふには、君の國政は日々に非ならんとして居る、何となれば君が言を出して自ら以て是なりとせば、縱令其言が非なりとも、卿や大夫は、敢て諫めて矯正しない、又卿大夫が言を出し、自ら以て是なりとせば、士や人民はそれが非であつても又諫めない、詩經の小雅正月の篇に、人皆自ら聖人なりと思へば、その是非を識別することが出來ない、丁度烏の雌雄が相似て、何れか雌、何れか雄なるかを辨ずることが出來ないと同じてあると書いてある、今衞國の有樣も此の詩の通りで、君臣各丶自ら聖としてその非を知らずに居る、是れ國政の日に非なる所以であると諫めた、

周之諸侯、惟衞最後亡、至秦幷天下爲帝、二世始廢君角爲庶人、

【字解】　君角、衞の君の名、庶人、無位無官の平民、

【解釋】　周の諸侯は皆戰國の世を歷て亡んだが、獨り衞國のみは最も後て亡んだ、卽ち秦が天下を幷合して皇帝と爲るに至り、二世皇帝の時迄存在して居たが、二世皇帝は始めて君角を廢して庶人と爲した、依て衞は遂に滅亡したのである、世紀に、衞は康叔から君角に至るまで凡そ四十三世とある、

○鄭姬姓、周宣王庶弟、桓公之所封也、桓公子武公、與其子莊公、竝爲周司徒、數世至聲公相子產、子產者公族、國氏、名僑、孔子過鄭、與子產如兄弟云、

【字解】　鄭、今の河南省開封府の地、竝、ナラビニと訓む、共にの意、公族、鄭君の親族、國氏、子產の父、字は子國、故に國を以て氏と爲す、云、助辭で意味がない、

【解釋】　鄭は周と同じく姬姓の國で、周の宣王の庶弟の桓公名は友といふ者が封ぜられたところである、此の桓公の子を武公といひ、武公の子を莊公といふたが、武公も莊公も共

聵に見へて之を說いた、此の時蒯聵の臣は戈を以て子路を擊ち、その冠の纓を絕ち切つた、子路が曰ふのに、君子たるものは、死すればとて冠を脫がぬものであると、遂にその纓を結び、泰然として死に就いた、卽ち子路は蒯聵父子の內亂に遭遇し、その爲めに命を棄てたのである、然るに衞人は子路の義を守つて死んだことを知らないのみならず、之を惡むの餘り、その肉を醢にした、孔子は之を聞いて深くその死を悲み、且つその肉を醢にせられたのを知り、家人に命じ自家に蓄へてある醢を棄てさせた、これは孔子が深く子路の禍を痛み、同じ名の醢を食ふに忍びなかつた爲めである、因に此れについて詳しいことは、左傳定公十四年傳、及び史記衞の世家、同仲尼弟子列傳を見らるべし、

戰國時、子思居於衞、言苟變可將、衞侯曰、變嘗爲吏、賦於民食人二雞子、故弗用、子思曰、聖人用人猶匠之用木、取其所長、弃其所短、故杞梓連抱而有數尺之朽、良工不弃、今君處戰國之世、而以二卵弃干城之將、此不可使聞於隣國也、衞侯言計非是、而群臣和者如出一口、子思曰、君之國事、將日非、君出言自以爲是、而卿大夫莫敢矯其非、卿大夫出計、自以爲是、而士庶人莫敢矯其非、詩曰、具曰予聖、誰知烏之雌雄、

【字解】 戰國、周の威烈王以後の世を云ふ、子思、孔子の孫、所長、長い所卽ち長所、所短、人の過失を指して短といふ、惡い所、卽ち短所、杞梓、共に木の名、良材なり、連抱、一かゝへ、干城之將、干はたてといふ武器、城はしろ、皆外を扞ぎ内を衞る守禦の義、これから國家に大切なる將を干城の將といふ、如出一口、例へば百人の臣が皆口を揃へて左樣でござると曰へば、その言の出づる口は異つて居ても其言ふ詞が同じだから、丁度一人が言ふと同じである、故に如出一口と謂ふ、

【解釋】 戰國の時、子思は衞國に居つた、そして衞君に謂うて曰ふのには、苟變といふ人は大將の器があるから用ひなされと、衞侯が曰ふのには、如何にも苟變は大將の器がある、然し彼は吏と爲つた時に人民に賦課し、一人から二個づつの鷄卵を徵收して食うたことがある、彼はかゝる品性の卑しい者であるから用ゐられないと、子思が曰のには、聖人が人を用ゐるのは、猶大工が材木を用ゐると同じく、その惡い所を棄

立て、書二十篇を著し、蒙の人の莊周といふ者も亦老子の道を尊崇して之を學び又八卷の書を著した、特に莊周は孔子を輕んし、その門人弟子を誹つた、按ずるに古來支那には堯舜文武周公孔子等が主張した仁義中正の道の外に、老莊一派の學說がある、而して堯舜中正の道を奉ずるものは、實踐躬行以て國家を治め、天下を平かにせんと欲し、老莊一派は、虛無寂寞の理を說き、心身を忘れ、天下國家を外にすることを主張し、その學說全く相反したのである、而して堯舜孔子の中正の道を奉ずる學說を稱して儒家とし、老莊一派を稱して道家といふた、今莊周等は孔孟仁義の道を非として之を排し、虛無恬澹を是として之を鼓吹したのである、因に列禦寇が書いた書は之を列子と稱し、莊周の書いた書は之を莊子と稱へし現在も存して居る、

○衞姬姓、武王ノ母弟、康叔封之所レ封ル、也、後世至テ春秋ニ、有リ靈公夫人南子之亂、子蒯聵欲レ殺ント南子ヲ、不レ果サ出奔ス、公卒ス、立ツ蒯聵之子輒ヲ、蒯聵入ル、輒拒レ之ヲ、子路與ル其ノ難ニ、太子之臣以テ戈ヲ擊チ子路ヲ、斷ツ纓ヲ、子路曰ク、君子死スト冠不レ免セ、結テ纓ヲ而死ス、衞人醢ニス子路ヲ、孔子聞テ之ヲ、命ジテ覆サシム醢ヲ、

【字解】衞、今の河南省衞輝府の地、南子、宋の女で衞侯の夫人と爲て寵幸せられた人、宋の公子宋朝といふ人、もとから南子に通じて居た、拒、フセグと訓む、防ぎ戰ふこと、子路、孔門十哲の一人、姓は仲、名は由、字は子路、與、アヅカルと訓む、出遭ふこと、纓、冠の紐、覆、クツガヘスと訓む、棄てること、

【解釋】衞は周と同じく姬姓の國で、武王の同母弟康叔封が封ぜられた所である、春秋の世に及んで、その後裔に靈公といふ人があつたが、此の靈公の夫人南子は、宋朝といふ者と密通して居た爲めに內亂が起つた、それは靈公の太子蒯聵が、繼母の南子が宋朝と密通して居るのを知つて之を醜とし、南子を殺さんとしたのが原である、此の時蒯聵は南子を殺すことが出來ず、反て父靈公の怒に觸れ、逃げて他國へ奔つた、かくする內に靈公が死んだから、衞人は蒯聵の子輒を立て、君と爲した、これは輒は衞の嫡流であつたからである、然るに彼の他國へ逃げ奔つた蒯聵は自ら衞君と爲らうと思ひ、衞の大夫孔悝と謀り兵を率ゐて衞に歸つて來たから、輒も亦兵を出して之を防いだが、遂に敗戰して魯國へ逃げ奔つた、依て蒯聵は自ら衞君の位に卽いた、これが莊公である、此の時子路は大夫孔悝の邑宰、卽ち領地の長官をして居たが、孔悝が蒯聵と謀つて衞君輒を攻めたのを非とし、孔悝を奪ひ取て蒯聵と絕たしめんとし、單身蒯聵の居城に入り、蒯

するど空虚の如く見え、有道の君子は盛んなる德があつても、之を衒はないから、その容貌は愚鈍の如く見えるものであると、これは老子が、その學說なる虛無を說いたものである、孔子は去つて門人に謂うて曰ふのには、彼の鳥は吾はその能く空中を飛ぶものであることを知り、魚は吾れ能くその水中を泳ぐものであることを知り、獸は吾れ能くその原野を走るものであることを知つて居る、而して走る獸は網を以て捕へることが出來、泳ぐ魚は綸を垂れて釣ることが出來、飛ぶ鳥は矰を射て捕へることが出來ることを知つて居る、獨り彼の龍に至つては吾れ之を知ることが出來ない、何となれば彼は出沒變化の自在を得、風雲に乘じて天に上り、變幻測ることが出來ない、今我れ老子を見るに、それ猶ほ龍の如く、その學德の深遠廣大なることは、到底測り知ることが出來ないと、かく曰うて深く嘆稱した、但し此の話は莊子の天運篇にあることで、恐らくは事實で無いと思ふ、

老子見二周衰一、去至レ關、關令尹喜曰、子將レ隱矣、爲レ我著レ書、乃著二道德五千餘言一而去、莫レ知二其所一レ終、其後有二鄭人列禦寇、蒙人莊周一、亦爲二老子之學一、莊周著レ書侮二孔子一、而詆二諸子一焉、

【字解】關、史記の正義に抱朴子云、老子西遊、遇二關令尹喜於散關一、爲二喜著二道德經一卷一、謂二之老子一、或以爲二函谷關一、括地志云、散關在二岐州陳倉縣東南五十二里一、函谷關在二陝州桃林縣西南十二里一とある、此の散關のある岐州は今の陝西省鳳翔府寶雞縣治で、函谷關のある陝州は今の河南省陝州靈寶縣治にある、又十八史略の註に、萬氏云、函谷關、愚案當二是玉門關一、列仙傳關令尹與二老子一俱之二流沙一、流沙在二玉門關外一とある、この玉門關は今の甘肅省安西州玉門縣に在り、流沙は今の新疆にある戈壁の沙漠である、按ずるに余は暫く函谷關の說に從ふのである、關令、令は函谷關を守る役人、尹喜、尹は姓喜は名、五千餘言、言は字の意、五千餘字を用ゐて書いてある文章のこと、列禦寇、列は姓、禦寇は名、列子八卷を著はした人、蒙、邑の名、今の河南省歸德府睢州治、莊周、莊は姓周は名、莊子八卷を著はした人、爲、ヲサムと訓む、學んだこと、詆諸子、諸子は孔門の弟子を指す、詆はソシルと訓む誹謗すること、

【解釋】　老子は周に居たことが永い間であつたが、周の政が段々衰へるのを見、周を去つて函谷關迄來た、函谷關の番人の尹喜といふ者がいふのに、先生はこれから隱れて、將さに塵外の人とならんとして居らる、が、願くは私の爲めに一書を著はされよと、そこで老子は道德に關し、五千餘字の大文章を書いて去つた、これは老子自ら其學說と抱負とを述べたもので卽ち現存せる老子道經二卷がそれである、其の後に鄭の人に列禦寇といふ者があり、老子の學說を修めて一家を

【字解】鄒、魯の地名、今の山東省、兗州府、鄒縣治、慈母三遷之敎、慈母は慈愛に富んだ母、三遷敎とは、孟子の母は初め墳墓の旁に住んだところが、孟子は毎日葬式の眞似をして遊んだ、孟母は之を見て愛兒を育てるに不適當な處であると思ひ、市街の旁に轉住した、市街は商人の居る所であるから、孟子は亦商人の眞似をし、物を賣買することをして遊んだ、孟母はこゝもまた愛兒を育てるに不適當であると思ひ、今度は、學校の旁に轉住した、學校は書物を講習する所であるから、孟子は毎日本を讀み字を書くことを眞似した、依て孟母は初めて安神して、そこに永住したといふことで、これは孟母三遷の敎として名高い話である、この詳しいことは小學稽古篇に出て居る、七篇、孟子が著した孟子といふ本のこと、此の本は全部七篇から成り、大學、中庸、論語、とを合せて四書と稱せられて居る、梁、國名、今の河南省歸德府の地、

【解釋】孔子の子の鯉は字を伯魚といひ、早く死んだ、孫の伋は字を子思といひ中庸といふ本を著はした、而して彼の名高き孟子は、この人の門人であつた、此の孟子は名を軻といひ、魯の孟孫氏の後裔で鄒に生れた、幼少の時慈母三遷の敎を受け、漸く長じて子思の門人と爲り、學業に勵んだ、かくして堯舜禹湯文武周公の道を究めたから、之を政治に實行せんと思ひ、齊梁二國に遊んでその君に說き仁義を鼓吹した、然かも遂に用ゐられなかつたから、政治は斷念して、專ら育英に從事し、門人萬章の徒と共に、詩書を序して孔子の意を述べ、互に疑義を論難し、質問を應答し、遂に孟子七篇を作つた、

老子者楚苦縣人也、姓李名耳、字伯陽、又曰字聃、爲周守藏吏、孔子問焉、老子告之曰、良賈深藏若虛、君子盛德容貌若愚、孔子去謂弟子曰、鳥吾知其能飛、魚吾知其能游、獸吾知其能走、走者可以爲網、游者可以爲綸、飛者可以爲矰、至於龍吾不能知、其乘風雲而上天也、今見老子、其猶龍乎、

【字解】守藏吏、米穀の出納を掌る役人、良賈、良き商店、賈は店舗を構へて物を賣ること、游、泳也、およぐ、綸、魚を釣るに用ゐる繩、卽ち釣をすること、矰、絲を矢の先に繫ぎ、それを射て鳥を捕へること、苦縣、地名、今の河南省歸德府鹿邑縣、

【解釋】老子は楚國の苦縣の人で、姓は李、名は耳、字は伯陽、又の字を聃と曰ひ、周に事へて守藏の吏と爲つたことがある、孔子は嘗て禮を老子に問うた、老子は之に告げて曰ふのには、良き商店は、その品物を深く貯藏してあるから、一見

十三而卒、

【字解】喜易、コノムと訓む、好むこと、易は周易、伏犧氏が創作したもの、韋編、韋はナメシガハ、編アムこと、古は本を製するに紙が無かつたから、竹で札を作り、それに漆で文字を書き、之をなめし皮で編んだのである、そして讀まない時は、今の簾の樣に卷いて置いたのであつた、故に後世では本に卷の一卷の二などの稱が出來たのである、又紙葉の混雜したのを錯簡といふも亦、竹簡の製から出た稱である。要するに韋編とは、今の書物の綴目である、史記すべて歴史官の記錄を史記といふ、十二公、隱公、桓公、莊公、閔公、僖公、文公、宣公、成公、襄公、昭公、定公、哀公の十二君、絕筆於獲麟、春秋の書は、哀公の十四年に至り、西狩獲麟の一句で擱筆してある、故に筆を獲麟に絕つといふ、子夏、孔子の門人、姓は卜、名は商、字は子夏、論語に文學には子游子夏とあつて、文學に秀でた人、通六藝、六藝は禮、樂、射、御、書、數、の六をいふ、通は兼ね通ずること、卽ち兼備すること、

【解釋】孔子は晩年に及んで易を好み、自ら上下彖傳、上下象傳、上下繫辭傳、說卦傳、文言傳等を序述し、易の眞理を闡明した、又此の外に、序卦傳、雜卦傳、等も作り、之を易の十傳と稱した、孔子はかく反覆して易を愛讀されたから、韋編が三度も絕ちきれた、又魯國の史記に據つて春秋を著作し、隱公から哀公に至る迄十二公二百四十二年間の事につき、褒貶黜陟の理を明にし、是非當否の義を論し、大に大義名分を闡明し、亂臣賊子をして怖れしめた、此の春秋は哀公が西方に狩して麟といふ獸を獲たところで筆を止め、その後のことは書かなかつた、これは麟は仁獸で聖君王者の瑞であると稱せられて居るに係はらず、孔子の時明王が無いのに出たから、孔子は周道卽ち文王武王の爲された道が、再び興らないことを傷み、遂に筆をこゝに絕つたのである、而して此の春秋は、孔子が心血を注ぎ精神を籠めたもので、從つてその筆法は嚴正である、故に筆錄して可なるものは之を筆錄し、不可なるものは削つて載せなかつたから、彼の文學に秀でた子夏の徒すら、一辭をも贊助し容喙することが出來なかつた、孔子の弟子は凡そ三千人もあつたが、その中で一身にしてよく六藝に通達した者が七十二人あつた、かくて孔子は七十三歲を以て逝去された、因に孔子の門人には十哲とて十人の優秀なる人があつた、それは顏淵、閔子騫、冉伯牛、冉仲弓、宰予、子貢、冉有、季路、子游、子夏である、

子鯉、字伯魚、早死、孫伋、字子思、作中庸、孟子其門人也、名軻、魯孟孫之後、生於鄒、幼被慈母三遷之教、長受業子思之門、道既通、游齊梁、不用、退與萬章之徒、難疑答問、作七篇、

のに、彼の聖智のある孔子が、若し楚の國に用ゐられて其抱負を實行したならば、我々陳蔡の二國は併呑される心配があつて、實に危くなることであるから、之を阻止せねばならぬと、依て相互に徒黨を發して之を陳蔡の野に圍み、其の糧を絕ち、且つ進出することを妨げた、孔子是に於て嘆息して曰ふのに、彼の詩經の小雅何草不黃の篇に、野牛でも無く虎でも無いのに、彼の曠野に徘徊するは何者であるかとある、さて我が現在の遭遇は實に此の詩に書いてあることゝよく似て居ることであるが、これは我が平生說く所の道が、天理に背いて居る爲めであらうか、我れは、まあ、何故に此の樣に野原に彷徨して居ることであらうか、眞に慨嘆に堪へぬ次第であると、門人の子貢は之を慰めて曰ふのに、先生が說く所の道は、至廣至大であるから、天下の人が之を容受することが出來ないのである、決して先生の道が非なる爲めにかく彷徨するのでは無いと、又顏回は語を繼ぎて曰ふのに、先生の道の天下に容れられないは、その廣大なる爲めであるから、何も憂ふるに足らないのである、元來天下に容れらるゝのは小人である、容れられないで始めて君子の君子たる價値が分るのであると、かく子弟相勵して世に明君賢王の無いことを嘆じた、かくする内に楚の昭王は、孔子の圍まれて居ることを聞き、軍兵を興して之を救ひ、遂に楚國に迎へた、依て孔子は楚國に至ることが出來た、而して楚王は書社の地七百里を以て孔子を封じ、大に其手腕を振はせんとしたが、宰相の子西が承知しなかつたので中止された、依て孔子は又衞國へ歸つて居たが、魯の季康子が禮を厚くして迎へたから、又魯國へ歸つた、而して魯君哀公は治世の要道を問はれたが、遂に用ゐなかつた、此の時孔子は既に六十七歲の齡に達し、且つ四方に游說しても己れの志を行ふことが出來ず、特に魯は墳墓の地であるから、斷然志を絕つてこゝに隱棲し、以て道を後世に傳へんと決心した、仍て先づ書經を删修し、上は堯舜より下は秦の穆公に至る迄を正ふし、又古詩は三千篇もあつて至て繁雜であつたから、之を删つて三百五篇と爲し、皆之を絃彈歌誦して雅樂に合ふ樣にした、かく孔子は詩書を修したから、先王の詩書禮樂は、玆に始めて明らかに正しくなり、之が爲めに後世の人は、王道を考へ、六藝を究むることが出來る樣になつた、

晚而喜易、序彖、象、繫辭、說卦、文言、讀易、韋編三絕、因魯史記作春秋、自隱至哀、十二公、絕筆於獲麟、筆則筆、削則削、子夏之徒、不能贊一辭、弟子三千人、身通六藝者、七十有二人、年七

人が跋扈するのは、是れ天命で、人力の如何ともすべからざることを悟つたからである、かくて孔子は再び衛に歸り、又陳に行き、蔡に行き、葉に行き、又蔡に反つた、葉は音セウで、今の河南省南陽府の地である、

按ずるに孔子がかく寢食を忘れて各國を遊說したのは、その理想として居る堯舜禹湯文武周公の道を實行したい爲めであつて、決して名譽利慾の爲めで無かつたのである、

楚使人聘之、陳蔡大夫謀曰、孔子用於楚、則陳蔡危矣、相與發徒、圍之於野、孔子曰、詩云、匪兕匪虎、率彼曠野、吾道非邪、吾何爲於是、子貢曰、夫子道至大、天下莫能容、顏回曰、不容何病、然後見君子、楚昭王興師迎之、乃得至楚、將封以書社地七百里、令尹子西不可、孔子反于衛、季康子迎歸魯、哀公問政、終不能用、乃序書、上自唐虞、下至秦繆、刪古詩三千、爲三百五篇、皆絃歌之、禮樂自此可述、

【字解】聘、禮を以て招聘すること、與、トモニと訓む、一致すること、徒、徒黨、匪兕、匪は非に同じ、兕は野牛、率彼曠野、率はシタガウと訓む、うろ〳〵と徘徊する意、曠野は廣い野原、何爲、ナンスレゾと訓む、何故にの意、子貢、孔子の弟子、姓は端木、名は賜、字は子貢、夫子、夫子といふ語は始めて書經の秦誓に見えたが、これは將士を指したのである、降つて春秋の世に至り、先生若くは長者の稱と爲つた、故に孔子の門人は皆孔子を稱して夫子といふたので、尊敬の詞である、顏回、孔子の門人、姓は顏、名は回字は子淵、病、ウレフと訓む、苦にして心配すること、君子、學德兼れ備はり、人格の圓滿なる人の稱、書社地七百里、史記の索隱に、古者二十五家爲里、里各立社、則書社者、書其社之人名於籍、蓋以七百里之人封孔子也とある、この意味は昔は二十五軒ある村を里と稱し、其里には一の社を立てた、而して此の社には、その里の人の名を書いた帳面を藏つて置いたのである、故に書社の地とは二十五軒ある里のことである、今その里が七百あるとすれば、卽ち一萬七千五百戸の地である、令尹、楚國では宰相のことを令尹といふた、子西、令尹の字、不可、キカズと訓む、賛同しなかつたこと、序書、序はツイヅと訓む、刪修すること、書は書經といふ本、唐虞、唐は帝堯陶唐氏、虞は帝舜有虞氏のことで、書經には此の二帝のことを堯典舜典と稱してある、秦繆、秦は國の名、繆は穆に通す卽ち穆公のこと、絃歌、管絃に合せて歌ふこと、

【解釋】楚王は人を遣はし禮を厚くして孔子を招聘せんとした、陳蔡二國の大夫は之を聞いて大に驚き、相謀つて曰ふ

下、不及禹三寸、纍纍然若喪家之狗、適陳又適衞、將西見趙簡子、至河、聞竇鳴犢舜華殺死、臨河歎曰、美哉水、洋洋乎、丘之不濟、此命也、反于衞、適陳、適蔡、如葉、反于蔡、

【字解】免、逃れること、醜靈公所爲、史記の孔子世家に、居衞月餘、靈公與夫人同車、宦者雍渠參乘出、使孔子爲次乘、招搖市過之、孔子曰、吾未見好德如好色者也、於是醜之去衞とある、禮、進退周旋の禮、桓魋、宋の司馬向魋のこと、向魋は桓公の裔、故に桓魋と稱す、伐拔、樹を伐り、その根を拔いて壓殺せんとしたこと、鄭、國名、今の河南省開封府の地、有人、人は孔子を指す、顙、ヒタヒと訓む、額なり、項、クビと訓む、頸なり、皐陶、堯帝の臣で賢德のあつた人、子產、鄭國の賢者、要、腰に通ず、コシと訓む、纍纍然、瘦せ衰へて首を垂れたる貌、若喪家之狗、葬式のあつた家の狗の樣であるといふ意、葬式のあつた家では、主人哀荒して飮食を顧みないから、從つて狗などにも注意しない、故に狗は食を求むるに由なく纍々然として瘦せ衰へ首を垂れるのである、依て今孔子の貌を之に喩へたのである、洋々乎、水の盛んに流れる貌、竇鳴犢舜華、此の二人は晉の賢者、濟、ワタルと訓む、渡ること、

【解釋】匡人は孔子を圍んだが、後でそれが陽虎でないとが分り、孔子に謝罪した、依て孔子は危難を逃れて衞に歸つたが、衞君靈公の行動を見て之を惡み、去つて曹を過ぎて宋に行き、門人等と共に禮式を一大樹の下で講習した、時に宋人桓魋といふ者、孔子を壓殺せんとして、その樹を伐り拔いたから、孔子は去つて鄭國へ行つた、鄭人は孔子を見て批評して曰ふのに、國城の東門に異人が居る、その額は昔の聖帝堯に似、その首は古の賢者皐陶に類し、その肩は鄭の賢者子產に類し、その腰から以下は古の聖王禹よりも三寸程短い、唯その纍々然として低垂せる有樣は、丁度喪家の狗の樣で、實に憐むべき姿であるが、元來これは如何なる人物であらうかと評し合ふた、これは孔子が亂世に生れ、理想の道を行ふことが出來なかつたから、之を憂ふるの餘り、それは自然容貌に形はれたのである、かくて孔子は陳に行つたが、當時晉の卿に趙簡子といふ賢者があることを聞き、將さに之に見えんとして西に向つて出發し、黃河迄いつた、たま〳〵晉の賢大夫、竇鳴犢、舜華の二人は趙簡子の爲めに殺されたといふことを聞き、河水に臨んで嘆息して曰ふのに、さても此の水は洋々乎として美なることである、而して今日丘が此の河を渡らないのは、これ天命であつて致し方が無いと、これは孔子は豫て趙簡子は共に語るに足る賢者であると思つて居たのに、今その人が二人の賢者を殺したのを見、眞に卑むべき小人であることを知り、同時に賢者が世に容れられないで、小

年を經ても兒が無かつたから、夫妻共に尼丘山の神に禱り、一兒を授けられんことを乞ふたが、その後不思議にも孔子が生れたのである、さて孔子は兒童であつた時から、既に長者の風があり、平生の嬉戯にも、常に大禮に用ゐる俎豆を列べ禮式の容儀を設けなどした、それから成長して、季孫氏の委吏と爲り、倉庫を掌つたが、その出納の方宜しきを得た爲め穀物は常に平均充實して居た、又嘗て司樴の吏と爲り、牧畜の事を掌つたが、その牧養の方宜しきを得た爲めに、六畜よく繁殖成長した、

適周問禮於老子、反而弟子稍益進、適齊、齊景公將待以季孟之間、孔子反魯、定公用之不終、適衞、將適陳、過匡、匡人嘗爲陽虎所暴、孔子貌類陽虎、止之、

【字解】 周、平王より以來都した洛陽の地、反、カヘルと訓む、歸ること、不終、永く信任しなかつたこと衞、國名、今の河南省衞輝府の地、陳、國名、今の河南省陳州府の地、過匡、過はヨギルと訓む、通過すること、匡は地名、史記の正義に、故匡城在滑州城縣西南十里とある、故に匡は一に匡城といひ、今の直隷省大名府長垣縣の西南にある、陽虎、陽は姓、虎は名、

【解釋】 孔子は嘗て周に行いて老子を訪ね、先王の禮樂に就いて其疑義を質問した、かくて魯に歸つて益禮樂を研究し、門人はいよ〳〵益增加した、それから魯國が亂れた故に、去つて齊へ行つた、齊の景公は孔子を魯の季孫氏孟孫氏の兩卿の間の資格で優待しようとした、但し魯の三桓では季孫氏は上卿で、孟孫氏は下卿で、叔孫氏は中卿であつたから、景公は孔子を叔孫氏の資格で待遇せんとしたのである、然るに齊の大夫の內で、孔子を害せんとする噂があつたから、孔子は齊を辭して再び魯に歸つた、併し魯の定公は孔子を永く信任することが出來なかつたから、孔子はまた魯を辭して衞に行つたが、衞の靈公も亦孔子を信任しなかつたから、孔子は將さに陳へ行かんとし、その途中匡城を通つた、是より先き、匡城の人は陽虎といふ者の爲めに亂暴せられたことがあつたから、非常に陽虎を怨んで居た、そして今孔子の容貌が此の陽虎に似て居たから、眞の陽虎であると思ひ、復讎する爲めに孔子を圍んでその通行を妨止した、

既免反于衞、醜靈公所爲去之、過曹適宋、與弟子習禮大樹下、桓魋伐拔其樹、適鄭、鄭人曰、東門有人、其顙似堯、其項類皐陶、其眉類子產、自要以

る器、銘は記すもので、禮記祭統の註に、銘書之、刻之以記事也とあり、又大學の註に、銘銘其器以自警之詞也とある、古人は自警の爲めに、訓戒の語を平生用ゐる器物に刻したもので、鼎銘或は鏡銘などはそれである、僂傴俯、僂と傴とは共に身を屈めること、俯は首をたれること、故に三字共皆頭を低れて敬恭を致す貌で、その義は同じであるが、唯傴は僂より甚だしく、俯は傴よりも猶甚しく丁寧に頭を低れることである、饘於是粥於是、是は共に鼎を指す、饘はかゆの濃きもの、粥はかゆの薄きもの、禮記檀弓の疏に、厚曰饘、希曰粥とある、餬、ノリストと訓む、粥を啜つて命を繫ぐの義、

【解釋】孔子は名を丘、字を仲尼と曰ひ、其先祖は宋國の人であつた、數代を經て正考父といふ者があり、宋の卿相と爲つて其君を輔佐した、此の人は一命せられて士と爲り、再命せられて大夫と爲り、三命せられて卿相と爲り、下位から上位に昇進するに從ひ、いよ〳〵益〻恭しくよく恭謙の道を盡した、嘗て鼎に銘を刻して左右の鍼とした、その銘に曰ふのに、我は初めて命ぜられて士と爲つた時は、その容を僂にし、再び命ぜられて大夫と爲つた時は、その容を傴にし、三たび命ぜられて卿と爲つた時は、其容を俯にした、又外出する時は、敢て街頭を安行せず、翼々として垣根に添ふて走るのみであつた、我はかく謙遜に過ぐる程であつたが、一人として余を輕侮する者が無かつた、又我が飲膳は極めて淡素で、只此の鼎中に饘粥を烹、それで我が口を餬するに過ぎないのであると、かく鼎に銘記したが、これは朝夕自ら省るのみならず、又子孫をして之に則らせたい爲めであつたのである、因に曾先之が此の一節を掲げたのは、孔子の先祖には、かく恭謙自ら持する君子があつたから、孔子の聖も幾分か此の先祖の遺傳に起因して居るといふことを知らせる爲めである、

孔氏滅二於宋一、其後適レ魯、有二叔梁紇者一、與二顏氏女一禱二於尼山一而生二孔子一、爲レ兒嬉戲、常陳二俎豆一、設二禮容一、長爲二季氏吏一、料量平、嘗爲二司樴吏一、畜蕃息、

【字解】適、ユクと訓む、行くこと、叔梁紇、叔梁は字、紇は名、尼山、尼丘山といふ山、今の山東省兗州府に在る、陳俎豆、陳はツラネルと訓む、陳列すること、犧牲の肉を載せる器を俎と曰ひ、菹醢を盛る器を豆といふ、菹は蔬菜果實の漬物、醢は肉汁、卽ちしほから、此の俎豆は大禮に用ゐる器である、吏、史記に委吏に作る、委吏は蓄積してある倉庫を司る役、料量平、料は蓄積してある穀物、量は數量、平は平均、司樴吏、樴は史記に杙に作る、杙は牛馬を繫ぐ爲めに地下に打ち込んだ木のことで、俗にクヒといふもの、故に飼牧の官を司樴吏といふ、畜、馬、牛、羊、鷄、犬、豕、の六畜、蕃息、蕃は繁殖、息は生長すること、

【解釋】正考父の後孔氏の家は宋に於て滅びたから、其子孫は魯國に逃げ行き、遂に魯國の人となつた、それから叔梁紇といふ人に至り、顏といふ姓の家の娘と結婚した、然も幾

祭の時には、膰俎の餘肉を大夫に頒つが禮であるのに、魯君は女樂を見てから後は、郊祭をしてもその餘肉を大夫に頒たなかつた、かゝる有樣であつたから、孔子も遂に道の行はれざることを知り、斷然魯國を退去した、

定公卒、子哀公立、欲以越伐三桓、不克、歷悼公、元公、至繆公、知尊子思、而不能用、歷共公、康公、至平公、嘗欲見孟子而不果、歷文公、至頃公、爲楚考烈王所滅、魯自周公至頃公、凡三十四世、

【解釋】 定公が卒して子の哀公が立つた、此の時に魯の公室はいよ〳〵衰へ、三桓は益〻權威を恣にしたから哀公は越の國の兵を借りて、之を伐ち、以てその强盛を打ち挫かんと思ひ、兵を起して之を攻めたが、遂に勝つことが出來ないで卒去した、かくて悼公、元公、を歷て繆公に至り、孔子の孫子思が賢者であることを知り、之を尊んで重く用ゐたいと思つて居たが、遂に用ゐることが出來なかつた、それから共公康公を經て平公に至つた、此の平公は嘗て孟子が賢人であることを聞き、之を引見せんとしたが、亦遂に果すことが出來なかつた、平公の後文公を歷て頃公に至り、遂に楚の考烈王の爲めに滅ぼされた、魯は周公から頃公に至る迄凡そ三十四世であつた、因に孟子は子思の門人で堯舜以來の道統を承繼し、孔子に繼ぐ賢者で、孟子七篇を著はした人である、

孔子、名丘、字仲尼、其先宋人也、有正考父者、佐宋、三命滋益恭、其鼎銘云、一命而僂、再命而傴、三命而俯、循牆而走、亦莫余敢侮、饘於是、粥於是、以餬予口、

【字解】 孔子、孔は姓、子は男子の美稱、故に孔子とは孔先生といふ意である、名丘字仲尼、史記孔子世家に、禱於尼丘得孔子、魯襄公二十二年而孔子生、生而首上圩頂、故名曰丘、字仲尼とある、圩頂とは頭に窪みがあつて、丘の如き形をなして居ること、又字とは名の外に別に付ける名で、儀禮に、冠而字之、敬其名也、君父之前稱名、他人則稱字とある、其先宋人也、先は先祖のこと、孔子家語に、孔子宋微子之後、自微仲五傳而至哀公熙、熙生弗父何、何生宋父周、周生世子勝、勝生正考父、父生孔父嘉、嘉生木金父、金父生睪夷、睪夷生防叔、防叔奔魯、遂爲魯人、生伯夏、伯夏生叔梁紇とある、正考父、正は謚、考父は字、佐宋、佐は宰相、宋は國名、滋益、二字でマス〳〵と訓む、重ねて話を强くしたのである、鼎銘、鼎は食物を調理す

懼れ、その歡心を得んが爲めに、嘗て侵略した魯の鄆、汶陽、龜陰の地を魯に返し旁々夾谷の會で、四方の樂、宮中の樂を演じた無禮を謝した、

孔子言於定公、將墮三都、以强公室、叔孫氏先墮郈、季氏墮費、孟氏之臣不肯墮成、圍之弗克、

【字解】三都、孟孫、叔孫、季孫、三卿の邑で、成、郈、費をいふ、字典に卿大夫食采之邑亦曰都とある、成は今の山東省兗州府寧陽縣の北、郈は山東省沂州府城の東にあり、費は山東省沂州府費縣治に屬して居る、墮、コボツと訓む毀なり、破なり、公室、分家に對し本家といふが如し、弗克、弗は不、克は勝、負けたこと、

【解釋】孔子が定公に言つて曰ふのに、彼の三桓は勢力が强いから、その采邑たる三都を破毀して之を弱くし、以て魯の公室を强くしたいと、定公はその言に從ひ、命を三桓に傳へた、依て叔孫氏は先づ都を毀つて其命に從ひ、季孫氏は費を毀つて亦その命を奉じた、然るに獨り孟孫氏の家臣のみ成を毀つことを承知せず、君命に抵抗したから、定公は兵を出して成を攻め圍んだが、遂に之に勝つことが出來なつた、

孔子由大司寇、攝行相事、七日而誅亂政大夫少正卯、居三月、魯大治、齊人聞之懼、乃歸女樂於魯、季桓子受之、不聽政、郊又不致膰俎於大夫、孔子遂去魯、

【字解】攝行、兼れ行ふこと、少正卯、少正は姓卯は名、懼、オソルと訓む、孔子の治世宜しきを聞き、魯の霸たらんことを懼れたのである、史記孔子世家に、定公以孔子爲大司寇、攝行相事、與聞國政、大治、齊人聞而懼曰、孔子爲政必霸、霸則吾地近焉、我爲之先幷矣とある、女樂、孔子世家に犂鉏曰、請先嘗沮之、沮之不可則致地庸遲乎、於是選齊國中美女八十人、皆衣文衣而舞康樂、文馬卅四遺魯君、陳女樂文馬於魯城南高門外云々とある、察するに女樂は淫猥にして人心を引きつける舞樂であらう、不聽政、女樂に溺れて政事を顧みざること、郊、城外にて天地を祭ること、昔は冬至には天を南郊に祭り、夏至には地を北郊に祭つたのである、膰俎、膰は祭肉の炙つたもの、俎は肉を盛る器、

【解釋】孔子は大司寇の官を以て宰相の政務を兼攝執行し、僅か七日目で、國政を亂す大夫少生卯を誅して大改革を斷行した、かくて政治を攝行して居ること三ケ月の內に、魯國は大によく治まつた、隣國の齊人は之を聞いて恐怖し、魯の政治を妨害しようと思ひ女樂を贈つて魯君にすゝめた、魯の大夫季桓氏はそれが深い隱謀であることを知らず、喜んで之を受け、遂に之に耽溺して政事を放擲してしまつた、又郊

の言を聽き、魯公の前で特に此の夷狄の樂を舞せたかといへば之は此の樂は劍戟を以て舞ふのであるから、之に依て魯公を捕へ、己の患を除かんとしたのである、齊の世家に、景公害二孔丘相一レ魯、懼二其霸一、故從二犂鉏之計一とある、旗、龍や虎を畫きたる旗、旄、牛の尾を杆頭につけたる旗、戟、刃に兩の枝のある兵器、ほこ、趨、早走にて行くこと、之は君長の前を通る時の禮である、怍、愧也、麾、退ること、優倡、女樂なり、女樂は史記孔子世家に、選二國中女子好者八十人一、皆衣二文衣一而舞二康樂一、陳二女樂文馬於魯城南高門外一とある。故に優倡とは今の女優の如き者が踊ること、侏儒、種々の滑稽を演じて人を笑はせる藝人、前、進也、熒惑、迷ひ亂す、首足異處、殺して首や足を別々に斬り離すこと、此の會合の時は、實際に斬つたので、孔子世家に此時の事を書いて、孔子趨而進曰、匹夫而熒二惑諸侯一者、罪當レ誅、請命二有司一、有司加レ法焉、手足異レ處、景公懼而動とある、又齊の世家にも使下二有司一執中萊人上斬レ之、以レ禮讓二景公一とある、魯以君子輔其君、孔子が魯君を輔佐したことを指す、以夷狄之道教寡人、齊の臣が四方の樂、宮中の樂を演じて、孔子に叱責せられたことを指す、

【解釋】　定公は立つて魯王と爲り、孔子を以て中都の宰と爲した、ところが孔子の施政が立派であつた爲めに、僅か一ケ年にして四方の諸侯は、皆その施政を手本とした、それから中都の宰から轉じて司空と爲り、更らに進んで大司寇と爲つた、孔子は嘗て定公を輔佐して齊の景公と夾谷といふ所で會合した、此の會合は名は修交であるが、實は齊は魯君を虜にせんとする策略であつたのである、此の時孔子は定公に謂うて曰ふのに、凡そ文事があれば必ず武備があり、武備があれば必ず文事がある、今日は修交の會卽ち文の會合であるが亦武も用意せねばならぬ、願くは左司馬右司馬の武官を從へて行きたいものであると、之を連れて行つた、さていよ／＼齊侯と會見した、齊の役人は齊侯に、四方の樂を奏せんことを請うて其の許可を得た、そこで樂人は各旗旄劍戟を持ち、大皷をたゝき、がや／＼と譟ぎ立てゝやつて來た、孔子は之を見て趨り進んで曰ふのに、今日は吾が齊魯兩君が好を修むる爲めの會合である、然るに何故に穢はしき夷狄の樂を爲すことであるか、無禮千萬であると論じた、齊の景公は之を見て心中大に懼れ、すぐに之を退けて止めさせた、齊の役人は又齊侯に宮中の樂を奏せんことを請うて其の許可を得た、そこで優倡は淫靡の踊を爲し、侏儒は滑稽を演じつゝ出て來た、孔子は又趨り進んで曰ふに、下賤輩が諸侯を熒惑すると、その罪は死刑に當る、今此の優倡等は我が齊魯兩君を熒惑するものであるから、宜しく役人に命じて處罰せねばならぬと、そして立ろに之を殺した、景公は之を見て孔子の勇氣と威力に懼れ、遂に魯君を虜にすることが出來なかつた、かくて夾谷の會は魯の勝利の裏に畢りを告げた、さて諸侯は歸つてから、臣下を叱して曰ふのに、魯は君子の道を以てその君を輔佐して居る、然るに汝等は、獨り夷狄の道を以て我に敎へ、我に耻をかゝせた、實に殘念であると、是れから齊は魯を

公には庶弟が三人あつて、長弟を慶父と曰ひ、次弟を叔牙と曰ひ、末弟を季友と曰ふた、而して慶父の後を孟孫氏、叔牙の後を叔孫氏、季友の後を季孫氏と爲したが、皆桓公から分れた爲めに別に之を三桓と稱した、此の三桓は代々魯國の政令を執つて威權を專にした、又莊公の子の子班から、閔公、僖公、文公、宣公、成公、襄公を歷て昭公に至つた、此の昭公は三桓の專橫を憤り、先づ季孫氏を討伐した爲めに、反て三家から逆撃せられて大に敗れ、晉の邑乾侯といふ處に出奔し、遂にこの邑に於て卒去した、

弟定公立、以孔子爲中都宰、一年四方皆則之、由中都爲司空、進爲大司寇、相定公會齊侯于夾谷、孔子曰、有文事者必有武備、請具左右司馬以從、既會、齊有司請奏四方之樂、於是旗旄劍戟鼓譟而至、孔子趨而進曰、吾兩君爲好、夷狄之樂、何爲於此、齊景公心怍麾之、齊有司、請奏宮中之樂、優倡侏儒、戲而前、孔子趨而進曰、匹夫熒惑諸侯者、罪當誅、請命有司加法焉、首足異處、景公懼、歸語其臣曰、魯以君子之道輔其君、而子獨以夷狄之道教寡人、於是齊人乃歸所侵魯鄆、汶陽、龜陰之地、以謝魯、

【字解】中都、邑の名、今の山東省兗州府汶上縣治、夾谷、地名、今の江蘇省海州治に屬す、鄆、邑の名、今の山東省泰安府東平州治、汶陽、邑の名、今の山東省兗州府寧陽縣の東北に在る、龜陰、今の何省に屬するかは不明、中都宰、中都は邑の名、宰は長、司空、注に、官掌邦土居四民時地利とある故に司空の役は、今の我が國の內務大臣の如き者、大司寇、註に官掌邦禁詰姦慝刑暴亂とある、今の我が國の司法大臣の如き者、相、廣韻に、相儐也、贊君之禮者、とある即ち、君が賓客に接見する時、君の側に居つて君を輔佐すること、四方之樂、孔子の所謂夷狄の樂である、史記齊の世家に、景公與魯定公好會夾谷、犂鉏曰、孔丘知禮而怯、請令萊人爲樂、因執魯君可得志とある註に、萊人齊所滅萊夷とある、又書經の禹貢に、萊夷作牧とある、即ち此の萊夷は、青州に居る夷族で、牧畜を業として居た、青州は今の山東省である、故に四方の樂とは、夷族の萊人のする樂で、旗旄劍戟を採つて舞ふのである、然らば齊侯は何故に犂鉏

革し、且つ民に、父母の喪は三年を經て後之を除くことを敎へ、一切その風俗禮儀を改革したから、かく遲くなつたのであると、周公は之を聞いて曰ふのに、果して然らば、後世に至り、魯は遂に北面して齊に臣事するであらう、凡そ政治は簡略平易を尙び、繁文縟禮は尤も忌むべきことである、何ぜなれば、簡略平易は人民を親近させ、繁文縟禮は人民を疎遠にするからである、而して平易にして人民を親近させるときは、人民は必ず歸服するのである、今太公望はよくその俗に從つて齊を治め、汝はその俗を變じて魯を治む、これ太公の政は簡略平易で、汝の政は繁文縟禮である、これ余が汝の國は遂に齊に臣事するであらうと曰ふた所以であると、かくいふて伯禽を訓戒した、其後周公は太公に問ふて曰ふのに、卿は如何なる道を以て齊を治むるかと、太公が曰ふのに、予は賢者を尊び能者を愛し、特に功勞者を尊重し、これを以て政治の要道として居ると、周公が曰ふのに、賢者を尙ぶはよいが、功勞者を尙ぶはよろしく無い、何となれば功勞者を尙べば、その人は次第に威權を弄し、後世に至りその子孫から必ず君位を奪ひ、或は君主を弑する亂臣賊子を出すであらうと、太公も亦周公に問ふて曰ふのに、公は如何なる道を以て魯を治めるかと、周公が曰ふのに、予は賢者を尊ぶことは卿と同じであるが、唯親戚に親む事が異つて居る、予の主義は親族を愛して之と相親むに在るのであると、太公が曰ふのに、果して親戚を親めば公の國は後世必ず衰弱するであらう、何となれば親族はその親に狎れて、遂に權威を擅にするからであると、

按ずるに齊は功を尙んだ爲めに、遂にその臣田氏に依つて滅され、魯は親族を親んだ爲めに、遂に三桓の專權を馴致し、公室爲めに微弱した、故に二公は共に先見の明があると謂つてよいのである、

伯禽十三世而至隱公、爲春秋之始、隱公之弟曰桓公、桓公之子、莊公、莊公有庶弟三人、曰慶父、其後爲孟孫氏、曰叔牙、其後爲叔孫氏、曰季友、其後爲季孫氏、是爲三桓、世執國命、歷子班、閔公、僖公、文公、宣公、成公、襄公、至昭公、伐季氏、三家共伐之、公奔乾侯以卒、

【解釋】伯禽から十三世を經て隱公に至つた、此の時が春秋の世の始めで、即ち孔子の春秋は筆を玆に起されたのである、隱公の弟を桓公と曰ひ、桓公の子を莊公といふた、此の莊

ふ人が封ぜられた所である、周公は武王の遺命を奉じて成王を輔導し、よく之を教訓せられたが、若し成王に過失があると、その度毎に我が子の伯禽を撻ち、以て成王を激勵し、併せて伯禽をも教育した、かく周公は幼主と我が子の教育に努力したが、今や伯禽が封國に赴任するに就き、之を訓戒して曰ふのに、我は文王の子武王の弟で、今の王の叔父であるから誠に尊い身分である、然れども我に面會を求める者があると我は一たび髮を洗ふ間にも、三たび髮を握り、一たび食する間にも、三たび哺を吐き出す程にして、直ちに應接し決して身分を鼻にかけて是等の人に驕らない、我は此の如くしても、猶天下の賢士の望を失はんことを恐れて居る、今汝は初めて封國の魯に行くのであるが、必ず愼みて人に接し、決して我は天下の大宰相周公旦の子であるといふ樣な態度をしてはならぬ、必ずよく人民を愛撫し、驕慢の行の無い樣に心掛けねばならぬと、懇々として人君たるの心得を諭した、

太公封於齊、五月而報政、周公曰、何疾也、曰、吾簡其君臣禮、從其俗、伯禽至魯、三年而報政、周公曰、何遲也、曰、變其俗、革其禮、喪三年而後除之、周公曰、後世其北面事齊乎、夫政不簡不易、民不能近、平易近民、民必歸之、周公問太公、何以治齊、曰、尊賢而尚功、周公曰、後世必有簒弒之臣、太公問周公、何以治魯、曰、尊賢而親親、太公曰、後寢弱矣、

【字解】 太公、太公望、齊、今の山東省青州府の地、疾、スミヤカと訓む、早いこと、北面、支那にて君臣朝見の禮は、君は北に立つて南に面し、臣は南に立つて北に面するのである、故に北面は臣が君に見ゆる時のことであるから、「北面して」とは臣と爲るの意である、尚功、尚はタツトブと訓む、尊に同じ、功は功勞、簒弒之臣、顏師古が註に、逆取曰簒、下殺上曰弒とある、故に簒弒之臣とは、君を弒する亂臣のこと、寢、ヨウヤクと訓む、漸くなり、

【解釋】 太公望呂尚は齊に封ぜられたが、僅か五ケ月を經て入朝し、政事の治績を報告した、周公が曰ふのに、どうしてその樣に早いのであるかと、太公が曰ふのに、我れは齊に往つてから、その君臣の禮節を簡略にし、且つ大抵其故俗に從つて事を施し、餘り干涉しなかつたから、かく早いのであると、その後伯禽が魯に往つて政を爲した時、三年を經て始めてその治績を報告した、周公が曰ふのに、なぜその樣に遲いのであるかと、伯禽が曰ふのに、私は魯の舊習と舊禮とを變

は之を聞いて嘆じて曰ふのに、凡そ天は高い處に居るけれども、常によく卑き所の世上の事を聽き、善者には福を降し、惡者には禍を降す者である、今吾が君には、人主と爲るべき盛德の善言が三つあるから、天は必ず之に感動して幸福を降すに相違ないと、そこで天文を測候したところが、果して其の言の如く、熒惑は心宿の位置から一度程の距離に遠ざかつて居た、

歷數世、至康王偃、有雀生鸇、占之、曰、必霸天下、偃喜、敗齊、楚、魏、與爲敵國、偃淫虐、天下號之曰桀宋、周愼靚王時、齊湣王與楚、魏、共伐宋滅之而分其地、

【字解】 鸇、音セン、和名スズメタカ、與、アヅカルと訓む、「ニヨリテ」といふ意、桀宋、宋王の暴虐は、古の夏の桀王の樣であつたから、國民は之を惡み、桀王の桀と、宋王の宋とを取つて此の號を附けたのである、

【解釋】 景公から數代の君を經て、康王名は偃に至つた、此の時、雀が鸇を生んだ怪事があつたから、康王は卜官に命じて之が吉凶を占はせた、卜官が曰ふのに、これは我が君が必ず天下に霸王と爲るの吉兆であると、康王は大に喜び、先づ兵を出して齊楚魏の三國を伐つて之に勝ち、大得意であつたが、之によりて此の三國は宋の敵國と爲つた、かくて康王は淫虐が甚しく、天下の人々は之を桀宋と號して罵つた、その後周の愼靚王の時、齊の湣王は楚魏の二國と提携し、共に宋を伐ちて前怨を報じ遂に之を滅して各〻其地を分領した、世紀に宋は微子啓から康王偃に至る凡そ三十二世とある、

○魯姬姓、周公子伯禽之所封也、周公誨成王、王有過、則撻伯禽、伯禽就封、公戒之曰、我文王之子、武王之弟、今王之叔父、然我一沐三握髮、一飯三吐哺、起以待士、猶恐失天下賢人、子之魯、愼無以國驕人、

【字解】 魯、今の山東省兗州府の地、誨、チシフと訓む、敎訓して善道に導くこと、撻、ムチウツと訓む、たゝくこと、就封、領國へ行くこと、今王、今の王、即ち成王を稱す、一沐、沐は髮を洗ふこと、古は男も女の樣に髮を長くして居たから時々之を洗つたのである、吐哺、哺は口中に含んだ食物、故に吐哺とは食べかけた御飯を吐き出すこと、

【解釋】 魯は周と同じく姬姓の國で、周公旦の子伯禽とい

は啓が封ぜられた所である、後世春秋の世に至り、襄公名は玆父といふ者、諸侯の霸王と爲らんと欲し、楚王と戰ふた、此の時襄公の庶兄なる公子目夷が獻策して曰ふのに、敵が未だ陣を布かない前に、之を襲擊するが宜しからうと、襄公が曰ふに、凡そ盛德の君子は、人を窮阨に苦めぬものであるから、我は宜しく彼が陣列の整ふのを待つて正々堂々と戰いたい、決して不意擊などはせぬのであると、かく威張つて居たが、遂に反て楚の爲めに敗られ、霸圖空しく一場の夢と爲つた、依て世人は之を宋襄の仁といふて嘲笑した、

其後有景公者熒惑嘗以其時守心、心宋之分野、公憂之、司星子韋曰、可移於相、公曰、相吾之股肱、曰、可移於民、公曰、君者待民、曰、可移於歲、公曰、歲饑民困、吾誰爲君、子韋曰、天高聽卑、君有君人之言三、宜有動、候之、果徙一度、

【字解】熒惑、南方の火星、此の星が見へると戰亂飢疾の災があると傳へられて居る、心、天の二十八宿中の心宿、支那の天文學では、天に二十八宿があるとしてある、それは、角、亢、氐、房、心、尾、箕、斗、牛、女、虛、危、室、壁、奎、婁、胃、昴、畢、觜、參、井、鬼、柳、星、張、翼、軫、の二十八宿である、司星、天文を掌る官、候、觀測すること、徙、ウツルと訓む、移動すること、

【解釋】其後景公といふ君があつた、此の時代に、嘗て熒惑といふ凶星が、天の二十八宿中の心宿の位置に現はれた、さて此の二十八宿の星を支那の、各州に配當するときは、心宿は宋の領域なる分野といふ所に當つて居るから、景公は古の傳說に依り、災害が起るであらうと思ひ、大に心配した、そこで司星の官に在る子韋といふ者が曰ふのに、此の不祥を除かんと思ふならば、宜しく其災を宰相に受けさせるが宜しいと、景公が曰ふのに、宰相は吾が股と爲り肱と爲すべき大切の人であるから、之に災を移すことは出來ぬと、子韋が曰ふのに然らば之を國民に受けさすが宜しいと、景公が曰ふのに、人君は國民を待つて始めて立つもので、國民が無かつたならば人君は無用のものである、故に之を國民に受けさせることは出來ぬと、子韋が曰ふのに、然らば之を歲に移し、歲をして之を受けさせては如何であるかと、景公が曰ふのに、災を歲に移したならば、歲必ず凶荒で、五穀は豐熟しまい、若し五穀が豐熟せぬと、人民の困窮に陷ることは必然であるから、我は誰の爲めに君と爲るべきぞ、君と爲り居ることが出來ぬから、亦之を歲に移して民に災を受けさせることは出來ぬと、子韋

布衣の人の極で、是れ以上の榮譽は無い、然し久しく此の尊名榮譽を受けると、遂に不吉の事があると、そこで宰相の印綬を返して官を罷め、また自分の財産をば皆人に與へ、僅かに珍重すべき財を持つて齊を出で、間行して陶といふ所へ行き、自ら陶朱公と曰うて、そこに居住した、范蠡は資産を作る術に妙を得たと見え、陶でも鉅萬の財産を作つた、時に魯國の猗頓といふ人が范蠡を訪ね、資産を作る手段を問うた、蠡は、五匹の牝牛を畜養せよと答へた、これは牝は子を産み、それが段々繁殖して金になるからである、そこで猗頓は大に牛や羊を自分の家に畜養した、果して資産が出來、十年の間に、王公にくらべる程の富を致した、故に當時天下の人が、富豪を謂へば、必ず陶朱猗頓の二氏を稱した、

○蔡姬姓、蔡仲之所封也、周公蔡蔡叔於郭鄰、其子胡、率德改行、復封于蔡、後世至春秋之末、爲楚惠王所滅、

【字解】 蔡、國名、今の河南省汝寧府の地、蔡、ハナツと訓む、放つなり、蔡仲、蔡叔の子で名を胡といひ、文王の孫に當る人、郭鄰、中國外の地名で、今の何省に屬して居るか分らない、

【解釋】 蔡は姬姓の國で、周の文王の孫蔡仲の封ぜられた所である、初め成王の時、周公は弟の蔡叔度を郭鄰に逐放したが、その子の蔡仲名は胡は、よく祖父文王の德に循ひ、父蔡叔の惡行を改めたから再び亡父の故地なる蔡に封ぜられた、その子孫は春秋の末まで王と爲つて居たが遂に楚の惠王の爲めに滅された、世紀に蔡は叔度より元侯に至る、凡そ廿四世とある、

○曹姬姓、武王弟曹叔鐸之所封也、其後世至春秋中、爲宋所滅、

【字解】 曹、今の山東省曹州府の地、

【解釋】 曹は姬姓の國で、武王の弟曹叔名は振鐸の封ぜられた所である、春秋の世の中頃に至り宋の國に滅された、世紀に曹は叔振鐸より伯陽に至る、凡そ二十六世とある、

○宋子姓、商紂庶兄微子啓之所封也、後世至春秋、有襄公茲父者、欲霸諸侯與楚戰、公子目夷、請及其未陣擊之、公曰、君子不困人於阨、遂爲楚所敗、世笑以爲宋襄之仁、

【字解】 宋、今の河南省、歸德府の地、庶兄、異母兄、卽ち妾腹の兄、公子、諸侯の子を公子といふ、

【解釋】 宋は子姓の國で、商紂卽ち殷の紂王の庶兄微子名

越既滅吳、范蠡去之、遺大夫種書曰、越王爲人、長頸烏喙、可與共患難、不可與共安樂、子何不去、種稱疾不朝、或讒種且作亂、賜劍死、范蠡裝其輕寶珠玉、與私徒乘舟江湖、浮海出齊、變姓名、自謂鴟夷子皮、父子治產、至數十萬、齊人聞其賢、以爲相、蠡喟然曰、居家致千金、居官致卿相、此布衣之極也、久受尊名不祥、乃歸相印、盡散其材、懷重寶、間行、止於陶、自謂陶朱公、貲累鉅萬、魯人猗頓往問術焉、蠡曰、畜五牸、乃大畜牛羊於猗氏、十年間、貲擬王公、故天下言富者、稱陶朱猗頓、

【字解】長頸、長い首、烏喙、烏の如く尖つたる口、裝、裹むなり、齎すなり、輕寶、持つて行くことの出來る小い寶物、珠玉、珠は海に產する玉、玉は山に產する玉、喟然、歎息する貌、布衣、無位無官賤しき者、間行、潛行なり、人の知らない樣に密に行くこと、貲、財產、牸、牝なり、

【解釋】越は既に范蠡の力によつて吳を滅した、然し范蠡は永く越に居るべからざることを知り、遂に越の朝を去た、此の時大夫の種に手紙を送つて曰ふのに、我れつら〳〵越王の人相を見るに、長頸にして烏喙である、凡そ此の樣な人相の人は與に艱難を共にすることが出來るが、共に安樂を共にすることは出來ない者である、今や越は既に吳を滅して艱難を去り、安樂の時代と爲つた、故に君はなぜ早く越を去らないのか、早く去りなさいと、依て種は病氣を口實として朝廷へ出なかつた、此の時或る人が種を讒して曰ふのに、種は將さに叛亂を起さんとして居ると、越王之を信じ、種に劍を賜うて切腹を命じた、(果して越王は安樂を共にすることが出來ない人である、)范蠡はいよ〳〵その輕寶珠玉を持つて越を去り、從僕と共に船で江や湖を渡り、それから海に出て齊の國へ行き、姓名を變じて自ら鴟夷子皮と云うた、そしてその子と共に產を治めて資產を作り、數十萬の富を致した、此の時齊國の人は、范蠡の賢者であることを聞き、聘して宰相と爲した、范蠡は喟然として嘆息して曰ふのに、我は家に居つては千金の富を有し、役人と爲つては宰相の高官に居る、これ

た、此の戰に吳王闔廬は負傷して死んだから、子の夫差が立つて吳王と爲つた、子胥は又此の夫差に事へた、さて夫差は越を伐つて父の讎を報ぜんと志し、朝夕薪の中に起臥して身を苦め、且つ臣に命じ出入するたびに、自分に謂はせて曰ふのに、夫差よ、汝は越人が汝の父を殺したのを忘れたかと、これは夫差が自らその復讎心を激勵する爲めであつた、かくて周の敬王の二十六年に、夫差は遂に越を伐つて之を夫椒といふ所で破り、積年の仇を報じた、此の時越王勾踐は、殘兵を以て會稽山に棲み、吳王に歎願して曰ふのに、私は大王の臣と爲り、私の妻は大王の妾に獻ずるから死を赦して下さいと、子胥曰ふのに、越王の此の願は許してはならぬ、越は必ず滅すべき筈であると、然るに太宰の重職に居る嚭といふ者が、越の賄賂を受け、夫差に說き勸めて越王を赦した、かくて越王勾踐は國へ歸り、苦き膽を座臥する室に懸けて置き、常に仰いで之を嘗め自らその名を呼んで曰ふのに、勾踐よ、汝會稽の恥辱を忘れたかと、これも勾踐が會稽の恥を雪がん爲めに、自ら激勵したのである、そして國政を大夫の種といふ者に委せ、自分は范蠡と共に軍事を講じ、唯吳を伐つことのみを工夫した、此の時吳の有樣如何と見るに、太宰の嚭は子胥を讒して曰ふのに、彼の子胥は、嘗て越を滅せというた事が採用せられぬを耻ぢ、大王を怨んで居ると、夫差は直に之を信じ、子胥に屬鏤といふ劍を賜ひて切腹を命じた、子胥は切腹に臨み、家人に命じて曰ふのに、必ず我が墓に檟といふ木を植ゑよ、何となれば此の木は、吳王の屍を入れる棺の材とすることが出來るからと、これは子胥は吳は後に越に滅されることを知つて居たからである、又我が目をゑぐつて城の東門に懸けて置けよ、我は越が吳を滅すのを見物するからと、かく曰うて自ら首を刎ねて死んだ、夫差は此の事を聞いて大に怒り、子胥の屍を馬の革の囊に入れ、之を江水に投じた、吳の人は、子胥が忠臣であるのに殺されたのを憐み、子胥の爲めに祠を江水の上に建て、之を胥山と命じて弔うた、さて又越の有樣如何と見れば越王は歸國以來、初の十年間は、人民を生養し、財物を集めることに骨を折り、後の十年間は、人民を敎育することに努力し、專ら戰鬪準備をした、かくて越は、周の元王の四年に、いよ〳〵吳を征伐した、吳は三戰して三敗し、夫差は姑蘇臺に逃げ込んだ、そして往年越王が已に請うた如く、亦和議を越王に請うた、然し越の謀臣范蠡は承知しなかつた、そこで夫差は嘆じて曰ふのに、我は愚にして、昔子胥の言を聽かなかつたから、今此の悲境に陷つたのである、故に我は何の面目あつて子胥を見ることが出來ようか、死んでも子胥を見ることが出來ないと、そこで幎冒を作つて之を被り顏を隱して自殺した、因に臥薪嘗膽や、會稽の恥を雪ぐの熟語は、ここが出所である、世紀に吳は泰伯から夫差に至る凡そ二十五世とある、

事、員字子胥、楚人伍奢之子、奢誅而奔吳、以吳兵入郢、吳伐越、闔廬傷而死、子夫差立、子胥復事之、夫差志復讎、朝夕臥薪中、出入使人呼曰、夫差而忘越人之殺而父邪、周敬王二十六年、夫差敗越于夫椒、越王勾踐以餘兵棲會稽山、請爲臣妻爲妾、子胥言、不可、太宰伯嚭受越賂、說夫差赦越、勾踐反國、懸膽於坐臥、卽仰膽嘗之曰、女忘會稽之耻邪、擧國政屬大夫種、而與范蠡治兵、事謀吳、太宰嚭譖子胥、耻謀不用怨望、夫差乃賜子胥屬鏤之劍、子胥告其家人曰、必樹吾墓檟、檟可材也、抉吾目懸東門、以觀越兵之滅吳、乃自剄、夫差取其尸、盛以鴟夷、投之江、吳人憐之、立祠江上、命曰胥山、越十年生聚、十年敎訓、周元王四年、越伐吳、吳三戰三北、夫差上姑蘇、亦請成於越、范蠡不可、夫差曰、吾無以見子胥、爲幎冒乃死、

【字解】 而、汝なり、棲會稽山、會稽山は山の名、棲は鳥の止宿する所、今越は吳に敗られ、會稽の山に依る、故に鳥の棲を以て喩とした のである、女、汝なり、材、禮記の註に材爲棺之木也とある、鴟夷、馬の革で製した嚢、幎冒、面衣、帛を以て之を作り、大さ一尺二寸四方、その角に紐あり、顏に被り、後にて結ぶ、郢、楚の都、今の湖北省荊州府江陵縣治、越、國名、今の浙江省紹興府の地、

【解釋】 吳の國は、壽夢といふ王から四代の君を歷て、闔廬に至つた、此の王は伍員といふ人を擢拔して重く用ゐる、之に國政を委せた、さて此の伍員は字を子胥と曰ひ、楚人伍奢の子である、此の伍奢は楚の平王に誅せられたから、子胥は吳に亡命したのである、かくて子胥は吳王に信任せられたから、遂に吳の兵を以て、楚の國都郢に攻め入り、平王の墓を發き、その尸を鞭つて父の讎を復した、その後、吳は越を征伐し

る、故に之を別に周紀の下に附見することにしたのである、又一國每に其顚末を錄することにしたから、其時代に先後があつて、或は先にあつたことを、後に書いたのもある、此の書を觀る者は、よく此等の點に注意し時代の先後を誤ること無からんことを冀ふのである、

○吳姬姓、太伯仲雍之所レ封也、十九世至二壽夢一始稱レ王、壽夢四子、幼曰二季札一、札賢、欲レ使三三子相繼立、以及二札、札義不レ可、封二延陵一、號曰二延陵季子一、聘二上國一過レ徐、徐君愛二其寶劍一、季子心知レ之、使還、徐君已歿、遂解レ劍懸二其墓一而去、

【字解】太伯、仲雍、共に周の文王の伯父で、斷髮文身して荊蠻に逃れた人、史記吳の世家に、太伯之奔二荊蠻一自號二勾吳一、荊蠻義レ之、從而歸レ之千餘家、立爲二吳太伯一、太伯卒無レ子、弟仲雍立、是爲二吳仲雍一とある、仲雍は虞仲の事である、延陵、郡の名、今の江蘇省常州府武進縣治、聘上國、上國は左傳の註に、上國卽中國也、吳居二東海一、故以二中國一爲二上國一とある、故に上國は邊地から中土を稱して曰ふたのである、聘は禮記の曲禮に、諸侯使二大夫一問二於諸侯一曰レ聘とあるから訪問して其起居の安否を見舞ふことで、彼の殷の湯王が伊尹を聘した聘とは意味が違ふのである、

【解釋】吳は周と同じく姬姓で、太后と仲雍とが封ぜられた國である、十九代目の君を壽夢と曰ひ、始めて王と稱した、さて此の壽夢に四人の男兒があつて、末子をば名を季札といふた、此の季札は才識優秀の賢人であつたから、父の壽夢は痛く之を愛し、遂に三子卽ち長子から順々に王位を繼承せしめ、以て之を季札に傳へさせようと思つて居た、然るに季札は之を知り、父子相繼ぐは正當で、兄弟相繼ぐは道でないと信じ、固く道義を守つて承知しなかつたから、壽夢は之を延陵郡に封じた、之に因つて季札を延陵の季子と號した、季子はかく義を守ることの堅い人であつた、又當時は、諸侯は互に使を遣はしてその安否を尋ねたから、季子も亦吳王の使者と爲つて上國に聘したが、その途中徐の國に行き徐君に謁した、徐君は季子の佩びて居た寶劍を愛し、之を懇望したい風であつた、季子は心中で徐君の心を察し之を與へんと思つたが、劍を佩びて居ないと使者としての服裝に缺くる所があるから獻上することも出來ずその儘辭し去つた、然し季子は一たび徐君に佩劍を與へようと決心したのであるから、使命を果しての歸途わざ〳〵徐國を訪ふた、ところが徐君は既に死んで居たから、季子は大に失望し、遂に佩劍を解いて徐君の墓樹に懸けて歸つた、これも季子が義を守ることの堅たかつた一例である、

壽夢後、四君而至二闔廬一、擧二伍員一謀二國

周之下方、其時各有先後、則觀者詳之、

【字解】 十二列國、列國とは諸國の意、春秋の世には十三の國があつた、卽ち、魯、衞、晉、鄭、曹、蔡、燕、吳、齊、宋、陳、楚、秦である、而して今曾先之が十二列國といふたのは、史記に從つて吳を除いたのである、史記十二諸侯年表の索隱に、篇言十二、實敍十三者、賤夷狄不數吳也とある、然るに趙恒は之を駁して、不數吳者、吳最後出其事略也、或以爲賤夷狄則荊楚非夷狄乎、此求其說而不得之言也とある、何れにしても吳は十三列國の中から除かれてあるのである、因に吳は荊蠻に逃れた太伯の後で、其地は中國の外で、所謂夷狄である、故に索隱に、賤夷狄不數吳也といふたのである、槩、概略、田齊、田氏の齊のこと、齊は舊太公望が封せられた姜姓の國で、田氏は其の國老であつた、後其子孫周の安王の命を以て諸侯と爲つたから、田齊といふたのである、下方、方は方册又は書册の義、故に下方とは是から以下の書といふ、

【解釋】 周の平王から以後二百四十年間を春秋の世と爲す、而してこの列國に於て周と同じく姬姓の國、卽ち周と親族的關係のある國は、魯、衞、晉、鄭、曹、蔡、燕、吳の八ヶ國で、その姓を異にして居る國卽ち周と親族的關係の無い國は、齊、宋、陳、楚、秦の五ヶ國である、以上の十三國は皆春秋の世に於ける大諸侯で、其他の小諸侯卽ち彼の孔子が作つた春秋の書中に書いてある杞、許、滕、薛、邾、莒、江、黄、の如き國は澤山あるが、その事蹟は盡く此の十八史略に述べ難いから、此等の諸國の事蹟は之を省略することにした、又大諸侯卽ち十二列國の中に於て、齊の桓公、宋の襄公、晉の文公、秦の穆公、楚の莊王の五人は、之を五霸と稱し、其事蹟には顯著なることがあるから、此等は詳述することにした、要するに春秋に於ける大小諸侯の終始、卽ち興敗を論じたならば、未だ戰國の世と爲らない前に亡んだのもあり、既に戰國に及んで後に亡んだ國もあるから、今その概略を擧げて記述することにした、又周の威烈王から以後を戰國の世と爲すが、此の時代に於ては、十二列國中殘存して居るのは、秦、楚、燕、齊、趙、韓、魏の七大國のみで、他は皆此等七大國に征服幷呑されたのである、又此の七大國に於ても、秦楚燕の三國は、春秋の時代から舊國であるが、田齊や趙韓魏の四國は、戰國時代に於て勃興した新國である、凡そ春秋戰國時代の列國は、皆周の諸侯にかゝり、表面は周の臣であるが、當時は政令が亂れて周の命は此等の諸侯を威服させることが出來なかつたから、此等の諸侯は、皆各自に政事を施して居た、故に名は周の諸侯であるが、實際は周に關係が無いので、從つて此等の國の事蹟は、盡く上の周紀の中に載せることが出來ないのであ

（廿四）烈王七年
（廿五）顯王四十八年
（廿六）愼靚王六年 ―（廿七）赧王五十六年

春秋戰國

これからは春秋と戰國の世のことを書いたのである、古は春夏を以て人を賞し、秋冬を以て人を罰したのである、而して孔子が書いた歴史は、當時の是非得失を論じ、大義名分を明にし、褒貶黜陟の意を寓してあるから、之を彼の春夏に賞し、秋冬に罰する義に取り、春秋と名けたのである、既に其歴史を春秋と名けたから、從つて其時代を春秋と稱したのである、又戰國とは、當時の諸侯が互に攻戰を事とし、競ふて領土擴張を計り、攻戰を以て生命として居たから稱した名である、而して其大略は次の曾先之の序文に說明されてある、

周平王以後爲春秋之世、其列國與周同姓者、曰魯、曰衞、曰晉、曰鄭、曰曹、曰蔡、曰燕、曰吳、其與周異姓者、曰齊、曰宋、曰陳、曰楚、曰秦、此其大者、餘小國若杞、許、滕、薛、郳、莒、江、黃之屬、不可盡述、於十二列國之中、有齊桓公、宋襄公、晉文公、秦穆公、楚莊王、五霸事跡、若論春秋諸國之終始、有未及戰國而先亡者、有既及戰國而後亡者、各擧其槪、周威烈王以後、爲戰國之世、則秦、楚、燕、齊、趙、魏、韓七大國而已、秦、楚、燕、猶爲春秋之舊國、田齊、趙、魏、韓、則爲戰國之新國、凡春秋戰國之國、雖繫周之諸侯、而國異政、實不繫於周、難於盡載、附見

兆に其代を傳ふこと三十世、年數を經ること七百年と出た、然し周は赧王が崩ずるに至る迄、其暦數成王がトつた暦數に超過し、凡そ八百六十七年續いた、左傳宣公三年傳に成王定二鼎于郟鄏一、卜レ世三十、卜レ年七百、天所レ命、周德雖レ衰、天命未レ改、鼎之輕重、未レ可レ問也とある、これは前にあつた楚王が周の鼎の輕重を問ふた時王孫滿が其非謀を挫いた時の言である、而して杜註に郟鄏今河南也とある、此の河南は晉の時は郡で、卽ち今の河南省河南府洛陽縣治で所謂洛邑である、故に郟鄏は洛邑と同じである、

周の世系

(一)武王在位七年—(二)成王三十七年—(三)康王二十六年—(四)昭王五十一年—(五)穆王五十五年—(六)共王十二年—(七)懿王二十五年
(六)共王—(八)孝王十五年
—(九)夷王十六年—(十)厲王五十一年—(十一)宣王四十六年—(十二)幽王十一年—(十三)平王五十一年(太子宜臼)—(十四)桓王二十三年—(十五)莊王十五年
—(十六)釐王五年—(十七)惠王二十五年—(十八)襄王三十三年—(十九)頃王六年—(廿)匡王六年
(十九)頃王—(廿一)定王二十一年
—(廿二)簡王十四年—(廿三)靈王二十七年
—(廿四)景王二十五年—(廿五)悼王
(廿四)景王—(廿六)敬王
—(廿七)元王七年—(廿八)貞定王二十七年—(廿九)哀王
(廿八)貞定王—(卅)思王
(廿八)貞定王—(卅一)考王
—(卅二)威烈王二十四年—(卅三)安王二十六年—

の威烈王に至る迄二十世相承繼し、後世之を春秋の世と稱したが、その勢力はいよ〳〵衰微し、特に威烈王に至つては諸侯互に兵を用ゐて强大を爭ひ、日夜弱國を倂呑するとに就いて肝膽を碎いた、依て後世此の時代を號して戰國と稱した、

威烈王崩、子安王驕立、齊田氏始侯、安王崩、子烈王喜立、崩、弟顯王扁立、諸侯皆僭稱王、顯王崩、子愼靚王定立、崩、子赧王延立、五十九年、與諸侯約從攻秦、秦昭王攻周、赧王奔秦、頓首受罪、盡獻其邑、秦受獻而歸赧王於周、以卒、周爲天子三十七世、初夏亡、九鼎遷殷、殷亡、遷周、成王定鼎於郟鄏、卜曰、傳世三十、歷年七百、至是乃過其歷、凡八百六十七年、

【字解】 約從、從は音ショウ、蘇秦が唱へて成功した合從のこと、戰國の時に蘇秦は合從を唱へ張儀は連衡を策した、合從は合縱で、連衡は連橫である、而して南北を從と爲し、東西を衡と爲す、彼の齊楚燕趙韓魏の六國は、函谷關から東に在つて地形は南北に廣い、故に此の六國を合せて秦に抗するを合從とふ、又秦は函谷關から以西に在つて地形東西に長い、故に齊楚燕趙韓魏の六國を連れて、秦に歸服せしむるを連衡といふた、函谷關は今の河南省陝州靈寶縣の南にある、奔秦、秦に降服したこと、頓首、頭を地に叩いて禮すること、受罪、無禮をした責を負ふて謝罪すること、過其歷、成王が卜つた象よりも世年代共に超過したこと、

【解釋】 威烈王が崩じて子の安王名は驕が立つた、時に齊の卿、田氏が始めて諸侯と爲つた、安王が崩じて子の烈王名は喜が立ち、喜が崩じて、その弟の顯王名は扁が立つた、此の時に於ては周室の威力頓に地に落ち、諸侯は皆爭ふて王を僭した、顯王が崩じて子の愼靚王名は定が立ち、定が崩じて、子の赧王名は延が立つた、かくて五十九年を經て、赧王は諸侯と合從を約して秦を攻めた、秦の昭王は大に怒つて周を攻めたから、赧王は遂に敗れて秦に降り、頓首稽首して征伐した罪を謝し盡く周の邑を獻じた、秦の昭王は此の獻を受納し赧王を赦して周に歸した、かくて赧王が崩じ周の天下は全く滅亡した、さて周が始めて天子と爲つてから、こゝに至る迄三十七代であつた、初め夏王の亡んだ時に、其傳國の九鼎は殷に遷り、殷が亡んでから又周に遷り、周はそれを傳國の重寶とした、而して周の成王が都を郟鄏卽ち洛邑に營んで九鼎を玆に奉安した時、豫め周の命數を卜せしめた、ところが其

此の時に楚國の莊王は人を周に遣はし、その傳國の重寶たる鼎の輕重大小を問はせた、これは莊王が周の天下を奪はんとする野心から起つたことであるから、周の太夫王孫滿といふ賢者は此を察し、周德衰へたりと雖も、天命は今猶ほ依然として周にある、故に周鼎の重きことは磐石の如くであるから、卿は未だその輕重を問ふに及ばぬといふて之を峻拒した、此の事は左傳宣公三年傳にあつて有名なる事績である、因に人に彼れ是れと侮蔑的に取扱かはるゝを鼎の輕重を問はれたといふ故事は、こゝから出たのである、

定王崩、子簡王夷立、吳始僭稱王、簡王崩、子靈王泄心立、孔子生於其時、靈王崩、子景王貴立、崩、子悼王猛立、庶弟子朝弑之、晉人攻子朝而立敬王丐、孔子歿於其時、敬王崩、子元王仁立、崩、子貞定王介立、崩、子哀王去疾立、弟思王叔襲弑之、而自立、少弟考王嵬又攻殺思王而自立、崩、子威烈王午立、晉趙氏魏氏韓氏始侯、周自東遷以來、及是二十世而愈微、諸侯用兵爭強、號爲戰國、

【字解】　庶弟、腹異いの弟、敬王丐、悼王の同母弟、

【解釋】　定王が崩じてその子簡王名は夷が立つた、此の時に吳國の王名は壽夢といふもの、始めて僭して王と稱した、簡王が崩じて、その子靈王名は泄心が立つた、彼の名高き孔子は此の時代に生れた、靈王が崩じて子の景王貴が立ち、貴が崩じて子の悼王猛が立つた、此時王室は大に亂れ、王の庶弟名は子朝といふ者が悼王を弑した、而して自ら王位に卽かうとした、晉人は之を憤り、子朝を攻めて之を殺し、悼王の同母弟敬王名は丐を迎へて王と爲した、此の時代に孔子は病歿しだ、かくて敬王が崩じて、子の元王仁が立ち、仁崩じて子の貞定王名は介が立ち、介が崩じて子の哀王名は去疾が立つた、然るに弟の叔帶といふ者、不意に王を襲擊して之を弑し、自ら立つて王と爲つた、これが思王である、哀王の末弟名は嵬といふ者又攻めて思王を殺して自立したが、これが考王である、而して考王が崩じて子威烈王名は午が立つた、その三十三年に晉國の三卿、卽ち趙氏、魏氏、韓氏が命を周王に請ふて諸侯と爲つた、さて周は平王が東都洛邑に遷つてから、此

強幷ㇾ弱、齊、楚秦、晉、始大、平王之四十九年、卽魯隱公之元年、其後孔子修ニ春秋ㇾ始ㇾ此、

【字解】逼、侵擊されること、幷、アハスと訓む、合併すること、春秋、魯の歷史の名、此の書は孔子が魯の記錄によつて編したもので、名分を正し褒貶を明にした道義的聖書である。

【解釋】申侯は諸侯と謀り、前太子の宜臼を立て丶天子と爲した、これが平王である、此の平王の時には、西部鎬京卽ち長安は、しば／＼西戎に逼られたから、徙りて東都洛邑の王城卽ち洛陽に居つた、當時は周室の威力が衰微して、政令は行なはれなかつたから、諸侯の强きものは弱きものを合併し各〻の勢威を擴張することに腐心した、特に齊楚秦晉の四國は尤も强大であつた、而して平王が卽位してから四十九年目は、卽ち魯の隱公の元年に當るので、彼の孔子が、名高き春秋を書いたのも、亦筆を此の魯の隱公元年に起したので、卽ち孔子は魯の隱公元年から春秋を書き始めたのである、

平王崩、太子之子桓王林立、崩、子莊王佗立、崩、子釐王胡齊立、齊桓公始覇、釐王崩、子惠王閬立、崩、子襄王鄭立、晉文公始覇、襄王崩、子頃王壬臣立、崩、子匡王班立、崩、弟定王瑜立、楚莊王使ㇾ人問ニ鼎輕重ㇾ王孫滿卻ㇾ之、

【字解】問鼎輕重、鼎は昔から禹が鑄造したものであると傳へて居るが、此の事は經に見えない、唯墨子に、夏后開、命ニ大廉ニ鑄ㇾ鼎とあるのみである、さて鼎は其數九個あつて、これは夏殷周三代相傳へて傳國の寶としたので、丁度後世の傳國璽の如きものである、傳國璽とは秦の始皇帝が作つた玉璽で、猶我が國の三種の神器の如く、一國の王位を代表する極めて貴重なるものである、今楚の莊王は其臣に命じ此の極めて貴重なる鼎の輕重大小を問はせたのである、輕重大小とは字の如く其重量と容積のことである、然し其輕重大小を問ふとは、周に逼りて王位を奪はんと欲したので、これを直言しないで婉曲に諷したのである、郤、シリゾクと訓む、拒絕したこと、

【解釋】平王が崩じて、太子洩父の子の桓王名は林が立ち、林が崩じてその子の莊王名は佗が立ち、佗が崩じてその子の釐王名は胡齊が立つた、此の時に齊國の桓公が始めて天下の覇者と爲つた、又釐王が崩じてからその子の惠王名は閬が立ち、閬が崩じてその子の襄王名は鄭が立つた、此の時に晉國の文公が始めて覇者と爲つた、襄王が崩じてその子の頃王壬臣が立ち、壬臣が崩じてその子の匡王名は班が立ち、班が崩じて太子が無かつたから、その弟の定王名は瑜が立つた、

不祥と爲して之を棄てた、それから厲王が崩じて子の宣王が立つて王と爲つた時に、童謠あつた、その歌に曰ふのに、檿弧箕服は實に周室を亡す者であると、宣王は之を聞いて不快に思つて居たが、適〻其器を賣る者があつたから、直ちに吏に命じて、之を捕へさせた、その人は大に恐れて逃走したが、其途中で前きに童妾が棄てた嬰兒を見、深夜獨り草中に號泣して居るのを憐み、拾ひ取つて褒國に行き、褒人に託して之を養育した、其後幽王の時に至り褒人に罪があつたから、幽王は將さに之を伐たんとした、そこで褒人は大に驚き曩きに商人から託せらた棄女が、既に成長して美人と爲つて居たのを見て、それを獻じて其罪を謝した、幽王は之を嘉納し、名けて褒姒と云ひ、甚だ之を寵幸した、さて此の褒姒は天性笑ふことを好まなかつたから、幽王は好奇心に驅られ、是非其笑顏を見んと思ひ、種々の手段を用ゐて笑はせようとしたが、遂に笑はせることが出來なかつた、是より先き、幽王は諸侯と約束した、それは若し外寇が來襲したならば、すぐ烽火を擧げるから早く來て援助すべきことであつた、幽王は此の事に氣付いて思ふのに、外寇がなくとも、烽火を擧げて諸侯を招いたならば、褒姒は必らずその滑稽なることを見て笑ふであらうと、そこで烽火を擧げたところ、果して諸侯は約の如く皆來た、然し素から一場の戲事であつたから、諸侯はその誑されたのを知り、呆然として空しく歸り去つた、而して褒姒は諸侯の呆然たる顏を見て、果して大に笑つた、幽王はその策により、遂に褒姒の笑顏を見たから、いよ〳〵その容色に迷ひ、之を寵幸すること日に月に甚だしくなつた、遂に正妃申后及び太子の宜臼を廢し、褒姒を以て皇后と爲し、又褒姒が生んだ伯服を以て太子とした、依て宜臼は母の生國なる申に走り去つたが、幽王は後患を恐れ之を殺さんと思ひ、遍ねく搜索した、けれども遂に捕へ得ることが出來なかつたから、無謀にも申國を征伐した、そこで申侯は犬戎の兵を招いて之れを拒ぎ、更らに進んで幽王の牙營に攻め入つた、依て幽王は豫ての約束の通り、烽火を擧げて諸侯に援兵を求めたけれども、諸侯は曩に欺れたことに懲り、一人も來援せなかつたから、犬戎の兵は遂に幽王を驪山の下で殺した、これ幽王は褒姒の愛に溺れて身を滅したので、童謠の所謂周を滅す者は檿弧箕服であるといふのは誠に適中したのである、

按ずるに褒姒が竜の精に依て生れたことは、我が朝の玉藻前が狐の化身であるといふ話と能く似て居るが、これは褒姒を妖婦で且つ絕世の美人にする爲めの傳說であらう、尙ほ詳しい事は史記周本紀に就きて見らるべし、

諸侯立宜臼、是爲平王、以西都逼於戎、徙居東都王城、時周室衰微、諸侯

二龍降于庭、曰、予褒之二君、卜藏其漦、歷夏殷、莫敢發、周人發之、漦化爲黿、童妾遇之而孕、生女棄之、宣王時有童謠、曰、檿弧箕服、實亡周國、適有鬻是器者、宣王使執之、其人逃、於道見棄女、哀其夜號而取之、逸於褒、至幽王之時、褒人有罪、入是女於王、是爲褒姒、王嬖之、褒姒不好笑、王欲其笑萬方、不笑、故王與諸侯約、有寇至則舉烽火、召其兵來援、乃無故舉火、諸侯悉至、而無寇、褒姒大笑、王廢申后及太子宜臼、以褒姒爲后、其子伯服爲太子、宜臼奔申、王求殺之、弗得、伐申、申侯召犬戎攻王、王舉烽火徵兵、不至、犬戎殺王驪山下、

【字解】 漦、龍の吐く所の沫、沫は龍の精氣である、發、アバクと訓む、藏めて置いたのを開いて見ること、黿、蜥蜴、童妾 少女、孕、ハラムと訓む、懷妊すること、童謠、兒童の歌ふハヤリ謠、凡そ章曲あるを歌と曰ひ、章曲無きを謠と曰ふ、古來支那人は童謠を以て天地の氣に感じて起るものと爲し、尤も之に注意した、檿弧、桑の木で造つた弓、箕服、箕は草の名、服は矢を入れる器即ち箕で作つた矢洞、鬻、ヒサグと訓む、賣ること、執、トラヘルと訓む捕縛すること、夜號、夜啼叫すること、逸、逃げ隠れる、褒似、褒は夏と同姓の國で今の陝西省、漢中府南鄭縣治、姓は姒依て褒似と云ふ、嬖、音ヘイ、寵愛すること、春秋傳に、賤而得幸曰嬖とある、烽火、ノロシ火、寇至れば高處に於て之を擧げ、味方に相圖して兵を集め策を講せしむるもの、申、國名、今の河南省南陽府鄧州縣治、驪山、地名、今の陝西省西安府渭南縣治、

【解釋】 宣王が崩じて後、子幽王名は宮湦が立つた、此の時に褒似の亂があつた、今その亂の原因を說かんに、是より先き、夏后氏の政が衰へた時、二龍が夏王の宮庭に降つて曰ふのに、吾は褒國の二人の君であると、夏帝因てトして、其漦を得之を櫝の中に藏して置いた、其後夏殷の世を經たが、誰れも敢て之を開けて見る者が無かつた、然るに周の厲王の世に至り、始めて之を開けて見たところが、其漦が變じて黿と爲り、走つて宮中に入つた、而して宮中の少女が之に出會ふて孕み、一女子を生んだ、然し夫が無くて生れた子であるから、

たが、君威が振はなくなつてから、遂に天子親ら堂を下つて見る樣になつた、僭、犯又は越の意、凡そ事、分に過ぎ上を犯すを僭といふ、巫、ミコ、男を覡といひ、女を巫と云ふ、神託を受けて事の吉凶禍福を前知すると自稱し、愚夫愚婦を迷はす者 謗、ソシルと訓む、悪口すると弭トドムと訓む防歎するを、障、フサグと訓む、塞く、防、フセグと訓む、障に同じ、壅フザグと訓む、塞の意、潰、ツイユと訓む、堤防などが壞決して水が盛んに流れ込むを、畔、ソムクと訓む、命令に服從しないを、彘、音タイ、今の山西省平陽府鶴州、周召、周公旦、召公奭の後裔を指す、凡そ二公の後裔で、周室を輔相する者は皆周召と通稱した、

【解釋】　穆王が崩じてから、その子の共王繄扈立ち、共王繄扈が崩じてから、その子の懿王囏立ち、それから懿王の弟孝王辟方が立ち、又その子夷王燮が立つた、此の時は周室の威望は漸く衰へ、諸侯益強大と爲つたから、周王は先例を維持し、天子の威嚴を保つことが出來ないで、親ら堂を下つて諸侯を引見するに至つた、かくて諸侯は遂に上下の別を亂し、楚國の如きは始めて王號を僭するに至つた、夷王が崩じてその子厲王名は胡が立つた、此の王は天資暴虐無道であつたから、民の之を誹謗する者が多かつた、王は之を聞いて大に惡み且つ怒り、衞國の巫を得て探偵を爲し、良民の自分を謗る者を監察せしめた、而して衞の巫が謗つた者を探知して之を告ぐると、王は直ぐ捕へて之を殺した、依て國民は大に疑懼怨望し、道路を通行する者は、皆口を以てせずして目を以て互に相知らせ合ひ、怨を語る樣になつた、王は之を見て大に喜んで曰ふには、吾は能く民の謗を止めたことであると、獨り悦に入つて居た、或る人が之を諫めて曰ふには、王が民の謗を止めたのは、これは唯、民の口を塞いだのであつて、民をして心服させたのでは無い、凡そ民の口を塞ぐのは、その害は川の流れを防ぐよりも甚だしい、川の流れを防ぐと、一旦は水が塞がつても、それが壞決すると、人を傷ひきづつけることが多いのである、況して天子が一般國民の口を塞ぐと、その害の波及する所は測り知ることの出來す、天下の大亂を招くに至るのであるから、苟も上に在る人君は、民をして言ひたいと思ふとは、充分言はせるが宜しいと、かく諫めたけれども、王は之を聽かないで、益探偵を嚴重にした、果して或る人の言の如く、國人相共に蜂起して王に叛いたから、王は之を征伐したが、反つて敗走して彘國へ逃げ込んだ、因て周公召公の二相は之が善後策を講じ、相協力して國政を治め、共和の政事を行つたことが、十四年に及んだ、かくて厲王は彘國に於て客死したから、二相はその子宣王靜を立てた、此の王は資性聰明であつて、能く賢人を登庸し、才能ある士を任用し、召穆公、方叔、尹吉甫、仲山甫等の如き賢才が、朝廷に在つて內治外交を掌つたから、周室は玆に中興し、德化は再び天下に遍ねく行き亙つた、

崩、子幽王宮湦立、初夏后氏之世、有

【解釋】 昭王の子穆王滿が立つた、此の時に造父と謂ふ者があり、御馬の術に巧であることを以て穆王に事へ、其寵幸を受けた、その後穆王は八頭の駿馬を得、造父を御者として天下を漫遊し、天下到る所にその車轍馬跡を印せんとした、嘗て西方に巡狩したが、此の時は世に傳ふる所の彼の仙女西王母と瑤池の邊りで酒宴を開き、樂んで歸ることを忘れたといふことである、かくて巡遊中、東方の諸侯、徐國の偃王といふ者が、亂を起し、事甚だ急なりと聞いたから、穆王は豫定の行程を變じて急に還京することになつた、依て造父は王の御者となり、いよ〳〵其の巧妙なる術を以て一息に駿馬を驅り、長驅して都に歸著した、かくて穆王は叛亂を鎭定する策を講じ先づ楚國に勅して徐を征伐させたところが、徐王は遂に敗走した、其後穆王は又西夷犬戎を征伐せんとした、此の時周公の後裔なる祭國公字は謀父といふ者、穆王の卿士であつたが、王を切諫して曰ふのには、我が先王は徳を明にして道化を尊び、決して兵威を示して諸侯を威壓しなかつた、故に君主も亦此の祖先の遺法に則り、妄りに兵を動してはならぬと、然し穆王は之を許聽しないで、親ら出で、犬戎を征したが、その獲る所は僅かに白狼と白鹿各〻四頭のみで、親征の目的を達し得ないで、空しく歸來した、この事があつてから以後遠方荒服の諸藩は、周王が無名の師を出して民を虐ぐるを憤り、遂に來貢しなくなり、且つ一般の諸侯も、何となく互に和合しない樣になつた、これはつまり穆王が徳を修めないで、遊覽征討を事としたからである、

崩、子共王繄扈立、崩、子懿王囏立、崩、弟孝王辟方立、崩、子夷王燮立、下堂而見諸侯、楚始僭稱王、夷王崩、子厲王胡立、無道、暴虐侈傲、得衞巫使監國人之謗者、以告則殺之、道路以目、王喜曰、吾能弭謗矣、或曰、是障也、防民之口、甚於防川、水壅而潰、傷人必多、王弗聽、於是國人相與畔、王出奔彘、二相周召共理國事、曰共和者十四年、而王崩于彘、子宣王靜立、任賢使能、有召穆公、方叔、尹吉甫、仲山甫等、爲政於內外、王化復行、周室中興焉

【字解】 下堂、天子が勢力のあつた時には、堂に居つて諸侯を引見し

安寧、刑錯四十餘年不用、康王崩、子昭王瑕立、昭王南巡狩至楚、以膠舟載之、溺不返、

【字解】錯、オクと訓む、棄て置いて用ゐないこと、膠舟、釘を以て、丈夫に造らないで、にかはを以て付け合せた舟、

【解釋】成王が崩じて、その子の康王が立つた、此の成康二王の世には天下安康で、民の罪を犯す者が一人も無かつたから、從て法令懲罰の設けはあつたけれども、之を捨て置いて用ゐるなかつたことが四十餘年間に及んだ、康王が死んで、その子の昭王名は瑕が立つた、此の昭王は南方を巡狩して楚の國に至り、漢水を渡らんとした、時に昭王の德衰へた爲め、漢水地方の土人は王を惡み王を膠舟に乘せて渡したから、王は途に溺死し都に還らなかつた、

子穆王滿立、有造父者、以善御幸於王、得八駿馬、遊行天下、將皆有車轍馬跡、王西巡、世傳、王以此時觴西王母瑤池上、樂而忘歸、徐偃王作亂、造父御王、長驅歸救亂、告楚伐徐、徐敗、王將征犬戎、祭公謀父諫曰、先王耀德、不觀兵、王不聽、征之、得四白狼、四白鹿以歸、自是荒服不至、諸侯不睦、

【字解】駿馬、優れたよい馬、此の馬は一日に千里を走るといふ、車轍、車の輪の跡、馬跡、馬の足跡、西王母、女の仙人の名、一に金母元君と號す、觴、盃の總名であるが、轉じて酒を飲む義に用ゆ、瑤池上、上はホトリと訓む、瑤池は崑崙山にあるといふ、犬戎、西夷の名、觀兵、觀はシメスと訓む用ゐる意、兵は軍隊、荒服、昔支那では王の國都四方千里を王畿といひ、其以外五百里を甸服と曰ひ、又其以外五百里を侯服と曰ひ、又其以外五百里を綏服と曰ひ、又其以外五百里を要服と曰ひ、又其以外五百里を荒服と曰ふた、故に荒服は最も王畿に遠ざかつた僻遠の藩屬である、

五服圖

歸路、周公錫以輧車五乘、皆爲指南之制、使者載之、由扶南林邑海際、期年而至國、故指南軍常爲先導、示服遠人而正四方、

【字解】交趾、漢の地理志に、交趾郡は本と南粤の地、武帝、元鼎六年置越裳之國、又在其南とあるが、他は安南國交州府の西にありといふ、三譯、三譯の三は三省の意で必ず三數と確定したのでは無い、譯は通譯の譯で今の通辯、三譯を重ぬとは交趾國は周の都からは遠方の處にあるから、三四ケ國を通らなければ都へ來ることが出來ない、而して其三四ケ國は、各言語を異にして居るから一譯では用便を果すことが出來ない、三譯が必要である、故に重三譯とは幾多の國の言語を譯してといふ意で、一面から見れば遠方の意をも含んで居る、黄耇、老人の稱、老人髮は白黄色を帶び、且つその顏は垢じみて居るからかくいふ、耇は垢の義、中國、支那人は昔から自國が天地間の中央に在り、且つ文化の盛んな國であると信じて居たから、誇稱して中華若くは中國といふた、而して今來朝した交趾人は、周王に謁見した時、支那國を敬稱したことは勿論であつたらうから、通譯者は其先天的國民性から、之を中國と譯したのであらう、錫、タマウと訓む、與へること、輧車、四面に屏蔽ある車、五乘、五輛に同じ、俗に五臺、期年、一ケ年、

【解釋】交趾國の南に越裳氏といふ國があつたが、遙かに使者を遣はして來朝させた、さてその使者は言語が通ぜないから、三譯を重ねて始めて王京に來り、白色の雉を獻じ、且つ曰ふのに、我國の長老は、我等に命じて曰ふのに、今や天に暴風大雨無く、海に怒濤激浪無く、國家が安寧であること玆に三年間續いた、これは多分中國に聖人があつて天下を治めて居るから、天が之に感じて此の慶福を降したのであらうと故に汝等は早く行つて中國の皇帝に謁し、聊かその鴻德に謝せよと、これ我等が來朝した所以であると、使者はかく進言したから、周公はこれを成王の懿德と爲し、又謹みてその白雉を宗廟に薦めた、これは周の德が四海に亙り、越裳氏の如き蕃國迄も、來朝したといふことを、先祖の神靈に告げる爲めであつたのである、かくて、彼の使者は、使命を果したから歸らんとしたが、何分にも水陸の道が遼遠であつたから殆んど歸路に迷ふた、依て周公は使者に指南車五輛を賜ふた、使者は大に喜び之に乘つて出發し、扶南林邑の二國の海際から針路を取り、一ケ年の日子を費して、漸く本國へ歸着したといふことである、これは指南車が、常に使者の爲めに進路を示し、方向を誤らない樣にさせたからである、蓋し周公が使者に指南車を與へたのは、遠境未開の國人を來朝させ、且つ四方を正定せんとした爲めである、

成王崩、子康王釗立、成康之際、天下

一の名を祿父といひ、武王が殷の祭祀を絶たせない爲めに、特に立て、諸侯と爲した者である、依て周公は東征の師を起して武庚と管叔とを誅し、蔡叔を追放して禍亂を平定した、か、る内に成王が成長したから、周公は政を奉還して冢宰の官を退いた、

初武王作鎬京、謂之宗周、是爲西都、將營洛邑、未果、王欲如武王之志、召公遂相宅、周公至洛築王城、是爲東都、以洛爲天下中、四方入貢道里均也、王居西都、而朝會諸侯於東都、周公、召公相成王、爲左右人、自陝以西、召公主之、自陝以東、周公主之、

【字解】鎬京、鎬といふ所に都を作つたから鎬京と云ふ、鎬は今の陝西省西安府長安縣治、宗周、周の王業の因て起る所といふ義から名く、宗は基本の意、洛邑、洛といふ邑で後に洛陽といふた、今の河南省河南府洛陽縣治、相宅、相はミルと訓む、選擇する義、宅は宮殿を造營する所、召公、周公の弟名は奭、陝、今の河南省陝州縣治、

【解釋】是より先き、武王は東西の二京を開かんと思ひ、先づ第一著手として鎬の地に都を造營した、而して之を宗周と云ひ、又一に西都と號した、それから更らに東都を洛邑に造營せんとしたが、その希望を果すことが出來ないで崩じた、依て成王は父の遺志を繼ぎて之を果さんと思ひ、召公に命じ、東都を建設する位置を選擇せしめた、依て召公は親ら洛に行つてその土地を視察し、次ぎて周公も亦洛に行つて之を輔け、相共に協力して建設に從事し遂に一大都城を經營し、之を東都と號した、さて武王が洛に都を築かんとした主旨は、洛は天下の中央にあつて、東西南北の藩屬が、入朝進貢の里程が均一であるから、その便を計つたのである、かくて造營も全く竣成したから、成王は常に西都に居られても、諸侯をば東都で引見し、朝覲參會せしめた、此の時に於て、周公召公の二人は、成王の左右の手と爲つて輔佐し、善政を施した、又當時は行政の便宜上天下を東西の二區に別ち、陝州から以西は召公が之を管理し、陝州から以東は周公が之を管掌した、

交趾南有越裳氏、重三譯而來、獻白雉、曰、吾受命國之黃耇、天無烈風淫雨、海不揚波三年矣、意者中國有聖人乎、周公歸之王、薦于宗廟、使者迷

ないといふ意、神農、古の炎帝神農氏、虞、古の有虞氏即ち舜帝、夏、古の夏の禹王、皆聖人であつた、適歸、適は行く、歸は歸服、于嗟、于は吁に同じ、慷慨の嘆聲、徂、死也、首陽山、今の山西省の蒲州府永濟縣にある、

【解釋】　武王は既に殷を滅して天子と爲り、曾祖父の古公を追尊して太王と爲し、祖父の公季を王季となし、父の西伯を文王と諡した、これ自分が尊位に居れば、その祖先を追尊するのが禮であるからである、かくて天下は武王を謳歌し、周を主として推戴した、然るに獨り彼の伯夷叔齊は周を宗とすることを恥ぢ、從つて周の米は一粒も喰はないで首陽山に隱遁し、歌を作つて其意を述べた、その歌に曰ふのに、我等は彼の西山に登つて薇を食ふ境遇になつた、これといふのも彼の暴臣の武王が、暴主の紂王に代つて王と爲り、武王自ら其行の非道なることを知らない爲である、今や神農虞夏の大聖人は既に已に死し、其の禪讓の正道は忽焉として湮歿し、遂に此の君臣爭奪の恨事に逢うたことである、故に我等は何處へ行き、誰に歸服せうぞ、實に適歸する所が無い、さて〱我等は既に身の置き所も無いから、今は唯死ぬばかりである、だが、我等が此の境遇に陷つたのも、是れ運命が衰へて大道の世に遇はなかつた爲めであるから、誰も怨むことは無いと、かく歌うて遂に饑ゑて死んだ、

武王崩、太子誦立、是爲成王、成王幼、周公位冢宰攝政、管叔、蔡叔流言曰、公將不利於孺子、與武庚作亂、武庚者、武王所立紂子祿父、爲殷後者也、周公東征、誅武庚、管叔放蔡叔、王長、周公歸政、

【字解】　周公、武王の同母弟で、名を旦といふ、冢宰、邦治を掌り、百官を統へ、四海を均ぶする官で、今の總理大臣の如きもの、管叔蔡叔、管蔡は共に國名、武王其弟叔鮮を管、今の河南省開封府鄭州に封じ、叔度を蔡、今の河南省汝州府新縣に封じた、故に管叔蔡叔といふ、而して叔鮮は周公の兄、叔度は周公の弟、流言、水の流るゝ如く事實でないことを虛構して言ひふらすこと、孺子、孺は稚、幼稚の子といふ義で成王を指す、

【解釋】　武王が崩じ、太子誦が立つて位に卽いた、これが成王である、成王は當時幼少であつたから周公は冢宰に位して政治を攝行した、時に管叔蔡叔の二人は、流言を放つて曰ふのに、周公旦は陽に成王を輔佐する如く見せかけて居るが、實は陰に不軌を企圖し、成王の位を奪はんとして居るのである、卽ち周公旦は成王に不利を與へんとして居るのであると、かく妖言を放つて四民を煽動し、且つ武庚を味方に引き入れて叛亂を起した、此の武庚といふ者は殷の紂王の子で、

【解釋】　西伯が死んで子の發が立つた、之れが武王である、武王は嘗て東の方に兵威を示す爲めに、盟津といふ所迄行つた、此の時白い魚が飛んで武王の乗船に入つた、さて白は殷の正色であるから、武王は之を殷の命が周に歸する瑞兆であると思ひ、俯して之を取つて祭つた、それから既に河を渡り終ると、今度は、火が有つて下から昇つて復た下に反り、そして武王の陣屋に來り、又飛んで行つて烏となつたが、その色は赤く、その啼き聲はおちついて居た、さて烏は孝の德がある鳥である、而して今武王は父文王の大業を繼ぎて益々之を發揚する孝子であるから、烏の瑞が至つたのである、また赤は周の正色であるから、これは皆周の大業を祝福する瑞兆であつた、此の時天下の諸侯は、豫め約束しないのに係はらず、會合した者が八百に上り、皆口を揃へて武王に勸めて曰ふのに、紂は暴君であるから征伐すべしと、しかし武王は承知しないで兵を率ゐて歸り、紂王の改心を祈つた、然るに紂王は依然としてその暴政を改めなかつたから、武王はいよ〳〵征伐することに決心し、父文王の木主を載せて出陣した、これは父の志を繼いで暴主を征伐するの意を表はしたものである、此の時伯夷叔齊の二兄弟が、武王の馬前に塞がり、武王の馬を駐めて諫めて曰ふに、公は父西伯が死去せられても未だ葬式をしない、然るに今爰に干(たて)戈(ほこ)を取つて戰爭せらるゝことは、是れ孝と謂ふことが出來るか、又公は賢なりと雖も臣である、紂は暴なりと雖も君である、然るに臣の身を以て君を弑するは、是れ仁と謂ふことが出來るか、公の擧動は孝で無く、仁で無い、宜しく御止めなさいと諫めた、武王の左右の臣は此の二人を殺さうとした、太公望が曰ふのに、これは眞の義士であると、そして助けて退去させた、

王既滅殷爲天子、追尊古公爲太王、公季爲王季、西伯爲文王、天下宗周、伯夷叔齊恥之、不食周粟、隱於首陽山、作歌曰、登彼西山兮、采其薇矣、以暴易暴兮、不知其非矣、神農虞夏忽焉沒兮、我安適歸矣、于嗟徂兮、命之衰矣、遂餓而死、

【字解】　追尊、後から尊號を贈ること、宗周、周を主とする、粟、米也、西山、首陽山なり、薇、和名わらび、以暴易暴、上の暴は武王の暴、下の暴は殷の紂王の暴、伯夷叔齊の心では、武王は賢と雖も臣なり、紂は暴と雖も主なり、然るに武王は臣を以て君なる紂を征伐した、故に暴臣であるとしたのである、つまり武王の暴臣が、殷紂の暴主に代つただけで、武王の行は古聖禪讓の道を滅却した非道であると誹つたのである、不知其非、武王は自らその身の非道なる行をしたことを知ら

謂之師尚父、

【字解】呂尚、呂は氏、尚は名、彲、龍の角あるもの、羆、熊に似て頭長く脚高き獸、貔、豹に似た猛獸、陽、北なり、凡そ川に在つては北を陽と爲し、山に在つては南を陽と爲す、師尚父、師として尚ぶべく、父として尚ぶべき人といふ意、渭水、陝西省の鳥鼠山から發し、同省鳳翔府岐山縣を流れて黃河に注ぐ川、

【解釋】呂尚といふ人があつた、此の人は東海の上の產であるが、困窮した上に老年になつたから、隱遁しようと思つたが、西伯が仁政を以て老人を養ふことを聞き、魚を釣りながら周へ行つた、此の頃、西伯は將に獵に出でんとし、豫め其獲物を占つた、ところがその兆に曰ふのに、今日の獲物は、龍で無く彲で無く、熊で無く、羆でも無ければ貔でも無い、獲る所の物は諸侯の長と爲つて天下に王たる人、卽ち天子の輔佐たる賢人であると、果して此の占の通り、西伯は此の呂尚に渭水といふ河の北で出會うた、そして相語りて大に喜んで曰ふのに、吾が先君たる祖父の太公が話されたことがあつた、それは必ず聖人があつて我が周へ來る、そして我が周は此の聖人に因て興り榮えると、想ふに貴下は此の聖人であらう、吾が太公は、貴下の來るのを待つて居たことが久しい間であつたと、かくて西伯は心より呂尚の來りしを喜び、その太公が待つて居たのに因み、呂尚を太公望と號した、自分の車に同乘せしめて連れ歸り、爾來先生として其教を仰ぎ、又師尚父として推尊した、

西伯卒、子發立、是爲武王、東觀兵至於盟津、白魚入王舟中、王俯取以祭、既渡、有火自上復于下、至王屋、流爲烏、其色赤、其聲魄、是時諸侯不期而會者八百、皆曰、紂可伐矣、王不可、引還、紂不悛、王乃伐紂、載西伯木主以行、伯夷叔齊叩馬諫曰、父死不葬、爰及干戈、可謂孝乎、以臣弑君、可謂仁乎、左右欲兵之、太公曰、義士也、扶而去之、

【字解】觀、示也、自上復于下、上は昇る、復は反る、卽ち下から昇り、復た下に反ること、魄、安定の意、落ちついて居る悛、改也、木主、神主、俗に謂ふ位牌、伯夷叔齊、兄弟なり、姓は墨、伯は兄の義、名は允、字は公信、諡して夷と曰ふ、叔は弟なり、名は智、字は公達、諡して齊と曰ふ、孤竹君の二子なり、叩馬、叩は控と通ず、馬を止むること、兵、殺に同じ、

【解釋】古公が死んでから公季が立ち、公季が死んでからその子の昌が立つた、

昌立、爲西伯、西伯修德、諸侯歸之、虞芮爭田不能決、乃如周、入界見畔者皆遜畔、民俗皆讓長、二人慙相謂曰、吾所爭周人所恥、乃不見西伯而還、倶讓其田不取、漢南歸西伯者四十國、皆以爲受命之君、三分天下有其二、

【字解】西伯、西の方の諸侯の長、如、行也、遜、讓也、畔、田の界、あぜくろ、受命之君、天の命を受けて萬民に王たるべき立派な君、

【解釋】昌は立つて周の王となり、遂に西伯と爲つた、西伯は自ら德を修めて仁政を施したから、天下の諸侯は皆歸服した、當時虞と芮との國の人民が田の畔を爭うて之を解決することが出來ず、相談の結果、周の西伯の裁決を仰ぐことに一致し、相携へて周へ行つた、いよ〳〵周の國堺へ入りて、田を畔する者を見ると、皆互に畔を讓り合うて互に取らず、又人民を見ると、幼者は長者を尊敬して之に道を讓つて居た、そこで此の二國人は大に恥ぢ、又互に話し合うて曰ふのに、吾々が爭うて居る事は、周人の恥として爲さゞる所である、吾々は實に周人に對して面目が無いと、遂に西伯に面會せずして國へ歸り、互にその田地を讓り合うて取らなかつたといふことである、これによつても、西伯の德化の偉大なることを知ることが出來る、さて西伯はかく仁政を施したから、漢水といふ河から南で、西伯に歸服した國は四十ケ國もあつた、そして此等の國民は皆思ふには、西伯こそ、實に受命の君であるから、吾等は之を推戴せねばならぬと、かくて西伯は、天下を三分して其二を領有した、當時支那は九州あつて六州は西伯に歸し、三州だけが紂に屬して居たのである、

有呂尙者、東海上人、窮困年老、漁釣至周、西伯將獵、卜之、曰、非龍、非彲、非熊、非羆、非虎、非貔、所獲霸王之輔、果遇呂尙於渭水之陽、與語大悅曰、自吾先君太公曰、當有聖人適周、周因以興、子眞是耶、吾太公望子久矣、故號之曰太公望、載與倶歸、立爲師、

原といふ所があつて古公はこゝに居つた、依て國號を改めて周と云ふたのである、扶、タスケルと訓む、助けること、

【解釋】　后稷が卒して其の子の不窋が立つた、此の時に夏后氏の政道衰微し、從つて稷の官を廢したから、不窋は父から引繼いだ農師の官を失ひ、遂に戎狄の國へ出奔した、その後不窋が死んで其子の鞠が立ち、鞠が死んで又其子の公劉が立つた、此の公劉は再び先祖后稷の遺業を興して畊耘種藝の道を務めたから、百姓は喜んで之に歸服した、公劉が死んで、その子の慶節が立ち、國を豳に遷した、かくて皇僕、差弗、毀隃、公非、高圉、亞圉、公叔祖の七代を歷て古公亶父に至つた、此の時獯鬻の蠻族が、兵を起して古公を攻めたから、古公は遂に豳を去つて漆沮といふ川を渡り、梁山を越えて岐山の下の周といふ所に邑を營みそこに居住した、然るに豳人は古公の德を追慕して曰ふのに、古公は仁人君子であるから、失ふてはならぬと、皆老人を扶け幼者を携へ、互に手を引き合ふて盡く岐山の下なる周に移つて來た、又豳の近傍にある諸國の人民も、亦古公を慕ふて周に移住して來た、

古公長子太伯、次虞仲、其妃太姜、生二少子季歷一、季歷娶二太任一生レ昌、有二聖瑞一、太伯、虞仲、知下古公欲レ立二季歷一以傳上レ昌、乃如二荊蠻一、斷レ髮文レ身、以讓二季歷一、

【字解】　如荊蠻、如はユクと訓む亡け去ること、荊蠻は史記の註に、太泊奔レ吳、而云レ亡二荊蠻一者、楚滅レ越、其地屬レ楚、秦滅レ楚其地屬レ秦、秦諱レ楚改曰レ荊、故通二吳越之地一爲レ荊、及二北人書一レ史又加云レ蠻とある、故に荊蠻とは後世の稱で、卽ち吳の國である、當時の吳は今の江蘇、浙江、福建、安徽、江西の五省に跨つて居た、斷髮、髮を剪ること、これは童子に象つたのである、文身、身體に赤青の入墨を施して體を毀傷すること、皆君と爲らないことを示したのである、

【解釋】　古公の長子を太伯といひ、次子を虞仲といふた、又古公は太姜といふ女を妃としてから、少子季歷を生んだ、而して此季歷は太任といふ小女を娶つて昌を生んだ、これが卽ち後ちの文王である、さて昌が生れたとき、赤い雀が丹書を口にふくんで昌の產屋に止まつたから、古公はこれは必ず後で聖人と爲る祥瑞であると思ふて寵愛した、かくて太伯虞仲の二人は父古公が少弟の季歷を立てゝ世嗣と爲し、以て世を昌に傳へんとする希望があることを知り、相携へて荊蠻の國へ亡げ行き、斷髮文身して君と爲らざるの意を明にし以て世を季歷に讓り、父古公の希望を滿足させた、

古公卒、季立、公季卒、

【字解】　公季、季歷のこと、季歷は公然周の世系を承繼したから、之を尊んで公季といふたのである、

抑も后稷は名を棄といひ、而して母は帝嚳高辛氏の元妃で名を姜嫄といふた、卽ち后稷は帝嚳の子であるのである、然し玆に不思議なとは、姜嫄が嘗て野に出た時、巨人の足跡を見、欣然として喜び之を踐んでから懷姙し、遂に棄を生んだとである、然るに姜嫄は巨人の跡を踐んで生んだ子であるから、之を不祥として隘巷に棄て、牛馬の蹂躪に任せて殺さうとした、然し牛馬は反て之を避けて傷けなかつた、因て姜嫄は更らに徙して山林に棄て、鳥獸の餌食にしようとしたが、適々林中に人が澤山居た爲めに棄てることが出來なかつた、依て更らに水濱の氷の上に棄て、之を凍死させようとしたが、禽鳥が來て之を覆翼した爲めに、此の計畫も亦失敗に終つた、姜嫄はかく種々の手段を以て棄て殺さんとしたが、遂にその目的を果すことが出來なかつたから、これは神人の化身であらうと思ひ、收めて抱き歸り、懇ろに養育した、さて、此の棄は兒童であつた時から、その志氣は既に屹として卓立し、恰も老成人の樣であつた、從つて其遊戲も群童と異つて居り、常に種樹とて木や草を植ゑることを好み、又追々と成長するに從ひ、よく土地の良否を見分け、民に稼穡の事を敎へ、各その地味に適應する植物を種ゑさせた、かくて棄は堯舜禹三代の間に興りて農師、卽ち穀物を司る長官と爲り、その功によりて邰に封ぜられ、專ら姬を以て本姓とした、又稷官の長といふ所から后稷と號した、棄はかくして周の王業の基を開いて卒したのである、案ずるに周は后稷の後で、その天下に王と爲つたことが、數百年の久しきに及んだから、學者はその祖先を神にせんと欲し、特に棄の母が巨人の足跡を踐んだ一事を書いたのである、

子不窋立、夏后氏政衰、不窋失其官、奔戎狄之間、不窋卒、子鞠立、鞠卒、子公劉立、復修后稷之業、務耕種、百姓懷之、公劉卒、子慶節立、國於豳、歷皇僕、參弗、毀隃、公非、高圉、亞圉、公叔鉏、至古公亶父、獯鬻攻之、去豳、渡漆沮、踰梁山、邑於岐山下、居焉、豳人曰、仁人也、不可失、扶老携幼以從、他旁國皆歸之、

【字解】　戎狄、支那人は自ら其土地を稱して中華と云ひ、四圍の國は東夷、南蠻、西戎、北狄といふた、懷之、懷はナツクと訓む、歸服することと、豳、州名、今の陝西省邠州三水縣、古公、號、亶父、名、獯鬻、北狄の一族、踰梁山、踰はコヘルと訓む越へること、梁山は陝西省鳳翔府岐山縣、岐山、今の陝西省鳳翔府岐山縣の東北八里に在る、その南に周

禾黍は油々として盛んである、あゝ何んたる慘狀であるか、誠に哀痛に堪へないのである、然れども飜つて此に至つた所以を考へると、彼の狡童紂が、我れと不和で、我が諫を用ひないで猥りに賢者を殺して暴虐を逞ふしたからであるから、亦餘り悲しむにも足らぬのである、然れども我が心中は搖々として醉へるが如く、悲風身を襲ふて感慨無量であると、これは箕子が殷室の亡びたるを悲み、且つ紂王が自己の諫言を用ゐなかつたことを怨んだのであるから、殷の人民は此の歌を聞き、皆闇然として涙を流したといふことである、蓋し殷民久しく紂の暴虐に苦んだけれども、亦殷家累世の德政を追懷し併せて箕子の心を察して同情を寄せたのである、さて殷は湯王から以後天子と爲つたことが三十一代、六百二十九年間である、

周

周は古公亶父の舊邑である、而して武王は之に因んで天下を有つの大號と爲したのである、

周武王、姬姓名發、后稷之十六世孫也、后稷、名棄、棄母曰姜嫄、爲帝嚳元妃、出野見巨人跡、心欣然踐之、生棄、以爲不祥、棄之隘巷、馬牛避不踐、徙置山林、適會林中多人、遷之氷上、鳥覆翼之、以爲神、遂收之、兒時屹如巨人之志、其游戲好種樹、及成人、能相地之宜、敎民稼穡、興於陶唐虞夏之際、爲農師、封于邰、別其姓號后稷、卒、

【字解】 棄、生れてから原野に棄てられた故、之に因んで名けたのである、姜嫄、姜は姓、嫄は名、元妃、第一番の后、昔は血統を重んじたから、天子諸侯は多くの妃を娶つた、而して姜源は諸妃の長であつたから、元妃といふたのである、巨人跡、大人の足跡、隘巷、狹くて不潔な町、覆翼、覆はオホフと訓む時は音フ、クツガヘスと訓む時は音フク今こゝは蓋ふ義であるから音フ、翼は藉、故に覆翼とは一翼を以て之を上から覆ひ、一翼を以て之を下に藉くこと、藉くは敷くに同じ、屹、屹然として高き貌、巨人、大人に同じ、老成した人、相、ミルと訓む、視察すること、稼穡、種を蒔くを稼といひ、之を取り入れるを穡といふ、即ち農業の意、邰、今の陝西省商州、別其姓、后稷の父帝嚳は黃帝の曾孫で、本姓は公孫、一の姓は姬、今后稷は專ら姬の姓を稱す、故にその姓を別つといふ、后稷、稷は穀物を司る官、后は君長、故に后稷は稷官の長。

【解釋】 周の武王姓は姬、名は發、后稷十六世の孫である、

其途次故(モト)の殷の宮跡を過(ヨギ)り訪ふたが、その宮殿は悉く荒敗して影を留めず、滿地田畝と化し、今や禾黍の油々たるを見て、感慨止むことが出來なかつた、依て覺えず號哭せんと欲したが、忽ち氣が付いて曰ふのに、號哭するにはこれ周室に對して不可であると、又俄に泣かんとしたが、直ぐ氣を勵まして曰ふに、泣くはこれ婦女子の行爲に近く、堂々たる男兒の爲す所で無いと、然しその悲痛の念は勃々として抑へ難く追憶の情轉切なるものがあつたから、遂に麥秀の歌を作つてその意を寓した、その歌に曰ふのに、昔盛んであつた殷室は既に亡び其故城は變じて田野と化し、今は麥は漸々として秀で、

殷の世系

であると思ひ、爾來は刑法を重くし、實に慘酷なることをした、今其一例を言へば、銅の柱を造つて油を塗り、之を炭火の上に横に渡し、その上を罪人に渡らせた、そして紂は罪人が、油がとろけた爲めに足がすべり、つまづいて火中に墜ちて悶死するのを見、妲己と共に面白い見物であるとして樂んだ、そして之を炮烙の刑と曰うた、且つ淫亂を恣にし暴虐日に甚だしき故庶兄の微子が數〻諫めたけれども從はなかつたから、微子は已を得ず紂の朝を去つた、又比干といふ忠臣は三日間紂の側を離れずに諫めた、紂が怒つて曰ふのは、吾は嘗て聖人の胸には七個の孔があると聞いて居る、故に今之を實驗せうと遂に比干を殺して其の胸を割いて見た、紂はかく亂暴で手がつけられないから、叔父の箕子は佯つて發狂のまねをして奴僕と爲つた、けれども紂は之を囚へて獄舍に投じた、殷の大師、即ち樂官は殷の音樂の道具や祭祀の器具を持つて、當時聖君として名高い昌の國、即ち周へ遁げて行つた、さて此の周侯の昌と（昌は名、諡して文王と曰ふ）九侯と鄂侯とは、紂の三公の役であつた、紂が九侯を殺したから、鄂侯は其不可を諫爭した、ところが紂は怒つて鄂侯を殺し、其屍を乾し燥した、周侯昌が此の事を聞いて紂の無道を歎息したところが、紂は又昌を羑里といふ所の獄舍に投じた、此の時昌の臣の散宜生といふ者が、主人を救はうと思ひ、紂の好物なる美女と珍寶とを贈つたところが、紂は大に喜んで昌を赦した、これより昌は其封内に退居し、德を修めて仁政を施したから、天下の諸侯は多く紂に叛いて昌に歸服した、昌が死んでその子の發が立つて後を嗣ぎ、遂に諸侯を率ゐて紂を征伐した、紂は牧野といふ所で大敗し、寶玉を身に纏ひ、自ら火中に投じて焚け死んだ、

殷亡、

【解釋】殷は遂に滅亡した、

箕子後朝周、過故殷墟、傷宮室毀壞、生禾黍、欲哭不可、欲泣則爲近婦人、乃作麥秀之歌曰、麥秀漸漸兮、禾黍油油兮、彼狡童兮、不與我好兮、殷民聞之皆流涕、殷爲天子三十一世、六百二十九年、

【字解】故、モトと訓む、舊なり、墟、宮殿の毀れた跡、狡童、狡猾たる小童といふことで紂を誹しつたのである、禾黍、禾は、五穀の總稱、黍は和名キビ、哭、大聲で泣くこと、泣、涙を流し、聲を出さないで泣くこと、漸漸、秀づる貌、油油、盛なる貌、

【解釋】殷が既に亡んでから、箕子は周に參朝した、而して

て然らば天下の財寶を取り盡しても、此の慾を滿たすことが出來ない、實に困つたものであると、歎息した、

紂伐有蘇氏、蘇以妲己女焉、有寵、其言皆從、厚賦稅以實鹿臺之財、盈鉅橋之粟、廣沙丘苑臺、以酒爲池、懸肉爲林、爲長夜之飲、百姓怨望、諸侯有畔者、紂乃重刑辟、爲銅柱、以膏塗之、加於炭火之上、使有罪者緣之、足滑跌墮火中、與妲己觀之大樂、名曰炮烙之刑、淫虐甚、庶兄微子數諫不從、去之、比干諫、三日不去、紂怒曰、吾聞、聖人之心有七竅、剖而觀其心、箕子佯狂爲奴、紂囚之、殷大師、持其樂器祭器奔周、周侯昌及九侯、鄂侯、爲紂三公、紂殺九侯、鄂侯爭、幷脯之、昌聞而歎息、紂囚昌羑里、昌之臣散宜生、求美女珍寶進、紂大悅、乃釋昌、昌退而修德、諸侯多叛紂歸之、昌卒、子發立、率諸侯伐紂、紂敗于牧野、衣寶玉自焚死、

【字解】　鹿臺、臺の名、財寶を藏する所、鉅橋、倉の名、米穀を藏する所、苑臺、苑はその、園、臺はうてな、樓臺、畔、叛也、そむく、刑辟、辟は法、刑罰の法、膏、あぶら、油、炮烙、炮あぶる、炙、烙、やく、燒、心、ムネと訓す、胸、竅、あな、孔、三公、太師、太傅、太保、牧野、今の河南省衛輝府淇水の南にある、羑里、今の河南省彰德府湯陰縣に在る、

【解釋】　紂は有蘇氏といふ大名を征伐した、有蘇は誅を恐れ、妲己といふ美女を贈つて紂にめあはした、紂は頗る此の妲己を寵愛し、その言ふこと、願ふことは、皆從つた、是れより紂は賦稅を澤山に取り立て、鹿臺には金、財寶を充實し、鉅橋には金、米穀を蓄積した、又沙丘といふ所にある園を擴張し、そこにある樓臺を增築し、或は酒を以て池を造り、肉を懸けて林の如くし、妲己と共に晝夜の別なく宴飲に耽つた、紂はかくして政事を放棄したから、百姓は皆怨を抱き、諸侯には叛する者があつた、然るに紂は之を以て刑罰の輕き爲め

震死、

【字解】 偶人、土又は木を以て造つた人形、而して木で造つたのを木偶、土で造つたのを土偶といふ、博、今の双六の如き戯事、僇辱、辱かしめ侮どること、革嚢、革は皮、嚢は袋、

【解釋】 武丁から祖庚、祖甲、廩辛、庚丁の四王を經て武乙に至つた、此の武乙は暴虐無道で、政道には少しも注意しなかつた、嘗て偶人を造つて、之を天神と名け、近臣に命じその天神の代りとなつて自分と博を爭はせた、而して天神の代理が負けると之を僇辱して獨り喜んで居た、又皮の袋を造り、之に血を入れて高い處に懸けて置き、仰いで之を射た、而して之を名けて天を射るといふた、武乙はかく常軌を逸した行をして居たが、一日外出して獵をした時、俄かに雷鳴が起り、途に雷に撃たれて死んだ、

歷太丁帝乙、至帝辛、

【解釋】 太丁、帝乙の二王を經て帝辛に至つた、

名受、號爲紂、資辯捷疾、手格猛獸、智足以拒諫、言足以飾非、始爲象箸、箕子歎曰、彼爲象箸、必不盛以土簋、將爲玉杯、玉杯象箸、必不羹藜藿衣短褐而舍茆茨之下、則錦衣九重、高臺廣室、稱此以求、天下不足矣、

【字解】 資辯、天性の能辯、捷疾、擧動が敏捷、手格、手で撃ち殺す、土簋、土はかはらけ、土器、簋は黍稷を盛る具、卽ち黍稷を入れる土器、玉杯、杯は羹を盛る器、史記項羽本紀に、必欲烹而翁、則幸分我一杯羹とある、又師古の註に、今之側杯有兩耳者とある、故に玉杯は玉で造つた美しき羹を入る具である、之を玉のさかづきと解するは非なり、藜は野菜、藿は豆の葉、共に賤者の食するもの、短褐、短き毛織の着物、茆茨、かやといばら、稱、カナフと訓す、相應すること、

【解釋】 帝辛の名は受で、號して紂と曰うた、此の人は天性の雄辯家で、且つ擧動は敏捷で、特に腕力が強くて、無手で猛獸を毆り殺す程であつた、又その智力は諫言を辯駁して之を斥けることが出來、辯舌は自分の非理非道を飾つて、反て之を正理の樣にこじつけることが出來、實に剛愎であつた、嘗て始めて象牙の箸を造つた、叔父の箕子が之を見て嘆息して曰ふのに、彼れ紂は象牙の箸を造つたが、箸既に象牙であるからには、必ず食物を盛り入れるのに土簋を用ゐないで、玉杯を造るだらう、既に玉杯や象箸があれば、必ず藜藿をあつものにして喰ひ、短褐を着て茆茨で葺いたきたない家に住まないであらう、必ず着物を錦にし、宮殿を奥深くし、高い樓や廣い室を、此の象牙の箸に相應する樣に造るであらう、果し

辛、小乙、至武丁、夢得良弼、曰說、說爲胥靡、築于傅巖、求得之、立爲相、武丁祭湯、有飛雉、升鼎而雊、武丁懼而反己、殷道復興、號稱高宗、

【字解】相、州の名、今の河南省彰德府安陽縣治、耿、地名、今の山西省蒲州府永濟縣治、殷道、商の政道、湯初め商を以て國號と爲す、盤庚に及んで都を殷に遷し、國號を改めて殷と稱したから商道といはないで殷道と云たのである、殷は今の河南省偃師縣に屬して居る、良弼、弼は補佐すること、故に良弼とはよき宰相の意、胥靡、胥は相、靡は隨ふ、古者輕刑に坐すれば褐を着、索を帶び、互に相繫連されて役に服したものである、故に輕き罪の刑人を胥靡といふ、傅巖、地名、今の河南省陝州治、此の處に澗水があつて屢道を破壞したから胥靡の刑人に命じて之を修築せしめたのである、雉、鳥の名、和名キジ、雊、ナクと訓む、鳴くこと、反己、自ら其行を省みて、いよ〳〵其德を修めたこと、

【解釋】太戊から仲丁、外壬を經て河亶甲王に至り、水害を避けて都を相の地に遷した、而して祖乙の時には耿に居つたが、此の耿も亦水害に遇ふてしば〳〵毀たれた、それから祖辛、沃甲、祖丁、南庚、陽甲の諸王を歷て盤庚に至り、耿から復び舊都の亳に遷つた、此の盤庚は善政を施したから、殷の政道も再び興隆した、盤庚から小辛小乙の二王を歷て武丁に至つた、武帝は嘗て夢に說といふ良臣を得たことを見た、依て夢が覺めてから、普ねく搜し索めたところが、說は當時刑人の中に隱れ、刑人に代つて傅巖で道路の修築に從事して居た、かくて搜し當てたから、武丁は之を召し寄せて宰相の榮職を與へ、大に殷の政治を作振した、其後武丁が先祖成湯の廟を祭つた時に、一羽の雉が飛んで來て、鼎の耳に止まつて鳴いた、武丁は之を見て怪み懼れ、これは先祖の神靈が、雉を借りて自分の不德を警告したのであらうと思ひ、益、其行を省みて之を愼み、いよ〳〵その德を修めたから、殷の政道は更に一段の光輝を添へるに至つた、依て後王はこれを尊び其廟を高祖と號した、

按ずるに武丁は夙に傅說の賢なることを知つて居たが、遽に之を登庸して百官の上に置くと、百官は未だ說の人物を知らないから、その命に服從しないだらうと思ふたのである、而して當時の人は、質朴で鬼神を信ずることが厚かつたから、武丁は之を利用し夢に托して之を召し寄せたのであらう、

自武丁、歷祖庚、祖甲、廩辛、庚丁、至武乙、無道、爲偶人、謂之天神、與之博、令人爲行、天神不勝、乃僇辱之、爲革囊盛血、仰射之、命曰射天、出獵、爲暴雷

大拱、伊陟曰、妖不勝德、君其修德、太戊修先王之政、二日而祥桑枯死、殷道復興、號稱中宗、

【字解】太子、天子の長子を太子と云ひ、諸侯の長子を世子といふ、桐宮、桐は地名、湯王の墓の在る所、宮は宮殿、太甲不明なる故、宮をこゝに建て、居住させ、以てその過を改悛せしめたのである、居憂、憂は喪、太甲は仲壬の後繼者であるから、その喪に居つたのである、有祥、祥は凶兆、共生、合生すること、合生とは抱き合ふて生ずること、拱、兩手で抱くこと、中宗、殷の天下を中興した名君といふ意で之を尊崇したのである、蓋し太宗、中宗、高祖、は皆その廟の號、宗は尊の意で、歴世その廟を毀つべからずといふ義である、

【解釋】湯王が崩じ、且つ太子太丁が早く死んだから、次子の外丙が立つて王位に卽いた、然し僅か二年で崩じ、其弟仲壬が立つたが、又四年で崩じた、而して此の仲壬には子が無かつたから、前太子太丁の子太甲が立つて王位を繼いだ、さて此の太甲は不明闇愚であつたから、補佐役の伊尹は之を桐宮に押しこめた、これは太甲をして先祖の德を思ふて過を改めさする手段であつたのである、かくて太甲は桐宮に在つて仲壬の喪に服すること三年であつたが、飜然その過を悔ひて自らその不德を匡正した、依て伊尹は再び之を亳に迎へた、而して太甲はいよ〳〵其德を修めて善政を施したから、天下の諸侯は皆歸服した、太甲が崩じてから、沃丁、大庚、小甲、雍己を歴て太戊に至つた、此の時に、亳に不思議な凶兆があつた、それは桑と穀とが一本の莖から生へ、然かもそれが宮廷の庭で、且つ一日の間に甚だしく成長し、夕方には旣に一抱へになつたことである、凡そ桑穀は野に生ずるものであるのに、それが宮廷の庭に生へたのは、これは朝廷が亡んで野となる惡兆である、又一日の中に大木になつたのは早く滅亡する兆であるのである、依て伊尹の子の伊陟といふ者が王を諫めて曰ふのに、すべて妖怪は善德に勝つことが出來ないものであるから、君は須べからく道德を修められよ、そうすると妖は必ず去るので、何も心配するに及ばぬと、太戊はその言に從ひ、先祖湯王の如き善政を施したところが、果して此の妖草は二日目で枯死した、これから殷の政治はいよ〳〵興隆し、天下は再び太平となつた、依て後王はその德を稱へて廟を中宗と稱した、

自太戊、歴仲丁、外壬、至河亶甲、避水患遷于相、至祖乙居耿、又圮于耿、歴祖辛、沃甲、祖丁、南庚、陽甲、至盤庚、自耿復遷于亳、殷道復興、自盤庚、歴小

いふ賢者が、湯の宰相と爲つて湯を佐け、遂に桀を征伐して、之を南巣といふ所へ追放した、そこで天下の諸侯は湯を推尊して天子とした、

大旱七年、太史占之曰、當以人禱、湯曰、吾所爲請者民也、若必以人禱、吾請自當、遂齋戒剪爪斷髪、素車白馬、身嬰白茅、以身爲犧牲、禱于桑林之野、以六事自責曰、政不節歟、民失職歟、宮室崇歟、女謁盛歟、苞苴行歟、讒夫昌歟、言未已、大雨方數千里、

【字解】太史、天文を掌る役人、齋戒、物忌をして身心を清めること、白茅、茅は茅に通ず、白いかや、犧牲、神を祭るとき、神に供へる畜、いけにへ、こゝは湯王が畜に代つていけにへになつたのである、女謁、婦女の祕密の頼み事、苞苴、賄賂、讒夫、正字通に、崇飾惡言、毀善害能、謂之讒、とある、故に讒夫とは、人の能を誣ひて罪におとすこと、

【解釋】湯が帝位に卽いてから七年間、旱魃が續いた、そこで湯は太史に命じ、雨の降ることを占はせた、太史が占つて曰ふのに、これは是非人間を犧牲にして禱らなければいけぬと、湯王が曰ふのに、我が雨を請ふ所以は人民の爲めである、然るに若し必ず人を以て禱らなければならぬならば、請ひ願くは吾れ自ら犧牲に爲らう、可憐の人民を犧牲にすることは出來ないと、遂に齋戒して瓜を剪り、髪を斷ち、白い車に白い馬を附けて之に乘り、又身に茅を纒ひ、いよ／＼犧牲となつて桑林の野に行つて禱つた、その時に、六ヶ條の事を以て自ら責めて曰ふのに、我が政事は節度が無くて亂れて居るか、我が人民はその職業を失ひ路頭に迷つて居るか、我が住んで居る宮殿は餘り立派すぎるか、女謁が盛んで正道を害して居るか、賄賂が行はれて正義が滅んで居るか、讒夫が盛んで賢者が斥けられて居るかと、かく自ら責めて神に謝したところが、その言葉がまだ終らない内に、雨が沛然として至り、四方數千里の地域を潤はせた、

湯崩、太子太丁早卒、次子外丙立、二年崩、弟仲壬立、四年崩、太丁之子太甲立、不明、伊尹放之桐宮、居憂三年、悔過自責、尹乃奉歸亳、修德、諸侯歸之、自太甲、歷沃丁、太庚、小甲、雍己、至太戊、亳有祥、桑穀共生于朝、一日暮

昭明、相土、昌若、曹圉、冥、振、微、報丁、報乙、報丙、主壬、主癸の十二代を歴て天乙に至つたが、この天乙は卽ち履で、後に成湯と尊稱された人である、此の履は始めて亳に居住した、これは先王卽ち帝嚳が亳に都して居たことがあつたから、それを追慕する爲めであつたのである、

使人以幣聘伊尹于莘、進之夏桀、不用、尹復歸湯、

【字解】幣、幣帛、卽ち人に贈る進物、聘、諸侯がその大夫をして他の諸侯を訪問して安否を問はせるのが聘の本義であるが、こゝは隱遁して居る賢者を召し出す義である、伊尹、伊は姓、尹は名、莘、國の名、今の山東省東昌府莘縣治、

【解釋】湯嘗て人をして幣を以て、隱君子伊尹を莘から招聘させ、而して之を夏の桀王に推薦した、然るに桀王は任用しなかつたから、伊尹は復商に歸つて湯に事へた、

桀殺諫者關龍逢、湯使人哭之、桀怒召湯、囚夏臺、已而得釋、湯出、見有張網四面而祝之、曰、從天降、從地出、從四方來者、皆罹吾網、湯曰、嘻盡之矣、乃解其三面、改祝曰、欲左左、欲右右、不用命者入吾網、諸侯聞之曰、湯德至矣、及禽獸、伊尹相湯伐桀、放之南巢、諸侯尊湯爲天子、

【字解】網、鳥を捕へる網、ひろてん、祝、神に祈ること、南巢、今の安徽省廬州府巢縣の東北にある、

【解釋】夏の桀王は諫官の關龍逢といふ忠臣を殺した、依て湯は人を遣して關龍逢の死を弔はせたところが、桀は反て怒り、湯を召致して夏臺といふ獄舍に投じた、然し湯は間も無く赦された、湯は嘗て外出した時に、網を四方に張つて神に祈つて居る者を見た、その祈りに、天から降るもの、地から出づるもの、及び四方から來るものは、皆吾網に罹れと、湯は歎じて曰ふのに、さて〳〵此の樣では鳥を捕へ盡すもので、如何にも慘酷であると、そこで自ら其張つてある網の三方を解き、改めて神に祈つて曰ふのに、左の方へ行かんと思ふものは、左へ行け、右へ行かんと思ふものは右へ行け、唯我が命令を用ひざるものは吾が網に罹れよと、これは湯の博愛の心が流露したのである、そこで天下の諸侯は此の事を傳へ聞いて曰ふのに、湯の仁德は至れり盡せり、啻に人類のみならず、禽獸に迄及んだと、かくて皆湯に歸服した、それから伊尹と

殷

殷は一に商と號した、これは殷の祖先が始めて商に封ぜられたから、之に因んで名けたのである、後盤庚といふ天子に至りて殷に遷つたから、又改めて殷と號し、遂に天下を有つの大號と爲したのである、

殷王成湯、子姓名履、其先曰契、帝嚳子也、母簡狄、有娀氏女、見玄鳥墮卵呑之、生契、爲唐虞司徒、封於商、賜姓、傳昭明、相土、昌若、曹圉、曰冥、曰振、曰微、曰報丁、報乙、報丙、主壬、主癸、主癸子天乙、是爲湯、始居亳、從先王居、

【字解】 成湯、湯は名、湯王天に順ひ、人に應じて桀を放ち、其武功大に成就した、故に當時の人之を尊重して成湯といふたのである、玄鳥、燕、司徒、教育を掌る官、封、天子その土地を以て臣下に賜ふこと、商、州の名、今の陝西省商州の東に在る、

【解釋】 殷王成湯姓は子、小字は履、其先祖を契といふた、此の契は帝嚳高辛氏の子である、契の母は名を簡狄と云ひ、有娀氏といへる諸侯の娘であつた、簡狄或る日玄鳥が卵を生み墮すを見、之を拾つて呑んだところが、それによつて懷妊し、遂に契を生んだ、かくて契は成長の後、堯舜に事へて司徒の官と爲り、其功によつて商に封ぜられ、且つ其母が卵を呑んで生んだのに因み、特に子といふ姓を賜はられた、かくて

はや進めることが出來なかつたから、劉累は誅せらるゝことを恐れ、遂に逃げ去つた、

按ずるに此の事は史記の本紀にも載せてあるが、要するに秦漢當時の方士者流の説で荒幻無稽の事である、

孔甲之後、歷王皐、王發王履癸號爲桀、貪虐、力能伸鐵鉤索、伐有施氏、有施以末喜女焉、有寵、所言皆從、爲傾宮瑤臺、殫民財、肉山脯林、酒池可以運船、糟堤可以望十里、一鼓而牛飲者三千人、末喜以爲樂、國人大崩、湯伐夏、桀走鳴條而死、

【字解】貪虐、貪は物をむさぼりて厭くところを知らず、虐は人を慘酷に取扱ふこと、鐵鉤索、鉤は鐵の勾り金、索は縄、故に鐵索は鐵のくさり、傾宮、傾は𢀓に同じ、赤き玉、瑤臺、瑤は玉の美しきもの、故に傾宮瑤臺は美玉をちりばめた宮殿樓臺、

【解釋】夏は孔甲といふ天子から皐、發の二王を經て履癸といふ王に至つた、此の王は別に號して桀と曰うた、性質が貪虐で、力は飽く迄強く、手で鐵のくさりを引き延ばす程であつた、嘗て有施氏といふ諸侯を征伐した、有施氏は末喜といふ美人を送つて其歡心を買つた、桀は頗る此の美人を寵愛し、その言ふ事は皆何んでも從つた、これより桀は淫樂に耽り、傾宮瑤臺を造つて人民の財產をしぼり取り、牛肉を山の如く、乾し肉を林の如く澤山に蓄へたり、或は酒で池を造り、その池には船を運轉することが出來る程、廣大に造つたりした、又その酒の糟は十里の長さの堤防を築くことが出來る程であつた、そして一たび鼓を鳴して合圖をすると、三千人の宮人は立に集り、丁度牛が水を飲む如く、酒の池に口をつけ、がぶ／＼と音を立てゝ飲んだ、末喜は之を見て甚だ樂みとした、さて桀は此の樣な暴君であつたから、國民は恰も山の崩るゝが如く離れ、一人として桀に味方する者は無かつた、そこで湯といふ聖人が天に代つて桀を征伐したから、桀は鳴條といふ處へ遁げて行つて死んだ、

夏の世系

夏爲天子一十有七世、凡四百三十二年、

【解釋】夏は天子となると、十七世四百卅二年であつた、

にして天地の正道を亂したから、啓は之を征伐して甘といふ所で一戰し、之を滅して天下を安康にした、其後啓が崩じ、その子の太康が立て王位に卽いた、然るに此の太康は遊樂に耽溺して、諸國の巡覽に日月を費し、遂に國都に還へらなかつたから、有窮國の君羿といふ人が其虛に乘じ、太康の弟仲康といふ者を立て、王と爲し、而して自らその政柄を擅にし、横暴の振舞があつた、時に羲氏和氏の二人は、固く君臣の義を守つて之に服從しなかつたから、羿は大に怒り、王命であると僞稱し、胤といふ國の大名に命じて之を征伐させた、かくて仲康が崩じ、その子の相といふ者が立つて王位を繼いたが、彼の羿は、いよ〳〵横暴を逞ふし、遂に相を逐ひ出して、自ら夏王の位に卽いた、然るに羿も亦其嬖臣の寒浞といふ者に殺され、而して寒浞は自ら立つて夏王の位を犯した、さて又羿に逐ひ出された夏王相の皇后は、有仍國の君の娘であつたが、相が逐ひ出された當時は、旣に懷姙して居た、而してその本國の有仍に避難して居る内に、少康といふ人を生んだ、其後少康は生長し、僅に田一成と衆一旅とを持つて居たばかりであつたが、それにも係はらず、夏の舊臣なる靡といふ者を參謀として義兵を擧げ、遂に寒浞を滅して再び王位を恢復し、昔禹王が建設した通りの世にした、

自少康以來歷王杼、王槐、王芒、王泄、王不降、王扃、王廑至王孔甲、好鬼神事淫亂、夏德衰、天降二龍、有雌雄、陶唐氏之後、有劉累者、學擾龍、以事孔甲、賜之姓曰御龍氏、龍一雌死、潛以食孔甲、復求之、累懼而逃、

【字解】擾、ナラスと訓む、豢養して之を馴服させること、醢、肉汁、今の鹽辛の如きもの、

【解釋】少康から以後、王杼、王槐、王芒、王泄、王不降、王扃、王廑を歷て王孔甲に至つた、此の王は甚だしく鬼神を妄信し、且つ女色に溺れて淫亂であつたから、夏の威德は漸く衰微した、此の頃不思議なことがあつた、それは天が雌雄二疋の龍を降したことである、この龍は誠に珍奇な動物であつたから、誰れも之を養ふ術を知らなかつた、當時帝堯陶唐氏の後裔に、劉累といふ者があつて、獨りよく之を馴服することを知り、此の術を以て孔甲に臣事した、孔甲は甚だ之を愛し、姓を賜ふて御龍氏と曰ふた、これは劉累が龍を制御してよく之を馴すから名けたのである、か丶る内に龍の雌が死んだから、劉累は竊かに其肉を鹽辛に製し、之を孔甲に食はせた、孔甲はそれが龍の鹽辛であることを知らずに食ひ、其味の美なるを喜び、再び之を求めた、然し鹽辛は旣に盡きて、も

何物も我を害する筈が無いのである、故に龍などは懼るゝに足らない、且つ人間が此の世の中に生きて居るのは、丁度寄留して居ると同じ事で、死するのは、丁度生れた故郷へ歸ると同じである、故に假令此の龍が舟を覆したからとても、懼れることは無いと、かく曰ひて龍を見ること、丁度守宮の様で、少しも顏色を變へなかつた、ところが、龍も禹の威德に服したのだらう首を俯し尾を垂れて逃げ去つた、

南巡至會稽山而崩、子啓、賢、能繼禹道、禹嘗薦益於天、謳歌朝覲者、不之益而之啓、曰、吾君之子也、啓遂立、有扈氏無道、啓與戰于甘、啓崩、子太康立、盤遊弗返、有窮后羿立其弟仲康、而專其政、羲和守義不服、羿假王命、命胤侯征之、仲康崩、子相立、羿逐相自立、嬖臣寒浞、又殺羿自立、相之后、有仍國君女也、方娠、奔有仍、而生少康、其後少康、有田一成、有衆一旅、因

夏舊臣靡、擧兵滅浞、而復禹之績、

【字解】會稽山、地名今の浙江省紹興府、會稽縣治、謳歌、謳は吟、歌は詠、朝覲、臣が君に見ゆるを朝と曰ひ、下位の者が、上位の者に見ゆるを覲といふ、即ち諸侯が參朝して天子に謁見すること、之、ユクと訓む、行く、有扈氏、有は有夏有周の有に同じ、扈は夏と同姓の諸侯の名、甘、地名、今の陝西省西安府鄠縣の北に在る、盤遊、盤は樂む、遊興を樂み民事を恤まさること、書の五子之歌に盤遊無度とある、有窮后、窮は國の名、后は君、羲和、羲氏と和氏、嬖臣、下賤の者、寵幸せらるゝを嬖といふ、俗にお氣に入りの家來、方娠、方はマサニ、娠はハラムと訓む相の逐はるゝ時、丁度懷姙して居たこと、有仍國、今の山東省、充州府、濟寧州、田一成、田は土地、一成は方十里の地、衆一旅、衆は兵卒、一旅は五百人、

【解釋】 禹王は南方の諸侯の國を巡狩し、不幸にして會稽山に至つて崩した、此の禹王の子の啓といふ者は賢人で、よく父禹王の政道を繼ぎて仁政を施したから、人民は皆其德に服して安堵して居た、是れより先き、禹は舜の時の九官の一人であつた益を天に推薦して、王位を讓らんとした、然るに百姓は益を謳歌しないで啓を謳歌し、又諸侯は益に朝覲しないで啓に朝覲した、而して皆相共に叫んで曰ふのに、啓こそ我が先君大禹の太子であるから、當さに王統を繼ぎて天子と爲るべき人であると、啓はかく人望があつたから、遂に王位に即いた、此の時に有扈氏といふ諸侯があつたが、實に無道

寄也、死歸也、視龍猶蝘蜓、顏色不變、龍俛首低尾而逝、

【字解】準、大工等が物の平面のゆがみを見るときに用ふる具、みづもり、繩、大工が物のゆがみを見る時、又は板などに直線を引くに用ふる具、すみなは、規、圓形を畫く具、ぶんまはし、矩、さしがね、曲尺、此の準繩規矩は皆正確で、一點の邪が無いものである、饋、食事をすること、寡人、人君自ら稱して言ふ謙辭、德の少い人といふ意、醴酪、甘酒なり、師古の註に、醴甘酒也、少麴多米、一宿而熟、飲不令醉人、酪亦醴類とある、儀は姓、狄は名、九牧、九州の長官、禹の時は支那を九の州に區劃し、各州に牧、即ち長官を置いた、上帝、天帝、鬼神、神樣、玉帛、玉は公侯伯子男五等の諸侯の持つ玉、帛は諸侯に屬する小國の君の持つきぬ、凡そ諸侯及び附屬の君が、天子に謁する時は、玉帛を執るのが禮である、而して玉には、桓圭、信圭、躬圭、穀璧、蒲璧の別があり、帛には玄（クロ）纁（ウスアカ）黄の三色がある、蝘蜓、やもり、守宮、逝、サルと訓ず、去るなり、塗山、地名、今は安徽省鳳陽府懷遠縣の東南にある、

【解釋】舜帝が崩じたから、禹は天子の位を踐んで帝となつた、禹の音聲は音樂の律に叶ひ、その一身の威儀動作は、自然に法度となつた、丁度正確なる準繩を左の手に持ち、規矩を右の手に持つが如く、一擧一動寸分の邪なく、よく法則に合つて居た、又一度の食事をする時でも、十遍も起つて政務を聽き、以て人人を勞り慰めた、又外出して罪人を見ることがあると、すぐ車から下り、その罪人に對して犯罪の次第を尋ね、且つ涙を流して曰ふには、古へ堯舜の世の人民は、皆堯舜の如き至善の心を以て自分の本心としたから、一人も不善の人は無かつた、然るに寡人が君となつてからは、百姓等は寡人の心を顧ず、各自分の心を以て心とした、故にかく罪を犯す人があるのである、これは畢竟寡人の德が少い爲めであるから、寡人は實に之を殘念に思ふと、かく泣いて悔い、益、その德を磨いたことである、昔は甘酒ばかりあつたが、禹の時に、儀狄といふ者が、始めて酒を作つた、禹は此の酒を飲んで甘いものであるとして曰ふのに、後世には必ず此の酒に溺れて、國を亡す者があるだらうと、それから以後は、儀狄を疎遠にし、之を近づけなかつた、又禹は九州の長官から金を收め、之を以て九個の鼎を鑄造した、而してその鼎の三本の足は、正直、剛、柔の三德に象り、又その鼎は、上帝や神樣を祀る時に享し供へることにした、又或る時、諸侯を塗山といふ處へ會合させたが、此の時、玉や帛を執つて謁見を請うた諸侯、及びその附屬の君は、一萬人の多きに及んだ、嘗て江水を渡つた時に、黄色の龍が禹の乘つて居る舟を脊に負うたから、舟は將に覆沒せんとした、依て舟中の人々は皆懼れて顏色が無かつた、獨り禹は自若として懼れず、天を仰いで歎じて曰ふのに、我は天帝の命を受けて天子と爲り、有らん限りの力を盡して萬民を勞り萬民の安寧を計つて居るのであるから、

行く、泥行、泥深き所を行く、橇、器の名、板で造りその形は箕の樣で、今のソリの如きもの、欙、器の名、鐵で造り、其形靴の樣で、底に釘の如き鐵を施し、山の險岨を歩むとき滑りころげぬ樣にしてあるもの、乘、履くこと、九州、人皇氏の條を見よ、通九道、通は水の流をよくすること、九道は九州の水道即ち弱水、黑水、揚子江、黃河、沇水、漢水、淮水、洛水、濟水をいふ、陂九澤、陂は堤防を築いて水の淫浸を止むること、九澤は大陸、雷夏、大野、彭蠡、雲夢、震澤、荷澤、孟潴、滎澤をいふ、度九山、度はハカルと訓む、測量すること、九山は會稽山、衡山、華山、沂山、岱岳、醫無、閭山、霍山、恒山、をいふ、告厥成功、厥はソノと訓む、其なり、多年の辛苦にて國土を經營した結果を奏上したこと、嘉ヨミスと訓む、滿足に思ふこと、

【解釋】　夏后氏禹王は姒姓で、一の名を文命ともいふた、鯀の子で顓頊の孫である、初め鯀は堯帝に命ぜられ、九年間洪水を治めたけれども、一向其功果が無かつたから、舜帝は禹を登庸して鯀に代らせた、そこで禹は心身を勞して熱心に之が經營に從事し、外に居ること十三年の久しきに及び、此の間偶、自分の家の前を通ることがあつても、決して入つて休息などをしなかつた、これは禹が君命を重んじ、公職の爲めには私事を擲つといふ公明にして崇高なる德操があつたからである、而して禹は洪水を經營するに際し、陸を行く時は車に乘り、水を渡る時は船に乘り、泥の道を行く時は橇に乘り、山を行くときは欙を履き、以て自由自在に活動した、其結果遂に九州を開いて之を區劃し、九州の河川を整理してよく水を疏通せしめ、九澤に堤防を築いて水の淫浸を防ぎ、九山を測量してその高底遠近を究めた、かくて其の事業すべて完成したから、謹で之を舜帝に奏上した、舜帝は其偉功を嘉稱し、遂に禹に滿朝の百官を統率して、天下の政務を攝行させ、無上の顯職を授けて其勞に酬ひた、

舜崩、乃踐位、聲爲律、身爲度、左準繩右規矩、一饋十起以勞天下之民、出見罪人、下車問而泣曰、堯舜之人以堯舜之心爲心、寡人爲君、百姓各自以其心爲心、寡人痛之、古有醴酪、至禹時、儀狄作酒、禹飮而甘之曰、後世必有以酒亡國者、遂疏儀狄、收九牧之金、鑄九鼎、三足象三德、以享上帝鬼神、會諸侯於塗山、執玉帛者萬國、禹濟江、黃龍負舟、舟中人懼、禹仰天歎曰、吾受命於天、竭力而勞萬民、生

地よく吹き來るを、慍、イカリと訓む、不平、不滿、阜、ユタカと訓む、豐富、景星、一に德星ともいふ、王者官を私せず、賢者をして位にあらしむるときに見はるといふ、卿雲、卿は慶と通じ、目出度き意、故に卿雲は、目出度き瑞雲のことで、王者の德が山陵に至ると出るといふことである、百工、百官に同じ、相和、應答の詩を作ること、爛、光明の貌、ヒカ〳〵と光り輝くこと、縵縵、麗しき貌、旦復旦、旦はアシタと訓む、朝、今日も明日も、いよ〳〵盛なること、巡狩、天子親ら諸侯の國を巡行し、その政事の得失を視察すること、蒼梧、地名、今は廣西省梧州府蒼梧縣治に屬して居る、或は云ふ、山名、今は道州府寧遠縣の南に在りと、

【解釋】　舜帝は嘗て親ら五絃の琴を彈じて南風の詩を詠じ、仁德を以て人民に臨んだから、天下はよく治まつた、其詩に曰ふに、南風が薰然として吹き來る時は、如何にも心地がよいから、以て吾が民の慍を解くことが出來る、又南風が吹く時節は百穀がよく豐熟するから、以て吾が民の財を豐富にすることが出來ると、これは舜が南風に寄せて自分の政績を述べ、以て自ら樂んだのである、此の時に、景星が天に顯はれ、卿雲が空に起り、四海は舜の德政に浴し、人民は太平を樂んで居たから、百官は相共に舜の詩に和して歌つて曰ふのに、卿雲は爛然として瑞祥を呈し、朝廷の制度は縵縵として麗しく、それが日々粲粲たる光輝を放つて、逐日に盛になり行くと、かく歌ふて皆舜の德を頌した、此の帝の子に商均といふ者があつたが、この人は不肖で父帝の跡を繼ぐことが出來なかつたから、舜帝は禹を天に薦めて天子の事を攝行させた、そして自らは都を出發して南の諸侯の國を巡狩したが、遂に蒼梧といふ所で崩ぜられた、そこで禹は眞に天子の位に卽いた、

夏后氏

夏は禹王が始めて封ぜられた國の名であるが、後に天下を有つに及び、遂に之を以て其國號としたのである、后は君、氏は天皇氏の氏と同じく美號、故に夏后氏とは夏の大君といふ意である、

夏后氏禹、姒姓、或曰名文命、鯀之子、顓頊孫也、鯀湮洪水、舜擧禹代鯀、勞身焦思、居外十三年、過家門不入、陸行乘車、水行乘船、泥行乘橇、山行乘檋、開九州、通九道、陂九澤、度九山、告厥成功、舜嘉之、使率百官行天下事、

【字解】　湮洪水、湮はフサグと訓む、洪水は大水、これは水患を防き止めること、勞身焦思、身體を勞役し思慮を惱まし、所謂粉骨碎身、千思萬考して洪水を治めたこと、家門、自分の家の門、陸行、平坦な所を

し、百歩を畝と爲す、畎は田間のみぞ、これは皆田地のことで、田地は田舍にあるから畎畝を民間の意に用ゐたのである、釐降、オサメクダスと訓む、婚姻の用意を整ふるを釐といひ、天子がその女を臣下に妻はすを降といふ、嬀汭、地名、歷山の西にある、放、一定の場所に拘置し他行を許さゞると、驩兜、人名、流、水の流るゝが如く、遠方に逐ひ拂ふこと、殛、拘囚して困苦させること、鯀、禹の父、洪水を治むるに失敗した人、共工、官の名、但し古の世の官族であらう、竄、遠方に驅逐して之を拘囚禁錮すること、三苗、國名、縉雲氏の後諸侯と爲つた者、才子、才智の秀でたる人、八元、元は善、八人の善良の臣、八愷、愷は和、八人の溫和な臣、命九官、九人の官吏を命ずること、卽ち禹を命じて司空と爲し、棄を命じて后稷と爲し、契を司徒と爲し、皐陶を士と作し、垂を共工と爲し、益を虞と爲し、伯夷を秩宗と爲し、夔を典樂と爲し、龍を納言と爲したことを指す、而して司空は、水土を司り、后稷は穀物を司る官の長、司徒は文敎を司り、士は獄官の長、共工は百工の事を司り、虞は山澤を司り、秩宗は禮儀を司り、典樂は音樂を司り、納言は君命を出納することを司る官である、詳しいことは尙書舜典を見るべし、

咨十二牧、咨はハカルと訓む、問ひ謀ること、牧は民を養ふ官、後世では、守、又は太守、或は尹、若しくは刺史と曰ふた、今日本でも縣知事の事を牧民官といふはこゝに本づく、而して十二牧とは十二州の牧で、十二州とは人皇氏の條にある九州の外に、幽州、幷州、營州を加へたのである、これは九州の中に餘り廣い州があつたから、舜は之を分割したので、幽州と幷州とは、冀州を分ち、營州は靑州を分つたのである、

【解釋】　堯帝は舜が聰明であることを聞き、之を民間から拔いて顯官に登庸し、且つ妻すに娥黃女英といふ二人の娘を以てし、舜の居る嬀汭に釐め降した、かくて舜は遂に堯の宰相と爲つて政事を攝行した、先づ第一に國家を害し、又は功績の擧らない驩兜以下の四凶を放流殛竄して君側を淸め、又才子の八元八愷を登庸して庶政を伸張し、更らに禹以下の九官に命じて各〻授くるに重任を以てし、又十二牧の官人に咨詢して政令を皇張し、專ら德政を布いたから、天下は皆舜の偉大なる功德を仰ぎ戴くことが出來た、

彈シ二五絃之琴ヲ一、歌ヒ二南風之詩ヲ一而天下治ル、詩ニ曰、「南風之薰セル兮、可シ三以テ解ク二吾民之慍ヲ一兮、南風之時ナル兮、可シ三以テ阜ニス二吾民之財ヲ一兮。」時ニ景星出デ、卿雲興ル、百工相和シテ而歌ヒテ曰、卿雲爛タリ兮、禮縵縵タリ兮、日月光華、旦復旦ナリ兮。」舜ノ子商均不肖、乃チ薦ム二禹ヲ於天ニ一、舜南ニ巡狩シ、崩ズ二於蒼梧之野ニ一、禹卽ク二位ニ一、

【字解】　彈五絃之琴、彈はヒク、彈奏すること、五絃之琴は五本の糸のある琴、薰、花が薰然として芳香を放つが如く、風がそよ〳〵と心

之子、顓頊六世孫也、父惑於後妻、愛少子象、常欲殺舜、舜盡孝悌之道、烝烝乂不格姦、畊歷山、民皆讓畔、漁雷澤、人皆讓居、陶河濱、器不苦窳、所居成聚、二年成邑、三年成都、

【字解】　瞽瞍、目の見えぬを瞽といひ、目無きを瞍といふ、舜の父目あれども心昏迷で善惡を分別することが出來なかつたから、時人之を盲人に比し、瞽瞍といふたのである、少子、末の子、孝悌之道、父母に事へて能くその力を盡すを孝といひ、兄弟に對して能く友愛なるを悌といふ、烝烝、諧和にして、よき道に誘導すること、乂オサムと訓む、治むること、格、イタルと訓む、至ること、歷山、地名、今の山西省解州夏縣の北にある、畔、アゼと訓む、田の界、雷澤、地名、今の山東省曹州府定陶縣の西北にある、河濱、雷澤の附近にある地名、陶、舊註に燒瓦器也とある、卽ち陶器を製作することを、苦窳、苦は粗惡、窳は曲、聚、人集りて村をなすこと、邑、四井を邑と爲す、司馬法に、步百爲畝、畝百爲夫、夫三爲屋、屋三爲井とある、一井は方一里であるから邑は方四里の土地である、

【解釋】　帝舜有虞氏、姓は姚、名は舜、或は重華ともいふた、瞽瞍の子で、顓頊高陽氏の六代目の孫である、初め父の瞽瞍は、後妻の愛に惑溺し、後妻が生んだ少子の象ばかり愛して舜を惡み、常に之を殺さんとした、然し舜は毫も之を怨みないで、よく孝悌の道を盡し、烝烝として善道に導いたから、流石の瞽瞍も之に感化され、遂に姦惡を爲ない樣になつた、其後舜は歷山で農耕に從事して居たところが、歷山の民は皆其德に化して禮讓の民と爲り、互に其畔を讓つて敢て侵害する者が無かつた、又雷澤で漁獵した時にも、雷澤の民は、互に居處を讓り合ふて敢て自ら擅に占有なる者が無く、又河濱で陶器を製作せし時は、他の同業は舜の誠實なる製作振に感化されて、敢て粗惡の品を製造する者が無かつた、此の如く舜は至る所で德望があつて、偉大なる感化を與へたから、民皆之を敬慕して隨從した、故に舜が暫く居ると、その所は必ず聚を爲し、二年居ると必ず邑を爲し、三年居ると、遂に大都會を爲すに至つた、舜は此の樣に盛德のあつた人である、

堯聞之聰明、擧於畎畝、妻以二女、曰娥黃、女英、釐降于嬀汭、遂相堯攝政、放驩兜、流共工、殛鯀、竄三苗、擧才子八元八愷、命九官、咨十二牧、四海之內、咸戴舜功、

【字解】　聰明、才智の勝れたること、畎畝、民間のこと、六尺を步とな

事が多くなつて煩はしい、又壽命が長いと辱が多いからであると、封人が曰ふのには天は萬物を生ずると、必ず之にそれぞれ職業を授け與へることである、故に聖人も之に倣ひ、男子が多くあつても之に職業を授けたならば、何んの懼れ心配があらうか懼れる事は無いのである、又富みて財寶が多くなれば、之を人に分ち與へたならば、何んの煩はしい事があらうか煩はしい事は無い、又天下に道德が盛んで、太平に治まつたならば、萬物はすべて共に昌えて盛美になるから、壽命が長くても辱を受ける心配は無い、若し不幸にして道德が衰へ、天下が亂れた時には、獨り自ら其德を修養して閑地に就き、隱遁すればそれで事足るのである、又千年も生きて後、此の世がいやになつたならば、仙人と爲つて天に上り、彼の白い雲に乘つて天帝の鄕へ往けばよいのである、故に壽命が長久であつたとても、何んの辱が有らうか辱は無いのであると、これも封人が堯帝の德を頌揚したのである、

堯立七十年、有九年之水、使鯀治之、九載弗績、堯老倦于勤、四嶽擧舜、攝行天下事、堯子丹朱不肖、乃薦舜於天、堯崩、舜卽位、

【字解】九載、九年、四嶽、官名、攝行、攝は總なり、兼なり、代なり、代りて兼ね總ぶること、不肖、賢なること父に若かざるを不肖といふ、薦舜於天、舜を推薦して天子の位に卽かせること、孟子萬章章句上に昔者堯薦舜於天、而天受之、暴之於民、則民受之云云とあると同じ意である、

【解釋】堯帝は帝位に卽き、七十年の間に九年續きて大洪水があつたから、鯀といふ者に命じて之を治めさせたが、一向功績が上らなかつた、かくて堯帝は旣に年老いて政務に倦んだから、四嶽の官人は皆一齊に舜を民間から推擧して天下の事を攝行させた、而して堯帝の子丹朱といふ者は不肖であつて、天位を承繼することが出來なかつたから、乃ち堯は舜を天にすゝめて假りに天子の位に卽かせた、其後堯帝が崩じたから舜は茲に眞に天子の位に卽いた、世紀に帝堯以火德王、在位九十一年とある、

帝舜有虞氏

白虎通に、謂之舜者何、舜猶僢々也、言能推信堯道而行之とある、卽ち舜はよく堯の道に順ふたから、之に依つて名けられたのである、又舜の先祖は虞といふ地に居つたから、之に因んで有虞氏と號したのである、但し、虞だけでは簡單であるから、有の字を加へて句調を調へたので、猶有夏有周の有と同じで、別段の意味は無い、

帝舜有虞氏、姚姓、或曰、名重華、瞽瞍

んだ、しかも堯帝は、天下が太平に治つて居るか、治つて居ないか、又人民は自分を帝として推戴するゝとを願つて居るか願つて居ないかを知らなかつた、依つて之を左右に居る近臣に問うたけれども分らなかつた、之を外朝の役人に問うたけれども分らなかつた、又之を在野の百姓に問うたけれども分らなかつた、然し堯帝は是非之を知らうと思ひ、そこで微賤の人の著る衣服を著て、帝王であることを人に知れぬ樣にし、康衢に遊んで童謠を聞いた、其童謠に曰ふのには、我々衆民をして安樂に生活を立てることが出來る樣にしてくれたのは、皆堯帝至極の德の賜である、故に我等は、何事も識らず知らずの中に、帝の法則に順つて居るのであると、

さて此の歌は堯帝の德を贊美したのであるから、堯帝も定めし安心したであらう、又老人が有つて、食物を喰べつゝ、腹を叩き、土壤を擊つて歌の調子を取つて歌て曰ふのに、我等は每日、日が出ると仕事に取りかゝり、日が西に入ると休息する、又井戸を掘つて水を飲み、田を耕して食うて居る、此の樣に我等は自分の力で自由に仕事をして居るから、天子の力がどうして我等に關係があらうか、天子の力は我等に少しも關係が無いのであると、此の歌も亦堯帝の德を贊美したものである、凡そ國民が安穩に生活することが出來るのは、皆上に聖天子があつて仁政を施してくれるからである、今此の老人は之を知らず、帝力何ぞ我に有んやなどと曰うて力んで居る所は、如何にも太平の民で、これによつても、堯帝の德化の偉大なることを知ることが出來る、

觀于華、華封人曰、嘻、請祝聖人、使聖人壽富多男子、堯曰辭、多男子則多懼、富則多事、壽則多辱、封人曰、天生萬民、必授之職、多男子而授之職、何懼之有、富而使人分之、何事之有、天下有道、與物皆昌、天下無道、修德就閒、千歲厭世、去而上僊、乘彼白雲、至于帝鄉、何辱之有、

【字解】觀、遊ぶこと、呂氏春秋高誘が註に觀遊也とある、封人、國境を守る役人、嘻、喜んで發する歎辭、閒、閑に同じ、

【解釋】堯帝は嘗て華といふ所に遊びに往つた、此の時華の封人が喜び迎へて曰ふのに、さて〳〵請ひ願くは聖德ある我が君の將來をお祝ひ申さん、我等は聖人をして壽命長久にして富貴ならしめ、且つ男の子を多く有らせたいものであると、堯帝が曰ふのに、それはお斷り申す、何ぜならば、男の子が多くなると、懼れ心配すること多く、富みて財寶があると、

茆茨、茆は茅と通じ、チガヤ、茨は次、卽ち草を列次して屋根を葺くこと、土階三等、凡そ階は木又は石で造るものである、然るに今堯は天子の尊に在りながら、土を以つて造つたのは、儉約質素を旨としたからである、又昔の制は、天子の階は九段であつたが、今僅に三段としたのは、又その質樸を示したものである、厭、乾くこと、旬朔、朔は月の一日、旬は十日、

【解釋】　帝堯陶唐氏は姓を伊祁、名を堯と曰ひ、或は名を放勛ともいひ、帝嚳高辛氏の子である、此の帝堯の惠み心の深いことは、恰も天が萬物を生育するが如く、又その智慧の秀でたことは、鬼神の心の測り知ることが出來ない樣であつた、故に萬民は皆帝に歸服し、之を敬慕すること、丁度ひまはりといふ草が日に向くが樣であつた、又萬民が帝を仰ぎ望むことは丁度旱魃の時に、雨雲を望むが如き有樣であつた、此の帝は平陽府に都した、又此の帝は極めて節儉であつて、その宮殿は茅で屋根を葺き、且つその端を奇麗に切り揃へない、又階段は土で三段に過ぎなかつた、此の帝の時に一の瑞草があつて、庭前に生へた、此の草は、毎月の十五日前には、毎日葉が一枚づゝ生じ、十六日から以後は毎日一枚づゝ落ちた、又月が小で二十九日に終る場合には、一枚の葉だけが乾いて落ちないで、そのまゝ莖に附いて居た、此の如き不思議な草であつたから、堯は之を名けて蓂莢といひ、以て旬朔を知つたといふことである、字書に蓂の時、瑞草月に隨ひて凋榮す、故に曆艸と名くとある、

治天下五十年、不知天下治歟、不治歟、億兆願戴己歟、不願戴己歟、問左右不知、問外朝不知、問在野不知、乃微服游於康衢、聞童謠、曰、立我烝民、莫匪爾極、不識不知、順帝之則、有老人、含哺鼓腹、擊壤而歌曰、日出而作、日入而息、鑿井而飲、畊田而食、帝力何有於我哉、

【字解】　堯、五帝の一人にして支那第一の聖帝、億兆、多くの人民、外朝、周制に、天子有四朝、一曰外朝、決罪聽訟之朝也とある、故に外朝は今の裁判所の如きもので、常に人民に接する役所である、康衢、路の五達を康と云ひ、四達を衢と云ふ、卽ち人の通行のはげしき町、童謠、兒童が歌ふはやり歌、すべてはやり歌は、其の土地の風俗や人情を知ることが出來る、烝民、衆民に同じ、爾、堯帝を指す、極、最善至極の徳、哺、食物、含、口に入れること、鼓腹、腹を拍子をとりながら叩くこと、此の含哺鼓腹の四字は、天下太平の象を形容したのである、

【解釋】　堯帝は天下を統治したことが五十年の久しきに及

する次第を寓したもので、即ち南正重火正黎を將帥と爲し、諸侯の不逞なる者、及び亂民を征伐し、降服する者は之を宥し、敵對する者は之を誅し、玆に人倫を明にし、君臣上下の別を定めたものであらう、

帝嚳高辛氏

嚳は極、高辛氏はよく道德を施行窮極したから之に因んで嚳と名けた、初め高辛といふ所に封ぜられたから高辛氏と號したのである、

帝嚳高辛氏、玄囂之子、黄帝曾孫也、生而神靈、自言其名、代顓頊而立、居於亳、

【字解】　玄囂之子黄帝曾孫、世紀を按ずるに、黄帝玄囂を生み、玄囂蟜極を生み、蟜極、帝嚳を生むとある、故に子は孫に作る方がよい、曾孫とは、ひこまご、神靈、神秀にして靈異、亳、音ハク、今は安徽省、穎州府亳州治に屬して居る、

【解釋】　帝嚳高辛氏は玄囂の孫で黄帝の曾孫である、此の帝は生れながらにして神靈の德を備へて居た、その證據は、嬰兒の時既に自分の名を知つて居て、自ら嚳と曰うたことである、此の帝は顓頊氏に代つて帝位に卽き、亳といふ所に都した、世紀に帝嚳以木德王、在位七十五年とある、

帝堯陶唐氏

白虎通に、謂之堯者何、堯猶嶢嶢也、至高之貌、清妙高遠、優游博衍、衆聖之至、百王之長也とある、これは帝堯と名けしは、其德廣大にして、萬世に亙り、聖王と仰がれる故であるといふ意で、尤もよく堯を說明したものと思ふ、又堯は始め封を陶といふ所に受け、後に唐に封ぜられたから之に因んで陶唐氏というたものである、

帝堯陶唐氏、伊祁姓、或曰、名放勛、帝嚳子也、其仁如天、其知如神、就之如日、望之如雲、都平陽、茆茨不剪、土階三等、有草生庭、十五日以前、日生一葉、以後日落一葉、月小盡、則一葉厭而不落、名曰蓂莢、觀之以知旬朔、

【字解】　如日、日が人を照臨する如く、堯はよく民を治め、民皆その德に歸服すること、猶日まはりといふ草が、日に向くと同じであるといふ意、此の日まはりは朝は東に向き、夕は西に向き、すべて太陽の周るに從つてその方向を轉ずる草であるから、之を以て堯の德を稱へたのである、平陽、府の名、今は山西省平陽府臨汾縣の西南にある、

【解釋】　少昊金天氏は名を玄囂と曰ひ、黄帝の子である、又一名を青陽とも曰うた、此の金天氏が帝位に卽いた時に、瑞鳥の鳳凰が飛んで來た、この鳥は王者の德が盛な時に出づるものであるから、金天氏の德の大なることも想像されるのである、さて金天氏は鳳凰が來たことを紀念とする爲めに、鳥を以て官職の名とした、卽ち鳳鳥氏、玄鳥氏、鳥青氏などの名稱もあつた、世紀に少昊以金德王、在位八十四年とある、

顓頊高陽氏

顓は專、頊は正、卽ちよく天人の道を專正したから顓頊と名け、初め高陽といふ處に居たから、之に因んで高陽氏と號したのである、

顓頊高陽氏、昌意之子、黄帝孫也、代少昊而立、少昊之衰、九黎亂德、民神雜糅、不可方物、顓頊受之、乃命南正重司天、以屬神、火正黎司地、以屬民、使無相侵瀆、始作曆、以孟春爲元、

【字解】　昌意之子黄帝孫、大戴禮に、黄帝產昌意、昌意產高陽、是爲顓頊とある、九黎、九人の黎氏、皆當時の諸侯、雜糅、雜は交る、糅は混じ居ること、故に雜糅とは雜居の意、不可方物、方は依る、物は事、故に不可方物とは、物に依り事に從つて區別することが出來ないこと、南正重、南正は官の名、重は名、火正黎、火正は官の名、黎は名、孟春、孟は始め、故に孟春は四時の首月、卽ち正月のことで、所謂、大歲星が寅に在る月、元、歲の首、

【解釋】　顓頊高陽氏は昌意の子、黄帝の孫で、少昊氏に代つて帝と爲つた、是より先き少昊の政が衰へ、諸侯の九黎は、皆其德を失つて正道を亂したから、玆に民神雜居して容易に之を區別することが出來なかつた、顓頊氏は此の間に王と爲り、之を改革し之を匡正することに全力を注ぎ、先づ南正の官に居る重といふ者に命じ、天を司つて鬼神を隷屬せしめ、又火正の官に居る黎といふ者に命じ、地を司つて民を屬せしめ、以て民神をして互に相侵瀆することの無い樣にさせた、かくて高陽氏は弊政を釐革して、天下を一匡したが、更らに又曆法を作り、孟春を以て歲首と定めた、世紀に顓頊以水德王、在位七十八年とある、

按ずるに、正月を以て歲首と爲したことは、天皇氏既に之を定めた、然し幾多の世紀を經來つた顓頊氏の時には、此の制も滅びて傳はらなかつたから顓頊氏は更らに之を制定したのであらう、

又按ずるに、民神雜糅とは、君臣互に相攻伐し、天下の大に亂れたことを寓言したので、その不可方物とあるのは、禍亂を俄に平定することが出來なかつたことであらう、而して命南正重云云から使無相侵瀆に至る迄は、高陽氏が紛亂を平定

七十餘人、小臣不レ得レ上、悉持二龍髯一、髯拔、墮二弓一、抱二其弓一而號、後世名二其處一曰二鼎湖一、其弓曰二烏號一、黃帝二十五子、其得レ姓者十四、

【字解】 采「トル」と訓む、採掘すること、鼎「カナヘ」と訓む、三足兩耳ある器、古の鼎は後世の碑碣の如く、その表面に銘を刻して萬世の則とした、胡髯、胡は頷下の垂肉、髯はひげ、故に胡髯とは、あごひげのこと、群臣、文武の高官を指す、後宮、皇后及び女官の輩、小臣、卑賤の臣、烏號、烏は歎く、號は泣き叫ぶ、卽ち弓を抱いて哀歎號泣したこと、

【解釋】 世俗に傳へて言ふに、黃帝は銅を採掘し、それを以て鼎を鑄造した、而してその鼎が出來上つた時、龍が黃帝を迎へる爲めに親ら其胡髯を垂れて下り來た、依て黃帝は龍に騎つて天に上り、同時に群臣後宮合せて七十餘人も亦帝に從つて天に上つた、然し他の小臣輩は上ることが出來なかつたから、悉く皆龍の胡髯を握つて居たが、遂にその髯が拔けて、龍は忽ち上天した、此の機會に帝は手に持つて居た弓を地に墮した、依て小臣輩は、帝を景慕する餘りその弓を抱いて號泣したから、後世その處を名けて鼎湖と曰ひ、又その弓を名けて烏號というたといふことである、此の黃帝は二十五人の子があつたが、その中で、姓を得て諸侯と爲つた者が十四人あつたといふ、世紀に黃帝在位百年とある、案ずるに黃帝が龍に騎つて天に上つたことは、是れ秦漢の世に當り、方士者流が唱へた神仙の說で、その妄誕不稽なることは、固より言を待たないのである、

○五帝

五帝とは五人の帝王の意である、而して曾先之は五帝を以て少昊、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜と爲したるは、孔安國の尙書の序に從つたのである、然し此の五帝についても亦數說があつて、唐の孔穎達は黃帝、少昊、顓頊、帝嚳、帝堯と爲し、大戴禮及び史記五帝本紀には、黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜と爲し、宋の胡氏は伏羲、神農、黃帝、堯、舜と爲してある、尙詳しいとは三皇の條に擧げた諸書に就いて見るが善い、

少昊金天氏

少昊とはよく太昊の德を修めたから太昊に對して名けた名である、又少昊は五行第三の土德の王であつた黃帝に繼いで王と爲つたから、土金を生ずるの義に因り、五行第四の金德を以て配し、金天氏というたのである、

少昊金天氏、名玄囂、黃帝之子也、亦曰二青陽一、其立也、鳳鳥適至、以レ鳥紀レ官、

作つて歳時氣運を明にし、隷首といふ者、算數を發明して物の長短、多少、廣狹等を正し、伶倫といふ者、嶰谷にあつた竹を取つて、十二の音調を備へた管を製作し、以て鳳凰の鳴き聲に象つたから、それを吹くと鳳凰の鳴く音を聽く思ひがした、而してその音にも鳳凰の雄の鳴く聲が六音、雌の鳴く聲が六音あつた、又六律の首音たる黄鐘の宮から六律と六呂が生じ、その六律六呂を十二ヶ月に配合して氣候の應感を伺つた、但し如何なる仕方であつたかは知ることが出來ない、又十二の鐘を造り、その鐘も各〻の鳴る音が異つて居て、之を十二律に配合し、然る後五音に和する樣にした、

案ずるに鳳凰は古人之を聖人の瑞鳥として尊んだのであるから、その鳴き聲も亦諸鳥に優れて高尚優美なものであると信じたのであらう、既に此の思想があるから、音律を高尚にする爲めに、亦その音を鳳凰の鳴聲に喩へたのはこれ當然の結果であると思ふ、又古人は音樂の調子を能く物に喩へたもので、白樂天の琵琶行などにも、間關鶯語花底滑、幽咽泉流水下灘と云ひ、或は銀缾乍破水漿迸、鐵騎突出刀鎗鳴、等の如く、面白く琵琶の音調を形容してある、故にこゝもこれと同じく十二律の笛の音調を鳳凰の如き優美なる瑞鳥の鳴聲に喩へたのであらう、

又按ずるに天皇氏は既に曆法の基を開き、女媧氏は音樂の基を開いたのである、故に今黄帝の時に於て甲子を作り、或は律呂を作つたのも、つまり昔の物を研究して一層之を進歩發達させたに過ぎないのである、

嘗晝寢、夢遊華胥之國、怡然自得、其後天下大治、幾若華胥、

【字解】 華胥、仙人が住んで居る樂しき國土の名、然し實際に在つたのでは無く、假設の國である、怡然、心嬉しく喜ばしき貌、自得、自ら大に悟ること、

【解釋】 黄帝は嘗て晝寢した時、華胥といふ樂土に遊んだ夢を見た、かくて夢が覺めてから、怡然として自ら大悟する所があり、よい政治を施して萬物に恩惠を與へたから、天下は大に治まり、人民は鼓腹して太平を樂み、一人も惡事を爲す者が無く、恰も夢に遊んだ華胥の國の樣であつたといふことである、

案ずるに此の事は列子黄帝篇に出て居る、然し列子は唯黄帝の夢を假りて、政ば自然を尊ぶべきことを述べたものであるから、この事は固より寓言である、だが易の繫辭下傳に、黄帝堯舜氏作、通其變使民不倦、神而化之使民宜之とあるから、玆は黄帝の德化を頌する爲めに書いたのであらう、

世傳、黄帝采銅鑄鼎、鼎成、有龍垂胡髯下迎、帝騎龍上天、群臣後宮從者

易に河出圖、聖人則之とありて、諸經中、河圖のことは皆伏羲氏についてのみ曰ひ軒轅氏について言つて無いから、これは恐らくは後人の附會であらう、見日月星辰象、辰は日月の交會する所、故に見日月星辰象とは、日と月と星の互に會交し運行する有樣を觀察すること、星官之書、星官は天文を掌る官、書は天文書、故に星官之書は、司天官の書籍、占斗建、占は測る、斗は二十八宿中の斗星、建は斗星の上に在る星の名、禮月令に、仲春之月旦建星中、とある註に、建星在斗上、とある、甲子、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干を以て、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支に配當して出來たエトの名、而して十干を十二支に配當する方は次の通りである、

甲子、乙丑、丙寅、丁卯、戊辰、己巳、庚午、辛未、壬申、癸酉、
甲戌、乙亥、丙子、丁丑、戊寅、己卯、庚辰、辛巳、壬午、癸未、
甲申、乙酉、丙戌、丁亥、戊子、己丑、庚寅、辛卯、壬辰、癸巳、
甲午、乙未、丙申、丁酉、戊戌、己亥、庚子、辛丑、壬寅、癸卯、
甲辰、乙巳、丙午、丁未、戊申、己酉、庚戌、辛亥、壬子、癸丑、
甲寅、乙卯、丙辰、丁巳、戊午、己未、庚申、辛酉、壬戌、癸亥、

エトは兄弟で、木火土金水の五行を、各兄と弟とに分ち、之を甲乙丙丁戊己庚辛壬癸に當てゝ呼ぶので、卽ち甲はキノエ、(木兄)乙はキノト、(木弟)丙はヒノエ、(火兄)丁はヒノト、(火弟)戊はツチノエ、(土兄)己はツチノト、(土弟)庚はカノエ、(金兄)辛はカノト、(金弟)壬はミヅノエ、(水兄)癸はミヅノト(水弟)といふ、又十二支を十二の生物卽ち鼠、牛、虎、兎、龍、蛇、馬、羊、猿、鷄、犬、猪、に當て之を十干と配合して甲子(木兄鼠)、乙丑(木弟牛)などゝといふとは前に述べた通りで、之を六十配をして、曆の上の年月日等に當てゝ用ひるのである、而して甲子年から六十一年目に又元の甲子に復するを還曆と稱する、嶰谷、崑崙の北にある地名、唐の時は羈縻隴右道寫鳳府に屬して居たが、今は吐番番の境にあるといふ、十二律箭、律には陰陽合せて十二律ある、而して陰の調子六を律と曰ひ、陰の調子六を呂と曰ふ、但し之を總稱して十二律と曰ふのは、陽調は陰調を統べて居るからである、箭、竹管、黃鐘之宮、黃鐘は六律の首音、宮は五音の中聲、五音とは宮、徵、角、商、羽、である、律歷志に、宮中也、居中央暢四方とある、蓋し諸律には皆宮の音があるが、黃鐘の宮は、諸調の首で、その聲最も尊くして大、他の諸音は皆これから起るのである、今此の文に以黃鐘之宮生六律六呂とあるは、此故である、六律、黃鐘、太簇、姑洗、甤賓、夷則、無射の六の陽の音、六呂、太呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘の六の陰の音、候氣應、候は「ウカガフ」と訓む、觀測すると、氣は氣候、應は相應じて來ること、

【解釋】　此の時代には、まだ舟や車などは無つたから、從つて水陸共に交通運搬の便が無かつた、依て黃帝は始めて舟を造つて河海を渡し、車を造つて陸地を歩むの便を開いた、又風后といふ賢者を得て宰相と爲し、力牧といふ名將を得て將帥と爲し、大に文武兩政を伸張した、又嘗て夢に河水から圖を受けたことを見、翌朝河水に行つたところが果して之を得た、依て之に基いて日月星辰の形象と運行とを觀察し、始めて司天官の書籍を作つた、又師の職に在る大撓といふ者、二十八宿中の斗星の上に在る建星の運行を觀測し、且つ十干十二支に配合して、六十の甲子を作つた、又容成といふ者、曆を

反對の方向を指して居るもの、涿鹿、地名、今の直隷省宣化府保安州の南にある、以雲紀官、黄帝が天子と爲つた時雲の瑞があつた、故に之を紀念する爲めに、雲を以て官に名づけたので、卽ち春官を青雲、夏官を縉雲、秋官を白雲、冬官を黒雲、中官を黄雲と爲したのである、雲師、伏羲氏の龍師の意に同じ、卽ち春官の長を青雲師、夏官の長を縉雲師と號したのである、

【解釋】　黄帝の本姓は公孫であつたが、長じて姬水の邊に居たから、又之に因みて姓を姬とも稱した、名を軒轅といひ、有熊國の君、少典といふ大名の子である、嘗てその母の附寶といふ人が、大なる電が北斗第一の樞星といふ星の周圍を繞るを見て、其氣に感應して孕み、帝を生んだ、これは黄帝を神異にせんとする太古の傳說である、時に炎帝氏の後裔帝榆が、德を失つて人心離叛したから、諸侯は之に乘じて競ひ起り、强國は弱國を侵し、大國は小國を伐ち、天下は亂麻の如き有樣と爲つた、軒轅氏は之を見て慨嘆し、乃ち自ら干戈を用ひて戰爭することを練習し、遂に蹶起して天下に呼號し、王命に叛いて貢獻しない者を征伐した、依て諸侯は皆其德に服し、爭うて軒轅氏に歸服した、かくて軒轅氏は天下に王たらんことを企圖し、炎帝の帝榆と阪泉の野に戰ひ、遂に之に勝つた、さて又當時の諸侯の中に蚩尤といふ者があつて叛亂を起した、此の蚩尤はその額の堅いことは、銅や鐵の樣で、特に魔術に巧で、能く大霧を作つて敵の軍士を迷はした、これは蚩尤が勇猛で戰術に長じたことを形容したのである、依て軒轅氏はその術を防ぐ手段として、指南車を作り、遂に蚩尤と涿鹿の野で會戰して之を生擒し、玆に禍亂を平定し、遂に炎帝に代つて天子と爲り、土德を以て王と爲つた、黄帝はかくして王と爲つた時に、景雲の瑞があつたから、之を紀念する爲めに、雲を以て官職の名と爲した、卽ち青雲師、白雲師等の號がそれである、

作舟車以濟不通、得風后爲相、力牧爲將、受河圖見日月星辰之象、始有星官之書、師大撓占斗建、作甲子、容成造曆、隷首作算數、伶倫取嶰谷之竹、制十二律筩、以聽鳳鳴、雄鳴六、雌鳴六、以黄鐘之宮生六律六呂、以候氣應、鑄十二鐘以和五音、

【字解】　濟、「ワタス」と訓む、渡すこと、受河圖、此の河圖の事は詳に分らないが、兎に角伏羲氏の河圖とは異つて居る、一說に黄帝は夢に二疋の龍が圖を己れに授くるを見たから翌朝身を清め、河水といふ川に行いて之を求めたところが、果して大魚が河の流に遡り、圖を負うて泛んで居たから、黄帝は跪いて之を受けたとある、今按ずるに、

を敎へた、又歳の終りに萬物を集めて神に農功を報ずる祭を行ふことも敎へた、又當時は人民疾病があつても、藥を以て之を癒すことを知らなかつたから、神農氏は赤色の鞭を持つて山野を跋渉し、その鞭で山野にある草木を叩いて之を嘗め其草木の寒温平熱の性を知り、それを以て各種の藥を製し、始めて病氣を癒すことを敎へた、又當時の人民は、物品を交換することを知らなかつたから、神農氏は日々人民を集めて市を爲させ、各その有るものを以て他の無いものに換へて家に歸ることも敎へた、つまり物品と物品を交換する方法を敎へたのである、此の炎帝氏は初め伏羲の都した陳州に居たが、後曲阜縣に徙つた、それから帝承、帝臨、帝則、帝百、帝來、帝襄、帝楡に至り、子孫代々傳へて、姜姓は凡そ八世、五百二十年間天下を治めたといふことである、

黄帝軒轅氏

軒轅氏は火徳の神農氏に繼ぎて王と爲つたから、亦五行の火土を生ずるの義により、其の德を土に配した、而して土の色は黄であるから黄帝というたのである、又黄帝の母附寶といふ人、帝を軒轅という丘で產み、帝も亦その丘上に居つたから之に因んで軒轅氏というたのである、

黄帝公孫姓、又曰姬姓、名軒轅、有熊國君少典子也、母見大電繞北斗樞星、感而生帝、炎帝世衰、諸侯相侵伐、軒轅乃習用干戈、以征不享、諸侯咸歸之、與炎帝戰于阪泉之野、克之、蚩尤作亂、其人銅鐵額、能作大霧、軒轅作指南車、與蚩尤戰涿鹿之野、禽之、遂代炎帝、爲天子、土德王、以雲紀官、爲雲師、

【字解】 姬姓、帝は姬水の邊りで生長したから之に因みて姬を姓としたのである、北斗、北斗星といふ星、樞星、北斗星中の第一の星、干戈、干は盾、身を衞る具、戈は戟、人を刺す具、然し干戈といふ場合は、戰爭のことで、論語季子篇にも、謀動干戈於邦内とある、不享、享は上に奉ずる意で、卽ち貢獻すること、故に不享とは、來貢しないこと、炎帝、神農氏は炎帝と稱したから其子孫も亦通稱して炎帝と曰うたので、こゝは帝楡を指す、阪泉、地名、今は直隷省宣化府懷來縣の南にある、蚩尤、當時の諸侯の名、銅鐵額、額の堅いことを銅鐵に喩へたのである、大霧、大きな濃霧、俗にいふ「モヤ」、指南車、古の制は傳らないから、その構造は分らないが、唐の憲宗の時に、始めてその制を定めた、それは車の上に樓があつて、仙人の像をその上に刻み、車が回轉しても仙人の手は常に南方を指して居るもので、今の磁石と正

康氏、無懷氏、風姓相承者十五世、

【解釋】 女媧氏が歿して後に共工氏が立ち、共工氏が歿して太庭氏が立ち、太庭氏が歿して柏皇氏が立ち、柏皇氏が歿して中央氏が立ち、中央氏が歿して歷陸氏が立ち、歷陸氏が歿して驪連氏が立ち、驪連氏が歿して赫胥氏が立ち、赫胥氏が歿して尊盧氏が立ち、尊盧氏が歿して混沌氏が立ち、混沌氏が歿して昊英氏が立ち、昊英氏が歿して朱襄氏が立ち、朱襄氏が歿して葛天氏が立ち、葛天氏が歿して陰康氏が立ち、陰康氏が歿して無懷氏が立ちて、木德の王たる風姓のものが相承けて王となること十五世にして亡び、次は炎帝神農氏の代となつた（解釋の要なきものは以下之を省く。）

炎帝神農氏、

炎帝とは風姓に繼ぎ火德を以て王と爲つたから名けたのである、神農氏とは天の時に因り、地の宜しきを見、始めて耒耜を製して民に農耕の事を敎へたから名けたのである、

炎帝神農氏、姜姓、人身牛首、繼風姓、而立、火德王、斲木爲耜、揉木爲耒、始敎畊、作蜡祭、以赭鞭鞭草木、嘗百草、始有醫藥、敎人日中爲市、交易而退、都於陳、徙曲阜、傳帝承、帝臨、帝則、帝百、帝來、帝襄、帝榆、姜姓凡八世、五百二十年、

【字解】 姜姓、炎帝は姜水といふ河の邊で生長したから河の名を取り姜を以て姓としたのである、火德王、炎帝は木德の王であつた風姓に繼ぎて王と爲つたから、木火するの義により、五行第二の火德を以て配したのである、斲木、木を伐ること、耜、今の鋤の如きもの、揉木、木をため曲げること、耒、耜の柄、畊、耕作すること、蜡祭、蜡は索るなり、十二月には、萬物を索め聚めて、神に饗し、之を祭りて田功を報ずるので、之を蜡祭といふ、風俗通に、夏には嘉平と曰ひ、殷には清祀といひ、周には大蜡といふとある、而して秦に至つては、之を臘といひ、又改めて嘉平ともいうた、今も十二月を臘月又は嘉平月といふのは、これに本くのである、赭鞭、赤色の鞭、百草、多くの草、百は今日いふ所の百事百般の百と同じく大數を擧げたのである、曲阜、縣の名、今は山東省兗州府曲阜縣治に屬して居る、

【解釋】 炎帝神農氏は姓を姜と曰ひ、その形は人身牛首であつて常人と異つて居た、此の炎帝氏は伏羲氏の後裔に代つて天下を治め、火德を以て王と爲つた、此の時代の人民は、只草木の實を食ひ、或は禽獸の肉を食うて生活し、未だ農耕の法を知らなかつたから、神農氏は木を伐つて鋤を造り、又木を曲げて鋤の柄と爲し、玆に農具を造り、始めて人民に農業

【字解】崩、天子の死するを、天子は尊くして民の上に居る、故にその死するとは猶天から地に墜つるに同じ、故に崩といふ、女媧氏、女皇で、伏羲の妹であるといふ、一說に女媧は婦人でない、上古は文字が無いから單に音を以て呼んだ、後人その音によつて字を傳へたので、婦人の故で女の字を加へたのではないと、笙簧、樂器、其構造は匏を以て作り、其中に十三の管を立て竝べ、又その管の端に簧といふものを入れてある、簧は紙の樣な薄い金であつて、之を吹く時はその簧が鼓動して音を發するのである、觸不周山、觸は突くこと、不周山は山の名、崩、クヅルと訓む、崩壞したこと、天柱折地維缺、天の柱が折れ、地の綱が絕れたといふことで、寓言である、卽ち共工氏が亂を起して天下を禍したことは、實に簒逆の甚だしいもので、これ天綱を隳り、地紀を絕つ者である、依て其大亂の甚だしいのを寓言したのである、鍊五色石、鍊は理る意、五色は青、黃、赤、白、黑の五色で、これは五倫五常の道に喩へ、石は堅固で易へるとの出來ない義に喩へたので、これも亦寓言である、補之、之は天の破損を指し、補は繕ふとで、つまり化育を輔相して天の及ばざる所を補ふこと、斷鼇足、斷は切る、鼇は龜の一種、これも亂賊共工氏の黨類を亡ぼしたことを寓言したのである、立四極、方隅の柱を四極と謂ふ、故に立四極とは四方の柱を立て直すと云ふ事で、つまり綱紀を新に立てたとを寓言したのである、取蘆灰以止滔水、蘆を燒き、その灰を集めて大水を止めたといふ意で、これも溫和善良の仁政を施して、天下の亂民を慰撫したことを寓言したのである、滔水とは水が氾濫した貌で、共工氏が民を煽動して叛亂を起したことに喩へたのである、地平天成、天下が太平になつたことを謂ふ、蓋し四土正に復し、萬民生に安んずるに至つたのは、これ天を補ひ極を立てたるものであるから、かくいうたのである、

【解釋】伏羲氏が崩去して後、女媧氏が立つたが、此の人も亦伏羲と同じく風姓であつて、木德を以て王と爲つた、此の女媧氏は始めて笙簧といふ樂器を作り、後世音樂の端を開いた、又此の女媧氏の時に、諸侯に共工氏といふ者があり、祝融氏といふ諸侯と戰鬪して敗走し、憤怒の餘り、自ら頭を不周山に突き當てた、ところがその不周山は忽ち崩壞し、遂に天の柱は折れ、地の綱は絕え、天地共に轉覆した、依て女媧氏は青黃赤白黑の五色の石を鍊り合せて天の破損を繕ひ、又鼇の足を切つて東西南北の柱を立て、又蘆の灰を聚めて堤防を作り、以て滔水の氾濫を止めた、依て天地は始めて舊形に復したといふことである、

按ずるにこのことは列子の湯問篇にあるが、固より寓言である、卽ち共工氏が亂を起して天下の愚民を煽動した時は、天下は麻の如く亂れ、三綱五常の道は茲に滅絕した、依て女媧氏は仁義の師を起して共工氏の黨類を誅伐し、始めて仁政を施して天下を太平にしたといふ意を寓したものである、

女媧氏歿、有共工氏、太庭氏、柏皇氏、中央氏、歷陸氏、驪連氏、赫胥氏、尊盧氏、混沌氏、昊英氏、朱襄氏、葛天氏、陰

獸の皮を著て居たから、從て之を婚姻の時に用ふる結納の禮物としたのである、網罟、網は目の大きい網、罟は、目の小さい網、然し孟子に數罟不レ入ニ洿池一、魚鼈不レ可ニ勝食一とあるから網は獸を取る網で、罟は魚を取る網、佃漁、佃は田獵、鳥獸を捕ふること、漁は魚獵、魚鼈を捕ふること、犧牲、牲は牛羊豕、犧はその牛羊豕の交り毛の無いもの、卽ち牲の牛又は羊、若くは豕の毛色が、白いければ皆白、黒いければ皆黒い者をいふ、古は天地を祀り或は宗廟を祀る時は、必ず犧牲を供へたので之を大牢というた、大牢とは牛羊豕の三牲である、以、モチフルと訓む、用ること、庖厨、庖は牲を殺す所、厨は牲を烹飪する所、庖犧、伏羲を一に庖犧と云ふたのは、伏羲は犧牲を庖厨に於て料理したから、庖厨の庖の字と犧牲の犧の字を取つて名けたのである、有龍瑞以龍紀官、太昊の時龍馬が圖を負ひて河に出づるの瑞あつたから因て龍を以て官名と爲し、號して龍師と曰ふ、卽ち書契を造る者を飛龍、甲曆を造る者を潛龍、屋廬を治むる者を居龍、民害を驅る者を降龍、田里を治むる者を土龍、草木を繁滋し、水原を疏通せしむる者を水龍と爲した、又五官に命じ、春官を青龍、夏宮を赤龍、秋官を白龍、冬官を黒龍、中官を黄龍と爲した、龍師、師は長、長官、卽ち飛龍の長官を飛龍師、潛龍の長官を潛龍師と號したのである、都、左傳に邑に宗廟先君の主あるを都と謂ふとある、一說に都は猶總ぶるが如し、天子の居は天下の總會の所を以てす、故に都と謂ふとある、

【解釋】◎ 太昊伏羲氏は姓を風と曰ひ、燧人氏に代つて天下を治めた、而して其形相は蛇身人首で、常人と異つて居た、此の伏羲氏は、神明の德に通じ、聖智の人であつたから、仰いで天の象を觀、伏して法を地に見、始めて乾坤等の八卦を作り、以て宇宙の眞理を發明した、又文書契約の制を作り、之を以て從來用ひ來つた結繩の政に代へ、人民に生存の便を與へた、又始めて嫁娶の制度を立てゝ婚姻の法を定め、一對の皮を以て結納の禮物と爲ることゝし、玆に後世納幣の基を開いた、又鳥獸魚鼈を捕獲する器の網罟を作りて人に田漁の法を敎へ、又犧牲を養つて之を庖厨で料理し、之を供へて天神地祇宗廟祖先を祭ることも敎へた、此の故に伏羲氏は、別に庖犧氏ともいうたのである、此の伏羲氏の世に龍馬か河水から圖を負うて出た吉瑞があつたから、伏羲氏は之を紀念する爲めに龍を以て官職の名と爲した、依て官に飛龍師、潛龍師といふ名があつた、此の伏羲氏は三皇の第一であつたから、又太古天皇氏の如く、五行第一の木德を以て王と爲り、陳州といふ所に都を定めてそこに居つた、陳州は、今の河南省陳州府淮寧縣治に屬して居る、

庖羲崩、女媧氏立、亦風姓、木德王、始作ニ笙簧一、諸侯有ニ共工氏一、與ニ祝融一戰、不レ勝而怒、乃頭觸ニ不周山一、崩、天柱折、地維缺、女媧乃鍊ニ五色石一、以補レ天、斷ニ鼇足一以立ニ四極一、聚ニ蘆灰一以止ニ滔水一、於レ是地平天成、不レ改ニ舊物一、

紀には、伏羲、女媧、神農と爲し、尚書大傳及び白虎通には、伏羲、燧人、神農と爲し、白虎通の一說には、伏羲、神農、祝融としてある、尚三皇について詳しい事は、尚書の序の註疏、及び繹史、綱鑑易知錄、陔餘叢考等に就いて見るべきである。

太昊伏羲氏

太昊の太は甚の意、昊は皡と同じく明の意、伏羲氏は聖德があつて、甚だ明らかなること日月の如しであるから、之に象つて太昊といふたのである、伏羲とは春秋運斗樞に、畫二八卦一以治二天下一、天下伏而化レ之、故謂二之伏羲一也とある、又史記三皇本紀には養二犧牲一以二庖廚一、故曰二庖犧一とある、要するに伏羲とはその政治的事業によつて名けた名稱であるから、史記の意は勿論、運斗樞の稱する所の意も加味されてあると思ふ、故に太昊伏羲とは、八卦を畫して天下を歸服せしめ、犧牲を養ひて庖廚に用ひ、以て天神地祇を祀り、その盛德大業は日月の明の如くであるといふ所から之を稱へて名けたのである、

太昊伏羲氏風姓、代二燧人氏一而王、蛇身人首、始畫二八卦一、造二書契一以代二結繩之政一、制二嫁娶一、以二儷皮一爲レ禮、結二網罟一、敎二佃漁一、養二犧牲一以二庖廚一、故曰二庖犧一、有二龍瑞一、以レ龍紀レ官、號二龍師一、木德王、都二於陳一、

【字解】 風姓、下文に木德王とある、蓋し、伏羲氏は三皇の第一に居るから、亦太古の天皇氏と同じく、五行第一の木德を以て配したのである、周易では巽の卦を木と爲し、又風としてある、而して伏羲氏は既に木德を以て王と爲つた故、茲に姓を風と爲したのである、姓は祖先の因て出づる所で、猶ほ我國の源氏平氏といふと同じである、蛇身人首、岡伯駒の史記觿に、人の形、自ら物に同じき者あり、後世相家者流、象を禽獸の形體に取る者、眞に大牢委蛇の狀を爲るは妄のみとある、又齋藤拙堂が說には、人身牛首、蛇身人首は、皆其の形似たるに取るなり、傳者之を神異にせんと欲し、遂に眞に牛と爲し、蛇と爲すは妄なり、今の人、面長き者あれば目して馬面と爲し、項短き者あれば、目して猪首と爲す、牛首蛇身亦猶此の如しとある、畫八卦、孔安國が說に伏羲王二天下一龍馬負レ圖出レ河、遂則二其文一以畫二八卦一とある、河は川の名で、文は「アヤ」のことである、而して八卦は乾、坤、震、巽、離、兌、坎、艮、の八つの卦である、畫は作る意、結繩之政、上古は未だ文字が無つたから、事物を記臆する手段として繩を結んだ、而してその方法は、事が大きいければ繩を大きく結び、事が小さいければ繩を小さく結んだ、之を結繩の政といふのである、制嫁娶、女夫に從ふを嫁と云ふ、卽ち嫁入すること、夫女を娶りて妻と爲すを娶といふ、卽ち嫁を貰ふこと、故に制嫁娶とは、婚姻の法を定めて男女の別を明にしたこと、儷皮、儷は對又は偶、故に儷皮は一對卽ち二枚の皮の事で、これは夫婦の義に取つたのである、上古は布帛が無かつたから、人は皆禽

【解釋】　地皇氏に繼ぎて王と爲つた者を人皇氏と爲す、此の人皇氏は兄弟九人あつたが、始めて廣漠たる山川を區別して九州に分ち、各其一方に割據して其君長と爲つた、而して此の人皇氏は、子孫世々其職を襲うて天下を治めたことが大凡一百五十代、前後合せて四萬五千六百年の久しきに亙つたといふことである、

人皇以後、有レ曰ニ有巢氏ト構レ木爲レ巢、食ニ木實ニ至ニ燧人氏ニ始鑽レ燧敎ニ人火食ニ在ニ書契以前ニ年代國都不レ可レ攷、

【字解】　有巢氏、禮記の集說に、聚ニ薪柴ヲ以居レ之とある、卽ち木の枝を組み合せて鳥の巢の如きものを作り、之に住んだのである、而して有巢氏始めて人民に之を敎へたから、此の稱があつたのであらう、木實、木の實、卽ち桃李の類、燧人氏、始めて民に燧を鑽つて火を作り、物を烹て食ふことを敎へたから此の稱があつたのであらう、白虎通に謂ニ之燧人一何、鑽レ木取レ燧、敎ニ民熟食一、養レ人利レ性、避レ臭去レ毒、謂ニ之燧人一也とある、又禮含文嘉に燧人、鑽レ木取レ火、炮レ生爲レ熟、令ニ人無ニ腹疾一、有レ異ニ禽獸一、遂ニ天之意一、故曰ニ遂人一也とある、鑽燧、鑽は、剪又は穿の意、燧は火、故に鑽燧とは、火を發する質の木片を取り、之をすり合せて火を取ること、火食、火で物を烹炊すること、書契、文字のこと、書は字、契は約、大凡人と事を約するには、必ず字を以て信と爲す、故に文字を書契と曰ふ、

【解釋】　人皇氏から以後、幾何の年代を歷て有巢氏といふ者があつた、此の人は始めて木の枝を組み合せて鳥の巢の如きものを造り、人民に之に住居することを敎へた、又當時の人民は、まだ五穀を植ゑることを知らなかつたから、有巢氏は木の實を食うて飢を醫することを敎へた、其後又幾多の年代を經て燧人氏といふ者があつた、當時の人民は未だ物を烹て食ふことを知らなかつたから、燧人氏は、火を發する質の木を鑽り合せて火を作り、始めて人民に火食することを敎へた、さて有巢氏より以前は、人々寒暑風雨を凌ぐべき工夫も無く、燧人氏より以前は、只生物を食うて纔かに飢を凌いで居たのであつたが、是に至つて始めて住居する所あり、火食することも知り、以てこの生命を全うし無事に生存することが出來る樣になつた、然れども、此等のことは、文字契約が無かつた時、卽ち書契以前に屬することであれば、その世を治めた年代は幾何であつたか、又その天子は何れの國、何れの所に都したかは、後世からよく窺ひ知ることが出來ない、

○三皇

三皇とは三人の極尊の君といふ意である、而して十八史略の著者なる曾先之は、三皇を以て伏羲氏、神農氏、黃帝軒轅氏の三氏と爲したのは、孔安國の尙書の序に從つたのである、然し此の三皇については、數說があつて、補史記三皇本

に在るを柔兆と曰ひ、丁に在るを彊圉と曰ひ、戊に在るを著雍と曰ひ、己に在るを屠維と曰ひ、庚に在るを上章と曰ひ、辛に在るを重光と曰ひ、壬に在るを玄黙と曰ひ、癸に在るを昭陽と曰ふ、又太歳星が十二支中の子に在るを困敦と曰ひ、丑に在るを赤奮若と曰ひ、寅に在るを攝提格と曰ひ、卯に在るを單閼と曰ひ、辰に在るを執徐と曰ひ、巳に在るを大荒落と曰ひ、午に在るを敦牂と曰ひ、未に在るを協洽と曰ひ、申に在るを涒灘と曰ひ、酉に在るを作噩と曰ひ、戌に在るを閹茂と曰ひ、亥に在るを大淵獻と曰ふのである、又寅は一年中の時候に配すると、陽氣上鋭し、温厚の氣の因て始まる所であるから、正月に當るのである、故に歳起攝提とは、太歳星が寅の方に在る月、卽ち正月を以て歳の始めと爲すといふ意である、起るは猶出で在るの意、無爲、爲る事が無いことで、卽ち法律制度の設け無きこと、化、自然に治まること、各、この字は合に作る方がよいと思ふ、歳は年なり、繹史に大歳一年行一次、而四時功畢、故夏以歳爲年とある、

【解釋】　太古の時に當り、始めて天下を治めた者を天皇氏と爲す、此の天皇氏は五行中の第一の木德を以て萬民の王と爲つた、而して此の天皇氏は、始めて十干十二支を制し、太歳星が攝提格卽ち寅に在る月を以て歳首と爲し、後世曆法の基を開いた、此の時人民は至つて質朴であつて、惡事をする者が無つたから、法律制度を設けなくとも天下は自然によく治まつた、此の天皇氏は兄弟十二人あつたが、その子孫が天下を保有して統治したことは、前後合せて一萬八千年の久しきに亙つたといふことである、

地皇氏以火德王、兄弟十二人、各一萬八千歳、

【字解】　以火德王、地皇氏は天皇氏に繼きて第二に王と爲つた人であるから、又五行第二の火德を以て配したのである、而して是れは又木が火を生ずるの義に從つたのである、

【解釋】　天皇氏に繼ぎて王と爲つた者を地皇氏と爲す、此の地皇氏は亦彼の五行第二の火德を以て天下に王と爲つた、而して此の地皇氏にも、兄弟十二人あつたが、その子孫が天下を保有して統治したことも亦前後合せて一萬八千年の久しきに亙つたといふことである、

人皇氏兄弟九人、分長九州、凡一百五十世、合四萬五千六百年、

【字解】　九州、冀州、兗州、青州、徐州、揚州、荊州、豫州、梁州、雍州である、而して之を現今の十八省に當てゝ見ると、冀州は直隷省の一部と、山西省と山東省の一部、及び河南省の一部、兗州は直隷省の一部と山東省の一部、青州は山東省の一部及び盛京省、徐州は山東省の一部と江蘇省及び安徽省の一部、揚州は浙江省と、江西省と、福建省と、安徽省の一部、荊州は湖南省と湖北省、豫州は河南省と安徽省の一部、梁州は四川省と陝西省の一部、雍州は陝西省の一部と甘肅省及び蒙古の一部、

巻一

太古

太古とは極めて古き昔のことで、天皇氏、地皇氏、人皇氏の時代を總稱したのである、而して此の時代の事は茫乎として稽ふることが出來ない、然れども今竊かに案ずるに、世界開闢の始めは、先づ天があつて然る後地がある、旣に天地があつて然る後人が生れるのである、故に世界に於て、始めて出來たものは天、その次に出來たものは地、その次に出來たものは人である、而して此の十八史略に於て、第一に天皇氏、第二に地皇氏、第三に人皇氏を書したるは、これ人類社會の成立したことを世界開闢の始めに象つたものであると思ふ、乃ち天皇氏とは人類社會に於て始めて世を治めた人の謂で、卽ち世界開闢に於て第一に出來た天に象つて名けたのである、又地皇氏とは天皇氏に繼ぎて世を治めた人の謂で、これ亦世界開闢に於て、第二に出來た地に象つて名けたのである、又人皇氏とは地皇氏に繼ぎて世を治めた人の謂で、亦世界開闢に於て、第三に出來た人に象つて名けたものである、而して天皇氏地皇氏人皇氏とは、天皇、地皇、人皇の子孫が、天下を治めた一世の間を指して謂うたもので、猶ほ禹王から桀王に至る十七世四百三十年間を夏と稱し、湯王から紂王に至る三十世六百二十九年間を殷と稱したのと同じである、

天皇氏以木德王、歲起攝提、無爲而化、兄弟十二人、各一萬八千歲、

【字解】天皇氏、天は天地の天、皇は極尊の稱、白虎通に、皇君也、美也大也とある、氏とは古は氏を以て美號とした、卽ち易に稱する所の堯舜氏、詩に稱する所の母氏の如きはそれである、而して此の氏も亦これと同じく美號である（以下地皇氏、人皇氏も亦同じ）、以木德王、古人の說によると、天地の間に、五行の氣がある、而して此氣は終始流轉して萬物を化育す、古の王者の代を代へて興る、猶五行の氣の更る〲旺なるが如し、故に王者の德を五行に象つたのであると、蓋し五行とは、木火土金水のことである、而して此の五行は木が第一で、その木から火を生じ、又その火から土を生じ、又その土から金を生じ、又その金から水を生ずるので、之を五行の相生と謂ふのである、今天皇氏は世界開闢の後、人類社會が成立した時、始めて世に出で、天下を治めた人であるから、卽ち人類社會に王と爲つた人の首である、而して彼の五行の木は、亦五行の第一位に居るから、之を天皇氏に配したのである、德は得の意で、心に得て失はず、之を行に現はすの義である、王は白虎通に王往也、天下所歸往とある、卽ち天下を有つ者の謂である、歲起攝提、歲は太歲星といふ星、攝提は攝提格、天皇氏始めて十干十二支を制して歲時を定めた、十干とは、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸で、十二支とは子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥である、而して彼の太歲星が十干の中の甲に在るを閼逢と曰ひ、乙に在るを旃蒙と曰ひ、丙

十八史略の註解參考

此書の註解本として現存中最初のものは元槧本の
十八史略音釋二卷　元周天驥題詞、元宋應祥撰
である、次には通行本の
十八史略音釋七卷　明陳殷撰
である、宋應祥の音釋は極めて簡略であつて其明刊本は帝國圖書館に收められて居る、陳殷の音釋は宋氏に比すれば詳密であり且廣く行はれ通行本の十八史略には大抵皆載せられてある、我國にては古活字本がある、次に余進の通考せる十九史略中の十八史略の註解も陳殷の音釋と異なつて居るから共に參看すべきものである、而して此註解にも亦劉剡本と余進本と異つたる兩種がある、又本朝人の著述としては
十八史略聞書二冊　中江積德撰
標註增補十八史略七卷　岩垣彥明標記岩垣松苗增補
十八史略答問一冊　岡本保孝撰
等がある、聞書は字句の解釋を主とせるものである、標註增補本は陳註全體を挿載し、彥明の標記と松苗の補註とを附したるもので天明の初めに刊行せられ、本朝人の註解の刊本として最初のものである、答問は註解ではなく、解題である、此外には
十八史略讀本七卷　平田宗城補訂　明治七年
標註十八史略讀本七卷　大賀富二補訂　明治八年
十八史略評註七卷　近藤圭造評註　明治十年
鼇頭十八史略讀本七卷　淺田耕校　明治十年
傍訓十八史略讀本五冊　西野古海校　明治十年
標註十八史略讀本七卷　齋藤實穎標註　明治十二年
箋註十八史略校本七卷　近藤元粹註解　明治十三年
鼇頭註解十八史略讀本七卷　成瀨悌三郞註解　明治十三年
十八史略備考七卷　奧野精標註　明治十三年
校訂標註十八史略讀本七卷　今井匡之校訂　明治十六年
標註刪正十八史略副詮八卷　大鄕穆標註
批評校補十八史略讀本四卷　山名善讓校補　明治十七年
纂註十八史畧讀本七卷　木村方齊纂註　明治十八年
增註十八史略定本七卷　藤澤南岳增註　明治十九年
十八史略校本七卷　高階英吉註　明治二十三年
校訂標註十八史略讀本七卷　石川鴻齋補記　明治二十七年
等數ふるに遑ないが、何れも皆陳註を全載し多少增補せるもので、大同小異であつて取分けて言ふ程のことはない、中に就いて山名の校補本は古來の史論を拔載して附加せるもので唐宋以前だけ出版せられて居る、

據れば王逢は字を原夫といひ經史に淹貫し、性理の學に精通し朝廷から頻に徵されたが辭して應じなかつた、劉剡と其時代略、同しく明の宣德年間に生榮し、當時の學者は尊んで松塢先生と稱した、然るに梧溪集(四庫全書所載)の著者たる王逢と同一人として往往誤解せられて居つた、梧溪集の王逢は字を原吉、號を席帽山人といひ、江陰縣の人で、四庫全書提要には元代の人としてあるが大明一統志に據れば明の洪武年間には生存して居たことが明瞭である、洪武元年から宣德元年迄大約六十年を隔つれば元代に長く生榮せる王逢が宣德年間迄生存する筈が無い、乃ち同名異人たることが知れる、十九史略本の十八史略は松塢門人たる余進の通考したるものなれば其本文の補足と改定とは余進であらう、

十八史略の傳來

此書の支那に於ける傳來は元槧本、通行本、及び補足者の係にて自ら知れるが、其我國に渡來したるは足利將軍の時代であらう、足利學校舊藏の元槧本の末に「大永丙戌小春日、藤原憲房寄附、藤公前年乙酉三月薨逝、依遺命今歲秋寄置、東井誌」とある、此大永丙戌は後柏原天皇の末年で明の嘉靖六年に當り足利義晴の時代である、此書は卽ち其渡來當時のものであらう、其後元和年間に活字版を以て十九史略として印行せられた、又元祿年間の倭版書籍考卷四には十八史略七卷を載せてあるから、當時既に民間に流布せられたことは明瞭である、次で天保九月に岩垣彥明標記岩垣松苗增補の本が刊行せられた、增補といつても本文を增補したのではない、中井積德は聞書を著し、後又岡本保孝は答問を著したが、此二書は寫本で傳はつた、陳殷音釋の十八史略は德川時代諸藩の學校にて多く教科書に用ひられ、明治年間に至り大に行はれ校刊する者二十種前後に及び、以て今日に至つたのである、

此書は朝鮮にも夙に流布したものである、足利學校舊藏本の朝鮮活字本の跋文に據れば、明の永樂十八年に朝鮮國王が命じて銅活字を用ひて印行したことが知れる、其後宣德九年にも活字版にて刊行せられ、萬曆十年にも亦印行せられた、

十八史略の價値

四庫全書提要には此書を評して「鈔節史文、簡略殊甚、前冠以歌括、尤爲弇陋、蓋鄉塾課蒙之本、視同時胡一桂古今通略、遜之遠矣」といつて誹謗してある位で學識ある者は多く尊重しないものであるが、初學の士には支那歷代の治亂興廢の概略を知るに便なるのみならず、聖君賢臣名人逸士の略傳をも窺ひ、故事格言等の一斑をも知り、訓詁章句を學ふに於て極めて便利なる書籍の一である、殊に其敘述の簡約にして趣味の津津たるものあるに至つては、初學の士をして讀みて倦まざらしむる特徵がある、

張邦昌僭立條	文句異也	文句異也	同ニ通行本ニ
(宋寧宗)侂冑生レ事開レ邊條	同		上
宋伐レ金條	詳	省	省
元太祖條	有	無	無
己巳嘉定二年條より辛未嘉定四年迄條	有	無	無
癸酉嘉定六年條	文句異也	文句異也	文句異也
丁丑嘉定十年條より甲申嘉定十七年條迄	有	無	無
(宋理宗)乙酉寶慶元年條	詳	省	省
丙戌寶慶二年條	有	無	無
丁亥寶慶三年條	有	無	無
七月元太祖殂條	有	無	無
太祖既殂條	有	無	無
己丑紹定二年條	有	無	無
庚寅紹定三年條	有	無	無
元始置ニ倉廩一條	有	無	無
辛卯紹定四年條	詳	省	|
二月元太宗克ニ鳳翔一より冬十月上崩條迄	異同詳省甚	異同詳省甚	異同詳省甚
(宋度宗)度宗皇帝初名孟啓條	同		上
臨安府士人條より上一日間ニ似道一條迄	有	無	無
似道權傾ニ人主一條	文句異也	文句異也	稍通行本ニ同じ
元平章政事廉布憲條以下	異同詳省甚	異同許省甚	異同詳省甚

度宗の次の孝恭帝から宋末までは 三本ともに 異同が 甚しくて一々あぐることは出來ぬ、たゞ眞本は 記事が 簡略で、通行本と十九史略本とは 異同はあるが詳細であることだけは極めて明なのである、是によつて考ふると、余進の 十九史略本は別として通行本の 方は劉剡が 十九史略編纂の爲め 元史略附加の際に梁寅の宋史略をとつて 增補したのではなからうかといふ念を深からしむるのである、而して通行本の 本文は劉剡の十九史略本より元史略だけを 取離したものであることも明である、

十八史略通行本の補足者

十八史略の元槧本と通行本と十九史略本との 異同の 多いことは、前文に於て既に例證を舉げた 通りである、特に 南宋の末に於ては、元槧本の記事は頗る簡單で、彼の 文天祥、張世傑等が能く孤忠を守り力戰奮鬪して勤王に 盡瘁した る事蹟は極めて寥寥たるものであるが、通行本に 於ては、此等の 事蹟を比較的詳密に叙述してある、此等の記事を補足せる 者は何人であるかといへば、則ち 明 の 陳殷か劉剡等であらう、陳殷は臨川の人で洪武五年に 序文を作つて 十八史略の 巻首に冠し且音釋を加へ初めて七巻とした、劉剡は字を 用章といひ仁齋と號し建陽の人で書林である、劉寛の族弟で 宣德年間に生榮したらしく十八史略に標題を加へ 統紀を正した、又彼の立齋先生標題解註音釋十八史略讀本と 題せる 書には 番陽松塢王逢點校とあるから王逢も 亦其一人であらう、大清一統志に

き筈である、然るに今此二本を對校してみるに、此等の點に殆ど其異同の點を見出だすに苦しむ程である、故に此二本の記事は同一のものと見做して毫も差支がないと思ふ、金睟と守藤との事蹟は此には必要でないから省略する、又二本の首尾にある序跋や綱目などのことも亦別に必要と認めぬからあげぬ。

十八史略の元槧本、通行本、十九史略本(八卷本)の異同

十八史略の元槧本(舊本)と通行本との異同は三國を以て第一とする、これは通行本の條下に說いたから省略して其他の處を分卷逐條して大略を示さう、其の中で異同の最も大なるものは宋代である、或は劉剡等が梁寅の宋史略によつて補訂したのではないかと思はれる、因にいふ三國の條は十九史略本(韓本、元和本)の義例は通行本と同じである、

異同の條	通行本	元槧本	十九史略本
卷一(殷)拒ㇾ諫飾ㇾ非條	省	詳	省
(周)姜源履ニ巨人跡ㇾ條	詳	省	詳(通行文と文句異なり)
(戰國)諸國用ㇾ兵爭ㇾ强號爲ニ戰國ㇾ條	附加なし	附加あり	附加あり
卷二(漢孝昭)燕王上ㇾ書言ㇾ光條	省	詳	詳
(漢孝宣)蓋寬饒奏ニ封事ㇾ條	詳	省	稍省
卷三(唐中宗)中宗卽位條	詳	省	詳(通行文と文句異なり)
則天武氏條	有	有	無
長安五年帝復位條	文句異也	文句異也	稍省
卷六(宋太祖)石守信等稱ㇾ病請ㇾ罷條	省	詳	詳
(宋太宗)戢ニ士卒ㇾ戒ニ剽掠ㇾ條	省	詳	省
幸ニ西都ㇾ得ニ二張齊賢ㇾ條	省	省	詳
太宗不豫條	省	詳	詳(太祖の條下に收む)
詔征ニ契丹ㇾ條	省	省	稍詳
廷美降ニ涪陵縣公ㇾ條	詳	省	—
种放隱ニ于終南山ㇾ條	有	無	無
呂蒙爲ニ參政ㇾ條	有	無	無
召ニ華山陳摶ㇾ條	有	無	有(文句異なり)
開寶寺塔成條	有	無	無
霖潦過度條	有	無	無
卷七(宋徽宗)最初條	詳	省	詳
星芒壓見條	無	有	無
女眞阿骨打稱ㇾ帝條	省	詳	省
高麗來求ㇾ醫條	有	無	有
有ㇾ星如ㇾ月以下河北山東盜起條	有	無	無(河北一條のみはあり)
圍ニ太原ㇾ條	有	無	無
(宋欽宗)有ㇾ狐升ニ御榻ㇾ條	有	無	無
除ニ元祐黨籍ㇾ條	有	無	無
白時中罷條	有	有	無
(宋高宗)高宗皇帝名構條	文句異也	文句異也	稍省

ある、

十卷本には二種ある、第一は元の至正年間、浙東憲使張士和の附加して校刊した本である（南雍志參考）が、此本は我國に傳來せることを聞かぬから舊本又は通行本と比較することが出來ない、第二は明の劉剡が明初の史家劉寅の元史略を取つて附加して刊行した本で（十九史大全序參考）我内閣文庫に藏してある、十八史略の文は通行本と同じで余進のそれ（現存本）とは大に異同がある、此に一寸辯じて置かねばならぬは此の書は梁寅が附加したといふ說である、それは四庫提要別史類存目史略詳註補遺大成十卷（明李紀撰）の解題の中に見え我岡本況齋なども信じて居るが、これは劉剡編十九史略大全の序文を見ぬから起つた誤で今更くどく辨明する必要はない、因に梁寅の事蹟は明史儒林傳にある、字を孟敬といひ不門先生と稱した太祖の徵に應じて禮樂の書を修成し又元史の編修にも參加したやうである、著述には宋史略四卷元史略四卷がある。

十八卷本は清の盧文弨の補遼金元藝文志史部史抄及錢大昕の元史藝文志史部史鈔の部に曾先之十九史略十八卷と著錄してあるのを始とする、岡本況齋は其著十八史略校本に十八卷の十は衍文ならんといふて居るが、もつともの見解である、卽ち如何なる點より見ても十八卷本の十九史略といふ書の存在は認むることが出來ぬのみならず曾先之が十九史略を著はすべき理由をも認めることが出來ぬのである、されば盧錢二家の言は全然誤謬であつて、實際に於て十八卷本はないのである。

八卷本は明の余進の編にかゝることは卷首に松塢門人番陽竹窩余進宗海通考と題せるを以て知ることが出來る、余進は松塢（補足者の條參考）の門人であるから宣德頃の人であることは明であるが、事蹟は少しも分らぬ、而して其元史略の部は劉剡の十卷本と同じであるか又十八史略の文も通行本と同じであるかといふことは、此書が我國に傳はつて居らぬから知ることは六かしいが、多少異なつて居つたとは韓本によつて想像し得らるゝ、さて我國に傳はつて居る八卷本には二種ある、韓本と日本本との二種がある、韓本は朝鮮の通善郎行弘文館副校理知制敎兼經筵侍讀官春秋館記註漢學敎授の金晬が萬曆十年に勅を奉じて余進の原本を校訂刊行したものである、しかし金晬は其跋文に於て「臣竊觀二舊本一非三但間有二錯字一或傳二襲謬訛一不レ能レ無二可レ疑處一廼攷二綱目等書一悉稟二睿裁一稍加二訂正一與二舊本一略相異同、云云」といへるを見ると、余進の原本とは大分違つて居ることが分る、此の本は帝國圖書館に藏してある、次に日本本は元和年間に惠山守藤が活字版を以て印行した本で、明治四年に再刻した、守藤は韓本を覆刻したものであるが、其跋文に「大槩聚二數本一校二讎參二差訛謬眞贋一詳略而或從二其宜一矣」といふて居る所を見ると韓本に比して其記事中章句の異同段節の相異等があるべ

けは想定し得らる丶、次には(三)卽ち岡本況齋所藏の元版本である、此本は今其の存在を詳にせぬが、況齋の記す所によるとすべて(一)本と同じで、たゞ周天驥の題詞と廣中宋應祥音釋の標提がないのみである、しかし天驥の題詞は脫缺せりと解し得るも、標提がない所をみると音釋は(一)本と同じであるか否かは比較の上でないと肯定されない、

以上述ぶる所に由つて元槧本の原板本と明代覆刻本との大體は略〻つくしたと思ふ、而して二つとも二卷(太古より東晉まで上卷西晉以下下卷)で、本文は同じであるといふことを重ねて言ふて置く、併し余が現在見たるものは帝國圖書館藏の(一)本であるから、下條に於て通行本と比較する際にも之れを元槧本と稱して引據とすることを斷つて置く、

十八史略の通行本

十八史略の通行本とは曾氏の舊本(卽ち元槧本)を增補訂正し、明の陳殷が音釋を施し、劉剡が標題を加へた本(現に今此に講ずる本)である、增補訂正したのは何人であるかは補足者の條に於て述べてあるから此には省略する、陳殷の音釋は宋應祥の音釋により之れを補正したるもの丶樣に思はれる。さて舊本と通行本とは如何なる差があるかといふに、其の最も著しいのは三國の條である、曾氏の舊本は宋の司馬光の資治通鑑に本づき魏を正統とし「三國魏蜀吳」とあるが、通行本は朱子の通鑑綱目に法つて「三國漢、附二魏吳二僭國一」として改めて居る、訂正者劉剡は其の理由を說いて「按曾氏云、天下非二一統者一、本可三各自一國編集二、又恐初學讀者迷二其時代之先後一、今但以二一國源流相接者一爲二提頭一、而附二同時之國於其間一、而曾氏仍二陳壽之舊一、以レ魏稱レ帝、而附二漢吳一、剡既遵二朱子綱目義例一、而改二正少微通鑑一矣、今復正二此書一、以レ漢接レ統」といふて居る、次に本文の異同を比較すると、改本には先第一に「昭烈皇帝、諱備、字玄德云云」から其次に「蜀中傳言云云」次に「以二諸葛亮一爲二丞相一云云」次に「立二宗廟一云云」次に「立二夫人吳氏一云云」次に「魏主丕、姓曹氏、沛國譙人也、父操爲二魏王一、丕嗣レ位云云」次に「帝恥二關羽之沒一、自將伐二孫權一云云」とあるが舊本では第一の昭烈皇帝云云の條から立二夫人吳氏一云云の條迄の記事がない而して第一に「魏文皇帝姓曹氏、名丕、沛國譙人也、父操爲二魏王一云云」次に「蜀漢中王劉備卽二皇帝位於蜀一改二元章武一」と記し次に蜀漢帝自將伐二孫權一となつて居る、此れはたゞ一例に過ぎぬが三國だけは此に同じく殆ど排列が異なつて居るのである、

十八史略の十九史略本

世に十八史略の外に十九史略といふ書がある、これは十八史略の上に更に元史の大要を鈔略して附加したもので、本によつて附加者は同じでない、十卷本、十八卷本、八卷本の三種が

は宋代の史料は尙多かつたに相違ない、明の陳殷の十八史略の序に先之の據つた宋の史料は李燾劉時擧の宋鑑諸編であると云つて居るが、李燾の續資治通鑑長編五百二十卷（宋史藝文志に載す）は、宋の太祖より欽宗の靖康までに止まり、劉時擧の續宋編年資治通鑑十五卷は宋の高宗の建炎より寧宗の嘉定十七年までに止まつて居るから、理宗以後五十餘年の記事は此二書には全く記載せられない、然るに先之は理宗以後宋の滅亡までの事を書いて居る所から推測すれば、必ず此他の宋代の史料に據つたとが明瞭である、今十八史略に記してある宋代の史事を宋史に對照すれば、多少の出入は有るが大體に於て大差が無い、故に先之は主として宋史の據つた根本資料を本とし其他の史乘を取捨したものと斷定し得らるゝのである、

十八史略の元槧本

十八史略は曾先之が生榮中に出版したか否かは詳でないが、其の歿後英宗の至治年間に何人かゞ刊行したことは作者の條にのべた通りである、此の本には間々音釋がある、先之がつけたのか刊行者がつけたのか之れを詳知することは出來ない、此の本は昔我が昌平學校にあつたが、今は何人の庫にあるか分らない、けれども兎に角今日に現存する最初の元槧本と見て宜しい、假りに原板本と名づけて置く、

次に明代になつて此の原板本をもとゝして重修刊行した、その中で三種だけは分つて居る、卽ち經籍訪古志所錄の（一）寶素堂藏明代重修元槧本（二）不忍文庫藏明閩中覆刻元本と（三）岡本況齋十八史略校本所錄の況齋所藏の元槧覆刻本とである、而して（二）は今其の所在不明なれば其の體裁をしることは出來ぬ、（一）は帝國圖書館に藏してあると同一本であるから知ることが出來る、經籍訪古志及況齋の十八史略校本に記す所の原板本と此の本とを比較すると、卷端の綱目と本文とは同じであるが、異つて居る所は第一は卷首に大德丁酉豫章周天驥の題詞のあることである、此の題詞は余進の十九略本（十八史略の十九史略本條參考）に載せてあるが、詞中の文と綱目中に記した年號とが相矛盾するのみでなく文章も支離であるから、恐らく猾書肆の世を欺く手段であらう、第二は綱目中の歷代甲子紀年である、原板本は其の終に辛酉改㆓至治㆒とあるが、此の本は其下に凡三年、甲子改㆓泰定㆒凡五年戊辰改㆓大曆㆒凡二年、庚午改㆓至順㆒凡四年、甲戌改㆓元統㆒凡五年、辛巳改㆓至正㆒凡二十七年の五十三字がある、至正二十七年の翌年は明の洪武元年であるから、此れは明代に原板本覆刻の際附加したものであらう、而して其の附加者は恐らく次にのぶる宋應祥であらう、第三は音釋である、原板本は音釋は間〻あるだけであるが、此本は廣中宋應祥音釋と標提して澤山音釋が註してある、宋應祥は事蹟不明であるけれども元末明初の人で此本を註釋出版したのは明初であることだ

列傳より成る）
梁書五十六卷　（唐の姚思廉の著で四本紀、四十九列傳より成る）
陳書三十六卷　（唐の姚思廉の著で五本紀、三十列傳より成る）
魏書一百十四卷　（北齊の魏收の著で十二帝紀、九十二列傳、十志より成る此書は一名を北魏書といふ）
北齊書五十卷　（唐の李百藥の著で七本紀、四十一列傳より成る）
周書五十卷　（唐の令狐德棻の著で六本紀、四十二列傳より成る此書は一名を北周書又は後周書といふ）
隋書八十五卷　（唐の魏徵等の著で三帝紀、十志、五十列傳より成る）
南史八十卷　（唐の李延壽の著で十本紀、七十列傳より成る宋、齊、梁、陳の歷史）
北史一百卷　（唐の李延壽の著で十二本紀、八十八列傳より成る魏、北齊、周、隋の歷史）
舊唐書二百卷　（石晉の劉昫等の著で二十本紀、百五十列傳より成る）
新唐書二百二十五卷　（宋の歐陽修等の著で十本紀、十三志、四表、百四十二列傳より成る舊唐書を改修せるもの）
舊五代史一百五十二卷　（宋の薛居正の著で梁書、唐書、晉書、漢書、周書等に分たれ、本紀、志、傳より成る）
新五代史紀七十五卷　（宋の歐陽修の著で十本紀、二十一列傳、二考、世家、年譜、附錄より成る舊五代史に本づきたるもの）

以上の書を合算すれば十九史と爲るが、舊新唐書を一とし舊新五代史を一とするから十七史となる、殘りの一史即ち宋の歷史を曾先之は如何なる史料に取りたるか、現存の宋史は元の托克托の著で托克托は至正五年十月に宋史を脫稿して奉つたのである、即ち宋の祥興元年より六十八年後で元の至治元年より二十五年後である、されば曾先之が至治の終迄生存したと假定しても尙二十二年の差があり、且又托克托は至正十四年に四十二歲にて毒殺せられたから、至治元年には僅に十歲であれば勿論先之は現存の宋史を資料に供する筈がない、然らば先之は必ず此他の宋代の史料に據りたることが明瞭である、其史料は如何なるものなるか、托克托の宋史藝文志に宋人の著述に係る宋の歷史類四十餘部を記載してあり清の盧文弨の宋史藝文志補には其遺漏せるもの數部を補載してあるが、尙未だ宋人の撰べる宋の歷史を悉く列擧し得ないのである、其證は劉時擧の續宋編年資治通鑑十五卷、陳均の九朝編年備要三十卷などを淸の乾隆四庫が收めてあるに係らず托克托も盧文弨も共に記載して居らない、是に由つて觀れば托克托が宋史編纂の用に充てたる史料以外に先之の時に

に生る、人は心事を明言し難いことのあるは已むを得ぬのである、又江西通志の撰擧中に先之の名字がないから考試に落第したのだといふ說もあるが、此種の遺漏は典藉中に類例の多いことで、單に此一事を以て先之が自ら前進士と署し居るを非認することは出來難いのである、之を要するに曾先之は宋末に生れ進士に及第して元の初期或は中期に歿した人と定むることが穩當であらう、

十八史略の題名

此書は史記、漢書、後漢書、三國志、晉書、宋書、南齊書、梁書、陳書、北魏書、北齊書、周書、南史、北史、隋書、唐書、五代史、の十七史と、宋史の據つた根本史料及び當時の諸家の記錄等を資料に充て其中から切要なる事實を抄略し、太古から宋末までの編年體に叙述したから名づけたものである、元槧本には增修宋季古今通要十八史略、又は新增校正十八史略綱目、又は古今歷代十八史略、などの名稱があり、明代重修元槧本には新增音義釋文古今歷代十八史略、及び校正新刊歷代十八史略綱目などの名稱があり求古樓藏舊版本には立齊先生標題解註音釋十八史略など種々の名稱があつて一定して居らない、卽ち各本隨所に異なつた題名を附してあるが、其間に一貫して變せざるものは十八史略の四字である、元槧本旣に增修又は新增の語あれば本來の名稱に非ずして添加せることが明瞭である、されば本來は單に十八史略とのみ命名せられたものなることが知れる、

十八史略の資料

此書は題名の條下に述べし通り大體に於て史記以下十七の正史を根本資料に供したもので、それに宋代の史料を加へて十八史に達したのである、今此資料に就いて概要を述ぶれば左の通り

史記一百三十卷（前漢の司馬遷の著で十三本紀、十表、八書、三十世家、七十列傳から成る）

漢書一百二十卷（後漢の班固の著で十二帝紀、八表、十志、七十列傳より成る）

後漢書一百二十卷（宋六朝の范曄と晉の司馬彪との著、八志が彪の著で十本紀八十列傳が曄の著である、之を一書に合せたのは宋の孫奭等である）

三國志六十五卷（晉の陳壽の著で魏志が四本紀二十六傳で蜀志が十五列傳で吳志が二十列傳より成る）

晉書一百三十卷（唐の房玄齡等の著で十帝紀、二十志、七十列傳、三十載記より成る）

宋書一百卷（梁の沈約の著で八帝紀、九志、六十列傳より成る）

南齊書五十九卷（梁の蕭子顯の著で七本紀、八志、四十

十八史略國字解上

湖村　桂五十郎講述

解題

十八史略の作者

十八史略の作者は曾先之である、先之は字を從野といひ、自ら記して前進士たりといつて居る、盧陵の人で、盧陵は卽ち今の民國の江西吉安縣である（欽定文獻通考、欽定四庫全書提要、開有益齋讀書志等參考）先之の事歷は傳はらないが、其著十八史略が元朝にて既に出版せられて居ることゝ、其書の記事とに據つて、宋末元初の人たることが推測せらるゝ、元槧本（卽ち原板本）の十八史略は、本文に於て宋の帝昺の祥興紀元（元世祖の至元十六年）を書し、歷代甲子紀年の文に於て辛酉改二至治一と書いてある、至治は元の英宗の元年で、祥興紀元を去る四十三年の後で、元の中世紀である、此元槧本は或は先之が自ら出板せる書ではなくて他人の刊行せる際に先之の歷代甲子紀年の文に附加せるものなるかも知れないが、若し然らずとせば、先之は初め祥興紀元までの紀事に止め後更に歷代甲子紀年の文に補記したことゝなる、後說の如しとすれば、先之は元の至治年間まで生存したことゝなる、先之が宋末に於て假りに廿五歲で進士に登第したとすれば至治元年には七十歲前後となる譯である、まだ生存し得られざる年齡ではない、乃ち先之は宋代よりも寧ろ元代に長く生榮したといふことになる、然るに元槧本の十八史略に既に「增修」又は「新增」等の文字を題名に冠せらるに據れば、或は後人の增修せりやの疑も生ぜざるを得ない、又或は先之自ら增修せりとの疑も生じて、判定に苦まざるを得ないのである、然れども此「增修」又は「新增」の文字に據りて、現存の槧本以前に既に十八史略の出板せられたることが知らるゝ、同時に先之が元代の初期に此書を世に公にしたることが觀測せらるゝのである、

先之が自ら前進士と稱したことに就いて四庫提要には考試に落第したか又は前進士の意義を誤用したかの如く記してあるが、先之の所謂前進士とは唐國史補に「唐時進士登第者、過二舊題名處一增二前字一」といへる前字の意味を擴めて前朝の義と爲したものであらう、何故に明瞭に斷言せぬかといふに、先之は蓋し宋の遺民であるが、今は元代であるから前朝を稱するを憚つたもので、其心事は此書の記事の間に微旨を寓して居るのに見ても窺ふことが出來る、凡て兩朝更革の際

宋……五四七
高祖武皇帝……五四七
廢帝滎陽王……五四九
文皇帝……五五〇
孝武皇帝……五五七
廢帝……五五七
明皇帝……五五八
後廢帝……五五九
順皇帝……五六〇
齊……五六一
太祖高皇帝……五六一
武皇帝……五六二
廢帝鬱林王……五六二
廢帝海陵王……五六三
明皇帝……五六三
廢帝東昏侯……五六三
和皇帝……五六五
梁……五六六
高祖武皇帝……五六六
簡文皇帝……五七四
元皇帝……五七六
敬皇帝……五七八
陳……五七九
高祖武皇帝……五七九
文皇帝……五八〇
廢帝臨海王……五八一
宣皇帝……五八二
後主長城煬公……五八三
隋……五八七
高祖文皇帝……五八七
煬皇帝……五九一
恭皇帝……五九八

（上卷　目次終）

世祖光武皇帝……三四六
孝明皇帝……三八一
孝章皇帝……三八七
孝和皇帝……三九〇
孝殤皇帝……三九二
孝安皇帝……三九二
孝順皇帝……三九八
孝冲皇帝……四〇一
孝質皇帝……四〇一
孝桓皇帝……四〇二
孝靈皇帝……四一九
孝獻皇帝……四二七
三國……四四四
漢附魏吳二僭國……四四四
昭烈皇帝……四四五
後皇帝……四四九
西晉……四六九
世祖武皇帝……四六九
孝惠皇帝……四七七
孝懷皇帝……四八九

卷四

東晉……四九二
中宗元皇帝……四九三
肅宗明皇帝……五〇三
顯宗成皇帝……五〇七
康皇帝……五一六
孝宗穆皇帝……五一七
哀皇帝……五二八
帝奕……五二八
簡文皇帝……五三〇
烈宗孝武皇帝……五三〇
安皇帝……五四〇
恭皇帝……五四六
南北朝……五四七

蔡……六九
曹……六九
宋……六九
魯……七一
衞……八五
鄭……八八
晉……八九
陳……九二
齊……九三
趙……一一〇
魏……一二六
韓……一三五
楚……一三七
燕……一四二
秦……一四七

卷二

秦……一六〇
始皇帝……一六〇
二世皇帝……一七四
西漢……一八六
太祖高皇帝……一八六
孝惠皇帝……二四〇
孝文皇帝……二四四
孝景皇帝……二五四
孝武皇帝……二五九
孝昭皇帝……二八七
孝宣皇帝……二九四
孝元皇帝……三一九
孝成皇帝……三二八
孝哀皇帝……三三三
孝平皇帝……三三四
孺子嬰……三三六

卷三

東漢……三四五

十八史略國字解上

目次

解題
十八史略の作者…………一
十八史略の題名…………二
十八史略の資料…………二
十八史略の元槧本…………四
十八史略の通行本…………五
十八史略の十九史略本…………五
十八史略の元槧本、通行本、十九史略本(八卷本)の異同…………七
十八史略通行本の補足者…………八
十八史略の傳來…………九
十八史略の價値…………九
十八史略の註解參考書…………一〇
卷一
太古…………一一
三皇…………一三
太昊伏羲氏…………一四
炎帝神農氏…………一七
黃帝軒轅氏…………一八
五帝…………二三
小昊金天氏…………二三
顓頊高陽氏…………二三
帝嚳高辛氏…………二四
帝堯陶唐氏…………二四
帝舜有虞氏…………二七
夏后氏…………三〇
殷…………三六
周…………四五
春秋戰國…………六三
吳…………六五

第三十六巻

十八史畧 上

桂湖村講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

漢籍國字解全書